神宮司廳藏版

古事類苑

兵事部二

古事類苑刊行會

古事類苑

兵事部第二册目錄

古事類苑

兵事部二十五

城郭下 柵軍營 烽燧附 併入

古事類苑

兵事部二十五

城郭下 柵軍營併入 烽燧附

城門

〔書言字考節用集 二 乾坤〕城戶 キト 又作二木戶一

〔武家名目抄 居所二十四〕城戶 按、城門城戶皆キドと讀り、いにしへ城をキといひし也、又木戶とも書は、延喜を延木、參議を三木など書の例にて、字訓を假名に用たるなり、然るを近世木戶の字に泥て、門の疎略なるものをいふごとくなれり、

〔岡本記〕城の一のきど、二のきど、三のきどなど、申は、一のきど丶は一さし口の事也、三のきどはつめのきどなど丶、常人の申きどの事也、

〔築城記〕用害之事

一木戶は柱間七尺柱はいかほどもふとくて可然候、寸法は不可有之候也、○中略

一カイ有木ヲ十六角ばかりにケヅリ候、くわんの木をして內よりさす樣に木を渡也、シヲリ內へ明ル也、片ビラキは左へ開也、○中略

一木戶柱の口ノ廣さ九尺ばかり、長は土の上一丈ばかり、一方に一本兩方に二本也、柱は面を廣四角に作りて可立、地へはいかほども深く入てよき也、クヾリ木戶は右の方に有べし、

一木戶は內へ入てカマへ候也、土居にても、石ぐらにても塀にても透ノなきやうに立ル也、

一城戶の戶口をば、內ノ見えぬやうに、右ガマへにひつ丶めて、外より內ノ見えざるやうに拵也、

又城ノトヨリ内ノ少廣くなるやうに心えべき也、

一城の木戸と家の間は、鑓ヲ二タン三タンばかりに、ツクルやうに心得べき也、

〔甲陽軍鑑 品第四十二 十五〕城取の事

一一二の門廣狹德の有事

〔海國兵談 十〕城制 附居館　門に樓門あり、單門あり、樓門とハ櫓門也、凡て城門ハ升形を付て二重門に造ルを好トス　都て城門ハ少ク坂を附べし、一向に平地なれば、仕寄道具を附易キもの也、

二重門ハ内樓門外單門なるべし、樓門の二階を扉より六七尺も指出シて造リ、敷板に格子を設置て扉ニ附ジ敵に石を落シ炒砂を掛ケ、沸湯穢汁等を灑ケべし、又燒草を積て火を懸ル樣子ある時ハ、早ク水を灑ギ掛べし、樓門の階上に水ト石ト夥ク用意数置べし、尤礮も多ク造リ置べし、　門の地伏の下ハ大石を敷置べし、

〔續日本紀 光仁 三十六〕天應元年三月乙酉、伊勢國言、今月十六日午時鈴鹿關西中城門太鼓自鳴三聲、

五月甲戌、伊勢國言、鈴鹿關城門幷守屋四間、始十四日至十五日、自響不止、其聲如以木衝之、

〔源平盛衰記 二十二〕衣笠合戰事

大介義明〇三浦ハ、〇中略下知シケルコトハ、〇中略木戸ヲ三重ニコシラフベシ、

〔吾妻鏡 九〕文治五年八月八日乙未、秀綱等雖相防之、大軍襲重攻責之間、及巳剋賊徒退散、秀綱馳歸大木戸、告合戰敗北之由於大將軍國衡、

〔太平記 七〕吉野城軍事

村上彥四郎義光、〇中略宮〇大塔宮護良親王ノ御前ニ參テ申ケルハ、大手〇吉野城ノ一ノ木戸、云甲斐ナク責破ラレツル間、二ノ木戸ニ支テ數剋相戰ヒ候ヒツル處ニ、〇下略

〔太平記 七〕船上合戰事

佐渡前司ハ八百餘騎ニテ搦手ヘ向ヒタリケルガ、俄ニ旗ヲ卷キ甲ヲ脱テ降參ス、隱岐判官ハ猶加樣ノ事ヲモ不レ知、搦手ノ勢ハ定メテ今ハ責近ヅキヌラント心得テ、一ノ木戸口ニ支ヘテ、惡手ヲ入替々々、時移ルマデゾ責メタリケル、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

櫓ノ上ナル射手共四五十人叶ハジトヤ思ヒケン、飛下々々倒レフタメイテ、二ノ木戸ノ内ヘ逃入リケレバ、寄手數十萬騎同音ニ箙ヲ敲テゾ笑ヒケル、

〔梅松論下〕細川の人々あみだが峯には目もかけず、川原を下りに南へむかひしほどに、淀竹田に充滿したる敵ども、竹田繩手の小處を堀切、竹を打切て鹿垣を結、櫓をあげ、城戸を立て相待處に、大勢掛りける處に、御方の中より二町計先立て、武者三騎諍て懸しが、櫓近く成て黑馬に乘たる者、眞先に馬をさつとすゑて、拔きたる太刀をさやにさし、大手をひろげて櫓の下の城戸のかうしをおろさせじと取付て、馬に乘ながら冑のゑころをかたぶけし處に、敵はかうしをおろさんと取付てあらそふ、

〔嘉吉物語〕京勢はやがて水田の城へおしよせけり、〇中略京勢の中よりも石見勢七百餘騎、おめきさけんでかゝりけるが、すでに一二の木戸をうちやぶり、三の木戸まで面もふらず、切ていりけり、

〔新撰長祿寛正記〕急トスレド山中ニマヨヒ、夏夜無程明方ニ、漸々弘川ノ陣ヘ馳付テミレバ、三重ニ大木戸ヲ打、高矢倉ヲ上タリ、

〔甕輪軍記上〕抑此城をみのわと申事、榛名山の尾崎堀切築たる城の南表は甕に似たるとて、みのわと名付たり、名城なれば堅固にして飛鳥もかけりがたし、況や籠城の面々上杉譜代の舊臣にて名を惜一騎當千の侍也、甲軍多勢若干鐵炮にて打殺され、近きは矢にかけ、籠門江近付者共は

弩を放し追拂、塀乘る者は鑓にて拴落しけり、

〔陰德太平記 五十一〕因州私部城合戰之事

鹿助息ナ繼セソ、透間ヲアラセズ攻入レトテ、付入ニシケル程ニ、姫路一二ノ城戸ヲ被攻破、本城へ引籠ル、寄手已ニ甲ノ丸へ乘入ントスル所ニ、〇下略

〔明良洪範 十一〕天正四年丙子、奥平九八郎信昌長篠ヨリ新城ニ移リ本丸ヲ築ク、此時吉兆ナレバトテ、カノ門ノ柱ヲ以テ當城ノ門ノ柱トス、又同州吉田ノ城ニモ、長篠城ノ門ノ柱ヲ門柱トス、神君ノ命ニヨリテ立ルニヤ、

〔甲陽軍鑑 十一上 品第三十五〕内藤眞田は小田原筋の手あてに被仰付、信玄公御旗本ははい島森の内に備を立らるゝ、瀧山の城三のくるわをせめちらす、陸奥守二のくるわ二階門へあがり、さいはいをとつて愛を最期と防がるゝ、

〔甲陽軍鑑 二十 品第五十六〕諸勢壹堀ぎはへつき、殊に土屋總藏家中衆、一の門につきてあげじやうをおろしたる所を、土屋衆脇又市と申若者、玄やうをあげ廊下門をしこむ、

〔太閤記 二〕因幡國取鳥落城之事

附城之御普請は七月〇天正九年朔日より鍬初有しが、十日頃にははや塀、櫓、二階門堀等まで出來にけり、

〔清正記 一〕秀吉公、關東小田原北條左京大夫氏政父子御誅伐として御進發之剋、清正へ御朱印六通被下給ふ書曰、〇中略

去月六日之書狀、十三日〇天正十三年五月被成御披見候、〇中略武州岩付は北條小十郎城に候、八州に而用害堅固之由被聞召及、可然處より先可責之旨被仰遣、則木村常陸助、淺野彈正少弼、山崎、岡本、家康內本多、鳥井、平岡以下二萬餘討捕之、本城一の門へ相付候、〇下略

〔黑田家譜五〕鬼が城は四方岩石にして、城戶口も石門なり、

〔蘆名家記二〕高田閒合戰

ヤアイカニ敵ノ者ドモ、高田閒太郎右衞門爰ニ有トテ、突テ出ケレバ、一度ニドツトクヅレケリ、然處ニウロヲ見レバ、敵ハヤ裏門ヲ押破テ込入ケリ、高田閒荒井心得タリトテ取テ返シ込入敵ニ突テ懸レバ、其勢ヒニ辟易シテ引退、又後ロヲ顧レバ、大手ノ門ヨリ大勢攻入ケリ、

〔關八州古戰錄二十〕太田氏房二度目夜討事

蒲生氏鄉ノ伊賀ノ者、町田輪之丞ヲ以テ、忍ビノ骨張ナリシガ、其夜ノ子刻計ニ、氏房ノ持口ノ埋門ニ付テ、城中ヲ伺ヒケレバ、〇下略

〔太閤記十三〕名護屋旅館御作事衆

一山里くの木作御門　御牧勘兵衞尉　一同二階門　石田木工頭〇中略　御本丸より二丸閒北之門　河原長右衞門尉　一同大手之門　御牧勘兵衞尉　右之わきに矢藏有　觀音寺〇中略　一同〇二丸　殿守之下冠木門　太田和泉守〇中略　一同〇二丸　南門三間七間　龍野侍從後に若狹〇中略　一同〇三丸　冠木門　羽柴右近　一同西門三間八間　羽柴加賀宰相利家〇中略　一同大手東門　羽柴右近

〔常山紀談六〕羽柴下總守勝雅の許に、二藏三藏とて物し有り、いづれの城にての事にか有りし、下總守城より出て働き引取たるを敵付來る、二藏三藏門を固めて、揚簀戶を下して敵をたてこめたり、

〔細川家記忠興四〕一同〇慶長五年八月廿三日曉天に、追手搦手の諸將同時に岐阜の城下に著、〇中略柳田久四郎後に五郎助衆に勝れて走り廻り、七曲の上簀戶の邊にて生駒平三郎と鎗を合せ暫く突合候が、やがて生駒を突伏て首を取、〇中略此外諸手の軍士追々馳著、彼押立つ追込つ挑戰ひ候處、敵終に坂中の一戰に打負、七曲口須戶の內へ引過く、一村四郎三郎敵をまたふて、早く須戶口に著く、

有吉與太郎は馬を乘放して進み、七曲の簀戸口に一番に著、家士葛西九兵衛須戸口にて大音上げ、羽柴越中守內有吉與太郎康政と度々名乘る、

〔常山樓筆餘三〕左傳莊公二十八年、楚子元伐鄭入自純門、及逵市、縣門不發と云事あり、杜預が註に縣門施於內城門、又襄公十年、晉伐偪陽、偪陽人啓門、諸侯之士門焉、縣門發、郰人紇抉之以出門者といふ事あり、註に紇多力、抉擧縣門、出有內者、正義に、莊公二十八年には、縣門の事を註せず、襄公十年に註して、編版廣長如門、施關機以縣門上、有寇則發機而下之、諸侯之士攻偪陽之門、已有入者、縣門乃發、郰人紇抉而擧之以出門者と見へたり、縣門は門のとびらを上にかけおきたる故に名づきたるなり、日本兵家にいふあげ簀戸也、あげす戸は門の上につぼをうちかけ置、敵門を攻る時ひらき、戸は外よりおしひらく事を嫌て、頭上よりおとしかくる爲に設たる物なり、左傳の本文に發といふは、ひらく事にあらず、上よりおとしかくるなり、莊公二十八年に不發といふは、戸をつり置て、門はあきたるなり、襄公十年に、發といふはかけ置たるをおとしかけて、門を塞し故、攻入たる魯の士卒の門內にたてこめられたるを、叔梁紇大力なりしかば、あげす戸をひき上て、門內の味方を出されたる、杜註に、施於內城といひしは如何あるべき、楚兵逵市に攻入たるゆへ、縣門は內城門に設たる物と思へるにや、必しも內城門にのみ設くべきにあらず、寇の攻來るべき門には設べきなり、日本にてあげす戸の事、昔は聞へざりしに、これも甲斐の武田の家より出來しなるべし、然るに異國には上代より有けり、日本にて城制を論せしは、甲斐の武田の家に、山本勘介が傳へしより、盛に世には申す歟、異國の古へ墨子を見れば、城制は日本の制とは異にして、周の末より其法其設備れり、又甲陽軍鑑に、名和無理之介に、あげす戸を楯にておさへよといひし事も見へたり、

〔會津陣物語二〕伊達政宗歸城幷攻取白石城事

一番ニ大將濱田治部手鎗提テ追來ル、中目大學、山川帯刀、木村隼人オシツヾイテ追來、門ヲ立サセズ付入ニセヨト、二ノ丸大手門へ懸入ケリ、

〔家忠日記追加 二十三〕慶長十九年十一月十九日、藤堂高虎進て天王寺口城の黒門ニ向ひ陣す、城兵大野主馬助、木村長門守是を守、

〔平塞錄 四〕傳云、諸手段々陣替シテ陣場定リケレバ、肥後ノ勢入替テ大先手トナル、肥後一手ノ請取口ハ兩口ト名ク、其場ニ内虎落ヲ設ケ、篠垣ニ擧城戸アリ、

〔甲陽軍鑑 十五 品第四十二〕城取の事

一馬だしなしのこぐちとりやうの事

〔武家名目抄 居所二十四〕虎口 按、城郭陣營の尤要會なる處を、猛虎の齒牙にたとへて虎口といふなり、

〔書言字考節用集 一 乾坤〕虎口 コグチ 本朝俗、陣營要會之處謂二之虎口一、今按、支那軍行以レ車爲レ門曰二虎門一、擬二此義一乎、

〔三河之物語〕一城には虎口の多きがよきと、山本勘助物語候由、同時相撲被申候、虎口多ければ寄手城中より切て出んとのためを思ひて、虎口には人をかさみて置也、まく時もなほ同前敵の人數つからかす爲也、

一同人申候とて語被申候、虎口幷町口などは直なれば押込 ○町口以下十一字、一本作二町口なくば押道して九字一 敵奥まで見こむ故に、人數の方便も、もり返す事成がたし、曲れば押込む敵もまがりめ心許なく思ひ、又は横矢こはく思ひて、さほど押込ぬものなり、何時もまがりめにて返す、又まがりめ餘りに多ければ、返す時みかたに鍵をふみ落さるゝ者也、

〔鈐錄 十六 城制〕門 總ジテ虎口ニハ必升形アリ、略 ○中 北條流ニ陰ノ虎口、陽ノ虎口ト云事アリ、陰ノ虎口ハ内ヲ守ニ便有テ、外ヘ出ル事難ナリ、巳ノ字ノ馬出曲尺ノ馬出ノルイナリ、陽ノ虎口ト云ハ

外ヘ出テ働ニ利アリ、横虎口並虎口ノルイナリ、

〔新撰長祿寛正記〕河內衆ニモ大方新兵衛、同彥左衛門、花田宗左衛門尉等、サヽ尾ノコグチニテウタレケル、

〔關八州古戰錄　三〕久下田蟠龍齋長南勢ト一戰之事

結城ヨリノ援兵ハ、東ノ城戶ニ百騎、南ノ虎口ニ百騎、我旗元ノ跡ニ百騎、如此備ヘサセテ、〇下略

〔關八州古戰錄　七〕北條氏政上總國池ノ和田合戰付三士高名論ノ事

于時城中ニ反忠ノ者有テ、郭內ニ火ヲ放ケル故、〇中略諸卒防戰ノ方便ヲ失ヒ、脇虎口ヨリ通レ出テ悉ク退散セリ、

〔關八州古戰錄　九〕太田三樂齋乘捕小田城事

防グ兵ナカリケレバ、彥太郎〇小田守治セン方ナク、脇虎口ヨリ脫レ出テ、〇下略

〔關八州古戰錄　十二〕佐野小太郎宗綱討死事

當城〇須花城ニハ初メ彥間ニ在リシ小曾根筑前守移リ居タリシガ、思ヒモ寄ズ朝ガケ故、上ヲ下ヘト捐擇シテ、兵器ヲ執リ合モセザルニ、宗綱無二無三ニ攻入テ、當ルヲ幸ニ撫切ニシ、單的ニ乘捕タリ、小曾根モ防グニ術ヲ失ヒ、搦手ノ虎口ヨリ潛ニ脫レテ落行キケリ、

〔小早川式部物語　下〕翁語て曰、太閤秀吉公御他界有て、伏見の城代に鳥居彥右衛門を一ニ被差置由、家康公より被仰渡けるに、彥右衛門伏見城の繪圖をひろげて、折しも冬なりければこたつにすがりて、つくづくと城の繪圖を見て居たりける處に、彥右衛門女房も來てのぞきて、その繪圖を見て曰、彥右衛門殿聞給へ、我親常に云けるを聞覺て此繪圖を見るに、勝手のあしき虎口有、此虎口には必左弓の入虎口なるべし、能工夫ましましくて、足輕の內を穿鑿し給へと云、彥右衛門聞て、去とては女たりといへども、心の付たる事也、流石は馬場美濃守が娘也と、我女房なれ共褒美

武者走　大走

したりと也、

〔武用辨略二城郭〕武者走、犬走、　屏ノ表裏ニ設、内ノ方土臺際横行ノ道ヲ武者走ト名、升形一二ノ門ノ間ニ鴈木アリ、剗階ノ如ニ段々ニ作也、重坂アリ、合坂アリ、多ク門所ノ廣狹ニ因トゾ、外屏ノ際ノ横行ノ道ヲ犬走ト呼也、

〔築城記〕一土居ノ塀ヨリ内ハ、武者バシリト云也、外ハ犬バシリト云、塀ノ繩打の時犬バシリ一尺五寸おきて可然候、武者ばしりハ三間計可然也、

〔甲陽軍鑑十五品第四十二〕城取の事

一武者走三段はがんぎ、あふさか、かさなり坂、　おもてに一ッ二ッは犬走と云　口傳

〔手鑑七〕坂之事　武者走ハ土居上ヘノ平三山ナレバ塀ノ内也、又雁木、逢坂、重坂トモニ武者走リト云也、雁木ハ直グニツクル坂也、逢坂ハ上ニテモ下タニテモ、二ッノ坂口兩方ノ行アヒタルヲ云也、重ル坂ハ同ジナミニ能キ程ヅヽニ間ヲ置キテ斜メニツクル坂ナリ此内逢坂ハ宜カラザル故坂ヲツクル時、逢坂ニナラザルヨウニセヨトノギ也、

〔見聞雜錄武家名目抄居所二十八所引〕角て謙信本庄繁長が、布地天神に在て笑しを聞給、大に悶上り給、御馬を乘放し、城中へ入給、中之丸之土居向に構たる武者走の塀へ上り給、

升形

〔倭訓栞中編十四〕ますがた　城門一二の門内をいふ、武者屯なりといへり、

〔武用辨略二城郭〕升形　城門一二ノ門ノ内ノ武者屯ヲ云也、軍法家ニ五八ノ矩ナド云習アリトゾ、此門ノ裏ニ於テ人數ヲ量リ出スヲ以テ升形トモ、又武者屯トモ云、城郭ノ内ノ廣平ノ地ナリ、馬屯ト云モ亦同ジ、是騎卒ノ屯スル所ナリ、

〔甲陽軍鑑十五品第四十二〕城取の事

一ますがた本圖はごはちの事、　但大將の數寄次第五八をもつてす、門前をも升形といふ、口傳

有、

〔三河之物語〕一門のわき升形といふ事は、人數をはかり出す故也、去程に何間に人數何程居といふ事を覺て、升形はするもの也と、同時語○新助所語也被申候、

〔鈐錄城制十六〕門　升形ト云フハ、衡門ノ内ニ大門ヲスル、其間ヲ云ナリ、衡門バカリニテハ扉ヲアグル時、一重ニテ内見ユルナリ、衡門ヲ閉テ人數ヲ升形ヘ出シ、扨大門ヲ閉衡門ヲ開テ、人數ヲ外ヘ出スナリ、

〔手鑑七〕出○シ○升○形○之事　是ハ堀ノ内ヘ升形ヲ築出シテ、郭虎口ノ内ヲ廣ク、ライ地ヲ設ル所ニ用ルギ也、袖○之○升○形○之事　是ハ虎口左右ノ中何レ也トモ、虎口ヨリ向ノ方ヘツキ出シ設ルヲ云、多クハ城ノ角ド近ク、小口ノアル時、其スミ矢倉等ノ如ク構ルヲ云也、横郭ト云ニ似テ、至テチヒサク設クルヲ云ナリ、坪○ノ○升○形○之事　是ハ何レノ所ニ也トモ、郭ノ長ク直ナル所ヘ、横矢ヲ用ル爲、又ハ小口ニ横矢ノナキ所抔ヘ設ルギ也、堀ノ内ヘツキ出ストモ、又山ナレバ塀ヲ折出シテ、ソトヘ升形ヲツキ出スギ也、元來曲尺ノ馬出シ坪ノ升形ト連ゾクシタル言バヲ以、曲尺ノ馬出ノ一方小口ヲツケザル方ヘ、拂ノ爲ニ内ノ方ヨリ升形ヲツケタルギト相見ル也、是ヲ世ニ橋○升○形○抔ト云ナリ、

〔見聞雜錄武家名目抄居所二十九所引〕陸奥守の城兵共、やれ三の廓へ打寄れとて、千人計どろ〳〵と寄集る、安部加賀守馬に乘ながら、誰か有、此引橋をはね返せ、渡して乘込けがするなと下知すれば、猪子才藏曲淵心得たりと云儘に、十人計にてもはね返し難き引橋を曳やつとはね返し、其儘三の廓の升○形○へ入と等しく、敵方を招き立〳〵追込々々、歩行立に成て切て廻る、

〔太閤記十三〕名護屋旅館御作事奏

一同丸○二升形方七間四石垣　同人○侍從龍野

馬出

〔奥羽永慶軍記三十五〕南部利直再攻岩崎城事

岩淸水右京が乘タル若馬〇中略此風ニヤ驚キケン、一サンニ驅出ヅルヲ岩淸水止カネテ大手ノ門際迄行處ニ、升形ノ中ヨリ淵柳五右衞門尉ツト出テ、大長刀ニテ岩淸水ガ乘タル馬前ノ膝ヲ薙落シ、〇下略

〔武用辨略二城郭〕馬出　城門ノ前ニ土手ヲ構フ、是ニ角馬出、丸馬出、辻馬出、的山馬出、曲尺ノ馬出等ノ品アリ、軍法家ニ習アリトゾ、眞行草ノ義アリ、

〔甲陽軍鑑十五品第四十二〕城取の事

すみ馬だしの事付よこくるわの事〇中略

一まる馬だしの事

一まる馬だしに三間のかき口傳大極意なり、

一辻の馬だしの事

〔鈐録十六城制〕門　一謙信流ニ甃龜利繩七箇條ト云事アリ、馬出シノ習ナリ、的山馬出、草ノ丸馬出、草ノ角馬出、升形、向小口、蔀ノ土居、馬出無ノ小口、左袖ノ様子是ナリ、左袖トハ、小口ハ兩袖ニスル事法ナルヲ、一方略スルヲ云ナリ、馬出ハ人數ノ出ル處ヲ敵ニ見セヌ爲バカリナリ、故ニ謙信流ニハ草ヲ用、眞ノ馬出ハ土居ヲツキ屏ヲカケ矢狹間ヲ切、堀ヲホル、行ハ堀ヲホラズ、草ハカタバカリナリ、

〔海國兵談十六〕城制附居館　馬出に丸馬出、角馬出、梁馬出、馬出無の小口、升形向小口等種々の口訣あれども、左のみ秘訣の沙汰にも及間敷也、馬出の趣意ハ只人數の出ル所を早ク敵に見られぬ爲也、早ク見らるれば射すくめられて、出がたき故、物かげよりひよと突出べき爲の馬出なれば、餘リ念入て普請するにも不及事也、馬出ハ塀にするもあり、亦土居にも蔀にも、宜に隨て制作す

べし、

〔豐薩軍記 四〕義統被築朝日嶽ノ城幷築城儀式之事

天正十年五月上旬、大僧都宥榮、柴田入道、○中略朝日嶽ナラデハ城ニ取ベキ所ナシトテ、吉日良辰ヲ撰ンデ繩張セラレケル、法印柴田ニ向ヒ、物ヨリノ堀横郭、カザシノ土手、流シノ土手、角馬出シ外側ノ矢倉、横矢ノ思案能々勘ヘ計ハルベシ

〔見聞雜錄 武家名目抄居所二十四所引〕花澤落城に付、藤枝之城も小原肥前與力之者共番手差置候處悉明ヶ退、信玄公御馬を被寄、城取之樣子、今川了俊之繩張にて中々堅固之地也、乍去當城之馬出古風にて角馬出也、不宜と在て、馬場美濃守を召被仰は、其方此馬出しを差圖仕取直し候へ、尤丸馬出し之儀心得たるかと御意也、馬場美濃守申上は、山本勘介委相傳申候ニ付、丸馬出し、幷三間之垣之極意迄乍憚相心得申候、此城には殊更辻之馬出をも御付被遊可然と申上る、

勢溜

〔築城記〕一平城ハ、城ノウシロニ勢ダマリ有樣ニ可拵也、

〔大友興廢記 十八〕薩州勢臼杵江打出事

城中の諸勢一勢は大手の勢だまり、又一勢は平清水口にひかへたり、薩州勢備は上門前の側の高みにおきて、次第々々に引取、

武者溜

〔小畠景憲家譜 武家名目抄居所二十四所引〕伏見追手治部少輔○石田三成曲輪、武者溜り陣取堅ル人三千可有候、佐和山總人數不來間も、其三千ハ餘所之三萬ニ向ひ、夜ハ夜打、晝ハ物見を出し云々、

〔奧羽永慶軍記 二十〕箭田野藤三郎義正武勇事

昨日討レシ者共ノ親子兄弟ニヤ有ケン、其下知ヲ背キ東雲モ明ザルニ、大手ノ門近ク詰懸タリ、箭田野是ヲ見ルニ跡ニ續ク勢モナシ、纔七八十ノ外ハ有可ラズト見得ヌレバ、門内ノ武者溜リニ究竟ノ長柄百餘人、鐵炮弓ノ者百餘人、愛カシコノ詰リニ隱シ勢ヲ置テ、○下略

馬溜

弓藏

櫓

〔續撰清正記 六〕八幡の圖と云歌舞伎女肥後國へ下たる事

其頃〇慶長十四年八幡の圖と云や、ゝこを下し、熊本の塩屋町三町めの武者溜りにて勧進能をいたし、〇下略

〔甲陽軍鑑 十五 品第四十二〕城取の事

一馬だまりの事

〔築城記〕一弓かくしは三尺ばかりに可在之、いなはき進先ハ可然候、

〔太平記 三十四〕龍泉寺軍事

龍泉寺ノ城ニハ、〇中略龍泉ノ勢ヲバ皆呼下テ、ナシモナキ野伏共百人計見セ勢ニ殘シ置、此ノ木ノ梢彼コノ弓藏ノハヅレニ旗計ヲ結付、尚モ大勢ノ籠リタル體ヲ見セタリケル、

〔倭名類聚抄 十 居宅〕櫓 唐韻云、魯反、〇中略城上守禦樓夜久

〔箋注倭名類聚抄 三 居宅〕按玉篇、櫓、城上守禦望樓、廣韻同、孫氏蓋依之、疑此脱望字、釋名、櫓、露也、露上無屋覆也、按櫓本訓大盾、盾所以防敵、故轉爲守禦望樓也、

〔東雅 三 地輿〕倭名鈔に、櫓の字讀てヤグラといひ、城上守禦樓と註し、庫の字ツハモノクラと讀み、諸軍器在庫といふ、唐令を引きたり、日本紀には、庫また兵庫の字、並に讀て、ヤグラといふ、ヤグラといふは、ヤとは箭也、クラとは置なり、古語にクラといひしは、並に置をいひしなり、

〔類聚名義抄 三 木〕櫓ヤグラ

〔武用辨略 二 城郭〕櫓 城上ノ守禦樓ナリ、又戍樓ト云、俗ニ云矢倉也、物見櫓、著到櫓、或水櫓ナド云テ、軍法家ニ是ヲ辨ズ、

〔倭訓栞 前編 三十四 也〕やぐら 樓をよめり、彌藏の義、重ね造りたるをいふといへり、また日本紀に兵庫をよみ、和名抄に櫓をよめば、矢庫の義にも侍るべし、

〔書言字考節用集 乾坤 一、〕櫓(ヤグラ)〔字彙、城上望樓也、集覽、城上白露屋、名之曰櫓、又戰陣高巢車曰櫓、〕戍樓〔同〕〔戰樓、戰棚並同、〕矢倉〔同〕〔和俗所用〕

〔築城記〕一矢藏ハ塀ノムネよりも二尺高くアグル也、弓一張タッほど可然、矢グラ數多候事ハ可然候、大に上べからず、小ヤグラハ七尺四方ばかり可然候也、

一矢グラノサマハ三尺ばかり、口六寸ばかり、サマノ下八寸ばかりたるべし、〇中略

一ハシリ矢グラハ常ノ矢藏ノ如クこしらへ、塀ノ中に廣クあけてサマヲあまた切て、はしり廻ているを云也、

一ダシ矢藏、カキヤグラと云ハ、かきてありく也、出矢藏も此心得あり、〇中略

一矢グラハ塀の上二尺餘、サマ面ノ方二ッ可然、サマノ戶ハ前へ引ヒラキ候、シトミノ如ク外へおし出るもある也、所によるべし、

一矢藏ハ塀より二尺ばかり內へ入てあぐる事、是はかいだてに射つけ候矢をかき落、へいの內にて取べき爲なり、又へいにかゝはり候はで可然候、

一やぐら板をば横に敷也、スノコもよこ竹也、たてはすべりてわろき也、

〔手鑑 七〕著到櫓之事　是ハ先ヅ人數ノ著到ヲツケテ、一方ノ小口ヨリ通ラシメ、一方ヘ出ルヤウニシテ、其郭ハ內中程ニ櫓ヲ設ケテ、大將是ヨリ見給フヲ號シテ著到櫓ト云也、畢竟ハ如此設ケテ、味方諸將頭奉行ノ人數アツカヒノヨウス、武者ノ躰ヲモ考辨アルベキ爲也、敵ノ來ル時見切リニ用ユベキハ勿論ノ義也、故ニ見切リノヨキ場所ニ構ルコトナリ、　矢倉之事　是ハ見キリノ爲メ、又ハ大筒等ヲシカケ、又人數ヲ込メテ矢玉ヲ多ク用キ、小口前城外敵ノ屯ヲ討ベキ爲也、第一見キリヲ肝要トスル義故、八方正面ト云如ク、城外ヲ能見キリテ、四方ヘノ下知等、通解能カラン所ヘ設ルヲ心得トスル也、

〔續日本紀 三十四 光仁〕寶龜八年九月丙寅、內大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨、〇中略太師押勝起宅於

楊梅宮南、東西搆樓、高臨內裏、南面之門便以爲櫓、

〔三代實錄 三十九 陽成〕元慶五年四月廿五日壬寅、出羽國元慶二年爲夷虜所燒盜、〇中略 城櫓二十八宇、城柵櫓二十七基、郭柵櫓六十一基、是日有勅免除、以省交替之煩、

〔陸奥話記〕康平五年九月十五日、酉刻到著厨川嫗戸二柵、〇中略 件柵西北大澤、二面阻河、河岸三丈有餘、壁立無途、其內築柵自固、柵上搆樓櫓、銳卒居之、

〔源平盛衰記 二十二〕衣笠合戰事

大介 義明〇三浦 ハ、〇中略 サテ下知シケルコトハ、〇中略 堀ゴトニ搔楯ヲ搆ヘ櫓ヲカケ、〇下略

〔源平盛衰記 三十五〕範頼義經京入事

元暦元年正月廿日、大手搦手宇治勢多ニ著、〇中略 御曹子 義經〇源 河ノ邊リ近高櫓ヲ造ラセテ、此上ニ登テ四方ヲ下知シ給ケリ、矢立ノ硯ヲ取寄テ、宇治川先陣ト剛者トヲ次第ヲ明々ニ注シテ鎌倉殿ヘ見參ニ入ベシト被仰ケレバ、軍兵各勇ヲ成テ抽忠トゾ色メキケル、

〔源平盛衰記 三十六〕一谷城搆事

平家ノ人々ハ讃岐國八島ヲバ漕出シテ、攝津國ト播磨トノ境難波潟一ノ谷ニ籠リケル、〇中略 陸ニハコヽカシコニ堀ヲホリ、サカモ木ヲ引、二重三重ニ櫓ヲカキ、カイダテヲ搆ヘタリ、

〔源平盛衰記 三十七〕平家開城戸口幷源平侍合戰事

平山 季重〇 熊谷 直實〇 ニ云ケルハ、城 谷〇一ノ搆樣ヲ見ニ、二重ノ櫓ニハ平家ノ侍國々ノ兵共並居タリ、高岸ニ副テ屋形ヲ並テ大將軍御座、海ニハ石ヲ疊重テ大船共ヲ片寄置ケリ、上ニ櫓ヲ搔ケリ、城戸口ニハ逆茂木重々ニ引廻シテヒラカネバ趣タ莵入事叶難シ、

〔太平記 七〕吉野城軍事

宮 護良親王〇 中略、勝手ノ明神ノ御前ヲ南ヘ向テ落サセ給ヘバ、義光 村上〇 ハ二ノ木戸ノ高櫓ニ上リ、遙

ニ見送リ奉テ、〇下略

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

山崎ヘハ脇屋右衞門佐ヲ大將トシテ、〇中略七千餘騎ノ勢ヲ向ケラル、寶寺ヨリ川端マデ屛ヲ塗リ、堀ヲホリテ、高櫓出櫓三百餘箇所ニカキ雙ベタリ、

〔豐薩軍記六〕屋山太郎次郎討死井野邊櫓合戰事

大將紹運、三浦式部、江淵右衞門、黒岩隼人ヲ近ヅケテ、〇中略我高櫓ニ登テ切腹セント思フナリトゾ下知セラル、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

敵ノ陣ヲ見渡セバ、無動寺ノ麓ヨリ湖ノ波打際マデ、カラ堀ヲ二丈餘ニ掘リ通ホシテ、處々ニ橋ヲ懸ケ、岸ノ上ニ屛ヲ塗リ、關逆木ヲ密シクシテ、渡櫓高櫓三百餘箇所搔キ雙ベタリ、

〔太平記十七〕金崎城攻事附野中八郎事

寄手大勢也トイヘ共、敵手痛ク防ケレバ、攻屈シテ只歸リ、逆木引向櫓ヲ搔テ、徒ニ矢軍計ニテゾ日ヲ暮シケル、

〔鎌倉大草紙〕同〇應永二十三年十月二日、〇中略犬懸の郎等屋部岡谷の兩人、手の者を引卒、其夜塔辻へ下り、所々堀切鹿垣を結渡し、走矢倉をあげ、〇下略

〔嘉吉物語〕山名修理大夫殿の御内に、村の助影安といへる兵、五人ばりの弓に矢をつがふてすゝみ出、安積殿のあまりに人もなげにのゝしり給ふに、ほそやづかにて侍れども、矢一すじまいらせんとて、十三ぞく三ぶせよつびき兵とはなちけり、安積がもちたるなぎなたの石づきの上、三すばかりをいとをして、あまる矢が矢倉のふせぎいたに、箆中すぎてぞいたてける、

〔結城戰場物語〕箱根山と申は、前に水海をかまへ兩方の山崎々とそびえ、ばん石やく岩をかさね

屏風をたてたるごとくなるに、矢倉かいだてかきならべ、針〔〇作釘〕一本戸さかもぎ夥敷、石弓はりかけて、よせておそしと待かけたり、

〔淺井三代記 三〕上坂合戰の事

亮政は敵いまだ寄ざる先より、大手の矢倉へ取のぼり、敵のよする次第を物見して居たりしが、寄手近々と來るを見て、矢倉よりおり、軍の手を支たりける、

〔東遷基業 三〕江遠三戰附一言坂退口二股城退去之事

此城〔〇二股城〕西は天龍川に臨み、東には小河あり、天龍川の方に水矢倉ありて、城中に水を汲も見へたりとて、〔〇中略〕 請求問目〔〇中略〕 問曰、凡城に水櫓を制するは、朝夕食事の爲の用水はあれども、猶も不足を補はん爲に、川ある所は水櫓を設し、水を汲て火矢を消し、洗足などの類につかふ事有、此故に水櫓を塞て人の渴するといふ事はなき事なり、

〔籾井家日記 一〕攝州青野合戰事

籾井越中守手ヨリ一番ニ、大手ノ西ノ方ノ櫓ヲノリ、火ヲカクルト間モナク、搦手ノ間ノ脇櫓ヨリ火ノ手見ヘ、總ノリトモミタツル故、城中コヽヲ先途ト防グ、

〔大友興廢記 二十〕篠原目落城の事附秀吉公御感狀

阿南〔〇中略〕石見守〔〇白坂〕へ使者を遣し一通の書を送る、其辭曰、

乍恐呈一翰候、〔〇中略〕於御同心之御返事者、速退城後、端矢倉の番等被仰付候者、生々世々可爲本望、

〔太閤記 十三〕名護屋旅館御作事衆

一同〔〇山里〕北矢藏　御牧勘兵衛尉〔〇中略〕　一同〔〇御本丸〕取付にも二階之矢藏有　同人〔〇數寄〕　一同四間五間之矢藏　羽柴美作守　一同矢藏〔四間十間四角〕　大和中納言　取付　二間三間　同人　一二

狹間

之丸長角二階矢藏四間五間　溝口伯耆守〇中略　一同〇二丸三階之矢藏九間二間十　伊藤長門守〇中略
一同大手東之矢藏四間十間　長束大藏大輔　一同北矢藏四間八間　大和中納言　一同西方二階矢藏
四間八間十　淺野彈正少弼　一同南へ取付三間八間　同人　一二之丸大手矢藏三間三間十　鍋島伊平太
一三之丸西方矢藏二間三間　羽柴河内守〇中略　一同西北角矢藏四間五間　同人〇羽柴利家

〔家忠日記追加十五〕慶長五年八月廿三日、武藤砦にして暫く支て、敵味方互に苦戰す、城兵遂に利を失ひ引退て、七間櫓に楯籠る、

〔長澤聞書〕一總がはの矢倉〇大坂城二間に四間二階矢倉に致候、

〔難波戰記二〕穢多崎砦乘取事
同〇慶長十九年十一月十九日、兩公〇德川家康、同秀忠、住吉ニ於テ軍議有、其後城中〇大坂城ノ要害ヲ尋サセ玉フニ、〇中略後ニハ高サ二間ニ塀ヲ付、重々ニ櫓ヲ搔雙べ、

〔武功雜記七〕一大坂門跡籠城之時、横矢能カヽリ候矢倉有之而、寄手致難儀候付、千貫出候テ成トモ取申度矢倉ト、沙汰申候故、是ヨリ千貫櫓ト申候事、

〔落穗集後編一〕御城内八方正面御櫓之事
一問云、當御城内に八方正面の御櫓有之と申は、何レの御矢倉の事にて候哉、答云、只今の富士見の御櫓ハ、八方正面に有之候由、我等若年の頃、北條安房守殿、小川町の屋敷に於て、氏長雜談あられ候ハ、八方正面の矢倉など申ものは、太田道灌たとへ何程の城取功者にても、態と工みて取らるゝ者にては無之候、第一其地形により、次には繩張の模樣に依て自然と出來る事にて候、さるに依て諸國に餘多の城有之候得ども、八方正面の櫓と申は稀なる由に候、然るに當御城内に有之候事奇妙なる事に候、是を以て御當家御繁榮の御吉瑞に候と御申候を、〇下略

〔運歩色葉集佐〕狹間サマ　小間同　小窓同

〔武家名目抄 居所二十七〕狹間　按、矢倉塀等矢石の道を明たるをサマといふ、小間、狹間、矢間など書てサマと讀り、中頃より、又ヤザマといひ、ヤマともいふなり、

〔武用辨略 二 城郭〕狹間　○△此等ヲ以テ鐵炮ノ狹間トシ、□是ヲ矢狹間ト云ナリ、軍家ニ習アリト云々、古ハ半月圓形ナドモアリトゾ、

〔倭訓栞 前編 十〕さま　城にいふは矢間と書り、矢をさとよむ事、前に見えたり、射孔箭眼など見えたり、矢ざまともいへり、

〔書言字考節用集 二 乾坤〕箭眼 サマ 字彙、樓上開設之、所以窺望城下也、　狹間 同 俗字、又作小間、

〔築城記〕一サマノ數ハ一町ノ面に卅と申、四町に百二十バカリ可然ト也、然共數の事、やう躰によるべし、矢出て敵いたむべき所を見はからひて、多も切べき也、又身とほりのさまなど、云て、昔はきらず候事候、然ども不入サマヲバさまふたをしてふさぐ事なれば、サマ多して不苦、口傳多之、〇中略

一矢グラノサマハ三尺ばかり、口六寸ばかり、サマノ下八寸ばかりたるべし、〇中略

一城戸ノ上ヲ武者ノかけとほるやうに橋を廣くツヨタかけて、面に板を打矢ザマヲキリ、又足ダサマヲ切べシ、アシダサマトハ板にサマヲ切テ其サマフタニとつてのやうにして、足にて開キイルヲ云也、〇中略

一セイロウヲアグルハ、〇中略一重あぐるは、サマヲ下にて切て、面ノ方ヲ先トク上べキ也、〇中略

一ヒラ城、〇中略サマノたけ、三尺五寸ばかりたるべし、

一折塀は〇中略打目にサマ一切て、兩方にサマ二ツ有べシ、〇中略

一城戸のわきに自然よこざまを切候ハヾ、內の左に有べく候、大事のサマにて候、一二在之、又よこざまを切所に、よこ板をうちて、其より鑓を出也、

〔高忠聞書〕さまをきる寸法の事、長さ一尺八寸、よこはゞ四寸二分、さまより下だいまでの間六寸、山城ハ四寸也、

〔甲陽軍鑑十五品第四十二〕城取の事

一矢狹間ひかへをいとふ　口傳

一鐵炮ざま土一俵をもつてす　口傳

〔海國兵談十〕城制附居館

矢狹間ハ長ク切、筒狹間ハ丸ク切也、尤立狹間、居狹間の高低あり、立狹間ハ立人の乳切に爲、居狹間ハ居敷て肩切に切也、何レも内の方にあがきを付ル也、あがきとハ内の方を廣ク塗事なり、又板狹間あり、厚板に狹間を切て、壁中に塗込ル也、

〔翁物語四〕或曰、籠城ノ時、具足一裝束シテ矢狹間ヨリ鐵炮ヲ放時、左右ノヒラキ打レズ、打樣可レ有、或但又狹間ノ切樣アルベキ哉ト不審シアヘリ、

按之、矢狹間ハ内ヲクル故ニ、左右打ザル事ナシ、頰當シテハ鐵炮難レ放ニヨリ、稻富頰當ナガラ能頰ニ付ヤウニ迚、カキ臺ヲ巧ミケレドモ、思フ樣ニハ無ト云リ、

〔源平盛衰記三十六〕熊谷向二大手一事

城谷○一ノ構ゾ夥シキ、山ノ岸ヨリ海ノ遠淺マデ、大キナル岩ヲ取積デ岩ノ上ニ大木ヲ切フセ、其上ニ櫓ヲ二重ニカイテ、狹間ヲ開キタリ、

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討附東國勢上洛幷楠櫻山擧二義兵一事

櫓上サマノ陰ニハ、射手ト覺シキ者ドモ、弓ノ弦クヒシメシ矢束解テ推クツロゲ、中差ニ鼻油引テ待懸タリ、○中略良暫有テ木戶上ナル櫓ヨリ矢間ノ板ヲ推開テ名乘ケルハ、○下略

〔太平記十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事

三方ノ土矢間ヨリ、鑓長刀ヲ差出シテ、散々ニ突ケルヲ亘理新左衛門十六迄奪テゾ捨タリケル、〇下略

〔太平記十五〕正月二〇建武二年二十七日合戰事

先手三井寺ノ合戰ノ張本ニ被召テ、越後國ヘ被流タリシ、妙觀院高因幡全村ト云ハ我事也、城中ノ人々此矢一ツ進セ候ハン、被遊テ御覽候ヘト云儘ニ、上差一筋拔出テ、櫓ノ小間ヲ手突ニゾ突タリケル、此矢不誤矢間ノ陰ニ立タリケル鎧武者ノセンダンノ板ヨリ、後ノ總角著ノ金物迄、裏表二重ヲ徹テ、矢前二寸計出タリケル、

〔播州佐用軍記下〕十二月十五日上月城攻之事

櫓ニ居合タル人々ヲ催ケルニ、川島木工太輔、松尾、山田、瀨川、片島、高野、檜原、奈波權正、高島小七郎、此人々弓ニ手矢計取添テ、矢狹間ヤマヲ押開ケバ、小寺隆家是ヲ手配シテ、文代ニ射サセケル、

〔雲州軍話尼〕山中鹿介被誅事附柴橋大力介討死事

去程ニ山中鹿介幸盛ハ、〇中略數多ノ偶人ヲ作リ、矢倉窓ノ前、矢狹間ノ内ニ立、車ニテ是ヲ巡シ、〇下略

〔武將感狀記三〕左馬助〇明智光春櫓ニ上リ、狹間ノ板ヲ細目ニ拔キテ見下シケレバ、〇下略

〔常山紀談十〕文祿五年朝鮮にて泗川といふ處に城を構へたる時、門脇の狹間を垣見和泉守家純あげて切れと下知しけるを、長曾我部元親見て人の胸あたりより、腰あたりを當て切りたるこそよけれといふ、和泉守下げたらば敵城内を覘ふべきといふ、元親此門へ押寄心よく内を見るほどに、城兵よわりたらば、一支もすべきや、上て切ば敵の首の上を射べきかと笑ひけるとぞ、

〔長澤聞書〕一多年弓ざま切やうかざり樣能被存來より合僉議被致候、切樣かざり樣致し直し、其上鐵炮ざまは常のさまには一ツも不被打候間、皆々切直しさま蓋も仕直し候、

天守

〔蜑の燒藻の記下〕其時寛政三年〇總じて塀と石垣との境に、四角なる穴をほりぬきてあるを、地獄狹間とて、彼穴より弓鐵炮を打出す由、何の心得もなき御作事方の役人ども申出て奉行も迷ひたりしが、井上美濃守、是は北條流の軍學者福島傳兵衛小普請に尋て事分りたり、元來彼穴は雫ぬきにて、所によりては棒などを通して、足代を組たつる便りまでなり、地獄にもせよ、極樂にもせよ、矢玉なんど打出すべき樣はなきことなり、

〔書言字考節用集一乾坤〕殿守テンシユ又作二天守一

〔和訓栞中編十五〕てんしゆ　殿守と書り、信長公江州安土山に一城を造り、城内に七重の殿守を上られたり、是始也といへり、或は天守、殿守なども書り、西土の臺也といへり、一説に松永久秀多門城を始とすともいへり、

〔梧窻漫筆拾遺〕西洋人は家宅を五重七重に作りて、其第一の高層の處に天主を祭る、信長公天主の邪敎を假りて、佛法を破却する志あり、其事は極めて隱れり、京師一條戾橋の東北に地を賜ひて、南蠻寺を建てられたり、今は攝家方の屋敷となりて片側町なり、されど天主の途子と唱ふ、さて安土に大櫓を立てられて天主と稱す、是天下天主の始なり、秀吉公の姫路の天主、大坂の天主伏見の天主など是れに次げり、後には大櫓を天主と稱すること、覺えて其所以を知らず、實は其第一の上層に天主を奉祀する故に、名付けたるにて、西洋人の眞似をしたるなり、軍學者などは夫等の事も知らずして、最下層二十五間四面にして、千疊敷の間出來ざれば、天主とは稱せずなど云ふは、以の外の僻事なり、其始の安土の天主も十八間かと覺えたり、大櫓なれば天主と言ひ習はせることなり、信長公の天主を奉せられて天主と名付けられたりと云ふこと、信長記、總見記等にも記載せず、今は天主など書き改めて心付くべき樣もなかりしに、一諸侯の臣の予が門人、予が少かりし時に物語せるに、是れはあらはには申し上げがた

きことなれど、不思議のこと故申すなり、我國城の天主の上層に、何か怪しき神を安置せり、切支丹の神なりと言ひ傳へたりと、予此言を聞きて豁然として了悟したり、信長公の天主を安置せられて、天主とは付けられたるなり、諸國の天主も是れと同じ、御制禁となりて皆取り棄てたるに、其國などは邊土にて、今に其まゝあることならん、たとひ字を無理に取りかへて、天守と稱したりとも、根元信長公の心得違より出でたることにて、天守は天主なりと云ふことは知るべき理なり、今かく御制禁に、官名までも其稱呼を用ふることは、然るべからざることと歟と覺ゆ、天下一統に天守と云ふ語を禁じて、大櫓と云ふべき事なり、

〔武用辨略 二城郭〕殿主 其起異域ノ臺ニ據リ、○中略吾ガ朝ハ天正四年正月、信長ガヲ江州安土山ニ築リ、四月ニ成、七月ニ至テ殿主又成、石垣二重高十二間、南北二十間、東西十七間、石垣以上殿主ニ至ルマデ七重ナリ、是レ日本殿主ノ始ナリ、或書ニ曰、國主ノ居城ニ在テハ殿主ト書、公方家ノ城ニテハ天守ト書也、天下ノ主將タルヲ以ノ故ナリ、又云、天守或殿主ニ作、共ニ同、天守ハ天下ヲ守衞ノ意、殿主ハ一殿ノ主頭ノ意也ト云々、共ニ和俗ノ談ナリ、故ニ決シ難シ、

〔永祿以來出來初之事〕一殿守之趣は、永祿元年春の事なるに、尾州樂田之城を敵不意に攻入し事有之時、城主之父家督之後殿守と名をかつて、城中に高さ二間餘に壇を築き、其上に五間七間に矢倉を作り、眞中に八疊敷の二階座敷をこしらへ、八幡大菩薩愛宕山權現を勸請し奉り、つねに信仰有し、かり弓手たて等をも緣通りに多く掛置しが、古此所を能持固め、是にて敵を追出し候ひき、如此有し事を他國に至て聞及びしは、今度尾張國樂田の城運をひらき侍る事は、かやうなる殿守有しが、其にて大敵を追出しつる、是は誰もほしき事也とて、殿守の圖を寫しよせ、高き壇を築き、いかにもそさうに殿守を立しと也、今世の此甚大に成し事は、江州安士の殿守よりが、是其濫觴なり、

〔大和事始二居處〕天守　城中の高樓を天守と云、三重或五重あり、是は天正四年、織田信長公江州安土に城を築き、天守を立給ひしより始る、

〔明良洪範續篇五〕天守ノ初マリハ井樓ヨリ起ル、材木ヲ丈夫ニ組上ゲ塀ヲ塗シガ、次第ニ高ク大キニ成、後ニ天守ト成リ、信長公ノ時、安土ニテ初メテ五重ノ天守出來シ、秀吉公ノ時ニ、又々高大ニ七重トナレリ、

〔松屋筆記百十五外集〕天守　伊勢貞丈が雜說問答二卷に、矢倉之義二重色々有之候、四重と申も有之候哉、五重なれば天守と唱へ申候由、總じて矢倉は、城の何方々々になくて不叶所有之ものに御座候哉、矢倉と申事いつ比の書に出初め候義に御座候哉、　答、矢倉に四重は無之候、軍書に四を忌み候由、天守は信長より始る、石垣二重、其上櫓五重合て七重ありしと云、將軍家譜に見ゆ、總じて矢倉の在所は不定候云々、　按、〇小山田與清天守の始は、安土に起れるよし也、織田彈正左衞門尉が、永祿元年の春、尾州築田の城に高さ二間餘りの壇を築き、其上に二階の矢倉を立て、八幡愛宕の二神を祭て敵を拒ぎしを濫觴にて、信長公安土の城に、五重の天守を築かれたりといふはさもあるべし、彈正左衞門二代あれど、これは信長より五代の祖久長が所爲にやありけん、されど右書に見えざれば、正說ともさだがたし、〇中略細川兩家記上卷十二丁左に、〇中略　按、伊丹城にて細川野間が腹切しは、永正十七年正月十日也、永祿元年の築田城の二階矢倉よりは三十八年前、天正四年の安土の天守よりは五十七年前也、細川野間が辭に、數十年の間諸侍士民以下を煩はしめて、築たるよしいひたれば、文龜永正の始に成れりとすべし、さては天守は定土よりも七八十年前に出來たるものにやあらん、

〔細川兩家記〕伊丹城の中に、同名〇細川但馬守野間豐前守二人申けるは、當城此數十年の間、諸侍士民以下煩としてこしらへたるそのさるしなく、のがれける事口をしさよ、我等二人は此城の中

にて腹切らんと、四方の城戸をさし、家々へ火をかけ天守にて腹切ぬ、是又剛なる人哉と、かんせぬ人こそなかりけれ、

〔陰徳太平記 五十一〕荒木村重屬信長并村重討讐敵事
村重事ノ實不ヲ糺ス所ニ、太郎ガ逆心分明ナレバ、頓テ高山ガ望ム旨ニゾ任セケル、高山不堪喜兄弟其外同心ノ者五人相具シテ、或夜高槻ノ天主へ忍デ上リ、太郎ヲ方便テ討ントスル所ニ、太郎ハ父ニモ不劣者ナレバ、心得タリト云マヽニ、渠等ニ渡シ合散々ニ切結ブ、

〔信長公記 九〕天正四年正月中旬より、江州安土山御普請惟住五郎左衛門に被仰付、○中略四月朔日より當山大石を以て、御構之方に石垣を被築、又其内には天主を可被仰付之旨にて、尾濃勢三越若州畿内之諸侍、京都奈良堺之大工諸職人等被召寄、在安土仕候て、瓦燒唐人之一觀被相添唐様に被仰付、觀音寺山長命寺山長光寺山伊場山所々之大石を引下し、千二千三千宛に而安土山へ被上候、　石奉行、西尾小左衛門、小澤六郎三郎、吉田平内、大西、　大石を撰取、小石を被撰退、爰に津田坊大石御山之麓迄雖被寄候、蛇石と云名石にて勝たる大石に候間、一切ニ御山へ不上候、然間羽柴筑前、瀧川左近、惟住五郎左衛門爲三人助勢一萬餘之以人數、夜日三日に被上候、信長公御巧を以、輙御天主へ上させられ、晝夜山も谷も動計候へき、○中略
七月十五日○中略　安土山御天主之次第　石ぐらの高さ十二間餘也　石ぐら之内を一重土藏に御用、是より七重也、　二重石ぐらの上、廣さ北南へ廿間、西東へ十七間、高さ十六間、ま中有柱數二百四本立、本柱長さ八間、ふとさ一尺五寸六寸四方、一尺三寸四方木、御座敷之内悉布を著黑漆也、西十二疊敷墨繪に梅の御繪を、狩野永德に被仰付かゝせられ候、何れも下より上迄、御座敷之内御繪所悉金也、同間之内御書院有、是には遠寺晩鐘之景氣かゝせられ候、其前にはぼんさんヲおかせられ、次四でう敷御棚に鳩の御繪をかゝせられ、又十二疊敷鵞をかゝせられ、則鵞之間と申

也、又其次八疊敷奥四でう敷に、雉之子を愛する所あり、南又十二疊布唐之儒者達をかゝせられ、又八でう敷有、東十二疊敷、次三でう布、其次八でう敷御膳拵申所也、又其次八疊敷、是又御膳拵申所也、六でう敷、御南戸又六疊敷、何れも御繪所金也、北ノ方御土藏有、其次御座敷廿六でう敷、御南戸也、西六でう敷、次十でう敷、又其次十でう敷、同十二疊敷、御南戸の數七つあり、此下に金灯爐おかせられたり、　三重め十二疊敷、花鳥の御繪有、則花鳥の間と申也、別に一段四でう敷御座の間有、同花鳥の御繪有、次南八疊敷、賢人の間に、ひようたんより駒の出たる所有、東麝香の間八疊敷、十二でう敷御門之上、次八でう敷呂洞賓と申仙人、幷ふゑつの圖有、北廿疊敷駒の牧の御繪有、次十二でう敷西王母の御繪有、西御繪はなし御縁二段廣縁也、廿四でう敷の御物置の御南戸有、口に八でう敷之御座敷在之、柱數百四十六本立也、　四重め西十二間に、岩に色々木を被遊、則岩の間と申也、次西八疊敷に龍虎之戰有、南十二間竹色々かゝせられ、竹の間と申、次十二間に松計を色々被遊、則松の間と申、東八疊敷、桐に鳳凰かゝせらる、次八疊敷、きよゆう耳をあらへば、そうほ牛を牽而歸所兩人の出たる故鄕體、次御小座布七疊敷、でい計にて御繪はなし、北十二疊敷、是に御繪はなし、次十二でう敷、此內西二間の所にてまりの木被遊、次八疊敷庭子の景氣則御廐の間と申也、柱數九十三本立、　五重め御繪はなし、南北の破風口に四疊半の御座敷兩方に有、こ屋の段と申也、　六重め八角四間有、外柱は朱也、內柱は皆金也、釋門十大弟子等、尺尊成道御說法之次第、御縁輪には餓鬼共鬼共かゝせられ、御縁輪のはた板には、ゑやちほこひれうをかゝせられ、高欄ぎぼうしほり物有、　上七重め三間四方、御座敷の內皆金也、そとがは是又金也、四方の內柱には上龍下龍、天井には天人御影向之所、御座敷の內には三皇、五帝、孔門十哲、商山四皓、七賢等をかかせられ、ひうち、ほうちやく數十二つかせられ、狹間戶鐵也、數六十餘有、皆黑漆也、御座敷內外柱總々漆にて布を著せさせられ、其上皆黑漆也、　上一重のかなぐは、後藤平四郎仕候、京田舍衆手

を盡し申也、二重めより宗のたい阿彌かなぐ也、御大工、岡部又右衛門、漆師首刑部、白金屋の御大工宮西遊左衛門、瓦、唐人の一觀に被仰付、奈良衆燒申也、御普請森三郎左衛門、

〔太閤記三〕明智左馬助安土山殿守を令燒亡事

左馬助〇明智光俊は光秀が子三人息女三人さし殺し、其後殿守に火をかけ無常の煙と共に名をも雲井に擧たりけり、

〔勢州四家記一〕天正十二年〇中略瀧川下總守伊賀より來り、松ヶ島請取籠城せり、日置大膳亮加勢して、天守は瀧川守護し、門矢倉は日置守護するとなり、

〔柴田退治記〕終攻詰甲丸、丸中以大石積上磊其牆數仞也、比晉平公所造九層臺、天守上九重、石柱鐵扉重々搆、精兵三百餘人楯籠禦之、城內無閑地、五步一樓十步一閣、廊下斜連、天守高聳、以多勢欲擧之、以弓鐵炮打之、以長道具貫之懸共具足被紕者多、故秀吉下知而雜兵除之選出六具差固勇士數百人、手鑓打物計攻入天守之內、勝家年來之武勇、今於是乎相盡處也、於異國者、吳越分兵、於本朝者義經高館合戰不屑、內甲兵已切息之間、引梯取上天守九重目、詞戰云、勝家只今切腹之條、敵中有心侍、鎮前後見物、可相傳名於九夷八蠻由、高聲名乘、

〔大友興廢記十八〕尊氏公より太閤秀吉公まで武將の次第附宗麟上洛の事

その後天主見物いたすべきよし被仰出候間、御座敷退出仕候、關白樣御案內者被成御舍弟美濃守殿も半作之時分御らんじ候て、終に御見物なく候、宗麟故御見物のよし御申被成候、天守重々是又言說に不及事ども也、下より三重目には、杉之櫃十四五程あるに、御小袖或は白綾或は紅などゝかきつけ有、一階之下は皆御藏にて候、その外いろ〳〵の御道具どもおかれ候、五重六重目は長刀有、金銀の藏數を盡し御敉へ被成候、

〔氏鄕記下〕若松繁昌事

去程ニ會津ノ榮ヘ昌フル事日ニ増シ時ニ登セリ、美々シク城ノ普請ヲセラレ、七重ノ殿守、月見矢倉ニ大鼓門、其外ノ殿々金銀ヲ鏤メタリ、

〔御天守注文〕播州姫路御天守

一天守高さ石垣より十九間、石垣高さ十四間、　一櫻之御間より天守の地形まで、五十二間、但五重、　一東西七間、三十五坪、南北五間、七十疊、　二東西九間、五十四坪、南北六間、百八疊、　三東西十一間、七十坪、南北七間、百五十四坪、　四東西十三間、百三十五坪、南北八間、二百八疊、　五東西十五間、二百四十坪、南北九間、二百七十疊、　外堀之廻り、京口より同所まで道程二里廿八町、堀内外狹間數八千六百四十、是は本多美濃守様御代に、平岩左二衞門近藤一彌切申由、

〔御天守御注文〕慶長十二年四月江戸御城天守御經營、石垣は上杉景勝、伊達政宗、蒲生秀行、最上義光、佐竹義宣、溝口秀勝、堀秀治、村上義明築之、　石垣高さ八間に六間は常の石、貳間は切石也、此切石を除け又貳間築上げ、其上に右の切石積、合而十間也、土居も貳間上られ、土居の上八間の石垣也、廣さ廿間四方也、

〔御天守御注文〕同○慶長十三年八月、駿河御天守御普請ニ付、兩御所○德川家康、德川秀忠、御普請場へ出御、御天守摸様、天守臺十三間、石段十間、十二間、但七尺間四方、落椽あり、　三段　十間　十二間　七尺間四方右に同じ、　四段　八間　十間同じ、　腰屋根破風鬼板何れも白鑞懸魚鰭有り、逆輪釘隱し何も銀、　六段　五五段　六間　八間同じ　腰屋根唐破風鬼板、何れも白鑞懸魚鰭逆輪釘隱し何も銀、　六段　五間　六間同じ　屋根破風鬼板、何れも白鑞懸魚鰭逆輪釘隱　物見の段　屋根銅葺、天井組入、軒瓦滅金、破風赤銅、懸魚鰭皆銀、筋黃金、破風逆輪銀、釘隱銀、彫物黃金、

〔尾張名所圖會前編一〕府城○中略　慶長十五年淸須の舊城を廢して、此名古屋に新城を御營築ありしかば、○中略　五重の天守閣は、肥後侯正淸所望にて一手に造營ありし也、高數十丈、碧銅の瓦を以

蔀蔀

て葺きかさね、黃金にて造れる丈餘の鯱を、上層の兩端に置きけるが、今に至るまで空に聳え、日に映じて衆人の目を驚かす、實に無雙の壯觀にして、海內第一の名城なり、

〔駿府政事錄 一〕慶長十六年十月三日、所々御代官爲納米之價金一萬九千兩、松平右衞門佐納之殿守御庫、

〔當代記 七〕慶長十七年九月二日、夜前丑剋ヨリ大風、今日至未剋西返殊强則止、〇中略伊賀國上野城古ノ殿守ヲ毀チ、新殿守ヲ立ケルガ、五重ノ上ノ重計葺、惣ハ未葺塀モ不出來ニ、右ノ西風ニ倒、大工幷手傳ノ者百八十人倒死、

〔書言字考節用集 一乾坤〕蔀カザシ 毛萇云、蔽也、

〔甲陽軍鑑 品第三十九 十二〕信玄公御家中城取の極意五ツは〇中略二にしとみのくるわ、之とみの土居、三にかざしの土居、

〔鈐錄 十六〕雜制 一北條流總ジテ升形、橋、土居、屛、屋敷、植物郭等ニモ皆蔀蔀ノ心得アルベシ、陰陽ノ繩不足シテ見エスク處々ニハ、相應ニ何ニテモカザシシトミニ取ル事ナリ、又山鹿流ニ、高山アリテ城中見透クヲシトミ様ノ秘傳ト云事アリ、高山ノキワヘヒシトツケテ、城ヲ取ル事ヲ云ナリ、

〔武敎全書詳解 十七 第十七〕蔀蔀之事

一蔀ノ塀、蔀ノ土居、蔀ノ櫓、蔀ノ屋敷、蔀ノ植物之事、　蔀ト云フハ、內ヨリ外ノ人ニ不見樣ニ掩フヲ云、又蔀ト云ハ、外ヨリ見エザル樣ニスルノ仕方ニテ、手ヲカザス扇ヲカザス抔ト同ク、掩フノ意也、內外ノ見通シニ依テ、其名ヲ差別シテ云ヘドモ、共ニ見隱シ也、此兩樣ハ繩張ニ依テ自然ニ生ズレバ、其所々ニ依テ、不付シテ不成コト也、是ヲ不用トキハ、內ヨリハ外ヲ見通シ、外ヨリハ內ヲ見通スコト顯然也、故ニ塀、土居、櫓、屋敷、植物ノ類ニテ、蔀ミ守成可成樣ニ用之ノ設ケ也、故ニ能

横矢

ク其見切場ヲ考ヘ、其所ニ依テ、此品々ノ内ヲ以テ、都合ヨク見通ヲ塞ギ隠スベキ事也、

一蔀シノ塀、蔀シノ土居、蔀シノ櫓、蔀シノ屋敷、蔀シノ植物之事、蔀シモ蔀ト同ク、其場所々々ニ見切場ヲ蔀シテ、以テ留ベキ事也、蔀シハ陽ニシテ防戦ニ利アリ、蔀ミ蔀シノ二品ハ、城中ニ無テ不成物也、常ノ屋敷住居ニモ、此二種ハ必ズ可用物ナリ、其見積ヲ定メテ、屏、矢倉、屋敷、植物ノ類ヲ以テ内ヨリノ見通シ、外ヨリノ見透ヲ全ク留ムベキコト肝要也、

〔海國兵談十〕城制附居館　蔀とは、葉の付たる木枝にて垣を爲也、○中略　蔀は何方にても見透て悪キ所に用ユる也、

〔蜑の燒藻の記下〕西の丸御太鼓櫓の下と、坂下御門の出郭の取付との間は、西丸の方高く坂下の方はひきくて、外より見込により、蔀の植物ありて、昔は面白きしげみなりけるに、植物も古木になりたる上、近頃の風雨に吹折て、悉く外より見透きたりしを、此所は小普請方の持なり小普請奉行やがて木をも不植付、月日はたてども捨置たりしかば、奉行に逢てそこ〳〵の植物、風に吹折たり、以前肝要の御場所見透候て如何に候とて、しげみを付給はんやといひたてしに、奉行神保長光佐渡守、于時小普請奉行、も合點しながら、又半年計も捨置たるゆへ、此度は定信○松平越中守朝臣に其事申て、終に奉行より木を植込たれ共、要害の蔀と云ことをもしらざるか、又は太平の城郭急ぐに不及心得にや、昔よりはそこ〳〵に二三本木を植て、今も猶みすくなり、彼御要害は肝要の所にて、かゝる所を蔀の植物と云て城取の習なり、

〔三河之物語〕一堀のほり様、横矢を本とする、見込なきやうに、虎口取べし、曲り多きを本とする、但し横矢左勝手は敵を後にする故に、城中の射手後を無覺束思ひて、存分にならぬものなり、右勝手の虎口なれば、敵を前に見て打つ射つする故に、心安くはたらくもの也、

〔三河之物語〕一小田原の城御繩張の時、唯城は逃入やすきやうに、つけ入りならぬやうに、城は臆

病に取もの、よし、横矢を專にまがりをあらせて御繩張被成候、

〔武教全書 三 城築〕横矢之事

一横矢升形　横矢斜　横矢角落　横矢屛風折　順逆之横矢　横郭　斜郭　合横矢折敵味力

竪橫　曲尺　横矢ハ郭屛、其地形ニ依テ可用之也、

〔海國兵談 十 城制 附居館〕横矢の繩張ト云ハ、都て城の繩張ハ直に長ク取事勿レ、二十間三十間にて折廻シて、相互に横矢の屆ク樣に構フべし、又地勢に因て百間も百五十間も直に長ク構ル事あらば、二三十間隔に、幾所も出を構置て、横矢の働の成樣にすべし、是總繩張の趣意なり、是に付て種々六ヶ敷ことを談ズル者も多けれども、左のみ奇妙の事にもあらず、只横矢のきくを奇妙とするなり、

〔大友興廢記 十六〕新城御取立の事附法印新地城取の物語幷法印奇特の事

吉日良辰を撰で城取相始りぬ、法印柴田にのたまはく、○中略そとがわに矢倉、屛、同横矢の分別可然ように見計はれ候へ、

塵落不淨流

〔武用辨略 二 城郭〕塵落不淨流　塵落ハ積塵ヲ拂捨ンガ爲ニ之レヲ設、不淨流ハ糞土ヲ捨用意也、

〔海國兵談 十 城制 附居館〕穢水又ハ糞汁迄悉ク溜置て、城江附敵兵に沸して打懸べし、日本の城制は不淨流とて、惡水を悉ク流シ捨ルハよろしからず、溜池を設て溜置、其餘ル所を流スべし、

多門

〔書言字考節用集 一 乾坤〕多門タモン本名壘壁、俗云見付、松永久秀築ニ城於和州東大寺北多門山ニ、始造ニ殿守ヲ、又造ニ壘構ヲ、稱ニ之多門ト、作ニ其制起ニ于此ニ、

〔武用辨略 二 城郭〕多門　今長屋ヲ以多門ト云、或書ニ曰、松永久秀多門ノ城ヲ築、後世其構營ヲ摸トシテ、往々城居ノ格ニ據テ、今呼テ多門ト云、蓋久秀ヨリ始辭也ト云々、或曰、長屋ハ本屋ノ外ニ長ク連續スル家ナレバ也、或ハ之ヲ小屋ト云、大厦ニ對シテ云トゾ、又陣小屋アリ、

〔倭訓栞 中編 十三 多〕たもん　長屋造りを多門と云は、松永久秀和州志貴の毘沙門堂の上に、多門の

城を築きて其營構を摸せしに事起れりといへり、

〔翻譯名義集 二 釋氏衆名〕鞞沙門大論云、秦言多聞、主夜叉及羅刹、光明疏云、北水精埵王名毘沙門、索隱云、福德之名聞四方、故亦翻普門、佛令掌擎古佛舍利塔、

〔倭訓栞 前編三十四 也〕やぐら　多門矢庫といふは、松永氏の和泉の志貴の城に始るといへば、多聞天の義なるべし、

〔大和事始 二 居處〕多門　今世宅外の長屋を多門と云、松永彈正久秀 永祿天正の時の人 和州志貴の毘沙門堂の上、多門の城を築き長屋を立しを、後世是を法として多門と號く、

〔三河之物語〕一城に多門作り散々あしく候、籠城の時は甲の前ざしあるも、うちおほひて、うつとうしきもの、由、本多中書物語ニ候、

一志賀の城の時、多門作の內にて鐵炮を三ッ四ッうちつれば、烟にて暗くなり、なにともゐられ候はぬよし小堀新助物語候、

〔明良洪範續篇 五〕士屋敷ヘモ古ヘハ廻リテ築地ニセシヲ、後世ニハ昔シノ多門ノ形ヲ寫シ、長ク建續ケタレバ、多門トハ云ズシテ長屋ト云、

〔織田信長譜〕久秀 ○松永 者元京西岡人也、貧賤而經歷諸州、得仕三好而威權日振、弑義輝公張臂於洛中畿內、始造殿守、又作長屋、

〔板坂卜齋記 中〕大津の城に被成御座、○德川家康 南の方に多門作り、五十間計りも可有歟、下は水堀石垣一重御覽被成候に、鐵炮の玉を通し候跡一ッあり、此多門作計にても五七日も城を可持事なり、古の名城をば、何れも當時に合せては、如何にも麁相なり、石垣などもなし、城主よければ、能もなき城も名城に成、如何に要害能ても、主しかとなければと獨言に御意、御請申ものもなし、

〔續武家閑談 十〕元龜元年十月中旬、信玄遠州へ發向し、乾の天野宮內右衞門案內にて、飯田の城を

明渡すの間、見付の臺へ信玄旗を立らる、

〔倭名類聚抄 一林野〕塞　正作塞、顧野王案、塞險要之處、所以隔內外也、先代反、和名曾古

〔箋注倭名類聚抄 一田野〕按、呂氏春秋有始覽註、險阻曰塞、禮記月令完要塞、註要塞邊城要害處也、說文塞隔也、並與此義合、

〔倭訓栞 前編十三〕そこ　塞をよむは、日本紀、倭名抄に見えたり、桶のそこなどに用う、底より轉じたる訓なるべし、壁も壘も同じ、城郭垣墻にいへり、

〔日本書紀 十九欽明〕十四年十月己酉、百濟王子餘昌、明王子威德王也、悉發國中兵、向高麗國、築百合野塞(ソコ)、眠食軍士、

〔日本書紀 二十三舒明〕九年、是歲蝦夷叛以不朝、卽拜大仁上毛野君形名、爲將軍令討、還爲蝦夷見敗而走入壘(ソコ)、遂爲賊所圍、軍衆悉漏、城空之、

〔日本書紀 二十七天智〕七年〇齊明十二月、高麗言、〇中略高麗士卒膽勇雄壯、故更取唐二壘、唯有二塞、亦備夜取之計、

〔日本後紀 五桓武〕延曆十五年十一月己丑、陸奧國伊治城玉造塞相去三十五里、中間置驛以備機急、

〔吾妻鏡 一〕治承四年十一月五日癸丑、寅剋實平宗遠等進使者於武衞、申云、佐竹所搆之塞、非人力之敗、其內所籠之兵者、又莫不以一當千、能可被廻賢慮者、

〔吾妻鏡 九〕文治五年八月十日丁酉、去夜小山七郎朝光、幷宇都宮左衞門尉朝綱郎從紀權守、波賀次郎、大友已下七人、以安藤次爲山案內者、〇中略攀登于大木戶上國衡後陣之山、發時聲飛箭、此間城中大騷動、稱搦手襲來由、國平已下邊將無益于搆塞、失力于廻謀、忽以逃亡、

〔播州征伐記〕軍使乃美兵部丞兒玉內藏大輔、此外雜賀士卒成加勢、堅壘居陣依之爲塞、

〔書言字考節用集 一乾坤〕砦(トリデ)匈會、山居以木柵也、　寨同上

〔信玄全集末書上二城取〕城ノ數幷繁昌ノ地形ヲ知事

一城ヲ取ニハ六ノ品アリ、○中略第四取出城、是ハ敵籠城ノ時、人數ヲ分テ城ヲ取籠置フセガスルヲイフ、

〔鈐錄十五城制〕取出ト云ハ、合戰ノ場ヨリ本城迄間遠時、中途ニ人數ヲ出シ置ベキ爲、又ハ道筋ヲ取切ベキ爲ニ築事ナリ、是又行ノ城取ナリト、

〔關八州古戰錄三〕柿崎和泉守景家金井左衛門佐ヲ討取ル事

金山ノ横瀨雅樂助成繁ノ足輕大將金井左衛門佐遊物見ノ爲トテ、兼テ廣澤ノ茶唐山ニ砦ヲ構ヘ居タリケルガ、○下略

〔奥羽永慶軍記一〕朝川合戰之事

假ノ事トテ要害丈夫ナラズ、一番ニ赤坂、蒲田ガ責口ヨリ押破ラレ、砦一ケ所踏ツブサレ、本城ヘ引退ク、

〔太閤記一〕秀吉卿輕二一命一於二敵國一成二要害一之事

かくて伊勢國に令二出張一取出之要害をせさせ給ふべきと、永祿九年七月五日、大小之長屋十ケ、櫓十、塀二千間、柵木五万本、來八月廿日以前に仕立候へと、作事奉行等に被二仰出一しに、日限より先て出來せしかば、老臣共をめされ、於二勢州表一取出之要害を搆んと思ふぞ、然ば國中の人數三分にして、一分は敵をおさへ、二分は城の普請作事に掛候べし、今度は一きは果敢行やうに、長臣何も可レ成二其意一とて、永祿九年九月朔日、北方の渡より上において、筏にくみ下さんと、悉く城具を川際へ持はこばせ積畄しかば、山の如くに見えにけり、川に近き在々所々、か樣之事に意得たる者を呼聚め、筏に組せ給ふ、九月四日小牧山へ勢を聚められ、五日之未明に、北川の川上に著陣し、美濃地へ相越、先城所に柵を付廻し、ひた〳〵と城を搆んとし給ふに、井ノ口後號二岐阜一より、八千餘騎の軍勢

を段々におし出し、城の普請をおさへんとせしを信長卿見給ひ、敵は多勢なるぞ、柵より外へ出べからず、弓鐵炮にて能防ぎ候へ、かやうの時の手柄は敵をば討ず共、唯要害之普請を速に出來しぬるが本意なるぞと、下知し給ひければ、敵を防ぐ者は防矢を射、普請之人々は、夜を日に續で急ぎ、七日八日には大形城も出來、塀櫓をもおし立、其夜にぬり立、長屋に至るまで殘る所なく、いよやかに見えしかば、敵も興をさましけるとぞ聞えし、

〔豐薩軍記 八〕鶴崎城合戰之事

妙麟〇橋統増祖母率テ軍慮ヲ廻シ、一城ノ砦ヲ構ヘケルニモ、自ラ出テ、自ラ繩張シ、外郭二三ノ丸ヲ見計ラヒケル、

〔籾井家日記 二〕栗田口合戰事

働キ勢レノ人々ハ、取出城ドモヘ入ラレ候、

〔信長公記 十一〕天正六年九月十五日、大坂表御取出御番衆之御目付として、御小姓衆御馬廻御弓衆、廿日番に城々へ被相加、

〔家忠日記追加 六〕天正八年三月十八日、高天神の城を攻給んが爲に、砦を大坂に築給ふ、二十日、大坂の砦を修す、二十五日、大坂の砦修築未成、又命じて中村取出の要害を築かしめ給ふ、二十八日、中村取出の要害成、二十九日、大坂中村兩城の間に、取出の要害を築かしめ給ふ、

〔籾井家日記 八〕天王山虎杖山城落去事附信長公勢押能勢青野城園本目波多賀須籾井城事

一其後ノ次第能勢口ニハ、南岡山、丸山、里川、吉川、渡々呂木等ノ砦モ繋ギノ釣合アシキニトテ、燒拂ヒニシテ、〇下略

〔三河物語 三〕家康公聞召而其儀ならばむかいの原に取出を取而、氏なお押而とおらば、取出へ人數をうつして、合戰を可被成とて、若見こにもむかいの原、新付にもむかい之原に取出を被成け

り、其日かきあげ計被成而、○中略次之日は御ふしんおも定ぶに被成而、○下略

〔房總治亂記〕同年○天正十六年九月下旬、柾木大膳房州勢數百ヲ卒シ、上總ノ万喜ノ城ヲ責、城堅ク守リテ落ズ、柾木相ハカツテ、城ノ乾ノ方八幡山ニ砦ヲカマヘテ對陣ス、

〔房總治亂記〕武田相謀リケルハ、萬喜城ヲ圍ムトモ、此城究竟ノ要害ナレバ、輙タ陷ルベカラズ、然ラバ營城ノ砦、鶴ケ城總ケ城ヨリ援兵ヲ出サンカ、○下略

〔末森記〕利家卿○前田、中略、加樣ニ心ヲトケ、夜々北ノ屋倉ニテ家老四五人召集評議シテ取出ヲコシラヘ所ナド相談キハマリ候處ニ、越中方ヨリ付城ヲスル人アリ、利家卿聞給ヒ、此儀僞ト思ナガラ、加樣ノ事聞由斷シテ末代ノ恥辱ニナル事モアル、ベキト思召、村井又兵衛、岡島喜三郎、片山内膳、不破彥三ヲ召出サレ御相談アリテ、サラバ加賀越中ノ境目朝日山ヲ取出ノ城ニコシラヘ候ベキ由ニテ、同○天正十二年八月二十二日ニ、村井又兵衛ヲ大將トシテ、高畠九藏、原田又右衛門兩人ヲ差添、其外鐵炮大將四人、都合千五百餘ノ人數ニテ、二三日普請シテ柵ヲ付マワシ候時分、同八月廿八日、朝日山口請取ニ、越中勢佐々平左衛門尉、前野小兵衛大將トシテ、彼是都合其勢五千餘騎ヲ二手ニ分押來、是モ朝日山ヲ纔中ヨリ取出ニコシラヘ可被申トノ事也、村井ハヤ柵ヲフリ廻タルヲ見テ、平左衛門小兵衛アンニ相違シテゾ見エケル、

〔奧羽永慶軍記二十七〕稻庭川連三梨落城事

湯澤豐前守滿茂ハ、雄勝平鹿ノ內百八十餘鄕ノ大將ト成テ、湯澤ニ城郭ヲ搆ヘ、十餘ケ所ノ砦城ヲ堅固ニ持テ有ケルガ、○下略

茨城

〔常陸風土記茨木郡〕或曰、山之佐伯、野之佐伯、自爲賊長、引率徒衆、橫行國中、大爲劫殺、時黑坂命、規滅此賊、以茨城造、所以地名、便謂茨城焉、

稻城

〔古事記中垂仁〕乃興軍擊沙本毘古王之時、其王作稻城以待戰、

〔日本書紀垂仁六〕五年十月己卯朔、命上毛野君遠祖八綱田、令撃狹穗彥、時狹穗彥興師距之、忽積稻作城、其堅不可破、此謂稻城也、踰月不降、

〔東雅地輿三〕城〇中略垂仁天皇紀に、皇后の兄狹穗彥王反して稻城に據られしといふ事みえて、積稻作城、其堅不可破、此謂稻城也と玄るされたり、舊事紀には其事詳ならず、古事記には、其時の事いと詳にみえたり、されども只作稻城とのみ玄るして積稻作城などいふ事はみえず、古の時にイナキといひしものは、成務天皇紀に縣邑置首、亦縣邑置稻置とみえし卽此なり、稻置とは後に屯倉を置れ、屯倉首をして其事を掌らしめられし如くに、稻置の事を掌るものを置れしなり、その稻置といひしは、租稻を蓄へつむ所なれば、塹を穿ち垣を築きて、盜賊水火の爲に備ふ、狹穗彥王の據られし所、其制の如くなれば、其代にイナキ作りしなどいひしを、後に漢字を得て其事を玄るすに及びて、置と城と其字を讀事も其義も同じければ、城の字を借用ひしによりて、遂に積稻作城などいふ說も起りしなり、雄略天皇紀に見えし根使主が據りし所の稻城も、崇峻天皇紀にみえし、物部守屋大連の據りし稻城も亦皆是に同じ、

〔古事記傳二十四〕師〇賀眞淵云く、稻城とは、凡て稻を納置城は垣をも固くし、溝を掘り廻らしなどして、盜など入りがたく、殊に固く構ふる物なる故に、其稻藏る城の如くに固く構へたるを云ふなり、日本紀に積稻作城とあるはひがことなり、稻を積みたらむは何の固きことあらむと云はれつる、此說の如くなるべし、書紀に積稻とあるは、名に依て例の撰者の潤色文と見えたり、稻城と云ふは、かの姓氏錄の大春日朝臣條に、委積爲堵とある類とは、趣異なるべし、其は必しも全く稻を藏る城の制にはあらねども、たゞ牢固く作れるを、如此稱ならへりしなり、

〔書紀集解垂仁六〕按、聯木積稻而爲柵落也、

〔日本書紀雄略十四〕十四年四月甲午朔、天皇欲設呉人、〇中略天皇卽命根使主、爲共食者、〇中略時密遣舍人、

視察裝飾、舍人復命曰、根使主所著玉鬘大貴最好、○中略於是天皇欲自見、命臣連裝如饗之時、引見殿前、皇后仰天歔欷啼泣傷哀、天皇問曰、泣耶、皇后避牀而對曰、此玉鬘者、昔妾兄大草香皇子奉穴穗天皇○安康勅、進妾於陛下時、爲妾所獻之物也、故致疑於根使主、不覺涕垂哀泣矣、天皇聞驚、大怒深責根使主、根使主對言死罪々々、實臣之愆、○中略乃將斬之、根使主逃匿、至於日根、造稻城而待戰、遂爲官軍見殺、

〔日本書紀二十一崇峻〕二年○用明七月、蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與群臣謀滅物部守屋大連、○中略大連親率子弟與奴軍、築稻城而戰、

水城

〔日本書紀二十七天智〕三年、是歲於筑紫築大堤貯水、名曰水城、

〔書紀集解二十七天智〕貝原筑前名寄曰、御笠郡水城、堤高四間、基十五間、長東西四百間、堤內今爲田、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年三月辛丑、太宰少貳從五位下釆女朝臣淨庭、爲修理水城專知官、

〔萬葉集六雜歌〕天平二年冬十二月、太宰帥大伴卿○旅人上京時、娘子作歌○歌略右太宰帥大伴卿兼任大納言、向京上道、此日馬駐水城、○中略和歌、

丈夫跡(マスラヲト)、念在吾哉(オモヘルワレヤ)、水莖之(ミヅクキノ)、水城之上爾(ミヅキノウヘニ)、泣將拭(ナミダノゴハム)、

城郭受授

〔續武將感狀記〕古人ノ云、城ノ受取渡ハ、互ニ證據ヲ取、只今事ニ臨ガ如ク心得ベシ、城主進退窮テ後ハ心臆シテ取ミダス事多シ、尤可愼也、秀吉公木村彌一右衛門ニ懇情厚キモ、明智ガ變ニ丹波龜山ノ城渡ブリ宜ヲ以テノ故ナリ、

〔常山紀談十九〕六月○元和五年に、福島○正則領國を削らるゝ旨、廣島へ聞えければ、福島丹波諸士を皆呼集め、預置れたる城なれば、公方の仰なりとも渡し難し、又備後守殿○正則子正勝爲なれば、渡すべきかと評論す、上月(カウヅキ)文右衛門進出て、人はいかにもあれ、我は本丸を預りぬる上は、命あらん限は人に渡すべからずと申切(シ)たり、○中略城を受取べき爲に、諸將うち向はれしかば、丹波、吉村又右衛門、

水野治郎右衞門二人を使として、左衞門大夫領國召放たれ候により、仰の旨は謹で承り候、然れども主君預置れし城を、證據とすべき書簡なくて渡さん事は、人々の存る處思ひやられ候、次に領國に入給はん事、ゐなかの若き奴原無禮の恐れ有、領國をさけられ候へと申送る、さらば左衞門大夫は程遠し、伏見にある備後守の書簡を、證據にせんやと云せらるゝに、父子たる事は論なしといへども、備後守が領國にも城にもあらず、備後守が言は用ふるにたらずといふ所に、正則が書簡來りしかば、城門の大手にて書簡を受取ぬ、さて廣島は船入二所あり、人多くさわがしくて、士どもの妻子退去る時、爭あるやの恐れも候とて、一方をば人をとゞめ、一方の口より退散す、城中の士は門の左に付禮服して並び居、城受取の使安藤對馬守重信は、城門の右にそひて城に入れけり、

〔武家嚴制錄十九〕一宮津城請取之節御役人衆之覺

一丹後國宮津江上使青山大膳亮常利、 一御目付、黑川丹後守正直、能勢治左衞門賴宗、西尾藤兵衞、 一城請取、松平若狹守康佐、 一同、松平主殿頭忠房、 一同、小出伊勢守吉親、 一同在番、水谷左京亮勝宗、 一同斷、九鬼長門守隆昌、 右者六月五日宮津江令參著、若狹守主殿頭ハ本丸二丸、伊勢守三丸、左京亮長門守可居住、丹後守家來城下引拂之後、本丸二丸ハ左京亮、三丸ハ長門守可勤番之旨被仰渡之、 一同所御勘定方、雨宮次郎左衞門、 一同斷、長谷川久兵衞、 一同斷、金丸喜右衞門、 一同斷、河合甚五兵衞、 右之面々被遣之

一上使中江被下之御黑印 條々 一萬事御法度之趣、堅可被申付事、 一喧嘩口論停止畢、有違犯之族ハ雙方可付罪、萬一令荷擔者、其咎可重於本人事、 一竹木一切不可伐採事附不可押買狼藉事家中之輩武具諸道具可任其身心事、 一家僕之義、非譜代者可爲主從相對次第事、 右可相守此旨、其外載下知狀者也

寛文六年五月十日　御黒印　上使中〇中略

一青山大膳亮伺之條々附御差圖之覺

覺　一宮津城請取日限之事　是ハ六月五日宮津江參着、城可被請取事、　一城受取衆道筋、三口より可罷越之事、　是ハ福智山通ハ上使井主殿頭、伊勢守、田邊通ハ若狭守、長門守、但馬通ハ左京亮可相越事、　一城請取之節、宮津江同日可被越哉之事、　是ハ六月五日、刻限之義ハ、大膳亮方より可相達事、　一武具等改之義、在番之家來可申付哉之事、　是ハ在番左京亮、長門守家來立合改之帳面道具等其儘藏ニ入置、帳面一冊御目付衆江可被相渡候事、　一金銀錢證に改させ、如何樣ニ可申付哉之事、　是ハ左京亮、長門守家來立合相改之、藏ニ入置、員數注文目錄、御目付衆江帳面一冊可被相渡事、〇中略　一宮津城受取樣之事　是ハ三人之請取衆人數、其向番々所々ニ立置、丹後守家來共番之者少々殘置、城內に有之侍共、不殘城下へ出し置、家老役人計召れ、大膳亮本丸へ罷越、御黒印御下知狀讀聞、宛所之面々へ御黒印相渡、其上段々に御番所へ可被相渡候事、　以上、

〔赤城士話〕一右同日、〇元祿十四年三月十五日於御城左之通被仰付候、

播州立野城主　五萬三千石、脇坂淡路守、　備中足守　二萬五千石、木下肥後守、

右播州赤穗城受取在番共可相勤旨被仰付、

御使番　荒木十左衞門　御小姓組仁木周防守組　日下部三十郎

右赤穗城受取に付、爲御目付被遣候旨被仰付、〇中略

一同廿二日、御書院番頭小出和泉守組榊原采女被爲召、荒木十左衞門相使に、日下部三十郎被仰付候處、內匠緣類故、右代り可被遣旨被仰付、〇中略

一四月六日、戸田采女正家來を阿部豐後守宅江呼、來十九日赤穗城引渡候に付、家老共之內に一人可差遣之旨被仰付、依之松平安藝守方より家老共可差遣哉之旨被伺候處、不及其儀、用人共之

内、一人可遣之旨御差圖也、〇中略

一赤穗之城受取之節、近國より手詰之覺、

一松平伊豫守より、家老津田左源太、人數六百人程にて、知行境迄上と申所迄詰、　一松平讃岐守より、家來大久保主膳、船三百艘程にて詰候由、　一松原淡路守より物頭二組船にて詰

右之外丸龜、姬路、明石、因幡より知行境迄、人數相詰候由、〇中略

御目付中より內藏介を被爲呼、今日於城中願之趣、且者城內掃除等入念被申付候諸事仕方幷帳面等迄無類之儀共感入候、右之段則今曉以飛脚言上之旨被仰聞候、家中之輩退散仕候ハヾ、先々居處之義望次第、御目付中より御證文可被下候、江戶等へ可罷下候ハヾ、女手形等迄可被下候、當地に住居之望に候ハヾ、是又願可申旨被仰渡候由、

一赤穗城離散之面々、四月十五日切に引拂、同十九日被請取候筈之處、木下肥後守道中相滯、脇坂淡路守より遲て到著故相延、同廿三日無相違御請取、早速江戶表江注進之、直に在番御勤之由、〇下略

〔律疏名例〕八虐〇中略　三曰謀叛（謂謀背國從僞、謂有人謀背本朝、將投蕃國、或欲翻城從僞、或欲以地外奔、）

〔律疏賊盜〕凡盜節刀者徒三年、（謂皇華出使、躡陟幽明、將軍奉辭、宣威殊俗、皆執節刀、取信天下、）宮殿門庫藏、及倉廩、筑紫城等、論徒一年、（國郡倉庫、陸奧、越後、出羽等柵、及三關門鑰亦同、）

〔日本書紀十四雄略〕十四年四月甲午朔、小根使主（小根使主、根使主子也、）夜臥謂人曰、天皇城不堅、我父城堅、天皇傳聞是語、使人見根使主宅、實如其言、故收殺之、

〔日本書紀二十四皇極〕三年十一月、蘇我大臣蝦蛦兒、入鹿臣、雙起家於甘檮岡、（〇大和國高市郡）稱大臣家、曰宮門、入鹿家曰谷宮門、（谷此云波佐麻、）稱男女曰王子、家外作城柵、門傍作兵庫、　四年六月甲辰、中大兄密謂倉山田麻呂臣曰、三韓進調之日、必將使卿讀唱其表、遂陳欲斬入鹿之謀、麻呂臣奉許焉、〇中略　戊申、佐伯連

子麻呂、稚犬養連網田斬入鹿臣、〇中略中大兄〇天智即入法興寺、爲城而備、

〔日本書紀天武二十九〕八年十一月、是月初置關於龍田山、〇大和國平群郡大江山、〇山城國乙訓郡、日本書紀通證云、活板作大坂山、倭名鈔葛上郡(大和國)大坂、今屬下郡、仍難波築羅城、

〔日本書紀通證天武三十四〕東京記曰、周世宗顯德二年、詔京城四面別築羅城、通鑑唐懿宗紀、不移時克羅城、彥曾退保子城、胡註、羅城外大城也、子城內小城也、訓蒙字會、郭俗稱羅城、

〔續日本紀文武二〕大寶元年八月丙寅、廢高安城、其舍屋雜儲物、移貯于大倭河內二國、

〔續日本紀元明五〕和銅五年八月庚申、行幸高安城、

〔日本紀略桓武〕延曆廿一年正月戊辰、勅官軍薄伐、闢地瞻遠、宜發駿河、甲斐、相摸、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野等國浪人四千人、配陸奧國膽澤城、

〔日本後紀桓武十二〕延曆廿三年五月癸未、陸奧國言、斯波城與膽澤郡、相去一百六十二里、山谷嶮口往還多艱、不置郵驛、恐闕機急、伏請准小路例置一驛、許之、

〔日本後紀嵯峨二十四〕弘仁五年十一月己丑、陸奧國言、膽澤德丹二城、遠去國府、孤居塞表、城下及津輕狄俘野心難測、至於非常不可不備、伏望預備糒鹽、收置兩城者、許之、

〔本朝世紀〕久安三年十月廿九日己未、今日有射場始事、〇中略同廊西第三柱懸料簡、件簡出納書之、議政以下殿上小舍人以上、除城外服假人之外注之、不注位階歟、二塀注之、

〔本朝世紀〕康和五年十二月一日丙午、頭辨仰云、諸司諸衞官人可勤公事、宜旨案可書進、又依不仕城外停任例可注申者、

〔大鏡八〕ある人城外やし給へるといへば、遠國にはまからず、和泉の國にこそ、貫之のぬしのみえん〇みえん恐みとも誤にくたりて侍りしか、ありどほしをば思ふべしやはと、よまれて侍りしたびのともにもさぶらひき、

〔足利季世記 三 高國記〕柳本高屋合戰之事

其時分河内國ノ守護ハ畠山植長也、父尚慶十八歳ニテ入道シテト山ト云、高屋ノ城ヲトリ立テテ子息ニユヅリ、紀州廣ト云所エ隱居シケル、此高屋ノ城、昔安閑天皇ノ御廟ナリ、然レバ要害ヨケレバトテ、城ニ築立ラレケレドモ、本城ニハ恐レテ畠山殿モ二ノ丸ニ住シケル、柳本此時勢ヲ分テ二千餘人、高屋城エ馳向ヒ、其マヽ押寄責ケレバ、植長難儀シ已ニ被責落ト見ユル事度々也、○中略 此城ニ一ノ不思議アリ、安閑天皇ノ御廟ヲ城ニ用ラレシ故ニヤ、大和路ノ水越ト云道ヨリ、城エ入ル者生テ歸ル事ナシトテ、水越路ヲムカシヨリ明道ニテ、手向ノサタモナカリケル、

〔岡本記〕しろにてつねに馬引事、たゞ常のごとくたるべし、在城なれば常のごとくなり、

〔海國兵談 十〕城制 附 居館

都て城中には箟竹を多ク植置べし、矢の料に用べき爲也、尤弓工、銃工、矢工、鍛冶等を足輕の兼役に仕込置て、用を足ス事ハ段々言シ如ク也、能心を配ルべし、

○

〔倭名類聚抄 十 墻壁〕柵 説文云、柵 音策 編竪木也、

〔箋注倭名類聚抄 三 墻壁〕按、孝徳紀柵訓機、皇極紀訓加機、今俗音讀、源君不載和名、似當時亦音讀、

〔段注説文解字 六上 木〕柵編竪木也 竪各本作樹、今依韻會正、殿部曰、竪堅立也、通俗文曰、木垣曰柵、 從木、冊聲、 依韻會本、楚革切、十六部、

〔東雅 三 地輿〕城○中略 柵といひしものは、孝徳天皇四年、造渟足柵置柵戸とみえしぞ、東北邊の地に柵造られし事の始なる、渟足ハ今越後國沼垂郡是なり 其後元明天皇和銅元年の秋、越後國に新たに出羽郡を建む事を奏せしによりて、其請ふ所を許され、二年の夏令諸國運送兵器於出羽柵、五年の秋始て出羽國を置る、これ北道の蝦夷を鎮めらるべきがため也、其後しきりに諸國の民を遷して出羽柵戸に配せらる、凡陸奥出羽等の國にある所の柵、國史にみえし所もすくなからず、

陸奥國風土記并に壺碑等によるに、その國宮城郡多賀城は、鎮守府將軍大野朝臣東人神龜元年に築し所也、然るを國史には、多賀柵と志るされたりけり、古の時には城柵共にキといひしかば、其字をも互に相通じ用ひたりしなるべし、又倭名鈔に、出羽國に雄勝秋田の二城ありし事みえたれば、なほ其比までもこれらの城は廢せられず、すべて我國邊陬の事、上世にありては、いまだ聞く所にあらず、此事始て聞えしに及びても、其守は三韓の地にこそありつれ、其後は西邊をもて其要とし、又其後には轉じて陸奥出羽等の國にありけり、是其事勢の志からしめしのみにもあらじ、いかさまにも故ある事とぞみえし、令に凡緣東邊北邊西邊諸郡人居、皆於城堡內安置せよといふ文によらば、古語に城柵共にキといひしは、置の義にもやあるらん、堡ハなほ柵のごとし其後城の字讀てシロといひ、柵の字は音のまゝに讀てサクといふがごときは、其始東北邊の方言にや出ぬらん、倭名鈔に墻壁の類に、柵の字を收め、よむで音のまゝにサクといひて、說文の編豎木也といふ註を引しは、日本紀に柵字亦讀てカキといひしものを云なり、

〔武家名目抄居所二十一上〕柵　按、柵は城とおなじくキとよめり、又城柵の二字をキともよみカキとも讀しを、中比より城も柵も音のまゝにいふことゝなりたり、わけていはゞ、土を築て構たるを城といひ、木を建て構たるを柵といふ、柵を又城ともいひしと見えたり、大化三年越後國渟足柵を造られしが、東北邊の地に柵を構へられたるはじめにて、其後蝦夷を鎭めらるべき爲に造られたる所々の柵、國史に見えたるもの少からず、後代に及ても、城郭を柵といふこと、奥樣の方言のごとくなりたるは、よしあることゝなりかし、

〔類聚名義抄木三〕栫栅マセガキ タテキ　構今　栅マセガキ 栅編ニ樹木

〔築城記〕一サクノ木ノ長さ土ヨリ上六尺餘たるべし、凡一間の内に五本ばかり可立、但木の大小ニヨリ心得あるべし、人ノクヾラザル程に可立、横ブチハ内にアツベシ、フチ四有ベシ、下ノフチ

ひざのとほりにゆふべき也、なはのゆひめハそとにあるやうにゆふべし、又そとによこぶちを結もあり、但それハやがて塀を可付心得也、サタもへいのごとくところ〴〵内へ折てゆふがッヨク能也、又へいにするさくハなはゆひめ内にあるべし又山城の時ハへいひきく有べし、

〔海國兵談十〕城制附居館　柵とハ木を一面に並べて埋立、貫を通シ置也、○中略柵虎落の二ッハ、地形堅固にして堀塀にも不及所、又ハ山の尾崎、或ハ陣營、又ハ普請場などに用ユ、

〔手鑑七〕柵フル事　是ハ堀バタ塀ノ場所等ノ柵ノ事ニ非ズ、城外ノライ地廣ク、敵一同ニ寄セ來ルベキ所アル時ハ、地上ヘ三尺計リ宛出シテ、根入ヲ深ク土底ニ貫ヲ通シ、卒爾ニ拔捨ル事ノ成ガタキヨウニシテ、是ヲ五六十本計リ宛、並ミヲ揃ヘズ亂ンニ打ツコト也、カヤウノ所ヲ幾所モ方々ニ致シオクコト也、水中ノ亂杭ナドノ如ニ打ツコト也、如此スル時ハ、一ヨウジテ來ル人馬トモニ、是ニツカヘユウヨナサシムル爲也、彼レヌキ捨ントスルトモ、卒爾ニナラザル時ハ、自ラタユミトナルギ也、是亦出テアタルベキノ蹈ヘナリ、依之味方出ルノ息合其法リヲ考ヘ、又郭内ヨリ横矢ヲ用ル積リ肝要也、敵ノ一同ニ押寄ルニ益アルベキ地形ノヤウスニ隨テ用ル義也、

〔日本書紀孝徳二十五〕大化三年、是歲造渟足柵、置柵戶、老人等、相謂之曰、數年鼠向東行、此造柵之兆乎、

四年、是歲治磐舟柵、以備蝦夷、遂選越與信濃之民、始置柵戶、

〔日本書紀齊明二十六〕四年七月甲申、蝦夷二百餘詣闕朝獻、饗賜贍給、有加於常、○中略授都岐沙羅柵造闕名位二階、判官位一階、授渟足柵造大伴君稻積小乙下、

〔日本書紀通證齊明三十一〕都岐沙羅柵、未詳在何郡、

〔書紀集解齊明二十六〕按、延喜式神名出羽國飽海郡月山神社、今屬田川郡、一名小月山、一名牛首山、沙羅蓋方言、

〔續日本紀文武一〕二年十二月丁未、令越後國修理石船柵、　四年二月己亥、令越後佐渡二國修營石船

柵、

〔續日本紀 文武二〕大寶二年十月丁酉、唱更國司等(今薩摩國也)言、於國内要害之地、建柵置戍守之、許焉、

〔續日本紀 聖武十二〕天平九年四月戊午、遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日到陸奥多賀柵、與鎮守將軍從四位上大野朝臣東人共平章、且追常陸、上總下總、武藏、上野、下野等六國騎兵總一千人、開山海兩道、夷狄等咸懷疑懼、仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人、遣海道、差歸服狄和我君計安壘遣山道、並以使旨慰喩鎮撫之、仍抽勇健一百九十六人委將軍東人、四百五十九人分配玉造等五柵、麻呂等帥所餘三百四十五人鎮多賀柵、遣副使從五位上坂本朝臣宇頭麻佐鎮玉造柵、判官正六位上大伴宿禰美濃麻呂鎮新田柵、國大掾正七位下日下部宿禰大麻呂鎮牡鹿柵、自餘諸柵依舊鎮守、二十五日將軍東人從多賀柵發、四月一日帥使下判官從七位上紀朝臣武良士等及所委騎兵一百九十六人、鎮兵四百九十九人、當國兵五千人、歸服狄俘二百四十九人、從部內色麻柵發、即日到出羽國大室驛、

〔續日本紀 光仁三十六〕寶龜十一年八月乙卯、出羽國鎮狄將軍安倍朝臣家麻呂等言、狄志良須俘囚宇奈古等欵曰、己等據憑官威、久居城下、今此秋田城遂永所棄歟、爲番依舊還保乎者、下報曰、〇中略由理柵者賊之要害、承秋田之道、亦宜遣兵相助防禦、

〔日本後紀 桓武十二〕延暦廿三年正月乙未、運武藏、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥等國糒一萬四千三百十五斛、米九千六百八十五斛於陸奥國小田郡中山柵、爲征蝦夷、

〔大友記〕藝州勢退散之事

立花軍ノ儀、宗麟公被仰ハ、吉川、小早川大軍ニテ來リ、柵ヲ十重二十重ニユヒヒカヘ逗留仕ハ、イカ樣長陣タルベシト見エタリ、各存ヨリ候通リ申上候ヘト仰出サレケレバ、〇下略

〔松平記 六〕天正三乙亥年五月廿一日、卯の刻に合戰初まる、信長家康兩手の陣の前に柵をしげくふ

り、勝頼の陣柳田の山には假にかまへしかば、柵の一重もふらざりけり、

〔松隣夜話下〕謙信公甘糟江州ニ汝ガスツハヲ越前筋五里ヲ限リニシテ入置候ヘ、信長ノ者ドモハ、何レモ陣所ヘ柵ノ木ヲ結ト聞ナルヲト、密ニ仰付ラレ、〇下略

〔播州佐用軍記上〕寄手總勢上月表ノ山々エ取登之事

城ヨリ城兵打出川端ニテ防戰、毎度川ヘ追入ラレテ打負ヌ、漸後ニハ佐用姫ノ前ヲ渉テ、爰テ佐用姫ノ社ヲ形捕テ、二町四方ニ鹿垣二重離貫ノ柵ヲフリ、此内ヲ向城ニ構ヘ、〇下略

〔甲陽軍鑑二十品第五十五〕今日は浮島に御陣をなされ、跡を御覽じ合られ、尤と長坂長閑申上る、勝頼公仰らるゝは、見合るに及ばぬ事なり、氏政の何として合戰を勝頼と仕らるべき、縱一戰をとげらるゝとも、柵の木をゆひ、どゐをつきなんどいたしては如何もあれ、たゞ平地の合戰はなるまじく候、

〔奥羽永慶軍記八〕小手森落城ノ事

小手森ノ城ハ地理全シテ、柵鹿垣幾重モ付四方難所ナリ、

〔籾井家日記七〕池上夜軍事

赤井惡右衞門景遠、内藤備中守顯勝ハ、西ノ手ヨリ打敗リテ、乘込テ勝負スベシトテ、三段ノ柵ヲ打敗テ、提筒火矢ニテ攻ケレ共落ザル故ニ、燒草ヲ取出シテ、矢倉下ニ入テ燒立ケレバ、〇下略

〔松原自休手錄下〕佐竹方亂入片原町、城兵聞之如蜂起、今福ヘハ木村長門守、堀田圖書、後藤又兵衞馳來ル、佐竹棄一柵抱二三、於是雖挑戰不決勝負、然處ニ木村ガ兵士柳名右衞門、堤ノ北ヘ入小船、横合打鐵炮、依之佐竹勢引入三柵、

〔常山紀談十四〕一説に、伊豆〇赤尾茨川口の敵を追拂んとて出ける時、跡をば弟の久助、内田太郎左衞門、多賀孫左衞門等守りけるを、寄手きびしく攻る、〇中略尾關甚右衞門、銚子五郎兵衞二人、土橋

柵戶

の上にて返し合せ、大音あげて、存る子細ありて討死するよ、寄て首をとれとて、面もふらず切死にぞしたりける、其ひまに赤尾そこをつと行過て城際に至る、門の外の柵に簀戸有、赤尾簀戸を〆よといへば、平野辭に簀戸を〆たり、

〔武將感狀記〕一大坂冬陣ニ池田越前守命ヲ受テ尼崎ノ城ヲ救フ、兵寡シテ而モ大坂ニ近ケレバ、請ニ依テ松平武藏守利隆、同左衞門督忠繼ト相共ニ計リテ加兵ヲヤル、利隆ハ宮城筑後、忠繼ハ南部越後也、何モ武功ノ士タルニ由テ、擇ルヽ者ナリ、○中略南部又宮城ト議シテ小屋ノ前ニ柵ヲ付ルニ、宮城ハ下僕ニ令シ南部ハ自身見之、南部宮城ガ柵ヲ見テ謂テ曰、貴殿ノ柵ハ弱シテ胸ヨケノ如シ、何ゾ自不見シテ下僕ニ令スルヤ、宮城南部ガ柵ヲ見ルニ、小屋ヨリ二三十間バカリ出シテ付タリ、柵際ニワラ莚ヲ敷、足輕ニ下知人ノ士ヲ加ヘ、番人ヲ置タリ、其體嚴整侵スベカラズ、南部ガ曰、此柵ヲ恃テアナガチ敵ヲ防ギ止ントニハ非ズ、第一用心ニ不怠バ、敵ヲ威スル處ナリ、貴殿ノ柵內狹シ、鎗鐵砲ノフリ廻自由ナラジ、然バ利スクナキカト、宮城歸テ柵ヲ付カヘタリ、大坂ノ兵尼崎ニヨセントス、其備アル事ヲ聞テ止、是南部ガ力ナリ、

〔奧羽永慶軍記〕三十三柳田落城事

柳田ノ要害ニハ、纔ノ平場ナレ共、南ハ大河ニテ北ハ深田、東ハ大手ニシテ堀深ク、柵ヲ二重ニ付テ、諸所ニ矢倉ヲカキ上ゲタリ、

〔延喜式〕二十九刑部凡有柵戶逃亡、若元差平民爲柵戶者、以戶口逃亡罪論、若特宥死罪配柵戶者、准兵士逃亡法、

〔日本書紀〕二十五孝德大化三年、是歲造渟足柵、置柵戶、　四年、是歲治磐舟柵、以備蝦夷、遂選越與信濃之民、始置柵戶、

〔日本書紀通證〕三十孝德柵戶萬葉集佐伯、如戶令所謂、陸戶官戶之類也、

〔續日本紀元明六〕和銅七年十月丙辰、勅割尾張、上野、信濃、越後等國民二百戸、配出羽柵戸、

〔續日本紀元正七〕養老元年二月丁酉、以信濃、上野、越前、越後四國百姓各一百戸、配出羽柵戸焉、

〔續日本紀元正八〕養老三年七月丙申、遷東海、東山、北陸三道民二百戸、配出羽柵焉、

〔續日本紀元正九〕養老六年八月丁卯、令諸國司、簡點柵戸一千人、配陸奧鎭所焉、

〔續日本紀孝謙二十〕天平寶字元年七月戊午、御南院、○中略詔曰、○中略事別宜久、久奈多夫禮耳皆所註誤百姓波、京土履平事穢彌、出羽國小勝村乃柵戸爾移賜久止宣、天皇大命乎衆聞食宣、

〔續日本紀淳仁二十一〕天平寶字二年十月甲子、發陸奧國浮浪人、造桃生城、旣而復其調庸、便卽占著、又浮宕之徒貫爲柵戸、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字三年七月庚辰、左京人中臣朝臣楫取詐造勅書、註誤民庶、配出羽國柵戸、

九月庚寅、遷坂東八國、幷越前、能登、越後等四國浮浪人二千人、以爲雄勝柵戸、　四年三月辛未、沒官奴二百三十三人、婢二百七十七人、配雄勝柵、並從良人、

〔續日本紀淳仁二十三〕天平寶字四年十月癸酉、陸奧柵戸百姓等言、遠離鄕關、傍無親情、吉凶不相問、緩急不相救、伏乞本居父母兄弟妻子同貫柵戸、庶蒙安堵、許之、

〔續日本紀淳仁二十四〕天平寶字七年九月庚申、河內國丹比郡人、尋來津公關麻呂坐殺母配出羽國小勝柵戸、

〔續日本紀稱德二十七〕天平神護二年六月丁亥、日向、大隅、薩摩三國大風、桑麻損盡、詔勿收柵戸調庸、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲二年十二月丙辰、勅、陸奧國管內、及他國百姓樂住伊治桃生者、宜任情願隨到安置、依法給復、

〔續日本紀稱德二十九〕神護景雲三年正月己亥、陸奧國言、○中略又被天平寶字三年符、差浮浪一千人以配桃生柵戸、本是情抱規避、萍漂蓬轉、將至城下復逃亡、如國司所見者、募比國三丁已上戸二百烟安置

軍營

城郭、永爲邊戍、其安堵以後、稍省鎭兵、官議奏曰、夫懷土重遷、俗人常情、今徙無罪之民、配邊城之戍、則物情不穩、逃亡無已、若有進趍之人、自願就二城之沃壤、求三農之利益、伏乞不論當國他國、任便安置、法外給復、令人樂遷以爲邊守、奏可、　二月丙辰、勅陸奧國桃生伊治二城營造已畢、厥土沃壤、其毛豐饒、宜令坂東八國各募部下百姓、如有情好農桑、就彼地利者、則任願移徙隨便安置、法外優復、令民樂遷、　六月丁未、浮宕百姓二千五百餘人、置陸奧國伊治村、

〔日本紀略桓武〕延曆十四年十二月己丑、逃軍諸國軍士三百四十人、特宥死罪、配陸奧國、永爲柵戶、

〔日本後紀五桓武〕延曆十五年十一月戊申、發相摸、武藏、上總、常陸、上野、下野、出羽、越後等國民九千人、遷置陸奧國伊治城、

〔倭名類聚抄十居宅〕營　唐韻云、營、余傾反、日本紀云、和名伊保利、軍營也、

〔箋注倭名類聚抄三居宅〕按依萬葉集所載歌、多有詠伊保利者、皆謂行旅假構之屋、非特軍營、則宜以廬爲之、廬本農人作以便田事者、轉凡寄居之處皆曰廬、

〔書言字考節用集一乾坤〕陣營（ヂンエイ）　營（キユウ）塁（ルイ）瑞軍曰營　軍營（グンエイ）

〔令義解五軍防〕凡軍營門恒須嚴整呵叱出入、若有勅使、皆先通軍將、整備軍容、然後受勅、

〔續日本紀二十三淳仁〕天平寶字四年十一月丙申、遣授刀舍人春日部三關、中衛舍人土師宿禰關成等六人於太宰府、就大貳吉備朝臣眞備、令習諸葛亮八陣、孫子九地、及結營向背、

〔日本書紀十九欽明〕二十三年七月、於是河邊臣遂引兵退急營於野、於是士卒盡相欺蔑莫有遵承、鬭將自就營中、悉生虜河邊臣瓊缶等及其隨婦、

〔日本書紀三神武〕戊午年十月癸巳朔、天皇曰、戰勝而無驕者、良將之行也、今魁賊已滅而同惡者匈々十數群、其情不可知、如何久居一處、無以制變、乃徙營於別處、

〔續日本紀四十桓武〕延曆八年六月庚辰、征東將軍奏偁、〇中略從玉造塞、至衣川營四日、

〔陸奥話記〕賴義朝臣頻求兵於光賴〇清原眞人幷舍弟武則等、於是武則以同年〇康平五年秋七月、率子弟万餘人兵、越來於陸奥國、將軍大喜、率三千餘人、以七月二十六日發國、八月九日到栗原郡營岡、〇昔田村麻呂將軍征蝦夷之日、於此支整軍士、自其以來號曰營岡、塹迹猶存也、

〔豆相記〕天文六丁酉年、左京大夫氏康〇廿三歳攻河越城取之、河越城即扇谷義朝之居城也、故天文七戊戌年公方有御動座、而兩上杉催常總房野州士卒、凡八萬六千餘甲而陣營于武柏原、

〔板坂卜齋記〕中十六日〇慶長四年九月佐和山の南のナミと云村、東の山に野陣、如何にも輕き小屋二間に四間計りの藁葺、垣根も藁にていたし、入口に戸もなし、入口の脇に竈中れんじ、半分は疊、此疊は佐和山の町より取て來、半分は疊のなき處は藁を敷候、小屋の外に芝原かた下り、此所に疊三十疊計敷、其上に御目見の奉公人三十人許入替出替り、草履取は面々の後に置候、御番衆抔迚一ハもなし、勿論鎗弓鐵炮抔は一圓なし、長柄御旗指何方に居申候哉と尋候へば、御本陣近き所は御旗本宿を取申候故、三十町も四十町も有所に、在々に家有次第、思ひ〳〵に宿の由、御供の諸人は佐和山領の百姓の家に宿り、野陣かけたるものは一人もなし、十町、十五町、廿町許りの所に、御旗本衆百姓の家ある所へ宿り申候、

〔武德編年集成七十一〕慶長十九年十一月廿二日、神君〇德川家康茶磨山ニ渡御、此山ヲ御本營トセラルベシトテ、矩縄ノ御沙汰アリ、山頂狹少ニシテ、近臣ノ外居ルベキ地ナク、御番士ハ一心寺ヲ以テ屯トスベシト云々、長ノ麓柵門ノ內番所西向六疊、外番所東向十二疊、御玄關三間ニ五間ニシテ床アリ、御寢所ハ絕頂ニシテ南北十二疊ノ外、三間ニ一間ノ庇アリテ、五尺ノ椽ヲ附ル、西ノ麓ニ四疊半ノ茶亭、南ノ麓ニ二間四方ノ納戸、東向ニ、二間四方ノ浴室ヲ建ベシ、東ノ麓ニ二十疊ノ一室、是近臣ノ席トスベシ、北ノ麓ニ庖厨ヲ設ケ、總臺盤所ハ乾堀ノ外タルベシ、其南ニ後備ノ陣營ヲ經營スベキ旨、工匠ノ長中井大和守ニ命ゼラル、

〔書言字考節用集一乾坤〕陣屋(ヂンヤ)

〔兵法雄鑑二十一軍法〕陣取軍法十二ヶ條之事

一、人數少勢の時わ、方圓の小陣取を用べし、又圓數おほく持人わ、定りて旗本大備なるべし、此時は大陣にとるべし、　二、方形、圓形、あるひは三角、其陣の形はいかやうにてもくるしからず、其地によるべき者也、　三、陣屋の掛様諸役者をくべき處の事、　四、陣城、左は勝手臺處或は馬屋、右は出仕所、二重築地あるべし、城楼、見せ櫓、陣城、繩張作法之事、　五、陣屋、かきあげ、内もがり、結柵、あんじき、かくのどうの事、　六、陣屋惣廻り篠垣あるべし、陣屋の外五間七間に結べし、此間に本かゞりをたく事、　七、諸卒私の幕打やう、御本陣を守りて内の方に打べし、御大將の前の事、御長柄、或は御持鑓御旗の外は、諸軍の旗、指物、長柄鑓等は飾るべからざる事、　八、六奉行陣所、左右は各番にして、當番は左と定事、　九、陣を取かためて後制札を立て、可出諸法度事、　十、日暮は本篝を焼、かゞり貝をならす時、御歩行の頭、當番の武者奉行より相言葉を請て、諸軍へふれきかする也、相言葉出て捨かゞりを焼、出入をあらたむべし、　十一、陣拂は非番の小荷駄奉行可沙汰之、若又少勢にして小荷駄奉行備無之時わ、其所の當番乗殿に殘て此役を勤る也、　十二、陣所制札并諸法度、掟　一、陣中火事令出來者、其陣内においてくじをとらせ、一人可爲死罪事、　一、馬をとりはなす事あらば、其馬ぬしより過料を出すべき事、　一、陣中不淨在之者、其近方ヨリ可出過料事、

陣中諸法度十三ヶ條之事

一、陣中常守軍法、進退可從大將之下知、假令於敵陣雖視必勝之理、密告將於其旨趣而可受其旨事、付合戰是非法度行儀有私意相違者、不選貴賤止私批判、或直目安或以頭奉行可達其旨事、　一、行軍之時、其行列其次第可如定式、猶用三者而索伏覆、行止必可應序破急太鼓事、　一、着陣之刻者、於奉行所受合詞、出張番用三者、焼二篝而更勿懈怠、陣々可守此法事、　一、夜軍夜討雖有之、如定式用

陰陽之備、守其所而可相待下知事、　一、諠譁口論火事狼藉有之者、於其陣其處可拒之、別陣別所之輩者、如法堅備其不意、愼前後而漫不可出合其場、可相待下知事、　一、諠譁黨者、爲私忘公儀、雙方可爲死罪事、但堪忍族者、爲公儀忘私、可爲忠節事、　一、於戰場無故妄不可通交往、附不從頭奉行、於他之陣雖成自己功名、可准返逆之科事、　一、陣中酒宴遊興淫亂高聲禁止之、幷於役所敵強味方弱批判堅停止事、　一、自敵送音信音物者納焉、其子細可言上事、　一、陣中食物不可別上下、幷嘉肴美味堅禁制之、但非時食物常可用意事、　一、吉日良辰、奇瑞妖怪、漫不可言之事、　一、手柄、功名、穿鑿、贔屓、偏頗之沙汰、可處大科事、　一、合戰勝利之後、亂取禁制之、但有下知者、遣雜人亂取之、各堅可守其所事、　右之條々雖准軍法先制之旨、今度潤色而定之、

〔兵要錄十八陣營〕營法　夫戰則爲陳、休則爲營、營陣本同制也、以動靜異乎名、唯形同情異也、形者謂方位布列也、情者謂攻擊守禦也、故營擬之城堡、雖城營險易不同、而所以無保守之難者、衆寡強弱之勢異也、蓋建營柵者久駐也、久駐則宜撰地、故首之以營地、地得則分配諸陳、故次之以營制、諸部得信地則各立藩蔽、故次之以營算、各營約束不明則失大權、故次之以營規、

〔海國兵談十〕城制附居館　陣屋壘、居館、皆城の類にして、堀をも掘り杭違をも設ケ、馬出等をも附レども、力不足して、普請麁相なれば、城とは云難シ、扨右の三ハ大身なる士著士の居所ナリ、士著の武士百貫以上ハ家中も多ク百姓も數多なれば、居館の搆繩張等に心を付て普請を致シ置、變動の事あらば、家中百姓等の妻子家財迄取入で、亂妨の害をも避させ、又ハ武を張て押通ル敵をも食止ムべし、大に國の屏トなる事也、近來一國一城ト云事に成て、國持大名も僅一二城に不過、古ハ和漢ともに大國の諸侯ハ、城を三十も五十も搆たる事、諸史に載たり、此故に變ある時ハ、相互に深助シ故、持こらへがたき國々久ク存シたる事數多あり、可見合、元來溝を掘柵を振たる許にても、城ト云もの也、只國の大小、祿の多少に因て、普請の精粗ト大搆ト小搆の差別迄の事也、扨

遠國の事ハ不知、仙藩封中にて古昔以來天正の頃迄、此の城其の館ト云シ所の趾五百三十餘ケ所ある也、今其城跡を見に、唯地形に便りて少許溝堀等を搆、又ハ柵を振、或は植木などして、門に少許杭違等を設たる事トのみ思はるゝ也、是皆古代土著の武士面々の住所に心を用て普請を致置、事ある時ハ家中も百姓も一固に成て、武を張たる事也、今も此心持に國法を立ば、武を逞クする事掌に運スが如クなるべし、夫武を逞クする事ハ、聖人の道にして、和漢の差別ある事にあらず、然ルに武を逞クする事ハ人を多クするにあり、人を多クする事ハ、武士を土著するにあり、武士土著して人多キ時ハ、壘も居館も保チ易クして、國家の助少シトせず、此心持を孔子も足食足兵ト宣イ、又庶富敎とも說玉へり、

〔應仁別記〕一若ハ堀ヲ飛越、石築地ヲ飛舉、陣屋ノ片脇ニ火ヲカケヽレバ、一色ハ諸勢引立テ、金吾ノ陣へ馳加、

〔江濃記〕土岐殿齋藤不和之事

何モノガシタリケン、道三陣屋ノ前ニ一首ノ狂歌ヲヨミテ立タリケリ、

〔足利季世記 六 久米田軍記〕敎興寺合戰之事

遊佐河内守安見美作守ハ、畠山方ノ大名ニテ當代ノ驕者ナレバ、高政山〇畠ノ長途ノ野陣ヲイタハリ、陣屋ノ中ニ湯舟ヲカマヘテ、高政ヲ入申養シ可申トテ、色々ノ酒肴ヲトヽノヘテ、遊佐ガ陣屋へ高政ヲ可申入由、使ヲ參ラセ、御供ニハ誰レ〳〵ト有リシヲ、〇下略

〔細川兩家記〕同〇永祿十一年九月七日ニ信長天王寺より中島天滿森へ陣替候也、則天神宮拜殿會所放火申候也、然ば森中へ陣屋を懸られ候也、先陣衆は敵近海老江堤田中に陣屋懸られ候也、

〔奥羽永慶軍記 六〕秋田山北境合戰ノ事

秋田方大平八郎五郎ハ、〇中略夜深キニ戸澤ガ陣屋ノ後へ山袖ヲ廻リ、夜明方ニ弓鐵砲ヲ討立テ

サワグ所ヲ大勢突テ出テ、追ヒチラサント軍慮ヲ味方ニ示シ合、

〔大友記〕豐州勢高城ヲ責事付耳川合戰之事

義久ノ陣場ヲ見ワタセバ、軍陣ノフシウノ祈禱シタリト見エテ陣屋ノムネニ白キヘイヲタテシ事、ヒトヘニ雪ノ山ノゴトシ、陣屋ニギハヒ中々見事ナリ、

〔地名便覽大和〕城 郡山 高取 陣屋 小泉 柳本 芝村 新庄 柳生

〔今川大雙紙〕一野陣にて御酒有てめし出し候は、甲をぬぎ人にあづけ、ゆがけを取參てのむ也、〇下略

〔宗長手記〕氏親〇今川 九月〇永正元年 十一日俄に進發、十三日備中守福島左衞門尉、駿遠兩國の勢追〃日出陣す、同廿日廿一二日、早雲の陣盆形著陣、敵退くやと見え、きをひするよ、一夜野陣、明日辰剋斗の朝霧のうち、武藏野も深山のやうに、敵味方の軍兵みえけるとなり、

〔新撰長祿寛正記〕河內衆ニモ大方新兵衞同彥左衞門、花田宗左衞門尉等サヽ尾ノコグチニテウタレケル、是ヨリ野陣ドモ皆引拂テ、弘川ノ本陣ノ邊ニ一所ニ集リ陣取ケル、

〔箕輪軍記上〕長野信濃守業政卒去之事附り箕輪落城之事

陣所にて信玄兵粮に御詰り被成、然る處に此千部の原に大伽藍有、則伺ひ見るに五十間四方成寺大木を以て造りし事美々敷分野(アリサマ)也、〇中略 新井喜總次と申者使者寺へ被遣、信玄是迄之貯の俵物等あら〳〵に成候間、追而代金成共、又は米成共返金可有候間、米二三百俵才覺賴と申ける、住寺承り申けるは、米と申者一圓無御座候間、外樣へ御賴可被成と申ける、〇中略 喜總次もせき上けれ共押しづめ、貴僧にも御存有間敷事也、武家の野陣を張る事何かに付不自由成事のみ、今般用立給候はヾ、重而主君へ申入、御朱印百石成共、二百石成共返禮可有候、

〔信長公記三〕六月〇元龜元年 廿二日、其日者やたかの下に野陣を懸させられ、よこ山の城、高坂(コウサカ)、三田村、

野村、肥後楯籠相拘候、

〔荒山合戰記〕能登國石動山衆徒蜂起附同所荒山合戰之事

能登ノ守護職前田又左衛門尉菅原利家、〇中略加勢ヲ請ン爲、書翰ヲコソハ送リケレ、〇中略佐久間披見シテ則返、金澤城ニ居タリケルガ、此告ヲ聞ト等ク、勝家ノ方ヘモ委細ヲ注進シ、不待其左右シテ、二千五百餘兵ヲ引率シ、能登國ニ馳向ヒ、高畠ト云所ニ野陣ヲ取テゾ控タル、

附烽燧

烽燧ハトブヒト云フ、飛火ノ義ナリ、外寇內叛ニ備フルモノニテ、之ヲ全國數所ニ置キ、其事アルニ及ビ、高ク乾草ヲ架シ、之ニ火ヲ點ジテ、遞ニ相報ゼシムルモノニテ、大寶令ニ依レバ、烽長、烽子アリテ其事ヲ司リ、晝烟、夜火ノ別アリ、賊衆ノ多少ニ由リテ、放ツ所ノ數ニ差アリ、其他制度極メテ嚴ナリシガ、桓武天皇ノ朝ニ、一タビ之ヲ廢スルニ至リ、漸ク廢絶ニ歸セリ、其後海內大ニ亂ル丶ニ及ビ、武人互ニ狼烟ヲ用キテ、之ヲノロシト云ヒ、以テ敵ノ動靜ヲ報ゼシメ、我ノ進取ニ便ニセリ、

名稱

〔倭名類聚抄十二燈火〕烽燧附火𤏡　說文云、烽燧〈峯遂二音度布比〉邊有警則擧之、唐式云、諸置烽之處、置火臺、臺上挿𤏡、〈音厥、俗云保久之、〉

〔箋注倭名類聚抄四燈火〕漢書司馬相如傳注、引孟康曰、燧如覆米䉛、縣著桔皐頭、有寇則擧之、燧積薪、有寇則燔然之也、史記索隱云、烽見敵則擧、燧有難則焚、烽主晝、燧主夜、後漢書光武帝紀注、引漢書音義云、邊方備警急、作高土臺、臺上作桔皐、桔皐頭有兜零、以薪草置其中、常低之、有寇卽燃火擧之以相告曰烽、多積薪、寇至卽燔之、望其煙曰燧、晝則燔燧、夜乃擧烽、廣雅曰、兜零籠也、按說文不載燧字、是俗鐩字、鐩陽鐩也、玉篇燧亦作燧、

〔江談抄四〕山投燧燧秋雲晴　海口恩瀾曉月涼　□　此詩源爲憲之作也、後聞一條院令感給稱

自作云々、

〔類聚名義抄四火〕㷭(音峯トフヒ、)火、𤈤(或)炷(俗)熢燧(蒲功反、トフヒ、ヒキル、ヒウチ、俗蓬字、)燧(音燧、于康反、トフヒ、)烽(トフヒ)

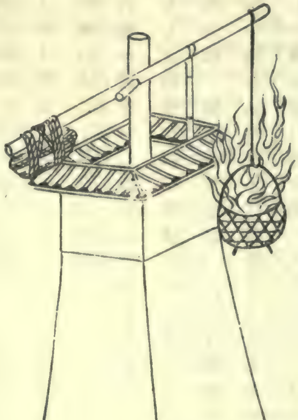
〔和漢三才圖會二十兵器〕烽燧(とぶひ)(烽燧、和名度布比、火𤎅、保久之、)

〔倭訓栞前編十八登〕とぶひ　日本紀に烽をよめり、烽燧とも見ゆ、飛火の義也、萬葉集に射駒山、飛火がくれにと見ゆ、史記の注に、飛火曰レ爟と見えたり、飛ははやきをいふ成べし、歌に春日野の飛火の野守などよめり、春日の烽は元明紀に見えて、今飛火の山といふ、鹿野苑の東にあり、又河内高安烽、高見烽、高見は餅村の北にあり、是射駒山なり、又出雲隱岐など史にみえたり、

〔運歩色葉集乃〕狼煙(ノロシ)　狼燧(同)　狼糞(同)　烽火(同)　野狼屎(ノロシ)

〔和漢三才圖會二十兵器〕狼烟(のろし)(今云乃呂之)　以二狼糞一積レ之、寇至卽燃、以望二其烟一、謂二之狼煙一、蓋狼糞烟氣直上、雖レ有二烈風一不レ斜、　狼烟花火　用二大竹筒一盛二藥末一、中入二絹一端一、鐵炮打上、炎上レ天、絹亦飄飄飛、謂二之晝狼烟一、又如二流星一而大、其尾光長延、謂二之夜狼烟一、共以爲二軍中合圖之捷法一、　狼糞雖二最佳一、難二多得一、故今不レ用之、而如二花火藥一、樟腦、硫黃、鹽硝、鐵粉等、(分量口傳)調合盛二革袋一、(長三尺許、周二尺許、)竪二大竹竿一燃レ之、斥候者窺二敵陣形勢緩急一、其數或一或二三、任二合圖一也、

〔倭訓栞前編二十三乃〕のろし　烽煙をいふ、野狼矢の義にや、酉陽雜俎に、狼糞煙直上烽火用レ之と見えたり、今に烽子といふはのろしもり也、



制度

〔築城記〕一ノロシハカヤリヲ燒如ク、木ヲツミてをく也、用ノ時火を付ル猥ノフンヲくぶる也、猥煙けぶり上へ能立のぼる也、

〔細川幽齋覺書〕一軍中にてのろしと申事有之、御先に罷在時に、御旗本より程遠く候て、俄に使もやられざる處ならば、大將と約束申て、何と仕り候はゞ、其時にのろしを上可申候、又いか樣に仕候はゞ、のろしをいくつ上可申と、かねて約束の上にて可有沙汰事、

〔海國兵談六〕城制附居館　都て城には烽火臺を設置べし、急ある時人數を集ムべき爲也、烽火臺の制ハ山城ならば、山の高處に設ケ、平城ならば櫓臺の樣に普請すべし、卑キハ三丈高キハ四五丈なり、臺上に方三間許高二丈餘に、上の方を細ク塗込の室を造リ、内より壁を厚タ附べし、上をば空穴(アナ、シ)にして明ケ置べし、中にハ藁或ハ杉の葉を込て、上をば蓋置なり、急ある時ハ火を懸、煙を擧て人數を集ル也、但シ太平の日にも、年に一度不意に煙を擧て人數を集メ、烽火の樣子を國人に呑込セ置べし、但太平の日操練の烽火にハ馳附、二十番目迄を稱して褒美を與フべし、然ト云ども紂王の所業に倣フ事なかれ、又軍記を見るに、急の合戰の時分などハ、近邊の在家に火を懸て、遠近の味方に合戰ある事を知セたる事數多あり、箇樣の時ハ幾口も火を懸ル事ナリ、

〔令義解五軍防〕凡置烽、皆相去卅里、若有山岡隔絶、須逐便安置者、但使得相照見、不必要限卅里、

凡烽、晝夜分時候望、若須放烽者、晝放烟、夜放火、其烟盡一刻、火盡一炬、(謂刻者、漏刻也、炬者、東薪也、文云、烟盡一刻、火盡一炬、前烽不應者、即知此外亦不可更放也、)前烽不應者、即差脚力、往告前烽、問知失候所由、速申所在官司、(謂前烽所隷國司也、)

凡有賊入境、應須放烽者、其賊衆多少、烽數節級、並依別式、○中略

凡置烽之處、火炬各相去廿五步、(謂烟相去亦同也、必令火炬相去者、欲多少之數分明易見也、)如有山嶮地狹、不可得充廿五步之處、但得應照分明、不須要限相去遠近、

凡火炬、乾葦作心、葦上用乾草節縛、縛處周廻、插肥松明、(謂松明是松之有脂者也、)並所須貯十具以上、於舍下作架

積著、謂遂有烟貯、故云蓬也、架猶棚也、不得雨濕、

凡放烟貯備者、須收艾蒿生柴等、謂艾者蓬也、蒿者草總名也、相和放烟、其貯蒿柴等處、勿令浪人放火、及野火延燒、謂恐燒蒿柴等、故立此條、其下條遠烽二里、不得浪放烟火者、爲疑誤烟烽、不聽其浪放、

凡應火筒、若向東、應筒口西開、若向西、應筒口東開、南北准此、

凡白日放烟、夜放火、先須看筒裏、至實不錯、然後相應、若白日天陰霧起、望烟不見、即馳脚力、遞告前烽、霧開之處、依式放烟、其置烽之所、遠烽二里、不得浪放烟火、謂緣烽四面二里之內、不得浪放烟火也、

凡放烽有參差者、謂應放多烽而放少烽、及誤因人火野燒、遂乃放烽之類也、因元放之處、失候之狀、速告所在國司、勘當知實、發驛奏聞、謂上條烟塞一刻、火盡一炬、前烽不應者、此應而不應、於害未重大、故往告前烽、不更發驛、此條應放多烽而放少烽、及誤因人火野燒、遂乃放烽、既放之後、知其誤舉、機事一發、動害已深、故失候之所、發驛奏聞也、

〔律疏衛禁〕凡烽候不警、令寇賊犯邊、及應舉烽燧而不舉、應放多烽而放少烽者、各徒二年、謂從緣邊置烽、連於京邑、烽燧相應、以備非常、放烽多少、具在別式、候望不舉、是名不警、若令蕃寇犯塞、外賊入邊、及應舉烽燧而不舉、應放多烽而放少烽者、各徒二年、若放烽已訖、而前烽不舉、不即往告者、亦如之、謂依令、放烽訖而前烽不舉者、即差脚力往告、不即告、亦徒二年、故云亦如之、使烽各減三等、以故陷敗戶口軍人城戍者絞、謂應舉烽燧而不舉、或應放多烽而放少烽、或放烽訖而前烽不舉、不即往告等、以故陷敗戶口、或是軍人及城戍者、各得絞罪之、即不應舉烽燧而舉、若應放少烽而放多烽、及遠烽二里內、輒放煙火者、各徒一年、

〔延喜式兵部二十八〕凡太宰所部國放烽者、明知使船、不問客主、舉烽一炬、若知賊者放兩炬、二百艘已上放三炬、

〔日本書紀天智二十七〕三年、是歲於對馬嶋壹岐嶋筑紫國等置防與烽、

〔續日本紀元明五〕和銅五年正月壬辰、廢河內國高安烽、置高見烽、大倭國春日烽、以通平城也、

〔續日本紀考證三元明〕高安烽、按大寶元年八月廢高安城、是烽亦因廢也、○中略高見烽、河內志云、在河內郡喑村北、萬葉集所謂射駒山飛火即此、春日烽、大和志云、烽火山在添上郡鹿野苑東、所謂春日烽即此、

〔日本後紀五桓武〕延曆十五年九月己丑朔、勅、遷都以來、于今三年、牡山烽火、無所相當、非常之備、不可暫闕、宜山城河内兩國相共量定便處、置彼烽燧、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應停廢烽候事

右被右大臣〇神王宣偁、奉勅、烽燧之設、元備警護、而今内外無事、防禦何虞、徒置烽候、空費民力、宜從停廢、永改前弊、但太宰所部者、依舊无改、

延曆十八年四月十三日

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應試調烽燧事

右參議從四位上行太宰大貳藤原朝臣冬緒起請偁、軍旅之備、烽燧是切、而數十年來國無機警、因斯雖有件備、未知調用、若有非常、何以通知、今須下知管内國嶋、試以擧烽焚燧、彼此相通、以備不虞、若不言其由、恐驚動物意、望請下知事旨、依件調練者、右大臣宣、奉勅依請、

貞觀十二年二月廿三日〇又見三代實錄

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應出雲隱岐等國依舊置烽燧事

右得隱岐國解偁、檢令條、諸國置烽燧、若有急速、則通達京師、遠近相應、慎備警固、至于延曆年中、内外無事、永從停廢、而今寇賊數來、侵掠邊垂、加之此國遙離陸地、孤居海中、風波危厲、往還不通、縱有非常何得通告、望請官裁、雖不通京都、而件兩國之境、依舊置烽候者、右大臣宣、奉勅依請、

寛平六年九月十九日〇又見扶桑略記

〔梅松論下〕將軍〇足利尊氏は御舟を下て御所〇直義は陸地を御發向治定して、則御手合あり、〇中略頓て兒島

の御舟を出さる、海と陸との御陣日夜約束の火を揚られしかば、山をへだてながら、互に御陣の在所をぞしろしめされける、

〔太平記十九〕新田義貞落越前府城事

大將右衞門佐（〇脇屋義助、中略、）今日ノ合戰ハ不慮ニ出來ツル事ナレバ、遠所ノ御方是ヲシラデ左右ナク馳來ラジト覺ルゾ、此邊ノ在家ニ火ヲ懸テ、合戰アリト知セヨト下知セラレケレバ、篠塚五郎左衞門馳廻テ、高木、瓜生、眞柄、北村ノ在家二十餘箇所ニ火ヲ懸テ、狼煙天ヲ焦セリ、所々ノ宮方此煙ヲ見テ、スハヤ鯖江ノ邊ニ軍ノ有ケルハ、馳合テ御方ニ力ヲ合ヨトテ、宇都宮美濃將監泰藤、天野民部大輔政貞三百餘騎ニテ、鯖並ノ宿ヨリ馳來ル、

〔大塔物語〕去程大塔之人々者、若哉待相圖之烽火處、曾思其歟無雲、

〔祇園執行日記〕天文元年八月十二日、下京上京ノ日蓮宗野伏共ウチマハリ、心々セイツカイシ、野伏ヤガテ引候、　十六日、山科ヨリ將軍塚マデ足輕カケ、マタノロシ上ゲ候、

〔總見記二〕清須城歸服事附織田孫三郎死去事

織田彥五郎、（〇中略）夜ニ紛レテ落ントシ玉フ處ニ、孫三郎殿兼テ相圖ノ事ナリケレバ、大膳（〇坂井）ガ落ルト一度ニ、狼煙ヲ揚玉フ、信長公其相圖ヲ御覽ジ、名古野ヨリ一騎ガケニ淸須エ掛付ケ、孫三郎殿一手ニ成テ、彥五郎ノ居館ヲ取卷キ、只一時ニ攻落サル、

〔北條五代記八〕東國山嶺に狼烟を立る事附大伴黑主が事

見しは昔、北條氏政と里見義高たゝかひ有、相摸、武藏、下總は氏政の領國、安房、上總は義高の持國なり、此五ヶ國の內に東西へ長き入海有て、敵味方の船の渡海近し、（〇中略）是によて山のみね〳〵に薪をつみをき、貝鐘をつるし、人守り居て敵の舟來るを見付、火をたて貝鐘をならせば、山みねに火を立つゞけ、卽時に三崎へ聞え、舟を乘いだす、是を夜るはかゞりと名付、晝はのろしといふ、

此三國にかぎらず、關東諸國にもあり、兼日烽所をさだめをき、萬の約束にも相圖に立る事あり、狼の毛糞を求をき、是を日中には少火中に入るとき、烟空へ高くあがる、褒姒が狐狼野干となりたる子細による、狼煙と書てのろしとよむなれば、狼の子細有べき事也、扨文烽火と書て、かゞりともとぶ火ともよめり、

〔籾井家日記　二〕粟田口合戰事

阿彌陀ガ峰ヨリ相圖ノ狼煙ヲ擧候テ、繫ギニ送レバ、諸方へ響キ候ニ、初ヨリシル谷へ向ヒ申サレ候、伏谷美濃、日下部石見、〇中略八百餘騎ニ三千ノ野伏ニテ時ヲ作リ、〇下略

〔總見記　十五〕信長公三州長篠御出馬事附鳥居强右衛門忠死事

强右衛門〇中略家老等ニ申スヤウハ、今夜此圍ヲ忍ビ出バ、城ノ向ノカンポウ峠ニテ、狼煙ヲ揚ベシト約束ス、〇中略カンボウ峠へ上リ著テ、相圖ノ狼煙ヲアゲケレバ、城中ノ上下是ヲ見テ悦事カギリナシ、

〔別所長治記〕大村合戰

毛利家ノ諸大將、〇中略我等モ三木爲二後詰一出張シテ、徒ニ日ヲ送ル事、天下ノ人口モ如何也、三木ノ城ト相圖ヲ定メ、可レ遂二一戰一ヲ、忍テ三木へ人ヲ入、來ル十日丑ノ刻ニ敵陣へ押寄可レ始二合戰一ヲ、狼烟ヲ上ン時、從二城中一押出シ給へ、兩方ヨリモミ合、手痛キ軍シテ可レ定二安否一云遣ス、〇中略天正七年九月十日ノ丑刻ニ、藝州ノ住人生石中務ヲ大將トシテ、先秀吉ノ與力谷大膳、平田ト云所ニ付城ヲシテ居タル所へ、中國勢押寄鬨ヲ上、無二透間一打テ入、〇中略夜明方ニ成テ大村ニ著テ相圖ノ狼烟ヲ上ケルガ、平田城以テノ外色メキ立ヲ見テ、兵粮ニモ不レ構、手島渡部土橋ハ横合ニ平田ノ城ニ押寄、塀柵ヲ切崩ヌ、同三木ノ兵ドモ相圖ノ狼烟ヲ見テ、其儘掛出、平田ノ城ニ切テ入、

〔武功雜記　下〕一伊勢ニテ氏郷〇蒲生ハ松ガ島ニ、木造ハ日置ニ、織田上野助殿ハ津ニ在城セラル、日

置ヨリ度々氏郷ノ領ヘ勢ヲ出ス、然ルニアル夜日置方ニ狼烟ヲアグル、夜話ニ有合タルモノ是ヲ見テ、スハヤ日置ヨリ働候ト云、氏郷イヤ〳〵日置ヨリ兵ヲ出サバ、狼烟ヲ二筋アゲヨト合圖ヲ申付置候、今一筋アグルヲ見テ、コレヨリ勢ヲ出スベシ、何レモ歸テ用意セヨト申サレ、何レモイマダヤドヘ歸リツカザルホドノ内ニ、氏郷ハヤ宵ノ緒ヲシメ〳〵出ラル、諸士ヤウ〳〵ハセツイテ、日置勢ヲ追込申候、是ヲ日置ノ夜軍ト云、

〔伊達成實記〕中四月〇天正十六年十七日ニ、高倉近江本宮ヘ參ラレ候、本二本松譜代ニテ、會津安積之事具ニ存候者ニテ候間、明日ノ働何方ヘ可レ有レ之由タヅ子候ヘドモ、近江申サレ候ハ、略〇中又高倉ヘ人數越候ハヾ、城ノ西ニ飛火ヲアゲ申サルベク候、本宮ヘノ働ニ候ハヾ、東ニ上可レ被レ申由申合候テ、高倉近江ハ相返シ申候、十八日ニ高倉ノ城西ニ飛火上ゲ申候間、扨ハ高倉ヘノ働ト見エ候由、觀音堂ノ下迄人數ヲ打出候處ニ、又東ニ飛火上ゲ候、サテハ本宮ヘ働ニ候哉ト、人數ヲ可二引返一ト申候ヘドモ、キヲイガ廻リ候間、此儘合戰可レ仕由申候間、備ヲ相立候、

〔會津陣物語〕三自二會津一遣二飛脚一以二關原敗軍之由一告二直江ガ陣ニ一事

直江ガ軍兵ドモ急ニ總構ヘ攻入テ、矢倉ニ火ヲカケタリ、兼テ長谷堂城難義ニ及バヽ、野烽ヲ可レ上間、谷ノ城堺ノ城ヨリ可二助來一旨、約束シタリケルガ、其放火ノ烟ヲ件ノ相圖カト心得、谷堺ノ兩城ヨリ新手ノ敵七千餘リ、長谷堂城ヘ懸著タリ、

〔令義解〕職員一兵部省　卿一人掌下略〇中烽火事上

〔令義解〕職員一太宰府　帥一人掌下略〇中烽候略〇中事上

〔令義解〕職員一大國　守一人掌下略〇中烽候略〇中事上、餘守准レ此、

〔令義解〕五軍防凡烽、置二長二人一、謂、縱一國有二一烽一者、猶置二長二人一、若有二二烽一者、不レ置二四人一也、檢二校三烽以下一、唯不レ得レ越レ境、國司簡二所部人家口重大堪二檢校一者一充、若無者、通用二散位勳位一、謂、外六位、勳七等以下也、分二番上下一、三年一替、交替之日、令レ教二新人通

雜載

解、然後相代、其烽須修理、皆役烽子、自非公事、謂除烽事以外、皆爲非公事也、不得輙離所守、凡烽、各配烽子四人、若無丁處、通取次丁、謂雖是次丁、同正丁法、不可取八人也、以近及遠、均分配番、謂以二人爲一番也、以次上下、

〔令義解賦役三〕凡〇中略烽長〇中略在役並免課役、其〇中略烽子〇中略並免徭役、

〔唐六典兵部五〕職方郎中員外郎掌天下之地圖、及城隍、鎭戍、烽候之數、〇中略凡烽候所置大率相去三十里、若有山岡隔絶、須逐便安置、得相望見、不必要限三十里、其逼邊境者築城以置之、每烽置帥一人副一人、其放烽有一炬二炬三炬四炬者、隨賊多少而爲差焉、舊關內京畿河東河北皆置烽、開元二十五年勅以邊隅無事、寰宇乂安、內地置烽、誠爲非要、量停近甸烽二百六十所、計烽帥等一千三百八十八人、

〔出雲風土記〕馬見烽、出雲郡家西北卅二里二百卌步、土椋烽、神門郡家東南四里、多夫志烽、出雲郡家正北一十三里卅步、布自義美烽、嶋根郡家正南七里二百一十步、靑垣烽、意宇郡家正東廿里八十步、

〇按ズルニ、肥前風土記、豐後風土記等ニ、烽ノ事見エタレド今採ラズ、

〔萬葉集雜歌六〕悲寧樂故京鄕作歌一首井短歌

八隅知之、吾大王乃、高敷爲、日本國者、〇中略露霜乃、秋去來者、射駒山、飛火賀塊丹、芽乃枝乎、石辛見散之、狹男壯鹿者、妻呼令動、〇中略

右二十一首田邊福麻呂之歌集中出也

〔古今和歌集春上〕題しらず　よみ人しらず

春日野のとぶひの野守出て見よ今いくか有て若菜つみてん

古事類苑

兵事部二十六

水軍上

古事類苑

兵事部二十六

水軍上

水軍ハ、舊クフナイクサト云ヒ、後ニ海軍トモ稱ス、兵船ニ乘ジテ戰鬪スル軍ヲ言フナリ、上古神武天皇親自ラ舟師ヲ帥キテ東征シタマヒシハ、蓋シ本邦水軍ノ事ノ國史ニ見エタル始ニシテ、天智天皇ノ朝、我ガ水軍ノ、唐ノ舟師ト百濟ニ戰ヒシハ、當時之ヲ水戰ニ用キタル最モ著名ノ例ナルベシ、大寶ノ制、主船司ヲシテ公私ノ船ヲ掌ラシメ、之ヲ兵部省ノ管下ニ置ケリト雖モ、固ヨリ未ダ水軍ノ設アルニ非ズ、天慶ノ亂、刀伊ノ變、何レモ所在ノ舟ヲ取テ陸兵ヲ載セ、僅ニ其用ヲ辨ズルニ過ギザリキ、

源平二氏互ニ天下ノ權ヲ爭テ終ニ兵ヲ海上ニ交フルヤ、船ヲ遣ルニ逆櫓ノ法アリ、敵ヲ攻ムルニ攻圍ノ計アリ、其戰術較〻見ルベキモノ無キニシモアラズト雖モ、然レドモ其法ノ盛ニ行ハレタルハ、實ニ足利氏ノ季世、我ガ西南ノ民等迴カニ海ヲ越テ、朝鮮支那ノ沿岸ヲ侵略セシ後ニ在リトス、當時我ガ兵船ニ將タルモノ各〻自ラ稱シテ海賊大將ト云フ、伊豫ノ野島、來島、備後ノ因島等之ガ魁タリ、其船皆八幡宮ノ旗幟ヲ樹ツ、因テ彼民此ヲ八幡舟ト稱シテ戰慄セザルナシ、謂ユル倭寇即チ是ナリ、

元龜天正ノ間、海內最モ騷擾ヲ極メ、沿海ノ國爲ニ專ラ陸兵ニノミ賴リ難キモノアリ、是ニ於テカ新ニ兵船ヲ設ケ、水軍ヲ備フルモノ漸ク多キヲ加フ、甲斐ノ武田氏、相模ノ北條氏、安

房ノ里見氏、安藝ノ毛利氏、伊豫ノ河野氏等ノ如キ比々皆然ラザルハ無シ、而シテ其最モ精鋭ナルモノヲ志摩ノ九鬼嘉隆ト爲ス、嘉隆始メ織田氏ニ仕ヘテ本願寺ノ兵ト攝津ノ海上ニ戰テ功アリ、豐臣氏尋デ興ルニ及ビテ、又其水軍ニ將トシ、加藤嘉明、脇坂安治等ト共ニ西征東伐シテ其名益著ハル、征韓ノ事興ルヤ、嘉隆又嘉明、安治、及ビ藤堂高虎、來島通之、弟通總等ト共ニ船手ノ大將ト爲リ、前後二役ニ與リテ大ニ功アリ、

德川氏ノ始メ、諸侯仍ホ巨艦ヲ造ルモノアリ、幕府或ハ其異圖アランコトヲ懼レ、慶長十四年、嘉隆ノ子守隆ニ命ジテ、幕吏ト共ニ此ヲ沒收セシメ、其使役ニ堪ヘタルモノヲ採テ幕府ノ兵船ニ充ツ、後向井忠勝等ヲ擧ゲテ船手頭ト爲シ、以テ其船ヲ管セシム、尋デ又令ヲ發シテ大船ヲ新造スルコト勿ラシム、元和偃武ノ後、兵家者流輩出シ、專ラ水戰ノ事ヲ論ゼシ書モ亦尠シトセズ、然レドモ其多クハ海賊ノ古法ニ拘泥シテ、實用ニ疎キモノアリ、

嘉永六年米艦ノ再ビ相州浦賀ニ渡來スルヤ、幕府宇內ノ大勢ニ鑑ミ、遂ニ大船製造ノ禁ヲ解ク、安政六年始テ軍艦奉行ヲ置テ、海陸警衞、軍艦取扱ノ事ヲ掌ラシメ、尋デ文久二年大ニ軍政ヲ改革シテ、新ニ海陸軍總裁ヲ設ケ、船手頭ヲ廢シテ、其船舶及ビ水主等ヲ軍艦奉行ノ管下ニ移シ、慶應元年更ニ海軍奉行ヲ置キテ專ラ水軍ノ事ヲ監督セシム、是ヨリ先キ安政二年、海軍傳習所ヲ肥前長崎ニ設ケ、蘭人ヲ聘シテ航海諸術、及ビ軍艦運轉等ノ事ヲ傳習セシム、四年軍艦教授所ヲ江戶築地講武所內ニ置キ、元治元年又操練所ヲ攝津神戶ニ建ツ、幕臣及ビ諸藩士ノ入リテ學ブ者多シ、慶應二年佛國士官ヲ富士山艦ニ徵聘シ、翌年更ニ又教師ヲ英國ヨリ聘シテ、回天朝陽二艦ニ就テ練習スル所アラシム、戊辰ノ役、彼等局外中立ヲ守リテ此地ヲ去リ、傳習ノ事一旦絕エタリト雖モ、我ガ海軍ノ今日アルハ、實ニ源ヲ此ニ發スルモノ亦甚ダ尠カラズト云フ、

此篇ハ兵船篇、及ヒ官位部外交部諸篇ト相關聯スルモノ多シ、宜シク參看スベシ、

〔日本書紀神武三〕太歲甲寅、其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥二諸皇子舟師一東征、

〔三代實錄清和二十七〕貞觀十七年十一月十六日乙未、出羽國言、渡島荒狄反叛、水軍八十艘、殺二略秋田飽海兩郡百姓二十一人一、勅、牧宰討二平之一、

〔陰德太平記二十六〕能嶋久留嶋與レ力元就一、附弘中隆包軍議事

赤川十郎左衞門モ、元就兼テヨリ今度水軍ノ行、云含給ケル故、是モ同ク先陣ニ進ケリ、

〔兵法新論水戰十五〕水戰ニ二アリ、一ハ水ニ沿ヒタル城ヲ攻ムルト、又大川及湖水等ヲ隔テ舟ヲ泛テ戰是也、一ハ海岸ニ在テ海上ヨリ船ニテ來ル敵ト戰ヒ、又島嶼ニ城ヲ構タル者敵ヲ受テ戰ヒ、又互ニ海上ニテ船戰ヲナス是也、其中ニ就テ海上ノ戰、海岸ノ戰ハ、大艦艨艟ヲ以テ戰故、其船ノ造法以テ大造ヲ極メ、其戰ヒ風潮ノ順逆ニ隨テ利不利アレバ、天象ヲ重ジ、眇々タル顯處ノ闘ナレバ、陰計ヲ用ベキコト難ク、櫓槳ヲ恃ミトシテ隱顯自由ナラズ、タヾ風潮ノ順行ニヨル時ハ、其速ナルコト如レ飛、風潮ニ逆時ハ意ノ如ナルコト難シ、大川湖水ノ如キハ舟造細小且島嶼ノ隱顯アリテ出沒自在ナレバ、名ハ同ク水戰ニシテ其趣ハ不レ同、然レドモ海上ノ戰トイヘドモ、タヾ水上船艦ヲ以テスルノミナラズ、彼ハ海上ヨリ來リ、我ハ島嶼ニ在テ待チ、或ハ彼ハ海陸并進ム時ハ、我モ亦海ニ迎ヒ陸ニヨリテ防グ、然ラバ其海ニシテ陸ニ因者ハ、水ニ沿テ戰者ト異ルコトナシ、故今此二ノ者ヲ分別セズコヽニ合セ論ズ、サテ又水戰之法ハ、大艦ト大礮ヲ造リテ其作用ヲ得者勝チ、其作用ヲ失者不レ勝、今西洋ノ船礮其製造ヲ巧且大ニシテ其作用尤便也、和漢ノ艦礮ノ及ベキニアラズ、早ク彼ノ便ナル所ヲ取リテ、其便ナラザルヲ捨、今ノ宜ニ改メバ、タトヘ西洋ノ諸夷本邦ニ來リ寇ストモ、豈憂トスルニ足ンヤ、今和漢西洋ノ三法ヲ集メテ、或ハ彼ヲ取リ此ヲ捨、或ハ此ヲ取リ彼ヲ捨テ、其宜ニ歸センコトヲ欲ス、

制度

〔鈴林日知錄三船戰〕陸戰はもと本邦の所長なる固より論なし、船。戰。の法古にありて猶是を忽にせず、源平の船戰は姑く置ていはず、天正の前後、九鬼氏尤も其術に長せしは、世の普く知るところにして、今其一二をいはんに、天正六年九鬼嘉隆雜賀の賊と熊野の浦に戰ひ、○中略同八年北條氏直駿河浦にて武田勝頼と戰ひ、○中略文祿元年朝鮮の役に、九鬼嘉隆及び加藤左馬助嘉明、釜山浦にて敵船を乘とりし類なり、○中略按ずるに九鬼氏の祖紀伊國の人にして、後伊勢國に移り、嘉隆が時尤船軍の術に長じて、織田右府、豐臣大閤に仕へ、後神祖に從ひ奉るに及ても、仰を奉はりて專ら督船の事をもて其任とはなせしなり、其精熟せし、當時世にならぶ者なかりしかば、朝鮮出陣の時も諸將嘉隆に就て軍議を定めしと聞ゆ、○中略凡て此頃の戰は、攻城野戰にして、船軍は希なりしかど、水兵備も敢て忽にせざりし事は、北條氏に梶原備前守等、○中略武田氏に間宮武兵衞等あるにて知るべきなり、○中略九鬼嘉隆の子、長門守守隆も亦家業に精きをもて、大坂御陣の時軍功ありしことは、大坂記、難波戰記等に見え、間宮造酒允信高、小濱民部左衞門景隆、及び向井伊兵衞政勝が弟、兵庫頭正綱等も、武田氏亡びて後、神祖に召出され、同じく督船の事を命せられしは、深く慮り給ふところありしなるべし、○中略近年に及ては、蠻夷しば〳〵深流を名とし、或は取水に托して、沿海地方を覘ふことあるに至ては、船戰の法、人おの〳〵練磨すべし、其小術をもて蔑視すべからざるは固りなり、

〔海軍歷史十三軍政改正〕文久元辛酉年五月十一日、池田甲斐守、大岡豐後守、酒井壹岐守、松平出雲守、伊澤美作守、駒井山城守、井上信濃守、木村攝津守、黑川備中守、服部歸一、海陸御備向并御軍制取調御用被仰付之、　右於羽目之間紀伊守申渡、酒井右京亮侍座、　大關肥後守、内田主殿頭、淺野伊賀守、小栗豐後守、川勝丹波守、勝麟太郎、神保伯耆守、大井十太郎、山口信濃守、池田修理、塚原治左衞門、立田錄助、　同御用取調被仰付之、

文久二壬戌年閏八月十七日、周防守布達、

方今宇内之形勢一變致し候ニ付、外國之交通も御開ニ相成候ニ付而者、全國之御政事一致之上ならでは難相立筋ニ候處、御大禮等打續、一新之機會を失ひ、天下之人心居合兼、終ニ時勢如是及切迫候次第、深く御痛心被遊候ニ付、上下擧而心力を盡し、御國威御更張被遊度思召候、尤環海之御國海軍を不被爲興候而者、御國力不相振候ニ付、追々御施設可被成候得共、此儀者追而被仰出ニ而可有之候、右ニ付而者參勤之年割、在府之日數御緩め之義、追而可被仰出候依而者、常々在邑致し、領民之撫育者申迄も無之、文を興し武を振ひ、富强之術計厚相心掛、銘々見込之趣有之候ハヾ、無伏藏申立候心得ニ可罷在旨被仰出候、

右之通被仰出候事

海軍將士資級之義ニ付申上候書付　　御軍制掛

海軍御建興之儀者、當今第一之御要務ニ而、無此上御大業ニ有之、御軍艦之製造方者、莫大之御用途ニ而、不容易之樣御座候得共、一旦御仕法相立、御用途出方等相辨じ候上者、海外各國ニ被仰付候とも、於御國内御打建相成候共、數十艘出來致し候事、不難義ニ御座候、就中至而難キ者ハ、右將士生育之義ニ有之候間、先第一ニ天下之人心こゝに趣向致し候樣、御仕向有之候義、肝要ニ御座候、右將士義者、學科も多端ニ有之、極而難入而不易學而已ならず、既ニ成業之上とても、風濤之險を冒し、生死を一瞬ニ爭ひ、常ニ對敵臨陣之想を致し候義故、格別之御優待無之候半而者、如何樣御督責有之候とも、危を避ケ安ニ就キ、榮利ニ趣キ富貴を欲するは、人情之常態こゝニ趣向仕候ニ付、右資給之儀、外國制度ニ本キ、且陸軍將士と比較仕、彼我折中致し、一定之制度別冊取調、幷學科昇進之次第一冊取調差出候間、速に御家人御旗本江共趣御示相成、たとひ厄介之者たり共、成業次第夫々御役被仰付、寄合萬石以上たり共、各將帥之學可心掛旨被仰出、是迄其業ニ成熟仕候

傳習所

者、其身材能を相撰、其資格ニ不拘御拔擢相成、各將士之任ニ當らしめ候へ者、天下人心翕然として海軍ニ趣向仕、數年を不出して、人材蕃育仕候樣可相成奉存候、此段一同評議仕申上候、〇下略

〔海軍歷史十四軍制改正〕海軍御擴張之義ニ付、差向相伺候十三箇、

勝安房守　木村兵庫頭〇以上二人並軍艦奉行、中略、

一海軍服章之事　陸軍ハ裾細筒袖にて、殿中江も罷出候義ニ付、海軍も右同樣と奉存候、此上海陸之區別者筒袖襟江金錨左方江相附し、其階級ニ應じ、臂下江金筋之數を以て、一見其階ヲ知り候樣、御定奉願候、〇中略

一外國軍艦江禮遇幷祝砲之事　外國江御誂相成候御軍艦出來、且前條申上候御軍艦御修補出來候へば、分隊ハ相整候儀にて、海外同一之禮節祝砲等ハ不可缺事にて、陸兵とも違ひ、御軍艦ハ海外へ乘出候間、萬一同一之禮ハ不致候而者、御禮遇之廉不相立候義故、港內にても彼が軍艦入津、又横濱長崎江罷越出會候へバ、夫々之定法通り、御一定相成居申度奉存候、且乘組外國船へ夫夫禮遇も爲致候へば、自づから夫を見習、士氣奮起いたし、新發明之器械も目擊いたし候事ゆへ、此度〇慶應二年者是非右御一定相成候義と奉存候、〇下略

〔海軍歷史五海軍傳習〕安政ノ始ニ當リ、近年海軍興立ノ儀起リシヨリ、終ニ衆議決定シ、各員爲傳習可被遣旨被申渡、是實ニ同二乙卯年七月廿九日ナリ、此時蒙命ノ人員寡少、且創初之業極テ式微ト雖ドモ、從此時後陸軍之傳習・文學之術業、歐洲法ノ我邦ニ入リ、公然其規式ヲ採ルノ濫觴ニシテ、其基礎ヲ爲スト云ハザル可カラズ、　此時閣老之首座阿部伊勢守幕政ヲ執リ、同時言行ハルル各員ハ數名ニ過ギズ、勘定奉行松平河內守、大監察筒井紀伊守、土岐丹波守、監察岩瀨肥後守、大久保右近將監、堀織部ニテ、長崎地ニ在勤シ、傳習諸取締タル者ハ永井玄蕃頭今ノ介堂等、我賤愚諸賢之末ニ列シ、傳習生タルヲ以テ、見聞之瑣事ト雖ドモ、記シテ以テ後證ニ備ヘントス、

奧田主馬支配小普請　勝麟太郎

右ハ長崎表阿蘭陀ヨリ獻貢之蒸氣船運用、其外傳習トシテ、被差遣候間、早々出立可致旨、且又小十人贄善右衛門組矢田堀景藏被差遣、幷彼地在勤御勘定格御徒目付永持亨次郎申合、一同重立取扱可申候、尤外役々職方之者共モ被遣、外國人ヨリ傳習受候事ニテ、不容易御用筋ニ有之候間、銘々一時之功ヲ爭ヒ、一己之名聞ヲ相立候樣之義有之候テハ以之外ニ付、右樣之儀聊モ無之樣厚ク申合、外役々下々迄、右之心得ヲ以テ、如何之義ハ勿論、不取締等無之樣可取計候、尤永井岩之丞儀、諸事引受指揮イタシ候事ニ付、萬端得差圖可相勤旨、今廿九日阿部伊勢守殿被仰渡候、依之申渡、　卯七月廿九日略○中

○○○○○長崎海軍傳習所ハ西役所ヲ以テ之ニ充ツ、是奉行之別役宅ニシテ、監察ノ此地ニ在勤爲ス者、此宅ヲ以テ旅館トス、當時永井氏爰ニ住居ス、今假ニ之ヲ教場トナシテ、別ニ教場ヲ設ケズ、我輩上陸マタ此邸中ニ居ス、後五六日ヲ經テ永井氏諸士ヲ率ヒ、出島和蘭館ニ到リ、入門之式ヲ行フ、皆禮服ヲ用ユ、略○中　教授之學科　航海術、運用術、船將、砲術、造船學　スガラウ氏、船具學、測量術、エーグ氏、算術、デヨング氏、

機關學機關司、砲術調練、セルジアント、　我ガ水夫ハ讃岐國鹽飽島之民ヲ以テ、艦內陸上ニ就テ、學バシム、此島民ハ元來我ガ廻船ヲ乘ルヲ以テ常業トス、是昔ヨリノ慣習ナリ、故ニ此島ニ令シ若年ノ者ヲ選ミ、以テ軍艦乘組ノ水夫トス、略○中　其教授之時間朝八時ニ始メ十二時ニ終ル、午後ハ一時ヨリ四時ニ到ル、是陸上之教示ナリ、又時々艦上ニ就テ、其運轉諸帆之操作等實地演習アリ、悉ク暗記セシメテ敢テ書記セシメズ、其言語ノ不通ナルヲ以テ、通辨官數名ヲ役ス、故ニ彼我互ニ隔靴之思ヒアリ、教官ハ大ニ其教示ニ苦シミ、生徒ハマタ暗誦ニ苦シミ、甚ダ勞苦ス、矢田堀、塚本、永持氏之如キハ、昌平學校ニ漢學ヲ學ビ、早ク學中少年才子ノ譽英敏之聞ヘアリト雖ド

モ、猶今日暗誦ニ刻苦ス、其才之ニ及バザル者之如キハ、困苦之甚シキ亦宜ベナル哉、困學如斯、後二三ケ月ヲ經、少シク澁滯ヲ免レ、前途期スベキノ頼ミアルヲ覺ヘタリ、　永井氏ノ區劃指揮其宜シキヲ以テ、敎師ノ歡心ヲ得、又數名生徒中苦情アル者無ク、大ニ學業之進歩ヲ得、　安政三丙辰年、造船之法慢ニス可カラズ、席上之解說ニ於テ得ベカラザルガ故、波戸場ニ沿ヘル海岸ヲ以テ、假ノ造船所トナシ、コットル船造製ヲ始ム、此船一年有餘ニシテ成ル、　永持氏ハ才幹拔群、且吏才ニ長ズルヲ以テ、傳習生ヲ解キ、當地奉行附組頭ニ榮轉ス、　同年中、從江戶伊澤謹吾氏來ル、是ハ頭取之心得ヲ以テ傳習生タリ、同行榎本釜次郎モ傳習生トシテ著崎ス、

〔嘉永明治年間錄六〕安政四年四月十一日、御軍艦敎授所ヲ築地講武所中ニ置ク

〔嘉永明治年間錄十五〕慶應二年七月、御軍艦操練所ヲ改テ海軍所ト唱フ、

○按ズルニ、海軍所ノ事ハ、官位部安政以後新置官篇ニ詳ナリ、

〔海軍歷史十七神戶海軍操練所設置〕元治元甲子年二月七日、我〇勝安房在京セシトキ、二條城ニ於テ閣老水野和泉守ヘ、左ノ建白書ヲ進達ス、

一神戶操練局最早御出來ニ而、此上外周土手御築立相成候得バ、全く御出來上リニ相成申候、

一同局之儀者、江戶表より頭取一人、是ハ當時小十人格肥田濱五郎義、大御番格頭取被仰付、二三年詰在住之積被仰渡、御軍艦組第一等、是者一昨年以來御臺場、幷操練所御取立御用出役仕居候、當時御軍艦組二等出役酒井繁之丞家來佐藤與之助儀、拾人扶持ニ新規被召出、一等被仰付同斷、第二等西川寸四郎、第三等赤松左京、其他兩三人出役被仰付候樣奉願候、尤申上候者共、精勤可仕旨、兼而申聞居候、

〔嘉永明治年間錄十三〕元治元年五月、操練所ヲ攝州神戶ニ建ツ、

河內守殿渡書付　今度海軍術盛大ニ被爲興、攝州神戶村ヘ操練所御取建に相成候に付、京、坂、奈

良、堺、伏見に住居の、御旗本、御家人、子弟厄介は勿論、四國、九州、中國迄、諸家家來に至る迄、有志の者ハ罷出修行致し、尤も業前熟達の者ハ御雇、又ハ出役等にも可被仰付候間、委細の儀ハ勝安房守可被承合候、 右之通向々へ可被相達候事

〔海軍歴史十七神戸海軍操練所設置〕此令發セシ後、神戸ニ入ル者多シ、此際ヤ京師之爭鬪、其他紛爭起リ、形勢危急故ヲ以テ、我ガ有司神戸之海局多人數ニ到ランヲ憚リ、後終ニ制御ナシ難カラント思察シ、百方此擧ヲ拒ミ、中止セシメントス、是亦常人之情ナリ、

〔海軍歴史十八佛國教師海軍傳習〕慶應二丙寅年正月四日ヨリ、横濱港繋泊之富士山艦ニ於テ、佛國海軍士官バリー氏教師ニシテ、海軍學術ノ傳習アリ、 同年四月中旬ニ至リ止ム、

〔海軍歴史十九英國教師海軍傳習〕慶應二丙寅年、我〇勝安房、中略、江戸ニ歸リ、海軍ニ從事ス、從是先キ幕府英國ニ依頼シ、海軍傳習之擧有リ、夫レ此傳習之事タルヤ、英佛蘭等各國何レモ彼ニ長ズル所アルモ、此ニ短ナル所有ルガ如ク、其技藝ニ因リ互ニ所長アリ、故ニ大約大同小異ニシテ、其得失之差アルヲ視ズ、此術ヲ學ブ者ノ、速カニ卒業之効ヲ得ルハ、特ニ教師タル者ノ誘掖懇切ナルト、生徒タル者ノ勤學勉勵ナルトニ在ル而已、焉ンゾ孰レヲカ是トシ、孰レヲカ非トセン、曾テ陸海兩軍之術共傳習ハ、都テ佛國人ヘ托ス可キノ約ニ在リシ處、同國公使ヨリ向後海軍術ノ教授ニ至リテハ、英國ヘ倚頼シテ然ル可シトノ諭告ニ由リ、英國公使ヘ左之受傳手續書ヲ達スルニ到リシ、但是ハ同年七八月之交ヒ、閣老ヨリ書翰添ヘ送付セシモノナリ、其文ニ云、

海軍術傳習受候手續

一日本海軍之儀者、先年於長崎荷蘭人より傳習を受け、測量、算術、船具運用、蒸氣機關等之科學ハ、略々會得いたし、航海術ニ於てハ深く差支候義も無之候得共、何分半途にして相廢し、遂ニ其蘊奥を究めざりしによりて、既に本年之初より再び佛郎西人江相頼み、船上之諸則、大砲之使用等

傳習いたせし故に先ツ歐羅巴各國海軍之制度も、其概略ハ解せしかども、戰法軍律ニ至りてハ、一船之掛引すら、未ダ精熟之場合ニ至らず候間、右等之處今一層研究を遂げ、速ニ實地應用ニ堪候樣いたし度存候ニ付、此度海軍術傳習貴國江相賴候上者、凡右之目的を以て、敎導之順序被二相立一候樣致し度候事、

一海軍術傳習之儀ハ、貴國政府ニ而承引ありし上にて、治定有レ之事と存候、敎師ハ其本國より被二相招一候とも、又ハ我國に在留有レ之候士官之中ニ而も、總而左之學科之者相賴度候事、

一タクチーキニ長じ、戰爭實地を經たる老練之士官一人、　一海軍諸則幷運用測量を兼たる士官一人　一砲術ニ長じたる士官一人　一蒸氣方士官一人　一算術ニ長じたる海軍勘定役、但語學を兼たる者一人、　下等士官　一ボーツマン水夫小頭一人　一大砲方二人　一上等水夫三人　一音號を司る喇叭手鼓手之類三人　右給料之儀者、貴國ニ而被二相定一候樣いたし度存候、尤是迄佛蘭西人之海軍敎師江ハ、士官一人一ヶ月三百弗ヅヽ、下等士官一人同斷六十弗ヅヽ、或者四十弗ヅヽ相渡し候事ニ有レ之候、

一學徒ハ英佛荷蘭三國之內、語學或ハ海軍諸術之內、心得居候者而已相撰み、傳習可二申付一候事、

一傳習いたし候場所ハ、船中ニ有レ之候方、學術研究之一助ニも可二相成一且ハ生年之者游惰ニ流れざる樣、取締筋も行屆可レ申候ニ付、觀光ト相唱候軍艦、幷外船々之內、橫濱港內江碇泊いたし置、學徒ハ常ニ右船中ニ寄宿爲レ致置、日々時限を定て、傳習いたし可レ申候事、

一敎師ハ陸上ニ住居いたし被レ居、日々右船上江出張、敎導有レ之候樣いたし度候事

此海軍傳習中執扱之記事、多少他ノ聞見ニ隨フ者有りと雖モ、多くハ我が當時之日記より拔抄して、茲ニ其概要を摘記ス、〇下略

〔嘉永明治年間錄十六〕慶應三年六月、英國ヨリ敎師ヲ召スニ付、海軍傳習ヲ受ク可キノ達、

主膳正殿渡書付　今般英國より教師御呼寄、海軍所に於て航海諸術傳習御開相成候に付、年齢十八歳以下の者にて、寄宿傳習相受度志願の者ハ名前取調、傳習掛御目付へ可被差出候、右之趣組支配有之面々へ可被達候事、

〔海軍歷史十九英國教師海軍傳習〕廿三日〇慶應三年十一月英教師回天朝陽ノ二艘ヲ一見シテ朝陽艦ヲ稽古船ニ為スベシトノ議アリ、廿四日軍艦組ノ傳習本日ヨリ始ム、教頭トレンイ横濱へ出張ス、英國海軍總督來著セシ故ナリ、廿八日英教師ゴンセット之事、幷水主同心三十人朝陽艦ニ乘組マシムル事ヲ議ズ、　同月〇十二月七日、〇西暦千八百六十九年第一月一日生徒七十一名入寮、　廿四日、傳習納會、　同四戊辰年正月五日、傳習稽古始ム、　二月十二日、邦内戰爭中ニ付、何レヘモ教授ハ致シ難ク、故ヲ以テ我等一ト先ヅ横濱へ可引揚旨、公使パークスヨリ申越之旨、英教頭トレシーヨリ傳語アリ、蓋シ是ハ公法ニ照ラシ、局外中立之所置ニ出デシナラン、因テ教師ハ此地ヲ去リ、横濱ニ行キ、生徒ハ一同退寮シ、海軍傳習之事全ク止ム、

〔能島家傳〕一船軍の勝敗は以所優劣可知之、第一船頭は湊泊を能知り、風波の時にも難を凌事を鍛錬すべし、是船頭の勝なり、第二船の往來左右皆楫を以致所なり、況合戰の時は必人數一方に集る、此時楫取驅時は、その船を覆す者なり、故楫取の功優なる者は楫取の勝なり、第三水主は艪を押水練を盡事、其達者優於敵は水主の勝なり、第四作る事に依て遲速の强弱有、故船の作る事優於敵者船の勝なり、第五海陸は異に依て戰具又不同、故戰具敵にまさるものは兵器の勝なり、第六敵味方相戰、戰より以上は平陸海上別事なしといへども肝要とする所あり、同水主を擊よりは楫取を討んに不如、楫取を擊よりは船頭を討んには不如、船頭を討んよりは船を碎に不如、亦干潟に船を寄せず、敵に我舟の横を不見、舟を離て敵を追事不遠、是則軍船の法なり、然ども畢竟主將の謀より出事なれば、勝敗はかならず主將にあり、海陸異といへども其本は一理にし

て、其末に至て千差萬別と成、よく〳〵可盡工夫、

一敵の勢を知て吾不勢を以討時は戰て不危、其勢を知る事定たる法なしといへども心を可附大槩有、一大雨大寒に走り來る、二大暑に押來る、三粮食薪水の盡たる、四に大風に遭て前後の備不定、五に未湊を求不得、六に不時、七に風變て湊を出、八に既に湊を出て風逆にして押戻、九に潮風に向て湊へ急ぐ、如斯の時味方よく力を收て是を討時は不危、また追時備不亂、退時に前後定鼓を打、押鐘を打て止、船中靜にして恐る色なき功者の下知と知て漫に不可戰、

一合戰は我戰ふを不好といへども、敵來る時必戰ふ、敵戰ふ事を不好といへども、吾往時は必戰ふ、往來は其可勝所有に因てなり、敵大勢にて吾小勢ならば、敵の人數の船數程等分に分て段々に備を立、兩方より可懸なり、湊の形、遠近、廣狹、千變萬化なり、究て盡しがたし、然ども其利四ッ有、敵の來る事やすき、敵の來る事難き、吾往所有、我往所なきとなり、敵來る事やすきは我も往安し、專可致戰とおもふとき可用所なり、敵の往所難く、我も往事難、一艘守て十艘にても責入事を不得所有、是戰を不好、小勢の時可用所也、往還自由なる湊は、味方の心わかるゝものなり、分るゝ時は必懼專可戒之、我往て戻事難所にては士卒よく戰もの也、湊は風に依て善惡有、潮に依て往還成難所有、それを不考、強て法に拘る事なかれ、

〔楠家傳七卷書四〕船軍之法　大船ヲ歩ニ定テ、小船ヲ騎馬ニ用ヨ、但シ放火ヲ以テ船ノ內ヲ可燒、

〔太田道灌兵書上船奉行之法〕一舟戰ノ事、汐ノ向背、風ノ順逆、荒磯、遠干潟、又ハ川流ノ峻舒ニ依テ、其勢ヲ便利ニ取、兵ノ助ケト爲コト肝要也、船軍ノ法ハ、兵ノ七書ニモ全備ノ致ナシ、探一隅之語、其理ヲ便利ニ推移シ、發明スルノミナリ、師曰、陸戰ニ通達スレバ、船軍業異アリトモ其理ハ同ジ、

○按ズルニ、此二書ハ、後世兵學家由井正雪ノ徒ノ、名ヲ楠正成、太田持資等ニ托シテ著ス所ナリ、然レドモ當時普ク世ニ行レシモノナルヲ以テ、姑ク爰ニ揭載セリ、

〔兵法雄鑑三十七船戰〕伍子胥かつりよ〇呉王闔閭に對て云、船戰の法を以て陸軍の法にわびずと云々、陸戰船戰かはれる儀なし、備は方圓の作法を守り、陽船陰船可ㇾ在ニ手分ㇾ手配能して金鼓旌旗の制を定む、各口傳、

船戰武功五ヶ條之事

我船にて他國へ働入、敵の陸地へあがり、敵と可ㇾ戰武功五ヶ條之事、

一、先船を可ㇾ付地形を見る事肝要可ㇾ成、

二、克地形と云は、岸ふかくして足入ならず、鹽の指引なくしてきら〳〵にして、伏兵かまりのあるべき所なく、敵の見切所遠してなぎさ五里三里の内に舟可ㇾ付所多を云、各口傳、

三、遠淺にして波たふ〳〵と打鹽の指ひきつよくして、潮みつれば岸まで底ふかく、潮引ばへいへいとして遠淺となり、しかも上り場足入多、敵の見切所近して、伏兵覆兵の地形多して、船可ㇾ付湊せばきを嫌ふ、口傳、

四、我あがりて利可ㇾ有處々を、敵も定て堅く守べし、其處よりしいてあがらんとする事なかれ、なぎさに付て其虚を守り、其勢に付て其亂を討、可ㇾ在ニ口傳ㇾ事、

五、一向、二裏、常蛇の首尾、口傳可ㇾ在事、

敵船にて我國の海邊へあがらんとする、是を防ぐ謀功五ヶ條之事、

一、船にてあがる敵を防ぐは、大河を堅固に用て防ㇾ之におなじ、船よりあがる敵をあげたてずして擊ㇾ之事なかれ、あげたて丶討方便をまふくる事、口傳可ㇾ在ㇾ之か、

二、備はなぎさより五町も十町もしざりて、能見切所の高に備を立、足輕の兵を撰て海邊を守らしむべし、玉目大き成鐵炮可ㇾ在、各口傳、

三、取出をとり、番船を置、伏兵覆兵可ㇾ有事、

四、覆船を用て、敵あがらば船を可レ取事、
五、證據旗、合圖の貝鐘可レ有、各口傳、
〔能島家傳五〕海邊防戰之事
一高陽の場に遠見を用、番船を置、大筒、石火矢兼而ためし、また數の剋を以方角を定め、勿論遠眼鏡可レ有レ之、
一防戰は大河を前にして戰にひたし半途を考て討に利あり、備は汀を五町、七町、十町もしざりて立る事、場と人數による、あげたてずして討んとする事なかれ、また輕兵をもつて舟よりあがる所を打つあいしらい有べし、
一伏兵を用、或は伏船を以て敵の船をうばひ、舟をやく、又地形に便りて大姦を用、不意を討ッの手段有べし、
一旌旗、金鼓、烟火を以て能合圖の手を合すべし、
一敵船四方に漕散るとも、亂て是にしたがふ事なかれ、其謀あらんを考べし、
一敵の著船すべき所、よく考知る事肝要なり、
一敵敗軍して船に乘らんとするを追討事、必死に成らざるごとく半途を討心得專一なり、
一其餘防戰、陸に異なる事なし、
一潮の滿干風の順逆によつて守休あり、猶以遠見物見不レ可レ怠、
〔兵法新論水戰十五下〕一海岸ヲ攻ン䒭スル時ハ、海上ニ戰艦ヲ泛ベ正兵トナシ、又一方陸ヨリ兵ヲ進メ、互ニ大礮巨火ノ相圖ヲ定メ並ビ進ムベシ、然レドモ陸上備嚴ニシテ上ルヲ得ザル時ハ、海上水底ノ淺深ニ隨テ、舟ノ大小ヲ撰テ廣ク進ミ、敵ノ陣營城寨ヘ「ホンベン」燒彈ヲ放テ敵勢ヲクジキ、動亂ニ乘ジテ早ク船ヲ進メ上陸ノ謀ヲナスベシ、タヾ海岸ノ陸上入江多ク、山勢屈曲伏ヲ置

ベキノ地多ケレバ、岸ニ登ルノ時深ク進マズ、急ニ歩行ノ物見ヲヤリ、先路及出崎々々ヲ探索セシメ、危カラズシテ後兵ヲ岸ニ上セ、列ヲナシ伍ヲトヽノヱテ進マシムベシ、タヾ岸邊ノ地ハ屈曲シテ、道狹クシテ人數ヲ廣ク押ベカラザル者ユヘ、列ヲ疊ミ又々嚮背ニアラザル地ハ、山ノ中腹ヲ人數ヲ分テ三四行ニ並ビ進ムベシ、サテ海上ヨリ進ム者岸ニ近キ時ハ探船ヲヤリ、左右ノ入江々々及岸上ノ伏アルヤ否ヤヲ計リ、横ヲ撃レヌヤウニシテ進ミ、岸ニ上ルベシ、敵若防ギ戰時ハ、大礮ヲ放テ敵ヲ追テ上ルベシ、タトヘ敵ナキモ卒爾ニ上ルベカラズ、探船ノ人ヲ上セ、先路ヲ見、相圖ノ砲ヲ聞テ後、貝ヲ吹キ鼓ヲ鳴シ、岸ニ上ルベシ、

〔能島家傳二〕船戰意得の事付夜討夜軍の事

一瀬戸口合戰、瀬戸口にて敵待懸戰の手段は、瀬戸口は敵の地なるゆへに、敵より兩方の山に人數を置、射手を置、瀬戸には大綱を張、舟を不通して差はさみ討んとの手段と知て、先味方より兩方の山の後に、舟を附させて、かさへまわして、少々兵を船に殘し置、兩方ともに待かけたる體にて、湊にとも碇を入、ふりかゝりにして、少し戰體にて鐵炮をうち弓を射させ喰とめば、必敵是に戰んと一所によるを、又山のかさより味方をおろし懸、不意に後に戰て必勝事を得べし、其時味方の乘船を舳付にしてあゆみを懸て乘、尤敵を追拂、右の大綱を切捨るなり、其所のおさへを追拂たらば深追事なかれ、前々の船舳付したるに、乘人乘仕舞迄は、艫碇そのまゝ置て、乘仕舞たらば、舳付の綱を解、いかりにて繰出し、味方の舟一同に濟通可申事、尤沖はをきの方に柔幕を走かして、地は地の方に柔幕を打て置也、矢鐵炮を可防ためなり、

一瀬戸にて我敵を待事は、先左右の山を直の矢倉に用て、敵に襲われざる事を計、扨瀬戸口には六七筋も大綱をはへ、艨艟を以て敵來らばまきかへし、大筒小筒を揃へ急に取ひしぐべし、味方の備は、瀬戸口より一丁程引退て、鶴翼の備を用ゆべし、艨艟は湊の内瀬戸口防戰の時用る

に利なし、

一伏船は、山の出はなれ、其外小物陰に伏置べし、青葉など亦は篠などにて、山のうつろいのやうに見すべし、伏起し様は、やり過して、瀬上の舟よりおこるべし、

一湊に味方居懸り、沖を過る敵船を可留方便は、瀬戸潮合を考て、所々に鐵炮船、射手船を見合、待請て可戰躰を見せ、亦敵の不意に出る様、兵を支度して戰ふ時は利有、自然其所にて討洩したる時は、脇より敵船の可泊湊を考、船を遣し不意に夜寄懸可討、此手立をせんとおもふ時は、右之所にて色々にあしらひ日を暮すべし、亦此心を以味方敵地へ働時、敵に不討心得肝要なり、

一大船を小船にて戰様の事、小船五六艘も有時は、二三艘は大船に押付戰しめ、殘る小船は、矢頃ほど引退て、能武者をねらひ可討なり、大に利有、小船を悉く大船へ押寄ては利すくなし、

一すぐれたる大船を、小船にて戰様の事、大船に大筒數多揃へて打立れば、寄付がたきものなり、總じて不計謀して、急に戰んとするは實利にあらず、されども不得止して急に戰んとなれば、十死一生に心得べし、小船を種々にかこひておもくしては、還て利少し、故に搜のかこゐは疎にして、ゑやうこの舟はりと、一のからかひとに柱を立、敵の大船の高印をはかり、橋にして、無二の戰を可致、橋板かこひ様條々口傳、

一小軍にて大軍と戰ふ事、日暮の合戰を好むべし、日中には大軍より挑むとも、色々あしらひ暮て可戰、大軍夜軍には、人數扱難て、小軍の方に利あるものなり、

一大軍にて小軍と戰ふ事、大軍はやくば朝合戰にすべし、夜合戰をすべからず、人數廻りがたく、若戰時は、備を段々に配よき様に人數を分て、押むけておびき出して横を可討、敵引取ば敵の後見ゆる時追討にすべし、遠く追事なかれ、時の宜にしたがふべし、

一朝より晝までは、人の心も勇む故にゑめて合戰すべし、晝より暮は人氣ゆるかせになるもの

也、故に兵機を勵し急にもみ立て戰べし、四季によりて人氣異る也、陰氣陽氣の考を以可レ知也、
一潮風順逆の事、順なる時は、懸る事自由なれども引事不レ叶、逆成時は、引事宜けれども懸る事難し進退はとかく時に可レ依、兼而難レ定、され共焼草舟を先に進て戰ときは、順成方に理有、逆成時は利少し、如レ此の事を以能々意得べし、浮相の不レ働心得も必一概に言べからず、潮風に依て乘りおり、乘敷の心得專要たるべし、惣じて汐風順成時は敵も兼て用心すべし、逆なる時は守るにおこたる事も有なん、かやうの習を以謀事千萬不レ盡たり、
一小船にて自由に合戰する事、小舟を組合板を敷、自由に働べし、惣じて進む事は難く、退く事は安し、故に可レ勝利を見て戰時は諸卒退ざるやうにする事專也、か樣の時は舟を組合て戰しむべし、しかりといへ共、進退の利に到ては兼而論しがたし、
一軍に及時は、櫓をば艫に三挺ツヽ、四挺目の櫓ぐひよりは二三丁も間を置て立べし、櫓の間々に弓鐵炮を置て討しむ、軍監のあけ樣は、櫓ぐひの通りがよし、
一陸へ船を付るには舳付をよしとす、人數をおろす時は、あゆみを用てをろすべし、人數をりて後、船頭の意得にて舟を懸直すなり、舟は最前人數あがりたる時と違べからず、急に乘時まがふものなり、尤相印專なり、
一船より上る時は、汀を引退、敵備を立るものなり、ケ樣の時は岸まで乘組て押よせぬものなり、人馬の足の立程の所よりくり下すべし、扨船より上る人數、舟の左右を引退て、待懸る敵の左右を横に打べし、尤上陸する人數、舟の内にも跡に殘る人數には、弓鐵炮にて上る味方を救べし、

〔兵法雄鑑三十七船戰〕敵船にて我國の海上を可レ通可レ留作法五ケ條之事
一、克見切所を尋常に遠候の備をまふけ、敵船の來るをうかがふべき事、

二、陰船陽船の約を堅し、合圖の物見覆船かまりの方便まふけ出て、是を可留可有口傳事、

三、舟はちいさきを用、舟數多かるべき事、

四、玉目大き成鐵炮を出し、押通らんとするふねを打しづむべき事、付 見切所に大筒石火矢可在、常に心掛口傳可有事、

五、風の順逆を見、潮の滿干を考、或は守り或は休する習可在之事、

我船にて敵國の海邊を過んに、敵是を留めむとすべし、如此成所押可通作法三ヶ條之事、

一、三者の船を遣し、敵の樣子を窺可知事、

二、其處の潮の滿干、風の善惡、其順逆を知て其利を得て押行べき事、

三、陰船陽船を定め、如戰可用、作法は前に同じ、

〔兵法神武雄備集四十五 船戰〕敵の船大船成時は、小舟を以て幾艘も寄かゝるべき事、 私に云、大船は進退自由を得がたく、順逆の風に依て用ゆる事心のまゝならざるもの也、しかれども又可用所あり、こゝを以て一篇には心得べからず、しかるに敵の船は大にして押寄來らば其船のはたをかんがえ、小船何艘と積り、小舟にて幾艘もおしよせ、うちかぎをかけ、足輕を用ひ、其船をあざむきあひしらゐて、船中の士卒をつからかす事かんやう成べし、

味方大舟成とき手段の事 私に云、みかた大船にて、てき小船成ときは、內に大筒を仕かけ、ほうろく火矢を置て、敵を近付る時は是を打はらひ、是をやぶり敵を火におぼらかすべし、小船味方の大船のはらへ付たる時、しにくきものなり、如此ときは風をかんがえ、櫓をそろえて急に乘かくれば、敵船をしく事も可有之、かやうの手段は其時による事也、

〔兵要錄二十 海戰〕問、所謂渡江海攻敵者、當海陸並進、敵若恃舟楫之便利、邀擊我於海上、我破之道如何、曰、若恐逆戰、則豫約期、先陸軍而水軍繼之、故賊不得棄近而備于遠、敢問、或陸地甚險、而防戰有餘、彼專

用力於水戰、奈之何、曰、海戰之術、事條件以口訣焉、

一宜分船艦鬪進、彼之寡分應之、則一船不得當於數船、彼若聯船合力而應、則我軍圍而破之、彼又不得斂于三面、○中略

一船戰之長策、無如火攻、相隔則發火箭砲佛狼機、浪漕中起伏蕩漾、雖未必能中、若中則無船不粉、故可假此以懾敵人之心膽耳、相逼則投火毬、射火矢、以焚溺賊船、

一賊船相聚而遇風急潮滾、則乘流發火船、有口訣 戰船繼進風穩潮平、則發神箭砲神龍砲、乘其洶亂而鼓譟進、賊勢爲之所奪、而不能與我共鬪、

一賊船散戰、我遇其大船、則用小船數隻圍擊之、遇其小船、則用小船而鄉牽、令背我大船正蓬舵𢫫沈之、有口訣 成子所謂鬪船力而不鬪人力者也、

一凡水戰、以上風上流爲利、逆風潮則不利、我爲客彼爲主、故我可就利而前進、彼不得避害而退、有口訣

一或慮賊船將乘風潮之利而逆擊我、則使我先鋒船爲三列、中列作一字陣、以待賊船之來、左右列作鈠陣、從于中列而斜張、視彼將相近、而左轉右去睇視賊船、以背其風潮之利而進焉、且遊擊船遠遠以截其後、彼必懼而逃矣、若或敢進者、我觸于其前、驅乎其左右、脅乎其後、彼爲我所焚溺而已、

一凡雖逼而船頭相接、不得擅鉤牽賊船而徒圖、窮寇之勢不敢易拉、殺盡了亦只死傷多、不如燒毀盡之易取焉、若或賊船力窮畏懼洶動、而不能相攻者、投飛鉤鉤鏈以鉤牽徙乘亦可也、

一或逆戰而輕退、棄船逃于陸者餌兵也、恐岸上有奇伏之計、又不得速取其船艦而雜乘、恐有船中埋毒火、

一或邀戰于海上、勢窮力竭而棄船走于陸者敗兵也、我躡其奔敗而登陸、則其城邑生洶懼而人心自然渙散、其勝不可失焉、此非嗜追獲、唯要制破竹之勢也、

一邀拒我於海上、而卽請降者、疑彼將繼于黃蓋石壁之捷、或陽容而乘其不虞、或責失獨身就質之禮、

使其伏策敗露矣、有口占

一我若張疑兵、則於島嘴洲嶼、廣設旌旗帆檣、以惑之、

〔野島流海賊古法二〕船戰働武者心持

一當流ハ船ノ備ヲ不用、一軍一船ト兼テ手組ヲ定、敵ノ軍船ヲ乘取也、敵大船成ル時ハ一軍一戰十艘一手ト成リ乘取ルベシ、縱味方ノ船何十艘有トモ、一軍一船ト段々幾段モ組上ゲ十艘一手一手ニ組也、

〔野島流海賊古法三〕野島流大船掛

一敵ノ本船ヲ乘取ベキ事、敵船六十挺或ハ百挺ノ大船タルベシ、然ルニヨリ城責同前ニ心得ザレバ、却テ味方負ニ成者也、常ニ定メ置一軍一船十艘一手ト成リ、左右ヨリ二艘宛押懸ケ、敵船ノ艫トアカマノ通ニ付ベシ、弓鐵炮ハ味方ノ船ノ外ヨリ防グ敵ヲ上箭ニ打落シ射落スベシ、頭々ハ下知第一ナリ、上箭ニ射ル時ハ味方ヘ射越シ來ラザル者也、此時ノ一軍一船ハ遊軍ト成リ脇ニ備ヘ位ヲ見ルベシ、遊軍ハ大船ナレバ大船ニ用、口傳、

〔軍法極秘傳書五船軍〕風を見る事

功者なる船奉行あまた有事第一なり、船軍の時一騎當千は船頭なり、大風にはいふにをよばず、たとひ順風なり共、よく〳〵つゝしみをあつく戰べし、又はしり船追時は、かぢとりの居所を目當にして、弓鐵炮つよく射かけうちかけ、かぢとりを討ならば、船たゞよひ梶まはるべし、其時おひつきのりとる事尤なり、

〔軍法極秘傳書五船軍〕船十文字の事

敵の船ばらへ、味方の船へさきをつきたつる樣に押よすべし、とかく味方のふなばらのやうじん專一なり、

〔當流軍法功者書 上〕破○船○ノ時之事

破船カヘラバ、ナニニテモ手輕物ニ取付ベシ、サレバ一瓢不替千金ト云コトアリ、

舟○ヲ○鐵○炮○ニ○テ○打○事

舟ヲ鐵炮ニテ打コトアラバ、人ヲ不可打、舟腹ヲウツベシ、

〔保元物語 三〕爲朝鬼島渡事幷最後事

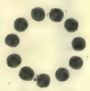
後白河院、被聞召テ、當國幷武藏相模ノ勢ヲ催シ可發向由宣旨ヲ被成ケレバ、光○中略五百餘騎兵船二十餘艘ニテ、嘉應二年四月下旬ニ、大島ノ館ヘ押寄タリ、御曹司○爲朝源思モヨラズ、沖ノ方ニ舟ノ音ノシケルハ何舟ゾ、見テ參レト宣、商人船ヤラン、多ク連候ト申セバ、ヨモ左ハアラジ、我ニ討手ノ向ヤラント宣ヘバ、案ノ如ク兵船也、○中略最後ノ矢ヲ手淺ク射タランモ、無念也ト思案シ給處ニ、一ノ舟ニ兵三百餘人、射向ノ袖ヲ差カザシ、舟ヲ乘傾テ三町計渚近ク押寄タリ、御曹司矢比少遠ケレ共、大鏑ヲ取テ番ヒ、小肘ノ廻ル程引詰テ兵ト放ツ、水○際○五○寸○計○置○テ○大○船○ノ○ハ○ラ○ヲ○ア○ナ○タ○ヘ○ツ○ト○射○通○セ○バ、兩方ノ矢目ヨリ水入テ舟ハ底ヘゾ卷入ケル、水心アル兵ハ楯搔楯ニ乘テタヾヨフ所ヲ、櫓ガキ弓ノハズニ取付テ並ノ船ヘ乘移リテゾ助カリケル、

〔野島流海賊古法 一〕出船前大將掟

一惣船ノ鐵炮玉目大キナルガヨシ、舟ニテハ人ヲ討事ナク、舟ノ楯ヲ討破ヲ利トス、小筒ハ利薄物也、○中略

一鐵炮舟ハ敵前ニテハ備ヤウ有、味方風下ニナリ寄ラルヽ時ハ廻リ打ナルベシ、討拂々々押退押退ベシ、

廻リ討圖



敵船

一番船打拂押退

一鐵炮舟ハ敵間五十間六十間ト見ル時討カクベシ、小船バカリ敵船近ク乘寄ル時ハ、敵方ヨリ大船ヲ乘懸ケ破ル者也、此方ヨリモ大船ヲ小船ノ跡ニ後攻ニ可遣、大船ヨリハ大筒ヲ打ベシ、敵ノ大船此方ノ小船ニ乘掛ル時ハ、早ク小船ハ押退ヲ勝利トス、是モ兼々法ヲ可出ス、若敵ヨリ後攻ノ船ヲ乘リ取ルベキテイ見ヘバ、此方ノ舟二艘トモニ一船ガヽリ成リ、敵船ヲ可乘破、口傳、

〔軍法極秘傳書 五 船軍〕大小船役の事

大船には、大筒、石火矢おほく仕懸置、小船には弓、小筒を置、大筒をもつて敵をうちひしぎ、弓小筒にてもみ合たゝかふぶし、小船に先をかけさせ、大船は跡よりかゝる事尤なり、大船の先がけ利ある事すくなきなり、

〔兵法新論 十五 水戰 下〕一船戰ノ功、大礮ヨリヨキハナシ、大礮中忽礮ニテ柘榴彈激發ヲナシ、實丸モ亦平放ヲナシ、又迦礮實彈ヲ打ヲ專トシ、近キ時ハ臼礮ヲ以テ柘榴彈燒彈ヲ發ツ、次之古法棒火矢打チ、又佛狼機銃ヲ以テ實彈ヲ打ヲ便トス、今如此キ迂遠ノモノヲ不取、タヾ棒火矢ヲ以テ、近キ所ニテ、小船ヲ打テ利アルコトモアラン歟、

一戰艦ノ製、復板ヲ用ヒ、又鐵片ヲ用ヒ、又牛皮ヲ用ヒテ彈丸ヲ防グ、小砲ノ貫クベキニアラズ、大砲ヲ便トス、若船堅クシ破ルベカラザルモノハ、臼礮ヲ以テ天上ヨリ雨フラスニ若ハナシ、余〇櫻田惠甫艦ヲ燒ノ一術アリ、奥義ノ卷ニ出ス、

〔能島家傳 四〕ほうろく火矢の事

一ほうろく火矢は、常のほうろくにかぎを付て用べし、敵舟に網を張たるときは、鍵にてとまる爲なり、ケ様の術用には敵しづかに成時に、いか様用ても利なし、すでに及戰で騷動する時用べし、味方かねて用心すべし、

鐵炮臺の事

一舟にて大筒を打時は、船振するものなり、故に鐵炮に臺種々有、〇下略

〔能島家傳三〕燒草船の事

一燒草舟は上足强く垣たつ、余の船より高く、いかにも弱くして、薪を積かさね、艫と表、胴の間、二所に燒草を置、火を付、敵舟へとくと積りをして、藥を入しかけ、艫より枚舟に取乘り、艫碇をくり引に可引、曳さまにも松明を手毎に可投入とり合、胴の間に燒草藥を多く置なり、

一燒草に心得ある事

一燒草舟にて燒損じたる時、燒草のごとくに別にこしらへ置て、よき武者多乘せ、不意に敵舟へ押懸働ば必利有なり、ケ樣の術は時宜に依べし、

一人數引上難所にて、此舟を用押懸、其紛れに引取義あり、

一火舟も舟大き成といへども、數少き時は利なし、小舟にても數多かえべし、

一敵の燒草船防ぎ樣の事、風のつよく吹時は、晝夜ともに敵より燒草船の來らん事を可知、先本備より一二丁程も沖に小舟の間を見合ておきて木關の法をなすべし、此舟と舟との間には、唐櫃にても何にても有合物を以うけをなすべし、扨木關の左右のはづれに火消船を置べし、火消舟は火をのみ消さんと意得べからず、敵の火舟は自木關にてとまるべし、敵の火舟の跡に續て來たる敵を防或木關を乘越んとする、討とゞむべし、此木關は竹にても大綱にても火船に燒ざるやうにすべし、尤木關水にひたれば乘越安し、木關ながれざる心得專一なり、條々口傳、備の圖によつて可意得、

〔兵法神武雄備集四十五船戰〕敵の舟をうばひ、船を燒事、　私に曰、敵の舟をうばひ、舟を燒事は、敵を死地におとし入事なれば、敵によりて可設手段也、必一樣に心得べからず、船を奪は敵の氣をつか

らかし、敵に途をうしなはしめんため、此手段に可レ入敵にあらずんば不レ可レ用之、　又曰、陸へあがり戰を持時分、こなたより間者をいれて、敵の舟をうばいたるよしを說しむる時は、敵合戰に心をいれざる故、必勝利をうしのふともいへり、又敵舟を不レ破、船に念を入る、ときは、必これをうばふべしともいへり、そのほか時分に心持ある儀也、

〔軍法極秘傳書 五船軍〕敵の船に付火の事

船に柴木をどろ木をつみ、水はじきにて油などもふりかけ、つよき風をまち請、外に早船壹艘こぎつれ、敵船の間三町こなたにて、柴船に帆をあげ、梶をさし、秘法の藥だいまつに火を付、柴木の中へなげいれ、船をはしりこませ、火付の武者船を、はやめてもどるべし、右は敵方船を相もやひ、あまたあつまりし所へやるべし、柴船壹艘ばかりならば、敵さのみ苦にすまじき歟、二三艘もしかるべし、此船ども敵船の中にてもえ、爰かしこをけさんとてうろたへさはぐ時、味方の兵船とり懸討捕事尤なり、

〔能島家傳 二〕一敵へ夜討仕樣の事　夜討には時分あり、敵湊へ付ときは討ものなり、未湊を取堅めざる時は、敵氣遣して張番を出し用心する也、敵船湊を取仕廻掛り物よき時は、夜軍も夜討もあるまじきと油斷するものなり、是夜討討べくなり、先犬を入樣子を見居てうつべし、

一夜討して歸りたる時意得の事、相言葉、相印、立すくり、居すくり、種々の事を以致なり、

一味方討なき相印は甲に有

一夜討は懸るよりも引を大事に可レ心得、可レ進方に請備を可レ置、相圖の火を立、鐵炮を以歸路方角をしるべきなり

一夜討は敵に逢て名乘法なし

一敵より夜討來らば、その夜卽時に返討をすべし、

一夜討は敵の不意の所を討に理有故に物音なき事專一也、楫を取ニ樣々有、武者、足輕、水主、楫取、不ㇾ殘もの言事なかれ、竹の管を筆の軸程に長さ三寸ばかりに切て、人ごとに口に含すべし、
一挑灯のともし樣、常々其舟の作法を定、紛るゝ事無ㇾ之樣ニすべし、
一隱し挑灯、艫のわし口にともす、此心得樣も有、
一夜の火繩はさし上て持べし、矢道の心得もつともなり、
一船中にては弓かへり用捨すべし、
一水主はだ著、いため皮にてくさり帷子にして著てよし、
一船頭楫取は、さねよき鎧きせてよし、是は立居の働せぬ物なる故に、二領もきせて其身の危からざるやうにおもわすべし、軍船には船頭、楫取、うたせては其理得がたし、

〔兵法神武雄備集 船戰 四十五〕勝て後舟をあつむべき場定むる事
合戰事おわりて後、散亂の船をいづかたへこぎよすべしと、兼て其場其みなと船をかくべき所を知て、惣船と約束を定め、其場にしるしの船を置て、勝利以後則船をまとひ、後軍を持事かんやう也、

〔野島流海賊古法 一〕一當流ハ豫州野島、久留島ヨリ代々相傳フ、但異國ニハ渡海多ク船軍有リト云ドモ、本朝ニハ船軍稀也、〇中略必船軍ヲ不ㇾ可ㇾ好、利スクナキ物也、〇中略サレドモ他國ノ敵我領分ヲ直ニ乘リ通リ、討タデ不ㇾ叶刻ハ、當流ニ傳ル海賊ノ古法ヲ以テ敵船ヲ乘破リ乘リ取ルベシ、〇中略然ルニヨリ戰國之刻、野島久留島海賊ノ利ノ正キ所ヲ傳ル物也、
〇按ズルニ、此書ノ奥書ニ、正德三年、兒玉十郎左衞門、古屋甚兵衞ト見エ、又其表紙ニ、古屋長常ヨリ由比安滿江傳トモ見エタリ、

〔能島家傳 五 攷〕能島氏水軍秘傳五卷、備後因島漁家數世所ㇾ弃、家姪萬年、介ㇾ友人松室ㇾ執供而贈ㇾ之、吁戲

軍略

今時太平無虞、余家隱處安貧、此書將何用耶、我顧終無用所、又無用時、

寛政丁巳年〇九夏六月　菅晉帥〇茶山識

〔兵法一家言首序跋〕水軍法、有毛利家船手要法、村上家傳、及舟戰以律抄、三島流秘記、筑前船手法、薩摩家法帳、海賊秘傳書、鳥羽傳水軍要略等、此亦皇國古來無水軍可法者、悉皆野嶋、久留嶋、因島等海賊之枝流餘裔、而非盡善者也、〇中略

天保癸巳之歲年〇四六月甲申日　隱士　椿園　佐藤信淵撰

〔能島家傳三〕計策の事

一味方の内にて二心なき忠節ふかき者を撰て差遣し、僧か商人などに出たゝせ、敵方味方の利有事を說しむ、又味方の内にて敵方に緣有者を僞て敵へ内通させ、或は旌旗、或は狼烟火、挑灯等を高く上、相圖有之樣に見せ、敵の内疑出來樣にすべし、此等の心得を以、樣々の計策可有也、

一敵の旗幕内々見置味方にも拵可持、方便に入事多し、

一計策文は敵と相圖もなけれども、度々射時は、吾は人を疑人は我を疑ものなり、故に船中一和せず、右矢文射やうは人のしらぬ古文字、何にても人の合點せざる事を用、矢がらの内へおし入かくす体にて、端は見ゆる樣にして、敵の大將の一門、又は家老の舟と見ゆる所へ、夜時を定人の心元なくおもふ樣に、大筒などを打、其際に矢文を射るときは、必人の心わかれ〱に成て、船中和を失なふものなり、乍去方々より射る時は僞と知る故に、一手より外堅射る事なかれ、

一木偶人、是又手段に入事有之、僞舟には人音なしと云是也、

〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

平家ハ船ヲ二三重ニ構タリ唐船ニハ軍將ノ乘タル體ニテ、軍兵ヲ乘タリ、兵船ニハ大臣殿已下

可然人々被乘タリ、源氏、軍將ノ唐船ヲ攻ン時、兵船、源氏ノ舟ヲ指廻シテ中ニ取籠、一人モ不洩ウタントノ謀也、

〔源平盛衰記四十一〕平家人々歎附梶原逆櫓事

大夫判官○源義經ハ大物浦ニテ、大淀ノ江内忠俊ヲ以テ、船揃シテ軍ノ評議アリケルニ、梶原平三景時申ケルハ、船ニ逆櫓ト申物ヲ立候テ、軍ノ自在ヲ得樣ニシ候バヤト申ケリ、判官逆櫓トハ何ト云事ゾト問給ヘバ、梶原ハ、逆櫓トハ船ノ舳ニ艫ヘ向テ櫓ヲ立候、其故ハ陸地ノ軍ハ進退、逸物ノ馬ニ乘テ、心ニ任テ懸ルベキ處ヲバ蒐、可引折ハ引モ安キ事ニテ侍リ、船軍ハ押早メツル後、押戻スハユヽシキ大事ニテ侍ベシ、敵ツヨラバ舳ノ方ノ櫓ヲ以テ押戻シ、敵ヨハラバ元ノ如艫ノ櫓ヲ以テ押渡シ侍ラバヤト申タリケレバ、判官、軍ト云ハ、大將軍ガ後ニテ蒐ヨ責ヨト云ダニモ引退ハ軍兵ノ習ナリ、況兼テ逃支度シタランニ、軍ニ勝ナンヤト宣ヘバ、梶原、大將軍ノ謀ノ能ト申ハ、身ヲ全フシテ敵ヲ亡ス、前後ヲカヘリミズ向フ敵バカリヲ打取ントテ、鐘ヲ知ヌヲバ猪武者トテアブナキ事ニテ候、君ハナヲ若氣ニテ加樣ニハ仰セラルヽニコソト申、判官少色損ジテ不知ントヨ猪鹿ハ知ズ、義經ハ只敵ニ打勝タルゾ心地ハヨキ、軍ト云ハ家ヲ出シ日ヨリ敵ニ組テ死ナントコソ存ズル事ナレ、身ヲ全セン、命ヲ死ナジト思ハンニハ、本ヨリ軍場ニ出ヌニハ不如、敵ニ組テ死スルハ武者ノ本也、命ヲ惜ミテ逃ハ人ナラズ、去バ和殿ガ大將軍承タラン時ハ、逃儲シテ百挺千挺ノ逆櫓ヲモ立給ヘ、義經ガ身ニハイマ〳〵シケレバ、逆櫓ト云事聞トモ聞ジト宣ヘバ、アタリ近兵共是ヲ聞テ一度ニ咄ト笑フ、梶原ヨシナキ事申出シテケリト赤面セリ、判官ハ抑景時ガ義經ヲ向フ樣ニ猪鹿ニ喩ル條コソ希怪ナレ、若黨ドモ景時取テ引落セト宣ヘバ、伊勢三郎義盛、片岡八郎、武藏房辨慶等、判官ノ前ニ進ミ出テ、既ニ取テ引張ルベキ氣色ナリ、景時是ヲ見テ、軍談議ニ兵共ガ所存ヲノブルハ常ノ習、能義ニハ同ジ、惡キヲバ棄、如何ニモ身ヲ全シテ平家ヲ

亡スベキ謀ヲ申景時ニ恥ヲ與ント宜ヘバ、還殿ハ鎌倉殿ノ御爲ニハ不忠ノ人ヤ、但年比ハ主ハ一人今日又主ノ出キケル不思議サヨトテ、矢ナシクハセテ判官ニ向、子息景季、景高、景茂ツヾキテ進ム、判官腹ヲ立テ薙刀ヲ取テ向處ヲ、三浦別當能澄判官ヲ懷止、畠山庄司次郎重忠梶原ヲ抱テ動サズ、土肥次郎實平ハ源太ヲ抱ク、多々良五郎能春ハ平次ヲ懷ク、各申ケルハ、此條互ニ穩便ナラズ、友諍其詮ナシ、平家ノ漏聞ンモ嗚呼ガマシヽ、又鎌倉殿ノ被聞召モ其憚在ベシ、當座ノ輿言クルシミ有ベカラズト申ケレバ、判官誠ニト思テシヅマレバ、梶原モ勝ニ乘ニ及ズ、此意趣ヲ結テゾ判官終ニ梶原ニハ讒セラレケル、

〔太閤記十三〕朝鮮人人數賦之事

陸の勢は、小西攝津守、加藤主計頭をさきがけとして、つゞく勢は二十五萬余騎也、船手の勢は、九鬼大隅守嘉隆○ 嶋津陸奧守義弘○ 加藤左馬介嘉明○ 藤堂佐渡守高虎○ 脇坂中務大輔安治○ 來嶋兄弟通○之、通總、並通康子、 其勢三萬余、船手之奉行は福原右馬助、熊谷內藏丞、毛利民部大輔、筧和泉守、其勢六千、總大將には備前中納言秀家、總奉行は増田右衛門尉、石田治部少輔、大谷刑部少輔なり、洛中の仕置等は、古田兵部少輔也、是彼皆同音にぞ船を出しける、かねて名護屋にして逐軍評諚、諸事相定べきとの事なれば、文祿元年卯月十日ことごとく彼浦へつきぬ、九鬼はむかしより事馴たる船大將なれば、大隅守船へをのをのよりあつまり軍評諚有、たがひによろしき事共評論し、衆評一決の後、其かためなくてはかなはざる事也とて、奉行衆起請文之前書を出し、此外何も思慮をくはへられ、忠言を盡し申さるべきとなり、

敬白起請文前書之事

一船中輩評諚之儀、各多分に付而、其宜をそだて可申之事、

一誰々之船によらず、難儀に及びなば可助成之事、

一珍しき敵之術あらば、互可申談之事、
一忠節之淺深依怙贔屓なく、有姿可申上之事、
一他人之勞を盗み、我手柄などに仕間敷事、
一物見之疾船、一大將より二艘づゝ出し可申事、
一名護屋御本陣へ注進仕候共、奉行衆之加判にて可申上之事、
右條々相違有まじく候、若違背之儀於有之者、八幡菩薩愛宕山大權現之御罰を罷蒙べき者也、依起請文如件、
卯月十日　各連判にて宛所は奉行衆也
右馬助申けるは、評儀相調たがひに目出事也、さらば酒を物し船祝せんとて、折二合、樽三荷出しけり、九鬼尤しかるべき事にこそとて、湯漬などいとなみ、種々のさかな彼是盡て後は、亂酒に成て何方もうるはしき躰、遊宴たり、佐渡守、千秋樂は民をなで、萬歳樂にはいのちをのぶと舞出、郎座敷を立にけり、
〔太閤記十四〕於朝鮮國船軍之事
文祿二年六月廿三日の夜、釜山浦へ打上り休息せし處に、翌朝番船こもかい浦におほく有よし注進有ければ、毛利豊前守所にて、彼表相はたらくべきとの評議あり、當城の番衆より美酒嘉肴など送來しかば、是を便としていみじき饗膳過をはりにけり、さらばたがひの思はくを仰られ候へと九鬼申出しけれ共、いづれも辭し合て評議をそかりし所に、藤堂九鬼兩人いひけるは、明日も先物見の疾舟共を出し、番船のやうすを聞屆、大船をよせ〳〵大筒石火矢を以てうちすゝめ、其後乘捕なば宜しく有べきかと也、いづれも承り、此義しかるべく候はんや、されども奉行衆はいかゞ思召候と有しかば、是又同事に宜しく侍らんと也、然所に加藤左馬助すゝみ出、を

のをの一決して右之趣宜しからんと同じ給ふを、かく申せば、多分の評議に相隨ふべきとの申定めを違背のやうにおはしませども、又存寄し事を申さねば、將軍の御ためおろそかなり、いかがあらんやとありしとき、奉行衆聞居られ、いや〳〵かねての定も宜を取べきためにこそあれ、兩人の存分にこえて宜しき事のなきにしも有べからず、とく〳〵と申されし也、加藤さらば申みんとて、唐島に番船數百艘並居たるとも、大船をそろへ大筒石火矢をもつてなりこめんとせば、又其浦をもにげていぬべし、たゞ船軍を、いどまんとの事にてあらば、中船を以てあひしらひ、此方をよはげにみせ、宜しき圖をはからひ、どつと乘捕なばよろしく侍らんと也、滿座是はなを一理あり、いづれも左も有べからんと思はるゝ躰もあり、又我いひ出したるよりは增たれども、あのこまたくゞりめに、中船にてあひしらはせなば、卽時に乘捕べう覺え、いなむけしきも且見えつゝ、をの〳〵いきはづんで言の葉もなき處に、脇坂申けるは、さやうにかたおもむきにして、衆てのしめも益なし、いかゞあらんと也、此言に付て、いづれも左馬助指圖をいなむけしきおほければ、かさねてされば候、陸の勢ははや二ヶ所にての手柄も有けるに、敵船をみる度每に、大筒石火矢にておどしいなせば、將軍聞召れ、船手の者共は敵と戰ふ事はきらひにて有やらん、敵船にあふてはおどしいなするを本意とするよと、御うはさし給ふ共、答申べき言の葉も有まじ、さりながら評議をつくし、いづれも宜に隨て、番船を追いなせ候旨をの〳〵は仰上られ候はんや、それがしは得こそ申まじけれと、肘をいらゝけていはれし時、藤堂、脇坂奉行衆に對し申されけるは、此評議は安大事にて候、此舟軍仕損じ候はゞ、陸の陣もはか〳〵しからじ、然間大事の評議にて侍るとなり、奉行衆も此義に同じたる氣色に見えしかば、又左馬助いひけるは、番船をみては追いなせ〳〵いたす時は、唐ざかひまでも追ゆく事にて有べく候や、はかつて奥郡へおびき入る事あらんか、敵も勇こそなからめ、さやうの謀計は深かるべうおぼえ候、もし順風にまかせ

行方しらず落行事もあらば、千悔すとも益なかるべし、一度も二度も敵船にこりたる人は、とまれかくまれ、武の道は其期にのぞんで師傅も入ず、又君命を用ざる事も所によつて有こと也、猪鹿武者とやらんいふ事も、われらは存せず候、番船をおどし〳〵、なせんとの評議には、一向同じ申まじきと眼に角を立、理づよに見えしかば、爰に至て脇坂とすでに同士軍せんとひしめきけるを、兩人の間へ各わり入、是はいかにぞやといさめければ、加藤は志らぬ躰にもてなし、人そばへなる事はすまじく候、御心安かれとて其躰をだやかなり、豐前守、亭主の事なれば、挨拶を申けるやうは、かやうなる評議は何時も損益をあらそふ儀、かならずのことなり、今日のみにかぎらざることに候、何共あれ將軍はよき人を持たまひしぞかし、遠國にしてかく君の御ためを、命にかけていひ侍るは、大切なる事と覺侍る、いざ一酒一瓶し、舟軍の祝せんとて、盃を出し興あり、盃度度めぐり、左馬助と中務と和與してけり、かくて舟軍の儀大隅申出さるゝやうにて滿座所望ありしかば、御理に侍るまゝ申みんとて、相定のごとく先明朝はやふね二艘づゝ出し、唐島の躰を見及び、大船中船の用は時のよろしきに志たがひよく候はんや、舟はいづれも夜半にをし出し然るべく候はんか、去ながらをの〳〵宜しき指圖も候はゞ、仰られ候へと申けれ共、誰もいなむ躰もなく、此儀に相究ければ、をの〳〵立歸、〇下略

〔武家名目抄職名三〕船大將。按、船大將ハ船頭、及水主、楫取ヲヒキキテ、舟船ノ事ヲツカサドル長官ナリ、コレヲ海賊大將、海賊衆、船奉行、船手衆ナドモイフ、

〔太閤記二〕因幡國取鳥落城之事

海上をみれば、松井猪介、荒木勘十郎、船大將として、番船其數をしらず、搖楯の外には家々の幕を張、櫓を上、晝夜の番固く勤しかば、鳥の外かよふ物はなし、

〔甲陽軍鑑品第三十六十一上〕今川殿御同朋、伊丹つあみ、花澤ぐるわを一ッ請取、しかもよくもち候とて、

信玄公御扶持被レ成、伊丹大隅守と申て、駿河船大將に被二仰付一候なり、

〔北條五代記十〕三浦三崎寶藏山舊跡の事

先年三崎の城は北條美濃守氏親居城とす、當浦關東無雙の湊たるによつて、氏直舟大將梶原備前守頭とし、數百艘の舟をかけをく、房州里見左馬頭義頼敵たるによて、舟にて渡海し戰ひやん事なし、氏直沒落より以來、家康公御舟大將小濱民部左衞門尉、向井兵庫助、間宮虎之助、千賀孫兵衞、此四頭彼湊に居住とす、當地繁昌古今ことならす、

〔板坂卜齋記下〕古城の家作りの間、家康公本屋敷に被レ成二御座一候歟と存候へば、夜中に路次口裏門抔より忍びやかに歩行にて川耳へ出、〇中略江戶町と申所の南の果に小濱與三次と申船大將居申候、其所より小舟に召て向島堤へ忍び上らせられ候、

〔太閤記十三〕朝鮮國御進發之人數帳〇中略　朝鮮國船手之勢

千五百人　九鬼大隅守　二千人　藤堂佐渡守　千五百人　脇坂中務少輔　千人　加藤左馬助　七百人　來島兄弟　二百五十人　菅平右衞門尉　千人　同桑山小藤太小傳次　八百五十人　堀內安房守　六百五十人　杉若傳三郎　合九千四百五十人

〔太田道灌兵書上船奉行之法〕船奉行ハ、常ニ軍理ヲ聞テ、舟越懸待ノ汐合差別ヲ辨ヘ、船頭、梶師、水子ノハゲマシヤウヲモ兼テ吟味シ、法ヲ定メズンバ、敵船ト挑合トキ、カセギ鈍カルベシ、梶師水子ノ稼ギ鈍ケレバ、猛將勇子モ働クベキヤウナシ、然レバ勝利ヲ失ベシ、中古海邊ノ士、船上ノ働得タルアリテ、海賊衆ト唱レ之、是等ノ法ヲシリタル人ヲ求メ、其理ヲ聞、或自國他國、都テ日本國ノ津津浦々、舟ノ泊リ四方ノ風ニ依テ繋有所、繋ナキ所、逆波、漩渦ノ所、灘巖ノ所、汐ノ滿干、四季ノ風ノ吹ヤウ、其所々ノ風、日和ノ見ヤウナド知タル者ヲ求メ、或船頭ノ功者、水子ノ撰不レ可レ怠事也、

〇按ズルニ、船奉行及ビ船手大將、船手頭、軍艦奉行、海軍奉行等ノ事ハ、官位部鎌倉職員諸奉行

織、織田氏職員篇、豐臣氏職員篇、及ビ德川氏職員船手頭篇、安政以後新置官篇等ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

〔伊豫古蹟志外傳 上 國官〕河野氏興、功臣受封者數百家、股肱之者八人、謂之寄合衆、即歡將也、○中略又有水職長、謂之海賊頭、凡四人、副凡三十四人、掌除海邊之寇賊、以備于抄敵之患、爰常算船觀風、

〔海東諸國記〕伊豫州

貞義戊子年、○我應仁二年遣使來朝、書稱伊豫州鎌田關海賊大將源貞義、以宗貞國請接待、

〔海東諸國記〕周防州

藝秀丁亥年、○我應仁元年遣使來賀雨花、書稱周防州大畠太守海賊大將軍源朝臣藝秀、

〔甲陽軍鑑 品第十七 八〕海賊衆

一間宮武兵衞　船十艘　一間宮造酒丞　船五艘　一小濱　あたけ一艘 小舟十五艘

一向井伊兵衞　船五艘　一伊丹大隅守　船五艘　一岡部忠兵衞　船十二艘 同心十五騎

右岡部忠兵衞、駿河にて忠節人之故、土屋忠兵衞になされ候、巳の極月、駿河治りてより土屋備前になされ候、此內覺の者、

一大石四方介　一澤江左衞門　一ときは万右衞門　一入澤五右衞門　一保科六右衞門

〔當流軍法功者書 上〕船軍之事 付役人之事

船軍ハ人數多バアシヽ、船ニ相應シテ功者ヲノスルナリ、鑓鐵、十文字持タル人ヲ載ル物ナリ、船ヲ引付ン役人ナリ、總軍ニハ役々ヲ定メテ手ヲ合ベシ、尤褒美アルベシ、

〔能島家傳 二〕船中役人居所の事

一主艘一人　舳の手作李　一主楫一人　舳の手作李　一主山一人　西の矢倉　一工主一人

艫　一海主一人　同　一飯主一人　同　一明突掛四人　矢倉　一柄長曲刀四人　矢倉　一

ほうろく火矢二人　矢倉　一水筒　幾所にも手明の役也　一拋擲松　侍の役也　一船箱
手明の役也　一櫓　水主役也
か様の役人は、人々の得たる業有ものなり、能撰で其宜に随ふべし、

〔源平盛衰記四十二〕義経解纜四国渡附資盛清経頸可上京都由事

十六日午剋ニ、判官既纜ヲ解テ船ヲ出ス、南風俄ニ吹来テ兵船渚々ニ吹上テ七八十艘打破、其ヲ繕トテ今日ハ逗留、今ヤ〳〵ト待ケレ共風彌烈シテ、二日二夜ゾフキタリケル、十七日ノ夜ノ寅時ニ空カキ陰急雨シテ、南ノ風ハ静テ北風烈ク吹出シタリ、木折砂ヲ揚、判官ハ風既ニ直レリ、急舟共出セト宣フ、水手。梶。取。等申ケルハ、是程ノ大風ニハ爭出シ候べキ、風少弱候テコソト申、判官大ニ嗔テ、向タル風ニ出セトイハヾコソ僻事ナラメ、加様ノ順風ハ願處ナリ、日並モヨク海上モ静ナラバ、今日コソ源氏ハ渡ラメトテ平家用心稠クシテ、浦々嶋々ニ大勢指向指向待ン所ヘ、僅ノ勢ガ寄タラバ物ノ用ニヤ可叶、斯ル大風ナレバヨモ渡ラジ、船モ通ハジナンド思テ打解アハケタラン所ヘ、スルリト渡テコソ敵ヲバ誅スレ、疾々此船共出セ、不出者ナラバ己等コソ朝敵ナレ、射殺セ斬殺セト下知シケレバ、伊勢三郎大ノ中指打クハセテ射殺サント馳廻ケレバ、水手梶取共如何ハセン、是程ノ風ニ船出シタル事イマダナシ、船ヲ出シヌル者ナラバ一定水ノ底ニ沈マンズ、不出箭ニ中テ死ナンズ、死ハ何レモ同事、サラバ出シテ馳死ニセヨトテ、寅卯間ニ判官ノ船ヲ出ス、兵船ハ数千艘有ケレ共、如法夥シキ大風ナレバ、船ヲ出ス者ナカリケルニ、只五艘ヲ出ス、一番判官船、二番畠山ガ船、三番土肥次郎船、四番和田小太郎船、五番佐々木四郎船也、五艘ノ船ニ馬ノセ兵粮米積、夫ニ随下部歩走ナンド乗ケレバ、一百餘騎ニハ過ズ、此等ハ上下皆一人當千ノ兵也、判官ハ義経ガ船バカリニ篝ヲ炷べシ、其ヲ本船トシテ各馳ヨ、自餘ノ舟ニ篝トモスベカラズ、敵ニ船ノ数ヲ見セジ爲也ト下知シテ、渡邊嶋ヨリ船ヲ出ス、吹風木ノ枝ヲ折、立波蓬莱ヲ上、

水手梱取吹倒サレテ足ヲ踏立ルニ不及ケレ共、究竟ノ者共ニテ、舟ヲ乘直シ〳〵帆柱ヲ立テ帆ヲ引事不高、手打懸計也、風彌強當リケレバ、帆ノスソヲ切テ結分風ヲ通ス、纔三筋十丈バカリニ縫サゲテ、沈石綱アマタ下シテ、脇梶面梶ヲ以船ヲチヤウト扶立テ、傍風來レバ風面テニ乘懸、睚(レイ)ニナレバ中ニ乘隙ナク湯ヲ取ラス、舳へ打波、攊ケテ艫ヲ洗、艫ヲ濟波イカニモ難叶ケレ共、究竟ノ梶取也、浪ノ手、風ノ手ヲ作テ、大ナル波ヲバツイタゞリ、小浪ヲバ飛越飛越、馳ロ者共濟ヤ者トテ曳聲ヲ出シテ馳ケレバ、押テ三日ニ濟所ヲ、只三時ニ阿波國ハチマアマコノ浦ニゾ馳著タル、五艘ノ船一艘モ誤ナク、皆一所ニ濟並タリ、

〔野上文書伏敵編三所引〕異國發向用意條々

一所領分限領內大小船(品數)幷水手、梶取交名、(年齡)可被注申、兼又以來月中旬、送付博多津之樣可相構事、

一渡異國之時、可相具上下人數(年齡)兵具、同可被注申事、

以前條々且致其用意、且今月二十日以前可令注申給、若及遁避者、可被行重科之由、其沙汰候也、仍執達如件、

建治二年三月五日　前出羽守(在判大友賴泰)

野上太郎殿

〔南海治亂記五〕香西越後守致忠於細川家記

細川家ノ千奇ト云ハ、兵器ノ數ヲ以テ云也、○中略船頭、船子五百人トモ二千人、是出陣ノ兵數也、海邊ノ主將ハ、歩兵皆櫓ヲ取事ヲ習シテ、船戰ノ用ニ足シムル也、海ヲ渉ル兵士ハ船ヲ遠クル事五六里ニ過ベカラズ、故ニ乘馬少シ、糧ハ一升ヲ三人ノ飯ニ宛ル、頭人ニハ歩卒二人ノ分ヲ下行シテ不虞ニ備シム、陸戰ノ時ハ平陸ノ將ヨリ糧ヲ餽ル、船中ニハ歸國ノ糧ヲ闕乏セズ、帆一日ニ至テモ陸將ヨリ糧ヲ不餽バ船中ニ入テ歸帆スベシ、是細川家四國中ノ軍制也、此定法ヲ以テ海路ノ出陣勤仕セシムル者也、海路ハ一里ノ渉ニ數日ヲ送リ、帆ニ及ブ事アリ、日和ヲ見ル事節用也、

〔陰德太平記二十七〕毛利元就嚴嶋渡海付同所合戰事

弘治元年九月晦日、毛利右馬頭元就、昨日終日合戰ノ評定シ給、○中略去程ニ晦日ノ日モ已ニ暮ケ

船員心得

レバ、至酉剋諸士悉ク船ニ取乘ケル所ニ、俄ニ黑雲空中ニ迸テ、艮ノ方ヨリ颶風頻ニ吹來リ、折木發屋揚沙石、雨ハ如傾盆ニテ雷電乾坤ヲ搖動シ、浪華喧、雪若山也シカバ、水主、楫執共、此惡風ニ御舟仕ン事中々叶候マジ、風ノ少吹弱ランヲ待セ給候ハンヤト申ス、又諸軍勢共カク靜ナル海上ノ俄ニ風雨ニ變ズル事是非直事、天ヨリ軍ノ凶ヲ被示ニヤ、此合戰勝利不可有ナド己ガ同志ト呷ケリ、元就水手共ノ申所ヲ聞給、逆風ナラバ今少和カニ吹共舟ヲ行事叶マジ、是ハ順風也、舟ハ如發矢ナルベシ、陶此暴雨疾風ニハ吾ヨモ渡ラジト油斷シテ可在所ヘ押渡テ、不意ニ一戰セバ、吾小勢ヲ以テ大軍ニ可勝事必定也、大風甚雨所以搏前擒後ト云リ、此風雨コソ味方可得利瑞相ナレ、其例ヲ引バ、周武王兵ヲ起シ給シ時、牧野ニ至テ雷雨ニ遇テ旗鼓毀折セシカ共、殷ノ紂王ヲ討ズ、又源義經、渡邊神崎ヨリ四國渡海ノ時大風ヲ不厭、終ニ八嶋ノ內裏ヲ攻落シヌ、今夜ノ風雨古ニ例シ吉、今ハ又敵ニ可勝時節也、一剋モ早ク船ヲ可出トテ、一番ニ推出サセラレケル程ニ、誰カハ一人モ可殘、皆吾先ニト押出ズ、コロハ九月晦日ノ事ナレバ、左無ダニ目刺共不知暗夜ナルニ、雨風コチタクテ海ノ面ハ衾ヲ張タラン様ニ、光滿テ神鳴閃キ落懸ル心地シケレバ、嶋ノ者共今夜敵ノ可渡トハ思モ不寄ケリ、

〔野島流海賊古法 一〕出船前大將掟

一船路ニ出向ヒ、敵ヲサヘギリ可乘討ト思時ハ、先諸物頭、船奉行、大船頭、小船頭、楫取リヲ召出シ、此度船軍ニ取リムスブ上ハ、互ニ身命ヲオシマス可被盡忠節ヲ、其働次第ニ歸船ノ剋、急度其程ニ隨ヒ可有加恩、大將ニモ諸勢ヘ對シ、毛頭依怙贔屓有マジキヨシ堅ク誓紙ヲ以テ申渡ス事、誓紙ノ案文有口傳、

〔能島家傳 三〕船中制法の事 付 船乘相法度の事

一相言葉の事、夫々の頭より、相印相言葉を可定、水主等衣類等まで、主君の紋の外、我々乘舟の水

主には見合せて、我家の紋付てまぎれなき様にすべし、上り働杯の有時、我人の舟の水主紛るるものなり、陸にて敵に追立られ、夫々の船に乗時紛るゝ事有レ之、是は其船より相印を可レ出、かやうの事、兼而定る事なり、尤上り働に陸ふかく行事なかれ、必伏あらん、斥候或殿の役者專一にすべし、

一左右不レ働事、舷より敵懸るとも、艫は不レ働、艫より敵かゝるとも、舷は不レ働、戰んとおもふ時は、安居して、夫々の道具を搆へ、打合常々も浮合にて專入事なり、船にて一方へ乘、假に勝様にとするときは、船を蹈かへし、又傾きて人足不レ定、鎧武者は壹人にて舟重故、猶以可レ有二遠慮一、これを風吹山不レ動といふ、

一人數多く乘たる船、風波に逢時、役人の外、立騒事なかれ、周章して必舟を覆ものなり、能々可二下知一、

一軍船に女をのする事、堅可レ禁、

一船のり合法度之事

かゝり船へ押行舟、行當らば、押行舟可レ爲二越度一事、　大船へ小船押懸たらば、小舟可レ爲二越度一事、　荷船へ關舟押懸たらば、關舟可レ爲二越度一事、　荷船江人舟押懸たらば、人舟可レ爲二越度一事、　荷積船と荷不レ積船行懸たらば、荷不レ積舟可レ爲二越度一事、　押船へ走船行懸たらば、走舟可レ爲二越度一事、　向汐船へ、相潮の舟押懸たらば、相潮の舟可レ爲二越度一事、　向風の船へ、追風の船行懸たらば、追風の船可レ爲二越度一事、　先湊入の船へ、後湊入の船押懸たらば、後湊入の舟可レ爲二越度一事、　下碇の船へ、上碇の舟行懸たらば、上碇の舟可レ爲二越度一事、　右海上往來、湊泊出入、立法如レ斯、此外大變の時は、時の宜に隨て可二沙汰一事、

船中作法の事

一武者は、胴甲小手計、腰に角取紙を付、

一水主は、艫舳衣裳の色を替べし、紋所は一樣にすべし、左右混亂すべからず、

一合戰の時、水主は夫々の櫓間に伏べし、

一親子一船に不可乘、是古よりの作法なり、　但乘らで不叶時は、艫舳か、左右か、何れにても、間を違て乘らすべし、尤大將たる仁は、別而父子一船に乘事、大に不覺なり、

一大將船に、大將なしと云事口傳、

一朝夕晝夜の舟にての食は、胴の間より上下代なく可食、不時の食束飯なり、

一兵粮薪水は、其舟々に可用意、船中にては風波により、船離れ〳〵に成て、兵粮以下盡る事有ものなり、尤可心得事、

一あかまにては、不斷あかをかへべし不可油斷、

一楫を請ふ事　繩を曳、鈴を付、或太鼓を打べし、艫舳は右長左半、何も數を以兼て定むべし、

一碇の伏起は、螺を以可定、

一懸引は、金鼓、旗旌、時宜に依而用、大將の下知次第なり、

一相言葉は、時の吉事を以可定之、船中は一入言語に禁忌有之、

〔能島家傳四〕船中心得の事

一常に案内を不知海にては高く乘るに危き事なし、瀨といふは海中の大岩也、外へ見へず、浪當て潮逆卷所也、はへとは山脚の海中へ入たるをはへと云、洲とは砂濱の海中へ出て淺所也、是皆島近く陸近所にあらざれば此害ある事なし、故に湊入に功者不功者有義也、法曰、不用鄉導、不得地利と云也、海上の案内は其浦人によらざれば、悉不能知事、漁父を求て音物をとらせ鄉導とすべし、

一夜海中に、ひきといふ物出て光るもの也、大成は則火と見ゆ事有、能々心を附て靜に見るときは青色にして誠の火は違もの也、

一大風の時、波の夕日に移は、火のもゆるごとく見ゆるものなり、海のもゆると是を云、

一近方より濱をみて遠干潟遠海を知る事は、先濱急にしてたちたるに常盤海なり、濱なだらかにしてのべかたなるは遠干潟也、

一里村を見て川の有と無とを知る事は、山屏風の立樣にそばだちたるは川なし、山あまた足見へ山の足ちがひ見へば川有と可知、尤草木の茂りたる所には大方水有、水性木を以しるべし、

一前の海端に人家有、後に引退て山有ば必其前は遠干潟なり、

一間積りの事、濱見ゆる時は三里、人見ゆる時は壹里、水繩見ゆる時は矢比のト云故實有、天の晴陰、日の請樣によつて違事ありといへども、大體如此と知て此心得可考、雖不中不遠、

一寢覺物音の事、夜は不寢の番を二時代りにすべし、世間物音、船の觸廻り能々可聞立、油斷あるによつて夜討に逢、周章騷ぐ事有、海上にては波の首、風、水鳥などの騷ぐ聲も夥敷聞ゆるものなり、此心得にて一心を靜にして萬事を可聞定、

一藻草或は藁あくたにても、海上にうかみたるものに心を付べき也、

一瀬戸口にてうづ卷所あらば、笘その外何にても投入て其隙に可押通なり、

一假に風波に逢て舟かへらざる仕樣は、板にても笘にても何にても舟の左右に附べし、大舟などには表に小山をつくるといふ事有、此心得は、ねり子をよくしとみぬれば舟かへらず、浪を不入故に、山陰に居と云はこれなり、

一舟まわらざる時は、横櫓或はわひかぢにてなすべし、

一走舟に楫折たる時は、鷲口に大繩を引、艫に櫓二丁竪て楫をとるべし、

一逆櫓と云は櫓を逆立直すにはあらず、櫓くひを艫押の樣に別に拵置べきなり、

一敵湊の口に亂杭を打たるを拔樣は、舟をらんぐゐの間に押寄、潮の干たる時強繩をしかと結付、艫の荷物を表へ取越人數も表へくり越し、亂杭にシカトしたる繩を表の舟梁にしかけ、扨又右の荷物人數ともに艫へ越せば必ぬけるものなり、ケ樣の手段は忍びて夜々にすべし、

一沈舟或は大石抔上ゲ樣の事、船を二艘木にて二所くみ合、扨沈み物を大綱にて潮の干たる時結付置けば、汐の滿るに隨て浮ものなり、如此つり擧て後干潟まで漕寄汐干たる時とり擧べきなり、

一碇入現するに、平生も艫の甲の内にて成程ひそかにあつかふべし、忍の時の爲なり、

一大將の舟を繫には直に碇不下、脇の舟に碇を下して其舟に繫べし、

一敵ちかき所にては、枝碇を以可繫、若敵より海士を入、綱を切事、我亦可用、或は忍繫もよし、

一風波の時、碇かゝらざる時は合碇よし、

一大風の時は必道具損ず、梶柱、綱、何も替道具を可用意也、

一兵粮は白米にして可用、其船々に可持、

一水は大船にては、桶を細く長くして、舟底迄届く樣にして、つるべにて汲べし、桶の底に赤土を置、水の性易らぬ樣にすべし、不殘器物等は潮を以洗べし、船中水の制禁尤可愼、さい／＼陸へ水とりに遣す時は種々の害多し、

一大魚浮たるを舟などゝ見る事有、小舟にはうきかゝる事ある物なり、何にても物音をすれば則沈むものなり、惣じて海中に化魚ありて舟をなやます事有、何時もケ樣の時は檻欖子を火に燒時は化魚近く事なし、

局圍の事 附 局積の事

一局囲といふは、船中にて敵に對及合戰時は、人數皆一方に集りて舟覆るものなり、故に大船は中を一通りあけて、左右を仕切、一間々々に囲べし、中通りを大將通りて下知すべし、夫々の請取口を出事ならぬ樣に囲、是大船のかこひなり、中船の囲樣は眞中を一通仕切べし、中舟以下小舟も囲度時は幕或はつり栫にて仕切べし、いづれも局かこひは人數騒動せずして働に便有、條々口傳多し、

一局積と云は、軍船に底まで通路なき時は働ならず、故に荷物を木にてわくをさし、其内に積、左右自由に往來成ごとくにするものなり、

一船底に荷物を積み、是も局囲の樣に中を明け、左右を仕切、此中通りに荷物を積、左右を明て置べし、總じて舟底の左右のはだへに、ひしと添て荷を積事なかれ、右の意得はいづれも鐵炮にて打ぬかれたる時あかを留るによし、

一おてあみだれの事、平生のあみだれより細くする也、敵より上棚すもたせの上あたりを鐵炮にてうちぬかれたる時、あかの入ざるやうにつくろふべきためなり、

垢留樣の事

一垢留樣の事、着物或は中綿抔を鐵炮の中りたる玉目に押込、すいたをおそひ、ひかりの子抔置て留べし、

一あか留樣とて、世上にさま／＼ありといへども皆用に不立、當流に度々用て宜、合戰の可有日、餅をつき湯餅にして置、打ぬかれたる所へ絹にても或布にても右の餅を包打込て置べし、是あか留樣の秘術なり、此外條々口傳有、

〔野島流海賊古法 二〕船戰働武者心持

一陸地ニ違、敵之首ヲ取リ、一番鑓、組討、鑓脇ノ働ト云事ナシ、敵船へ押付ル前ヨリ得道具ヲ持、大

船ニハ走リ櫓、小船ハ舟端ニ折居敷、敵船一二間ト見ル時、長道具ヲ持立上リ、働ク敵ヲ海中へ引可ㇾ落ス、是ヲ專一ノ働トス、敵船ニモヨウトヒトシク敵船ニ乘移リ働ヲ、一番二番ノ手柄ノ善惡ト定ム、頭分ハ櫓ニ殘リ諸方ヲ下知スベシ、互ニ傍輩ニ言葉ヲ替シ可ㇾ働、軍半ト見ル時節、早味方ノ船ヘ乘戻ベシ、タトヒ傍輩ヲ捨殺ト云トモ越度タルベカラズト常々法ヲ可ㇾ置、由斷スル時ハ船鑿ヲ入友ニ可ㇾ死、口傳、

〔兵法神武雄備集 四十五 船戰〕夜中に敵水練をいれて船の繩をきり、船底の板をほりて水をいれんとする事あり、こゝろ付べき事、

水上にうかみよるものあらば、心を付てゆだんいたすべからざる事、　私に曰、敵水練を入ていかりの繩を切事勿論なれば、如ㇾ此道理を知て、いかりの繩に念を入、くさりを入るゝ事など有ㇾ之、船底をほりぬく事あるべきなれば、是又心を付てほりぬかれても　やく口をふさぎ、水を不ㇾ入かんがえ可ㇾ有、如ㇾ此水練をいるゝも陸遠き所にては難ㇾ成物成故、水練の先必水上に、こも、むしろ、板、はしら抔を態ながし、其間より息をいだして來るものなれば、水上にうかみ寄物あらば、何にても心を付べき事といへる也、○中略

夜盤に水上を見れば、黒き物來らば可ㇾ心付ㇾ事、　私に云、是は敵舟又はものみ船などなるべし、其心を付て油斷有べからざる也、

〔兵法雄鑑 三十七 船戰〕船軍武功八ヶ條之事

一、船に人乘積之事、　荷舟は二石一人、せき舟はろかず半分乘、口傳、

二、船中足輕くばり樣之事、　船尾に足輕をくばり船頭に兵士を置、口傳、

三、水子足輕、あしがるかこ、海邊の將、其心得可ㇾ在ㇾ事、

四、船中にへだてあるべし、兵士左は右に不ㇾ戰、右は左をすくわず、そのこゝろへ可ㇾ在ㇾ事、

五、繩の大事付石をつむ事、
六、火箭をなげ、鐵炮を放し、弓を射ともその遠近に可心付事、
七、船底に石を入可持事、
八、船中水の入をにわかにふせぐべき用意可有事、

〔軍騎要略五纏論〕船軍には身甲と頭盔ばかりを着し、佩楯、隨當、小手等の要器といへども用ひざるべし、また母衣、差物、頭立、脇立等の志るしをば、袖印、笠印等の妨なきものに換べし、

〔太閤記十三〕朝鮮陣爲御用意大船被仰付覺〇中略

一水手の事、浦々家百間に付て十人宛出させ、其手〳〵の大船に用可申候、若有餘の水手は至大坂可相越之事、〇中略
一船頭は見はからひ次第、給米等相定可申候事、
一水手壹人に扶持方二人、此外妻子之扶持つかはし可申之事、
一陣中、小者中間以下、女扶持其もの丶宿々へつかはし可申候、是は今度高麗名護屋へ立申候もの不殘かくのごとく可遣之事、
右條々無相違令用意、天正廿年之春、攝州播州泉州之浦々に令著岸、一左右可有之者也、

天正十九年正月廿日　秀吉

〔軍法極秘傳書五船軍〕備をまふくる事
大將の船を第一にけいごし、旗本手まはりの船にてかたくとりつゝみ、さてつねの備のごとくに、先手の舟、二陣、三陣の舟、横鑓の舟、物見の舟、遠見の舟、後詰の舟とさだめ、備々の舟には、大船小船いれませてこぎならぶる事尤なり、

〔兵法新論十五下水戰〕一海中ノ船列、後ニ圖シテ示ス、〇圖略大抵先鋒二陣廿四艘、左右廂二陣廿四艘、中

軍十五艘、左右後隊二陣廿四艘、後殿一陣十二艘、游軍一陣五艘、物見五艘或ハ八艘マデ用ユ、此外兵粮、作事、兵具方、及病者、醫者ノ乘ル船等、數艘アルベシ、

〔能島家傳三〕兵船備の事

一先陣の備　一斥候船四艘小（左二右二）　二石火矢船四艘小（左二右二）　三鐵炮船六艘中（左三右三）　四射手船六艘大（左三右三）　五長柄船四艘中（左二右二）　六武者船六艘大（左三右三）　七武者奉行乘舟二艘小（左一右一）

大小船數合て三十二艘、并相應の橋舟有之、二三の備も此積を以可押行、

一本陣備　一石火矢舟四艘小（左二右二）　三武者船三艘大左一中一右一　二鐵炮舟二艘大（右一左一）　七左使番船三艘小（先一後一）　六大將乘船一艘大　右手明舟三艘小（先一後一）　乘替跡橋舟一艘足淺　八水舟一艘足淺　九馬舟二艘（左一右一）　十兵粮舟大一艘　十一雜兵舟五艘（先二后三）　十二目附舟小一艘　十三家中馬舟十艘　十四押舟三艘左一中一右一　船數合て四十五艘、〇船數不合、上文恐有誤、相應の橋舟有也、遠國に行とき荷物有之ば、此間何艘も押行べし、摠舟の跡に殿船三艘あるべし、

一後陣の備　一武者船三艘左一中一右一　二長柄船二艘（左一右一）　三射手船三艘右一中一左一　四鐵炮船三艘左一中一右一　五石火矢船二艘（左一右一）　船數合て大小十三艘、并相應の舟有之、大軍の時は後陣二備、或三備、此心得也、關舟荷舟の定りは、時の宜に隨ふべし、

一左陣　右陣　先陣に可習、

一兵船の備、横廣は敵の目當多し、故に中を明て二行にて押、三行の時中備は一町餘引下て可押、矢道に船を不可押、

一兵船備の形勢別に圖有之、摠じて形は敵に依べし、兼て定べからず、陸は地の險易廣狹の形に依て、兵の備も又應之、海上は又況洲、瀨はへ、干潟、其外潮風の順逆、其替る形、擧て究べからず、故

備は、所と時とにより、或は敵に依て千變萬化なり、裴常々に工夫可有之事也、

一壹番に押出す一組合の船、半町ばかり行て櫓を上れば、二番に押出す一組の舟、半町ばかり行過て櫓を上ば、三番に押出す一組の舟、二番を半丁計行過て櫓を上べし、若斯に次第々々にして、亦壹番舟を押出し、是水主の力を治る道なり、引も又同前、

一夜番の船は、火を認て若夜討來らば味方に可通、湊に有時の番は、山の上に置てよし、

一臺所船心得の事、臺所船は大將乘船の跡に居て、飯を澤山に調置なり、射手船、合戰船に、飯燒隙無之ものなり、故に小舟を以て飯を可遣也、惣じて兵船は兵粮澤山につかわずしては、働ならざるものなり、

一敵船に小船往來する時の事、頓て合戰とみるべし、是亦一編に究事なかれ、惣じて々樣の謀は、兼て定たる事もあらねども、其大概を知て時宜に應ずべし、猶口傳、

一敵のかゝらんとして、又曳時の事、味方の圍を見て恐るゝか、又其舟に怪異たる事有とみるべしや、

一淸戾るとすれば、俄に懸らんとするは、無二の一戰のいたすと可心得、

一太鼓を打騷て、弓鐵炮不放、是は道具すくなく矢玉乏しきとみるべし、近付て射んと矢玉を惜しむと可心得、

一敵遙に、我方を伺ふは、味方に恐るゝと可知、

一敵船寄添て、我方を伺ふは、討てかゝると可知、脇の船にかゝると可意得、謀をして直グ舟舵手に成事有と可知、

一敵の舟、夜あまた火を揚て騷ぐ時の事、其湊の懸り場あしく、備かたまらず、利をかへたるとみるべし、

一退船、懸船、小舟、大船の表へ出るは退としるべし、小船、大船の後へ廻るは敵かゝると可ﾚ知、

〔野島流海賊古法一〕出船前大將掟

一一番手、二番手、三番手ト、段々ニ押出スベシ、先手ヨリ敵船ヘ乘懸ルベシ、サレドモ風ニヨリ後陣ヘ敵流ヨル事モ可ﾚ有、何レノ手ヘナリトモ、手ヨリ近キ方先手トナルベシ、其剋ニ至リ前後ヲ不ﾚ可ﾚ論事、口傳、

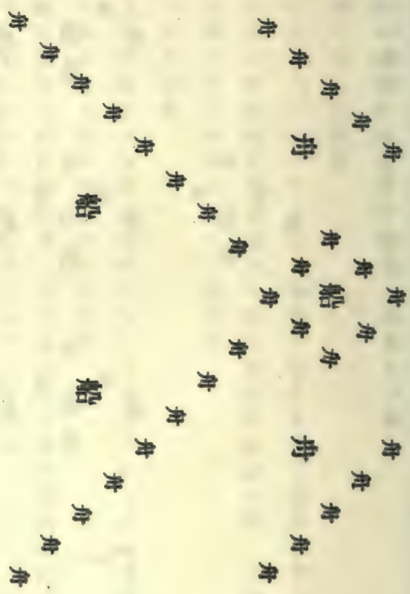
〔兵要錄二十海戰〕一船列之法、無ﾚ異ﾚ于陸地陳制、

一虛位實船爲ニ變化一、有ニ口占一、

船艦布列之圖



船營



右前中後三司船列之圖、有口占、

一櫓船爲腹心、走舸如四支、梭船似十指、體用相保、奇正相扶、一母斂子、聚散變幻、而運用無方矣、原紿相屬、筋骨撿束、節度不敢擾、所謂亂生于治者也、

一進退隨于金鼓、分合因于旌旗、其制無異于陸戰也、

一標旗指點、而奇戰發號角相通、而覆舡走、縱横緩急之節、其勢無常、因敵轉化矣、有口占、

〔軍法極秘傳書五船軍〕船をあいもやう事

海上に陣をとり、ふりがゝりの時は、大船に錠をうつべからず、敵俄によせくる時、錠の手廻し成がたし、小船をもつてとりまはし、小船に錠をおろすべし、但し風つよき折ふしは、小ぶねの錠ばかりにては、大船もながるゝゆへ、大船にもおろすなり、もし俄の時には錠縄をきつて捨、自由をする事尤なり、いづれの道にも、錠をおほく持事船中のならひなり、

〔兵法雄鑑三十七船戰〕舟にて他國へ働入の時、風を待か、或は陸よりまわるみかたを待あわするか何とぞ子細在之て舟を掛て置事可有、其作法三ヶ條の事、

一、舟營の法有、方圓の格を用べし、

二、先三者を陸へあげ、近隣に敵の有無を計り、地形の善悪を知り、然後に舟を湊に可入事、

三、大將の舟を眞中になし、各陰船陽船を組合て前後左右の備をつくるべし、是船營の法也、

船營圖



船營武功九ヶ條之事

一、湊よしと云とも、潮の指引つよくして遠淺と成處大に嫌ふ、

相圖

二、潮の指引まれにして、岸深成處を可用也、

三、敵の遠近に心を付て用心可在事、

四、作法のごとく舟をならべ、いかりをおろし、無用の往還を止め、金鼓旌旗の制を約し、刻限を定
て水を汲、薪をとり、申の刻以後は警固順見の船の外、舟の往還を堅可留事、

五、警固順見の舟も合詞を定て、約束のしるし可在事、

六、船頭遠視船尾、たかく可望事、

七、夜中に敵水練を入、舟の縄をきり、船底の板をほりて水を入むとする事可在、心可付事、

八、水上にうかみよる物あらば、何ニ而も心を可付事、

九、水流に随ひ、風の來るに便て、敵火船を以て舟を燒とする事可在、其心得可在事、

〔能島家傳二〕金鼓貝並再拜旗旌の事付夜旌並霧の中心得の事

一鐘、大將の船に可有也、

一大鼓、大將の船、軍奉行の船、家老、武者大將、何もかざり可有、碇入現、或は瀬戸口、其外潮の早き所
にて用、尤合戰進退のとき用、打樣大將の下知次第なり、

一貝の事、大將湊へ入、泊を定る事を諸軍へ知らしむる時に用、

一采幣こしらへ樣、口傳、

一旗の事

旗は、敵合遠き所にては數多敵の氣を奪、味方の兵氣をすゝむべし、已に戰に及時は、旗をおろ
すべし、若俄風の時、懸引不自由なり、されども旗をおろし錺をうすくする時は兵氣をくるゝ
事有、其時の品に可寄、旗多時は俄風に難ありといふ事をしらしむるなり、

一小旗の長短は、船の大小に可依、大船とても田町の長さ五尺も過すべからず、吹貫其外一軍一

様、一手一様の印相圖旗は、大將の下知にしたがふべし、

一大將の船、取梶の面に青旗立たらば、先手の左備の船可進、同處白旌立たらば件の船可退、二色ともに引たらば無進退、如常可押行、先備左右、中備左右、後備左右中、都而八ヶ所、此心得同前なり、青色は陽故に進、白色は陰ゆへにしりぞく、

一八方の船八色のはたを可立

先備（赤白　赤　赤青）　中備（白　青　黄）　後備（黒白　黒　黒青）　幾重もかくのごとし

中船大將の黄旌を引て紫旌を立たらば、八方の船のこらず大將の船の脇へ可押行、又紫旌を引て黄旌を出したらば、惣の船ども如本備て可押行、船數の多少に不依、心得を以の相圖を可究、

一夜中の相圖は火を以てす、晝の旗の代り也、並に霧に包れたる時も同前なり、又鳴物にて相圖する事も有、

一遠所の相圖は狼烟を用、草木の葉を何にても用也、烟つよきものよし、小に用ては艾葉に狼糞を合せ火を可付、烟立事高し、

此條々は大槩を知らしむ、相印相圖の千變萬化は、大將の下知にしたがふべし、

〔兵法新論水戰十五下〕一船中ノ相圖ハ、コトコトク旗ヲ以テスベシ、島嶼灣港林木ノ陰ニテ見ヘ通ラズ、若天氣朦朧トシテ遠クミヘズ、又昏霧陰蒙咫尺ヲ分タザル時ハ、貝、鼓、金、大小銃ヲ以相圖トナスベシ、物見ノ相圖モ亦旗色通ゼザル時ハ號砲ヲマシ、又柝及笛ヲ以テスルコトアルベシ、又島嶼中ト船中ト遠ク離レテ相圖スル者ハ、煙ヲ以テシ、大砲ヲ以スベシ、

古事類苑

兵事部二十七

水軍下 兵船附

古事類苑

兵事部二十七

水軍下 兵船附

〔兵法一家言 三 操練〕陸地操練既熟スルノ上ハ、水戰法ヲ調練スベシ、海國ハ論ズルニモ及ズ、假令海無キ國タリト雖ドモ、萬一隣國ニ外寇アルトキハ、人數ヲ出シテ加勢セズンバ、アルベカラズ、故ニ國土ヲ領スル者ハ、水軍法ヲモ心得ベキコト勿論ナリ、故ニ領内ニ於テ大河或大沼、若クハ湖水等ニテ操練スベク、或新ニ大池ヲ製シ、此ニ大小軍船ヲ備設テ乘廻シ、進退、周旋、能其船ノ蕩漾ヲ身體ニ馴習シ、相圖ヲ定テ、弓、鐵炮、火箭、烽熖等ヲ舟中ヨリ打放シ、或敵船ニ、打鉤、熊手、薦口等ヲ打掛引寄セテ、此ニ乘移ル仕方ヲ習ハセ、敵船ニ投火矢、投烽熖等ヲ投込テ燒打シ、敵船ヲ燒キ、敵兵ヲ困テ圖ヲ失ハシメ、敵船ヲ奪取ルコト等ヲ習ベシ、或馬ヲ船ニ乘セテ疾ク乘廻シ、或馬階子ヲ用テ馬ヲ船ヨリ下シ、或馬ヲ船ヨリ水中ニ追下シ、船ニ引付テ水ヲ游セ、或水中ノ馬ニ船ヨリ直ニ飛乘リテ、水中ヲ乘廻シナドシテ、下ノ水軍船戰篇ニ論ジタル條々、常ニ悉仕習ヒテ、能熟練スルヲ要トスベシ、海濱、津港アルノ土地ハ、大小軍船ヲ、時々大洋ニ乘出シ、十里モ二十里モ沖ニ乘出シ、風浪ノ漂蕩ニ能馴習フベシ、且船ノ上ヨリ、大銃ヲ自在ニ打放スコトヲ調練シ、大野武矩ガ防海ノ工夫ナル、大小火箭ヲ大船ノ上ヨリ數多打掛テ、西洋船ヲ燒沈ムル打方等ヲ修行スベシ、

〔信長公記 十一〕天正六年九月廿七日、九鬼右馬允〈隆嘉〉大船爲可被成御覽、京都より八幡迄御下、

翌日廿八日、若江御泊、　廿九日早朝より天王寺へ御成、佐久間右衛門所に暫時被成、御休息、住吉社家に至而被移、御座、其時天王寺より住吉之間、御鷹つかはされ候キ、　晦日には拂曉より堺之津へ御成、近衞殿、細川殿、一色殿、是も御同心、然而九鬼右馬允大船を飾立、のぼりさし物幕打廻し、湊々浦々之武者舟、是又兵具を以て我手々々をかざり、又堺南北として御座舟、事も生便敷唐物其員を集てかざり、進上物を我不劣と持參無際限、堺南北之僧俗男女、此時信長公を拜み奉らんと結構に出立候て、にほひ燒物ふん／＼として衣香擬當四方に薰じ、群集候し也、九鬼大船へ只御一人めされ御覽有之、それより今井宗久所へ御成、過分忝次第、後代之面目也、御茶參り御歸に宗陽、宗及、道叱三人之私宅へ忝も御立寄なされ、住吉社家に至て御歸宅、九鬼右馬允被召寄、黃金二十枚、幷御服十菱喰折二行拜領、其上千人づゝ御扶持被仰付、並瀧川右近、大船白舟上乘仕候、犬飼助三、渡邊佐內、伊藤孫太夫、三人に黃金六枚、御服相添被下、頂戴、　寅十月朔日、住吉より御歸洛、○下略

〔信長記十一〕九鬼右馬允大坂表大船推廻事

同○天正六年九月廿七日、九鬼右馬允○嘉隆大船共御覽有ベキトテ、信長公住吉へ著津シ玉フテ、同廿九日、安部野於テ御鷹狩シ給ヒヌ、角テ船ドモ御覽ノ事ハ天氣次第ト定ラルヽニ、十月朔日天氣ヲダヤカニ風靜ナレバ、彼大船共ヲ旗指物幕ナドニテ夥クカザリ立、浦々湊々ノ兵船ドモマデモ、其手々々ノ船ジルシ我ヲトラジト美麗盡シケリ、御座船二艘金襴餝子ヲ以カザリ立、堺南北ノ津ヨリ捧ゲ奉ル、尤御氣色ヨカリケリ、サテ九鬼ヲ召レ、大船小船ヲ推分テ、船軍ノ樣子仕テ見セ候ヘ、剛弱ノ御指南有ベキトノ御定有ケレバ、雜賀表ノ兵船共ト打戰テ勝軍セシ樣子ヲ、憚ル所ナク下知シテ御目ニ懸申ケレバ、無殘所ゾト御感ニテ、黃金三百兩、小袖十重、旨酒珍肴、船軍ノ祝トシテ被下ケリ、

〔寛明日記〕寛永十二年六月二日、將軍家○徳川家光向井將監忠勝に被命、安宅丸上覽在之、抑此御船は去々年より相州三崎に於て所造之也、天下太平、然ども陸の城郭海上の大船、皆是武備、治而不忘亂之法也とて、此御船を被爲造、龍頭鷁首を粧ひ、船の大サ三十尋、以銅覆之、有三重之櫓、恰如城郭、櫓立二百挺、但就一挺二人掛也、水手都合四百人雙立事如麻、船印船幕五色を以て飾之、又以螺鐘大鼓定面梶取役、堀田加賀守、松平伊豆守、阿部豐後守等、早船に乘て御先に供奉す、御歩行衆早船小十人組早船、龍王丸五十挺立、此船には中奧衆、御歩行頭、小十人頭、御目付衆乘之、次に天地丸、八十挺立、將軍家被召之、○中略安宅丸ハ、先立て品川の湊に浮ぶ、則安宅丸へ被爲成、御祝之熨斗出之、追而參仕之諸大名御饗應ありて、御酒宴及數剋、將監も又被召出、而御船出來之儀御褒美あり、種拜領す、

〔拙堂文集二記〕海上試船銃記

我藩○伊勢津藩乘舟、有號八幡丸者、蓋征韓之役所造、延寶中、一修之、寛政中、再修之、以需上用、但承平之世、久無所用、如群下、又不敢乘載、以故業船司、或不詳其利用、以爲其形壯大、而吃水甚淺、遭大風必覆、放巨銃必沈、遂委在廠中、殆爲廢物矣、今公修武備講海防、以爲陸行莫若馬、水行莫若船、而此艦棄置、甚可惜也、遂排群議、欲親試之於阿漕浦、衆猶危之、請使船司先試之、於是命船奉行臣七里□□、率其屬與礮師數人、各習其技、又使督學臣齋藤正謙、軍師臣水沼□□及近習之士十餘人、附乘而閱之、于時弘化四年九月二十有九日也、旭日方出、軍師船司、候潮而發、謙等後至、艦已在海中、走舸往而乘焉、艦長十六尋餘、橫四尋半、兩傍設女墻、櫓五十枝分在左右、蔦章帷幕、翻於其上、牀版下容糧五百六十石、中有房室相連、第一房、藻井紙槅、並貼金、畫水陸諸禽、綵繪煥然、實爲公所居、第二房、淺絳畫西湖勝概、亦爲可觀、近臣所居、第三房、以版遮隔、爲下司之居、外則厨庫溷湢悉具、有兩梯通屋、屋上四周、戰格中央、當公居之上、朱漆塗屋、其傍施舵樓、搽柱幔屋、實爲將臺、其規制如此、而吃水僅五尺餘、所以來覆

沈之疑也、然此艦用櫓進退、固不得吃水之深、且先世蓋已用之於戰、必無如此鹵莽、議者席上之談、豈足據信哉、既而擂鼓轟然、水手八十人、叫譟搖櫓、走舸二隻翼而進、俯至米津浦、乃振柁起帆、寰時返至故處、下鐵錨、是日也、公欲觀放礮於海岸、因令艦上之銃亦候觀至發、欲以親閱之、日已過午、雙戟隱見於行樹間、公騎至幄亭、亭與艦相對、揚扇爲號、乃架兩大銃、交互連發、艦不爲少搖、果知議者之言妄也、○中略兩岸觀者墻立、既而水陸皆散、還入城、日已欲曛矣、

〔宕陰存稿七〕觀昌平船記

昌平船、薩侯所造也、安政二年春、來江戶海、余○鹽谷世弘以四月念九日、從其藩士井上某、戶塚藻德往觀焉、船長九丈七尺餘寸、深三丈二尺餘寸、寬二丈二尺餘寸、旁板厚尺有餘寸、木料多用松、舷端以楠板覆之、其吃水處、包以銅片、內爲二層、上層兩邊、安礮十位、下層三室、左右厦閒、藏彈丸及凡百器械、其下可載物、火藥艙在前頭最下、外板內鉛、鉛厚一寸、板三寸、桅三、頭桅長若干尋、圍若干尺、次桅差短而小、材皆用杉、每桅分爲三截、用布爲篷、篷索數十條、紛如蛛絲、艫端有橫桅、長若干尋、舳尾有玻瓈窗、船裏時懸風槖、斜口長身、扇于口、施于身、風輙習々集、有快盤懸在舵外、以鐵鎖上下之、合而觀之、其制如洋舶、而雜以闔船樣、大者如是、其細不可得詳、看覽略遍、於是司舶傳令、舫人可四十名、應聲走、轆轤以起碇、繰綱者、引繩者、執柁者、登桅斗者、張篷者、建旌者、順序立辨、帆既張、進向東北、獨在砲洲外者、倏然入洲內、船之快利、與舫人之慣熟、洵可驚異已、

〔續續泰平年表〕安政二年二月初旬、薩州に而製造之琉砲船、江戶に來着、長十五間、檣三本造出し共、総黑之帆印、帆三段に掛ケ、中程に総黑之吹流し付、艫之方、日之丸、井桁之紋之船印、小幟、布交吹貫を立、

〔海南政典十儀制〕駕舟

一凡駕舟之儀、以正月十五日爲期、大目付豫移牒諸隊、于海陸觀儀、唯如長濱、河裔、及浦戶港禁之、而公○高知藩主山內氏船至孕門、時亦不許私駛舟、前一日河舟號泰國丸、錨至三頭、牙船錨孕門、家老船亦環牙船而泊、

本日家老先駕往乘各船、仕置役、大目付亦駛艇往上牙船監視、太鼓役二員、一在牙船、一在深尾重愛船、貝役三員一在牙船、一在觀瀾閣門外、一在重愛船、卯半剋、公命駕出城、至三頭邏舍前、用役迎拜、公呼名、船奉行迎拜、奏者番唱姓名、亦公呼名、上河舟進入吸江、膳番捧伸鮑于盤奉、從船奉行傳令、則梢工奏欵、乃抵孕門、公徙牙船、仕置役、大目付迎拜于欄板上、公有言、既而用役傳令吹螺、乃於重愛船應之、家老來見、公有言、首班家老拜答、膳番捧伸鮑于盤置座、公取而賜之家老、各拜受、儀畢還各船、牙船將發、用役傳令伐鼓、乃重愛船又應之、列隊而南、深尾蕃顯、山內豐功耦進、深尾重愛單進、桐間清卓、深尾成賓耦進、山內氏理、山內佐成各單進、次則牙船、小艇二隻南之進、使小早船號二隻耦進、福岡孝茂、柴田勝守耦進、副船一隻單進、泰國丸丹採小早艇號耦進、山內重慶、五藤正保耦進、仕置役、大目付駛艇先至觀瀾閣門外埃比、諸船整隊泊港、仕置役向牙船舉扇、則公徙河舟入閣、大目付傳令於門內吹螺、重愛船亦又應之、家老相繼而入、獻物有差、側物頭傳命、列班而坐、左隊則左、右隊則右、而賜酒、餅羹魚湯加殺二、瓦杯盛酒公一爵、伶人謠、再爵又謠、三爵亦又謠、仕置役、用役、大目付、奏者番、近習、目付、船奉行、內用役、母衣、柄、弦、使番、側物頭亦賜酒、魚湯加殺一、儀畢、則公上河舟而還、是日賜尊酒及魚于船奉行、浦戶、種崎御疊瀨里正、使漁人張罟于柏海、放蓄數十隻、迎公船挽罟、一擒而獻之、是日併賜官船梢正、水手等皆賜酒勞之、奉行職代行儀亦如此、公歸駕後、家老而下各官朝參稱賀、奏者番受禮、〇下略

戰鬪

〔日本書紀二十七天智〕二年八月戊戌、賊將〇新羅至於州柔、〇百濟地名繞其王城、大唐軍將率戰船一百七十艘、陣烈於白村江、　戊申、日本船初師至者、與大唐船師合戰、日本不利而退、大唐堅陣而守、　己酉、日本諸將、與百濟王、不觀氣象、而相謂之曰、我等爭先、彼應自退、更率日本亂伍中軍之卒、進打大唐軍、大唐便自左右夾船繞戰、須臾之際、官軍敗績、赴水溺死者衆、艫舳不得廻旋、朴市田來津仰天而誓、切齒而嗔、殺數十人、於焉戰死、

〔扶桑略記二十五朱雀〕天慶三年十一月廿一日、〇中略純友追討記云、伊豫掾藤原純友居住彼國、爲海賊首、

○中略于時公家遣追捕使、以左近衞少將小野好古爲長官、以源經基爲次官、以右衞門尉藤原慶幸爲判官、以右衞門志大藏春實爲主典、卽向播磨讃岐等二國、作二百餘艘船、指賊地伊豫國艤向、於是純友所儲船號千五百艘、官使未到以前、純友次將藤原恒利脫賊陣、竊逃來著國風○讃岐介藤原氏、處、件恒利能知賊徒宿所隱家、幷海陸兩道通塞案內者也、仍國風置爲指南、副勇悍者令擊賊、大敗散如葉浮海上、且防陸地、絕其便道、且追海上、認其泊處、遭風波難、共失賊所向、相求之間、賊徒到太宰府、更所儲軍士出壁防戰、爲賊被敗、于時賊奪取太宰府累代財物、放火燒府畢、寇賊部內之間、官使好古引率武勇、自陸地行向、慶幸春實等鼓棹自海上赴、向筑前國博多津、賊卽待戰、一擧欲決死生、春實戰酣裸袒亂髮、取短兵振呼入賊中、恒利遠方等亦相隨遂入、截得數多賊、賊陣更乘船戰之時、官軍入賊船、著火燒。。。。船、凶黨遂破、悉就擒殺、所取得賊船八百餘艘、中箭死傷者數百人、恐官軍威入海男女不可勝計、

〔小右記〕寬仁三年四月二十五日壬子、酉時許惟圓持帥○藤原隆家書來去十六日書、示異國人來九日來著合戰等、子細在府解、又示可辭退哉否事、惟圓云、使者乘隼船參上、但異國八日俄來著能古島、同九日亂登博多津、府兵忽然不能徵發、先平爲忠、同爲方等爲師首馳向合戰、異國軍多被射殺、不留戰場持入船中、又有弃置者、又有生虜者等、又奪取兵具甲冑者、一船中有五六人、合戰場每人持楯、前陣者持鉾、次陣持大刀、次陣持弓箭者、箭長一尺餘許、射力太猛、穿楯中人、府軍被射殺者只下人也、爲將軍者不被射、乘馬馳向射取、只恐加不良聲引退、刀伊國人之中、有新羅國人等云々、乘船遁去、傍岸棹船、府軍等依無兵船不能追擊、從陸路馳行、刀伊人更下船欲燒筥前宮、府兵射殺前行兵一人、驚乘船逃遁、十日十一日北風猛烈、不得還渡、逗留海中、神明所爲歟、兩日間、府令營造兵船卅八艘、令追襲、賊徒遁去、指本州濟去、府兵船又令廿餘艘乘勝逐之、又致行朝臣調十餘艘相逐、但先可到壹岐對馬等島、限日本境可襲擊、不可入新羅境之由、都督所誡仰也者、○下略

〔源平盛衰記三十三〕源平水島軍事

平家ハ三百餘艘ノ兵船ヲ調ヘテ、屋島ノ礒ニ漕出シタリ、源氏ハ備中國水島ガ途ニ陣ヲ取テ、千餘艘ノ兵船ヲ搆タリ、源平互ニ海ヲ隔テ支タリ、壽永二年閏十月一日、水島ニテ源氏ト平家ト合戰ヲ企ツ、○中略矢田判官代義清、仁科次郎盛宗、○中略ヲ始トシテ三百餘人、木戸口ヘ攻寄テ戰、平氏僞テ引退、源氏勝ニ乘テ攻蒐、爰島ノ兩方ノ船、南ノ沖西ノ島サキヨリ指寄テ、敵ノ船ヲ打鎰ニテ掻寄、組合テ乘移ル、精兵ヲソロヘテ、城中幷兩方ノ船ヨリ散々ニ射、源氏ノ船不堪引退、西風烈ク吹テ船共ユラレテ打合ケレバ、東國北國ノ輩、舟軍ハ習ハヌ事ナレバ、船ニ不立得シテ船底ヘノミ重リ入、平家ノ輩ハ舟軍自在ヲ得タリケレバ、亂入テ散々ニ切、面ヲ向ル者ハスクナシ、舟耳ニ近付者ヲバ取テ海ニ入、底ニアル者ヲバ冑ノ袖ヲフマヘテ頸ヲ掻、城ノ中ヨリハ勝鼓ヲ打テ留懸ル程ニ、天俄ニ曇テ、日ノ光モ見エズ、闇ノ夜ノ如クニ成タレバ、源氏ノ軍兵共、日蝕トハ不知、イトヾ東西ヲ失テ、舟ヲ退テイヅチ共ナク風ニ隨テ遁行、平氏ノ兵共ハ、兼テ知ニケレバ、イヨ〳〵時ヲ造リ重テ攻戰、矢田判官代義清ハ船ニユラレテ立得ザリケレバ、船耳ニ尻ヲ懸テ、甲ヲ脱捨、太刀ヲ拔テ戰フ、越中次郎兵衞盛嗣ハ是ヲ見テ、甲ヲ傾テ打テ蒐ルヲ、義清立上テ甲ノ鉢ヲウツ、強ク被打テ甲ヲ脱テ落ニケリ、盛嗣目クレテ、太刀ノ打所ハ覺ヘザリケレ共、打違タリケルニ、義清ガ右ノ顔ヲスヂカヘニ、押付ノ板ニ切付タリケレバ、ウツブシニ臥ケルヲ引仰ノケテ頸ヲ掻テケリ、海野四郎幸廣ハ村田兵衞盛房ト船耳ニテ取組テ海ヘ入ケルヲ、飛驒三郎兵衞景家ハ勇士ノ者也ケレバ、盛房ガ總角ヲ取テ引返シテ懷合タリケルヲ、兩人ナガラ船ヘ抛入テケリ、幸廣刀ヲ拔テ盛房ガ起アガラントスルヲ蹈ヘテ、冑ノ草摺ヲ引上テサス、景家是ヲ見テ、幸廣ガ甲ヲ引仰テ首ヲ掻テケリ、能登守敎經精兵ノ手キヽナリケレバ、一ツトシテ空矢ナシ、高梨次郎高信ヲ始トシテ、十三人被射取ケリ、源氏ノ軍敗レニケレバ、討殘サレタル者共、ハシブネニ乘移、飛下飛下落行ケルヲ、平家ハ船ノ中ニ兼テ鞍置馬ヲ用意シテ、船共ノ纜切放、渚ニ漕寄、船腹ヲ乘傾ケ、

馬共オロシ、ヒタト乘、能登守一陣ニ進デ攻蒐ケレバ、討ル丶者ハ多、助ル者ハ少ナシ、或備前國へ落ルモアリ、或ハ都へ上ルモアリ、海へ入テ死スル者ハ其數ヲ不知、船ニテ被討捕、源氏ニハ、矢田高梨海野ヲ始トシテ、千二百人ガ頸切懸タリ、

〔吾妻鏡四〕元曆二年三月廿二日乙巳、廷尉〈源○義經〉促數十艘兵船、差壇浦解纜云云、自昨日聚乘船廻計云云、三浦介義澄聞此事、參會于當國大島津、廷尉曰、汝已見門司關者也、今可謂案內者、可先登者、義澄受命、進到于壇濱奧津邊、〈去平家陣三十餘町也〉于時平家聞之、棹船出彥島、過赤間關在田浦云云、　廿四日丁未、於長門國赤間關壇浦海上源平相逢、各隔三町艚向舟船、平家五百餘艘分三手、以山峨兵藤次秀遠并松浦黨等爲將軍、挑戰于源氏之將帥、及午剋平氏終敗傾、

〔源平盛衰記四十三〕二位禪尼入海并平家亡虜人人附京都注進事

前能登守敎經ハ、元來心剛ニ身健ニシテ有進事無退事、軍敗ヌト見エケレバ、思切死生不知ニ振舞、是ゾ聞ユル能登守トテ、我先々々ニト諍テ懸リケレ共、少モ面モ振ズ戰、矢ゴロニ廻者ヲバ、指詰指詰射ケルニ、更ニ流矢ナシ、近付者ヲバ引寄、提テ海へ抛入ケレバ、面ヲ向ガタシ、太刀ニテ切ハ少ク、水ニハマルハ多シ、前中納言知盛卿是ヲ見テ、由ナキ事シ給者カナ、此輩ハ皆歩兵ニコソ侍ヌレ、強ニ目ニタテ給ベキニアラズ、自害ヲモシ給ヘカシト宣ヘバ、偖ハ九郎冠者〈源○義經〉ニ組トニコソ、其ハ存ズル處也、如何ガハセント伺廻處ニ、判官ノ船ト、能登守ノ船ト、スリ合テ透ケリ、能登守可然トテ、判官ノ船ニ乘移、甲ヲバ脫棄、大童ニナリ、鎧ノ袖草摺チギリ捨、輕輕ト身ヲ認テ、何九郎ナラント馳廻ル、判官兼テ存知シテ、兎角違テ組ジ〳〵ト紛レ行、サスガ大將軍ト覺テ、鎧ニ小長刀突テ武者一人アリ、能登守目ヲ懸テ、軍將義經ト見ルハ僻目歟、故太政入道〈平○淸盛〉ノ弟、門脇中納言敎盛ノ二男ニ、能登守敎經ト名乘、ニコト笑飛懸ル、判官ハ組バ不叶ト思テ尻足蹈テゾヤスラヒケル大將軍ヲ組セジトテ、郎等共ガ立隔々々シケレ共、除奴原人々敷トテ、海ノ中へ蹴入

取入ット寄、既ニ判官ニ組ントシケレバ、判官早態人ニ勝タリ、小長刀ヲ脇ニ挾ミサシクヾリテ弓長二ツバカリナル、隣ノ船ヘツト飛移、長刀取直テ、舷ニ莞爾ト笑テ立タリ、能登守ハ力コソ勝タリケレ共、早態ハ判官ニ及ネバ、力ナクシテ舟ニ留アヽ、飛タリ〳〵ト嘆〇下略

〔竹崎五郎繪詞〕同〇弘安四年閏七月五日、關東の御つかいがうだの五郎、(とをとし)あむどうの左衛門二郎、(しげつな)拂曉にはせきたりしに、季長ゆきむかて海上をへだて候あいだ、ふね候はで御大事にもれ候ぬとおぼえ候と申に、がうだの五郎、兵船候はでは、ちからなき御事にこそ候へと申ところに、肥前國の御家人、(其名する)わたかしまのにしの浦より、われのこり候ふねに賊徒あまたこみのり候をはらひのけて、しかるべきものどもとおぼへ候のせて、はやにげかへり候と申に、季長おほせのごとくはらいのけ候は、歩兵とおぼへ候、ふねにのせ候はよきものにてぞ候らん、これを一人もうちとゞめたくこそ候へと申に、がうだの五郎、異賊はやにげかへり候と申候、せいをさしむけたく候と少貳殿へ申べしとて、使者をつかはすに、肥後國たくまの別當次郎、(ときひで)大野小次郎(くにたか)そのほか兵船まはしたりし人々、をひかゝるといへども、季長が兵船、いまだまはらざりしほどに、せんはうをうしなひしところに、連錢の旗たてたる大船、おしきたりしを、がうだの五郎、城次郎殿の旗とおぼゆる、ゆきむかて見よとて、使者をつかはす、このふねにのりて、おきの船にのらんとまへをたて、つかひのふねにのらんとせしに、のせざりしをもて、守護の御手の物に候、御兵船まはり候はゞ、のりて合戰すべしとおほせをかぶりて候と申に、のせられて、おきの舟にのりうつるに、こたへの兵部房めしの御舟に候、御ての人よりほかはのすまじく候、おろしまいらせよと申て、しもべをもてせきおろさむとするを、君の御大事にたち候はむために、まかりのぼり候を、むなしくうみにせきいれられ候はむ事、そのせむなく候、はし船を給候ており候はむと申すに、おるべきよしおほせらるゝ、うゑは、狼藉なせそと申に、物どものきしひまに、かのふねにの

る、〇繪略あくる日、六日拂曉にがうだの五郎のかりやかたにゆきむかて、合戰の事條々申におほせいせむにうけ給て候、せむ〳〵の御合戰も相違候はじとおぼへ候、自船候はで一度ならずかり事のみおほせ候て、ふね〳〵にめされ候て、御大事にあはせ給候御事は、大まうあくの人に候と上のげざむに入まいらせ候べく候、式部房證人の事はうけ給候ぬ、御尋候はゞ申べく候とありしによて、かさねてせう人にこれをたつ〇此間本書缺失して一所に合戰候べしとおほせに候、御ふねをよせられ候へと申に、たかまさかぶとをぬぎ、かしこまでをしよすといへども、のるべきやうなかりしをもて、甚深におほせつけらるべき事の候、近くふねをそへられ候へと申に、たかまさちかくをしよせて見て、守護はめされげにも候はず、ふねをのけよと申に、ちからなくておほせのごとく守護はめされ候はず、このふねをそく候によて、申うけてのり候はむために申て候と申に、つもり殿同船し候て、ところなく候とて、いよ〳〵のけしあいだ、せんかたなくて、手をすりてしかるべく候はゞ、一身ばかりのせられ候へと申に、戰場のみちならでは、何事にかたかまさにあひて、こんばう候べき、めされ候へとて、ふねをおしよせしに、のりうつるを、わかたうこれをみて、すてられしとなげきあへりといへども、季長こんばうしてのるうへは、わかたうをのするにをよばず、弓箭のみち、すゝむをもてしやうとす、よて手の物一人もあひぐせず、只一人ばかりあひむかふ、かぶどはわかたうにしられしがために、もろざねにもたせて、ほんぶねにおきしほどに、ずねあてをはづして、むすびあはせて、かぶとにせしとき、たかまさに、いのちをおしみ候て、しかとおぼしめさるまじく候、敵船にのりうつり候までと存候てし候、ふねちかづき候へば、くまでをかけていけどりにし候とうけ給候、いけどられ候て異國へわたり候はむ事、しにて候はむにはおとるべく候、くまでにかけられ候はゞ、くさずりのはつれをきりて給候へと申に、たかふさふかくつかまつりて候、野中殿ばかりはのせたてまつるべく候つる物をと申て、みちか

くありしわかたうのきたりし、こざくらをきにかへしたるかぶとをぬがせてめされ候へとて、
あたへしを給候御事、よろこび入候へども、かぶとをきられ候はでうたれ給候なば、季長ゆへに
候と妻子のなげかれ候はむ事、身のいたみに候、給まじく候と申を、かさねてめされ候へとあり
しに、ちかごとをたて丶申時、御せいしやうのうへは、ぬしにきよとてとらす、いますこしも身を
かるくして、賊船にのりうつらむために、おいたりしそやをときすて丶ひた丶陣におしよせて
合戰をいたし、きずを加ふり口事、(ひさなか)のての物、信濃國の御家人あかさ口のいや二郎、(よしひさなか)
なかのをい、しきぶの三郎のての物、いはや四郎、(ひさちか)はたけやまのかくあみだぶ、ほんだの四郎
さゑもんかねふさ、これをせう人にたつ、頼承ておいてのち、ゆみをすてなぎなたをとりて、をし
よせよ、のりうつらむとはやりしかども、これ水手ろをすてをさゝりしほどに、ちからなくのり
うつらざりしものなり、同日むまの時、季長、ならびにての物、きずをかぶるものどもいきのまつ
ばらにて、守護のげざむにいりて、當國一番にひきつけにつく、

〔八幡愚童訓 下〕高麗船宗像興ニヨル、蒙古大唐船共對馬ニハヨラズ、壹岐島ニツキ、自其宮崎ノ前ナルノコ、志賀二島ニゾ著ケル、〇中略文永ノ合戰ニ手程ミツ、叶マジクゾ被思ケル、サレドモ神明ノ御扶ニテ勝事アラバ勸賞蒙ト思心ヲ爲先、拔々ニコソ志賀島浮ビケレ、先一番草野次郎二艘ニテ夜打寄テ、異賊船一艘ニ乘移、廿一人ガ取首、火ヲ懸テコソ歸ケレ、其後用心シテ船ヲ鎖合押マワシテ守護シ、寄者アレバ大船ヨリ石弓ヲクダスニ、日本船小クシテ打不被破ト云コトナシ、死者十八九、生者稀也、前後征伐者十萬人、行テ獨無歸事見シカバ、此事無詮、不可有人種心々不可寄、止夜討合戰次第評定可有トゾ被觸ケル、サレドモ猶不止、伊豫國住人河野六郎通有、異賊警固爲本國ヲ立シ時、十年中蒙古不寄來者、異國渡テ可合戰起請文十枚マデ書、氏神三島社ヲシテ灰ニ燒テ自飮ナドシテ、此八ケ年マデ相待處、得其時、是身幸ニ非ヤト、勇テ兵船二艘ヲ以テ押寄タ

リシ程、蒙古放矢究竟郎等四五人被射臥、所憑伯叔サヘ手負臥テ、我身石弓ニ左肩ヲツヨク被打、可挽弓及テバ、片手ニ拔太刀モテ、帆柱ヲ行テ蒙古ノ船ニ指カケ、思切テゾ乘移、散々ニ切廻テ、多敵首共トリ、其中大將軍ト覺テ、玉冠キタリケル者ヲ生捕テ、前ニシメツケテ歸ケル、

〔豫陽河野家譜　二〕長男通有、得父𦾔○通之讓、度々顯勳功、武勇之名溢于都鄙矣、後宇多院弘安四年五月廿一日、蒙古襲來、充滿于筑前國志賀麿島、鹿島等海上、此時蒙勅命、對馬守通有、同嫡千寶丸、伯父伯耆守通時、一族別府七郎左衛門通高、執事久万彌太郎成俊以下、進發于彼處、日本之兵者、博多箱崎二三十里海岸高築地、附亂杭逆茂木、雖然當家陣者海而幕一重、後設築地、是輙引入敵兵、可決一戰勝負、後背有道則士卒必有怠慢之氣、却而可失利、雖爲一騎不得引退謀也、自稱謂河野後築地、望夷賊十萬八千餘艘船、宛如向呉山蜀嶺、通有主兼志先魁、祈念日本大小神祇、別而者三島、八幡等心中、碎丹誠之處、從沖方白鷲一羽、飛來當家陣上、所被置樓上百箭之中、啐以山鳥之羽作征矢、翔行唐船之上、從兩陣見之、夷國大將之乘船樓閣重々磨金銀旌旗片々飄風落大船之上、夷賊者所天與喜之、日本陣者呑片唾怪之、通有主曰、知是天神地祇予感忠貞處示敎敵將船也、勿疑再拜、伯州、對州、千寶丸、通高、成俊以下士卒百餘人、乘戰舸漕入于夷賊陣中、日本兵者大驚、各雖加制止會不關之、異賊者、降人歟怪、更不發矢見之、乘移一大船、對州者以大太刀、伯州者以長刀、士卒百餘不惜身命相戰、終生捕玉冠著之者、放火於敵船而漕返本陣、彼虜者異賊三將之中一人也云云、七月朔日夜半暴風俄起、異賊之舟船大半破損、漂波亡命、殘兵避危難漕返于本國之間、九州既属無爲畢、伯州者負深手而卒于船中、對州父子、通高、成俊以下者堅固歸國給、彼處虜之賊將者刎首、使成俊傳于京師、○中略對州此時海陸七十餘度合戰、毎度依究高名、蒙叡感、爲勸賞賜於肥前國神崎庄內小崎鄉、同加納鄉下東、同荒野、肥後國下久村以上三百町、後日至拜領豫州山崎鄉、氏族別府通高賜筑前國長淵庄、

〔南海治亂記　三〕讚州寒川左馬允出陣西州記

永正九年春、寒川氏、依大内義興之命、兵卒ヲ揃ヘ引田ノ浦ニテ舟揃シテ兵船五艘ヲ發、香西安富ヲ催ジ合テ、兵船二十餘艘ヲ以テ引田ノ浦ヲ舟出シテ備後ノ鞆ニ到着シ、豫州能島ニ通達シテ、能島、來島、院ノ島ノ兵船ニ相加リ、西蕃ニ趣キ洋中ニ到ル、是ニ離島アリ、是ヲ得ル時ハ和漢ノ通路ヲ開テ、永ク日本ノ利用タルベシト、能島家ヨリ大内義興ヘ申スヽムル故也、島ノ名ハ、寒川家ノ記ニ不見、其島ニ押寄ル處ニ、島ヨリ通事ノ者ヲ出シテ和ヲ乞、日本ニ服ス、故ニ事ナクシテ歸國ス、此島主ハ其元大明人逋逃ノ主ナレバ、大明ノ商舶ヲ招キ、和漢賣買ノ利ヲ通、互ニ相親ム事朋友ニ倍レリ、物々交易シテ貨利ヲ得ル故ニ、其繁昌シテ賑フコト國都ノゴトシ、我ガ國ハ亂世ニシテ一夜ノ睡ヲ安クセズ、此島ハ無爲ノ域ナレバ實安樂國ナリトテ、凡下ノ輩モ我國ニ歸ル事ヲ不喜シテ相居レリ、日本船ノ兵具ヲ備タルヲ見テ恐怖シ、異邦人モ我ガ方ノ令ヲ不受ト云フ事ナシ、洋中ニテ異船ニ行逢タル時ハ、ヲシカケ攻テ貨財ヲ出サセ取、ソレ否ト云フ者ハセメ伏セ舟ヲ乘取ル故ニ、洋中ニテ日本船ニ行逢コトヲ不恐ト云コトナシ、日本船皆八幡宮ノ文字ヲ書テ舟印トシ立タル故ニ、異邦人ヨリ日本船ヲサシテハ、八幡(バハン)舟(シウ)ト云事モ、コノトキヨリ始マル也、

〔南海治亂記五〕豫州能島氏侵大明國記

明世宗帝嘉靖年中ニ、倭ノ賊船大明國ニ入テ其邊境ヲ侵ス事アリ、是倭ノ後奈良帝ノ天文弘治ノ年ニ當ル、其國々ハ薩摩、肥後、肥前、博多、長門、石見、伊豫、和泉、紀伊ノ賊船ナリ、四國伊豫ノ能島、來島、院島ノ氏族將帥ト成テ、諸州ヲ誘キ來ラスルモノ也、コノ比ハ日本國スデニ亂テ諸州コモゴモ地ヲ諍ヒ、日々ニ戰鬪ノ難アレバ、國ノ用ヲ措テ他邦ニ出ル事ヲ得ズ、唯海島ノ賊船ノ集リ寄テ力ヲ合テ外洋ニ出デ、其海邊ヲ侵スモノ也、故ニ異邦人コレヲ名ヅケテ西南ノ倭ト云也、コノ時我國ノ賊船、各八幡宮ノ幟ヲ立テ、洋中ニ出デ、西蕃ノ市舶ヲ侵シ掠メテ其財產ヲ奪フ、故ニ

其賊船ヲ稱シテ八幡舟ト呼也、大内政弘ノ時ニ、倭ノ海賊朝鮮ニ渉テ、全羅道ノ海邊ヲ犯ス、朝鮮王コレヲ拒グ事ヲ得ズシテ其憂ニ不堪、卽和寇ニ和ヲナシテ、其賊船ニ王ノ璽印ヲ出シ、期ヲ約シテ來ラシメ、賊船ノ大小ヲ計テ財ヲ與フ、其財物ヲ得テ、海港ニ據テ異邦人ニ相遇テ交易ヲナシ、彼我貨利ヲ得テ、互ニ相親ム事已ニ厚シ、コヽニ列港ノ島主ニ直ト云者アリ、渠ハ元來ハ大明ノ徽ト云所ノ生也、命ニ違テ海島ニ逃、今逋逃ノ主トナル、倭人ノ兵ニ功アリテ勇壯ナルヲ見テ、告テ曰、倭人ヨク萬人アラバ大明國ヲ得ベシ、是ニ因テ海賊船ヲ集メ、數千人ヲ以テ彼島へ渉リ、島主直ヲ以テ導トシテ、大明ノ東南ニ到リ、險阻ノ地ニ據テ要城ヲ搆へ、舟ヲ其港ニ止テ往還ノ海路ヲ利シ、浙江閩廣ノ諸州ヲ掠メ、狼藉ヲナシテ民黎ヲ逐フ、明帝コレヲ聞給ヒテ、諸司ニ命ジテ汀漳ヲ守リ、備兵以テコレヲ拒シ、倭賊疾速ノ功ヲナシテ、大兵ヲ打破リ、酷ダ其勝事ヲ得タリ、夫ヨリ倭寇シバ〳〵發シテ、東南ノ禍ヒ日亟也、俞大猷ト云良將アリ、浙直ノ鎭守トナリテ海邊ヲ守ル、諸越ニハ江アリ海アリ、江ハ大河ノ州中ニ會ツテ湖ト成タル也、海ハ蒼海也、大猷ガ曰、江ニ入タル賊ヲ拒ントナラバ、先外海ノ賊船ヲ拒グベシ、水兵ヲ用ル事ハ、陸兵ヲ用ユルヨリ急務也、夫倭奴ハ陸戰ニ長ジテ能戰フ、彼ガ船ヲ見ルニ平造ニシテ水兵ノ備ナシ、又小舟也、我ガ大艦ヲ集メ、樓船ヲ高大ニシテ、其上ニ鳥銃ヲ聚メ、砲石ヲ設テ、倭船ニ相遇ハヾ是ヲ發テ、輙チ摧壓焦爛カサン、是固ニ我兵ノ長ズル所也、能戰者ハ、我短ヲ以テ彼ガ長ズルヲ擊事ナク、我ガ長ズルヲ以テ、彼ガ短ヲ制スル而已也ト云、明ノ諸將之ニ同意シテ、船師ヲ用テ戰フ、太猷ガ言ノ如ク倭船ニ其舟戰ノ備ナク、殊ニ小舟ニテ明ノ大船ニ相對セズ、且ツ砲石ニ焦キ爛ラカサレテ勝ツ事ヲ得ズ、舟山ト云所ニ城郭ヲ搆へ、積歲不除シテ居住セシ倭人ミナ退去シテ勦キヌ、

〔中國治亂記〕天文廿四年乙卯ニ弘治元年ニウツル、陶尾張守入道〇全姜ハ〇中略防長豐筑四ケ國ノ人數、船數五百艘ニテ宇賀島ヲ先手ニ嚴島へ押渡ル、〇中略其頃伊豫國河野彈正〇通直方へ陶ヨリモ

加勢兵船可給トノ使者再三也、元就方ヨリ河野通直ヘ使者アリ、大船ヲ一日御借可給、嚴島ヘ渡海イタシテ、則船ヲ指戻シ可申、子細ハ軍ニ勝候ヘバ、勿論船ハ不入候、唯嚴島ヘ渡海ノ中計借可申ト有シカバ、來島ノ通康、河野殿ニ申ケルハ、船ノカリヤウ面白候條、軍ハ元就ノ勝ニ可成、唯毛利方ヘ加勢アルベシトス、メケル間、來島村上大和守能島ヲ始テ三百餘艘加勢アリ、元就大キニ悅ビ、弘治元年十月十日ニ、以ノ外大風吹大雨降ケレバ、元就吉日ハ今夜也、渡海アルベシトフレラル、○中略敵陣ニハ今宵ヨスベキトハ不思所ニ、不意ニ攻ラレテ、塔ノ岡ノ尾張守ガ本陣ヘ寄ル、尾張守モ手合スベキヤウモナク、船ニ乘ラント思ヒ、大モトノ谷ヘ引退キ、船ヲ尋ケレバ、周防ノ船頭ドモ、今朝能島來島ガ大船ドモ乘廻リ追カケケレバ、驚テ悉ク逃ケル間、尾張守手ヲ失テアヲノリヘ被退ケレドモ、○中略不叶シテ自害シタリシヲ、○下略

〔陰德太平記二十六〕能嶋久留嶋與力元就附弘中隆包軍議事

曰伊豫邦ノ住人、河野四郎通信ガ郎等ニ、能嶋、久留嶋ト云者アリ、共ニ村上判官代康國ノ末葉ニテ、武勇ノ譽世ニ高シ、能嶋掃部助武慶ハ、三歲ノ時父ニ後レタリシヲ、叔父右近太夫宗勝後見トシテ養育シ、一門ナレバ久留嶋通康ガ聟ト成テ、兩人志ヲ合セテ守立ケルニ、幼稚ノ時ヨリ、勝レテ勇烈也ケルガ、當年廿歲トゾ聞エケル、然ルヲ陶入道ヨリ使ヲ以テ、味方ニ被與候ナバ、合戰勝利ノ後、藝州ノ內、能美、鞍橋ヲ始メ、此邊ノ嶋六箇所勸賞ニ可宛行ト云送ラル、元就モ隆景ニ兩嶋一味ノ謀ヲ可被運ト宣フニ由テ、隆景ノ郎等浦兵部丞宗勝ガ計略ヲ以テ、先有田加賀守ヲ豫州ヘ遣シ、宗勝ヲモ亦渡サレテ、陶入道惡逆積累シテ主君義隆卿ヲ弑スルニ由テ、元就復仇報恩義兵ヲ與シ、今度於嚴嶋興亡死生ヲ試候、武慶、通康、惡惡感義、元就一味ノ左袒ヲ被露候ニ於テハ、勸賞ハ可任所望候ト被言送ニケリ、於是能嶋武慶、久留島通康、一門ノ因島新藏人義充、村上右近太夫宗勝、同越後守吉郷、同河內守吉繼、生口孫三郎景守、幷ニ家子郎等喚聚メ、僉議シテ曰ク、陶、毛利、

執レヲ可親由緒モ無、又可疎道理モ無情陶入道ガ行迹ヲ傳聞ニ、勇一途ハ無比幷ト雖、仁義禮ニ於テハ未曾知、將不仁則三軍不親ト云リ、故ニ陶ニハ士卒恐服スト雖、德化ニ懷事更ニナシ然モ去ヌル天文廿年、相良武任ニ遺恨有ト云ニ寄託シテ、主君義隆卿ヲ弑スル事、王莽ガ漢室ヲ傾ケ、祿山ガ唐家ヲ奪シ惡ニモ過タリ、彼元就ハ智仁勇ヲ兼タル良將ニテ、以武威寇功大於高皇帝、以仁化民德盛於孝文帝、カヽル有道ノ明將ヲ背テ、暴逆ノ惡將ニ交ンヤトテ、毛利家同心ニゾ評定ハ一決シケル、去程ニ防藝ノ兩將、日々ニ小船ヲ出シ、射手ヲ進メテ迫合ケレ共、海路ヲ隔シ事ナレバ、勝負ヲ決スベキ樣モナク、互ニ勇氣ヲ押ヘテ扣ラル、サテ能嶋、久留嶋、何ニ同心ノ返答モナケレバ、嶋ニモ陸ニモ兩島定テ近日可著岸、何レニカ一味スルト首ヲ引テ望ミ、心ヲ屈シテ待居タル所ニ、同〇弘治元年九月廿六日ノ朝汧ニ杳ニ沖ノ方ヲ見渡セバ、隈戸ノ海門ヲ經テ乘來リヌト覺エテ、大船小船二三百艘許潮ニツレテ漕來ルハ、河邊ノ柳ノ風ニ飄テ流ニ泛ニ不異、又晴ヲ弄スル鳧ノ群鳥ノ浪ニ遊ブニ彷彿(サモニタリ)、嶋ニモ是ヲ見テ、スハヤ海賊ノ船コソ漕來ルナレ、毛利ニヤ一味スル、陶ニヤ同心スル、合戰ノ勝敗ハ、偏ニ兩島ガ一味スル方ニゾ可有ト片津ヲ呑、汗ヲ握テ、アカラ目モセズ見ル所ニ、仁保島ヲ右ニ見テ漕入間、スハ陶ニ同心ノ符ニ、草津へ發向シテ一戰スルニヤト思所ニ、左ハ無テ、廿日市ノ沖へ漕寄テ碇ヲ波ニハフ〳〵ト投入ケルニゾ、扨ハ味方ニ與シケリト、毛利勢ハ大ニ勇ミヲナシ、陶方ニハコハ如何ニト氣ヲ後カシ聲ヲ呑、是ヤ古ヘ源平兩家檀ノ浦ノ合戰ノ時、熊野別當湛憎ガ、兵船二百餘艘ニ取乘テ、源氏ノ陣へ著タリケンモ、斯ヤト思ヒ所知タリ、カクテ兩嶋ヨリ使者ヲ以テ、御味方ニ參ジ可建戰功ト存ジ、是迄罷下テ候ナル、水戰ニ於テハ且暮相馴タル道ニテ候、隨仰御魁ヲ仕候ハヾ、御勝利可爲必然候ト申ケレバ、元就大ニ悅給、當下(ソノ)元就ヨリ兒玉三郎右衛門、元春ヨリ二宮木工助、隆景ヨリ浦兵部丞ヲ使トシテ兩島ヘ、味方ニ與力トシテ早々被馳下條喜悅ノ至ニ候、元就義兵ヲ以テ陶ヲ誅セントスル事全ク奪

國立身トスル志ニ非、偏ニ義隆卿ノ爲ニ怨讎ヲ報、且又大内家ノ苛政ヲ更メ、防長豐筑ノ國人ノ塗炭辛苦ヲ可救ト存ルニ由レリ、抑陶數萬ノ兵ヲ帥キテ嚴島ニ屯ヲ張ト雖、勝敗ハ勢ノ衆寡ヲ不論、謀ノ臧否ヲ所議ニ候、元就ガ三千ノ兵皆水魚風虎ノ親ミアレバ、雖少ナドカ彼ガ大ニ逢テ利ヲ可不得、殊ニ兩島御同心ノ上ハ水戰ノ義ハ偏ニ通康、武慶ニ令信仁候間、互ノ力ヲ合セ、陶ガ首ヲ劍頭ニ懸候ナン事、芥ヲ拂、枝ヲ折ヨリモ容易ニ候ベシ、今度勝利ヲ得候ハン事ハ、唯是兩嶋味方ニ被與ニ依所ニ候ト、懇款ノ禮謝ヲ伸ラレ、先爲勸賞防州大嶋ヲ可賜トゾ被宣送ケル、能嶋武慶ハ、緋威ノ鎧ニ冑ヲバ不著、久留嶋通康ハ、黑絲威ノ甲ヲ著テ、兜鍪ヲ脱デ高紐ニ掛、兩三使ニ對シ陶入道暴兵ヲ起シ嚴嶋へ渡海候事、偏ニ自滅ヲ所招候、渠主君義隆卿ヲ弑スル八逆、天爭カ喪ヲ可不降、誠ニ秋雨落白露而共消スルガ如ニ候ナンズ、貴命ノ如ク戰鬪之得否ハ、必無於兵寡多只在於將智愚、入道小敵ヲ侮リ衆兵ヲ恃ミ候ニ由テ、軍營不固、斥候懈怠シ、士卒不戒、將兵共ニ驕リ、此時窺其虛不意ニ戰ヲ被決候ハヾ、御勝利何ノ疑カ候ベキ、敵若兵船ヲ以テ水路ノ會戰ヲ遂候ニ於テハ、入道、地上ノ合戰ニコソ八行六華ノ軍法、正奇前後ノ兵道ヲモ自由ヲ可得候ヘ、水戰ノ儀ハ專門トスル某甲(ソレガシ)等ニ爭カ戟ヲ交へ申ベキ、三萬ノ衆ヲバ一時ガ程ニ海底ノ水屑トナシ、唯平家隼友(ハヤトモ)ノ敗績、宋ノ帝昺、厓山ノ溺死ノ如クナラシムベク候ト、荒言吐テ居タリシガ、委細後刻參陣仕テ可申也トゾ返答シケル、爰ニ防州大嶋ノ海賊桑原入道ハ、一門悉ク陶方ニ在ト雖、如何思惟シケルヤラン、於入道ハ能嶋等ガ一味ノ方ニゾ可同心トテ、大船三十餘艘ニ取乘、遠見シテ居タリケルガ、是モ頓テ地ノ御前ノ沖へ船漕寄テ元就へ一味セリ、カクテ武慶、通康、宗勝、義充、其外ノ者共、元就ノ本陣へ馳參ジタリケレバ、卽對面有テ陶ヲ捨、元就ニ同心候事、御深情更ニ難謝盡候、面々ト心ヲ一ニシテ力ヲ戮、嚴島へ渡海セバ、勝利一戰ノ間ニ可有之トゾ宣ケル、通康、武慶措テ、海上ノ戰ハ多年日夜組練(クンレン)仕タル儀ニ候ヘバ、敵兵三萬ニ及、軍艦數千有之共、何ノ所恐

カ候ベキ、一當々テ悉ク水中ヘ追入、魚龍ノ食ト成テクレ候ハンモノヲト、傍若無人ニ吐散シ、頓テ其座ヲ去テ、毛利家ノ諸士ト世事ヲ談ジテ居タリケリ、元就使ヲ以テ通康、武慶ニ宣ケルハ、嚴嶋城中ノ様躰聞マホシク存ズルニ由テ、此程味方ノ警固船七十餘艘ニテ漕渡候ト雖、敵船二百三百宛漕出防戰スル故、味方不得利、嶋ヘノ通路ヲ絶、今日三日城中ノ安否ヲ不聞候、兩所計策ヲ以テ彼城中ヘ使ヲ入テ賜ハリ候ヘト有ケレバ、通康、武慶、最易キ程ノ御事ニ候、今日ハ薄暮ニ及殊ニ汐向ヒ候、明朝潮直シ候刻、渡海可仕ニテ候トゾ申ケル、翌レバ廿七日遲明、兩嶋等戰船二百餘艘建旌旗張矛戟、已ニ船ヲ發セントスル所ニ、浦兵部丞宗勝、兩嶋ニ向テ云ク、某毛利家ノ警固艨ノ將トシテ、近年勵其功候、然バ今日ノ魁他人ニ讓候ハン事、生涯ノ面目ヲ失所ニ候、可然バ先陳ヲ某ニ賜ハリ候ヘカシト云ケレバ、通康等暫思惟シテ實モトヤ思ケン、サラバ宗勝ノ望ニコソ從候ハメトテ、先陣ハ宗勝ト定メケリ、赤川十郎左衞門モ元就ノ衆ヨリ今度水軍ノ行云含給ケル故、是モ同ク先陣ニ進ケリ、兩島ヨリ手ノ者ニ射手少ク候間、二百人御加勢候ベシト申ニ由テ、毛利、吉川、小早川ノ三家ヨリ、究竟ノ引强共、二百餘人兩嶋ガ船ニ被乘タリ、サテ宗勝、武慶、通康ガ本船三艘ハ牛ノ革ヲ以テ構ヘテ、先陣宗勝、其後ニ左ハ武慶、右ハ通康、其後ニ因島、村上ト次第ニ漕幷ベ、三百餘艘ヲ杉形ニ備ヘテ馳向ヘバ、大嶋、宇賀嶋是ヲ見テ三百艘許漕出シ戰タリケレ共、兩島等ガ船ノ懸退ノ自在其妙ヲ得其神ニ入ケレバ、千度當百度擊ト雖、更ニ可叶様ナク、忽押立ラレテ、大本ノ沖ヘ引退ク、兩島等勢ヒニ乘ジ大鳥井ノ前ヲ漕過テ、陶ノ本陣塔ノ岡ノ浪打際近ク押寄テ、碇ヲ抛入ト齊ク、三百艘ノ船共一面ニ掛舫、有ノ浦ノ城迄方船ヲ聯タル如ナレバ、二百餘人ノ射手共、船ヨリ閃リ々々ト飛上リ城中ヘ入モアリ、

〔總見記十八〕九鬼嘉隆船軍事附安土相撲事

六月〇天正六年廿六日、紀伊ノ海ニ舟軍有之、是ハ大臣家〇織田信長勢州ノ海賊九鬼右馬允嘉隆ニ仰付

ラレ、大船六艘作立、幷ニ瀧河左近大船一艘白船ニ拵、大坂表ヘ乘廻シ、中國ノ舟大坂ヘ不入樣ニ、追拂フベキ由仰付ラレ、順風見計ヒ、今日九鬼等兵船熊野浦ヘ乘出シ大坂表ヘ押廻シ候處ニ、谷輪ノ海上ニ於テ、紀州ノ海賊一揆ノ奴原、此大船相支フベキ手立トシテ、雜賀、谷輪、浦々ノ兵船其數ヲシラズ乘掛、矢ヲ射掛、鐵炮ヲ放ツト云ヘドモ、九鬼右馬允嘉隆、相從フ者ドモ志摩二郡ノ諸士、幷ニ勢州矢野兼、工藤方、知積寺九右衞門等七艘ノ大船ニ小船ヲ相ソヘ、山ノ如ク飾立、敵船間近ク寄セツケ、誘引樣ニモテナシ、大鐵炮一度ニ放シ、數百艘ノ敵船悉追拂ヒ、忽勝利ヲ得、敵船數艘ヲ乘取リ畢ヌ、是ヨリ以後一揆ノ賊船相支ル事ナシ、九鬼ガ兵船恙無シテ、泉州堺津ニ著岸シ畢ヌ、

〔續武將感狀記〕信長、本願寺門跡光佐ニ、大坂ノ城地ヲ請ヒ求ム、光佐不許、信長怒テ大軍ヲ以テ攻ムトイヘドモ利ナシ、天王寺ニ對壘ヲ築テ、佐久間右衞門尉信盛、其子甚九郎ニ命ジテ代將トス、數年ノ間大坂ト相持ス、山陽、南海、西海ノ、其ノ宗旨ヲ崇信スル者、糧芻器仗無蹤ノ類マデ、船ニ積テ城ニ納ル、由茲大坂不屈、於是信長志摩ノ九鬼右馬允喜隆ヲシテ、其漕輸ヲ斷シム、喜隆ハ伊勢、尾張、志摩ノ海上ニテ舟師ニ長錬シ、巨艦ヲ造テ日本丸ト號ス、コレヲ見ルニ高樓ヲ泛ベタルガ如シ、喜隆ガ領地ニ七島アリ、荒島越中ハ荒島ニ住ス、三浦新助ハ國府ニ住ス、武田左馬助ハ甲加ニ住ス、武田信虎志摩ニ蟄居スル事アリ、其時左馬助善ク遇之、信虎喜ンデ武田ノ姓ヲ畀ヘラレヌ、本氏甲加ナリ、青山豐前ハ和具ニ住ス、小鹿隼人ハ小鹿ニ住ス、渡島次郎左衞門ハ濱島ニ住ス、此七士各兵船ヲ造リ、是レヲ七艘楯ト云、コノ八艘ヲ始トシテ、アマタノ船揃、喜隆志摩ヨリ出ル處ニ、紀伊熊野ノ海邊、小鷲島、錦島、三鬼島、三ケ所ニテ船戰アリテ、喜隆皆勝ヌ、又和泉ニテ谷ノ輪ヨリ出タル敵ト戰テ、船多ク乘取ヌ、又攝津西宮ニ至テ、南海西海ヨリ大坂漕輸ノ船ト戰ヒテ、大ニ破之、首級及ビ糧芻器仗ヲ獲タル事計量スベカラズ、此ヨリ大坂力疲ル、光佐、正親町院ノ勅命

ニ應ジテ信長ト和圓シ、城ヲ避テ紀伊ノ雜賀ニ移ル、大坂ノ城ハ丹羽五郎左衛門尉長秀、織田七兵衛尉信澄ヲシテ守ラシム、天正二年ヨリ相攻伐シテ、同八年ニ至テ款和ス、信長、喜隆ガ舟師ノ功ニ由テ、福島、加島、七千石ノ加祿ヲ與ヘ、銘刀及ビ金三百兩ヲ賜フ、堺浦ニ於テ近國ノ僧俗男女、日本丸ヲ見物シテ皆驚歎ス、

〔北條五代記七〕駿河海にて船軍の事
見しは昔、北條氏直と武田勝頼戰ひの時節、駿州の内高國寺と三枚橋は勝頼の城也、泉頭、長久保、戸倉、志師濱、此四ケ城はするがの國中たりといへ共、先年今川義元時代、北條氏綱切て取しより以來、氏直領國となる、義元信玄時代、此するが領を取返さんと、遺恨やんことなしといへ共、ついに叶はず、扨又沼津の浦つゞき、香貫、志下、志師濱、眞籠江、浦田、飛口野、此等の浦里もするが領、氏直持也、志師濱には大石越後守在城す、此城の後にわしすと云高山あり、勝頼するがへ出陣の時は、わしづ山に物見の番所有て、人しかと住し、浮島が原を見わたせば、勝頼の陣場の樣子、目の下に手に取がごとし、さればするが浦に氏直兵船かけをくべき湊なきゆへ、伊豆重須の湊に兵船ことごとくかけをく、沼津よりは二里へだゝりぬ、梶原備前守子息兵部大夫かしらとし、清水越前守、富長左兵衛尉、山角治部少輔、松下三郎左衛門尉、山本信濃守などゝ云船大將、此重須浦に居住す、氏直伊豆の國にをいて軍舟を十艘作り給ひぬ、是をあたけと名付たり、○中略 然に天正八年の春、勝頼駿河に出陣す、氏直も伊豆の國へ出馬し、三島にはたを立たゝかひ有、重須の兵船駿河海へ働をなすべき由、氏直下知に付て、毎日駿河海へ乘出す、勝頼旗本は浮島が原、諸勢は沼津千本の松原より吉原迄寸地のすきまなく、眞砂の上海ぎはまで陣取、然に十艘の船にかけをきたる大鐵炮をばなしかくる、敵こらへず皆こと〴〵く退散し、へい〳〵たる眞砂地白妙に見えたり、扨又敵の諸勢濱へ來て砂をほり上、其中に有て鐵炮を數百挺かけをき、舟を待所に、十艘の舟汀

をつたひこぎ行、陸と舟との鐵炮いくさ、雨のごとく舟にあたるといへ共、兼ての用意板垣とをる事なし、敵船は清水のみなとにかけをくといへ共、小船ゆへ終に出あはず、日暮ぬれば伊豆へ歸海す、然所に賴勝下知として、三月十五日の夜いまだ明ざるに、敵船三艘重須のみなとへ來て鐵炮をはなつ、すは敵船こそ來りたれと船を出す、敵船は櫓二十丁立にて小船なり、此舟をおひ行所に沼津河へも入ずして、勝賴の陣場浮島が原下へこぎ行所に、又沼津川より船二艘出し、合五艘に成ぬ、濱邊に付てこぎ行を、十舟の船をひかくる、此五艘の船沖へこぎ出ては、又浮島が原下へこぎ歸る、勝賴は船いくさ見物として濱へおり下り、旗馬じるし見えたり、諸勢濱へ打出、塩水の中腰たけに入て、弓鐵炮をはなつ、十艘の船あつまりて評定していはく、敵船清水沼津へもにげゆかず、又勝賴の旗本浮島が原の前海に來る事、勝賴下知として舟いくさ見物としられたり、すべて味方の船二艘は、濱邊の前後に有て、八艘の船は沖より敵船を取まはし、うつとらんと智略をめぐらすといへども、小船にてはやければ、をひつきがたく、廣き海中に算をみだしをひめぐる、勝賴五艘の船共、にぐるを見て、はらわたをたつ、其節持出たる、はた馬じるし、甲冑、ことごとく其仕場居にて燒すて本陣に歸り給ひぬ、日も暮ぬれば十艘の船伊豆へ歸海す、或老士云けるは、それ大將は是非を分明し進退有べき事也、軍の勝負は時の運による事なれば、まけたるとても恥にあらず、たゞ引まじき所、引かくまじき所をかくるを大將の不覺といへり、武略智謀は武士の名譽、是をしるを文武の達者、懸引上手の勇士とはいへり、然に敵小船にて大船に出あひ、とられぬを手柄にすといへども、にぐる計にては何の益あらん、相撲は、たつかたと俗に云て、わが立方を引は世のならひ也、いかにいはん、味かた終日にぐるを見て、諸軍もいかで遺恨なからん、益なき船軍見物をこのみ、却て恥辱を招き、大將末代まで不覺と申されし、されば浮島が原、田子の浦は、分てことなる名所、海士の釣舟うかび、原にはしほやく烟をこそ、歌にもよみたれ、其頃

はむかしにかはり、波には軍船數々うかび、原には鐵炮の藥の烟、空によこをれ、鬨聲矢さけびの音のみ、やん事なく修羅のちまたとなれり、

〔甲陽軍鑑二十品第五十五〕天正八年、庚辰三月末に、勝賴公伊豆の國おもてへ御働あり、さるに付四月北條家より、梶原、海賊を出し候所に、武田方より、小濱、間宮、駿河、先方の海賊衆、船を出し船軍あり、勝賴公事、浮嶋が原にて御見物ある、惣別北條家は、伊豆、相模、武藏、上總、下總、いづれも海あり、然も大國持給ふ、勝賴公は、信濃、甲州、上野、海なき國也、海のあるは、たゞ駿河一國なり、遠州は家康とあらそひの國なれば、海有とても是は他所へはたらき申事ならざるは、小山、さがら、高天神も、番手持なり、殊に以て、遠州濱松家康居城故、遠州の內、御持の所、少も油斷なりがたし、其上信長はや十六ヶ國にあまり大身になり給ふ、家康と信長と合ては大形廿ヶ國ばかりの大敵なり、何に付ても敵次第にふとる、味方は又次第にほそる、北條殿も常陸下野までも手を懸給へば、大國を七ヶ國ばかりの大敵なり、殊更勝賴公三年先に表裡をなされ、景勝と一味有、三郎殿をころし給ふ故、小田原よりも家康信長へ、內々にて入魂御座候由聞ゆるに付て、勝賴公御備あやうきばかり也、其日の船軍にも、北條の船は、武田方の船三拾艘ばいある、間宮さけの丞、手負て甲州方、海賊衆悉負さうにみゆる、但向井伊賀子息向井兵庫、敵船に向ふ所を勝賴公御覽あり、旗本足輕大將、城伊庵子息、城織部助を、御使に越給ふ、向井兵庫只一人の覺悟にて大敵にあひ、勝負無用に仕り候へ、船を乘すて、早々くがへあがれとある儀なり、城織部浪打際へ馬を乘ひて、兵庫が船をまねきよせ、勝賴公御意の通を申渡す、兵庫承て御返事に船いくさは陸の軍にちがひ、船よりおり候へば、縱まん〳〵の手柄を仕りてあがるとも、くがへ追上られ船をとられたると申せば、末代まで海賊の惡名にて候と申て、又我ふねをこぎいだし、數船の敵の中へふねをいれ、勝負をはじめ、しかも北條家の海賊衆よきものをあまたうちとり、敵の船を此方へ乘取、兵庫理運に仕り候故、北條

家の海賊衆こと／＼く仕まけ、船をこぎのけはやめてにぐる、これをみて武田がたの海賊間宮、小濱、伊丹、大隅、岡部忠兵衛衆、各船をはやめ北條衆を追かけ理運にしもどる、武田方の海賊衆何時も小勢にてかくのごとし、その日は向井兵庫たぐひなきほまれ、はしりめぐりやとて、勝頼公御感狀を、向井兵庫に下さる、但御印判の御感なるは、長篠合戰以後は信玄公御代にちがひ、他家の奉公人甲州へ參る事まれ也、結句は武田家を出て他國へまいるべきとあり、すへ判の御感は惣じて出し給はざる故如件、

〔北條五代記九〕戰船を海賊といひならはす事

見しはむかし、北條氏直と里見義頼、弓矢の時節、相摸安房兩國の間に入海有て、舟の渡海近し、故に敵も味方も兵船おほく有て、たゝかひやん事なし、夜るになれば、或時は小船一艘二艘にてぬすみに來て、濱邊の里をさはがし、或時は五十艘三十艘渡海し、浦里を放火し、女わらはべを生捕、即剋夜中に歸海す、島崎などの在所の者は、わたくしにくわぼくし、敵方へ貢米を運送して半手と號し、夜を心やすく居住す、故に生どりの男女をば是等の者敵方へ内通して買返す、去程に夜にいたれば、敵も味方も海賊や渡海せんと浦里の者ふれまはつて用心をなし、海賊の沙汰日夜いひやむ事なし、今は諸國おさまり、天下泰平、四海遠浪の上までもをだやかにして、靜なる御時代なり、然共兵船おほく江戸川につなぎをき給ふ、

〔藩翰譜六山口〕天正十二年三月、〇中略瀧川、九鬼、これを聞て、につくい物のいひやうかな、いで／＼その儀ならんには、山口めが城攻め破つて捨ばやとて、大野の城に押寄す、重政勢こそなかりけれ、所々の御方に急を告げ知らせ、來る敵を待居たり、九鬼が兵船數十艘、まづ大野の川に押登る、重政急て松炬いくらも拵へ置き、手に手にこれに火をつけて、敵の舟を見おろして、投込み／＼する程に、兵船二艘もえ出づる、折ふし川風烈しくて黑煙うづまき、炎忽ち船共に吹つくれば、敵は

船ども乘捨て陸にあがつて逃散るを、城中より切て出づ、井伊兵部直政を先として、北畠の軍勢も鞭鐙を合せ援ひ來れば、寄手こらへず引かへす、

〔家忠日記追加九〕天正十二年六月十九日、大神君及信雄、下市場の城を圍て攻擊給、九鬼嘉隆船に乘じて、下市場の城に入らんと欲といへ共、折節鹽干にして陸地に上ることを得ず、船に浮て漂泊す、岡部彌次郎長盛、後內膳正と號す津島に在て此告を聞、急に馳來て、九鬼が番船を奪取、拒て敵を下市場にあげず、

〔續武將感狀記〕信雄ト秀吉ト相戰フ時、九鬼大隅守嘉隆秀吉ニ與力シ、日本丸ニ駕シテ尾張ノ蟹江ニ於テ陸ニ上リ、井伊兵部少輔直政ト堤ヲ隔テヽ、足輕セリ合アリ、嘉隆兵少シテ引取テ漕ギ歸ラントス、蟹江ノ湊口ニ源君ノ舟師ノ將、間宮造酒丞大船ヲ橫タヘ、亂杭ヲ打、嘉隆ヲ擊取ラントス、嘉隆間宮ガ船備ヲ取テ乘出ス處ニ、間宮鐵炮ヲ持テ艫ニ立テ追ヒ懸ル、嘉隆ガ兵士村田七太夫、輕船ヲ廻シ、是モ鐵炮ニテ相向フ、村田ハ獵ニ出テ、走獸ニモ外サズ中ルホドノ妙手ナレバ、手早ニ放チテ間宮ヲ船底ニ打仆ス、是ノミナラズ度々ノ戰功アリケルガ、關ケ原ノ役ニ討死ス、

〔羅山文集碑銘四十二〕朝散大夫中書少卿藤原脇坂君碑銘

大夫、姓藤原、氏脇坂、諱安治、天文二十三年產於江州脇坂莊、因氏焉、〇中略十五年〇天正安治聞秀吉西巡、而運粮於日州臼杵壘、爲之備、秀吉悅焉、復賜書、令黑田孝高胥議之、三月秀吉遂到筑紫、四月攻岩石城、安治早進、果城陷、又進兵入薩州高城郡、圍平佐城、安治、嘉明、九鬼嘉隆、爲舟師之先登、均進著隍河、安治將昇壁、時城主桂氏出質約和、既而秀吉堅旆于薩之千世川、安治、嘉明、嘉隆、監其梁橋、其後薩州遂降、十八年秀吉東略相州小田原、擊北條氏政及氏直、安治引水路兵、自駿州清水浦艤行、攻豆州下田砦、放火城畔民屋、時秀吉圍小田原、招安治、故構屯營、令長曾我部元親守之、安治、嘉明、嘉隆、艤舸赴小田原、發佛郎機巨銃、以射城中、秀吉聞下田請降、卽命安治往取城、逮于北條氏出降、而安治與片

桐直盛禁士卒之猥藉、〇中略

寛永二十年　月　日　　孝子從五位下前淡路守藤原安元立之

〔續武將感狀記〕小田原ノ役ニ、九鬼大隅守嘉隆、艨艟日本丸ヲ乘廻シ、豆州下田ノ城ヲ拔テ、夫ヨリ小田原ニ來リテ海邊ノ通路ヲ斷、ソレマデ小田原ノ城ノ巡見成難カリシガ、此ヨリ秀吉愈北條ヲ呑テ、小田原ノ城ヲ巡見シ、嘉隆ノ船ニノル、棹郎ニ十兵衞ト云テ、長大壯力見ルモ驚ク程ノ者アリ、秀吉ソコノ男我ヲ負ヒテ船ゴトニユケ、船ハ歩苦シトテ十兵衞ガ肩ニ手ヲカケラルレバ、十兵衞コレヲ負ヒ歩シテ勞ヲ助ケタリ、嬰兒ニナリタル心チスルゾト大ニ笑テ、十兵衞ニ金鑓ヲ賜フ、小田原ハ、アラ海ニテ東風ツヨケレバ、巨波山ノ如シ、此時五六十日ガ間、風穩ニ波靜カナリ、此ヨリ後上樣日ヨリト云傳ヌ、

〔脇坂家傳記安治〕文祿元年壬辰、秀吉朝鮮國征伐し給ふ時、備前中納言宇喜多秀家を惣大將として、陸の大將は小西攝津守、〇行長加藤主計頭、〇清正黑田甲斐守〇長政也、船手の大將は、安治、九鬼大隅守、〇嘉隆加藤左馬助〇嘉明也、四月十二日に肥前國名護屋より各船を出しければ、同月末に釜山海に着船す、是より始て陸は陸の合戰、船は船軍にて、數ヶ所の城を押敗り、諸勢漸都に押入ける、〇中略其頃又唐島表へ番船多く出るのよし都へ聞えければ、脇坂、九鬼、加藤、三人は番船押への爲にとて急ぎ熊川に馳行ける、右の趣意を馳て日本に注進申ければ、秀吉大きに御感ましまして回簡を賜、〇中略脇坂、九鬼、加藤、三人より十四日釜山海の川口に着て暫在陣し、敵の番船討取べき評定しけるが、九鬼、加藤、兩人は船拵に程へける間、安治一人手勢計にて七月七日に唐島表へ船を押出しけるに、折節瀨戸内に番船四五艘掛り居けるを見て、鐵炮をうちかけ半時計いどみ戰しが、番船少つゝ退きけるを透間なく攻掛、三里計追行けるが、番船せばき瀨戸内を過て廣き所へ出し、一度に梶を取なほし大船を箕手にわけ、味方の船を引包、さしつめ引つめ討ける程に、味方

の船の内に手負死人多かり、敵は大船、味方は小船なれば叶がたくみえて、本の瀬戸内へ引退かんとしける時、敵の番船おし掛おし掛、味方の船へほうろく火矢を投入て、即時に船を焼ける間、安治家臣脇坂左兵衛、渡邊七右衛門を始として、名有者共討死しける、然れ共安治は櫓數の多き早船に乘ければ、掛引自由にして其身恙なしと云へ共、鎧に矢などあたりて危き事十死一生に極れり、敵船彌競掛り、しきりに火矢を射掛ければ、安治が早船は終に金海に引取ぬ、うちもらされたる手勢二百餘人は、陸地より五十町計隔たる小島へ漸船を着て、各船よりあがりける時、番船追來りて味方の大船を燒けり、眞鍋左馬允と云し者は其日の船長たりしが、此船を燒るゝ上は苛き命計たすかりてもせんなし、再び軍中にて諸士に逢ても言葉なかるべしとて腹切て死たり、此時九鬼、加藤、兩人も安治既に唐島の船軍に掛負たりと聞て馳向ひけるが、敵餘多の大船なれば不叶して二人共に安骨浦へ引取ぬ、番船跡を追行て日暮るまで安骨浦の湊にて船軍しけり、爰にても味方打負て九鬼が船の帆柱をも打折けり、夜に入て番船は唐島へ引取ける、角て唐島浦の小島へのぼりてありし中務が家人、燒捨られし船板を筏に作り陸地へ渡らんとすれば、番船十艘計晝夜彼島を取卷居ける程に、十三日の間、松の葉、海藻を食して、番船の引退く隙を伺ひける處に、又唐島表へ日本の兵船餘多むかふと聞て、番船俄に引退ぬ、其隙に彼島より或は五人十人づゝ筏に乘て陸地へ渡りけるを、番船又取て返し海邊にて十人計射殺しけり、殘るもの共二百人計漸虎口を遁れ、苛き命たすかりて金海へ歸りぬ、この事日本へ聞えければ、秀吉より藤堂佐渡守高虎（後に和泉守と改）を使として書を下し賜、

去七日、からいさん口へ相働候處、船指向其方大船共燒失之由無是非次第に候、様體示合働候はで無覺束仕合に候、併其身無異儀之由尤に思召候、然ばからいさんに城を拵、九鬼大隅守、加藤左馬介、兩三人申談堅固に在番可仕候、右之趣爲可被仰付、藤堂佐渡守被指遣候、彼番船在々

島々へ自地續人數遣令退治可然候、岐阜中納言人數、其外紀州之者共可差遣候之由被仰遣候、其段も委細藤堂佐渡守被仰含候也、

七月十四日　秀吉朱印

脇坂中務少輔どの

かくて安治唐島表にて番船にうち負、士卒數多討せける事を遺恨に思ひて、番船と今一戰せんと、彼方此方を心懸けれども、番船には行逢ざりけり、有時敵兵物見の船を見付、即時に乘捕、悉撫切にし大將と見えしものを生捕にし、獄に下して置けるが、程經て敵陣へ逃歸ぬ、後に唐島表番船軍の時に、八萬の大將と成て來りしと也、其年も漸暮ければ熊川へ引とりぬ、(○又見羅山文集四十二、陰德太平記七十七、)

〔續武將感狀記〕朝鮮ヲ伐時、九鬼大隅守喜隆ノ日本丸ヲ、鬼宿船ト更メ名ヅケラル、朝鮮ニ渡テ大小船七百艘、列ヲ整テ敵ヲ待チ大ニ戰フテ、敵船二艘ヲ乘取タリ

〔藩翰譜七下藤堂〕左少將兼和泉守藤原高虎は(初名は與右衞門と申、叙爵して佐渡守に任じ、其後和泉守と申せしなり、)近江國住人藤堂入道白雲が子、(○中略、)文祿元年朝鮮の軍起り、秀俊(○豐臣秀次弟、)名護屋の陣にあり、高虎軍の事を承り、二千人を引率して釜山に陣し、唐島を攻め、番船百四十餘艘を取て、首を切る事百六十餘、(○下略、)

〔太閤記十四〕於朝鮮國船軍之事

文祿二年六月廿三日の夜、釜山浦へ打上り休息せし處に、翌朝番船こもかい浦におほく有よし注進有ければ、(○中略、)舟こしらへし、明日の用意何々とのゝしる内に夜もふけ、夜半のかねも兵船にいたりしかば、いづれもいざゝせ給へとて船に取乘さし出にけり、程なく唐島にいたり見るに、はや物見の舟こぎもどり、番船こそ三百餘艘程瀬戸口に並居つゝ、二手に分、山のふもとにそひて半分、沖なる島に付て半分見え申候、脇坂物見の舟心有て殘りたるやらん、番船より廿町も

こなたにうかびたり、左馬助二艘のはやふね是をみて、おのはや舟は脇坂殿母衣の者と見えたり、いざあの舟と一所にあらばやと櫓をはやめ、やがてをしならんだり、加藤が二艘の船、一艘には判圖右衛門、薮與左衛門尉、東勘右衛門、一艘は宮河三郎左衛門、戸田三郎四郎、平野忠右衛門、其外一艘河村權七郎、土方長兵衛尉等ぞ向ひたる、奉行衆其外九鬼など下知し手を上、北より三番目の船を乘捕べきぞ、其分意得候へとて、身を搦で急ける躰、すさまじきありさまなり、敵船近ふなるに及て、北より三番目の番船、三百艘の中より、たゞ一艘左馬助にこぎむかふ、かくみゆるとひとしく、島山にそひ居たる番船共と、ふもとの岸をつたひに並居たるふね共、箕の手なりに加藤が船三艘をおしつゝんで、さしつめ引詰ゐる事、車軸をながす雨のごとし、一艘の番船力を得、三艘を射る事甚以ておびたゞし、左馬助、敵船との間、五間六間には過ざるぞ、鐵砲をそろへあだ矢なきやうに心をしづめてうてよと下知しければ、をししづめ鐵砲をつるべ立、ときをどつとあげたりけり、見るが內に番船の水手ども、弓の者ども、將棊だをしをするがごとく、廿人ばかりばら／＼と射たをされ、是に辟易し、櫓を引入、弓をもひかずなん見えし時、左馬助大のまなこをいからかし、やれ船をつけよ／＼と、ひますきまもなく下知したりければ、水手ども一際精を出し、船を番船にをしならべたり、荻作右衛門尉打かぎをかけたりしかば、敵切はらひ／＼、二三度したりしを左馬助もかけて乘入んと、心はがうに勇めども、矢二つ三つあたつて其身も合期せす、海中へ落入んとしたりしを、水手共中につかんで引上たり、作右衛門尉一番のりはわれなりといひつゝ乘入、左馬助もをきあがりつゝひて乘入たり、宮川三郎左衛門尉、戸田三郎四郎も、こは口をしとて三番に乘入たり、痛はしや加藤忠次郎といひしものは、行年十六歲、其心ゆうにやさしかりければ、左馬助身ぢかう寵愛せしが、作右衛門にをしつゞひて乘入んとせし所に、射おとされ、海中に其身はしづむといへ共、名は雲上にうかびたり、河村權七郎、土方長兵衛尉をしつ

づひて乘捕けり、佃次郎兵衞尉成○十をしつゞひて乘捕けり、佃次郎兵衞尉、藪與左衞門尉、東鄉右衞門尉、中島勝右衞門、其外歩立の兵十五六人として三艘乘捕ぬ、左馬助乘入し船に、敵一人も見えず、いづかたへちりたるやらんとおもふ處に、ふみいたを上みれば船ぞこに打入て、弓をたふたふと引しぼり待かけたり、何共すべきやうもなくためらひける處に、左馬助何とをくれたるぞや、のけ我入んといかゝりしかば、土方面もふらず太刀をぬきうれどつと入しかば、中々矢をも放し得ず、手を合せおがみぬるを、なで切に切て首をとりにけり、或は肘を打おとされ、海へ飛入もあり、切てすつるも不便なると思ふをば、助て櫓をおさするも有、或は水を得てにぐるもありて、十分一はたすかりにけり、脇坂母衣のものも一艘乘取ぬ、土方乘し船に三十一人有しが、廿三人手をおひ、一人討死してけり、かやうに諸人を用に立しもまれなり、

評云、日域の剛兵は、窮鼠反て猫を噬はたらき有、朝鮮人引たる弓をはなさゞるは、素性よはきか、

筒勢にひかへたる大將共、左馬助はたらきを見て、かぢを直し櫓をはやめ、身を揉ていそげやいそげやとのゝしる聲おびたゞし、奉行衆あの命しらずの加藤がはたらきを見よやと、どつと高聲に感じければ、のこる衆は心地あしげに見えてけり、左馬助は隙を明歸るとて、筒勢の面々にむかつていひけるは、あきたる番船たくさんにおはしますぞ、いそぎ乘捕給ふて大の忠節に、將軍へ御注進候へ、ゆだんし給ふなといひけれ共、聞えざるやらん、とがむる聲もなし、あゝすさまじかりし事どもなり、

〔續武將感狀記〕佃次郎兵衞十成ハ、加藤嘉明ノ先鋒トシテ、干城ノ器、最殿ノ功アリ、カラ島舟戰ニ十成番船ニ乘處ヲ、敵劍ヲ以鼻下ヲ口中ヘ突貫ク、十成事トモセズ猶乘移ルニ、鐵筑ノ棒ヲ以冑ノ頂上ヲ打レ、海水ニ沒入シヌ、水練ノ達人泳ギ上ルヲ、其從者熊谷覺兵衞ガ指出長刀ニ取付、直

ニノリ移、舟中ノ兵ヲ悉打取、嘉明ノ手ニ七艘ノリ取、其第一ハ十歳ナリ、

〔豐臣秀吉譜下〕慶長二年二月、○中略朝鮮軍兵於唐島調戰舸數百艘、而欲拒日本兵也、時藤堂佐渡守高虎、脇坂中務少輔安治欲擊破之、乃相共議遣使于加藤左馬助嘉明曰、我輩欲擊取唐島之戰舸、卿亦先可來此、而嘉明未至之間、高虎、安治既遣其兵於唐島而相戰、嘉明未知之、往而相議、時有告者、於是嘉明驚愕急進、其從兵漸相逐而行、高虎安治亦皆既到唐島、麾衆大戰、多取敵船、安治之從兵戰死者不少、嘉明馳來見一大艨艦列弓擧戈以待我兵、而飛入獨身力戰、手所斬殺數人、敵欲擊嘉明、嘉明又向一戰舟、時嘉明蹶而落海、抱舳而躍上、苦戰又取其舟、箭中嘉明之股、血流太甚而不顧、鍋島信濃守勝茂來見而勞之、嘉明曰、我又取舟、其意氣凜々焉、既而各歸、將裁書而告于京師、記其軍功、時高虎曰、今日先登之功者在我耳、嘉明進出按劒腕視曰、佐渡何言哉、今若出一言則我必一刀急試以決之而已、舟師之捷不在我乎、其怒眼如炬、高虎亦怒、座中皆和解之、左右翼蔽、令高虎不敢言、故無事而止、戸川肥後守側聞、○中略後秀吉聞之、賜感狀于嘉明等、

〔藩翰譜七加藤下〕左馬助藤原嘉明は三河の國の住人、三之丞某が男也、○中略文祿元年朝鮮の事起りしかば、脇坂、九鬼と同じく海路の先陣給りて押渡り、三人共に朝鮮の慶尚右兵使元均を打破つて熊川に至る、脇坂が兵船、全羅水軍節度使李舜臣と巨濟の洋中に戰て利あらずと聞き、嘉明、九鬼と共にこれを助けて戰ふ、明れば二年の春、脇坂九鬼と熊川に在て李舜臣元均等と戰ひ、二月廿一日又大に戰ふ、嘉明進み戰て自ら敵船を奪ひ取る、此年嘉明本朝に歸り、慶長二年大明の和親破れて後、嘉明また藤堂佐渡守高虎、脇坂、九鬼等と朝鮮に押渡る、かの統制使元均が兵船海の面に夥しう漕ぎ浮む、藤堂人々と評定して戰んとす、七月十五日嘉明、藤堂先懸して巨濟柒川島に戰ひ、散々に打破る、船ども餘多乘取て太閤の御感にぞ預りける、

此舟軍の事、異國本朝の書に傳ふる所異說多し、まづ太閤記には文祿二年六月廿四日の戰ばかりを記す、これ卽文祿二年二月廿一日の戰の事なり、又豐臣家譜には慶長二年の春の事とし、脇坂が碑銘には七月七日とす、共に林道春撰める所にして、かく異なる事覺束なし、たゞ大河內秀元が記にしるす所最も詳かなり、彼れが記は自ら太田飛驒守一吉に從て彼國に向ひ、日每の事を記るせる所なり、慶長二年の戰たる事一定にて、此年三月十八日本朝の人々太閤の仰を承り、五月廿二日より大坂を立ちて、七月七日に釜山港に著き、同き十五日に此舟軍はありしといふ、然れば豐臣家譜に春の事の樣に見えしは如何にぞや、脇坂が碑の文は月は同じ、日は覺束なし、朝鮮の書を考るに、萬曆廿五年八月七日に此軍ありし樣に記す、彼の萬曆廿五年は則ち我朝の慶長二年に當れり、八月七日たりといふは、日は脇坂が碑に同じけれども、月は異なり、按るに本朝の人々南原の城を攻んとて、此年八月七日に全羅道求禮に至る、こゝに留る事六日、同き十日に求禮を立つて南原に向ふといふ、嘉明も同じく彼處に向ひ、城を攻め落して首五十一を切れり、然れば朝鮮の書の傳ふる所も誤れり、まして大明の書に此舟軍は七月の事としるせり、たゞし日をばしるさず、

〔藩翰譜十久留島〕文祿の初、朝鮮征伐の事起るに及て、來嶋兄弟、海路の先陣賜て、彼國に押渡り、是處彼處の戰に高名を顯す、

太閤記には、來嶋兄弟とあり、豐臣家譜には來嶋助兵衞とあり、宇佐美定祐が重撰朝鮮征伐記と云ふには、來嶋出雲守通泰、文祿二年六月廿三日、朝鮮の元均と戰て討死せし事を精しく記せり、大河內秀元が記を見るに、慶長二年、大明の和親破れて後再び軍起りしに、來嶋出雲守海路の先陣承て、八月十五日南原の城を攻め落せし時、來嶋が手に首四百六十一を切りし由詳かに記しぬ、然れば文祿二年に出雲守が討死せしと云ふこと覺束なし、若し朝鮮の船軍に打

死せしが一定ならんには、慶長三年本朝の人朝鮮の李舜臣と珍嶋に戰ひし時か、又順天海口にて陣隣等と戰ひし時の事にや、すべて此家の事いまだ詳にせねば、傳聞の及ぶ所其大略を記しぬ、

○按ズルニ、來島兄弟ハ、通康ノ子、得居通之、改名通春 來島通總ナリ、通之ハ征韓前役文祿二年ニ、通總ハ同後役慶長二年ニ並ニ戰死セシカバ、彼此混亂セシナラン、

〔藤堂家覺書〕一後之高麗陣、ふざんかいへ御著被成、其よりあんかうらいへ被成御座、一日之御逗留に而舟以下御こしらへ被成、から島への手遣、其夜の四つ時分に、關船二艘にて番船みなとへはいり候哉と被仰、見せに被遣候、一艘には藤島與左衛門、一艘には疋田勘左衛門、兩人被仰付被遣候處に、藤島與左衛門罷歸、番船みなとをかへ居不申由申上候て、疋田勘左衛門は番舟の居所見立候はんと申、先へ參候由申上候得ば、其方も又參り、舟の有所彌見立候得と御意にて御戻被成候、それより一時計仕候て鐵炮三つなり申候、いかゞと諸人聞耳を立候處に、藤堂新七郎先手之番舟一番に取參候、やがて藤堂作兵衛もふねを取可參よし申上候處に、作兵衛は舟をとり其まゝ火をかけ參候、二艘まで番舟取候儀名譽成儀と和泉樣被仰、諸人も感じ申候、其より何れも追々追懸、沖中にて取申候、又は浦々山々へ追上討捨、唐人悉山浦へ追あげ打捨申候、其晩に御横目衆瀨戸口へ御よりあひ被成、番舟和泉樣一番に御取被成候通、秀吉公へ言上可被成との、七人の御横目衆すみつき御座候刻、藤堂太郎左衛門を高麗より爲御使者、御上せ被成候處、伏見にて御前へ被召出、かうらいの様子御直に段々被聞召上、御機嫌に而則太郎左衛門御腰物拜領仕、朱印を請取罷下り候事、

〔續武將感狀記〕大中新右衛門ハ久留米侍從秀包ノ兵士ナリ、日本師朝鮮ヲ伐トキ、秀吉薨去ノ後、小西攝津守行長順天ニ軍ス、漢南ノ兵順天ヲ圍テ行長甚ダ危キ處ニ、秀包、島津兵庫頭義弘、寺澤

志摩守廣高、立花左近將監宗茂、高橋主膳正直次等ノ諸將ト順天ヲ救、進テ順天ト其間三里許ノ時、漢南ノ兵巨艦百艘ホド湊口ニ滿テ、日本ノ兵船ヲ圍テ急ニ攻之、大中勇ヲ奮テ福原久兵衞、久坂長兵衞、眞田五郎兵衞、荒木作之丞、湯淺七郎右衞門、柏村源助、村上源十郎ト共ニ、漢南ノ巨艦一艘ヲ乘取タリ、敵荒木ヲ射斃シ、二ノ矢ニテ又福原ヲ射ントスル處ヲ、大中腰刀ヲ拔テ斬之、後秀包其功ヲ糺スニ、大中勝レタルヲ以一人感狀ヲ與ヘテ旌異ス、後松平武藏守利隆ニ事テ鈴木登之助ト云、

〔藤堂家覺書〕一御歸陣被成少前に、こもかいへ被成御越候處、すいゑんと申所に、番舟の大將分十三艘居申候、大川の瀬より早きしほの指引御座候所の内に、少鹽のやはらぎ候所に十三艘居申候、それを見付、是非共取可申由舟手の衆と御相談に而、則御取懸被成候、大船にてそのせとをこぎくだし候儀は成まじきとて、いづれも關船を御揃被成御かゝり候、先手の舟共は敵船にあひ、手負數多出來申候、中にも來島出雲殿○通總討死にて御座候、其外舟手の被召連候家老之者共も、過半手負討死仕候處に、毛利民部大輔殿關舟にて番舟へ御かゝり被成候、番舟へ十文字のかまを御かけ候處に、番舟より弓てつぼうをはげしく打候に付て、舟をはなれ海へ御はいり被成あやうく候處に、藤堂孫八郎、藤堂勘解由、兩人舟をよせ、てきせむをおいのけ、たすけ申候、朝の五時分より酉の刻迄御合戰にて御座候へども、舟之樣子、番船能存候に付、風を見すまし、其せと口をぬけ、ほを引かけはしらせ申に付、無是非追懸申儀も不能成候、和泉樣も手を二ヶ所おはせられ候、其より靑國へ御取かけ被成、山々城々を御落し被成、それよりまへかどのこもかいへ御はいり被成、一ヶ月計御逗留にて、あんかうらいへ御越被成、付城などこと〲く被遊、番手の長曾我部殿に御渡し候、御歸朝被成御感狀並一萬石之御加增、都合八萬石に御成被成候事、

〔豐臣秀吉譜〕下大明聞日本兵之欲班師、故以陳璘爲水路提督、陸兵五千、水兵三千屬焉、又遣副總兵

陣璘、鄧子龍、遊擊馬文煥、季金、張良相、其兵一萬三千人、調戰艦數百艘、分屯于忠淸全羅慶尙三道之海口、以防日本兵、　淸正去蔚山、行長徹順天、義弘出泗川、皆將歸朝、陳璘聞而喜曰、是固殲倭之時也、卽遣鄧子龍及朝鮮李統制水兵千餘、艤于鼓金、欲進日本兵、時義弘歸去、與行長相遇、鄧子龍率二百兵、乘小舟與行長兵苦戰、子龍舟忽中佛郞機而摧頹、子龍亦死、行長兵乘勝飛入其舟、悉殺二百餘人、李統制馳舟急來救之、亦被斬殺、於是陳璘、李金、沈理圍行長舟而攻擊、行長馳出到加德與義弘相會、大明中軍大將陶明宰與日本兵相値戰死、

〔島津家譜〕義弘父子諸將被申談無事相濟候上者、彌可致歸朝に釜山浦に罷在候處、秀吉之薨去を承付候哉、朝鮮人又破和議、唐島之瀨戶の番船百艘出て、歸朝之日本人を遮申候、且又順天在城小西、大村、五島、有馬、松浦、五家之通路相絕候付、此五家を捨殺候はゞ、日本人之瑕に候間、可相攻とて、義弘より立花、高橋、寺澤、申合、番船を可切崩と兵船を出し、慶長三年十一月十八日於海上相戰、番船を切崩、明人朝鮮人を海に追込、殘船悉追拂候、依之家臣數十人遂戰死、手負數多有之候、此隙を以、五家之衆順天を逃出被致歸朝候、義弘於釜山海五家之衆は無難候、早々可被出船と申遣候得共、五家之衆は不罷居、甥島津又七郞計釜山海に殘留候故、義弘父子同出致歸朝候、

〔續武將感狀記〕大坂ノ冬陣ニ九鬼長門守守隆大船アマタ乘集ル、加藤肥後守淸正〇淸正當作忠廣唐船造ニ大ナル川舟ノ兵庫ノ浦ニアリケルヲ、明石掃部助全登取之テ軍船ニカコヒ、守隆ト相戰フ、守隆ガ將渡邊數馬乘取ケレバ、全登ハ城ニ引返ス、全登ガ烏毛ノ十文字ノ馬印ヲ渡邊獲之タリ、此時渡邊創ヲ被リケレバ、源君〇德川家康本多上野介正純ヲ以テ守隆ヲ勞ヒ、渡邊ニ金瘡ノ妙藥ヲゾ賜ヒケル、サレドモ不愈シテ死ス、

〔藩翰譜九上九鬼〕長門守藤原守隆は大隅守嘉隆が男、〇中略同き〇慶長十九年の秋、大坂の軍起ると聞えしかば、守隆兵船に取乘て本國を立ち、十月十九日攝津國に押渡て、大船五艘、小船五十餘艘、川口

を差塞て諸國往來の船を禁じ、大坂の番船共奪取り、野田福島の要害を攻め破る、

〔駿府政事錄 六〕慶長十九年十一月廿九日、蜂須賀阿波守、松平宮內少輔注進申云、今朝福島打取云云、戶川肥前守、花房一黨注進同前、九鬼長門守、向井將監忠勝舟大將衆注進、今朝番船數艘取、其外小舟不知數、敵皆捨舟、天滿逃入云々、

〔兵法新論 八 法度賞罰〕海戰之功等

一大礮ヲ以テ敵ノ戰艦ヲ遠處ヨリ打破リ、敵小船ニテ逃ル丶者ヲ上ノ下功トス、其時我戰艦ヲ進メ追擊、敵ヲ打者ヲ上ノ中功トス、戰士各其功ニヨリテ賞賜等有、

一敵船ニ一番ニ乘移ルモノ、一番驅ニ准ズ、上ノ中功トス、敵將ヲ切バ上ノ上功トス、二番ニノルモノ、二番驅ニ准ズ、上ノ下功トス、

一手投彈ノ類ヲ以テ敵艦ヲ燒キ沼沒セシムルモノ上ノ中功トス、敵ヲ切モノ上ノ上功トス、但敵船ヲ溺沒セシムルニ、船ノ大小ニヨリ功等ヲ異ニス、殊ニ西洋大艦ヲ燒テ溺沒セシムルヲ第一等トス上ノ上功

一敵軍小船ニ乘リ移リ上陸セントスル時、大礮及ビ手銃ヲ以テ打破リ、又燒丸等ニテ溺沒セシムルモノ、上ノ中功トス、

一敵既ニ上陸ナシタルモノト戰勝ノ功等、野戰ニ同、

一敵多クノ大戰艦ヲ以テ攻來ルノ時ニ當リ、謀ヲ以刃ニ血ヌラサズシテ、三寸不爛ノ舌頭ヲ以テ敵ヲ屈服セシメ、軍ヲ歸サシメ、再後再ビ寇スルコトナキヲ計ルモノヲ奇功トナス、功等ノ上ニ出、此時辨舌ヲ振タルモノモ奇功トス、右ノ外尙多シイヘドモ、將タル人類推シテ可知、

〔太閤記 十四〕加藤左馬助感狀之事

唐島にをゐて番船三百餘艘之中へ、加藤が船只一艘乘入事、寔に古今に絕たる手柄を盡し丶か

ば、御感尤甚し、此外にも致忠節たるとの注進有しか共、將軍秀吉〇豊臣其淵底をつくされ、左馬助のみに御感狀有、其辭曰、

其方事、天正十一年夏、於江北柴田合戰之刻、突一番鎗其働揭焉、爲御褒美一廉令加增畢、今般亦於朝鮮唐島番船數百艘之中、際味方類船乘入、乘捕敵船數多之手柄、其勇功誰立于上乎、孰比于下、殊今度於順天對山兩城可引入之旨、各雖令連判、就雖見棄於加藤主計頭等、不及加判之旨、神妙之至、御感不斜也、依茲手前代官所有次第三萬七千石令加增畢、本知合十萬石之內、壹万石者、可爲無役、諸侯之內臆病者於有之者、被御闕所、猶以可被加國守之條令命、可抽眞忠之狀如件、

文祿三年九月日　　秀吉御朱印

賀藤左馬助どのへ

評云、左馬助番船三百餘艘之中へ、只一艘乘入んとて、莫太之類船をはなれ行し心の剛、能々其身に代ておもひ知べし、將軍感狀之辭は有餘し、加增領之地は不足なるか、信長公之感は反之、

〔脇坂家傳記安治〕慶長二年丁酉四月の初に、秀吉再び朝鮮國を征したまふ、安治〇中略七月七日の夜半に、熊川湊より各船を押出し、唐島表へ馳向ひける、〇中略此日の軍に安治が一手には、脇坂覺兵衛、布施隼人、大井次太夫、三宅勝介、水野加右衛門、或は沖にて取もあり、或は瀨戸にて乘もあり、以上船數十六艘なり、其外高虎、嘉隆、嘉明が兵共も船數あまた取ければ、各日本へ注進しけり、秀吉斜めならざる御氣嫌にてまし〳〵ける、此時陸の大將小西攝津守行長、御橫目福原右馬助方よりも、今度唐島の船軍に、安治が働き他に勝れたりと注進申ける間、秀吉より安治に返翰をくだしたまふ、

去月十日之書狀、委細被加被見候、其國唐島浦において、敵船數百艘有之處に指向、數刻相戰、敵方船數多追落之由尤候、併其方人數も少々相損候由、無心元思召候、猶重而可被仰聞者也、

八月十日　　秀吉朱印

脇坂中務少輔どのへ

此時東照大權現も、其戰功を感じたまひて、安治に御書をくだし給ふ、

今度於其表番船被討捕之由承、誠無比類御働無其隱候、於我等大慶此事候、御歸朝之上以面可申候間、不能具候、恐々謹言、

八月十五日　　家康御判

脇坂中務少輔殿

猶々其元、日夜御苦身共察入候、彌各被仰談無御油斷處專要候、

圖 兵船

兵船ハイクサブネト云ヒ、後ニ軍艦トモ云フ、水戰ニ用キル船舶ノ總稱ニシテ、舊ク御座船、武者船、鐵砲船、射手船、長柄船、斥候船、相圖船、盲船、兵粮船、病人船等ノ別アリ、帆船及ビ蒸氣船ノ輸入セラレテヨリ、又戰鬪艦、傳習艦等ノ差アリ、

大寶ノ制、兵部省ノ下ニ主船司ヲ置テ公私ノ舟檝及ビ船戶等ノ事ヲ掌ラシム、蓋シ事有ルニ臨ミテ取テ以テ兵船ノ用ニ供センガ爲ナルベシ、足利幕府ノ末、我ガ西南ノ海賊等、密ニ兵船ニ乘ジテ朝鮮支那ノ沿岸ヲ侵シ、勢甚ダ猖獗ヲ極ム、兵船ヲ一ニ海賊トモ稱スルハ、實ニ此ニ原ヅクト云フ、豐臣氏外征ノ時、諸侯ニ命ジテ兵船ヲ造ラシム、其大ナルモノヲ安宅(アタケ)船(フネ)ト稱ス、德川氏興ルニ及ビテ之ヲ破毀シ、更ニ令ヲ發シテ大船ノ新造ヲ嚴禁セシム、然レドモ其末造、歐米ノ交通漸ク頻繁ナルニ至リテハ、復タ之ヲ制スルニ由ナク、嘉永六年遂ニ

其禁ヲ解キ、安政元年自ラ洋式ニ摸倣シテ鳳凰丸ヲ相州浦賀ニ製ス、是レ我ガ做今洋法造船ノ濫觴ナリトス、尋デ又長崎、横須賀等ノ地ニ、船廠船渠、及ビ製鐵所ヲ設ケテ盛ニ軍艦ヲ製造シ、別ニ外國船ヲモ購入セシカバ、諸藩モ亦競テ之ニ倣ヒ、慶應ノ末年ニハ、本邦兵船ノ面目全ク一新スルニ至レリ

名稱

〔倭名類聚抄 十一 船〕艨艟　四聲字苑云、艨艟(中略)漢語抄云、以久佐乃不禰、戰船也、

〔箋注倭名類聚抄 三 舟〕釋名、外狹而長曰艨衝、以衝突敵船也、按古無艨艟字、吳志云、董襲討黃祖、祖橫兩蒙衝、夾守沔口、後漢書禰衡傳云、黃祖在蒙衝船上、大會賓客、王念孫曰、船之有蒙衝、猶車之有衝車也、蒙冒也、衝突也、

〔類聚名義抄 三 舟〕艨艟 イクサアフネ

〔伊呂波字類抄 伊 雜物〕艨艟 漢語抄云、以久佐布禰、戰艫也、

〔日本書紀 九 神功〕九年冬〇仲哀 九月己卯、令諸國集船舶練甲兵、〇中略 既而神有誨曰、和魂服玉身、而守壽命、荒魂爲先鋒、而導師船、

〔吾妻鏡 四〕元暦二年二月廿一日乙亥、平家籠于讃岐國志度道場、廷尉〇源義經 引八十騎兵、追到彼所、〇中略 河野四郎道信粧三十艘之兵船參加矣、

〔北條五代記 九〕戰船を海賊といひならはす事

ある人、いくさ舟の侍衆を海賊の者と云ければ、其中に一人此言葉をとがめていはく、むかしより山賊海賊といふ事、山に有て盗をなし、舟にてぬすみをするを名付たり、文字よみもしかなり、侍たるもゝの盗をする者や有、海賊とは言語道斷曲事かな、物をもしらぬ木石なりといかる、此者聞て、我文盲ゆへ文字よみもしらず、扨舟乘の侍の名をば何とか申べきをしへ給へと云時、此侍は返答につまり無言す、愚老是を聞、文字よみをきけば、侍とがめ給へるもことはりなり、又い

にしへより海賊と俗にいひ傳へければ、いふもしかなり、今おもひあたつて此名をうかゞふに、舟乘にはそれ〲のなすわざによつて異名有、商船人、廻船人、海士人、渡守、水主、梶取など、いふ、然どもいくさ舟の侍をば兵船武者共、戰船侍共いひ傳へをいまだ聞ず、ほとんど海賊の評論分明ならずといへば、人聞て兵船を海賊と云本説おぼつかなし、われ此賊の字の心を察するに、盜みとは、あながちに物取ばかりに限るべからず、萬惡事をさしていへる惣名なるべし、

制度

〔令義解一職員〕兵部省管司五、

主船司　正一人掌公私舟楫及舟具事、

〔令義解六營繕〕凡有官船之處、謂除攝津及大宰主船司之外、諸國有官船之處也、皆逐便安置、並加覆蓋、量遣兵士看守、隨壞修理、謂以雜徭修理也、不堪料理、謂舟木朽爛、不可更修理也、者、附帳申上、其主船司船者、令船戸分番看守、謂大宰府主船亦同、

〔大內家壁書〕就京上幷御用以下、爲兵船所被點置之船事、御支配諸人之時有限日別粮米令下行可乘用、然上者、船賃、同水手賃、不可有其沙汰之、前々爲此分之處、去年點船御支配之時、諸船舟賃事等申掠也、如回船商賣船之準據、恣依可執賃粮米之由申間、上洛之御勢、大略以私故實令乘船云々、以外次第也、所詮背此法式、及異儀、或有隱船具足等事者、執其船頭御支配之仁、任心可受用之由、御評議一同畢、此旨可存知之由、可被仰出也、執達如件、

長享二年正月廿日　大炊助判弘ー　左衛門尉判武明　左衛門尉判武道

近江守判房行　肥後守判弘矩

陶中務少輔殿

〔當代記五〕慶長十四年九月、西國大名等近年大船ヲ拵置、是自然ノ時、催大軍可上欸之由云々、依之此船ドモヲ自駿府可有破却由曰、先淡路國江可被寄ト也、

〔家忠日記追加十九〕慶長十四年九月廿七日、西國大名五百石積以上の武者船相改請取べきの

旨、九鬼長門守守隆に命せらる、向井將監久永源兵衞をその撿使として是に相副らる、守隆兩使と共に淡州に赴き、西國の大船を悉く改て駿府及江戶に指上セ、日を經て着岸す、此內池田輝政獨大船を賜る、紀伊國丸と號翌年閏二月、大船の中、蜂須賀阿波守稻葉彥六が船二艘を守隆に賜る、

〔武家諸法度〕一五百石以上之船停止之事、中略右條々、准當家先制之旨、今度潤色而定之訖、堅可相守者也、

寬文三癸卯年五月廿三日

〔折たく柴の記中〕前代德川綱吉世をつがせ給ひし初に、あたけ丸といふ御舟をこぼたれしよりは、此所江戶の御舟どもは、年にまたがひてくち損じぬ、大坂にある所もまたまかり、殊にはまた、むかしは長崎奉行の往來等の事には、大坂の御舟をもて送り迎へし例なるを、前代よりして、西國の大名におほせて送りむかへしめられしかば、大坂の水主、梶取等、海上の事に習ふべきやうもなし、某御使を奉りて、京大坂等の所を經廻して歸り參りしのち、これらの事ども建議せしかば、朝鮮聘使の事によせられて、大坂幷此所の御舟ども修繕せしめらる、

〔嘉永明治年間錄二〕嘉永六年九月十五日、大船製造ノ達、

荷船の外、大船製造停止の御法令候處、只今の時勢大船御免成され候、中略同十一月二日、大船御製造に付、用掛り左の通り仰付られ、御勘定奉行石河土佐守、松平河內守、御目付堀織部、御勘定吟味役竹內淸太郞等なり、以下略之、

廿一日、大船製造ニ就テ諸家伺書幷指令書、

大船の儀は、軍艦、蒸氣船の類に可有御座候哉、此儀軍艦、蒸氣船の趣被仰聞候、大船の儀は、在所へ海防有之候者共は、在所にて製造いたし候事に候哉、又は江戶表近海兩樣に、手當致し候事に候

哉、在所海防の有無共、江戸近海の御手當に、防禦被仰出候御趣意、大船出來の上、運送の儀、幷乘越候ても不苦儀に候哉、此儀作事方其筋へ伺の砌、運送幷乘越等の儀、御沙汰可相成由被仰聞候事、

大船の儀、一統へ製造仰付られ候事に候哉、此儀一統へ仰付られ候樣に相聞可申候得共、大船製造の儀、入費不輕儀に付ては、高の大小に不拘、勝手向不如意の者も可有之、就ては願候者へ、仰付られ候御趣意に候得ば、無理の差略を以、銘々製造致候には不及、乍然當御時節柄の儀に付、大船に不拘、器械手當向、無油斷備候樣心懸候ても、同樣の旨仰付られ候、

〔海軍歷史一 海軍創立ノ起因〕此令嘉永六癸丑年九月、一度發布セシヨリ、軍艦製造ノ說大ニ與リ、邦內造船ノ術ニ向フ、翌安政元甲寅年五月、相州浦賀港ニ於テ、英國船ニ模形シ、長廿二間、幅五間二本桅ノ船ヲ新造ス、此前後薩摩國ニ於テ、三桅帆前船二三隻ヲ打建、又江戸ニテハ、水府家ノ指南ニ循ヒテ起功シ、越中島ニ於テ製造ス、抑モ是時ヲ以テ、造舶之法、歐米ノ側ニ倣フノ嚆矢トス、

〔德川禁令考三十八〕文久二戌年閏八月十七日　軍艦出入船名幷船具等屆方之儀ニ付御觸書

水野和泉守殿御渡　　大目付江

軍艦之儀は、是迄浦賀番所におゐて改來候處、以來御差止相成候間得其意、品川沖出入之節は、外國掛月番之老中江相屆候樣可被致候、且又諸家に而、軍艦有之面々者、船名幷船中据付鐵砲之挺數、幷家々之帆印等、委細相認、兼而可被相屆置候、尤浦賀番所江も、右同樣可被屆候、且向後軍艦製造之節も、右之通相心得、右軍艦に而、武器類積送り候節は、出入共、其時之老中江相屆候樣可被致候、

右之趣、萬石以上以下之面々江、無洩樣可被相觸候、

閏八月

〔嘉永明治年間錄十五〕慶應二年三月、船來軍艦並ニ蒸汽船ヲ買ヲ許ス再達、

周防守殿渡書付　神奈川長崎函館三港へ移住いたし、勝手に可ㇾ遂ㇾ商賣ㇾ旨、去る未年、相觸置候通り相心得、萬石以上以下陪臣ども、船來武器軍艦買入候儀、是迄の通、其地運上所へ申出、差圖受可申候、勿論商船に候はゞ、蒸氣帆前の無ㇾ差別、百姓町人にても買入候儀苦からず、其外都て最前相觸候通り可ㇾ被ㇾ心得候、

〔嘉永明治年間錄八〕安政六年正月廿日、大艦ノ旗標ヲ定ム、

大艦御國總標日の丸の旗相立、公儀にては、中帆の柱へ白紺吹貫引揚げ、帆は中黑を用候積り先年相達置候處、向後御國總印は白地に日の丸の旗艫綱へ引揚げ、帆は白布相用候、公儀御軍艦は中黑の細旗を中帆柱へ引揚候間、諸家に於ても大艦出來次第、家々の船印公儀御船印に不ㇾ紛樣、取調べ雛形を以て可ㇾ被ㇾ相伺候、

船廠及製鐵所船渠

〔海軍歷史六長崎製鐵所〕安政二乙卯年七月、長崎ニ於テ海軍傳習ノ事始リシニ、差向蒸氣器械ノ仕替幷ニ手入等ニ難ㇾ欠必用ノ諸具無ㇾ之テハ、損所等出來ノ節ハ差支アルヲ以テ、永井玄蕃頭在崎中政府へ申立、右諸道具類ヲ和蘭ニ注文セシ處、翌々巳年ニ至リ、諸工師モ來著シ、諸品モ持渡リタルニ寄、其節在勤ノ奉行水野筑後守、荒尾石見守ヨリ伺ノ上、稻佐郷飽之浦ノ地ヲ相シ、同年十月ヲ以テ起工シ、製鐵所ヲ設クルニ至レリ、其工事ハ和蘭國機關方士官ハルデス、首トシテコレヲ擔任シ、會計及ビ其他ノ事務ハ永持亨次郎專ラ董率ノ勞ヲ執レリ、文久元年辛酉四月ニ至テ始テ竣工ス、當時ノ載籍多クハ散佚シ、頗ル詳明ヲ欠ク、今僅ニ是ヲ蒐摭シ、其概略ヲ示ス、〇下略

〔海軍歷史二十一橫濱及橫須賀製鐵所創設〕慶應元乙丑年正月、ウエルニーノ上海一ニ寧波ニ作ルヨリ來著スルヲ以テ、佛公使及我老中以下諸員ト、船廠起立方案ヲ議定ス、是ニ因テ公使ハ、ウエルニーヲシテ、客歲以下此ニ至ルマデ、其議定セシ要旨ヲ逐次條記セシム、通計八節、後チ之ヲ橫須賀製鐵所

起立原案ト稱ス、其撮譯左ノ如シ、

第一節　船廠起立端緒　日本政府ハ船廠起立ニ先ダチ、至急施行ヲ要スルモノハ、一ノ工廠ヲ横濱ニ設ケ、現時所有ノ工作機械米國ヨリ購入セシモノナリト云フヲ据附ケ、以テ艦船修理ノ工ヲ起シ、併セテ其邦人ヲシテ、西式工業ヲ習肄セシムルニ在リ、是ニ因テ佛國海軍士官ヲ雇入レ、以テ其事業ヲ擔當セシム、然レドモ著實ナル邦官ヲシテ之ヲ調理セシメザレバ、其功ヲ奏スル能ハザルモノトス、其建築ハ今ヨリ一箇年内ニ竣工セシメ、其經費ハ船廠起立費ヨリ支出スルモノトス横濱工廠設立細目ハ、第二節、第八節ニアリ、而シテ船廠起立ニ至テハ、縦使其規模ヲ狹少ニスルモ、船渠二條、船臺三基ヲ設ケ、佛人四十名、邦人二千名ヲ使役セザル可カラズ、故ニ之ニ適スル廳舍工場ヲ設クルニハ、十八エクタールノ平地、及若干ノ附屬地ヲ要ス、而シテ其地タルヤ、横濱ヲ距ル南緯十數里、ポーハタン港トマルシー岬ノ中間ナル横須賀灣ヲ以テ最良トス、方今ノ測量圖ニ據レバ、北緯三十五度十七分零五秒、東經英國[illegible]ヨリ算スルモノ百三十九度五十四秒トス、灣口北ニ面シ、大約三百メートル、後チ灣口ノ山嘴チ削リ、其幅員四百八十メートルニ至ル、灣内廣闊、南ニ延ビテ更ニ東折シ、延長二千メートル、水深六メートル乃至二十メートル方今ノ測量圖ニ據レバ、灣内廣濶二百十三萬四千二百五十五メートル平方ニシテ、水深九メートル乃至二十三メートル、潮候時五時二十四分、干滿差二メートル百ミリトス、丘山圍繞シ、風濤恬然、以テ船舶ヲ泊スルニ適シ、且ツ其地質ノ粘土ナルニ因リ、山ヲ毀チ海ヲ塡メ、船渠ヲ開キ工場ヲ設クルニ便ナリ、而シテ其隣灣ニ界スル丘山三ケ保岬以南連綿一帶ノ岡巒チ云フニ傍フテ、延亘千メートルノ平地アリ、玆ニ小流ヲ通ジ、新井ヲ開カバ船廠ヲ起スニ足ル、其經費ハ二百四十萬弗、其建設ハ四ケ年ヲ以テ竣工ヲ告グルヲ得ベシ、○中略

第八節　船廠起立結果　此原案、前各節ニ掲グル事項ヲ結行シ、果シテ起案者ノ主意ヲ誤ル無ク、終ニ完成ノ結果ヲ得ルニハ、左ノ順序ニ據ル可キモノトス、　横濱工廠ハ力ヲ用ヒテ、速ニ之ヲ建設シ、以テ艦船修理ノ用ニ供シ、兼テ横須賀船廠築造ニ需用スル器具ヲ製作セシム可シ、其

經費ハ工廠建設ニ於テ、洋貨三萬弗ヲ要シ、初起一ヶ年間ノ工業（材料買收及工夫賃額ヲ合算スルモノ）ニ於テ、五萬弗ヲ要スルモノトス、横濱工廠建設中ニ當リ、横須賀ニ於テハ先ヅ山地伐取、海岸埋立ノ土工ヲ興シ、次デ家屋及工場各々二棟ヲ新設シ、以テ吏員工夫ト機械物品ヲ容ルヽ所ト爲ス可シ、邦官ヲシテ横須賀灣測量圖ヲ製セシメ、兼テ船廠建設ニ要スル、各種ノ材料若干（花崗石、青石、及ビ石灰石千メートル立方、火山灰三千メートル立方ノ類、）ヲ購入スル準備ヲ爲ス可シ、　前項ノ準備整頓セバ、日本理事官ヲ佛國へ派遣ス可シ、是我船廠起立ニ關シ、佛國海軍各廠ノ技師工手ヲ雇入レ、機械物品ヲ買收シ、其他陸軍傳習事項ヲ該政府へ照會スルガ爲ナリ、而シテ其派出期限ハ本年七八月（我閏五月中旬ヨリ七月上旬ニ至ル）之間ニ在ル可シ、該理事官ノ馬里塞港へ至ルヤ、此原案編製者ハ茲ニ之ヲ迎テ、共ニ土侖船廠ニ赴キ、其工業ノ狀況ヲ説明シテ、我船廠創立ノ參考ニ供シ、次デ巴里府へ誘ヒ、國書ヲ佛國政府ニ致シ、以テ其使命ヲ通ズルノ手續ヲ爲スモノトス、　日本理事官ハ、前項使命ヲ通ズルニ當リ、佛國政府へ左ノ三件ヲ照議シ其承諾ヲ得テ、之ヲ擧行スルモノトス、但其擧行ノ手續タル、該國海軍士官ニ委托スルヲ要ス、

第一、我船廠起立原案ヲ佛國海軍ミニストルニ致シ、其檢閲ヲ請クル事、

第二、我船廠ノ首長タル可キ佛國海軍アンジエニヨール官一名ヲ借受ル事、

第三、我船廠ノ首長タルアンジエニヨール官ハ、佛國海軍各船廠ノ技師工手ヲ選拔シテ、我船廠へ雇入ルヽヲ得ル事、

日本理事官ハ、佛國政府ヨリ前項ノ承諾ヲ得テ、我船廠ノ首長タル可キアンジエニヨール官一名ヲ擧ゲテ、之ヲ其所屬ト爲シ、百事ヲ幹旋セシメ、居ヲ巴里ニ設ケ、各地船廠ニ就テ技師工手ヲ雇入ルヽモノトス、而シテ其雇入ノ順序タルヤ、先ヅ副アンジエニヨール官、機械部長、建築部長、各々一員ト、會計長一員トヲ撰擧シ、直チニ之ヲシテ我船廠ニ係ル事務ヲ執リ、幷ニ註文機械ノ

圖案ヲ製セシメ、以テ各商社ニ向テ製造條約ヲ締結シ、次デ我船廠建築ニ要スル機械物品ヲ買收シ、該工業ニ關スル頭目工手ヲ雇入レ、十月（其一日ハ我八月十二日ニ當ル）ニ至リ之ヲ同載シテ、第一期運送ノ帆船ヲ發ス可シ、此時建築部長ハ蒸氣郵船ニ搭ジ、先キダチテ日本ヘ來航シ、第一期船ノ來著ニ迨ビ、首トシテ工場建築船渠開鑿ニ著手シ、次デ倉庫及佛人居住ノ官舍ヲ經營スベシ、　日本理事官一行ハ、其事務ヲ結了シ、概略千八百六十五年十二月（其一日ハ我慶應元年乙丑十一月十四日ニ當ル）ヲ以テ、佛國ヲ發ルヲ得可シ、而シテ購入機械ノ最後送附ス可キモノト雖ドモ、千八百六十六年三月（其一日ハ我慶應二年丙寅正月十五日ニ當ル）ヲ以テ、悉皆佛國ヲ發出シ、首長ハ千八百六十七年ノ歲首（一月一日ハ我慶應二年丙寅十一月廿六日ニ當ル）ヨリ、船廠建築工業ニ從事シ、工場及船渠ノ落成ニ從ヒ、造船工業ヲ起シ、千八百六十九年（其一月一日ハ我明治元年戊辰十一月十九日ニ當ル）ニ至リ、大船渠ヲ落成シ、各工場ヲ整理シ、日本衆工ヲシテ各自其分業ヲ執ルニ堪ヘシメ、茲ニ始テ横須賀船廠ノ完成ヲ告ゲ、以テ日本海軍ノ實用ヲシテ充分ナラシム可シ、○中略同年正月廿九日、製鐵所掛リ老中水野和泉守（忠精）若年寄酒井飛驒守連署ノ條約書ヲ公使ヘ授附ス、其文如ㇾ左、

製鐵所約定書　今般横須賀灣ヘ佛蘭西國ノ周旋ニ依テ、製鐵所ヲ取建ルニ付、公使ヘ商議セシ處、上等器械官ウエルニー、最モ其技ニ長ジタルヲ以テ薦揚セラレ、アドミラール厚情ヲ以テ、上海ヨリ右ウエルニーヲ呼寄ラレ同意シタリ、之ニ依テ爾後ノ爲メ約スル所ノ條目左ノ通、

一製鐵所一個所、修船場大小二ケ所、造船場三ケ所、武器庫及役人職人等ノ役所、共ニ四ケ年ニシテ落成ノ事、○中略

一製鐵、修船、造船ノ三局取建、諸入用總計凡高一ケ年六十萬ドルラル、都合四ケ年二百四十萬ドルラルニテ落成ノ事、　但佛蘭西政府ヘ約定書相屆候上ハ、右ノ六十萬ドルラル取揃置ベク、猶四ケ年ノ間年々納方ドルラル差支不ㇾ申樣可ㇾ致事、

右ハ兩國政府ノ允准ヲ經テ、公使オイテハ其上等器械官ウエルニーニ專任ヲ命ゼラレ、我等ニオイテハ勘定奉行松平對馬守、軍艦奉行木下謹吾、目付山口駿河守、栗本瀨兵衛、幷淺野伊賀守ニ專ラ其取扱ヲ命ジ、只願成功ヲ要スルモノナレバ、互ニ彼我內外ノ間隔ナク、懇誼ヲ本トシテ取極ムルモノ也、

元治二丑年正月廿九日　水野和泉守花押　酒井飛驒守花押

〔海軍歷史二十二橫濱及橫須賀製鐵所創設〕此數節、栗本安藝守今の鋤雲氏の手錄せる、橫濱半年錄と名づくる冊子に載たり、頗る橫須賀造船所開設の原由を知るに足るを以て、借抄して爰に揭ぐ、○中略

閣老水野和泉守、參政酒井飛驒守が命を以て、佛公使、同水師提督と議し、其推撰を以て、同國蒸氣學士ウエルニーヲ上海より召寄せ、追々談判を遂げるの末、終に同人を傭ひ總裁とし、相州橫須賀灣に於て、彼國地中海に在る、ツーロン製鐵所の式に依り、其規模を三分の二に縮め、製鐵所一ヶ所、ドック大小二ヶ所、造船場三ヶ所、武庫廠廨共に、全四年にして成功し、其費用は凡一年六拾萬弗、四年總計二百四十萬弗を用ゆ可きを約し、於是大日本帝國に於て、始て造船、製鐵、船渠の大事業を起したりし、

〔兵法神武雄備集四十五船戰〕一船數之事

傳云、陰船、陽船、將船、斥候船、盲船、捨船、水船、雜船、けいご船、順搶船、合圖約束船、大かた如此也、　私に云、船數幾艘とりならす、さだまりたる事にてはあらざれ共、大概可入船此通りなれば、是によつて船の大小こしらへやうなど色々のかはり可有之、

〔能島家傳一〕兵船造樣之事

一大將乘船の事、あたけ作なり、足を强作なり、廻りの緣に楯を一枚づゝに蝶つがひにして置、敵懸る時引上、かけ金をしてかこふものなり、尤さまを切、鐵炮を可擊なり、是は下のかこゐ樣な

り、敵船へ乘移る時、右のかけがねをはづし、敵の舟への橋にして乘移樣にしてよし、其上に矢倉を張、脇は取はなしにして天井ばかり張なり、扨身の隱る丶ほどに楯の板貳尺計に張、矢間を切て上下より鐵炮を打べし、敵舟へ乘移時、矢倉より鐵炮を打、其勢をもつて乘取なり、面に太鼓の矢倉、どうの間には大將の矢倉、艫に鐘の矢倉有、舟のかざり楯の板は上狹にするなり、弓鐵炮も直なる時はぬけやすく、內へなびきたるは不貫、第一舟の足もろくなれば弱、內へほそめば强し、大將の乘舟は如繪圖有、○本書卷末有圖、今略之、中にたつるが、此舟は海上の城なる故に、總矢倉、左右胴壁作、祠ウシ箱（舟の作やう也）置ともに押廻しの大船なり、人多乘舟なる故、面龜の甲作りの舟は常のひさしの樣に作るなり、つり楯は輕楯なり、面左右戶を立る仕樣も有也、口傳、龜の甲の口に中筒見て可置、無臺はいかゞ、用捨可有、矢倉の上楯のかき樣、右の仕樣同前、高サ大形人の居たけにてよし、高きを嫌、

一大將乘船の替船、大形右同前、かこひは見合たるべし、乘船の左右を不離樣に可押、

一軍奉行の船は、小早作りなり、足輕く作也、かこひ樣輕かこひにすべし、

一大組武者乘船は、三四百石以上の船を、面は龜の甲、此船の仕樣、舟梁中三所に柱を立るなり、中の柱長三尺餘、左右貳尺ばかり、扨三の柱へ貫を通し、開つぼまざる樣に、とめせんをさし、からかひの中よりむな木を渡し、左右はからかひより壹尺ばかり程さげて木を渡し、上葺は椋板なり、如此調れば龜の甲形に成故に、龜の甲と云なり、向左右には輕楯を用よし、左右の垣は胴より表はかけはづしの楯なり、此楯の板の內はかけばりにすべし、扨楯の下には內より懸金にて丈夫に拵、上をも懸金にして敵船ちかく成て、早かきを敵舟へ投懸、此楯の上の懸金をはづし楯に用小もの綱に口傳有、尤此楯上より內のかこゐ樣口傳有、

一鐵炮舟の事、世には大船にて大筒をうつといへり、當流には小早、或獵舟にて大筒を打しむ、い

かんとなれば、大筒を大船にて數多うつ時は舟損ずるものなり、殊に一放しにて烟ふかく見えわかり難き故、小船に大筒二三挺ヅヽ仕懸て、敵合遠左右に廻り打べし、此船かこゐ樣口傳、敵合遠くば大筒にて先を押させ、近くなりて敵の左右へ響かせ、次に小筒を以打しむ、小筒舟は貳三百石以上の船をよくかこゐて、大筒船の次を押行べしかこゐ樣條々口傳、

一射手船の事、貳三百石以上の船を用べし、此船矢倉舟なり、矢倉のかこゐ樣口傳、弓は敵合とをく共、貳十間の內外なり、敵の鐵炮の恐れなき樣にして、射手も數人乘て敵合近して矢數をいさせぬれば大に利有、故に大船を用ひ、弓をば矢倉より射させ、下にては小筒打べし、

一長柄船の事、百石以下の船を用ゆべし、小船を用る心得は、鐵炮弓にて先を押、長柄は敵と舟を雙ての取合なれば、武者せり合の有時、味方の武者を救はしむべし、故に小舟を用て敵の前後左右へまわり戰べし、尤弓小筒組合て宜、摠而此三者の船は、時により所に依て舟の大小用べし、強て法に拘るべからず、

一近習乘船の事、見合て可用、何も關舟の拵は、垣より外に輕楯を用、內に幕を走らかすべし、尤面は龜の甲なるべし、垣より外に輕楯或外幕を走かす事は、楯を舟楯に用る時の障に成べし、其心得にて、舟によりて內外の用捨有べし、口傳、

一斥候舟は小早なり、天とうの如し、いかにも輕楯にかこゐ樣輕かるべし、又獵船をも可用、

一丸木船かこゐやうの事、牛の革にて舟の上を包み廻し、前後の眞中に四尺ばかり成木を立、夫にけたを渡し、其上に右の革をはるなり、是は敵の大船へ押寄、かすがいにてもやひ、敵の舟腹を切貫方便によし、世上にいへる盲船のごとし、

〔兵要錄二十一戰艦〕一大船搖櫓遲、小船漿櫓甚利、其重而遲者爲體、其輕而利者爲用、故有樓船而無走舸者、譬如腹心之無四支也、有走舸而無樓船者、譬如四支之無指爪也、此其所以大小船兼備而戰勢無

欠缺也、

一、闘船之制、其材貴堅緻、要其板厚其釘密、凡造船之制、其底尖、其上闊、其首鋭、其尾高聳者、利衝風破浪、而弊巨浪傾側、其胸張開、其底平闊者、雖無傾側之弊、其行不便捷、今造船者事得其中制、而無弊鈍之憂矣、然大船只要無傾側而堪巨浪、小船只要衝風冒浪旋轉快便矣、其體用正奇之用、各有所取故也、

一、巨艦者用複板造之、外面覆以銅鐵葉、（用鐵者、或漆之、或塗燒鐵臘、使金性不損、）或裹板用鐵葉生牛革、以防火砲、

一、用商舶為闘船者、求其不板薄釘稀者、計其船之喫水、水面上設副板、覆背左右皆用厚板、張生牛革為城、或裹以銅鐵、不得悉裹以金革、則其覆背左右以泥塗之、避火船之害矣、

一、船形上闊下尖者、舷上左右置浮板、其形如翼翅、以助其船、雖風濤怒漲、而無傾側之憂也、

一、船底尖而上重下輕者、船底布鉛石、以定傾側、

一、凡帆檣輕便為上、起重旋用機關轆轤、以省人力矣、

一、凡船邊左右搭木牌、（厚三寸、以堅木造之、）牌面張生牛皮、設機關利開塞、（有口占、）牌外更掛鐵幔、內垂帷二重、以避砲箭、

一、船尾架鐘鼓、樹旌旗、船首樹旛幟、置金鼓角、五方標旗在樓上、隨用而聚焉、（有口占、）風起則偃旗、將戰而進者、雖無風唯遺旗一面、餘皆偃、

一、凡船戰者利用大銃、各船多大銃、（鉛子重、自壹十鈞、至五十鈞、）少小銃、樓船走舸各具佛狼機、木革砲、及神箭砲、神龍砲、火矢、火毬、燕尾箭、大小鏢、（子船具火器、有口占、）

一、大船中各設大碇二條、（有口占、）

一、大船中以大桶為井、盛貯清水、井底沈鉛、錫、赤砂、俾水性不損、

一、各船具鉛葉、檜皮、煉脂、鐵鑿、鐵、釘、以備于漏水、（仍置司漏職、）

一大船中具₂聯管板鉤鎌₁、便₂于安載₁矣、

一船中具₂皮席、氈薦、飛泉機器、鐵鎖、長柄箕、長柄火匙₁、以備₂于禦₁火毒₁、

〔鈴録二十〕船制　一謙信流ニ脚ジトミト云ハ、船ノ搆樣ナリ、尤軍船トテ別ニアルニ非レドモ、常ノ船ヲ用テ脚ジトミノ仕樣アルトナリ、御座舟ニハ脚ヅヨヲ撰ムベシ、ユルギナク舟脚ノ早キヲ云、是出來物ナルユヘ、是ヲスグリテ御座船トスルナリ、

〔梅松論下〕建武三年四月三日、太宰府を立て、御進發ありし程に、太宰少貳幷九國の輩、博多の津より纜を解て、兩將は、長門の府中にしばらく御逗留にて、當所より御出舟有、御船の事は、元暦のむかし、九郎大夫判官義經、壇の浦の戰に乘たりし、當國串崎の船十二艘の船頭の子孫の舟なり、義經、平家追討の後、此船にをいては、日本國中の津泊にをいて公役あるべからずと自筆の御下文を今に是を帶す、今度此船を以御座船に定られけるは、尤嘉例に相叶へり、是は長門守護厚東申沙汰する所也、〇中略五月〇中略廿五日卯剋に、細川の人々四國の舟五百餘艘を本船として、なを追風なれば昨日のごとく帆をあげて、敵の踞たる湊川と兵庫の島をば左にみなしてぞはしりける、敵の跡をふさがん爲なり、將軍の御座船は錦の御旗に日を出して、天照太神八幡大菩薩を金の文字に打て付られたりければ、日に輝てきらめきたりし手をときて、浦風に飜し御船を出さる、時は、毎度鼓を鳴されし間、同時に數千艘の舟帆を上て、淡路の瀬戸五十町をせばしときしり合て、更に海はみえず、〇下略

〔兵法神武雄備集四十五船戰〕大將乘替船の事

私に曰、大將御乘船は定て大舟成べし、しかれば乘替の小はや、やかた有を引付置たまふべし、なみかせあらき時は、是に乘移りたまひて、礒ちかき所を、船をおさせたまふとも、又は敵方へ謀略のためにも、萬事の自由よろしからしめん爲也、

〔鈴錄二十〕課造　一舟役ノコト、謙信流ニ、總ジテ海ヲカヽヘタル國ハ、高一萬貫ニ、大船ナレバ二艘、中船ナレバ三艘ヲ脚造ルコト相當ナリ、大船トハ櫓八十挺ダチ、帆十六段引ナリ、廻船ヨリハ帆小シ、廻船ハ荷重クシテ遠走ヲ貴ブ、兵船ハ帆大ナレバ働不自由也、中船トハ六十挺、二十三段引也、給所ハ右ノ高ニ大船一艘ヲ出ス、小船ナレバ二艘ナルベシ、小船トハ櫓三十挺、二十段引也、

〔海軍歷史六長崎製鐵所〕長崎表より相廻候蒸氣御船、御軍艦奉行江引渡候義、申上置候書付、

大久保豐後守

今般長崎表於而、御買上取計差廻候蒸氣、長崎丸御船御上洛御用相成候ニ付而ハ、航海ニ付、彼地より罷越候もの一同、其儘爲乘組置候儀、御軍艦奉行より談判之趣も御座候間、支配定役、幷地役人、其外火焚水夫等、右御船一同、今九日御軍艦奉行江引渡申候、依之此段申上候、以上、

亥文久三年十二月九日

〔海軍歷史二十四賣類及雜項〕西暦千八百五十七年、和蘭國贈與、於長崎請取、　一觀光外車木製軍艦蒸氣百五十馬力　長貳拾九間巾五間○中略

西暦千八百五十八年八月、英吉利國より贈與、於品海請取、　一蟠龍内車木製軍艦蒸氣六十馬力　長貳拾三間餘巾三間三尺五寸○中略

文久元酉年、東都於石川島製造取掛、元治元子年迄、四ヶ年目ニシテ落成、　一千代田形内車木製軍艦蒸氣三拾七馬力　長拾七間三尺餘巾貳間貳尺餘○中略

西暦千八百五十七年、於長崎請取、和蘭國より買上、　價拾萬弗　一咸臨内車木製軍艦蒸氣百馬力　長貳拾六間壹尺九寸巾四間壹尺三寸○中略

西暦千八百五十八年、於長崎請取、和蘭國より買上、　價拾萬弗　一朝陽内車木製軍艦蒸氣百馬力　長貳拾六間壹尺巾四間壹尺五寸○中略

文久二戌年中、亞米利加國江誂、亞米利加より、西暦千八百六十六年第一月、横濱江渡來、於同所請取、　一富士山内車木製軍艦蒸氣百八十馬力　長三拾四間壹尺、巾五間壹尺五寸、○中略

和蘭國江誂、慶應三卯年、五月十九日、於橫濱請取、　一開陽内車木製軍艦蒸氣四百馬力　長四拾間巾六間半　大砲三拾五挺、乘組五百人トス、○中略

原名イーグル
一回天外車木製軍艦蒸氣四百馬力　長四拾三間巾七間○下略

〔海軍歷史五海軍傳習〕荷蘭新教師、崎陽著後ヨリ、歸國ニ迄ル傳習ノ始末、安政五戊午年五月三日、蒸氣三桅艦エド號長崎ニ入ル、此艦和蘭ヘ求メ、咸臨艦同一之形ヲ以テ、造製ヲ依賴セシ所ナリ、當年咸臨艦ヲ江戸ニ廻シ、此地傳習艦ニ乏シキ處、幸ヒニシテ此艦入津、大ニ敎授ニ便ナリ、後命名シテ朝陽艦ト稱ス、

〔太閤記十三〕朝鮮人々數賦之事〇中略

敬白起請文前書之事〇中略

一物見之疾舟、一大將より二艘づゝ出し可申事、〇下略

〔能島家傳三〕物見棲樓の事

一栖樓舟とて、舟に井樓くみたるは利少し、故に當流には物見せいろうとて、面の間に左右の垣立に柱を堅メ、綱にてつり棲樓にする也、此樣に口傳、

〔兵法神武雄備集四十五船戰〕盲船と云は、四方にさまもなく、窓へ楯を以てかこひ、天井にも板か竹にて覆をいたしたる船也、船戰の秘事なり、

〔續武將感狀記〕大坂ノ冬陣ニ、〇中略源君〇德川家康守隆〇九鬼ニ命ジテ、新橋ノ隅矢倉ヨリ所發ノ佛狼機ヲ捍シム、守隆、盲船ヲ造リテ水底ヲ潜行シ、終ニ佛狼機ヲ以テ隅矢倉ヲ打破リ、此ヨリ盲船ノ法世ニ傳ルハ、九鬼家ノ始テ所製也、

〔難波戰記三〕大坂ト關東和睦取組附盲船之事

九鬼長門守守隆、難波橋ノ船入ヨリ盲船ヲ入テ、鐵砲ヲ城中ヘ打入サス、向井將監忠勝、千賀與八郎政次、小濱民部少輔善隆等同ク相進ム、抑今度九鬼ガ支度シケル盲船、尋常ニ事替レリ、先胴壁天井トモニ竹束ヲ以テ丈夫ニ圍ミ、舳先ト艫ト二箇所ニ口ヲ開、取楫面楫ドモニハ四ケ所ニ口ヲ開キ、引戸ニ拵ヘ、戸口ニ打鎗ヲ付、天井ヲ笘ノ如ク竹束ヲ以テ葺キ、逆櫓ヲ立テ、打鎗ノ本ニ六

艦形

尺計ノ鎖ヲ付ケ、其先ニ細引ヲゾ付タリケル、船揩異形ニシテ、船中ノ軍兵手モ負ハズ、味方ノ働自在ナリ、

〔兵法一家言〔三 操練〕〕予〔佐藤信淵〕ガ阿州ニテ工夫シタル自走火船ハ、諳厄利亞船ヲ焼打スルニハ、極テ酷烈ナル者ナリ、所謂予ガ自走火船ハ、火薬ヲ以テ船ヲ走ラシムルヲ以テ、風波ノ逆順ニ拘ハラズ、直行スルコト矢ノ如ク、須臾ニ五十町ノ外ニ至ル、且數船ヲ連進スルノ法有リテ、衆ノ火船自ラ賊船ヲ圍繞シテ焼打シ、其火ヲ發スルニ及テハ、數十ノ火矢ト烽焰ヲ震發シ、紅焰天ヲ焦シテ黒烟地ヲ覆フ、絶テ人力ヲ勞スルコト無クシテ、意外ナル大功ヲ成ス、此業ヲモ年々一兩度ヅヽ操練シテ置クベシ、防海第一ノ火術ナリ、海國ハ鯨船、地引舟等ノ、用ニ任ザル古舟ト雖ドモ、此ヲ乾燥テ貯置ベシ、自走火船ヲ製スルニ必用ノ物タリ、五艘一連、七艘一連ハ費多キヲ以テ、二艘カ三艘ヲ一連トシテ操練スベシ、此物少シモ人力ヲ用ルコト無クシテ勁敵ヲ破ル、信ニ前人未知ラザル所ノ火攻方ナリ、

〔兵法新論〔十五 水戰〕下〕一病人船一軍ニ一艘アリ、早船一二艘ヲ附シ、常ニハ兵粮船ノ早船ト同ク水薪ヲトリ、又陸ノ買物、小使ニ給ス、戰アル時ハ、死傷ヲ受取テ療船ニ移ス、其標旗皆養ノ字ヲ染ヌキタルヲ建ル也、水薪ヲ採リ買物ニ行時ハ、別ニ其陣々ノ色様ノ旗ヲ建テ混亂スル事ナカラシム、

〔海軍歷史〔一 海軍創立ノ起因〕〕天保九年戊戌六月、水戸烈公〔徳川齊昭〕侍臣ニ命ジ、西洋之式ニ倣ヒ、一軍艦ヲ造リ、日立丸ト名ヅケ、以テ海防ノ用ニ備ントス、〔長廿四間、幅三丈八尺七寸、〕然レドモ其祖法ニ觸ルヽヲ以テ、幕議之ヲ許サズ、僅ニ雛形ノミニシテ止ム、當時青山延于記スル處ノ跋文アリ云、

跋日立丸後

天保戊戌夏六月、我黄門公、命臣小納戸淺沼廣壽、臣白須利和、據西洋戰艦圖式、造木樣一隻、長九尺、闊二尺五寸、船傍穿銃眼數十、上設譙樓、建帆檣、其制精密堅緻、不異眞船、二臣極力覃思、百有餘日而

成、榜曰日立丸、譙樓旗幟之制、雖以本邦之制、畫葵章以爲徽號、異日我公、倣此制造大艦、欲以備海防之用、夫我常之地、瀕海數十里、異船出沒、萬一北虜來侵、本藩必當被衝突之患、幸賴公之深謀遠慮、戰艦有成、防禦無闕、闔國將受公之賜、姑書以爲左券云、是歳十一月晦、臣扈從管括青山延于、拜手稽首敬書、

造兵船例

〔日本書紀 三神武〕乙卯年三月己未、徙入吉備國、起行宮以居之、是曰高嶋宮、積三年間、備舟檝、蓄兵食、將欲以一擧而平天下也、

〔日本書紀 九神功〕九年〇仲哀四月、皇后〇神功、中略謂群臣曰、夫興師動衆、國之大事、〇中略上蒙神祇之靈、下藉群臣之助、振兵甲而度嶮浪、整艫船以求財土、 九月己卯、令諸國集船舶練兵甲、

〔萬葉集抄 五〕私云、攝津國風土記云、美奴賣松原、今稱美奴賣者、神名、其神本居能勢郡美奴賣山、昔息長足比賣天皇〇神功幸于筑紫國時、集諸神祇於川邊郡内神前松原、以求禮福、于時此神亦同來集曰、吾亦護治、仍諭之曰、吾所住之山、有須義乃木、各宜材採爲吾造船、則乘此船而可行幸、當有幸福、天皇乃隨神教、遣命作船、此神船遂征新羅、一云、于時此船大鳴響如牛吼、自然從對馬海還到此處、不得乘、仍卜占之曰、神靈所欲、乃留置、還來之時、祠祭此神於斯浦、幷留船以獻神、亦名此地曰美奴賣、

〔日本書紀 二十六齊明〕六年十二月庚寅、天皇幸于難波宮、天皇方隨福信所乞之意、思幸筑紫將遣救軍、而初幸斯、備諸軍器、是歳欲爲百濟將伐新羅、乃勅駿河國造船、已訖挽至績麻郊之時、其船夜中無故艫舳相反、衆知終敗、

〔續日本紀 二十二淳仁〕天平寶字三年三月庚寅、太宰府言、府官所見、方有不安者四、據警固式、於博多大津、及壹岐對馬等要害之處、可置船一百隻以上、以備不虞、而今無船可用、交關機要、不安一也、〇中略勅、船者、宜給公糧、以雜徭造、 九月壬午、造船五百艘、北陸道諸國八十九艘、山陰道諸國一百卌五艘、山陽道諸國一百六十一艘、南海道諸國一百五艘、並逐閑月營造、三年之內成功、爲征新羅也、

〔小右記〕寛仁三年五月廿四日庚辰、帥納言〇藤原隆家消息書、今月十日書今日到來云、追討刀伊賊之兵船未歸來、仍重不言上、歸來之後可上、府解、兵船等自壹岐向對馬了者、其後不聞案內、疫癘方發無爲術、但止萬事、令造兵船戎具等、令勤行要害警固事、追討刀伊之官軍等、皆府無止武者等、而于今不歸來、太以鬱歎者、

〔信長公記〕六元龜四年五月廿二日、佐和山へ被移御座、多賀山田山中の材木をとらせ、佐和山麓松原へ勢利川通引下し、國中鍛冶、番匠、杣を召寄、御大工岡部又右衛門棟梁にて、舟之長さ三十間、横七間、櫓を百挺立させ、艫舳に矢藏を上、可致丈夫之旨被仰聞、在佐和山なされ、無油斷夜を日に繼仕候間、無程七月五日、出來訖、事も生便敷大船、上下驚耳目如案、

〔續武將感狀記〕信長、本願寺門跡光佐ニ大坂ノ城地ヲ請ヒ求ム、光佐不許、信長怒テ大軍ヲ以テ攻ムトイヘドモ利ナシ、〇中略於是信長志摩ノ九鬼右馬允喜隆ヲシテ其漕輸ヲ斷シム、喜隆ハ伊勢、尾張、志摩ノ海上ニテ舟師ニ長鍊シ、巨艦ヲ造テ日本丸ト號ス、コレヲ見ルニ高樓ヲ泛ベタルガ如シ、〇下略

〔北條五代記〕七駿河海にて船軍の事

氏直、伊豆の國にをいて、軍舟を十艘作り給ひぬ、是をあたけと名付たり、一方に櫓二十五丁、兩方合五十丁立の兵船也、常にひとりさぐる鐵炮にて、十五間前に板を立、玉のぬけぬ程に、むくの木板をもて、舟の左右艫舳をかこひ、下に水手五十人、上の矢倉に侍五十人有て、矢ざまより弓鐵炮はなつ樣に作りたり、舳さきに大鐵炮を仕付をきたり、

〔倭訓栞〕中編阿一あだけ〇中略　舟にあたけ丸といふも、安宅丸とかけれど、仇氣の意にや、あたけの太船とも見へたり、龍頭づくりのよしいひ傳へり、伊勢通、一色のあたりに、あだけといふ所あり、又あだてといふ船あり、薩摩にてあさつていといひ、肥前豐後より來るといふ、

〔鈐林日知錄三〕巨艦の制　天正年間、豐臣、武田、北條氏等、皆安宅丸の設あり、安宅は當時大船の通稱なりしなり、

〔太閤記十三〕朝鮮陣爲御用意大船被仰覺

一東は常陸より南海を經て、四國九州に至て、海に添たる國々、北は秋田坂田より中國に至て、國之高拾萬石に付而、大船二艘宛、用意可有之事、〇中略

一藏納は高十萬石に付而、大船三艘、中船五艘宛作り可申之事、

一舟之入用、大形勘合候而、半分之通算用、奉行方より請取可申候、相殘分は、舟出來次第、請取可申之事、〇中略

右條々無相違令用意、天正廿年之春、攝州播州泉州之浦々に、令着岸、一左右可有之者也、

天正十九年正月廿日　秀吉

〔甲子夜話六十五〕豐太閤朝鮮軍令ト題セシ小册ヲ蒼庵藏ム、ソノ本ハ摸本、筑紫佐渡守家傳ト水府彰考館ニテ寫シ藏シ所ナリ、予〇松浦靜ガ家ニモ此時ノ文書殊ニ多シ、今悉ク記臆セザレバ、見シマヽニ迻錄ス、定テ家傳ト重複タラン、

豐太閤朝鮮軍令

覺

一安宅船のさしづ、九鬼大隅かたより相越候、就ては九鬼一分としてははか不可行候間、慥成奉行被相付、早速出來候樣に可被入精候事、

一右之舟、九鬼申付候、入用以下成かね候ば、米五百石も千石もひきかへ可遣由申聞、先五百石計も可被相渡事、

一伊勢大神宮森の外は、何方にても船の木有之所、見たて次第きらせ、船につくらせ可申候、但む

ざときり候ては不ㇾ可ㇾ然候、船に入候程相渡し、其外はかくあいとゞめべく候事、

一九鬼一分としてさへ、如ㇾ此の船可ㇾ造由申越候間、此繪圖程之船十艘、先つくらせらるべく候、就て三左衞門、中村、堀尾、山內、松下、德永、原、吉田、一柳、田中、此者共に被㆓申付㆒分限々々に隨ひ、一艘二艘づゝうけとり、來年三月以前に造立、其奉行之名字を船之額に打可㆓相越㆒事、

一十そうの船材木、伊勢と熊野の間ゑんま大杉と申所に可ㇾ有ㇾ之由候、九鬼留守居共可ㇾ爲㆓案內者㆒候間相尋、大鋸杣を入、船うけとり〳〵の奉行をつけ、船板にひかせ可ㇾ申事、

一富士山にても、船板同かこひの板以下、杉檜楠見合、手まはしよき所にて、船につくらせ可ㇾ申候事、

一船のしきの板は、熊野にても富士にても可ㇾ取ㇾ之事、

一餘の所の材木たらす候はゞ、木曾より川端へ出置材木共、右の船板は可ㇾ成木候はゞ、是をも可ㇾ遣ㇾ之事、〇中略

一右十艘船入用事、國々に御臺所入被ㇾ成相渡候義は、かやうの爲に候條、船造候手より〳〵にて、大工、かぢ、大鋸、杣の飯米作料として、下行可ㇾ有候事、

一國々に相殘有ㇾ之御藏米の俵も、此度之事に候間可㆓召遣㆒事、

一船大工、かぢ、おが、そまの事、九鬼大隅船に召遣候外、伊勢の國の分、幷美濃、尾張、三河、遠江、駿河、悉付立可㆓召遣㆒、右之船大工、大鋸、杣にとりかへとして、國々にて、先三石成共五石成共、見合可ㇾ遣事、

一船のつなかゞすのをの事、甲斐信濃にて日余の貢かいを相止、其所の藏米にて成共、金にて成共、たちね次第に可㆓買調㆒事、

一鐵餘多入候間、くぎのかすがひ仕候間、かぢ共、かまくわの外、別のしごと、一切あいとめ可ㇾ申事、

一大佛にあつめ置候、刀かりの鐵共、右之船に可㆓召遣㆒候、中國にても可㆓召置㆒候間、注文早々可㆓差越㆒

事、

一今度奈良借に付て出し候金銀、これらをも右之船々用に入事候は、可相渡事、

一船出來次第に、下づみに、かこひの板共をもつむべく候、其外にもかろく候はゞ、兵粮つみ可下事、

一伊勢、三河、尾張、遠江、駿河、和泉、攝津國、播磨近郷浦々のかこ共殘候間相改、有次第、右之船共之かこに可被申付候、就ては御かし米之儀可遣事、〇中略

一船造候奉行共、其國々のものは、其所にて仕儀に候間、不及是非候、伊勢へ相越候者は、手代人兵粮以下、其所々藏米を可借遣候事、

一藏米にても金子にても、手より〳〵にて相渡し、苧鐵可召置候、加賀越中御臺所入にても、可買調の由、孫四郎に可被申付候事、〇中略

一江戸大納言にも、大船造べきの由、其方可被遣朱印候、於于名護屋家康に可被仰聞候間、猶可申越候事、

右條々、委曲羽柴下總に被仰含候、以上、

十月十日　御朱印秀吉

關白殿秀次

〔神都名勝誌三〕大湊町〇中略　此湊古より廻船を支配せしにより、延元四年、義良親王奧州下向の御時、五十餘艘の大船を調進し、文龜元年、北條早雲の用を蒙り、天正元年、織田家岐阜在城の節も亦軍船を拵じ、文祿年間朝鮮の役にも、九鬼長門守嘉隆、豐臣家の命を受け、此の所にて軍船を造作せし事あり、

〔慶長日件錄〕慶長九年四月十六日、主計頭〇加藤清正舟新造也、事外之大船之由聞及之間、五郎左衞門

爲二案内者一見物ニ行、〇舟橋秀賢 船之長二十間、横五間餘歟、船中座敷三重、十六疊之間有レ之、風呂等有レ之、驚二目事一、中々筆舌非レ盡者也、於二船中一有二振舞一、船中浦景、夕陽雲閑、最可レ愛時節也、及二黄昏一歸宅、

〔海軍歷史一海軍創立ノ起因〕伊勢守部〇阿下附 石河土佐守、松平河内守、堀織部、竹内清太郎江、

覺 大船其外御製造方之義、大要左之通可レ被二相心得一候、大船之儀、水戸殿家來江申達、雛形も出來候に付、右之者江引請、製法被二仰付一候積、且浦賀表に於て、此節造立被二仰付一候御船之義も出來候上、當地江取寄役々見分致し、是又數艘製造可レ被二仰付一候、

一蒸氣船は松平薩摩守家來、江川太郎左衞門手ニ付、先御試之爲、壹艘造立被二仰付一候間、右出來之上ハ、數艘可レ被二仰付一候、

一押送形御船之義、是迄向井將監御預、海。船。修。行。と唱候押送形壹艘之外無レ之、外組江も一艘づゝ製造、御預被二仰付一候積、相達置候得共、差向非常御備、且大砲船打調練之ため、堅實之御船、早速製造被二仰付一候間、船形見込、御鐵砲方打合、早々取調申聞候樣、御船手江申渡候に付、右申立之趣を以、數艘製造可レ被二仰付一候、一體大船蒸氣船等出來候はゞ、御手厚之義には候得共、製造方等も大造之義に付、明日にも相掛出來候共、其上乘馴候間合も急速相整申間敷、夫迄更に御備船無レ之候而は、如何にも御手薄之義に有レ之、押送形は、早速にも出來、大砲打方も相成候趣に付、先づ押送形に而、堅材を以丈夫に打立、差向御備に相成候樣可レ被二心得一候、

一實製端船之義は、當時松平土佐守小人中濱萬次郎義、異國より送越候節、乘來り候船、長崎表より取寄、同所に罷在候船大工をも呼寄候間、大船形に倣ひ、製造可レ被二取計一候、

一内海御臺場附御船之義、何れ右場所御備向引請之者、可レ被二仰付一候間、右之面々より申立候次第も可レ有レ之哉に付、船形等見込を以、製造可レ被二仰付一候、

右之通、大小御船、向々江引合、一時に御製造被二仰付一候間、其方共儀は、諸手之御用、都而引請相心得、

向々申談、諸事差支之義無之様、厚勘辨いたし可被取計候、且又惣體御船員數之義は、海防掛り一同江も申談、得と取調可被申聞候事、

○按ズルニ、本書年月ヲ擧ゲザレドモ、蓋シ安政元年ノ事ナラン、

〔海軍歷史〕二下田港魯人遭難スクーネル船新製ノ始末

安政元甲寅年十一月四日、豆、相、駿地大ニ震ス、此時魯國之軍艦フレガット、ディヤナ號、下田港ニ滯泊ス、突然トシテ海嘯起リ、港内之人家碎壞シ、市中十八ケ町、大抵平原トナリ、加之火ヲ失ス、人口全員三千九百餘名、此中八十五名死亡スルニ到ル、魯艦モ亦此災害ヲ遁ルヽヲ得ズ、終ニ艦底暗礁ニ觸レ、横タハリテ殆ンド覆沒セントス、乘艦ノ全員、働作甚ダ勉メ、幸ヒニ其沈沒ヲ免カルト雖ドモ、艦底大ニ損ジ、如何トモナス可ラズ、海嘯止ミテ皆上陸シ、艦ヲ港内ニ繫グコトヲ得タリ、　陸上モ此災厄ニ逢フテ殆ンド無人之境タラントス、故ニ魯人困難極マリ盡セリ、此時ヤ其本國ニハ歐洲各國ト戰鬪アリ、便宜ノ通ズベキ無ク、シカノミナラズ英艦ノ各國諸港ヲ巡視シ、魯艦ヲ攻擊セント爲スアリ、悠々トシテ其便ヲ待ツベキ時ニアラザル故ニ、我政府ニ乞ヒ、一ノ良港ヲ借リ修復ヲ加ヘントシ、嚴談シテ置カズ、同國戸田ノ良港ナルヲ撿知シ爰ニ入ラントス、我政府モ時災ノ困難、情實ノ默止ガタキヲ以テ、終ニ其請ヒニ應ズ、魯人戸田ニ到リ、屯營シテ敵國ニ備ヘ、下田港ニテノ破艦ヲ以テ回航ス、伊豆御崎ヲ廻リシ際、艦内ニ海水注入シ、防止ス可ラズ、終ニ全ク沈沒シ、片板ヲモ殘サズ、此海ヤ殊ニ水深ク、大抵七八十尋、故ニマタ奈何ントモ爲スベキ策ナシ、乘艦人員ハ端船ニ乘ジ、纔カニ死ヲ脱ス、　魯人之不幸、此不測ノ天災ニ罹リ、且ツ其艦ヲ失フ、災厄重リ到ルトイフ可シ、然レドモ猶勇ヲ鼓シテ敢テ屈セズ、再ビ我ニ需ムルニ、木材鍛工船工ヲ募集センコトヲ要ス、乘組ム所ノ船工鍛工ヲ首メトシ、新ニ造船ノ業ニ從事ス、艦士等勉勵實ニ驚ク可シ、終ニスクーネル、船二隻ヲ造リ、是ニ乘ジテ北海ニ向ヒ去ル、此魯國ノ一大

不幸ヤ、我ガ幸トナリ、我ガ諸工艱苦ヲ經タリト雖ドモ、西洋造船ノ諸法、略ニ是ヲ實地ニ得タルモノ多シトス、假令ヘバ造船ノ初、龍骨ヲ以テ造船臺ニ擠ヘ、首材後材ヲ建テ肋材ヲ植ヘ、船梁ヲ固著シ外板ニ及ブ等、或ハ緊帶諸部ヲ以テ、全體ヲ固メ、外銅板ヲ張ルニ、テールニ浸セシ厚紙ヲ張リ、銅板ニ及ブ等、諸法ノ如キ、我邦ニ傳フルモノ、此時ヲ以テ最始トス、且ツ松根ヲ蒸燒シテ、テールヲ製シ、生麻ニ浸入セシメ、後諸索ヲ絢フ、此他我邦絕ヘテ無キノ處、是ヲ一時ニ備フ、豈ニ邦家ノ幸ト言ハザルベケンヤ、

〔海軍歷史五海軍傳習〕伊勢守江進達　　永井岩之丞

軍艦製造、幷運用方等之儀も、蘭人共傳習爲請居候處、此節之處に而者、蘭人差はまり別而宜く、骨折敎示致候得共、行屆兼候廉々有之候付、コットル船名船壹艘、御打建相成、實物に就、製造方敎示致し候はゞ、巨細之儀共、銘々會得可相成、且本國より之申含も有之、稽古人不呑込、又者承り違等有之候而者、蘭人共之恥辱相成候故、心得居候儀は、徹底傳習致度候間、私取計を以、右船早々御打建に取掛度趣、滯崎之指揮役申立候に付、勘辨仕候處、是迄迚も、一同勉強無油斷修業罷在候得共、事事通辨を待候事に而、通詞共も、心得不申義を通辨致候事故、遺脫誤傳も不少樣被存候付、雛形等相仕立、質問爲致居候得共、木材之矯揉接續、鐵具之圖面をはじめ、夫々之規矩微細之儀者、大船打建に無之候而者、蘭人之蘊底を盡し、眞得致し候儀は難行屆、蘭人懇篤之申立、尤にも被存、其上大工鍛冶職等迄、莫大之御手當被下、出崎被仰付候得共、一と通り雛形耳にて者、是以十分之業合出來仕間敷、實物製造致し候はゞ、實得速成之功、席上講義耳と者、遙に相違致候事故、右之者共爲頭取、當地大工屆入、墨繩等之儀者、與力同心之內より、逐一蘭人に質問爲致、御製造に相成候樣仕度、右コットル者、壹本檣にて、スクーネルよりも小形に候得共、是又風濤を凌、大洋乘廻も差支不申趣に候得者、獻貢之御船、蒸氣火輪之機械を主と致、進退致候と違、風潮之順逆に寄、帆之掛卸等、多

端有之候間、帆前運用之稽古一段相屆可申、御入用之儀者、委細之見積者、分り兼候得共、大凡僅二千金前後にて御出來可相成由に御座候間、先般銷鐵爐附屬之器械御取寄之儀に付、中上置候趣も有之、旁以其時宜に寄候ては、夫々取掛候樣申達候心得に御座候、依之奉伺候、早々御差圖被成下候樣奉存候、以上、

正月　永井岩之丞

評議下ケ札

書面之趣、一覽仕候處、軍艦製造、幷運用方傳習之儀、蘭人差はまり宜敷敎示致居候處、造船之儀、木材之矯揉接續、其外共微細之儀者、實物に就て徹底敎示致し候はゞ、速に會得可致、就てはコットル船壹艘、御打建相成候樣、滯崎之指揮役申出候に付、永井岩之丞相伺候趣、勘辨仕候處、縱形或は書籍之上ニ而修行致し候と、實物に就き硏究致し候とは、遲速成否之違ヒ有之候者勿論之儀、親ク蘭人之差圖を受、打建候はゞ遺漏も無之、出來形格別宜く出來仕、此度傳習而已ニも無之、後々之手本ニも相成可申儀ニ而、舟楫之利者、御國用第一之品ニも有之、此節蘭人共別而差ハマリ宜敷、敎示之儀申立候折から、格別之金高ニも無之處、及斷候而者、氣先キを挫き候場合も可有之候間、金貳千兩を目當高と致し、無益之義者、可成丈ケ相省候積リ、長崎奉行打合、御入用積取調、早々申上、右船打立方之儀者、伺之通可取計旨被仰渡、其段長崎奉行江も被仰渡可然奉存候、

辰〇安政三年　二月　松平河内守　川路左衛門尉　水野筑後守　立田岩太郎
塚越藤助　勝田次郎　中村爲彌　設樂八三郎〇中略

安政四丁巳年夏、コットル船竣功、水御ヲナス、

〔嘉永明治年間錄　六〕安政四年十二月十八日、就旭丸軍艦造立成功、水戸齊昭卿黃金時服拜領、旭日丸御船製造の儀、御引受被仰出、此程御成功之御軍艦造立の儀は、初ての儀に付、彼是手數も

相掛候處、厚く御世話被在之、出來方も宜敷、御滿足に思召候、依之黃金百枚、時服三十領、被爲進之、

〔海軍歷史 長崎製鐵所〕於當地〈○長崎〉御打建相成候御軍艦木材伐出方之義ニ付申上候書付

服部筑前守〈○長崎奉行〉

於當地御打建相成候御軍艦木材伐出し方之義ニ付、最前御下知之趣も御座候得共、先日向國椎葉山を初、其餘最寄諸山之內、支配向差遣見分爲致可申、委細之義者御勘定奉行可申談、尤天草御林見分之義者、追而之摸樣ニ寄、猶申上取計候樣被仰渡、奉得其意候、然ル處當夏中、最前御下知之趣を以、御代官屋代增之助江及掛合候處、見分之義は差支無之候得共、同人方江者未ダ御達し無御座候間、伐出し方は見合候樣挨拶申越候ニ付、此度者御達し當地着已前、木品并津出之摸樣等一應爲見分、去月十五日支配向差遣候處、大材者相應ニ有之候得共、第一川筋水源近く、其上川巾も至て狹く細流ニ而屈曲多く、且川中岩石突出致し居、梅雨之節迚も多分之水丈ニ不相成由、同村庄屋申立、津出之手段無御座趣、爲見分差遣し候支配向申聞候ニ付、旁同所者見合、尙椎葉山其外最寄諸山江も爲見分支配向差遣し候ニ付而者、品ニ寄直ニ伐出し方をも爲仕候ニ付、立合御普請役をも差遣し候樣可仕候、尤同所迚も津出し之摸樣も難計候ニ付、萬一差支之義も御座候節者、御急之義ニ付、諸向より御買上之方ニ取計候樣可仕奉存候、右之趣立合御勘定方御目付方江申談、存寄無之旨申聞候ニ付、依之此段申上候、以上、

亥十一月〈○文久三年、中略、〉

長崎奉行江

覺

御船材伐出し方之義、最前相達候趣有之候得共、先ツ日向國椎葉山を初、其餘最寄諸山之內、支配向差遣見分爲致可被申候、委細之義者御勘定奉行可被談候、尤天草御林見分之義者、追而之摸樣

ニ寄猶申聞候上取計候様可レ被レ致事、

〔海軍歴史二十三船譜〕

千代田形艦製造年月

一キール釘〆ノ式　文久二戌年五月七日　一進水式　文久三亥年七月二日　一落成　慶應二寅年五月中旬頃

右進水式ヨリ落成迄、凡三ヶ年程經過致候譯ハ、兩度ノ上洛、并ニ濱五郎〇肥田元治元年八月十五日、和蘭國行被二申付一、同年十月廿八日、同國ヘ向ケ出發、慶應二寅年正月廿七日、歸朝候ニ付、同人留守中、機械据付方難二出來一、濱五郎、和蘭國ヨリ歸朝後、機械据付方致候ニ付、進水ヨリ落成迄、凡三ヶ年延引候事、

一總入費凡ソ金七萬圓弱　此入費總計ハ、慥ナルコト不二相分一、全ク心覺ヘナリ、

船體計畫　小野友五郎　春山辨藏　機關計畫、及ビ長崎ニ於、船體帆形改其帆點算出、　肥田濱五郎

此艦長拾七間二尺、幅二間半、六十馬力之螺旋仕掛なり、我邦人、外國人の力に頼らずして、蒸氣船を新造する、此艦を以て權輿とす、

〔海軍歴史二十三船譜〕我國ノ海禁ヲ弛メ、大船製造ノ停止ヲ解キシヨリ、嘉永六年九月邦內軍艦製造ノ説、大ニ起リ、安政元年五月、幕府相州浦賀ニ於テ、歐式ニ摸倣シ、鳳凰丸ヲ打造ス、繼テ薩州鹿兒島ニ於テ、昌平丸ヲ作ル、是輓今我邦洋法造船ノ濫觴トス、又安政二年六月、和蘭政府ヨリ、觀光艦ヲ贈リシヨリ、邦人始テ火輪機器ノ巧妙ナルヲ知リ、繼テ咸臨朝陽ノ二艦ヲ購收シ、愈海軍ノ邦國ニ必用ナルヲ知得シ、盛ニ其技ヲ講習シ、運用ノ術ヲ修鍊スルニ至ル、偶開港ノ擧アルニ會シ、一時內外紛擾、海防ノ忽ニス可ラザルヲ以テ、幕府令ヲ諸藩ニ下シ、船艦ヲ充備セシム、是ニ於テ諸藩モ競テ大船ヲ製造シ、又海外ヨリ船艦ヲ購入スルニ至レリ、幕府及ビ各藩ノ收藏

スル船舶、其合數無慮數百艘ニ下ラズト雖モ、其内或ハ船體老朽、一朝ニシテ廢棄スルアリ、或ハ過ツテ觸礁、毀壞沈沒スルアリ、或ハ他ニ轉讓シ、又改造シテ其名號ヲ更ルアリ、其皆革廢存、一ニシテ足ラズ、

〔能島家傳 一〕船道具拵様の事并諸道具の事

一鍵拵様は、樫木にて鑓の柄のごとくにして、筋金を入穂の長きよしとする也、柄短くして穂の長きを能とす、鍵鑓能、

一鋒の事、かなつきの事なり、敵舟へ去もく付にして鍵にてかけ詰たるを、又敵舟より鍵にかけ付んとする時に、此かなつきにて可突爲なり、亦何にても船より取落たるとき、突て可取なり、此鋒色々能有、

一どうつきの事みざをの事なり、拵様、大竹の根を堀てそれをそぎて用也、根不付時は竹の末泥に入て重くなり、其うへ弱し、

一金碇の事、爪四角也、圓は泥の中にて碇ひけよき物也、角あるが碇はよし、

一蔀の事、板去とみ、蒭去とみを用事常のごとし、當流にて輕楯には去とむ事秘事なり、

一小鐵碇の事、常の碇の小きものなり、 但是は鐵の鎌を付置、敵舟へ投懸引寄事有、燒草舟にも入事有、

一片手碇の拵様常の如し、　一合勢いかりの拵様、常の如し、

一蒭綱の事　一しゝら綱の事　一くゝ綱の事　一かも綱の事

一かづら綱の事　一柔綱の事口傳　一小もの綱の事大小有也

一笘の事　一桐油笘の事付綱の事　一けたの事付打廻しの事

一見なはの事　一帆柱の事付蟬の事　一帆の事付手綱の事　一や帆の事

雜載

一楫の事付楫柄の事　一櫓の事付はえ錨の事こんの亊　一かひの事
一つかひの事　一ほての事　一あみだれの事　一水筒の事
一柄長の事　一すまるの事　一乗梯の事　一柄長曲刀の事
一早鈎の事繰口傳　一舟錨の事　一艣手の事

諸道具の拵樣替たる事なく、されども右をしらざれば、手くばり成がたき故に、爰にあらましを記、

〔吾妻鏡 四〕元暦二年〇文治元年正月廿六日庚戌、惟隆、惟榮等、含參州之命〇源範賴、獻八十二艘兵船、亦周防國住人宇佐郡木上七遠隆、獻兵粮米、依之參州、解纜渡豐後國云云、　三月十二日乙未、爲征罰平氏、兵船三十二艘、日來浮于伊豆國鯉名奥、幷妻郞津、被納兵粮米、仍早可解纜之由被仰下、俊兼奉行之、

〔嘉永明治年間錄 十七上〕四月〇慶應四年廿日、軍艦四艘ヲ德川家ニ賜ヒ、其餘四艘ヲ朝廷ニ奉ラシム、

軍艦の儀、度々相達候通、一事不擧候へバ恭順の道も悉く瓦解に可及時機にて、御處置振一結局の奏聞も不被爲調次第に候、勿論兵艦銃器は必兵刃を以て天朝へ不相迫實効を表し候譯に候處、軍艦奉行榎本和泉、主家を思ふ至情感心の事に候間、願意相貫き候樣御盡力可被成下候、就ては直樣四艦は其儘被下候に付、其餘四艦急速朝廷へ可差上樣、大總督宮御沙汰候條、此段相達候事、

四月　東海道先鋒總督印　副將印

田安中納言殿

朝廷へ左の四艦獻貢相濟　富士山　翔鶴　觀光　朝陽　右之外　開陽　回天　蟠龍
千代田は其儘被下之

古事類苑

兵事部二十八

兵器通載

刀劍一

古事類苑

兵事部二十八

兵器通載

兵器ハ舊クツハモノト云ヒ、後ニ軍器、武器、武具、若シクハ兵具トモ云ヘリ、刀槍弓箭等、凡テ征戰ニ用キル器具ノ總稱ニシテ、其禮容ニ用キルモノヲ儀仗ト稱ス、大寶ノ制、凡ソ兵器儀仗ハ兵部省ノ管スル所ニシテ、造兵司及ビ諸國ヲシテ之ガ製造ノ事ヲ掌ラシム、而シテ其兵器ハ之ヲ兵庫ニ安置シ、時ヲ以テ修理曝凉セシム、當時兵器ニ私家藏スルコトヲ得ザルモノアリ、之ヲ禁兵器ト稱ス、此ヲ盗ムモノハ其罪凡盗ヨリ重シ、

兵仗ヲ帶スルノ法ハ、天武天皇ノ朝ニ始テ立ツル所ニシテ、在朝及ビ京畿在任ノ有位ノ者ニ限リタリシガ、文武天皇ノ時、更ニ其法ヲ嚴ニシ、武官ニ非ザルモノハ、大宰府、三關國、及ビ内舍人ヲ除クノ外、悉ク之ヲ禁ゼリ、聖武天皇以後、較〻其帶仗吏員ノ數ヲ増減シ、桓武天皇ノ朝更ニ勅授帶劍ノ法例ヲ開キシガ、武家興ルニ及ビテ其制遂ニ替廢セリ、然レドモ百姓町人ノ如キハ、後尚ホ濫リニ之ヲ帶スルヲ聽サヾリキ、

足利幕府ノ時、鐵砲ノ渡來セショリ、海内兵器ヲ輸入スルモノ尠カラズ、德川氏ノ末ニ至リテ益〻盛ナリ、然レドモ之ヲ海外ニ出スコトハ法ノ嚴禁スル所ニシテ、之ヲ犯スモノハ罪アリ、

名稱

〔伊呂波字類抄 雜物部〕兵 ツハモノ 兵仗劍戟也、物名也、

〔倭訓栞前編十六都部〕つはもの　和名抄に兵をよめり、强者の義也、よて兵器をもしかいへり、戎も同じ、

〔古事記傳二十〕兵は、和名抄に兵庫寮、豆波毛乃々久良乃官とあれば、都波毛能と訓べし、刀鉾の屬の總名なり、書紀に鋒刃、兵器、兵仗、兵革など皆然訓り、漢國にても、兵字はもと械也とも、戎器也とも注して、其義なるを、轉じて其兵を執人を多く兵と云る、其をも誤て都波毛能と訓るから、後世には只勇士の稱の如くなりて、剛者の意と心得て、刀鉾の屬の名なることをば知ずなりぬ、皇國にては古其人を指て都波毛能と云ることは無りき、書紀などに人を云る兵字、又卒などを然訓るは誤なり、又其をイ○ク○サ○ビ○ト○などゝ訓る、これぞ宜しき、名義は鐔物(ツミハモノ)なり、和名抄に、鐔都美波、匠具農具其餘も、諸器に刀鉾の屬の物は多かる中に、兵器に局りて鐔(ツミハ)ある故に此名を負るなり、都美波の美を書きて都波と云るは、後世には鐔をも卽都婆と云と同じ、さて書紀には此に弓矢を新に遣給へること、見えて、遂には其を以射殺し給ふとあるを以思へば、此に兵とあるも弓矢ならむか、若然らば、刀鉾のたぐひより轉りて、弓矢なども同く都波毛能と云る歟、但此記の傳は弓矢にはあらで、刀鉾のたぐひなりけむも知がたし、諸器物を凡て字都波毛能といへば、兵器も本は字都波毛能と云て、其は諸器乃總名なるが、別て兵器の名にもなれる歟、又兵器を本にて諸器の總名にもなれる歟、○下略

〔箋注倭名類聚抄三居宅〕庫○中略　按、豆八毛能謂兵器、卽刀盤物之義、凡有刃可剺斷之者、特兵器有盤、他器不爾、故謂兵器爲豆八毛能也、或訓戰士之兵爲豆波毛乃者誤、今俗以爲勇士之稱倍非、戰士之兵、宜訓以久左比登、崇峻紀衞士訓以久左比止、神武紀介冑之士卒軍卒將卒、皆訓伊久散乃比止止毛、可證、

〔令義解一職員〕兵部省○中略　兵。器。儀。仗。謂用之征伐曰兵器、用之禮容曰儀仗也、

〔令義解五宮衞〕軍。器。戎。仗等謂弓箭刀稍之類爲軍器也、鼓吹幡鉦之類爲戎仗也、

〔貴嶺問答〕何事候哉、抑云儀仗云軍器有差別歟、又戎仗何物乎、欲注預而已、謹言、

謹承候畢、宮衞令曰、用之禮容爲儀仗、用之征伐爲軍器也、鼓吹幡鉦之類爲戎仗也、仍注進如件、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡大替衞士兵。仗。戎具。隨身傾違不得勘收本府、

〔運步色葉集〕武。具。唐黃帝自討蚩尤始作之、日本神武天皇御宇始作之、

〔吾妻鏡十一〕建久二年八月一日丁丑、今日大庭平太景能、○中略申云、勇士之可₂用意₁者武具也、就₂中可₂縮用₁者、弓箭寸尺也、

〔參州岡崎領古文書〕條目○中略

一武具之內、別而弓、鑓、鐵炮等之用意肝要之事、

〔武家嚴制錄二〕一同○家光御代雜事御條目

一兵具之外、不₂入道具を好み、私之奢いたすべからず、○中略

寬永十二年十二月十二日

〔大日本史兵志一〕初神武既平₂天下₁、使₃來目部居₂畝傍山西₁、及₂垂仁時₁、興₂屯倉於其地₁、是後國縣益設₂屯倉₁、置₂部曲₁、使₃其耕₂屯田₁峙₂糧食₁、部曲號爲₂品部₁、其類最衆、號₂百八十部₁、而物部靫負部類、爲₂朝廷衞兵₁、若弓削、矢作、鍛冶諸部、掌₂造兵械₁、凡其諸部、皆以₂臣連伴造國造₁領₂之、以世₂其職

〔令義解一職員〕造兵司　正一人掌₃造₂雜兵器₁及工戶、戶口名籍事₁

○按ズルニ、造兵司ノ事ハ官位部令制官職編ニ詳ナリ、

〔令集解四職員〕穴云、兵器儀仗者、諸國并造兵司所₂造也、兵庫者不₂掌、

〔延喜式二十八兵部〕諸國器仗　伊賀國甲一領、橫刀四口、弓廿張、征箭卌具、胡簶卌具、　伊勢國甲六領、橫刀廿口、弓六十張、征箭六十具、胡簶六十具、　志摩國橫刀二口、弓十張、征箭十具、胡簶十具、　尾張國甲六領、橫刀十六口、弓卌張、征箭五十具、胡簶五十具、　參河國甲三領、橫刀七口、弓卌張、征箭卌具、胡簶卌具、　遠江國甲四領、橫刀七口、弓五十張、征箭五十具、胡簶五十具、　駿河國甲三領、橫刀七口、弓卌張、征箭卌具、胡簶卌具、　伊豆國甲一領、橫刀三口、弓卌張、征箭卌具、胡簶卌具、　甲斐國甲一領、橫刀三口、弓六十張、征箭卌具、胡簶卌具、　相摸國甲四領、橫刀九口、弓六十張、征箭六十具、胡簶六十具、　武藏國甲六領、橫刀廿口、弓六十張、征箭六十具、胡簶六十具、　安房國甲二領、橫刀四口、弓十二張、征箭十二具、胡簶十二具、　上總國甲四領、橫刀十六口、弓卌八張、征箭卌八具、胡簶卌八具、　下總國甲五領、橫刀十六口、弓五十張、征箭五十具、胡簶五十具、　常陸國甲六領、橫刀廿口、弓六十張、征箭六十具、胡簶六十具、　近江國甲六領、橫刀廿口、弓卌張、征箭卌具、胡簶卌具、　美濃國甲六領、橫刀廿口、弓卌張、征箭卌具、胡簶卌具、　飛驒國甲一領、橫刀二口、弓廿張、征箭十具、胡簶十具、　信濃國甲二領、橫刀三口、弓卅六張、征箭卅六具、胡簶卅六具、　上野

國甲六領、横刀廿口、弓卅張、征箭卅具、胡籙卅具、　下野國甲三領、横刀九口、弓六十張、征箭六十具、胡籙六十具、　陸奥國甲六領、横刀廿口、弓六十張、征箭六十具、胡籙六十具、　若狹國横刀二口、弓十六張、征箭十六具、胡籙十六具、　越前國甲四領、横刀十口、弓廿張、征箭卅具、胡籙卅具、　能登國甲一領、横刀三口、弓七張、征箭十具、胡籙十具、　越中國甲二領、横刀四口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　越後國甲三領、横刀六口、弓卅張、征箭卅具、胡籙卅具、　佐渡國甲一領、横刀四口、弓十張、征箭十具、胡籙十具、　丹波國甲四領、横刀六口、弓十張、征箭十具、胡籙十具、　丹後國甲三領、横刀四口、弓十張、征箭十具、胡籙十具、　但馬國甲三領、横刀八口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　因幡國甲三領、横刀七口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　伯耆國甲四領、横刀十口、弓廿張、征箭卅具、胡籙卅具、　出雲國甲五領、横刀十口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　石見國甲二領、横刀五口、弓十張、征箭十具、胡籙十具、　隱岐國横刀四口、弓十張、征箭十具、胡籙十具、　播磨國甲三領、横刀廿口、弓卅張、征箭卅具、胡籙卅具、　美作國甲三領、横刀十口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　備前國甲二領、横刀十口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　備中國甲四領、横刀十口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　備後國甲五領、横刀廿口、弓卅張、征箭卅具、胡籙卅具、　安藝國甲三領、横刀十口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　周防國甲二領、横刀五口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　長門國甲二領、横刀五口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　紀伊國甲二領、横刀五口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　淡路國横刀四口、弓十張、征箭十具、胡籙十具、　阿波國甲二領、横刀七口、弓廿張、征箭廿具、胡籙廿具、　讚岐國甲二領、横刀七口、弓卅張、征箭卅具、胡籙卅具、　伊豫國甲五領、横刀十口、弓卅張、征箭卅具、胡籙卅具、　土佐國甲一領、横刀六口、弓廿張、征箭十具、胡籙十具、　筑前國甲四領、横刀十口、弓廿張、征箭卅具、胡籙卅具、　筑後國甲三領、横刀十口、弓廿張、征箭廿五具、胡籙廿五具、　肥前國甲三領、横刀十口、弓廿張、征箭卅五具、胡籙卅五具、　肥後國甲四領、横刀十口、弓廿張、征箭卅具、胡籙卅具、　豐前國甲二領、横刀八口、弓廿張、征箭卅具、胡籙卅具、　豐後國甲二領、横刀八口、弓十五張、征箭卅具、胡籙卅具、　日向國甲二領、横刀六口、弓十五張、征箭廿五具、胡籙廿五具、

右每年所造具依前件、其樣仗者色別一箇附朝集使進之、但其伊賀伊豆飛驒能登土佐等國不在進限、筑前筑後肥前肥後豐前豐後日向等國送太宰府、府官勘按貯納府庫、具錄色目附朝集使申送、

〔延喜式兵部二十八〕凡諸國司造官器仗之日、不得造私器仗、

〔續日本紀桓武四十〕延暦九年十月癸丑、太政官奏言、中略請仰左右京、五畿內、七道諸國司等、不論士人浪人、及王臣佃使、撿錄財堪造甲者、幷其所蓄物數、及鄕里姓名、限今年內令以申訖、又應造之數各令親申、臣等職參樞要、不能默爾、敢陳愚管、以煩天聽、奏可之、　十年三月丁丑、勅令右大臣已下、五位已上

造甲、其數各有差、其五位殷富者、特增其數、以二十領爲限、其次十領、丙戌仰京畿七道國郡司造甲、其數各有差、

〔貞丈雜記十一武具〕一武具に糊をつかふ事あらば、白芨を粉にして水にてねりてつかふべし、能ねばる物也、白芨の糊は虫生ずる事無之、米又は麥の糊は虫生じて惡し、白芨は藥店にあり、藥研にておろし、糊にしてねるべし、

〔貞丈雜記十一武具〕一軍器を作るに婦人を忌む事は、月水を忌む也、鎧の緘糸、幕旗の布帛は、婦人の織る物なれども、それは見ぬ事淸しと云心也、月水を取て紙にひたし、其紙にて利刄をぬぐへばいかなる名劍も鈍くなる物也と、唐の荊川があらはしたる武編といふ書にみえたり、又軍器には軍神を勸請する故、月水の穢を忌むと云也、

様器

〔續日本紀六元明〕靈龜元年五月甲午、詔曰、○中略 五兵之用、自古尙矣、服强懷柔、咸因武德、今六道諸國營造器仗、不甚牢固、臨事何用、自今以後、毎年貢樣、巡察使出日、細爲校勘焉、

〔延喜式二十八兵部〕凡諸國樣器仗者、省與兵庫檢校定品了、副國解文奏進內裏、閱定其品了、省更申官、官下符兵庫寮、卽諸司就庫收之、其器仗鐫題專當官人姓名、若檢閱有不如法、隨事科貶、

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡諸國樣器仗、皆先進兵部、卽與寮官共加校閱、御覽訖乃勘收、(數見兵部式)

〔續日本紀二十三淳仁〕天平寶字五年八月甲子、迎藤原河淸使高元度等至自唐國、初元度奉使之日、取渤海道、隨賀正使楊方慶等、往於唐國、事畢欲歸、兵仗樣甲冑一具、代刀一口、槍一竿、矢二隻分付元度、

題記

〔令義解六營繕〕凡營造軍器、皆須依樣、(謂樣者形制法式也、)令鐫題年月及工匠姓名、(謂鐫者鑿也、題者書也、)若有不可鐫題、(謂弓箭等之類)者、不用此令、

〔令義解九關市〕凡出賣者、勿爲行濫、(謂不牢爲行也、不眞爲濫也、)其橫刀槍鞍(謂橫刀者劍也、槍者戈屬也、鞍者鞍橋也、)漆器之屬者、各令題鑿造者姓名、(謂鑿也)

〔延喜式四十一弾正〕凡市人集時、入市召市司、令市鄽靜定、每肆巡行、糺彈非違、謂(中略)又賣物者、有行濫及横刀鞍等、不題鑿造者姓名之類、

〔刀劍略說〕一截物キリモノ　刃ノ鋼ノキハヨリ鋩ノ方ヘ繫テ、或ハ神佛ノ號、梵字ノ類、或ハ佛像劒形龍ナドノ物ヲ彫リ、キリモノト云、聖德太子ノ七星劒モ星象雲龍ヲ彫タルナリ、是ヲ彫物ト云ズシテキリモノト云ハ、刀劒ハ物ヲ截ノ主トスルユヘ、其言葉非ナランカ、

〔東大寺獻物帳〕唐刀子一口漬鐵刃、金銅蒲陶文、裁寶鈿莊、鞘古様、金銅莊懸、○中略　御大刀壹佰口○中略　金銀鈿作唐様大刀一口刃長二尺九寸四分、鋒者兩刃、銀鏤雲龍星形、○中略　銀莊鈿作唐様大刀一口刃長二尺五寸七分、鋒者兩刃、銀鏤龍星形、○下略

〔中右記〕寛治八年○嘉保元年十一月二日庚子、裏書、　長德三年五月廿四日、藏人信經私記云、遣召主計助安倍晴明、召問宜陽殿御劒等事、申云、件御劒卅○卅一本作廿下同、四柄也、去天德內裏燒亡之日、皆悉燒損、晴明爲天文得業生之時、奉宣旨進勘文、所令作也、卅四柄之中二腰名靈、一腰破敵、一腰守護、但件劒有鏤歳次幷名等、又同鏤十二神日月五星等之體也、而燒損之後不見其文、仍所獻勘文也、御劒様乃本形也、

〔武備志二百三十一日本〕利器○中略　次等曰備前刀、以有血漕爲巧、刀上或鑿龍、或鑿劒、或鑿八幡大菩薩、春日大明神、天照皇大神宮、皆其形著在外爲美觀者、　如匠人製造之精、不論刀大小、必於柄上、一面鐫名、一面刻記字號、以爲古今賢否之辨、鎗劒亦然、

○按ズルニ、劒鐔等ニ作者ノ姓名等ヲ彫ル事ハ、刀劒篇劒銘條、鐔篇製作條等ニ詳ナリ、

〔貞丈雜記十一武具〕一旗幕扇團扇などを作り、梵字又は佛名を書き、出家に加持させて用る事、中古以來の風俗也、如此佛を用るは其道具を貴くすべきが爲也、天下の人賢き人は少くして、愚なる人は多し、愚人は佛を信仰する也、大將佛を用ざれば愚人の心にかなわず、心にかなはざればそむく心出來る也、佛法を用るは愚人をつかふ爲の方便也、賢き大將は佛をつかひて謀のたすけと

する也、愚なる大將は佛につかはれて謀をしそこなふ也、佛をつかふと佛につかはる〻との差別を味ふべし、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月八日丙寅、千葉介常胤獻新調御旗、其長任入道將軍家頼義御旗寸法、一丈二尺二幅也、又有白糸縫物、上方伊勢大神宮、八幡大菩薩云云、下縫鳩二羽、相對云云是爲奧州追討也、治承四年常胤率軍勢參向之後、諸國奉歸依、其佳例今度御旗事別以被仰之、絹者小山兵衛尉朝政進之、先祖將軍朝敵之故、此御旗以三浦介義澄爲御使、被遣鶴岡別當坊、於宮寺、七箇日可令加持之由被仰云云、

〔黑田家譜附錄〕黑田家旗幟　孝高始て旗を仕立給ひし時、職隆に向て曰、凡旗を制し申には、樣々の法式口傳有之よし承候、いかゞ可仕やと問給ひしに、職隆答て曰、總じて佐々木家の旗は、八幡大菩薩、佐々木大明神二尊の御尊靈を勸請する事なれば、此二神の御正體の外に、旗におひて新に守護の神といふ事なし、佛の名、星の名、十幹、十二支など書付、まじなひの樣成法式は、皆陰陽師などの沙汰する事也、強ち用ゆべきにあらず、左樣の制法の口傳有は、他家の事也、當家は是なし、只今旗を仕立は、當所の宗廟なれば、總社大明神の社にて祈禱し、御神體を勸請し奉り、可然由仰らる、○下略

修理兵器

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕兵仗日　治刀鎧良日　壬子　壬寅　癸卯　癸巳　壬申　戊戌　巳丑　子　戊申　忌日甲乙庚辛辰午酉亥、及戊日丙不買兵、

〔令義解五軍防〕凡在庫器仗有不任者、謂任堪也、不堪用也、官當處長官驗實具狀申官、隨狀處分除毀、謂除去也、其鎧刃袍幡弦麻之類、謂戟槍之屬曰鎧、刀劒之屬曰刃、旗幡之屬曰袍、藁苧之屬曰弦麻也、即充當處修理軍器用、在京庫者、送兵部、任充公用、謂亦充修理軍器之用、即申兵部、然後受用也、若弃掌不如法、致有損壞者、謂弃猶癈也、隨狀推徵、

〔令義解六營繕〕凡貯庫器仗有生澁綻斷、謂柔鐵生衣、是爲生澁、即刀劒生衣、出內雜澁類也、衣服縫解爲綻、假令鎧甲斷貫之類是也、之者、三年一度修

理、若經出給破壞者、並隨事料理、在京者所須調度人力申太政官處分、在外者役當處兵士及防人、調度用當國官物、

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡破損甲、每年五十領、待官符到請料修理、卽返納本庫、

器仗帳

〔東大寺正倉院文書 三十〕出雲國天平六年計會帳

一同日月〇天平五年十二十一日 十進上公文貳拾陸卷肆紙(中略)官〇器〇仗〇帳〇一卷、佰姓器仗帳一卷、

〔令義解 一 職員〕左京職 右京職准此、 大夫一人 掌左京戶口、(中略)兵士、器仗、謂案前令、有兵士、无器仗、今於此令、兵士器仗並注、卽知非兵士之器〇仗〇、別有官器〇仗〇、與諸國同、

〔令集解 六 職員〕釋云、案前令、有兵士無器仗、在此令兵士器仗俱在、卽知、非兵士之器仗、故兵士隨身外更有官〇器〇仗〇耳、與諸國同、但時行事未備耳、穴云、器仗、謂在軍團器仗是也、在左右京職軍器耳、私案、鼓吹亦令有、爲令軍團置鼓二面、大角四口故也、攝津職亦同也、

〔延喜式 二十八 兵部〕凡諸國器仗帳、勾勘訖錄狀、三月卅日以前移送式部、

造兵工

〔續日本紀 十八 孝謙〕天平勝寶四年二月己巳、京畿諸國鐵工銅工金作甲作弓削矢作桙削鞍作鞆張等之雜戶、依天平十六年二月十三日詔旨、雖蒙改姓、不免本業、仍下本貫、尋撿天平十五年以前籍帳、每色差發依舊使役、

〇按ズルニ、造兵工ノ事ハ、官位部造兵司篇工戶條ニ詳ナリ、參看スベシ、

兵庫

〔倭名類聚抄 十 居宅〕庫 附棚閣 唐令云、諸軍器在庫、皆造棚閣、安置別異、庫、(音袴、豆波毛乃久良、)棚閣、(棚格二反、和名多奈、)

〔箋注倭名類聚抄 三 居宅〕兵庫寮訓豆波毛乃久良乃官、與漢語抄合、〇中略 按說文、庫兵車藏也、是庫之本義、漢語抄所訓、唐令所云皆此也、轉注凡貯物舍皆曰庫、釋名庫舍也、物所在之舍也、

〔運歩色葉集 姉〕武庫 兵庫異名、

〔日本書紀 六 垂仁〕三十九年十月、五十瓊敷命、居於茅渟菟砥川上宮、作劒一千口、因名其劒謂川上部、亦

名曰裸伴、裸伴、此云阿箇播娜我等母、藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶、一云、五十瓊敷皇子、居于茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上、作太刀一千口、是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊橿部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并十箇品部、賜五十瓊敷皇子、其一千口大刀者、藏于忍坂邑、然後從忍坂移之、藏于石上神宮、是時神乞之言、春日臣族名市河令治、因以命市川令治、是今物部首之始祖也、

〔大日本史兵志一〕蓋以神宮爲武庫也

〔日本後紀十二桓武〕延暦廿三年二月庚戌、運收大和國石上社器仗於山城國葛野郡、　廿四年二月庚戌、造石上神宮使正五位下石川朝臣吉備人等、支度功程、申上單功一十五萬七千餘人、太政官奏之、勅曰、此神宮所以異於他社者何、或臣奏云、多收兵仗故也、勅有何因縁所收兵器、奉答云、昔來天皇御其神宮、便所宿收也、去都差遠、可愼非常、伏請卜食而運遷、○中略遣典藥頭從五位上中臣朝臣道成等、返納石上神社兵仗、

〔日本書紀二十五孝德〕大化元年八月朔庚子、拜東國等國司、仍詔國司等曰、○中略於閑曠之所、起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、邊國近與蝦蛦接境處者、可盡數集其兵、而猶假本主、　九月丙寅朔、遣使者於諸國治兵、或本云、從六月至九月、遣使者於四方國、集種々兵器、

〔令義解一職員〕左兵庫右兵庫准此　頭一人掌左兵庫儀仗兵器安置得所、謂依軍防令、凡軍器在庫、皆造棚閣安置、色別異所是也、出納曝凉、及受事覆奏事、

○按ズルニ、左右兵庫司及ビ内兵庫司ノ事ハ、官位部兵庫寮篇ニアリ、

〔律疏衞禁〕凡越兵庫垣及筑紫城徒一年、陸奧、越後、出羽等柵、亦同、(中略)即兵庫及城柵等門、應閉忘誤不下鍵、若應開毀管鍵而開者各杖六十、謂兵庫及城柵等各有禁、門應閉皆須下鍵、其忘誤不下鍵、若應開毀管鍵而開、各得杖六十、錯下鍵及不由鑰而開者笞卌、

〔延喜式四十五左右近衞〕凡威儀及行幸所須器仗者、收於府庫、臨時出用、但甲楯不在此限、餘府准此凡車駕巡行應須甲楯者、預前申奏請受兵庫、其數臨時聽勅、餘府准此、

曝凉

〔令義解五 軍防〕凡軍器在庫、皆造棚閣（謂、棚閣、樓閣也、）安置、色別異所、以時曝凉、（謂、歲一曝涼也、）

〔令義解四 考課〕愼於曝凉（謂、曝者晒乾也、涼者風涼也、）明於出納、爲兵庫之最、（謂二期以上、）

〔延喜式二十八 兵部〕凡兵庫器仗、應須曝凉者、本司預移省、省申官、官令中務擇日、訖就庫監曝十日使了、所須人力、本司申官、官仰左右衞門府、府奏聞然後充之、

〔延喜式四十九 左右兵庫〕凡器仗應須曝凉者、預移兵部、諸司兵部就庫監曝十日內令了、曝凉隨時辨置異所、所須人力、寮申官、官仰衞門府奏聞、然後充之、

禁兵器

〔日本書紀二十九 天武〕十四年十一月丙午、詔四方國曰、大角（波頁、ハラ）小角（久太）鼓吹、幡旗、及弩（オホユミ）抛（イシハジキ）○抛原作拋、今改、之類、不應存私家、咸收于郡家、

〔令義解五 軍防〕凡私家不得有鼓、鉦、弩、牟、矟、具裝、大角、少角、及軍幡、（謂、鼓者皮鼓也、鉦者金鼓也、所以靜喧、牟者二丈矛也、矟者丈二尺矛也、具裝者馬甲也、幡者旌旗總名也、將軍所載曰纛幡、隊長所載曰隊幡、兵士所載曰軍幡也、）唯樂鼓不在禁限、

〔律疏 賊盜〕凡盜禁兵器者、徒一年半、弩、具裝者徒二年、若盜罪輕同私造法、盜餘兵器及幡幟儀仗者、加凡盜一等、（餘兵器、謂雖是官兵器、私家合有者、）若盜守衞宮殿兵器者、又各加一等、（謂見用守衞宮殿者、）卽在軍及宿衞相盜、還充官用者、各減二等、（卽在軍、謂行軍之所、若宿衞相盜、還充官用者、各減二等、若入私者、各同上文盜法、）

〔倭訓栞前編六 加〕かたな　王制には禁兵とて私に兵器を蓄るを許さず、應仁亂の後妄になりたる也、海東諸國記に室町家の時の風俗を述て、人戴烏帽、各佩一刀と見へ、職人歌合に圖する所も亦同じ、今狂言師主人は一刀を佩び、從者長刀を奉じて隨へり、されば當時の武人兩刀を挾む者は、或は跟從なく、或は應急のためにして、干戈の世の習はしなるべけれ、

〔續日本紀二十 孝謙〕天平寶字元年六月乙酉、制勅五條、（中略）○其三除武官以外、不得京裏持兵、前已禁斷、然猶不止、宜告所司固加禁斷、（其四中略）○若有犯者、科違勅罪、

〔法曹至要抄中 禁制〕一兵仗事

擅興律云、擅發兵二十人以上杖一百、五十人徒一年、五十人加一等、若有逃亡盜賊、權差人夫足以追捕、及公私田獵者、不用此律、不條云、私有兵器者徒一年、彈正式云、刀子刃長五寸以上不得輙帶、但衞府者聽之、天平勝寶九年六月九日勅偁、一除武官以外、不得京裏持兵、勅書前已施行、然猶不止、宜告所司固加禁斷、天曆八年十一月三日宣旨云、私帶兵杖、鄭重禁遏、莫令更然、若不改舊惡、猶致違犯及有司不糺、暗被告言、處之嚴科、將懲將來者、天延三年三月一日官符偁、應禁宮中非職之輩帶弓箭著短兵事、兵仗之制、具在律條、先格後符、嚴制稠疊、而今不善之輩滿京師、或恣帶弓箭、耀其武威、人心習而成狂致暴、或偷隱短兵插其懷、世謂之一尺三寸横行路頭而略人、喝恐黠首以奪物、斯不糺何謂皇憲、嚴遏紆黨、勿遺瞧類、貞觀九年六月廿日宣旨云、非色之輩帶兵仗、六位以下不論蔭贖決杖八十、但把笏者禁身、五位以上錄名、即以言上、

案之、於非職之輩帶兵仗之時、六位以下者、直決杖八十、若諸司三分、諸道博士、殿上侍臣、秀才僧尼、及廢疾以下之輩、并五位以上可奏請、若檢非違使糺得申別當、隨仰行而已、

〔倭訓栞前編十六〕つはもの○中略 令律の行はれたる世々の制は、私に兵器を貯るは違令なり、中比の世には、たゞ人すら遠行にも、夜行などには弓箭を負てと伊勢物語にいへり、今昔物語などにすら常に多く見ゆる也、時世のくだりたる樣を見るに、延喜などの前よりも制おとろへて、諸國に私の勢ひをなし、盜人も多ければ、都の中にも何くも弓箭負て夜道は行事となれる也、

〔吾妻鏡四十〕建長二年四月廿日乙卯、仰保檢斷奉行人及地奉行、凡卑之輩太刀幷諸人夜行之時、帶弓箭事、可令停止之由云云、明石左近將監兼綱、傳仰於諸方云云、

〔玉葉〕建曆二年三月廿二日 宣旨 左大臣右大辨○中略

一可停止僧侶兵仗事 抑近來僧侶之行、放逸爲先、加之觀念是暗、心隔四禪之夜月、印契如忘、手提

三尺之秋霜、破戒之罪、責而有餘、滅法之因、職而由斯、洛中洛外諸寺諸山、儲加嚴戒、任法科斷、〇下略

〔御成敗式目追加〕一勝定壽院僧坊連々有鬪亂、度々及殺害事

右武士之郎從、猶以不可及如此狼藉、況於僧徒類乎、〇中略 自今以後、僧徒法師童子力者法師、橫雄劍、差腰刀、一向可停止之、若背制符、及刃傷殺害者、宜處過怠、主人囘存此旨、不可違犯之由、可令觸供僧等也、仍執達如件、

仁治三年三月三日　前武藏守

大御堂執行御房　若宮別當御房　大夫法橋御房　寺々面々被仰下畢、

〔御當家令條三十一〕覺

一町人刀帶し江戸中徘徊之儀、堅可爲無用、但免許之輩は例外之事、〇中略

一御扶持人之町人刀御免、但法體之ものは無用之事、附召仕之下人、是又刀無用之事、

右刀御免之輩　吳服所七人　金銀座七人　本阿彌七人　狩野九人　大佛師左京　木原縫殿助　大久保主水　伊勢屋佐兵衛　岩井與左衛門　丸屋喜右衛門　辻彌兵衛　伊阿彌角兵衛　土屋右衛門　臺屋五郎右衛門

申〇寬文八年三月廿日

〔御當家令條三十一〕覺

一町人舞之猿樂は縱雖爲御扶持人、向後刀指べからざる事、〇中略

亥〇天和三年二月

〔御達書〕享保六丑年閏七月

一百姓之子供を始、諸親類之內、輕き侍奉公に出し、其後其所へ引込候ても、其儘刀指候族も有之由相聞候、自今以後如斯之類、在所へ歸居候はゞ、先主より少々合力抔請候共、刀指候儀は停止

註帶仗

候、若詮儀怠に於は、名主曲事たるべき事、

〔大成令 八十三〕寛文二寅年九月二十一日

關東山中筋、此以前より鐵炮御免之所たりといふ共、獵師之外、鐵炮所持すべからず、勿論其外之在々所々令停止之間、其所々地頭代官より相改之、鐵炮於致所持は可取上之、獵師無紛鐵炮うち來輩には、地頭代官より、札に鄕村幷鐵炮主之名を書付相渡し、餘人にかす儀、可爲無用之由堅可申付之、若致違背、鐵炮令所持、晝夜によらず山野に住するものあらば、可申出之、縱雖爲同類、其科をゆるし御褒美可被下之、自然隱置、他所より顯るゝにおゐては、御せんさくの上、其所之名主五人組迄、可被處罪科之旨、急度可被申付候也、

九月

○按ズルニ、鐵砲禁制ノ事ハ、武技部小銃術篇ニ詳ナリ、

〔日本書紀 天武 二十九〕四年十月庚寅、詔曰、諸王以下、初位以上、每人備兵、　五年九月乙亥、王卿遣京及畿內、授人別兵、

〔日本書紀 天武 二十九〕十四年九月甲寅、遣宮處王、廣瀨王、難波王、竹田王、彌努王於京及畿內、各令校人夫之兵、

〔日本書紀 持統 三十〕七年十月戊午、詔、自今年、始於親王、下至進位、觀所儲兵、淨冠至直冠、人甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、鞍馬、勤冠至進冠、人大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、如此預備、

〔續日本紀 文武 一〕三年九月辛未、詔令正大貳已下無位已上者、人別備弓矢甲桙及兵馬、各有差、又勅京畿同亦備之、

〔令義解 公式 七〕凡〇中略五衞府、軍團、及諸帶仗者爲武、謂馬寮、兵庫等是也、太宰府、三關國、及內舍人不在武限、謂文云不在武限、即知令帶仗、既擧內舍人、亦中務丞以上准而須知、

〔令義解一職員〕中務省〇中略 内舍人九十人(掌帶刀宿衞、供奉雜使、若駕行分衞前後、)

〔續日本紀十一聖武〕天平四年八月壬辰、勅、〇中略 又使〇節度使已下傔人已上、並令佩劍、

〔職原抄上〕中務省 八省中以中務爲重職、〇中略 當省卿已下、雖文官帶劍之職也、

〔儀式六〕元正朝賀儀 當日〇中略 寅一剋〇中略 中務省擊動鼓、令裝束、大少輔並著淺紫襖、金銀裝腰帶、横刀、靴、策著幟殳、丞幷内舍人皂緌、緋襖、挂甲、白布帶、横刀、弓箭、麻鞋、〇中略 訖輔以下就應事座、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年十二月廿一日己卯、勅賜長門國司帶劍、

〔三代實錄十四清和〕貞觀九年四月八日丁丑、是日勅、令出雲國吏郡司幷雜色人等帶劍、 廿八日丁酉、勅令伯耆國吏郡司幷雜色人等帶劍、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年六月二日癸未、勅、因幡國守已下雜任已上並帶劍、

〔三代實錄二十九清和〕貞觀十八年九月十七日辛卯、詔備中國、置撿非違使一員、把笏帶劍、

〔延喜式二十八兵部〕凡太宰府官、幷品官、史生、使部、得考書生、及所部國嶋、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奧、出羽、越後、佐渡、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、長門等國郡司、書生等、並聽帶仗、

〔延喜式二十八隼人〕凡元日即位及蕃客入朝等儀、官人二人、史生二人、率大衣二人、番上隼人廿人、今來隼人廿人、白丁隼人一百卅二人、分陣應天門外之左右、(中略)番上隼人已上、横刀私備、

〔延喜式四十一彈正〕凡畫餝太刀、五位以上聽之、

凡刻鏤太刀、非新作聽五位已上著用、

〔信玄家法下〕一用利劍、聊不可帶鈍刀事、云鈍刀不截骨、〇中略

一每事不可油斷事、論語云、吾日三省吾身、付、縱雖在夫婦一所、聊不可忘刀事、云殺人刀、活人劍、〇下略

〔武家嚴制錄二〕武家諸法度

一文武弓馬之道專可相嗜事 左文右武古之法也、不可不兼備矣、弓馬者是武家之要樞也、號兵爲

凶器、不得已而用之、治不忘亂、何不勵修鍊乎、〇中略

右可相守此旨者也

慶長廿年卯七月日

〔武家嚴制錄二〕同〇家光公御代雜事御條目

一軍役如定旗弓鐵炮鑓甲冑馬皆具諸色兵具、幷人數積無相違可相嗜事、

一兵具之外、不入道具を好み、私之奢いたすべからず、〇中略

右可相守此旨、若於違犯之族者、糺其咎之輕重、急度可被行罪科者也、

寛永十二年十二月十二日

〔我衣〕享保年中、繪師帶刀ヲ免サルヽ、是ハ日光山ヘ度々細工ニ參リ候ニ付、道中刀御免ナサルヽ、是御用ガヽリユヘナリ、然ルニ近比常ニ帶刀ヲ致シ典藥ノ如シ、　天和比迄ハ、御用達イヅレモ帶刀ヲシタリ、貞享年中、男伊達ハヤリ、素町人ニテモ仲間入サヘ致セバ、帶刀ヲシテ熊谷笠ヲカムル、是ヲ白柄組トモ云、大小ノ神祇組トモ云、此男伊達ニテ諸人難義ニ及ビシユヘ、中山勘解由盜賊奉行ノ節、不殘取挫、御旗本ノレキレキマデ、急度遠嶋カイエキニ被仰付、其節町人帶刀ノ事、御用達共御停止被仰付、　寶暦六丙子四月六日、後藤縫殿助計出火ノ節帶刀御免ナリ、

勅授帶劍

〔西宮記臨時一〕諸宣旨　勅授帶劍、牛車宣旨、(親王大臣女、初參衣被聽輦、)上卿奉勅、仰彈正、撿非違使等、

〔北山抄六備忘〕勅授帶劍事、(讓位時、帶衞府人、猶載宣旨、)　仰彈正、撿非違使、(口宣、或書宣旨、)令外記仰中務式部兵部三省、

〔蛙抄劍〕勅授事　納言以上依宣旨帶劍謂之聽勅授也、任中納言之後、暫不聽之、爲故實也、又中納言之間兼武官之人ハ、大納言之後聽之、(攝臣大略如此、)又至大納言兼武官人、任大臣之後(去大將時、)被聽之、所詮兼武官(近衞大將衞府督等之類也)人、雖非勅授帶之、去武官之後更被聽勅授、(但武官兼任以前聽勅授人ハ、雖去武官等之無妨、)其時分無定量矣、親王敍品聽勅授、無品之間不聽之乎可尋、於參議者、常儀無勅授宣、(兼武官之宰相、依武官帶劍而已、)然等按察

使源資賢卿、仁安元年爲參議聽勅授已來、彼餘裔皆聽之帶劒也、他說散二位三位、及四位以下、依武官雖帶劒、全無勅授之儀、　親王敍品之後、聽勅授例、永祚元十一廿二、爲高親王（昨日元服）敍四位被聽勅授也、　着位袍帶劒奏慶、正應二十六、久明親王敍三品、又聽勅授、　大臣之時聽例、自納言初至大臣帶武官人如此、往昔攝關人多此事、中納言之間帶中將及外衛督、或又帶大將至大納言兼之、大臣去之後聽之故也、　大納言時聽例、至中納言兼武官人如此、其例不及注之、　中納言時聽例、其例繁多不及注之矣、　參議時聽例、餘家無此例、資賢卿一流有之、　仁安元十廿七、參議資賢卿聽勅授、（去七十五任參議）　建長二四廿五、參議有資卿聽勅授、（去寶德二十二廿四任）　正應元十二十、參議經資卿聽勅授、（去十廿七任）　正和四七廿九參議有時卿聽勅授、（去三十三任）　建武四十一十三參議重資卿聽勅授、（去三十三任）　延文五三九參議敦有卿聽勅授、（去三十三任）　應永十二十一廿三參議信俊卿聽勅授、（去十九四十七任）　永享九十十五參議重有卿聽勅授、（去二任）　嘉吉三閏九九參議長資卿聽勅授、（去三月日任）　寶德元參議長賢卿聽勅授、（去二月廿七日任）　同三十二廿參議有俊卿聽勅授、（去二月廿六日任）　此外信有、有賴、成賢、經良等卿ハ不見、可尋之、○中略　任大臣日事、參議（兼衛府官人）任中納言者宜制畢、公卿出之後、先於本列解弃劒、立上中納言標、拜舞退之後、召使取劒賜新任人授、　此意ハ、參議之程ハ、依武官雖帶劒、今任納言バ去武官又依未聽勅授解之所拜也、　資賢卿餘流人ハ、自參議任納言日、雖在宜制列不可解也、　若參議之時兼官（如衛府督）猶不去シテ雖可爲納言兼官先解之可拜歟、其故者兼官事不裁宣命、依除目可兼任之間、於節會之砌者、暫可相去、仍猶可解之條可叶理致乎、且勘先規可進止事也、中納言（未聽勅授兼衛府官之人）轉大納言者、其作法併可准右儀矣、元來於聽勅授之人者、不論武官之兼官、乍帶劒立、上標拜舞、　資賢卿餘流人、自參議任納言日、在宜制之列者、不解劒可立上也、是參議之時、必聽勅授之故也、但又不聽各別事也、

〔日本紀略（桓武）〕延暦十五年正月癸未、○（未恐卯誤）令伊豫親王帶劒、

〔文德實錄（一）〕嘉祥三年四月己酉、大宰帥三品葛井親王薨、○中略　親王幼而機警、年六歲勅賜帶劒、

〔文德實錄九〕天安元年四月丙戌、是日有勅、許无品惟喬親王帶劍、于時皇子年十四、未加元服、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年正月廿一日辛丑、內宴、〇中略是日勅聽貞數親王帶劍、親王昨舞散手、其舞裝束帶劍執戈、故特賜之、親王時年十二歲、　十二月廿五日己巳、行幸神泉苑觀魚、〇中略是日、常陸太守貞固親王扈從、太政大臣奏言、遊獵之儀、宜有武備、親王腰底既空、請賜帶劍、帝甚欣悅、卽勅聽帶劍、取中納言兼左衞門督源朝臣能有劍、令帶之、日暮還宮、

〔貞信公記〕延喜十年正月廿三日、內宴、帥親王〇敦固今上一親王聽帶劍、〇又見日本紀略

〔北山抄三拾遺雜抄〕內宴事　延喜十年、依承和故事、令奏絃歌、帥親王聽佩劍、親王下殿拜舞云々、

〔日本紀略四村上〕天德三年二月廿二日丁酉、內宴、〇中略是日章明親王聽帶劍、　八月一日甲戌、有明親王勅授帶劍、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年十二月十四日戊午、勅賜皇子源朝臣諱朱雀太上天皇帶劍、

〔文德實錄九〕天安元年三月辛丑、勅、賜寶劍一隻、曰、公〇太政大臣藤原良房宜帶此劍、副朕懸情、莫敢蕭何獨誇漢朝、先是賜安車入朝、固辭不受、

〔三代實錄三十陽成〕元慶元年正月九日辛巳、右大臣基經抗表、請罷大將職言云々、伏望補武辨於閫臺、專愚忠於槐署、今上遣大納言南淵朝臣年名、賚此表、奉太上天皇〇清和宮、太上天皇勅曰、表請之旨理合容聽、當國重任、攝行萬機、不可煩之以一職、但君子武備、腰底忽空、願特賜帶劍、嚴其儀形、仍金銀裝寶劍一、寄年名還奉之、今上卽日以劍賜大臣、

〔中右記〕保安元年十二月卅日丙申、今夕右大臣〇源雅實勅授宣旨云々、此事如何、堀川院御時、任中納言時、蒙勅授宣旨畢、其後任大將、今上踐祚初、勅授如舊之由、被仰下了、仍雖避大將、猶可帶劍者、凡任衞府督公卿辭衞府督時、本勅授人ハ帶劍、又不蒙勅授之人ハ不帶劍也、仍今日右府勅授之事ハ可有沙汰歟、

〔中右記〕寛治七年十二月廿七日庚午、依任大將事、○左大臣源俊房兼左近衞大將有除目、○中略未時許内府○藤原師通令蒙勅授帶劒宣旨給、頭辨仰下上卿左兵衞督、内府則於弓場殿、令奏慶賀由、拜舞之後、令著仗座給、去廿五日雖可有勅授宣旨、依避復日、引及今日也、

○按ズルニ、藤原師通左近衞大將ヲ罷メラレ、源俊房ノ之ニ代レルヲ以テ、師通ニ勅シテ、帶劍セシムルナリ、

〔本朝世紀〕天慶八年十一月廿五日、今日令奏慶賀右大將○大納言藤原師輔奏帶勅授劍、今雖兼右大將、不解帶劍、是依勅授也、

〔殿暦〕永久三年二月十一日辛亥、裏書、○大納言忠通有勅授事、○中略大納言於弓場殿代付頭辨奏慶之由、其後拜舞、他所に不令申、只内一所也、

〔本朝世紀〕久安五年五月廿三日甲辰、是日權大納言藤原朝臣宗輔卿、於里第召權少外記中原康俊、被下權中納言藤忠雅卿帶劒宣旨、○又見忠雅記

〔山槐記〕治承三年三月十一日己巳、右大辨長方被集書畢、別當時忠自御前被出、被示除目之間事、予○權中納言藤原忠親勅授事有勅許云々、頃之頭中將○通親被參、密々被示曰、勅授事奏聞、爲御使參院、尤可然之由、有御返事、早可宣下也、此事直可奉宣下歟之由、尋先例於大外記賴業之處、自被聽勅使之人、奉宣旨事、無先例之由所申也、仍可宣下他人也者、予去正月十九日、辭右衞門督撿非違使、仍去比有便宜者、可奏聞之由、所示付頭中將也、以不肖身浴此恩、足自愛者歟、　當時勅授帶劒人　關白殿○藤原基房　前太政大臣殿　太政大臣師　左大臣經　右大臣兼　内大臣重　左大將實定　源大納言定房　大宮大納言隆季　三條大納言　土御門大納言邦綱　藤大納言實國　前右大將宗盛　中御門中納言宗家　按察資賢　春宮大夫兼雅　別當時忠　十三日辛未、即着裝束帶劒、一昨日被聽勅授也、○中略始帶劒事用吉日、或又借申貴所劒、○中略且又前太政大臣殿第三日令帶始給、逐彼御例、不申劒於貴所、是又彼御

例、幷春宮大夫〔兼雅〕所爲如此、用唐草蒔繪劍紺地平緒、

〔公卿補任 孝明〕嘉永五年壬子

權中納言正三位藤公睦 五月八日任、同月廿八日、聽帶劍、同日拜賀着陣、

　從二位同有成 十月十一日任、十一月四日、聽帶劍、同日拜賀着陣、

〔公卿補任 圓融〕安和三年〔庚午〇天祿元年〕

參議從三藤兼通 宮內卿〇中略 十月日勅授帶劍、

〔日本紀略 桓武〕延暦十四年十月癸巳、縫殿助板茂連濱主、式部少輔和氣朝臣廣世、有勅特令兩人帶劍、

〔三代實錄 四十六 陽成〕元慶八年六月庚寅朔日、勅賜散位正四位下源朝臣是忠帶劍、

〔日本紀略 十一 一條〕寬弘二年七月廿一日丁卯、前太宰帥伊周、著仗座、又聽帶劍、卽起座奏慶賀、〇又見百練抄

六年二月廿日丙午、前員外帥伊周非有指召、不可參內者、　六月十三日丙申、更聽前太宰權帥伊周朝參、　十九日壬寅、今日前帥伊周、幷權大納言公任等勅授帶劍、

〔西宮記 臨時五〕勅授輦車

蒙宣旨之後、帶劍拜舞、若於御前被宣旨者卽帶劍、於庭前拜舞、　天皇卽位讓位之日、依新帝宣旨可着、雖衛府者勅授人尙給宣旨云々、上卿奉勅、仰撿非違使彈正等、

〔蛙抄 劍〕代始勅授事　抑先代聽勅授之人、讓位踐祚之日不帶劍、令持劍於僕參內、被仰勅授如舊之由之後、更帶劍列勅授拜、若先代未聽勅授之人ハ、讓位日不及令持劍也、今日宣旨如元之由被仰之故也、仍後日別蒙宣可帶也、

〔三代實錄 四十五 光孝〕元慶八年二月五日丙申、親王公卿引文武百官、奉迎天皇、卽日鸞輿入御東宮、親王公卿扈從、天皇將出宮、未御鸞輿之前、太政大臣〔〇藤原基經〕詣宮奉問起居、解却太上天皇〔〇陽成〕勅賜之劍、

腰底既空、兵部卿本康親王、左大臣源朝臣融、先侍猶尚帶劒、乍驚相視、各自解之、天皇卽時勅、賜三人帶劒、

〔文德實錄一〕嘉祥三年四月戊午、勅賜中納言源朝臣定帶劒、先皇賜之、今依舊賜之、

〔日本紀略五冷泉〕康保四年六月十六日、式部卿元長親王、彈正尹章明親王、左右大臣如舊、可聽帶劒、

〔水左記〕承保二年二月十三日丙午、今日申慶賀、坊時勅授帶劒、而踐祚之後、依未參、重不蒙勅授宣旨、猶豫之處、大殿被仰云、踐祚初、勅授昇殿人々如元者、雖不參、已同事也者、所帶劒也、前驅十人、其中君達一人、

獻兵器

〔令義解五宮衞〕凡有獻軍器戎仗等、○中略卽令內舍人隨獻人（謂假令勅兵庫及臣下獻器仗者、庫司及物主謂之獻人也、）將入、

〔儀式七〕正月七日儀　兵庫寮官人置櫃（弓矢別櫃）於高机上、共舁、○中略卿若大輔一人獨留、侍俟下出畢、進立兩机中央、奏曰、兵部省奏、兵庫寮奉（讀留）正月七日乃御弓、又種種矢獻良乎久申給波止久申、

〔延喜式十五內藏〕諸司年料供進　梓弓一張、矢四具、（一具太角伊太豆伎、一具角伊太豆伎、一具太木伊太豆伎、一具萬々伎、）鞆一枚、　右兵庫寮所進

〔續日本紀二文武〕二年二月丙辰、諸國大租、驛起稻、及義倉、并兵器數丈、始送于辨官、

〔續日本紀二文武〕大寶二年二月己未、歌斐國獻梓弓五百張、以充太宰府、　三月甲午、信濃國獻梓弓一千二十張、以充太宰府、

〔三代實錄三十三陽成〕元慶二年五月九日甲辰、是日下符相摸國、令採進槻弓百枝、安房國百枝、信濃國梓弓二百枝、但馬國檀弓百枝、備中國柘弓百枝、備後國百枝、

〔續泰平年表〕嘉永二年二月六日、西丸御小性組大岡豐後守組、筒井辨之助、著述之書籍、并丸木弓獻上に依て、金二枚、時服二被下之、

納兵器於神社

〔日本書紀六垂仁〕二十七年八月己卯、令祠官卜兵器爲神幣吉之、故弓矢及横刀、納諸神之社、○中略蓋兵

器祭神祇、始興於是時也、

〔了俊大草紙〕一軍陣に出給路次に、神社又は鳥居に、上矢鏑などを奉給ときの役人は、習知らずして不可勤、殊なる秘事有べし、然ば左右なく人の勤まじき可意得、

〔劍甲新論上〕中身撰用　一世ニ神佛ニ祈リ命チ乞ヒナド云テ眞劔大寶八幡宮尤多シヲ納ムル者アリ、甚無用ニ似タリ、何トナレバ本邦至極ノ利刀ヲ磨物同樣ニシ、國家ノ要用ヲ欠クノミナラズ、且非是眞劔ニ非ザレバ念願叶ハズト云ニモアルマジ、願成就ノ後納ムルニ、或ハ木劔又ハ繪馬ニテモ可ナラン、然ルニ眞劔ヲ納ムルハ尤歎ズベシ、

○按ズルニ、兵器ヲ神社ニ奉納スル事ハ、神祇部幣帛篇ニ詳ナリ、

輸兵器於海外

〔令義解九關市〕凡弓箭兵器、並不得與諸蕃市易、其東邊北邊不得置鐵冶、謂冶者、鍛鐵之處也、

〔日本書紀十九欽明〕十四年六月、遣內臣闕名使於百濟、仍賜良馬二匹、同船二隻、弓五十張、箭五十具、　八月丁酉、百濟遣上部奈率科野、新羅下部固德汶休帶山等、上表曰、中略海表諸國、甚乏弓馬、自古迄今、受之天皇、以禦强敵、伏願天慈多貺弓馬、

〔日本書紀二十八天武〕元年三月己酉、郭務悰唐客等再拜、進書函與信物、　五月壬寅、以甲冑弓矢賜郭務悰等、

〔續日本紀二十三淳仁〕天平寶字五年十月辛酉、仰東海東山北陸山陰山陽南海等道諸國、貢牛角七千八百隻、初高元度自唐歸日、唐帝語之曰、屬祿山亂離、兵器多亡、今欲作弓、交要牛角、聞道本國多有牛角、卿歸國、爲求使次相贈、故有此儲焉、

〔玉海〕承安三年三月十三日乙巳、今日兼光語云、去年所有沙汰之異國之供物事有返牒、中略答進物等法皇遺物、蒔繪厨子一脚、納色革三十枚、同手箱一合、納砂金百兩、入道相國平清盛遺物、劍一腰、手箱一合、在物具等、件物等之體、偏新儀歟、色革納厨子、頗以荒○荒下恐脱凉字也、又武勇之具、出境外、專不可然事也、如此大事被問人々、殆可及仗議歟、

〔歐陽文忠公全集古詩四十三四〕日本刀歌　昆夷道遠不復通、世傳切玉誰能窮、寶刀近出日本國、越賈得之滄海東、魚皮裝貼香木鞘、黃白間雜鍮與銅、鍮似金、銅似銀、百金傳入好事手、佩服可以禳妖凶、傳聞其國居大島、土壤沃饒風俗好、其先徐福詐秦民、採藥淹留丱童老、百工五種與之居、至今器玩皆精巧、前朝貢獻屢往來、士人往々工詞藻、徐福行時書未焚、逸書百篇今尙存、令嚴不許傳中國、擧世無人識古文、先王大典藏夷貊、蒼波浩蕩無通津、令人感激坐流涕、鏽澀短刀何足云、

〔異稱日本傳上三〕日本刀歌　今按、司馬溫公集略、亦載日本刀歌、大同小異、妖作祅、玩作用、蒼波浩蕩無通律、作嗟予乘桴欲往學、愚謂、張鼎思之博洽、以日本刀歌爲歐陽永叔之作、然則後人誤入溫公集、與其先徐福歐陽子以日本先祖爲除福者非也、宜參考引晉書及世法錄、今按、

〔閩書百四十六島夷〕日本古倭國在東海中、○中略貢物曰馬、曰盔、曰鎧、曰劍、曰腰刀、曰鎗、○

〔善隣國寶記下〕別幅　壹貢獻方物　馬貳拾匹　撒金鞘太刀貳把○中略　鎗壹百柄　黑漆鞘柄太刀壹百把　長刀壹百柄　鎧壹領○下略

〔懲毖錄一〕時義智獻二孔雀、及鳥銃、槍刀等物、

〔一宵話一〕日本の刀　我國の刀劍を、外國人の稱美する事むかしよりにて、歐陽子以來、代々の文人日本刀歌を作り、又日本刀は極めて剛利、中國は及ざるなり、又備前刀を上とす、蒼霞草、武備志等、又日本刀陣、日本刀閃爍神器譜などいふを見よ、人の生血を以て淬ぐ物なり、南部の眞劍は馬血を以淬といふ又十年寒列の井中へ沈め置物なりといふは、奇しくおもふ餘りの虛稱なり、明人の詩句其中に淸人張恭尹が日本刀歌に、白日所出金鐵流、鐵之性剛金性柔、鑄爲寶刀能屈伸、屈以防身伸殺人と作れるは、ちと疑はしきいひ樣なり、是はもし和蘭陀の刀を我國より傳へたるが有て、それを見まがへたるにもあらむか、總じて歐羅巴洲諸國の刀はチヤムスコピヤ等、ランダ、フランス、鐵性柔に身をうすく鍛ひし物にて、屈めて環にすれば、半月の形になるは、池北偶談にもしるし、おのれも和蘭刀を度々試みたり、日本刀も、

兵器輸入

なんせん一文字などは、兩船の間に挾れし時、輪になりて折れざりしより名高しと云、占測のうす身なるは、左右へしなひそるものなり、是は身うすく鍛ひのよきなり、されども和蘭陀刀の樣にはなし、此なんせんは、猫切丸の南泉とは異なるか、尙尋ぬべし、人の身中へ刺入て、骨を縫ひ通すを要とするよしなり、されば和蘭陀刀を砧上に置き、日本刀を以て打てば、苦もなくきらるゝ者なりといへり、試みて知るべし、正保の初に、唐人林有官といふもの、小歌長兵衞と改名し、長崎邊に住し、我國の刀を買ひとり、唐土へ送り渡さんと謀りしに、事顯れ捕らはれしとかや、新羅の惡僧ほどにこそなけれ、にくき巧する者もあればあるものなり、我國の人の癖にて、唐の物とだにいへば絹一寸、糸一筋もほしがるに、刀の事は好事人もすきと沙汰せぬは、人は律義なるものなり、

〔嘉永明治年間錄八〕安政六年六月二日、亞蘭魯英佛ノ五國ニ交易ヲ許スノ達、○中略官服の類、御法度の儀認め候書籍、並に雲上明鑑、武鑑、其外官位高等記しある書類、兵學書、並に板本に無之寫本類、城郭陣列の圖、甲冑刀劍、並に總じて附屬小道具共、銅、右の品々相對にて外國人へ賣渡し候儀不相成、もし心得違にて賣渡候者有之候へば、其當人ハ勿論、五人組まで罪科たるべき事、

〔日本書紀六垂仁〕三年三月、新羅王子天日槍來歸焉、將來物、○中略出石小刀一口、出石桙一枝、

〔日本書紀十一仁德〕十二年七月癸酉、高麗國貢鐵盾、鐵的、

〔日本書紀二十二推古〕二十六年八月癸酉朔、高麗遣使貢方物、因以言、隋煬帝、興三十萬衆攻我、返之爲我所破、故貢獻俘虜貞公普通二人、及鼓吹弩拋石之類十物、幷土物駱駝一匹、

〔續日本紀十二聖武〕天平七年四月辛亥、入唐留學生從八位下上道朝臣眞備、獻○中略絃纏漆角弓一張、馬上飮水漆角弓一張、露面漆四節角弓一張、射甲箭二十隻、平射箭十隻、

〔鈐林日知錄一〕軍法○中略　保元平治の後は、○中略軍器とても、其頃は弓刀鎗等に過ざりしが、世隔り蠻夷より砲器渡り來るに及ては、軍陣の備もまた一變せり、初め傳ふる所の器は小筒なる所

兵器華美

謂島銃、種が島なるものにして、其後漸く大砲傳來せしことは別にいふべし、

○按ズルニ、鐵砲渡來ノ事ハ、武技部小銃術篇ニ詳ナリ、

〔嘉永明治年間錄八〕安政六年六月廿六日、舶來武器ノ縱買ヲ許ス、

各國舶來の武器類、開港場へ見本爲差出置候間、万石以上以下の諸家陪臣に至る迄買受候儀苦しからず、望み有之面々は、勝手次第最寄開港場運上役所へ罷越し承合候樣可致候、但芝生町新道より南橫濱町迄の場所は雜沓致し候間、馬上又は馬牽入させ候儀は無用に候、

〔續日本紀六元明〕靈龜元年九月己卯、詔、○中略禁文武百寮六位以下、用虎豹羆皮、及金銀、飾鞍具并橫刀帶端、但朝會日用者許之、婦女依父夫蔭服用亦聽之、凡橫刀鈠者以絲纏造、勿用素木令脆焉、

〔續日本紀考證三〕狩谷氏曰、鈠恐鋏字之譌、通作夾、莊子說劍篇、韓魏爲夾、注夾古協反把也、一本作鋏、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁元年九月乙丑、公卿奏言、○中略大同二年八月十九日、下彈正臺例云、雜石腰帶、畫餝大刀及素木鞍橋、獨射犴韋鹿猍羆皮等、一切禁斷者、臣等商量、雜石易得、造買多人、至于著用、亦復難損、銅餝具者、以漆塗成、動易剝落、今雖易各異、價直是同、爲弊一也、又毛皮之類、不聽犯用、鞍具之要、唯須皺文、是以无賴之徒、竊斃牛馬、爲弊二也、又節會之義蕃客之朝、歲時不絕、必須餝刀、今總被斷、恐損國威、伏望雜石及毛皮等、悉聽用之、畫餝刀者、除節會蕃客之外、將加禁制、鞍橋者除桑棗之外、不論素漆、隨心通用、庶隨民便、蒙得其所、並許之、

〔延喜式四十一彈正〕凡剋鏤太刀非新作、聽五位已上著用、

〔玉葉〕建曆二年三月廿二日、宣旨左大臣右大辨○中略一可糺定細素上下諸人服飾過差事、○中略以金銀打含劒、不論上下、一切停止之、縱雖銅令撲銀之、已以混亂、同可停止之、

〔建武式目〕一可被行儉約事　近日號婆佐羅、專好過差、綾羅錦繡精好銀劒風流服飾無不驚目、頗可

謂物狂歟、〇中略

〔建武以來追加〕儉約條々

一出仕武具事　太刀刀事、准據先例、不可有結構之儀、次鞍事、專麁品、不可交金銀之類、〇中略

禁制條々 貞治六十二

一精好大口、織物小袖不可著、金具鞍不可用事、

一中間以下輩、金銀梅花皮等腰刀可停止事、〇中略

貞治六年十二月廿九日〇中略

諸山入院禁制條々 貞治七二十三沙汰

一入院之時禮儀物、白樽以下、銀劒一腰、〇中略 一向可停止之、〇中略

禁制

一セイガウノ大口、ヲリモンノ小袖、クラ具足ノ金銀ノタダヒ、色カワノシタウヅ用事、〇中略

一中間凡下輩、〇中略 刀ノカヘラギ金銀、但メヌキ除事

右條々カタク可被止也、若違犯ノ事アラバ、可處罪科之狀、依仰下知如件、

應安二年二月廿七日　　左馬頭源朝臣判

〔備藩典刑下〕家中江申聞覺　一刀脇差拵、是又自今以後、結構可爲無用事、〇中略　右之條々堅固に可相守者也　六月〇寛文八年朔日

〔今川大雙紙〕陣具に付て式法之事〇中略

一六具と云は、指縣、鞭、箙、母衣、小旗、扇、是を六具と云也、

一いつゝ裝束と云は、籠手、はいだて、甲、はちまき、すね當是也、

〔單騎要略五被甲編〕俗間に六具と稱する品おほし、まづ大將の六具は甲冑、直垂、太刀、白旗、策、團扇、又單

騎の六具は甲冑、太刀、鎗、差物、幌、扇、又歩卒の六具は具足、首鎧、陣刀、脇指、籠手、脚當、又鎧の六具は頬當、鉢巻、涎懸、佩盾、臑當、小手、又身堅の六具は鉢巻、忍緒、上帯、高紐、繰ト緒、脛當緒是なりと云、猶異説あれども、畢竟は著具全備の言なり、

〔本朝軍器考九甲冑〕古ニ三ツ物、四ツ物、七ツ物ナドイフ事モ聞エタリ、胴、冑、袖ヲソロヘテ三ツ物トイフヨシハ、シルセシ物アレド、大諸鎧ニ四ツ物、七ツ物ナドイフ事ハ詳ナラズ、鎌倉ノ滅ビシ時、島津四郎トイヒシモノ、高時入道ヨリ賜シ馬ニノリ、濃紅ノ大笠験浦風ニ吹ソラサセ、三ツ物、四ツ物取ツケテ、アタリヲ拂ヒハセ向ヒシトイフ事、太平記ニ見エシニ、又異本ノ太平記ニ笛吹峠ノ戦、官軍スデニカケマケシニ、上杉ガ兵長尾弾正、禰津小次郎将軍ノ陣ヘマギレ入リ、尊氏ヲ討マヒラセムトセシ事ヲシルセシニ、禰津小次郎フスベ革ノ鎧ニ、同キ毛ノ甲著テ、七ツ物、山ノ如クニ取附テ、薄紅ノ大笠験ツケシヨシ見エタリ、サレバワカチテイフ時ハ、三ツ物四ツ物トモイフ物ヲアハセテ、ソレヲ七ツ物トモイヒケルニヤ、梅松論ノ中ニ、多々良濱ノ戦ノ事シルセシニ、凡ソ御當家足利殿ノ家ヲサスナリ戦場ノ御出立條々秘説アリ、ムカシ頼義朝臣、安倍貞任ヲウタレシトキ、ミヅカラ手ヲ砕テ、十二年ガ間暗夜雪ノ中ニモ戦レシホドニ、亂レ合ハン時必誤アルベシトテ、清原武則ガハカラヒトシテ、将軍ニ七印トイフ七ノシルシヲ附ケ奉ル、皆武具ノ内ニアル也、タヤスク知ル人有ベカラズ、今日ハ七ツ迄ハナカリシカドモ、佳例ニ任テ、少々御心カケラレケルトゾ承ルト見エタリ、又體源抄ニモ義貞朝臣ノ記ヲ引キテ、八幡殿奥州合戦ノ時、大将軍ノ驗三ツヲ、定メラレシト云フ事アリ、七ツノシルシ、三ツノシルシナドイフ物ハ、彼ノ三ツ物、四ツ物ナドイヒシモノニ同ジキニヤ、但シ将軍ノシルシト見エタレバ、ヨノツネノ兵ヲ用フル所ニハアルベカラズ、又ヨク知ル人アルベカラズナドモシルシタレバ、其代ニモ此事ヨク、ジレル人ハ、マレニヤアリケン、又世ニ兵ノ六具ナドイフ事ハ甲、冑、頬當、小手、膝楯、脛當ノ六ツヲイフ歟、其外異説多シ、僧家ノ六物ナドイフ事

ニ倣ヒシニゾアルベキ、

〔太平記十〕稻村崎成干潟事

嶋津門前ヨリ此馬ニヒタト打乘テ、由井濱ノ浦風ニ、濃紅ノ大笠符ヲ吹ソラサセ、三ツ物四ツ物取著テ、アタリヲ拂テ馳向ケレバ、數多ノ軍勢是ヲ見テ誠ニ一騎當千ノ兵也、

〔太平記二十二〕畑六郎左衛門事

此三人ノ者共、闇ニダニナレバ、○中略或ハ大鎧ニ七物持時モアリ、

〔貞丈雜記十一武具〕一すべて武具は、其身の力量よりも小く短く輕きを用る事、古人の教也、大く長く重きは甚害あり、○中略私に云、太刀打刀も輕く短きを用べし、長く重きを用べからず、力強くして長く重きをも振廻す事自由なる樣に覺ゆるとも、一時二時以上も久しく時を移し、手ひどく働に至ては、必力よはり腕なへて、其時に至て始て長く重きの害を知べし、

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十月廿六日辛酉、京都飛脚參著、申云、去十日叡岳堂衆等以金子山爲城郭、群居之間、同十五日、差遣官軍、依被攻之、堂衆等退散云云、○中略其間有可悲事、佐々木中務丞經高、同三郎兵衛尉盛綱依奉勅定、欲發向山門之處、同四郎左衛門尉高綱入道、著黑衣懸笠自高野來謁舍兄等、而高綱入道子息左衛門大郎重綱、爲伯父經高出立之間、入道申可見子行粧之由、重綱著甲冑來于父之前、父暫見之敢不能瞬、亦不出詞、其後重綱退去于休所、其際經高盛綱等感重綱之今度合戰彰藝擧名預勳功之賞無其疑云云、高綱入道聞之、勇士之赴戰場、以兵具爲先、甲冑者輕薄、弓箭者短小也、是尤爲故實、就中如山上坂本邊、歩立合戰之時、可守此式、而重綱之甲冑太重、弓箭大分、不相應主之間、更不可免死云云、果而不遂其旨、加之彼時吐兵法才學、盛綱等聞之、插件詞意端、到合戰之處、一事而莫不符合之云云、

〔續武將感狀記〕黑田一成物語ニ、小身ノ士ハ自身ノ働ヲ專トス、甲冑諸道具ニ至マデ、手輕シテ其

力量相應ナルベシ、冑ハ小立物ヨシ、諸士ハ對ノ印ヲ用レバ、立物ナドハ好マズ、少ニテモ重キ物ハ身動成難ク、行ベキ處ニモ往レズ、心ナラズ後レヲ取コトアリ、

〔兵法一家言〕二十二前略武道ノ心得ナキ諸士ハ、今世ノ大小ヲ以テ、太平御治世ト成テ、禮服ノ上下ヲ著シタルニ用ルガ爲ニ、胴金ヲ除テ製シタル者ナリナド、稱シ、態ニ新ク古代樣ナル、太刀鎧等ヲ製スル者多シ、是大ナル誤ナリ、其子細ハ、天文年中鐵炮ノ世ニ出テ以來ハ、合戰致方意外ニ劇ク成テ、昔武士ノ合戰ノ如ク、祭禮ニ出樣ナル容體身振ニテハ、勝利ヲ得ルコト難ガ爲ニ、諸家ノ老功場數ヲ疊タル武士等、種々工夫ヲ凝シテ、鐵炮ノ悍ヲ防ギ、早軍ニ勝ベキ奇策ヲ求テ、甲冑モ兵器モ皆一變シテ、今具足大小、製作起タルナリ、彼信家義家等ガ古代ノ鎧兜ノ製法ヲ磨テ、今世ノ受張アリ、鉢深キ兜ト、佛胴素掛等ノ具足ト云者ヲ作出セシモ此ニ同ジ、故ニ今ノ大小ハ、合戰ノ手ヒドク成タルガ爲ニ製作シタル者ニテ、太平ノ禮服ニ關タルニ非ルコトヲ熟察スベシ、故ニ近古手ヒドキ合戰ヲ勤タル家ノ具足ニハ、必腹ニ鐔摺ノ皮有リ、此ヲ見テ予言ノ實徵アルコトヲ知ベシ、

〔岡本記〕一具足かたびらといふ事なし、こかたびらとこれいふ、中略〇色の事はかちんにも、しろくも、あさぎにも、又はうすむめ、くろむめなども、そのぬしのこのみ次第也、いづれも御當家の衆はかきはいむと也、猶條々口傳あり、

〔貞丈雜記〕十一武具一軍陣の時着用する衣服類、總而鎧のおどし絹、鎧の内を包む絹也、革にてもおどし絹といふ也、冑のうけばり、小手すねあての裏等に、柹澁染の布を用る事甚忌む事也、柹澁は血を吸ひ出す物也、手疵を負ふ時は、血はしりてとまらぬ也、仍而柹澁染の物を用る事なかれと古老の傳說也、又柹澁を引たる物は早く虫生じて、虫喰て損じ易し、何れにも柹澁は武器には甚惡き物也、漆ぬりの下地にも用べからず、下地よりうるしにてぬり上たるがよき也、心得べき事也、

〔軍用記〕六〕軍道具をばあらわぬもの也、殊に幕をばあらふべからず、あたらしけれども大將うち死の時は、かならずあらふもの也、しかるあいだ、堅く洗ふ事を忌むなり、

刀劍一

刀ハ偏刃ナリ、カタナト云フ、劍ハ兩刃ナリ、ツルギト云フ、我國古來多ク偏刃ヲ使ヒテ、偏刃ニモ亦劍ノ字ヲ用キテ、ケン或ハタチト云フ、抑、カタナト云ヒ、タチト云フハ、刀劍ノ通稱ナレドモ、或ハ長短ヲ分チテ、長刀ヲタチト云ヒテ、大刀ノ字ヲ用キ、短刀ヲカタナト云フ、又ミハカシト云フハ、御佩ノ意ニテ、其帶スル所ノ人ヲ敬シテ云フナリ、又大小(ダイセウ)ト云フハ、長短刀相具スルノ名ニシテ、其稱ハ後世ニ出デタリ、

刀劍ハ、儀刀、眞劍ノ二種ニ出デズ、此餘庖丁刀ノ類ノ如キアレドモ、此篇ニ擧グル所ニアラズ、儀刀ニハ飾劍アリ、細劍アリ、皆之ヲ儀仗ニ用キテ實用ニ供スルモノニアラズ、飾劍ハカザリタチト云フ、裝飾ノ特ニ美ナルモノナレド、其製作ハ中古ニ在リテ既ニ詳ナラズ、飾劍代アリ、飾劍ニ代フルモノナリ、亦其詳細ヲ知ルニ由ナシ、要スルニ飾劍ハ金銀、珠玉等ヲ用キテ裝飾シタルモノナリ、細劍ハ其身ノ細キニ由リテ名グ、又長劍ノ名アリ、形ニ由レルナリ、銀裝ナルアリ、螺鈿ナルアリ、蒔繪ナルアリテ、其種類極メテ多シ、野劍ハ眞劍ナリ、螺鈿、蒔繪等ニテ裝飾セルアリ、又平鞘劍、革緒劍、衞府劍、武劍、車刀等ノ名アリ、衞府劍ト云フハ衞府ノ人ノ帶スルガ故ナリ、

眞劍中ニ於テ、特ニ實用ニ供スルモノヲ打刀トス、打刀トハ人ヲ殺害スルニ供スル刀ヲ云フ、又鍔刀ノ名アリ、鍔ノ特ニ大ナル故ナリ、此刀ハ初ハ一尺三寸左右ニ過ギザリシガ、戰國ノ時ニ在リテハ爭ヒテ長キヲ用キ、足利氏ノ末葉ニハ四尺八寸ナルモノアリ、眞劍ニハ又

鞘卷アリ、サヤマキトモ、サウマキトモ云フ、古ノ紐刀ヨリ一轉シタルモノナリ、下緒ヲ鞘ニ繼ヒ、腰間ニ帶スル故ニ此名アリ、腰刀ト云ヒ、腰ノ物ト云フモ同物ナリ、又チヒサ刀ト云ヒ、短刀ト云フハ、長刀ニ對スルノ名ナリ、又刺刀ト云フモ腰刀ノ一名ナリ、合口、妻手指、鎧通ト云フモ、其用ヰル所ニ從ヒテ名ヲ異ニスルノミニテ、皆鞘卷ノ刀ナリ、守刀ハ護身刀ナリ、マモリガタナト云フ、之ヲ懷中ニ藏ムルニ由リ、懷劍及ビ隱劍ノ名アリ、其長キモノハ之ヲ腰間ニ帶シテ脇差ト云フ、脇差ハ太平記ニ初テ見エテ、德川氏ノ時ニハ、其長短ニ由リテ、大脇差、長脇差、中脇差、小脇差等ノ名アリ、又枕大刀アリ、守刀ノ一種ニシテ、之ヲ枕頭ニ置キ、不虞ニ備フルナリ、又作大刀アリ、眞刀ニアラズ、多クハ之ヲ進獻贈與ノ資ニ供ス、故ニ使大刀トモ云フ、

刀劍ノ防護ニ必要ナルコトハ論ヲ待タザレドモ、武人ニ在リテハ特ニ必要ナルモノニテ、爭ヒテ銳利ヲ求メタリ、我國ノ刀ハ原來精巧銳利ニシテ、上古ニ天國等ノ良工アリテ、早ク日本刀ノ名ヲ海外ニ輝シヽガ、鎌倉幕府ノ比ニ至リ益精鍊ト爲リ、良工諸國ニ輩出セリ、戰國ニ及ビテハ其用益繁ク、隨テ之ヲ作ルニ及ビテハ、精工ナラザルモノ多ク、號シテ數打ト云フ、然レドモ外國ニ貴重セラレシコトハ舊ニ仍リテ依然タリ、而シテ多ク之ヲ貿易ニ用キタリ、降リテ德川氏ニ至リテハ、時泰平ニ屬シタレドモ、之ヲ重ンズルコトハ衰ヘズ、刀具ノ如キモ皆精美ヲ求メ、鍔ニ目貫ニ良工ヲ要スルノミナラズ、其工ハ一々分擔ニテ、鞘ノ髹漆、刀ノ硎師ノ如キモ亦競テ良工ヲ要シタリ、特ニ鑑定ノ如キモ之ヲ以テ家ヲ立テ、世祿ヲ食ミシモノアリ、劍工及ビ礪師ノ事ハ、產業部鍛工篇ニ在リ、

刀劍ヲ鑑定スルコトハ、既ニ源平盛衰記ニ見エタレドモ、未ダ之ヲ以テ業トセルニハアラズ、足利尊氏ノ時ニ至リテ、相模國ニ妙本阿彌ト云フ者アリ、刀劍ノ新舊眞贋ヲ相シ、又磨礪

浄拭ニ巧ナリ、子孫因テ刀相ヲ以テ一家ヲ成セリ、後世ニ至リ新刀古刀ノ名アリ、慶長前後ヲ以テ分界ト爲ス、而シテ之ヲ鑑定スルニハ折紙ヲ以テ其價ヲ錄ス、折紙ノ價ハ必ズ其物ニ應ズベキナレドモ、或ハ賄賂ヲ納レテ人ヲ欺クノ弊ナキコト能ハズ、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕刀○ 四聲字苑云、似劒而一刃曰刀、都牢反 大刀和名太知 小刀加太奈

〔箋注倭名類聚抄五征戰具〕說文、刀兵也、象形、釋名、刀到也、以斬伐到其所乃擊之也、○中略 按太知截斷物之義、刀劒之總稱、賀太奈是不兩刃之名、非大小之別稱、故謂短刀爲能太知、此所謂蓋非古義也、然天智紀太刀訓多知、垂仁紀小刀訓加多奈、與此同、又按、至近古亦謂小刀爲加太奈、或稱腰刀、或稱鞘卷刀、蓋如今世知比左賀太奈而無都婆者也、今俗呼長刀爲加太奈、故以腰刀爲知比佐加太奈、與源君時亦不同、

〔段注說文解字四下刀〕刀兵也、刀者、兵之一也、衞風假借爲舠字、象形、都牢切、二部、凡刀之屬皆从刀、

〔段注說文解字四下刃〕劒人所帶兵也、桃氏爲劒、有上制、有中制、有下制、注云、此今之七首也、人各以其形皃大小帶之、从刃僉聲、居欠切、八部、劒籒文劒从刀、

〔同文通考四譌用〕釼ケン ツルキ 俗劒字

〔書言字考節用集七器財〕横刀タチ 出典 太刀

〔唐六典十六兩京武庫〕刀之制有四、一曰儀刀、二曰鄣刀、三曰横刀、四曰陌刀、 釋名曰、刀末曰鋒、其本曰環、今儀刀蓋古班劒之類、宋晉晉宋恐常作已來謂之御刀、後魏曰長刀、皆施龍鳳環、至隋謂之儀刀、裝以金銀、羽儀所執、鄣刀蓋用鄣身以御敵、横刀佩刀也、兵士所佩、名亦起於隋、陌刀長刀也、步兵所持、蓋古之斷馬劒、通鑑注、引六典斷作斬、

〔類聚名義抄八刀〕大刀タチ

〔伊呂波字類抄太雜物〕大刀タチ 中略 ○ 劒已上同、俗用之、

〔下學集 器財下〕太刀

〔日本釋名 武具下〕太刀　たつなり、物をたちきるなり、

〔古事記傳 九〕都牟刈之太刀、(刈を伎と訓るは由なし、又羽と作る本も誤なり、)書紀にはたゞ劒、また神劒とのみあり、都牟賀理とは、物を利く截斷貌を云言にて、今世語に、豆加理又須加理など云、即是なり、大神宮、神寶に須我流横刀と云あるを、(式、又儀式帳などに見ゆ、)須賀利劒とも云り、又式に出雲國出雲郡都我利神社と云あり、是等も同言なり、さて都流岐と云も、此都牟賀理の約りたる名(賀理は岐と切り、牟と流と通ふ、)なれば、都牟刈之太刀は、劒之太刀といふに同じ、(師の冠辭考つるぎたちの條に、此事見えたれども、其說まぎらはしく、又たがへることあり、其餘は、都牟刈は尖りたる意と云ながら、又刈は葉刈草薙など云て、物を刈斷こゝろなりと云れたるはいかゞ、今思ふに、尖りたる意にはあらじ、又大葉刈草薙なども、刀の利きを云る名なれども、大葉刈の刈は、木草の葉を刈斷を云たるなれば、都牟刈の刈とは異なり、都牟賀理は利く截斷貌を云言なれば、刈は借字なり、此わきためよくせずば混ひぬべし、)太刀は師の考に、斷の意にて名けたりと云れたるが如し、物を斷具なればなり、さて古書には、多知とも都流岐とも、たゞ同物を通はし云り、(都流岐は右に云る如く、物を利く斷切るさまを云言なれば、正くは、都流岐能多知と云を略きて、都流岐とのみも云なり、然れば精しく分ていふときは、多知はなべての名、都流岐は其用を稱たる名なり、)又字も、劒とも、太刀とも、刀とも、横刀とも通はし書て、差別なし、(然るを和名抄に、四聲字苑云、似劒而一刃曰刀、似刀兩刃曰劒、また隅鑛文選讀、豆流岐と云るは、漢國のさだなり、此に依て、劒をばかならず都流岐とよみ、多知には必太刀と書ことゝ心得るは、後世のことなり、さて師の古のは、皆諸刃なり、片刃なるは後の物ぞと云れしは、信にさることなり、但上代にも、小刀には片刃なるも有つとおぼしきことあり、玉垣朝段に、紐小刀とあるは、必比毛賀多那と訓べきなり、書紀にも七首と書て、然よめり、その加多那てふ名は、片刃か片薙かの義と聞ゆ、然れば上代にも、小刀には片刃なるもありて、其を加多那とは云しなるべし、和名抄にも、大刀和名太知、小刀加太奈、又刻鏤具にも刀子賀太奈とあり、然るを片刃なるが便よき故に、いつとなく後には大刀をも凡て片刃にすることにはなれりけむ、天智紀三年、大氏之氏上賜二大刀一、小氏之氏上賜二小刀一とあり、これらの小刀は、諸刃なりしか片刃なりしか知がたし、又武烈紀歌に、飫裒陀智とあるは、大刀の中にて大なるをいふなるべし、)

〔桂林漫錄 上〕刀劒　按ニ多知ハ刀劒ノ總稱ニシテ、物ヲ斷切ノ謂ナリ、劒ハ都留藝ト訓ジ、刀ヲ加太那ト訓ズ、古事記ニ、都牟刈之太刀トモ、亦都流岐能多知トモ有ハ、尖リタル太刀ト云コトニテ、即諸刃ノ太刀ヲ云ナリ、今モ畿内ノ人ハ尖ル事ヲツンガリシタト云ヒ、東國ノ俗ハ、チヨンガツ

タトモ云フ、其言ノ本ハ一也、都牟刈ノ牟ヲ留ニ通ハシ、我里ノ二音ヲ反セバ璫ノ一言トナルナリ、加多那ハ片刃無ノ義ニテ、諸刃ノ太刀ニ對シタル訓ナリ、〇下略

〔傍廂前篇〕劒刀名義〇中略　たちは斷なりといへるばさる事なり、〇中略　古事記に都牟刈之大刀とあり、つむがりは俗言に、スツカリ、スツパリなどいへる、よくきるゝさまなり、鹿島神宮の師靈劒も、師はよくきるゝさまにて、俗にいふプツツリといふ義なり、廣韻に師は斷聲なりとあり、又劒もたちも同じ物なり、歌にも劒大刀腰に取り佩きなどよめるをや、〇中略　兩刃にても片刃にても長きは大刀なり、短刀は必片刃なり、さる故に、いにしへは刀といへば、腰刀とも、相口とも、首かき刀ともいひき、短刀の事なり、刀は片の刃也、之刃の反はナなり、〇下略

〔倭訓栞前編十四多〕たち　日本紀倭名抄に大刀をよめり、神代紀に横刀、萬葉集に劒などをよめり、祝詞式に打斷物止太刀とみゆ、截斷の義なるべし、

〔和漢三才圖會二十一兵器〕刀音倒　按刀似劒而不兩刃、故和名片刃、波與奈通今之刀與太刀無異、但有佩與挾之異、而鞘不同耳、凡刀嵩曰鋩也、切嵩鋒也、刀握曰鍋、今云刀心

〔刀劍略說〕一刀トハ片刃ノ義ナリ、ナトハト音通ズ、故ニカタナト云、一刃ナ刀ト云事ハ上文ニアリ

〔倭訓栞前編六加〕かたな　刀をいふ、全漸兵制に腰刀を譯せり、片刃の義、はとなと韻通せり、或は偏薙の義といへり、〇中略　日本紀、倭名抄には、小刀をもよめり、太刀に對せる名也、近き世に出來にしかたなは、武備志にいふ佩刀也といへり、大諸禮にいふさし刀も是成べし、又かちにて御供の事遠くは太刀をはき、近くは刀ばかりたるべしとも見えたり、鞘の尻を方にするも太刀を挾せりとぞ、

〔刀劍問答〕一刀と申は、すべて刃物の總名にて候、今は脇差に差添候長き刀を刀と申候、舊記に刀と有之は、今の刀の事にては無之樣に候如何、　舊記に刀進上、刀拜領、刀引などゝ有之は、皆鞘卷

の刀の事にて候、是は腰刀といふ事を略したる詞にて候、今刀といふ物をばいにしへはうち刀。とも、つば刀ともいひし也、

〔萬葉集四相聞〕娘子復報贈和歌一首
絕常云者、和備染責跡、燒太刀乃隔付經事者、幸也吾君、

〔冠辭考十〕太刀は燒刃作れば、燒太刀といふ、

〔日本書紀七景行〕四十年十月、昔日本武尊向東之歲、停尾津濱而進食、是時解一劍置於松下、遂忘而去、今至於此、劍猶存、故歌曰、烏波利珥、多陀珥霧伽幣流、比苔菟麻菟、阿波例、比等菟麻菟、比苔珥阿利勢磨、岐農岐勢摩之塢、多知波開摩之塢、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕劍　四聲字苑云、似刀而兩刃曰劍、〈擧欠反〉今按、俗家所持是也、

〔下學集下器財〕釼〈ケン日本俗作釼、大誤歟、釰字也、〉

〔新撰字鏡金〕鏶〈豆留支〉　鐸〈音豆留支〉

〔倭名類聚抄十三征戰具〕屬鏤　廣雅云、屬鏤〈力朱反〉文選讀〈豆流岐〉劍也、

〔箋注倭名類聚抄五征戰具〕按、刀劍訓太知、其銛利者謂之豆流岐乃太知、或省云豆流岐、廣雅只云劍也、則彼宜訓太知、不宜訓豆流岐、其訓屬鏤爲豆流岐者、當引淮南子註云、屬鏤利劍也、

〔類聚名義抄八刀〕劍〈居欠反タチ兩刃刀ツルキ〉　〔同八金〕劒〈俗劍字而愼反〉　屬鏤ツルギ

〔日本釋名下武具〕劍ツルキ　つるはするど也、やいばの利を云、つとすと通ず、きはきる也、するどに切也

〔倭訓栞前編十六都〕つるぎ　劍をよみ、文選に屬鏤もよめり、銳利の義といへり、一說につるは角也、角鹿をつるがといふがごとし、ぎは刃をいふ詞也、萬葉集にも、劍刀諸刃のときなども見えたり、釆葉には兩方に刃のあるをつるぎたちといふ、劍に似たりと見ゆ、

〔古事記中應神〕吉野之國主等、瞻大雀命之所佩御刀、歌曰、本牟多能、比能美古、意富佐邪岐、意富佐邪岐、

波加勢流多知、母登都流藝、須惠布由、布由紀能須、加良賀志多紀能、佐夜佐夜、

〔古事記傳三十三〕母登都流藝は、本劍なり、本と云る由は、下に云を待べし、都流藝は、上卷都牟刈之太刀の下傳九の卅五葉に云る如く、都牟賀理の約まりたる名にて、もと刀の物を利く截斷貌を云る言なり、故刀の利きを稱て、都流岐能刀とも都流藝陀知とも云、都流藝とのみも云て利き刀の名にもなれるなり、

〔萬葉集十六有由緣幷雜歌〕境部王詠數種物歌穗積親王之子也

虎爾乘、古屋乎越而、青淵爾、蛟龍取將來、劍刀毛我、

〔萬葉集二十〕喩族歌一首幷短歌

都流藝多知、伊與餘刀具倍之、伊爾之敝由、佐夜氣久於比氐、伎爾之曾乃名曾、

右緣淡海眞人三船讒言、出雲守大伴古慈悲宿禰解任、是以家持○大伴氏作此歌也、

〔倭訓栞前編三十〕みはかし。日本紀に劍も刀も訓せり、萬葉集に御佩を劍の池とよめる此義也、かし反き也、

〔古事記神代上〕伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頸、爾著其御刀前之血、走就湯津石村所成神名、石拆神、

〔古事記傳五〕御刀は、書紀景行御卷に、御刀此云彌波迦志とあるに依て訓べし、倭建命段に御佩とも書り、波迦志とは佩を延たる言なり、さて御佩賜劍と云ことを、其用言を體言に云爲て、卽其物の名とすること、御執賜弓を御執と云に同じ、此格古も今も万の物名に多し、

〔日本書紀景行七〕十三年五月、悉平襲國、因以居於高屋宮、已六年也、於是其國有佳人、曰御刀媛、御刀此云彌波迦志、則召爲妃、生豐國別皇子、是日向國造之始祖也、

〔萬葉集十三相聞〕御佩乎、劍池之、蓮葉爾、渟有水之、往方無、○下略

〔榮花物語浦々の別五〕中宮〇藤原定子には、〇中略いと平かに男御子〇敦康生れたまひぬ、男にさへおはしませば、いとゆゝしき迄、おぼされながら、女院に御せうそこあれば、うへに奏せさせたまひて御はかしもて參る、

〔源氏物語十九薄雲〕姫君は何心もなくて、御車にのらん事をいそぎたまふ、〇中略めのと少將とてあてやかなる人ばかり、御はかしあまがつやうの物とりて乘る、

〔後拾遺和歌集十九雜〕三條院春宮と申ける時、式部卿敦儀親王むまれて侍りけるに、御はかし奉るとてむすびつけて侍ける、　入道前太政大臣

よろづ世を君がまもりといのりつゝたちつくりえのしるしとを見よ

〔倭訓栞中編三上字〕うちもの　撃物の義、人を撃の物なるをいへり、又打きたふよりいふ、錘鍛の義也、類聚雜要に打物方、太刀造方とならべいへれば、打物は鍛冶を稱するなるべし、後三年軍記に撃物の術に得たる人を撃手といひ、又こはうちと聞えし鬼次と鬼武と戰ひしも薙なた也、されば薙なたをもはら打物とはいふ成べし、又軍家に士夫の太刀を稱する名目ともいへり、

〔武器考證三〕打物ハ、太刀打刀ナドヲ云ナリ、

〔平治物語二〕義朝敗北事

井澤四郎宜景ハ廿四差タル矢ヲ以テ、今朝ノ戰ニ敵十八騎射テ落シ、〇中略其後打物ニ成テフルマヒケルガ、痛手負テ引ニケリ、

〔平家物語十一〕壇浦合戰の事

父〇梶原景時が氣色を見て、嫡子の源太景季、次男平次景高、同三郎景家、おや子主從十四五人、打物の鞘をはづして、父と一所に寄合たり、

〔刀劍略說〕古ハ太刀ト劍ト文字ヲ別テ用ヒ、又劍ト刀トハ其品モ別ナリキ、今ハ劍モ刀モ共ニ、太

刀或ハ刀ト稱シテ、兩刃一刃ノ分チ無シ、剩ヘ曲尺ニテ長サ二尺有餘ナルモノヲ刀ト名付ケ、又一尺有餘ナル物ヲ脇差ト云ヒテ、此兩刀ヲ大小ノ刀ト稱シ、略シテ大小ト計モ云ヘリ、(其大小刀ノ制造ノ樣ハ尋常ノモノナレバ、人人知リタルコト又不ㇾ注ㇾ之、)此大小ト名目セシ事ハ、全ク近代ノ事ナレドモ、何レノ年間ヨリト云事、又誰某ノ人ノ始シト云事不ㇾ詳、○中略 去ラバ信長公、秀吉公ノ頃ヨリ以來ノ名目ナリ、

一今刀ト稱スルモノハ、古ヘハ打刀、打太刀ナド稱セシ物ニテ、武士常ニ從者ニ持セ歩行シナリ、夫故古ノ打刀ト云モノハ、尺寸モ莫大ニ長モ有、然ルヲ何時トナク、腰刀(今ノ脇差)ト共ニ自身腰ニ挾、歩行事ト成、席上ヘ侍坐ス時ハ執提テ至リ、暫時モ身ヲ離サヌ風俗ト成タルニ依テ、大小ト云、刀脇差ト連ネ稱スルニ及ベリ、打太刀、打刀ナド云シトキハ從者ニ持セシユヘ、各己ガ器量ニ任セテ太物長刀多クアリシガ、(俗ニダンビラモノト云、太平ノアル打刀ノ太物ノ事ナリ、太平ヲ誤テダンビラト云ナラン、)兩刀共ニ腰ニ挾ニ至テハ長ト重キトニ煩シキ事モアレバ、其制造モ又古トハ漸々ニ一變セル也、

〔武備志日本二百三十一〕器用 小刀(倄過乃空、客打乃) 中刀(歪計、柴需) 大刀(閻中達、打奈) 刀柄(脫介、倒) 利器 刀

大小長短不ㇾ同、立名亦異、每人有二一長刀一、謂二之佩刀一、其刀上又插二一小刀一、以便二雜用一、又一刺刀長尺者謂二之解手刀一、長尺餘者謂二之急拔一、亦刺刀之類、此三者乃隨身必用者也、其大而長柄者、乃擡導所ㇾ用、可三以殺二人一、謂二之先導一、其以二皮條一綴二刀鞘一、佩二之於肩一、或執二之於手一、乃隨後所ㇾ用、謂二之大制一、 又有二小裁紙設機刀一、出二長門一、號二兼常一者最嘉、又有三作二贊禮賀禮一、不ㇾ拘二大小名一、雖ㇾ爲ㇾ刀、其實無ㇾ用、

〔新刃銘盡一〕大小刀之事 洞冥記に云、黃帝首山の銅を採て始て鑄て刀とす、多識篇を按ずるに、鐵刀は和名加多那、順和名鈔に四聲字苑に云、劍に似て一刃を刀と云、故に單刀といふ、單刀に長短あり、長刀短刀の二つなり、長刀といふは、今の世の刀なり、短刀といふは今の脇指なり、刺刀は短刀の事なり、匕首の劍と云も同じ物也、史記の注に、長一尺八寸とあり、 或人の云、今脇指と小刀と稱呼の相違あり、古の脇指は是小刀なり、尋常いふ小刀或は鐙通の類なり、上古の人九寸五

名所

分の鐙通を平生用ひて起臥ともにはなさゞりしといへり、

〔總見記　一〕齋藤山城守於富田對面事

信長其日〈天文十八年四月〉ノ御出立、イツモニ増リテ異風ナリ、先ヅ御髮ハ萌黃ノ平打ノ糸ヲ以テ卷立卷立、茶筌ツブリニ結セラル、湯カタ染ノ明衣ノ袖ヲ、ホソメ打著給ヒ、熨斗付ノ刀脇指、大小共ニ長柄ニテ、ワラ繩ニテ卷セラレ、太キ苧繩ノ腕拔ヲ付給フ、

〔武邊雜談　乾〕景勝定勝も御前一人計にて出頭の女中無之故、家中行儀能事、言語同斷也、〈中略〉大小も短く、髮も元結を少まきいてうにゆひ極眞也、

〔常山紀談拾遺　四〕加藤清正の士、あるときの城乘に金の熨付の大小をさして塀をこゆるに、後ろより尻を押上るものあり、我を押上るよと思ひ乘上り後に見れば、熨付のさやを切廻して金を取られたり、人みな油斷なりと沙汰す、清正が曰、城乘を心として後ろを顧みざるは勇士なり、但金のゝし付を指たるは若輩の故なり、戰場へさやうの美麗なるものをば用ひざることを不知と覺ゆ、末たのもしき若者なりといはれたり、

〔新刃銘盡　一〕身體に屬する文字之事

鋒　鉾〈同〉　鍉〈同、俗にいふ切先なり、〉　鎬　銜〈同〉　鏘〈同〉　剽〈同〉　刎刃　反刃　切刃　小鎬　三頭　橫手

筋　反　剤〈同〉　剢〈同〉　茎　棟　平棟　丸鉅　三鉅　中丘〈舊記〉　牧後　脊〈同〉　双刃　片刃

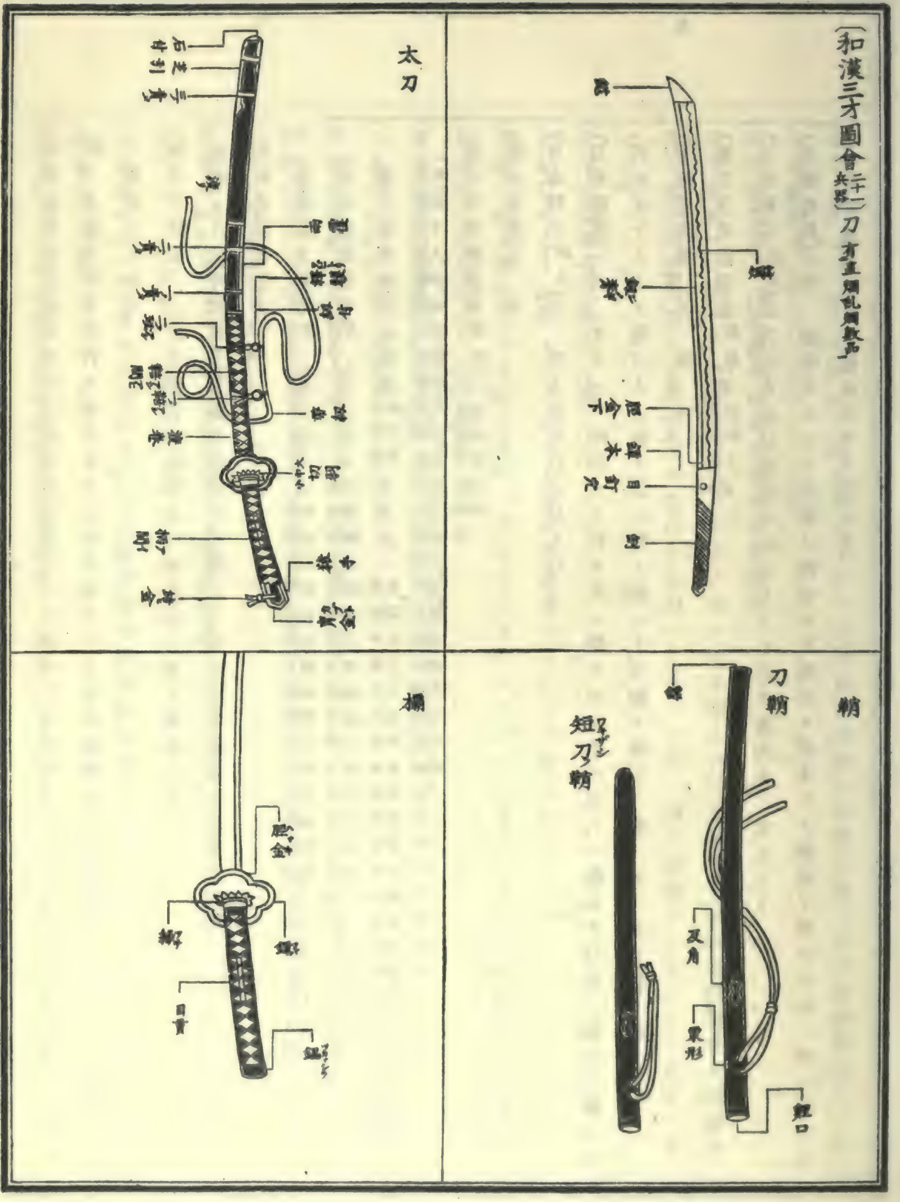
〈双刃或ハ鉦ニ作ル〉鋎　鐔本　關　地〈刃〉　地府　村膚　帽子　歸　湯走　移　沸　沙流　直刃　亂

刃　逆亂　丁子亂　丁子刃　皆燒　重花　剣〈俗ニ中心也〉　心〈同〉　柄心〈同〉　鑢　鎚目　鏇　橫鑢

直違　隅違〈同〉　檜垣　齒朶　逆蒐　鷹羽鑢　高山形　一文字　直形　間形　片山　片廻

片劒頭　卒都婆頭　目釘穴　籔穴〈同〉　碼瑙〈同〉　鑢　鏥〈同〉　鋸〈同〉　鑭〈同〉　錯〈同〉　鉞〈同〉

〔同文通考　四國字〕鈚ニエ　劒之文也


和漢三才圖會 二十一 兵器
刀
太刀
鞘
刀鞘
短刀鞘
鐔

〔勢州四家記〕天正四年の冬、信長公誌意として、國司三瀬大御所中納言具教卿を密害すべしとや、〇中略具教卿近習の侍も、兼日より二心やありつらむ、具教卿の大刀脇指の身をひき、つめをかひて置けるとかや、

〔淺井三代記十三〕信長卿江州佐和山に來長政と初て對面の事
長政よりは今度信長卿供の者共に、不殘あらみの太刀脇指をひかれける、

刃

〔類聚名義抄八〕刃 而振反 ヤキバ

〔段注說文解字四下刀〕𠛎刀劍刃也、淮南脩務訓、摩其鋒鍔、王子淵聖主得賢臣頌、漢書作越砥斂其咢、文選作鍔、从刀咢聲、五各切、五部

〔段注說文解字四下刃〕刃刀堅也、各本作堅、今正、刀部曰、剛刀劍刃也、金部曰、鑒剛也、郭璞三倉解詁曰、焠作刀鑒也、象刀有刃之形、而振切、十三部凡刃之屬皆从刃、刅傷也、凡殺傷必以刃从刃从一、按鉉本篆作刅、鍇本篆作刅、今按當是從刃從一、一者傷之象、刅之所入也、刅會則作刅、小徐本非、部首米部梁、皆從刅、考桐柏廟碑梁字、羊竇道碑梁字、五經文字及唐石經梁字、皆不作刅、今人作隸書梁梁皆從刅、非古法、不可從也、楚耳切、十部、

〔書言字考節用集七器財〕刃ヤイバ 字彙、刀加距爲刃、俗作刄非、

〔倭楷正訛〕刄 刃

〔日本釋名下武具〕刃ヤイバ やきは也、はは、はしなり、

〔刀劍略說〕一刃 ヤイバハ焼刃ナリ、鐵ヲ火ニ焼テ刃ヲ造ル、刃トハ端ナリ、刀劒ノ端ハシナリ、故ニ焼刃ナリ、キトイイト通ズ、人ノ歯ト云モ骨ノ端ハシナリ、又物ヲ嚙切ル事ハ、刃モ歯モ同ジ義ナリ、

峯

〔運步色葉集葉〕刄ハ 同 峯ミネ 刀

〔書言字考節用集七器財〕脊ミネ 刀所出荘子 鉏 同

〔日本釋名下武具〕峯カタナノミネ 刀のみねは、山のみねのごとし、古今著聞集に見えたり、

〔刀劍略說〕一脊ムネ 劒脊ヲムネト云、峯ノ轉音ナリ、棟木モ峯木ニテ家屋ノ脊ナリ、山ノ峯ハ即チ山ノ脊ナリ、ムトミト通テムネトモ云ヘリ、

鋩　鋒

〔倭訓栞前編三十〕みね〇中略　俗にむねといへり、刀背也、異朝に山背を峯といひ、屋脊を棟といへる其義同じ、

〔源平盛衰記十八〕文覺高雄勸進附仙洞管絃事
文覺罷出マジ〇中略トテ護法ノ付タル者ノ樣ニ、躍上踊上テ出ザリケリ、其時信濃國住人安藤右馬大夫右宗武者所ニテ候ケルガ、走向テ太刀ノミネニテ左ノ肩ヲ頸懸テシタヽカニ打タリケル二、〇下略

〔七十一番歌合〕三番左　硎
いかにせんとかずもいらぬつるぎ太刀峯なる月のさび殘るかな

〔三議一統大草紙〕一刀見物之事〇中略　若とぎたる物にてぬいて見よとあらば、一禮して刃のあたらぬやうに、みねにつけて拔見べし、

〔書言字考節用集器財七〕鋩サキ出鋒饕　鋩サキ劍針所言　鋒同日本紀　鋩キツサキ匀會刀端也、出左、　鋒同端見神代卷　鋒同刃出保

〔日本釋名武具下〕鋒キツサキ　物をきるさきなり、

〔刀劍略說〕鋩キツサキ　又鋒字モキツサキト讀、刀劍ノ物ヲ切ノ尖サキナリ、是ヲ鋒子トモ云ヒ、又鋩子トモ書、鋒字集韻ニ劍端トアリ、又鋩ノ方ノ鎬ノ留リノ斜ニ高キ處ヲモボウシト云、是ハ鋩ヲヲホウノ義ニテ帽子成ベシ、鋒子帽子共ニ、子ハ物字ニテ意義ナク付字ナリ、

〔古事記上神代〕伊邪那岐命拔所御佩之十拳劍斬其子迦具土神之頸、爾著其御刀前ハカシノサキ之血走就湯津石村、

〔日本書紀一神代〕一書曰、伊弉諾尊、〇中略　遂拔所帶十握劍斬軻遇突智爲三段、〇中略　復劍鋒垂血激越爲神、號曰盤裂神、

〔太平記十三〕兵部卿宮薨御事附干將莫耶事

淵邊御胸ノ上ニ乘懸リ、腰ノ刀ヲ拔テ、御頸ヲ搔ントシケレバ、宮御頸ヲ縮テ、刀ノサキヲシカト呀サセ給フ、淵邊シタヽカナル者ナリケレバ、刀ヲ奪ハレ進ラセジト引合ヒケル間、刀ノ鋒一寸餘リ折テ失ニケリ、

鎬

〔書言字考節用集器財七〕鍘未詳 鎬同上

〔刀劍略說〕鎬　和俗志乃岐ト云、刀稜ノ事ニテ、刃ト脊トノ中間ニ稜立テ高キ所ヲ云、鎬字ハ本ト溫器也、又地名也、借用シテ勢ノ義ニモ用ユト字書ニ註セリ、此字ノ體金ノ扁ニ高キト云字ナレバ、借用シテ志乃岐ト云ナラン、志乃岐ト云倭訓ハ、忍ト云ノ轉音ニテ陵ノ意ナリ、周語ニ夫人性陵上者也、註曰如在人上者欲勝陵之今俗ニシノケト云ニ、凌ノ字ヲ用ルハ非ナリ、陵ト云ベシ、トアリ、凡難爲コトヲ忍爲ヲ云フナリ、上タル人ヲ陵、寒暑ヲ陵ナド云意ニテ、物ニ稜アリテ高キモノハ、押付テ事ヲ爲ガタキ義ナリ、故ニ志乃岐ト云ナリ、〇註略

〔太平記十九〕新田義貞落越前府城事

船田長門守ガ若黨葛新左衞門ト云者、川バタニ打寄テ、〇中略三尺六寸ノカヒシノギノ太刀ヲ拔、甲ノ直向ニ指カザシ、〇下略

稜

〔安齋隨筆後編三〕一貝鎬太刀　太平記卷十九新田義貞越府城之條に見えたり、貞丈云、しのぎに稜を立ず、しのぎの所少し丸みあり、舟を漕ぐかいと云物のごとく平みに少肉あるを云也、貝の字は假り字也、櫂字を書べし、

〔萬葉集雜歌六〕湯原王打〇打恐所字誤酒歌一首

燒刀之、加度打放、丈夫之、禱豐御酒爾、吾醉爾家里、

〔萬葉集略解六下〕かどは稜をいふべし

樋

〔刀劍略說〕一血漕　倭訓ニテ樋ト云、樋ハ水ヲ通ズルモノ、是ヲ流ス樋ナルユヘニ血漕ト云、其義

反

中心

樋ト同ジ、凡樋棒樋二筋樋ナド云コトアリテ、太平(ダンビラ)物ノ重キヲ厭ヒテ樋ヲ彫アリ、又血走リノ爲トテ彫モアリ、其本ハ血漕(ヒ)ノ字ニテ血ヲ流ス漕ナリ、

〔安齋隨筆前編十五〕一刀のゑみ　奈佐氏問、衣笠内大臣ニ何事を思ひけり共しられじなゑみのうちにもかたなやはなき、權僧正公朝、手にとれば人をさすてふいがくりのゑみのうちなる刀おそろしとあり、刀のゑみと云はいかに、答云、人のゑむ時はくちびる開るものなり、さればむさし鐙のはとむねの中高く、左右ひきく、其外又左右たかくあるに、そのひきくして又高くなるをゑみといふ也、是をおして思ふにゑみと云は、刀の樋の事なるべし、

〔唐書二百二十三上李義府傳〕義府貌柔恭、與人言、嬉怡微笑、而陰賊褊忌著于心、凡忤意者、皆中傷之、時號義府笑中刀、

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口〇中略　金漆銅作大刀一口(中略)有溝　金銅莊劒一口(中略)刃中兩溝

〔義經記五〕たゞのぶよし野にとゞまる事

判官〇源義經忠信を近く召て、〇中略金作りの太刀の二尺七寸有けるに、けんのひかきて、ぢはだ心もおよばざるを取出して給はりけり、

〔塵添壒嚢抄三〕太刀反(ソリ)事

太刀ナドノ、ソリト云字ハ何ゾ、反ノ字ヲ可書歟、

〔武功雜記十六〕刀ノソリヨキコロナルハアタリツヨシ、高麗陣ニ加藤肥後守、軍兵ドモノ敵ヲキリアグミタル時、肥後守イサマシメテ、馬上ニテ從人キリタヲシ候ヤ、カゾヘミヨト申サルヽニ、刀ノ直ナルニテハアタリヨハクテ敵タヲレズ、〇〇ソリタルニテハキレズトイヘドモタヲレヌハナシ、

〔書言字考節用集七器財〕心(ナカゴ)刀劍所言　莖(管子)(活法)劍

製作鍛冶

〔刀劍略說〕一中心(ナカゴ)　又込(コミ)トモ云、欛ノ中ヘコムル所ナレバ、中込ノ下略ニテナカゴト云フ、込ト云ハ中込ノ中ヲ略シタルナリ、

〔明良洪範二十一〕池田紀伊守入道ハ信長公ト同年ナリシ、元ハ近江國ノ住人ナリ、(中略)以前池田家ニテ大小ノ類ヲタメシケルニ、フジ身ノ者アリテ切レザリシヲ、片桐與三郎ト云近習ノ差タリシニテタメシケレバ、快ヨク切シ故、又々死人ノ切口ヨリ青竹ヲサシ通シ、片桐ヲ呼デ切ラセラレシニ、土壇迄切落シケル故、勝入其刀ヲ所望セラレ、篠ノ雪ト名付、中ゴニ片桐與三郎二ツ胴ヲ落スト象眼入リアリ、脇差モ同作ナリ、

〔延喜式(四十九左右兵庫)〕烏裝横刀一口、長功廿一日、中功廿五日、短功廿八日、打坏一日、(手力一人)破乘合乘幷打刃二日、(別手力一人)剪幷錯一日、麁砥磨一日、燒幷中磨一日、精磨一日、瑩一日、

〔延喜式工事解二〕打坏一日(手刀一人)(刀當ニ力ニ作ルベシ)　杯ハ(印本サラト訓ズ、是ニアラズ、)字書ニ音胚、陶瓦未ダ燒ザル者トシ、胚ハ器物未ダ成ラザルノ稱トス、此ニハ義ヲ借テ鐵ノ未ダ鍛煉セザルヲ言フ、銷拍スルコト一日鍱トナスナリ、(手力前ニ見ユ、後コレニ倣フベシ、)

破乘合乘幷打刃二日(別手刀一人)(乘當ニ業ニ作ルベシ、刀當ニ力ニ作ルベシ、二疑フラクハ四ナルベシ、)　乘ハ(印本ハカネト訓ズ、臆度ナルベシ、)葉ト作シテ見ルベシ、鍱ニ同ジ、(集韻ニ鍱ハ鋌ナリト云リ、圖經本草ニ再三銷拍シテ鍱ト作スベキ者、コレヲ鑐鐵トス、亦コレヲ熟鐵ト謂フト云フガ如シ、鐵葉ハ鐵片ナリ、)破ト言ヒ合ト言フ者ハ、其葉ヲ銷鍱拍鍛スルニ、或ハ重合シ、或ハ折疊シ、或ハ斷截ス、(此時藁灰ヲ用ユ、大紋刀ノ料中鐵八圖アリ、幷セ考フベシ、)此ノ如クスルコト數回ナルヲ謂フナリ、刃ヲ打トハ始テ刀形ヲ作スナリ、此刀ノ料鐵ハ十斤五兩ヲ用ルナルベシ、(主稅式ニ、改暴ノ用度ヲ載テ、大刀一口、料鐵十斤五兩ト見エタリ、)精鍊シテ五分ノ四ヲ減ズル製ヲ以テスルトキハ二日ニシテ鍛成シ難シ、下文ニ剪幷錯四日ト云モノ日數多シ、此二日ハ四日ニシテ下文ノ四日ハ二日ナルベシ、

剪幷錯四日(四恐クハ二ナルベシ、前文ト幷セ考フベシ、)　剪ノ字穩當ナラズ、按ズルニ、倭名鈔鍛冶具ニ鏟(一曰削刀)アリ、

奈良之ト訓ズ、卽チ工人ノ所謂ルセンナリ、(剗或ハ鏟ニ作ル、依テ音ヲ誤ルカ、)剗剪音近キヲ以テ恐クハ古ヨリ稱スルコト此ノ如クニシテ、工人ノ言ニ隨テ剪ノ字ヲ借用スルナランカ、鍛成ノ刀先ヅ鏟ヲ以テ莖脊稜鋒ノ鏃跡ヲ平治シテ後鑢ヲ以テ錯成スルナリ、其工二日ニシテ足ルベシ、

麁砥磨一日、燒幷中磨一日、精磨一日、瑩一日、礪ヲ以テ錯跡ヲ磨滅スルノ後、水火相濟テ其刃ヲシテ剛利ナラ令ム、コレヲ燒ト謂フ、次ニ伊豫砥ヲ以テ磨ス、コレヲ中磨ト謂フ、精磨ハ伊豫砥ノ細キ者ヲ用ユ、光瑩スルニ猪膏ヲ用ユ、(伊豫砥猪膏前ノ大藏横刀ノ條ニ出ヅ)全ク成ルニ及デ、其長サ莖ヲ幷テ三尺許ニシテ反張アリ、重サ三百錢以下ナリ、(主税式大刀ノ用度中ニ、長二尺四寸ト見エシハ莖ヲ除クノ尺寸ナリ、)

〔兩朝平攘錄 四日本上〕其倭刀、非獨用剛生鐵久鑄、煉成復毀、朝煉暮濕泥、如此百二十日工成、刀可吹毛削鐵、富倭不恪工價制之、延高師學法會者、所操不過下等、(戰必善運刀者在前、衝鋒可長、然有限也、中國不如、望轍畏避、倭刀亦、其辨高下、豈知大小長短不同、立名亦異、)

〔武備志 二百三十一日本〕利器〇中略　上等曰上庫刀、山城君盛時、盡取日本各島名匠、封鎖庫中、不限歲月、竭其工巧、謂之上庫刀、其間號寧久者更嘉、世代祖傳以此爲上、　次等曰備前刀、以有血漕爲巧、〇下略

〔雍州府志 六土產〕岡崎黑土　洛東岡崎村土民間謂黑保古利、其色黑而輕、俗鄉盧稱保古利、纖塵之義也、又鍛工鑄刀時、取斯土塗埴之、然則去火氣云、

鐵　鐵西州處々山出、〇中略又刀鍛冶以橐鑰燒鐵、乘熱以鐵槌打成、鍛錬及數度作大小刀、是謂打物、

〔新刃銘盡 一〕鍛冶心得大意　凡刀劒は神代より始て本朝無雙の兵器也、〇中略第一鐵の善惡を選ぶべし、〇中略第二に木を選んで炭となし、炭と成て又選ぶべし、第三に火を選ぶ事尤淸きを用ゆべし、假にも不淨汚穢の火を以て鍛ふべからず、第四に土を付泥をかけて燒刃を渡す、其土尤吟味すべし、第五に水を以て成就す、是を湯かげんといふ、

〔古今鍛冶備考 二〕鑄錬鍛控略辨　川部正秀補助

往昔より刀劍を造るに、鑄煉鍛控の二法有る事和漢相同じ、鑄法は難く、鍛法は易し、鑄刀の法は、火床の鐵溜りに水をうちて內膨に堅め、水氣を能去り、鞴の大小に應じて、鐵も多少の分量を積り、銑にても、鉧にても、又は鋼にても、細かに碎きて、往昔は銑計也鐵溜りへ納れ、炭を多くして鑠す也、尤火床の製し方に法有、火口の高低鐵溜りの淺深にしたがひて、銑は南蠻鐵の如き鐵合に吹あがりて剛過ぎ、或は銑も鋼も鉧に變じ、或は變せずといふとも柔かに弱くなり、鉧も勿論鋼に吹上らず、此所の害を爲すものはたゞ水氣なれば、風も水氣と心得て怖るべし、火口鐵溜りに高低淺深なく、鞴も程よく吹て加減其所を得るときは、剛過ず柔過ず韌き精密の鐵性となる、偖其塊りたる鋼を鐵溜りより引出し垢を能去り、又食出たる所は悉く打缺て去り、いかにも惡き鋼の混らざるやうになして、夫より刀劍の長短にしたがひ打延べ象を造る也、是を鑄刀と唱ふ、地鐵水晶の如く一點の肌膚なし、事により鑠境の肌出る事有、斯の如く煉りても鐵の生れにより、又は鑠加減の惡き時は、二三遍或其餘も折返し鍛て造る事有、是は自然鍛へ境の肌顯るゝもの也、鑄法は唐工の及ざる業なれば、應永頃より以來は殆ど此法は廢れて鍛法頻に行はる、其後濃州關の和泉守兼定、及び孫六兼元、往古の鑄刀に等しき法の研し鐵に爲し、鍛へ目に垢を含ませず、火加減能鐵を締て造る妙所を得て、此二氏于今賞譽せらる、次に天文頃鐵山より製して出す鋼を其まゝ鍛て造る法行はれて、研鐵の法も又廢絕す、慶長の頃に至て堀川の國廣研鐵に爲して鍛刀を造る、次で津田助廣研鐵は兼定を的にして能製し、既越前守助廣と五字の裏銘に以地鐵研造と切しは、鉧を研して鋼に爲し、其上は數遍鍛しものなれば、鍛刀に異なる事なし、其頃は研鐵を加て造る法もありしに、元祿頃より後は此等の法も疎くなり降りたり、今の世巧者なる刀匠多ければ、法と修業と相合て此二法を再興すべし、〇下略

燒法

〔西遊記續編 三〕鍛冶祐定 余○南谿橘諸國に遊ぶに、○中略備前にては名高き長船の里に入りて、長光祐定などいふ鍛冶の家を問ふ、其刀劍を鍛ふを見るに、他國の鍛冶に異りて、石を以て鐵を鍛ふ、何れの家も皆繁昌して賑なり、彼石にて鍛ふ故にや、又は水土の故にや、又は傳來の良法有るゆへにや、備前物は打見るより他國の作に異りて別段に見ゆ、

〔刀劍略說〕一龜文(スクヤキ)漫理ハ、吳越春秋に、干將ハ龜文、莫耶ハ漫理トアリ、是今云、直燒(スクヤキ)ハ陽文ニテ龜文ナリ、亂燒ハ陰理ニテ漫理ナリ、軍器考ニ云フ所ハ、干將ハ陽劍ニテ龜文トアレバ、亂燒ナルベシ、龜甲ノ自ラ文アル燒刃ノ文章アルト同キナリ、又莫耶ハ陰劍ニテ漫理トアレバ直燒ナルベシ、韻書縵ハ無文ナリト註スレバ、文ナキ理アランハ是直燒ナランカ、淮南子ニ魚膓トアルモ全ク亂燒ト見ヘタリ、文理二字ハ劍ノ燒ト云フニ用ユベキナリ、

〔書言字考節用集 七器財〕龜文(スクヤキ)漫理(ミダレヤキ) 刀劍所言、龜文爲陽、漫理爲陰、事見蜀志事文、 直刃(同) 亂刃(和俗所用)

〔明良洪範 二十一〕池田紀伊守入道ハ信長公ト同年ナリシ、元ハ近江國ノ住人ナリ、○中略勝入長久手ニテ討死ノ時帶セシ刀ハ、和泉守兼定ノ作二尺二寸三分アリテ亂レ燒ナリ、

〔新刃銘盡 一〕實幷作之事
實は鋭の總體なり、故に又身の字に作る、刀の身體なれば也、凡作りに依て唱の名色々あり、先冠落といふあり、或は是を鵜作ともいふ、冠落といふは衡の表裏を棟より半過落したるを云、たとへば



かくのごとき形にして、鵜の首をのばしたるに似たり、故に俗に鵜の首作りといへり、又鎬作といふは常の大小刀の作りをいふ、又切先横手の筋なきを菖蒲作と云、横手の筋しのぎともになきを平作りと號す、又高衡といふは片方を平作にし、片方ばかり鎬あるをいふ、雙鎬片鎬皆體配に屬する名なり、

〔應仁後記 上〕河州正覺寺城合戰畠山政長自害事

造刀料

丹下備後守冠リ落シノ信國ノ刀ヲ拔テ、己ガ股ヲ二刀突通シ、イカニモ刃心能候、是ニテ遊バサレ候ヘトテ、政長ノ前ニ差上レバ、政長頓而此刀ヲ逆手ニ取直シテ、腹十文字ニ搔破リ、又其刀ヲ光忠〇葉室ニ參ラスル、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

重忠〇畠山韁(シコロ)ヲ傾テ攻寄ル處ニ、木曾〇義仲ガ從弟ニ、信濃國住人長瀨判官代義員ト名乘テ蒐出タリ、〇中略金造ノ太刀ヲ拔テ向ケルニ、畠山ハ是ゾ宇治路ノ大將ナルラント見テ、秩父ガカウ平(ビラ)ト云ハ、平(ヒラ)四寸長サ三尺九寸ノ太刀也、拔儲テ歩セ寄レバ、義員如何思ケン引退ヒテ垣楯ノ中ニ入ニケリ、返合返合戰ハントハシケレ共、畠山ニヤ恐ケン、カウ平ニヤ臆シケン引退々々都ニ向テ落行ケリ、

〔東大寺正倉院文書十七〕造器仗、鐵貳佰肆拾伍斤、直稻阡陌貳束伍把、一斤別充四束五把、〇中略　大刀漆口料鐵伍拾捌斤伍兩壹分貳銖、一口別充八斤五兩一分二銖、〇下略

〔東大寺正倉院文書十八〕橫刀漆口料、鐵伍拾捌斤參兩、一口別八斤五兩直稻貳佰陸拾壹束玖把、一斤直四束五把

〔延喜式十七内匠〕御太刀一口料、堅鐵十斤五兩、〇中略長功卅三人、鍛工十八人、鍛九人、革二人、漆六人、夫八人、中功五十人小半、工卅一人、夫九人小半、短功五十七人半、工卅七人、夫十人半、

〔延喜式二十六主稅〕造太刀一口、長二尺四寸、料、鐵十斤五兩、

〔延喜式三十四木工〕金裝太刀一口、長二尺三寸、廣一寸五分、料、鐵四斤、金薄六枚、長功廿三人、工十八人、夫五人、中功廿六人、工廿人、夫六人、短功廿八人、工廿二人、夫六人、

烏裝太刀長廣同上料、鐵四斤、長功廿人、工十五人、夫五人、中功廿三人、工十七人、夫六人、短功廿六人、工十九人、夫七人、〇中略

鐵工

五寸刀子一枚料、鐵五兩、四寸已下毎寸減一兩、長功四枚、中功三枚、短功二枚、　一尺刀子一枚料、鐵十一兩、九寸

兩刃

（已下每寸減二一兩一）長功一人、中功一人小半、短功一人大半、

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡二季大祓横刀八口、（金裝二口、烏裝六口、）其料、鐵廿四斤、（口別三斤）○中略 猪膏五合（瑩刀料）○中略 伊豫砥二顆、麁砥二顆、薬八圍、（已上磨刀料）作功二百五十人、（金裝口別廿六人、烏裝口別廿三人、）請料造備、六月十二月廿八日送神祇官、

〔新刃銘盡 一〕凡南蠻鐵を以て刃金に用ゆる事は、越前の葵康繼を以て始とす康繼より前南蠻鐵を用ひたる鍛冶なし、それより以來南蠻鐵の善き事を知て、諸國の鍛冶播州の宍粟、石州出羽の鐵の外に、南蠻鐵を以て鍛へたる多し、去かれども南蠻鐵は至てこはくして、中々刃金に鍛へがたしといへり、古作に曾て南蠻鐵なし、元和以後の新身ばかり也、

〔萬葉集 十一 古今相聞往來歌〕寄物陳思

劒刀（ツルギタチ）、諸刃利（モロハノトキニ）、足踏（アシフミテ）、死死（シニヽモシナン）、公依（キミニヨリテハ）、

劒刀（ツルギタチ）、諸刃之於（モロハノウヘニ）荷去觸（ユキフレテ）而所殺鴨將死（シナカモシナム）、戀管（コヒツヽ）不有者（アラズハ）、

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口○中略 金銀鈿莊唐大刀一口（中略）（鋒者兩刃）○中略 金銅莊劒一口（中略）（兩刃）

〔中右記〕寛治八年（○嘉保元年）十一月二日庚子、依仰○中略 取出節刀十柄、一々監臨、○中略 一柄（中略）（燒鋒二寸許、諸師刃、）○下略

偏刃

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口○中略 金漆銅作大刀一口（鋒者偏刃） 銀銅作大刀一口（鋒者偏刃） 横刀一口（中略）（鋒者偏刃） 寶莊懸佩刀一口（鋒者偏刃）

蛤刃

〔太平記 三十二〕神南合戰事

中ニモ山名ガ郎等、因幡國ノ住人ニ、福間三郎トテ世ニ名ヲ知レタル大力ノ有ケルガ、七尺三寸ノ太刀ダビラ廣ニ作リタルヲ、鐔本三尺許置テ、蛤齒ニ搔合セ、○下略

〔七十一番歌合〕三番左 研

刀裝

いつまでか蛤刃〇一本作二はまぐりば一なるこがたなのあふべき事のかなはざるらん

〔新猿樂記〕三郎主者、細工幷木道者也、〇中略太刀裝束、唐笠、造花、藤卷之上手也、

〔服飾管見七〕裝の事　令には衞府の五位以上の横刀金銀裝とあれど、〇略註貞觀儀式、延喜式には中務省の輔の大儀服には金銀裝の横刀とあれど、衞府の五位以上の官は皆金裝と載られたれば、あらたにつくらむには金裝を用うべきにこそ有けれ、實にも近き世は大方金裝を用うめり、但金銀裝などいへるも眞の金銀をのみいふにはあらで、金色銀色のかなもの丶事なり、〇略註然るに桃花蘂葉に大臣のときは金裝、大納言までも銀裝にてあるべけれど、近比は有にまかせて用うるによりて、金銀のさたにおよばざるなりとかきたまへれど、いにしへにさる制有し事をきかず、且もしさる制ありとも參議已上金裝、四位已下銀裝とあるべきを、大納言以下銀裝と制をたてらるべき格あらず、後の世はまいてか丶る制のあるべきにあらず、いかさまにも例のうきたる事なめり、用うべからず、もしは世俗淺深秘抄に、金造劍尋常不ㇾ用ㇾ之、宿老之人用ㇾ之とある一説あり、此説などよりさはゑるしたゞひけるにや、彼説は眞の金裝の劍をもたりしがありて、秘藏のあまり常には用ゐで、宿老とて人もたふとみ、自らもわれはとおもふとき用ゐよと、孫子にいひつたへしことの殘りしにて、眞の法にはあらで一家の私の説なる事明らけし、又物具裝束抄に、野劍の末に金作野劍大臣之外不ㇾ用ㇾ之、〇略註とかけるを、異本に野の字を細につくれるあり、飾劍長劍には金裝のいましめなく、細劍にのみあるべきにはあらず、野劍はなべて銀裝なれば、彼の物具裝束抄のは野劍の事にてあるべき也、

〔雍州府志七土產〕鮫皮　凡鮫魚皮阿蘭陀人齎二來長崎港一、京師二條商賈行買ㇾ之、歸二二條店一、漫ㇾ水數日而纖細劃ㇾ竹尺許、以二麻苧一結二束之一、是稱二編サヽラ竹一、以ㇾ是洗二鮫皮於水中一、則其色潔白、其磥砢狀大而其粒相齊者粧二刀柄一、是謂二柄鮫一、又粒間交二花點狀一者謂二梅カヒラギ花鮫一、又小點帶二靑白色一者是謂二アイ鰷鮫一、此等類有二數品一、是稱二サヤ室一。

鮫、則粧刀室外、漆其上、

〔長秋記〕長承二年九月十八日己巳、今日民部卿(○藤原忠敎)相語云、大裏寶劍絲緒爲鼠被喰切云々、此何樣可被行哉、御劍必在夜殿御所、主上必寢此所、而此二代捨置夜殿、他所御寢、此故如此事出來也、尙雖不御夜殿、內侍守護可候歟云々、予(○源師時)云、必可被行御卜事也、卷於御劍、如本可被絲歟、神璽緒損時如此歟、

〔百練抄 七 二條〕平治元年八月十五日、被卷改寶劍組、

〔百練抄 九 安德〕養和元年閏二月卅日、晝御座御劍裝束犬咋切、

〔應仁記 二〕勝元方蜂起之事

佐々木六角四郞高顯等美麗ヲ盡シ、出仕ヲ被遂、是皆山名一揆ノ人々也、(○中略)太刀刀金銀珠玉ヲ以テ打含、(○下略)

〔御供古實〕一金作の刀の事、總別御禁制にて候、然どもいか程の分ざいに作たるを金作と申候哉、更にもと〳〵より存候はず候、但おりかねくりかたつか口計金にては不苦候、如此作たるは色繪にて候間更不苦候、若乘などはこじり、柄頭、おびかね、くりかた、めぬき、かうがい、黃に候はん哉、是も無益の由候、人の小者などは金刀も不苦候か、御沙汰にも及候はぬ事に候、更其沙汰有まじく候、

〔宗五大艸紙 上〕太刀打刀之作やうの事

一金刀は御禁制にて候、乍去いか程を金刀と申べきぞと候し、おりかね、くりかた、つか口などばかり金にて候はくるしからず候、如此作たるは色ゑたるにて候、こじり、柄頭、めぬき、かうがい、小刀のつか金にて候はんずるが、金刀たるべく候か、凡つか、打ざめ、さや、のし付、又金具めぬき、かうがいまで金なるは、中々不及沙汰候、古はさやうなる刀をばさもとある人はさゝれ候はず候、或

は小者房などさし候し、からきのさや、かいらぎ、さめざやなどは、若衆はさゝれ候し、それも殿中にては見及申候はず候、おしざめ、又あゐざめなどかけたるは、年寄たる人は差れ候し、又公方様の御こしの物は、さやぬりをどし、つかかは、こしもと金、こじり、柄かしら同前、それを黒くぬられ候、のみ入つか口、金はゝき同前、御目貫丸の內につぶ桐やき付、御かうがいしやくどう、みゝやきつけ、又ひの左右に御めぬきのごとくなる少桐やき付候桐八あり、御かうがいを二三寸をきて、金にてそきつきにつくなり、御小刀つかに金のくわんあり、又つかさやなし地、かなぐしやくどう、御かうがい、めぬき前のごとし、又かうやくさやのも御座候し、又普廣院殿富士御覽に、御下向候時さゝれ候し御腰物、おりかね、獅子くりかたに同二疋あり、小じりつか頭にもしゝすはり候、つかさやかながい石疊を金と貝にて被入候、寸も少ながく御ざ候、大概御腰物九寸八寸計にて候歟、いくつも御座候へ、前にしるし候作にて候、御下緒は茶の糸、又くれなゐと茶の糸にて、一寸まだらに龜のかふなど打ませも御座候つる、からくれなゐの御さげをは見申候はず候、又若人などはなし地、いつかけ地の刀もさゝれ候、のし付、うらのし付などは、近年人の御さし候、もとは前に申ごとく、小者房などならではさし候はず、

一公方様御打刀は、いづれもさや袋に入候、しやくどう裝束、つばふくりん、金つか、かしらこじり、又くりかた、やき付、御めぬき前のごとく、丸に桐燒つけ、御さげ緒も半さげ緒、打様まへのごとし、卷糸茶こん淺黃不定いつもこのぶんに候、

〔本邦刀劍考〕古の太刀の寸尺の事　伊勢貞知が書に、御物作りの太刀、是は公方様の御太刀計りなり、金物を革のしたにつゝんで上に見せず、鐔はいでめ革にして、上に革にて俗をするなり、つかは糸にてするなり、此方より進上などしてはかつて不仕、公方様より御物として御拵なりとあり、

〔飯尾宅御成記〕寛正七年二月廿五日未刻、於飯尾肥前守之種宅御成、上様〇足利義政同前
一進物注文按〇中略　御打刀一行平　御物作〇中略　御腰物一腰小鍛治御物作
〔朝倉亭御成記〕永祿十一年五月十七日、於越前谷朝倉左衞門督茂景亭へ御成事
於會所參ル進物幷獻立の次第〇中略　十七獻　御太刀一腰御物作谷丸
〔土岐家聞書〕一刀は赤銅作たるべし、少く燒付などはよし、目に立たる事はこのむべからず、近代は大がたなを好むといへども、二尺より內を用べし、年寄ては猶みじかき刀可然歟、但山名右衞門督入道殿持豐、法名宗全、號二遠碧院一、老後迄御出仕にも太刀也、
〔蜷川記〕刀之拵樣之事
一不可有定候歟、但樣はゞき鵐目計金にて、目貫かうがいはたやく銅可然候、加樣のを專殿中へもめされ候、總別金作は、昔は御禁製にて候、亦若衆杯は少金作のも不苦候か、是も可依人候、亦太刀打刀は金作も所に依て持候也、
〔賤のをだ卷〕一腰物も其比〇安永遊客俗士のさしたるは、あながち身は吟味せず、疵ありても、なまくらにても構なく、細身にて切羽鎺等も燒付にして、鍔などの吟味は勿論なし、三分糸の花色などにて、花香にまかせ、目貫も何にても貪着なく、只な、この銀ぶちを專ら用たり今も何にても銀ぶちをさす人あり、いかなる心なるか理外のことなり、
〔後松日記〕一織田氏の頃よりぞ、いまのごとく刀脇差とて常に二刀を帶しぬるより、古の太刀刀は名ごりなく成にたるとみへたり、この平公の御物瀧川家にあり、一登が甲州平治の賞に賜はりしとぞ、刀は二尺三四寸、脇差は一尺五六寸ありしかと覺ゆ、鐵鍔龍子柄朱鞘二刀同じさまに作れるなり、又明智光秀が刀、こは吾友田口氏の藏にあり、是も長二尺二三寸もとは長かりしを、光秀がかくせしとなん、ぞ、ぬり鮫龍子柄鞘は薄皮をきせてぬりたり、又東照宮御物銀座大黑某藏池田勝入入道の刀永井家藏すべ

刀長短

て今様の製に大かた替る事なきにてあるべし、

〔本邦刀劍考〕古の太刀今の刀に變じたる事並戰場へ用ゆる刀心得之事

今の世に刀と云物は、古の太刀の刃を飾り様變じて用は異なる事なし、但佩と插とことにして、鞘の同じからざるのみなり、古に聞えし打刀の尺を長くして、太刀に換て用ひしと見ゆるなり、古の打刀の尺の事は、一尺三寸より長きは見えず、尺の長くなる事の見えし初りは、室町殿日記鹿苑院殿討手を遣す條、上略二尺五寸の打刀にて遥に下りけるが、走りかゝつて情なくも討奉るとあり、同書に一尺八寸、亦貳尺の打刀見えたり、然れば太刀にて不便利なる故、此頃より打刀の尺を長くして、太刀に換て戰場へ用ひし始元と思はる、其後織田殿の時代天正之頃より、世上一統に今の風の拵に變じたると見ゆる、我朝にては其時の風を書記する事無き國風故に、是等の事いつの頃變りし哉記せし書なし、今とても當時の世風を記す者無が如し、其器の形を見て其時を察するにしかず、○中略

古の太刀寸尺之事

古の太刀の長さは、大抵二尺六七寸より三尺迄も有しと見えたり、大太刀と唱へたるは普通にこへたりと諸史に見ゆる也、中古天正の頃より今の刀と云物出來し頃は、刀の長大抵二尺一二寸、又三四寸になりしと見えたり、如何して知るなれば、先太刀の古の拵の儘にてある物は、其長さ凡二尺六七寸より以上なり、河內國壺井八幡宮の藏の義家朝臣の太刀の長さ貳尺九寸餘、伊勢朝熊の什物義朝の太刀と云物有、義朝の物なる乎不審、然れども古の物に疑なし、

〔新刃銘盡〕二刀脇指寸尺之事

凡一尺七寸九分までを中脇指といふべし、一尺八寸より九寸九分迄を大脇指とす、二尺より以上を刀といふ也、　白龍子按ずるに、近代太刀並に多く徘徊す、二尺六寸より以上乃至三尺、三尺

五寸、四尺、四尺五寸ある類は、太刀或は長刀といふべし、是等の事は世に知所なりといへども、云ばらく童蒙の爲に記す、

〔古事記上神代〕於是伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劒、斬其子迦具土神之頸、〇十拳、日本書紀作十握、

〔古事記傳五〕十拳劒は登都迦都留岐と訓べし、八拳鬚七拳脛などの例なり、能を濁て讀はわろし、又劒は多知とも訓る例多かれど、此はなほ都留岐にてありなむ、拳は掬にて、四指を並たる長を云、下に掬字をも書、書紀には握字を書り、上代に手して掬て幾掬と物の長を量れるなり、玄かすること今も遺れり、束るも、手して物を掬集るをいふなり、さて十拳は劒身の長さを云なり、墓碑に柄之量とあるは、都加と云語につきて誤り給へるなり、柄を都加といふは握處なる故なり、書紀には九握劒、八握劒と云もあり、同じことながら、是は能を濁て訓べし、十拳は大方の劒の常度と見えて、何となく唯劒とて有ぬべき所に、みな十拳劒と云へれば、能と云べからず、

〔日本書紀神代一〕一書曰、日神、本知素戔嗚尊有武健凌物之意、〇中略乃設大夫武備、躬帶十握劒、九握劒、八握劒、

〔日本書紀景行七〕十二年七月、熊襲反之不朝貢、　八月己酉、幸筑紫、　九月戊辰、到周防娑麽、〇中略爰有女人、曰神夏磯媛、其徒衆甚多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劒、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向而啓之曰、願無下兵、我之屬類必不有違者、今將歸德矣、

〔日本書紀仲哀八〕八年正月壬午、幸筑紫、時岡縣主祖熊鰐、聞天皇車駕、豫拔取百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劒、下枝掛八尺瓊、參迎于周防沙麽之浦、而獻魚鹽地、〇中略又筑紫伊覩縣主祖五十迹手、聞天皇之行、拔取五百枝賢木、立于船之舳艫、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劒、參迎于穴門引島、而獻之、因以奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握劒、平天下矣、

〔富樫記〕政親ノ得手具足、略○中藤島友重鍛澄シ打九尺三寸ノ大太刀、中程ヨリ鐔本迄、手縄ヲ以テ吉利吉利ト卷推立被置、

〔富樫記〕爰ニ山川參河守、其日ノ裝束ハ、略○中六尺三寸ノ太刀水車ニ舞シ、郎等三人鋒ヲ並ベ山內衆ニ截懸ル、

〔明德記〕中奧州ノ勢八騎ガ中ニ、宮內少輔ヲ取籠テ既ニ討ルヽト見エケル處ニ、垣屋ノ彈正キット見テ、滑良ハ無カッヾキ給ヘト云ケレバ、滑良ノ兵庫モ是ヲ見テ、心得タリト云儘ニ、二人ノ者共、八騎ガ中ヘ破テ入、垣屋ハ五尺六寸ノ太刀、滑良ハ五尺二寸ノ長刀ヲ持テ、敵八騎ヲ手ノ下ニ六騎切テゾ落シケル、

〔太平記〕八山徒寄京都事

丹波國ノ住人佐治孫五郎ト云ケル兵、西門法勝寺○ノ前ニ馬ヲ橫タヘ、其比曾テナカリシ五尺三寸ノ太刀ヲ以テ、敵三人不懸胴切テ、太刀ノ少仰タルヲ、門ノ扉ニ當テ推直シ、猶モ敵ヲ相待テ、西頭ニ馬ヲゾ扣タル、

〔太平記〕八四月三日合戰事附妻鹿孫三郎勇力事

頓宮父子頓宮又次郎入道及孫三郎○各五尺二寸ノ太刀ヲ引側メテ、小躍シテ績ヒタリ、

〔源平盛衰記〕二十一小坪合戰事

武藏國ノ住人綴黨ノ大將ニ、太郎五郎トテ兄弟二人アリ、共ニ大力也ケルガ、略○中四尺六寸ノ太刀ニ、熊ノ皮ノ尻鞘入テゾ帶タリケル、

〔義經記〕四土佐房義經の討手に上る事

武藏坊辨慶○ハ、略○中四尺五寸の太刀をはき、略○中

すみよし大物二か所かつせんの事

遣劒擇日

むさし坊は、〇中略四尺二寸有ける、つかゑやうぞくの太刀はいて、〇下略

〔義經記五〕忠信吉野山の合戰の事

其たけ六尺ばかりなる法師の、極て色黑かりけるが、裝束もまつ黑にぞしたりけるが、〇中略三尺九寸有けるこくしつの太刀に、熊の皮の尻鞘入てぞはきたりける、

〔參考保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本並云、〇中略爲朝サル者ト彙テ聞召置タル上、父〇爲義是程ニ舉シ申ハ樣有ベシトテ召出サル、〇中略練鐔ノ黑漆ノ太刀三尺八寸、熊皮ノ尻鞘入テ帶タリ、

〔保元物語一〕新院御所各門々固事附軍評定事

爲朝ハ、〇中略三尺五寸ノ太刀ニ、熊皮ノ尻鞘入、〇中略甲ヲバ郎等ニ持セテ歩出タル體、〇下略

〔長門本平家物語二〕みなもとの兵ごのかみよりまさは、〇中略二尺九寸のいかもの作りのたちかもめじりにはきなし、鹿毛なる馬に、白ふくりんのくらおきて乘たりけり、

〔源平盛衰記十一〕經俊入布引瀧事

經俊〇難波氏ハ紺ノ襪（シタウヅ）カキ、備前作ノ二尺八寸ノ太刀、隨分秘藏シタリケルヲ脇ニ挾テ、髮ヲ亂シテツト入、

〔義經記五〕たゞのぶよし野にとゞまる事

判官〇義經忠信を近く召て仰られけるは、御邊がはきたる太刀は寸のながき太刀なれば、つかれにのぞんでは叶ふまじ、身のつかれたる時、太刀ののびたるはあしかりなん、是を以て最期の軍せよとて、金作りの太刀の二尺七寸有けるにけんのひかきて、ちはだ心もおよばざるを取出して給はりけり、

〔世俗淺深秘抄下〕一被レ置ニ宜陽殿御劒數柄之中、破敵劒守護劒、以レ此兩ニ爲ニ朝寶、先例以ニ庚申日ニ被レ造レ之、

七八月之中、以此日所被造也、相當惡日時不被用、又九月節憚之也、

〔中右記〕寛治八年（嘉保元年）十一月二日庚子、裏書、長德三年五月廿四日、藏人信經私記云、遣召主計助安倍晴明、召問宜陽殿御劒等事、申云、（中略）今日所遣劒身六柄之中、靈二腰有之、實有其眞、件靈刀示國家大寶也、必可被作儲者、天德奉勅以備前國撰獻鍛冶白根安生令燒其實於高雄山也者、七八月庚申日必可作此劒者、其故仰造酒令史安倍宗生等也、今年八月廿六日、是庚申日也、然而已爲九月節、又日次不宜、明年七八月庚申日、可被始作歟、

〔百練抄〕（六條）大治四年五月五日、午刻法皇（白河）被鑄御護劒五、午日午剋支干相生之故也、

古事類苑

兵事部二十九

刀劍二

古事類苑

兵事部二十九

刀劍二

〔枕草子 五〕めでたきもの かざりだち

〔武器考證 十三〕餝劍を必かざだちと云、かざりだちとはいはずと云人あり、古はかざり太刀といひしを知べし、

〔名目抄 衣服〕餝太刀(カザリタチ)(節會及御幸行幸供奉公卿、臨時祭使等著之、)

〔正本新野問答 三〕餝劍 餝劍とて只今人々用候は、尤足芝引逆輪等の金物彫すかしたるは、各別見へ候へ共、全體は蒔繪ニ候、餝劍ならんに、などか蒔繪螺鈿にては候べき、餝劍代と申候さへ木地にて候物を、眞楯卿劍と申候も、先日申候ごとく甚疑しく存候、

〔服飾管見 七〕如法飾劍の事 西宮抄に皇太子參議已上節會に用うとあれば、親王已下魚袋つくる程のときは、四位の參議已上必おぶる劍也、されど此劍いづれの御宇より用ゐさせしめ給ひけるにや、延暦六年五月に勅ありて、皇太子帶劍ましませしこと、續日本紀に見えたれば、此とき親王已下にことならしめんとて、玉すゑられしを、後三位已上四位も參議なるには、ゆるされたるにやあらむ、さるは貞觀の比より、臣の威たけくなりにたれば、其比よりぞゆるされけめいかさまにも古くは、飾劍を用うる人はいつも飾劍を用ゐ、長飾の劍用うる人はいつも長劍を用ゐ野劍用うる人はいつも野劍なりけめ、何くれの劍取かへ用うる事は、朱雀村上の御宇よりぞは

じまりぬらんされど西宮抄にも飾劍とのみあなるを、後の世は不法の飾劍、尋常の飾劍などいふ物をつくり出て、古への飾劍をば、如法の飾劍といふめり、扨此如法の飾劍の制は、圓太暦もて考るに、長飾の上に玉すゑたるなり、裝束は赤なめしを用うるのみ、○註略飾抄の飾劍の所には、多くは木地とあなれど、こは如法にあらじ、木地の鞘はいにしへ禁せられぬ、○註略且螺鈿などは剥鏤の類なれば、あらたにつくらむには、いかけ地の蒔繪なるべし、柄は必さめがはにて、鐔は尤唐鐔を用うべし、長飾の所も彫上などにしたるは、剥鏤なれば用うべからず、○註略延喜彈正式に、剪綵作劍○劍出雲板延喜式作綵は、いましむることなしとあれば、禮冠のおしかつらのごと、うすき金をゑりすかして金物の上にかくべし、もとも金物はみな金のやきつけを用うべき也、○註略

○○○不法飾劍の事　是も飾劍の制に同じけれど、私の意のまゝに、こと樣なるまゝの飾を加へつれば、かくは云也、大嘗祭の御禊の節下の大臣は、ことに威儀をとゝのふればにや、是を用ゐず、されば禮服のときは用うべきにあらず、其餘は如法の飾劍にかへて用う、是も裝束は赤なめしなり、」

○○○尋常飾劍の事　是は不法といふ計ことなる飾はなけれど、柄は水精瑠理などなるも、鐔は高麗鐔、鞘は蒔繪螺鈿○註略或はふくりんかけたるなど樣の、如法にはあらぬをもて、尋常の物とは云也けり、裝束も靑滑を用うとあれば、不法の飾劍よりは又つぎなる物と見ゆ、○註略飾○○劍代とは、此劍と不法の飾劍をこめていへり、さればおぶる式は不法の飾劍に同じ、月輪殿の記に、安元の御賀に、關白紫檀地金作りの螺鈿の劍、鞘の上下に水精のふくりんあり、貝の中に玉を入る、是飾劍かとあれど、件の劍は水精のふくりんかけたるらてむの劍にて、飾劍なるべき事なし、飾劍は金物の上に玉をすうるに、貝の中に玉を入たるは鞘の文にてこそあれ、近衞殿の花橘の螺鈿の劍もしかぞある、且此比靴つけざるほどの事に、飾劍代つくべきかは、

〔日本後紀二十嵯峨〕弘仁元年九月乙丑、公卿奏言、○中略去大同二年八月十九日、下彈正臺例云、雜石腰帶

畫飾大刀、略○中一切禁斷者、臣等商量、略○中節會之儀、蕃客之朝、歲時不絕、必須飾刀、今總被斷、恐損國威、伏望雜石及毛皮等、悉聽用之、畫飾刀者、除節會蕃客之外、將加禁制、略○中並許之、

〔延喜式彈正四十一〕凡畫餝太刀、五位以上聽之、

〔西宮記臨時四〕餝劒、東宮、及參議已上、節會時著之、

〔雅亮裝束抄二〕をみのこと　をみをきることは、そくたいのうへにあをすりをきるなり、略○中せちゐなれば、略○中かんたちめはかざりだちなり、

〔桃花蘂葉〕一劒色々事　餝劒　三節會、內宴、御禊行幸等、公卿用之、

〔物具裝束抄〕一劒事　餝劒近代其實稀也、當時以川餝劒代之也、公卿節會日用之、殿上人祭使之時用之、

〔江家次第正月一〕元日宴會御忌月、幷不出御儀、　公卿有文玉帶、餝劒、金魚袋、平緒、靴、

〔北山抄三拾遺雜抄〕射禮儀　時剋御腰輿、幸建禮門、不候大刀契鈴等、王卿取弓矢供奉、殿弓箭、決拾、候衞府、人著餝劒、不帶弓箭、

內宴事　此日略○中帶劒之人著餝劒代、仍稱之內宴劒、或用餝劒、又帶螺鈿劒、

〔飾抄中〕餝劒　四節會、大嘗會御禊、加茂祭使節用此劒、近代多用代、如法餝劒、御禊行幸節下大臣帶之云々、康治○近衞御禊宇治丞相○藤原賴長帶之、如法餝劒故師賴卿、師光元服之時授之、每見此劒、涙難禁之由被記、故堀川左府○後房劒云々、餝劒裝束革多赤滑、而建久三正一院拜禮、有藍革裝束幷青革滑等云々、　嘉禎元十二十九、御佛名次、或公卿有紫滑裝束云々、　又曰、古物餝劒、大略木地云々、久安○近衞二十一十四或記○賴長曰、豐明節會了、敍子內親王退出、群卿改劒撤魚袋、土御門大納言宗輔劒魚袋如本云々、是爲奇、　同三十一廿、同記曰、同節會了、皇后自內裏出御白川、余○賴長以下替劒弃魚袋供奉、　通方案、先年左土院○順德御宇、自嘉陽院豐明節會了還御閑院、步儀人々大略改劒撤魚袋、而權大納言忠房卿不改之、上皇○後鳥羽數度被責仰、松殿○基房入道諷諫之由被申、雖然御禊行幸之外、用餝劒供奉無所見之上、不快之由被仰、仍被退出了、今見久安宗輔所爲、更以覺悟註之、　承保○白川御

曰、節下同殿〈○教通〉隱文巡方帶、鍍劍不レ用代云々、

同日公事不レ替劍先例事　保延六六廿三、宇治列見、不レ替レ劍參二直物一、　永治元五十七、同人記曰、列見右大將〈實能〉不レ改レ劍、參二最勝講一云々、尤可レ然事也、　天養元十一九、考定了、參二位祿定一不レ替レ劍、　通方案、螺鈿多雖レ不レ改レ之、於二鍍劍一者、必可レ改レ之歟、上皇仰留二耳底一、

〔續世繼　五かざりだち〕富家殿〈○忠實〉法性寺殿〈○忠通〉おやこの御中、後にこそ違はせたまへりしか、始めは左のおとゞ御子にせさせ奉たまひける頃、かざりだちもたせ奉らせたまひけるに、

世々をへて傳へてもたるかざりだちのいゑづきもせずあやおぼしめせ、とよませたまへりける、

〔御禊行幸服飾部類〕公卿　保安四朝記云　殿下御參〈○中略〉紫緂平緒、〈縫孔雀〉隱文巡方、魚袋、飾劍、〈大殿仰云、知レ此之時、多被レ用二飾劍代一、而大嘗會御禊依レ爲二希代事一、故大殿〈寬治〉帶給了、天仁例又以如レ此、然者雖二今度一、又可レ令レ用二代給一之由、所レ令二申給一也、○中略〉

〔台記〕康治元年十一月十六日甲辰、知行光房來二宿所一云、攝政殿〈○藤原忠通〉仰云、飾會可レ被レ始也、〈○中略〉申剋著二束帶一、　打下書竪文表體如法飾劍、有文巡方、紫緂平緒劍、帶平緒皆御禊所レ用也、餘人多用二飾劍代一、

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子〈○近衞〉加冠、〈○中略〉辰剋著二吉服一、〈有文巡方玉帶、飾劍代、紫緂平緒、打下襲、無文表袴、〉詣闕、

〔二條裝束抄〕鍍劍　安元二年三月四日、後白河法皇御賀菩提院關白〈○藤原基房〉紫檀地金作螺鈿劍鞘上下有二水精伏龍一、貝中入レ玉、是鍍劍之由、見二月輪殿下〈○藤原兼實〉記一、

〔玉海〕治承三年正月一日庚申、卯剋拜二天地四方一、〈○中略〉未剋著二束帶一、〈持二飾劍魚袋、紺地平緒、余〈藤原兼實〉所レ持飾劍只一腰也、仍借二傳陸一〈藤原基房〉用レ之、余佩所レ令レ帶二中將一也、〉　三位中將良通同著二束帶一、〈於二女院御方曹司一著レ之、來二余方一、飾劍、魚袋、紫緂平緒、不レ著二半臂打衣等一、〉

〔玉葉〕建曆二年十月廿八日庚子、此日天皇〈○順德〉臨二鴨河一修レ禊、〈○中略〉御禊了之後、近邊神社分二幣物一云々、

余〈○藤原道家〉裝束　打下襲、浮文表袴、紅打衣如レ例、有文玉巡方帶、金魚袋、飾劍〈非レ代、如法飾劍也、〉紫緂平緒〈以二黃

糸鞋中、○下略

〔玉蘂〕承久三年正月朔日丙戌、卯刻四方拜如常、午刻著束帶、地餝○劍○平緖、代、紺

〔宮槐記〕嘉祿三年正月一日辛亥、未斜着裝束、餝劍已下如常、○中略　餝劍　藍滑裝束青滑ト書タルハ藍滑事ニヤ、如法餝劍ニハ用赤滑、不然之劍餝ニハ用青滑常事也、不法之餝劍皆用赤滑、尋常餝劍ノ內ニ如法餝劍トテ、裝束所彫透タル所、足石衛責の所長、是ハ如法餝劍也、如法餝劍トテ强非異樣物、只常劍之內ニ裝束所如此餝之玉居ナドシタル也、其外蒔繪螺鈿若如伏輪近來見歟、雖尋常物是非如法餝劍、今年予所用も尋常物也、然而不似如法體、仍用藍滑也、且稱老之時用之又一說也、今モ二位大納言忠房被用青革裝束劍、關白被用赤滑裝束劍、是卽如法之餝劍歟、以舊本樣被新造云云、當代御禊行幸之時、被調其物歟、

〔御禊行幸服飾部類〕次第司　永仁六年十月廿五日經親卿記云、下官勤仕御後、　次第司長官○中略

予同叅束帶　躑躅打下襲、有文帶、巡方、金魚袋、如法飾劍、○手○木○御取用持之、露後有伏組、青紺文蝶平緖、○下略

〔園太曆〕貞和六年○觀應元年　正月一日、及申刻著裝束、(中略)有文巡方帶付魚袋、飾劍代、中請一條前關白爲代予(藤原公賢)帶之、所持如法飾劍大夫帶之、紺地平緖文也、

〔紳書五〕一近衛殿に飾太刀ありと云々、或云、瑠璃柄の太刀かと云々、

〔令義解衣服六〕武官禮服　衛府督佐、兵衛佐不在此限、○中略　金銀裝橫刀、

朝服　衛府督佐、○中略　金銀裝橫刀、

〔平家物語七〕さねもりさいごの事

齋藤別當さねもりは存ずるむね有ければ、○中略　金銀の太刀をはき、○中略　れんせんあしげなる馬に、金ふくりんの鞍おひて乘たりけるが、○下略

〔名目抄衣服〕抑金作太刀、大臣已上著之、

金銀裝劍

金作劍

〔世俗淺深秘抄 上〕一金造劍、尋常不ㇾ用ㇾ之、宿老人用ㇾ之、

〔正本新野問答 三〕金作劍　黃金作に候へ共、必黃金は不ㇾ可ㇾ用之存候、黃金作は餘りにおもく候而、殊に傷劍などは帶取の革不ㇾ堪候、臨事の時きれ申候煩有ㇾ之候、金のやきつけを可ㇾ用候、東山左府實熙公說に、金作劍は大臣以上用ㇾ之、銀作は納言以下用ㇾ之由に候、此說一定之法とは不ㇾ存候、勘ㇾ延喜式ㇾ候、近衞中少將劍金裝所見候、衞門兵衞佐も金裝之由に候、東山左府不ㇾ依ㇾ式文ㇾ被ㇾ定ㇾ此說ㇾ候事不審に存候、殊況彈正式にも、純素金銀及白鑞聽ㇾ爲ㇾ五位已上服用之餝ㇾ如ㇾ此候、何依ㇾ金銀ㇾ大臣與ㇾ納言可ㇾ有ㇾ差別ㇾ候哉、金銀とて別に彫刻あるにあらず、劍金具皆用ㇾ金也、

〔千加屋草 十〕一いにしへ金作りの太刀と云は、大かた皆めつき眞鍮作り也、正金を用るは、亂世の風にて用意の爲なり、

〔儀式 四踐祚大嘗祭儀 下〕治ㇾ部、金作劍廿口、　右久米儛料、悠紀所所ㇾ請如ㇾ件、

〔延喜式 四十五左右近衞〕大儀 謂ㇾ元日、卽位、及受ㇾ蕃國使表ㇾ、　大將、中略○　金裝橫刀、中略○ 少將同ㇾ之

〔延喜式 三十四木工〕金裝太刀一口

〔延喜式 四十九左右兵庫〕凡二季大祓、橫刀八口、金裝二口、烏裝六口、

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

惡右衞門督信賴ハ、中略○　金作ノ太刀ヲ帶、中略○　紫宸殿ノ額ノ間ニ、尻ヲカケテゾ居給ケル、

〔義經記 三〕べんけい洛中にて人の太刀を取し事

いまだわかき人 義經○ の白きひたゝれに、むないたを白くしたる腹卷に金作の太刀の、心もをよばぬをはかれたり、

〔長門本平家物語 二〕こまつのない大臣えげもり公には、中略○　こがねづくりのたちはきて、中略○　ひがしおもてのさへもんのぢんをかためたり、

鍛作劍

〔源平盛衰記三十五〕義經院參事

金作ノ太刀帶タルハ、鎌倉兵衞佐賴朝舍弟九郎義經、生年二十五歲、今度ノ大將軍ト名乘ルニ合テ、〇下略

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元曆元年六月一日戊午、武衞〇源賴朝招請池前亞相〇平賴盛給、是近日可有歸洛之間、爲餞別也、〇中略次有御引出物、先金作劍一腰、時家朝臣傳之、

〔太平記十〕稻村崎成干潟事

義貞〇新田馬ヨリ下給テ、甲ヲ脫テ海上ヲ遙々ト伏拜ミ、〇中略自佩給ヘル金作ノ太刀ヲ拔テ、海中ヘ投給ケリ、

〔太平記十七〕瓜生判官心替事附義鑑房藏義治事

兩大將〇脇屋義助、新田義顯、大ニ感ゼラレテ、我等ハタトヒ戰場ノ塵ニ沒ストモ、若一家ノ內ニ世ヲ保ツ者出來バ、是ヲシルシニ出シテ、今ノ忠義ヲ顯サルベシトテ、射向ノ袖ニサシタル金作ノ太刀ヲ拔テ、淨慶〇今庄九郎入道ニゾ被與ケル、

〔安齋隨筆後編三〕一太平記卷十七〇中略此本文鎧の袖に、句をきりてよむべし差たる金作の大刀、如斯讀むべし、鎧の袖に金作の太刀を取そへて二品をあたへたる也、但はきたる金作の大刀と云べきを、本文に差たるとある事誤なるべし、按るに著たると古本にありしを差たると寫し誤りし成べし、太刀を著とも云也、

〔太平記二〕師賢登山事附唐崎濱合戰事

爰ニ何者トハ知ズ、見物衆ノ中ヨリ、年十五六許ナル小兒ノ、髮唐輪ニ上タルガ、〇中略金作ノ小太刀ヲ拔テ、快實〇同本朋ニ走懸、甲ノ鉢ヲシタヽカニ、三打四打ゾ打タリケル、

〔扶桑略記二十五村上〕天曆九年三月十二日酉時、天滿天神託宣記云、〇中略我物具ハドモ此仁來住セシ始皆

納置ク佛舍利、玉帶、銀造太刀、尺鏡モナド有リ、

銀劒

〔吾妻鏡八〕文治四年正月六日壬寅、上總介義兼、獻垸飯、相副馬五疋、二品〇源頼朝出御南面、總州自持參銀作劒、

〔刀劍問答〕銀劒と申は如何　銀劒と云は白太刀の事也、銀劒と書てしろだちとよむなり、

〔古事談四勇士〕寛治五年八月十四日、義家朝臣許ニ有山鳩、居於渡殿欄上、義家成恐、〇中略仍以銀劒一腰、駿馬一疋、十五日曉、使助道惟貞等奉八幡云々、

〔山槐記〕治承二年正月十八日癸丑、今日被行賭弓、〇中略右大將宗盛〇中略銀劒紅梅地平緒、縫折柳、

〔吉記〕壽永二年六月廿二日乙卯、自神宮被奉銀劒於院事、世以風聞、〇中略後朝內宮一禰宜成長、持御劒蒔戌來云、可進院之由有夢想、仍自寶殿所取出也、請取件劒、忽上洛持參院了、此事同夜兩人夢想歟、

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建久元年十一月十一日辛酉、新大納言家〇源頼朝御參六條若宮幷石淸水宮等、〇中略於八幡宮、神馬一疋、銀劒一腰被奉之、〇下略

〔長祿二年以來申次記〕一御的はて丶、つ丶の衆には銀劒被下之、伊勢守役之、

白大刀

〔刀劍問答〕白太刀と申は如何　白太刀は銀作り也、古は銀作りの物をば皆白と申候、舊記に御太刀白とあるも銀作りの事を云、宗五一冊に、白太刀とてつかさや共に白しと有之、是柄も鞘も銀ののし付なるを云也、此外の事は黑太刀に准じ表裏すると心得べし、かなご皆銀也、是も帶とりはゑやうぶ革也、貞衡云、帶とり足合の所白き唐物にて作る也云々、白き唐物とは、白地の金らんにて、帶とりの足間にあたる所を包みぬひくゝむを云也、いにしへ正式の時は、大かたびらの上に單直垂を重て著する也、其時は必自身は白太刀を帶し、供には黑太刀を持せし由、宗五一冊に見えたり、

〔服飾管見七〕野劒の事　平鞘の劒のうちに品あり、銀もて作りたるをば銀劒といひ、鐵のみがき

たるをば白大刀といひ、○下略

〔太平記四十〕中殿御會事

右ハ小串次郎左衛門尉詮行、○中略白太刀ヲ佩ク、次ニ伊勢七郎左衛門貞行、○中略白太刀ヲ帶テ左ニ歩ム、○中略右ハ海老名七郎左衛門尉詮季、○中略黄ナル腰ニ白太刀帶タリ、次ニ本間左衛門太郎義景、○中略紅ノ腰ニ白太刀ヲ佩ク、右ニ山城四郎左衛門尉師政、○中略白太刀佩テ相隨フ、次ニ粟飯原彈正左衛門尉詮胤、○中略黄ナル腰ニ白太刀ヲ帶タリ、

〔御供古實〕一御成之時、進上候物御進上候樣の事、○中略三目の御盃きこしめし候時、白太刀を御進上候也、

〔宗五大草紙上〕衣裝の事　大かたびらの事、○中略はき候太刀は、白太刀とて柄鞘共に白し、つか銀のうちざめ、○下略

〔梅松論下〕建武三年三月二日、辰剋に宗像の御陣を御立有て、○中略香椎宮の御寶前を過させ給ふ、○中略淨衣著たりし老翁、直に將軍○足利尊氏の御鎧の袖に杉の葉を指奉りければ、白き御刀をぞ給ける、○中略吉良殿の進せられし四目結の白き御劍を寶前○箱崎八幡宮に納らる、

足白大刀

〔平家物語十一〕なすの與一事

よ一其比はいまだ廿計の男也、○中略もよぎおどしの鎧きて、あし白のたちをはき、○中略判官○義經の御前に畏る、

〔武器考證三〕足白ノ太刀ハ、太刀ノアシヲ銀ニテ作リタルナリ、

打出大刀

〔武器考證二〕打出太刀ハ、金銀ヲチリバメタル太刀ト云フ事ナルベシ、職人盡歌合ノ繪詞打ノ詞ニ、ナンリヤウニテ打出ワロキト云々、ナンリヤウハ、南鐐ニテ銀也、○銀也二字、一本作二銀ノ性ヨキチ云七字一、

〔西宮記臨時十〕可著鈦左右獄囚贓物事　左○中略伯耆諸吉○年廿七大和國人　强盜　贓物五種○中略

細劍　長劍

銀造打出太刀一腰〈直十五貫文〇中略〉 以前今月□日可著鈦左右獄囚勘申如件、 長德二年十二月十七日 右衞門府生飛鳥部好兼〈名〇以下署十人略〉

〔今昔物語 二十五〕平維茂郎等被殺語第四
太郎介物食ヒ畢テ、高枕シテ寐ヌ、枕上ニ打出ノ太刀置タリ、

〔倭名類聚抄 十三征戰具〕長刀 唐令云、銀裝長刀、又云、細刀、〈和名、之路加禰都久利乃奈加大遲、〉

〔類聚名義抄 八刀〕銀裝長刀〈シロカネヅクリノナガタチ〉 細刀〈ホソダチ〉

〔紳書 五〕一細太刀とは徵細の心なり、ほそきとの心にはあらざるか、足は革也、

〔正本新野問答 三〕細劍 螺鈿劍、蒔繪劍、皆細太刀ニ候、先日申入候、儀刀木刀の類にて眞劍に不有、なまがねにて作りたるにて候、

〔服飾管見 七〕長劍の事 長飾の劍を略して長劍とは云也、是も新につくらば鞘は蒔繪なるべし、其外も如法の飾劍に同じ、唯玉すゑぬのみたがひ也、是は參議ならぬ四位五位の禮服巳下節會巳上に帶べき劍也、西宮抄に螺鈿東宮尋常の事、公卿は二宮の大饗行幸列見定考の時、すべて便りにしたがひて是をつく、諸衞の次將節會に是を用うとありて、同抄節會の裝束に、諸衞次將長劍也とあれば、彼比らでんの劍は必長劍也けり、扨螺鈿はやがて刻鏤なれば、其比も新作をゆるされたる事見えねば、古きらでんの劍もたぬ人の式をまもらんあらば、蒔繪の長劍をつくりて用うべきなり、〇註略 裝束は紫革あるは藍革なり、

細劍の事 こは細飾の劍を略してかくはいふ也、螺鈿なるも、蒔繪螺鈿なるも、樋螺鈿なるも、蒔繪なるもあなり、もとは〇註略 鞘の樣にはか、はらずして、玉飾は參議以上の禮服巳下魚袋つくるとき用ゐ、〇註略 玉すゑぬ長飾は、參議以上は魚袋はつけねど、やむごとなき時用ゐ、參議ならぬ四位五位は禮服以下魚袋つくる時用ゐ、細飾は參議以上はよのつね用ゐ、參議ならぬ四位五位

は魚袋つけざるより下はなべて是を用ゐしに、中比より長飾細飾の差別なく、專ら細飾にてらでんをもとの長飾の所に用ゐ、蒔繪なるをば細飾の所に用ゐ、まきゑらでんは是がひきつくろふ時、また遠所の行幸などに用ゐ、〈略〉○註 樋螺鈿は螺鈿と蒔繪とかねて用うる也、

〔世俗淺深秘抄〕下 一次將勤本府役時、帶細劒間付丸緒帶之、五位將或帶野劒、然而古賢甚難之、

〔北山抄〕九羽林要抄 白馬節　二省〈○式部、兵部、〉率敍人參入、〈仗起〉立舞臺東西、〈次將預敍列者、卷纓着野劒、不付魚袋、候陣、臨期帶弓箭、五位入尻鞘、或帶長〇劒付魚袋、〉

〔江家次第〕三正月 射禮　左右衞門府手結事　近衞次將、荒手結、野劒革緒、尙可用細劒丸緒歟、

〔江家次第〕二十 敍五位元服　加冠祿　女裝束一具、或束帶或加太刀、本東帶時細太刀、自餘野劒、親昵公卿取之、

〔紳書〕一 八月三日、越前衆物語、今度細太刀拵候ニ付、近衞殿〈江〉御臺所御用人衆被遣候便りに承合する所、木地螺鈿、銀製は殿上人以下の物也、武家格別たればたゞ蒔繪然るべし、金具唐草彫上ゲ、鞘の卷繪は山雀の物なり、小目貫はサイワイ菱が故實たりと云々、但今は堂上にても家紋など象眼に入り、鞘の蒔繪にも其通りか、然らば蒔繪象眼家紋も可然のよし御差圖と云、

〔枕草子〕五 なまめかしきもの　ほそだちのひらをつけて、きよげなるおのこのもてわたるもいとなまめかし、

〔新撰六帖〕五 たち　信實

世中を思ふ心もほそ太刀のさやは丸らがつまりはつべき

細身造劒

〔源平盛衰記〕二十六 祇園女御事　忠盛ハ〈略〉〇中 細身造ノ太刀帶テ、葦毛ノ馬ニゾ乘タリケル、

螺鈿劒

〔正本新野問答〕三 螺鈿劒、木地螺。鈿。、蒔繪螺。鈿。、樋。螺。鈿。、　螺鈿と申候時は必木地螺鈿に候用紫檀鞘

を檀地螺鈿と申候、下官携二紫檀地鸂鶒螺鈿細劍一先日入二賢覽一候、螺は貝に候、鈿は金華飾と字註候、貝は青貝ニ候、鈿は金貝に候、又沈地候、鷹司家抄曰、沈地盧橘御劍事(京極大殿)寶金(紫青瑠璃)花銀、凡螺鈿劍文は、鸂鶒、孔雀、鴛鴦等に候、蒔繪螺鈿は、一條家抄曰、遠所行幸公卿帶レ之、又拜賀之時必用レ之、如レ此候へ共行幸に用レ之候、立太子節會等にも用レ之候、夫は螺鈿劍同前に候、これは沃懸地にて、フンと貝金をまじへてまきたる劍に候、

〔西宮記 臨時四〕螺鈿劍　東宮尋常事、公卿二宮大饗、行幸、列見、考定時、凡隨レ便著レ之、諸衞次將、節會時同用レ之、

〔蛙抄 劍〕螺鈿細劍(○中略)　公卿以下用レ之　用二此劍等一時、大略著二有文帶一(或巡方、或丸鞆、又依レ事、)

〔飾抄 中〕一螺鈿　任大臣、立后節會、行幸、列見、定考、元三中出仕公卿用レ之、或無レ止佛事拜賀等、卿相用二此劍一、雲客節會之外不レ用歟、元三二三日或用レ之、卿相時云々少納言、八省輔、列見、定考、行幸、節會等之時帶レ之、

〔江家次第 一正月〕元日宴會(御忌月、并不レ出御儀、)　非參議(巡方帶、螺鈿劍、銀魚袋、)　衞府將佐(闕腋、螺鈿劍、平緒、銀魚袋、近衞帶レ劍不レ執レ笏、昇二殿上一、)　衞門權佐、或著二螺鈿野劍一、或著二長劍一、

〔西宮記 臨時八〕二宮大饗　王卿以下隱文帶、螺鈿劍、魚袋、侍從五位已上同レ之、

〔江家次第 三正月〕賭射　應和二年公卿參入間雨降、仍經二南殿北廂一出レ自二明義門一、(御記、自二下侍方一可レ參云々)　通任少將、巡方帶螺鈿劍參入、人々咲レ之、父濟時大將、後日參二左大臣殿一申二我不レ知不便由一、左大臣答曰、只且事者我本所レ知也、不レ可レ被レ許、所レ咲者等閉口、

〔北山抄 三拾遺雜抄〕內宴事　此日(○中略)帶劍之人、著二餝劍代一、(○中略)又帶二螺鈿劍一、

〔江家次第 二十〕賀茂詣　主人東帶(隱文帶、螺鈿劍、金作劍、)

〔飾抄 中〕一螺鈿　正月二三日出仕用二螺鈿劍一間事　保元四正二中山記(○忠親)曰、蒔繪劍御堂(○道長)御流

者三ヶ日之間螺鈿劍也、然而非參議之間、不可然之由、故祖父〇忠宗相府、令申教訓先人〇宗忠給、

〔年中行事秘抄正月〕七日白馬事〇中略 白馬渡御殿前、雖御物忌猶渡之、 參叙列人裝束 帶劍人、螺鈿劍魚袋、 永久三正、侍從實能列叙列、螺鈿劍魚袋、

〔御禊行幸服飾部類〕公卿 同記〇寛治時範記云、〇中略 本陣公卿著飾劍、但帶弓箭用螺鈿劍、

〔百練抄五堀河〕嘉保二年六月十八日、前太政大臣〇師實供養土御門京極堂、伊豫守泰仲所造立也、〇中略 大記云、大方有議、雖不被准御齋會、人々帶劍笏、雖無行幸、任平等院供養例、人々帶螺鈿劍、優美事前前如此云々、

〔逵幸故實抄一〕一裝束事 極晴日用螺鈿劍事 仁安元十二廿二、東宮御著袴、帶螺鈿劍、此事申合將軍殿、元三間一族帶之、今日列庭上、極晴也、可然之由所被仰也、

〔兵範記〕嘉應元年九月廿七日、庚辰、今日初齋宮禊于東河、〇中略 信基供奉儀闕腋袍、巡方、螺鈿劍著靴、

〔蛙抄劍〕螺鈿細劍(細太刀、或ハ長劍ト云フ、)

〔服飾管見七〕螺鈿細劍の事 柄は鮫皮常の事なり、鞘は紫檀沈木などを用う、〇中略 又沃懸地なるもあり、〇中略 註らでんとはもろこしの貝なり、中頃よりは金鈿、銀鈿、玉などゑりいれたる、らでんいらざるも剥鏤して鞘の文つきたるは、猶らでんの劍といふなり、又金樋、銀樋、瑠璃樋、水精樋などもあり、さるものにて鞘にふくりんかけたるもあり、又らでんのさかひに金鈿をいれたるをば、から〇らでんといふなり、裝束は紫革あるは藍革なり、樋革は希有のものなり、

〔桃花蘂葉〕一劍色々事 螺鈿長劍(地ハ沈地、紫檀等也、摺貝、)行幸公卿以下著之、節會日諸衞將佐用之、又節會日、執政人號代之代用之、(故殿用給、愚老度々用之、)御堂長〇道御流、元三之間帶螺鈿、但於殿上人者用蒔繪也、

〔物具裝束抄〕一劍事 螺鈿細劍(木地、公卿行幸日、若列見定考之日用之、殿上人節會日用之、)

〔北山抄九羽林要抄〕元日節會 天皇御南殿、左右近衞入自日華月華兩門、(左大將出敷政門、到日花門下、)陣南階東西、

著二位襖一付二魚袋一帶二螺鈿長劍一、〇下略

〔山槐記〕承安五年(〇安元元年)八月十日戊午、中宮權大夫(時忠)今夜始被レ渡、(〇中略)陪膳親家、役供諸大夫等一獻二獻三獻、(〇略)(註)次奉レ劍(紫檀地螺鈿細劍、紫革裝束、赤地錦袋、押以二細劍一爲二附物一之時、付二平緖一也、然而是屬二密儀一、又三位中將通盛元服之時、右府爲二加冠一不レ付二平緖一也、)兼季取レ之置二大夫前一、

木地螺鈿劍

〔名目抄(衣服)〕木地螺鈿劍(キヂラデンノタチ)(尋常之行幸、及無レ止事一時用レ之、)

〔江家次第(五二月)〕春日祭使途中次第　使參內日(〇中略)木地螺鈿劍、(〇中略)發向之時、(〇中略)野劍、(鹿皮尻鞘)

〔飾抄(中)〕一蒔繪　瑠理水精柄不レ用二騎馬一事　康平三四十二、土御曰、齋院入二紫野一、新大納言師實勤仕前駈、紫檀地村螺鈿中鴛鴦飛鮫柄、殿下仰曰、騎馬之時、不レ用二水精瑠理一者也云々、仍今日用二此劍一、

〔兵範記〕保元三年正月十日辛未、朝覲行幸、(〇中略)右大臣殿御裝束如レ常、(中略)(水精柄沈紫檀地孔雀螺鈿金銀樋御劍)

〔普廣院殿大將御拜賀雜事〕一御劍(沈地螺鈿)

〔服飾管見(七)〕蒔繪螺鈿細劍の事　是は鞘をいかけ地、もしくはちり地などにしたるに、まきゑをまじへて文をつけたるのみ、其餘はらでんの細劍に同じ、

蒔繪螺鈿劍

〔名目抄(衣服)〕蒔繪螺鈿太刀(マキヱラデンノタチ)(遠所行幸用レ之)

〔桃花蘂葉〕一劍色々事　蒔繪螺鈿劍　遠所行幸公卿帶レ之、又拜賀之時必用レ之、

〔物具裝束抄〕一劍事　蒔繪螺鈿劍(宿老公卿殿上人、行幸之時用レ之、但近代公卿殿上人常用レ之、)

〔世俗淺深秘抄(上)〕一遠所行幸之時、用二蒔繪螺鈿劍一云々、然而猶非參議次將未レ聞二其例一、仍近代之人不レ用歟、所詮不レ可レ有レ難事也、

〔中右記〕寬治八年(〇嘉保元年)四月十四日甲申、依レ例有二御賀茂詣一、大殿幷關白殿共令二參詣一給、(去寬仁元年例者〇中略)大殿靑朽葉御下襲、蒔繪地螺鈿御劍紺地緖、

〔飾抄(中)〕一螺鈿　拜賀用二此劍一事　永久二二九、內大臣(〇雅實)拜賀、蒔繪螺鈿劍、(鵜鵰)

〔名目抄 衣服〕樋螺鈿(ヒラデンノタチ)太刀(蒔繪與螺鈿通用、最上之物也云々、)

〔裝束圖式 下〕樋(ヒラ)螺鈿(デン) 蒔繪ト螺鈿ト通用之劍也、故ニ樋ニ螺鈿ヲ摺、鞘ハ蒔繪也、(○中略)圖

〔正本新野問答 三〕金銀樋劍(○中略) 按、此記(○兵範記)候に鞘の裏表を一方ヅヽ沈と紫檀とにて一方ヅヽ分けて作りたるに候、其一方は金樋、一方は銀樋を入て風流に作りたる劍ニ候、愚覺樋と申候は、金にも銀にも水精にても、蒔繪地に木地をのこして中央に筋をとりたるに候、其用樣は時儀に隨ひ人により變轉無極候也、

〔桃花蘂葉〕一劍色々事 樋螺鈿劍 蒔繪と螺鈿と、通用劍之由、見峯殿御記、又金樋は過差之儀也、行幸公卿着用之、

〔物具裝束抄〕一劍事 樋螺鈿劍(樋計摺貝也、前官大臣常用之、)

〔餝抄 中〕一樋螺鈿 樋螺鈿者、普通之樣、蒔繪樋中ニ摺貝也、或說稱樋螺鈿者、有樋螺鈿劍也云々、此事不得其意、蒔繪樋事、依有螺鈿通用歟、螺鈿有樋者、何有通用之詮哉、如何、先年隱岐院御逆修御佛事日、予爲三位中將、用樋螺鈿劍、(樋ニ以蘂ヲ摺、普通ヨリハ廣、殿重ニ見也、)入道相國(○公經)帶螺鈿劍之由傍難云々、其時上皇仰曰、樋螺鈿通用物歟云々、仍人々閉口之由後日聞之、

〔玉海〕安元二年三月六日辛亥、今日御賀(○後白河後宴、)午刻著束帶(中略)(○沈地銀樋螺鈿劍)紫緂平緒、(○中略)關白(中略)(○金作樋螺鈿劍)紫緂平緒、 治承元年十二月十七日壬午、余(○兼實、中略、)著束帶(色目如常、金樋蒔繪螺鈿劍、紺地平緒、)

〔正本新野問答 三〕蒔繪劍 鞘をふんぬり(粉金泥也)に致し候を沃懸地と申候、其上に樣々の文を繪がくに候、尋常出仕用之候、

〔餝抄 中〕一蒔繪 卿相雲客帶劍之人多用之、但可帶蒔繪之公事、雖有通用螺鈿之例、可帶螺鈿劍之公事、無帶蒔繪之例、余家賀劍在前內府(○通光)許、具平新王劍云々、海部白蒔、子孫始拜賀之時、借請用之也、(○中略) 有樋劍事(○○○) 仁安二正、賭弓、右大將銀樋劍、(○今案老少或用之) 瑠理柄劍(○○○○) 保安四三廿九、臨時

祭、攝政〇忠通、金作樋劍、蒔唐草瑠理柄也、〇中略　蒔繪劍樣々　嘉禎元十二十九、御佛名次、或公卿語曰、京極大殿常被帶、有黒樋劍、付劍、銀細樋上下渡之、中黒地蒔繪、處々唐草、上下沃懸地云々、樋寄上方度之、古人不執蒔繪劍、執螺鈿劍云々、此劍有二、一腰傳在花山院云々、稱川樋劍者、樋中畫種々繪、其上伏水精若瑠理云々、

〔江家次第〕一正月元日宴會　内辨細記　第一大臣、遣使於裝束司辨幷大外記許、參入以前、示諸事可催行之由、著有文玉帶、是尋常之時、有文玉帶上、著蒔繪劍、而節會日著飾劍、

〔江家次第〕二正月大臣家大饗　裝束　非參議三位無文玉帶蒔繪劍

〔台記〕久安七年〇仁平元年二月廿二日癸亥、侍從隆長申慶、〇中略　鸚鵡細劍蒔繪孔雀平緒紫緂　巳上禪閤借給、

〔顯廣王記〕安元三年〇治承元年十月七日癸酉、大刀鞘、預蒔繪男、爲令直也、

〔二條裝束抄〕治承元年十二月二日、中將良通拜賀ニ唐草蒔繪ノ劍ヲ帶ス、此劍御堂關白御物也、拜賀ノ時必ズ帶スルヨシ、月輪ノ殿下ノ記ニミエタリ、

〔御禊行幸服飾部類〕公卿　寛元四年十月廿四日、陽龍記云、一院可有御棧敷御幸、行幸以前先可供奉之由先日有催、近習之外先例無催、予以仍鷄鳴之間召集僮僕等、卯剋著束帶、雖有衣冠之催、有所存著之、帶蒔繪太刀、著無文帶、一日之中雖不可改飾劍魚袋、尚不可然之由有淨土寺殿之仰、　抑行幸供奉公卿先參御幸、先例保安四年、民部卿忠教左衞門督通季等卿之外無所見歟、裝束事、件日記等不分明、加之承久三年正月一日院拜禮了有御幸、始公卿蒔繪太刀而別當經通卿帶飾劍參上、見人々劍令帶改、〇中略

文永十一年十月廿一日花内記云　著束帶　用蒔繪劍丸鞆帶、不付魚袋、御禊日、供奉公卿不用飾太刀、巡方帶付魚袋也、予、〇師繼不供奉、依爲御乳父、内々爲奉扶持之、參會官司幷河原頓宮也、依非職掌用褻劍也、寛元入道相國實氏公、文應入道左府實雄公、非職掌參會川原、其裝束不勘付、追可尋記、

蒔繪細劍

〔名目抄 衣服〕蒔繪細劍(マキヱノホソダチ)常所レ用之物、無文丸鞘、帶必用レ之、

〔服飾管見 七〕蒔繪細劍の事　鞘の文まきゑのみしてつく、其餘は前におなじ、〇蒔繪螺鈿細劍ニ同ジキナ云

〔物具裝束抄 一〕劍事　蒔繪細劍 或有二銀櫃一、若人用レ之、蒔繪櫃者、雖二老年人一用レ之、公卿幷殿上人常用レ之、

〔飾抄 中〕蒔繪劍樣々　保安四三三、新關白被レ下二萬機詔一、蒔繪細劍、孔雀金造堀物也、

〔平治物語 一〕光賴卿參內事幷許由事附淸盛六波羅上著事

勸修寺左衞門督光賴卿、此程ハ信賴卿ノフルマヒ過分ナリトテ、不參ニテ御座ケルガ、參內シテ承ラントテ、殊ニアザヤカニ束帶引ツクロヒ、蒔繪ノホソダチヲ長シヤカニ帶給ヒ、〇下略

〔源平盛衰記 十一〕中宮御產事

小松大臣〇重盛ハ蒔繪ノ細太刀鵰尻ニ佩給、

平塵劍

〔書言字考節用集 七器財〕平塵劍(ヒラヂリノケン)又謂二之蒔繪劍一、堂上家所レ帶、

〔正本新野問答 三〕平塵劍〇中略一條家抄曰、蒔繪劍號二平塵劍一、今按古人蒔繪劍は沃懸地のふんぬりにて候へば、あしふんなど申て、金を粉にして蒔候故、平塵の名出來候歟、

〔服飾管見 七〕塵地劍の事　こはこれ、ちり地の無文の細劍也、平塵の劍ともいふ、沃懸地の劍に同じく用う、但しおとれり、

〔武器考證 十七〕貞丈按、平塵ト云ハ、薄塵地ト云ト同樣ナルベキカ、

〔桃花蘂葉〕一劍色々事　蒔繪劍　號二平塵劍一、尋常著二用之一、蒔繪細劍同事也、

〔小右記〕長和二年正月十日壬寅、今日青宮被レ覲二母后一、〇中略內大臣著二平塵劍無文帶一、

薄塵劍

〔正本新野問答 三〕薄塵劍　輕服劍に候、〇中略これは無文沃懸地のうす〳〵とふんを蒔たる劍に候、

〔武器考證 十七〕貞丈按、〇中略薄塵地ト云ハ薄梨子地ニテ、ウスラカニ金粉ヲ蒔タルナリ、

淺塵劍

〔飾抄 中〕一薄塵地　心喪服用此劍云々　承保元十廿六土御日、著心喪服(上東門院御服也)帶薄塵地、無文紫革裝束、紺地無文平緒、

〔台記〕久壽二年十二月十八日辛卯、申剋朝服(心喪)立荷前使(皇后宮權大進敎任五位)年來帶劍而淺塵劍在倉、件倉町觸高陽院穢、仍今日不帶劍、

沃懸地劍

〔名目抄 衣服〕沃懸地(イカケヂノ)太刀(大理用之、蒔繪太刀遡歟、)

〔正本新野問答 三〕沃懸地　蒔繪劍の條下注申候通ニ候、然ば殊更撿非違使別當用之候、無文沃懸地の樣に見へ候へ共、遠文の蒔繪を用由見傍抄候、無文沃懸地は輕服の劍と存候、

〔服飾管見 七〕沃懸地劍の事　沃懸地の劍といへるは、沃懸地の無文の細劍をいふ、用うる事まゑの細劍に同じ、

〔武器考證 十七〕平塵劍　貞丈按、(○中略)沃懸ト云ハ、一面ニ金粉ニテ塗リタルヲ云、今世スリ梨子地ト云ニ同ジ、

〔飾抄 中〕一蒔繪　沃懸地劍　宿老之人、撿非違使別當等用之、但中院大理問答抄、蒔繪沃懸地共有加點、彼是可用歟、但用遠文蒔繪云々、　仁平元五廿四、最勝講太政大臣(○實行)帶沃懸地劍、

〔兵範記〕仁安三年七月十六日乙亥、今日先廳始也、(○中略)此間大理裝束了被出居、(裝束色目如常、下襲尻三尺許、沃懸地無文、細長劍、紺地平緒、黄孔雀丸文、)

葦手劍

〔正本新野問答 三〕葦手　歌の意を蒔繪にして、繪のあひだに歌の字を入たるに候、(○中略)下官所持葦手白蒔繪劍、先日入貿覽候、

〔飾抄 中〕一蒔繪　葦手劍執柄家被用吉事事　寬德三二十三、土御日、從殿(○頼通)賜葦手劍平緒二筋、(葦手銀作、御堂御物云々、兼宣旨日所帶也、)明後日侍從(○俊房)拜賀料也、　保延二十二、宇治丞相(○頼長)參結政、蒔繪劍、保安四三十一新關白(○忠通)令賜隨身之後申慶、射懸地蒔繪細劍殘葦手也、

黒漆劔
有文黒漆劔

〔台記〕保延二年十二月十七日庚戌、今日大臣後始著陣日也、予〇藤原頼長、装束、蒔繪劔、蒔手銀作御堂御物云々、兼宣旨所帯也、

〔玉海〕壽永元年十二月廿日丙辰、此日中將〇真經、拜賀也、〇中略、申剣著束帶、色目如常、蒔手蒔繪劔、

〔名目抄 衣服〕黒漆太刀クロヌリ、六位用之、有毛拔形、

〔正本新野問答 三〕黒漆劔　名目は黒漆劔に候、延喜彈正式曰、凡畫餝劔五位以上聽之と候、仍五ハ二以上者不蒔繪劔はかりそめにも不用申候、黒漆劔は六位以下劔に候、諒闇中公卿以上用之、依凶事撤其餝候故、止蒔繪劔用黒漆候、これは常を變ずるを以て凶服とする故に候、〇中略、六位以黒漆劔爲常、此禮はきはまる所あればなるべし、

〔五武器談 平治物語册〕黒ぬりの太刀は、柄さや黒ぬり、金具はえやくどうなり、但金物はほり物繪やう有るべし、無文の黒ぬりの太刀は、凶事の時にはくべき太刀なり、されば此黒ぬりとあるは、有文の黒塗の太刀なり、有文といふは、金具金銀にてほり物有をいふ、帶取の帶にも紋あり、

〔御禊行幸服飾部類〕餝下　保安師元記云、〇中略、判官主典等、〇中略、黒作劔、〇中略、保安四次記云、〇中略、判官、〇中略、黒造劔、〇中略、主典、〇中略、黒造劔、

〔參考保元物語 一〕新院御所各門々固附軍評定事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本並云、〇中略、彼爲朝サル者ト兼テ聞召置タル上、父〇爲義、是程ニ擧シ申ハ樣有ペシトテ召出サル、〇中略、褐鐔ノ黒漆ノ太刀三尺八寸、鎌倉本作三尺六七寸、〇中略、熊皮ノ尻鞘入テ帶タリ、

〔平治物語 二〕六波羅合戰事

清盛宣ケルハ、〇中略、イデ〻〻サラバ鬆ムトテ、〇中略、黒塗ノ太刀ヲ帶、〇中略、上ヨリ下マデ、長シヤカニ出立レケルガ、〇下略、

無文黑漆劍

〔平家物語一〕がくうちろんの事

勢至坊は○中略ごくゑつの大太刀持て、○中略延暦寺の額をきつておとし、

〔太平記十七〕隆資卿自八幡被寄事

惡源太○中略只今給リタル金作ノ太刀ノ上ニ、三尺八寸ノ黑塗ノ太刀帶副、

〔飯尾宅御成記〕一日野殿參分　御太刀一腰黑○下略

〔大內義隆記〕判官○隆豐冷泉座敷ヲツント立、○中略二尺一寸候シ刀ヲ上ニ横タヘテ、三尺一寸ノ黑作ノ太刀ヲハキ、○下略

〔飾抄中〕一黑漆　諒闇帶之、金具等拔替吉服劍具也、裝束無文紫或藍革云々、劍柄白佐女如常、重服同黑鞘金物黑漆、白革裝束柄黑佐女云々、　保元二十一廿八、中山曰、劍柄黑佐女、鞘黑漆、金物黑漆、白革裝束柄金物等塗黑用之、督殿○雅忠如此、

〔平家物語三〕むもんのさたの事

權の佐少將これもり、院へ參らんとて出立れけるを、大臣○重盛よび奉て人のおやのかやうの事申はおこがましけれ共、御へんは人の子にはすぐれて見え給へり、あれ少將に酒すゝめよとの給へば、ちくごの守さだよし御しやくに參る、是をば少將にこそ給べけれ共、おやよりさきにはよも給はらじとて、大臣三度くんで其後少將殿にぞさゝれける、少將又三度うけ給ふ時、あれ少將に引出物せよとの給へば、畏り承つてあかぢの錦の袋に入たる御太刀もつて參りたり、少將是は當家に傳はる小がらすといふ太刀やらんとうれしげに見給へば、さはなくして大臣さうの時、もちゆるむもんの太刀也、其時少將もつての外に氣色かはつて見え給へば、大臣涙をはらはらとながひて、それはさだよしがひが事にはあらず、大臣さうの時はいて供するむもんといふ太刀也、日ごろは入道殿○淸盛いかにも成給はゞ、重盛はいて供せんとこそ存しか、今は重盛入

道殿に先だち奉らんずれば御邊に給也とぞ宣ひける、少將とかうの返事にも及給はず、涙を押へて宿所に歸り、其日は出仕もし給はず引かづいてぞ臥給ふ、其後大臣熊野へ參り下向して、いくばくの日數をへずして、病付てうせ給ひけるにこそ、げにもと思ひしられけれ、

〔五武器談平家物語〕大臣葬の時用る無紋の太刀とは、柄鞘黑ぬりにして文も蒔かず、金具にもほり物なく黑ぬり、帶取の革にも文なき藍革を用る也、大臣の葬に限らず、總じて服中凶事にはく太刀なり、

黑漆細劍

〔物具裝束抄〕一劒事　黑漆細劒(諒闇時用之)

〔御禊行幸服飾部類〕節下　天仁元江記云、○中略　判官中務丞(中略)黑作細劍、無文平緒、○下略

烏裝刀

〔令義解六衣服〕武官朝服　衛府○中略　其志以上、○中略　烏裝横刀、○中略兵衛主帥同、並朝庭公事則服之、

〔延喜式三十四木工〕烏裝太刀、長二尺三寸、廣一寸五分、

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡二季大祓横刀八口、金裝二口、烏裝六口、

黑大刀

〔服飾管見七〕野劒の事　黑大刀とは、六位已下の常の物なり、

〔御供古實〕一裏打之時可被持太刀は、黑太刀たるべし、○中略

一大かたびらにて出仕之時は、中間先へ左右につがい候て、大名は十人可召仕候、御内仁は御供の時六人、あかき直垂にてねり候、此時も太刀は黑作にて候、一振可被持候、六人の中間の内一人持べし、○中略

一同打○裏時、打刀を小者に持候事、不苦候、つば刀の事、色繪たるも不苦候、太刀は黑太刀たるべし、黑作と申はつばもぬりつば、金具はしやくどうにて候、又ぬりかなぐにても鞘もぬりざや、柄は常のごとく鮫にて候、おびとりはしやうぶ皮をたゝみ候て仕候、糸にても皮にても卷候まじく候、是を黑太刀と云なり、

野劍

〔宗五大草紙上〕衣裝の事　大かたびらの事〈略〉〇中もたせ候太刀は、くろ太刀とてさやぬりおとしつかさめをかけて黒くぬる、かなごゑやくどうけ彫けばりなゝこたるべし、めぬき我家の紋を燒付にすべし、帶取菖蒲革足間もつかもまかず、是を黒太刀と云、

〔光源院殿御元服記〕高保黒太刀持テ出、定額ニ被下、板上ニテ被請取退出、次ニ盛正、黒太刀持出、御前ノ中程板ノ上ニ置畏、扨晴經、黒太刀一腰持參御禮被申、上ヨリモ一腰被下、盛正一振被相渡、次ニ高保、次ニ稙綱、元造朝臣、晴秀堯連同前也、何モ黒太刀ナリ、

〔書言字考節用集器財七〕剱刀ノダチ〈和名順〉露拍〈同、又作野劍〉

〔正本新野問答三〕野劍　是は眞劍に候、蒔繪野劍、螺鈿野劍、蒔繪螺鈿野劍、三ツの品これ有候、蒔繪野劍は平生出行之時車に入、歩儀には人に令持候、一條家抄曰、蒔繪野劍革帶也、大將直衣始並御幸供奉之時用之、可依先例也、大納言直衣始にも猶用野劍之由、見承久三年正月玉蘂、又長者之後、春日詣衣冠之時、著蒔繪野劍、爲代々例之由、見寛喜二年二月同御記、〈略〉〇中此劍を平鞘とも申候、眞劍ニ候ゆへ鞘をひらめに致し候、仍得此名候、又革緒劍と稱し候、革緒平緒便ニ隨而用由、見西宮記候へども、先は革緒を用候ゆへ此名候、毛拔形劍とも申候、眞劍ニ候ゆへ目貫をはしらせじのために、目貫に毛拔形を打て手に握らしむる樣に構候、一物四名に候、蒔繪獅子或ハ獅子蠻繪海浦等所見候、海浦とは海松貝に波文を書候、柄は銀の熨柄も候、もとより鯨柄も候、又衞府之劍とも申候、六衞府官人用之候故得其名候、衞府之官人用之候、眞劍の故に候、一條家抄に、野劍平鞘を各別の物の樣にしるされ候はあやまりに候、

〔紳書五〕一野太刀は、甲金ふち金え柄のあわせめに金をふせてつゝみ、めぬきのやうにけぬきがたあり、

〔服飾管見七〕野劍の事　もとは六位已下のものなり、〈略〉〇註柄鞘はうすがねにてはさみて、柄は其

上を金もて包み、鞘はふくりんかけて細飾にて黒くぬりたり、されば令に黒油の横刀と載られ、古き歌にまくらだちともよめり、是を野劒と名づけたる事は、もとは長飾の劒と是となれば、長飾の劒にむかふれば、こともなければ野劒と名付しなり、摺衣の文なくてたゞ横に摺たるを野摺といひ、獵箭も征箭にむかふれば、こともなければ野箭といふなり、かく事もなきを野といふ事、古きならはしにてあるなり、西宮抄に高野姫天皇の御宇、法師此劒をおひたりとあなるも、さすがに鮫皮をば用ゐざりし故なめり、されど此時よりぞ金銀もて裝たるもいできしなめり、中頃より五位已上衣冠已下、かりぎぬすいかんなどに用うるは、銀裝にて、柄は鮫皮あるはかひらぎなるもあれど、猶其上をかねにてつゝめり、細劒といふ物出來ては是のみのたがひなり、○中略鞘はいかけ地、塵地などにてまきゑしたり、是にはふくりん有無こゝろなり、多くはかけず、鐔は是も唐鐔にてあるべけれど、近代多くは葵鐔也、ゑとき鐔なるもあり、但六位已下は必しとき鐔なるべし、此裝束も紫革藍革なり、但衞府の府生己下は、左は赤革右は白革なり、古き繪にさなんみゆめり、後の代は左は紫革、右は藍革を用ゐて、赤革と白革とをば用しなど、しりたる人もまれなるべし、此劒にもらでんなるもあり、行幸の時衞府の五位已上用う、されど是は後の世細劒の鐔多く高麗鐔なれば、ものゝ用にたゝぬがらにらでんの野劒は用うるにこそ、衞府の劒、武の劒、革緒の劒、平鞘の劒、車劒、銀劒、○中略白太刀、黒太刀など後の世はいふめり、衞府の劒とは、其頃殿上人なども、衞府なるは束帶にも此帶を帶つる事もあればなるべし、○中略武の劒はた同じ意なり、革緒の劒とは、細劒已上には革緒つくる事なかりしかばなるべし、平鞘の劒とは、五位已上は木地、らでん、まきゑらでん、まきゑなど用うる事となりたれど、かねもて裏表より合せてふくりんかけたるは、此劒の常なれば、平鞘の劒といふなり、扨これをばおひはせで車に入て、下りては人にもたすめり、されば車劒ともいへり、○下略

〔刀劍問答〕一野太刀と申は如何　野太刀に二品有之、一つは前に申公家に被用候平鞘の太刀也、是は野劒と書てのだちとよむ也、二には軍陣に用る物也、一名は長太刀と云、長具足とは長刀野太刀小鑓の事歟と云事、大内問答に見へたり、貞衡云、野太刀は長さ五六尺にて、はの方なかごの方同ほどにして、なかごの方を細引の様に、細く青染にてひしと巻き、柄もなく、鞘もなし、當世はながまきと云ふれ候、太刀に拵候も有之候云々、是は敵をたゝきたをす道具也、刃もなき物也、木刀の如くに鐵にて打也、縄にてわつそくにかけて脊に負ふて出るなり、

〔本邦刀劍考〕野太刀　此太刀公家野太刀ト造リ異ナル事ナシ、家ノ紋ヲ蒔繪ニスル、衣冠直垂着之時帶之、

〔新刃銘盡〕一太刀之事　又或書に云、陣太刀は長きを用ひず、帶様に習あり、鐺なくして大なるを野太刀といふ、上古鷹野等に持せしといへり、順の和名には短刀と書、或は野劒と作て野太刀と讀せたり、按ずるに野に持といふの義には非ず、野の字に因て鞾韈もなく異體なれば卑劣の意味か、又或書に云、天子に在ては寶劒と稱し、將軍に在ては御帶刀といへば也、鐺は必孔の切、刀の飾なり、鞾韈は編縄なり、劒の帶也、

〔後松日記〕一もののふは、古は野太刀兵庫鎖を用ひたるなり、物語に金づくりの太刀とかきしは金装の兵庫鎖なるべし、又野太刀には毛貫形を付ざるも有べし、東鑑にみゆ又長覆輪も有べし、普通の野劒は柄計長伏輪なり、鞘なども長伏輪にして、足などくさりにせぬも雖有べからず、足利家の頃、専柄鞘をまき、糸巻太刀なり、革にてもまくなり、又革包錦裹もあり、將軍の御物も多くは革包なり、宗吾記に御さや袋に入候とあるは、此革包の事なるべし、鬼丸太刀等の製也

〔西宮記臨時四〕野劒　公卿布袴時、著革緒用之、衛府平緒革緒隨便用之、庇設饗雜役用野劒云々、侍從中務輔等不著野劒、雖宿衣直衣時、尙用螺鈿劒平緒等、

〔飾抄中〕一野劍(蒔繪、木地、螺鈿、蒔繪螺鈿、尻鞘、)　近衞次將外衞佐等、常令持之、(束帶出仕之時相具笏、)卒爾隨役之時、多用此劍也、或宿老公卿、高位之人、常令持之、(或付護)公卿將遠所行幸之時著蒔繪螺鈿野劍、(木地)次將行幸之時多用之、而近代次將或用蒔繪螺鈿野劍云々、且者御禊(嘉禎)辨少將、(實雄入道相國末子)用蒔繪螺鈿野劍云々、定有其例歟、可尋宿老、次將騎馬之時、宿衣之催、著束帶用革緒野劍、不具隨身、或又具隨身常事也、修正御幸多如此、遠所使節之時入尻鞘也、

〔北山抄九羽林要抄〕白馬節　二省(○式部、兵部、)率敍人參入、(伏起)立舞臺東西、(次將預敍列者、卷纓、著野劍、不付魚袋、)

〔江家次第三正月〕射禮　左右衞門府手結事　近衞次將荒手結、野劍革緒、尙可用細劍丸緒歟、

〔江家次第五二月〕春日祭使途中次第　使參內日、(○中略)木地螺鈿劍、(○中略)發向之時、(○中略)野劍、(鹿皮尻鞘)

〔世俗淺深秘抄下〕一於內裏臨時覽相撲時、次將著直衣帶野劍持笏例也、

〔禁秘御抄下〕一內裏燒亡　近邊有火之時、陣中將佐、柏夾、帶野劍如法、

〔飾抄中〕一野劍　雖相具布衣隨身、主人幷隨身不帶野劍例、　平治元二十中山記曰、關白(○基實)春日詣、余(○忠親)著布衣、隨身童不相具、依卒爾貧將力不及之故也、又非榮花乎、新中將賴定朝臣又如予儀、少將兼雅隨身雖著染裝束、不帶劍、仍又不被帶劍、

〔台記別記〕久安六年八月十日丁丑、隆長裝束、(中略)帶餝○形○野劍○不把笏、

〔兵範記〕仁安三年十月廿一日己酉、酉一剋御禊畢、(○中略)藏人左衞門尉平信廣供奉本陣、(○中略)帶野劍、水豹尻鞘、平緒、

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、寅剋自中宮召使走來、告御產氣候之由、(○中略)被奏皇子降誕之由、(○中略)內侍取御劍、(野劍鮫柄、左青龍、右白虎、蒔鞘內外、紫革緒、但石突白龜甲、織物袋、白組緒、代々之例、或納錦袋、於本宮納改白織物袋、置御枕上、或又納白袋、以內裏被獻之、)

〔吾妻鏡三〕壽永三年(○元曆元年)十月六日辛酉、未剋新造公文所吉書始也、(○中略)公私有引出物、上分御馬一疋、下各野劍一柄云云、

〔常山紀談　三〕味方原の前夜手わけを定らる、時、（○中略）鳥井（○四郎左衛門）はすぐれてたくましき剛の者にて、三尺餘りの野太刀を打ふり死狂に切て廻る、

〔武邉雜談　乾〕一家康公は御持鑓などして無之、（○中略）天正十七年大和大納言殿（○羽柴秀長）より胴金の具足三百領、中卷有之野。○太刀。○百振被遣候、是を甲州武田殿家の中間被召抱、右之具足を着せ、右野太刀を持せ給、

螺鈿野劍

〔參山集　雜著甲乙錄六〕野太刀藏在西三條家、白鞘也、他家不曾傳、

〔名目抄　衣服〕螺鈿野劍（ラデンノノダチ、節會行幸日、次將用之、公卿不用之、）

〔桃花蘂葉〕一劍色々事　螺鈿野劍　近來有毛。拔。形。（金也、）將佐行幸時用之、又春日等遠所行幸、公卿次將、若大將等著之、攝家一流之所爲也、其例、　永長二（春日行幸、左大將、知足院殿、）天永二（同中納言中將、法性寺殿）承元四（同左大將、峯殿、）元德二（同左大將、後芬陀利花院殿、）同年（日吉行幸、同人、）

〔物具裝束抄〕一劍事　螺鈿野劍（殿上人行幸日帶之、但花族壯年之公卿、春日行幸ナドニ用之常事也、）

〔江家次第　一正月〕元日宴會（御忌月、幷不出御儀、）衞府將佐　衞門權佐、或著螺鈿野劍、或著長劍、

〔山槐記〕治承四年二月廿一日癸卯、今日有讓位事、（○中略）人々裝束幷隨身（○中略）近衞佐　螺鈿野劍（差尻鞘）

蒔繪螺鈿野劍　木地螺鈿野劍

〔飾抄　中〕一野劍　蒔繪螺鈿可用遠所事　仁安二十廿三、殿記曰、大納言殿（久我）被仰曰、蒔繪螺鈿劍、遠所行幸可用、木地螺鈿京中可用者也、

蒔繪野劍　毛拔形劍

〔名目抄　衣服〕蒔繪野劍（マキヱノノダチ、或號平鞘。○太。○刀。○、或號毛。○拔。○形。○太。○刀。○、或又號革。○緒。○太。○刀。○、上下要時令持之、又殿上人束帶時依事著之、或用平緒、或用革緒、其間之儀能可思慮也、又譬問非常行幸等之時、衞府公卿已下四五位、直衣衣冠束帶ニモ、以革緒用之、非武官者不可用之、）

〔刀劍問答〕平鞘（ヒラサヤ）の太刀と申は如何、　是今世に衞府の太刀と申ならはしたる物にて候、又毛拔形の太刀とも、革緒の太刀とも申候、本名は蒔繪の野劍と申也、柄は白鮫をかけ糸をば卷かず、

目貫は毛拔形といふ物也、柄頭に紫革又は藍革などの緒をつけ、緒玄めの金物を入、緒の先には細長く先ふとく、少しとがりたる金物を付る、是を露と云、鞘は紫檀又は沈などを用て、蒔繪をする也、又沃懸地にして蒔繪をして青貝にて繪様を置たるをば、蒔繪螺鈿の野劒と云、是は大臣の大將、將軍家などの持せらるゝ太刀也、

〔貞丈雜記十二刀劒〕一けぬきがたの太刀と云ハ、衞府の太刀の事也、（一名革緒ノ太刀、一名平鞘ノ太刀、本名蒔繪野太刀ト云、）此太刀の目貫の形、古代のけぬきを二つ連ねたるがごとし、依之毛拔形の太刀と云、

〔桃花蘂葉〕一劒色々事　蒔繪野劒、（革帶也、）大將等直衣始、幷御幸供奉、直衣之時帶之、大納言直衣始、猶用野劒有例、

〔物具裝束抄〕一劒事　蒔繪野劒、（大將直衣之時或用之、殿上人布衣日帶之、或雖束帶如御幸帶之、）

〔扶桑略記三十堀河〕寬治二年二月廿二日己亥、太上皇（○白河）爲拜高野弘法大師廟堂、出於東洛、（○中略）爰攝政獻蒔繪野劒一腰、內大臣取之、上皇以半漢一疋賜攝政、

〔吉部秘訓抄一〕一高野御幸供奉人行粧事　仁安四年（○嘉應元年）三十三、同記（○經房卿記）云、太上天皇（○後白河）令參詣高野聖廟給、（○中略）左衞門權佐兼皇后宮大進藤原經房、（○中略）蒔繪野劒（鹿皮平尻鞘在鼠巻）

〔山槐記〕治承三年三月三日辛酉、今日宇治一切經會也、殿下幷北政所令入給、（○中略）左衞門權佐光長、（○中略）蒔繪野劒弘尻鞘、

〔花園院御記〕正中二年十一月卅日丙子、高時（○北條）去廿二日男子誕生云々、付先例可被遣御劒之由有沙汰、（○中略）十二月十一日丁亥、（裏書）朕所遣劒蒔繪野劒也、長伏輪（埋之）蒔菊枝花所々交貝、帶取紫革、補菊也、柄鑛方不透之伏鮫也、前右府云、野劒加貝事不可然、螺鈿野劒作様各別也、如此劒號武劒云々、故入道相國說云々、而此劒故入道左府進院御方之物也、定有子細歟、但自然忘却歟如何、尤不審、然而無他劒之間、今度遣之、袋赤地唐錦、裏青色唐綾也、伏組等如常、

平文野劍

〔左經記〕寬仁元年十月二日丁卯、神寶支配事、(○中略)平文野劍一腰、(入赤漆細櫃)

〔吾妻鏡二十九〕文曆二年(○嘉禎元年)六月廿九日、巳二點依可有明王院(五大尊堂)供養、將軍家(○藤原賴經)爲御參堂出御、(○中略)加布施、(○中略)野劍一腰(銀長覆輪在錦袋)

平鞘劍

〔桃花蘂葉〕一劍色々事　平鞘劍　細々出行時入車中、令持人不帶之、(冬時、其勘、上皇被入御車云々、幸)

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

藤房モ時ノ大理ニテ座スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被思ケレバ、御供ノ官人悉目ヲ驚ス程ニ出立レタリ、(○中略)其後大理ハ、(○中略)蒔繪ノ平鞘太刀ヲ佩、(○下略)

〔普廣院殿御元服記〕一正長二年三月九日乙卯、亥刻御元服、　禁裏江御進物同　御太刀一腰(平鞘)鞍馬一疋

〔若宮御元服記〕文安二年三月十六日庚寅、今日若宮、(春秋廿一○後崇光子貞常親王)於竹園有御元服事、(○中略)寅三點許、殿下還御、無幾程シテ自若宮引物被進之、御使庭田中將重賢朝臣、(束帶)中次雅豐朝臣、(束帶、供奉ノマヽ、未吹装束之間如此)平鞘、(號野劍)馬一匹、(月毛○下略)

〔康富記〕文安六年(○寶德元年)四月十六日丙寅、是夜室町殿(左馬頭義成、十五歲、)御元服也、(○中略)自禁裏御太刀(平鞘)被進武家、

革緒劍

〔江家次第十一十二月〕元日侍從並荷前定　延久四年、故攝政殿爲左大臣被定、付予被奏、此間依內藏司有燒亡、予內覽之後、帶胡籙著劍(革緒)參內、

〔增鏡十老のなみ〕今年(○弘安八年)北山の准后(○貞子)九十にみち給へば御賀の事、大宮院(○後嵯峨后姞子)おぼしいそぐ、(○中略)頭中將公敎よりはじめて、思ひ思ひのすがたにて祿をとる、あるは闕腋に平胡籙もとをしの袍に、革總の劍など心々なり、

〔安齋隨筆前編七〕一モトオシの袍、革總の太刀、(○中略)革總の劍の總の字は、緒の字の誤にて、革

緒の太刀也、俗に云衛府の太刀の事也、

〔吉部秘訓抄 一〕一敕時廷尉佐帶ニ狩胡籙ニ事　仁安三二十六、同記○經房記云、依ニ入道相國公淸盛所勞ニ被レ行ニ非常敕ニ申剋許參內、垂纓冠、束帶如レ常、革緒劍、取レ笏、

〔山槐記〕承安五年○安元元年八月十六日甲子、太上法皇明年滿五十御筭、仍公家可レ被レ行ニ賀禮ニ、○中略今日被レ仰ニ上卿ニ始ニ行事ニ所ニ傳聞ニ未始剋藏人左衛門權佐光雅、帶劍、革緒、把笏、○下略

〔書言字考節用集 七器財〕衛府太刀エフノタチ 土俗以ニ國字ニ連聲呼爲ニ陽太刀ニ、又從レ呼鞘卷爲ニ陰太刀ニ、共以孟浪、

〔刀劍問答〕一衛府の太刀と申は如何　平鞘の太刀の事にて候、衛とは近衛兵衛衛門の事也、府とは近衛兵衛衛門の官の人の役所也、衛府の官の人の帶する太刀なる故、衛府の太刀と云ふ、

〔安齋隨筆 前編六〕一衛府太刀　拙齋問曰、衛府太刀は儀仗なる乎、兵仗なる乎、　貞丈答曰、兵仗也、又問曰、源平盛衰記に、高倉之宮にて長谷部信連が戰し事を書たるに、衛府の太刀の身をば心得て造りたりけるを佩てと見たり、然れば衛府の太刀の身は常には鋭刀を用ひざるものと聞ゆ、是儀刀にあらずや、如何、答曰、衛府の官は禁中守護の司なれば、上古は大將中將少將より以下の官人等武勇の人を撰て佩せられし也、されば衛府の官人の佩る太刀は鋭刀を撰て佩るなり、然るに後代に至りては、衛府の官人武勇の人を撰む事絕て、大將中將少將なども、只貴族の人を任ずる事になりて、武勇なき柔弱の人のみ任ずる事になりし故、○中略衛府の太刀も身を撰ばず、鈍刀を用ひて飾ばかりを本樣にしたる也、本は兵仗なれども儀仗の如くなりたる也、

〔刀劍記 下〕一衛府之大刀　柄ヲ不レ卷、白鮫ニシテ放目貫也、而表ニ鋲ヲ六ツ打、是ヲ添目貫ト云也、裏ハ本目貫一ツ也、鞘ハ梨子地ニシテ紋ヲ蒔繪ニスル也、是ヲ陽之太刀ト云、陰陽之儀ニアラズ、假名ニ書時ハヱフノ太刀ト云ナリ、衛府ハ左右近衛左右兵衛左右衛門是ヲ六衛ト云ナリ、武官ニシテ非常ヲ戒ノ官職也、當時ハ五位ノ諸大夫ハ束帶ノ時皆用レ之、但狩ノ時ハ野太刀鞘卷等ヲ用也、此

太刀ヲ本ニシテ衞府ノ太刀ニ品々有之左ニ記ス、鍔ヲカツラ鍔ト云、故ニカツラノ太刀ト古書ニ出タル事有、〇下略

〔源平盛衰記〕一五節夜聞打附五節始幷周成王臣下事

家貞ハ布衣ノ下ニ萌黃ノ腹卷、衞府ノ太刀佩、烏帽子引入、袖纈テ殿上ノ小庭ニアリ、

〔平家物語〕四のぶつらかつせんの事

信つら〇長谷部是をみて、〇中略衞府のたちなれ共、身をば心えてつくらせたるをぬき合て、さんぐにこそふるまふたれ、かたきは大だち大長刀にてふるまへ共、信つらが衞府のたちにきり立られて、嵐に木のはのちるやうに庭へさつとぞ下たりける、

武劍

〔幕朝故事談〕公方家　衞府刀は、鞘まで柄糸の樣の者にて卷たるものなり、蓋侍從以上は持せるなるべし、田安樣など狩衣の時は、佩刀を帶て、衞府の太刀と野太刀をもたせるなり、此二刀は何れも、左右の者拔て働くなり、束帶の時は小さ刀を帶、衞府の太刀佩刀を持せるなり、老中は御座敷へ、陪臣をつれる事なるゆゑ、衞府の太刀も、部屋迄もたせるなり、

〔吾妻鏡〕十一文治六年〇建久元年十二月一日辛巳、右大將家〇源賴朝御拜賀也、〇中略糟屋藤太有季直衣(衣恐垂誤)折烏帽子持御劍、〇武太刀、

〔貞丈雜記〕十二刀劍　一武太刀と云は軍陣にはく太刀の總名也、裝束の時はく飾太刀、蒔繪太刀、衞府太刀などに紛れぬ爲に武太刀と云、

車刀

〔古今著聞集〕十七變化　とのもの頭光任朝臣法住寺をめぐりける時、子息近江守仲兼毎日奉行して參けり、或日退出しけるほどに、日暮てのち東寺邊をとをりけるに、〇中略白きひたゝれきたる法師一人車のうしろにあゆみ來けり、〇中略只今こゝに來るは我ををかさんと思ふにこそとおもふよりきつくわひに覺て、下人共にかくといはず、車刀の有をとりて、うしろよりおどりをりて、此法

長覆輪劍

師に云やう、汝は次郎法師めが、何の故に只今こゝには來ぞ、きつくわひのやつかなとてはしりかゝりたるを、此次郎法師と思ふ程に、其たけ次第に大きに成て、かきけすやうにうせにけりと思ふほどに、空より仲兼がゑぼうしを打おとして、もとゞりを取て引あげゝり、その打車刀にてあげさまにさしたりければ手ごたえしけり、よくさしつと思ふほどに、もとゞりをはづしてつちへおとしけり、〇中略その太刀をば法皇のめして蓮花王院の寶藏におさめられにけり、

〔武器考證一〕車刀とは、車の中に用心に入る太刀なり、

〔刀劍記上〕一車太刀とて柄共に反たるは古き哉　答、〇松岡長方此名目いかゞ可有之、寛永御上洛の頃、専ら反たる太刀を被用候、當時公家流にて寛永故實と被申由に候、　一車刀の制古き哉　答、〇長方合口に候、古製考追て可申上候、

〔平義器談〕一ながふくりんの太刀の事
鞘の芝引、股寄の金物を石突までつゞけて、峯の方より刃の方迄押通し、長く續けたるをいふなるべし、

〔刀劍記下〕一長覆輪太刀　是ハ股寄芝引有太刀也、鐺ノ上ニ帶太刀ニハ股寄芝引有之也、股寄ハムチノ方、芝引ハ刃ノ方、鞘ニフクリンヲ取タル如ク故長覆輪ト云ナリ、

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事
半井本云、〇中略爲朝ハ、〇中略長覆輪ノ太刀ハキ、〇下略

〔長門本平家物語七〕内府〇重盛自筆に狀をかきて、仲綱がもとへつかはされける、〇中略長ふくりんの銀劒にしきのふくろに入てもりつぐを使にてをくられたり、

〔源平盛衰記二十〕石橋合戰事
與一〇佐奈田其日ノ裝束ニハ、〇中略長覆輪ノ劒ヲ帶ケリ、

小覆輪劍

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月十八日辛未、今日遣二使者於關東一、○中略六月十四日、宇治合戰、討二敵人々一、○中略香河小五郎二人、太刀、長幅輪、○中略波多野中務次郎一人、熊野法印、長幅輪太刀、

〔義經記七〕大津次郎の事

辨慶大津次郎をまねきて、○中略笈の中より萌黄の腹卷にこふくりんの太刀を取添てぞたびにける、

兵庫鏁劍

〔刀劍問答〕兵庫ぐさりの太刀と申は如何　貞衡云、兵庫ぐさりは軍の時はく、おびとり無レ之、くさりにて太刀をはく、腰帶にはさむ也云々、帶とり無レ之とは、常のおびとりは無レ之と云事也、腰帶にはさむとは、鎧の上帶に引返しはく事也、是は兵庫鏁に限らぬ事也、紀州殿の御內桑渡邊縫殿助源宗冬といひし老人、兵庫鏁の古き圖を見せたりし、其圖の趣、柄鞘ともに銀ののし付也、柄のかぶとがね猿手など糸卷の太刀の如し、筋がねあり、しめがね三所にあり、目貫家の紋、鍔は丸つば、せつば其外皆かなぐとも銀なり、大せつぱひし花形也、鞘の芝引もゝよせ小尻の方までとほす、しめがね三所にあり、足の所も皆銀也、かはさき革のある所革にはあらず、銀にて花びしの座ありて、兩面の菊の花形のつぼを出し、其つぼにくわんを付け、くわんに銀の鏁一筋づゝ付、それに銀の鏁の帶取を付る、足の鏁は太くして輪細長し、帶取のくさりは丸くして小き輪也、おびとりの先にしやうぶ革を繼付る、是は鏁は結ばれぬ物故、結べき爲に革を付る也、さやのしめがねの間々家の紋をけぼりにする、總地はなゝこ也、又先年相州の白旗大明神の寶藏にある、賴朝公の兵庫鏁の太刀を見し事あり、夫も右にいふ所に大方違はず、さやに源家の紋さゝりんだうをけぼりにしたり、帶とりの鏁の先に革を付けずとも、年久しくして切れ失せたる者歟、又水戶殿の御家藏の兵庫鏁の圖を見るに、右にいふ所とは少し違あり、熊の皮の尻鞘かけたる體也、是は兵庫鏁にはあらず、いか物作りの太刀也、

喰物作劍

〔刀劍問答〕頭書貞丈云、古禁中ニ兵庫寮ト云役所アリシナリ、武具ヲ造リテ納メヲカル、ナリ、○中略其兵庫寮ニハ甲冑刀劍ヲ始メ、スベテ武具ヲ作ル職人ヲ召置テ武具ヲ作ラシムルナリ、兵庫鏁ノ太刀モ兵庫ニテ作リタルナリ、兵庫ニテ作ルハ上手ニテ細工宜シキヲ賞翫シテ、兵庫鏁ト呼ビタル也、然ル故兵庫ニテ作ラヌヲモ細工ヨキヲバ兵庫鏁ト云ナリ、

〔安齋隨筆前編五〕一兵庫鏁制　太刀の足に付る鐶也、其製銀の輪細長く◯如此なるを二ツに折て如此して下の二ツのワナの所へ◯を入れて、又二ツに折て下の二ツのワナへ又◯を入て二ツに折る、如此して幾ツも同じく長く續るなり、總べて鏁の四角なる組之緒の如くになる也、右は其鏁を自ら作りたる人の談也、

〔曾我物語八〕たちかたなのゆらいの事

なにをもつてか、かたな〳〵のかどいでいはゝんとて、○中略五郎○時致にはひやうごぐさりのたちを一ふり取出しひかれけり、

〔太平記十七〕隆資卿自二八幡一被寄事

惡源太○土岐直頼御前ヲ立ケルヲ、將軍○足利尊氏暫トテ、イツモ帶副ニシ給ケル、御所作ノ兵庫鏁ノ御太刀ヲ引出物ニゾセラレケル、

〔高墅記〕六月二○長享二年五日申剋ノ終ニ、城中ヨリ武者一騎○本郷春親出來リ、○中略金作ノ腰刀兵庫鏁ノ太刀ヲ帶ビ、○下略

〔書言字考節用集七器財〕喰物作イカモノヅクリ刀(刀劍所言、盛衰記作二嗔物一)

〔刀劍問答〕一いか物作りの太刀と申は如何　いか物作りも兵庫鏁に似て少違あり、諸聞書條々に云、太刀にいか物作りと云事をば、今の世に是を知らず、鹿の皮の尻鞘かけて、足は兵庫鏁に七足也、柄の甲金も常よりは甲高き也、武者の時はく太刀也云々、兵庫鏁に七足とは、兵庫鏁の如く

赤銅作劍

銀の鐶を付るを云、七足とは足に鐶を七筋づゝ付るを云也、渡邊宗多いか物作りの古圖を見せたりし、其圖の趣、柄鞘共に銀ののし付也、かぶとがねふとく長し、筋がねあり、中にはいゞ廣きゑめがねあり、めぬきは家の紋也、柄頭に穴あり、銀の鐶を返す、鐶のうでぬき也、鐶の端細長く先ふとき金を鬻に付る、さやは兵庫鐶の如し、足の所も同じくわんあり、くわんに鐶を七筋づゝ付て帶取を返す、帶取は鐶にあらず、菖蒲革也、鹿の皮の尻鞘を懸るよし見えたり、

〔平治物語〕一信賴卿信西被亡議事

信賴大ニ喜テ、イカ物作ノ太刀一腰自取出シ、且ハ悅ノ初トテ引レタリ、義朝謹而請取テ被出ケル二、〇下略

〔長門本平家物語〕二みなもとの兵ごのかみよりまさは、〇中略二尺九寸のいかもの作りのたちかもめじりにはきなし、かげなる馬に白ふくりんのくらおきて乘たりけり、

〔源平盛衰記〕三十五高綱渡宇治川事

高綱〇佐々木ハ、〇中略嗔物造ノ太刀帶テ、是モ鎌倉殿〇賴朝ヨリ給タル生唼ニ、黃覆輪ノ鞍置テゾ騎タリケル、

〔太平記〕十四將軍御進發大渡山崎等合戰事

野木與一兵衞入道賴玄トテ大力ノ早業、打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケルガ、〇中略イカ物作ノ太刀ヲハキ、〇下略

〔富樫記〕晳有テ久安ノ拂ヨリ、武者一騎〇河合宣久出來、〇中略三尺八寸アル鬼物作ノ太刀、熊皮尻鞘引籠、足緒長結テサゲ、〇下略

〔源平盛衰記〕一五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

平六家長ハ、〇中略布衣ノ下ニ紫威ノ腹卷著テ、赤銅造ノ太刀佩テ、〇中略可打入支度也、

〔五武器談 平家物語〕赤銅作の太刀は鍔幷に金具を赤銅にて作るなり、

〔平家物語 一〕御こしぶりの事
唱、○渡邊氏 其日の裝束には、○中略 赤銅作の太刀をはき、○下略

〔室町殿日記 二〕陶隆房逆心の事
冷泉判官隆豐大力にして至剛の士なれば、○中略 四尺八寸の赤銅作りの太刀をはき、三尺五寸の白柄の長刀ひつさげ、○下略

散物劍

〔御禊行幸服飾部類〕公卿 同元曆元年信範記云、○中略 次内舍人 蘇芳褐白狩袴、○中略 散物太刀紫革裝束鹿皮尻鞘、○下略

〔服飾管見 七〕野劍の事　金物に箔をおしたるを、散物の劍といへり、

鳥頸劍

〔正本新野問答 三〕鳥頸劍　鷹飼所帶之劍に候、銀作りにて螺鈿劍の柄頭に、鶖鵝の頸を造りて付たるに候、班猪の尻鞘を入候由、見天永四年師時卿記候、今の世にも小兒の所翫、俗に云裝束びなと申候人形の劍、皆柄首鳥頸に候、か樣の類に候歟、

〔武器考證 十五〕貞丈云、鳥頸劍ハ、鷹飼ニ限リテ佩ク也、自餘ノ人ノ佩ク可キニ非ズ、相摸國鎌倉荏柄天神ノ畫像ハ、菅公ノ自畫也ト云傳タリ、其像鳥頸ノ如クナル劍ヲ畫タリト云、然ラバ菅公ノ自畫ニテハ有ベカラズ、鳥頸劍ハ大臣ナドノ佩タマフベキ劍ニハ非ズ、

〔江家次第 正月 二〕大臣家大饗　鷹飼 錦帽子、紫纐纈狩衣、白布袴、壷脛巾、淺履、熊行縢、餌袋、紅褂鳥頸太刀、左手居鷹、右手執餌付雉枝、

鷲作劍

〔源平盛衰記 四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事
伊勢三郎義盛ガ郎等ニ、大胡小橋太ト云者有、○中略 六郎○柄氏ガ頸ヲ取、髻ヲ口ニクハヘテ水ノ底ヲ𫞂、源氏ノ陣ノ前ニゾ上タル、判官○義經見給テ、○中略 下﨟ナレ共思慮賢トテ鷲造ノ太刀ヲ給リ、○中略 誠ニユヽシカリケル面目也、

〔安齋隨筆前編十一〕一鳥頸大刀〇中略　源平盛衰記矢島合戰の條に、鷲作りの太刀と云もの見へたり、是も鳥頸の太刀の類にて、ワシの頸ヲ柄頭に作りたる者歟、他書に見あたらず、鳩作の太刀は金物に鳩を彫たる也、柄頭に鳩の頭を作りたるにはあらず、鷲作の太刀も此の類歟と云人あり、さもあらん歟、

しんせい作劍

〔義經記五〕忠信吉野山合戰事
修行の代官に川つら法眼と申て惡僧あり、〇中略　法師なれども尋常に出立たり、〇中略　しんせい作の太刀はき、〇中略　矢ごろにぞよせたりける、

古事類苑

兵事部三十

刀剣三

古事類苑

兵事部三十

刀劍三

〔節用集 字財器〕打刀(ウチガタナ)。

〔伊勢家秘書誕生之記〕第十五守刀書入云、マモリ刀ハ、ワキザシナリ、(中略)打刀ヲ添ル事モアリ、打刀トハ、ツバ刀ノ事ナリ、今ノ世常ニサス長キ刀ノ事也、

〔紳書 九〕一打刀といふは今の陣刀をいふ也、常に佩る刀を公家衆打刀との給ふ也、ちいさ刀といふは腰刀をいふなるべしと恒齋が說なり、

〔刀劍問答〕一打刀と申は如何　打刀は今も刀と名付てさす長き刀の事也、さや卷は人をさし透す刀也、打刀は人を打切る刀なるゆへ打刀と云也、古の武士は今の世の樣にわきざしと、打刀をさしそゆる事なし、自身はさや卷の刀をさし、太刀打刀をば供に持せし也、近來ある人の書に今の刀は古の打刀にはあらずと書たるは甚あやまり也今の刀は古の打刀なり、

〔後松日記 一〕打刀てふものは鍔刀ともいふ、長一尺二三寸もありて、隻手打にうちあふ料なりしを、やゝ長うなりて、足利のよには、太刀代りに是を用ひこと更によくつくりて宗と賞翫せしとみえたれど、引出物には先太刀を引て後ぞ、うち刀を引べしとみえたりき、

〔三議一統大草紙〕一打刀三ヶ條之事、大概とんしやの役也、又時として侍の持事あらば右に持べし、又時として小者中間持事あらば右に引下て持べし、又遁者は右にかづく也、

〔古今著聞集 九武勇〕賴光は少しもさわがず、太刀を拔て鬼同丸が頸を打落してけり、やがてもたふ

れず、打刀を拔て鞍の前つ輪をつきたり、さて頭はむながひにくひつきけるとなん、

〔長門本平家物語 二〕入道〇淸盛も白衣に候ぞとて、しろかたびらに白大ぐちふく、みて、すゞしの小そでうちかけて左の手にうち刀ひさげて、右の手にてがまあふぎつかはる、

〔源平盛衰記 六〕入道院參企事

入道〇淸盛は、〇中略打刀前垂ニ指シ、〇中略中門ノ廊ニ被出タリ、

〔平家物語 四〕大衆ぞろへの事

乘圓房の阿闍梨慶秀は、衣の下に萌黄にひの腹卷を著、大なる打刀前だれにさし、

〔長門本平家物語 十九〕辨慶、めしてまいり候はんとて、萌黄いとおどしのはらまきに三尺五寸の太刀はき、一尺三寸のうちがたなをぬきまうけて、昌俊〇土佐房が宿所ニ馳入、

〔刀劍問答〕一上總五郎兵衞尉忠光が懷に持たる打刀は一尺餘りと東鑑に有之候、此打刀は甚短く候、此時代の打刀と今の刀とは別物と相見候如何、　忠光が懷中したるも今の刀も打刀にて候、別物にては無之候、忠光はふところの中に隱さん爲に、わざと短き打刀を用たるにて候、寸尺は短くとも長くとも、柄を卷鍔をうちたるは打刀にて候、たとへ小刀かうがいをさしたり共、打刀の作りにしたるは打刀也、前にも記す如く太刀刀に定尺は無之事にて候間、長短を以て論ずるは誤也、

〔伊勢守貞忠亭御成記〕進上一文明十四四廿六於殿中一獻中沙汰之〇中略　御打刀　一腰眞守

〔大內問答〕打刀幷長具足可被進哉事

打刀の事一かどの樣に候へども、一番ニは不可然候、先太刀を被參候てのち〳〵可然候歟、打刀をばつば刀とも申候へば、打刀御出候はゞ太刀を被添候半事本義にて候、打刀計は略儀ニ候、殿中も同前、但御引出物にあらず、唯打刀計進上の事は勿論にて候、

〔室町殿日記七〕中島へ重而向ふ事
義長〇三好、中略、三尺二寸の太刀、一尺八寸の打刀さしそへて、〇下略
〔室町殿日記九〕鹿苑院殿へ討手を遣す事附平田和泉守被討事
和泉守〇中略まことしやかにぞたばかり申、鹿苑院〇義満きこしめして、こはいかにしつる事ぞと御泪せきあへ給はず、和泉守見奉りて、片時もはやく落させ給へ、御供を仕らんと申せば、取るものも取りあへさせ給はずして、亀介といふ小性一人、同宿二人、下男ひとりにて、かちはだしにならせ給ひ、いそがせ給ふ程に、程なく京にいらせ給ひて、二條の邊り惠比須川の町に入と、二尺五寸の打刀にて跡よりはるかにさがりけるが、はしりかゝつて情けなくも一太刀にぞ打まゐらせける、
〔常德院殿樣御馬召初らるゝ事〕御劒は大館十郎殿御うち刀もたるゝ也、
〔備前老人物語〕陣刀には名字名乘をゑほり付、ゑほらしくこしらへたきもの也、うちし人のためうたれし人のため、誠にゆゑなきにあらず、
〔淺川傳右衞門覺書二〕一左近樣御陣刀御拵へ被仰付候、立齋樣〇立花御覽被遊とかくの御意なし、後に御咄の次手に被仰候は、物每に時代々々候、太刀は所持なくて不叶もの也、陣刀とて寸つまりの刀を太刀に拵へ申事、當世のはやりと見えたり、〇中略立齋樣は常々御指料の御刀に御引はだ御用被成、戰場へも御用被成候事四十度に及びたるに一度も御事かけられたる事なしと御物語被遊候時、壹岐守申上候は、鐙の上にて二尺三寸と成たる刀は、馬上にてぬけ不申由にて、當世皆陣刀は寸短かに仕候由及承候と被申上候、
〔後松日記二〕當世具足着次第　次陣刀腰當を用ゆ、又は太刀足を用ゆ、
〔劍甲新論上〕寸尺長短輕重　一奧州會津侯藩ニテハ、陣刀ハ二尺一寸ヲ定法トスト云、尤ナルコ

糸卷大刀

ト也、蒲生氏ノ遺風自然ト移リシニヤ、

〔刀劍問答〕一糸卷の太刀と申は如何　糸卷太刀は今も世に鞘卷の太刀といふ物にて候、糸卷の太刀といふ事は、本式太刀の柄をば糸にて卷かぬ物也、公家に帶せられ候太刀も品々有之候へ共、柄を卷事無之候、古武家にて帶し候白太刀黑太刀と申も、柄を卷事無之候、しかれども糸卷柄は軍陣に帶し候太刀にて有之間柄を卷候也、柄を卷事は手だまり有てよろしきゆへ卷候也、依之糸卷の太刀と申候、古足利公方の糸卷の御太刀は、何れも鞘袋に入候、赤うるしも黑きも有之、柄は琴の糸にて卷、かなぐぬりかなぐ、目貫丸の內桐を燒付にする、はゞき金也、つばふくりんなし、又卷糸こん淺黃もあり、帶取淺黃の布にて、あしあひの所はかんたうにて包む、いくふりも此作りなりし由、宗五一冊に見へたり、また我家に傳たる小烏丸の太刀の裝束は、應仁年中造りしと申傳へたり、其飾かなぐみな黑ぬり也、柄さやともに花いろ地の蜀江の錦をかけて、縫くゝみて、きがらちやの糸にて、柄をも卷き、わたり卷をもして、たくぼくの帶取を付たり、鍔は革つば黑ぬりにして金覆輪あり、せつばなども黑ぬり也、はゞきは一重はゞき、銀にて中に金の八重菊のほり物あり、目貫は金の三鈷也、是等皆古き糸卷の太刀の躰也、

〔軍用記〕四太刀之事　軍陣には糸卷(是を今時さやまきの大刀と云は、あやまり也、さやまきとは刀の名也、)の太刀を帶せらる、柄糸は源氏は黑、平氏は紫、藤原氏は萌黃、橘氏は黃を用ゆ云々、然共それにかゝはらず、何れを用るも人々のこのみに任する也、糸は平組にても又は琴の糸にても卷也、又わたり卷も同色の糸也、(又兵庫鎖いか物作なども用べし)　補　糸卷の太刀と云々(○中略)○○○　貞丈翁の說に、糸にて卷たるをいと卷の太刀と云、革にて卷たるを革卷の太刀と云、總名卷太刀なり、卷太刀は武士の太刀也、公家には是を用ひず、又近世糸卷太刀を、さや卷太刀といふは誤也、

〔長祿二年以來申次記〕御太刀(糸卷)進上定泉(每年今日如此也)　御太刀(糸卷)進上正實(每年今日如此也)

大大刀
小大刀

〔光源院殿御元服記〕次藤中納言殿就御裝束方之儀、糸卷被進上之、

〔殿中申次記〕御的始在之、仍御太刀〈金〉〈〇中略〉進上之、

〔日本書紀〕〈十六武烈〉小泊瀨稚鷦鷯天皇、億計天皇太子也、〈〇中略〉於是太子思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、〈〇中略〉太子歌曰、飫裒陀歌鳴、多黎播枳多歌氐、農贈儒登慕、須衞婆陀志氐、謀阿波夢登茄於謀賦、

〔古事談〕〈四勇男〉山林房覺遊ト云侍、散樂ヲ共ニ具シタリケルガ、本奈良法師ニテ帶大劍武勇甚之者也、

〔源平盛衰記〕〈三十五〉高綱渡宇治河事

根井大彌太行親ト名乘テ、〈〇中略〉三尺六寸ノ大太刀ニ、〈〇中略〉黑糟毛ノ馬ノ太ク逞シキニ、金覆輪ノ鞍置テ乘タリケル、

〔應仁記〕〈二〉蓮池合戰附政長武勇之事

爰ニ四國住人一宮入道勝梅、〈〇中略〉七尺三寸ノ棟ニ鍵ヲ伏程ノ大太刀ヲワキニ昇込テ、總門〈〇相國寺〉ヘ出テ片トビラヲ開テ二王立ニ立テ敵ヲ待居タリ、

〔三議一統大草紙〕一十二人〈江〉客來の時、大刀を持出て遣はせ申事、〈〇中略〉大大刀ならば左に持て出、主人の御後へより添て仕せ可申候、若所なくば酌に打添て渡申もひが事にあらず、主人遣ひ給はば手を添て仕せ申べく候、兩やう有、

〔家中竹馬記〕一大太刀をも持するなり、持に若人は似合てよし、無爲の時諸家の供衆持せぬは稀也、金裝束鏤のかなかいなど目に立拵也共、馬上の跡に可行、

〔古今著聞集〕〈九武勇〉同朝臣若ざかりに、ある法師の妻を密會しけり、〈〇中略〉此法師其道に圍碁盤のあつきを楯のやうに立て、それにけつまづかせんとかまへて太刀をぬきてまつ所に、〈〇中略〉ちひさき太刀をひきそばめて持たりけるを拔て、とびさまに碁盤の角を五六寸許をかけて、滯りなく

鞘卷

切て入にけり、〇中略くはしく尋聞ば八幡太郎義家なりけり、

〔義經記三〕べんけい洛中にて人の太刀を取し事
辨慶あらはれ出て、〇中略扨は見參に參らんとて、太刀ぬいてとんでか丶る、御ざうし〇義經も小だちをぬいて、ついぢのもとにはしりより給ふ、

〔明德記上〕小林ノ上野守此有樣ヲ見テ、〇中略二尺八寸ノ太刀ノツバモトマデ血ニ染タリケルヲ眞手ニ以テ、義弘〇大內ニ打テカヽリケル時ニ、義弘敵ハ小太刀ト見タリシカバ、手本ヘ近付テ勝負ヲ決セント思ケレバ、〇下略

〔成氏年中行事〕公方樣御發向事、〇中略其跡ニ小舍人其跡ニ朝夕、其跡ニ御雜色、何モスアヲ小袴ニテ小太刀一宛ハク計也、御馬廻ニハ御中居殿原號、御覺悟面々御劒ヲカヅキ、スアヲ小袴ヒッシキ、小太刀一ッ宛帶、數多御供申ナリ、

〔御供古實〕御門役辻堅御こしぞへなどに御參候はん時、つば刀御持候はんずるよりも小太刀可然候、指て不苦候へども、れうじに相見候、只小太刀被持候事可然候、

〔運步色葉集佐〕鞘卷刀

〔書言字考節用集七器財〕鞘卷（サヤマキ）又作左卷

〔瓦礫雜考二〕春餠（カチン）角黍（チマキ）〇中略按ずるに、ちまきはもと千卷（チマキ）にて、多く卷たるよしなるべし、〇中略又按ずるに、今の刀劍の室（サヤ）にせんだん卷といふはもと鞘卷といへり、盛衰記、平家物語等に見えたり、鞘を糸などにて卷たらむやうに作ればなり、七十一番の職人盡にさや卷きりあり、



其鞘卷のかたかくのごとし、これまたちまきより出たるもの歟、今千段卷といふこと、おのづから千卷の義にかなへり、

〔本邦刀劍考〕鞘卷之太刀左右卷ノ太刀トモ云、糸卷ノ太刀トモ云、　此太刀ハ公家ニテ帶セラル丶事ナシ、武家計用

ユ、關東ニテハ衣冠、直垂、狩衣、大紋等着スル時、野太刀、鞘卷太刀意ニ任セテ帶スルナリ、古ハ野太刀、鞘卷太刀ヲ軍陣ニ帶ス、後三年戰ノ畫ニ見エシハ、皆野太刀ナリ、柄ニ鮫カケズ、錦ニテ包ミ、糸ニテ卷、平卷也目貫表裏揃エ野太刀ノ如シ、柄頭緣野太刀ノ如シ、赤銅魚子、玉緣、毛彫、其外好ニヨルベシ、鐔、葵鍔野太刀ノ如シ、大切羽小切羽アリ、鞘ノ覆輪筒金等ノ摸樣柄頭ニ同ジ、帶取ノ間、柄ノ如ク錦ヲ張糸ニテ卷、是ヲ渡リ卷ト云、鞘蒔繪ハ唐草類其外古實ノ摸樣紋所等意ニ任スベシ、佩緒ハ啄木ノ組緒ヲ付ルナリ、〇圖略

〔刀劍記〕下 一鞘卷之太刀 是柄鞘卷タル太刀ナリ、鞘ハ鞘口ヨリ足アイヲ糸ニテ柄ノ如ク卷ナリ、此太刀ハ不帶シテ輿ノ內ニ入置コトナリ、輿ヨリ出ル時ハ人ニ持セテ置故、持太刀トモ云ナリ、〇中略 但、鞘卷ノ太刀ニ股寄芝引有ハ鐙ノ上ニ帶也、

〔御供古實〕大かたびらの時さし候はんずる刀は鞘卷にて候、中間も同前に候、然共さやまきなくば中間は例式の刀不苦候歟、同はさやまき可然候、主人はさやまきならでは叶候間敷候、

〔平家物語〕四 信連合戰事
信連は〇中略 はらをきらんと腰をさぐれども、鞘卷落てなかりければちから及ばず、

〔源平盛衰記〕二十一 石橋合戰事
與一〇義忠 刀ヲ拔テ俣野〇景久ガ首ヲカク、搔共カケ共不切、指共サセ共透ラズ、與一刀ヲ持揚ゲテ雲透ニ見レバ、サヤ卷ノ栗カタカケテ鞘ナガラ拔タリケリ、鞘尻ヲクハヘテヌカンヌカントシケレドモ、運ノ極ノ悲サハ、岡部彌次郎ガ首切リタリケル刀ヲ不拭サヤニ差タレバ、血詰リシテ拔ザリケリ、

〔曾我物語〕八 たちかたなのゆらいの事
なにをもつてか、かたな〲のかどいではんとて、〇箱根別當行實 さやまき一こしとり出し、十郎〇祐

我成

我成粘にひかれけり、此かたなと申は、きそよしなかの三代さうでんとて三つのたからあり、〇中略第三に此かたななり、なをばみぢんと云、とをらぬものなければなり、

〔吾妻鏡三十五〕寬元二年四月廿一日辛卯、今日將軍家若君〇賴嗣、御元服也、〇中略次進物、〇中略御刀、鞘卷在ニ下緒一、相模右近太夫將監時定、〈以ㇾ刀爲ㇾ内挿ㇾ之〉

〔貞丈雜記十二刀劍頭書〕御刀サヤマキトハ、サヤニキザミメアルサヤ卷ヲ云フ、下緒アリトハ凡サヤマキニ下緒ヲ付ザルハナシ、然ルニコトニサゲヲアリト斷ヲ記セルハ、モシハ此下緒トアルハ犬マチキノ事ニテモアルベキ歟、下緒ノ事ヲ云ヒシ文ニテハナキニヤ可ㇾ考、

〔徒然草下〕多久助が申けるは、通憲入道〇信西舞の手の中に、興ある事どもをえらびて、磯の禪師といひける女にをしへてまはせけり、白き水干にさうまきをさゝせ、烏帽子をひき入たりければ、をとこ舞とぞ云ける、

〔七十一番歌合中〕四十五番　左　鞘卷きり

うき雲のはれもやらねばさやまきの引こみがちにみゆる月かな

〔源平盛衰記一〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

忠盛朝臣黑鞘卷ヲ裝束ノ上ニ横タヘ指シテ、支度計ナキ體ニテ腰ノ程ヲ差侏タル樣ニシテ、柄ヲ人ニゾ見セケル、〇中略縫殿陣黑戸ノ御所ノ邊ニテ、怪キ人コソ過タリケレ、忠盛見咎テ物ヲバイハズ、一尺三寸ノ鞘卷ヲ拔、手ノ内ニ輝ク樣ナルヲ、鬢ノ髮ニスハリスハリト換撫テ、良アリテアハレ是ヲ以テ、狼藉結構スル惡キ者ニ、一當アテバヤナド云ケレバ、アヤシミタル人則倒伏ニケリ、

〔刀劍問答〕一白鞘卷と申物、平家物語などに見へ候、是は如何樣の物に候哉、　前にも申如く白と申は銀作りの事にて候、白太刀と同意にて、柄鞘ともに銀のゝし付、總體銀作りなる鞘卷也、

〔平家物語 一〕祇王事

抑我朝に白拍子のはじまりける事は、昔鳥羽院の御宇に、略○中水干に立烏ぼうし、白鞘卷をさいて舞ければ男舞とぞ申ける、

〔源平盛衰記 四十一〕盛綱渡藤戸兒嶋合戰附海佐介渡海事

佐々木三郎盛綱略○中浦人ヲ一人カタラヒ寄テ、白鞘卷ヲ取ラセテ、ヤ殿向ノ島ヘ渡ス瀨ハナキカ敎ヘタマヘ、悅ハ猶モ申サン、

〔刀劍問答 一〕まちさや卷とは如何　鞘卷切る鞘卷切とは、鞘卷作る職人の事也、さや卷の鞘をいくらも作り置て、買ふ人の刀にあひたる鞘を賣りてつかはすなり、兼て作り置て、買ふ人を待ゆへ、まち鞘卷と云也、よき人は待鞘卷は求めぬ也、待鞘卷は早く損ずるなり、依之職人盡歌合の歌に、　我戀はまち鞘卷の破れすのこぬる人のこぬ身はいかにせん、とよめり、やれとは破る、をいふ、

〔七十一番歌合 中〕四十五番右　鞘卷きり

わが戀はまちさや卷のやれすのこぬる人のこぬ身をいかにせん

〔刀劍問答 一〕えびさや卷と申は如何　柄も鞘も海老のからの如くきざみめを付て、朱ぬりにする也、こじりの所、海老の腰をかゞめたる如くにして、尾の形をもきざむ也、かゞみたる内の方に穴を明けて、短き革緒を通して、脇差の下緒の如く結び下げる、是を犬まねぎと云、是こじりの飾也、かゞみめの方は少しふとし、柄には太刀の如くかぶとがねあり、小刀かうがいさす事、常の鞘卷の如し、下緒はひきめ革也、犬まねぎの結びあまりの端をば、劒先に切る也、酌並記に、海老鞘卷には必ひき目下緒を付る、えびさや卷ならねども、叟はの時は必ひきめ下緒を付るとあり、義家朝臣の鞘卷の圖を見しに、右にいふえびさや卷也、是は犬まねぎも下緒も藍革を用られたり、

〔光源院殿御元服記 一〕稙綱、高保、晴經、定賴、元造、以上五人、白小袖袷、白直垂、大帷、大口著之、折烏帽子

刀

カケ緒紙ヨリ刀海老作鞘卷也、○中略

一表江御出有テ、有富、有春、御身固有之、御次管領代細川定著座、衣裝大帷子、折烏帽子、カケ緒紙ヨリ、海老鞘卷刀ヲサヽルヽ也、

〔軍用記 四〕刀の事

刀はさやまきともいふ、又腰刀とも、こしの物とも云、又さう卷ともいふ、長さ六七寸より八九寸迄なり、常に帶するには柄を卷ずしてはなし目貫也、軍陣には柄をまく也、又まかぬも人の好によるべし、鍔はなきもの也、小刀かうがいをさす、小刀の柄にはくわんを付るなり、此こし刀は敵をくみふせたる時、首をかく刀なり、また組打の時によろひのすき間をさし通す也、小刀の柄に環を付る事は、敵の首を取たる時、小刀の環に緒を付て首のきり口より唇の方へ緒を通し、首をつなぐ時の針にする爲なり、○下略

〔雍州府志 七土産〕刀　山城國自古有巧手、粟田口冶工當麻丞等之所打、爲上作、於今也二條北西洞院正俊國俊金道徒是爲良、俗謂刀鍛冶、金道小刀堪用、故每年獻禁裏院中、○中略　凡鑄刀謂打、依之太刀刀、稱打物、又自南都來者謂奈良刀、或稱奈良物、又謂東刀、言自南都携來時或五柄或十柄以藁索束之、故有此稱、非上品、京極四條南人家買奈良物、作鞘以金銀飾之、鮫皮幷色絲粧之、長短隨其所求而賣之、是稱寺町物、又謂拵物、倭俗製物謂拵、二條油小路亦賣之、比寺町物則爲佳矣、倭俗誤鍛冶訓加治、

〔刀劍記 下〕一中半太刀、　是ハ常ニ帶ス刀ノコト也、太刀ニモアラズ亦刀ニモアラズト云心ニテ、中半太刀ト號ス、又半太刀トモ云リ、三議一統隨兵行列等ニ出タリ、

〔義貞記〕兵具事　刀ハ長一尺二寸、廣一寸二分、厚六分、中子二寸八分、一尺二寸ハ十二神將、一寸二分ハ十二因緣、六分ハ六天ヲ表シ、二寸八分ハ二十八宿ヲ表也、小刀ハ長六寸、中子三寸、ケヌキ形ナルベシ、子細アル事也、口傳在之、太刀ハ二尺

七寸也、漢高祖ノ三尺ノ劒ト云ハ實ハ二尺七寸也、二十七字略之

〔大鏡 一花山〕花山寺におはしましつきて、御ぐしおろさせたまひて、〇中略東三條殿〈兼家〉は若さる事やしたまふと危うさに、さるべくおとなしき源氏の武者たちをこそ、御送りに添へられたりけれ、〇中略一尺ばかりのかたなどもを、ぬきかけ守り申けるとぞ、

〔續古事談 五諸道〕故國章ノ三位ノ家ニ强盜入ニケリ、保輔ガシワザトキコエテ、〇中略ハカリゴトヲマハシテカラメテケリ、保輔ニグルニアタハズ、カタナヲ拔テ腹ヲサシキリテ腸ヲ引出タリケリ、

〔奧州後三年記 上〕三浦の平太郎爲次といふものあり、〇中略つらぬきをはきながら、景正〈〇鎌倉〉が顏をふまへて矢をぬかんとす、景正ふしながら刀をぬきて、爲次が草摺をとらへてあげさまにつかんとす、

〔義經記 二〕鬼一法眼の事

たんかいこそ出來れ、〇中略一尺三寸有ける刀に、ごめんやうなめしにておもてさやを包てむずとさし、

〔源平盛衰記 三十七〕忠度通盛等最後事

忠度ハ、赤木ノ管ニ、銀ノ筒金卷タル刀ヲ拔儲テオハシケレバ、六彌太ヲ三刀マデゾ突給フ、

〔吾妻鏡 二十六〕貞應三年〈〇元仁元年〉二月廿九日、去年冬比、高麗人乘船、流₂寄于越後國寺泊浦₁、仍今日式部大夫〈朝時〉執₂進其弓箭以下具足於若君〈〇藤原賴經〉御方₁、則覽₂之、奧州以下群參、〇中略太刀一〈常刀様細長體也〉刀一〈大略同₂常刀₁〉

〔太平記 十六〕正成首送₂故鄕₁事

今年十一歲ニ成ケル帶刀〈〇楠正行〉、〇中略父ガ兵庫ヘ向フ時、形見ニ留メシ菊水ノ刀ヲ右ノ手ニ拔持テ、

袴ノ腰ヲ押サゲテ、自害ヲセントゾ仕居タリケル、

〔北條五代記四〕關東長柄刀の事付かぎ鑓の事

見しは昔、關東北條氏直時代まで長柄刀とて、人每に刀の柄をながくこしらへて、うでぬきをうて、つかにて人をきるべく躰たらくをなせり、〇中略物ずきも時代によりて替と見えたりといへば、人聞て其むかしの長柄刀當世さす人あらば目はなのさきに、さしつかへ見ぐるしくもをかしくもあらめとわらひ給ふ所に、昔關東にてわかき輩みな長柄刀をさしたりし老士の有けるが此よしを聞、耳にやかゝりけん、申されけるは、いかにや若きかた〳〵、さのみむかしをわらひ給ひそ、古今ことなれども、其心ざしはおなじ得のみ有て失なく、失のみ有て得なき事有べからず、と先賢のつくれる内外の文にも見えたり、〇中略長柄刀のはじまる子細は、明神〇鹿島老翁に現じ長柄の益有を林崎かん介勝吉と云人に傳へ給ふゆゑに、かつよし長柄刀をさしはじめ、田宮平兵衞成政といふ者に是を傳ふる、成政長柄刀をさし諸國兵法修行し、柄に八寸の德みこしにさんぢうの利、其外神妙秘術を傳へしより以後、長柄刀を皆人さし給へり、然るに成政が兵法第一の神秘奥義といつぱ、手に叶ひなば、いか程も長きを用ひべし、勝事一寸ましと傳たり、其上文選に、末大なればかならず折、尾大なればうごかしがたしと云々、若又かたき長きを用るときんば、大敵をばあざむき、小敵をばおそれよと云おきし、光武のいさめを用ゆべしと云り、むかしの武士も、長きに益有にや、大刀をはき給へり、長刀は古今用ひ來れり、扨又長柄の益といつぱ、太刀はみじかし、長刀は長過たりとて、最中を取たる益なり、又刀太刀長刀を略して一腰につゞめ、常にさしたるに德有べし、それ關東の長柄刀、めはなのさきのさし合は、すこしき失なり、敵をほろぼし我命を助けんは大益なるべし、

〔陰德太平記五十六〕上月城沒落付勝久自害事

腰物
腰刀

山中鹿助は、〇中略荒身國行トテ尼子重代ノ刀ノ熨斗付ナルヲ、今度勝久ヨリ賜テ佩シ、〇下略

〔續視聽草 三集四〕覺　山本九郎右衞門帶罷在候刀左之通　一身、銘助光直燒直刃長サ二尺三寸六分但裏表棒樋二筋ヅヽ、のり付有之、一柄糸黒、一鮫白、一目貫龍金燒付、一緣、赤銅雲稻妻彫、但金燒付玉緣附、一頭角卷掛、一切羽金着、一鎺一重金着、一鍔鐵丸富士蘆之彫、一鵐目金燒付、一鞘蠟色、一下緒黒繁打、

〔御供古實〕常々御供の時持せ候はんずる太刀のふんさいの事は、小太刀一、中半太刀一、打刀一、以上三可然候、總別太刀打刀計可然候、乍去めしつかひ候事も候はゞ用心に一振用意候、又時宜ニより半太刀は不持候共可然候、此時も弓うつぼは可被付候事可然候、

〔家中竹馬記〕御出仕のとき、諸大名も御小者幷御太刀持し御中間御中半太刀持たる御中間御長太刀持て御刀者など御門の内にあり、諸家御出仕あれば所せきやうなればさしあたる無御用者は外にあり、御所中にても皆引敷を取て來て敷也、御中半太刀は御馬にも御輿にも召れたる程はかたげて持也、御おりあれば引さげて持、御長太刀も同前、　大名の大太刀を持せらるゝ時は、馬上の左の方御小太刀より先なり、御輿の時も同前、大太刀は何時もかたげて持也、

〔書言字考節用集 器財七〕腰物（コシノモノ）、腰刀（コシガタナ）、

〔刀劍問答〕一腰の物とは如何　腰の物と云も、腰刀と云も同じ事也、鞘卷の事也、常に腰をはなさぬ故の名也、又太刀打刀などは、常には帶せず供に持せる物也、鞘卷は朝暮腰をはなさぬゆへ、腰の物腰刀などゝいへば、まぎれもなくさや卷の事也、

〔應仁記 二〕今出川殿勢州下向之事
扨御出立〇中略御腰物、善包鬼神大夫、包平藤四郎、小鍛冶鳩作等被爲持ケリ、

〔大内義隆記〕二條殿若君ハ去年〇天文十九年十五歲ニナラセ玉ヘバ、〇中略三位ノ中將ニ任ジ玉フ、其日ノ御裝束コソ花ヤカナレ、金襴ノユゴテニドンキンノ道服メサレ、金作リノ御腰物薄ゲシヤウ

ニ眉ハキ、立帽子ニ腹卷ニシテ出サセ玉フ、

〔信長公記十二〕六月〇天正七年廿四日、先年惟住五郎左衛門拜領之周光茶碗被召上、其御かはりと御詫候て鐁切(カンナキリ)之御腰物被下、作長光、一段出來物、系圖在之刀也、

〔武邊咄聞書三〕一高麗陣の時、〇中略家康公は御涼所の亭へ御上り、このてかしはといふ御腰物を御さし御覽有、

〔伊達日記中〕月齋〇田村刑部少輔ハ申ニ不及、〇中略表立候衆、ノ分宮森へ參、石川彈正御退治被成、田村迄カタマリ目出度由被申上候、〇中略御意ニテ金ノシ張ノ御腰物被下候

〔享保集成絲綸錄六〕寶永四亥年四月　御若子樣江獻上御道具之覺　御腰物御拵之覺

一御鍔赤銅無地　一御ふち赤銅　一御三所物御紋ニ限、御家紋ばかりには無之候而も

〔刀劍問答〕一腰刀と申は如何　是も鞘卷の事也、鞘卷の刀は常に腰をはなさぬ刀なる故、こし刀と云也、近年ある人の書に、腰刀と鞘卷を別物の樣に書たるは誤なり、

〔世俗淺深秘抄下〕一公家召相撲於御前有御覽時、或乍著衣裳參時、必不差腰刀、次將必可知此故實也、

〔古事談四勇士〕出羽守源齊頼〇註略自若冠之昔、至衰老之時、以飼鷹爲業、〇中略九寸許ナル腰刀ノツカニ、クスネ糸卷タルヲ、脇ツボニ差テ鷹ヲ居、

〔古今著聞集七術道〕義家に仰て、瓜をわらせられければ、腰刀をぬきてわりたれば、中に小蛇わだかまりて有けり、

〔古今著聞集十一畫圖〕鳥羽の僧正は、近き世には並びなき繪かきなり、〇中略同僧正の許に繪かく侍法師有けり、〇中略或時件の僧、人のいさかひして、腰刀にて突合たるをかきて、自愛して居たりけるを僧正見たまふに、其突たる刀せなかへこぶしながら出たりけり、

〔愚管抄五〕信西は、〇中略よくかきうづみたりと思ひけれど、穴の口に板をふせなんどしたりける を見出してほり出したりければ、腰刀をもちて有けるを、むな骨の上につよくつき立て、死てあ りけるを堀出して、頸をとりて、いみじ顔に持て參りて渡などしけり、

〔長門本平家物語五〕義覺四郎長刀の柄を、ひる卷のもとよりうちをりにけり、こし刀をぬきはね か丶りけるを、くびをうちおとしぬ、

〔源平盛衰記三十五〕巴關東下向事

爰ニ近江國住人内田三郎家吉ト名乘テ、三十五騎ノ勢ニテ巴女ニ行逢タリ、〇中略巴是ヲ見、先敵 ヲ讃タリケリ、〇中略ヤヲレ家吉ヨ日本一ト聞エタル、木曾ノ山里ニ住タル者ナリ、我ヲ軍ノ師ト 濕メトテ、〇中略内冑ニ手ヲ入テ、七寸五分ノ腰刀ヲ拔出シ、引アフノケテ首ヲ搔、

〔太平記九〕主上上皇御沈落事

中吉下ニ成リ、擧様ニ一刀刺ントテ、腰刀ヲ捜リケルニ、コロブ時拔テヤ失タリケン、鞘計有テ刀 ハナシ、

〔武器考證十三〕さすがは腰刀なり、火打袋をば腰刀に結びつくるものなり、

〔安齋隨筆前編十三〕一サスガ　サスガに二品あり、五六七八寸計の腰刀をサスガと云、是はサス カタナの略語也、サスカタナは刺刀にて敵を刺殺す刀也、〇下略

〔紀貫之集八〕おなじ少將〇師氏もの丶行く人に火打ちの調度をてうじて、それにたきものを加へ てやるによめる、

をり〳〵にうちてたく火の烟あらば心さす香をしのべとぞおもふ

〔新撰六帖五〕かたな　前藤大納言爲家

捨やらで身はさび果ぬふる刀さすがに世をば思ひたてども

チヒサ刀

〔刀劍問答〕一ちいさ刀と申は如何　古ちいさ刀といひしも鞘卷の事也、是をちいさ刀と云は、打刀に對したる名也、打刀は尺長し、鞘卷は短し、さればちいさ刀と云也、昔万松院殿（義晴公）の御代に、惠雲院殿（近衞殿雅家公）紅の直垂にちいさ刀そへて參られし例によりて、今に近衞殿にはちいさ刀をさし給ふ也、此ちいさ刀も鞘卷の事也、今世にちいさ刀と云物は打刀の形也、古のちいさ刀とは別也、

〔刀劍略說〕一小サ刀ト云ハ長キ刀ニ對シタルノ名ナリ、是則腰刀ナリ、其本打刀ナル故ニ、腰ヘ提テ佩料ノ提緒ヲ其マヽニテ用ルニ依テ、尋常ノ刀ト同ク長キ提緒ヲツケ、鞘ノ尻モ打刀ノ儘ナルニ依テ、今云脇差ノ如ク丸クハセザルナリ、去レ共席上ニテ挾テ座スル故ニ、長サハ大抵一尺六七寸ヨリ二尺程計ナリ、（狩衣ナド著スルトキ用ルト、又好ニヨリテハ一尺二三寸程ニスル人モアリ、其ハ制ノ限リニアラズ、）是古ヘノ式正ノ腰刀ナルモノ故、當時モ長袴以上ノ嚴覬ノ服ヲ著スルニハ、必ズ小サ刀ヲ挾ス事、自然古儀ノ殘リタルモノナリ、是ヲ以脇差ノ尻ヲ丸クシタルモノハ、式正ノ腰刀ノ略ナル事ヲ知ルベシ、

〔後松日記〕一いまの世少さ刀といふは、つば刀にて古の打刀に替る事なけれど、腰刀の替りに用ゆれば、腰刀に鍔を加へしといふべきか、

〔三議一統大草紙〕小刀は柄を下にして、刃を人の左へあて、柄を右にてもち、柄がしらを左にてかかへ進る也、等輩はあふぎの如く、又はを內へ我方になして進ることも有り、等輩は片手也、

〔總見記〕一齋藤山城守於富田對面事

信長其日（○天文十八年四月）ノ御出立、イツモニ增リテ異風ナリ、（○中略）拵イツ用意シ給ヒケン、カチンノ長袴ヲメサレ、人ニ知ラセズ拵ヘ置レシ、チイサ刀ノ公道ナルヲ、成程キヤシヤニ指給ヒテ、專ラ古風貞眞ナル御出立也、

〔家綱公御元服記〕上〕正保二年乙酉卯月廿三日、若君（竹千代殿、御諱家綱、御歲五歲、）御元服、辰ノ刻諸人群集ス、（○中略）

短刀

巳ノ剋ニ若君白書院ヘ出御、〇中略御小サ刀ハ松平伊勢守直綱、〇下略

〔倭名類聚抄十三征戰具〕短刀　纂名苑云、剚刀和名太知、短刀也、

〔箋注倭名類聚抄五征戰具〕按是蓋古人郊行所佩小刀、與後世稱野太刀者不同、

〔類聚名義抄入刀〕短刀ノダチ

〔書言字考節用集七財〕短刀チヒサガタナ

〔刀劍記上〕一短刀を耳クヂリと唱候事、古くより有之候哉、　答〇小島一郎此唱古來無之候、

〔婚禮推陳記〕短刀は五所物か、七所物にもすべし、金物金銀赤銅を用ゆ、黑鞘也、柄糸緋緒の色、望によるべし、紫緒者嫌也、　師傳に、近比長上下などの持參に、短刀脇差を被添方稀也、短刀の五所物とは、目貫、小柄、笄、緣、裏口也、七所物は右の五所の外に、彫方金なり、九所物と云は、右の上に柄頭小尻也、

〔北條五代記二〕顙島伊賀守河鱸を捕手柄の事

伊賀守は、生れつきこつせんと異樣にして、大男大紲有て形躰風俗人にかはつていちゑるし、氏直公〇北條へ日に三度出仕すれば、刀脇指衣類までも三色に出立、長柄刀にうでぬき打てさす時もあり、みじか刀の柄をあかき糸にてまくもあり、虎の皮のえんざやまきの太刀をさす事もあり、然共氏直彼者御自愛故か、是を見とがめ給はず、諸傍輩もそしりあやしむる事なし、

〔秦山集雜著甲乙錄五〕伏見殿無嗣、諸卿議以後水尾皇子、爲養子、西陣鍛匠埋忠家僞自稱伏見殿子、鞠問之果有伏見殿下賜短刀、蓋其母嘗爲伏見殿賤婢、因有此事、乃立繼伏見家、今之伏見殿父是也、

〔後松日記一〕當世具足著次第　次、短刀、常の脇差を用る時は、馬手指をさすべし、

〔刀劍記上〕一合口とて柄を卷ず、鍔無之、緣と鯉口にて紋所等合候樣拵候者、古より有之哉、　答、目貫紋幷緣と鞘口に紋を付候事古製に候、柄は卷ず、白鮫を用ゆ宜敷候、卛の糸にて卷候も宜敷候、

合口

一合口に小柄幷必付候哉、　答付候方宜敷候、幷計付候もまた宜敷候、○以上松岡辰方答

〔商人職人懐日記〕二信州に涌出る金　のべ澤の金山最中の時分、賑はしきに目とまり、萬見めぐるに、○中略葉たばこは賣て、きざみ賣なきゆゑか、鬧しき中に手々に栞切にして、あたら貴碧を粉灰にするを、是はと思ひ寄、合口計殘りしを賣て、うすば一丁、たばこ壹斤求めて、竹のはかり、石のおもりして小屋々々を賣あるく、

妻手指

〔新刃銘盡〕一上代の妻手指に赤木の柄といふ事あり、柄鞘ともに紫檀にして、柄の眞中程に胴金をはめ、胴金の眞中に穴を明て、目貫の軸を捻にして裏表より指入、こくそにて堅む、又別に目釘あり、尤常の目釘にはあらず、捻にして、ぬけざるやうにするなり、先後はふち頭にこくそをつめて堅むる也、鞘は別なる子細なし、折金をこじりのきはに仕付て、折金の頭をこじりの方へむけ逆にしたるがよしといへり、子細はくり形の下緒を以て折金へ引かけ、妻手へ指て下緒を以てとむるが故也、或は鐙通ともいへり、

解首刀

〔刀劍略說〕一解首刀ト云ハ首掻キ刀ニテ、馬手差トモ云ヘリ、武士ハ右ノ方ヲ馬手ト云ヨリ、解首刀ハ右ノ腰ヘサス故、馬手差ト云、此馬手差ニハ、多クハ鞘ノ尻ニ犬招キトテ、一尺計ナル革緒ヲ付テ、緒ニ結ビ提ルナリ、此革緒ノ結アマリヌル先ヲ、鋼サキニ截ナリ、是如何ナル故實カアルラン不レ知レ之、扨栗形ヘ長キ提緒ヲ付テ、此刀ヲ右ノ方ノ上帶ヘ挾テ其帶ノ上ヨリ提緒ヲ件ノ犬マネキノ革ヘトヲシ搦ムナリ、又犬招キ無レバ折金ヲ今云返角ノ事ナリ如何ニモ上帶ヘカヽルヤウニ造リ、同ク提緒ヲモ上帶ヘ搦ムナリ、是等ノ事ハ敵ヲ組シキタルトキ、右ノ手ニテ片手拔ニスルニ、鞘共ニ拔ザラシメン爲也、犬マネキト云名ハ、如何ナル故實ニテ名付シコトニヤ考ヘ得ズ、思フニ俗中ニ帶ノ端ヲ結ビサゲタルヲ、猫ジヤラシナド云ノ類ニテ、深キ意味モナキコトナランカ、古ヘ賴朝卿義兵ヲ催シテ石橋山軍ノトキ、佐奈田與一ガ平家ノ侍俣野五郎景尙ヲ組敷テ、首ヲ掻ントテ馬手指ヲ拔ケルニ、鞘卷ノ栗形カケテ鞘ナガラ拔ケシト云ルニテ、其提緒ヲ上帶ヘ搦ミ、又ハ犬マネキノ用アル事明カナリ、

〔室町殿日記 三〕備前入道福島之要害へ夜討之事

入道馬より落さまに首かき刀ぬけて、弓手のうでをうらかけて突ぬきけり、

鐙通

〔刀劍記 下〕一鐙通　是ヲ今世妻手指ト云、長九寸五分或ハ八寸、又七寸五分等也、制作ノ法幷用法習有之事ナリ、○中略　習有之トハ返リ角ナク小尻三角ナリ、ムネニシノギヲ付、小尻ヲ銀ニテハル、サゲヲ長サ二タヘニシテ、三尺ノベテ六尺ナリ、柄ヒルマキノ革ヅカ古法ナリ、ヒルマキハ片手卷ナリ、

〔富樫記〕千代松丸九寸五分ノ鎧徹、中程以檀紙吉利々々ト卷、甲斐々々敷介錯申ス、

〔さゝこおちのさうし〕三郎殿○武田はきこしめし、せんごふかくのやつばらにむかつて、ことのしさいをちんせんは、むねむのしだひとおぼしめし、九寸五ぶんをするりとぬき、はら十もんじにかききりて、○下略

匕首

〔常山紀談 十四〕秀吉伏見に有て、諸大名の北の方を呼入て、饗れし事の有しに、忠興○細川の北の方かくと聞、女の人なくて一間に入て、他人にまみゆる事やある、われも召れんとならばとて、懷に匕首を用意せられけり、此より秀吉の惡行はやみてけり、

守刀

〔書言字考節用集 七器財〕守刀（マモリカタナ）

〔刀劍問答〕守り刀と申は如何　守刀とて別の作り様もなし、即古の腕差也、今の詞にて申さば相口也、太刀刀帶せぬ人、公家衆、女房衆、小兒などは守刀を用る也、小兒は側に置て魔障を退くる守りとし、おとなは懷中して、不意の用心の爲身を守る刀なり、懷中する物なる故にこしりを丸くする也、

〔刀劍略說〕按ニ、守刀ト云ハ、神鬼佛名ノ如キ守護ノ符ノ類ニハ非ズ、是モ亦懷劍隱刀ニテ、常ニ身ヲ離サズ、嗜トテ不虞ノ災アラン時、我身ヲ保護スル爲ノ短刀ナレバ、身體ヲ保守スルノ義ニテ、

守刀ト云ナリ、今ノ世婦人ノ嗜ムモ、小兒ノ守護ノ符ト共ニ、枕上等ニ安置スルモ各其義ナリ、必シモ神鬼佛名ノ如キモノト混ズベカラズ、

〔產所之記〕一御まほりかたなの事、刀の銘は、ほうじゆと打たるを用事にて候、ふくろに入候て、御そばに置申候、是もてんだい宗にて御かぢあるべし

〔藤原家傳 下武智麻呂〕五年〇和銅六月徙爲近江守、〇中略後就餘閑、詣滋賀山寺、禮尊容而發願、刻身心而懺罪、受戒長齋、令造神劍、附使進之、帝大悅、勅曰、朕聞劍者君子武備、所以衛身、朕間者動息不安、精神如失、得此劍、夜眠極穩、此誠近江國守、武智麻呂所獻神劍衛身之驗矣、

〔吾妻鏡 五〕文治元年十月十九日戊辰、法皇〇後白河御護御劍、去年紛失、去頃江判官公朝求得之、令獻上之、風聞之間、今日二品以御書被仰公朝云云、

〔榮花物語 五浦々の別れ〕中宮には、〇中略いと平らかに男御子〇敦康生れたまひぬ、男にさへおはしませば、いとゆゝしきまでおぼされながら、女院に御せうそこあれば、うへに奏せさせたまひて御はかしもて參る、

〔玉海〕治承二年十一月十二日辛未、辰剋頭中將告送云、中宮有御產氣者、〇中略中宮太夫時忠出來告人々云、御產成了、〇中略關白於御前被取出御劍關白欲早出而定能朝臣以兼光申驚御劍事云々、仍歸參被沙汰歟、二腰、一者鳥羽院劍云々、不見及、一者當今御護劍也、今度以件劍可被獻云々、今度可被獻之御劍、入白織物袋、〇中略自本宮以權亮承曆以後例也被奏事由之時、以件使可被獻御劍、是先例也、

〔吾妻鏡 二十二〕養和二年〇壽永元年八月十三日辛亥、若公誕生之間、追代々佳例、仰御家人等、被召御護刀、所謂宇都宮左衛門尉朝綱、畠山次郎重忠、土屋兵衛尉義清、和田太郎義盛、梶原平三景時、同源太景季、横山太郎時兼等獻之、

〔十訓抄 八〕大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時、實方中將いかなる憤か有けん、殿上に

參會ていふ事もなく行成の冠を打落て、小庭になげ捨てけり、行成少しもさわがずして、とのもり司をめして冠取て參れとて、冠して守刀よりかうがいぬき取てびんかいつくろひて居直りて、いかなる事にて候やらん、忽にかうほどの亂冠に預るべき事こそ覺え侍らね、その故を承りて後の事にや侍るべからんと、ことうるはしくいはれけり、實方はしらけて逃にけり、

〔愚管抄五〕義朝は其時信頼を日本第一の不覺人なりける人をたのみて、かゝることをしいだしつると申けるをば、少しも物もえいはざりけり、紫宸殿の大床に立て、よろひとりてきける時、大刀契の唐櫃の小かぎを、守刀に付たりけるを、〇下略

〔義經記一〕しやなわう殿くらま出の事

承安二年二月二日の明ぼのに、鞍馬をぞ出給ふ、〇中略紺地の錦にてつかさや包たる守刀、金作りの太刀はいて、〇中略出立給ふ、

〔曾我物語四〕はこわうすけつねにあひし事

はこわうは、〇中略あかぢのにしきにて、つかさやまきたるまもりがたなをわきにさしかくし、大しゆの中をぬけ出て、すけつねがうしろちかくぞねらひよりける、

〔武器考證七〕義經記にも、紺地の錦にて柄鞘包みたる守刀見えたり、柄鞘巻といひ、柄鞘包と云同事なり、錦をきせて堅く縫くゝみたるなり、

〔著作堂一夕話中〕烟花城書畫展覽の目錄　一濃紫之護身刀　同〇柳巷三文字屋所藏

〔書言字考節用集七器財〕中刀(ワキザシ)見二武備志一　急拔同上　腋指同　和俗所用

〔刀劍略說〕一脇差ト云名ハ近代ノ物ナリ、是古ヘノ腰刀一ニハ打刀ナリトモ云ヘドモ、打刀ハ長物太物ニテ、常ニ座上ヘ挾亘リガタキモノナリ、守刀、懷刀、又解首刀、一ニ首搔刀トモ云ナリナド云シモノヲ、混用シテ名付タルナランカ、如何トナレバ、古代ノ腰刀ハ大凡長サ一尺五六寸ヨリ二尺程計ナルヲ、尋常ニ腰挾テ席上マデモ身ヲ離サザル

物ナリ、又懐刀守刀ナド云モノハ、帶刀ヲ憚ノ處、又ハ遊宴茶會ナドノ類ノ、帶刀セザルトキ上衣ノ裏ヘ隱シ、嗜テ不虞ノ義アラン時ノ備ニ用意セシモノナリ、○註略故ニ内衣ヌ、又身廣ナドヘ支ザルヤウニ鞘尻ヲ丸クツクリ、鐺モ打ズ、或ハ食ダシナド云テ、丸ミヲ附柄トヒトシク作リタルモアリ、柵モ唯片手ニテ抓計ニ、短ク作、脇腹ヘ宛テ内帶ヘ立ザマニ挾シナリ、依テ下緒モ短ク一尺計ノ緒ニナシテ端ヲ結ビテ、夫ヲモ内帶ヘ挾ミ、假初ニモ脱落セシメザル料ニセシモノナリ、此守刀ハ懐刀ヘ、解首刀トハ其形ハ同キニ似タレドモ、帶スルノ用トス、辨利ノ制ハ異ナリ、委ハ下ニ辨ズ、○中略如斯脇腹ヘ挾ムモノユヘ脇差ノ名アリ、然ルヲ今ハ、腰刀ト一ツニ混テ、其腰刀ノ鞘ノ尻ヲ丸クシ、短キ下緒ヲ属テ脇差ト名目シテ、尋常帶スルモノト成タリ、是モ亦何レノ人ノ始メタルト云事モ所見ナシ、○下略

〔刀劍問答〕一脇差と申物古より有之候哉　古わきざしと云たるは、今あい口と云物也、長六七寸計、柄鞘ともに唐木などにして柄巻かず、はなし目貫也、又鞘巻の如く柄に鮫きせて、さやは塗たるもあり、こじりは丸くする、下緒は短くする也、是は懐の中に用心の爲隱して、脇の方にさす故脇差と云也、貞親教訓書に云、長祿年中の書なり當世ある人を見るに、脇ざしといひてさす、是は隱とて人に隱してさす事あり、御前などにては縦人のみぬやうにさしたるも、もし人に見付られたらば、上意へ對しいかなる野心の有など、いはれて曲事たるべし、脇差を用べき事は、軍陣物詣旅行などの時分似合べき也、中間小者などには似合たる事也、侍たる者のわきざしと見せてさす事、いかなるてがらとも覺へず、當代はや人の振舞か様に下劣になる、後代のわかき者のいよ〳〵さぞとおもはるゝ也云々、○中略書札雜々聞書に云、かようの時脇差さすべからず、隱劒とて總別昔はさもとしたる所へはさし候はず候也、猶々金作など猥雜也云々、今時脇差といふ物は、尺も長くして打刀の如く、柄をまき鍔を打て、ふところの外に出してさす、古のわきざしとは大なる違也、こじりの丸き所計は古の脇差の如し、

〔劍甲新論上〕脇指　一中身ノ撰用製作ノ仕樣トモニ刀ニ同ジ、近世寸尺ニ依テ大中小(長一尺八寸ヨリ一尺九寸九分迄テ大脇指、長一尺二寸ヨリ一尺七寸九分迄テ中脇指、長一尺迄テ小脇指ト云、)ノ名アリト、然レドモ長七八寸ヨリ一尺三寸(古へ勇士ノ用ヒラレシ脇指ノ寸、刀劍考ニ詳ナリ、)位ヲ法トスベシ、寸ノ長キハ德少シト古人イヘリ、

〔大內問答〕同時(○客ニ對スル時)に脇指をも被進事候哉の事

脇ざしの事は隱劍と申て人に見せざる樣に自然さゝれ候か、殿中などへは努々御さしなき事にて候間、わきざしの沙汰何共無覺悟候、又不及見候まゝ兎角は難申候、

〔蜷川記〕わきざしの事　一貴人の前へさし候て出候儀は如何に而、殊に酌宮仕の時は、猶以不可有之、內々にてはさも候はんずるか、

脇差披露の事　無別儀候か、如刀たるべし、但脇指の事は、總て面向へは出候はぬ物にて候間、時宜も急度は難有候歟、

〔太平記四十〕最勝講之時及鬪諍事

南都ノ衆徒ハ、面々ニ脇差ノ太刀ナンド用意ノ事ナレバ、拔連テ切テ懸ル、

〔安齋隨筆後編三〕一脇差の太刀(○中略)　脇差の太刀は南都の大衆衆而鬪諍をたくみて兵器を用意して來りし故に、小太刀を僧衣の內に隱して脇にさし來りしを、脇差の太刀といふ也、太刀はくといはずして、さすといひたるは橫たへはかずして、衣の內に脇にさしはさみし故、脇差の大刀とはいふ也、別に脇差の大刀といふ物あるにあらず、脇差の刀といふも(今云ワキザシナリ)懷中の腰にさしはさみし物なる故、わきざしの刀といふに同じ、(今世はわきざしの刀尺長くして外へあらはしてさすなり、此事委くは脇指考に記しぬ、)

〔文正記〕抑義廉壹親者、山名都督伯父同名攝津守息女也、小長刀、脇差取副不放身、合戰潰則自害、念定女房也、

〔大內義隆記〕小幡四郎モ十五歲、〇中略金作ノ脇差ニ太刀ヲソヘテゾハキ玉フ、

〔大友記〕芥田惡六兵衞武略之事
芥田大力ナレバ、甲ノシコロヲツカンデ引フセ、中務ガ脇差ヲウバヒ取、首掻落シ、イナヅマノ影ヨリモ猶早ク山中ニ飛入、

〔武邊雜談乾〕一秀賴公脇差骨喰と號、吉光一尺九寸五分有候を、河內の百姓ひろゐ候を、本阿彌取上指上候、將軍樣江被進、小サ刀に可被成由大御所樣上意也、百姓に黃金五百枚銀貳千兩被下、本阿彌に金百兩被下、

〔大江俊光記〕貞享二年十二月廿七日、亥刻計、二條下町ノ又兵衞と申者に而候、今大路出羽殿より此書狀脇指三腰言傳り申候、〇中略　備前長船盛光大脇指銘アリ、長州、　顯國本阿彌光甫銀十枚添狀有　中脇指無銘　兼谷小脇指光甫銀五枚添狀有銘アリ〇下略

〔窻の須佐美追加上〕薩摩の重臣伊集院江闕八萬石を領し、太閤の旨に叶ひ、大坂にありて威を振ひ、島津家の障になるべき趣なりしかば、兵庫頭義弘、〇島津かれを國に召して罪すべく思はれけれ共、もし居城に籠りなどしては、事六かしかりなんと思ひて、屋形の數寄やにて茶を給るとて、義弘朝臣手づから脇指にて切付られしを、側に居ける十三歲の兒小姓立寄て、肩先より切ける。に、刀短くて後へ屆かざりしかば、義弘朝臣の脇指を是にてよと投與へられしを取て討留けるに、卽これを給りける、その刀壹尺三寸有けるとぞ、田浦氏の語し、今も薩摩人の脇差は短し、長短は人の心によるものにて、一定すべからず、されども其こゝろは脇指の短きを多く好しと也、

〔享保集成絲綸錄六〕寶永四亥年四月　御若子樣江獻上御道具之覺　御脇差御拵之覺
一御日貫御紋ニ限間敷候　御小柄但家ぼりには無之候而も　一御柄鮫白ニ而もぬりニ而も　一御さや黑ぬり　一袋金入ニ而も段子ニ而も勝手次第、摸樣何ニ而も、　一御小刀常之　一內箱外箱共白木、蒔繪無用、

隱劍
懷劍

但くわん四分一かにぐろめか

〔武功雜記六〕一島津兵庫頭義久剃髮シテ唯新ト云、大脇差ヲサシ、樫木棒ヲツキテ常ニ被居候、

〔近世奇跡考四〕深見十左衞門傳　老年におよびても二尺四五寸の朱鞘の大脇差をはなさず、形容年より若く見えて、氣力壯年者に增りしとぞ、

〔常山紀談四〕天正三年勝賴〔武田〕奧平九八郎信昌が三州長篠の城をかこみ攻る、〇中略信昌鈴木金七郎を鳥居〔強右衞門〕にそへて、五月十四日の夜、城の西なる山の岩根をつたひ川に入、寄手素より大野川瀧川の水底に繩を張て、なる子をかけたれば、通るべきやうもなし、二人水練の達者にて、川の淺瀨はよくしりつ、小脇指を拔て川底を潛り繩を切て通りしかば、からく\となりけるを、番の兵どもあやしみけるに、其中に一人五月雨にはか丶る川をば鱸の通るならんといひければさてやみぬ、

〔備前老人物語〕織田內府〔信雄〕〇家老岡田長門守をうち給ひし時、土方彥三郎〇中略またはあいとおもひたるさまに小脇指をぬき、長門守をうしろよりいだきて、脇差をぬきたて丶、ひきしめる、長門守も小脇指をぬき、むねと刃とをきつとみ定、うしろざまに彥三郎をひたぎりにきる、

〔大江俊光記〕貞享二年十二月十日、登州宅ニ而振舞、〇中略平庵へ進藤猪右衞門より小脇指〔金拵白鮫小刀〕、〔袋箱〕被遣ニ付、三州被持出平庵へ被渡也、

〔日本永代藏一〕世は欲の入札に仕合　あれは何屋の誰殿の聟ぞと、五節供に袴肩衣ためつけ、紋付の小袖に金拵の小脇指、〇下略

〔北里剩攷〕隣の疝氣羽織なしの長脇差、

〔古事記中景行〕爾小碓命、給其姨倭比賣命之御衣御裳、以劒納于御懷而幸行、〇中略如童女之髮梳垂其結御髮、服其姨之御衣御裳、既成童女之姿、交立女人之中、入坐其室內、〇中略自懷出劒、〇日本紀作取懷中之劒

熊曾之衣衿、以劍自其胸刺通、

〔日本書紀 景行 七〕四十年七月戊戌、天皇持斧鉞以授日本武尊曰、朕聞〇中略其東夷之中、蝦夷是尤强、〇中略是以箭藏頭髻、刀佩衣中、

〔長門本平家物語 一〕むかしよりして昇殿の人の、五節坊にて懷刀さすことなし、罪科に申行べしなど人々憤り申さるゝよし聞えし程に、〇下略

〔武器考證 十五〕此懷刀ハ腰刀ナリ、卽サヤマキノコトナリ、

〔源平盛衰記 十六〕三位入道藝等事
賴政ハ〇中略郎等ニ丁七唱、遠江國住人、早太ト云者二人ヲ相具シタリ、〇中略早太ニハ、骨食ト云太刀ヲ懷ニサヽセタリ、

〔五武器談 源平盛衰記〕骨食と云太刀、傳來詳ならず、懷にさしたりとあれば懷刀也、わきざしの刀といふ物也、太の字は衍字にて、刀なるべし、

〔常山紀談 附錄 夜燈〕稻葉伊豫守一徹、織田信長に從ひけれども、信長心解ず、數寄屋にて茶を賜はり、其席にて刺殺すべしとの巧なり、一徹數寄屋に入る時、相伴の三人挨拶に、掛物の繪の讃を讀給へといふ、是は韓退之の詩にて、雲橫秦嶺家何在、雪擁藍關馬不前といふ句なり、一徹少し學問ありて讀けるに、相伴其心を問ふ、一徹あら／＼子細を咄しければ、信長壁越に是を聞、つと走出て、一徹には荒勝負ばかりする勇士と思ひしに、今聞く處文學にも達せり、奇特の事感ずる餘りに實を語るべし、今日のもてなしは茶の湯にあらず、其方を刺殺さんとせし巧みなり、相伴の三人皆懷劍を差たり、今日より永く我に從ひて謀を致されよ、ゆめ／＼害心を止たりと云れければ、三人の相伴懷より小脇差を取出す、一徹平伏して、死罪を御免下され候事忝候、私も內々今日殺さるべきにて候はんと察し申候へば、詮方なく是非一人相手を取可申と存、用意仕候とて、是も

懐劍を取出して信長に見せ申ければ、信長いよ〳〵其心がけを譽られけり、

枕大刀

〔萬葉集二十〕天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人等歌

麻久良多知、己志爾等里波伎、麻可奈之伎、西呂我馬伎己無、都久乃之良奈久、

右一首、上丁那珂郡、〇武藏檜前舍人石前之妻大伴馬足母

〔萬葉集略解二十下〕宣長〇本居云、こは枕刀なるべし、常に床の枕の邊に置意なり、倭建命の登許能辨爾和賀淤岐斯都流岐能多知とよみたまへるをも思ふべしといへり、

作大刀

〔千加屋草九〕一造り太刀の事、進物計にもあらず、略式の時は帶せらる、例も有しにや、應仁元年西殿日次に云、此頃の御おとろへ中々申さんもうたてけれども、又けしかる事は、上にたてまつる太刀さへ、名のみしてまことはむなしくつくり太刀と申物を仕出しぬ、是も太郎次郎がすゝめとなん、家々のおとろへより、上にたてまつりてせんなき事かなと云々、是を以て見べし、

〔將軍德川家禮典附錄五〕同〇寬政九丁巳年三月朔日　若君樣〇德川家慶御元服御官位之御祝儀

一禁裏より被進御太刀目錄〇御太刀一腰、御馬代黃金二枚遣り　御前江　一仙洞より御太刀目錄〇御太刀一腰、御馬代黃金二枚遣り被進、御前江勸修寺持參〇中略

被進〇御太刀一腰、御馬代黃金二枚遣り　御前江　西洞院持參〇下略

使大刀

〔刀劍問答〕一つかひ太刀と申は如何　是は祝儀禮物などに進物にする太刀なり、今上り太刀と云物也、是も古のつかひ太刀は、なまくら刀を太刀の如く粗相にこしらへたる物也、鍔に金覆輪をするゆへ、舊記に金覆輪の太刀共云、眞の金覆輪にはあらず、

〔莛響錄下〕金伏輪とは太刀の事の樣に相見え候いかゞ　文明前後よりの記、金伏輪の名目あぐるにいとまあらず候、今の進上太刀の事にて候

〔雍州府志七土產〕太刀　太刀有數品、衞府太刀、革緒太刀、銀作太刀、蒔繪太刀、木地螺鈿太刀、細太刀、毛拔太刀、持太刀、帶太刀、打太刀、打刀等是也、其名異而實多相同、其外有稱使太刀者、多於一條北小川

陰陽劍

人家造之、倭俗爲表賀儀、遣使者於他所時、高檀紙橫折之、後竪三折之、於其中間記太刀一腰、馬一疋誰某而爲贄、此太刀鐵片爲眞、稍之粧甚麁惡而不堪用之、馬爲馬料贈金銀、黃金一片謂大馬代、白鐐一片稱小馬代、使者合太刀而携行、故是稱使太刀、又有稱眞太刀者、是冶工之所打、而有上中下品、然悉適用之物也、故其粧亦盡美、平緖油小路一條北有造之者、然自中華來者爲佳、

〔刀劍問答〕一陽の太刀と申は如何　陽の太刀と云名目古はなし、今とても公家方にはなし、只近來武家にて申出したる名目也、衞府をゑふといはずしてゑうと云事習也、衞府の太刀をもゑうの太刀と云事習也、之れを心得違て陽の太刀とあやまり云也、

一陰の太刀と申は如何　陰の太刀と云名目も古なし、今も公家方には一向なき事也、是も近來武家にて申出したる也、衞府の太刀を陽の太刀と心得違て、陽の太刀あらば陰の太刀も有べしとて、糸卷の太刀を玄ひて陰の太刀といひふらしたる也、

小刀

〔倭名類聚抄 十三 征戰具〕刀　四聲字苑云、○中略小刀加太奈

〔類聚名義抄 八〕小刀カタナ

〔東大寺獻物帳〕金銀作小刀一口（刃長一尺四寸七分　赤檀把　紅　白鮨鞘　紫組懸　紅羅袋）

〔內宮長曆送官符〕月夜見宮　神財拾陸種　小刀二柄　身長各四寸、柄黑柹、

〔太平記 十六〕本間孫四郞遠矢事

將軍○足利尊氏此矢ヲ取ヨセ見給フニ、相模國住人本間孫四郞重氏ト小刀ノサキニテ書タリケル、

〔武功雜記 六〕一秀賴公ト權現樣ト誓紙御取カハセノ時ニ、權現樣ノ御判形見ニ木村長門守參候、其血判ノ節、御自分御小刀無之候テ、御傍ニイラレ候板倉內膳正ニ、小刀ヲカセト御意被成候ヘバ、內膳畏リ候トテ、自ラ脇指ヲ見候テ、小刀所持不仕候ト被申上候ニ、○中略內膳殿、後ニ家來ヘ物語ニ、右ノ時手前ニ小刀アリケレ共、イカニ仕候テモ、主君ノ御身ヨリ、血ヲ出シ奉ルタメニ、所持

ノ小刀ヲナシアゲ候事ハ、冥加オソロシタシテ、所持不仕候ト申上候ノ由、

〔牛馬問三〕今村氏が曰、政常入道は、刀も上手にして、殊に小刀の名人なり、或時政つねの小刀を以て、正宗の刀の鋒を簡に、やす〳〵とけづれける故、或人此事を正宗に語る、正宗が曰、小刀は削を以て業とし、刀は切を以て能とす、異とする事なかれ、試に其證を見給へとて、則政常の小刀十本ばかり紙縷を以て括り合せ、自作の刀にて、眞中より切に、聊とゞこほりなく切たれば、見る人感せざるものなしと、此事しかるや、曰、實否はしらず、名人の地位に有てはさもありぬべし、予も先年政常の小刀の目利の傳を聞ゆゑ記す、正銘は稀也、正なるは、生鏥の上に置に、鏥の油自然と小刀のもとへわき出るものを正とす、

〔古事記上神代〕乃悉追聚鰭廣物鰭狹物、以問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠不白、爾天宇受賣命、謂海鼠云、此口乎不答之口、而、以紐小刀拆其口、故於今海鼠口拆也、

〔古事記傳十六〕紐小刀は、比母賀多那とよむべし、此物海神宮段にも見え、中卷玉垣宮段には、八鹽折之、紐小刀とあり、書紀には匕首と書れたり、史記刺客傳云々、索隱曰、匕首、劉氏云、短刀也、鹽鐵論以爲長尺八寸云々、○中略紐と云は、懷中に佩て下帶に插す故の名なり、此小刀は彼玉垣宮段に見えたる、密に天皇を刺奉む料なれば、必懷中に隱し賜ひたるべし、書紀に、是匕首佩于裀中云々とあり、倭建命段に、以劒納于御懷幸行などもあり、今宇受賣命も、女なる故に、懷中に佩たるにや、或人云、今世に脇差と云物は、脇差の刀とて、古のは六七寸ばかりの長さにて懷中に隱してさす物なり、脇の方へよせてさす故に、脇差と云り、用心のために隱しさして、身を守る刀なる故に、守り刀とも云り、東山殿の頃より下部の者など顯して脇にさし初めしと見ゆ、今世の脇差は、其形大に變じたりと云り、此中昔の脇差の刀と云物、即上代の紐小刀の傳はりしなるべし、

〔古事記上神代〕其綿津見大神、○中略即悉召集和邇魚、問曰、今天津日高之御子虛空津日高、爲將出幸上國、誰者幾日送奉而覆奏、○中略一尋和邇白、僕者一日送、即還來、○中略故如期、一日之內、送奉也、其和邇將返之時、解所佩之紐小刀、著其頸而返、故其一尋和邇者、於今謂佐比持神也、

〔古事記傳十七〕佐比持神、書紀には、紐小刀の事もなく、此神のことも此處には無くして、神武卷に進到于紀伊國云々、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神、如何厄我於陸、復厄我於海乎、言訖乃拔劒入海、化爲鋤持神とあるは、いたく異なる傳へなり、(此記に於て謂ところを以見れば、後まで海中に佐比持神と云神の有ける、其神の初の由緣の傳への、此と彼と異なるなり、此神の二つあるにはあらず、)佐比は、物を截斷刀を有持る由なり、佐比は書紀推古卷大御歌に、多智奈羅磨、句禮能摩差比、(これ吳の眞佐比を、すぐれたる大刀のよしによませ給へるなり、私記に吳眞鋤、眞劒之名也と云り、)又神代卷に蛇韓鋤之劒と云あり、○中略 かくて佐比は、物を截斷貌を云る言にて、須加比の切まりたるにて、かの須加流劒、布都御靈など云類の劒の稱にや、あらむ、上なる都牟刈之太刀の處(傳九の卅五葉)を考へ合すべし、(須加比の切まりたるにやとおぼしきにつきて思へば、書紀に鋤字を書るは、古須伎を延て、須加比とも云るが、此佐比の本言の須加比と同き故に、通はし借れるにやあらむ、和名抄農耕具に鎛鐵屬也、漢語抄云佐比都惠とあれば、鋤をも佐比とも云しにや、)

〔古事記中垂仁〕此天皇以沙本毘賣爲后之時、沙本毘賣命之兄、沙本毘古王、問其伊呂妹曰、孰愛夫與兄歟、答曰愛兄、爾沙本毘古王謀曰、汝寔思愛我者、將吾與汝治天下而、即作八鹽折之紐小刀、授其妹曰、以此小刀刺殺天皇之寢、

〔日本書紀六垂仁〕三年三月、新羅王子天日槍來歸焉、將來物、○中略 出石小刀一口、○中略 則藏于但馬國、常爲神物也、　八十八年七月戊午、詔群卿曰、朕聞新羅王子天日槍初來之時、將來寶物今在但馬、元爲國人見貴、則爲神寶也、朕欲見其寶物、即日遣使者、詔天日槍之曾孫清彥而令獻、於是清彥被勅、乃自捧神寶而獻之、○中略 唯有小刀一、名曰出石、則清彥忽以爲、非獻刀子、仍匿袍中而自佩之、天皇未知匿小刀之情、欲寵清彥、而召之賜酒於御所、時刀子從袍中出而顯之、天皇見之、親問清彥曰、爾袍中刀子者、何刀子也、爰清彥知不得匿刀子、而呈言、所獻神寶之類也、則天皇謂清彥曰、其神寶之豈得離類乎、乃出而獻焉、皆藏於神府、然後開神府視之、小刀自失、則使問清彥曰、爾所獻刀子、忽失矣、若至汝所乎、清彥答曰、昨夕刀子自然至於臣家、乃明旦失焉、天皇則惶之、且更勿覓、是後出石刀子、自然至于淡路

刀形 木刀

島、其島人謂神、而爲刀子立祠、是於今所祠也、

〔延喜式木工三十四〕倭文纏刀形、長二尺三寸、廣一寸五分、纏布纏亦同、長功六十口、中功五十口、短功卅口、

〔運歩色葉集保〕木刀ボクタウ

〔大和本草附錄一〕木刀ニ用ル材 白カシ爲上品、枇杷モ次之、枇杷ノ木ハ木刀ニシテ强クシテ不折、然レドモ打合時音アシ、、橿モツヨシ、赤ガシ次之、シホヂハ白カシノ別種ナリ、下品ナリ、茱萸ノ木亦良、鎗ノ柄ニハ白カシヲ爲良、栟櫚モ良、具足箱ノ棒ニハ山柹ヲ爲良、白カシ次之、

〔古事記中景行〕卽入坐出雲國、欲殺其出雲建而到、卽結友、故竊以赤檮作詐刀、爲御佩、共沐肥河、爾倭建命、自河先上、取佩出雲建之解置横刀而詔、爲易刀、故後出雲建自河上而、佩倭建命之詐刀、於是倭建命、誂云伊奢合刀、爾各拔其刀之時、出雲建不得拔詐刀、卽倭建命拔其刀而、打殺出雲建、爾御歌曰、夜都米佐須、伊豆毛多祁流賀、波祁流多知、都豆良佐波麻岐、佐味那志爾阿波禮、

〔古事記傳二十七〕不得拔詐刀、これに依て思へば、此詐刀は身と鞘との分もなく、たゞ表べを刀のごと見せて造れるばかりの物なりけり、木以て身を造りて鞘に入たるには非ず、俗にいはゆる作者なる故に拔ことあたはざるなり、〇中略都豆良佐波麻岐は、契冲、黒葛多纏なり、黒葛を以て多く柄を纏なりと云り、但し柄のみならず、鞘をも纏るを云なるべし、同人又云、又波と夜と同韻にて通へば、佐鞘かと云るはわろし、佐波は多なり、〇中略佐波は書紀釋に上古以葛纏太刀と云り、〇中略さて此句は、此刀のたゞ柄鞘に、黒葛を多く纏たる表方の飾のみなることを云るなり、佐味那志爾阿波禮は、眞身無しに嗚呼なり、眞を佐と云例多し、上に云り、身は刀の身なり、木以て僞り造れる刀なる故に身は無きなり、契冲、佐味を鋤とせるは當れりや、非すやいまだえ決めず、〇下略

〔日本書紀神功九〕明年〇攝政元年三月庚子、命武内宿禰和珥臣祖武振熊、率數萬衆、令擊忍熊王、〇中略時武内宿禰令三軍悉令椎結、因以號令曰、各儲弦藏于髻中、且佩木刀、既而擧皇后之命、誘忍熊王曰、吾勿貪天下、唯懷幼王從君王者也、豈有距戰耶、願共絶弦捨兵、與連和焉、然則君王登天業、以安席高枕、專

制萬機、則顯令軍中、悉斷弦解刀投於河水、忍熊王信其誘言、悉令軍衆解兵投河水而斷弦、爰武內宿禰令三軍出儲弦、更張以佩眞刀、度河進之、

〔平家物語 一〕殿上のやみうちの事

忠盛三十六にて、始てせうでんす、雲の上人是を猜いきどほり、おなじき年〇天承元年の十一月廿三日五節とよの明のせちゑの夜、忠盛をやみうちにせんとぞぎせられける、忠盛此よしをつたへ聞て、〇中略さんだいのはじめより、大きなるさやまきをよういし、そくたいの下に、ゑどけなげにさしほらし、火のほのぐらき方に向てやはらこの刀をぬき出いて、びんに引あてられたりけるが、よそよりは氷などのやうにぞみえける、諸人めをすましけり、〇中略五節はてにしかば、院中の公卿殿上人一同にうつたへ申されけるは、〇中略或はこしの刀を横たへさいて、せちゑの座につらなる、兩條きたいいまだ聞ざるらうせき也、〇中略上皇大におどろかせ給ひて、忠盛を御前へめして御尋有、ちんじ申されけるは、〇中略次に刀の事は、主殿司にあづけ置候をはんぬ、是を召出され、刀の实つふによつて、とがのさう行はるべきかと申されたりければ、此義尤然るべしとて、いそぎかの刀を召出てゑいらん有に、上はさや巻のくろうぬつたりけるが、中は木刀に銀はくをぞ押たりける、たうざの耻辱をのがれんがために、刀をたいする由あらそはずといへ共、後日のそせうを存じて、木刀をたいしける、ようゐの程こそ神妙なれ、

〔太平記 十七〕十六騎勢入金崎事

武田五郎ハ、京都ノ合戰ニ切レタリシ右ノ指、イマダ痊ズシテ、太刀ノ柄ヲ拳ルベキ樣モ無リケレバ、杉ノ板ヲ以テ木太刀ヲ作テ右ノ腕ニゾ結附タリケル、

〔太平記 三十五〕北野通夜物語事附青砥左衞門事

報光寺〇北條時宗最勝園寺〇北條貞時二代ノ相州ニ仕ヘテ引付ノ人數ニ列リケル、青砥左衞門ト云者

石劍

アリ、〇中略出仕ノ時ハ木鞘卷ノ刀ヲ差シ、木太刀ヲ持セケルガ、彼僻後ハ、此大刀ニ弦袋ヲゾ付タリケル、

〔常山紀談十一〕朝鮮を伐るゝ時、關東の諸將も兵を出さる、〇中略政宗〇伊達の旗三十本紺地に金の丸付たる具足著て、弓鐵炮の者も同じ出立に、銀ののし付の刀脇差、金のとがり笠をかぶり、馬上三十人、黒ほろに金の半月の出し豹の皮、又は孔雀の尾熊の皮いろ〳〵の馬甲かけ、金ののし付の刀脇差、あたりもかゞやく計なる、中にも遠藤文七郎原田左馬介は、はき添に木太刀を一丈計に作り帶たりしが、鞘尻のさがりければ、金具を眞中に設けて糸を結び肩にかけて、馬に乗たりけり、〇中略明の援兵朝鮮に來り、平壤に有て、練光亭より日本の兵を望みしに、江上に往來する者大劒を荷ふ、日光下り射て電の如し、是は眞の劒にあらず、白蠟を沃ぎたる物なりといふ事、懲毖錄に玄るせしは、伊達家の二士の木劒の事にや、

〔武將感狀記十〕一戸田清玄ハ以劍術世ニ鳴ル者也、一代シアヒヲスル事二度、長袴ヲ著、枇杷ノ木刀ノ一尺九寸五分アルヲ以テ、相手三尺ノ白刃ヲモ不避、手モナク勝シヨリ、其流ヲ學ブ者祖之、〇下略

〔古事記中神武〕故爾天神御子〇神武之命以、饗賜八十建於是宛八十建、設八十膳夫、毎人佩刀、誨其膳夫等曰、聞歌之者、一時共斬、故明將打其土雲〇土雲八十建之歌曰、意佐加能、意富牟盧夜爾、比登佐波爾、岐伊理袁理、比登佐波爾、伊理袁理登母、美都美都斯、久米能古賀、久夫都々伊、伊斯都々伊母知、宇知氐斯夜麻牟、美都美都斯、久米能古良賀、久夫都々伊、伊斯都々伊母知、伊麻宇多婆〇〇〇余良斯、如此歌而、拔刀一時打殺也、〇又見日本書紀

〔釋日本紀二十三和歌〕勾鶩都都伊頭槌也、私記曰、劍名、其頭曲、異志都都伊石槌也、私記曰、劍名、其頭似石、

〔古事記傳十九〕久夫都々伊は頭椎にて、〇中略都々伊は槌と云ことなり、そは槌を上代には常に

石椎大刀
頭椎大刀

も都々伊と云し歟、又は今歌ふ言の調に任せて延てかくは云なせるにもあるべし、さて此は一の刀の名には非ず、一種の製にて、此は即上に每人佩刀とある其刀等なり、伊斯都々伊母(イシツヽイモ)知は石椎以(イシツヽイモチ)なり、石椎は、即上の頭椎と一物なるを、彼は形を以云る名、此は其を石以作れる由の名にて、別物には非ず、上古の椎頭、石を以作れるを見たりと、谷川氏云りき、此事上卷頭椎の處に云り、師は石劔(イハツルギ)など云類なりと云れつれど、そは堅き意を以て石(イ)菜(ナニ)と云例は多けれども、みな伊波とこそ云れ、伊斯と云例は無し、又私記に、其頭似石と云るも非なり

〔雲根志三編五〕異志都々伊(いしつゝい)　本國〇近江栗本郡眞堂村は、傳へいふ、昔山門三千坊の時、この所に眞堂といふ伽藍あり、斷絶の後一村となり、新堂村といふと、故に村の田畑の字に堂の名殘れり、安永六年二月、新堂村の寶藏田といふ田畑を堀穿つ事あり、地中五尺ばかり下より石の漢櫃を堀得たり、櫃の中に一の奇石あり、甚異形なり、長さ一尺七寸五分、太さ中にて一握あまり、兩方次第に細く、先に至りて兩端ともに同じく圓き物あり、甚硬くして青瑪瑙ともいふべし、いかなるものとも知る人なし、數千年の古物ゆへ自然の物とみゆれども、元來は彫刻のものか、三千坊時代のものにはあらず、遙に上代の神寶ならん、中古由緣ありて伽藍の寶物となりたるなるべし、今〇木内重暁、號石亭、矛が珍藏となる、つら〳〵按ずるに、日本紀神武紀にいへる異志都々伊の類か、〇下文及圖略

〔雲根志前編靈異一〕石刀(せきとう)　江府田村氏、予に石刀をおくる、其書に云、遠江國秋葉山の半に一村あり、此村の人、石を以て刃物とし、婦人朝夕野菜をきざむ、其石のかたち青石のへげたるごとく、かたかたに刃あり、里人庖丁石といふ、後刃丸くなれば又前の山に捨るに、翌年はじめのごとく刃付てあり、俗云、是秋葉大權現のなし給ふ所なりと、

〔古事記上神代〕爾日子番能邇々藝命、將天降之時、〇中略天忍日命、天津久米命二人、取負天之石靫、取佩頭椎之大刀(クブツチノタチ)、〇中略立御前而仕奉、〇又見日本紀一書

〔古事記傳十五〕頭椎之大刀は、白檮原宮〇神武の歌に、久夫都々伊(クブツツイ)とある是なり、書紀に頭槌、此云

七枝刀

筒輪豆智、また神武卷に頭椎劒、神功卷の歌に、句夫苑智などあり、さて輕島宮〇應神段御歌に、加夫都久麻肥とあるは、頭衝異日にて、是頭を加夫と云る例なり、頭をふるを、俗にカブリと云もこれなり、そを久夫とも通はし云るなり、さて此大刀は、書紀私記に、頭槌劒名、其頭曲といひ、纂疏に、頭槌者、劒首如槌也、命隼人所帶之劒、有此形也、とあるが如し、

〔日本書紀 九神功〕忍熊王、逃無所入、則喚五十狹茅宿禰、而歌之曰、伊裝阿藝、伊佐智須區禰、多麻枳波屢、于知能阿曾餓、句夫苑智能、伊多氏於破鬚破、珥倍廼利能、介豆岐奢奈、則共沈瀬田濟、而死之、

〔北邊隨筆 四〕七子鞘　古今六帖に、なゝつごのさやのくち〴〵つどひつゝ、われをかたなにさしてゆくなり、といふ歌あり、なゝつごとは、神功紀に、七枝刀といふものあり、七子は刀のうへにいひ、七さやは鞘のうへにいふにて同物なるべし、そのかたちを思ふに、おやとする所ひと所ありて、それにおほくの子のつきて、股なしたる刀なるが故に、なゝつごとはいふなるべし、なゝつとはいへども必七股なるにもかぎらざるべし、七車、七日、七はかりなどよめる、いづれもたゞ數多かるを大かたにいへるたぐひなるべしとぞおぼしき、此歌の心は、世人くち〴〵にわが名をさす事よとひろくいひさわがるゝをなげきし心なり、同じ六帖に、あふ事のかたなさしたるなゝつごのさやかに人の戀らるゝかなともよめり、萬葉集卷四に、人事繁哉君乎二鞘之家乎隔而戀乍將座、これは二股なる刀なるべしと契冲あざりはいへり、また古事記の歌に、もろざやとあるも二鞘と同物なるべし、かみつよは、これにかぎらずさま〴〵なる刀ありけらし、神書に頭椎之大刀あり、神武紀にもみえたり、かくいく股にもつくれる刀、その製みまほしきものなり、

〔古今和歌六帖 五服飾〕かたな

あふことのかたなさしたるなゝつごのさやかに人のこひらるゝかな

〔日本書紀 九神功〕五十二年九月丙子、久氐〇百濟人等從于熊長彥、詣之則獻七枝刀一口、七子鏡一面及種

種重寶、

二鞘刀

〔萬葉集四〕大伴坂上郎女歌七首　人事、繁哉君乎、二鞘之、家乎隔而、戀乍將座、

〔古今和歌六帖五服飾〕さや
ひとごとにえげしや君にふたさやのいへをへだて、戀しかるらん

合鞘刀子

〔東大寺獻物帳〕十合鞘御刀子一口黒柿把刀子六口之中、五者金銅口、黒柿把鉇一口、金漆銅口、一者銀口、紫檀把錯一口、黒柿把錯一口、金銅口、一金漆銅口、紫檀把鑹一口、金銅口、
三合鞘御刀子一口棗木把刀子一銀口、黒柿把鉇組金銅口、黒柿把刀子一〇中略　三合鞘御刀子一口瑇瑁把刀子一金銅口鑹刃本、紫檀把刀子一金銅口鑹刃本、沈香把刀子一金銅口鑹刃本、赤紫組係、　小三合水角鞘御刀子一口白犀把刀子二金銅口、赤紫組係、〇中略烏犀把刀　十合合歡刀子漆鞘一口刀子六口、加奈一口、木錯一口、並黒柿把木錯一口、錐子一口、並紫檀把、　三合合歡刀子漆鞘一口刀子一口、鉇一口、並黒柿把刀子一口、棗木把、

杖刀

〔東大寺獻物帳〕杖刀一口刃長一尺九寸、鋒者偏刃、鮫皮把、金銀線押縫、以牙作頭、以漆塗鞘、以鐵嚢鞘尾、銀鑹其上、長四尺六分、黒紫紬袋、緋綾裏、以紫皮裹袋尾、　杖刀一口刃長二尺一寸六分、鋒者偏刃、金鏤星雲形、紫檀樺纏、眼及把並用銀、紫組懸、吳竹鞘樺纏、長五尺三寸四分、口并尾並用鹿角作、又以鐵接尾端、綠地高麗錦袋緋綾裏、

高麗劍

〔萬葉集二挽歌〕高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌、
桂文、忌之伎鴨、〇中略眞木立、不破山越而、狛劒、和射見我原乃、行宮爾、安母里坐而、天下、治賜、食國乎、定賜等、〇下略

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕寄物陳思
高麗劒、己之景迹故、外耳、見乍哉君乎、戀度奈牟、

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口　銀莊高麗樣大刀一口

馬腦劍

〔中右記〕康和四年三月廿一日、國忌、晩頭參左大臣殿、所借下給之宗能料御堂馬腦御劒、平緒青色等令返上、

〔安齋隨筆前編十五〕一安作大刀、糸にても革にても、大刀の柄卷幷鞘の口より二の足のはづれま

で柄の如く卷を渡り卷と云、此大刀を卷大刀と號して、武士鎧の上に佩く大刀にて、古より定まれる制也、總て公家の衆、裝束の上に佩る丶大刀は、何大刀にても柄卷かず渡卷もなし、是亦古より定まる制也、然るに今天明二年壬寅四月、將軍家若君家齊公御元服御官位任敍の事に就て勅使院使等、江戸へ參向ありき、其公家衆皆太刀を僕從に令持らる、其太刀の制何れも皆糸を以て柄を卷き渡卷をば卷ざる太刀也と、精く見たる者予に議りき、其太刀の制、柄卷て渡り卷なければ武家にも非ず、朝廷の制に如此の太刀は曾てなき者也、是妄作太刀也、せめて太刀の類は故實を尋て本法を以て制作せられよかし、今は公家にも故實知たる人なきと見ゆ、

〔古事記上神代〕故伊邪那美神者、因生火神、遂神避坐也、○中略於是伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頸、○中略故所斬之刀名、謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張、伊都二字以音

〔古事記傳十四〕伊都之尾羽張神は、伊邪那岐大神の、迦具土神を斬り給ひし御刀の御靈にて、即其御刀の名を、天之尾羽張とも伊都之尾羽張とも云よし、上に見えたり、傳五の七十九葉、八十二葉、考へ合すべし、さて其處には、神と云ざるは、直に其御刀をさす故なり、此は其御靈を云故に神と云り、名義、伊都は、書紀に稜威と作り、○中略さて或人の説に、劍の總名を尾張と云、劍は諸刃にて、鋒の方の張たる物なる故なり、尾は鋒を云り、天尾羽張と云も是なり、又國名の尾張も、熱田の神劍より出て、此意なりと云り、此説さも有べし、鋒を尾と云こと、いまだ例を見ざれども然云まじきに非ず、但し劍の總名と云るはわろし、鋒の張たる劍を云なるべし、又尾は雄にて雄々しきを云にも有べし、伊都之男建など云る旨の連きなもおもふべし羽は刃の意なるべし、今世に波婆理と云針は、刃のつきたる針と云意にや、し又刃張の針と云意の名ならば此と同じ、又物の端はびこることをはゞるといふもの意近し

〔日本書紀神代一〕一書曰、是時素戔嗚尊下到於安藝國可愛之川上也、○中略素戔嗚尊勅蛇曰、汝是可畏之神、敢不饗乎、乃以八甕酒每口沃入、其蛇飲酒而睡、素戔嗚尊拔劍斬之、○中略其斷蛇劍號曰蛇之麁正、此今在石上也、 一書曰、○中略素戔嗚尊乃以蛇韓鋤之劍斬頭斬腹、○中略其素戔嗚尊斷蛇之劍、今

在吉備神部許也、一書曰、（中略）有呑人大蛇、素盞嗚尊乃以天蠅斫之劍、斬彼大蛇、

〔古語拾遺〕素盞嗚神、自天而降到於出雲國簸之川上、以天十握劍（其名天羽羽斬、今在石上神宮、古語大蛇謂之羽羽、言斬蛇也、）斬八岐大蛇、

〔古事記上神代〕阿遲志貴高日子根神（自阿下四字以音）到而、弔天若日子之喪時、（中略）大怒曰、我者愛友故弔來耳、何吾比穢死人云而、拔所御佩之十掬劍、切伏其喪屋、以足蹶離遣、此者在美濃國藍見河之河上喪山之者也、其持所切大刀名、謂大量、亦名謂神度劍、（度字以音）

〔古事記傳十三〕大量、名義は書紀に、大葉刈と書る是ならむ、（大に係れるにあらず、大刀の名に係れり、）（中略）葉神度劍、師（○賀茂眞淵）說に、神は例のほめて云言、度は利なりと云れし、さも有なむ、然らば度の下に之を添て讀はわろし、

〔古事記中神武〕爾神倭伊波禮毘古命倏忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏、（遠延二字以音）此時熊野之高倉下（中略）答曰、己夢云、天照大神高木神二柱神之命以召建御雷神而詔、葦原中國者、伊多玖佐夜藝帝阿理祁理（此十一字以音）我之御子等不平坐良志、（此二字以音）其葦原中國者、專汝所言向之國故、汝建御雷神可降、爾答曰、僕雖不降、專有平其國之横刀、可降、（此刀名云佐士布都神、亦名云甕布都神、亦名布都御魂、此刀者坐石上神宮也、）降此刀狀者、穿高倉下之倉頂、自其墮入、

〔古事記傳十八〕布都御魂、書紀に韴靈と書て、此云赴屠能瀰哆磨とあり、韴字、廣韻玉篇などに斷聲と注せる意を以て用ひられたる、なるべし、今の世の言にも、物の殘なく淸く斷れ離る、貌を、布都と云り、（布都理など云り、狹衣にふつとも見はなつともあり、）然れば此劍の利して、物を淸く斷離つ意を以稱へつる御名なるべし、

〔日本書紀垂仁六〕三十九年十月、五十瓊敷命居於茅渟（○和泉國）菟砥川上宮、作劍一千口、因名其劍謂川上部、亦名曰裸伴、（裸伴此云阿箇播娜我等母）藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶、

〔古事記傳二十四〕太刀の名に伴としも云るは一千口を一部として、其總ての名なる故なり、川上部の部も同じ、其は川上宮にて作らし、故の名なり、裸はいかなる由の名にか未思得ず、舊事記には赤花之伴とも云り、

〔日本書紀推古二十二〕二十年正月丁亥、置酒宴群卿、是日大臣上壽歌曰、〇中略天皇和曰、摩蘇餓豫、蘇餓能古羅破、宇摩奈羅磨、辟武伽能古摩、多智奈羅磨、句禮能摩差比、〇下略

〔釋日本紀二十八和歌〕勾禮能摩差比私記曰、呉國之名也、劍也、

〔倭訓栞前編十四多〕たち　小烏のたちは平家の寶とする所にて、今伊勢氏に傳ふる所は、もと一尺ばかりはよのつねの平づくりの刀にして、末は兩刃也、きつさき尖れるとぞ、

〔源平盛衰記四十〕唐皮小烏拔丸事

小烏ト云太刀は、彼唐皮〇鎧名出來テ後七日ト申未剋ニ、主上〇桓武南殿ニ御坐テ、東天ヲ御拜有ケル折節ニ、八尺靈烏飛來テ、大床ニ侍リ、主上以御笏被招召ケリ、烏依勅命躍上リ、御座ノ御緣ニ候ヲ懸テ奏シ申サク、我ハ是太神宮ヨリ劍ノ使者ニ參レリトテ、羽刷シテ罷立ケルガ、其懷ヨリ一ノ太刀ヲ御前ニ落シ留メケリ、主上御自此劍ヲ被召テ、八尺ノ大靈烏ノ中ヨリ出タル物ナレバトテ、小烏トゾ名付サセ給ヒケル、唐皮ト共ニ寶物ニ執シ思召ス、サレバ太刀モ冑モ同佛神ノ御製作ナリ、本朝守護ノ兵具也、依テ代々ハ内裏ニ傳リケルヲ、貞盛ガ世ニ下預テ、此家〇平氏ニ傳テ希代ノ重寶ナリ、

〔源平盛衰記一〕糸家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事

忠盛朝臣、〇中略近衛院御宇、仁平三年癸酉正月十五日、行年五十八ニテ卒シケリ、〇中略淸盛嫡男ナレバ其跡ヲ繼グ、諸國庄園ヲ讓ルノミニ非ズ、家中ノ重寶同ク相傳シテ他家ニ移事ナシ、中ニモ唐皮ト云鎧、小烏ト云太刀、淸盛ニ被授、

〔平治物語 二〕待賢門軍附信頼落事

左衛門佐重盛ハ、〇中略小烏ト云太刀ヲ帯、〇中略黄鴾毛(キツキゲ)ナル馬ニ柳櫻摺タル貝鞍オカセテ乗給ヘリ、

〔源平盛衰記 四十〕維盛出家事

三位中將〇維盛モ與三兵衛モ同年ニテ二十七、石童丸ハ十八也、三人共ニ盛ヲダニモ過給ハヌ人人ノ、カク剃給ヒツヽ、居並タルヲ見渡テ、心蓮上人モ、時頼入道モ墨染ノ袖ヲ絞ケリ、中將入道舍人武里ヲ召テ宣ケルハ、〇中略只是ヨリ屋島ニ行テ、新三位中將左中將達ニ有ノ儘ニ申セ、侍共、イカニ覺(オボツカ)ナク思ラン、誠ニ角トモ知セネバ誰々モサコソ恨給ラメ、抑唐皮ト云鎧小烏ト云太刀ハ當家代々ノ重寳トシテ、我マデ嫡々ニ相傳ハレリ、肥後守貞能ガ許ニ預置ケリ、其ヲバ取テ三位中將ニ奉レ、モシ不思議ニテ世モ立ナヲラバ、後ニハ必六代ニ讓リ給ヘト可申トテ、雨々トゾ泣給フ、

〔古今著聞集 二十魚蟲禽獸〕延喜野行幸に御劍の石づきおとさせたまひたりければ希有の事也、ふるき物をとておぼしなげかせたまひて、たかきつかのうへにうちあがらせたまひて御覽じければ、御犬くだんの石づきをくはへて參りたりける、〇中略其劍は雷鳴のときはみづからぬくといへり、然あれども今の世には知らず、京極大殿〇藤原師實はおそれをなしてぬくべからずとぞ仰られける、然あれどもふしんによりてある人を以てぬかせて御覽じければ、みねのかたによりて金をもて坂上の寶劍とまきたりけり、知足院殿〇藤原忠實つたへてもたせたまひたりけるを、白河院よりめされければ參らせられにけり、

〔異制庭訓往來〕龍泉、太阿、干將、鏌鎁之劍、本朝草薙村雲、源氏髭切、平家小烏、拔丸、餘五將軍之母子丸、等、比レ之更可レ取レ差(チガフ)也、

〔安齋隨筆 後編 六〕一 母子丸太刀 倂五將軍ハ維茂也、母子丸ボコ丸と訓、墓狐丸か、○下略

〔吾妻鏡 八〕文治四年九月十四日丁未、長茂 本名資茂 者鎭守府將軍維茂 貞盛朝臣弟也 男出羽城介繁茂七代裔孫也、○中略 繁茂生而則逐電、乍含悲歎經四箇年、依夢想告搜求之處、於狐塚尋得之、持來于家、其狐令變老翁、忽然來授刀并抽楠等於嬰兒、於翁深窓令寄音云、可爲日本國主、於今者不可至其位云云、嬰兒者則繁茂也、長茂繼遺跡、被刀令帶之云云、

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

右兵衛佐賴朝ハ十三、紺ノ直垂ニ源太ガ產衣ト云鎧ヲ著、白星ノ甲ノ緒ヲ縮、髭切ト云太刀ヲ帶、十二差タル染羽ノ矢負、重藤ノ弓持テ、栗毛ナル馬ニ柏ミヽヅク摺タル鞍置テ是モ一所ニ引立タリ、此產衣、髭切ハ源氏重代ノ武具ノ中ニ、殊ニ秘藏ノ重寶也、○中略 扨髭切ト申ハ、八幡殿貞任宗任ヲ攻ラレシ時、度々ニ生捕者十人ノ首ヲ打ニ皆髭トモニ切レケレバ、髭切トハ名付タリ、奧州ノ住人文壽ト云鍛冶ガ作也、昔ヨリ嫡々ニ相傳セシカバ惡源太コソ傳給ベキニ、三男ナレ共、賴朝授カリ給ケルハ、終ニ源氏ノ大將ト可成給驗也、

〔平治物語 三〕賴朝擧義兵并平家對治事

建久元年十一月七日始テ被京上ケルニ、○中略 卽院參シ給ヒタルニ、法皇 後白河 モ往事思召出テ、殊ニ哀ゲニコソ見ヘサセ御坐ケレ、髭切ト云太刀淸盛ガ許ニ有リシヲ、御守ノ爲トテ院ニ被召置タリシヲ、今度賴朝ニ給ケリ、靑地錦ノ袋ニ被入タリ、三度拜シテ給ケルト、ナン、此太刀ニ付テ數多ノ說アリ、賴朝卿關ガ原ニテ囚レ給ヒシ時、被隨身タリシカバ、淸盛ノ手ニ渡テ院ヘ參ケリト云々、又或說ニハ、今ノハ眞ノ髭切ニハ非ズ、誠ノ太刀ハ以前ヨリ靑墓ノ大炊ガ許ヨリ進セケル也、其故ハ兵衛佐、大炊ニ被預ケルヲ賴朝囚人ト成リ給ヒシ時、此太刀ヲ被尋ケルニ、今ハ隱シテモ何カセントヤ思ハレケン、有ノ儘ニ被申ケリ、卽大炊ガ許ニ被尋ケルニ、源氏重代ヲ平家ノ方

へ渡サンズル事コソ悲シケレ、兵衛佐コソ被斬給フトモ、義朝ノ君達多ケレバ、ヨモ跡ハ絶ヘ給ハジ、先隱シテ見ント思ヒケレバ、泉水トテ同程ナル太刀有ケルヲ、拔替テ進スル、髭切ハ柄鞘圓作也、定テ佐殿ニ見セ進セラルベシ、佐殿童ト一心ニ成テ、子細ナシト宜ハヾ本ヨリノ事也、若シ是ニハ非ズト被申バ、女ノ事ニテ侍ヘバ、取違ヘ候ケリト申サンニ、苦シカラジト思案シテ、泉水ヲ上セケル也、難波六郎經家請取テ上ケルヲ、聽テ賴朝ニ見セ奉リテ是カト問ハレケルニ、アラヌ太刀トハ思ハレケレ共、長者ガ心ヲ推量シテ、ソナル由ヲゾ被申ケル、淸盛大ニ悅デ被秘藏ケルヲ院へ被召ケル也、眞ノ髭切ハ先年大炊ガ方ヨリ進セケルト云々、

〔保元物語 一〕新院被召爲義事附鵜丸事

其比六條判官爲義ト申ハ、六孫王ヨリ五代ノ後胤伊豫入道賴義ガ孫八幡太郎義家ガ四男也、○中略餘ニ白河殿ヨリ度々被召ケレバ、○中略白河殿ヘゾ參ケル、新院○崇德御感ノ餘ニ近江國伊庭庄、美濃國青柳庄二箇所ヲ賜テ、卽判官代ニ補シテ上北面ニ可候由、能登守家長シテ被仰、鵜丸ト云御劍ヲゾ被下ケル、此御劍ハカセヲ鵜丸ト名付ラルヽ事ハ、白河院神泉苑ニ御幸成テ、御遊ノ次ニ鵜ヲツカハセテ御覽ジケルニ、殊ニ逸物ト聞ヘシ鵜ガ、二三尺許ナル物ヲカヅキ擧テハ落シ、カヅキ上テハ落シ、度々シケレバ、人々怪ミヲナシケルニ、四五度ニ終ニ喰テ上リタルヲ見レバ、長覆輪ノ太刀也、諸人奇異ノ思ヲナシ、上皇モ不思議ニ思召、定テ靈劍ナルベシ、是天下ノ可爲珍寶トテ、鵜丸被付テ、御秘藏有ケリ、鳥羽院傳ヘサセ給ヒケルヲ、故院○鳥羽又新院○崇德ヘ被進タリシヲ、今爲義ニゾ賜リケル、誠ニ面目ノ至也、

〔吾妻鏡 五〕文治元年十月廿日己巳、去月廿七日自西海入洛○中略云云、於鎭西尋取仙洞重寶御劍鵜丸、今度進上訖、是平氏黨類、壽永二年城外之剋、淸經朝臣自法性寺殿取御劍二腰吠丸鵜丸其隨一也云云、

○按ズルニ、鵜丸ハ、嚢ニ崇德上皇ノ爲義ニ賜フ所ナリ、然ルニ今亦仙洞重寶ト云ヘルハ、爲義沒後、再ビ禁中ニ復セシナルベシ、

〔源平盛衰記 四十〕唐皮小烏拔丸事

平家ニ拔丸。ト云劍アリ、池大納言賴盛卿ニアリ、中古伊勢國鈴鹿山邊リニ、賤貧男アリ、身ノ乏事ヲ歎テ、常ニ精神潔齋シテ、太神宮ニ詣テ、世ニアラン事ヲ祈申、年比日來ヲコタル事ナカリケレバ、神明其志ヲ憐ンデ、汝深山ニ遊獵シテ、獸ヲ得テ妻子ヲ養ヘト示現シ給ケレバ、御託宣ヲ憑、鈴鹿ノ山ヲ家トシテ、夜晝獵シテ獸ヲトリ得タル時ハ、妻子ヲ養得ザル時ハ口ヲ空クス、是ヲ以一期活命ノ便ト成ベシ共覺ヘザリケレバ、我年來參詣ノ功ニ依、靈夢ヲ感ズ、任二神慮一深山ニ遊獵スレ共、身ヲ助ルハカリゴト成ベシ共覺ヘズ、太神宮如何ニト御計有ヤラント、愚ニモ冥慮ヲ奉レ恨思ケル折節、三子塚ト云所ニテ、奇太刀ヲ求得タリ、此太刀儲テ後ハ、聊モ目ニ懸ル禽獸鳥類遁事ナシ、然ルベキ寶ナリケリ、我聞漢朝ノ高祖ハ、三尺ノ劍ヲ以テ、坐ナガラ諸國ノ王ヲ從ヘタリ、日本ノ愚獵一振ノ劍ヲ求テ、帶ナガラ山中ノ獸ヲ得タリ、是天照大神ノ冥恩也ト思ケレバ、晝夜ニ身ヲ放ズ、或夜鹿ヲ待テ大ナル木ノ下ニ宿ス、太刀ヲ大木ニ寄セ立テ其夜ヲ明ス、朝ニ此木ヲ見レバ、古木ノ如クシテ、枝葉皆枯タリ、獵師不思議ニゾ思ケル、月比日比モ此木ノ下ヲ栖カトセシカ共、サテコソ有シニ夜部マデハ翠ノ梢盛ニコソ有シニ、今夜此太刀ヲ寄懸タル故ニヤ、一夜ガ内ニ枯ヌルコソ奇シケレ、是定テ神劍ナラントテ、木枯トゾ名付タル、其比刑部卿忠盛伊勢守ニテ御坐ケルガ、風聞テ件ノ獵師ヲ召、此太刀ヲ見給フニ、異國ハソモ不レ知、我朝ニハ難レ有劍也トテヨニ欲思(ホシク)ハレケレバ、栗眞庄ノ年貢三千石ニ替テ取レケリ、サテコソ獵師家富身ユタカニシテ、彌太神宮ノ御利生共思知ケリ、忠盛都ニ歸上、六波羅ノ池殿ノ山庄ニテ、晝寢シテ前後モ知ズ坐シケルガ、此木枯ノ太刀ヲ枕ニ立テ置タリ、大蛇池ヨリ出テ、口ヲ張游近付、忠盛ヲ呑ントス、木枯

鞘ヨリ颯ト拔テ、カハト轉ブ、倒ル、音ニ驚テ、忠盛起直テ見給ニ、劒ハ拔テ鐔ヲ蛇ニ向タリ、蛇ハ劒ニ恐テ水底ニ沈ニケリ、太刀カハト倒ル丶ハ、主ヲ驚サンガタメ、鞘ヨリ拔ルハ主ヲ守テ大蛇ヲ切ンガ爲也ケリ、其ヨリシテ木枯ノ名ヲ改テ拔丸トゾ呼レケル、平治ノ合戰ニ賴盛三川守ニテ熊手ニ懸ラレテ討ルベカリケルニモ、此太刀ニテ鏁金(クサリカネ)ヲ打切テ遁レ給ケリ、斯ル目出(メデタキ)劒ナレバ、嫡々ニ傳ハルベカリケルヲ、賴盛當腹ニテ相傳アリケレバ、淸盛賴盛兄弟ナレ共、暫ハ中惡ク御坐ケリト聞エキナンド、細カニ物語シ給テ、唐皮小烏ハ重代ノ重寶、家門ノ守也、世立直ラバ必六代ニ傳ヘ給ヘトヨク〳〵仰含ケリ、

〔參考保元物語 一〕主上三條殿行幸附官軍勢汰事

京師本、杉原本、鎌倉本並云、高松殿ニハ南殿ニ出御、公卿僉議アリ、信西末座ニ候ス、袖小ナル淨衣ニ、家ニ傳タル小狐ト云ムク鞘ノ太刀ヲ帶、

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

惡源太義平ハ生年十九歲、〇中略石切ト云太刀ヲ帶、〇中略父〇義朝ノ馬ト同頭ニ引立タリ、

〔平治物語 三〕惡源太被誅事

御曹司〇義平袴ノソバヲ高ク挾、石切ヲ拔儘ニ、源義平爰ニアリ、ヨレヤ手柄ノ程ヲ見セントテ走出、

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

中宮大夫進朝長ハ十六歲、〇中略ウスミドリ〇參考本云、岡崎本作二蛛切一、ト云太刀ヲ帶、〇中略兄〇義平ノ馬ニ引添テコソ立タリケレ

〔源平盛衰記 二十一〕小坪合戰事

畠山ハ、重忠組(クマ)ントテ打出ケリ、〇中略薄緣ト云太刀ノ三尺五寸ナルニ、虎皮ノ尻鞘入テゾ帶タリ

ケル、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

頼政宣旨ヲ蒙テ化物射ンズル見ヨトテ、公卿殿上人參集、堂上堂下、内外男女市ヲナセリ、〇中略黒雲頻ニ騒テ御殿ノ上ヲ立、鵺ノ聲シテヒヽナキテ立所ヲ見負テ、二ノ矢ニ兵破ト云鏑ヲ取テ番ヒ兵ト射ル、ヒイフツト手答シテ覺ユルニ、御殿ノ上ヲコロ〳〵トコロビテ、庭上ニ動ト落、〇中略主上〇二條ノ御感忽ニ宣成ラセ給ニケレバ、鳥羽院ヨリ御傳有ケル獅子王ト申ス御劍ニ御衣一重脱ソヘテ、關白太政大臣基實公ヲ御使ニテ、頼政ニ被下ケリ、

〔源平盛衰記三十一〕平家都落事

去程ニ平家ハ日比法皇〇後白河ヲモ西國ヘ御幸ナシ進セント支度シ給タリケレ共、角渡ラセ給子バ、憑ム木本ニ雨ノタマラヌ心地シテ、去トテハ行幸計成トモ有ベシトテ、卯時ノ終リニ出御アリ、御輿ヲ指寄ケレバ、主上〇安德ハイマダ幼キ御齡ナレバ何心モナク召奉ル、神璽寶劍取具シテ建禮門院御同輿ニ召ル、内侍所モ同ク渡入奉ル、平大納言時忠卿庭上ニ立廻テ、印鎰、時ノ簡、玄上、鈴鹿、大床子、河霧御劍、以下九重ノ御具足、一モ取落スベカラズト下知セラレケレ共、人皆アハテヽ、我先ニ我先ニト出立ケレバ、取落ス物多カリケリ、

〔吾妻鏡五〕文治元年十月十九日戊辰、法皇御護御劍去年紛失、去比江判官公朝求得之、令獻上之風聞之間、今日二品以御書被仰公朝云云、是以左典厩太刀所被奉獻也、吠丸蒔鳩云云、先考御重寶、再備朝家御護之條、依爲御眉目今及此儀云云、

〔太平記九〕山崎攻事附久我畷合戰事

尾張守〇名越高家ハ、〇中略當家累代ノ重寶ニ、鬼丸ト云ケル金作ノ圓鞘ノ太刀ニ、三尺六寸ノ太刀ヲ帶添、〇中略三方ノ敵ヲ追マクリ、鬼丸ニ著タル血ヲ笠符ニテ推拭ヒ、〇下略

〔太平記十六〕新田殿湊河合戰事

義貞〇新田ハ薄金ト云甲ニ鬼切鬼丸トテ多田滿仲ヨリ傳ハリタル、源氏重代ノ太刀ヲ、二振帶レタリケルヲ左右ノ手ニ拔持テ、サガル矢ヲバ飛越、アガル矢ニハサシウツブキ、眞中ヲ指テ射ル矢ヲバ、二振ノ太刀ヲ相交ヘテ、十六マデゾ切テ落サレケル、

〔太平記十七〕立儲君被著于義貞事附鬼切被進日吉事

新田左中將義貞〇潜ニ日吉ノ大宮權現ニ參社シ給ヒテ、〇中略當家累代ノ重寶ニ鬼切ト云太刀ヲ社壇ニゾ被籠ケル、

〔太平記三十二〕直冬上洛事附鬼丸鬼切事

先年越前ノ足羽ノ合戰ノ時、此高經〇足利朝敵ノ大將新田左中將義貞ヲ討テ、源氏累代ノ重寶ニ鬼丸鬼切ト云、二振ノ太刀ヲ取給ヒタリシヲ、將軍〇尊氏使者ヲ以テ、是ハ末々ノ源氏ナンド可持物ニ非ズ、急ギ是ヲ被渡候ヘ、當家ノ重寶トシテ嫡流相傳スベシト度々被仰ケルヲ、高經堅ク惜テ、此二振ノ太刀ヲバ、長崎ノ道場ニ預置テ候シヲ、彼道場炎上ノ時燒テ候トテ、同ジ寸ノ太刀ヲ二振取替ヘテ、燒損ジテゾ出サレケル、此事有ノ儘ニ京都ヘ聞エケレバ、將軍大ニ怒テ、朝敵ノ大將ヲ討タリツル忠功拔群也トイヘ共、サマデノ恩賞ヲモ不被行、觸事ニ面目ナキ事共多カリケル間、高經是ヲ憤テ、故高倉禪門ノ謀叛ノ時モ是ニ與シ、今直冬ノ上洛ニモ力ヲ合テ、攻上リ給ヒタリトゾ聞エケル、

〔梅松論下〕將軍〇足利尊氏其日は筑後入道妙惠が賴尙を以進上申た　し赤地の錦の御直垂に、唐綾威の御鎧に御劔二あり、一は御重代の骨食也、重藤の御弓に上矢をさゝる、

〔紳書一〕一半一中京都將軍の時、評定衆の家、攝津が子孫の家に、世々の宣命幷將軍の御敎書を傳來せしを見候き、〇中略攝津が家代々伯耆の安綱が童子切といふ太刀を傳へ持たりしと也、〇中略

扨彼童子切はいか成故に公方の御寶と成しにや、高田殿〇松平忠直妻徳川秀忠女、の御輿越前に入らせ給ひし時に、御聟引出物にはあらずして、御輿の內に入られて遣されしと也、御守刀との事にや、是より越後の家には傳へられたり、二尺七寸反り高く、目釘穴二ツありき、横手の所に疵あり、童子の首の喰付しあとなど申すなり、

〔明德記〕中一色左京大夫〇詮範ノ裝束ニハ、〇中略四尺三寸ト聞エシ泥丸ニ、三尺八寸黑鞘ノ、太刀二振帶テ、白地ノ金襴ノ大笠シルシヲ內野ノ風ニ吹キ靡ビカセテ、栗毛ナル馬ノ八寸ニハヅミタルニ、白覆輪ノ鞍置テ、金クサリノ馬鎧カケテゾ乘タリケル、

〔應仁記〕三但州合戰之事
此合戰得利オモムキ京都ヘ注進シケレバ、金吾〇山名持豐感ジ給テ、着乘具足ニ御賀丸ト云太刀相添テ、大田垣新兵衛ニ給ニケリ、鹿園院殿〇足利義滿ヨリ被下タル重寶ナリトゾ承、

〔增鏡〕十一今日の日影おなじ〇正應三年三月四日五日のころ、〇中略この事しだいに六はらにてたづねさたする程に、三條宰相中將實もりもめしとられぬ、三條の家につたはりてなまづをとかやいふかたなのありけるを、この中將日比もたれたりけるにて、かのあさはらじがいしたるなどいふ事どもいできて、中院〇通重もしろしめしたるなどいふきこえ有て、心うくいみじきやうにいひあつかふいとあさまし、

〇按ズルニ、鯰尾ハ刀身ノ形狀ニ依リテ名ヅケタルナラン、三代實錄元慶五年四月廿五日ノ條ニ、枝槍、鎌槍、鯰尾槍アリ、共ニ其形狀ニ依リテ名ヅケタルモノナルヲ思フベシ、

〔梅松論〕下建武三年三月二日、辰剋に宗像の御陣を御立有て御向ひ有、〇中略頭の殿〇足利直義は同じく妙惠が進らせたりける、〇中略御劔は篠作、弓箭をも帶せらる、

〔明德記〕上御所〇足利義滿ハ廿六日〇明德二年十二月ノ辰ノ剋ニ一色ノ左京大夫ノ亭中ノ御門堀川ノ宿所

へ御出成ル、家僕ノ御退治ノ御出ナレバ、〇中略篠作ト云御太刀ヲゾ著シ給タリケレバ、〇下略

〔明德記〕中 御所樣〇足利義滿ノ其日ノ御裝束ハ、〇中略累代ノ御重寶ト聞エシ篠作ト云御ハカセニ二銘ト云御太刀ヲ二振ソヘテハカセ給フ

〔應仁記〕二 三寶院責落事

爰ニ紀州熊野ノ侍ニ野老源三ト云者有、〇中略基綱〇武田是ヲ見テ、〇中略捨太刀一ツ受テ見ヨト云マヽ振アゲテ丁ト打ツ、三枚重ノ鐵甲ノ磐石ノ如クナルヲ打破リ、手對シテ七尺三寸ノ御所燒ト云太刀ノハヾキ本ヨリ打折テ、基綱手ヲ失ヒ牛ノタケルガ如ク罔テ飛ノキケレドモ、敢テ追カクル者ナシ、野老源三ハ打居ラレテ目口一ツニ血ニ成テ死ニケリ、

〔重編應仁記〕八 河州正覺寺城合戰畠山政長自害事

今日四月〇明應二年廿八日ノ夜ニ入テ正覺寺ノ城中ニテ、政長最期ノ酒宴ヲ始メ其時城中ニ籠ラレケル葉室大納言光忠卿ヲ始メ參ラセ、一味ノ面々ニ盃ヲ廻ラシ、心靜ニ念佛申シ、車座ニ並居テ各々腹ヲ切ラントス、政長ハ藤四郎吉光ノ脇差ヲ提ゲ、腹ヲ三度切給シニ、三度ナガラ切レザリケレバ、政長大ニ怒テ其刀ヲ投ヤリ給ケレバ、傍ナル藥研ニ當リ、藥研ヲバ裏表二重迄通シケル、其ヨリシテ此短刀ヲ藥研藤四郎トゾ名付ケリ、扨ハ重代ノ名劒ニテ此刀ノ主人ノ死ヲ惜ミケルゾヤト皆人感歎シタリケル、

〔武藝小傳〕五刀術 伊藤典膳忠也

伊藤典膳忠也者、小野忠明子也、傳箕裘之藝、大揚其家名、父忠明賞其精妙、授伊藤稱號幷瓶割刀、蓋瓶割刀者、伊藤景久、三十三度之勝負、所用之一文字刀也、

〔武邊咄聞書〕四 一上杉謙信の太刀に赤小豆粥〇鎌倉行光三尺一寸、川中島にて信玄と太刀打の時の太刀也、竹股兼光、谷切來國俊作也と云て三振有、竹股兼光ハ元來越後老津之百姓是を持山中を通りけるに、雷頻に鳴かゝりし

かば、百姓は刀を拔、切先を頭上にさし上、目をふさぎ居たり、暫して天晴しかば、彼刀を見るに切先一尺計血に成り、百姓の頭も衣も血かゝりて有、雷落懸り此刃に當りて又天へ上りしに無疑と云共、右之血如何成故にや、又大豆を袋に入、市より歸りしに、袋の破より一粒宛大豆こぼれ、鞘に當て二ッ宛に切たり、是を見るに鞘われて刀の刃少し出たり、不思議成靈劒なりとて、竹股三河守是を所持し、後には輝虎の耳に入、則謙信の指料に成たり、弘治二年三月廿五夜、二度目之川中島合戰の時、信玄御內輪形月平大夫ト云者、一兩筒ノ鐵炮ヲ持かまへ居たるに、謙信乘懸彼竹股兼光にて切伏られ、首は宇佐美駿河守定行が郞等塚田傳內討取たり、夜明て甲州衆輪形月が死骸を見るに、元ゟ二ヶ所深手有、皆鐙懸て切先はづれに切付たる跡也、持たる一兩筒の鐵炮を、二の見當の上をはすに切落して、筒先と二ッに成たり、見る者不審して是は何にて切たると語ける、定て謙信彼竹股兼光にて切給ふらん、夜中なれば見たる者なし、此刀景勝代に京へ登せ拵へられ候、一年程にて其刀拵出來越後へ戾る、景勝家老直江山城守、本庄越前守重長、其外宿老共呼寄、彼刀を見せられ、流石京都の水にて研たれば見事に出來たり、さながら新身のごとしと被譽、元の持主竹股三河守此刀を見て、此御腰物は似せ物にて候、取替たるにて御座候はんと云、樣樣吟味有りしに、三河守が曰、彼刀は鎺元ゟ一寸五分上にしのぎに、馬の尾一筋通る程の穴あり指表ゟ指裏へ通たるす穴あり、此穴我ならでは不存と申上る、景勝合點して、竹股三河守を京へ登せ、何となく他國の人に作り立、備前兼光の二尺八寸ゟ三尺迄の實刀を尋る、果して淸水の南坂より持來る、件之竹股兼光の正眞也、此段奉行石田治部少輔三成へ訴へければ、彼取替似せ物を致したる罪人十三人悉顯れて、日の岡に磔に掛る、扨彼竹股兼光を越後へ持歸、景勝の前にて件之しのぎす穴へ馬の尾を通して見せ申候に、景勝を始め諸人稀代の事と感ずる、此旨秀吉公上聞に達し景勝へ御所望有て、御道具に成聚樂へ上る、大坂落城之刻、浪人とりエ和泉河內の間

へ落行たるとの沙汰、秀忠將軍樣之御尋、若持出る輩あらば、黃金三百枚可被下旨被仰出候へ共終に見へざりけるとなん、

〔重編應仁記二十〕公方家南方御進發同御退治御仕置事

松永久秀モ和州退治ヲ承ル事身ニ取テノ面目也ト大ニ悅ビ、彌々信長ノ氣ヲ攬リ追從シテ天下一振ノ名物吉光ノ小脇指ト、又ツクモ髮ト名付ケル名物ノ茶入ヲ奉テ日々信長ニ媚諂フ、

〔淺井三代記十三〕信長卿江州佐和山に來長政と初て對面の事

長政は家重代の備前兼光の太刀、名を石わりといふ一腰、近江綿二百把、同じく國の名物布百疋、月毛の馬一疋、定家卿の藤川にて被遊し近江名所づくしの歌書二冊進上シテ御禮申上る、〇中略今度信長卿へ進上せらるゝ、備前の兼光の太刀は、亮政秘藏せし打物なり、備前守より備前兼光を信長へ送られしは、備前守長政信長の爲に滅亡せられし前表なりとは、後にぞ思ひしられたる、

〔信長公記首〕去九月廿二日大合戰の時、千秋紀伊守景清所持のあざ丸を最後にさゝれたり、此刀陰山掃部助求さし候て、西美濃大柿の並うしやの寺内とて在之、成敗に參陣候て、床木に腰をかけ居陣の處、さん〴〵の惡き弓にて木ほうをもつて、城中より虛空に人數備の中へくり懸候へば、陰山掃部助左のまなこにあたる、其矢を拔候へば、又二の矢に右の眼を射つぶす、其後此あざ丸惟住五郎左衞門所へ廻來、五郎左衞門眼病頻に相煩、此刀所持の人は必目を煩之由風聞候、熱田へまいらせられ可然と皆人每に異見候、依之熱田大明神へ進納候てより卽時に目もよく罷成候也、

〔武邊咄聞書五〕扨秀吉公の御人數、七重八重に天主〇坂本城を取卷候、明智左馬介〇秀俊は、光秀安土の城にて取來候不動國行の御太刀、二字國俊の刀、藥研藤四郎の脇差、〇中略天下の重寶を滅候はん

事無念に候間、目錄相添渡し進じ候、

〔甲子夜話六十九〕林子云キ、頃日豚兒(鉄)寄合阿部大學(モト忍ヲ領シ、近頃白川ニ轉封セル家ノ支流ニテ、五千石ノ家ナリ、)宅ノ文字集ニ赴キシ席上ニテ、ソノ家ノ舊事共ノ話アリテ、池田勝入ガ笹ノ雪ノ刀ヲ見タリトテ、歸テ咄シケリ、此刀ノ其家ニ傳ハレル來由ハ、(永井傳八郎直勝、長久手ノ戰、勝入ヲ討取シ事、世ノ皆知ル所ナリ、笹ノ雪ハソノ時ブン取物ナリ、直勝後封侯セラレ、右近大夫トイヘリ、)永井右近大夫女子ノ中醜女アリテ、年長クルマデ緣談スル人ナシ、大學ガ祖コレヲ聞テ、人ヲシテ永井ノ家ニ緣組ヲ申込ミ、聟引出ニ笹ノ雪ヲ所望ス、右近大夫承諾シテ緣ヲ結ビ、約束ノ如ク引出物セシ故ニ、今ニソノ家ニ傳ハレリト云フ、此頃武邊ノ盛ナルコト、百載ノ後ニ聞テ懦夫モ志ヲ立ベキ許リノコトナラズヤ、愛妾換馬ヨリハ、如何バカリカ愉快ナル故事ニテ、武夫ノ鑑タルベキコトナリト、

〔塵袋八〕一行幸ノ時具セラルヽ大刀契ハ何テイノ物ゾ、大刀契ト云フハ、モノ一ガ名ニハ非ズ、二ノ物也、大刀ト契ト各別ナルヲ一ニ云ヒナシタリ、大刀ト云フハ劍也、タチ也、ソレニ取テ大刀ト節刀トオナジ物ト云說アリ、別ノ物ト云說アリ、江帥(○大江匡房)ハ大刀ノ外ニ、別ニ節刀アルベシト云ヘリ、大刀ノ中ニ靈劍二ツアリ、コレヲ節刀ト云トモ云ヘリ、其說マチ〳〵也、(○中略)村上ノ御記應和元(元當作二)年ニハ、節刀四十餘柄トシルサレタルトカヤ、コレニハオシフサネテ、節刀ト云ベキ樣ニ見エタルニコソ、天德四年、內裏燒亡以後ノ御記也、同キ十月三日、縫殿大允藤文ノ記ニハ、大刀四十八柄、魚符七十四枚、內(金ノ八銀ノ十四ナサ ムルロシミエタリ)銀ノ塗物ノ五十二劍ヲバ內裏燒亡ノ後、溫明殿ヨリ四十四柄、清涼殿ヨリ四柄モトメ出ストシルス、キリサキノ劍、鯰尾ノ劍、イヅレモアマタアリ、ナガキ定二尺五寸ニハ過ズ、其外ハ、或二尺四寸、二尺二寸等也、軍防令云、大將出征皆授二節刀一、注云、凡節者以二旄牛尾一爲レ之、使者所レ擁也、今以二刀劍一代レ之、故曰二節刀一トイヘリ、(○中略)此朝ニ節刀ヲ賜ハル事ハ、元明天皇和銅二年三月、陸奥越後兩國ニエビスアリテ野心アリ、左大辨巨勢朝臣麻呂陸奥鎭

東將軍トシテ、民部大輔佐伯宿禰石湯ヲバ征越後蝦夷將軍ニサダメテキ、此時節刀ヲ賜ハル、〇下略

〔貴嶺問答〕可有追討事依忠文之例、奉大將軍可給節刀云々、件節刀何樣可讀哉、可注給、兼又其體不審也、恐々謹言、

令奉大將軍給、珍重々々、蠻夷定率服歟、抑節刀如此可請歟、節者以施牛尾爲之、使者所擁也、今以刀劍代之、故曰節刀、雖名實相異、其所用者一也、此事見軍防令、恐惶謹言、

〔桃華蘂葉〕節刀事　節刀者雜劒也、其中靈劒有二柄、〇中略靈劒雜劒、合卅四柄之由見天德記、

〔中右記〕寬治八年〇嘉保元年十一月二日庚子、午時許參內、先參關白殿御直廬、付職事說長令申、今日任勘文可納節刀於新作辛櫃、而宗忠一人可納歟、將又他人相共可候歟、〇中略依仰與彼中將向內侍所官行事所、新作辛櫃一合、(長四尺、黑塗中朱漆、無鎖匙、以朱綱結之、件辛櫃樣不謂尋得、但問古老女官等令作也、)相具與彼中將共取出節刀十柄、一々監臨納辛櫃、節刀十柄、(此中有靈劒二柄歟、)劒樣、切鋒八柄、一柄(長二尺五寸五分、左方龍形纔見打界也、左鋒雲形纔殘、鋒二寸許師刃、柄本五寸四分、目貫之穴二、)一柄(長二尺三寸、峰ニ有銘文云、北斗、左青龍、右白虎、此上文摧不見也、中央間有此字許也、後玄、此字以下燒損不見、左龍形纔從目貫下許見、其上虎尾形纔在、柄本六寸、穴一在、)以上二柄若是靈劒歟、殘六柄、(長二尺四寸、但柄本、或六寸、或四五寸等相加也、劒并室不見、)鉿尾二柄、一柄(長二尺四寸、柄本三寸、)一柄(長二尺、柄本四寸、)以上二柄無銘文、以上十柄皆以燒損、納了後以朱綱結固之、于時內侍所博士命婦一人(備後)女官三人(上野、百濟、奈良、)相共見之、其後與中將共參御直廬申納了由、

裏書　件靈劒二柄圖、權中將顯實朝臣所持也、彼家相傳之也、明經博士允亮所抄政事要略(百三十号云々)中詳見之、爲一本書不在他家、而件節刀沙汰之卷隨身直廬、與下官共披閱之處、大略今日所見之古劒二柄相叶也、尤有興、件書之中、天德內裏燒亡時、陰陽師晴明奉勅命、作鎣之由所見也、而安部泰長爲彼末葉、此靈劒之圖、今所獻殿下也、彼中將圖與泰長圖皆以相叶、是爲指南也、

〔律疏職制〕凡用闕契、事訖應輸納、而稽留者、一日杖一百、一日加一等、十日遠流、其節刀驛鈴者、一日笞

五十、二日加二一等、十日徒一年、傳符減二三等一、

〔律疏 賊盜〕凡盜節刀者徒三年、謂皇華出使、關二涉幽明一將軍奉レ詔、宣二威殊俗一、皆執二節刀一、取二信天下一、

○按ズルニ、賜節刀、返進節刀等ノ事ハ、將帥篇ニ、節刀燒損、造節刀等ノ事ハ、帝王部神器篇附大刀契篇ニ掲ゲタレバ就テ見ルベシ、

〔日本書紀 二十七 天智〕三年二月丁亥、天皇命二大皇弟一、○天武 宣下增二換冠一、倍二位階名一、及氏上民部家部等事上、○中略 其大氏之氏上賜二大刀一、小氏之氏上賜二小刀一、

〔古語拾遺〕至二于淨御原朝一、○天武 改二天下萬姓一、而分爲二八等一、○中略 其三日宿禰、以賜二齋部氏一、命以二小刀一、

古事類苑

兵事部三十一

刀劍四

欛

古事類苑

兵事部三十一

刀劍四

〔倭名類聚抄十三 弓劍具〕欛 唐韻云、欛、音覇、和名太知乃豆加、劍柄也、考工記云、劍莖、人所握鐔以上也、今按卽欛也、

〔箋注倭名類聚抄五 弓劍具〕原書桃氏職以其臘廣爲之莖圍、鄭司農注、莖謂劍夾、人所握鐔以上也、此所引鄭衆注文、按西土古劍、莖與身連、一體鑄成、非如後世劍欛以木夾造者、桃氏職可見其制、鄭衆所云劍夾、卽今俗欛木也、以解考工記莖恐非、又按、莊子說劍有夾、據程瑤田說、今之鞘、與鄭氏劍夾不同、說詳鐔條、

〔段注說文解字四 下刀〕刀劍刀握也、謂握持處也、集韻皆云、劍同欛、按弓把曰弣、考工記少儀弣作拊、刀把曰劍、少儀亦作拊、刀卻刃授穎、劍授拊、注穎鐶也、拊謂把也、按穎近拊、拊近刃、故劍外制內異其授、拊與劍音相近、从刀缶聲方九切三部、玉篇字主切、

〔類聚名義抄三〕欛 タチノツカ ツカ

〔日本釋名下 武具〕欛(ツカ) 刀のつかねにて、つかねとる所なればつかと云、鎗長刀などのながきをばゑと云、つかとはいはず、俗說にめいをこむるゆへにつかといふ、此說甚あしゝ、

〔倭訓栞前編十六〕つか 柄をよむは天智紀に見ゆ、刀の柄頭をいふは、たかみの轉じ略せる也、神代紀に見ゆ、倭名抄に欛をたちのつかとよめり、劍柄也と注す、大神宮式に欛柄といふ事見えたり、櫻皮(カバ)卷をいふなるべし、

〔莛響錄上〕大刀柄に俵といふ金物あり、本名いかゞ申候哉、 此義多年不審之故、彼是と相尋候へ

ども分明に相知不申候、然處兵庫ぐさり太刀と申物を見候處、件の太刀さめ柄なり、普通はさめをつぎ合てかため候、此太刀はさめをひろくして、衣服の前を打合せたる如くにして、其重りたる所へ頭の丸き金釘を五本打て、柄のかき金の處へ打付たる物なり、かやうに調候へば水中に置候ても、鮫の離れ申事無之候歟、むかしは總じてさめをか樣に卷たるにや、釘にて打固めたる餘風にて、つぎ合せ卷たるさめにも釘を打たる物歟、其形像に似たる故、俵といふは近世の俗語と相見え候、本名未考、

〔鮫皮精義上〕カイラギ 鰄鮫、カイラゲ直シトモ云、カイラギ合類節用集ニ、梅華皮カイラギ、俗用ニ刀室ノ鮫皮也ト云ヘリ、鰄ハ俗字ナリ、　カイラゲ直しは、脊カイラゲを欄鮫に製したるものにて、即脊カイラゲの地に、其沙皮の背通りの粒を入れたるものなり、粒所に生れはなく皆入鮫にて、地粒とも大きくいやしきものなり、〇下略

〔劍甲新論上〕柄　一柄木ハ柚木堅木ノ類用テ佳ト、厚朴木ニシカズ、常ノ刃引ニテ試シミルベシ、〇中略

柄鮫　一上品ナルヲ撰ム者アリ、又塗鮫ヲ好ム者アリ、共ニ雨濕ニ堪難シ用ユベカラズ、鮫ハ麥漆ニテ著セゴロシニシ、其上ヲ地ヲシテ塗固ルヲ上トス、是ヲ一兩日水ニ浸シ試ムルニ鮫ノ浮ク事ナシ、上ニ云上品ノ白鮫塗鮫ノ類ハ水ニ附テウク事速ナリ、又中古下卒ノ柄ハ細麻ニテマキ、或ハ布ヲキセ地ヲシテ塗タルアリ、常用ノ塗鮫ヨリモ丈夫ノ物ナリ、

一鮫ト柄木ノ間ニ糊アル故、年過レバ蟲生ジテ柄木ヲ損ズル事アリ、心掛アラン士ハ十年又ハ十五年ニ一度柄木ヲ取替テヨシ、著セゴロシ鮫塗ゴメニ仕タルハ其害少シ、

〔本邦刀劍考〕古は刀の柄を卷と卷ざる事　今世は規式時の時は、すべて糸にて柄卷たる刀脇指をさすなり、柄卷ぬ物は無禮の樣になりて用ひざるなり、是等も古の法とは違ひたり、三議一統に云、刀の柄を糸にても革にても卷しは、鐙の上に差べき物なり、尋常の時にももちゐん事然るべ

からずとあり、宗五にも刀の柄を糸にても革にても卷事、陣中にての事なり、烏帽子の時は然るべからずとあり、〔按に刀と云は、今の刀の事にあらず、腰刀鞘卷刀等の事にて、今云脇ざしの類なり、〕又源平戰の頃は、此法令とは違ひしと見えて、柄卷ざる刀を用ひしと見ゆ、〔忠度朝臣最後にさゝれしは、赤木柄に筒金卷し刀とあり、又九郎義經の鷲尾に賜ひし刀も、花櫚木の管に筒金入れし刀と見えたり、〕共に源平盛衰記に見ゆる、是等は戰場なれども柄卷し物にあらず、されば此法令は足利家の時の事ならん、古より定りたる事とも覺えず、然れども禮式に柄卷たる刀を用ひし事古より見えず、堂上にて用ひらるゝ太刀は、細太刀平鞘ともに皆柄卷し物は用ひられず、今の刀脇指の柄を糸にても革にても卷事は、中古合戰の止時なき世には禮式亂れし故、晴の時と差別なく柄卷たる刀を差たる餘風今に殘ると見えたり、今の刀の出來し根本、戰國に出來し物なる故、其時の風俗左もあるべき也、

〔人倫訓蒙圖彙四〕鮫屋。　異國よりわたす柄鮫鞘鮫品々あり、其名はサントメ、チャンハなんど目利有事也、京は二條通、江戸は通町、大坂は高麗橋一丁目にあり、

〔人倫訓蒙圖彙六〕柄卷師。　小脇指の柄に菱卷はもとよりの事、片手胡麻柄等其外卷やう品々あり、

〔國花萬葉記七上武藏〕諸職御公用名匠商人　御柄卷　入江作左衞門

〔國花萬葉記七下武藏〕江府名匠諸職商人　柄卷師　入江作左衞門略○下

〔續一歩集〕柄卷やう、しまりを專一とすべし、當流は小菱片捻を用ふ、兩捻は菱の上すれて切れ易し、又捻りなしは菱流れて振心あしゝ、故に下を捻て上をよせに卷を片捻といひ、世にかひ物なしを好む人あり、不案内なり、かひ物にて菱こけざるなり、又胡麻がら卷ひら卷等の異あり、大菱は近日世上にはやれ共しまり不宜とて、昔は嫌ひしなり、入江友甫といふ御柄卷師に、執政秋元侯、必御指料を大菱に卷ことなかれと仰られしよしは、友甫物がたり有しを聞り、卷かけ引通し

の分ちは、糸の切ぬ爲にも柄首の動かぬ爲にもよければ引通しを用るを可とす、太刀の變じて今の刀となりたるものなれば、太刀は猿手を用る、其替りなれば引通しの理なり、然共一概のことにあらず、よく卷たるは卷かけにても首の動くことなしと云り、近時は大菱流行すれば、小菱はみにくきやうなり、用道利害に拘らず、人心は移り易きものぞかし、

〔御供古實〕一刀の柄卷候事は、御はれの時も又常にも有まじき事に候、卷候事は近代の事に候、

〔峯公覺悟之記〕一ゑぼうしすはうの時、つか卷たる刀は略儀なり、

〔蜷川記〕刀の柄の事　一刀の柄は、御はれの時も卷たるは略義に而候、卷たるは事に依候べし、〇中略

太刀の柄足合などの卷候糸の色の事　一なに色にても卷候也、

〔承久軍物語　一〕こゝにふしぎあり、しやうぐん〇源實朝車よりをり給ふとて、ゆうけん〇一本作二太刀柄一のつかのくるまのてかたに入たりけるを、志らせ給はで、うちおらせ給ふこそあさましけれ、志かるに仲章くるしうも候まじとて、木をゆひそへてぞまいらせける、

〔太平記　十七〕北國下向勢凍死事

河野、土居、得能ハ三百騎ニテ後陣ニ打ケルガ、〇中略兵ハ指ヲ墮テ弓ヲ不レ控得、太刀ノツカヲモ拳得ザリケル間、腰ノ刀ヲ土ニツカヘ、ウツブシニ貫カレテコソ死ニケレ

〔備前老人物語〕一ある人のいひしは、世の中の體をみるに、大かたは刀脇差の柄はよごれ見ぐるしく、足袋などはあたらしきを用ふ人多し、事ごと物ごとに此體あるべし、心つくべき事也、恥かしき事也と、

〔藩翰譜　四上本多〕ある人のいひしは、上野國新田の庄に、ふるき目貫髮搔小刀の柄に、葵の丸の紋あり、これに因て思ふに、葵の丸は初より新田の家紋にやあらんといふ事あり、是また一說なればこ

こに附す

〔武具要説〕刀之柄之事　一橫田備中守申分、刀の長短によらず、七寸より內の柄は惡く候、長きが能とて八寸より上の柄もあしく候、長く仕候とても、柄さきを取て、打合る、物にては無御座候、柄さきを取て打候へば、當る所も弱きものに而御座候、然ば長きも詮なき事にて御座候、又短き柄も鍔本を取ても、柄先を取たるも、同前に罷成候、握たる左右の手合少もすき候へば、打太刀少も延不申候、當りも惡敷物にて御座候、しかと手に不逢者が、柄一尺にして手合をあけて振るがつよみにて、當りも能きなど、申候は可笑事にて御座候、長き刀は間をのばして當るが肝要にて候得共、打所がのびねば短き刀も同前に候、長き所の詮無御座候、柄長ければ第一馬の乘下り裝のした、何とも指にくき物にて御座候、〇下略

〔古語拾遺〕至於長谷朝倉朝〇雄略　秦氏分散、寄隷他族、秦酒公進仕蒙寵詔聚秦氏賜於酒公、仍率領百八十種勝部蠶織貢調、充積庭中、因賜姓宇豆麻佐、言積埋益也、所貢絹綿軟於肌膚、故訓秦字謂之波陀、仍以秦氏所貢絹纒祭神劍首、今俗猶然、所謂秦機織之絲也、

〔倭名類聚抄〕十三弓劍具　鮫皮　本草音義云、鮫魚皮、鮫音交、和名佐女乃加波、裝刀欛也、

〔世俗淺深秘抄〕下　一細劍柄、尋常鮫也、然而加倍良木常事也、

〔飾抄〕中　一野劍　大將內裏燒亡帶此劍事　保延四二廿四、內裏燒亡、自東三條行幸白河殿、予〇顯長帶野劍、羊鞘、蒔繪、鮫柄、〇略　鮫柄有組伏龍

〔玉海〕治承二年十一月十二日辛未、辰剋頭中將告送云、中宮有御產氣者、〇中略　今度可被獻之御劍、〇中

〔康富記〕文安元年八月十三日己未、參伏見殿、宮御方樣𠈓書御讀也、〇中略　欲退出之處、於番衆所被出御一獻、綾小路中將有俊朝臣、藏人政仲等被相伴、中樣自御前被召有俊朝臣已下、被下御劍、羽林持

來、被仰云、今日論語講談一部了、珍重被思召、爲殊更被下御劍之由、宮御方樣仰也云々、予給之令頂戴者也、梅花枝之柄塗鞘金覆輪也、

〔飾抄中〕一黑漆　諒闇帶之、〇中略劍柄白佐女如常、重服〇中略柄黑佐女云々、保元二十一廿八、中山曰、劍柄黑佐女、

〔義經記七〕判官北國落の事

北の方〇中略されば人の御德にならはぬふるまひをさへして下らんずると、おもふなり、はや夜もふくるに、とく〳〵と仰られければ、〇中略赤木のつかの刀にだみたるあふぎさしそへ、〇下略

〔源平盛衰記三十六〕鷲尾一谷案内者事

汝ヲバ鷲尾三郎ト云ベシ、名乘ハ我〇源義經片名ニ父ガ片名ヲ取テ經春ト付ベシ、片岡ト同名ナレ共、多キ人ナレバ事カケジ、只今烏帽子親ノ引出物トテ花櫚木ノ管ニ白ク金筒ノ金入タル刀ニ、鹿毛ノ馬ニ鞍置テ、赤革威ノ甲冑小具足付テ給タリケリ、

〔五武器談源平盛衰記〕刀の柄も鞘も、クハリンといふ木にて作りたる也、筒金は鞘に金の輪を二所入る也、一所の筒金にはくりかた下緒通し也をかねにて作り付にする也、一所の筒金には折りかね今さかつのと云物也をかねにて作り付にする也、柄にも筒金入る也、此刀といふは腰刀なり、

〔長門本平家物語十六〕平家の侍越中前司盛俊が首ぞや、正しく則綱〇猪俣これを討たり、證人に立たまへ殿原とぞ申ける、かの刀は浪平が作也、つかには桑と竹とを合せたるとぞ聞えし、

〔小大君集〕此おなじ人〇光朝なをしすがたにてきて、こよひはうちのとのゐなり、これをきたれとて、まきゑのさやに、ぢんのつかさしたるかたなをきていぬるが、三日ばかりをともせざりけるに、〇下略

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

相國〇平清盛ハ素絹ノ衣ヲ著、尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ蛮。柄。ノ刀サシ、

〔飾抄中〕一蒔繪瑠。璃。柄。劍 保安四三廿九、臨時祭、攝政〇藤原忠通金作樋劍蒔唐草瑠璃柄也、瑠璃水精柄不レ用二騎馬一事 康平三四十二、土御門、齋院入二紫野一、新大納言師實勤仕前駈一、紫檀地村螺鈿、中鶯蒼飛、鮫柄、殿下〇藤原頼通仰曰、騎馬之時不レ用二水精瑠璃一者也云々、仍今日用二此劍一、

〔世俗淺深秘抄上〕一騎馬日、不レ帶二水精柄劍一、是秘藏事也、

〔時信記〕天承元年十二月十八日辛巳、新藏人忠重云、晝御座御劍鞘金物石突被二拔取一了、〇中略或人云、被レ置二晝御座一御劍水文蒔繪麒麟螺鈿鮫皮柄也、不レ被レ置二銀燒子柄一云々、

〔類聚名義抄八刀〕劍。莖。タチノカフト

〔刀劍略説〕一欛頭 是劍甲トテ柄ノカシラナリ、〇中略按ニ、今世欛ヲ巻ニ、巻懸引融ノ二様アリ、巻懸ト云ハ、柄糸ヲ劍頭ノ上ヘ纏ヒカケテ巻ヲ云、引融トハ、劍頭ノ中ヘ柄糸ヲ曳透シテ巻ナリ、各好キヌルト云ヘドモ、古實ハ引融ナルベシ、劍甲劍頭ト云類ハ、各太刀ノ頭ナリ、然レバ巻懸ルノ事ハナキ筈ナリ、

一緣 欛ノ緣ニアル金具ナリ、フチト云ハ淵ノ義ニテ緣ト云ト同ジ、凡ソ家屋ノ端ヲ緣ト云ヒ、衣服ノ端ノ布ヲ緣ト云横幅ナリ、河ノ緣ヲ淵ト云ヘルト同ジ、具サニ云ヘバ緣金具ナリ、

〔三議一統大草紙〕一刀見物之事、取て先差表をみるに、帶がねより柄がしらの小尻まで見極て捻返して、はむきを鞘じりよりつかがしら迄見、扨右に立て下緒を見下してはうびすべし、〇下略

〔窻の須佐美二〕高田〇榊原封地の臣とやら、いまだ若年の士、寛延三年九月廿四日、愛宕下にて人の込中を過るとて、他家の士にゆきあたり、刀の柄頭にて額をうちければ、大に怒り詈りけるほどに、

〔三議一統大草紙〕ぬき太刀刀御目にかくる事、たとへば左にて甲金を把、柄をつよく持、右にて目

柄口

貫よりはしを持て、人の左の方へ刃のなり、しかも切先のなびくやうに渡す也、

〔春記〕長暦三年十一月四日辛卯、此間自内(○後朱雀)有召、仍參入、被仰云、寶劍柄方乃加不止乃固乃釘乃片方拔落了、是先日事也、仍假以糸結之也、件物永代之寶也、猶以釘可新固歟、如何、此由今明間示關白(○藤原頼通)幷右大臣(○藤原實資)可令定申之者、予(○藤原資房)即退出、申金吾、命云、延木御時有被改寶御宮結事、頗可准也、但彼覆物外也、是以凡銀新加入尤有憚歟、只以糸可結也、抑先申關白殿可左右也者、六日癸巳、少將參內候御前、奏寶劍落失釘事、右府被奏云、件劍是神物也、不知其初者也、今以凡銀新作加尤有憚、神鏡不加金之例也、只以糸能結尤可吉也、內侍可結也之由奏之、有可許、

〔古今著聞集(十五闘諍)〕靜賢法印のもとに馬允なにがしとかや、ゆゝ敷力つよくけなげ有男有けり、或時こともあらぬ小冠と雙六をうちける程に、口論をしあがりて、此小冠を引寄てへその下をつきてけり、柄口迄つきたりければ、いきごとすべくもなかりけるに、(○下略)

〔太平記(十八)〕金崎城落事

義顯(○新田)感涙ヲ押ヘテ、加樣ニ仕ル者ニテ候ト申モハテズ、刀ヲ拔テ逆手ニ取直シ左ノ脇ニ突立テ、右ノ脇ノアバラ骨二三枚懸テ搔破リ、其刀ヲ拔テ、宮(○尊良親王)ノ御前ニ差置テウツブシニ成テゾ死ニケル、一宮聽テ其刀ヲ被召御覽ズルニ、柄口ニ血餘リ、スベリケレバ、御衣ノ袖ニテ、刀ノ柄ヲキリキリト押卷セ給テ、(○下略)

〔古事記(上神代)〕伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頸、(○中略)集御刀之手上血、自手俁漏出所成神名、(訓漏云久伎)闇淤加美神、(淤以下三字以音、下效此)次闇御津羽神、

〔古事記傳(五)〕手上は多加美と訓べし、書紀に劒頭と書て、今云柄なり、又書紀神武卷に撫劒、此云都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢とも見え、又劒柄と書て多加比と訓る處もあり、其は美を後に比と云ひ成るなり、(○中略)万葉九(三十五丁)に燒太刀乃手預云々とある、この預字をも(一本に頴とあるに依ば借字なり、)

鐔

師〇賀茂眞淵 は頭の誤として多加美とよまれき、

〔日本書紀 一神代〕天照大神素知其神〇素戔嗚尊暴惡、至聞來詣之狀、〇中略 振起弓彇、急握劔柄、

〔釋日本紀 六述義〕劔柄 先師申云、案風土記、日向國宮崎郡高日村、昔時自天降神、以御劔柄置於此地、因曰劔柄村、後人改曰高日村也、

〔日本書紀 三神武〕戊午年五月癸酉、軍至茅渟山城水門、〇中略 時五瀨命矢瘡痛甚、乃撫劔而雄誥之曰、撫劔此云都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢 慨哉大丈夫、〇中略 被傷於虜手、將不報而死耶、

〔古事記 中神武〕爾大伴連等之祖、道臣命、久米直等之祖、大久米命二人、召兄宇迦斯、〇中略 即握横刀之手上、矛由氣以音此二字 矢刺而、追入之時、乃己所作押見打而死、

〔古事記 下清寧〕弟〇顯宗 將僞時、爲詠曰、物部之、我夫子之、取佩、於大刀之手上、丹畫著、其緒者、載赤幡、〇下略

〔萬葉集 九雜〕見菟原處女墓歌

葦屋之、菟名負處女之、〇中略 燒大刀乃、手頴押禰利、〇下略

〔節用集 波刀〕鐔 飾

〔書言字考節用集 七器財〕鐔 刀飾

〔和漢三才圖會 二十一兵器〕欛 鎺金 正字未詳 鐔際鞱刀腐令鐔不損、又如脚鎺布、故名之、有下鎺上鎺之二重、

〔日本釋名 下武具〕刃帶金 刀の刃にはくかね也、鎺にはく鎺布のごとし、

〔劍甲新論 上〕鐔 切羽 一突掛鐔、一枚鐔、二枚鐔ノ製アリ、切羽モ品類多シ、此二物別テ得失ナケレバ心ニ任スベシ、但金銀ヲ用ユベカラズ、

〔刀劍記 上〕一鐔は凡高サ八分半を幷とす、此餘好次第の事、

〔源平盛衰記 二十九〕平家落上所々軍事

切羽

行近〈○根井小彌太〉馬ヨリ飛下テ、太刀ヲ拔テ打テ懸ル、景高〈○飛驒太郎左衞門〉大音揚テ云ケルハ、骨ヲバ苔ノ下ニ埋共、名ヲバ後代ニ傳ヌベシ、人ナヨセソ、勝負ハ二人ト云ケレバ、行近子細ナキトテ切合タリ、兩人好處ナレバ源平人ヲバ不レ寄ケリ、丁ト切バ、ハタト合セ、ハタト切バ丁ト合ス、一時ガ程戰ケルニ、景高脛巾金(ハゞキカネ)ヨリ太刀打折テ、白砂ニ落、

〔書言字考節用集 七器財〕接葉(セツハ)〈刀飾、或作二切羽一、〉

〔和漢三才圖會 二十一兵器〕欛　切羽(セツハ)〈正字未詳〉　鐔表裏飾二薄金各二枚一、各曰二大切羽、小切羽一、

〔刀劍略說 一〕切羽　鐔ニ副テ刃ヲ塞(セク)、金物ユヘ塞刃(セキハ)ナリ、切羽ト書ハ假名書ナリ、塞トハ水ヲ堰留事ニテ、刃ヘ流ル血ヲ欛ヘ汚サジトテ、刃ノ血ヲ塞トムルノ義ナリ、

〔軍用記 四〕太刀〈○卷未〉の事　大せつぱ二枚は鍔より少し小さし、形はつばの形なり、是も赤銅になのこを打、家の紋をちらす、又は何にてもちらし付る、紋は金也、ふくりん有、　小せつぱ四ッ、其內二ッは金、二ッは銀、如此色を替べし、　さゝらせつぱは、赤銅たるべし、小せつぱと色をかゆる也、さゝらせつぱは大さ小せつぱに同じ、あつさは小せつぱを四枚重ねたるほどの厚さにして、廻りに竪に五六厘ほどづゝのふとさに菊座のごとくきざみめを付る也、さゝらせつぱは金銀の小せつぱの間に重ぬる也、〈○中略〉　太刀はかせ申樣、おびとりを兩方共に鐺の上帶の間へ上より下へとうし、其端を足間へ引いだして、二の足のかたはうしろへ廻し、一の足の方は前へ廻して、右脇にて結びて、其餘りを三ッ折のごとく組て、をしかひ置べし、上帶に足間の所當る也、少前さがりに太刀を付る也、〈○下略〉

目貫

〔類聚名義抄 九革〕韈(メヌキ)

〔書言字考節用集 七器財〕韈(メヌキ)〈刀飾〉碼〈同〉瑙、目〈同〉貫、〈俗字〉

〔和漢三才圖會 二十一兵器〕欛　目貫(メヌキ)〈女招岐、正字未詳、〉　劒首兩面以二金鐵一作二物象一飾レ之、　廣博物志云、龍生二九子一、

猜牢好鳴鐘鈕之獸、睚眦好殺刀頭之獸、〈餘見于龍之下〉蓋目貫卽睚眦之表儀乎、

〔千加屋草十〕一目貫の事、いにしへは元目釘の上へ押へにしたるもの也、延喜式抔に目貫の穴へ打と有、其目釘のぬけざる爲の押へなり、今は目貫と目釘は別にして目貫のやう詮なし、

〔刀劍略說〕一目貫　和訓字ノ如シ、然シテ古實ト今制ト異ナリ、古ニ目貫ト稱セシハ、今制ノ目釘ノ事ナリ、今制ノ目貫ハ古ノ目釘ノ甲金ナリ、然ルヲ近代ノ制造、其目釘ノ甲金ナルモノヲ目貫ト稱シテ、欛糸ノ中ヘ卷コメ、剰ヘ表裏ト上ゲ下ゲ入違ヘテ用ユ、是欛ヲ執テ鬪トキ、掌中ノ意ヲ能センン爲ナリ、故ニ目釘ト云モノヲ別ニ竹ニテ削リ打ナリ、古代ノ目貫ハ柄ノ表裏ト同位ニ合セ、一方ハ管ヲ制テ是ヲウチ、一方ハ突ニシテ牝牡ノ機巧ヲナシテ、相互ニ拵居ルモノナリ、然シテ其甲ノ金具ニ、或ハ獅子、或ハ龍、或ハ家ノ文ナドヲ彫物ニシテ裝リシナリ、延喜式ニ餅形トアルモ是ナリ、〈中右記ニモアリ〉賴朝ノ加藤次景廉ヘ遣ヲレタル義朝ノ長刀ト云モノニハ、銀ノ小蛭卷シテ目貫寶螺ヲスカシタリト盛衰記ニ見ヘタルモ、目貫ノ甲ノ彫物ナリ、古事談ニ、赤柄刀ノ麻布多岐ト有モ、目貫ノ穴ヲ覆ヒフサグユヘ、目塞ト云ヘルナリ、上古ノ言葉、穴ノ事ヲ目ト云、猪ノ目、蟇目、又秋風ノ吹ニツケテモ、穴目々々ナド皆穴ノ事ナリ、盛衰記ニ筒井淨妙ガ敵ノ冑ヲ打破テ太刀モ堪エズ、目貫穴ノモトヨリ折ニケリト、又太平記ニ多治見ガ宿所ヘ討手ノ向ヒシトキ、家ノ子小笠原孫六ト云モノ、言葉ニ、六波羅ヨリ早討手ノ向ヒ候ヘバ、面々太刀ノ目貫ノ堪ン程ハ、切合テ腹ヲ切レトゾ下知シケル事ナド、古ヘハ目貫ト云シハ今ノ目釘ナル事ヲ知ルベシ、〇中略

按ニ、今目貫ノ裏ニ曰如此ナル突ノアルハ、古ヘノ牝牡ニテ、拵合セタル遺制ナリ、〈上中品マデハ、スベテ此突アリ、下品ノモノニハ略シテ作ラヌナリ、〉

〔續一步集〕目貫、上代の太刀皆目貫表裏一所に打たるものなり、然るに表裏一所に打てば、其所高

くなりて手の內あしき故、後世の人引わけて二所に用たり、目釘の固めにはならね共、糸のこけてよらぬため振り留の手心もよければ也、

〔刀劍問答〕古目貫といひしは目釘の事也、目とは穴の事也、穴をつらぬく故目貫と云也、古は目釘の頭に、鳥獸其外しな〱の形を作り付て、目釘穴にさして今一方よりも同形に作りたる物をあて、あなをふさぎ置くを目貫と云、今は目貫をば遙に上の方に付て、別に目釘と云物を作りて穴にさすなり、古とは大に違たる也、

〔軍用記四〕太刀卷〇糸の事　目貫の形、家の紋又は何にても好みに任すべし、目ぬきは表うら兩方同じ通りに打なり、目貫のしんをふとくして則目針に用ひ候也、但しさしうらより打也、さし表の目貫は目貫穴をおゝひふさぐなり、

〔雍州府志七土產〕雕鐫物　後藤祖祐乘得雕鐫之巧、凡小刀柄髮搔目貫是太刀刀一具之飾、而是謂三所物、不可一物而缺之者也、一所雕刻花木、則兩所又相同、自祐乘至宗乘光乘、爲巧手、特光乘與狩野越前守元信居處相近交接又親、光乘欲雕花草或鳥獸、則先令元信畫其物、然依其樣而摸之鐫之、元信畫工之傑出、而任越前守、〇中略　祐乘所作之三所物價至黃金三十枚或五十片、其內赤銅魚子上雕人形鳥獸爲上品、草木次之、凡地紋有細點如魚子、是稱奈々古、

〔國花萬葉記七下武藏〕江府名匠諸職商人　目貫師　辻源右衛門南まき丁　奈良七兵衛鍛丁

〔長門本平家物語二十〕宗遠太刀をぬき首をうつ、その太刀中より打折ぬ、又うつ太刀も目貫よりをれにけり、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附頼政最後事

平家ノ方ヨリ、惡キ法師ノ振舞哉、サノミ一人ニ多者討レタルコソ安カラネトテ、シコロヲ傾テナガヘヲ指出タル兵アリ、明春〇筒井淨妙是ヲ見テ、面白シ東門五色ノ熟瓜ゾヤトテ、甲ノ鉢ヲ打破

テ、喉笛マデ打サカント打タリケルニ、太刀モコラヘズシテ目貫穴ノモトヨリ折ニケリ、

〔太平記 一〕賴員回忠事

孫六〈○小笠原〉内ヘ入テ、六波羅ヨリ打手ノ向テ候ヒケル、〈○中略〉早面々太刀ノ目貫ノ堪エン程ハ、切合テ腹ヲ切ト呼テ、〈○下略〉

〔武將感狀記 七〕一美作ノ大守森内記長繼ノ士、高木右馬介ハ臂目ノ下ヨリ胸ノ毛マデ聯リ、長六尺許ニテ力數人ヲ兼タリ、指サキニテ鐵ヲ柱ニアテ、四五文ヅヽ推コミタリ、アル時タメシ者ヲ切ニ、目。釘。穴。窄ク目。釘。竹。ハ穴一倍大ナリケルニ、目釘竹ヲ取テ目釘穴ニアテ以指推之ニ、目釘竹ノメグリ削ガ如クニカケテ目釘穴ノ裏迄透リタリ、以鐵槌打ドモ入ベキ物ニアラズ、力ノ程分限ヲナシ難シト、其友塚田新介語之、

〔拾遺和歌集 十神樂〕しろがねのめぬきのたちをさげはきてならのみやこをねるやたがこぞ

〔世俗淺深秘抄 下〕一近衞次將隨身卿裝束革、於足目拔者、左ハ紫革右靑革也、

〔古事談 二臣節〕件景家〈○肥前守〉水干裝束之時ハ無雙、布衣之時似田舍五位、束帶之時ハ諸人咲之云々、常ハ小鳥柿ノ水干無文袴紅衣ヲ著テ赤柄ノ刀ノ、マフタギニ貝摺タル差テゾ家中ニハ居タリケル、

〔武器考證 九〕マフタギトハ目貫ヲ云也

〔今昔物語 二十六〕山城國人射兄不當其箭存命語第廿四

今昔、山城國□ノ郡□ノ鄕ニ、住人兄弟有ケリ、〈○中略〉兄ハ戸ヲ開テ出ルニ不思懸弓ノ音ノ近ク爲ニ合テ、箭ノ來テ我最中ニ立ト思フニ、チウト鳴テ外ヘ返ヌレバ、迷テ急ト返リ入テ戸ヲ閉ヅ、奇異ク物モ不思テ見レバ、早ウ我ガ前ニ差タル刀ノ、間塞ニ貝ヲ摺タリケルニ、箭ノ高見ダリケルニ、摺樣ニ當テ返ヌル也ケリ、

勁厰

〔成氏年中行事〕一公方樣御發向事、○中略公方樣○中略御劒ハ大食、御腰物牛目貫、仍御劒役人被ㇾ補ㇾ申ハ廣股寄何モ御重代也、

〔武功雜記七〕一石田治部少輔落行躰、家來一人モ不ㇾ付、大勢ノ中ヘ紛入行所ヲ、田中傳左衞門見知、詞ヲカケ捕候、○中略治部少一尺二三寸ノ放シ目貫ノ脇指一ツサシ、柿帷子ヲ一ツ著シ、ウチガヘニ米五合程入、腰ニ付被ㇾ居候、脇指ノ目貫金ノ駒也、ウラ目貫ナシ、傳左衞門ヘ治部少咄ニ、一人家來不ㇾ離付マトイ候ニ、裏ノ目貫ヲハナシ取セ、大坂ノ城ヘハイリ候ヘ、アレニテ彼目貫ヲ合可ㇾ申トテ、手印ニ取セ候ト咄被ㇾ申候、○下略

〔安齋隨筆前編六〕一俵目貫　橘嘉樹云、衞府の太刀俵目貫は武家のみ用る歟、堂上には不ㇾ及ㇾ見、近世の制なるべし、本は花菱などを用ゆ、是柄に鮫皮を纏ひて、鮫皮のはね上らぬやうに留て置鋲なり、目貫にはあらずと云、　貞丈云、一名花粧目貫と云、俵に限らざる總名なり、目貫にあらず、本名あるべけれども不詳、

〔安齋隨筆前編九〕一大刀ノ空目貫　衞府ノ大刀を始め、柄を糸にて卷ずして、鮫皮をきせたる太刀の柄に、刃の方に合せて小ク花菱又菊花又梅花等の形の金物を並べて打ツを空目貫と云、或は米苞コメダハラ形を作りたるを、タハラ目貫と云、是も空目貫也、空目貫と云ハ、柄に鮫皮をきせて其鮫皮の合せメを重ねて、其合せメの上に重ねたる皮の端のハネアガラヌ爲に、釘を並べ打て置也、其釘の頭を花菱其外さまざまの形を作る也、一名花粧目貫とも云、タハラの形を用るハ、今世武家に用る衞府の太刀にあり堂上ニハなし

〔倭名類聚抄十二冠帽具〕擽鬢厰　文選云、勁厰理ㇾ鬢、李善曰、通俗文、所ㇾ以ㇾ理ㇾ鬢謂ㇾ之厰ㇾ也、厰音盧、釋名云、導音盜導也、所ㇾ以導ㇾ擽鬢ㇾ髮也、或曰擽鬢、擽音歴、和名加美賀岐、

〔箋注倭名類聚抄四冠帽具〕所ㇾ引嵇康養生論文、注鬢原書作ㇾ髮、此作ㇾ鬢恐誤、按說文荔艸也、似ㇾ蒲而小

根可作叡、○中略北堂書鈔引東宮舊事云、太子納妃、有漆畫猪蹏叡大小三枚、則知叡、雖所以理髮、然非加美加岐也、釋名叡帥也、帥髮長短皆令上從也、亦言瑟也、叡髮令上瑟然也、又按、叡拭也、爲帥髮具名者轉註也、原書囊作導、无導也二字、恐非、原書髮下有使入巾幘之裏六字、廣本曆作歷、按廣韻云、歷或作曆、按古只有歷、无曆、後人律曆从日、以別經歷字也、昌平本下總本有和名二字、源氏物語眞木柱卷、榮花物語初花卷、謂之加宇加伊、卽加美加岐之一轉也、按今俗婦人首飾有加宇加伊、蓋所以拘髻令不亂者、卽是簪、非叡導之類、宜呼加无左之、今俗呼加无左之者、插頭花之屬、蓋加邪之也、

〔倭訓栞前編加六〕かうがい　髮搔の義也、倭名鈔に擽鬢叡かみかきとみえて、かうがいは其音便也、本草に搔頭尖ともみえたり　刀に副るかうがいも同物なるべし、寝覺記に、守刀よりかうがい拔て鬢つくろひしと見えたり、古へ髮を括り上てかうがいにて留たり、兜鍪など著る時は髮を亂し、其かうがいを太刀にさす也とぞ、

〔渡邊幸庵對話〕一笄、唐にては供養するに晒首を百も千も集て積重て、其內笄を以耳を通すに能通事を上智とす、故に是を上にする也、此時笄を用ゆ、和朝にて用方は、軍場にて首を笄にて耳を通し、其笄の曲りたる所に緖を付て引通しくゝりて持申爲に笄を用ゆ、其外用ひかたは軍陣にて握飯をさし喰申爲、菰かます抔拵申に繩を通すによし、幕の綻たるを早速綴申によし、第一の入用笄の納所秘事口傳、只今の笄と違ひ、古は笄の先曲ゲ申候、當代は刀の鞘に指申候故に、先の方を尖し申候、昔のは口傳の通り故に、先の方も曲ゲ申候とて取出し見せ被申候、

〔千加屋草九〕一刀にさすわりかうがいの事古は男の髮永くくゝり上て、常はかうがいにてとめたり、兜抔著る時髮をみだし、其かうがいを太刀にさす樣に拵へたり、ゆへにかうがいの名殘れり、其故を不知人かうがいの事色々說あり、又先を耳かきの樣にしたるはまつたく耳かき

に非ず、惡馬に乘時用る具也、〇下略

〔刀劍略說〕一笄　本髮搔ナリ、カミカキノ音轉ジテ髮搔(カウガイ)ト云ナリ、〇中略今世割笄ト云モノアリ、後世賤ク工ミ作リタル物ニテ、古髮搔ノ本意ニ非ズ、因テ古物ノ笄ニハ、割笄ナド云モノハ無キ事ナリ、

〔刀劍記上〕一笄、凡長六寸七八分より七寸餘迄を幷寸とす、

〔十訓抄十〕大納言行成卿〇中略まほり刀よりかうがい買取て、びんかいつくろひて、〇下略

〔今昔物語二十四〕於爪上勁𦉘返男針返女語第四

今昔、〇中略右近陣ニ□ノ春近ト云舍人有ケリ、鞆ヲナム極ク微妙ク蹴ケル、其春近ガ後ノ町ノ井ノ笛ニ押懸リ立テ、若キ女共ナドノ數有ケルニ見セムト思テ、鞆ヨリ勁𦉘ヲ取出テ、手ノ爪ニタテヽ、井ノ上ニ差出テヽ、四五十度許リ返シ立ケルヲ、人集テ此ヲ見テ、興ジ感ジケルコト無限シ、

〔源氏物語三十一まき柱〕姫君ひはだ色のかみのかさね、たゞいさゝかにかきて、はしらのひわれたるはざまに、かうがいのさきしてをしいれたまふ、

今はとてやどかれぬともなれきつるまきのはしらはわれをわするな

〔武器考證十三〕貞丈云、右のかうがいのこと、諸注に何の說もなし、愚按に古代の宮女は皆垂髮にて、頭にかうがいさす事はなし、右のかうがいは守刀にさしたるかうがいなるべし、婦人も側に守刀あるべし、十訓抄ねざめの記などに、行成卿ふところより守刀のかうがいぬき出して、鬢かきつくろはれしと見へたり、源氏物語の作者紫式部も行成卿も同じく一條院の御代の人也、其頃既に守刀にかうがいさす事ありしなれば、物語にも書るなるべし、

〔常山紀談十三〕義弘〇島津近江の甲賀にかゝり、老翁一人案內者にして道しるべさせ、伊賀の山路

を經て上野まで行著れたり、〇中略さてそれより奈良に出、かの老翁には刀にさし添られし赤銅の笄をあたへ、此をしるしに必薩摩に來れ、今度の勢に報せんとて、大坂に至り船に乘、鹿兒島に歸られけり、〇中略彼老翁薩摩に行ばやとおもへども、道遠ければ空しく過しに、程經て人にいざなはれ、鹿兒島に行て笄を出しければ、などとく來らざりしぞとて、さま〴〵饗し黃金五百枚あたへ、いざなひし人にも黃金あまた與へて人を添ておくり返されけり、

小柄

〔刀劍略說〕小刀小柄　今小サ刀脇差等ヘ笄ト等ク挾加フ、是何ノ用タル事、又其始テ用シ頃ヲ考ヘ得ズ、然レドモ小柄ニ祐乘ガ作ルモノアレバ、東山殿ノ頃ヨリ早此品ハ有ケルナラン、猶後日ニ考尋ベシ、

〔秦山集雜著甲乙錄六〕小柄笄古皆用木竹、用金鐵起于中古、

〔刀劍記上〕一小柄長大方三寸二三分、幅四分半、是より細きを差牛と云、〇下略

〔幕朝故事談〕諸侯　遠藤和泉守小柄二三本こしらへ、有章院樣〇德川家繼へ上げ候處、眞鍋越前守詮房御幼君樣へ獻上に、小づかと云は、餘り不心付の義なり、一位樣〇桂松院御聞被遊候はゞ御氣にかけさせらるべし、早々御返しの由被申上候、

鐔

〔倭名類聚抄十三弓劍具〕鐔　唐韻云、鐔音尋、一音潭、和名都美波、劍鼻也、

〔箋注倭名類聚抄五弓劍具〕昌平本下總本有和名二字、神代紀同訓、今俗急呼都婆、廣韻同、按說文、鐔劍鼻也、孫氏蓋依之、又按、莊子說劍篇釋文云、鐔三蒼云、劍口也、徐謂劍環也、司馬云、劍珥也、程瑤田曰、劍鼻謂之鐔、鐔謂之珥、又謂之環、一謂之劍口、有孔有口、視其旁如耳然、曰珥、面之曰鼻、對末言之曰首、程氏所擧皆鐔別名也、程瑤田又曰、劍之名物見於莊周書、凡五事、曰鋒鐔脊鐔夾、據其所次者言之、則鋒者其耑也、鍔者其刃也、脊者身中隆者也、鐔者其首也、夾次鐔後、繼夾後遂言包裹、則夾者其室也、夾爲室、鐔爲首明矣、釋文、司馬彪曰、夾把也、先後鄭氏亦並以人所握者爲夾、是謂莖外著木、

如今之刀劍柎者、古劍无是物也、戰國策、馮煖彈劍鋏、歌曰、長鋏歸來、鋏爲劍室、故呼長鋏、劍把安得謂之長乎、段玉裁曰、鐔者劍鼻、設璏處也、璏見說文玉部、印鼻劍鼻爪鼻、皆謂鼻者、鼻猶初也、始生子爲鼻子、然則鐔是劍莖耑環、如今俗頭金呼鼻毛通之類、非都美波也、漢書匈奴傳玉具劍註、孟康曰、標首鐔衛、盡用玉爲之也、師古曰、鐔劍口旁橫出者也、衛劍鼻也、衛字本作鏡、其音同、卽說文璏也、孟顏鐔衛並擧、師古又狀鐔云橫出、則似顏意以鐔爲都美波、故神代紀訓鐔爲都美波、源君亦從之也、然據程段二說、顏氏之言蓋誤、又按經國雄略云、大刀式、橐廣三寸五分、長四寸五分、又云、箏鐔者、刃下數寸施小小鐵盤、所言橐、及鐵盤、蓋是間都美波也、又按、考工記臘首與身莖連同一物、秦漢以後劍莖納木柄中、故別造臘首、至裝之時施之、所謂劍具、漢書有玉具劍檦具劍是也、然則臘是都美波之權輿也、

〔下學集器財下〕鐔ツバ鍔ツバ二字義同、太刀具也、

〔日本釋名武具下〕鐔　日本紀神代卷につみばとあり、順和名抄にもつみはと訓ず、つみはとめ也、敵の刀の刃をとむるゆへ也、とめば也、一說つかと身とにはさまるなり、

〔倭訓栞前編十六都〕つば　鐔をいふ、橐もよめり、神代紀和名抄に、つみはと訓せり、留刃の義也といへり、つばは略語也、又刀盤の音にや、俗に鍔をよむはあたらず、古歌に葵鐔、保元物語に練鐔、庭訓往來に桑シトギ鍔など見えたり、又太刀の鐔は寘に極り、打刀の鐔は丸つばの物也、すかし鐔は義教將軍の物好に出といへり、されば奧州秀衡が館に在し鐔も亦もかう也とぞ、

〔服飾管見七〕鍔の事　如法の飾劍はさらなり、長劍細劍皆唐鍔を用うるぞ本なる、今の人は鍔の左右に輪のあなるを唐鍔といへど、唐の繪にかゝるつばはなし、且古き歌に、こまつるぎわといひかけたれば、彼わのあなるはこまつばにぞ有ける、扨からつばの製は考るに、天王寺の上宮太子御自かゝせ給へりと云御像、また古き繪の上宮太子の御像の御劍の御鍔うちの摸樣はかは

りたれど、外のさまはおなじく四葉の窠のことなるに、ふとらかなるふちある樣に見ゆ、また保安の比の年中行事の畫に、衞府ならぬ束帶の公卿のたちのつばを、丸樣にふちあるさまに書たり、されば形は丸樣にても四葉にても、ふちをふとらかに取たるをいふにや、但かの畫はさゝやかなれば、略してまろやかにかけるも志らず、いかさまにも四葉の窠のことにて、ふちをふとらかに取たるぞたしかなる唐鍔なりけり、

〔雍州府志土產七〕剃刀井鐵鐔　所々製之、然不及埋忠之所作、伏見文珠四郎之小刀幷剪刀或謂鋏爲塔、用剃刀京師金義之所造次之、至剃刀鐵鐔、埋忠爲勝、倭俗作有刃者謂打、作鐔謂磨(スルト)、琢磨之義也、古埋忠宅前有大池、無力埋之、于時以木巧作鳧鷲之形浮水、大人小兒以瓦礫擊之爲戲、無幾而其池水枯爲土、倭俗不及價而取物謂直、直與忠倭語相同、埋池不及資料而成、故世謂埋忠、自爾來爲稱號、

〔人倫訓蒙圖彙商人四〕鍔屋。　鍔の寸法は三寸一分なり、今は定る事なし、めん〳〵のすきにまかす、つばの德は軍書に見えたり、寺町二條通大坂は堺筋高麗橋一丁めにあり、大小の古鍔をもとめてあきなふ、又は鍔磨に誂てつくらしむ、各々家をたてゝくさらかしを秘密する事也、鐵のくさらかし、一たんはん一兩一いわう一兩一はぐろがね一分一ねずみのふん一兩水にてとき合、赤つちにつちを合てぬりて火にてやき付る也、其後すりおとして油をぬれば黑色になる也、あかゞねは、一たんはん一兩一いわう一兩一鼠のふん一兩梅のすにて合ぬる也、鍔磨大佛近邊所々に住す、

〔國花萬葉記山城一上〕諸職名匠　古鍔屋　長兵衞四條御旅町　笹屋六兵衞二條堺町四　新鍔屋　柏屋四郎左衞門寺町綾小路下　鶴屋源兵衞同町

〔國花萬葉記武藏七下〕江府名匠諸職商人　鍔屋　鍔屋權兵衞西こんや丁　後藤九右衞門同所　又十郎京橋南一丁メ　松島理兵衞下谷池ノはた　鍔師並象眼　正阿彌銀町　鐵人新橋竹川町　長六瀨山町　梅忠耆

右衛門芝三島丁　奈良小四郎銀丁　松村又左衛門びぜん丁

〔日本書紀神代一〕一書曰、○中略至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉冊尊見焦而化去、于時伊弉諾尊恨之曰、○中略遂拔所帶十握劍、斬軻遇突智爲三段、此各化成神也、○中略復劍鐔垂血激越爲神號曰甕速日神、○劔鐔古事記作御刀本

〔源平盛衰記三十三〕頼朝征夷將軍宣附康定關東下向事

兵衛佐○源頼朝ヨリ康定ヲ請ズ、○中略翌日又兵衛佐ノ館ヘ向テ、酒ヲ勸テ金鐔太刀ニ、目九指タル征矢一腰取副テ引、

〔參考保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本並云、○中略爲朝サル者ト兼テ聞召置タル上、父○源爲義是程ニ擧シ申ハ樣有ベシトテ召出サル、○中略糠鐔ノ黑漆ノ太刀三尺八寸、○註略熊皮ノ尻鞘入テ帶タリ、

〔五武器談源平盛衰記〕糠つばは板目革を以て作る、糠皮の鍔の事也、さればねりつばといふ、上に地をして黑く塗、ふくりんをかけたる物也、形は色々有べし、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

又打物ニ取テ名ヲ揚ル事アリキ、惡右衛門督信頼ガ天下ニ秀タリシ時、殿上ノ剋ミ階ニ、夫男一人立タリ、信頼彼ハ何ニ狠藉也ト申ケレバ、掻消樣ニ失ヌ、某ニ一ノ劍アリ、信頼クセ事也ト思テ、寶物ノ御劍ニモ候ラン、燒鐔ノ劍ナラバ、山ヲモ岩ヲモ可破崩トテ、此劍ヲ拔御坪ノ石ヲ切ルニ、劍七重八重ニユガム、

〔次將裝束抄〕內裏燒亡　裝束　直衣、若衣冠帶野劍、○中略シトキツバ、アヲヒツバノ太刀不可憚、

〔刀劍問答〕一粢とぎ鍔と申は、いか樣の鍔にて候哉、　粢の字を粢とぎとよみ申候、粢ハ粉餅にて候、粉餅の形の如く丸き鍔の事にて候、今時丸き紋を石餅と云も同意にて候、

腕貫

〔夫木和歌抄〕三十二雜六帖題さや　信實朝臣
かつは又さすさやぐちにあふひつば心有けるかなづくりかな

〔刀劍問答〕一あふひ鍔と申は、如何樣の鍔にて候哉、　葵といふ草の葉を、四つ寄合たる形にて候、あふひは二葉の葵とも、賀茂あふひとも云草也、葵鍔は、太刀の鍔に多く用る也、

〔軍用記〕四太刀〇糸の事　鍔は葵鍔（葵の葉を四ツあはせたる形也）なり、金覆りん有べし、赤銅なり、

〔刀劍記〕上一角鍔古き哉　答〇松岡辰方　心得不申候、元和、寛永、寛文、正德の御觸に、角鍔無用と相見へ申候、

〔長崎夜話草〕五象眼鐔　勘次を根本とす、其祖蠻國に渡りて傳へ來れり、漢南鐔も本蠻流を傳へたる者なりとぞ、

〔軍用記〕四太刀〇糸の事　うでぬきの事、藍革又は黑革をほそくくけて用る也、柄の猿手の兩方のすき間へ通し、柄を持てうでに緒を廻し、よきほどの所にて刀の下緒むすぶごとく兩方一ツに一結し、餘りは三寸計殘しきるべし、

〔刀劍記〕上一鍔に穴明る、腕貫と云古き哉、　答〇松岡辰方、以下答者亦同、鍔に穴明候事、古製不相辨候得共、明る方宜敷哉ニ候、太刀に腕貫の名古くより有之候、　一腕貫穴二明る、又一明る有之、何れかよき哉、　答、故實無之事故、何れをよきとも難申候得共、二明る方可然哉に候、　一腕貫穴に、大小有之は何故哉、　答、別に利用有之間敷候、太刀同事にて可然候、穴の大小は全く摸樣のみに可有之候、　一腕貫は皮よき哉、糸打の紐よき哉、　答、頭に付るは皮宜敷候、鍔に付候は皮紐共可然、別而皮の方宜敷候、　一腕貫は鍔より何れへ付候事哉、　答、全く取落ざる爲にて、腕を貫入、せめ金にてしめ候事に候、鍔の穴は頭に腕貫付ざる時、頭の腕貫の代りに付候事に候、　一柄頭に穴明け、紐付る何と云哉、　答、腕貫と唱候、長六寸を定とす、此紐は皮宜敷候、

腕貫之圖　穴より六寸内に、攻金有之、〇此六寸ト云ハ結迄ノ寸也



鞘

〔新撰字鏡　革〕鞞吡移反上、刀上曰鞞、刀下曰琫、刀室也、又削物謂之鞞、太知佐也、又加佐利、

〔段注說文解字　三下革〕鞞刀室也、刀部曰、削鞞也、削鞘古今字、音肖、小雅大雅毛傳不同、說詳玉部、从革卑聲、〇下略

〔段注說文解字　四下刀〕削鞞也、革部曰、鞞刀室也、小儀曰、削授拊、史漢貨殖傳曰、酒削、方言、劍削自河而北、燕趙之間、謂之室、自關而東、或謂之廓、或謂之削、自關而西、謂之鞞、郭注、鞞卽今字作鞘、从刀肖聲、息約切、按當依廣韵、私妙切、二部、卽郭注、小爾雅作鞘

〔倭名類聚抄　十三弓劍具〕劍鞘　郭璞方言注云、鞞音俾劍鞘也、唐韻云、鞘私妙反、和名佐夜、刀室也、

〔箋注倭名類聚抄　五弓劍具〕方言卷四云、劍削自關而西謂之鞞、按削鞘古今字、此所引非註文、源君引爲郭璞注非、是說文鞞刀室也、釋名刀、其室曰削、削陗也、其形陗殺裹刀體也、王念孫曰、鞞之言屏藏也、〇中略廣韻云、鞘刀鞘、鞘上同、按說文削鞞也、一曰、折也、後人刀室之削從韋革、以別析削字、

〔類聚名義抄　九革〕鞘　鞘俗、正、生交反、サヤ　又キザヤ音霄

〔下學集　下器財〕鞘　刀子家也

〔書言字考節用集　七器財〕鞘　說文刀室　室日剣鞘指南　韔日禮記　鞬日會勻

〔日本釋名　下武具〕鞘　指室也、刀をさす室也、

〔書言字考節用集　七器財〕鮫函　文選註、以鮫皮飾刀也、〇中略　素鞘

〔國花萬葉記　一上山城〕京洛諸師諸藝　鞘師　喜左衞門　本あミし〇中略　鞘塗師　瓢箪や七兵衞小川御池

上〇下略

〔國花萬葉記七下武藏〕江府名匠諸職商人　鞘塗師　五兵衛かゝ町〇中略　鞘師　兵左衛門かゝ町〇中略

古鞘　京橋南かし立賣〇下略

〔東大寺正倉院文書十五〕尾張國天平六年正稅帳

營造兵器用度價稻陸佰玖拾肆束玖把〇中略　橫刀鞘壹拾陸口料稻壹拾玖束貳把、壹口料稻壹束貳把、生糸一分二銖直〇下略

〔東大寺正倉院文書十八〕駿河國天平九年正稅帳

鞘料鐵貳斤壹拾兩口別六兩直稻壹拾壹束捌把一斤直四束五把馬皮半枚長二尺八寸、廣二尺五寸、別充長二尺五寸、廣四寸、鞘直稻伍束糸貳兩壹分貳銖口別一分二銖直稻伍束玖把、一斤直六十束

〔東大寺正倉院文書十九〕伊豆國天平十一年正稅帳

鞘壹口料馬皮壹條長二尺五寸、廣四寸、價稻貳束伍把、

〔延喜式二十七主稅〕某國司解申收納某年正稅帳事

修理器仗料若干束〇中略　橫刀若干口料若干束　鞘料鹿皮若干張張別若干尺　價若干束張別若干束、諸色准此、各爲二一項一、

〔鮫皮精義下〕鞘沙皮類　花カイラゲ、〇中略　此沙皮近代までは賞する人希にして、價も賤しかりしが、當時にては其上品といふ見事なるものは甚だ希にして、價も亦貴し、是は高貴の御あたり、一とせ御鷹野の料に上品の花カイラゲ沙皮の鞘なる大小をめされしよりぞ、世擧てこれを珍重する事になりし、豆カイラゲは、其形豆のごとくなるを以て名とす、關東にては花カイラゲを賞玩し、京大坂は此を愛せり、當今兩品とも價日々貴くなるが故に、角を入て僞造する鞘あり、〇下略

〔軍用記四〕太刀〇米卷の事　鞘は金のすりこ地、又は黒ぬり、又朱ぬり、またはなめし革を著せて包

むも好みに任すべし、

〔安齋隨筆後編十四〕一大刀のさやに、わたり卷をする事は、鎧の草摺をとり付たる大刀かけの革を、金物にてすり損まじき爲也と、

〔園太曆〕貞和二年八月十九日、石淸水放生會之時、聖御箱自御輿令落給准據例、
文永十年八月廿日、八幡宮司等言上云、中御前御劍鞘三寸餘許折而令墜御菌上給者、御殿司註文云、今月十五日寅一點爲成御行任例御殿司等奉伺正殿之處、中御前御劍御袋爲鼠被食損之上、御劍鞘三寸餘許折而令墜御菌上給、雖然所墜御菌上御鞘之折不奉尋乎、先以御袋御劍奉入神輿從御行畢、還御之後奉取彼御菌之上鞘折奉納御袋者

〔晴右記〕永祿十三年三月一日、○中略信長○織田禁裏祗候候也、於長橋御太刀御馬進上、御大刀なしぢさやカナグこ金候也、長光也、

〔常山紀談二十二〕丈山○石川眞先にぬけがけして加賀利常の先陣に至り、○中略敵一人打取て從者に首を取せ門を出れば、馬に乘たる武者に行逢、遠藤但馬守が士池田勝兵衞といふ者にて有しが、丈山の功名を感じければ、我は石川嘉右衞門なりと名乘て、池田も首一つ得たりといへば、丈山其姓名を刀の鞘に刻み付たり、

〔武功雜記二〕一源君○德川家康御指料宗三左文字中心ニ織田信長打取今川義元之時、被所持之劍トアリ、二尺六寸、菖蒲政宗二尺三寸、是は野田ト云サビタル士指上タリ、故ニ永代ノ知行被下候、扨右ノ二腰御秘藏不淺、替鞘イクツモ御コシラヘサセ、不斷御サシ被成候、大坂ヘハ宗三左文字、關ケ原ヘハ菖蒲政宗、

〔劍甲新論上〕揷入　一替欛カヘ鞘好ム人アリ、煩ワシ、用ユベカラズ、但シカヘ柄ハ用意シテ可ナリ、

〔萬葉集十三雜歌〕王、命恐、〇中略劒刀鞘從拔出而、伊香胡山、如何吾將爲、往邊不知而、

〔參考保元物語一〕主上三條殿行幸附官軍勢汰事
京師本、杉原本、鎌倉本並云、高松殿ニテハ南殿ニ出御、公卿僉議アリ、信西末坐ニ候ス、釉小ナル淨衣ニ、家ニ傳タル小狐ト云、ムク鞘ノ太刀ヲ帶、

〔長門本平家物語十八〕能登守殿〇敎經黑かわおどしのよろひを、袖も草摺もちぎり捨て、筒ばかり身にまきて、丸鞘の太刀さやばかりぞ腰に殘りたる、
〔長門本平家物語〕薩摩の平六家房とて十七歲なりけるが、〇中略備前づくりの三尺五寸ありける、わりざやの太刀脇にはさみて、〇下略

〔武器考證十五〕貞丈云、太平記ニ金作ノ丸鞘ノ太刀所々ニ見タリ、サヤヲ丸クスルニハアラズ、金ニテサヤヲ一圓ニ包タルコトヲ、丸サヤト云ナリ、

〔太平記二十一〕鹽冶判官讒死事
師直大ニ悅デ、嗚呼御邊〇藥師寺公義ハ弓箭ノ道ノミナラズ、歌道ニサヘ無雙ノ達者也ケリ、イデ引出物セントテ、金作ノ圓鞘ノ太刀一振手ヅカラ取出シテ藥師寺ニコソ引レケル、

〔建內記〕嘉吉三年二月十八日甲辰、飯尾加賀入道眞妙許遣賀禮送太刀也、〇圓鞘使者時和也、

〔信長公記首〕信長十六七八までは、別の御遊は無御座、〇中略其比の御形儀、明衣の袖をはづし、半袴ひうち袋色々餘多付させられ、御髮はちやせんに、くれなゐ糸、もゑぎ糸にて、卷立ゆわせられ、太刀朱ざやをさゝせられ、悉朱武者に被仰付、

〔風俗變更獸識錄〕一諸士の婚禮に婿入の時、舅より引手物に刀を贈る事は古よりの禮式の殘れるにて、士の大禮なればさもあるべし、乍去かる故に其翌日これを帶て舅氏に至り、厚く禮謝すべき事勿論なれども、近時は小身の士、白木の棒ざやに入たるを引出物として贈るもあり、このゆ

ゑに男の家に佩ゆきて禮謝の事を知らず、

〔大江俊光記〕貞享二年十二月廿七日、亥剋許、二條下町の又兵衛と申者に而候、今大路出羽殿より此書狀脇指三腰言傳り申候、〇中略右三腰棒ざやニ入、セツパハバキ無、〇下略

〔言成卿記〕弘化四年六月廿六日、家公被仰云、昨日日野家家來辻丹下來、昨冬於豐方里開、予行向、其節引出物延引、乍麁末被贈、其節被贈分云々、棒鞘太刀入赤地錦袋、以紫段平組爲上差、以赤組結之了、上目出度落手云々、

〔續史愚抄 明正〕寛永十三年四月十日甲申、此日有日光山東照權現正遷宮、〇中略十二日丙戌、此日以勅使日野大納言資勝被納車鞘御劍於東照權現社、

〔常山紀談 五〕森蘭丸は三左衛門可成が子にて、信長寵愛厚し、十六歲にて五萬石の地をあたへらる、ある時刀をもたせ置れしに、剋鞘の數をかぞへ居たり、後に信長かたへの人をあつめ、剋ざやの數いひあてなん者に此刀をあたふべき由いはれければ、皆おし料ていひけるに、森はさきに數へて覺えたりとていはず、信長其刀を森にあたへられたり、

〔聞見集 坤〕一豊前國替の時、稻葉丹後殿上使に小倉へ下向にて御登の時、見申候供の衆いかにも結構に御仕立、徒の衆、對のかひらぎ鮫の刀脇差一樣にして御指せ被成候、道中長雨にて鮫ほとびてむくれ、白鞘に成て見苦しく候つる、明石町人共申候は、京中にて町のものを御買御さゝせて候まゝ、なま金物にて候はんなど、悪口申候を、某立野へ御使に參候て見聞申候、さめ鞘は念入こしらへても、河につかるか、雨中にはむくれ候事一定に候、黑鞘より造作入申候、炎天にはしめ候てぬけぬものにて候、

鞘口

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口　陽寶劔一口　陰寶劔一口並(中略)鞘口、帶執、及鞘尾、把押縫、皆用純金莊、〇中略　杖刀一口(中略)口、並蓮、尾並用鹿角作、

〔夫木和歌抄 三十二〕六帖題さや　信實朝臣

かつはまたさすさやぐちにあふひつば心有けるかなづくりかな

栗形

〔刀劍略說〕一栗形　提緖ヲ透ス所ノ形チ栗子ニ似タリ、故ニ名付ク、一說ニ穴ヲ操テ提緖ヲ透スユヘ繰形ナリト云、古書ニモ栗形トアレバ前說可トス、

〔刀劍記上〕一栗形、凡高四分餘、幅一寸一分、厚四分餘程を幷寸とす、

〔三議一統大草紙〕一御腰物の役の事、御裝束之間は刃を下へして、帶がねを內にして、栗方の間を持、御扇を初て疊紙迄取揃へて奉り、其後刀の刃を上にしてさゝげ、御手かけらるゝやいなやに迯返して、其儘さげ申べし、

鵐目

〔書言字考節用集器財七〕鵐シトヽノ　鵐目俗字

〔刀劍略說〕一鵐目シトヽメ　提緖ヲトホス栗形ノ座金物、此外柄頭ヘ柄糸ヲ引トホスニモ用ル、座金物也、其形チ鵐ト云鳥ノ眼ニ似タルユヘ名ヅク、一說ニ、糸留トテ糸ヲ通シテ此金物ニテ留トムルユヘ糸留ノ轉音ト云ヘリ、難レ用、

折金

〔刀劍略說〕一折金ヲリガネ　一ニ負金ト云、今ハ牛角ヲ以テ作ルモノ多キユヘ、逆角ト云ヒ、返角ト云、古代ハ金具ナルユヘ、折金トイヘリ、又負金ト云ハ、馬手指ヲ拔クトキ、鞘ナガラ拔タランニ、後ロザマニ負ヒテ、己ガ肩ヘ此金物ヲ引懸テ拔ベキモノユヘ負金ト云トアレドモ、古書ニ折金トハアリ、負金ト云フハ所見ナシ、

按ニ、軍器考ニ三議一統ヲ引テ、栗形折金ノ名目アリ、負金ノコトモ軍器考ニ引レタレドモ、何レノ書ニアリト云フコトナシ、

後足

〔世俗淺深秘抄下〕一傳人尻鞘指時、劔後足ヲ頗後方エ押遣テ指レ之、不レ然者尻鞘與二後足一之間、頗違異樣也、兼相二計能程一令レ所レ爲也、

探

〔刀劍記上〕一探りとて鞘に返角付候古き哉　答、〇松岡長方以下答者同覺不レ申候、返角ハ帶金、又は折金等稱し候て、古くより用候、一探りの名、古より有レ之哉、　答、返角は付る事に候、返角不レ付候得ば、探り

石突

付候、○中略　一探りに金銀等にて形物付るは古き哉　答○小島甚一郎以下答者同　古代無之近年之事ニ候、一探とて反り角候處に、如此形物付候は何と唱候哉、　答ゆび形と唱候、天正の頃より始る事と見へ候、

〔新撰字鏡金〕鐏疋燒反、石豆支、

〔刀劍略說〕一石著　一ニハ石突トモ書、鞘尾ノ事ナリ、今ハ小尻ト云、凡太刀ハ後ロ下リニ佩モノナリ、今ハ誤テ後ロ上リニ佩人多シ、僻事ナリ、禮服ヲ著スル人、帶劍ノ時ハ、釋襪ノ二ノ足ヲ外シテ、平緒ヲ透ス故、殊更ニ後下ルナリ、今世ニ云、落シ挾ト云モノニ似タリ、是禮容ナリ、因テ太刀ヲ佩テ蹲踞スレバ、鞘尻ハ必ズ石ヘツクユヘニ、石著ノ名アリ、地ヘツクコトヲ石ツキト云ハ、庭上ニハ必敷アルベキ故ニ、石ツキト云ヘルカ、

〔安齋隨筆前編一〕一刀之小尻　古き書には刀の鞘尻とあり、盛衰記長門本の平家物語等に見へたり、小尻と云ふ名、宗五記大永年中ノ書に見へたり、今は專ら小尻と云ふ、按に、和名抄居宅ノ具ニ璫ノ字下ニ文選ニ云、裁金璧以飾璫、音常、師說古之利、又甘璫見服玩具、劉良曰、言以金璧飾椽端也とあり、然れば家の椽タルキの端を金璧タマノ名也にて飾るを璫コジリと云也、其義を推して刀の鞘の端に金物を入て飾りたるをコジリと云なるべし、金物を入ざるはコジリと云べからず、されども轉用して金物を入れざるをもコジリと云習はせし也、

〔好古小錄坤〕イヌマネキハ猪ノ眼ヌキ、カナメハ蝦ノ眼ノ轉語、

〔千加屋草下〕一小さ刀に犬まねきといふて、小尻にくわんを付て六七寸有紐を付、下緒のやうにむすんで置也、義貞の小さ刀犬まねきありたる圖、本朝軍器考に見えたり、至て貴むべき所へに是を付ると云、犬まねき付る時は下緒は付ざるが故實なり、

〔刀劍記上〕一鐺、凡高二分餘を幷寸とす、○小島甚一郎答

〔古事談一王道后宮〕延喜野行幸之時、被入腰輿之御劍ノ石付落失云々、希有事也、古物ヲトテ大ニ令

驚給テ、タカキ岡山〇山字一作上ニテ御覽ジケレバ、御犬件ノ石付フクハヘテマヰリケレバ、殊ニ興ジテ令悅給ケリ、〇又見古今著聞集

〔大鏡〕三太政大臣忠平 いづれの御時とはおぼゑ侍らず、思ふに延喜朱雀院の御ほどにこそは侍りけめ、宣旨うけ給はらせ給ひて、をこなひに陣の座さまにおはしますみちに、南殿の御帳のうしろの程をとをらせ給ふほどに、もののけはひして御たちのいしづきをとらへたりければ、いとあやしくてさぐらせ給ふに、けはむく／＼とおひたる手の爪はながくかたなのはのやうなるに、おになりけりといとおそろしくおぼしめしけれど、〇中略かれが手をとらへさせ給へりければ、まどひもちはなちてこそ、うしとらのすみざまへまかりにけれ、

〔小右記〕寛弘二年正月廿五日甲戌、劒石突落、仍令作物所預有信造之、今日持來給、祿大掛有

〔時信記〕天承元年十二月十八日辛巳、新藏人忠重云、晝御座御劒鞘金物石突〇被拔取了、今朝上格子之次、所見付也、先奏事由、次申殿下、仰能々可求、歸參雖相求、尙以不見、仍重參入申不見之由、卽爲御使參院、仰早可被作加件金物者、申御返事於殿下、仰云、元正以前早可令作加之由可仰盛定、藏人納殿去二月件御劒紛失了、〇中略仍去春令進御也、而今件鞘金物、又以被拔取了、

〔玉海〕承安五年正月四日丙戌、此日朝覲行幸也、〇中略今日左大臣〇藤原經宗起座之間、劒石突落庭、其息中將降庭取之與大臣、

〔續世繼〕五かざりだち ふけ殿〇藤原忠實法性寺殿〇藤原忠通親子の御中後にこそたがはせ給りしか、はじめは左のおとゞ、御子にせさせ奉給ける比、かざりだちもたせ奉らせ給けるに、

よゝをへてつたへてもたるかざりだちのいしづきもせずあやおぼしめせ、とよませ給へりける程に、〇下略

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口　陽寶劒一口　陰寶劒一口　並〔中略〕鞘口、帶執、及鞘尾、把押縫、皆用純金莊、〇中略　金銅莊劒

一口(中略)銀線纏把、但頭及帶執、鞘尾並以金漆塗、〇中略　金漆銅作大刀一口(中略)以銀裏鞘尾、〇中略　金漆銅作懸佩刀一口(中略)帶執環及鞘尾約以銀作之〇中略　杖刀一口(中略)以鐵裏鞘尾、鐵鏤其上、〇中略　杖刀一口(中略)夾竹鞘樺纏、(中略)口、蓋尾並用鹿角作、〇下略

〔萬葉集十秋相聞〕寄水田

劒後、玉纏田井爾、及何時可、妹乎不相見、家戀將居、

〔冠辭考五〕さやじりに玉を纏かざる故に、纏田居てふ地に玉まくといひかけたるなり、

股寄

〔今昔物語二十五〕源宛平良文合戰語第三

今昔、東國ニ源宛平良文ト云二人ノ兵有ケリ、〇中略良文、宛ガ胸板ヲ志シテ矢ヲ放ツニ、宛馬ヨリ落ル樣ニシテ箭ニチガヘバ、太刀ノ股寄ニ當ヌ、

參考保元物語二義朝白河殿夜討事

半井本云、御曹司〇源爲朝ノ棟鐔ノ太刀ノ、モヽヨセニゾ射留タル、

劍緒

〔服飾管見七〕劒の緒の事　貞觀に、五位巳上唐組、六位巳下は新羅組と綺を通用すべしと定らる、此劒の緒を今の平緒なりとおもへる人あり、誤りなり、貞觀儀式朝賀の中に、奉賀奏瑞進時の註に、奏賀前に在て行宣命の位より南にさること一許丈馳道を渡る、若帶劒の者は權に脫すとあり、〇註略こは馳道を渡りて、龍尾道の東階よりのぼれば、帶劒の人はかの東階のもとにて、劒を脫し勅をうけ給り、東階をくだりてまた帶劒するをいへり、今の平緒ならばかくとみに帶ぶることあたはむや、〇註略且かの宮衞令によるに、此劒則軍用に同じければいかで平緒をもて緒とせむ、かゝれば唐組新羅組などは、中頃の軍に用うる劒の緒のごとく、廣さ六分ばかり厚さ二分許に組て、唯末は糸の餘を總にしてさげたるなめり、綺なるはなかご入てぬひくゝみて、是もすゑはきらき組の樣に總をつけけむ、延喜式を見れば、左近衞は緋、右近衞は緋の纈、左衞門は淺縹、右衞門は淺縹の纈、左兵衞は深綠、右兵衞は深綠の纈、囚獄司の物部は胡桃染、帶刀資人は黃染なり、

後の世に隨身などの掛緒とて、切平緒の總なき樣の物を前につくるは此まなびなり、但それは平緒にならひて幅廣し、是ももとは前にいひし綺にて作れる劒の緒のことにて、纐なれば總はなかるべし、○中略

革緒の事　五位已上の野劒には、打まかせては革緒なり、劒の裝束革に同じ物をす、後の世は此緒にも繡をしたるも有り、上達部などのはさても有なん、四位五位などははゞかるべし、衞府の五位已上は胡籙負時は東帶にも野劒を用う、其時は平緒なり、されどこは中比よりの事なり、いにしへは東帶の時は胡籙負とても、野劒をつくべきにあらず、また衞府の舍人などは當色の纐の緒をいつも用うべけれど、後の世は是も革緒を用う、但半臂汗衫などきる程のときは、掛緒とも後緒ともいひて、赤革靑打などにてつくれる切平緒の樣なる物を前にのみつくめり、それに右は紙薄して紋をおし、左は無文なり、是かの右の纐をおもひあやまれるなり、もし右かくせば左は銅薄にて文をおすべし、若銅薄禁あらば、紙薄にてもつけざるにはまさるべし、

〔續日本紀六元明〕靈龜元年九月己卯、禁文武百寮六位以下用虎豹羆皮、及金銀飾鞍具幷横刀帶端、但朝會日用者許之、

〔三代實錄二十六淸和〕貞觀十六年九月十四日己亥、撿非違使起請五條、○中略其五應令横刀之緒上下有別事、案士大夫服用之物、始自朝服至于馬鞦、皆有其色、是則所以別上下辨尊卑也、而今横刀之緒上下同、論之物情、理不當然、望請五位已上同用唐組、六位已下並用綺新羅組等、不令違越、行來時久、難可忽變、自來十一月新嘗會節、將加禁遏、有勅依之、頒下所司、

〔續日本後紀三仁明〕承和元年十二月壬申、制、囚獄司物部、刀緒用胡桃染、

〔延喜式四十一彈正〕凡囚獄司物部、横刀緒色胡桃染、帶刀資人黃、

〔延喜式二十六主稅〕造太刀一口、○中略緒料鹿洗革一條、長三尺廣六寸

〔延喜式內匠十七〕年料革筥廿合、○中略劒緒筥一合、（長一尺二寸二分、廣一尺一寸二分、深二寸、）

〔古事記上神代〕八千矛神將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家歌曰、○中略多知賀遠母、伊麻陀登加受氐、淤須比遠母、伊麻陀登加泥婆、○下略

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　玉纏横刀一柄、○中略著緒紫組長六尺、袋一口、○註略須我流横刀一柄、○中略著紫組長六尺、袋一口、○註略雜作横刀廿柄、○中略著緋紺帛緒長九尺、（廣二寸五分）

〔延喜式四十一彈正〕凡衞府舍人刀緒、左近衞緋絁、右近衞緋纈、左兵衞深緑、右兵衞深緑纈、左門部淺縹、右門部淺縹纈、

〔延喜式四十五左右近衞〕凡大衣者、○中略横刀緒近衞四百八人、（八人番長）緋帛各七尺五寸、（右近緋纈）皆三年一給、並錄奏請、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡番長二人、門部一百人、横刀緒料淺縹東絁十二匹四丈五尺、（人別七尺五寸、但右淺縹纈、）

〔延喜式四十七左右兵衞〕凡兵衞卅人、三年一給大衣、錄奏請、（色同近衞府）兵衞四百人、番長四人、横刀緒料深緑帛人別七尺五寸、隔三箇年奏請、（但右兵衞深緑纈）

〔延喜式十五內藏〕諸祭幣帛　春日祭○中略使官人、○中略近衞別、○中略刀緒料、緋帛七尺五寸、

〔延喜式三十大藏〕凡春日祭、○中略近衞十二人、○中略刀緒料、緋帛七尺五寸、

〔延喜式十五內藏〕賀茂祭　使等裝束料　近衞十二人、○中略劒緒八尺、（左近緋、右近緋纈、已上官物、）

〔延喜式三十大藏〕凡大原野祭、○中略近衞十人、○中略刀緒料、緋帛七尺五寸、

〔世俗淺深秘抄下〕一近衞次將隨身劒裝束革、○中略於後緒用赤革也、如式文者可纈纈也、然而准彼用赤革者也、在蠻繪隨身前、赤物是即後緒由也、

〔大和物語上〕良少將たちの緒にすべきかはをもとめければ、監命婦なんわがもとにありといひて、久しくいださゞりければ、

あだ人のたのめわたりしそめがはの色のふかさをみてややみなん、といへりければ、監命婦めでくつがへりて、もとめてやりけり、

〔拾遺和歌集七物名〕をがはのはし　　在原業平朝臣

つくしよりこゝまでくれどつともなしたちのをがはのはしのみぞある

〔神樂歌採物〕劍

いその上ふるやをとこの太刀もがなくみの緒しでゝ宮路かよはんみやぢかよはん〇此歌又見拾遺和歌集

いはひこし神はまつりつあすよりは組の緒しでゝ遊べたちはきあそべたちはき

〔倭名類聚抄十三弓劍具〕鞸韈　唐韻云、鞸韈、宅護二音、和名於比度利、

〔箋注倭名類聚抄五弓劍具〕按、韈鞸、乃是櫑中皮、於比度利者、安両環於鞘中、所以貫條以佩者、皇國佩法與西土不同、鞸韈非皇國所謂於比度利也、

〔段注說文解字三下革〕韈、佩刀系也、系各本作絲、今正、此蓋未邵所謂絲也、廣韻云、佩刀飾、莊子音義引三蒼云、韈佩刀靶韋也、莊子外韈內韈引伸之義也、李云縛也、从革蔓聲、乙白切、古音在五部、

〔類聚名義抄九革〕鞸韈宅護二音　下メヌキ　下又音獲　オヒトリ

〔蜷川記〕同〇太刀をび取の色の事　一かんたう色と申候物にて仕候、又たくぼく、純子、繻子抔の樣なる物、くけてもいたし申候也、

同帶取の尺の事　一太刀二たけにして、つかの方より鍔元まで折返す也、

〔軍用記四〕太刀〇糸卷の事　おびとりはかんとう、又は雪の下、又ば布、何れもほそくたゝみくけて用る也、又啄木たくぼくの時は、足間にあたる所を黑革にてぬひくゝむなり、の組緒も用ゆ、將軍家にはかんとう又は淺黃の布を用ひられし也、かんとうも雪の下も、唐より渡りたるおり物の名なり、

平緒 装束革

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口　陽寶劍一口　陰寶劍一口(並(中略)紫皮帶執○中略)　金漆銅作大刀一口(中略)洗皮帶執○下略

〔禁秘御抄上〕一太刀契　節刀鈴天暦帝(○村上)付寶劍帶取、不離御身云々、

〔服飾管見七〕平緒の事　此もの朱雀村上の御宇よりや初りぬらん、劍の緒をうるはしくせむとて、廣くして中に繡したるにや、又もろこしに緩紳大帶などいへる物あれば、さるもの、わたりたるを、いちの人などの劍の緒にかへそめて世にひろごりたるにや、いかさまにも朝服にはさてもありなん、禮服には用うべき物にあらず、○下略

〔服飾管見七〕装束革の事　装束革とは、目貫緒と足緒とをこめたるなり、飾劍は皆なめしなる事は既にいへり、長飾の劍も赤滑を用うべし、○中略細劍野劍はなめさゞる革なり、すべて此革に小文を白く染殘したるもあり、但見よからず、なめさゞる無文の紫革靑革は、心喪などに用うればいみもしてむさるだにかゝはらぬにや、中頃の繪に皆無文にゑがけり、今はたなべて無文なり、滑革はまゐていむかたに用うる事なき物なれば、かならず無文なるべし、

〔後照念院殿装束抄〕劍足緒革隨平緒色取替事　衣笠(○藤原家良)命云、普賢寺殿(○藤原基通)全無取替事、紺地平緒(留)紫革ノ足緒モ、紫平緒藍革足緒モ不可有苦之由被仰キ、而猪隈殿(○藤原家實)毎度令取替給、
衣云、胡籙ノウシロヲト、ヒラヲトハオナジクチ、劍ノヲハ、カハリタルモクルシカラズ、衣ハシ革装束ノ劍、紺地、紅梅地、紫淡、樗淡等總皆ハシカハノ装束ハクルシカラヌ事也云々、花山院此装束ノ劍有云々、京極大殿(○藤原師實)御物云々、　京極大殿黑樋劍事也、(一ハ在花山院、樋皮ノ装束、一ハ入道殿ノ御時紛失、)
劍足緒事　知足院殿(○藤原忠實)仰云、櫻下重著之時劍緒ハ我用藍革、他人ハ用紫革、

〔物具装束抄〕一劍幷平胡籙装束事(有説々)　常説左近(紫革)右近(藍革)

〔世俗淺深秘抄下〕一近衞次將、隨身劍装束革、於足目拔者、左ハ紫革、右靑革也、○中略

左右兵衞不レ論二左右一用二紫革一、不審也、如レ式者猶左無文青革、右有文青革、大略可レ同二左右衞門一、近代儀不審也、

〔雅亮裝束抄〕二中少將のよろひきるやう　わきあけのうへにかりぎぬのおびす、おびさゝず、よろひをきる、くびかみなどをさいしきて、そでもなくてうちかけのやうなるくさずりはあり、そのうへにたちをはく、ひらを、まへにゆ〇ふ〇こ〇とつねのごとし、たゞしゆひてのちむすびめをらいふくのすのやうにかくして、一枚をかへしてふたつがなかにわなをかくしてとづべし、さがりのながさ常のごとし、〇中略

ひらを、かへすべきやう　さがりは二枚あるを、うへより一枚、かみよりしもへかへす人あり、それはむすびめをそんじてわろし、うへのおもてなるべきかたをせんにあんじて、したにかさねて、したより一枚をうへざまにかへして、その二枚がなかにかぎをかくしてとづべきなり、

〔山槐記〕仁安二年二月十一日庚辰、今日有二任大臣事一、〇中略卿等召使出來取レ之賜二各從者一、陣官等可レ取歟、或說、拜了於二日花門外一可レ解云々、然而先例皆用二此儀一了、見二鱗圖拾遺一、近年人多用二切〇〇〇平緖一、至二于今日一於二前庭一可レ解之、仍人々用二不〇〇〇切之平緖一、予昇進事雖レ不レ存、爲レ用二不切一可レ然事也、

〔玉葉〕承久二年四月廿三日、此日三位少將〇藤原道家子敎實敍二正三位一之後拜賀也、〇中略秉燭三位少將著二束帶一蒔繪螺鈿劍、紫緂平緖、大紋御笏、

〔雅亮裝束抄〕二いくわんなをしにきぬをいだすこと　たちのさうぞくは、づねはあをきかはなり、されどもむ〇ら〇さ〇き〇た〇ん〇のひらをならんには、むらさきがはにてしかへよ、

〔飾抄〕中一平緖　紫端〇裝束紫革　緖不レ定、孔雀、尾長鳥、竹、桐、鳳凰、或唐花、四季花、但黃鳥神妙物也、或青端相交之時、春用レ之云々、此平緖壯年人モ用、宿老人モ用、但緖可レ有二用意一事也、近代大略不レ論二日夜一、每二公事一用レ之、無念事也、踏歌節會可レ用之由、見二保延五正十六宇治左府記一、〇下略

〔後照念院殿裝束抄〕紫緂平緖事　晴時著レ之、年少之間、雖レ非二指晴一常著レ之、

〔西三條裝束抄〕平緒　紫淡劍裝束紫革　諸節會、行幸、拜賀、大嘗會之御禊、任大臣ノ大饗、春日祭、御賀等之日是ヲ用ユ、又若年ノ人ハ尋常ニ是ヲ用ユ、繡孔雀、尾長鳥、桐、竹、鳳凰、唐草、四季ノ花、黃鳥、鶴、松、千鳥ナド也、強テ定事ナシ、紫ニ靑淡相交平緒ハ春用ユト見エタリ、

〔大將裝束抄〕春日祭使參內幷社頭裝束　垂纓闕腋袍巡方帶魚袋飾劍代紫淡平緒〇中略　臨時祭使
闕腋袍紫色下襲牛臂巡方魚袋螺鈿細劍紫淡平緒〇中略　賀茂祭使　多著加伊禰利加佐禰被聽禁色之人非此限、又著例二度
牛臂下襲恒事也、垂纓巡方魚袋飾劍代紫淡平緒赤色扇〇下略

〔物具裝束抄〕一平緒事　紫淡四季通用之

〔中右記〕大治四年正月一日庚辰、右大臣〇家忠　又於敷政門內著靴、飾劍代紫染緒以黃糸縫鳳凰也

〔台記〕久安四年六月廿三日己酉、今日侍從通長申慶、未剋參近衞殿、申剋通長著束帶、濃單衣大口　余〇藤原賴長劍蒔繪平緒紫淡件劍自宇治先年給也、宇治殿常著給之劍也、　十月十三日丁卯、今日兼長奏慶、酉剋兼長自女院來此第、大炊　著束帶、余取蒔繪劍平緒紫淡借右大將藤原實能帶丸、

〔玉葉〕承久三年正月一日丙戌、卯剋四方拜如常、午剋〇中略　三位中將〇藤原敎實　同著束帶、飾劍紫淡平緒

〔雅亮裝束抄二〕いくわんなをしにきぬをいだすこと　かんだちめ殿上人このゑづかさなどは、たちひらを折によりてもちゐる、かんだちめは、つねはむもんのごくのおび、こんぢのひらをさすなり、

〔飾抄中〕一平緒　紺地劍裝束藍皮　古人多繡祝物、唐鳥白黃若唐花能見繡也、此外千鳥梅雉若鶴松等多繡之、近代繡種々新物、不被甘心事也、執柄家繡葦手平緒、多慶賀時用之、件平緒裏鷹司殿自令付給之由、見宇治記、御堂入道〇藤原道長平緒云々、定繡祝言歌情歟、心喪平緒無繡云々〇下略

〔後照念院殿裝束抄〕白重時劍緒平緒事　知足院殿〇藤原忠實仰云、白重ニハ紺地平緒、靑革之足緒ノ劍、〇中略

紺地事　當時用之、仰云、革手平緒ハ紺地也、縫者鷹司殿(御所○堂北政倫子)自令縫給云々、或説令付裏給云々、革手劒一具物也、著陣之時多用之

〔西三條裝束抄〕平緒　紺地(劒裝束藍革○中略)　將軍家拜賀ニ此平緒ノ例　建武元年十一月十九日等持院將軍(○足利尊氏)參議ノ拜賀ニ此平緒ヲ用ラル、(○下略)

〔中右記〕寛治八年(○嘉保元年)四月十四日甲申、依例有御賀茂詣、(○中略)新殿下(○藤原師通)蘇芳下襲ヒッヘキ打、紫檀地劒、紺地緒、後聞宇治殿(○藤原頼通)初御賀茂詣時所令著給例云々、

〔台記別記〕久安三年四月廿八日辛卯、辰四剋參高陽院、(火色下襲、浮文白表袴、紺地平緒、但不著半臂、非禮、)

〔台記〕久安四年八月卅日乙酉、寅時有最吉之夢、(記錄別紙)定知春日及南圓堂新靈驗、(南圓堂去廿七日結願、春日未結願、)因之獻道風手跡妙經於春日、獻年來所著之平緒於若宮、余(○藤原頼長)有紺地平緒、紫緂平緒、依神慮難知書紫紺字於紙切之分爲二、卽丸之使侍女(安藝)取之、取紺、是以獻紺地、

〔兵範記〕保元三年三月廿二日壬午、石清水臨時祭也、(○中略)辰剋著舞人裝束、重參內、(○中略)卷纓冠、青摺袍(左肩付赤紐)、摺袴(殿立津加留也)、紅擣衣、同色單衣、蹴踘下襲、濃色半臂、白合袴、螺鈿野劒(裝束藍革)紺地平緒、(竹桐文○下略)

〔平戶記〕寛元三年正月一日丁酉、武衞可出仕、仍令出立、晡斜著束帶、(中略)(紫檀地螺鈿太刀紺地平緒、[illegible])

〔玉海〕安元二年二月廿一日丁酉、此日御賀試樂也、(○中略)舞人裝束、(○中略)左螺鈿野劒、右同螺鈿劒共付平緒、其色任意、(大略紺地、淸經紫緂、時家柳緂、)

〔物具裝束抄〕一平緒事　青摺(紺地以白糸縫桐竹也)

〔飾抄〕(中)一平緒　白地平緒(劒裝束藍革)　稱小忌平緒、著小忌之時用之、縫桐竹若小草等云々、(是小忌文也)

平治或秘記曰、大嘗會辰日著小忌平緒、依無其實用紺地、人々皆如此、或用緂、抑小忌平緒者、白縫小忌文、今度所不見及也、

一平緒　青緂(或稱二緂、劒裝束藍革)　四五月比用之、縫藥玉、最勝講出居將、好事次將用之云々、或縫卯花燕

等、或縫花橘瞿麥、又縫黃孔雀色々唐花、　保元元七、相撲節、或記曰、出居次將、或青朽葉下襲、青淡平緒云云、

〔後照念院殿裝束抄〕青淡事　同紫淡

〔西三條裝束抄〕平緒　青淡縹裝東藍革　或楝淡ト號ス、四五月ノ比、最勝講ナドニ是ヲ用ユ、藥玉卯花盧橘瞿麥燕孔雀唐花ナドヲ縫ト見侍ル、

〔物具裝束抄〕一平緒事　青淡青楝淡平緒同事也

〔雅亮裝束抄二〕ほうこのこと　大臣の大將などの、たいきやうのそんざをもし、又のりゆみのそうをもとるに、かいねりがさねの下がさねとて、くれなゐのこくうちたるあやのおもてにひとへもんのふくさはりのうらつけたるをきる、この下がさねをきんには、こ。う。ば。い。ぢ。の。ひ。ら。を。、かならずさすべし、たゞし正月七日いごならば、こうばいはもちゐるべからずと申す、　首書大將のこ。う。ば。い。ぢ。の。ひ。ら。を。に、かいねりがさねきることは、りんじ客、又もやの大饗にきる也、のりゆみのそうには、こうばいぢのひらを、ばさゝぬ也、

〔餝抄中〕一平緒　紅梅地餝裝束紫革　多者賭弓臨時客、著火色下襲之人用之、繡遠山小松等、寬喜○後堀河臨時客爲尊者、當時右府實氏公著火色下襲、用此平緒、其色事外濃薄ナル程ヲ染歟、件平緒繡遠山、仁安二正、賭弓、右大將○藤忠雅紅梅地平緒縫白梅

〔後照念院殿裝束抄〕紅梅地平緒事　仰云、非常物普賢寺殿○藤原基通御時有之、不知行方云々、有子細歟、　嘉保二年正月三日自筆○藤原師通云、臨時客櫻襟下重著之、紅梅平緒、件緒御堂殿(藤原道長)被着、仍今日帶之、

〔西三條裝束抄〕平緒　紅梅地餝裝束紫革○中略　嘉保二年臨時客ノ日、後二條關白○藤原師通火色下襲ニ紅梅平緒ヲ用ラル、

〔玉海〕治承三年正月二日辛酉、此日朝覲行幸也、○中略此日中將○藤原良通供奉儀、裝束、(中略)紫檀地螺鈿劍、[illegible]緒紅梅地平

○諸、有文玉帶靴、著紅梅下襲之時、不著淺平緒、故實也、於紺地者無憚、

〔西三條裝束抄〕平緒　蘇芳淡　此平緒執柄ノ外他人用ザル由、寛治六年八月九日ノ記ニ見エタリ、

〔餝抄中〕一平緒　萌木地(綱裝束藍革)　春用之歟、予(○源道方)見之、纈紅梅白梅等、

〔西三條裝束抄〕平緒　萌木地(綱ノ裝束藍革)　春是ヲ用ユ、紅梅白梅ナドヲ纈ト見エタリ、安元二年三月四日、御賀ノ時ノ舞人中ニ、萌木ノ平緒ヲ用ユルヨシ見エタリ

〔餝抄中〕一平緒　櫨淡(綱裝束藍革或櫨革)　多者九十月用之、纈菊龍膽、或纈紅葉、予(○源道方)家用來賀平緒櫨淡歟、(著櫨淡平緒纐纈歟)具平親王平緒云々、纈菊枯野等、稱左土院(○源雅實)御平緒、故雅清卿貞應(○後堀河)御禊勤仕大將代之時用櫨淡平緒、纈黃菊白菊、大嘗會(午日嘉禎)於東廊座雜談之間、右府(○藤原實氏)曰、去御禊公佐用櫨淡平緒、土御門大納言(○源定通)問曰、纈如何、答曰、菊龍膽也、又問曰、裝束革如何、櫨革有淡云々、右府曰、前後緒不依御裝束、而用櫨革之時、必用櫨革之後緒云々、不得其意云々、(首書)或人曰、櫨革者藍革上ヲ染也、文黃也、

〔後照念院殿裝束抄〕櫨淡事　仰云、八九月之比著之、(猶可見先例)但見在十月、如紅葉相殘時著用之、後鳥羽院仰之由、今出川相國(○兼季)記之云々、

〔西三條裝束抄〕平緒　櫨淡(綱裝束藍革或櫨革)　九十月是ヲ用ユ、又御禊大將代ヲ勤ル時用ユ、纈ハ菊龍膽紅葉ナドヽ見エタリ、具平親王ノ平緒櫨淡ニ菊ノ枯野ヲ纈トシルセリ、

〔物具裝束抄〕一平緒事　櫨淡(秋外希歟)

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子(懷成三歲)御著袴也、(中略)巳一點著束帶、(蒔繪劔有文丸鞆帶紺地平緒、今日事了可有行啓、遷御改著螺鈿之間帶有煩、仍申合菩提院禪閤(藤原基房)之處、仰云、可然之時大臣著蒔繪劔有文帶、是優美事也、古人所傳也云々、仍用此說、尤可然、然又可用櫨淡平緒、用意申合禪閤、同可然之由有仰、秋冬所用也、雖不著染裝束、後二條殿(藤原師通)寛治四年十一月十五日、八幡御幸日著給云々、而予所持之平緒纈紅葉、近代々始吉事日頗可用意、仍不用之、)

〔飾抄中〕一平緒　薄櫨緂　未見其體、或公卿曰、有此平緒云々、逐可勘入、

〔物具裝束抄〕一平緒事　薄櫨緂

〔後照念院殿裝束抄〕樗緂平緒事(附手綱)　衣笠(藤原家良)命云、樗花開比五月許差之云々、而手綱ハ不嫌時節、樗緂ハ青緂紫緂交也、仰云、四五月比差之、青緂有薄紫匂歟之由、有一説、而多者青緂紫緂相交歟、此事猶不審、前右府公衡公二具所持、皆兩緂相交、

〔物具裝束抄〕一平緒事　楝緂(四季通用之)

〔飾抄中〕一平緒(中略)　香緂　未見其體、或公卿曰、有此平緒、逐可勘入、

〔物具裝束抄〕一平緒事　香緂

〔飾抄中〕一平緒　鈍色　諒闇之時用之、重服之人同用之、但無總歟、　保元二十一廿八、中山記曰、重服平緒鈍色絹帖之、自普通平緒ハ三許分挾帖之、無總幷縫、

〔物具裝束抄〕一平緒事　鈍色無文(諒闇平緒)

〔殿暦〕嘉承二年十二月廿八日己酉、今日中將(藤原忠通)慶申也、酉時許中將著束帶、(中略)註　即件裝束脫了、著諒闇裝束、(此年七月堀河崩)表衣無文(鈍色)表袴下襲等皆同鈍色也、大口許著例表袴裏紅色、劍黑鞘、平緒鈍色、無文、纓卷之、

〔玉海〕安元二年七月廿四日丁卯、今日右大將裝束無文、薄物繪裏、鈍色半臂下襲(平絹)白張單汗取、鈍色表袴(裏紅、大口紅)笏藤如恒、鈍色組平緒(其裏、鈍色唐綾、緂組、交黑糸、)黑漆鞘銀作劍(無文青革)裝束白橡等也、

〔飾抄中〕一平緒　香　諒闇之時用之、而貞應(後高倉院)度諒闇故通具卿用香平緒、人々傾奇、仍今度諒闇、(藻壁門院後堀川院兩度諒闇也、)左金吾棄置、予(源通方)用之、後日披見中山內府記之處、保元故久我大臣殿(雅通)令用給劍裝束無文紫革云々、甚有興事也、今度予劍裝束又如此、自然相叶先祖所爲、誠是愚者之一得也、

〔刀劍問答〕一履の物の下緒結樣如何　酌並記に云、下緒結ぶ事、人のきる物を着する如く、重ねて

下緒

一むすび結ぶ、刀は上の方へむすびめのある樣に結ぶ、刀の鞘に懸りて下へさがりたるが能也、○下略

〔本邦刀劍考〕刀脇差下緒の事　今の刀に下緒付る事は、古の太刀の韃韄(さとり)の形の遺たる也、室町家記に、刀の下緒鎌倉樣然るべき也、七尺五寸にて端にわなを用ゆ、今は絶てなしとあり、可ㇾ惜の甚也、今の脇差に六七寸の下緒付る事、いつの比よりと云事をしらず、刀の下緒は、古の打刀鞘卷刀等の下緒を、今の刀に付しならん、古の刀の下緒は、鞘の鐺へからみ卷とめたる也、夫故に鞘卷刀と云たる也、凡中古より脇差の下緒は、六七寸にて端を結びきり、刀の下緒は刀の丈とひとしくして、栗形より三四寸下にて一束に結び、すへはながくして置也、泰平の世には下緒の用更になし、戰場ばかりの用也、戰場にては刀を落し差にして、脇差は腹へ引付さし、其鐺を刀の下緒の結目へ通し、脇差の下緒は栗形の上にて、一重鞘へまき、餘りを帶の上より下へ通し、扨刀の下緒結目より、すへの一筋を前へ引廻し、脇差の下緒のむすび目へひきとほし、亦一筋の刀の下緒の末は背へ廻し、馬手のかたにて前のかたの一筋と一所に結びとむるなり、○下略

〔蜷川記〕下緒の事　一何も用候、但主人の不斷被ㇾ用候色をば斟酌候ても可ㇾ然候歟、又紅の事は其扱にも不ㇾ及候、不ㇾ苦候、次に寸法の事、刀に合候て能程に仕候て、さのみ長き下緒も不ㇾ可ㇾ然候、

〔公方樣正月御事始之記〕一下緒の事、主人不斷さげらるゝをば其内の者は可ㇾ有二斟酌一候、又紅の事は此扱にも不ㇾ及候、誰々もさげ申候也、

〔宗五大草紙上〕太刀打刀之作やうの事　御下緒は茶の糸、又くれなゐと茶の糸にて、一寸まだらに龜のかふなど打ませも御座候つる、からくれなゐの御さげをは見申候はず候、

〔宗五大草紙上〕一大かたびらの事、○中略刀はさやまき、さげを引目さげを、火打袋さぐべからず、

〔劍甲新論上〕鞘留　一鞘留ハ流儀ニヨリテ習アルベシ、然レドモ治亂ノ別ナク鞘留ヲスルニ便

アリ、近年作意セシアリ、左ノ如シ、



一太サ線香位ノ緒ニテ留ベシ、常ハ緒締アルモヨシ、緒ハ一ト重廻シ片ヒザニ結ビ、糸ノ長キ端ヲ引ケバ直ニ解ル也、

古事類苑

兵事部三十二

刀劍五

古事類苑

兵事部三十二

刀劍五

尻鞘

〔類聚名義抄 九 革〕尻鞘 シリサヤ

〔書言字考節用集 七 器財〕䩭(シンサヤ) 見二前漢食貨志一、尻鞘(シリサヤ) 同

〔正本新野問答 三〕尻鞘　虎豹猪鹿の皮毛を表になして、劒の鞘にかけ申候、今俗に引はだと申候躰に候、引はだは劒際に至て懸候、尻鞘は帶取のうしろの足革の間にとめ申候、仍號二尻鞘一候歟、臨時祭舞人用レ之、白馬節會敍列五位次將、野劒入二尻鞘一候、

〔服飾管見 七〕尻鞘の事　此ものもとは劒の鞘をそこなはじ料に、皮の鞘をおほへるなり、されば儀式に用うる事のなければ、をさ〳〵しきさだめもあらず、但五位以上には虎の皮をゆり、四位の參議以上は豹の皮をゆりたれば、是もかくあるべきを、後の世は參議ならぬ四位も豹を用う、五位の人も舞人につかむまつる時は豹を用ゐし事もありき、されど六位以下は水豹(アザラシ)を用ゐて、豹虎をばかけても用ゐず、鹿の皮は六位以下の用うる物ながら、五位以上も春日使の道の程さすなり、斑猪は衞府の舍人等の褐衣かりぎぬなどにさす物なり、〇註略給尻鞘は蠻繪の袍きるときさす、競馬乘尻またさすなり、〇註略是等の舍人も大儀などにはさすべくもなきを、中比よりは五位已上もさすなり、かへりて中儀小儀の節會などにはさゝず、行幸にはまたさすなり、野の行幸あるは遠所などこそあらめ、日の行幸にはふさはしからず、むかしは野の行幸にだに用うる

物にあらざりしなり、

〔刀劍問答〕一尻鞘と名付て、毛皮の袋を太刀の鞘にきせ候ことは何の爲に候哉、何皮本式にて候哉、　太刀濕に逢へばさびる故、雨露を防ぐ爲に尻鞘を懸る也、尻鞘の皮は鹿皮通例にて候、行縢、鞍覆、泥障の類、すべて毛皮を用るに、足利殿の御代には、虎豹の皮は將軍家、吉良殿三職の外は不用之、熊の皮は彈正の官の人ならでは不用之也、尻鞘も其通なるべし、

〔西宮記 臨時四〕尻鞘　豹(公卿)虎竹豹(四位五位依色革)阿左羅之(六位依下﨟色革)不(禁物)斑猪(上下野望用之)同丸(使官人、諸衞舍人、)

〔雅亮裝束抄 二〕まひ人のさうぞくのこと　五ゐ六ゐはえりさやをさす、五ゐはとら、六ゐはあざらし、をの〳〵ひらをあり、

〔新儀式 四臨時〕野行幸事　王卿著麴塵袍、帶劍者著後鞘、(○下略)

〔西宮記 臨時五〕敍位　宣制了、共拜舞退出、(衞府者可著平裝束、雖四位著尻鞘、或有不著者、)

〔北山抄 九羽林要抄〕白馬節　二省(○式部兵部)率敍人參入、(伏起)立舞臺東西、(次將預敍列者卷纓著野劍、(中略)五位入尻鞘、)

〔江家次第 二正月〕七日節會　左右馬頭度(帶弓箭、雖四位入尻鞘著靴、)

〔飾抄 中〕一野劍　遠所使節之時、入尻鞘也、(○中略)　尻鞘事　仁安二九十五、殿記曰、參花山院、仰曰、尻鞘事舞人之時、竹豹皮不憚之由、故法性寺殿被仰云々、可用虎皮也、廿日參殿(久我)申承雜事之次、申曰舞人之時、可入虎皮尻鞘之由、內府(○忠雅)被命否、如何、被仰曰、必不入虎皮竹豹ヲ入也、予勤仕舞人之時、故播磨入道尻鞘ヲ借用、是竹豹也、雖然虎皮又神妙歟、

〔次將裝束抄〕節會　白馬節會日若預加階之人(源中納言師仲卿用此說、尤爲證據歟、)卷纓螺鈿野劍(不付魚袋)參內、(○中略)五位將若敍四位者著五位袍相具尻鞘參內、帶弓箭時、同入尻鞘敍列畢、又撤尻鞘、(○中略)　行幸　卷纓闕腋袍巡方帶螺鈿野劍、(五位入尻鞘、○下略)

〔世俗淺深秘抄下〕一凡尻鞘ハ四位豹五位虎也、但行幸之時、五位次將用豹皮、四位不入尻鞘故歟、舞人時四位入尻鞘、然而猶五位輩或用豹、行幸之時用虎皮人有之、時人難之云々、筑豹、小豹、虎、次第如此、而御賀時殿上人奉仕舞、左用小豹、右用筑豹、是頗不審也、

〔夫木和歌抄三十二雜〕六帖題さや　衣笠內大臣

いまはしもさぞえりぬらんえりざやのさしも心に思ふ氣色は

〔正本新野問答三〕細尻鞘　先に申候、臨時祭使、春日祭使、路頭用弘尻鞘、これは用平鞘劒之故也、對之申候はゞ細劒の尻鞘にて候はん、但只今此名目不覺申候、出所之記錄可被示聞候、

〔餝抄中〕一野劒　細尻鞘事　或書曰、布衣騎馬殊刷時、御幸已下、執柄宇治供奉、若親姓之之人如公卿勅使相伴時帶野劒、或虎皮細尻鞘云々、

〔次將裝束抄〕著衣冠布衣供奉之時　布衣騎馬殊刷之時、御幸以下執柄(宇治)令供奉、若親姓之人如公卿勅使相伴時、(或令懸調度、尋常野矢也、但必不然、)帶野劒(鹿皮或虎皮細尻鞘、)半靴(或毛沓、有帶如靴、)

〔小右記〕長和四年九月十二日己未、資平來云、今日左相國差章信朝臣、借行騰平尻鞘半靴、

〔吉部秘訓抄一〕高野御幸供奉人行粧事　仁安四(○嘉應元年)三十三、同記(○經房卿記)云、太上天皇令參詣高野聖廟給、(○中略)左衞門權佐兼皇后宮大進藤原經房、(○中略)蒔繪野劒(鹿皮平尻鞘、在鼠尾、)

〔正本新野問答三〕鹿皮　春日祭近衞使、路頭之間、蒔繪野劒加鹿皮弘尻鞘由、見定家卿抄候、

〔次將裝束抄〕春日祭使參內幷社頭裝束　路頭　衣冠(若直衣刷之時出衣、)葉深履(或半靴)柏夾蒔繪野劒(虎皮弘尻鞘○)(中略)臨時祭使(○中略)路頭(於朱雀院邊改之)衣冠(或出衣)半靴蒔繪野劒(弘尻鞘)柏夾剗限無其程、隨身不改蠻繪、

〔山槐記〕治承三年三月三日辛酉、今日宇治一切經會也、(○中略)左衞門權佐光長(○中略)蒔繪野劒、弘尻鞘、

〔江家次第八七月〕相撲召仰　內取　相撲長三人、(○中略)尻鞘(左丸尻鞘、右魚形)

〔左經記〕長元元年正月廿四日庚申、參關白殿、○中略仰云重服時、○中略近衞司著尻鞘之時號合子尻鞘、著黑漆尻鞘、又雖不服者、或有著之者云々、近則揚馬行幸時、可乘御馬之輩、薄色狩袴を打垂天著用、又著合子尻鞘云々、以之爲有興事云々、

〔兵範記〕保元三年三月廿二日壬午、石淸水臨時祭也、○中略辰剋著舞人裝束重參內、○中略卷纓冠、青摺袍、○中略虎皮尻鞘、○豐革夾形下略

〔源平盛衰記二十一〕小坪合戰事

重忠、○畠山中略クマントテ打出ケリ、○中略薄緣ト云太刀ノ三尺五寸ナルニ、虎皮ノ尻鞘入テゾ帶タリケル、

〔太平記十二〕公家一統政道事

宮○護良親王ハ、○中略兵庫鏁ノ丸鞘ノ太刀ニ、虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ、太刀懸ノ半ニ結テサゲ、○下略

〔建武年間記〕武者所輩可存知條々

一金銀裝束太刀、刀、鞍、細々不可用、　一虎皮尻鞘切付等、同斷、○中略　建武元年五月七日○中略

大番條々建武二三一

一鎧直垂已下武具事、○中略　金銀裝束太刀、虎皮尻鞘、同可停止之、可用踈品、

〔夫木和歌抄二十七〕家集雜歌中虎　權僧正公朝

ものゝふのさげはくたちのしりざやのとらのおふみておそろしの世や

〔檜垣嫗集〕虎のかはのしりさやを題にて、ひごのかみのよませしに、

うみへとてゆくみなとらのかはのしりさやけからぬは浪のよごせば

〔長門本平家物語二〕わたなべの丁七となふをめして、大衆の中へ使者をたつ、となふは生年三十四、○中略へうのかわのしりざやの太刀はきて、○中略かげなるむまのふとくたくましきにくろぐ

らおひてぞ乘たりける、

〔空穗物語吹上下〕君たち四所は、あかきえらつるばみのちむすりのくさの色にいとをそめて、かたきのもむをおりつけたるまがりの御ぞ、をりつるの文のさしぬき、あやかいねりのうちき、あはせのはかま、へうのかわのえりざやある御はかしたてまつりて、〇中略あかきむまにあかきえりがいかけてのり給ふ、

〔飾抄中〕一野劒　諒闇劒尻鞘事　保元元或秘記曰、水〇豹〇尻鞘〇無文青革裝束、左右衛門權佐惟方顯親尻鞘虎皮、

〔兵範記〕仁安三年十月廿一日己酉、酉一剋御禊畢、〇中略藏人左衛門尉平信廣供奉本陣、〇中略帶野劒水豹尻鞘、

〔玉海〕安元二年三月四日己酉、此日公家、被奉賀太上法皇〇後白河五十寶算、於東山御所南殿有此事、〇中略舞人裝束　左　麴塵綾闕腋袍、樺櫻打下重同色打半臂濃蘇芳打表袴、螺鈿野劒、紫淡平緖、小〇豹〇尻鞘、〇中略　右　袍巻纓綏、緌糸鞋弓平籙已上同左　柳打下襲青打半臂欵多打表袴、違濫任心、其色不一同、雖可一同歟、螺鈿細劒、青淡平緖或萌黃　竹豹尻鞘、〇下略

〔正本新野問答三〕竹豹〇　臨時祭舞人專用此尻鞘候、竹豹とは棲竹の豹也、此對水豹稱竹豹候歟、詳に註馬具左筆の條下候也、

〔正本新野問答三〕斑猪〇〇中略　斑猪とはまだらなる猪に候、まだらなる猪有之物候哉委不知候、もし猪子の毛は、筋のごとくにて、まだらなる物のよしに候へば、用此皮候歟、

〔新儀式四臨時〕野行幸事　鷹飼四人(中略)猪〇皮〇尻〇鞘〇

〔江家次第六月〕同〇平野祭使儀　舞人、紅退尻鞘、或魚形、或斑猪、大祭時魚形、小祭時斑猪云々、

〔台記別記〕仁平元年十一月十五日辛亥、陪從裝束、〇春日祭　猪皮尻鞘、久季申云、須用斑猪、依難得、或用猪云々

〔玉蘂〕建暦二年十月廿八日庚子、此日、天皇〇順德臨鴨河修禊、〇中略御禊了之後、近邊神社分幣物云云、〇中略随身裝束　府生随身一人秦兼隆　黃色野摺狩衣縦サマニ摺非也、横サマニ可摺、以黄色着給、其躰如褐衣、　白襖袴、布帶、紅打衵、熊行騰、伊知比脛巾、狩胡籙、劍斑猪尻鞘、狩衣行騰脛巾劍尻鞘之外皆下給之、

〔宇治拾遺物語十一〕年四十あまりばかりなる男のかつらひげなるが、〇中略猪のさやづかのしりざやしたる太刀はきて、〇中略とむきかうむき物いふ男たてり、

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

馬副四人ガ千冠ニ猪ノ皮ノ尻鞘ノ太刀佩テ左右ニソヒ、〇下略

〔江家次第五二月〕春日祭使途中次第　發向之時改裝束、冠直衣野劍、鹿皮尻鞘、

〔長秋記〕長承三年九月廿五日辛未、齋院辛崎御祓、京都人折花云々、供奉人中納言伊通、顯頼、參議公教、成通按察使、乘車被參、殿上人三十餘人皆布衣、此中少將師行帶角帶入鹿尻鞘、

〔台記別記〕仁平元年十一月十五日辛亥　祭日自淀向南京、〇中略　蒔繪野劍　鹿皮尻鞘

〔保元物語一〕新院御所各門々堅附軍評定事

爲朝ハ〇中略三尺五寸ノ太刀ニ熊ノ皮ノ尻鞘入、〇中略甲ヲバ郎等ニ持セテ歩出タル體、〇下略

〔義經記二〕かゞみの宿にて吉次宿にがうとう入事

ふぢさはゝかちんのひたゝれに、くろかはおどしのよろひきて、甲のをゝしめ、くろぬりの太刀にくまのかはのしりざや入、大なぎなたをつえにつき、夜半ばかりに長者のもとにうちいりたり、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附頼政最後事

明春、今日ハ事ヲ好テゾ裝束シタル、〇中略黒ヌリノ太刀ノ三尺五寸アルニ練ツバ入テ、熊皮ノ尻鞘ヲサス、

見セ鞘

提鞘

〔正本新野問答 三〕緒。尻。鞘。　左近府隨身用之候、春日祭舞人或用之、左近衞は豹にて畫鰐文候、右近は虎文に候、畢竟緒尻鞘は實不用、豹虎皮は絹にて尻鞘を作り、左は豹毛をゑがき、其上に畫鰐魚形候、虎も同前ニ候、總而皮毛のは彩色は施がたく候歟、

〔江家次第 七月 八相撲召合〕立合進出裝束同ニ相撲長、但帶ニ弓箭劍緒尻鞘等、

〔山槐記〕治承四年二月一日癸未、今日被立春日使、○中略 辛緒隨身二人、○註略 青末濃袴、打縣緒、無文緒尻鞘、差旅

〔台記別記〕仁平元年十一月十五日辛亥、舞人裝束、○中略 野劍、緒尻鞘、畫鰐

〔玉蘂〕建暦二年十月廿八日庚子、此日天皇○順德臨鴨河修禊、○中略 御禊了之後、近邊神社分幣物云々、○中略 舍人六人已上八人蠻繪袍、○中略 緒尻鞘魚形下略 ○

〔江家次第 七月 八相撲召合〕相撲長、左右各二人、退紅袍、白下襲、白布袴、無緒尻鞘、

〔武器考證 十六〕貞丈云、○中略 無緒ト云ハ、地ヲバ黃ニシテクロ色ノ文ヲヱガヽザルヲ云歟、

〔夫木和歌抄 鞘三十二〕六帖題さや　正三位知家卿

つじまつりけふをはれともみせざやのさきをりかけてねるやたが子ぞ

〔貞丈雜記 十二刀劍〕一みせざやと云は、短き腰刀に長き鞘袋をかけて、長き刀と見せる心なるべし、されども腰刀短き故鞘の先折るゝなり、(中略)光大○同曰、見せざやは絹にて作る、紅絹を裏にして、鞘尻をとんぼ頭に切て、二枚にして下る也、上の圖の如し、○圖略

〔蓮響錄 上〕古き緒に太刀を帶たる人、今俗にいふひきはだ躰の物をかけて、小尻よりあまりて下り候緒有之候、其躰おり物と相見え候、是は何と申ものにて候哉、　古き緒に此圖見及たる事有之候、見せざやと申物にて候、

〔太平記 二十九〕師冬自害事附諏方五郎事

刀袋

執事兄弟カクテモ若命ヤ助カルト心モ發ラヌ出家シテ、師直入道道常、師泰入道道勝トテ、裳ナシ衣ニ提鞘サゲテ、降人ニ成テ出ケレバ、〇下略

〔武家名目抄刀劍二十〕提鞘　按、提鞘は卽ち見せ鞘にて、先を折り懸て垂たる故にさげざやといふ也、太平記に提鞘さげてとかけるは、見せざや懸たる腰刀をさしていへるなり、

〔信長公記十五〕三月〇天正十年廿日、晚に穴山梅雪御禮御馬進上、御脇指梨地蒔金具所燒付地ほり也、御小刀御つかまでなし地まき似相申之由被成御諚、さげざやひうち袋付させ被下、御領中被仰付候き、

〔倭名類聚抄十三弓劍具〕劍鞘　說文云、鞘土刀反、和名太知不久路、劍衣也、

〔類聚名義抄九章〕鞘タチブクロ

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口　陽寶劍一口　陰寶劍一口　並(中略)紅地錦袋、緋綾裏、〇中略　金漆銅作大刀一口(中略)緋地高麗錦袋、緋綾裏、〇下略

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　玉纏橫刀一柄、〇中略　袋一口表大暈繝錦、裏緋綾帛、各長七尺、

〔江家次第十七〕立太子事　被奉護身劍壷切入錦袋、或御對面日被奉、

〔爲房卿記〕康和五年正月十六日丙申、子剋皇子〇鳥羽降誕、　十七日丁酉、早以藏人頭右中將顯實朝臣爲勅使進御劍、件劍自院被獻者、納白織物袋、

〔中右記〕元永二年五月廿八日癸酉、御劍內々從院被奉、內者、袋先々白織物也、而縫袋事五月有其忌者、仍被用舊袋赤地錦袋也、

〔長秋記〕長承三年十二月五日庚辰、若宮〇後白河前々齋院〇統子內親王五宮〇本仁親王爲剃御髮渡太皇太后宮〇令子內親王給、〇中略　劍袋唐地錦、改替裏組等入沈地御劍是高名劍也、御堂御劍云々、寢殿御格子併上之、

〔百練抄七二條〕長寬元年九月廿七日、被調進八幡御劍袋、本袋依鼠喰也、古袋有議被埋御殿北方、明經

博士師元、紀傳範、兼卿永範朝臣等進二勘文一云々、

〔山槐記〕治承三年十一月五日己未、午剋典藥頭定成朝臣來、賜レ物得二減氣一、（○中略）賜二醫師祿一、定成朝臣野劍一腰（納二赤地錦袋一）、 四年二月十一日癸巳、今夜關白舍弟（母故顯輔女年十）加二元服一、（○中略）予起座於二東簀子一取レ劍、（野劍眞柄納二赤地袋一）

〔長門本平家物語 七〕内府（○重盛）自筆に狀を書て、仲綱がもとへつかはされける、（○中略）長ふくりんの銀劍、にしきのふくろに入て、もりつぐを使にてをくられたり、

〔平治物語 三〕賴朝舉二義兵一幷平家對治事

建久元年十一月七日、始テ被二京上一ケルニ、（○中略）髭切ト云太刀清盛ガ許ニ有シヲ、御守ノ爲トテ院（○後白河）ニ被二召置一タリシヲ、今度賴朝ニ賜ケリ、靑地錦ノ袋ニ被レ入タリ、

〔吾妻鏡 二十六〕貞應三年（○元仁元年）四月廿八日甲午、有二若公（○藤原賴經）御手習始之儀一、（○中略）事訖、奧州被レ賜二御劍一（納二錦○○袋一）、 相公羽林傳レ之、

〔建内記〕嘉吉二年四月二日壬辰、興福寺學侶衆徒雜掌桑原大貳法眼快算來傳、奏事治定珍重之由賀候、對面、（○中略）彼寺務事賀之、送二太刀一（入二皮○○袋一）者也、

〔資勝卿記〕寬永三年十一月十三日壬午、今日辰剋、中宮様（○後水尾后和子）皇太子（○高仁）御誕生也、（○中略）禁中ヨリ御劍權亮持二參之一、袋入（朝木、白、）

〔雍州府志 七土產〕刀袋○○ 倭俗漆革大小縫レ之爲レ袋、裏二刀室一、是謂二寸袋一、言下應二刀劍長短之寸尺一而造上レ之義也、行旅人多用レ之、幷裹二金銀一袋及座氈等悉烏丸春日通製レ之、

〔國花萬葉記 一上山城〕金銀竹木土石 刀之寸袋 松原寺町御幸町ニ多万々革細工

〔日本永代藏 一〕昔は掛算今は當座銀 いろは付の引出しに、（○中略）三條小鍛冶が刀袋、何によらずないといふ物なし、萬有帳めでたし、

小刀袋

〔東大寺獻物帳〕金銀作小刀一口(中略)紅羅袋

鞘袋

〔刀劍問答〕一太刀の鞘袋と申は、今のひきはだの事にて候哉、又は尻鞘の事にて候哉如何、さや袋はひきはだの事にても、尻鞘の事にてもなし、太刀の柄に錦をかけて包み、かたく縫くゝみて、其上に目貫を置、柄糸を卷也、かぶとがねこしもとがねも錦の内にこもりてあり、鞘もかなぐの上より錦をかけ包みかたく縫くゝみて、其上にわたり卷をして足をも付る也、我家に傳へし小烏丸の太刀の鞘袋右のごとし、是は應仁年中作りたる由申傳る也、其代にさや袋といひし物此躰を以て知るべし、宗五一冊に公方樣の御太刀を鞘袋に入るとあるは此事なり、但鞘袋は糸卷の太刀に計有也、白太刀、黑太刀、平鞘などにはなき也、

〔軍用記四〕太刀(〇糸卷)の事　鞘袋の事、將軍の御太刀は何れも鞘袋に入らるゝ、さやぶくろとは錦を金ぐの上よりきせて、堅縫くゝむなり、志りざやの事にはあらず、

〔常山紀談七〕天正十四年正月、秀吉織田源五郎長益、羽柴下總守勝雅、天野左左衞門三人を使として東照宮に和平を乞れけり、(〇中略)丹羽長重進み出、必軍は思召止り給へ、長重が士ども刀の鞘袋を設し故子細を問に、鞘に三ツまきを拵へ、合戰の時は鞘袋を捨て、三河武者に紛れ命を助るべき支度なりと申も果ぬに、蒲生氏鄕堀秀政もみな〳〵士卒其心得に候、萬に一ツも利候まじといへば、秀吉よし〳〵德川家を打破りて各に見せん物をとて止みければ三人退出し、道にて彼猿は死所なくて物に狂ふやと私語たり、

皺文

〔書言字考節用集七器財〕皺文(ヒキハダ又作二波文一)

〔新刃銘盡一〕皺文之事　按ずるに引膚なり、蟇皮或は波文に作る、皺は志はと訓じ、波はなみなり、塗革の上の皺文をいふ歟、或書に皮寄鞘(ひきはだ)助不審、按ずるに、說文に韜は劍衣也、和名太知不久路、韜に絹革相等くして、其用共に鞘衣鞘の袋なり、今是を直袋(すぐぶくろ)といへり、

柄袋

〔武將感狀記七〕一板倉周防守重宗ハ、〇中略萬事ニ心アル人ナリ、〇中略本多内記政勝長劒ヲ好テ佩レ之、親人ハ皆異見セバヤト思フ處ニ、防州政勝ニ對談ノ時、我ガ家禮ニ引肌ノ上手ノ候、勝レタル手際ニ候間、御望ナラバ可二贈進一ト申サレケレバ、政勝忝候、可二申受一トノ事ナリ、翌日二尺五寸ト一尺八寸ト大小二ツ遣シテ、是ヨリ短キハ手前ニ仕置タルガ多ク候、御用ナラバ又可レ承ト申ヲクラレタリ、政勝重ネテ、此ヒキハダニ合フ寸ノ大小ヲサシテ防州ニ見セラル、防州一覽シテ是ニテ大小ノ寸一位短ク見ヘテ得アリト申サルレバ、政勝モ防州ノ下心ヲ察セラレタリ、

〔劍甲新論上〕皴文柄袋　一牛皮ヲ善トス、又尻鞘トテ虎豹ノ皮ナドニテスルアリ、是單騎ノ具ニ非ズ、一中古刀ノ血溜リシ、又ハ反曲セシ時ナド、鞘ヲ打割中古鞘金物ノナキハ此故也紙撚等ニテ結ビ引脇ヘ入レ用ヒシナリ、一柄袋紀錄ニ見エズ、近世ノ物成ベシ、利用ナシ、用ユベカラズ、

〔平家物語一〕殿上のやみうちの事

忠盛の郞等、もとは一門たりし平の木工のすけさだみつが孫、新の三郞大夫家ふさが子に左兵衞のせう家貞と云者有、うすあをの狩衣の下にもよぎおどしのはら卷をき、つか袋付たる太刀わきばさんで、殿上の小庭にかしこまつてぞ候ける、

〔日本永代藏一〕初午は乘てくる仕合　爰に年のころ廿三四の男、〇中略信長時代の仕立、〇中略中脇指に柄袋をはめて、〇下略

〔八水隨筆〕松平大學頭殿雨中登城の節、つか袋の代りに、甚小き傘を大小の上へ、かざゝれし也、定て深き思慮も有べけれど外見不雅なり、

燧袋

〔源平盛衰記四十四〕神鏡神璽都入幷三種寶劒事

倭姬命、天叢雲劒ヲ取テ、日本武尊ニ奉授云、愼テ無二懈事一、汝東征センニ危カラン時、以二此劒一防テ可レ得レ助事一、又錦袋ヲ披テ異賊ヲ平ゲヨトテ、叢雲劒ニ錦袋ヲ被レ付タリ、〇中略今ノ世マデニ、人ノ腰刀

ニ錦ノ赤皮ヲ下テ燧袋ト云事ハ此故也、

○按ズルニ、燧袋ノ事ハ、器用部燈燭具篇ニ詳ナリ、

数打

〔新刃銘盡〕一数打之道具品々之事　世俗に神田紺屋町打と云は、江戸紺屋町にて打たるにてはなし、上身中身の品を定めて、大小ともに大坂にて數打に鍛へたるを、以前江戸神田紺屋町へ下して、是より江戸中諸國へ賣ひろめたるによつて、世俗に紺屋町打、或は紺屋町物と云也、其本は大坂にて打たるを、今に至て上中下の品を定めて、神田塗師町新身屋久左衞門が方へ下すもの也、又古來の數打といふは、京都の柴辻其外には奈良播磨の數打等多し、又國々ともに數打といふもの有て、或は關の數打、肥前の數打などゝ號す、是を國打の數物といふ也、去かれども古來多くは、奈良播磨柴辻にて打たるによつて、すべての數打の道具を奈良物、播磨打、或は柴辻物といふなり、

鑑定

〔雍州府志七土産〕磨刀　相傳足利尊氏卿之時、相州鎌倉有妙本阿彌者、專相刀劍之新舊眞贋、幷事磨礪、尊氏卿入洛日從後而來遂住京師、元松田氏也、然始妙本嫡流一人以本阿彌爲稱號、自玆後一家中爲嫡子者亦稱本阿彌、至庶子不能稱本阿彌、用本氏松田、今專以光字加諱字上、普廣院義敎公時有本阿彌清信者、此人有功一家剃髮稱本光、自是後一家人用光字、凡擇刀刃之新舊眞贋、則嫡流本阿彌某宅聚一族相共撰擇之、定眞贋、幷埜無冶工之名、則擇其所作之巧、謂何國誰某之所作也、倭俗是謂目利。

〔本朝軍器考八刀劍〕大刀小刀ヲ相スル事モ、昔ヨリ聞エヌレド、ソノカミハ、タヾソノ吉凶禍福ナドヲ相スル事ニテ、イヅレノ代、イヅレノ國、何某ガ作レル、眞ナル僞レルナドイフ事ヲ鑑ミ定ムル事ニハアラズ、中比相摸國ノ住人、五郎正宗入道ト聞エシハ、古今ニ雙ナキ工ニテアリケリ、此者花園院御在位ノ比ノ人也トゾイヒ傳フル、正宗國々ヲ巡リアリキテ、其工ドモノ家々ニ傳フル

所ヲウケテ、始テ筆ニシルシヌ、正宗ニ男子ナケレバ、近江國、高木トイフ所ノ人、貞宗トイフモノ養テ家ツガス、貞宗ガ弟子、九郎三郎秋廣トイフハ、後光嚴院ノ御時、文和ノ比ノ人也ケリ、ソレガ時ニ至テ、二十五箇國ノ押形トイフ物作リショリ、始テ代ヲモ國ヲモ工ヲモ、眞ナル僞レルヲモシル事、掌ヲ指スヨリモ猶明ラカニナリテケリ、秋廣此事ヲ齋藤彈正忠ニツタフ、宇都宮三河入道トイフモノ、齋藤ニ受傳ヘテ、又國々ヲ巡リアリキテ、ソノ傳ヘシ所ヲタヾシアキラメナケリ、此三河入道ガ時、初テ大刀小刀ノ價ヲバ定メタル也、コレハ其時ノ公方東山殿仰ニヨレリトゾイフナル、木下美作入道トイフモノ、三河入道ニ傳リテ齋藤左京進ニ傳ヘ、齋藤又三好下野守ニ傳ヘシヲ、細川二位法印玄旨ウケ傳ヘテ、建部内匠頭ニハ授ラレケリ、又足利殿ノ代ニ、妙本阿彌陀佛トイフモノヽ、世々刀磨ク事ヲ業トスルアリケリ、コレガ先祖ハモト相摸國ノ仕人、松田ガ一族ニテアリケルガ、足利殿ノ都ニ移リ給ヒシ後、是モ都ニウツル、妙本阿彌ガ時ニ至テ、ヲノガ業ノ巧ナルノミニモアラズ、刀相スル事モ堪能ノモノニテ、其名ヲ世ニホドコシテ、其家ヲ起シタリケレバ、嫡流ノ子孫、ソレガ名ヲ家ニナヅケテ、本阿彌トハナノリケリ、妙本阿彌ガ四代ノ孫、清信トイヒシガ、ヨク父祖ノ業ヲ起シテ、入道ノ後、本光トナヅキショリ、子孫又光ノ字ヲモテ名トス、凡ハ古ノ刀ノヨシアシ、眞僞ヲモ、價ノ貴カラム賤カラムヲモ鑑ミ定ムル事、今ハ此流ノミゾ、世ノ鏡トハナリケル、タヾシ其家ニハ妙本阿彌ハ、龜山院御在位ノ比ノ人ナリ、又本光ハ普廣院殿〇足利義教ノ時ノ人也ナドモ申スニヤ、サラバ妙本阿彌ハ五郎入道正宗ヨリハ、ナヲサキノ代ノ人ニテアル也、ソレガ子孫、家ヲウケ傳フル事、此比迄十一代也トモイフナレバ、凡ハ四百三十餘年ガ程ニ、ワヅカ十一代ヲ歴タラム事ハ、其家ノ傳フル所ナレド、イブカシクコソ覺ユレ、

〔老談一言記三〕一本多伯耆守臣に平野市大夫とて、それがししれる人有、此人兼元と銘あるよき刀を持ちけり、角野壽軒といふとぎや、本阿彌にをとらぬ目利者にて世にもてはやしたり、或時

此刀を壽軒に見せけるに、無類の出來ことに形格好のこる所なけれども、刃切ありて指料にならず、壽軒疵なをす事の上手なれば、某なをし參らすべきほどに、その上に拂われて、外の刀を求められよといふ、市大夫きゝて、刀脇差は武士の一代一度の用に立んとのたしなみなるに、疵を直したるを知らずして求め得ん人、大分のあたへを出して、もしもの事あらんときに打くじけたらんは、本意なき事也とて、其まゝに捨置しを、市大夫舍弟紀州の御家人にて何がしといふもの、その事を聞て、兼元の刀を給われといふ、市大夫のいわく、刃切有て差料にならぬといふ事は、其方も存の事なり、それをのぞみ請ふは、壽軒に疵直させ拂わんとの事なるべし、夫は武士の本意にあらずとて、舍弟の見るまへたてかな槌を取寄て、刃をうちかき捨られし、今の世にもかくのごときの人ありと感せし故しるし置也、

〔新刃銘盡一〕道具見樣之事　凡大小刀ともに、先鞘より拔拂て道具を立に持、指表の本の方より段々上へ切先までよく見て行べし、それより指裏を又本の方より段々見上て、疵のありやなしやを見べし、其後宗の方をよく見て、後に道具を横に持直し、日あかりにすかして、燒根のしるき所、或は切れたる所あるか、又はふくれ挾み出し、金のへりたる所、或は刃にむらのあるかを、本の方より表裏ともに見べし、其後道具の刃の方を上になし、又下になして、まがりひづみをよく見べし、尤中心銘ぶり、やすり、さびの色上の出來、地金の善惡、位恰好心を付て見るときは、をのづから古作新作ともに正眞不正眞は敎へずして、以心傳心の妙有べきものなり、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

打物ニ取テ名ヲ揚ル事アリキ、惡右衛門督信頼ガ天下ニ秀タリシ時、殿上ノ刻ミ階ニ夫男(マスラヲ)一人立タリ、信頼彼ハ何(イカ)ニ狼藉也ト申ケレバ、搔消樣ニ失ヌ、某ニ一ノ劒アリ、信頼クセ事也ト思テ、實物ノ御劒ニモ候ラン、燒鐔ノ劒ナラバ、山ヲモ岩ヲモ可破崩トテ、此劒ヲ拔御坪ノ石ヲ切ルニ、劒

七重八重ニユガム、曲ナキ者也トテ、温明殿ノ緣ニ弃置レヌ、折節賴政參會タリ、信賴欺之、イカニ劒ハ見知給ヘルカト申、賴政弓矢取身ニテ侍ル、如形知タル候ト云、其時少輔內侍ト云以女房、大床ニ弃置所ノ劒ヲ被召寄ケルニ、曲タル劒忽ニ直テ、鞘ニ納ル、不思議也トテ賴政ニミセラル、賴政打見テ仰テマメヤカノ御劒也、朝家ノ御守タルベシ、其故ハ大神宮ニ五ノ劒アリ、當時內裏ニ御座ス、寶劒ハ第二ノ劒、是ハ第三ノ劒也、但賴政イカヾシテ神劒ヲ知侍ルベキナレ共、作人ニ依テ劒體ヲ知ル、其上今夜ノ夜半ニヲヨビテ、天ノ告示給事アリ、國ヲ守ラン爲ニ、皇居ニ一ノ劒ヲ奉ル、卽寶劒是也、亡國ノ時ハ、此劒又寶物タルベシ、爲用意奉權劒ト見テ候折節、今日御劒出現之條、併國ノ御守ト覺ユト申、其時信賴卿フシギ也ト思ヒ、サラバ劒ノ德ヲ施給ヘト云、賴政靈劒自由ノ恐アリトイヘ共、仰ニテ侍バ、何事ヲカ仕ルベキト申、御前ノ坪ノ石ヲト聞ユ、畏テトテ賴政彼石ヲ切ルニ、カケズ散々ニ切破テ、見參ニ入奉ル、禁中サヽメキ上下驚目、信賴始ハ欺テ云タリケレ共、今ハ恐クゾ思ケル、サテ劒ノ呪返ヲ滿テ、鞘ニサシテ温明殿ニ移シ置ル、加樣ニ勸申ケレドモ、不肖ニ被思召ケレバ、賴政ガ言ヲ不被信、元曆二年三月廿四日ニ、寶劒浪ノ底ニ沈マセ給テ後、彼劒寶劒ト成シ時コソ、賴政實ニ非直者ト被思召ケレ、

〔老談一言記〕一刀の目利の事、東山殿御咄衆に、宇都宮三河入道といふ人、目利する事を傳へたり、此時喪亂の後にて、諸大名國を多くたまひしかば、將軍家の御領多からず、人を賞祿したまふべき地なし、東山殿彼入道に仰せて、刀の價を定めさせて、高價は七千五百貫（三百五十枚也）を以て限りとし、其あたいの高下を以て、其人の功の優卑に應じて賞したまふ、七千五百貫に過たる功あるには、始て祿をたまはりし事也とのたまふ、これには私考もはべるなり、先生も尤とのたまふ、

〔武邊咄聞書〕一眞田〇信繁は大坂に著、其身計大野修理館へ行、其頃は傳心月叟とて薙髮なりしが、玄關にて案內乞に、奏者番罷り出て、山伏は何方よりぞと問ふ、眞田わざと手を束ね、大峰邊の山

伏にて候が、御祈禱の卷數差上、御目見を、願候と云、奏者聞て、殿には御登城にて御留守也、此方へ被通候得とて、番所の脇へよび入、御歸宅の砌御目見めされ候へとて待せける處へ、若侍十八計寄て、刀脇差の目利する一人の若者眞田に向て、和僧の刀脇差見せられよと云、眞田聞て、山伏の腰刀唯犬おどしの爲までなれば、中々御目に掛候物にてなく候得ども、刀の惡敷は元來知れ候得ば、御慰斗にとて指出す、若者するりと抜てみれば、出來恰好は不及申、刃の匂ひ金の光り、兎角いふに不及、扨々見事也と譽る、外の若き者見て、山伏はよき刀を差たり、脇差も見せよとて抜みるに、是又見事さいふべき様なし、さらば中小身を見よとて銘を見るに、脇差は貞宗、刀は正宗と銘有、中小身の見事さ云計なし、皆々あやしみ不審して、如何様只者にはあらじと怪み思ふ處へ、大野修理城より歸る、○中略眞田は心立おかしき者にて、後々まで彼者共に逢ては、刀の目利は上りたるかと尋しかば、皆赤面せしとかや、

〔常山紀談九〕秀吉伏見にて、ある日廣間に出られしに、五腰の刀を見て、試に其名をいはんとて、さされしに違はざりければ、前田玄以誠に神智のおはし候よと驚きたりければ、秀吉笑て何の子細もなきぞとよ、秀家は美麗を好むが故に黄金をちりばめたる刀是なるべし、景勝は父の時より長劒を好めり、寸の延たる刀を是にあてたりき、利家は又左衛門と云し時より、先陣後殿の武功により、今大國を領すれども昔をわすれず、革卷たる柄の刀、是他の主に非ずと思へり、輝元は異風を好む、異なる體にかざりなせる刀是ならん、江戸大納言は大勇にして一劒を頼むの心なし、取繕ひたる事もなく、又美麗もなき刀、其志に叶ひたり、此を以て察しけるに違はざりけりと言れけり、江戸大納言とは東照宮の御事なり、

〔窓の須佐美三〕延享三年の冬、○中略巷說に權左衛門○富士見御寶藏番永田事を發せし基は、權左衛門は常々縫殿左衛門多○本が酒友にて有しが、縫殿左衛門、貞宗の刀をもつ、無銘なれば高代を見がたし、本

阿彌に極させて添簡を取沿ぬれば、三百兩には賣ぬべしと、權左衛門勸めけるほどに、本阿彌かたへ出しぬれど、貞宗とは極めがたしとて返しければ、權左衛門云けるは、高林〇鄉助高山近頭まで御腰物方にて有し程に、本阿彌とむつまし、某高林を賴み申べし、事なりなば十分一を給はるべしと約束して、高林に達しければ、高林より本阿彌へ遣し候へども、又本の如くにて返しけり、永田是を聞て、本阿彌は定めて添狀出しつらめ、十分一をわれに與ふるを厭ひて僞りぬるにこそと疑ひける、

〔國花萬葉記一上山城〕京洛諸師諸藝　刀目利　本阿彌光叔〇下略

〔國花萬葉記七上武藏〕諸職御公用名匠商人　御刀脇指目利所　本阿彌光常下谷ひろかうぢ　本阿彌光由七郎兵衞入道、上野くろ門前、〇下略

〔淸閑寺熙房卿記〕萬治三年四月十日、本阿彌光傳敍法橋、〇中略　職事實道、

〔新刀辨惑錄上〕古今目利者之問答　問曰、正宗以後目利ニ通達シタル人アリヤ、願クハ其大略ヲ聞ン、答曰、世々達人有トイヘドモ、取分ケ應永ノ比、宇都宮參河入道、正宗ヲ慕テ目利ノ妙旨ニ通達セラレ、古作ノ品位押形其外樞要ノコトヲ悉ク記シ、古作ノ甲乙等著明ナリ、今世ニ行ハルヽ古今銘盡ノ中系圖秘訣抄秘傳抄目利等ノ書ヲ以テ、天下ニ勝レタル名達ナルコトヲ知ベシ、茲ニ至テ目利ノ傳甚微細ナリ、尤本阿彌家世々達人有リ、其高名ナルコト久シ、然ルニ天文ノ比本阿彌黄刹ト云フ達人有リ、其比三好下野守此道ニ執心深ク、其功ニ依テ一世ノ師トアホガレ甚高名ナリ、又細川幽齋野州ノ傳ヲ受ラル、目利他家エ渡ルコトハ野州ヲ始トス、夫ヨリ以來目利彌盛ニシテ、太閤秀吉公ノ時、本阿彌家初木屋竹屋等ノ鑒識家有リ、尤本阿彌家ハ、御當家ニ於テモ天下ノ極メ所ニ定メ置レリ、又諸家ニモ達人多ク出タリ、然ルニ次第次第ニ目利ノ道衰ヘタリトイヘドモ、近世ニ於テモ角野壽見、公義御研師阿佐美六郎兵衞土屋家臣神田木工、處士白龍子ト號ス木屋常三、公義御研師皆是

磨刀

功者ノ人々ナリ、近年ニテモ山本平八郎殿、(御直參)隱岐五郎太夫殿、(御直參)同人弟同才藏、(處士)家村忠藏、(薩州侯家臣)高田久與、(西丸御坊主)先師朝岡左七安親、同人息同喜三郎、(父子共河越侯家臣)松本無用、(西鄕侯家臣)岡本故藤四郎、(小倉侯研師)寺田治左衛門、(大坂京橋口與力)矢田作十郎、(尾州公家臣)片桐石見侯貞芳、鎌田三郎太夫魚妙(河越侯新參士、新刀ニ達ス、)ガ如キハ、傳來有テ世ニ聞エタル目利者ナリ、今時モ好ム人有トイヘドモ、師傳ナクシテ自見ヲ以テ目利スル人多シ、

〔校正古刀銘鑑四〕銘　祖父親淸に短刀十刃刀莖をつゝみて鑒識を試る者ありしに、一より九に至るまで來國俊といひ、十にあたれる一刃を來國光といひて、皆的中したりしとぞ、おもふに四五刃は同作といはんも難からず、六七刃におよびてはかくまで同作はあるまじなど、一點の疑念發ば鋭疊べし、又九刃まで同作ならんには、十刃めも同作とおもふべきを、余の作に轉せし識量、百尺竿頭更に一歩を進といはん、(刃文違などのいたくかはりしものならば、さもあらん、國俊國光兩作一傳といふ物にて、見分がたきほどのものなれば、かたしともかたしといはん、)

〔新刀辨惑錄上〕刀劍古今目利書之問答　問曰、古ヨリ目利ノ秘書押形有リヤ、答曰、古作ハ梓ニ鏤メテ世ニ行ハルハ古今銘盡ノミナリ、尤諸流ノ銘盡トイフモ大同小異有リ、其中六十餘國ノ鍛冶ヲ誌セル大系圖ヲ以テ善トスベシ、〇中略サテ又押形ハ、古今銘盡、新刀銘盡、後集辨疑等ニ出セル如ク、刃ノ形ヲチヾメテ著ス者多シ、又ハ刀劍ノ長サニ寫シタル類モ有リ、或ハ天下ノ名作ヲ卷物折本抔ニ寫シタルモアリ、高代ノ物ニハ押形ノ添ヒタル物モ有リ、刃ノ體ヲ押形ニ書キタルトイヘドモ、只刃取リ等ノ模樣ノミナレバ、初心ノ及ブベキニアラズ、

〔書言字考節用集七器財〕䂳刃(チタバ)

〔安齋隨筆三〕一チタバト云字、刀劍ノ快ク切ル爲メニ刃ヲ磨キ研グヲ、チタバヲ合スルト云、チタバ乘ノ字ニテ、イチタバトヨムヲ、上略シテチタバト云也、小補韻會ニ乘、補永ノ切、說文ニ禾束也

トアリ、禾束ハ稻ヲ束タルナリ、稻ノ葉ヲ縄ニテタバチテ、ソレニテ刀ノ刃ヲ研ゲバヨク切ル也、或人ノ云、藁ニテチタバヲ合タルニ切レカヌルコトモアリ、砥石ホドノ平ナル木ヲ紙十枚バカリモ厚クキセテ、兩方ヲ、細縄ニテ括リ、刀ヲ砥石ニテ研グ如クシテチタバヲ合スベシ、是ニテハ骨快ク切レズト云コトナシ、是大秘事也トテ傳ヘ教タリキ、如此シテ切リ試タル人ノ敍也、或ハ藁或ハ紙ニテ、チタバヲ合スルハ快ク切ルコト、其理ハ測リ知ラレヌ奇妙也、草鞋ニテ庖丁刀ノチタバヲ合セテ、大ナル梅ボシヲ切ルニ、核トモニ切ルヽモ同ジ類ナリ、物ノ性ニ依ル也、首實急ナル時ハワラザウリニテ、チタバヲ合スルナリ、

○按ズルニ、乘ハ延喜兵庫寮式ニ見エタリ、而シテ其乘ハ葉ノ誤ナル由ハ、延喜式工事解ニアリテ、製作條鍛冶ノ下ニ引ケリ、

〔令義解五軍防〕凡兵士、○中略毎人、○中略太刀一口、刀子一枚、礪石一枚、○中略皆令自備、

〔令抄軍防〕礪　釋云、○中略野王案、所以磨刀刃者也、

〔雍州府志六土產〕礪砥　凡砥石有數品、細礪石俗所謂眞礪也、麁礪石俗所謂阿羅斗也、礲礪俗所謂青砥、石也、細礪石洛西鳴瀧山之所出爲良、麁礪石瓶原爲堪用、凡本阿彌一家自中古以來從公方家磨刀之事、專用鳴瀧砥、然近世粗至穿盡、故高雄之產間又用之、依禁他人濫取之、是謂止山、○中略凡鳴瀧山地中悉石也、其色淡白而間有紅條理、石性柔也、故鑿之則必爲一片、大小長短從所欲取來置假山安置地、

〔新刃銘盡一〕研の次第　一ニヲレクイ　二ニウナカミ　三ニジヤウケンジ　四ニ中ナグラ　五ニコマナグラ　六ニ合セド地研刃研　七ニ水仕立　八ニヌグヒ　九ニミガキ

新身の研仕立その順、大體かくのごとし、

〔三河之物語〕一刀は中砥にしたるが能と、權現樣被仰候由也、まづよく切るゝものなり、又夜などひからでよき由各被申候、

〔渡邊幸庵對話〕一刀脇差を研に、夏の土用多寒中吉といふ事、職人の得手に言出たる事にて、其謂なきか、水は四月の節より、五六七八九十、此七ケ月は水三十日の間、十五日目に腐り、十六日より澄候て、段々と十五日目に腐る也、其澄たる水の時に研はいつにても可宜か、多至より一陽來復して段々に陽加り、夏の土用に至て極陽にて四月は土也、此土乾く故に、土用中に飲は內の土をしめす心也、故に水を飲ても不苦歟、

〔八水隨筆〕廣澤先生〇細井知愼の咄に、脇差の小刀は九月の末十月の初に、よく研がよしといはれければ、其座の人何故に左いはれしやと問ければ、栗柿のなくなる時分なればといはれし、

〔安齋隨筆二〕一早チタバノ方、蟾皮ヒキガヘルノ皮ナリ八月十五日酉ノ刻ニハギトリテ陰干ニシテ持、是ニテ刀劍ヲヌグヘバ鐵石モ不切ト云事ナシ、

〔萬葉集十三挽歌〕礒城島之、日本國爾、〇中略劍刀、磨之心乎、天雲爾、念散之、〇下略

〔塵袋八〕一行幸ノ時、具セラルゝ大刀契ハ何テイノ物ゾ、大刀契ト云フハ、モノ一ガ名ニハ非ズ、二ノ物也、大刀ト契ト各別ナルヲ一ニ云ヒナシタリ、〇中略同キ十月三日〇天德四年縫殿大允藤文記ニハ、〇中略一條院御時寛弘二年十一月十五日ノ內裏燒亡ニ、大刀契オホク燒ケ損ジニケリ、〇中略天德內裏燒亡ニモ少々燒損ジタリケルヲ、晴明ウケタマハリテ、ミガヽセテ修理シタリケリ、天德四年十二月十二日、宜陽殿ノ作物所ニテツクラシム、廳町ノ直廬ニテトギミガク、大臣陣ニ着云云、行事參議朝成朝臣也、權右中辨國光朝臣、左右近衞將監等監臨ス、左右ノ物節各一人守護、鍛冶ハ內藏屬實行云々、

〔今昔物語二十五〕平維茂郞等被殺語第四

今昔、上總守平兼忠ト云者有ケリ、〇中略餘五將軍維茂ト云者ハ、此ノ兼忠ガ子ニテ有ケルガ、〇中略太郎介〇維茂従者ノ物食ヒ畢テ高枕シテ寐ヌ、〇中略其レニ守ノ汝ガ祖ハ、彼ノ男〇太郎ノ殺シツ、告ケルヲ聞ケル男〇兼忠従者目ニ涙ヲ浮テ立テ行ヌレバ、只行ヌルニコソハ有ラメト守思ケルニ、其後膳所ノ方ニ行テ、腰刀ノ鞘ヲ返々能々鋭ギ、懐ニ引入テ暗ク成ル程ニ、此ノ太郎介ガ宿シタル所ニ行テ、〇下略

〔七十一番歌合上〕三番　左　硎

いかにせんとかすもいらぬつるぎ太刀峯なる月のさびのこるかな

さきがおもき、今少をさばや、ぬしにとひ申さんは、ゝやさば、いかに手をきるぞ、〇圖略

〔武將感狀記七〕一板倉周防守重宗ハ、〇中略萬事ニ心アル人ナリ、一時牧野攝津守防州ノ宅ニ詣ル、防州出逢テ談話ノ次デニ、貴殿馬上ニテ脇差ノサシヤウ知ラレタルカト問ル、ニ、不知ト答ケレバ、ワロキ武士哉トイハレタリ、又アル時防州ノ宅ニ詣ル、防州貴殿刀ノ子タバノ付ヤウ鍛錬カト問ル、ニ、不鍛錬ナリト答ケレバ、ワロキ武士哉トイハレタリ、

〔武邊雜談乾〕其前方理兵衞〇井戸申候は、我年來秘藏の大わざの刀は子共にくれる、只今の刀は以前主人に貰ためし見ざれども、定てわざは能可有と申たる由、其身も可被討と存候と後々人々申候、三左衞門も井戸を討手に望しかど、大力大剛の者故、事之外あぐみ候哉自身刀のねたばを合す、下人ども見て、誰ぞ且那は成敗せんと被思哉、刀の刃を被付候と氣遣せしとなり、

〔貞丈雜記十二刀劍〕一今世禁中にある晝の御座の御劒は豐後行平也、〇紀新大夫ト云、後鳥羽院の御代の鍛冶也、先年研せられしに、〇研セラル、事先例ナシトゾ、イカヾノ故カ研セラレシ也、本阿彌是を研たり、其賞に本阿彌は伊勢大掾に任せられし也、其時銘あるやと御尋ありしに無銘にて候由答申上しとぞ、昔より無銘也と申傳へある故、わざと無銘の由を申上たり、實は豐後行平の銘明に有之由也、

拭刀

○按ズルニ、砺師ノ事ハ、産業部鍛工篇ニ在リ、

〔雍州府志 十陵墓〕了寂院光悅墓　在同寺、○光悅寺 本阿彌光悅能相刀劍、甚得磨拭之術、凡本阿彌家之三事、第一相刀、是倭俗謂目利、第二磨礪、是謂磨、第三淨拭、是謂拭是也、相刀易爲之、磨礪次之、至淨拭甚爲難、光悅兼三事、特長淨拭之事、且精筆法、而遂作一家、世稱光悅流、八十有餘而死、法諱日瑯、

空中院光甫墓　在同寺、本阿彌家之三事、共兼能之、其內淨拭法超祖父光悅、世人見之必知光甫之所爲也、凡不名而知其人之所爲、是非常之巧手也、○下略

〔言繼卿記〕天文二年九月五日乙巳、七時分參內、諸仲朝臣番代存知御太刀一振ノゴヒ了、殘三振暮候間返上、　六日丙午、今朝御太刀、來國光來國俊二振ノゴヒ申了、

〔武功雜記 十二〕一掃部頭殿毎朝刀脇指ヲヌグハレ候、武士ハ是ヲワスレテハナラザル事也、冥加ノタメト云々、

試刀

〔常山紀談 十八〕紀伊大納言賴宣卿は、東照宮の十一男にておはしませしが、○中略 或時腰帶といふ備前長光の刀にて、立げさを試み給ひしに、快く切て其まゝ立たるを、つき給ひければ二ッに成て倒れけり、左右一同に驚入ばかりなり、大に悅て那波道圓に異國にもかゝる利劍もありや、又かく手のきゝたる人やあると仰有しに、道圓承り異國には龍泉太阿など申利劍も有之候、○下略

〔視聽草 六集九〕御道具御樣之覺
元祿六酉年三月廿五日 行光御長刀　一ノ胴落ス
同六酉年十二月廿二日 正宗御脇物　一ノ胴落ス○中略
右何れも鵜飼十郎左衛門江御樣被仰付候御道具也　右十郎左衛門は山野吉左衛門歟弟子之由ニ而、十郎左衛門已前は吉左衛門江御樣被仰付候由也、

〔安齋隨筆 前編九〕一刀劍飾○中略 刃は本阿彌が目利極札などを賴みにする事勿れ、切レぬ物間々あり、タメシ物をして能骨ノ切るを用べし、

劍銘

〔刀路劍說〕一銘 イノ 銘ハ名ナリ、其劍工ノ名字ヲ彫ル事ナリ、又其劍ニ名付ル事アレバ夫ヲモ彫ナ

り、〈略○中〉大凡劍工ノ名字等ヲ彫ニ各中心ニアリ、且此銘ヲ彫ルニ太刀銘ト云ハ、帶劍スルトキ其銘字ノ左リ外ニアルヲ云、又刀銘ト云ニ尋常刀ヲ挾トキ、左リ外ニ銘字ノアルヲ云ヘリ、

〔倭訓栞前編六〕かたな　又鍛名の義、鍛工の名を題せる事令に見へて、萬葉集にも、つるぎたち名のをしけくもとよめり、其銘に來某とあるは、來目部よりや起りけん、

〔校正古刀銘鑑四〕銘　總て元暦前の作銘古雅、備前、弘安正應より應永までの作、字體端正、除波永享嘉吉におよべり、文安寶德より天文にいたりて、銘漸大にして見るべきもの鮮し、餘國備前におよばざれども、放縱却て可愛物不鮮、其字體を知れば其時代を知べし、〈備前恒光大銘の助包行秀古元重三原正信など、稀には銘の拙も見ゆ、〉備前國助光作、應仁元年とありしを應和と直し、〈應和元と應仁元とにては五百五年の差也、〉備前國住長船祐定天文廿二年、とありしを天の字を滅し、廿を安の字に直して文安とせしを見て、〈文安四年と、天文廿二年とにては九十八年の差なり、〉文明より古き年號打し祐定はなきものなるを、文安にありと云類專てかぞへがたし、

〔萬葉集相聞四〕山口女王贈大伴宿禰家持歌
劍太刀、名惜雲、吾者無、君爾不相而、年之經去禮者、

〔萬葉集雜九〕詠水江浦島子一首幷短歌〈略○中〉
反歌
常世邊、可住物乎、劍刀、己之心柄、於曾也是君、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思
我妹、戀度、劍刀、名惜、念不得、

〔江談抄一佛神〕聖德太子御劍銘四字事　丙毛槐林〈中略〉是切守屋大臣之頸也

〔刀劍略說〕按ニ、丙子椒林ノ四字、江談抄ニハ丙毛槐林トアリ、軍器考ニ、白石君曰、丙子ハ劍ヲ鑄

タル時ノ干支ニテ、椒ハ劒工ノ姓、林ハ名ナルベシ、正方、其文字ハ丙子椒林ナリトアリ、往年江府湯嶋ニテ、聖德太子ノ像ヲ開帳セシ時、件ノ劒ヲ持來レリ、其時篆書知リタル人ノ見シモ、疑モナク丙子椒林ノ文字ナリト云ヘリ、

〔東大寺獻物帳〕御大刀壹佰口　陽寶劒一口　陰寶劒一口(中略)各鉻寶劒字

〔明匠略傳〕相應和尙　貞觀三年、西三條女御有御惱、右大臣請和尙令加持、不幾平復、大臣彌感率巴子國劒刃間以金鏤銘、不動明王慈護之明、此元者、入唐三品親王有志、自大唐被贈於□驗德所被奉也、○下略

〔本朝文粹十二〕右大臣劒銘　元慶六年九月作　菅贈大相國

曉霜三尺、秋水一條、利器惟服、飛揚在腰、

劒銘 竝文　菅三品

陽文陰精、刃新發硎、光倒桂月、氣通華星、霜雪寒冷、鬼神畏靈、裝金飾玉、藏匣勒銘、

〔古事談一王道后宮〕延喜御○醍醐野行幸之時、被入腰輿之御劒ノ石付落失云々、○中略京極大殿傳取テ持給タリケルヲ、白川院ノ聞召テ召ケレバ被進之、○中略頗ル峯方ニヨリテ、金ニテ坂上寶劒ト云フ銘アリケリ、○又見二古今著聞集一

〔中右記〕寬治八年○嘉保元年十一月二日庚子、取出節刀十柄、一々監臨納辛櫃、○中略一柄、長二尺二寸、峯有銘、文云(中略)北斗左青龍、右白虎、此字以下、幾損不見、左龍形纔從腰下許見、其上鳥尾形纔在、柄本六寸穴一在、

〔朝野群載一文筆〕御劒銘

制鐘傳方、切玉成聞、氷忍一奮、酒壺旁分、潢匣龍水、繞腰曉星、斬夷都保、表名於銘、

〔九州道の記玄旨法印〕廿六日○天正十五年五月、中略姪濱より、人の安吉の脇指をこせて目利し、銘なども能侍ならば、主に成べきとて文あり、その返事に、

わきざしの代をしとへばやすよしのなかごたゞしきめいの演哉

〔羅山文集銘四十五〕南山刀銘并序　日者豐臣相國(○秀吉)之討高麗包茅不共之罪也、黒田筑州刺史(○長政)從命而刊朝鮮之壘、一日會虎食人、見者聽者無不恐懼而犇殪踐蹈、當是之時、刺史之從事菅忠利與其卒二人自當之、一人乃虎嚙肩而斃之、一人又嚙其腕而倒之、於是乎菅忠利乃前奏刀擊斬虎、虎嘷而斃、遂爲兩、是行也若非其人之壯勇、其刀之利銛、幾不免虎口哉、由此寶其斬虎之刀而藏之、往歲使人需余(○林道春)其名、因號之南山、蓋取諸晉周處殺白額矣、今亦价人索其銘、余敢不諾、价者固請愈謹至再三不止、余雖未識忠利、因价者之懇到以作銘、且序所聞於右、銘曰、　節彼南山、山惟劍鋩、苛政除去、酷吏逃藏、截邪斬佞、惟刀在箱、惟其言虎失色、有若眞僞、傳之萬世、爲子孫寶、　惺窩曰、南山刀劍高文一通來示、憫目下之寥々、

〔鷲峯文集銘百十一〕刀銘(保田若狹守宗雪求之、此刀一戲斬兩股、試之有驗、俗謂兩股曰兩車輪、易說卦曰、坎爲弓輪、故假用之、)

三中連無所滯、上下如斷輪、

○按ズルニ、截物ノ事ハ兵器通載篇ニ在リ、

〔花園院御記〕正中二年十一月卅日丙子、高時(○北條)去廿二日男子誕生云々、付先例可被遣御劍之由有沙汰、　十二月十一日丁亥、今朝書關東狀、其辭云、男子誕生事承悅之趣、以仲詮令申者也、(○中略)朕所遣劍蒔繪野劍也、(○中略)禁裏御劍被納唐櫃之由有說、不審事也、

〔家綱公御誕生記〕寛永十八年巳八月三日、巳ノ日巳ノ剋、家綱公於武州江戸城御誕生、(○中略)御七夜之御祝儀獻上之御書付、御當番從阿部豐後守出ル、(○中略)一御腰物御脇差二重箱也、内黒塗ニ、白ク粉ニテ御脇差一腰、御刀一腰ナド丶書テ上ル、人ノ名字官名乘書付ル、外箱ニ足ヲ付ル、塗ハ溜塗也、上ニモ書付スルニハ、御脇差國次一腰ナド丶書也、

〔大江俊光記〕貞享四年五月朔日御卽位、(○中略)獻上物(大樹殿)　眞御太刀(國行)一腰、(○袋折紙○箱ニ入、箱漆、)保

科殿侍長袴ニ而、御太刀箱持參、傳奏雜掌相添諸大夫間ニ置之、〇下略

刀架

〔倭訓栞中編四加〕かたなかけ　鄕談正音に、刀架と見えたり、

〔武邊雜談乾〕一米澤殿主下御堂に、謙信を毘沙門に祝ひ、御堂を取廻し、報恩寺金剛院など云ふ九ヶ寺の寺有、〇中略朝夕四卷ヅヽよむ間、景勝父子備兼著座前より刀掛を左に置經果る迄被詰、

進獻賜與

〔今川大雙紙〕主人貴人などへ御腰物を作りて進上申樣、太りやく金作りにして上をぬるもの也、扨目貫の上をかみよりにてゆふべし、ゆめ〳〵つかをば卷ずも也、〇中略主人の給へる太刀をば兩の足を執ていたゞいて取なほして、左へ持て歸る也、　太刀折紙を披露之事、〇中略左の手にてかぶと金をさか手に取て、主人の左の方二三尺斗のけて置て、折紙をば廣げて御目にかけて下に置なり、

〔建武以來追加〕一正月祝亭引出物事　止重物、甲冑、大刀刀、絹布、太刀刀、〇太刀以下三字恐衍金銀類、唐物類、可用銀劍以下輕物、

〔大內問答〕一太刀かたな銘によりて引出物に成申さず候哉、同中心きりたる刀又無銘の太刀かたないかゞの事、　銘によりて御物には不成候、銘々の進物には不及其沙汰候か、無銘の事、式々の進物には不成候、常には不苦候、其時は目錄にも持と付候、又中心切たるも同前、式々の引出物には不可然候、

〔奉公覺悟記〕一進物になる名物の事、先は　神息　眞守　正恒　友成　吉光　正宗　國吉　久國　行平　宗近　信房　有國　包平　國綱　則國　國友　國次　菊一文字　此等也

右名物の事、御成申沙汰には、此內太刀刀に二三種も參候はでは不叶也、

〔家中竹馬記〕一太刀を人の方へ遣時、正本にもあらぬ銘を書ことは不可然、古人は左樣の太刀をも力なく遣時は、太刀一腰と計書也、又近代太刀一腰持と書事あり、銘はあれども正本にあらず、或は無銘なるを書族あり、糸卷などにまぎらかさじとての儀也、太刀一腰糸太刀一振金などゝ

あり、糸とは糸卷を下略す、金とは金覆輪といふ心なり、

〔秦山集雜著甲乙錄六〕君賜臣時有太刀有目錄、臣獻君時太刀而已、目錄授奏者不持至君前、此爲實禮、是小笠原秘傳也、秦福卿言、禁裏之式、亦與此合、

〔先代舊事本紀七天皇本紀〕二年○神武二月乙巳、天皇定功行賞、詔宇摩志麻治命曰、汝之勳功矣、念惟大功也、公之忠節焉、思惟至忠也、因斯先授神靈之劔、崇酬不世之勳、

〔康富記〕嘉吉二年九月九日丙寅、鷹司殿右大臣殿家禮事、就一條少將季隆申入候處、尤自是可被仰之由被思食時分、如此被申、神妙御悅喜之由、去六日有御返事云々、今日御奉書被書出之、卽晩參入、家禮御免畏入之由申上、進上金覆輪御太刀了、　十二月十三日庚子、是日室町殿孝經被遊、終清外史被下御馬、黑鹿毛四寸バカリ御太刀黑作、金覆輪也、祝著被畏申之、自伊勢守方皮裹太刀一振出之云々、

〔貞丈雜記十二刀劍〕一革卷大刀皮裹又革裹同ジ事ナリ鞘をなめし革にて包み、かたく縫ひふくみたる大刀也、皮の上に金物あり、柄鮫黑塗也、皮の上にわたり卷あり、○中略那須與一宗高が太刀、今も那須の家に傳へて在之、革包の太刀也、

〔備前老人物語〕一信長○織田安土に御座のころ、荒木攝州より子細の事ありて、使者を參らするとて家中を撰みしに、荒木彌助ならで使はすべきものなしとて、彌助安土へ參りたり、菅谷九右衛門取次にて御前へめしけり、使の事終りて後、信長公仰けるは、汝は荒木彌助といふものな、內々聞及たるぞ、これこゝへとて、御前なる食籠にありし餠を二つ三つ御脇差に貫かれてさし出し給ふ、彌助畏て候とて、おのれが脇差をぬきてはらばひてはひ出、口をあきて給らんとす、此よしを御覽じて、につことわらはせ給ひ、その餠を御脇差ながらうちすて給ふを、彌助とりてをしいたゞきてしりぞき、餠をば皆うちくらひ、御脇差を袖にてをしのごひ小姓衆にわたす、小姓衆うけとりて、鞘におさめて參らせければ、そのまゝ彌助にぞ給ひける、彌助三度いたゞきて退出す、

折紙及價

〔武功雜記四〕一大閤薩州ヘ人數ヲ被入、〇中略義久剃髮十德ヲ著シ無刀、家老四人是モ同姿ニテ出ラレ候、大閤直ニ被仰聞候ハ、〇中略見申候得バ無刀也、神妙成體ニテ候、是ヲサヽレ候ヘトテ御指候刀脇指ノコジリヲ御手ニ取テ被下候、此働ヲ見テ薩摩方彌武勇ニオソレ申候由、

〔新刃銘盡一〕札折紙の事、凡札といふは金一枚より三枚五兩までの極めあるを札物といふ、四枚より乃至五枚、十枚、五十枚、百枚、千枚に及ぶ、皆折紙物といふなり、又金五枚の極めを百貫といふ、三百貫は金十五枚、千貫と云は金五十枚、五百貫は金廿五枚也、余は是に倣てしるべし、　折紙に忌數井銘に禁ずる物の事、凡折紙に用ひにくき忌數は先四枚、近代の極めになし、古極めには略あり、六枚、十三枚、十七枚、五兩、四十枚、四十五枚、六十枚、百三十枚等なり、大抵是等の極め祝儀に用ひず、總じて用ひにくき數に近世定め來れり、　又銘に禁ずる物は大抵了戒、西蓮、實阿、一乘、天蓋物、尻掛、千手院、東大寺、是等の銘はいづれも祝儀に禁ずといへり、俗説にしたがふべきか、むかしはかやうの事にかまはざるとみえたり、

〔反古のうらがき三〕金貳枚刀　大判の黃金、小判七兩貳分に換ることとなるに、今は小判の黃金位おとりて、貳拾五六兩に當ることゝは成にたり、故をもて金壹枚といふを小判七兩貳分と定め、いにしへのあたひの名のみ殘し、刀劍の折紙などにしるす時のみ此ことばを用ひ、常の賣買ことに用ことなし、又小判一ひらを一枚といふ人もありて區々なれば、あやまることも多くなりけり、

〔雍州府志七土產〕磨刀〇中略　本家〇本阿彌嫡流一人出折紙、其法白紙橫折之、其中央書鍛工誰某作而價幾何也、其終貼印、凡價黃金五枚以上稱折紙、自黃金一枚至四枚謂之札物、白紙細切之、其表記誰氏作代幾何也、上古無紙、元竹簡木札記字、其後以紙雖代之直謂札、倭俗諸物價謂代、言以金銀代之而取之義也、凡本阿彌一族多住本阿彌辻子、

〔安齋隨筆前編十二〕一刀劍極札　刀劍を本阿彌に目利させて極札を取るは寶物にせんが爲也、極札付たりとて、良刀也と思ひて買は、武事を知らざる也、極札付たる刀に快く切れざるあり、見體は正作と見ゆると雖も、切れざれば無用也、極札に違なく正作なれども、切レざるは研屋の所爲也、良刀は鍛煉精しく鐵性强剛なる故研易からず、故に或は刀を藁火にて焙り、或は刀を沸湯に浸して研ぐ、依レ之元來鍛冶の燒きこめたる火精今の藁火沸湯にて戻り、刀刃鈍くなるゆへ快く切れざる也、本阿彌は刀の見體のみ見知て、切れ味の事をば知らざる也、されば極札付たりとも、切レの程はおぼつかなし、刀劍は新古に拘らず、目利にも極札にも拘らず、人を切て試て快く切るを名作とも寶劍とも云べし、近年は切レ味よりも賣て代金を取る事を尊とする故、賣る時の證據の爲に極札を付る也、作の疑しきをも本阿彌が望に任せて金銀を出せば、正作の極札を付る也、刀劍は武士の大切の器也、極札ハ付ずとも、快く切レるを求て持べき事也、

〔秦山集雜著甲乙錄四〕太刀折紙年頭武家獻上禁裏、被レ下武家折紙用一枚、竪目錄用二枚、皆從兩歟也、今小笠原家用折紙二枚竪目錄一枚、可レ謂レ誤也、

〔長祿二年以來申次記〕三職〇中略　一〇御太刀金覆輪　一〇御折紙二千疋　日野殿御進上也、每年也、千疋御進上之時も在之、

〔晴豐記〕天正十九年正月十四日、早々より關白勅使禁裏ヨリ予太刀折紙馬代銀子廿まい、若公へ太刀馬代白がね十まい、院より中山大太刀馬代銀子十まい、若公へ太刀五まい、菊予中山久我太刀折かみ太刀二ふり折かみ二ツ持、關白前ニ直禮申、若公へ一度ニ申也、めづらしき事也、何も各此分也、初例此事也、

〔太平記三十四〕紀州龍門山軍事

其中ニ遊佐勘解由左衛門ガ、今度上洛之時、天下ノ人ニ目ヲ驚カサセントテ、金百兩ヲ以テ作タ

ル、三尺八寸ノ太刀モアリ、又日本第一ノ太刀ト聞ヘタル、禰津小次郎ガ、六尺三寸ノ九鞘ノ太刀モ捨タリケリ、

〔臥雲日件錄〕長祿二年正月八日、等持寺首座訴、笑雲來曰、某渡唐時、持齋四扇去、一扇以代翰墨全書一部云々、日本太刀價八百、或一貫者、在彼方則一刀五貫、蓋定價也、先是自大明得六萬貫、就中五萬貫、蓋太刀之報也、一萬貫硫黃之報也、大刀惟朝廷收之、非餘人所賣買、

〔豐臣太閤御事書〕覺　一のし付刀脇指千腰可有用意候、餘大候へばさし候物、違路令迷惑候間、刀七兩脇指三兩あまりにて可申付事、

刀屋

〔延喜式四十二東西市〕太刀廛〇中略　右五十一廛東市

〔武邊雜談乾〕一大坂陣の時、正則〇福島刀屋善太郎を町へ出し、大坂合戰の樣子を日々被聞、

〔人倫訓蒙圖彙四商人〕刀屋　奈良をはじめ美濃其外諸國より打いだす刀脇指揃てこれを賣る所は、寺町三條の南油小路二條南其外所々にあり、

〔國花萬葉記一上山城〕諸職名匠　太刀屋　藤原播磨小川元誓願寺　藤原和泉烏丸上長者丁

〔國花萬葉記七下武藏〕江府名匠諸職商人　太刀屋　加右衞門京下リ播磨石町岩付丁　又左衞門石町一丁目

帶刀制

〔延喜式四十一彈正〕一凡刀子刃長五寸以上、不得輙帶、但衞府者聽之、

〔備藩典刑中〕先年從公儀被仰出候御法渡條々

一大脇指　一尺七寸以上　一長刀　二尺八寸以上〇中略　寬永十五年七月朔日

〔備藩典刑下〕一寬文七年正月十五日、若黨下々、刀長貳尺八寸、脇差壹尺八寸以上停止之旨、被仰出候事、

〇按ズルニ、帶刀ヲ聽シ、若シクハ之ヲ禁ズル事ハ、兵器通載篇ニ在リ、

〔播磨風土記 讃容郡〕中川里 船引山〇中略 昔近江天皇〇天智之世、有丸部具也、是仲川里人也、此人買取河內國兎寸村人之賫劍也、得劍以後、擧家滅亡、然後苫編部犬猪圃彼地之墟、土中得此劍、土與相去、廻一尺許、其柄朽失而其刃不澁、光如明鏡、於是犬猪卽懷恠心、取劍歸家、仍招鍛人令燒其刃、爾時此劍屈申如蛇、鍛人大驚不營而止、於是犬猪以爲異劍獻之朝庭、後淨御原朝庭〇天武甲申年七月遣曾禰連麻呂返送本處、于今安置此里御宅、

〔平治物語 二〕六波羅合戰事

金子十郎家忠ハ、保元ノ合戰ニモ爲朝ノ陣ニ懸入、高間三郎兄弟ヲ組デ討、八郎御曹司ノ矢前ヲ遁テ名ヲ揚ケルガ、今度モ眞前懸テ戰ケリ、矢種モ皆射盡、弓モ引折、太刀ヲモ打折ケレバ、折太刀ヲ提テ、哀太刀ガナ今一合戰セント思テ懸廻ル處ニ、同國住人足立右馬允遠元馳來レバ、是御覽候ヘ足立殿、太刀オリテ候、御帶添候ハヾ、御恩ニ蒙候ハント申ケレバ、折節帶添ナカリシカ共、御邊ガ乞ガ優キニトテ、先ヲ打セタル郎等ノ太刀ヲ取テ、金子ニゾ與ヘケル、

〔古今著聞集 十六 興言利口〕建長元年閑院殿燒失の次日、宮左衞門何がしとかやいふもの、ぼんのくぼに太刀はき、袖くゝりて、昨日の燒亡に、醍醐に候所にまかり候て、はせまいらず候とて、大納言の二品のつぼねへ參りたりける、人々平給〇一本作不審、する事かぎりなし、

〔安齋隨筆 後編四〕一ボンノクボニ大刀をはく〇中略 貞丈云、大刀ヲボンノクボニはくとは、其時代の世の諺なるべし、實にボンノクボニ大刀はきたるにはあらず、常の如く大刀を腰にはきたるが、あまりに太刀ノ尻をソラシテはきて、石突の方ボンノクボの邊まで至るを云、シリヲソラスとは、太刀の尻を高く上ゲてはく事也、カの左衞門某が火災にあへる日に、いかめしげなる體をあざけり云はんとて、太刀をボンノクボにはきてと云たる也、其時代の俗諺なるべし、

〔武功雜記 六〕一加藤左馬殿稱ニ家賴ニ物語ニ云ク、事鬪敷時必帶ヲ前ニ可結、後ロニ不可結、其故ハ伏見ニテ大地震ノ時、大閤ハ如何被遊候哉ト、何レモ御機嫌窺ニ走出候ニ、我等ヨリ足早ニ行者アリ、彼ニ行マケ申モ口惜事ト存、人込ノ內ニテ率度彼者ノ帶ノ結目ヲホドキ置候ヘバ、門ヲ入ザマニ帶ホドケ刀脇指地ヘ落候、是ヲ取上ゲ帶ヲ致直ス內ニ、我等先ヘカケヌケ候シ事有之ト云々、此以後家中ノ者迄皆前帶ニイタス也、

〔武功雜記 七〕志摩國小濱民部左衞門ト云者用ニ立モノニテ候、腰當ヲイタシ候ハ惡敷由ニテ、上帶ニ直ニ刀ヲサシ候由、就夫九鬼殿家來ドモヽケ樣ニイタシ候、一段サシ能候由、

〔建武年間記〕口遊、去年八月、二條河原落書云々、元年歟

鉛作ノオホ刀　太刀ヨリ大ニコシラヘテ　前サガリニゾ指ホラス下略

〔野叟獨語 中〕昔ノ渡リ者トイフモノハ勇氣ノ者ニテ、大小ノ類トモ相應ニキレルモノヲ帶セシ、今ハ竹光神明丸ボカントト云ヲサシ、腰フサギ計リニテ指トイフ迄ナリ、

〔賤のをだ卷〕一義大夫節は有廟の御代より流行出しといへり、されば豐後ぶしの流弊次第に淫風に移りて、遊士俗人の風俗あらぬものに成行て、中略腰の物は落しざしにさし、下略

〔太平記 十七〕隆資卿自八幡被寄事

惡源太是ニ利ヲ得テ、中略敵六騎斬テ落シ、十一騎ニ手負セテ、仰タル太刀ヲ押直シ、下略

〔新刃銘盡 一〕下坂下原幷村正が末の事、近代下坂はくだり坂と云訓あるによつてこれを忌み、武州八王子の下原も、其名の唱へあしきを以て、多くは武家の指料とせず、大に襖れり、吉凶利害何ぞ其名に拘らんや、殊に下坂下原には切鍛冶多し、尤選て指料とすべし、近世の俗說に、關の兼基の基を忌て、はかもとヽいひ、備前經家の經の字は、ほろぶると云讀あるとて禁するが如し、大に笑ふべし、はかといふ字は墓の字にして、ばの音はかの訓、基の字はきの音もとの訓也、字書音訓

共に大に相違あり、又經の字にほろぶると云訓なし、字彙韻會等を考へ見べし、是を以て一向の俗說の誤を知るべし、又勢州村正は代々人にたゝり、持主にあしき鍛冶なりといひ傳ふ、今の村重以て然なり、故ある事にや識者に尋べし、村重が鍛へたる道具も、持主にあしき事多しといへり、更に其所以をしらず、

古事類苑

兵事部三十三

矛

鑓

長刀

古事類苑

兵事部三十三

矛

矛ハホコトイフ、字又鉾、槍等ニ作ル、神代ノ初メ天沼矛アリテ、兵器ノ我國ニ於ケル最モ古キモノナリ、其質ハ木製アリ、金製アリ、其形ハ廣矛、長矛アリ、三叉矛、平頭戟アリ、鎌槍、蛇尾槍、花槍アリテ、其餘ノ種類モ亦多シ、要スルニ矛ハ刺撃ニ用キル長兵器ナレドモ、亦之ヲ儀仗ニ用ヰ、標識ニ用ヰルコトアリ、而シテ手矛ハ後世マデ仍ホ之ヲ用ヰシカド、鎗ノ盛ニ行ルヽニ及ビテハ、終ニ廢セラルヽニ至レリ、

〔新撰字鏡金〕鉾保己 鉾保己已上又 鈥去林、去金二反、鈥也、鋋也、保加布、又保己乃佐支、鋒保己乃左支

〔倭名類聚抄十三征戰具〕戟 楊雄方言云、戟九劇反、和名保古、或謂之干、或謂之戈、古禾反

〔箋注倭名類聚抄五征戰具〕左傳釋文云、孑吉熱切、方言云、楚謂戟爲孑、此干當作孑、

〔類聚名義抄三手〕揄ホコ 拌俗桙字、鈥ホコ、 〔同三木〕槊俗通、稍字、鈥ホコ、 桙ホコ、正鉾、亦鉾、キノホコ、 檝ホコ 〔同八金〕鉾ホコ ノサキ 鉾ホコ、鈼二或矛字、古矛字、ホキ 〔同九戈〕戈ホコ 戟ホコ、ミツマタナルホコノサキ 〔同九殳〕殳㕚ホコ、俗正、 〔同九矛〕矜ホコ、ノエ 稍ホコ、捎也、俗矟、類、ホコ、 稍也、ホコ、

〔伊呂葉字類抄保雜物〕槍 鎚矛也 鋒 檝 鈖 戟楊雄方言云、九劇反、或謂之干、或謂之戈、古禾反、和名保古、 矛 殳 干 戈 鉾 桙ホコ、已上同、

〔神樂譜入綾中〕鉾、今按に、此名は、秀遣ホユケの約れる言也、秀とは、身の長く物より秀たる也、今も鎗の

製作

秀と云へり、稲の穗薄の穗など云も、本は皆一つなり、遣は令遣にて、突遣を云ふ、此物を後世に夜利と名づけたるも、即其意也、

〔後漢書 東夷百十五〕倭在韓東南大海中、○中略其兵有矛、楯、木弓、竹矢、

〔北史 列傳九十四〕倭國在百濟新羅東南、○中略有弓、矢、刀、矟、弩、穳、斧、

〔古語拾遺〕于時天照大神赫怒入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、○中略令手置帆負、彥狹知二神、○中略而造瑞殿、○註略兼作御笠及矛盾、

〔出雲風土記 楯縫郡〕所以號楯縫者、神魂命詔、○中略所造天下大神○大國主之宮造奉詔而御子天御鳥命楯部爲而天降下給之、○中略仍至今楯桙造而奉於皇神等、

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、○中略妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、○中略令天富命率齋部諸氏作種々神寶鏡、玉、矛、盾、木綿、麻等、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕神寶　桙廿四竿、（長各一丈二寸、鋒金八寸五分、廣一寸五分、徑一寸四分、本金長二寸八分、徑一寸四分、本末塗金漆、）

〔延喜式 四十九左右兵庫〕凡踐祚大嘗會新造、○中略戟八竿（各長一丈八尺、紀伊國忌部氏造、）其料黑牛皮八張、（各長八尺、廣六尺、）掃墨一斗三升六合、（楯別二升八合、戟別三合、）膠一斤十二兩（以二兩和掃墨一升、）酒六升八合、（以一升和掃墨二升、○中略）戟鋒八隻料鐵廿六斤八兩、和炭十二石、工廿人、手力十二人、食料一人日米二升、鹽二勺、海藻一把、醬滓二合、功錢（其數隨時）並申官請受、

〔內宮長曆送官符〕神財貳拾壹種　鉾貳拾肆竿　長各一丈二寸、徑一寸四分、鉾金八寸五分、廣一寸五分、本末塗金漆、本鐵桶尻長各二寸八分、著緋比禮各三尺、以銀薄押柄繪、

〔江家次第 正月二〕七日節會裝束　日華門內橋北頭、立左次將殳、（中將紫幟、小將赤幟、並隨當時員、）月華門亦准之、

〔將門記〕將門偏欲揚兵名於後代、亦變合戰於一兩日之間、所構鉾楯三百七十枚、兵士一倍、

〔長門本平家物語 三〕入道相國可押寄院御所事

れいむを崇てまうけられたる、えろがねのひる卷したる秘藏の手ばこの、〇下略

〔五武器談源平盛衰記〕銀の蛭卷は、銀の輪を入たるなり、蛭の卷付きたる形に似たり、

〔義經記四〕土佐房よしつねの討手に上る事

をさめどの丶方よりして、みは一尺二寸有けるてぼこの、ひるまき白くしたるを、ほそかいをめぬきにしたるを持て參る、

修理

〔儀式二踐祚大嘗祭儀上〕左右衞門府申官、令兵庫寮作大嘗宮南北門神楯四枚、〇註略戟八竿、各長一丈八尺、紀伊國忌部氏作之、進祭畢收衞門府、大門料大楯六枚、戟十二竿、亦令同寮修理、

〔延喜式四十九左右兵庫〕建大門楯六枚、戟十二竿、若有破損者、待衞門府移、寮即修理、其料物隨損多少請受、

〔北山抄五〕大嘗會事　兵庫寮造神楯戟事左右衞門府、九月上旬申官、　大嘗宮料楯四枚、丹波國楯縫氏造之、戟八竿、紀伊國忌部氏造之、祭畢收衞門府、朱雀、應天、會昌等門、大楯六枚、戟十二竿、令同寮修理之、木工寮儲格木、

種類以寶爲名

〔古事記上神代〕於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而、言依賜也、

〔日本書紀一神代〕伊弉諾尊、伊弉冉尊、立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、迺以天之瓊瓊玉也、此云努、矛指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰磤馭盧島、

〔日本書紀一神代〕天照大神、〇中略乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、〇中略猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優、

〔古語拾遺〕天鈿女命、〇中略手持著鐸之矛、而於石窟戸前覆誓槽、〇註略擧庭燎、巧作俳優、

〔日本靈異記上〕捉雷緣第一

小子部栖輕者、泊瀨朝倉宮、廿三年治天下、雄略天皇謂大泊瀨稚武天皇之隨身、肺脯侍者矣、〇中略雷鳴卽天皇

勅栖輕而詔、汝鳴雷奉請之耶、答曰、將請天皇詔曰、爾汝奉請、栖輕奉勅従宮罷出、緋蘰着額、擎赤幡桙、乘馬、

〔延喜式四十五左右近衛〕大儀　大將、中略策著䩞犮、

〔延喜式二十八隼人〕凡威儀所須、中略木槍一百八十竿、長一丈一尺

〔古事記中景行〕爾天皇亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神、及摩都樓波奴人等、而副吉備臣等之祖名御鉏友耳建日子、而遣之時、給比比羅木之八尋矛、

〔古事記傳二十七〕上代の矛は鋒刃ある物のみに非ず、木のかぎりなるもありし、此比々羅木の矛も然なり、若鋒刃ありて其柄の比々羅木ならむには、柄の材の名を矛の名に負べき由なきを思へ、續紀十八に桙削と云工も見え、此も柄を削る者ならば、鋒柄削とこそ云べけれ、柄といはでたゞ桙削と云るは木の桙なればなり、又古書どもに、鉾字を多く木偏に易て桙と作るも、木矛の多かりし故と思はる、桙字には宮許の義は無し、宮許には此方にて用る字なり、さて漢國にても槍殳など云は、刃はなくして木もて作れるものなり、されば古の木矛は、今世に棒と云物の類にぞありけむ、但し鋒刃のあるも木のかぎりなるも、其形はさま〴〵ありつと思しくて、廣矛など云名も見えたり、近世に夜理と云物も即矛なり、

〔續日本紀二文武〕大寶二年四月丁未、從七位下秦忌寸廣庭獻杠谷樹八尋桙根、遣使者奉于伊勢太神宮、

〔年中行事秘抄十一月〕鎭魂歌中略

アチメ一度　オヽヽヽ三度　ノボリマス　トヨヒルメガ　ミタマホス　モトハカナホコ
スエハキホコ

〔百錬抄十三後堀河〕安貞二年七月六日、有軒廊御卜、安樂寺言上去嘉祿元年五月比、豐後國津江山住人等於彼峰作畠之間、堀出金銅鉾二枚事、

〔百錬抄八高倉〕安元元年七月十六日、大臣宣下、安樂寺巽方嶺銅桙十出來事、令諸道勘申、　八月廿九

以形容爲名

日、諸卿定申諸道勘申、安樂寺巽方嶺、銅梓出來事、可被行御卜之由、定申之、

〔本朝文粹〕（二意見封事）意見十二箇條

一應消水旱求豐穰事　右臣伏以、（〇中略）神祇官每社、設幣帛一裹、清酒一瓮、鐵鉾一枝、陣列棚上、

〔日本書紀〕（五崇神）九年三月戊寅、天皇夢有神人、誨之曰、以赤盾八枚、赤矛八竿、祠墨坂神、亦以黑盾八枚、黑矛八竿、祠大坂神、

〔日本書紀〕（一神代）一書曰、（〇中略）故天照大神謂素盞嗚尊曰、汝猶有黑心、不欲與汝相見、乃入于天石窟而閉著磐戶焉、（〇中略）卽以石凝姥爲治工、採天香山之金、以作日矛、

〔延喜式〕（八祝詞）齋內親王參入時　進神嘗幣詞申畢、次卽申云、辭別（氐）申給（久）今進（流）齋內親王（波）（〇中略）御杖代（止）進給（布）御命（乎）大中臣茂桙（イカシホコ）中取持（モチ）（氐）、恐（美）恐（美毛）申給（久止）申、

〔日本書紀〕（二神代）二神（〇經津主神、武甕槌神、）於是降到出雲國五十田狹之小汀、（〇中略）故大己貴神、則以其子之辭、白於二神曰、我怙之子、旣避去矣、故吾亦當避、如吾防禦者、國內諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者、乃以平國時所杖之廣矛（ヒロホコ）、授二神曰、吾以此矛、卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安、

〔日本書紀〕（二十四皇極）四年六月戊申、中大兄（〇天智）卽自執長槍（ホコ）、隱於殿側、

〔西宮記〕（六月）雷鳴陣　兵衞立南庭、（臨時召加御前、持具戟、〇又見北山抄九、）

〔續日本後紀〕（九仁明）承和七年六月己酉、遣唐第二船知乘船事正六位上菅原朝臣梶成等、海中遇逆風、漂著南海賊地、相戰之時、所得兵器、五尺鉾一枚、片蓋鞘横佩一柄、箭一隻、齎來獻之、並不似中國兵仗、

〔日本書紀〕（十六武烈）五年夏六月、使人伏入塘械、流出於外、持三叉矛、刺殺爲快、

〔令義解〕（六儀制）凡儀戈者、（謂平頭戟也、用之威儀、故曰儀戈、卽是不可獨用、必於用蓋之時、乃並用耳、）

〔三代實錄〕（三十九陽成）元慶五年四月廿五日、出羽國元慶二年、爲夷虜所燒盜、（〇中略）槍一百八十一竿、鎌槍七十三竿、鉈尾槍一百八竿、（〇中略）是日有勅免除、以省交替之煩、

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡大射、○中略花槍廿口、○中略預前十日移=送兵部木工寮-、

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、神寶支配事、伊勢度會、宇佐二所、石淸水 八幡 羅井 志女 大 科 多 賀茂上下、紀伊國日前國懸巳上十一所被奉=金銀幣各二枚、○中略平文鉾一本、有=餝具尻- ○下略

〔倭名類聚抄 十三 征戰具〕矛　釋名云、手戟曰矛、人所持也、字亦作鉾、和名天保古

〔類聚名義抄 九 矛〕矛 テホコ 鉾 ホコ 或

〔伊呂波字類抄 保 雜物〕矛 テホコ、亦作鉾、手戟也、　鉾 手戟 テホコ 巳上同、

〔古事記傳 四〕此方の古書には、戟矛など字にはか、はらず、みな通はし書り、桙(ホコ)とも多く書たり、矛を天保(タホコ)古と云るは、古名にはあらじ、手戟と云るにつきてのことなるべし、

〔貞丈雜記 十一 武具〕手鉾といふ物○中略今の素槍(スヤリ)の類なるべし、後三年戰の繪に直槍(スヤリ)の如くなる物見えたり、○中略手鉾なるべし、

〔義貞記〕八幡殿貞任退治シテ御歸ノ時、彼侍則任年來契シ妻女ノ許ニ行ヌ、女悦事無限、其夜則任少臥入リタリケルニ、天井ヨリ手鉾ヲ下、此女鉾崎ヲ取テ則任ガ心胸ニアツ、驚テ上ヨリ思程ニ指貫ヌ、去ドモ則任少シモサワガズ、枕ニタテル小ボコノ弓ヲ取テ臥ナガラ手鉾ノ柄ニ添テ矢ヲ放ツ、

〔長門本平家物語 三〕入道相國可押=寄院御所-事
そのかみ安藝守と申す時、いつくし島の社より神拜の次に、れうむを蒙てまうけられたる、しろがねのひる卷したる、秘藏の手ぼこの、つねの枕をはなたれざりけるを、左のわきにはさみて、中門の廊につと出て立れたト

〔源平盛衰記 四十二〕源平侍共軍附繼信盛政孝養事
平家ニハ、次郎兵衞、惡七兵衞、五郎兵衞、三郎左衞門等、三十人バカリ歩行立ニ成テ、熊手、薙鎌、手矛、

長刀ヲ以テ、馬ヲモ人ヲモキラヒナク、差タリ、突タリ、切タリ、薙タリ、颳ノ吹ガ如ニ狂廻ル、

以用爲名

〔庭訓往來〕金作左右卷白柄長刀、同手鉾、

〔令義解六儀制〕凡儀戈者、(謂平頭戟也、用之威儀、故曰儀戈、卽是不可獨用、必於用纛之時、乃並用耳、)

〔儀式八〕五月六日儀　左右近衞將監各一人率近衞等來、當第三的南建標、(到此標下定馬遲速、先是雅樂寮率雜色人執標戈二竿、候騎道南埒下道、)

以地名爲名

〔日本書紀六垂仁〕三年三月、新羅王子天日槍來歸焉、將來物、○中略出石(イヅシ)桙一枝、○中略幷七物、則藏于但馬國、

〔武家名目抄刀劍二十一〕按、出石は但馬國の郡名にて、和名抄伊豆志と訓り、延喜式但馬國出石郡伊豆志座神社八座とみえたり、この鉾この神社の寶物たりしが故に、出石桙と稱するなるべし、

用法

〔古事記中神武〕爾大伴連等之祖、道臣命、久米直等之祖、大久米命二人、召兄宇迦斯、罵詈云、○中略卽握横刀之手上、矛由氣、(此二字以音)矢刺而、追入之時、○下略

〔武家名目抄刀劍二十二〕按、由氣は令行(由加世の由氣となる、加世のつゞまり氣なれば也、)にて、卽こき出してかなたに衝遣ることとなれば由氣といひ、○下略

〔日本書紀五崇神〕四十八年正月戊子、○中略會明、兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山向東而八廻弄槍(ホコユケシ)、八廻擊刀、

〔倭名類聚抄四射藝具〕弄槍　楊氏漢語抄云、弄槍、(和名保古斗利、槍音倉、)

〔令義解五軍防〕凡衞士者、○中略每下日、卽令於當府教習弓馬用刀弄槍(謂槍者木兩頭銳、卽戈之屬也、)及發弩拋石、

〔軍防令講義二〕木兩頭銳とは玉篇の注なり、義解全く玉篇によりしなり、皇朝に兩頭銳者ありしには有べからず、

戰鬪用矛

〔日本書紀二十三舒明〕以三十六年三月、天皇〇推古崩、九月葬禮畢之、嗣位未定、〇中略爰群大夫等受大臣〇蘇我蝦夷之言、共詣斑鳩宮、使三國王櫻井臣、以大臣之辭啓於山背大兄王、〇中略於是大兄王且令問之曰、〇中略既而更亦令告群大夫等曰、〇中略亦大臣所遣群卿者、從來如嚴矛(イカシホコノナカトリモテル)取中事而奏請人等也、故能宜白叔父、〇下略

〔釋日本紀十四述義〕私記曰、凡取矛立地之時、必取其中、故云、

〔日本書紀六垂仁〕三十四年三月丙寅、天皇幸山背、時左右奏言之、此國有佳人、曰綺戸邊、姿形美麗、山背大國不遲之女也、天皇於茲執矛祈之曰、必遇其佳人、道路見瑞、比至行宮、大龜出河中、天皇擧矛刺龜、忽化爲白石、

〔古事記下安康〕亦興軍圍都夫良意富美之家、〇中略於是大長谷王、以矛爲杖、臨其內詔、

〔陸奧話記〕然而兵士深江是則、大伴員季等引卒敢死者二十餘人、以劍鑿岸、杖鉾登巖、

〔長門本平家物語十五〕知康は〇中略右の手には金剛鈴を振り、左に鉾を突き、法住寺殿の四面の築地の上に登りて、軍を招きて、時々舞にけり、

〔陸奧話記〕貞任〇安倍拔劍斬官軍、官軍以鋒刺之、載於大楯、六人舁之、置將軍〇源頼義之前、

〔奧州後三年記下〕次任〇縣小次郎が郎等家衡が首を鉾にさしてひざまづきて、縣殿の手づくりに候となんいひける、いみじかりけり、

威儀用矛

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、〇中略妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、〇中略饒速日命、帥內物部、造備矛盾、〇中略然後物部乃立矛盾、大伴來目建仗開門、令朝四方之國、以觀天位之貴、

〔續日本紀一文武〕二年十一月己卯、大嘗、〇中略直廣肆大伴宿禰手拍、竪楯桙、

〔令義解六儀制〕凡儀戈者、〇義解略太政大臣、四竿、左右大臣、各二竿、大納言一竿、

〔令義解六衣服〕武官朝服、兵衞(會集等日、加挂甲、帶槍、)〇中略衞士、〇中略帶横刀弓箭若槍、(會集等日、加朱末額、挂甲、以皂彩代桃染彩、)朔

節日則服之、〈○註略〉尋常去二桃染衫及槍一、

祀儀用矛

〈續日本紀十六聖武〉天平十七年正月己未朔、廢朝、乍遷二新京一、伐レ山開レ地、以造二宮室一、垣墻未レ成、繞以二帷帳一、令二兵部卿從四位上大伴宿禰牛養、衞門督從四位下佐伯宿禰常人、樹二大楯槍一、〈石上榎井二氏倉卒不レ及二追集一、故令二二人爲一レ之、〉

〈延喜式二十八隼人〉凡威儀所レ須、〈○中略〉木槍一百八十竿、〈長一丈一尺〉

〈日本書紀七成務〉五年九月、令二諸國一、以國郡立二造長一、縣邑置二稻置一、並賜二楯矛一以爲レ表、

神幣用矛

〈令義解二神祇〉凡天皇即位、總祭二天神地祇一、〈○中略〉其大幣者三月之內令二修理一訖、〈謂大幣者供神幣物、(中略)楯戈奉二住吉神一之類是也、〉

舞樂用矛

〈神樂歌採物〉鉾

本　此ほこはいづこの鉾ぞあめにます豐をか姬のみやのほこなりみやのみほこぞ

末　よも山の人のまほりにするほこを神のみまへにいはひつるかないはひたてたる

〈本朝世紀〉久安六年八月五日戊申、〈○中略〉今日、興福寺衆徒數千人、春日神民一百人許、捧二桙榊一入洛、

〈續日本紀十二聖武〉天平七年五月庚申、天皇御二北松林一、覽二騎射一、入唐廻使及唐人奏二唐國新羅樂一、拵レ槍、五位已上賜レ祿有レ差、

〈本朝世紀〉久安五年三月廿日壬寅、今日有二御願延勝寺供養事一、〈○中略〉東西退各立二五間纐纈幄一、爲二左右樂屋一、其前去一丈二尺、立二大皷鉦皷各二面一、其前豫立レ桙、

雜載

〈日本書紀三神武〉三十有一年四月乙酉朔、昔伊弉諾尊目二此國一曰、日本者、浦安國、細戈千足國、

〈古語拾遺〉逮下于神武天皇東征之年上、〈○中略〉建二都橿原一、經二營帝宅一、〈○中略〉手置帆負命之孫造二矛竿一、其裔今分在二讃岐國一、每年調庸之外貢二八百竿一、是其事等證也、

〈延喜式三臨時祭〉凡桙木千二百四十四竿、讃岐國十一月以前差二綱丁一進納、

〈古事記中垂仁〉故多遲摩毛理遂到二其國一、採二其木實一、以二縵八縵、矛八矛一、將來之間、天皇既崩、爾多遲摩毛理分二縵四縵、矛四矛一、獻二于大后一、以二縵四縵、矛四矛一、獻二置天皇之御陵戶一而、〈○下略〉

鑓

鑓ハヤリト云フ、一ニ鎗又ハ槍ニ作リ、專ラ刺槍ニ用キル、其使用ノ書ニ見エタルハ、建武二年三井寺合戰ノ時ヲ以テ最古トス、應仁以來、其用漸ク繁ク、一番鑓、二番鑓ノ稱ヲ以テ軍功ヲ錄スルニ至ル、一番鑓二番鑓ノ事ハ、戰鬪上篇先登條、軍功篇制度條等ニ在リ、其武林ニ尊重セラレシコト見ルベシ、鑓ノ構造ハ、概言スレバ、身ト柄トヨリ成リ、目貫、逆輪等ヲ以テ之ヲ聯結シ、鞘ハ身ヲ蔽ヒ、石突ハ柄ノ尾ニ在リ、鑓ノ盛ニ行ルヽニ從ヒ、次第ニ工夫ヲ加ヘ、從前ノ直鑓ノ外ニ鎌鑓、鍵鑓、管鑓、長柄鑓等アリ、尙ホ武技部ノ槍術篇ヲ參看スベシ、

名稱

〔下學集 器財 下〕鑓和字歟

〔運歩色葉集 屋〕鑓ヤリ　鎗唐用此字

〔正字通 金十一〕鎗酒器(中略)六書故曰、三足鐺、俗作鎗、又(中略)俗誤以鎗爲刀槍字、

〔東國通鑑 高麗 五十一〕洪武十三年八月、倭焚善州、〇中略掠得二三歲女兒、剃髮剖腹、淨洗兼奠米酒祭天、賊分左右張樂羅拜、祭畢掬分其米而喫、飲酒三鍾焚其兒、槍柄忽折、卜者曰、吾等留此必敗、卽引軍赴善州、

起源

〔尺素往來〕遣刀、長刀、及大刀、腰刀者、昔在月山天國、雲同以後、得其名鍛冶、雖有數百人、〇下略

〔武家名目抄 刀劍二十二〕按、也利はもと用の語にて、古事記の矛由氣といへる由氣のごとし、由氣は令行略〇註にて、卽こき出してかなたに衝遣ることなれば、由氣といひ、也利といひ、語は異なれど意は全く同じ、おもふに此物古代の長鎗より出で、手鉾に對へて遣鉾といひけんを、略して遣りとのみいへるなるべし、

〔太平記 十五〕三井寺合戰事

爰ニ畑六郎左衞門〇時能、亘理新左衞門、二人橋ノ爪ニ有ケルガ、〇中略堀ノ上ナル逆木共取テ引除、各木戸ノ脇ニゾ著タリケル、是ヲ防ギケル兵共、三方ノ土矢間ヨリ、鑓長刀ヲ差出シテ、散々ニ突ケルヲ、亘理新左衞門十六迄奪ウテゾ捨タリケル、

〔武家名目抄刀劍二十二〕按、〇中略建武二年正月、三井寺合戰の時、土矢間より鑓長刀さし出せしといふこと、太平記に志るせしが、此物の見えたる初にて、是より前、鎌倉殿の時、さる物ありしこと更に所見なく、伊呂波字類抄、字鏡集にも載ざれば、元弘建武の際にやはじまりけむ、

〔比古婆衣二十一〕矛鑓根原　鑓といふものは、中世の世々に、戰の庭にて便利善き事を考へて、古より在來し手鉾の柄を細く長くし、鋒刃をも小さくしたるものなり、也利と云ふ由は、手鉾よりも遠く突遣る義にて、字をも更に鑓と製りたるものなり、鑓字、太平記に始て見ゆ、下學集、その他中世の書どもに、次々多く用ひたり、尺素往來には遣刀と書り、此器の古く聞えたるは、建武二年三井寺合戰の時、寺方の城の三方の出矢間より鑓長刀をさし出して突たる事きこえ、又貞和四年住吉の合戰に、阿間了願と云へる法師武者、柄の長さ一丈ばかりなる鑓を馬上に執たる事など聞えたり、太平記、南都興福寺なる寶藏院に傳ふる鎌鑓の術は、此了願の傳へたるを、天正の頃寶藏院の住持、覺禪房法印胤榮といへるが受傳へて、代々此術を相續りと、享保の頃神田白龍子といふ人の著せる、雜話筆記に見えたり、〇中略其後のものどもには、手鉾奇異雜談長鑓應仁別記鉤鑓北條代記三鎌鑓北條五代記、光源院殿記十文字鑓室町殿日記、江陽屋形年譜など見えたるを始め、又其後々の近き世々、次々に其利用ある手術を考て種々の製樣も出來たり、そも〳〵此鑓の利用は、原、矛より始りて、武士の家に世々其業を習ひ、戰の場には最便利よき專とある兵器として用ふる例となり來しまに〳〵、武士の軍に戰するを、何の兵器にまれ、なべて鑓と稱ひ、鑓を合す、鑓を始むなど云ひ、或は軍場の働きざまに先がけするを一番鑓、それに次ぐを二番鑓など稱ひ、或は横鑓、鑓衾などいひ、又近年の軍には長柄の鑓を數多列ね、隊伍軍卒に執せ、徒に長柄と呼て、弓鐵炮と同じさまに配り設て、要とある物とする例にさへなり

製作

て、武士の家にて時の狀によりては、鎗の事を道具といへるは、古弓矢を調度といへる意ばえに同じ、いやます〱兵器の寶となれり、

〔三河物語〕二牛之丞〇谷ト申ハ、勢カシ高にシテ、力のツヨケレバ、白樫ノ三間得を中ブトにヨラセ而、長吉之見の四寸計成ヲトギ上にシテ、カミヲフキ懸而、サツ〱トトヲルヲエリハメテ持、

〔甲陽軍鑑〕十一下品第三十八〕此比長柄之實、一段疎之間、自今以後、別而結構支度之事

〔武具要說〕鎗の穗も願はくは長きが能候、〇中略四寸五寸の穗にて突ては、足下に死る物にて無御座候、然れども長きは重く御座候ゆゑ、人々あつかひ成かね候間、穗は短くても、その分たるべく候、

〔渡邊幸庵對話〕一鎗は人々の得手が有、去ども大方は、穗の短きがよし、何方を突ても深しては死する事あれども、先づ心懸てつくは眉間也、然ば穗三寸有ば埒明也、

〔明良洪範〕二扱又紀州ニテハ鎗ヲ手取ニスル者有シ故、三寸穗ハ止ラレシナド沙汰セシ、其頃寬〇文ノ事也、

〔武家名目抄〕刀劍二十三〕按普通の鎗の身は、込ありて柄にさし入れ、別に逆輪ありて堅むるを、穗の根を逆輪のごとくにして、柄を含するを袋穗といふ、目釘二所にありて、上下うちちがふなり、

〔甲陽軍鑑〕九上品第二十四〕山本勘介工夫の事

其身の手柄を能聞候へば、せりあひ合戰などに、追頸のしかもあを葉者を一人討ては、鎗さきに血を付、五人も十人もつきたる樣に、〇下略

〔別所長治記〕平山合戰

樋口太郎掛寄クマント近付處ヲ、樋口ガ郎等中ニ隔リ、小八郞〇別所ニ打テ掛ルヲ、鎌鎗ヲ以掛倒ス、鎗ノ橫手ノ敵ノワタカミニ掛リ、矢聲ヲ掛引給フヲ、〇下略

〔老翁物語下〕内よりも鎗長くつかへ申に付、之ほくびより切みぢかくしてつきをとし、○下略

〔雜兵物語〕持鑓かつぎ　吉内左衞門　馬武者が一騎はしらかしてくる所を、餅をつくごとく馬の太腹へ突こんだれば、逆輪がなくて柄がわれて、鑓をぬくべいと思ふたれば、鹽首がひつかゝつて、やりは馬のはらわた漬のすしになつたが、○下略

〔武邊咄聞書三〕萩田○與三左衞門はたしかに物付たりと云、大井田監物、津波木與助など、その鑓をみれば骨付血付たり、

〔兵家茶話十〕西念寺といふ寺に、服部石見守正種或長康の鑓あり、○中略躬もをれて四尺五寸程有、兩之のぎにて銘なし、

〔備前文明亂記〕三吉左京亮ハ大村彌五郎ト渡シ合セ、散々ニ戰ヒ、三吉ガ持所ノ鑓、目貫穴ノ本ヨリ切折ラレ、冑ノ鉢ヲシタヽカニ二太刀切ラレ、○下略

〔備前老人物語〕一或人戰場にて鎗の目釘のぬけてなかりしを、十五六歲計なる若武者見付て、かくといひければ、鎗の主聞て、かゝる時にさても奇特に見付玉ひけり、誰の子息ぞや、名は何と申やらん、とたづねきゝて、虎落竹を切り、目釘にせしを、よき仕かた、心得有べき事也と後に批判ありしと也、

〔北越軍記四中〕武田太郎義信、八百計ニテ腰指ヲモ取隱テ越後勢旗本油斷ノ內ヘ御取懸、○中略謙信モ上杉重代ノ重寶五挺鎗ノ中、第三ノ鎗鐔ニテ働キ數人突落シ、○下略

〔見聞雜錄武家名目抄刀劍二十二所引〕景勝御床几の前には、番鑓五十本喰違に並立、御床机の右は御馬、左は吉例の五挺鑓鍔付の鑓なり

〔豐臣太閤御事書〕覺

一長柄鑓はえを金に可仕候、毛のなげざやは無用に候、

〔武邊咄聞書 二〕清正の鑓を見たる人の咄に、十文字の月劒なり、志津の作にて、直刃、鞘の穗は熊の毛、横手は黒羅沙也、

〔常山紀談 十〕森本〇義大夫が鎗は、白鳥毛を鞘とし、庄林〇隼人は黒鳥毛を以て鞘とす、世の人黒鳥毛、白鳥毛といひあへり、

〔板坂卜齋記 下〕秀吉公伏見より京へ御上りの時は、〇中略朱柄、虎皮なげざや鑓二十宛、まつすぐにたてゝ持、とほくよりもうへの御成とみゆるなり、

〔近代公實嚴秘錄 三〕殿中御玄關御床飾御道具之事

一虎の皮抛鞘御鎗壹本　是は平生御供に出し御道具也、鎭西八郎爲朝の矢の根なるよし申傳ふ、かぶら形ちなり、

〔青標紙〕武器及行列具的例

且又加納遠江守より虎皮鞘問合　書面虎皮鞘者遠慮可レ致事ニ可レ有レ之旨、御附札有レ之、

〔武邊雜談 乾〕一鑓の鞘見知有樣にする事、無レ詮事、大名馬印同前なれば、各別小身者は見知て無レ益、又鳥毛禿ざやなどは、猶以武士の不レ入物也、さやははづしてから懷へも腰へもさゝるゝ樣に成が吉、惣而不心懸の士は、必さやなどだてにする物也と、古の覺の人語也、

〔青標紙〕武器及行列具的例

右寛政五丑年、松平隱岐守より問合　鎗長刀柄、皆朱總靑貝、御制禁ニも候由、且は倍臣ニ而も用不ニ相成一候哉、　附書面鎗長刀之儀、拜領之由緒有レ之、爲レ持來候分者、是迄之通、當時物好ニ而新規ニ爲レ持候儀者難ニ相成一候、

一酒井河內守持鑓朱柄御尋之事　文政九戌年三月廿一日大目附、御目付衆より、酒井雅樂頭留守居御城中江御呼出ニ付罷出候處、右御兩所より御尋之趣、御徒目付、御小人目付を以被ニ下聞一候

者、河內守持鎗朱柄之儀、嫡子之節計、被ㇾ爲ㇾ持候哉、右朱柄之儀ニ付而ハ、御伺御屆等ニ而も被ニ差出一候儀有ㇾ之候哉之旨御尋、請、雅樂頭嫡子河內守持鎗之儀ハ、天正三亥年遠州諏訪原城責之節、地取地組宜、及ニ落城一候軍功有ㇾ之候ニ付、東照宮樣より御白旗三十四流、朱柄之御長柄百本、正親、雅樂助拜領仕、右之內持鎗仕候儀者、忠清、雅樂頭嫡子河內守忠擧爲ㇾ持候樣、御沙汰も有ㇾ之候、當河內守儀も持鎗ニ仕候義、何方江も御屆等者不ㇾ仕候、此段御尋ニ付申上候、酒井雅樂頭家來靑木平藏、

〔會津陣物語四〕本庄出羽守與ニ政宗一宮代合戰事

本庄出羽守二千餘、右ノ旁ヨリ眞黑ニ成テゾ懸リケル、上杉家風ニテ長柄ハ竹柄ナリ、

〔三好家成立之事〕其比時行物抔ト云テ、持鎗之柄ヲ四方竹ニシケレバ、京童落書ニ、

阿波武者ハ代々ヲ掛テヤ突ヌラン皆鎗ノ柄ヲ竹ニテゾスル

〔甲陽軍鑑品第三十八下十一〕一長柄持鎗共、可ㇾ爲ニ柄打柄一之事

〔藤葉榮衰記中〕岩田喜內有馬彥市郞鎗論之事

有馬彥一郞大力者也ケレバ、二間渡ノ樫ノ柄ノ鎗ニテ、後ヨリ前ヘ、夙ト突通サレテ倒レケル處ヲ、〇下略

〔前橋舊藏聞書止戈類纂三十六所引三〕鎗の柄は、輕して堅きに利あり、上田宗古は、杉柄の鎗を常に所持す、人のとへば、突をるほど働て打死は本望なりと云へり、志賀與三右衛門ら杉柄の鎗にて、一生なげ突にいたせりとぞ、

〔大友興廢記十六〕矢部刑部丞御勘氣蒙事附相撲仕相井誅せらるゝ事

隆信〇龍造寺の子息下總守家種と聞へしは、〇中略すぐれたる大力にて、〇中略また鎗の柄は鐵ののべ付なり、

〔利家夜話下〕富田下總、鑓に大身柄ヲ銀ニ仕たるを十本持せ候へば、

〔豐臣太閤御事書〕覺　一長柄鑓はゑを金に可仕候、

〔大搭軍記〕小笠原長秀撰定吉日良辰打入善光寺、長秀其日出立、路次行粧、〇中略次以金銀爲蛭卷、朱柄鑓持百人、

〔渡邊幸庵對話〕鎗の柄は昔は美敷すへ〳〵と不削、若すれてすべつくには態と削り懸て、手答させし也、

〔山下秘錄〕一持鎗以下も銀ごしらへ無用、銅に可仕事、　附色々にだてこしらへ仕間敷事、

〔武邊雜談〕乾一蜂屋出羽守、世間にうつけたる侍有、鑓を拵に、金かなぐ、銀かなぐにする事、近頃不僉義成事也、身に近きものは、結構にしても不苦、夫さへ心懸の士は嫌ふ、況や鑓は表道具、常にも戰場に而も、軍小屋に而も、身遠きもの也、夫を金銀にて拵、若賤き奴原、夫に目を付、鑓ともに盗たらば、必事を可闕、鑓は只銅にて金具したるが吉と被申、落合ト安も、鑓を金銀拵にしたる結搆なるをば、越前にて、古兵ども嫌ひたるなり、只塗柄にても、白柄にても、金具は銅吉、武士が強く見ゆる、又八も銀拵は、何とやらん公家めいて惡しと云也、

〔太平記〕二十五住吉合戰事

法師武者ノ長七尺餘モ有ラント覺タルガ、阿間了願ト名乘テ、唐綾威ノ鎧ニ小太刀帶テ、柄。ノ長。一丈許ニ見エタル鑓ヲ、馬ノ平頸ニ引副テ、少シモ不疑議懸出タリ、

〔長澤聞書〕一其比〇大坂のはやり道具は、〇中略對の鑓は、大かた二間半、三間柄にて候

〔松原自休手錄〕上水野藤十郎懸付テ、蜂ヤ〇中略之丞ニ詞ヲ懸レバ、屹ト返リミ、打笑、吾ニハ成マジト、三間柄ヲ取直シ、懸合スレバ、〇下略

〔荒山合戰記〕能州石動山軍事

早田主膳ト云者、三間柄ノ鎗ヲ取テ、栂尾ニ突テ掛、火出ル程ゾ戰ヒケル、

〔信長公記一上〕兎角槍ノミジカキハ惡カルベシトテ、三間柄三間半柄ニナサレケリ、

〔大久保彥左衞門覺書〕其崩レ參候氣、御鎗ヲモフミチラシ、馬ノ上ニテカナグリ取切折持參候、夫ヲ見テ鎗持ドモガ、又切折申タルモ御座候ト申上ケレバ、扨モ〳〵腰ヌケメドモカナ、鎗ノ短キガ能ト云事ヲイツ知タルゾ、〈略〉〇〈中〉相國樣〈〇家康〉ハ三間柄ヨリ短キ鎗ハ御嫌ナレバ、鎗ヲ切折タルヲ腰ヌケト思召也、

〔武具要說〕原美濃守申分、鑓と申は、刀長刀にてなるまじきと思ふ場にて、敵をおほする爲の鎗なれば、二間より短きは詮なき事ニ御座候、第一短しては、馬武者がつかれぬ物にて御座候、敵味方相掛りに懸る時、人より先にさへ進めば、何程長くしても、つかゆる事は無御座候、旋と手に逢ぬ者どもが、鎗の合時は、氣にせかれ、心を取うしなひ、先へ進む事もなく、大勢にもつれ合て、鑓にて敵を突といふ事も思ひ分ず、うは聲になりて、敵味方をも見わけず、先きをば見ずして、足元計りを見て、からめ打に盲打仕者共が、鑓の柄の長きは、つかへて惡敷など、一向不吟味成ことを申候、

〔古士談話一〕一村越道伴曰、〈略〉〇〈中〉鎗を短くすべからず、廣場足入船軍などには、壹寸も長くしたきもの也、

〔古士談話一〕一休山曰、〈高山入庵といへり〉大坂にて、五月七日には、大方鑓を短くし切折たると也、

〔和漢三才圖會二十一兵器〕素鑓　口金　逆輪　血留　鯛付鐶

〔武家名目抄刀劍二十三〕按、普通の鑓の身は、込ありて、柄にさし入れ、別に逆輪ありて堅むるを、

〔雜兵物語〕持鑓かつぎ　吉田左衞門　銀拵の御持鑓を引かついだ所に、うつ草臥て眠た内に、銀の上逆輪の金物をひつはなされた、

〔武邊咄聞書二〕最早望みも足うへは、重而事有ば、太刀は目釘のこたへるまで、鑓は端金の拔るま

で働て、〇下略

〔倭訓栞中編二伊〕いしづき。鑓又太刀にいふ、鐏をよめり、石衝の義也、鐵は其平かなる所をいふ也、

〔參考太平記二十五〕住吉合戰事

法師武者ノ長七尺餘モ有ラント覺エタルガ、阿閉了類ト名乘テ、唐綾威ノ鎧ニ小太刀帶テ、鐔ニ金ヲ入タル鎗ヲ馬ノ平頸ニ引添テ、

〔大內義隆記〕一忍軒ガ頸ヲバ切カケテイカシオキ石ヲ枕ニサセ申、軍兵ガ申樣、義隆ノ御時夜ナ夜ナ御伽ニ參リツヽ、入ゴトノミヲ申ツヽ、御遊覽ノ其時ト、只今メサレシ石ノ枕トハヽヅレカ勝ルベク候ラント、鑓ノ石ヅキニテツラヲツキ申、捨テゾ通リケル、

〔武功雜記十一〕太郎助〇辻ツカレナガラ其鑓ヲ奪取候ヘバ、此鑓最前小野次郎左衛門トラレ候鑓ニテ、後ニ太郎助ト、次郎右衛門ト、此鑓ニ付論有之、鑓ハ石衝ヲ太郎助方ニ留置候テ、柄ト身ハ次郎右衛門へ返被申候由、

〔校合雜記二〕山田大炊十文字の石突を片手に取て、冑の上にて振廻し、〇下略

〔甲陽軍鑑品第五十二十九〕三年前、信玄公御他界の節、ケ樣あるべきと高坂彈正存候て、信玄公冑貝の御持鑓に、小熊のたれの鑓玄るし。。。廿本、〇中略内々支度仕り、〇下略

〔新武者物語四〕山本權兵衛働の事

山本權兵衛義安ハ、〇中略元和元年五月六日、道明寺表片山におゐて、後藤又兵衛基次が陣に向て一番鑓を合、一番首をとる、其隙に敵來て鑓を拾ひて去る、山本無念に思ひ、敵陣を見渡せば、我鑓璽の見えけるをよろこび、一文字にかけ入、わが鑓を奪ひ取り、〇下略

〔武家高名記〕毛利入道西阿の臣、渡邊通は、一生の中、鑓を合する事五十二度、相手皆勇猛の功ある武士にて、其名高く、万松院義晴公の御時、京都に召寄給ひ、御感の上、鑓先に鈴を御免あり、

種類以形爲名

〔武家事紀諸家陪臣十八〕三好家　阿波鳴度介、鎗ニ鈴ヲ付テモタス、後事ニ小西行長、

〔武邊雜談地〕一關東奥州などにて人の所へ見廻に行、奥江言遣り、亭主出る内鎗鞘の柄を手に而なで、見て、ごみがあれば、不心懸とてきかる、ごみなければ、忠の侍とて信仰する也、氏郷家中、政宗又上杉家の作法也、

〔石川忠總留書上〕鯢波ノ聲ヲ聞テ、右ノ鑓天。井。ノ。鑓。ヲ引落々々、手々ニ持テ立、

〔參考太平記三十八〕細川相摸守討死事

爰ニ備中國住人眞壁孫四郎、是コソ相模殿ヨト見タリケレバ、驅違樣ニ長。鑓。ノ柄ヲ取延テ、放チ擡ニ馬ノ草脇ヲツク、

〔應仁別記〕同〇文明元年十月七日、一條大閤ノ御孫〇政房依レ爲ニ御本領ニ兵庫ニオハシマシケルガ、〇中略敵トヤ思ケン、以ニ長鑓ニ御心モトヲ突通タテマツリケレドモ、少御身ヲハタラカセダニモセサセ給ハズ、

〔大内問答〕長具足の事は、何々を長具足と可レ申哉のよし、先々より不審申義候、長太刀、野大刀、小。鑓。の事か、

〔松平記二〕服部小平太と云者、長身ノ鑓ニテ義元ヲツキ申候、

〔甲陽軍鑑品第二十八九下〕又歩者百人すぐつて、百人に長身の鑓を百本もたせ、〇下略

〔常山紀談十四〕赤尾豆〇伊豆は、猩々皮の羽折を著て、長身の鎗にて數人突伏せ、〇下略

〔長久手御陣聞書止戈類纂三十六所引〕康高〇榊原は、總て大力之由、馬上に大。實。の。鑓。又長。柄。共を持、〇下略

〔備前老人物語〕右京大。身。の。鑓。を横たへて、彌平次が右のかたに居けり、

〔續撰清正記一〕木山彈正を討給ふ事

彈正〇木山大身の鑓を持て、眞先にすゝみ、〇下略

〔大河内家傳〕近藤甚右衛門尉、二尺計の中身ノ鎗ヲ以テ、突テケレバ、〇下略

〔北越家書十四〕了伯〇天徳寺ガ弟ヲ祐願寺ト號ス、爲ニシテ、專武藝ヲ好ミ、直鎗ノ達者ナリシガ、〇下略

〔別所長治記〕大村合戰

大膳〇谷元來大力武勇ノ仁也、以長刀切廻リケレバ、アタリヲ拂テ働ヌレバ敢テ無近付者、カヽル處ニ素鎗ヲ持タル敵一人大膳ニ突カヽル、以長刀鎗ヲタヽキ落シ、〇下略

〔武邊咄聞書二〕長門〇木村重成は直鎗にて、助右衛門〇萩原が立たる岸へ鎗を突張り引倒されじとするを、〇下略

〔由良家傳記〕中條出羽守、其日の出立には、獅子頭の甲を著、虎の皮のひつ敷懸て十文字の鎗を持、〇下略

〔東遷基業三〕三方ヶ原合戰之事

吉信〇夏目大に制して、〇中略持たる鎗の柄を以て、神君の御馬の尻を打たゝき追立て、其身は十文字の鎗を提て、慕ひ來る敵に突て入、

〔總見院殿追善記〕將軍〇信長夜討の由を聞召、〇中略今更驚くべきにあらずやとて、弓乙とり、廣縁さして出給ひ、むかふ兵五六人射伏、後は十文字鎗にて、敵數輩懸倒、

〔武邊咄聞書二〕平松金次郎茜の羽織に、十文字の鎗をもち、只一人勝入が數萬の陣へ鎗を入、つき崩し候、〇中略この手柄上方へ聞へ、先年天王寺勝鬘の鎗、又貝殼塚の鎗、扨は備中の蜂濱の鎗をこそ申傳へたれ、此度の平松の鎗は、近代稀なりとて、秀次公へ壹万石にて御呼なされ候、

〔清正記一〕木村十三郎と云もの、新七〇近江を目がけ、十文字の鎗を振廻し〳〵けるを、〇下略

〔管窺武鑑入〕能州〇藤田能登守持槍ノ十文字ヲ追取リ、馬上ニテフッテ見テ、〇下略

〔武邊咄聞書二〕團右衛門はその砌、〇中略田子が放矢に中り、深手負候得共、田子が弓の弦を團右衛

門十文字の鎌にて上る、

〔近代公實嚴秘錄 三〕殿中御玄關御床飾御道具之事

一十文字御鎗壹本　是は平常御佛參、御社參、御鷹野御成共に御供に出る也、備前永次打之、天正三年と有之、御こしらへは總銀也、菊桐の御紋、毛袋之さや也、太閤秀吉公之御道具成しを、東照宮へ賜はりしと申傳る也、

〔相州兵亂記 二〕權現山合戰之事

寄手ノ先陣武州稻毛ノ住人田島ト云者、鎌鑓ニテ木戸ノ繩ヲ切ホドク、

〔永祿記〕御同朋福阿彌は鎌鑓にて相戰、則此鑓にかゝれるもの數十人、

〔北條五代記 四〕關東長柄刀の事附かぎ鑓の事

それ鎌鑓はむかしより用る、此鎌にも失あれども、四寸のまがり身の柄となる、深得をかしこき人たくみ出せり、

〔足利季世記 五將軍地藏軍記〕將軍地藏山合戰事

安藝守鎌ヤリヲ以テ七八人ツキ伏セケルニ、敵石ノカゲニ隱レケルヲツキ伏、石ノ肩ヲ突クダキケル、其跡後ニ此所ニ殘リテ永原石トテ心アル人ハ拜シケリ、

〔續撰清正記 一〕木山彈正を討給ふ事

例の片鎌の鑓を追取て、立上り給ひ、手の下に彈正を突伏給ふを見て、つゞひて進みきたる敵を二人突たふし、其儘討捨にし給ふ也、此時片鎌の鑓少のりたるを、躑躅の木の切かぶに押當て、二ツ三ツをしなをし給ひ、又足にてふみなをし、○下略

〔武功雜記 上〕清正ノ片鎌ノ鑓ハ、木山彈正ヲヤリツケラレシ時ニ、十文字ノ一方折テ、片カマニナリシト云說アレドモ、左樣ニテハナシ、元來片鎌ナリ、

〔北條五代記 四〕關東長柄刀の事附かぎ鑓の事

當世はかぎ鑓とて、くろがねを長くのべ、かぎをして、鑓の柄に十文字に入、〇下略

〔東遷基業 二十六〕今福志貴野合戰附後藤又兵衞援兵の事

治右衞門〇安藤事ともせず、忽柵をのり破りけるを見て、敵三人は引とりて、一人は鑰鑓を柵に突懸て、引とりかねたる所を、伊藤政世が家來安西長右衞門馳來りて、其鑰鑓を奪ひ取、

〔長澤聞書〕一其比の頃のはやり道具は、鎰鑓上下ともに用ひ、拾人の内八九人は爲持候、

〔別所長治記〕同月〇天正六年三月七日、播州加須屋ガ館ヲ爲本陣、行列ノ次第盡善盡美、　一番旗　二鐵砲　三弓　四長柄鑓　五切具足　各二行ニ列ス

〔細川幽齋覺書〕一信長樣御代には、〇中略小指物衆昇りの間々に居候て、合戰に及候得ば、長柄を追取々々突懸り候、

〔藤葉栄衰記 中〕盛隆公高倉城攻落給事

角テ盛隆公〇重名安積高倉ヘ被向、御馬〇中略御長柄千丁金ノ柄大鳥毛、

〔會津陣物語 四〕本庄出羽守與政宗宮代合戰事

上杉家風ニテ長柄ハ竹柄ナリ、何モ錫杖持ニシテ、ヤゴエヲ出シテ推來ル、

〔淺川傳右衞門留書 上〕長柄の德は、陣場のかこひ賑ひ候て、自然地さがりの陣場には、高みより見込れぬ所などの爲には能御座候、

〔東遷基業 十四〕阿濃津城責附和睦松坂城の事

分部左京亮は管鑓に長ずる人なりしが、手の者どもに力戰して、敵兵數輩突倒す、

〔筑前國續風土記 二十七 土產〕袋鑓、此鑓は長政公の好みにて、信國吉貞初て作り出せり、餘國に是なし、其製法は莖心なく、其所を袋の如くして、目釘穴を兩方にあけ、柄の先を其袋の内に指籠て、目釘

以用爲名

を兩方に貫也、又軍旅に此鍵を身計多く持行、軍用に臨んで、木竹の先を削て、袋の内にはめ、釘を打て用ゆべき爲也、武備に便なり、

〔御撰大坂記十七上〕天和内藤左京亮書上　先祖内藤帶刀忠興事跡

森豊前が從軍二十人、素膚ニ玉襷ヲカケ、各甲計（著タリ）笛卷ノ鍵ヲ一樣ニ握テ、忠興（〇内藤）ヘ無二無三ニカヽル、

〔加越闘諍記二〕於眞庄大窪濱犬追物之事

何サマ是ハ屋形樣ノ御出候カト思フ所ニ、小林新助也、（〇中略）長刀、手鎗ニハ、鹽干潟ノ捨小舟ヲ南鐐ニテ打テ付タルヲ二三十筋持セ、（〇下略）

〔信長記二〕六條合戰事

敵彌重テ懸リ來、其中ニ母衣カケタル武者一人、手鍵提、諸卒ヲ拔群ハナレテ進ンダルニ、（〇下略）

〔柴田退治記〕秀吉下知而雜兵除之、選出六具差固勇士數百人、手鍵打物計、攻入天守之内、

〔續武將感狀記〕信高（〇富田）ノ妻甲冑ヲ著、片鎌ノ手鎗ヲ持切テ廻リ、（〇下略）

〔越後軍記八〕河中島合戰幷軍法決談之事

原大隅ト云ク信玄ノ中間頭、青貝ノ柄ノ持鎗ヲ以テ、信玄ニ切付タル月毛ノ馬ニ乘、萌黄ノ段子ノ胴肩衣著タル武者ヲ突ハヅシケレバ、具足ノワタガミカケテ打チ付タリ、

〔信長公記十四〕天正九年十一月廿四日、犬山之お坊安土に至て、初而御禮、（〇中略）一御小袖、一御腰物、一御鷹、一御馬、一御持鎗、此外色々取揃參らせられ、（〇下略）

〔武家事紀十八諸家陪臣〕福島正則　可兒才藏（〇中略）井伊直政、下野守忠吉ヲトモナイ、正則ガ備ノ前ヘ出ツ、才藏持鎗ヲヨコタヘ、（〇下略）

〔武家嚴制錄三〕關ヶ原御陣中御條目　條々

一持鎗は軍役之外たるの間、長柄をさし置、もたする事令停止之、但長柄の外持するにおゐては、主人馬廻り可為一本事、

〔武邊咄聞書 二〕一木村常陸介師春を越前より伏見へ被登時、先駈鐵炮大將行列にて乘り、持鑓道ばたの家の庭に生へたる大松の枝にかゝり、鞘ぬけて拔身となるを見ればさびたり、常陸介被見、大に怒り、かの鐵炮大將をよび、士の持鑓ヶ樣にさびたる事不心がけなり、我持鑓を見せて耻ぢめんとて、持鑓を取よせ、鞘を拔たるを見れば、只一色にさび付たり、常陸介面目なけれども、へらぬ振にて、大名の持鑓さへさびたる事如斯、小身者は尚もつて油斷不可仕、節々心にかけ、鎗の身を見よと云捨て、乘物をはやめ通られけり、皆々輿に入て笑どよみぬ、

〔武具要説〕男と男が出あひて膝組にて堪忍の難成時は、ちひさき脇差、○中略猶遠くは長刀、それより遠きは持鑓、それより遠きは長柄の持鑓、

〔見聞雜錄 武家名目抄刀劍二十二所引〕右の長柄の内貳本をば御替鑓に、勝頼御手前へ差上、

〔武功雜記 下〕大坂ニテ井伊掃部手ニテ朝比奈彌太郎方へ林三十郎來リ、今日ノ合戰ニ鎗ヲ折候、一本カリ度ト云、彌太郎ソレガシモ鎗ヲ仕折候替鎗ハ、明日ノ爲ニ仕ナレバ貸ガタシト云、

〔武林雜話 五〕境近き所にて小軍の有し時、官兵衞自身かせがれける時、善助すはだにて、番長柄の鑓を取、壹番に突きかゝり、無比類手柄、諸人の目をおどろかせり、

〔見聞雜錄 武家名目抄刀劍二十二所引〕景勝御床几の前には、番鑓五十本喰違に並立、

〔平尾氏劄記〕權現樣甚御機嫌克、御高笑被遊、○中略仁右衞門○藤堂鑓折れ申候、是を遣し候と御前の御立鑓、是又拜領仕、只今に所持仕候、

〔翁物語 四〕御番所ニ有、金ノタイマイノ御數鎗五拾本取テ來レト云テ、○下略

〔翁物語 止戈類纂十六所引 三〕翁曰、物見により鑓を持事可有、九尺柄輕く拵、さゝの葉鑓成可、物見鑓と云也、

以賞爲名

長さ七尺もよし、

〔常山紀談二十三〕紀伊國根來谷の法師は、昔より武勇を好む、定たる法ありて、第一の功名には、感狀に玳瑁の鎗三本、銅錢三十貫、

〔賀越鬪諍記二〕於巢庄犬窪濱犬追物之事

時ノ奉行朝倉玄蕃允景連ハ、河尻ノ道場ニ居シテ屋形ニ出仕アル、〇中略其次ニ銀ノカナガイ、玳瑁ノ鎗三十筋、白柄ノ長刀ヲ持セ、〇下略

〔常山紀談三〕永原〇安藝守を討とりし時、室町將軍靈陽院殿義昭、江州矢島にて是を聞し召、感狀に朱塗の物の具、朱柄の鎗をそへて賜りけるといへり、

〔北越家書十九〕豐原寺ノ長吏西方院麾下ニ參レリ、渠常ニ事アル砌ハ、朱柄三間一尺ノ大身ノ鎗ヲ提ゲ、矢炮ヲ恐レズ進出テ、勇力突戰、諸人ノ目ヲ駭ス、故ニ俗呼デ鎗坊主ト云リ、

〔常山紀談五〕井口其時は兵助といひけり、此賞美に朱柄の鎗をゆるされ候へと申す、卒爾にはゆるしがたし、一日に首七ッとりてこそ、朱柄はゆるさるゝと申傳へて候と、人々申けるゆゑ、事延にけるが、其後井口一日に首七ッ、山崎も首六ッとりしかば、朱柄を兵助にゆるされたり、

〔會津陣物語一〕上杉取立香指原新城事

前田慶次郎ハ、〇中略其上皆朱ノ鎗ヲ持セタル故ニ、人々是ヲ咎メ、直江山城守〇兼續組ニナリシニ、其頃ハ玳瑁ノ鎗、皆朱ノ鎗ハ覺ノ士ナラデハ持セザリシ故、皆々上杉古參ノ兵ドモ是ヲ咎シナリ、

〔青標紙〕武器及行列具的例

朱柄道具家　酒井雅樂、土井大炊、松平伊賀、　御旗本ニ而皆朱の鎗、富永源太左衞門、朱柄、長坂血鎗九郎、

〔松平記二〕義元刀ヲ拔、靑貝柄ノ鑓ヲ切ヲリ、小平太ガヒザノ口ヲ割付給フ、

〔甲陽軍鑑十下品第三十二〕原大隅と申御中間頭、靑貝の柄の御鑓を持、月毛の馬に乘たる萌黃の段子の胴肩衣武者をつけば、〇下略

〔靑標紙〕武器及行列具的例

靑貝道具之家　紀州、荻、土佐、備前、喜連川、松山、松代、小田原、棚倉、延岡、松本、吉田、關、備前、外盛岡、嫡子、

〔甲陽軍鑑十九品第五十一〕勝賴公御馬を出され、諏訪明神へ御社參有に、總の甲の御鑓おれ候、

〔豐臣太閤御事書〕覺

一のしつけの長刀卅えだ、熨斗付の鑓廿本、此外は無用に候事、

〔板坂卜齋記下〕慶長元年、秀賴公三歳上洛、〇中略次に左の方柄迄延付の長刀五十、右の方熨斗付の鎗五十、

〔東僞記二〕早雲大ニ喜ビ〇中略物ナレタル手ダレドモ數百人、犬引ニ作立、竹ヤリヲモタセ、夜討ノ支度ヲサセ、〇下略

〔信長公記首〕信長十六七迄は、別の御遊は無御座、〇中略其折節竹槍にて扣合御覽し、〇下略

〔常山紀談三〕頓宮〇次郎左衞門等百姓に紙旗を立させ、竹鎗をもたせ、〇下略

〔堂洞軍記〕堂洞合戰之事

以も紀伊守〇佐藤より人質に取ける娘をば、竹鑓をもつて生ながらつらぬき、長尾丸山にこそ被立けり、

〔牛窪記上〕保成繁昌事附須山軍慮事

此事須山兄弟聞テ、ヲカシキヤツバラカナ、物ノ數ニハアラネド、村里ノナヤミモアルベケレバ、謀ヲ出シ一ナブリナブラバヤト、藁ノ人形ヲ數百コシラヘ、木鑓、竹長刀、サスマタナンド持セテ、

鏃カゲニ立並、

〔太平記二十五〕住吉合戰事

法師武者ノ長七尺餘モアラント覺タルガ、阿間了願ト名乘テ、○中略柄ノ長一丈計ニ見エタル鑓ヲ馬ノ平頸ニ引副テ、○中略山名ガ大勢ナシモ驚カデ磬タル中ヘ、只二騎ツト駈入テ、前後左右ヲ突テ廻ルニ、小手ノ迦、臑當ノ餘リ、手反ノ直中、内甲一分モアキタル所ヲハヅサズ、矢庭ニ三十六騎突落シテ、大將ニ近付ント目ヲ賦ル、

〔近古武事談三〕山崎莊兵衞武勇守返鎗之事

山崎ハ坂ノ右ニ少シ廣場ノ有ケルニ、組下ノ鷲津九藏、簑輪半右衞門、三田村佐助、木島長左衞門ト共ニ、鎗ヲ伏テ折敷タリ、

〔備前老人物語〕一青木民部少輔十八歳の時の戰に、みかた敗れしおりふし、皆々鑓をかたげよ、所を見てかへすべきとぞ、かたげたらんには、返しやすかるべしと下知ありければ、皆人下知をし給ふ所尤也と同ず、場所を見合て、返し合されしほどに、鑓に勝ことを得られしと也、

〔常山紀談十七〕御子神典膳○はたぐひなき早業にて、鎗をかざし、堤の中にひらりと飛人、

〔應仁記二〕蓮池合戰事

山門ノ一色方ハ入替テ渡リ合ケレドモ、六角方ノ敗軍ニ鑓ノサバキガ不成シテ、敵カト思ヘバ、六角方ノ弱兵、味方カト思ヘバ、敵入交リテ合戰不叶、

〔足利季世記四三好記〕舍利寺合戰ノ事附晴元定頼免許ノ事

三好ヨリ畠山總州ト松浦肥前守ノ手一番ニ進ミ、互ニヤリ合ノ數刻ノ戰ナリ、兩方ノ鑓數九百本ノゼリ合有、近代無雙ノ大ゼリ合ナリ、

〔應仁記二〕蓮池合戰事

諸軍尤ト同ジテ、楯ヲ眞向ニ指笄、敵ノ虎口ヘ突カケテ一二百帖ノ楯ヲ捨テ、鑓ヲ入ケレバ、東ヨリ東條近江守二千餘人横鑓ニ懸リケルガ、東條ガ先陣ニ進ンデ鑓ヲ入ルヲ不打ト、郎等前ニ立ントシ、〇下略

〔三河物語〕一田の方に而、上村新六郎ガ鑓ヲ入ント云、イソガイ出き助ガ云、新六郎早キゾ、ハヤリテ鑓ヲ入レバ、物ギワニテセキガヌケテ、鑓ガヨワキ物成、大軍ノ方寄入サセテ、待請而根ヅヨク請トメテ入ヨト云テ、〇下略

〔北條五代記〕六百姓氣なげをはたらく事

今夜の夜討に、味方の中へくはゝり、さんをみだしだゝかふ時に、敵とそれがしたがひに鑓くみ、〇下略

〔武邊咄聞書〕二圍右衛門手負、小家の壁に寄かゝり、八木と鎗組、そこにて討死、

〔蓑輪軍記〕下蓑輪城安中松井田落城之事

寄手の大勢塔へ象引退ば、城兵かつにのり二百人餘兵共鑓を揃へて突出したり、

〔奥羽永慶軍記〕一和田安房守牢人智謀事

群馬〇丹波守ガ介添ニナリシ小田部五郎右衛門、味方ノ者ドモ善九郎〇和田ニ切立ラレ、東西ニ辟易スルヲ見テ、彼ヲ討テトラント、鎗ヲ引ソバメテ、突テカヽル、

〔蒲生氏郷記〕一小田原氏直御退治ノ剌、氏直陣所仕寄場ヘ城中ヨリ夜討ヲ仕、先手ノ者共相働、其剌氏郷ハ具足モキズ、鑓ヒツサゲテ敵ニカマハズ敵ノ後ヘタヾ一人マハリ、敵ノ後ヨリ突タフシ、サシ〳〵相働ル、

〔大友興廢記〕二十一肥後國一揆蜂起之事

彈正〇木山弓を捨て、鑓を取、淸正に向て、勝負をあらそふ、互に鎗を突からみ、戰へば、〇下略

〔近古武事談 三〕十時傳右衛門拋突一番鎗之事

安田〇作兵衛ガアハヤ一番槍ヲ入ントスル後ロヨリ、大音ニ一番鎗十時傳右衛門ト名乘テ、槍ヲ拋。突。ニシタリケルガ、過ズ明兵一人衝伏タリ、〇中略兵法ニ、拋ゲ突樣ノ槍ハ、浮氣槍トテ忌ムベキ事ナガラ、時ニ取リテハ、傳右衛門ガ卽智ノ働キ、〇下略

〔武備志 二百三十一日本考〕鈀鎗不露竿、突忽而擲、

〔備前老人物語〕因州〇平塚因幡守鑓をなげづきにして、汝が寶にせよといひて、その場をさらで、打死なり、

〔武功雜記 上〕三四郎〇久世アヲノキザマニ堤ノ下ヘタヲレラレ候ヲ、野中兩手ニテ、鑓ヲ以テ鎚。突。ニツク處ヲ、〇下略

〔小松軍記〕淺井畷合戰

沛艾次大夫等手々ニ鑓ヲ提ゲ、〇中略敵モ味方モ耻ヲ思ヒ、コネ突ニスル程ニ、〇下略

〔武邊咄聞書 一〕謙信たゝみかけ切付、信玄團扇にて請給ふ所を、原大隅萩原彌右衛門鑓。を以。て。、輝虎をた。ゝ。き。〇下略

〔三河之物語〕一物前にて鑓の持やう、〇中略總じて甲はたゝきあふよし被申候也、

〔雜兵物語〕鑓擔小頭　長柄源内左衛門　鑓を突もんだと計思ひなさるゝな、各心をひとつにして、穗先をそろひ申樣に、拍子を合て、上鑓に成樣に、たゝきめされ、かならずつくべいと思ひなさるな、それは、壹人貳人の出合の時はくるしからず、鑓數のおほくそろつた時は、拍子を揃て、うつより外は御ざないぞ、扨又敵の指物をたゝき落すやうにして、よかるべいと存る、

〔小松軍記〕淺井畷合戰

小池新之丞駈來テ、松村〇孫三郞ヲ押ヘシ敵ヲ鑓。付。ヌ、

〔武邊咄聞書三〕竹田五郎兵衞二千石取一氏廷覺三間ばかりの鳥毛の棒を指ものにして、陣所の堀をはね越、治部〇石田三成が勢へかけ合せ、三人鑓付候を、〇下略

〔信長公記首〕四間五間をへだて、折數て數刻の戰に、九郎二郎〇山口はうわやり也、其比うわやり下鎗と云事有、

〔末森記〕村井又兵衞ト越中先手佐々與左衞門ト鑓ヲ合、散々ニツキ合ケル處ニ、村井上鑓ニナリテ與左衞門ヲ突伏ケル、

〔鈴木叢書三〕水野左近一代武功覺書

小豆坂と申所にて、本鑓と申高名仕候よし、〇中略本鑓と申義は、一心の覺悟に及事にて無之、よくよく天道に叶ひ候はねばならぬ事にて候、是非共鑓仕度被存候ても、敵方に相手無御座時は、成不申候、尋常の鑓と申候は、相掛り申候時、敵味方の剛者、直先に劒先江進み候て、合候鑓を本鑓と申候、これを敵味方一同に手柄と申事にて候、此外の鑓は本鑓と不申候よし物語候き、

〔應仁記二〕蓮池合戰之事

去程ニ普光院之燒跡ヨリ打出、東條ヲバ東河原ヘ打トホシ、西ヲ請テ横鑓ヲ入ヨト策事也、

〔江濃記〕淺井引退事

蜂屋甚八横鑓ヲヨコタヘ、取テ返シ渡シ合戰ケルガ、〇下略

〔北條五代記六〕百姓氣なげをはたらく事

敵に數ヶ所の手負せ、主も手をひ、勝負を決しがたき所に、百姓一人飛來て、助鑓をし、敵を討取事摩利支天の來現、權之助〇小栗が武勇のいたす所にあらず、

〔信長記一上〕尾張國浮野合戰事

信長卿ノ御勢、ワキ鑓ニナッテ、少モタメラハズ懸入、擣立ケル、

〔松隣夜話上〕年寄テ先頭ニ進ミ、若シテ跡鑓ヲ仕タル者モ又多候、

〔武邊咄聞書三〕一松倉長門守勝家領分肥州島原一揆籠城之時、御撿使松平伊豆守信綱、戸田左門氏鐡、その外諸大名數多遣され、二月廿一日の夜、城より黒田右衛門佐忠之の陣江夜打に出る、その夜の廻り番は、松平伊豆守家人岩上角之助、尼子八郎兵衛幷に紀伊大納言殿御使者山中作左衛門なり、夜うち出たる所へ廻り合せ、敵多勢柵を破らんとするを見て、夜廻りの雜人どもは、崩る、、岩上、尼子、山中は立こらへ鑓おつとり〳〵柵際へ走りゆく時、柵をふみ破り一揆ども押こむ刻、紀伊大納言殿御使者山中作左衛門（銀の甲熊毛の棒を頂上に立井十文字の鑓）一番に鑓を合る、岩上角之助、尼子八郎兵衛立並て鑓を合せ、一揆どもを柵外江突返す、山中鑓手負、岩上、尼子も注進のために引取、その跡江黒田衆入かはる、其後世間の沙汰に夜うちに鑓といふ事はなき法なりと云、或人水野日向守勝成に問ふ、勝成の云、太閤御代小田原にて、岩槻十郎氏房家來廣澤兵庫助重信大將にて、蒲生氏郷陣江夜討に出し時、氏郷自身一番鑓を合され、其合手は城方夜討の物主廣澤兵庫なり、氏郷方には蒲生文左衛門、同五郎兵衛、北川土佐守、佃又右衛門鑓を合する、城方の鑓は先廣澤、さて内大八、その外三四人鑓を仕る、秀吉公御感あつて鑓に極る、日向國耳川表根白にて宮部善祥坊鑓も夜打也、大坂にて蜂須賀阿波守家人稻田修理、岩田七左衛門、樋口内藏之助、長谷川小右衛門鑓をあはせ、家康公、秀忠公御感狀被下候も夜討之時の鑓なり、紀伊大納言殿御使者山中作左衛門幷伊豆守内岩上尼子が島原の鑓も夜討なれば鑓にてなしと云は不吟味なりと謂れける也、

〔兼貞齋筆記〕鎗ザク、鎗プスマト申ハ、三十本、四十本、五十本ニテモ一行ニ並居折敷、頭ヲカタムケエイ〳〵聲ヲ出シ、鎗ザクヲ作リ、奉行ハ乘廻リ聲ヲ掛ケ、氣ヲ付ル爲ニ、頭ノ上ヲ強クヤワラカニ、心持口傳甚秘事ニテ闇夜ニ入候心持故、弱クテ惡シク、強クテ惡シク、其頭ノ心ニフピンヲ加

へ、下卒ノ心ノ離レヌ様ニ氣ヲ附ル事、鎗奉行、長柄奉行、此所大切ノ場ニテ、勝利大損トモナリ、是ヲ名付テ、鎗奉行秘勝ノ鞭ト申候、何レノ流ニモ無之、甲州家之秘事ニテ候、諸家ニ鎗ザクト申候ヘバ、長柄ヲヒシニ組立、又ハ横ヲ付候敎モ有之候得ドモ、ハゲシキ場ニテハ、埒ノ明ヌ物ニテ、秘勝ノ場ニテノ槍ザクニテ候ヘバ、手早クフスマヲ作リ、勝利ヲ守リ返スト云事、鎗奉行ノ趣意ニ候、

〔上杉輝虎注進狀〕輝虎先手兵共鑓衾ヲ作甲ヲ傾、死人ヲ乘越々々、上下念佛ヲ唱、無明之闇ニ突懸、城中ノ軍兵共、大勢出合、鎗衾ヲ作テ突掛リシカバ、梅尾突崩サレテ引退ク處ニ、〇下略

〔荒山合戰記〕能州石動山軍事

〔上杉輝虎注進狀〕二之手に、輝虎押續、旗ヲウッ伏、〇中略諸軍勢八千餘騎に詞ヲ懸、鎗玉ヲ取、待懸、

〔小松軍記〕淺井畷合戰

斯リケル處ニ、小松勢ノ中ヨリ森次郎右衛門、松村孫三郎ト云母衣ノ者折節武者押ノ使トシテ此畷ニ居ザリシガ、鑓ニオクレタリシヲ口惜ク思テ、〇中略鞭ニ鐙ヲ合セ一向ニ進ム、金澤勢是ヲ見テ、鑓ヲ揃テ待カケタル處へ、會釋モナク乘入シカバ、鑓玉ニ擧ラレテ、二人共ニ突落サレテ、〇下略

〔武邊咄聞書〕一眞田殿こそ天王寺前にて大勢の中へかけ入、馬上にて戰ひ、その後鑓十本計にて、鑓玉に被揚討死せられ候と、慥に申者有ければ、〇下略

〔備前老人物語〕水越縫殿はや橋の際につめかけて、鑓ぐすねして、敵遲しと待かけたり、

〔細川幽齋覺書〕又蜂屋兵庫と申人、歩者のいかにもすこやかなるに、右の如く具足を著せ、九尺柄程の鑓を、いかにもかろく見事に拵へ、指ものにさゝせ申され候、

〔續武將感狀記〕此ヲ先登ノ地ニ定メ、直鎗ノ秘ヲ四五所繩ヲ以足ダマリヲ結ベリ、一同ニ城ヲ攻

ニ及ビテ、杉谷兄弟堞ノ隅ノ方ニ始ヨリ近ヅキ居テ、走リツクト均ク鎗ノ秘ヲタテカケ上テ、総ニ先登ノ志ヲ遂タリ、

長刀

長刀ノ事ハ、武技部長刀術篇ニ併載セリ、

古事類苑

兵事部三十四

弓矢一

古事類苑

兵事部三十四

弓矢一

本邦古來種々ノ武器アリト雖モ、就中弓矢ヲ以テ第一トス、中古以來弓矢ヲ稱シテ、一ニ調度トモ稱スルハ、武士ノ調度中特ニ必須ノ具ナルヲ以テ、總稱ヲ以テ別稱トスルナリ、弓矢ノ起原ハ遠ク神代ニアリ、彼ノ天照大神ノ、親ラ弓矢ヲ執リテ素戔嗚尊ノ暴行ヲ防ギ給ヒシヲ始トシ、生弓矢、眞鹿兒弓、眞鹿兒矢、梔弓、羽々矢等ノ名ハ既ニ當時ノ事跡ニ見エタリ、弓ハ、一ニミトラシト云ヒ、又オンタラシトモ稱ス、蓋シ共ニ御執ノ義ニシテ、御手ニ執リタマフノ謂ナルベシ、弓ハ矢ヲ放ツ器ニテ、幹ト弦トヨリナル、其幹ヲホコト云ヒ、兩端ヲ彇ト云ヒ、其中央ノ手ニ執ル處ヲ弣トモ握トモ稱ス、其長サ通常七尺五寸ナレドモ、其人ニヨリテ自ラ長短ノ異アリ、源爲朝ノ如キハ、九尺ノ大弓ヲ用キタリト云フ、弓ニ何人張ト稱スルハ、弓力ヲ指セルモノニテ、幹ヲ撓メ弦ヲ施スニ、其人數ヲ要スルヲ云フ、弓ノ製作、上古ハ純木ニテ作リ、用材ハ多クハ梓、檀、槻、櫨等ヲ用キタリシガ、中古以來苦竹ノ堅實ナルモノヲ取リ、之ニ櫨ヲ合セテ作ルコト始マリ、其製法、益精妙ノ域ニ進ミ、重籐、村濃、絲裹、樺卷等、其製作ニヨリテ、種々ノ名稱起レリ、就中重籐弓ハ將帥ノ用キル所ニシテ、塗籠籐ハ士卒ノ用キル所タリ、又蒔繪弓ハ、儀仗ニ用キ、白木、絲裹ハ、專ラ軍陣ニ用キルナド、製作ニヨリテ用途ヲ異ニスルモノアリ、

矢ハ一ニ箭ニ作ル、其體ヲ簳(ヤガラ)ト云ヒ、旁ヲ羽(ハ)ト云ヒ、足ヲ鏃(ヤジリ)ト稱シ、弦ヲ受クル處ヲ筈(ヤハズ)ト云フ、簳ハ多クハ篠ヲ用ヰ、希ニハ柳條ヲ用ヰルコトアリ、鏃ハ、後世ハ專ラ鐵ヲ用ヰレドモ、上古ハ石或ハ獸骨ヲ用ヰシコトアリ、羽ハ專ラ鷲羽ヲ用ヰルニヨリテ、之ヲ眞羽又ハ眞鳥羽ト稱ス、其他鷹、鶴、鵠、鸛、鳥等ノ羽ヲモ併用セリ、筈ニハ或ハ獸角ヲ用ヰルモノアリ、又儀仗ノ具ニハ水精ヲ用ヰルコトアリ、凡矢ノ長サハ、二尺七寸五分ヲ以テ通規トス、其何束幾伏ト云フハ、手ヲ以テ簳ヲ握リテ之ヲ量ルヨリ起レリ、其法四指ヲ以テ一束トシ、其四指ニ足ラザルヲ二伏三伏ト稱スルナリ、矢モ亦中古以後、種々ノ製作ヲ生ジ、許多ノ種類アリ、然レドモ之ヲ大別スレバ、征箭獵箭ノ二類ニ過ギズ、征箭ハソヤト訓ジ、專ラ之ヲ軍陣ニ用ヰル、獵箭ハシヽヤト云ヒ、又サツヤト云フ、野矢モ亦獵箭ナリ、蓋シ多ク山野ニ用ヰルニヨリテ、野矢ト稱スルナルベシ、又石打征矢、切生征矢、中黑矢等ハ、羽ニヨリテ名ヅケ、雁俣、鋒矢、蟇目、四目等ハ鏃鋒ニヨリテ名ヅケタルナリ、又矢ニ上指、中指ト稱スルハ、箙ニ插ス時、上ニ在ルト、中ニ在ルトヲ云フナリ、而シテ上指ニハ鏑矢ヲ用ヰ、中差ニハ鋒矢ヲ用ヰルヲ例トス、

弓矢ノ具ニ、鞆、韘、射韝、靫、胡籙、箙、空穗、矢籠、調度懸等アリ、鞆ハ其名既ニ神代ニ聞エ、上古弓射ル時、左ノ腕ニ著ケシガ、後世射禮賭射等ノ儀式廢絶セシト共ニ廢レ、僅ニ神宮ノ神寶ニ其形式ヲ存セリ、韘ハユガケト云ヒ、弓射ル時左右ノ手ニ著ケテ指ヲ包ムモノナリ、靫、胡籙、空穗、矢籠等ハ、共ニ箭室ノ稱ニシテ、靫ハ、ユギト訓ジ、其名既ニ神代紀ニ見エ、歩靫、金靫、姫靫、蒲靫、革靫等ノ稱アリ、胡籙、箙ハ共ニヤナグヒトモ、エビラトモ訓ズ、然レドモ新撰字鏡、倭名類聚抄、類聚名義抄、伊呂波字類抄等ノ諸書ニハ、ヤナグヒトノミ訓ジ、エビラノ訓未ダ見エザレバ、エビラハ是ヨリ後ニ起リシ名ナリ、胡籙ニハ、平胡籙、壺胡籙、狩胡籙ノ三種アリ、平胡籙、壺胡籙ハ其形狀ヨリ名ヅケ、狩胡籙ハ專ラ狩獵ニ用ヰルヨリ起レル名ナルベシ、箙ニ、竹箙

柳箙、塗箙、逆頰箙等ノ名アリ、或ハ其用材ニヨリ、或ハ其製作ニヨリテ名ヅケタルナリ、空穗ハ長キ竹籠ヲ作リ、貼スルニ獸毛ヲ以テス、之ヲ空穗ト稱スルハ、蓋シ其內空虛ナルヨリ起レル名ナルベシ、空穗ニ、山空穗、大和空穗等ノ名アリ、而シテ其大ナルモノヲ土俵ト稱ス、矢籠モ亦空穗ノ類ニテ、矢ヲ盛ル器ナリ、或說ニ矢籠ハ矢壺ニテ、卽チ壺胡簶ナリト云ヘリ、調度懸ハ、元來主人ノ爲ニ其弓矢ヲ持テル人ヲ云ヒテ、弓矢ノ具ノ名ニハアラザリシヲ、後世誤リテ矢ヲ盛ル器ノ名トシ、一種ノ具ヲ創作スルニ至レリ、此外弓矢ノ具ニ、弓筒、矢筒、矢保呂、矢韋筒、弓矢臺、箙臺、筧撓等アリ、皆此篇ニ收載ス、

名稱

〔運步色葉集 遊〕弓箭 弓矢

〔伊呂波字類抄 由疊字〕弓箭 弓矢

〔運步色葉集 道〕御調度(ゴンヂヨウド)

〔武器考證 二〕調度ト云ハ、道具ノ事ナリ、武士ハ弓矢ヲ以テ第一ノ道具トスル故、武士ハ弓矢ノ事ヲ調度ト云ナリ、

〔西宮記 六月〕神今食 中院儀 近衞將脫調度 宴殿幌

〔枕草子 十一〕うれしき物 三位の中將は、陣ちかふ參りけるまゝにて、てうどをおひて、いとつきつきしうおかしうておはす、

〔武器考證 十三〕眞丈云、てうどは調度なり、○中略 此本文にて、てうどおひてとあるは、此所にては、やなぐひに矢を盛りて負たるを云、中將は武官なるゆへ、弓矢を帶するなり、

〔今昔物語 二十五〕平維茂罸藤原諸任語第五

餘五、○平維茂 并郎等ヲ呼テ、軍ノ來タル一コソ有ヌレ、鳥ノ痛ク騷グハ、男共起テ調度負ヘ、馬共ニ鞍置ケ、櫓ニ人登レナド、○下略

〔倭名類聚抄 十三征戰具〕弓。 四聲字苑云、弓音宮、和名由美、所以遣箭之器也、

〔伊呂波字類抄 由雜物〕弓 ユミ、三禮圖云、長六尺有六寸、謂之上制、上士服之、弓長六尺有三寸、謂之中制、中士服之、弓六尺、謂之下制、下士服之、但赤漆者曰彤弓、黑漆者旅(旅恐玈弓誤)、

〔倭訓栞 前編三十五由〕ゆみ 弓を訓せり、努力の義なり、力を用ゐて引滿るものなり、當代の弓は蒔繪、或は螺鈿を用う、又彇は銀の彫物、或は塗物也、我邦の大弓を用ゐるは、神代よりの事にして、倉頡字を製する時にも、東には夷といふも、大弓を一字につゞめたるなり、されば弓をもて武器の最とす、よて御弓をみとらしといひ、弓箭を帶するをもはら調度懸と稱し、武士を弓執といひ、よく射者をさして精兵といひならはせり、童蒙頌韻に、弸張をゆみのこゑとよめり、異邦の弓は升降揖遜禮容を主として、武事に用る者次とす、是即禮弓也、其材は角牙魚骨、其尺は一六弓而微少也、本邦の弓は專ら武弓にして、必中貫徹を主とす、禮容儀飾を次とす、其材は木竹、其尺は一四弓、弓一尺にして箭四寸を挽なり、萬國に勝れたるの大弓なり、

〔說文解字 十二下弓〕弓 以近窮遠、象形、古者揮作弓、周禮六弓、王弓、弧弓、以射甲革甚質、夾弓、庾弓、以射干侯鳥獸、唐弓、大弓、以授學射者、凡弓之屬、皆从弓、居戎切

〔唐六典 十六武庫〕弓之制有四、一曰長弓、二曰角弓、三曰稍弓、四曰格弓、 釋名曰、弓穹也、張之穹然、其末曰簫、言簫邪也、以骨爲之曰弭、中央曰弣、所撫持也、今長弓以桑柘、步兵用之、角弓以筋角、騎兵用之、稍弓短弓也、利於近射、格弓綵飾之弓、羽儀所執、

〔下學集 下器財〕御多羅枝 オンタラシ 最初截多羅樹枝以作弓、故云爾也、

〔運步色葉集 乎〕御多羅枝 オンタラシ 弓名

〔八幡愚童訓 上〕皇后、〇神后 御長九尺二寸、御齒一寸五分也、〇中略 柔輭ノ御手ニ、多羅樹眞弓、八目鏑ヲ持給フ、弓ヲ多羅樹ト云コトハ、此多羅ヨリヲコレリ、

〔江次第抄 二正月〕七日節日 或說云、天竺多羅葉七尺二寸、〇公事根源作七尺五寸 弓量同也、故弓字タラシト云

也、今案萬葉云、御執のあづさの弓と詠之、御執ハミトラシト讀之、トヽタト五音通ズ、故ミタラシ也、ミハ御字故弓ヲヲンタラシト云也、

〔壓添壒囊抄　三〕御弓事　弓ヲ御タラシト云ハ何故ゾ、神功皇后異國征罸御時、多羅樹具弓ヲ持給故ニ、其ヨリシテ御タラシトハ云也、則御弓と書也、年中行事ニ、兵部省ノ御弓ト書テ、オンタラシト點ジ侍リ、

〔今川大雙紙〕一弓法之次第之事〇中略　一主人の弓をば、御たらしと云也、

〔高忠軍陣聞書〕一弓を御たらしといふ事は、只の人の弓は申まじき也、公方様の御弓をば可申なり、

〔四季草　一射藝〕弓をたらしといふ事　弓をたらしといふ事は、天竺の貝多羅葉は、その長サ七尺五寸也、弓の長も同じ事なる故、弓を多羅枝と云よし、一條兼良公の御作の書、公事根源に見え、又多羅樹の枝を以て弓を作り始めし故、多羅枝といふとも書たる物あり、是皆古き俗説也、用る事なかれ、多羅、舊名は貝多と云、是天竺國の詞也、唐土の詞に翻しては、岸形と云也、多羅樹は棕櫚の如く、直にして高し、至極高きは、長サ八九十尺もあり、花は黃米子の如し、又高さ四十九尺なるもありと翻譯名義集に見えたり、わづかに七尺五寸計の小き樹にはあらず、又多羅樹を以て弓を作り始めしといふ事、正しき書には曾て見えざる事也、されば弓をたらしといふ事は、多羅樹の事より出しにはあらざる事を知るべし、又一説に、神功皇后三韓を攻たまひし時、御弓を執らせ給ひて、御手のあれたりしにより て、御名手荒姫命と申奉りしより、御弓をたらしと云、たらしは手あらしなりといふ、是妄說也、〇中略　弓をたらしといふことは、萬葉集卷一の歌に、御執乃(ミトラシノ)、梓弓之(アヅサノユミノ)、奈加弭乃(ナカハズノ)、音爲奈利(オトスナリ)、と云詞あり、御執の二字をみとらしとよむ也、是天子の御手に執らせらるゝ梓弓と云事なり、本はとらしなれども、トヽタト音通ずる故にとらし

と云詞轉じて、たらしとも云也、弓は手に執る物なるゆゑ、御とらしといひ、太刀は腰に佩く物なる故、御はかしと云ふと同じ例なり、

〔萬葉集一雜歌〕天皇〇舒明遊獵內野之時、中皇女〇恐脫字命使間人連老獻歌、八隅知之、我大王乃、朝庭、取撫賜、夕庭、伊緣立之、御執乃、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈利、朝獵爾、今立須良思、暮獵爾、今他田渚良之、御執、梓能弓之、奈加弭乃、音爲奈里、

〔延喜式八祝詞〕春日祭、貢流神寶者、御鏡、御横刀、御弓、御桙、御馬爾備奉理、〇下略

〔平家物語十一〕弓ながしの事

判官〇源義經弓を取おとされぬ、うつぶし、むちをもつてかきよせ、とらん／＼とし給へば、〇中略老共は皆つまはじきをして、たとひ千疋萬疋にかへさせ給ふべき御たらしなりと申共、いかでか御命にはかへさせ給ふべきかと申ければ、〇下略

〔長享元年江州御動座在陣衆著到〕常德院殿樣〇足利義尙御動座之御出立事、〇中略廿四さしたる矢、中ぐろの御矢、上帶者不引也、御鞭は三所藤也、御多羅枝は重藤也、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕箭。釋名云、笑音矢、和名夜、其體曰幹、音幹、夜加良、旁曰羽、去聲、其足曰鏑、音的、或謂之鏃、子楚角、才木三反、訓夜佐岐、俗云、夜佐利之、唐韻云、筈、古活反、夜波須、箭受弦處也、

〔類聚名義抄八竹〕箭ヤ　笑音矢ヤ

〔伊呂波字類抄也雜物〕箭ヤ　矢俗作矢、古夷、亦初作矢、　笑　㿽已上同、射矢也、

〔倭訓栞前編三十四〕や　矢は射發ときの音より名くる成べし、又羽の轉語にや、

〔和漢三才圖會二十一兵器〕矢や音始　箭音薦、和名也、　幹音干　笴音千、和名夜加良、　筈音括、和名夜波須、

釋名云、矢指也、有所指而迅疾也、其體曰幹、旁曰羽、其足曰鏃、受弦處曰筈、

〔段注說文解字五下〕矢弓弩矢也、弓弩所用之矢也、从入、矢欲其入中、象鏑栝羽之形、鏑謂一也、金部曰鏑、矢鏠也、栝謂八也、木部曰檆、作括者誤、

矢括檃弦處、岐其耑以居弦也、羽謂一也、羽部曰、翦矢羽是也、矢羽、而析之何也、以識其物耳、矢之制、詳於考工記矢人、式視切、十五部、從古者夷牟初作矢、山海經曰、少皞生般、般是始爲弓矢、郭曰、世本云、牟夷作矢、揮作弓、弓矢一器、作之兩人、於義有疑、此言般之作是、按弦木爲弧、挾木爲矢、繫傳系諸黃帝堯舜之下、蓋不妨有同時合成之名、夷牟、郭作牟夷、孫煇作浮游、凡矢之屬皆从矢、

〔段注說文解字五上〕箭、矢竹也、各本無竹、依藝文類聚補、矢竹者、可以爲矢之竹也、周禮及釋地注皆曰、箭篠也、方言、箭自關而東謂之矢、江淮之間謂之鍭、關西曰箭、郭云、箭者竹名、因以爲號、按今天下語言皆謂矢爲箭、从竹前聲、子賤切、古音在十一部、周禮故書箭爲晉、杜云、晉當爲箭、按吳越春秋晉竹十廋、晉竹卽箭竹、假借字也、

〔唐六典十六宗正寺〕箭之制有四、一曰竹箭、二曰木箭、三曰兵箭、四曰弩箭、

周禮司弓矢、掌八矢之法、枉矢絜矢利火射、用諸守城車戰、殺矢鍭矢、用諸近射田獵、矰矢茀矢、用諸弋射、恒矢痺矢、用諸散射、方言曰、自關而東謂之矢、江淮之間謂之鍭、關西謂之箭、其本曰鏑、體曰幹、其旁曰羽、其矢末曰括、其括旁曰叉、又通俗文曰、骨鏃曰骲、鐵鏃曰鏑、鳴箭曰骹、羅葉曰鈚、皆古之制也、竹箭以竹爲笴、諸箭亦通用、木箭以木爲笴、唯利射獵、兵箭剛鏃而長、用之射甲、弩箭皮羽而短、用之陷堅也、

〔今川大雙紙〕一主人の矢とあらば、御てうど持て參候と申付べし、御矢持て參候など、努々云まじき事也、

〔道照愚草〕諸道具數書事

弓并弦　一張　矢　一手　矢一手と云は、內むき、外むき、一手あるを云、不然ば一二と云、矢一こしと云は、廿の事たるべし、　引目　一束とは廿、一腰とは四の事也、

〔高忠軍陣聞書〕一ふくらといふ事は、弓一張のこと也、二ふくらといふは、二張の事也、

〔源平盛衰記二十二〕衣笠合戰事

サテ下知シケルコトハ、弓シタヽカニ射者ハ、家ノ子モ、侍モ、舍人、草刈ニ至マデ汰置、弓ハ一人シテ二張三張、矢ハ四腰五腰モ用意セヨ、

制度

〔吾妻鏡 四〕文治元年八月廿四日甲戌、下河邊庄司行平蒙御免、自鎭西去夜參著、〇中略今日參營中、獻盃酒、二品〇源賴朝出御武州、北條殿已下群參、行平稱九國第一進弓一張之處、〇下略

〔金玉掌中抄〕一射投瓦石罪事

衛禁律云、向宮殿內射、宮垣徒一年、殿垣加一等、箭入者、各加一等、卽箭入閤內者徒三年、御在所者絞、投瓦石者、各減二等、殺傷人者、以故殺傷論、卽箭至隊仗若闌仗內者絞、雜律云、向官私宅若道徑射者、笞五十、投瓦石者、笞卅、因殺傷人、各減鬪殺傷一等、至死加役流、

〔唐律疏議 七衛禁〕諸向宮殿內射、謂箭力不及者宮垣徒二年、殿垣加一等、箭入者、各加一等、卽箭入上閤內者、絞、御在所者斬、　疏議曰、射向宮垣、得徒二年、殿垣徒二年半、箭入者、宮內徒二年半、殿內徒三年、卽箭入上閤內者、絞、御在所者斬、謂御在所宮殿、若非御在所、各減一等、無宮人處、又減一等、皆謂箭及宮殿垣者、若箭力應及宮殿、而射不到者、從不應爲重、不應及者不坐、　問曰、何以知是御在所宮殿、　答曰、向宮垣射、得徒二年、殿垣徒二年半、準其得罪、與闌入正同、上條闌入宮殿、非御在所、各減一等、無宮人、又減一等、卽驗車駕不在、又無宮人、闌入上閤者、合徒三年、此條箭入上閤、絞、御在所、斬、得罪既同闌入、明爲御在宮中、御若不在、皆同上條減法、箭入宮中、徒一年半、殿中徒二年、入上閤內、徒三年、

〔唐律疏議 八衛禁〕卽箭至隊仗若闌仗內者、絞、　疏議曰、駕行、皆有隊仗或闌仗而行、忽有人、射箭至隊仗所、及至闌仗內者、各得絞罪、

〔續日本後紀 十六〕承和十三年十一月壬子、太政官下符所司、令徵前參議左大辨正躬王、前參議右大辨和氣朝臣眞綱等贖銅、其符偁、〇中略衛禁律云、弓箭相須、若云私之曲者、豈是弓之箭乎、擧此一謬、餘隨可知、

〔唐律疏議 七衛禁〕若於闌仗內誤遺兵仗者、杖一百、弓箭相須乃坐　疏議曰、闌仗之內、人皆出盡、所有兵器亦

製作

不合留、或有誤遺兵仗者、合杖一百、兵仗之法、應須堪用、或遺弓無箭、或遺箭無弓、俱不得罪、故云弓箭相須乃坐、

〔延喜式十八式部〕凡諸衞官人、預文會者、五位已上、不帶弓箭、六位已下勿著脛巾、

〔桃花蘂葉〕衞府具足事　公卿は二位三位中將、中納言中將大將の時までも、帶弓箭供奉す、至大臣大將者、雖令持胡籙、不懸老懸、昔雷鳴陣の時、大臣大將、帶胡籙而不懸緌云々、愛鹿苑院入道相國、（○足利義滿）永德二年、左大臣右大將の時、行幸供奉、被稱別勅之由、懸緌帶胡籙有供奉、別段事也、更不可爲傍例、見故殿御記者也、

〔延喜式四十九左右兵庫〕梓弓一張、（長七尺六寸、槻柘檀准此、）長功十五日、中功短功、遞加一日、削成三日、（一日小削、二日飽削、）作本一日、瑩理一日、造弭角、裁韋纏弭料、理梟續弦著弓一日、勾本令熱三日、塗漆三遍、每遍乾二日、造弭角、長功日十枚、中功日八枚、短功日六枚、裁弭韋、長功七十條、中功六十條、短功四十五條、纏弭、長功三十五張、中功廿五張、短功十五張、料理梟續弦、長功五條、中功四條、短功三條、

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、（以寮庫弓充之、修造功五人、）箭四具、（一具角太伊多都伎、一具木太伊多都伎、一具角細伊多都伎、一具麻々伎、各五十隻爲一具、）具別功五十人、鞆一枚、（功一人、）其料、梟三分四銖、（弦料、）鹿角一隻、（弭料、長一尺、）木賊小一兩三分、（瑩弓料、）篦二百廿隻、（廿隻損分、大和國十一月以前進納、）雉羽四百廿隻、（廿隻損分、受進物所、）鹿角本末各五十四隻、（伊多都伎料、）熊革一條、（鞆料、長九寸、廣五寸、）牛革一條、（鞆手料、長五寸、廣二寸、）鐵十二兩二分、熟銅三分、（已上麻々伎料、用寮家物、）漆一合九勺二撮、（塗箭并鞆料、）金漆一合、（塗箭料、）生絲小二兩一分、（纏箭鞆料、）絓生絁五寸、調布五寸、白綿小二兩、（已上漆料、）絞木綿七兩、（編箭料、）弓袋料、紫表緋裏帛各一條、（各長一丈一尺三寸、廣八寸、）鞆袋料、紫表緋裏帛各一條、（各長二尺三寸、廣一尺一寸、）縫紫絲二銖、纏弭料、緣組一條、（長四丈五尺、）纏弦料、縹幅一條、（長六尺、）鞆緒料、紫組一條、（長二尺五寸、）塗金漆横二合、（納弓箭料、）漆塗案二脚、（安弓箭横料、）其料物每年申官請受、

正月七日供進、（事見儀式、）但横案就內藏請受、永收寮家、臨時出用、

〔延喜式二十六主稅〕造弓一張料、漆二勺、弦梟一兩二分、頸絲二銖、弭鹿革一條、（四寸）

〔延喜式工事解〕一凡御梓弓一張（以二寮庫弓一充レ之、修造功五人、）此條ハ、供御ノ弓箭等ヲ錄ス、○中略其長サハ、寮庫ノ弓ヲ以ヲコレニ充ツト見エシニ依レバ、七尺六寸ヨリ少シク短カルベシ、友人三輪陽典（官工弓人）云ク、此兵庫ノ弓ハ、武官ノ漆弓ナリ、常ニ射試テ、其宜シキモノヲ取テ、漆ヲ刪去リ、素弓トナシテ供御ノ用ニ供フ、故ニ修造ト云、其功五人ニシテ成ルモノハ修造ナレバナリ、

〔餝抄中〕一弓箭　弓　蒔繪可レ隨二簡敷一、各別又不レ可レ有レ難、或摺レ貝云々、弭、（銀掘物、或塗物、其文隨二蒔繪一、）取柄、（錦或御綾、）取柄上下卷レ組、（赤或紫、）樺、（宿老之人、用二白檀紙幷色紙一、壯年之人、用二紅梅檀紙若薄樣一、隨二年老少一、有二色淺深一、）或用二眞樺一、建暦御禊、中將資平朝臣用レ之、（其色紅梅色也、）件度少將爲家、用二青薄樣一、後日及二沙汰一、無レ所レ據之由上皇被二語仰一也、中院大理問答抄、眞樺、白樺、共有二加點一、弭上下藤加點、鹿角加點、弓上下弭銀掘物、（中院大理物具問答繊散物有二加點一、卷組紺糸云々、）

〔西三條裝束抄〕弓　蒔繪或ハ摺貝、弭ハ銀ノ彫物或塗物、其文ハ蒔繪ニ隨ヒテ賚、取柄上下ノ卷ハ、赤或ハ紫紺糸等也、樺ハ若年ノ人、紺梅ノ檀紙、幷薄樣ヲ以テ是ヲ卷、宿老ノ人ハ、白キ檀紙ヲ用ユ、但建暦元御禊ノ日、少將爲家、靑キ薄樣ヲ以テ卷、（後日及二沙汰一也、）後鳥羽院ノ仰曰、年齡ノ沙汰非二正儀一、何モ白樺ヲ以テ可レ卷云々、建暦ノ度、中將資平、眞樺ヲ以テ卷レ之、其色紅梅ノ色也、

〔岡本記〕一弓のにべおりといふは、いまだはずをもきらず、しなへても見ぬ弓をたゝみ、又はいたなどにおしあてゝ、すゑはずを人に、とらへさせて、さて弓をおして見る事を、にべおりなどゝ常に人の申也、一同しなへてなどゝ申は、又あらはずをきりて、さてしなへ、弦をかけて見る事を申なり、

〔射御拾遺抄〕一弓の事、起りは兩頭蛇を見て是を作る、神代には月の輪の如く中にも是をつくる、○中略其後天智天皇の御宇より、今の弓の弭にきりなをす、是則蛇の頭を恐れ思召候故也、されば隨兵軍陣などの弓は、下地黑く塗て、せんだ卷をすべし、せんだ卷と云事は、蛇の體を表する也、其上にしげどうをつかふ、藤の寸法二寸計あひ五分計矢ずり五寸分也、裏はずは少長く、本はずは

少し短し、うらはず本はず、あか、るべし、但武田小笠原兩家はもと末げ藤にぎりより上、二とところとうなり、

〔貞丈雜記 十弓矢〕一弓は兩頭の蛇をかたどりて作りたる物也と云説あり、此説非也、用べからず、兩頭の蛇をかたどりたるにあらず、本草綱目に、兩頭蛇の注に、越王弩弦之所化也、是を越王蛇とも、枳首蛇とも云とあり、又唐土にて樂廣と云人、客を招て酒を呑せしに、壁に掛置たる角弓の形、盃の中にうつりて、蛇の形の如く見えけり、客其盃の酒を呑て、病を煩ひけるといふ事、晉書言故事と云書にあり、○中略右の越王の弩弦、兩頭蛇に變化したる事、盃中の蛇の影などの事を思ひて、弓は兩頭蛇にかたどるなど、云説を作り出したる成べし、

〔雍州府志 七土産〕弓矢 造弓法、苦竹堅實者、破之爲二片、存外皮削裏面、又波是樹削之、與竹齊長短、以牛膠挾兩片竹之間爲心、揉之作弓、苦竹性堅剛而波是樹、其性軟柔也、故剛柔相須、而爲一張一弛之用、而得飛箭之便也、凡其外面、或五所或七所、以枯藤皮緊纏之、是謂村繁藤弓、自弓本至末、悉卷纏之、謂繁藤、漆其上謂黑繁藤、以藤卷之、則强張時、爲使不至破裂也、倭俗物之不等謂村、言野外村居散在所々、不如市中街衢一齊之謂也、新造弓後、若少有所曲所反、則揉而直之、是謂取村、工人元雖爲之、射藝巧手之於直村也、有勝工人之所爲者、是謂誰某村而是爲口實、如此後爲施弦放箭也、

〔軍用記 四〕弓の事 軍陣に持つ弓、こしらへやう、木竹をよく撰み、其の力を試みて、薄き革を生漆に少し小麥の粉をまぜて、それにて、うらはずより本はずまで、すぐとほしにきせて、よくほしからし、其上をから糸のふときをもつて、ひたと漆を付けて卷き、能くほすべし、拐布などきせるは悪し、いくへんもぬりてからし、砥石にてすこし上をとぎて、高き所を平にして、拐其上ぬり花ぬりうるしに、油えんを交へてぬる也、を黑くして、重藤にも、三所藤にも藤をまくべし、如此拵ふれば雨露にあひてもくるふことなく、はなる、事もなし、大事の秘傳なり、

〔射學大成〕一弓造ル事　當時木竹合セタル弓ヲ造ル定メ、凡白木弓上品一張、竹ヲ晒シ、火ヲ入、コレヲ矯メ削リ、又木ヲ削リ、鰾ヲ以繼合ル、弓工三日弭ヲ切リ、側ヲ削リ、弭ヲ一口藤ヲマキ、又弭ヲ造ル、工一日半、弭鹿革長二尺三寸量、廣五分量、弦麻三錢、弦絹二寸、割藤凡一丈二尺量リ、鰾廿錢餘、天鼠一錢、

白木中品一張、木竹工料、上品ニ五分一ヲ減ズ、同下品ハ中品ニ半日ヲ減ズ、

軍弓、右ノ白木弓ニ鰾口ヲトリ、目釘ヲ打、麻ヲマキ、布ヲキセ、漆ヲ塗リ、白重藤口漆弦ヲセキ塗ル、共ニ工四日ヲ増ス、麻三錢、布三尺、漆十五錢、藤ノ差、好ニヨリ多少アルベシ、

同中品五分一、下品四分一ヲ減ズ、又糸卷ノ弓ニハ重藤ヲツカハズ、

〔書言字考節用集器財七〕幹（ムラ）弓材也、周禮、凡取幹之道七、柘爲上、檍次之、檿桑次之、橘次之、木瓜次之、荊次之、竹爲下、又見事文類聚、

〔周禮註疏冬官考工記四十二〕弓人爲弓、取六材必以其時、註、取幹以冬、取角以秋、絲漆以夏、筋膠未聞、六材既聚、巧者和之、註、聚猶具也、幹也者以爲遠也、角也者以爲疾也、筋也者以爲深也、膠也者以爲和也、絲也者以爲固也、漆也者以爲受霜露也、註、六材之力、相得而足、凡取幹之道七、柘爲上、檍次之、檿桑次之、橘次之、木瓜次之、荊次之、竹爲下、註、鄭司農云、檍讀爲億萬之億、爾雅云、杻檍、又曰、檿桑山桑、國語曰、檿弧箕服、檍於力反、一音意、檿烏簟反、杻女丑反、服音服、

〔雍州府志六土産〕竹　凡諸竹、陸地黑壤生者、多巨大、然竹性柔脆也、生山間石地者、其性堅實而不蠹、近江國園城寺山之產、剛直宜作弓、

〔射學大成一〕弓竹之事　軍弓ニハ、内竹ニ四年竹ヲ用、外竹ニ三年竹ヲ用ユ、的弓ハ内竹外竹トモニ三年竹ヲモチユ、サレドモ内竹ハ強ク、外竹ハ柔ナルヲヨシトス、二年竹ハ勢弱ク、五年竹ハ剛ニ過ギタリ、六年竹ハ却テ矢數ノ後、弱ニ歸ス、扨六分ノ弓ニハ六寸廻リノ竹ヲ用ヒ、六分半ニハ、六寸五分廻、七分ハ七寸、八分ハ八寸、次第増リナレドモ、一寸ナル弓ニ、一尺ノ竹ハ用ル

コトナシ、地味ハ嵯峨八幡ヲ上品トシ、山科是ニ次グ、美濃三河駿河遠江幷ニ用ベシ、但何レノ國ニテモ川端或ハ鹼淺キ處、又山中ノ竹ハ、節高ク、チカラ定ラズ、繁茂シタル藪ノ眞中ニテ伐ルヲ能トス、

〔採栀集覽 一〕第十九　鰾之事 附魚鰾

一問ニベトハ　答魚鰾ナリ、古人多懐納メ、備急用トス、然ドモ近代弓人諳ニ妙用アルコトヲ知テ、鹿膠ヲ賞トス、然ドモ上古用タル舊名ヲ不失、始ニカヘリテ、今ノ世マデニ鰾トハ云也、兼好ガ草子ノ中ニモ、鯉ハ膠ニ作ル物ナレバ、チバリタル物ニヤトイヘルモ、魚鰾ノコトヲ云トミヘタリ、

〔射學大成 一〕ニベ之事　ニベハ鰾ニテ、南海西海ニテトル魚也、コレヲ最上トスレドモ、今世至テ稀也、故ニ當時ハ播磨ヨリ出ル鹿ニベヲ用ユ、近江ヨリ出ル物是ニ次グ、但シ何レノ國ニテモ、山川ノ早流レニテ曝シトリタルヲヨシトス、弓ノ強弱、多ハ鰾ニアルモノ也、

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕征箭五十隻、長功廿二日大半、中功廿五日、短功廿九日、箆麁揉大半日、削節洗磨一日、精揉一日、精磨半日、料理羽、搓線二日、著羽一日、造筈一日、初漆幷乾一日、中漆一日乾一日、裁羽大○大宇卷術半日、次中漆一日乾一日、花漆一日乾一日、削箭本、搓線經一日、打箭鏃、錯磨二日、著箭鏃一日、漆、本三遍、毎遍乾一日、金漆箭鏃乾一日、

〔射學大成 二上〕矢造ル事　當時武家ニ用ル所ノ征矢製作料、上士ノ矢五十雙、數百麁揉一日半、削二日、洗二日半、木賊磨一日半、精揉二日、目漆ヲ込ミ節陰ヲトル十五日、但シ塗乾スルコト七遍、筈ヲ造リ、同卷キ漆ヲ塗ル二日、羽取鍔燒二日、沓卷根太卷二日、同漆ヲ塗ル一日半、矧三日、同漆ヲ塗ル一日半、鏃ヲ入ル一日、アラ箆、竹數三百ヲ以コレヲ撰ミトル、膠五錢、木賊十錢、羽、鷹鷲等十七尾ヲ以ス、麻二十錢、漆一合、絹糸三錢、イタメ皮一枚、長一尺、廣五寸、右ハ上士大將分ノ征矢也、矢工日數合テ三十六日ヲ以造ル、中士ノ矢五十雙、數百麁揉一日半、削二日、洗二日半、木賊磨一日半、精揉二日、目漆四

日、拭漆二遍、右拭乾ス二日半、羽ドリ鏝燒二日、沓卷根太卷二日、同漆ヲ塗ル一日半、矧三日、同漆ヲ塗ル一日半、筈ヲ造リ同卷二日、鏃ヲ入ル一日、羽、雁鷲等ノホロ、或ハ小鳥カス尾、其數百五十枚、麻二十錢、漆二勺、絹糸三錢、膠五錢、木賊十錢、矢工日數、合テ廿九日ヲ以、コレヲ造ル、下士歩卒ノ矢日數ノコト、中士ノ矢ニ五日ヲ減ジ、又漆一勺ヲ減ズ、アラ箆、竹數百五十ヲ以撰ミトル、羽ハ山鳥ノ尾、數百五十枚、餘ノ料ハ、中士下士トモニ上士ニ同ジ、又鏑矢、雁股、四目、神頭、引目、的矢等、好ニヨリ品ニ仍テ、矢工ノ日數定ラズ、鏃ハ鍛ノ利鈍アリ、品ニ數稱アリ、故ニ日數定ラズ、

〔周禮註疏四十一冬官考工記〕矢人爲矢、鍭矢參分、茀矢參分、一在前、二在後、註、參訂之而平者、前有鐵重也、司弓矢職、茀當爲殺、鄭司農云、一在前、謂箭稾中鐵莖、居參分、殺一以前、○中略兵矢田矢五分、二在前三在後、註、鐵差短小也、兵矢謂枉矢絜矢也、此二矢亦可以田、田矢謂增矢、增音殺矢七分、三在前、四在後、註、鐵又差短小也、司弓矢職、殺當爲茀、茀音拂參分其長而殺其一、註、矢稾長三尺、殺其前一尺、令趣鐵也、○中略五分其長而羽其一、註、羽者六寸、以其笴厚爲之羽深、註、笴讀爲稾、謂矢幹、古文假借字、厚之數未聞、

〔餝抄中〕一箭

箆　黑漆細能見也、上差有水精鏑、中院大理物具問答抄、鏑牛角二筋之由、有御加點、

筈　皆水精、中院大理物具問答抄、牛角有御加點、　諒闇箭波須事　保元元、或秘記曰、角波須、

羽　大將已下次將切生、中院大理物具問答抄、切生、摺尾注之、摺尾有御加點、　諒闇箭羽事　保元元、或秘記曰、所存霞尾羽、

樺　眞樺白檀紙、色紙、壯年之人紅梅、隨年有淺深、或用薄樣、　建暦○順德御禊度、中將資平、用眞樺紅梅色也、少將爲家、用青薄樣、後日及沙汰、上皇仰曰、無所據云々、凡與弓無各別之儀、中院大理物具問答抄、白樺有加點、

矢尻　金銅、上差加利末多、中院大理物具問答抄、鐵散物共有加點、

弓矢長短

〔桃華蘂葉〕衛府具足事　箭　水精筈、鷲羽をはぐ、以紅梅紙若白紙卷之、

〔今川大雙紙〕一矢の様體五節をかた取候、地水火風空、木火土金水を顯也、筈の名所は、かこひ、鉉持、ねたこしまき内をばゑりと云也、惣じて矢餘多の習有也、

一矢の卷目の寸法事、ねた卷五分沓卷六分、本卷六分、上卷三分、ケヲタヒ三分、卷目黑ぬりの時は、のごひ篦ふしかげたるべし、赤うるしの時は、白篦なるべし、

〔魏志倭人〕三十 倭人在帶方東南大海之中、〇中略 兵用矛楯木弓、木弓短下長上、竹箭或鐵鏃、或骨鏃、〇又見晉書四夷列傳

〔兩朝平壤錄日本上〕四 倭竹弓、長八尺、以足踏其㢠立而發矢、矢以海蘆爲幹、以鐵爲鏃、鏃濶二寸、爲燕尾、重二三兩、近身乃發、無不中者、中則人立倒、

〔海東諸國記乾〕國俗　弓長六七尺、取木之理直者、以竹夾其內外而膠之、

〔今川大雙紙〕一弓法之次第之事、抑弓之起は、七德五形を表す也、先七德は仁義禮智信忠孝、此七ッ也、又五形とは、木火土金水の五ッ也、是に依弓を七尺五寸に被定る也、

〔大坪道禪鞍鐙事記〕弓の事、昔唐國に羿と云有り、弓の濫觴、射の惣領たりと傳へたり、然に弓の情德無限也、弓は天地陰陽の形を請たる物なり、外竹は天にして陽也、內竹は地にして陰也、中の木は人也、本弭は半にして陽也、裏弭は重にして陰なり、是則天地人の三才の表儀なり、然ば天に五行有、地に五行有、人に五臓有、此三儀合て十五なり、十五を弓の定尺にして、其長一丈五尺なり、是は日御神の弓なり、今の弓は其半にして七尺五寸なり、是は天神七代、地神五代の德なり、又云、人體の定尺は、七尺五寸と云を以て也、去に依て長幼に不限、其人の尺にして七尺五寸と云なり、これは自の尺といふなり、

〔成氏年中行事〕傘袋ハ、白キ布三幅ニテ、長九尺八寸本也、其故者、裝束之傘ト云ハ、八尺ヲ本トス、弓

持テ馬ニ乘時モ、弓ノ潤ヌセイニスル故如此、諸人如存知、弓ハ七尺五寸本ナル故也、

〔四季草射一藝〕弓矢寸尺の事　上古の弓矢、寸尺同じからず、大神宮の神寳の御弓矢の寸尺、何によりて定られし歟、神寳の外右の古き弓矢どもの寸尺も、長過ぎ短過ぎたる樣に思はる、何を以て定規としたる事歟、詳ならず、中古以來は、弓は七尺五寸、矢は二尺七寸五分と定れり、此寸尺、曲尺の定にあらず、又吳服尺の定にもあらず、おのがたばかりを以て定たる也、おのがたばかりとは、己が手の寸にて定る事を云也、

〔安齋小說九〕弓之弛卷樣　弓の長サの事、其主の手の中指をかゞめて、二ツのふしの間を弓に付けて、大指と人さし指とを開らき、大にのばして、それを五寸と定めて、其五寸の定めを以て、弓の惣長七尺五寸にする也、其主の手の寸にて定るゆへ、大人にても、小童にても、身の大小にしたがひて、相應の弓たけとなるなり、〇圖略右弓矢の古法の寸尺は、根本の事なるゆへ、先初に記して、其故實を知らしむる也、いにしへ此事を秘しける由、傳書に見へたり、

〔日本書紀通證六神代〕宗因曰、弓制本邦有古法、以營造尺言者不勘之至也、今按古法、蓋手量也、字彙一尺五寸爲肘、四肘爲一弓、儀禮疏曰、六尺爲步、弓之古制、六尺與步相應、荒井氏謂、昔按人民科調役、男曰弭調、女曰手末調、此以其俗之所尙名之也、大己貴命持大弓、追避八十神、見舊事紀、至今我國弓、其制大而超萬國、善射之俗、亦勝他邦、漢許愼說文曰、夸夷本字、从大从弓、東方之人也、蓋指我國事而言也、

〔周禮註疏四十二冬官考工記〕弓長六尺有六寸、謂之上制、上士服之、弓長六尺有三寸、謂之中制、中士服之、弓長六尺、謂之下制、下士服之、註、人各以其形貌大小服此弓、

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寳廿一種　梓弓廿四枝、長各七尺以上、八尺以下、

〔延喜式四十九左右兵庫〕梓弓一張、長七尺六寸、槻、柘、檀准此、

〔保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

爲朝ハ七尺計ナル男ノ、〇中略五人張ノ弓、長サ七尺五寸ニテ椿打タルニ、三十六差タル黑羽ノ矢負、甲ヲバ郎等ニ持セテ步出タル體、樊噲モ角ヤト覺テユヽ敷カリキ、

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事

半井本云、爲朝ハ、〇中略節卷ノ弓、握リブトニテ八尺五寸ヲ持云々、

〔平家物語十一〕とを矢の事

義成〇淺利與一がゝぐそくにて、しこう候はんとて、ぬりのにくろほろはいだる大の矢の、〇中略ぬりごめどうの九尺ばかり有けるに取てつがひ、能引て兵とはなつ、

〔吾妻鏡十一〕建久二年八月一日丁丑、今日大庭平太景能、於新造御亭獻盃酒、〇中略勸盃之間、依仰各語申往事、景能語保元合戰事、此間申云、勇士之可用意者、武具也、就中可縮用者、弓箭寸尺也、鎭西八郎〇爲朝者吾朝無雙弓矢達者也、然而案弓箭寸法、過于其涯分歟、其故者、於大炊御門河原、景能逢于八男弓手、八男欲引弓、景能潛以爲貴客者、自鎭西出給之間、騎馬之時、弓聊不任心歟、景能於東國能馴馬也者、則馳廻八男妻手之時、緈相違及于越弓之下、可中于身之矢、中膝訖、不及此故實者、忽可失命歟、勇士只可達騎馬事也、壯士等可留耳底、老翁之說莫嘲哢云々、常胤〇千葉已下、當座皆甘心、又蒙御感仰云々、

〔高忠聞書〕一矢は三尺なり、手の寸十二束の矢づか也、かやうにさだむるといへども、人のたけによるべし、

〔今川大雙紙〕一矢は三儀二儀を表する也、三儀とは天地人也、二儀は陰陽也、因玆三尺二寸に用也、一矢づかならびにほこの事、惣じてわれ〳〵手にて矢づかは十二束、本也、又人によりて十四束も十五束もあり、但十三束とは平せひいはざる也、

〔元亨釋書 十二感進〕釋延朗、姓源氏、但州養父郡人、〇中略越後州、有平資長、將軍維茂之胤也、家世雄武亦自負焉、一日謁朗、令僕持大弓長矢、朗心怪疑語曰、壯哉子之器仗也、試彎架看、資長乃引弓、其矢餘一握、國俗量箭、以手握爲準、蓋一握者四指也、朗指其餘曰、是處誰箭乎、資長靦然不言、逡巡而出、朗語人曰、資長矯侈、借其器仗、恐有不終耳、

〔四季草 一射藝〕矢束長の事　一矢束は其人々の手にて、必十二束あるものなり、此十二束を、おのがたかばかりにてはかれば、二尺七寸五分あるなり、一束といふは指四伏なり、古き物語などに、三人張に十五束など、いふは、其矢の主の手にて、十五束あるをいふにはあらず、矢の主の手にては十二束なれども、其人大男にて、大なる手にて十二束の矢なる故、通例の人の手にては十四束も、十五束もあるなり、大男にても小男にても、其主の手にて、十二束より上はひかれぬものなり、これは定りたる事なり、

〔高忠聞書〕一矢づかなんぞく引てなど人の云事、是は云まじき事、人の手の大小によるべし、一束もとりやうにもよるべし、わが矢づかにてもあれ、又人の矢づかにてもあれ、よく存知したらば、我手になんぞく候といふべきなり、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕神寶廿一種　征箭一千四百八十隻長各二尺三寸〇中略　又箭七百六十八隻長二尺四寸

〔長門本平家物語 十七〕與一、仰を承て、〇中略矢束は十二束、あくまで引て、しばしかためて放ちたれば、〇下略

〔長門本平家物語 十八〕水源屋がす、むを、たてのかげよりくろつはのそやのぬりの、十二束三ぶせあるを、よくひきてはなちければ、〇下略

〇按ズルニ、ふせハ伏ニテ、指ノ廣サヲ云フナラン、尙ホ稱量部度篇丈尺寸條ヲ參看スベシ、

〔吾妻鏡 九〕文治五年八月十日丁酉、國衡亦逐電、二品〇源賴朝令追其後給、扈從軍士之中、和田小太郎義

盛、馳₂抜于先陣₁、及₂昏黒₁到₂于芝田郡₁、奥〇陸 大高宮邊、西木戸太郎國衡者、經₂出羽道₁、欲₃越₂大關山₁、而今馳₂過彼宮前路右手田畔₁、義盛追₂懸之₁、稱₃可₂返合₁之由、國衡令₂名謁₁、廻₂駕之間、互相₂逢于弓手₁、國衡挾₂十四束箭₁、義盛飛₂十三束箭₁、其矢國衡未₃引₂弓前、射₂融國衡之甲射向袖₁、中₂膊之間、國衡者、痛₂疵開退、

〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

三浦義盛、十三束二伏、〇二伏、平家物語作₂三伏₁ノ白箆ニ、山鳥ノ尾ヲ以矯タリケルヲ、羽本一寸バカリ置テ、三浦小太郎義盛ト燒繪シタリケルヲ、能引テ兵ト放、

〔義經記四〕土佐房よしつねの討手に上る事

しらのに、くゞゐの羽をもつてはぎたる、ぐつまきの上、十四束にこしらへて、しら木の弓、にぎりぶとなるをそへてぞおきたる、

〔平家物語十一〕とを矢の事

しらのに、山鳥の尾をもつてはいだる矢の、十四そく三伏有けるに、〇中略いせ〇いせ、源平盛衰記、引作₂伊勢₁、可₂從₁、所の國の住人、にゐの紀四郎ちかきよと、うるしにてぞ書付たる、

〔參考保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本、並云、彼爲朝、〇中略生附タル弓取ニテ、弓手ノカイナ、妻手ヨリ四寸長ケレバ、矢束ヲ引コト十五束、半井本云、十八束、〇下略

〔平家物語十一〕とを矢の事

義成、〇淺利與一がぐそくにて、し候はんとて、ぬりのにくろほろはいだる大の矢の、我が大手におしにぎつて、十五そく三伏有けるを、ぬりごめどうの九尺ばかり有けるに取てつがひ、能引て兵とはなつ、

〔高忠聞書〕一弓の力の事、常に二人力、三人力、一張力一張きなかなど、人いふ事、いはれぬ事なり、い

かほどの力を、人の一張の力といふべきぞや、をしたて一張力といふべき事、いひがたき子細なり、物語などには、我等が仕候弓、二張合たるほど、三張合たるほどゝもいふべきなり、

一弓を一力二力といふ事は、弓をけづりたる木竹のくづを、兩方の手にて、かいにぎりて手の内一はいあるを一力と云なり、つよくもにぎらず、そともにぎらず、よき程ににぎるなり、されば弓の一ちから二力などゝ云事は、弓をけづりてならでは志らぬ事也、

一二人ばりと云は、二人志てはる弓をいふなり、三人ばりとは、三人志てはる弓を云也、一張を四人五人してはる事あるまじき事なり、されば二人ばり、三人ばりとはいふべし、四人ばり五人ばりといふ事あるべからず、

〔弓矢日記〕弓をば、一ちから二ちからと云事は、弓をけづりたる木竹のくづを、兩方の手にて、かいにぎつて、手の内一はいに有を、一ちからと云也、つよくもにぎらず、よき程ににぎる也、されば弓の一力二力と云事は、弓をけづりてならでは志らぬ也、萬つよきとは、何にても志るべき哉、

〔安齋隨筆前編四〕弓强弱之稱　今世は、六分の弓、七分の弓、一寸の弓などゝ云、古代は幾分の弓と云稱なし、古書には、一人張、二人ばり、三人張、五人張などゝ云、多賀高忠の聞書に、三人張といふは、二人弓を押して、一人弦をかくるをいふ、一張の弓に、人多くは取付れぬものなれば、五人張などと云事はなしといへり、貞丈按、此高忠の說尤然り、五人張の名、古き軍談書に見へたれども、それは文華の餝詞あるべし、弓太く厚ければ、弓シナヒがたし、大力の人、引く事は引べけれども、シナハザル物を、無理にヒカバ引折るべし、矢ワザの勢キビシキハ、弓の强に寄らず、射藝精熟したる手法に依るなり、我力に勝ちたる弓にて射れば、弓に兩腕を引縮められ、足腰弱くなり、腹をうへえ引上ゲられて、總身の志まりを弓に奪はれてハナスゆへ矢勢必よはきものなり、されば古代の强弓の人なりとて、サノミ强弓ハ引まじきなり、義家朝臣の弓は强からざりしかども、鎧三領

かさねてあるを射貫し事、陸奥話記に見へたり、可味なり、射藝を知らざる人は、弓だに強ければ、矢勢きびしと思ふは、意味違ひなり、

〔射學大成〕〔一〕弓力定ル事　吉田家ニテハ、錢十貫五百文ヲ弓ニ結付、十束引テ、弓ノ上ヘ上リタル處ヲ一人リキト云々、又長享元年七月晦日、遊佐加賀守宿所ニ於テ、高忠物語ニ曰、弓一張ノチカラヲ知ルコト、譬バ十二束ノ矢束ヲ弓ニハメテ、弦ニ料足五貫文結付、弓ヲ持テ引上ルニ、一張分ノ弓ニハ、十二束ニ合フ時、上ヘアガルベシ、弱キ弓ハ、十二束過テ上ヘ上ルベシ、強キ弓ハ、七八束ニテ上ヘアガルベシト云々、

〔參考保元物語〕〔二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本並云、惟行〔○山田〕年廿八、大男ノシタヽカ者也、弓ハ三人張、矢束ハ十三束、〔○下略〕

〔源平盛衰記〕〔二十三〕平氏清見關下事

權亮少將維盛ハ、齋藤別當ヲ召テ、抑頼朝ガ勢ノ中ニ、己程ノ弓勢ノ者イクラ程カアル、東國ノ者ナレバ、案内ハ知タルラント問給ヘバ、眞盛ナドヲヨキ者ト思召候カ、弓ハ三人張、五人張、矢束ハ弓ニ似タル事ナレバ、十四束十五束、アキマヲカゾヘテ矢繼早シ、

〔義經記〕〔五〕忠信よし野山の合戰の事

たゞのぶ〔○中略〕三人ばりに十三束三ぶせ取つてはげ、〔○中略〕しばしかためて、ひやうといる、

〔太平記〕〔十六〕本間孫四郎遠矢事

本間〔○中略〕此矢ニテ名字ヲバ御覽候ヘト云テ、三人張ニ十五束三伏、ユラユラト引渡シ、二引兩ノ旗立タル船ヲ指テ、遠矢ニゾ射タリケル、

〔義經記〕〔五〕忠信よし野山の合戰の事

横川の前司かくはんと申者にて候が〔○中略〕四人ばりに十四束をとつてはげ、かなぐり引に、よつ

ひきて、びやうとはなつ、

〔保元物語 二〕新院御所各門々固附軍評定事

爲朝ハ〈○中略〉五人張ノ弓長サ七尺五寸ニテ椿打タルニ、三十六差タル黒羽ノ矢負、〈○下略〉

〔太平記 十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事

秀郷ハ、一生涯ガ間、身ヲ放タデ持タリケル、五人張ニ、セキ弦懸テ噛ヒ濕シ、〈○下略〉

御弓奏

〔名目抄 恒例諸公事〕御弓奏(オムタラシノソウ)

〔江家次第 二正月〕七日節會　兵部省御弓奏　〈頭書〉爲射禮供天子御弓也

○按ズルニ、御弓奏ノ事ハ、歳時部七日節會篇ニ詳ナリ、

弓矢初見

〔古事記 上神代〕故於是速須佐之男命言、然者請天照大御神將罷、乃參上天時、山川悉動、國土皆震、爾天照大御神聞驚而詔、我那勢命之上來由者、必不善心、欲奪我國耳、〈○中略〉曾毘良邇者、負千(チ)入(ノリ)之靫、〈訓入云能理、下效此、自曾至邇以音、〉附五百入(ノリ)之靫、亦臂取佩伊都〈此二字以音〉之竹鞆而、弓腹振立而、〈○中略〉伊都〈二字以音〉之男建〈訓建云多祁夫〉蹈建而待問、〈○又見日本書紀〉

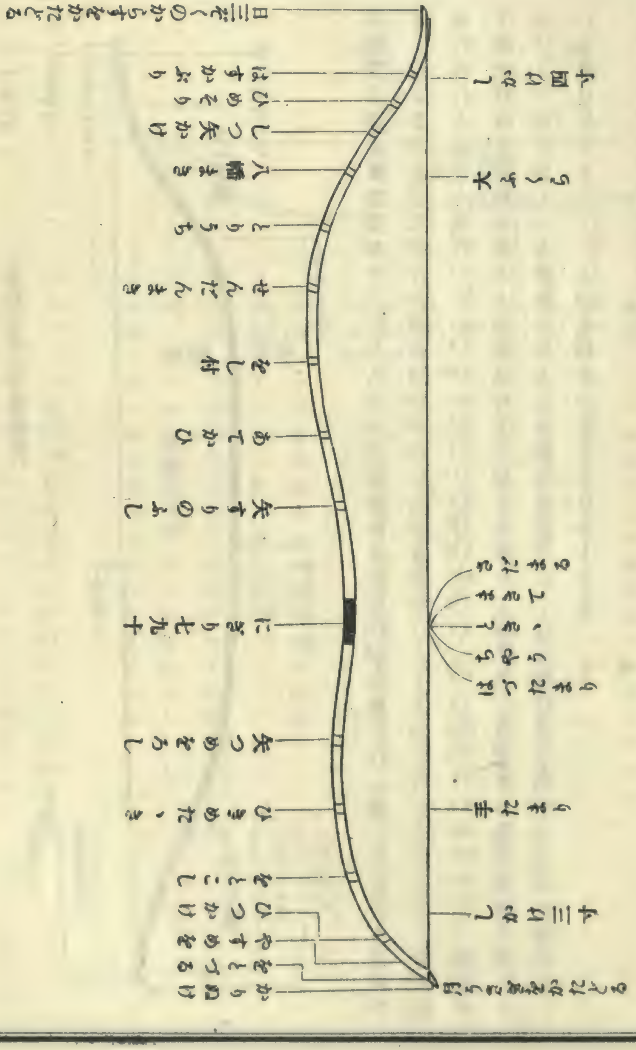
〔四季草 一射藝〕弓矢の始の事　一弓矢の始は、人王十二代景行天皇の御時、東國の謀反人を退治せしめんが爲に、日本武尊を大將としてさしむけらる、此時日本武尊、始て弓矢を作り給ふと云說あり、是あやまり也、用べからず、神代に素盞嗚尊といふ神あり、〈○中略〉いとまごひに、天照大神の御もとへ參り給はんと聞えしを、國を奪はんために來るならんと疑ひ給ひて、これを防がん爲の謀に、天照大神は女神なれども、男の裝束を著給ひ、矢を負ひ、弓を持、弓彇を振り起て、ちから足をふみ、武勇のすがたをあらはして、素盞嗚尊の來り給ふを待ち給ひしといふ事、日本紀の神代の卷に見えたり、此時天照大神、既に弓を持ち、矢を負ひ給ひしとあれば、それよりも猶前かたより、弓矢はあり來りしなるべし、弓矢を始て作り出し給ひし神の御名は、何れの

弓名所

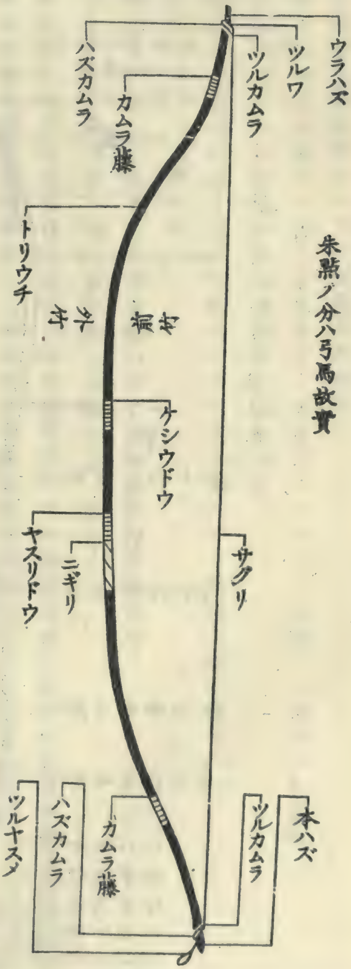
書にも見えず、詳ならず、

〔和漢三才圖會 二十一兵器〕弓 居中切 弓 和名由美 彄 俗云由加太 弰 和名由波數 弣 和名由美都加 弝 俗云止利宇知

〔甲陽軍鑑 七品第十六〕弓箭之卷



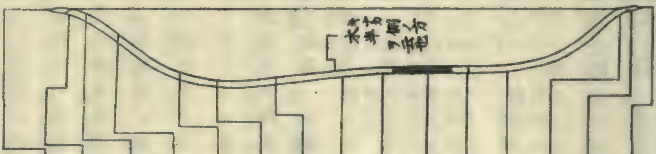
〔四季草一射藝〕弓の名所の事



右名所の圖は、寶德元年十二月十八日、小笠原備前守持長(法名淨元)の記されし書に見えたり、是射手方に用る名所也、近世板行の書、武用辨略幷に武家重寶記などと云物に、弓の名所を載て、肩、姫反(ヒメソリ)、相打、押打、大鳥打、小鳥打、(とりうちのへんといふ事、前に記すごとし、其あたりをとりうちと云なり、されば大とりうち、小とりうちとわけて云べからず、)鎌付、手下、關板、弦持、木半(キナカ)等の名あり、是等は弓工の用る名所にて、射手方には用ざる名所也、射手方にては、弓工の云ひ習したる名所は用まじき事也、射手方にては、入用になき名所なり、右の內、木半といふ事は、射手方にていふ詞也、側木の所を木なかと云也、

〔武用辨略三弓矢〕

張弓名所



本彇(モトハヅ)　トハ陽ニ屬シテ、鳥背ニ准、日ニ表スル也、

弦持(ツルモチ)　トハ弦ヲ支持所、爰ニ刀目ヲ付侍ル也、

關板(セキイタ)　トハ或傳ニ上ヲ額木、下ヲ關板ト分タリ、

手下(テシタ)　トハ關板ト握下ノ中間ヲ指テ云習セリ、

握下(ニギリシタ)　トハ別義ナシ、握ノ下ナレバ如此云ナリ、

握革(ニギリカハ)　トハ革ヲ卷タル所ヲ云也、事ハ前ニ記、

矢摺(ヤズリ)　トハ矢ノ摺所、革ト木トノ間ヲ云也、

鞢附(ユガケツケ)　トハ爰ニ鞢ヲ結付ル所ナル故ニ云也、

小鳥打(コトリウチ)　トハ大鳥打ノ對辭也、此間ヲ總テ、

大鳥打(オホトリウチ)　トハ鳥打ト云傳ハ、前ニ記、又大中(オホナカ)共云、

押付(オシツケ)　トハ弓ヲ張時、此所ヲ押付ル故也、

相打(アヒウチ)　トハ弓ト弦ト相打、當所ナレバナリ、

姫反(ヒメソリ)　トハ額木ノ末ノ少反タルヲ云、四寸反(ヨスンソリ)トモ、

肩(カタ)　トハ弦持也、上ニテ肩ト云假令ナランカ、

末彇(ウラハヅ)　トハ陰ニ屬シテ、兎口ニ准、月ニ表スル也、

〔今川大雙紙〕一矢づかならびにほこの事、○中略桙弓は我々が指にて七尺五寸也、

○按ズルニ、ホコトハ、弓ノ體卽チ幹ヲ云ヘルナルベシ、サレド古書、幹ヲホコト訓ゼルモノナシ、

弭

〔長門本平家物語十六〕こゝに澁谷右馬允重介、佐々木五郎義清は、馬より下て橋桁に渡りければ、平山武者所季重、糟屋藤太有季ぞつゞきたる、三百よき矢さきをそろへ、弓のほこをならべて、いけれ共、大勢せめかゝりければ、宇治の河の手は破て、都の方へぞ落にける、

〔義經記五〕忠信よし野山の合戰の事

忠信は、○中略ふし木の弓の弭(ホコ)みじかくいよげなるを持、○下略

〔太平記十七〕山門攻附日吉神託事

本間ト相馬ト二人義貞ノ前ニ候ケルガ、○中略我等二人罷向テ、一矢仕テ、奴原ニ肝ヲツブサセ候ハント申、最閑ニ座席ヲゾ立タリケル、猶モ弓ヲ強ク引カン爲ニ、著タル鎧ヲ脱置テ、脇立計ニ大童ニナリ、白木ノ弓ノホコ短ニハ見ヘケレ共、尋常ノ弓ニ立雙ベタリケレバ、今二尺餘ホコ長ニテ、曲高ナルヲ大木共ニ押撓、ユラユラト押張、○下略

〔義貞記〕一用心可專事　八幡殿○源義家貞任退治ノ御歸ノ時、彼侍則任、年來契シ妻女ノ許ニ行ヌ、女悅事無限、其夜則任、少臥入タリケルニ、天井ヨリ手鉾ヲ下、此女、鉾崎ヲ取テ、則任ガ心胸ニアツ、驚テ上ヨリ思程ニ指貫ヌ、去ドモ則任、少モサハガズ、枕ニタテル小ポコノ弓ヲ取テ、臥ナガラ手鉾ノ柄ニ添テ矢ヲ放ツ、不過上ナル男ノ頸ノ骨ニ立ヌ、是命ハ限ニ依テ雖死、名ヲ後代ニ留事、併用心ノ故也、

〔會津四家合考〕本ヨリ田舍人ナレバ、弓ノ結構、箭幹ノ用意ナンドコソ、キラ〳〵シクハアラチドモ、握リニ餘リタル鎌矛弓ニツク打テ、猫潛ト云大狩俣ノ矢束、普通ニ勝タルヲ、矢續早ニ射出ス程ノ手利ドモ六百餘人、一度ニハツト放ケル、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕弓　釋名云、弓末曰、彇音蕭、和名由美波數、

〔箋注倭名類聚抄五征戰具〕按神武紀、弓弭、訓由三乃八須、又由八須、萬葉集亦弭訓八須、谷川氏曰、波

須、蓋端末之義、按弭骨飾兩頭之弓、見爾雅孫炎注、故訓八須、其實非八須也、○中略原書彇作簫、按古無彇字、故借簫字爲之、○中略大射儀正義云、弓頭梢剣差邪似簫、故謂爲簫也、而源君從俗寫也、又按簫、注弓末弭頭、宜訓由須惠、不得訓由美波數、說文云、彄、弓彄耑、弦所居也、是可以充由美波數、

〔伊呂波字類抄 由雜物〕彇ユミハズ 弓頭也　弭

〔段注說文解字 十二下弓〕弭弓無緣、可以解轡紛者、釋器曰、弓有緣者、謂之弓、無緣者、謂之弭、孫云、緣謂繳束而漆之、弭謂不以繳束、骨飾兩頭者也、小雅、象弭魚服、傳曰、象弭弓反末也、所以解紛者、箋云、弓反末彆者、以象骨爲之、以助御者解轡紛、宜骨也、按紛猶亂、今詩作紛、亦通、紛者、今之結字、許合爾雅毛詩爲說也、弭可以解紛、故引申之訓止、凡云弭兵弭亂者是也、从弓耳聲、緜婢切、按古音當在一部、而入讀、在十六部者、以其从兒聲也、㢸弭或从兒、兒聲也、兒蓋此篆之正體、故亦作彌、爾兒聲同、故周禮彌災兵、漢書彌亂、即㢸字也、弭節亦作靡節、郊特牲有由辟焉、辟亦弭字、

〔下學集 器財下〕彇ハズ 弓本彇末彇也

〔運歩色葉集 器〕彇ハズ 弓　〔同 字〕弭ウラハズ 弓　〔同 遊〕㢸ユハズ　彇同　攡同

〔異制庭訓往來〕弓五百張、征矢五百腰進候、縱雖爲不辨下弭末弭之仁、引弦加箭之時者、落飛鳥留走獸之重寶也、

〔新撰類聚往來 中〕末ウラハズ 筈モトハズ

〔倭訓栞 前編二十四〕はず　弓に彇といひ、矢に筈といふ、端末の義にや、古事記に、弓端をゆはずとよめり、弦のさぐりの所をも筈といふ、萬寶全書に見えたり、

〔高忠軍陣聞書〕一弓のはず、虵のかしらににたり、是をおそれおぼしめし、いまのはずにつくりなされたり、虵の舌に表すべしとてはづをながく出して、弦をかけられたるにより、今のよまでも如此なり、黑き虵を表するにより、弓は黑木を本とする也、○下略

〔小笠原入道宗賢記〕主人の御弓なりとも、一人して、はるべき御弓ならば、ひとりしてはるべし、其時はもとはずのつるわをくわへ弓をおし、左のひざに、もとはずをもたせ、右にてくわへたるつ

るをとりかけて、うらはずをつけながら、つるを中にして、兩手にてとりあげ、ゆがみたらば、疊にからはずをつけ、おしなをし、つるをとを二ッ三ッして、常のごとくまいらすべし、

〔今川大雙紙〕一藤の寸法は、二寸間にて五分、矢摺は五寸、末活は長く、本活はみじかく、何れも赤かるべし、

〔延喜式主税二十六〕造弓一張料、(中略)弭糸二銖、

〔日本書紀一神代〕始素盞嗚尊昇天之時、(中略)天照大神(中略)背負千箭之靫(千箭此云知能梨)與五百箭之靫、臂著稜威之高鞆(稜威此云伊都)振起弓彇、(弓彇古事記作弓腹)急握劒柄、(中略)而徑詰問焉、

〔日本書紀三神武〕戊午年十有二月丙申、皇師遂擊長髓彥、連戰不能取勝、時忽然天陰而雨氷、乃有金色靈鵄、飛來止于天皇弓弭、

〔古事記中崇神〕御眞木入日子印惠命、(崇神、中略)坐師木水垣宮治天下也、(中略)爾天下太平、人民富榮、於是初令貢男弓端之調、女手末之調、

〔古事記傳二十三〕弓端は、由波受と訓べし、(中略)波受は弓末の端に在て、角叉骨などを以て造れる物なり、

〔常陸風土記行方郡〕有波都武之野、倭武天皇、停宿此野、修理弓弭、因名也、

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　梓御弓八十四張(中略)　一張(中略)末節〇中略　一張(中略)末少曲〇中略　一張(中略)末三所曲〇中略　一張(中略)末曲本曲節〇中略　槻御弓六張　一張(中略)末曲〇中略　檀御弓八張　一張(中略)末二俣〇中略　別色御弓參張　小檀御弓一張(中略)末二俣

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事

足利又太郞、眞先係テ下知シタリ、(中略)弓ノ本ハズ、重スガリニ打カケヨ、

〔太平記二十八〕三角入道謀叛事

銅弭
獸爪弭
角弭

森小太郎、高橋九郎左衛門〈略〉○中弓ノ本弭末弭取違ヘ、疋馬ニ流ヲセキ上テ、向ノ岸ヘゾ懸裏タル、

〔萬葉集一雜歌〕天皇〈舒明〉○遊二獦内野一之時、中皇〈恐脱二女字一〉○皇下命、使二間人連老獻一歌、

八隅知之、我大王乃、朝庭、取撫賜、夕庭、伊緣立之、御執乃、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈利、朝獦爾、今立須良思、暮獦爾、今他田渚良之、御執、梓能弓之、奈加弭乃、音爲奈里、

〔萬葉集略解一〕なか弭、解がたし、卷十四、梓弓末に玉まきなどもよめれば、弓射るに、ことさらに弦の弭にあたりて鳴るべくせるを鳴弭といひしか、さらば加は利の字の誤ならん、

〔萬葉集二挽歌〕高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌、

冬木盛、春去來者、野毎、著而有火之、風之共、靡如久、取持流、弓波受乃驟、〈略〉○下

〔萬葉集三雜歌〕笠朝臣金村鹽津山作歌

大夫之、弓上振起、射都流矢乎、後將見人者、語繼金、

〔神樂歌採物〕弓

さつをらが、もたせの眞弓、おく山に、みかりすらしも、弓のはず見ゆ、弓のはず見ゆ、

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　梓御弓八十四張　一張（中略）末弭纏レ銅○（中略）名二銅弭一○

〔萬葉集十六〕乞食者詠

梓弓、八多婆佐彌、比米加夫良、八多婆左彌、宍待跡、吾居時爾、佐男鹿乃、來立嘆久、頓爾、吾可死、王爾、吾仕牟、〈略〉○中吾爪者、御弓之弓波受、〈略〉○中

右歌一首爲レ鹿述レ痛作之也

○按ズルニ、本歌ハ譬喩ニシテ、事實ニハアラザレドモ、當昔鹿爪ヲ以テ、弓弭ニ作リシ事ノ證トナスベシ、

〔本朝月令六月〕高橋氏文云、〈略〉○中磐鹿六獦命以二角弭之弓一、當二遊魚之中一、即著レ弭而出、忽獲二數隻一、

弭冠

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡御梓弓一張、略〇中鹿角一雙 弭料長一尺

〔源平盛衰記 十一〕静憲與入道問答事

市夜叉、瀧夜叉トテ、大ノ童ノミメヨキヲ二人、略〇中上下ノ弭ニ角入タル、滋籐ノ弓ヲゾ持タリケル、

〔採栀集覽 一〕塗弓之事 附弭冠事　世諺傳ル中ニ、征行ノ弓、必弭冠トテ、彩皮ヲ以テ縫テ弭ニ冠ラシムルコトアリ、略〇中此ハ弓ヲ懸ルトキ、或ハ壁土ノアラキニ觸テ、弭ノ傷ンコトヲ恐テ、絹皮ノ類ヲ縫テ、帒ノ形ノ如シテ冠シメタルト見ヘタリ、

〔愚得隨筆 五 弓矢〕小蒲革ノ事、廣サ四分、長サ一寸五分、一方ハ蚰ノ頭ノゴトク、一方ハ尾ノゴトク、サキノ方三分程折テ、本筈ニ入テ、是ヲバ筈ノ方ヘヒカセ糸ニテ結、弓ヲ引バ、蚰ノ頭ノ物ニ向フガゴトシ、弓ノ形ハ蚰形也、是ヲ見テ惡魔モ恐ルナリ、サレバ弭革ヲタヽヌ弓ニテ、大事ノ物ヲ射べカラズト云也、弭革ノ色ハ、クロ革ト赤革トニテ重ヌべシ、弓法祕傳聞書

弣

〔倭名類聚抄 十三 征戰具〕弓　釋名云、略〇中中央曰弣、音撫、和名由美都加、

〔箋注倭名類聚抄 五 征戰具〕弣、説文所無、古借柎字爲之、考工記、弓人於挺臂中有柎焉故剽、禮少儀削授柎、釋名又云、簫言簫梢也、弣撫也、人所撫持也、略〇中按由美都賀、弓橺之義、

〔類聚名義抄 九 弓〕弣 撫府二音、把ユミツカ ユミツカ　〔同 九 革〕靶 音把ユミツカ 又音覇

〔運歩色葉集 丹〕握革ニギリカハ　弣ニギリ　弭同　〔同 遊〕弛ユツカ

〔大的體拜記〕一射手方文字　握ニギリ　拊同　挙同

〔甲陽軍鑑 七 品第十六〕弓箭之卷　一にぎりを、つかといふなり、

〔倭訓栞 前編 三十五 由〕ゆづか　弣をよめり、弓柄の義也、和名抄に、ゆみづかとよめり、弓束とも見えたり、

〔安齋隨筆後編十三〕唐弓のニギリに付る木の皮は、榕樹アカフといふ木の皮也、榕皮といふ也、美男かづらのごとくなる木にて大木也、

〔高忠聞書〕一にぎりの卷樣の事、と竹の內かどの竹と木とのあひよりまき出すべし、卷とむるに、と竹のとかどの竹と木とのあひに卷とむる也、上下三卷づゝは、あひもなく、ゑかとならべて卷べし、中を少あひを置て、手だまりのある樣に卷べし、かはの數いくまきとはさだまらぬなり、人の手によるべし、革は黑革本なり、これ白木の卷樣なり、ぬり弓は、あひをあけて、しかとまくなり、うち〳〵の弓は、ふすべ革にてもくるしからず、略儀なり、

〔今川大雙紙〕一弓の撵をまき樣、數は七、九、十一也、外竹のもとより卷はじめ、前竹の內かどにてとめべし、一弓のにぎり皮を人に所望せられて出すに、ひろくながくたちてつかはすべし、こなたにて、あてがひたるは、あしき也、そなたにて御たち候へと申て、つかはすべし、

〔家中竹馬記〕一にぎり革には、黑革の外をば不ㇾ可ㇾ用、ふすべ革は、一向內々の略儀なり、

〔弓馬問答〕握革の數の事、七、九、十二、十三也、七九は草鹿の爲也、十二を丸物、軍弓矢の時は、革を細く切て卷也、

〔岡本記〕にぎりかはに、ことかくる儀あらば、むめぞのかはをもちゆべし、口傳あり、

〔甲陽軍鑑品第十六七〕弓箭之卷　一にぎり革、ふすべ革、軍陣は、ごめん革、常はゑやうぶ革、一同じき卷やう、弓のうちの左かどより卷初て、うちの右の方にて卷留なり、

〔安齋小說九〕弓のにぎりの在所を定る事、右の乳の下に、本はずをあてゝ、左の手をありたけのばし、手のとゞく所をにぎりて、そのにぎりたる處を卷く也、寸尺定りなし、其主の腕の長短によるべし、〇圖略

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　梓御弓八十四張　一張長六尺九寸〇中略　右廿張並赤漆樺纒黑紫組纒弓

鳥打

把、〇中略　一張長七尺一寸三分〇中略　右廿張並黑漆樺纒赤紫組纒弓把、〇中略　檀御弓八張　一張(中略)布細纒纒ニ
弓把〇中略　肥美御弓一張(中略)弓把上纒茄

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　梓弓廿四枝(中略)弣纒ニ纒組

〔延喜式二十六主税〕造弓一張料、〇中略　弣鹿革一條、圍四寸

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、〇中略　纒弣料絲組一條、長四丈五尺〇中略
梓弓一張、長七尺六寸、槻、柘、檀准此、長功十五日、〇中略　造弣角、裁韋纒弣料、理泉纒弦著弓一日、〇中略　造弣角、長功日十枚、中功日八枚、短功日六枚、裁弣韋、長功七十條、中功六十條、短功四十五條、纒弣、長功三十五張、中功廿五張、短功十五張、

〔萬葉集七譬喩〕寄弓
南淵之細川山、立檀、弓束級、人二不所知、

〔萬葉集略解七〕級、系次第也と字書にあれば、まくと訓べからず、までの詞添んよしもなし、恐らくは纒及とありしを、纒の傍滅て、及を上へつけしにや、

〔萬葉集十一譬喩〕梓弓、弓束卷易、中見判、更雖引、君之隨意、　右一首寄弓喩思

〔夫木和歌抄二十八〕六帖題　正三位知家
もの〻ふのゆづかにまけるみしますげみしま〻ならばとけぬつれなき

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事
半井本云、爲朝ハ、〇中略　節卷ノ弓、握リブトニテ八尺五寸ヲ持云々、

〔夫木和歌抄十四小鷹狩〕六帖題　信實
うづらかる秋のくさねのあづさ弓はやとりうちのなこそしるけれ

〔今川大雙紙〕一弓の鳥打といふ始りの事、仁王三十九代めの天智天皇の御時、まゐんのもの、鳥に

げんずる、弓の上活にて打ころすによりて、此いはれに鳥打と云也、鳥打といふは、上活一尺二三寸之内也、

〔四季草射藝一〕弓の鳥打の事　按ずるに、鳥打と云は、ふせ鳥を射るより起りたる名なるべし、伏鳥と云は、雉鶉の二ッ也、雉にても、鶉にても、草むらにあるを、其めぐりを馬を乘り廻せば、鳥飛あがらずして伏しかゞまる也、如此ふせて置て射る故、ふせ鳥と云、射樣は高忠聞書にみえたり、鳥を射たるに、矢所によりて、死ずして飛揚る事あり、其時弓を以て、鳥を打落すゆへ、鳥打と云なるべし、

〔高忠軍陣聞書〕一弓の鳥打と云事、子細あり、なゝし鳥を打ころしたると也、なゝし鳥とは、雉子のおん鳥の事也、

〔義貞記〕一兵具事　弓ノ鳥打ニ長藤ヲ卷事、是大將軍ノ驗也、以上三ヶ條ハ、八幡殿〇源義家奧州合戰ノ時被定之、

〔了俊大草紙〕主人の御弓を張て進事、いかに弱き御弓成とも、二人して張を故實と申也、張時はいかほども弓の末弭を、たかく柱にあてゝ張なり、ひきく當て張には、弓を押をる事あるなり、二人して張には、大鳥打の所と、うら弭の所に、手を副さするまでなり、あしくすれば、弓ゆがむなり、

〔源平盛衰記三十五〕義經院參事

九郎義經、生年廿五歲〇中略薄紅ノ紙ヲ切テ、弓ノ鳥打ノ程ニ、左卷ニゾ卷タリケル、〇又見長門本平家物語

〔平家物語九〕河原かつせんの事

義經、其日のしやう束には、〇中略廿四さいたるきりうの矢おひ、重藤の弓のとりうちの本を、かみをひろさ一寸ばかりにきつて、ひだりまきにまきたる、是ぞけふの大將軍のしるしとは見えし、

〔承久軍物語二〕その次に三うら平九郎判官たねよし、おしよせて、いかにみつするる〇中略きたなき

木中　イキナヒ　釻

ものかなといひければ、いがのはんぐわん、聞もあへず、〈○中略〉よつ引てはなちければ、平九郎はんぐわんがもちたりける、ゆみの鳥うち所をはたといけづりて、〈○下略〉

〔高忠聞書〕一かぶら矢にかぎりて、二ぶせ矢づかをながくして、矢づか寄とて、まくいはれは、かぶらにては、けしやうの物、其外大事の物ならでは射ぬことなり、わが矢づかをば、弓の木中へ、ひつかくるほどにするが本儀なり、

〔本間流聞書〈武家名目抄弓箭三下所引〉〕弓のにぎりの上、一尺二三寸計、上の名をいきなひといふなり、秘すべし、

弓杖打事、〈○中略〉左にていきなひをとり、あづちのきは一枚ばかり置て、遠さ、ちかさを知るべし、

〔書言字考節用集〈七器財〉〕釻〈ヤハズ、弓牙也、〉釓〈同、與釻同、〉

〔武用辨略〈三弓矢〉〕釻〈ヤコボレ〉 釓モ亦同、或鈄ニ作、共ニ同、弓牙也ト云々、福蔵弓ニ在、其外用前ノ弓ニ釻ヲ打テ、矢毀ヲ制スル爲ナリ、故ニ握ノ上前ニアリ、

〔保元物語〈一〉〕新院御所各門々固事附軍評定事

爲朝ハ、〈○中略〉五人張ノ弓長サ七尺五寸ニテ、釻打タルニ、三十六差タル黒羽ノ矢負、〈○下略〉

〔太平記〈十二〉〕公家一統政道事

宮〈○護良〉ハ、〈○中略〉白箆ニ節陰計少塗テ、鵠ノ羽ヲ以テ矧ダル征矢ノ、三十六指タルヲ筈高ニ負成、二所藤ノ弓ノ銀ノツク打タルヲ十文字ニ挙テ、〈○下略〉

〔太平記〈十七〉〕山門攻附日吉神託事

相馬〈○四郎左衛門〉銀ノツク打タル弓ノ、普通ノ弓四五人張幷タル程ナルヲ、左ノ肩ニ打カタゲテ、〈○下略〉

〔本朝軍器考〈四弓矢〉〕凡ソ弓ニツクウツ事、矢ゴボレセザラム料ニテ、戰ノ急ナラン時ニ便アル事ナレバ、古ヨリ此制バアリキ、〈太平記等ノ中、コヽカシコニ見ユ、〉

〔貞丈雜記弓矢十〕一つく弓の事、弓に矢をつがふ時、矢の當る所に、折釘を打て、それに矢をかけて射るに、矢こぼれせぬ爲に乏たる物也、太平記の中にも、こゝかしこに有、軍中急用の爲也、小笠原家八張弓の內、つく弓あり、滋藤弓と名付て、軍陣に用べき弓也といへり、○中略又一說に、弓の弭の事を、つくとも云也、源平盛衰記に、上下の弭に角入れたる、重藤の弓持たりけるとあるは、うらはず本はずを象牙などにてこしらへたるを云也、是は折釘の事にはあらず、弭の事なり、弭ノ字、ツクト假名ヲ付テアルハ非ナリ、或人の說に、太平記に、銀のつくとあるは、公家方にて、近衞の官人の持つ弓の如く、銀を以てうらはず本はずをはりたる也といへり、此說非なり、銀の鈄打たると云、打の字に心を付てみるべし、打と云詞にて、折釘の事を知べし、又弭の事を鈄といふ事、古書に曾て見ざる事也、印板の盛衰記に上下の弭と云、弭ノ字にツクとかなを付たるは大に非也、銀の鈄うちたるとあるからは折釘うつ事まぎれなし、光大曰、此說いかゞ追而可ㇾ註、

〔倭名類聚抄弓劍具十三〕弦 說文云、弦音與ㇾ絃同、由美都流、弓弩弦也、

〔伊呂波字類抄雜物由〕弦ユミツル又作ㇾ絃

〔下學集器財下〕弦ツル

〔武用辨略弓矢三〕弦 或書ニ曰、弦ハ古之ニ漆ス、中頸脂膏ヲ塗テ之ヲ堅ト云リ、脂膏ハ今ノ緰革ノ藥煉ノ如シト云々、○中略休絃ト云アリ、是ハ本ノ弦輪ニアリ、弦ヲ脫テ是ヲ懸置也、又弦輪トハ彇ニ掛ル輪ヲ云也、或書ニ云、虎口ニテハ弦ヲ脫ト云ベカラズ、休ルト云ベシ、常ニモ此意得アルベシト云々、脫ノ字、或說ニ作、易ノ睽ノ下ニ弧ヲ脫(ハヅス)ト見エタリ、○圖略

音金ト云ハ、的弓ノ弦ノ仕掛ノ內ヘ、銅又ハ鉛ナド入ル也、中比ヨリ初タル事也、

〔今川大雙紙〕一絃をば一筋二筋と云べし、一ちやう二ちやうとはいはず、一ちやうとは、七筋也、然る間一筋二筋といふなり、

〔延喜式主税二十六〕造弓一張料漆二勺、弦枲一兩二分、

〔延喜式左右兵庫四十九〕凡御梓弓一張、〇中略其料枲三分四銖、弦料〇中略緪弦料緤幅一條、長六尺

梓弓一張、長七尺六寸、橫、柄、檀准此、〇中略造弭角、裁韋、纏弭、料理枲、績弦、著弓、一日、〇中略料理枲、績弦、長功五條、中功四條、短功三條、

〔貞丈雜記弓矢十〕一弓の弦は、麻苧を水に少の間ひたし、頓て取上げ、短き竿に付て、苧の所を以て壘を打てば、ちゞみ出來るを、かはかしてこきのばして、弦のふとさ程ヅヽ取わけて、繼ぎ〳〵してさす、是通例也、如此𬼀たるよりも、苧をうみて、それにてさせば強しと云、然れ共うみたる麻にては弱し、さしつぎたるは強き也、或人云、苧をみづくは婦人のわざ也、弓に婦人の手をふれたる物用ひがたしと云々、貞丈云、然らば男に苧をみづかすべし、男もなる也、又云、婦人も經水をみる間は穢あり、經水見ざる時は穢なし、禁中の神事に、婦人其役に隨ふ事多し、又伊勢の齋宮、賀茂の齋院は、天子の御女也、神社に巫女神樂を奏する事有、男は陽也、女は陰也、陰陽は天地自然にそなはりて、一方かけては、天地の道にあらず、依之神道にては、婦人を忌む事なし、只經水の穢の間は、其穢を忌むばかり也、女人禁制といふ事は佛法にて云ふ事也、されば弦苧を女にみづかする事何の憚なし、たゞ經水の間はいむべし、軍器に女を忌む事も、右の趣を以准じ知べし、

〔愚得隨筆弓矢五〕弦　予若年ノ比、日置宗圓ト云禪門、ソノ比八十歲餘ノ老人也、此人ノ物語ニ、若年ノ比見タリキ、祖母弦ヲ作ル上手ナリシガ、今弦ヲサストハ異也、苧ヲ縒苧ノゴトクウミテ、カセノ如クヘテ、水ニツケ、ヨリヲカケテ、米俵ヲツルシ、コキタリト語ル、予如此シテ、コヽロムルニ、其弦ムラナク尤強シ、

〔四季草射藝二〕弦をさすと云事　一弦を作るを、さすと云は、さしつぐと云詞の略語也、段々に苧をさし入て、ひねりつぐ也、〇中略

探

弦の上せき下せきの事　一弦の上せき下せき中せきを、昔は上の作り下の作りなど、云し也、細川高國の小的の書に、弦下のつくりよりきれてと見えたり、

〔日本書紀七景行〕十二年十二月丁酉、議討熊襲、○中略時市乾鹿文、奏于天皇曰、無憂熊襲之不服、妾有良謀、即令從一二兵於己、而返家、以多設醇酒、令飮己父、乃醉而寐之、市乾鹿文、密斷父弦、

〔日本書紀二十三舒明〕九年、是歲蝦夷叛以不朝、即拜大仁上毛野君形名爲將軍、令討、還爲蝦夷見敗、○中略愛方名君妻歎曰、慷哉、爲蝦夷將見殺、○中略乃酌酒强之飮夫、而親佩夫之劔、張十弓、令女人數十人俾鳴弦、

〔吾妻鏡一〕治承四年八月廿五日乙巳、俣野五郎景久、相具駿河國目代橘遠茂軍勢、爲襲武田一條等源氏赴甲斐國、而昨日及昏黑之間、宿富士北麓之處、景久幷郎從所帶百餘張弓弦、爲鼠被喰切畢、

〔長門本平家物語十五〕惟能、○中略は、緣塗の烏帽子に引柿の直垂打かけて、引かたぬいで、弓の弦をさしついでいたる所へ、伊村歸來けり、

〔奥羽永慶軍記五〕八沼落城ノ事

今ハハヤ、城中ノ者共叶ハズシテ、大將ヲ始トシテ、甲ヲ脫、弓弦ヲハヅシ、降人ニ出ケル、

〔萬葉集二相聞〕久米禪師娉石川郎女時作歌　禪師

梓弓(アヅサユミ)、都良絃取波氣(ツラヲトリハケ)、引人者(ヒクヒトハ)、後心乎(ノチノココロヲ)、知人曾引(シルヒトゾヒク)、

〔夫木和歌抄三十二弓〕家集寄弓戀　信賴朝臣

とがりするさつおのゆづるうちたえてあたらぬこひにやもふ頃かな

〔大的體拜記〕一射手方文字　定(サグリ)模同

〔易林本節用集財左器〕探弓(サグリ)

〔高忠聞書〕一弓のさぐりは、むかしはなかりしなり、文王の御代より始なり、

弦輪

〔武用辨略 三 弓矢〕弦　捜(サグリ)、模(サグリ)ニ同ジ、塗絃ニアリ、矢ノ筈ヲ懸所也、故ニ筈溜ト云也、或書ニ曰、朝ハ露ト云、晝ハ玉ト呼、夜ハ探ト唱ナド云説アレ共、必トスルニ非ズト云々、

〔小笠原入道宗賓記〕つる巻に、つるをまく事、まづもとはずよりもまくべし、かけ候時、うらはずよりかけかへ候ため也、弦袋にまきて入候事も、うらはずのつ。。るわよりまくへからず、本はずのつるわより巻はじめて、うらはずのつるわを上になるやうに巻とめて入る也、

〔岡本記〕つるの出しやうの事、さして法なきと申ながら、つ。。るわのあるかたを、人のかたへなして出すべし、

弦絹

〔武用辨略 三 弓矢〕弦　弦絹トテアリ、是ハ弦輪ノ仕懸紙ヲ云也、色々ノ絹ヲ用ル事アリ、或書ニ曰、四季ニ應ズル色ノ紙絹ヲ用ト云説アリ、流義ニ因用歟、

〔小笠原長秀聞書〕弦絹之事

一ふきよせどうには、そめつけ、　一あらきには、あをねり、　一こぶし巻には、ろうそう、　一ぬりごめ藤には、青地の錦、　一矢ずりかぶら藤には、段子、　一あかうるしには、あかね、　一なし巻には、しや、　一そばあかうなしには、白ねり、　一しらきには、きんれん、

〔岡本記〕つ。。るさ。。いで。。には、もんのある物をばすまじき事也、むらさきなどに、かけしろう儀にあらず、猶口傳あり、

〔四季草 二 射藝〕弦さいでの事　一弓の弦輪に巻くきぬを、つるぎぬと云、本名はつるさいでといふ也、小笠原光清弓之記、岡本記(岡本美濃守縁侍之記也)等に、つるさいでとあり、さいでは節用集に割出の二字を出して、布切也と注したり、布にかぎらず、絹にても、裁はづれの小ぎれの事也、さいでは割出(サキイヅ)也、(サキ、サイ、音通ズルナリ、)

〔運歩色葉集 左〕割出布(サイデ)

〔易林本節用集 食服 左〕 剤出 サイヅ 布切也

白弦

〔今川大雙紙〕一ぬり弓に、白弦をかけべからず、ことに馬上にて不可持、いはれ有事也、

〔射禮私記〕一弓の事、白木そば白木、むらこきたるべし、五度弓の時は、ゆみの數十張也、はりてもたすべし、弦は何も白弦たるべし、

塗弦

〔源平盛衰記 十五〕宇治合戰附賴政最後事

寺 井三 ○法師ハ、筒井ノ淨妙明春ト云者アリ、○中略 七モヂリナルマユミノシメ塗ニヌリタルニ、塗弦懸テ眞中ヲ取、○下略

〔今川大雙紙〕一白木に、ぬり絃かけべからず、子細有事也、

〔貞丈雜記 弓矢 十〕一ぬり弦と、せき弦とは別也、ぬりづるは、常の弦を、そのまゝうるしにて黑くぬる也、是は常の騎馬の時のぬり弓にかける也、せきづると云は、弦にくすねを引て、絹糸にて卷て、柿しぶ(しぶ引ことはあし、)を引て、其上をうるしにてぬる也、しめのせきづると云は、射しめたる弦を、せきづるにしたる也、のびちゞみなくてよき也、射しめたるならでは、せくまじき也と挾物記にあり、射しめたるとは、射ならしたると云事也、せき弦は軍陣に用る也、

卷弦

〔高忠軍陣聞書〕一しきの弓の弦は、卷弦なり、ぬりやう、卷絃とは、常の弦の上を、をにて太刀のつか卷ごとくちがひてまくを、せき弦といふなり、又一方へまく事もあり、それをも卷弦といふ也、それは略儀也、卷づるをば、先能々射ならして後、卷てぬる也、

關弦

〔新撰類聚往來 中〕鏁絃 フセキヅル

〔增補下學集 下二 器財〕鏁弦 セキヅル

〔尺素往來〕節卷、繁藤、赤漆、黑漆、白木、村濟、塗籠籐、十所籐、幷側白木等、作䋝于坂弦、關弦、

〔本朝軍器考 弓矢 四〕セキ弦アリ、滋籐ノ弓ニ、セキ弦カケシナド源平盛衰記ニ見エシモ、ヨノツチ

ノ塗弦ニ同ジカラテバコソ、カクハシルシタレ、又俗ニ關弦トカクハアシカラジ、鄕弦トカク由ハイカヾアルベキ、異朝ニテハ、弓ニ矢ハグル事ヲ關ストイヘバ(孟子、左傳等ニ見ユ)、關ノ字、借用フル、ソノ緣アルニハシカジ、異朝ノ弩ノ弦ノ羽管纏ナドイフ物此類也、

〔貞丈雜記十弓矢〕一せき弦の事、挾物之記、日置流法要錄抄の(何れも足利殿時代の書なり)おもむきは、弦を糸にて卷、うるしにてぬる事をせくと云也、〆めのせきづるの事、前に〆るすごとし、又古伊勢國、關といふ所にて作り出す弦を關弦といひ、坂の下といふ所にて作り出す弦を、坂弦といひたる事あり、北畠敎具卿の記、一條兼良公の尺素往來などにみえたり、是等は名物なるゆへ、其所の名をそへて云也、

〔秋齋閒語三〕弓の弦にせきづるといふてあり、往昔勢州關にて作り候が甚勝候よし、北畠具敎記云、伊勢國司進上軍陣弦一袋十二篇、右當國關の產也云々、此證文を以て可見、今賣買にも勢きづるといふあり、又小笠原流にてせきづると申作り方の口傳あり、皆用方に宜敷樣に作る、賣買の作り樣とは略なり、勢州には今は無之哉、近代不聞之、

〔弓法私書(武家名目抄弓箭二上所引)〕重藤ノ弓ハ、必セキ弦ヲカクベシ、

〔三儀集(武家名目抄弓箭四上所引)〕弦の事、塗弓には關弦を掛べし、又白木の弓には白弦也、

〔源平盛衰記三十五〕巴關東下向事

巴(○源義仲妾)ハ、(○中略)重藤ノ弓ニセキ弦カケ、連錢葦毛ノ馬ニ、金覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル、

〔太平記十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事

秀郷ハ、一生涯ガ間、身ヲ放タデ持タリケル五人張ニ、セキ弦懸テ噛ヒ濕シ、(○下略)

〔七十一番歌合上〕十六番　右　つるうり　つるめし候へ、ふせづるも候、せきづるも候、(○圖略)

〔日置流法要錄(武家名目抄弓箭四上所引)〕〆めのせき弦といふこと、射〆めたる弦をせきたるをいふなり、射

しめたるならでは、せくまじきなり、

〔射學大成 一〕振弦之事　シメノ振弦トモ、セメノセキ弦トモ云、新敷弦ヲヨク射ナラシテ振也、セキ様ハ、麻ヲ細ク揃ヘ、弦ニ天鼠ヲ引、我前ヘ一返、又向フヘ一返振也、是ハ拵ヘ弓ニ掛ル弦ニテ、禮射ニハ用ヒザル弦ナリ、

〔高館草子 武家名目抄弓箭四上所引〕龜井の六郎重清は、ひときはすぐれて出たつたり、〇中略ぬりごめの弓の四人ばり、せめのせきづるかけさせ、まん中にぎりよこたへ、四間のていより、中門へゆるぎ出たる、

〔志田草紙 武家名目抄弓箭四上所引〕浮島太郎かけ出る、其日をさいごと思ば〇中略ぬりごめの四人張、せめのせき弦かけさせ、眞中にぎり横たへ、

坂弦

〔尺素往來〕節卷、繁藤、赤漆、黒漆、白木、村摶、塗籠藤、十所藤、并側白木等、作懸于坂弦、關弦、

〔安齋隨筆 前篇三〕一坂弦　萬の禮義之次第 武家の古記也、年月記者ツマビラカナラズ、云、さか弦の事、さかのもの、さしたて、本弭ばかり作り納めて、いまだ末弭をばつくらずして、その儘なるを、さか弦、さかの弦ともいふ也、

フセ弦

〔七十一番歌合 上〕十六番　右　つるうり
たのまめや人をばひとりふせづるのきれぬ契とおもはましかば

シナヒ弦

〔新撰類聚往來 中〕弬絓シナヒヅル

〔大的體拜記〕一射手方文字　順弦シナヒヅル

〔武用辨略 三弓矢〕弦　順弦ト云ハ、藤放ノ弓ヲ、初テ張弦ヲ云也、

〔愚得隨筆 五弓矢〕順弦　順弦トハ、藤バナシノ弓ヲ張リ立ル時用ユル弦ナリ、太クシテ苧ヲ以テセキシ弦ナリ、

萬年弦

〔射學大成 一〕萬年弦之事　牛筋ヲ弦麻ノ中ヘ交ゼ、ヨリ合テ弦ヲ造レバ切ルコトナシ、白弦塗弦トモニヨシト云、試ベシ、

栴檀弦

〔藤葉栄衰記 下〕竹貫岩城佐竹ヨリ加勢之事

天正十七己丑十月廿四日ニ、竹貫中務大輔、人數五六百人手ニ付テ、皆ナ赤出立ニテ、強弓精兵ヲ勝テ、加勢ニ來給フ、中ニモ水野勘解由ガ狩俣ノ其間六寸餘リ有ル大弓ニ、栴檀弦掛ケ、二十間三十間ニテハ、人ノ頭ヲ切程ノ強弓ナリ、

副弦

〔古事記 中仲哀〕此時忍熊王、以難波吉師部之祖伊佐比宿禰爲將軍、太子〈○應神〉御方者、以丸邇臣之祖難波根子建振熊命爲將軍、故追退到山代之時、還立各不退相戰、爾建振熊命、權而令云息長帶日賣命〈○神功皇后〉者既崩故、無可更戰、卽絶弓弦、欺陽歸服、於是其將軍既信詐、弭弓藏兵、爾自頂髮中採取設弦、〈一名云宇佐由豆留〉更張追擊、

〔日本書紀 九神功〕爰伐新羅之明年〈○攝政元年〉三月庚子、命武内宿禰和珥臣祖武振熊、率數萬衆令擊忍熊王、〈○中略〉時武内宿禰、令三軍悉令推結、因以號令曰、各以儲弦藏于髮中、且佩木刀、

〔日本書紀 十一仁德〕二十二年正月、天皇語皇后曰、納八田皇女將爲妃、時皇后不聽、爰天皇歌以乞於皇后曰、于磨臂苫能、多免屢虛等太氐、于磋由豆流、多由磨免餓務珥、奈羅陪氐毛餓望、

〔古事記傳 三十一〕宇佐由弦は掛替に儲置弦なり、〈中略〉此御歌の意は、たとへば弓弦の絶たる時の掛替に、宇佐由弦のある如く、貴人の立る事かなはずなれば、后妃のまほしと願ふなり、

〔令義解 五軍防〕凡兵士、〈○中略〉每人弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、〈○中略〉皆令自備、

〔江家次第 三正月〕賭射　若弦斷者、垂袖跪地、取斷弦插懷中、以替弦掛之、當弓場柱張之、

〔源平盛衰記 二十八〕牧夜討事

加藤次、申ケルハ、殿原ハ宵ヨリ軍ニ疲タルラン、休給ヘ、景廉、荒手也、一當當テ見ベシ、健ナラン楯

実ヲ一人タビ候ヘ、其外柵二三枚柵ニ渡サントテ取聚テ、弓ノ替絃ヲ以テ筏ニ組、堀ニ打入テ、下略○

弦袋

〔倭名類聚抄 十三 弓劍具〕弦袋　唐式云、諸府衞士弦袋、由美都流布久路

〔運歩色葉集 津〕弦巻 不レ論不レ可レ着

〔庭訓往來〕弓者本重籐、塗籠、糸裏等也、加二弦巻一候畢、

〔塵添壒囊抄 三〕一支具事 付武具字事　弦巻　絃袋

〔易林本節用集 津 器財〕弦巻　韃 同

〔增補下學集 下二 器財〕縢　弦巻 上同　韃 上同

〔高忠軍陣聞書〕一弦巻はえびらの脇皮に付レ之、刀のさやへ引とをして矢をおふなり、弦まきのつけやう口傳あり、大小はこのみによるべき也、中のまるさは、刀のさやへ、くつ〳〵ととをる程に拵べきなり、弦巻をば昔はわらすべにてもまたる也、近年つゞらにてするを被レ用也、何にてするが本とは不定なり、

〔小笠原入道宗賢記〕つるまきの事、ゑびらの時は、こしかわのさきにつくる也、うつぼの時は、ふたのうちのつる袋に入べき也、下略○

〔弓張記 武家名目抄弓術四上所引〕つるまきの事、是はえびらに有物なり、弦袋はうつぼに有物なり、つるまきは、かたなのさやへいるやうに、えびらをおふなり、

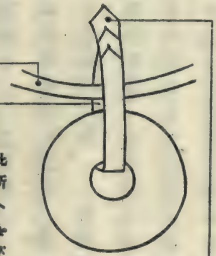
〔家中竹馬記〕一弦巻に弦を巻様は、本弭の弦輪よりまき始て、其まゝをし入て置也、弦巻付たるをば、刀の鞘を弦巻へ入て、うつぼを付るなり、又まふたぎの裏に、弦巻の様にしても可レ入、又弓袋に入たる弓に、掛替の弦を縣そへても持べし、

〔貞丈雜記 十一 武具〕一弦巻は、弦を巻きおく物也、今もみなくちといふ所にて作り出す也、古は皮にて

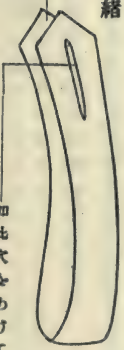
も作りし也、みなくちにて作るは、革のくきにて作る也、今の弦卷は、まんぢうを二ッ合せたる如く丸みあり、古の弦卷は、算盤の玉のごとく、杉形のやうにてありし也、中の穴もせばし、今のは穴廣過る也、

〔貞丈雜記十一武具〕一太刀に弦袋つるまきの事也、付るには、革を細く裁て、弦袋に通し、わなにして、そのわなに太刀の帶とりを通して、太刀をはく也、弦袋は、太刀のあし二つの間にあたる也、貞昌記に云、つる卷の革のひろさ五分程にして、かめいれにしてつけべし、かはさきを三つがしらにきれ、二つのさき寄り合へば龜甲に成て祝言也、太子なんどの誕生の時、つるまきの無之太刀を參らする事なかれ、不祝言也云々、

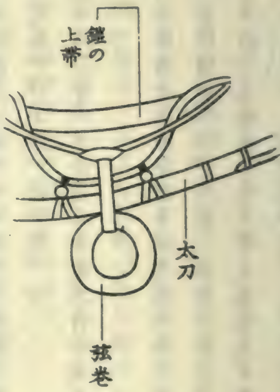
弦袋井弦袋緒之圖



弦袋緒



一弦袋、絃卷の事今は專ら江州水口細工の葛にて組たるを用ゆ、古は革にて作りし也、左右兵衛尉は赤皮、左右衛門尉は藍皮のつる袋を用ひし由、源平盛衰記に見えたり、いため皮にて下地を作り、赤皮藍皮にて縫ひ包む成べし



一弦袋の事、後三年合戰の繪に見えたるは、太刀の帶とりにもつけず、箙の緒にもつけず、別に弦袋に緒を付ておびたるやうに見ゆる也、右の繪のごとし、

一弦袋（弦卷の事也）を太刀に付る事、古は無位無官の者はせぬ也、位は從五位下以上、官は左衞門尉、右衞門尉、左兵衞尉、右兵衞尉などになりたる人はする也、衞府の官は淺位にて地下なれば、直人に紛るべきに依て、弦袋を給りて、左右兵衞尉は赤皮、左右衞門尉は藍皮の弦袋を付る由、長谷部信連が申ける趣、源平盛衰記（卷十三高倉宮信連戰の條）に見えたり、又陸奧に義家朝臣、武衡家衡等と合戰の由を、舍弟左兵衞佐義光聞て、禁裏守護の官を辭退し、弦袋を解て殿上に差置、潛に奧州へ下向せられし由、東鑑にみえたり、又青砥左衞門尉藤綱無官の時出仕には、木鞘卷の刀をさし、木太刀を持せけるが、叙爵（從五位下になる也）の後は、此太刀に弦袋を付たる由、太平記に見えたり、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕陸奧守義家朝臣、永保年中に、武衡、家衡等を責けるとき、義光は京に候て、かの合戰の事をつたへきゝけり、いとまを申て下らんとしけるを、御ゆるしなかりければ、兵衞尉を辭し申て、陣につゝる袋を掛て馳下けり、○（又見二源平盛衰記、吾妻鏡一）

〔平家物語 一〕殿上のやみうちの事

左兵衛のせう家貞と云者有、うすあをの狩衣の下に、もよぎおどしのはら巻、つる袋付たる太刀わきばさんで、殿上の小庭にかしこまつてぞ候ける、

〔御禊行幸服飾部類〕康治元十廿六、宇槐記云、瀧口調度懸十人淺黄狩衣袴也、俗呼曰權色黄衣、調度懸不挾尻、剝韉胡籙如常負、但以表帶自左肩紱卷、當胸結之、弓左持、以弦方爲表、

〔吉部秘訓抄 一〕一高野御幸供奉人行粧事

仁安四三十三、同記○經房卿記云、太上天皇令參詣高野聖廟給、○中略藤原經房、藏人、院判官代、○中略狩胡籙、○中略注加弓表帶弦卷小手等如例、

〔源平盛衰記 十三〕高倉宮信連戰事

信連ハ、○中略己レ等ニ物教ヘントテ云ケル、我朝ニ三種ノ神器ノ內ニ、內侍所ト申御事有リ、昔天照大神ノ御時、百王ノ末ノ帝マデモ、我御形ヲ見マヒラセントテ、移シ留御座御鏡也、サテ弦袋ト云ハ、又後ロノ內侍所ノ御貌ヲ形ドレリ、其故ニ百官悉ク朝ニ雖奉召仕、衞府ノ官ハ淺位ナレバ、地下ニシテ致奉公、直人ニ紛ベキニ依テ、內侍所ノ御貌ヲ學テ、弦袋ヲ賜テ、左右ノ兵衞尉赤皮、左右ノ衞門尉藍皮、是ヲ以テ侍ノ品ヲ知、

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年六月十八日辛未、六月十四日、宇治合戰、討敵人々、秩父平次五郎一人不知名

小笠原四郎一人付紱袋

〔太平記 三十五〕北野通夜物語事附靑砥左衞門事

報光寺○北條時宗最勝園寺、○北條貞時二代ノ相州ニ仕ヘテ、引付ノ人數ニ列リケル、靑砥左衞門ト云者アリ、○中略出仕ノ時ハ、木鞘卷ノ刀ヲ差シ、木太刀ヲ持セケルガ、敍爵後ハ、此太刀ニ弦袋ヲゾ付タリケル、

〔安齋隨筆前編五〕弦袋　或問、源義光、兄の義家、奥州後三年合戰の時、奥州へ下らんとて、左兵衛尉の官を辭せんがために、弦袋を殿上に解きおゐて、奥へ下りしといふは如何、答云、源平盛衰記高倉の宮合戰の時、長谷部信連が、弦袋の事を云し詞と、太平記に、青砥左衛門藤綱が叙爵して、木大刀に弦袋付しとあるとを合せ考るに、朝廷衛府の官人の弦袋は、私物にあらず、當色の公物と見へたり、當色とは上より調て下し給はる物を、すべて當色といふ也、されば義光、官を辭して奥へ下るに、弦袋は私物にあらず、公物なるゆへ、解置て返上して、奥へ下りたる也、弦袋卽ち今の弦卷也、足利公方の頃より弦卷とも云て、二名あり、一物也、

〔安齋隨筆後編十四〕弦卷　杉村三郎右衛門云、對馬州に八幡社あり、その神寶に弦卷あり、神功皇后の御物なりと云、銅にて作り、徑八寸計鰐口のやうなる物なり、

古事類苑

兵事部三十五

弓矢二

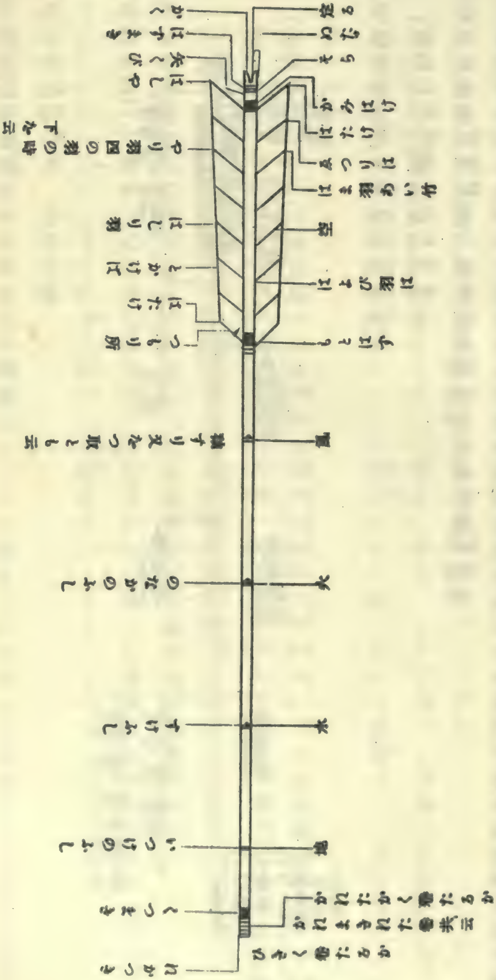
古事類苑

兵事部三十五

弓矢二

〔甲陽軍鑑 七品第十六〕弓箭之巻

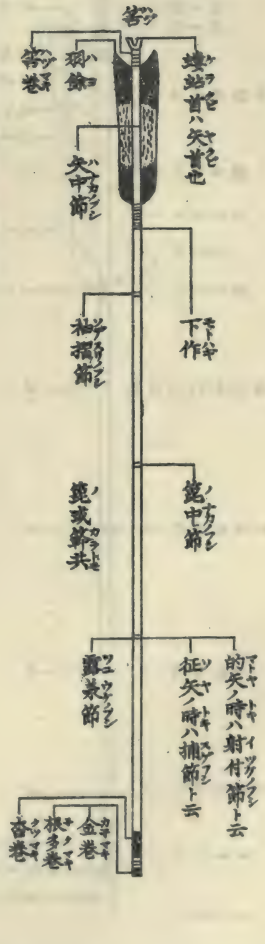
矢名所



箟

矢の名所如此、けらをかたどる故也、

〔武用辨略 三弓矢〕矢　名所之圖



〔新撰字鏡 竹〕箭公學反、上、箭莖也、也佐支、又也志利、

〔廣韻 三上聲 哿〕笴古我切、箭莖也、又公旱切、

〔倭名類聚抄 十三征戰具〕箭　釋名云、笶音矢、和名夜、其體曰幹、音幹、夜加良、

・〔箋注倭名類聚抄 五征戰具〕按古無笶字、笴字、源君從俗寫也、太平御覽引作笴、與此同、釋名云、矢指也、言其有所指向迅疾也、箭進也、幹言梃幹也、羽如鳥羽也、鳥須羽而飛、矢須羽而進也、鏑敵也、言可以禦敵也、鏃族也、言其所中皆族滅也、按說文、箭矢竹也、釋草、篠箭也、周禮注、箭篠也、太平御覽引字統曰、箭者、竹之別、大身小葉曰竹、小身大葉曰箭、是箭可作矢之竹也、爾雅、東南之美者、有會稽之竹箭、郭注、竹箭篠也、西山經、英山、其陽多箭䈅、皆是也、轉謂矢爲箭、方言、箭自關而東謂之矢、關西曰箭、郭注云、箭竹名、因以爲號、是也、旣謂矢爲箭、故竹名之箭、曰箭竹以別之、箭竹見戴愷之竹譜、劉逵吳都賦注、今本說文、脫竹字、作矢也、今依藝文類聚所引、說文、矢弓弩矢也、从入、象鏑栝羽之形、按周禮稾人注云、箭榦謂之稾、是古以幹爲之、說文、幹築牆耑木也、轉爲莖幹也、說文、鏑矢鏠也、按說文、鏃

利也、族矢鏃也、束之族族也、从㫃从矢、㫃所以標衆、衆矢之所集、二字不同、族字轉爲族類、後爲轉義所專、从金作鏃以別之、遂與訓利鏃字混也、

〔伊呂波字類抄　也雜物〕箭ヤガラ、射矢也、

〔運歩色葉集　乃〕箆矢ノヤ、不推羽矢事

〔倭名類聚抄　二十竹〕箆　唐韻云、箆音毘、和名乃、箭竹名也、

〔書言字考節用集　七器財〕簳ノ周禮註、箭幹謂之簳、　笴同出也　箆同

〔周禮註疏　四十一冬官考工記〕以其笴厚爲之羽深、註、笴讀爲藁、謂矢幹、古文假借字、厚之數未聞、笴古老反

〔夫木和歌抄　三十一増〕家集垣根雪　源仲正

やのはやすかきねの雪はつるの羽のもとじろにこそ消のこりけれ

〔本朝軍器考　四弓矢〕箆ハ、モト箭竹ノ名ニテ、箭簳ノ事ニハアラズ、然ルニ我國ノ俗、箭簳ノ事ニ、箆ノ字ヲ用ヒテ乃ト謂フナリ、箭ニヨリテ加良ト云ヒ、能ト云ベキ故實アレバ、其文字ヲ分チ用ヒシニヤ、

〔段注說文解字　五上竹〕箭、箭屬、小竹也、釋草曰、篠箭、周禮注曰、箭篠也、二京賦解曰、篠箭竹也、此云箭屬小異、从竹攸聲、先杳切、今字作筱、古音在三部、簜、大竹也、大射儀、簜在建鼓之間、注、簜竹也、笙簫之屬、按簜者竹名、以竹成器、亦曰簜、笙簫皆用小竹、而云簜者大之也、从竹湯聲、徒朗切、十部、夏書曰、瑤琨筱簜、禹貢文簜可爲幹、幹、弓人曰、凡取幹之道七、竹爲下、筱可爲矢、筱簜之用、不止於此、而此爲最宜、

〔尺素往來〕豐前弓者、屋形住人之所作、○中略征矢者、白箆、拭箆、或節陰、或黑漆、○下略

〔高忠聞書〕一笠懸がら、犬射がら、引目柄、これらをからと云べし、其外の矢どもをば、のと云字を入て、かぶらのから、かりまたのがら、四目の柄、征矢のから、けんじりのから、ぶんどうのからなど、いふべきなり、

〔岡本記〕一あらのといふ事は、たちたるの、まゝの事也、一のをたち候所をば、のまちと申也、

一のとるといふ事は、たいがい矢づかをさだめて、の、もとすゑをきりて、さてたむる事をいふ也、一同つめきるといふは、よくためて、のをほんの矢づかにつめきる事をいふ也、

〔安齋隨筆後編八〕一箆竹の事　箆竹は、二年竹を片うきすと云、三年を强箆と云ひ、二年にならざる竹を諸うきすと云といへども、さにてはなし、乍然近代の矢師、皆如此覺悟し居ゆへ、竹は五月生じて、來五月迄にて、月數は一年にして、二年竹也、今年の五月に生じたる竹を、來八月切たるを片うきすと云、今年の五月に生じたる竹を、三年目の八月切たるを諸うきすと云、今年の五月生じたる四年めの八月切たるを、三年竹の强箆と云、年久しき竹ほど目おもし、矢尺に切て、一ケ年に一錢宛のおもみを増といふ事、舊記に出たり、

〔萬葉集七譬喩〕寄草
淡海之哉、八橋乃小竹乎、不造矢而、信有得哉、戀敷鬼乎、

〔毛吹草三〕備後　矢箆　島箆竹

〔藝備國郡志上安藝土産〕箭幹竹　出于安南郡海上竹嶋、矢人取之造箭、兵器之内、特所爲用也、

〔射學大成二上〕箆竹出所之事　延喜式ニハ、山城、河內、攝津ノ國ヨリ出ルトアリ、和歌物語等ニハ、近江矢橋、信濃知久ナドヨリ出ルトアレドモ今ハ出ズ、山城河內、竹ノ性尤ヨシ、三河筑手、駿河宇津ノ谷、信州下伊奈郡、伊豆相摸甲斐奥羽兩國等、竹ノ性何レモヨシ、サレドモ前々心掛置ザレバ用ヲナシ難シ、何ノ國ニテモ、三方ヨリ日ヲ受ル場處ニ立タルハ、竹スナホニシテ節低シ、片岨ナル處ハ、根ノ方曲リ、片日ザシノ所ハ、竹ノ肉、片側厚ク、カタ側ウスシ、扨箆竹、生ヒ立セ樣ハ、其場一面ニ竹ヲ伐拂ヒ、所々ニ種竹ヲ殘シ置キ、三年目、或ハ四年目、其好ニヨリテ切ベシ、年數揃ハザレバ、太サモ重サモ揃ハズ、若竹ハ弱ク、古竹ハ割ルヽ、如斯ノコト職人方ノ業トシテ、武士ニ心掛アル人少シ、

塗箆

○按ズルニ、本文ニ箆竹出所ノ事ヲ、延喜式ニハ、山城河内攝津ノ國ヨリ出ルトアリトアルハ、民部式ニ柳箆ノ熬笴、漉籠等ノ料竹ヲ、山城河内攝津ノ三國ヨリ送ラシムトアルヲ、矢竹ト誤レルナルベシ、

〔柳葊雜筆〕江州滋賀郡松本と云處に、松本民部少輔の舊居あり、五段許の地に三方土手の形殘りて、其上に箭竹を栽たり、松本は吉田上野介重賢の末子にて、射藝を好むが故に、これを伐取て沙にて磨き、自これを矧て用ひしとなり、されば松本が細工の書とて相傳せし人あり、箭ごしらへのことをくはしく記したりと、日夏繁高の隨筆にみえたれば、松本を通行し度ごとに、土人に問に知たるものなし、享保に日夏が見し時より、すでに百年に餘れば、箭竹も伐盡し、跡なくなれるにや、

〔日本書紀一神代〕天照大神、〈○中略〉背負千箭之靫、〈千箭、此云知能梨、〉與五百箭之靫、〈○下略〉

〔古事記上神代〕爾天照大御神、〈○中略〉曾毘良邇者、負千入之靫、〈訓入云能理、下效此、自曾至邇以音、〉附五百入之靫、

〔古事記傳七〕千入、書紀には千箭と書て、此云知能梨とあり、〈○中略〉かゝれば、千箆入の意なり、五百入も准へて知べし、〈伊は略く例常多し〉

〔出雲風土記大原郡〕屋裏郷、郡家東北一十里一百六十歩、古老傳云、所造天下大神、〈○大國主神〉令殖笑給處、故云矢內、〈神龜三年、改字屋裏、〉

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、〈○註略〉箭四具、〈○中略〉各五十隻爲一具、〈○中略〉箆二百廿隻、〈廿隻損分、大和國、十一月以前進納、〉

〔伊呂波字類抄奴雜物〕塗箆〈ヌリノ〉

〔飾抄中〕一箭　箆　黑漆細能見也

〔愚管抄五〕大將軍淸盛は、ひた黑にさうぞきて、かちの直垂に、黑革おどしの鎧に、ぬりのの矢おひて、〈○下略〉

青箆　節景

〔源平盛衰記三十二〕法皇自天台山還御事
義仲ハ、赤地錦直垂ニ、塗籠ノ矢負テ、略○中笠符ヲ左右ノ袖ニゾ付タリケル、
〔五武器談源平盛衰記〕塗籠の矢は、箆を漆にてぬりたる矢なり、
〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事
阿波國住人新居紀四郎宗長、略○中黒塗ノ篦ノ十四束ナルヲ、只今漆ヲチヽ削ノケ、新居紀四郎宗長ト書付テ、舳屋形ノ前、ホバシラノ下ニ立テ、暫固テ兵ト放ツ、
〔岡本記〕一あをのと申候事は、ほんぎにあらず、たゞしさいくのいげうなり、
〔運歩色葉集〕節景フシカゲ矢
〔武用辨略三弓矢〕箆　節影ト云アリ、又銹陰ニ作、此ハ拭箆ニシテ、其内節々カスリ黒メテ、雲取タルヲ云、或書ニ曰、陰陽ノ陰ヲ象ト云々、非也、
〔佐竹宗三聞書〕一くだふしかげは略儀の矢也、但彼矢にて御的被勤例ありと云々、くだふしは上下おなじ色に三ぶせにぬる也、　一節影をこき色にぬりたるをば、きつふしと云、うすくぬりたるをうすふしと云、是等の矢長さ三ぶせにぬる也、少の短長はくるしからず、三ぶせより長は、作の矢にてあるべからず、指三さしのべて、一下のきたみめにくらぶべし、中三のゆびのきたみの事也、此寸法秘説あり、　一長節影と申も、三ぶせの事也、　一小節影と申は、ふしの下に丸やうにぬかりたる矢也、略儀也、
〔四季草一射藝〕ふしかげの事　一ふしかげは、唯矢箆のかざりにするにあらず、箆の芽をかきて取たるあとのくぼき所より、箆は乾わるゝものなり、これによりて、ひわれぬさきに、其所にうるしをためてぬり置けば、うるしが陰になる故、日をよけて、ひわれぬ也、されば節陰とは名付たる也、後にはたゞかざりの如くなりたり、ふしかげにさま〴〵の品出來たり、弓法私書に、ふ

白箆

しかげに小ぶしかげと云は、節のきはを少ぬりたるを云也、又長くぬりて、ざつとゝめたるをば管ふしと云也、又長くぬりて、とめをうすくぬりたるをば長ふしかげと云、これを長ふしかげと云はいかゞ、これは本のふしかげとりたる也、こふしかげの矢をば、御所的の時は射ざる也、くだふしをば、御的の時も用る也、こふしかげは略儀也と見えたり、

〔高忠聞書〕一征矢のこしらへ様の事、箆にはふしかげをぬるべし、一とがり矢の事、ふしかげをぬるべし、

〔今川大雙紙〕一ふしかげ執たる矢を、取て見るに、節陰の上、努々執べからず、

〔今昔物語二十八〕東人通花山院御門語第三十七

年卅餘計ノ男ノ、○中略節黒ノ胡籙ノ鷹胯ニ並、征矢四十許著タルヲ負タリ、

〔武器考證二〕節黒ノ胡籙トハ、節黒ノ矢ヲ差タル箙ヲ云ナリ、節黒トハ、フシカゲヲヌリタルヲ云、

〔宇治拾遺物語六〕三十ばかりの男の鬢黒きが、○中略ふしぐろなるやなぐひ、かは巻たる弓もちて、○下略

〔太平記十二〕公家一統政道事

宮○護良親王ハ、○中略白箆ニ節陰計少塗テ鵠ノ羽ヲ以テ矧ダル征矢ノ、三十六指タルヲ筈高ニ負成、○下略

〔布衣記〕一弓矢事、○中略矢、黒うるしにさはすや、羽は鷲の羽、上指白箆、羽鷹羽、○中略一弓しこも矢も、主にあいにたるやうにこしらへるなり、矢の箆、上ざしまでは白箆たるべきなり、

〔高忠聞書〕一つねの四目がらは、白箆たるべし、一かぶらや、矢のこしらへ様の事、○中略一箆は

こらのたるべし、はずはふしはずなり、こら箆本なり、但はずのなり、例式にはかはる也、一かりまたのからの事、略○中白箆本なり、

〔貞丈雜記弓矢十〕一こら箆は、こがしも、さわしもせざる也、色白きなり、

〔參考保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事
京師本、杉原本、鎌倉本、半井本、幷云、彼爲朝、略○中上矢ノ鏑ハ、略○中鏃ハ白箆ニ、山鳥ノ羽、鶴ノ霜フリヲ合ハギニ、本四立ニシテハギタリ、

〔平治物語一〕源氏勢汰事
中宮大夫進朝長ハ十六歲、略○中白箆ニ白鳥ノ羽ニテ作タル矢負、略○下

〔承久記下〕宇都宮四郞ガ臥タリケル甲ノ鉢ヲ射ケヅテ、縫樣ニ鉢付ノ板ニシタヽカニ射立タリ、白箆ニ山鳥ノ羽ニテハギタル、矢ジルシシタリケル、

三年竹箆

〔保元物語二〕白川殿義朝夜討被寄事
爲朝、略○中三年竹ノ節近ナルヲ少シ押磨テ、山鳥ノ尾ヲ以テ剝タルニ、七寸五分ノ丸根ノ、箆中過テ箆代ノ有ヲ打クハセ、暫シ持テ兵ト射ル、

〔太平記十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事
秀鄕ハ、一生涯ガ間、身ヲ放タデ持タリケル五人張ニ、セキ弦懸テ嚙ヒ濕シ、三年竹ノ節近ナルヲ、十五束三伏ニ拵ヘテ、鏃ノ中子ヲ筈本迄打トホシニシタル矢、只三筋ヲ手挾ミテ、今ヤ〳〵トゾ待タリケル、

拭箆

〔增補下學集下二器財〕拭箆ノゴヒノ

〔武用辨略弓矢三〕箆　拭箆ト云ハ、漆ニテ塗拭タル故也、

〔貞丈雜記弓矢十〕一のごひ箆はしら箆を、赤ウルシニテウスクヌルナリうるしにてのごひたる也、

〔高忠聞書〕一一手玄んどうを、さうにこしらゆる時は、のごひのにする也、其時ははぎめあかうるしにぬりて、いとめばかりは黒くぬるなり、是は略儀なり、　一一手四目、〈略○中〉これもさうにこしらゆる時は、のごひ箆にもするなり、　一的矢のこしらへ樣の事〈略○中〉一のごひ箆にもする也、但略儀也、圈的などの時は、くるしからず、それも玄きのくじまとなど、又は百手などの時は、のごひ箆にては射まじきなり、御所的などの時は、申に及ばず、不可然也、

〔佐竹宗三聞書〕一御所的拭箆の矢にて被勤例ありと云々、

焦箆

〔大的體拜記〕一射手方文字　焦(コガシノ)箆

〔武用辨略〈弓三矢〉〕箆　焦箆ト云ハ、火ヲ以炮(ハウ)色(シキ/ヒイロ)ヲ著タルナリ、火色、炙箆ナド云シモ同品也、

〔貞丈雜記〈弓十矢〉〕一こがし箆は、わら火を燒て、少こがして色を付る也、　一焦箆の事、小笠懸引目のからに用ゆる也、箆を不殘こがしたるにあらず、射御拾遺抄云、こがしのを用ゆ、こがし樣、ふしかげの如し云々、射手方聞書云、からは、こがしのと申て、玄ら箆を、ふしかげ取たる樣に火にて少しこがす也云々、〈フシノ上ノ所バカリ、火ニテフシカゲノ如クコガシテ、外ハ白クシテ置也、〉

〔高忠聞書〕一つねの四目がらは、白箆たるべし、〈略○中〉又こがし箆にもするなり、略儀なり、　一小笠懸の矢のこしらへ樣の事、箆はこがし箆なり、

澀箆

〔易林本節用集〈左器財〉〕澀(サハシノ)箆

〔書言字考節用集〈七器財〉〕澀(サハシノ)箆〈又作二醂箭一、矢幹之制、〉

〔武用辨略〈弓三矢〉〕箆　澀箆トハ、泥ニ沈テ、黑キ色著タル物ニテ、麤略也、是ヲ涅(クロノ)箆共云、

〔貞丈雜記〈弓十矢〉〕一矢に、さわし箆と云は、拭箆にして、ふしかげを取たるを言也〈箆を赤うるしにてぬりて、黑うるしにて、ふしかげをとる也、今世のさわし箆は、昔はなきもの也、一名さび箆とも云也、〉　一さはし箆の事、前に注せしは少し誤なるべき也、箆、黑漆にてつやなく、さつと薄くぬりたるべし、ふしかげを取る時は、黑うるしにて、つやあ

るやうに、こくぬるを云なるべし、○中略一さび箆と云は、さはし箆の事也、さはし箆は拭箆(ノゴヒノ)にして、ふしかげとりたる也、サハシノ、ハジチ反切(カヘセ)ベ、ヒトナル也、依之サハシノチ、サビノトモ云、節の上を漆にて薄くぬる故、さびさせたる心なり、

〔高忠聞書〕一一手ゑんどうのこしらへ樣の事、箆はさはじのたるべし、ふしかげをとりてぬるべし、一かぶらのからを、箆をさはしもする也、のごひ箆にもする也、一的矢のこしらへ樣の事、さはし箆たるべし、

〔岡本記〕一かりまたがら、さはしのにする事は、これゑらのを、ひしてする心也、ほんはゑらのなり、條々口傳有、一かぶらをも、さはしのにする事あり、これもたゞひしての心也、猶口傳これあり、

柳箆

〔延喜式二十三民部〕凡兵庫寮造箭、柳箆。四百廿隻、隼人司油絹料二百隻、並仰大和國、每年交易令送、以箭箆時採取乾、簡強好、價幷運賃、並用正税、其熬筒灑籠等料竹、令山城河內攝津等國送、

〔四季草射一藝〕柳を矢箆に用る事　按ずるに、柳の木にて矢箆を作る事、木性ゑなやかにして、輕くして宜かるべし、是を造るは、兵庫寮のつかさどり成べし、それを隼人司の官人受取て用るに、油を絹に付て拭成べし、柳箆、燥けば折やすかるべきに依て、油を付て潤す成べし、唐土の矢を見し事ありしに、是も柳の木を削りて、箆にしたる物也、根の方ほど少細し、是にては矢行宜しかるべし、唐土にても、柳のみ用るにあらず、竹をも用る也、此方にても、古へ柳のみにはあらず、竹箆の事、日本紀に見えたり、今は竹箆のみ用て、柳箆をば知りたる人少き故、これを記す也、やなぎとは、矢の木といふ事なるべし、なトのト通音なり

射付節

〔貞丈雜記十弓矢〕一矢のすけ節を、射つけの節と云事、的矢にかぎりたる事也、常の矢にいふべからず、弓禮秘傳書に見たり

箆カヅキ

〔平治物語二〕待賢門軍附信賴落事

鎌田兵衛政○家不延ト、十三束取テ番ヒ、能引テ兵ト射ル、重盛ノ射向ノ袖ニハタト中テ飛返ル、鎌テ二ノ矢ヲ射タリケレバ、押付ニ丁ト中リテ、篦カヅキ砕ケテ跳返レリ、

〔貞丈雜記弓十矢〕一のじろのかづきと云は、かりまた、けんじり、とがり矢などの類の根の、矢がらのこぐちをうくる所を云也、



のじろとは、篦代と書也、矢の根のなかごの事なり、

〔太平記三十〕笠置軍附陶山小見山夜討事

三河國住人足助次郎重範、○中略三人張ノ弓ニ十三束三伏、篦カヅキノ上マデ引カケ、暫堅テ丁ト放、

〔道照愚草〕一矢じるしの事、うるしにて名乘計をちいさく可書之、じるしの所は、例式のごとく羽中三方にすべし、又は本はぎと、おつとりのふしとの間、走羽のとをりに可書之、又は、くつまきの三ぶせをきて、是も走羽のとをりに可書之、名乘の下の字と、書とめの間、くつまきのきわより三ぶせなり、羽中には三方に可書之、其外は一所也、走羽のとをりに可書也、又官途氏などは不可書之、名乘計二字可書之、摠別矢じるしの在所は三所也、何の所に可書とも、其主の心に可任之也、我おい矢以下の矢じるし同前也、

〔了俊大草紙〕一矢印は、何にてもあれ、矢の羽よ中にする也、上方の御調度には、矢印をせられぬ間、何にても私の矢印を可仕也、

〔甲陽軍鑑品第十六七〕弓箭之卷　一矢印といふは、かみにて、きより、右に中糸を、二つに折て、其分に書也、外かけの羽のとをりなり、それは名乘ばかり書、本にてきには主人の名をかきみもとにて、きも右の糸たけをき候て、其名を書べし、○中略　一矢印の書樣、硯を洗、かつきのかはにて硯水を入、硯を洗日は、七月七日と矢印の時ばかりと云り、硯に耳のあかを入、墨にすりませ書物也、此子細は人の血にて矢印落ぬ故也、是により耳攪、硯の道具に入也、置樣は繪圖にあらはす也、其時右筆はさやを軸へこきさげ、其上にて書物也、起請文も同前たるべし、依之常には嫌者也、筆の軸も白軸が本也、黑軸は愆に執也、

〔貞丈雜記弓矢十〕一矢しるしの事、○中略貞丈按るに、矢印書所は、羽中、おとりの節、すげ節也、書くには燒繪焼印の事にもする、漆にても書く、墨にてもかく、小刀の先にても書く也、又書所、羽本一寸許のけても書、沓卷より上にも書く也、又國所主の官名字それの內諱と書くはわろしと云は、的矢など常に射る矢の事也、是は名乘計書べし、軍陣の征矢には國所主の名字以下書く事苦しからず、其故は敵に知らせんが爲也、犬追物の時の矢しるしに紋を書く事は、人馬に我名をよませまじき爲也とぞ、紋とは家の定紋を云にあらず、何にても心覺を繪がく也、

〔吾妻鏡一〕治承四年十一月廿六日甲戌、山內瀧口三郎經俊、可被處斬罪之由、內々有其沙汰、彼老母武衞(源賴朝)御乳母聞之、爲救愛息之命泣參上、○中略武衞無殊御旨、可進所預置鎧之由被仰、實平、實平持參之、開櫃蓋取出之、置于山內尼前、是石橋合戰之日、經俊箭所立于此御鎧袖也、件箭口卷之上、注瀧口三郎藤原經俊、自此字之際切箆、乍立御鎧袖于今被置之、太以揭焉也、仍直令讀聞給、尼不能重申子細、拭雙淚退出、

〔長門本平家物語十六〕武藏國住人秩父末葉畠山莊司次郎重忠、○中略大中黑の征矢の箆に、やきゑをしたるをおひたりけり、

羽

〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事

三浦義盛、十三束二伏ノ白箆ニ、山鳥ノ尾ヲ以矧タリケルヲ、羽本一寸バカリ置テ、三浦平太郎義盛ト燒繪シタリケルヲ、能引テ兵ト放、〇中略阿波國住人新居紀四郎宗長、〇中略黑塗ノ矢ノ十四束ナルヲ、只今漆ヲ、チト削ノケ、新居紀四郎宗長ト書付テ、舳屋形ノ前ホバシラノ下ニ立テ、暫固テ兵ト放ツ、

〔承久記下〕宇都宮四郎ガ臥タリケル甲ノ鉢ヲ射ケヅテ、縫樣ニ鉢付ノ板ニ、シタヽカニ射立タリ、白箆ニ山鳥ノ羽ニテハギタル矢ジルシシタリケルガ、眞ニ大ナリケル、宇都宮四郎、甲ノ鉢ヲ被射テ不安思ヒ、起揚テ見レバ、信濃國住人福地十郎俊政ト矢ジルシアリ、十三束三伏ゾ有ケル、宇都宮四郎頼成ト矢ジルシシタル、是モ十三束二伏有ケルヲ以テ川端ニ立テ、能引テ丙ト放ツ、

〔太平記十六〕本間孫四郎遠矢事

本間〇重氏弓杖ニスガリテ、其身人數ナラヌ者ニテ候ヘバ、名乘申共、誰カ御存知候ベキ、但弓箭ヲ取テハ、坂東八箇國ノ兵ノ中ニハ、名ヲ知タル者モ御座候ラン、此矢ニテ名字ヲバ御覽候ヘト云テ、三人張ニ十五束三伏、ユラ〳〵ト引渡シ、二引兩ノ旗立タル船ヲ指シテ、遠矢ニゾ射タリケル、其矢六町餘ヲ越テ、將軍〇足利尊氏ノ船ニ雙タル、佐々木筑前守ガ船ヲ、箆中過通リ、屋形ニ乘タル兵ノ、鎧ノ草摺ニ裏ヲカヽセテゾ立タリケル、將軍此矢ヲ取寄セ見給フニ、相摸國住人本間孫四郎重氏ト、小刀ノサキニテ書タリケル、

〔大友記〕元就文司之城責事附立石原合戰事

戸次伯耆守〇鑑連ハ、カチ武者八百騎、手ニ弓ヲモタセ、矢ヲマイラセ候、戸次伯耆守ト朱ニテ書付、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕箭　釋名云、〇中略旁曰羽、〇注略

〔伊呂波字類抄波雜物〕羽箭ハ傍曰羽

〔尺素往來〕征矢者、○中略付鷲大中黑、鵰逆切符、鵠霜降、鴾本白、鴘焦羽、山鷄尾等、

〔本朝軍器考四弓矢〕凡羽ノ文ヲ我朝ニハ符トシルシ、又生ノ字ヲモ用フ、オモフニ、モトハ文ノ字ヲ用ヒテ、聲ノマヽニヨビシヲ、後ノ俗カクハ誤レルナルベシ、石打、中黑、大小切符、本白、護田鳥尾ナドハ、古代ヨリ聞エシ物也、是等ヲ始テ、其名特ニ多ケレド、本白、中白、妻白、本黑、中黑、妻黑、切符、護田鳥尾等ノ外ニ出ル事ナシ、世ニ羽形羽揃ナドイヒテ、昔ヨリ圖ニエカキシ物アリ、僧雪村ガ繪ガキシ物ハ、某ガ家ニモ傳ヘタリ、其中石打トイフハ、モト鷹尾ノ名所ニテ、中黑、切符、本白ナドイフ類ハ、羽ノ文ヲモテ名ヅケシ也、字須倍乎、又字須倍布ナドイフヲ世ニハ鷹ノ字ヲ用フルニヤ、源平盛衰記ニハ、コト〳〵ク護田鳥尾トカキタリ、倭名鈔ニ、爾雅集注ヲ引テ、鴇一名ハ澤虞、即護田鳥也、倭名ハ於須賣止里トイフヨシ見エタレバ、モトハ於須賣乎、於須賣布ナドイヒシヲ、後ニカク轉訛シナリ、コレハ小鳥ノ尾ノ、彼護田鳥ノ文ニ似タレバ、カクイヒケル也、

〔高忠聞書〕矢の羽たけの事、四寸本なりといへども、是は子細ありて申事也、矢によりて見はからひてつくべし、そやなどの羽たけは、五寸あまり可然候、さて笠懸がら、犬射がらの羽たけは、四寸一二分可然、かねの定たるべし、○下略

〔四季草一射藝〕するもぎの事



此方なスルモギト云

するもぎの事を、今はかいがたと云、是矢工の詞也、射手方に不用也、

〔安齋隨筆後編十五〕羽くさひと云は、羽の重りたる所、羽にくせあるものなり、眞鳥羽は一くさひとは、羽を一ッきりすつる也、雜羽は三羽切すつる也、さすれば羽屛風なく、直になるなり、

〔今川大雙紙〕一矢に不付羽の事、鷹ふくろふ、さぎの羽を付べからず、一矢の羽の事、上はやり羽、前はゆすり羽、今一ッはとがりと云也、矢の羽の長さは四寸也、的矢の羽たけは、六寸也、

〔岡本記〕一矢にはがぬ羽の事は、とび、ふくろふにはとり、あをさぎ以下也、たゞし口傳あり奥にも

鷲羽

猶書也、一には鳥、ふくろう、とび、あをさぎなどは、總じて矢につくる事なし、たゞし、あをさぎ、ふくろうなどは、矢によりて一色づゝにつき候也、

〔四季草射一藝〕矢の羽をひきやくばなに取ると云事　一ひきやくばなの事、秘傳也と云說あり、秘傳もなき事也、本間流開書云、角鷹の羽をば、さきに白みのふかくある樣にとるべし、是をひきやく花にとると云也、射御拾遺抄に、鷹の羽は、かぶらにも用べし、ひきやくばなを羽さきへとるべしとあり、按ずるに、ひきやくばなとは、ひさごばな也、ひさごといふは、ゆふがほの事なり、田舍にてふくべとも云物也、ひさごの花は白き物なる故、古は白き物のたとへには、ひさご花をいひし也、○中略鷹の羽を矢にはぐに、羽さきに白き所のある樣に羽どるゆへ、ひさご花にとると云也、ひさごといふ詞轉じて、ひきやくとなりたる也、水を汲むひさごをも、ひきやくといふ、同じ例なり、

〔古事記上神代〕亦鳴鏑射二入大野之中一、令レ採二其矢一、○中略其矢。羽。者、其鼠子等皆喫也、

〔高忠聞書〕一一手きんどうのこしらへ樣の事、○中略羽は眞鳥羽たるべく候、一つねの四目がらは白箆たるべし、○中略羽は眞羽。を付べし、一征矢のこしらへ樣の事、○中略一羽は眞羽。本也、切符中黑其外何をも眞鳥の羽を付べし、

〔貞丈雜記十弓矢〕一矢の羽に眞羽と云は、わしの羽の事也、わしに大鳥あり小鳥あり、大鳥は鵰の字也、小鳥は鷲の字也、惣名を鵰といふ、矢の羽には尾を用る也、用害記に云、大鳥羽は十四枚、小鳥羽は十二枚也云々、是尾の羽數の事也、又いそわしと云は、海邊にすむわし也、眞羽に、石打、切符、妻黑、中黑、本黑、黑津羽、雪白、中白うすべおうすべうともいふかすお等の品有、

〔倭訓栞前編二十九〕まば　矢にいふ、眞羽の義、鷲の羽をいふ、其潔白にして、中間黑文あるを中黑と號し、羽の上下黑斑文にして、中の白を中白と稱す、西土にも、箭羽は、わしを上とし、たかを

次とす、一說に鷹の羽也といへるは、熊鷹を指り、新撰字鏡に鷲をよめり、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　烏漆叙一具（中略納鵰羽麻利箭五十隻）　白播磨胡祿七具（中略一具納鵰羽箭五十隻）

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　箭七百六十八隻（長二尺四寸、鏃䥫箭、以鷲羽作之、以雜丹漆畫之、○中略）箭七百六十八隻（以鷲羽作之○中略）鷲羽八百枚、

〔小右記〕寬仁三年七月廿五日庚辰、鷲羽五十枚、進送造伊勢神寶行事所、依先日廻文也、

〔西宮記臨時四〕賭弓　射手舍人中儀、左鷲羽、右肅愼羽、

〔桃華蘂葉〕一衛府具足事　一箭　水精筈、鷲羽をはぐ、以紅梅紙若白紙卷之、

〔源平盛衰記三十五〕巴關東下向事

巴ハ、（○中略）廿四差タル眞羽ノ矢ノ、射殘シタルヲ負、重藤ノ弓ニセキ弦カケ、（○下略）

〔吾妻鏡十〕文治六年（○建久元年）十一月十三日癸亥、新大納言家御別進以伊賀前司仲教、被付御解文（入函被封之）於戶部、戶部又付左大丞（定長）被奏覽云云、　進上　砂金八百兩　鷲羽二櫃　御馬百疋

右進上如件　建久元年十一月十三日　源賴朝

〔蝦夷行記〕蝦夷產物　鷹　鷲（眞羽うすびやう　かすげ）

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　漆播磨胡祿九具（中略一具納白羽箭五十隻）

〔雅亮裝束抄二〕むくらんぢは、けびいしのべたうのきるものなり、それもきるをりあり、だいりせうまう、かぶりに、かしはばさみして、しらはのやに、とがりやふたつさしておふなり、

〔世俗淺深秘抄上〕一行幸夜、若召仰以前、有陣中火事者、次將須帶平胡籙、（○中略）即永保三年十一月一日之爲房卿之記、具註其由、解馬唐尾、帶白羽矢由云云、

〔平治物語一〕源氏勢汰事

中宮大夫進朝長ハ、（○中略）白箆ニ白鳥ノ羽ニテ作タル矢負、（○下略）

〔貞丈雜記弓矢十〕一白鳥の羽にてはぎたる矢といふは、はくてう（くゞゐと云鳥也）の羽の事にはあらず、白き眞鳥の羽といふ事を略して、ゑらどりの羽といふ也、白眞鳥と云は、白鷲の事也、眞鳥とはわしの事、さればわしの羽を眞鳥羽とも、眞羽とも云也、

〔源平盛衰記十四〕三位入道入寺事

競〇渡邊ハ瀧口ノ名殘ヲ惜ミケルニヤ、白羽ノ矢ヲゾ負タリケル、

〔長門本平家物語十六〕梶原源太景季、てうめゆひの直垂に、薄くれなゐ緘の胄著て、づ。ま。し。ろ。の征矢おひたり、

〔保元物語一〕官軍方々手分事

大將〇宇野親治ト思敷者、カチンノ直垂ニ、藍白地ヲ黄ニ返シタル鎧著テ、黑。羽。ノ矢負、〇下略

〔平治物語一〕源氏勢汰事

武士ノ大將左馬頭義朝ハ、〇中略黑羽ノ矢負、節卷ノ弓持テ、〇中略日花門ニゾ引立タル、

〔長門本平家物語八〕三井寺の惡僧、筒井の淨妙明春といふ者、〇中略く。ろ。つ。ば。のそや、廿四さしたるをかしらだかにおひなして、七曲したるくろぬりのゆみもち、〇下略

〔四季草射藝一〕黑津羽の事　一黑津羽と云は、津の字に何もいはれはなし、只詞也、あまつ風、沖津白浪などの津の字の如し、たゞ黑き羽の事也、或説に、こうの黑ほろの事也と云、又は鵠の黑羽の事也とも云、これらはこうの黑ほろ、鵠の黑ほろにて、眞の黑つ羽にはあらず、本間流聞書に、今小鳥羽とて、十二あるをば、からわしとて下也、大鳥羽とて、十四あるをば、眞鳥羽とて上也、からわしのほろをば、黑つ羽と云也と見えたり、是眞の黑つ羽也、源平盛衰記に、賴政の水破といふ矢は、黑鷲の羽にてはぎたる由見えたるは、からわしの黑ほろにてはぎし成べし、即黑津羽也、

〔源平盛衰記二十一〕小坪合戰事

武藏國ノ住人、綴黨ノ大將ニ、太郎五郎トテ、兄弟二人アリ、共ニ大力也ケルガ、太郎ハ、〇中略廿四差タル黑ツ羽ノ箙、四尺六寸ノ太刀ニ、熊ノ皮ノ尻鞘入テゾ帶タリケル、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

水破ト云矢ハ、黑鷲ノ羽ヲ以テハギ、兵破ト云矢ヲバ、山鳥ノ羽ニテハギタリ、

〔運歩色葉集津〕妻黑征矢(ツマグロツヤ)

〔源平盛衰記二十〕石橋山合戰事

與一、〇佐奈田其日ノ裝束ニハ、〇中略妻黑ノ箙負、長覆輪ノ劒ヲ帶ケリ、

〔雲州消息中〕一日供奉行幸之間、忽依無靫、令申案内也、胡籙借用源中將中黑侍、

〔武器考證十八〕中黑トハ、中黑ノ胡籙ナリ、中黑ノ羽ヲハギタル矢ヲサシタル胡籙ノ事ナリ、

〔保元物語二〕白川殿義朝夜討被寄事

中務少輔重盛、〇中略廿四差タル中黑ノ矢負、二所藤ノ弓持テ、黃河原毛ナル馬ニ乘、〇下略

〔保元物語二〕義朝白河殿夜討事

四郎左衞門、〇源賴賢是ヲ聞モトガメズ、則西ノ川原ヘ出向、〇中略廿四差タル大中黑ノ矢、頭高ニ負ナシ、〇下略

〔平義器談義經記〕一大中黑の矢の事　鷲の羽の上下は白く、中は黑きを中黑の羽といふ、黑みの大なるは大中黑、又黑みの小きは小中黑なり

〔源平盛衰記二十八〕源氏追討使事

六人ノ大將軍、各一色ニ裝束シテ打立給ヘリ、〇中略大中黑ノ矢ニ、滋藤ノ弓持テ、雪ヨリモ白カリケル蘆毛ノ馬ニ、螺鈿ノ鞍置テ乘給ヘリ、

〔太平記 六〕關東大勢上洛事

長崎悪四郎左衛門尉ハ、○中略三十六差タル、白磨ノ銀筈ノ大中黒ノ矢ニ、本滋籐ノ弓　眞中握テ、小路ヲ狹シト歩マセタリ、

〔源平盛衰記 三十五〕高綱渡宇治川事

景季○梶原ガ裝束ニハ、○中略滋籐ノ弓ノ中ヲ取、廿四差タル小中黒ノ矢負、○下略

〔增補下學集 下二器財〕切符キリフノ羽

〔飾抄 中〕一符　羽　大將已下次將切生、中院大理物具問答抄、切生、摺尾注之、摺尾有御加點、

〔保元物語 一〕官軍方々手分事

基盛宇治路へ向フニ、○中略切符ノ矢ニ、二所籐ノ弓持、黒馬ニ黒鞍置テゾ乘タリケル、

〔平家物語 七〕さねもりさいごの事

齋藤別當さねもりは、○中略廿四さいたるきりうの矢をひ、しげどうの弓持て、れんせんあしげなる馬に、金ふくりんのくらおいて乘たりけるが、○下略

〔平義器談 義經記〕一きりうのそやの事

きりうは、きりふ也、詞にはきりうと云なり、切生、切符、切府など、書ども、切文と書をよしとす、文とは羽の文なり、鷲の羽、黒白の文のきれわかれ、あざやかなるを云なり、切文に品々あり、

〔長門本平家物語 十六〕河越太郎重頼、○中略大きりふの征矢のうはやに、あまのをもてはぎたるをおひたりけり、

〔易林本節用集 伊器財〕石打征矢イシウチノソヤ

〔武用辨略 三弓矢〕羽　石打ノ羽ト云ハ、鷹ノ尾ノ石打也、此羽强ガ故ニ、取分是ヲ用、何ノ鳥ニモ石打ハ侍共、別而石打ノ征矢ナド云テ、鷹ニ限事也、

〔四季草一射藝〕石打の征矢の事　一石打の征矢とは、大鳥の大鳥は大わし也、尾十四枚あり、小鳥は小わし也、尾十二枚あり、石打の羽にてはぎたる征矢を云也、是は大將軍の用る矢也、〇中略石打の羽とは、尾の最下に重りたる羽也、或說に、石打を稱美する事は、羽の性つよき故也といへり、是あやまり也、石打にかぎりて性つよき事なし、いし打と云名は、敵をいしく打つといふ事に取なして、其名詮を稱美する也、いしくと云は、うまくと云事也、熟の字也、

〔平治物語一〕源氏勢汰事
惡源太義平ハ、〇中略石打ノ矢負、重藤ノ弓持テ、〇下略

〔源平盛衰記三十〕眞盛被討附朱買臣錦袴幷新豐縣翁事
抑眞盛、石打ノ征矢ヲ負、錦ノ鎧直垂ヲ著事、今度北國ヘ下ケル時、內大臣宗盛〇平ニ申ケルハ、〇中略古鄕ヘハ錦袴ヲ著テ歸ト云事ニ侍レバ、今度生國ノ下向ニ、錦ノ直垂ニ、石打征矢御免ヲ蒙候ハン、且ハ最後ノ御恩也ト所望申ケレバ、初ハ免シ給ハザリケルガ、既ニ打立處ニ、眞盛思切タル顏氣色、且ハ哀ニ思ヒ、且ハ軍ヲ勸ンガ爲ニ、內大臣ノ我料トテ被秘藏タリケルヲ、取出テ下シ給ヘリ、

〔平治物語二〕六波羅合戰事
清盛、宜ケルハ、防グ兵ニ恥アル侍ガナケレバコソ、是迄敵ハ近附ラメ、イデ〱サラバ懸ムトテ、〇中略黑母衣ノ矢負、塗籠藤ノ弓持テ、黑キ馬ニ、黑鞍置セテ乘給ヘリ、

〔平家物語十一〕とを矢の事
あさりの與一出きたり、〇中略ぬりのにくろほろはいだる大の矢の、我大手におしにぎつて、十五そく三伏有けるを、ぬりごめどうの九尺計ありけるに取てつがひ、能引て兵とはなつ、

〔義經記五〕忠信よし野山の合戰の事
忠信は、〇中略大中黑の廿四さしたる上矢には、あをほろ鏑の、めより下六寸ばかりあるに、大のか

りまたすげて、〇下略

〔平家物語四〕ぬえの事

頼政たのみ切たるらうどう、遠江國の住人猪早太に、ほろの風切はいだりける矢をはせて、〇下略

〔平義器談平家物語〕一ほろの風きりたる矢の事　鳥の兩翼の下に連りたる羽をほろといふ、其ほろ羽の中に風切と云羽あり、此風きりの羽にてはぎたる矢をいふなり、

〔安齋隨筆前編十一〕一保呂羽、風切羽、　鳥の左右の兩翼をホロ羽と云、ホロ羽ノ下の方に生たる長き羽を風切羽と云、

〔運歩色葉集宇〕鴘尾羽

〔武用辨略弓矢三〕羽　鴘又上トス、〇中略小鳥鴘ト云シハ、小鳥ニ鴘ノ紋アルヲ云、中ニモ黒ミノ高ク上タルヲ高鴘ト云テ賞スル也、鴘ト書ハ非也、鴘ハ尋常ノ物ニテ能人ノ知ル如、定リタル生也、

〔貞丈雜記弓矢十〕一薄べうと云は、本はおすめお也、おすめ鳥と云鳥の羽に似たる故、おすめおと云也、おすめおを、いひあやまりて、うすべうと云也、おすめ鳥とは護田鳥の事也、源平盛衰記に、護田鳥尾と書て、うすべうとよむ也、和名抄に、鴋一名は澤虞、即護田鳥也、和名は於須女止里とあり、

〔御禊行幸服飾部類〕貞應元年十月廿三日、禪大御記云、于時宰相中將辰剋限、召集從者等見之、隨身四人〇中略平胡籙鷲羽、黒染䈙、黄金物無象眼、マフタ、用白色紙、朽繪丸緒猶押軟錦、今度鷲羽所見之處、偏ウスベ尾也、若聊可為切普歟、又黒染䈙マフタギナド不審、仍尊閤令申禪閤給、御返事云、鷲羽ニテダニ候バ、ウスベ尾不可有苦、又䈙ノマフタギ色紙也、黒染䈙常事也、仍此定所調也、

〔長門本平家物語十六〕七きが中、一きは女、柄給と云美女なり、〇中略うすべうの廿四さしたる矢お

ひて、しらあし毛なる馬のふとくたくましきに、二つどもへすりたる貝鞍置てぞのりたりける、〇下略

〔源平盛衰記 三十八〕平家公達最後幷首共掛二一谷一事

無官大夫敦盛ハ、〇中略滋藤ノ弓ニ、十八指タル護田鳥尾ノ矢、鴾毛ノ馬ニ乗給、〇下略

〔義經記 四〕すみよし大物二ヶ所かつせんの事

たゞのぶ〇佐藤に、さきがけを給て、〇中略たかうすびやうの矢、廿四さしたるを、かしらだかにおひなして、〇下略

〔平義器談 義經記〕一たかうすびやうの矢の事　うすびやうとは、かなづかひあやまり也、うすべうと書べし、うすべうは、おすめふの轉語なり、鷲の羽の本と末の薄く黑きを、うすべうと云なり、是常のうすべうなり、たかうすべうといふは、右のごとく、本末うす黑くして、眞中に一所うす黑く、くま鷹の羽の文のごとくなる文あるを云也、右に云如く、うすべうは、おすめふなり、おすめどりの羽に似たる文ある故に、おすめふといふなり、おすめどりは、田舍にて、みなくちまぶると云鳥なり、

〔太平記 九〕山崎攻事附久我畷合戰事

尾張守〇名越高家ハ、〇中略タカウスベ尾ノ矢、三十六指タルヲ箙高ニ負成、〇下略

〔長門本平家物語 十五〕河越太郎重頼、えげめゆひのひたゝれに、いむけの袖には赤地の錦をいろへたるに、黑糸縅の冑に大きりふの征矢のうはやに、あまのをもてはぎたるをおひたりけり、

〔貞丈雜記 十弓矢〕あまのおもてと云羽の事、眞羽の中に此品あり、眞羽は、大わしの羽なり、詳に其文知れず、ある人の云、〇中略舞樂に安麻と云舞あり、其舞の面に、紙に如此の形を書て、顏にあてゝ舞ふ也、あまの面の羽と云は、安麻の舞の面のごとく、如此の文あるを云なるべしと

鷹羽

いへり、此說誠にさもあるべく思はるゝ也、

〔四季草一射藝〕あまの面の羽の事 一あまのおもてにてはぎたる矢の事、平家物語の長門本、太平記等に見えたり、世に羽の繪圖あまたあり、それらに、あまのおもての羽も見ゆれども、かれこれまち／＼にして同じからず、何れを是とし、何れを非とも定がたし、予が友、山岡俊明がいひしは、舞樂に安麻の舞と云あり、此舞の面に似たる羽を、あまの面といふなるべし、かの面は紙に書て、それを顏にあてゝ舞ふ也とかたりき、其後安麻の舞の繪を見しに、おひかけしたる冠きて、かの紙に書たる面を顏にあてゝ舞ふ體を書たり、其繪は左にうつしあらはすが如し、〇圖略 按ずるに、海人の面も、仙人の面も、常の人の面にかはる事なき物なれば、あまのおもてと云は、海人の面の事にてはあるべからず、安麻の舞の面に似たるゆへの名なるべし、右の舞の面に似たる文ある羽をば、あまのおもてといふべきか、予が弟子蜷川親興が、松前の人、蝦夷へ渡りて取り來りしあまの面の羽を見たりし、左の繪圖のごとし、〇圖略 是を松前の人、あまのおもてと云習はし來る由語りき、

〔太平記十三〕藤房卿遁世事

大理〇藤原藤房ハ、巻纓ノ老懸ニ、赤裏ノ表ノ袴、靴ノ沓ハイテ、蒔繪ノ平鞘太刀ヲ佩、アマノ面ノ羽付タル、平胡籙ノ箙ヲ負、〇下略

〔高忠聞書〕一矢に鷹の羽付る事、とがり矢、かぶら矢、かりまたがらなどには、鷹の羽付る事本儀なり、其ほかは略儀なり、的矢に付るも略儀なり、犬射がらりませきの時、はしり羽一付るならでは、矢につけまじきなり、ぶんどう、笠懸がら、そや、其外何矢にてもあれ、鷹の羽付る事あるまじき事なり、此謂は尋申處、昔より如此申來事と被仰候也、

〔今川大雙紙〕一鷹の羽にてはぎたる矢にて、常に的射べからず、子細あり、

諸鳥羽

〔貞丈雜記弓矢十〕一矢の羽に鷹の羽と云は、くまたかの羽の事也、くまたかは角鷹と書く也、古は粛愼國よりくまたかの羽を多く渡したりとぞ、此國の羽、殊にすぐれたる物也と申傳たり、さればくまたかの羽を、粛愼の羽とも云也、粛愼と云國を、上古は靺鞨國ともいひし也、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　赤漆桐木靫一具（中略）納二鷹羽麻利箭五十隻一　白阿蘇胡祿十四具（中略）二具各納二鷹羽箭紫加理麻多箭十隻一

〔義經記五〕忠信よし野山の合戰の事

たゞのぶは、（中略）佐藤の家につたへてさす事なれば、はちばみのはをもつてはいだるひとつなかざしを、いづれの矢よりも、一寸筈を出してさしたりけるを、かしら高におひなし、（下略）

〔平義器談義經記〕一はちばみの羽にてはいだる中指の矢の事　蜂食の羽也、くま鷹に、はちくまと云有、はちくまと云は、好て蜂を食ふよし、淸三位宣賢卿の神代抄に見えたり、（中略）はちくまの羽には、八の字のやうなるありと云、八の字の文ある故、はちくまといふにはあらず、

〔高忠聞書〕一小笠懸の矢のこしらへ樣の事、篦はこがし篦なり、（中略）一羽に鵠の羽をも付るなり、くるしからず、但略儀也、　一笠懸がらの事、さはし篦本也、（中略）一羽の事、眞羽本なり、鵠の羽、略儀なれどもくるしからず、ことに鵠の羽、かさけがらに賞翫せらるゝなり、

〔長門本平家物語九〕さなだの文三家安、歩み出て申けるは、（中略）矢一筋奉らんとて、鵠の本白の中ざしをぬき出して、ぬりごめの弓に、十三束をよひきいたりければ、かぶとの手さきをいつらぬく、

〔夫木和歌抄雜三十一〕家集垣根雪　源仲正

やのはやす垣根の雪はつるのはのもとじろにこそ消のこりけれ

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡祿十四具（中略）二具各納二鵠羽箭紫加理麻多箭十隻一

〔源平盛衰記二十一〕小坪合戰事

重忠〇畠山クマントテ打出ケリ、〇中略廿四差タル鵠羽ノヤナグヒ、筈上ニ取テツケ、〇下略

〔平義器談義經記〕はくてうの本名を、くゞひといふなり、鵠の字を、くゞひとよむなり、

〔義經記四〕土佐房よしつねの討手に上る事

喜三太、參れとめされければ、〇中略下へとんでをりけるが、あはれ御でいの方に御弓の候らんと申せば、入て見よとおほせける、はしり入て見ければ、しらのにくゞゐの羽をもつてはぎたる、くつまきの上、十四束にこしらへて、しら木の弓、にぎりぶとなるをそへてぞおきたる、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

本間〇孫四郎ト相馬〇四郎左衛門ト二人、〇中略白鳥ノ羽ニテハギタル矢ノ、十五束三臥有ケルヲ、百矢ノ中ヨリ只二筋拔テ弓ニ取副、〇下略

〔布衣記〕一弓丞こも矢も、主にあいにたるやうにこしらへるなり、〇中略羽はたうの羽にてもはぐなり、

〔義貞記〕一兵具事

羽ハ中白、一説ニハ鴾ノ羽、一ヲバ鵠ノ羽トモ云ヘリ、

〔新撰字鏡鳥〕鴾鵇二字豆支、又云、太字、

〔貞丈雜記十弓矢〕一さゝ羽とは、たうの羽の事、射禮覺悟記に見ゆ、たうの鳥と云は鴾の事也、ときの本字は紅鶴也、

〔倭訓栞前編十四〕たう　鳥の名に呼は、新撰字鏡にみゆ、鵇の音なるべし、今いふとき也、著聞集に、羽を矢にはぐ事見えたり、古歌に、

山高みすそのゝ夕日かゞやきてうゐ田にうかぶたうのこがれは

〔古今著聞集九弓箭〕此むつるの兵衛尉、懸矢をはがすとて、とうの羽を求けるが不足しければ、郎等共に、もしや持たるとたづねければ、上六大夫といふ弓の上手聞て、此邊にとうやはみ候、見よといひければ、下人立出てみて、只今河より北の田にはみ候といふを聞て、則弓矢を取て出たるに、とう立て、南へとびけるを、上六矢をはげて左右なくも射ず、いづれかは、こがれたるといひければ、まりに飛をこがれたるといふを聞て、なをもいそがず、はるかに遠く成て、河の南の岸の上飛ほどになりにける時、よく引てはなちたるに、あやまたず射おとしてけり、

〔岡本記〕一矢代まんどうに、さぎのみの毛を、むかし人のつけていだしたる事あり、これわろし、はやく見える所はさる事なれども、ません鳥などいる事あれば、たゞまとり羽をつけべし、第一のかくご、猶口傳あり、

〔吾妻鏡十〕文治六年(○建久元年)九月十八日己巳、佐々木三郎盛綱、保野箭一腰進上、御上洛料也、(○中略)以青鷺羽(○鷹恐爲誤)表箭、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　漆播磨胡祿八具(中略)各納雉尾羽箭五十隻　白播磨胡祿七具(中略)一具納雉尾羽箭五十隻

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、(○中略)雉羽四百卌隻、(廿隻損分、受進物所、)

〔鹽尻七〕白木弓塗弓雉羽矢ノ事　問、雉羽矢、常人は憚る、何の故歟、答、明證を不知、但し天子御梓弓に箭四具をそへり、(角の大伊多都伎、細伊多都伎、本伊多都伎、麻々伎を合せて四具とす、一具各五十隻、)其箭、雉の羽を以て作る故に憚にや、

〔高忠聞書〕一山鳥の尾、矢に付る事は、とがり矢、かふら矢、かりまたがらの小羽に付るなり、本儀なり、其外皆山鳥の尾にて、矢はぐ事あるべからず、但まんどうなどは、略儀なれどもくるしからず、是は近年まんどうに付來なり、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白播磨胡祿七具(中略)一具納山鳥羽箭五十隻　白阿蘇胡祿六具(中略)一具納山鳥尾羽箭五十隻

〔保元物語二〕白川殿義朝夜討被寄事
爲朝、〇中略三年竹ノ節近ナルヲ少シ押磨テ、山鳥ノ尾ヲ以テ剝タルニ、七寸五分ノ丸根ノ、箆中過テ箆代ノ有ヲ打クハセ、暫シ保テ兵ト射ル、

〔源平盛衰記四十三〕源平侍遠矢附成良返忠事
三浦義盛、十三束二伏ノ白箆ニ、山鳥ノ尾ヲ以テ矯タリケルヲ、〇中略能引テ兵ト放、

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　征箭一千四百八十隻、〇中略以烏羽作之、箭四百八十隻、以烏羽作之、箭一千隻、以烏羽作之、烏羽三千八十枚、

〔長門本平家物語十六〕澀谷三郎庄司重國、褐衣直垂に、大あらめの洗革の胄に、からすおの征矢おひたり、

〔高忠聞書〕一ふくろふの羽をば、何矢にも付ぬ事也、人を調伏する時の矢につくるなり、

〔簾抄中〕一箭　諒闇箭羽事　保元元、或秘記曰、所存霞尾羽、

霞尾羽

〔貞丈雜記十弓矢〕かすぼ　かすぼは、かすり也、霞尾也、又霞文ともかくなり、

〔岡本記〕一惣じてそめ羽の事は、まとり羽をそめたる事也、こう又たうなどのお羽をそめて、矢につくる事は、まはのまらおをそめたる心也、猶口傳あり、　一こうのまらおを、そのまゝ矢につくる事なし、

染羽

〔本朝軍器考四弓矢〕染羽ノ事、周禮ニ鍾氏ノ官ハ羽ヲ染ル事ヲ掌リキ、我朝ニシテ、イヅレノ比ニカ始リケム、凡箭ニハグニハ、異鳥羽ノ白尾ヲ染ル事定マレル式也、サレド鵠羽鷺羽ヲモ、又鴿ノ白尾ヲモ染ム、

〔周禮註疏四十冬官考工記〕鍾氏染羽、以朱湛丹秫、三月而熾之、註、鄭司農云、湛漬也、丹秫、赤粟、玄謂湛漬如漸車帷裳之漸、熾、炊也、羽、所以飾旌旗及王后之車、

〔貞丈雜記十弓矢〕一染羽の矢、古書にみえたり、羽はたゞは、そまらぬ物也、赤きは、べに、青きは、あゐらう、黄は、ゑわう、黒は、硯ずみ、もえぎは、あゐと、ゑわうを交合、むらさきは、あゐと、べに也、これらのゑのぐを酢にてときて、煮付て染てほし、かはきたらば又染べし、こくもうすくも好に隨ふべし、酢を用ひざれば、羽にゑみこまぬなり、何れに染るとも、酢にてゑのぐをとくべし、白羽を染る也、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡祿十四具一具納二紫加理麻多箭(○)鴫(○)尾(○)羽(○)筑八隻、

〔保元物語二〕白川殿義朝夜討被寄事

伊勢國住人山田小三郎伊行ト云ハ、〇中略十八差タル染(○)羽(○)ノ矢負、塗籠藤ノ弓持、〇下略

〔吾妻鏡十文治六年〇建久元年九月十八日己巳、佐々木三郎盛綱、保野箭一腰進上、御上洛料也、即覽之、無(○)文(○)染(○)羽(○)、〇中略　十一月七日丁巳、二品〇源頼朝御入洛、〇中略　其行列〇中略　次二位家折烏帽子、染紺青丹打水干袴、紅衣、染(○)羽(○)、野(○)箭、夏毛行縢、黒馬楚鞦、水豹毛泥障、

〔承久記上〕治部次郎、アノ壽王〇平胤義子ニ、物具セサセヨト云ヒケレバ、〇中略十五サシタルソ(○)メ(○)羽(○)ノ(○)矢(○)、シゲ藤ノ弓ヲゾモタセタル、

交羽

〔運歩色葉集禰〕雜羽矢鵠羽、鴾羽、鵯本白、此三鳥羽也、此時一鳥ト云也、

〔高忠聞書〕一犬射がらを、ま(○)ぜ(○)は(○)ぎ(○)にはぐ時、走羽には鷹羽、外かけには眞羽、弓すりには染羽を付べし、まぜはぎに如此はぐ事、犬射がらならではあるまじきなり、又年よりなどは、走羽に鷹の羽を付て、のこり二の羽に、眞羽を付たるもよく、又走羽に眞羽を付て、殘二の羽に鶴の羽などをも付べし、是等は皆々略儀なり、はれの犬の時は射まじきなり、檢見鷹の羽よととふこと、まぜはぎの時の儀なり、

一まぜはぎに、鷹の羽と鵠の羽と、二色にてはぐことあるまじき也、眞羽本たる間、眞羽一まぜて

シキリ羽

蕭愼羽

ならでは、はぐまじきなり、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　烏漆葛一具(中略)納二白黒交羽骨鏃箭四十隻一　漆阿蕃胡祿一具(中略)納二鷹羽紅鶴羽交鹿角伊多都伎二隻一

〔平家物語十一〕なすの與市事

よ一、其頃は、いまだ廿計の男なり、○中略廿四さいたるきりふの矢負うすきりふに、たかのはわり合てはいだりける、ぬだめのかぶらをぞさしそへたり、

〔夫木和歌抄七五月五日〕家集騎射馬　源仲正

しきりばのやさしき物はあやめ草けふひきそむるまゆみなりけり

〔四季草一射藝〕しきりはぎの事　一近世しきりはぎとてはぐを見るに、羽を八ッ付る也、その體とがり矢などの如く、四ッ立にして、小羽をば短くして、下の方をあけて、其あきたる所に、かし鳥の羽を一寸二分計にして、二ッ付る也、又一方の小羽の下あきたる所には、れんじやくの羽を一寸二分計にして、二ッ付る也、羽の數都合八也、此はぎ様、室町殿時代記したる古傳書どもには、曾て見へざる事也、況やそれより以往の書には猶見えず、近世の新作物也、かし鳥れんじやくなど、矢に用る羽にあらず、右のはぎ様用る事なかれ、しきりはぎと云は、しきり羽と云事をあやまりて、新作したる物也、○中略しきり羽とは、白羽と黒羽とを切つぎて、しきりめを立るゆへ、しきり羽と云也、其形は



如此なり、

〔秀郷草子〕秀郷、人間をこひ、歸らん事を願ふ、○中略龍女力及ばずして、種々の引出物をしてぞ歸しける、其中に、○中略箭はしきり羽と申き、しきり羽とは、白羽黒羽にて、はぎませて侍るとぞ申傳へたる、

〔伊呂波字類抄志雜物〕蕭愼羽シクシンハ、シキリハ

〔本朝軍器考四弓矢〕過ニシ比、在洛之間、攝政大相國〇近衞基熙肅愼ノ羽ノ事ヲ尋仰ラル、東北夷地ニ出ヅル箭羽トコソ心得侍レ、我國ノ俗、凡物ノ產スル地名ヲ以テ其物ヲ稱スルコト、譬ヘバ果ヲ上林ト云ヒ、酒ヲ下若ト云フ類、卽此ナリ、昔時肅愼國ヲ征セラレシ事、肅愼人ノ來リシ事等、日本書紀ニ見エシ所モ多ク、渡島津輕津司等シテ、靺鞨國ニ遣サレシ事モ、續日本紀ニ見エ侍シガ、靺鞨ハ古肅愼之地ナリトハ、異朝ノ書ニ見エタリ、陸奧國多賀城壺碑ニハ、靺鞨國ヲ相去ル里數ヲシルシ侍レバ、其代ニハ彼地方ニ出シ箭羽、ツネニ我國ニ來リヌレバ、其箭羽ヲ肅愼トハ稱セシニヤ、今モ蝦夷地方ヨリ出ル物ハ、其品スグレテ侍リト答申シキ、後ニ保安元曆ノ記ニ、執柄供奉行幸ノ時、府生香長、平鎭、左鷲羽、右肅愼羽、コレヲ新調ス、烏鷲ノ羽ヲ以テ、三府ニ切續ギタリト云フ所ヲ抄出シテ賜ヒタリ、烏鷲ノ羽ヲ以テ、三府ニ切續タランハ、鷹ノ羽ノ妻黑ニ倣ヒシモノナリ、

〔國語五魯語〕仲尼在陳、有隼集於陳侯之庭而死、楛矢貫之、石砮其長尺有咫、(中略)隼、鷙鳥、今之鶚也、楛木名、砮鏃也、以石爲之、八寸曰咫、楛矢貫之、墜而死也、(中略)陳惠公使人以隼如仲尼之館問之、〇註略仲尼曰、隼之來也遠矣、此肅愼氏之矢也、肅愼北夷之國、故隼來遠矣、傳曰、肅愼燕亳吾北土也、昔武王克商、通道於九夷百蠻、〇註略使各以其方賄來貢、〇註略使無忘職業、於是肅愼氏貢楛矢石砮、其長尺有咫、先王欲昭其令德之致遠也、以示後人、使永監焉、(中略)監視也、故銘其楛、曰肅愼氏之貢矢、(中略)銘刻也、楛箭羽之間也、

〔後漢書七十五東夷列傳〕挹婁、古肅愼之國也、在夫餘東北千餘里、東濱大海、南與北沃沮接、不知其北所極、土地多山險、人形似夫餘、而言語各異、〇中略善射、發能入人目、弓長四尺、力如弩、矢用楛、長一尺八寸、青石爲鏃、鏃皆施毒、中人卽死、

〔西宮記臨時四〕賭弓　射手舍人中儀、左鷲羽、右肅愼羽、

〔小右記〕寬仁三年七月廿五日庚辰、隨身肅愼羽胡籙六具、依樂所申給府生保方、是舞人料也、

〔愚昧記〕仁安三年十月廿一日己酉、今日大嘗會御禊行幸也、○中略殿下○藤原基房乘唐車、○中略隨身府生若供奉本陣之裝束、内舍人又同、番長以下蠻繪、左師子、陽羅下襲、蘇芳末濃、鷺羽、平胡籙、右熊、青末濃袴、下襲、蘆慣羽、平胡籙、

〔新撰字鏡〕金鏃子谷反、箭鏃也、佐支、

〔倭名類聚抄〕十三征戰具箭　釋名云、矢、○中略其足曰鏑、音的或謂之鏃、子木、楚角、才木、三反、訓夜佐岐、俗云夜之利、

〔類聚名義抄〕八金鏃ヤサキ　鏵鏑今正、ヤサキ、　鏃正、ヤサキ、　鏃ヤサキ、俗云、ヤジリ、

〔伊呂波字類抄〕也雜物鏃ヤサキ、俗云ヤジリ、　鏠　鏑　鎔　已上同

〔易林本節用集〕也器財矢尻ヤジリ　鏃同

〔安齋隨筆〕前編六鏃字訓　ヤサキといふは雅語なり、ヤジリと云は、和名抄に夜佐岐、俗ニ云夜之利あり、ヤサキといふ訓知らぬ人あり、ケンジリと云はず、ケンサキと云、矢ノ根にヤサキといふ事、本なりと予先頃は記しおけり、

〔段注說文解字〕十四上金鍭、矢金族、翦羽謂之鍭、族各本作鏃、今正、於部曰、族矢鋒也、束之族族也、是可以證矣、大雅傳曰、鍭矢參亭、參亭者、考工記所謂一在前、二在後也、釋器曰、金鏃翦羽、謂之鍭、从金、侯聲、乎鉤切、四部、按此篆謂無雉有、致儀禮記作鍭矢、羽部翦羽本也、一曰、羽初生貌、翦羽生也、一曰、矢羽、然則鍭矢、以翦羽得名、不以金族爲義、小徐本是、大徐非也、當從小徐刪正、按爾雅箭羽不翦羽、依許說、一有羽、一無羽也、孫炎訓翦爲斷非、不　鏑、矢鏠也、謂矢族之入物者、古亦作鏑、是聲、啇聲、同部也、从金、啇聲、都歷切、十六部、○中略　鏃、利也、今用爲矢鋒之族、與許不同、疑後所增字、从金、族聲、作木切、三部、

〔尺素往來〕征矢者、○中略伊與薩摩名譽之鏃、挾於箙房幷靫等、都合百腰、○下略

〔武具要說〕矢根之事　一多田淡路守申分、自射て覺たる事は無御座候へども、細く長き根が可然樣に被存候、其故は矢疵を被り候に、ほそく長き根ならでは深く立不申候、たゞ根は大なる根も痛不申候、大兵の射たるには、大成根程利可有御座候へども、大兵はさのみなき物にて御座候へば、尻籠靫等に入置候根は、細く長きが可然被存候、　一山本勘助申分、淡路守申分尤に候、射手方にはいか程も善惡の沙汰可有御座候、是は我々矢に當りて考たる所也、一宮隨巴が申候は、四五間の間にて敵を射るには、大なる根にて射る物也、少し遠き物を大なる根にては、矢業なしと申

候、尤ニ被ㇾ存候、何も淡路守勘介申分尤之由申候、

〔日本書紀 四 綏靖〕大歳己卯○即位前年 十一月、乃使ニ弓部稚彥造一ㇾ弓、倭鍛部天津眞浦、造ニ眞麛鏃一、矢部作ㇾ箭、

〔釋日本紀 九 述義五〕眞麛鏃　兼方案之、眞者例文、眞實之義、麛鏃者、射ニ鹿子一之鏃也、

〔陸奥話記〕將軍○源賴義 長男義家、驍勇絶倫、騎射如ㇾ神、冒ニ白刃一、突ニ重圍一、出ニ賊左右一、以ニ大鏃箭一、頻射ニ賊師一、矢不ニ空發一、所ㇾ中必斃、

〔吾妻鏡 二十一〕建曆三年○建保元年 六月廿五日甲午、廣澤左衛門尉實高、自ニ備後國一歸參、是令ニ海陸賊徒蜂起之間相鎭之、去々年、爲ニ使節一下ニ向彼國一、而通ニ志於義盛一、令ㇾ用ニ意征矢、尻百腰一、送遣之由、諷訴出來、

〔太平記 三〕笠置軍附陶山小見山夜討事

三河國住人足助次郎重範、○中略 十善君御座スル城ナレバ、六波羅殿○北條氏ヤ御向有ランズラント心得テ、御儲ノ爲ニ、大和鍛冶ノキタウテ打タル鏃ヲ少々用意仕テ候、一筋受テ御覽ジ候ヘト云儘ニ、三人張ノ弓ニ十三束三伏、篦カヅキノ上マデ引カケ、暫堅テ丁ト放、

〔太平記 十五〕正月二○建武二年十七日合戰事

爰ニ妙觀院ノ因幡堅者全村トテ、三塔名譽ノ惡僧アリ、○中略 篦ノ太サハ、尋常ノ人ノ蟇目ガラニスル程ナル、三年竹ヲモギツケニ押削テ、長船打ノ鏃ノ五分鑿程ナルヲ、筈本迄、中子ヲ打徹ニシテネヂスゲ、沓卷ノ上ヲ、琴ノ絲ヲ以テネタ卷ニ卷テ、○下略

〔常山紀談 三〕元龜元年六月、信長、朝倉○義景をうつて龍が鼻に陣す、東照宮、○德川家康 援兵の爲、廿四日江北に御著陣、評定の時、信長鎗を持出て、此鎗は鎭西八郎の鏃なり、德川殿は源氏なればまゐらせ候、明日の軍に勝利候へといはれけり、今の虎の皮なげざやの御鎗是なり、

〔明良洪範 二十二〕天正十七年四月、秀吉初テ男子出生有シカバ、悅ビ玉フ事大方ナラズ、其名棄君トゾ稱シケリ、此度ノ慶賀トシテ天下ノ貴賤、刀劍ノ類ヨリシテ重代ノ器ヲ捧ル中ニ、蒲生飛彈

守氏郷ハ矢ノ根ヲ二本獻上セラレシ、是先祖俵藤太秀郷龍宮ニシテムカデヲ殺サレタルヤジリ也、蒲生家ニハ累代ノ重器也、然レドモ棄若成長ナクシテ天正十九年八月五日三歳ニシテ早世也、妙心寺ニ葬ル、彼矢ノ根モ則其寺ニ納メシト也、寺記ニ委シ、

〔毛吹草三〕近江　水無口矢根　丹波　雀部矢根　丹後　河守矢根

鐵鏃

〔延喜式主税二十六〕造征箭五十隻鏃料、鐵五斤七兩、金漆五撮、漆三勺、絲二分、

銅鏃

〔古事記下九卷〕是以百官及天下人等、背輕太子而、歸穴穗御子、爾輕太子、畏而逃入大前小前宿禰大臣之家、備作兵器、○爾時所作矢者、銅其箭之内、故號其矢謂輕箭也、

〔古事記傳三十九〕銅其箭之内は、內字は前を誤れるなり、字形やゝ似たる所あり、矢の内と云ことは有べくもあらず、然るを延佳が銅字、疑洞之誤と注したるは非なり、矢の内を空にすとは聞えぬことなり、師(賀茂眞淵)は内字を末か、若は本の誤なるべし、矢じりのことなりと云れつる、矢じりは鐵なることなれども、末も本も字形遠く、又矢に本末と云ことも聞つかず、上卷に御刀之前、劒前などもあり、和名抄に箭釋名云、笶其躰曰幹、其旁曰羽、其足曰鏑、或謂之鏃、訓夜佐岐、俗云夜之利と見え、字鏡にも、鏃箭鏑也佐支と見えたり、さて銅とは、鏃は凡て神代より鐵以て造ることなるを、今新に銅以て造れるなり、

眞鍮鏃

〔悪得隨筆五弓矢〕山城國ニテ地ヲウガチシニ、古キ石棺ヲ掘出セリ、中ニ太刀ヤウノモノ、矢根十二本アリ、近世イフ柳葉ト云根ノ如ク、眞鍮ニテ鑄物ノヤウニ見、長一寸四分、中心身ヨリ少シ短シ、眞鍮ノ板金ニ碑文アリ、小野毛人之墓ナリ、又河内國坪井八幡ニ、賴光ノ矢根ト云物アリ、ソノ制、毛人ノ鏃ニ同ジ、

石鏃

〔續日本後紀八仁明〕承和六年十月乙丑、出羽國言、去八月廿九日、管田川郡司解偁、此郡西濱、達府之程五十餘里、本自無石、而從今月三日、霖雨無止、雷電鬪聲、經十餘日、乃見晴天、時向海畔、自然隕石、其數不少、或似鏃、或似鋒、或白、或黑、或青、或赤、凡厥狀體、鋭皆向西、莖則向東、詢于故老、所未曾見、國司商量、此濱沙地、而徑寸之石、自古無有、仍上言者、其所進上、兵象之石數十枚、收之外記局、

〔三代實錄四十六光孝〕元慶八年九月廿九日丙戌、出羽國司言、今年六月廿六日、秋田城、雷雨晦冥、雨石鏃

角木

二十三枚、七月二日、飽海郡海濱、雨石似鏃、其鋒皆向南、
〔三代實錄光孝四十八〕仁和元年十一月廿一日辛丑、去六月廿一日、出羽國秋田城中、及飽海郡神宮寺西濱、雨石鏃、
〔紳書三〕一先生、〇木下順庵又能州の邊に、石砮を間々得る也と仰せあり、某〇新井白石答ふ、殊に奥羽の地方に雨るよし申す、續日本紀やらんにも、一年に兩度雨たるよしを記し申す、是たしかなる物に記する始かと存ず、但私の考には、雷斧雷楔の類か、奥かたは雷の震する事多き地方にて侍る、古記に見へしも夏の頃かと覺へ申す、もし左からずば、粛愼地方の石砮を龍のまき來るか、羊角風の吹送るなるかと申せば、先生、雷爪也とて、黒く漆にてぬりたる樣に光澤ありて、頭のかたは尖り、尾のかた砕たる樣なる物、これも能州地方にあり、その堅き事金鐵のごとし、但しこれは海鼇の爪なるよしを承ると仰せあり、
〔書言字考節用集器財七〕角木カノキ　艶同
〔愚得隨筆弓矢五〕木鋒　數燒　角木　按ニ卷葉矢ヲ羽角木ト云ハ、古ノツノキワリトテ、或ハイチキ、或ハ樫ナドニテ、廻リ四寸、長六寸許ニ拵テ、鏃ニセシナリ、其言葉ノウツリテ、卷葉矢ヲバ、鹿角ウツギニテ鏃ヲ作ル故ニシカ云、羽ノナキヲバ、棒ツノ木ナド云ナリ、　或ハ云、大坂御城中ニ、木ノ鏃ノ矢、今モ一万筋餘アリ、長サ一寸餘、其形今ノ柳葉ノ如シ、按ニ古ノ木鋒ナリ、市岡式部物語
〔貞丈雜記弓矢十〕一つのぎと云は、角のきわりと云事也、角にてきわりを作る也、箆にさしこむ所のなかごは、竹を削りて角の中へさしこみ、箆にさしこむ也、今まきわら矢を、つのぎと云は、木わりの形に似たる故なり、大小のちがひなるべし、木わりは大にして、堅木にて作る也、
〔源平盛衰記二十二〕衣笠合戰事

大介〔義明〕○三浦ハ、○中略下知シケルコトハ、○中略歩走ノ者共ハ、角キハリヲコシラヘ置、○中略敵一ノ橋ヲ打渡テ、二ノ橋マデ寄ルナラバ、角キハリヲ以テ馬ノ太腹ヲ射ヨ、

〔義經記〕四すみよし大物二ヶ所かつせんの事

片岡、玄ろきひたゝれに、○中略白木の弓わきに挟み、矢びつ一がう、せがいの上に、からとおきて、ふたをとりてのけゝれば、のをもためて、ふしの上をかきこそげて、羽をばさかはぎにはぎたる矢の、いちゐとくろかしと、つよげなる所をこしらへて、まはり四寸、長六寸にこしらへて、つのぎわりを、五六寸入たりける、

〔易林本節用集〕〔器財〕木鋒〔キホウ、木ワリ削〕

〔書言字考節用集〕七器財〕木鋒〔無根矢也〕

〔安齋隨筆〕後編三〕木棒　木にて作る、木棒の側方、木はねずみもちの木か、栘か、槻か、此類の木にて削るべし、先あら削をして、日に干して、扨鹽を入て湯煮して、乾して木棒の形に削り、筧かつき所に肉をあらせて、横に刀の目の不入様に作りて、小梅を入、炒て用ゆべし、此如く作れば、鐵の木棒に替りなし、軍中の數矢に用ゆべし、

筧二入處



キホウ

右吉良流矢書に見ゆ

〔四季草〕一射藝〕きぼうの事附定角　一きぼうといふ矢根を、木にて作るを本と思ふは非也、予先年、紀州殿の家臣渡邊宗多が家に傳えし、古ききぼうを見しに、きたひたる鐵にて打たる物也、其形左のごとし、



ケメニ
切ヨリ

形丸く長くして、木の棒のごとくなる故、木棒といふと宗多が語りき、右のきぼうの先はとが

らせず、平にけたに切たる物也、北條五代記に、○中略うつ木青木にて、木鋒を削りいとまあらすといへるは、かたき木にて、鐵の木棒の代りに作れるを云なるべし、神保宗右衞門尉、安富民部がもとへ、今朝箙負の夫、河原より落失て著陣せず候間、木鋒を少合力候へといひし事、應仁記に見えたり、是は城の木戸矢倉などを射碎かん爲に、所望したる成べし、木にて作りたるにはあらじ、北條五代記に見えたる、木にて削たる物は、雜兵を射ころさまさん爲に用て、射捨の用意にする成べし、又宗多の傳えし定角も見たりし、是も古物也、形は右の木棒を四角にこしらへたる物なり、これもさきはとがらず、けたに切る也、

〔本朝軍器考四弓矢〕木鋒ナドイフ物アリ、是ハ古ノ角細伊太都伎、木伊太都伎ナドイフモノヽ遺制ナルベシ、或人ノイヒシハ、角木トイフ物ハ、モロコシノ髄箙トイフ物也トゾ、此說ハ誤レルニ似タリ、○下略

〔岡本記〕一木ぼう、しやうなふ、すやきなど、ヽ串物は、一向ともみちになし、

〔今川大雙紙〕一上指をさす次第の事、○中略用心の時は、きぼうをも可指、

一木ぼうの羽、長サは四寸五分也、同木ぼうの羽を人に出すには、鷄ばを可出也、

〔應仁記一〕御靈合戰之事

斯所ニ神保宗右衞門尉ガ、安富民部元綱ガ許ヘ遣使者ヲ、○中略今朝箙負ノ夫、河原ヨリ落失テ著陣セズ候間、木鋒ヲ少シ合力候ヘト申送リケレバ、○下略

〔運歩色葉集屋〕矢根之事　天狗　圓鉎(マス)伊豫　高麗越前　貞能(チヤウナウ)　蛇尾(ジヤウナ)　釘(同)尾　柱下(ハシラモト)薩(薩一本作ㇾ接)州　鯖尾　乘覺　岩切播州　藍香(カ)　本蘇　尻脹(シリホクラ)　四目(シノメ)　蟇目　引目　鋤尻　楊枝形　腸繰(ワタクリ)　鏖(ス)　生燒(ヤキ)　丸根　鴈俣(カリマタ)　鴈股(同)　狩股(同)　鏑矢一筋ト云也、其外ニ不ㇾ云也、

○按ズルニ、本文ニ見ユル、鏑矢、鴈股、蟇目、四目等ノ事ハ、弓矢篇第四野矢條ニ收メタリ、宜シク

參看スベシ、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　烏漆靫一具(中略)納白黒交羽骨族箭四十隻、

〔北史九十四列傳〕倭　有弓矢刀矟弩䂎斧、漆皮爲甲、骨爲矢鏑、雖有兵無征戰、

〔武備志二百三十四夷〕日本考　諸島俗、喜盜、輕生、好殺、每戰必罩列綏步、爲蝴蝶陣、前一人揮白扇爲進止、木弓竹矢、以骨爲鏃、刀極剛利、中國不及也、

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　征箭一千四百八十隻(中略)鏃長二寸五分(中略)鏃塗金漆、

〔延喜式三十六主稅〕造征箭五十隻鏃料、鐵五斤七兩、金漆五撮、漆三勺絲二分、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　烏漆靫一具(中略)納鵰羽麻利箭五十隻、鏃鋒小爪懸、　烏漆靫一具(中略)納白黒交羽骨鏃箭四十隻、　白播磨胡祿七具(中略)一具納鵰羽箭五十隻、鏃鋒三稜小爪懸、　錦胡祿一具播磨胡祿四具(中略)各納上野箭五十隻、鏃鋒、二具小爪懸、二具鑿口、　漆播磨胡祿二具(中略)各納玉虫飾雉尾羽箭五十隻、鏃平比多顚、(中略)納黒羽箭五十隻、鏃鋒偃鋭、

〔運步色葉集地〕貞能(チヤウノウ)矢根　淀尾(チヤウノヲ)　釘尾同

〔貞丈雜記十弓矢〕ちやうのうと云は、ちやうの尾と云事本也、泥鰌の尾と云事也と、鏃鋒圖彙に見たり、

〔參考保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本、並云、爲朝(中略)矢ノ根ハ楯破、(鎌倉本云、蟾尾、)鳥舌ニモアラズ、鑿ノ如クナル物ヲ、サキ細ニ厚サ五分、廣サ一寸、長サ八寸ニウタセテ、マチギハヲバ箆ニスリキセ、氷ナドノ樣ニトギ磨タリ、

〔貞丈雜記十弓矢〕一鳥の舌と云根も、柳葉のごとし、鳥の舌の形也、中にしのぎをたてゝ柳葉の類也、丸根よりは平きなり、(圖略)〇一たてわりは、劒尻の類也、

〔飾抄中〕一箭　箆　黒漆細能見也、

〔貞丈雜記弓矢十〕一のみ根と云は、鑿の如し、

〔運歩色葉集保〕本蘇ホツ矢根

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本、並云、爲朝、件ノ大弓ニ、サキ細ノ矢ヲ打番ヒテ、〇下略

〔狩詞記〕一まへをきの物射る矢の事、何も不苦、かりまた、征矢、けんじりなどにて可射、

〔貞丈雜記弓矢十〕一矢之根にけんじりと云物あり、根の先を劒の如く三角にしたる也、書札雜々聞書に云、けんじりをけんさきと申べき由、貴殿被仰候云々、貴殿とは伊勢守をさしていふ、

〔運歩色葉集和〕腸ワタ繰クリ矢根

〔貞丈雜記弓矢十〕一とがり矢に似たる矢をわたくりと云事は、とがり矢の形、兩方にさかさまにひげ有、〇圖略如此なる形なる故、人の胴に射こみたるを引ぬけば、さかさまなるひげに、はらわたをひきかけてくり出すといふ心也、わたは腸の字也、繰の字を用はわるし

〔運歩色葉集輪〕丸根

〔保元物語二〕白川殿義朝夜討被寄事

爲朝、〇中略三年竹ノ節近ナルヲ少シ押磨テ、山鳥ノ尾ヲ以テ剝ダルニ、七寸五分ノ丸根ノ、箆中過テ箆代ノ有ヲ打クハセ、暫シ保テ兵ト射ル、

〔五武器談保元物語〕七寸五分の丸根と云は、征矢の根の甚長き事を云なり、通例は一寸、又は一寸五分もあり、丸根と云は、柳葉、けんじりの類の根の、中通りの主のぎの角を取て丸みあるを云なり、是箙にさす矢なり、

〔四季草射一〕丸根マルネの事　一高忠聞書に、征矢こしらへ様、〇中略根は丸根本也と見えたり、丸根と云は、劒尻の如くにて、眞中に主のぎを付ず、主のぎの所を丸くしたるを云也、是は箙の矢くば

りにさすにも、矢をぬき出すにも、玄のぎを立たるは心よからざる故、丸根を用る也、近世丸根とて如此ひらたく打て、先に刃を付たる物あり、是は昔の丸ねにあらず、新作物也、

筈

〔倭名類聚抄〕十三征戰具 箭　唐韻云、筈古括反、和名夜波須、箭受弦處也、

〔類聚名義抄〕三木 栝ヤハス ユミノハズ ヤサキ　〔同〕八竹 筈ヤハズ ヤサキ

〔伊呂波字類抄〕也雜物 筈ヤハズ 箭筈、受弦處也、　栝同

〔運歩色葉集〕葉 筈ハズ矢　栝同　角ハズ鏃

〔易林本節用集〕也器財 矢筈ヤハヅ　〔同〕毛器財 筈モトハヅ

〔貞丈雜記〕十弓矢 一ゑりと云は、矢のはずのゑりたる所を云、弓の弦のはまる所の事也、ゑるとは小刀にてほるを云也、

捻筈

〔延喜式〕四伊勢大神宮 神寶廿一種　征箭一千四百八十隻筈塗朱沙、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡祿四具(中略)各納上野箭五十隻、(中略)二具栝紫、一具、栝赤、一具栝白、　錦胡祿一具(中略)納黒羽箭五十隻、栝赤、　白阿蘇胡祿十四具(中略)二具各納鵰尾羽箭、紫加栝、琛麻多箭十隻、牛角哢、白栝、

節筈
ぬた筈

〔岡本記〕一ふしはずといふ事は、まと矢のはずのごとくけづりたるを、ふしはずと申也、これをけづりはずと申人もあり、一ぬたはずと申は、かはゝけづりのこしたるひきめかぶらなどのごとくなるはずの事也、

〔高忠聞書〕一手玄んどうのこしらへ様の事、(中略)はずはふしはずなり、腰巻にうるしをためべし、一かぶら矢のこしらへ様の事、(中略)一筈は、玄らのたるべし、はずはふしはずなり、

〔貞丈雜記〕十弓矢 一ふしはずの事、箭筈と書く、箭はイロウにて、ツヽとよむ、外の矢は、いづれも竹のふしを以て筈に造りけれども、征矢のみ、簳の末をえりて筈とす、其形筒の如くなれば、玄か

云といえり、又一説に云、竹の節とふしの間をヨと云、ヨはよはしの略語也、古歌に、呉竹のよゝのむかしもゑのばれて忘れぬふしの多くもある哉とよめり、此歌ふしとよと別ある事を知べし、外の矢には、ふしを以て矢筈とすれ共、征矢に限りてふしを不用、竹のよゝの所をゑりて筈とすれば、ゑか云也、

〔貞丈雜記弓矢十〕一ぬたはずは、鹿の角にてはずをする也、ぬたとは鹿の角に、ぬたとて、ゑぼのある所を云也、(中古ヨリ節筈ノ根ニ、竹ノ皮ヲ削リ殘スヲヌタ筈ト云、)

よ筈

〔高忠聞書〕一征矢のこしらへ樣の事、箆にはふしかげをぬるべし、はずはよはず、ふしは、おつとりのふしを本とすべし、一とがり矢の事、(中略)はずはよはず、ふしは、おつとりを本とすべし、

〔貞丈雜記弓矢十〕一よはずは、つぎはずにせず、直に其箆の末に筈を作り付にしたる也、但ふしの所にてはせず、よの所にてする也、

つぎ筈　笠筈

〔貞丈雜記弓矢十〕一つぎはずは、別の竹にてはずを作りてはめたる也、是は竹ふしの所にて作りてはめたるふしはず也、一かさはずとは、筈を箆よりも少ふとくして、箆の上にかぶる樣にするを云、されば笠はずと云也、

角筈

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　漆阿蘇胡祿一具(中略)鵰尾羽箕簗加理麻多箭十隻、鹿角栝、　樺阿蘇胡祿一具(中略)納二鵰羽加理麻多箭廿隻、鹿角哆、鹿角栝、

〔篩抄中〕一箭　筈　皆水精、中院大理物具問答抄、牛角有二御加點一、諒闇箭波須事　保元元、或秘記曰、角波須、

〔參考保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本、並云、彼爲朝、(中略)生附タル弓取ニテ、(中略)矢ハ三年竹ノ極テ節近ニ金色ナルヲ、洗ヒ磨カバ性弱リナントテ、節バカリコソゲ、木賊ヲ以テ磨キ、猶モ輕クテ折モヤセ

水晶筈

ントテ、鐵ヲノベテ、箆中過ルマデ飾ヲ通シテ入タリ、〈略○中〉筈コラヘズシテ破碎ケル間、角ヲ縮テ、朱ヲ指タリ、

〔長門本平家物語二十〕となふ〈遠○渡〉は生年三十四、〈略○中〉くろはのそやの、つのはずいれたる廿四さして、〈下○略〉

〔大鏡五兼通〕閑院左大將あさみつ、〈略○中〉かたちも心も、すぐれたまへり、御まじらひのほどなど、ことのほかにきらめき給ひき、やなぐひのすいさうのはずも、此との丶おもひよりいで給へるなり、なにがしの行幸につかうまつり給へりしに、このやなぐゐをひ給へりしは、あさ日のひかりにかゞやきて、さるめでたき事やは侍りし、いまはめなれにたればめづらしからず、人もおもひて侍るぞ、

〔武器考證十九〕貞丈云、水晶ヲ矢筈ニ用ル事ハ、武用ノ爲ニハアラズ、只華飾ヲ設テ壯觀ニ備ヘタルノミ也、時ノ人モ是ヲ歎美シ、君モ善シト思召ケレバコソ、今ニ傳ヘテ是ヲ摸セラル丶也、朝廷ノ武備ノ衰ヘタルコトヲ見ベシ、延喜式兵庫寮ノ、武器ノ側ハ甚嚴密ニシテ、武用ヲ專トシテ壯觀ヲ事トスルコトハ見エズ、上古武官ハ、武勇ノ器ヲ撰テ任ズ、後ニ衰ヘタリ、

〔飾抄中〕一箭　筈　皆水精、中院大理物具問答抄、牛角有御加點、

〔桃華蘂葉〕一衛府具足事　一箭　水精筈、鷲羽をはぐ、以紅梅紙若白紙卷之、

〔物具裝束抄〕一平胡籙事　水精栝、〈筈、又波須トモ、〉

口卷

〔運歩色葉集久〕沓卷

〔書言字考節用集七器財〕矢足〈ヤノマキ〉〈箭名、矢本曰足、〉

〔貞丈雜記十弓矢〕一矢のはず卷と云は、はずのきはを卷たる也、うら卷は、羽の上のくきを卷也、もと卷は、羽の下のくきを卷也、ねた卷は、箆の本の方をまく也、くつ卷は、ねた卷の下の方を卷也、

かね卷と云は、くつ卷の所を、上はそく下ふとく、つき鐘の形の如く卷く故、かね卷と云、簺目が
ら〈からとは、篦の事也、〉などをば、かくのごとく卷也、

〔保元物語 二〕白河殿攻落事
御曹司〈○源爲朝、〉中略、鏑矢ニテ射バヤト思テ、目九ツ指タル鏑ノ、メハシラニハ角ヲ立、風返シ厚クラセテ、金卷〈ヤジリマキ〉ニ朱サシタルガ、不通ノ簺目程ナルニ、手先六寸シノギヲタテ、前一寸ニハミチニモ刃ヲゾ付タリケル、

〔平家物語 十一〕とを矢の事
新中納言知盛卿、此矢をぬかせて見給へば、〈○中略〉くつまきより一そく計おいて、和田の小太郎平の義盛とうるしにてぞ書付たる、〈○下略〉

〔五武器談 平家物語〕沓卷は、くちまき也、東鑑には、口卷とあり、篦口を卷ゆゑ口卷といふ、ちとつと五音相通ゆゑ、くつ卷とも云、

〔吾妻鏡 一〕治承四年十一月廿六日甲戌、山内瀧口三郎經俊、可被處斬罪之由、内々有其沙汰、〈○中略〉可進所預置鎧之由、被仰實平、〈○中略〉是石橋合戰之日、經俊箭所立于此鎧袖也、件箭、口卷之上、注瀧口三郎藤原經俊、自此字之際切篦、作立御鎧袖、于今被置之、

〔義經記 五〕忠信よし野山の合戰の事
たけ六尺ばかりなる法師の、きはめて色くろかりけるが、〈○中略〉塗のに、くろ羽をもつてはぎたる矢の、ふとさは笛竹などのやうなるが、のまきよりかみ、十四そくにたぶ〳〵ときりたるを、つみさし、〈かみざし、○一本作つ〉にさして、かしらだかにおひなし、〈○下略〉

○按ズルニ、本文ニ、篦卷ヨリ上十四束ト云ヘリ、篦卷即チ口卷ナルコト知ルベシ、

〔吾妻鏡 十〕文治六年〈○建久元年〉九月十八日己巳、佐々木三郎盛綱、保野箭一腰進上、御上洛料也、即覽之、

〇中略藤口卷也、

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

足助、〇中略、重範、十三束三伏、前ヨリモ尚引シボリテ、手答高ハタト射ル、思矢坪ヲ不違、荒尾彌五郎ガ甲ノ眞向、金物ノ上二寸計射碎テ、眉間眞中ヲ、クツマキ責テ、グサト射籠タリケレバ、〇下略

古事類苑

兵事部三十六

弓矢三

兵事部三十六

弓矢三

弓種類 上古弓

〔古事記上代〕卽取持其大神能〇須佐男命之生大刀與生弓矢、及其天詔琴而逃出之時、〇中略追至黃泉比良坂、遙望呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀、生弓矢以而、汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀨而、意禮二字以音爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能三字以音山之山本、於底津石根宮柱布刀斯理此四字以音於高天原氷椽多迦斯理此四字以音而居、是奴也、故持其大刀弓、追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀨追撥而、始作國也、

〔古事記傳十〕生大刀(イクタチ)、生弓矢(イクユミヤ)、生は上に引る天神の饒速日命に授賜へる十種の寶に生玉、足玉あり、神祇官に坐八神の中に、生魂足魂と申すあり、又生島、足島、生國、足國、また出雲國造神賀詞に、今日能生日能足日爾などもある生にて、皆命長く生る意なり、足は萬あかぬことなく足ふ意なりさて此は執持主の命長く生べき德ある大刀、弓矢なり、

〔日本書紀神代二〕高皇產靈尊更會諸神、問當遣者、僉曰、天國玉之子天稚彥、是壯士也、宜試之、於是高皇產靈尊、賜天稚彥天鹿兒弓及天羽々矢、以遣之、

〔日本書紀通證神代六〕粲良曰、天鹿兒弓、射麑之弓也、今按田獵以鹿爲要、故以名征討之弓、古事記、作天之麻迦古弓是也、萬葉集云肉(シシ)自物弓矢圍(カクミ)、海宮韋一書、取弓矢入山獵獸、皆主鹿訓之、正通曰、如鹿背(カヾフタル)彎之弓也、是爲殺肉弓、今按一書、有天眞鹿兒矢之稱、則非此義也、篤海、彎曲背也、

〔古事記上代〕高御產巢日神天照大御神、亦問諸神等、所遣葦原中國之天菩比神、久不復奏、亦使何神

之吉、爾思金神答白、可遣天津國玉神之子、天若日子、故爾以天之麻迦古弓(自麻下三字以音)天之波々(此二字以音)矢、賜天若日子而遣、

〔古事記傳十三〕天之麻迦古弓、天之波々矢、(古は清て讀べく、下の波も濁べし、)又書紀に天鹿兒弓、天羽々矢と書れたり、一書には天鹿兒弓天眞鹿兒矢とあり、又此記の下に雉を射たる處には、天之波士弓、天之加久矢といへるを、(此は別弓矢かとも云べけれど、上なる天神所賜といへれば、同弓矢と聞ゆ、)書紀には、本書一書共に、雉を射たる弓矢も、初に所賜と同名なり、かくて又下に、天忍日命、天津久米命の天降らす時に取持るをば、天之波士弓、天之眞鹿兒矢とあるを、書紀には、天梔弓、(梔此云波茸)天羽々矢とあり、是等を相照して考るに、眞鹿兒弓と波士弓と一にして、別物に非ず、波々矢と眞鹿兒矢とも一にして別ならず、鹿兒とは、鹿兒を射る由にて、弓矢共に其用を云る名、波士は木名、波々は羽の狀にて、これらは其體を云る名なり、かくて此には麻迦古弓と弓には用名を云、波々矢と矢には體名を云て、下には其を打飜して弓に體名、矢に用名を云る、弓と矢と、互に體用の名をちがへ擧て、同物なることを暗に知せたる古文の巧おもしろし、さて鹿兒とは、(和名抄にも鹿、其子曰麑、和名加呉とありて、鹿の子を云なれど、)此はたゞ鹿のことにして、其子を云には非ず、たゞ鹿をも鹿兒と云は、馬をも常に駒と云ひ、猪をも韋能古と云、(猪、一名豕とあり、)と同例なり、○中略 さて古にも獵に、小獸及鳥などを射るには、小き弓矢を用ひ、猪鹿など大なる獸には、弓も大にして强きを用ひ、矢も長きを用ひけむ、故鹿兒弓、鹿兒矢と云は、大弓矢の稱なり、(鹿兒とは、只鹿の意にてこそ、弓矢にも名けつれ、若鹿の子の意ならむには、弓矢に名くべき由なし、書紀の註者たち、此處の考への委しからねばいかにぞや、又香山の木を以造れる故の名ぞなど云るは、殊にひがことなり、又書紀に、是を天羽々弓と云るは、羽々矢に效ひて云る造言なり、さる弓名あることなし、)さて今征伐使にも、さる大弓長矢を賜むは、もとよりのことぞ、次に波々矢は、羽張矢にて、(絹布のたぐひの幅な廣きて婆々と云も同じ例なるを思ひあはすべし、)羽の廣く大なるを云なるべし、

〔古事記上神代〕故爾天照大御神、高御產巢日神、亦問諸神等、天若日子、久不復奏、又遣曷神、以問天若日

子之淹留所由、於是諸神、及思金神答白、可遣雉名鳴女、〇中略故爾鳴女、自天降到、居天若日子之門湯津楓上、而言委曲如天神之詔命、〇中略卽天若日子、持天神所賜天之波士弓、天之加久矢、射殺其雉、

〔四季草一射書〕梔弓之事　一梔弓は黃櫨の木にて削たる丸木弓也、はじ弓に梔字を用たるは、古代字の用違也、物を染るに梔子にて染たる色も、黃櫨にて染たる色も、共に黃色になる故、混雜して梔子染をも黃櫨染と通稱して、梔もはじとよむなるべし、はじと云は、梔の字の本訓には、あらず、和名抄に、梔子、和名久知奈之、黃櫨、和名波邇之とあり、波邇之を中略して、波之とも云也、梔は弓材にあらず、黃櫨は弓材に用る也、今世の弓のひごに用るも黃櫨也、黃櫨は漆木、白膠木、胡桃木などに似たり、葉の形も似たり、はじもみぢは、歌によめり、紅葉するもの也、はじを田舍詞にははせと云なり、黃櫨木を切て見れば、其こぐち、外は白くして、內の心は黃也、其黃なる心を以て弓に削る也、染物にも心を用る也、里に生じたるよりも、山に生じたるは性宜きと云、是を山はぜといふなり、山はぜは、鳥木直にして、枝の間も遠く、一體のびらかなり、是を弓材とす、

〔古事記傳十三〕天之加久矢、加久は、上の麻迦古弓の迦古と同じ、古と久と通音なり、近江の郡名伊香は、和名抄に伊加古、萬葉十三に、伊香胡山とあるを、神名帳には、伊香具神社とあり、これ加古と加久と通ふ例なり、又金を萬葉に久加禰とよみ、國を古言に加久美と云り、さて又鹿見の見清べきこと、此に清音の久字を書るにてもしるべし、上には此を天之波々矢とあり、其は體を云る名、此は用を云る名にて、鹿を射矢なることと彼麻迦古弓の下に云るに同じきことは、卽眞鹿兒矢ともあるを以知べし、

〔古事記神代上〕日子番邇々藝命、將天降之時、〇中略天忍日命、天津久米命二人、取負天之石靫、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挾天之眞鹿兒矢、〇下略

〔萬葉集二十〕喩族歌

比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、波自由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍氐、於保久米能、麻須良多祁乎乎、佐吉爾多氐、由蚊登

利於保世、山河乎、伊波禰左久美氏、布美等保利、久爾麻藝之都都、知波夜夫流、神乎許等牟氣、麻都呂倍奴、比等乎母夜波之、波吉伎欲米、都可倍麻都里氏、○中略

右縁淡海眞人三船讒言、出雲守大伴古慈悲宿禰解任、是以家持○大伴作此歌也、

〔日本書紀三神武〕戊午年十有二月丙申、長髓彥、乃遣行人、言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船自天降止、號曰櫛玉饒速日命、○中略夫天神之子、豈有兩種乎、奈何更稱天神子、以奪人地乎、吾心推之、未必爲信、天皇曰、天神之子、亦多耳、汝所爲君、是實天神之子者、必有表物、可相示之、長髓彥、卽取饒速日命之天羽々矢一隻及步靫、以奉示天皇、天皇覽之曰、事不虛也、還以所御天羽々矢一隻及步靫、賜示於長髓彥、長髓彥見其天表、益懷踧踖、

〔古事記中神武〕求爲大后之美人時、大久米命曰、此間有媛女、是謂神御子、其所以謂神御子者、三島湟咋之女、名勢夜陀多良比賣、其容姿麗美故、美和之大物主神、見感而、其美人爲大便之時、化丹塗矢、自其爲大便之溝流下、突其美人之富登、(此二字以音、下效此、)爾其美人驚而立走伊須々岐伎、(此五字以音、)乃將來其矢、置於床邊、忽成麗壯夫、卽娶其美人生子、名謂富登多多良伊須々岐比賣命、○中略故是以謂神御子也、

〔古事記傳二十〕丹塗矢は、爾奴理夜と訓べし、(之を添て訓はわろし、)矢に丹を塗れるは何の料にか、未考得ず、若くは唯飾のみにやあらむ、山城風土記に、玉依日賣、於石川瀨見小川遊爲時、丹塗矢、自川上流下、乃取插置床邊、遂孕生男子云々、號可茂別雷命、所謂丹塗矢者、乙訓社坐、火雷命在とあり、似たる事なり、

〔常陸風土記香島郡〕至初國所知美麻貴天皇○崇神之世、奉幣○鹿島神社大刀十口、鉾二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、○下略

〔常陸風土記久慈郡〕東大山謂賀毗禮之高峰、卽有天神、名稱立速日男命、○中略其社以石爲垣、中種屬甚多、幷品寶弓、桙釜器之類、皆成石存之、

〔播磨風土記揖保郡〕粟栖里　金箭川、品太天皇〇應神巡行之時、御苅金箭、落於此川、故號金箭、

〔本朝軍器考集古圖説上〕大和國大安寺八幡宮藏神功皇后御弓〇長七尺餘圖略　大和國法隆寺藏上宮太子御弓〇長六尺餘圖略　山城國靜原二宮山王藏天武天皇御弓木造丹塗重九十錢長六尺、八寸五分餘〇圖略

〔本朝軍器考四弓矢〕上古ノ弓制詳ナル事ヲ知ベカラズ、今モ世ニ遺レル物ハ、大和ノ大安寺八幡宮ノ神寶ニ、神功皇后ノ御弓矢釵也ト云フアリ、同國法隆寺ノ寶藏ニ、上宮太子ノ弓矢釵等アリ、山城國愛宕郡靜原二宮山王社ノ神寶ニ、天武天皇ノ御弓、蟇目等アリ、是等親シク見シ所ノ物ナリ、大安寺ニアル所ノ物ト、法隆寺ニアル所ノ物ハ、其制ニ同ジクシテ、神功皇后ノ御弓ト云フ物ハ、其長七尺許、上宮太子ノ弓ハ、其長六尺餘ニオノヅカラナル木ノ皮ヲ去キテ彇ツケシゴトクニ見ユ、大安寺ニアルハ、特ニ古キ物ニテ、朽損ゼシ所アリ、靜原ニアル物ハ、其長六尺八寸餘、木ヲ削成シテ、丹ヲ塗タル弭ト見エシ所ノ上下ニ、鍮石ノ闊サ一分許ナルヲ絆、彇ヲバ鍮石ヲ以テ包ミタリ、是等古ニ聞エシ梔弓、梓弓ナド云ヒシ物ニヤ、

〔貞丈雜記十弓矢〕一古歌によめる弓は、梓弓、檀弓、槻弓、梔弓、柘弓など丶云名あり、弓に作りたる木の名を以て云なり、別に色々の諸説あれども皆推量の説なり、用がたし、上古の弓は竹を用ざるなり、

〔運歩色葉集弓〕檀弓。

〔四季草一射藝〕檀弓の事　一檀弓は眞弓の木にて削りたる丸木弓也、漆ぬらずして、白木のまゝにて用るを白檀弓と云、白眞弓と書くも同じ物也、まゆみの木は、まことの弓の木といふ事にて、眞弓の木といひ習はしたる也、此木は木理細にして、性ねばく、玄なやかにして、弓の材には甚宜しき木也、さてこそ眞弓の木とはいふなれ、和名抄に、檀、和名萬由三とあり、葉はたまつばきの如く、葉のさき丸くして、たまつばきの葉よりも大也、葉厚し、身木も玉つばきに似たり、皮

をはげば、内に白きあま皮あり、此あま皮にて、矢の羽の上はぎ下はぎをするを、かはぎと云也、身木を削れば色白し、うつ木などの如し、十月頃、實をむすぶ、四ツかどあり、四ツにわれて中に赤黄色なる粒あり、（業先いさゝかとがりあり）

〔古事記 中 應神〕於是大山守命者、違天皇之命、猶欲獲天下、有殺其弟皇子之情、竊設兵將攻、爾大雀命、聞其兄備兵、卽遣使者、令告宇遲能和紀郎子、故聞驚以兵伏河邊、〇中略 渡到河中之時、令傾其船、墮入水中、〇中略 爾掛出其骨之時、弟王歌曰、知波夜比登、宇遲能和多理邇、和多理是邇、多氏流、阿豆佐由美、麻由美、伊岐良牟登、許々呂波母閉杼、伊斗良牟登、許許呂波母閉杼、母登幣波、岐美袁游母比傳、須惠幣波、伊毛袁游母比傳、伊良那祁久、曾許爾游母比傳、加那志祁久、許許爾游母比傳、伊岐良受曾久流、阿豆佐由美、麻由美、

〔古事記傳 三十三〕麻由美は、〇註略 檀木なり、〇中略 弓に作るに良き材なるを以て、眞弓の木とは云なり、色白き故に白檀とも云り、さて此は此樹の河邊に生立るを見賜へるまゝに、卽其を以て大山守命を譬へてよみ賜へるなり。〇下略

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　檀御弓八張　一張（長六尺三寸五分、赤漆、處々纏樺、緑組纏弓把、）　一張（長六尺八寸、赤漆、貼斑皮、洗皮纏弓把、坂上大養）〇中略　別色御弓參張　小檀御弓一張（長四尺七寸五分、赤漆二處纏樺、末二俣、洗皮纏弓把、）

〔宇治拾遺物語 四〕これも今はむかし、白河院、御とのごもりて後、物におそはれさせ給ひける、しかるべき武具を御まくらの上にをくべきとさたありて、義家朝臣にめされければ、まゆみの黑ぬりなるを一張まいらせたりけるを、〇下略

〔源平盛衰記 十五〕宇治合戰附頼政最期事

寺〇三井 法師ハ、筒井淨妙明春ト云者アリ、〇中略 黑塗ノ箙ニ、塗篦ニ黑ツ羽ヲ以テハギタル矢ヲ卄四差タルヲ頭ダカニ負ナシツヽ、七モヂリ（〇七モザリ、長門本、平家物語作七曲、）ナルマユミノ、シメ塗ニヌリタル

ニ、塗ヅル縣テ、眞中ヲ取、○下略

〔新編相模國風土記（七十二鎌倉郡四）〕鶴岡八幡宮　神寶　弓一張（源頼義當社勸請ノ時、石清水ノ神寶タリシヲ申シ下シテ奉納スト云傳フ、元ハ二張アリ、上下兩宮ニ藏セシガ、文化四年火災ノ時、一張烏有ス、○圖略）檀弓ニシテ總朱漆、蘸ハ鯨石ニテ包ミ、弭ヨリ下ニ纏アリ、長六尺四寸五分、弭ノ所圍二寸二分、下略

〔書言字考節用集（七器財）〕○白檀弓（シラマユミ）

〔萬葉集（三雜歌）〕間人宿禰大浦初月歌
天原（アマノハラ）、振離（フリサケ）見（ミレ）者（バ）、白眞弓（シラマユミ）、張而（ハリテ）懸有（カケタル）、夜路者（ヨミチハ）將吉（ヨケム）、

〔萬葉集略解（三上）〕まゆみの木は、ことに白きものなれば、白まゆみといふべし、
○按ズルニ、白檀弓ハ、檀弓ノ白木、卽チ塗弓ナラザルヲ云フ、下項白木弓、併セ見ルベシ、

〔紀貫之集（六戀）〕宮づかへする女の、あひがたかりけるに、
手もふれで月日へにけり白ま弓おきふしよるは物をこそ思へ

〔伊呂波字類抄（阿雜物）〕○梓弓（アヅサユミ）

〔四季草（一射藝）〕梓弓　一梓の木にて削たる丸木弓也、あづさは、江戸にてしぼ〱とも、木さゝげとも云木也、和名抄に、梓和名阿豆佐（アヅサ）とあり、葉も身木も桐に似たり、

〔射學大成（一）〕弓材梓之事　里俗是ヲ木サヽゲト云、木ノ性、至テ剛ク、矢ヲ彈クノ用トス、古ノ丸木弓ハ中古以來ノ木竹合セタル弓ト違ヒ、木ノ性剛ナラザレバ、矢ヲ走スコトアタハズ、故ニ丸木弓ハ、多ク梓ヲ用ユ、日本紀以下ノ國史、或ハ和歌集、梓弓ノコト引ニイトマアラズ、

〔延喜式（四伊勢大神宮）〕神寶廿一種　梓弓廿四枝（長各七尺以上、八尺以下、塗ニ赤漆、弭纏ニ縹組、）

〔延喜式（四十九左右兵庫）〕凡御梓弓一張（以寮庫弓充之、備造功五人、○中略）其料枲三分四銖（弦料）鹿角一隻（弭料、長一尺、）木賊小一兩三分、（錯弓料○中略）梓弓一張（長七尺六寸、槻、柘、檀准此、）

〔倭姫命世記〕裏書勘注曰、風土記曰、夫所以號度會郡者、畝傍橿原宮御宇神倭磐余彦天皇、〇神武詔天日別命、覓國之時、度會賀利佐嶺、火氣發起、天日別命、視之曰此小佐居歟、禮使迷命見、使者還來申曰、有大國玉神、賀利佐到于時大國玉神、遣使奉迎天日別命、因令造其橋、不堪造畢、于時則令以梓弓爲橋而度焉、

〔古事記下 允恭〕故其輕太子者、流於伊余湯也、〇中略其衣通王、〇中略追到之時、待懷而歌曰、〇中略都久由美能、許夜流許夜理母、阿豆佐由美、多氐理多氐理母、能知母登理美流、意母比豆麻阿波禮、

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　梓御弓八十四張　一張長六尺九寸〇中略　右廿張、並赤漆樺纏、黑紫組纒弓把、以羽莖押簡、十五張、紫袋緋綾裏、五張、紫袋綠絹裏、〇下略

〔伊勢物語上〕むかし男女、かたゐ中に住けり、男みやづかへしにとて、別をしみて行にけるまゝに、みとせこざりければ、待わびたりけるに、いとねん頃にいひける人に、こよひあはんとちぎりたりけるに、此男きたりけり、此戸あけたまへとたゝきけれど、あけで、歌をなんよみていだしたりける、

　あら主の年の三とせを待わびてたゞこよひこそ新枕すれ、といひいだしたりければ、

　あづさ弓まゆみつき弓年をへてわがせしがことうるはしみせよ、といひていなんとしければ、女、

　あづさ弓ひけどひかねど昔より心は君によりにし物を、といひけれど、男かへりにけり、

〔續世繼六 ゆみのね〕伊通のおとゞ、〇中略さていりこもり給ひしとき、中院大將〇雅定まだ中納言など申しをりにや、そのゆみをかり給へりけるが、つかさたてまつりて、かへしたまふとて、

　と、せあまりてならしたりしあづさ弓かへすにつけてねぞなかれける、とはべりけるかへしに、中の院、

さりとても思ゐなすてぞあづさ弓ひきかへすよも有もこそすれ、と侍りけるかひありて、右衞門督になり給へりき、

〔平家物語九〕二度のかけの事

かぢはら〔景時〇〕五百よき、いく田のもりのさかも木を取のけさせて、城の中へおめいてかく、次なん平次、〔景高〇〕あまりにさきをかけうとすゝむ間、ちゝ平三〔景時〇〕使者を立てごぢんの勢のつゞかざらんに、さきがけたらん者には、けん志やう有まじき由、大將軍よりの仰ぞと云をくつたりければ、平次志ばらくひかへて、

武士のとりつたへたる梓弓ひいては人のかへすものかは

と申させ給へやとて、おめいてかく、

〔萬葉集四相聞〕海上女王奉和歌

梓弓、爪引夜音之、遠音爾毛、君之御幸乎、聞之好毛、

〔神樂歌採物〕弓

弓といへば、品なき物を、梓弓、まゆみつき弓、品こそあるらし、品こそあるらし、

よも山の、まもりに賴む、梓弓、神のたからに、今しつるかな、今しつるかな、

〔古今和歌集一春〕題志らず　よみ人志らず

あづさ弓おしてはる雨けふふりぬあすさへふらば若なつみてん

〔夫木和歌抄三十二〕久安百首　光俊朝臣

いかでかはあづさのま弓つるきれておとせぬ人をうらみざるべき

〔易林本節用集器財〕槻弓。

〔倭名類聚抄二十木〕槻　唐韻云、槻〔音規、和名豆木乃木、〕木名、堪作弓也、

〔四季草射藝一〕槻弓の事　一槻弓は槻の木にて削りたる丸木弓也、和名抄に、槻、和名豆木乃木（ツキノキ）とあり、つきの木と、けやきの木と、同じ様なる物にて見わけがたし、相模國大山の杣人の云ひしは、つきの木をば、弓の木とも云、けやきの木に似て見わけがたし、木を削りて見れば分る也、けやきは、たゞ竪に木理とをる也、つきの木は、竪の木理を横にからみたる木理あり、されば田舍にて鋤鍬の柄にこれを用るに甚強くして折れずと云、

〔射學大成一〕弓材槻之事　槻ハ、欅ノ種類ニシテ、其性異リ、欅ハ剛ニ過テ、ボロ〳〵ト碎易シ、槻ハ柔ニシテ強シ、苗ヨリ七八年立テ、長サ八九尺迄ハ、木ノ先タハミテ土ニツク、凡弓尺程ニナル頃、一夜ノ内ニ自然立上ルモノ也、是則柔ニシテ強キ故也、〇中略直志云、槻欅、枝葉ノ備ヘ、木ノ目合ヒ、皮ノ厚サモ同様ニテ、見分ルコト難シ、是ヲ知ルニハ、夏日炎暑ノ時、欅ノ葉ハ、兩端ソリテ上ヘ揚ル、槻ノ葉ハ、平ラカニシテ兩端ソラズ、

〔日本書紀九神功〕爰伐新羅之明年〇攝政元年三月庚子、忍熊王出營欲戰、時有熊之凝者、爲忍熊王軍之先鋒、〇中略則欲勸己衆、因以高唱之歌曰、烏智箇多能（ヲチカタノ）、阿邏々麼菟麼邏（アラヽマツバラ）、摩菟麼邏珥（マツバラニ）、和多利喩祇氏（ワタリユキテ）、菟區喩彌珥（ツクユミニ）、末利椰塢多具陪（マリヤヲタグヘ）、〇下略

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　槻御弓六張　一張長六尺六寸六分、纏樺、末曲、紫皮纏、弓把、黄絁袋緋綾裏、大伴淡等〇下略

〔延喜式三臨時祭〕凡甲斐信濃兩國所進、祈年料雜弓百八十張、甲斐國槻弓八十張、信濃國梓弓百張、並十二月以前、差使進上、

〔西宮記十臨時〕勘申可著鈦左右獄囚事　六人部法師丸　贓物〇中略槻弓一枝〇中略　寬和二年五月廿七日

〔夫木和歌抄二十九槻〕十題百首木　前中納言定家卿

けふみればゆみきる程に成にけりうへし岡べのつきのかたえだ

〔三代實錄陽成三十三〕元慶二年五月九日甲辰、是日下符相模國、令採進槻弓百枝、○中略備中國柘弓百枝、備後國百枝、

〔四季草射藝一〕柘弓の事　一柘弓は柘の木にて削りたる丸木弓也、和名抄に柘豆美とあり、つみ一名野桑とも、山桑とも云、桑に似たる木也、桑柘とて桑と同類の木也、桑の葉は切れこみたる所あり、柘の葉は切こみたる所なく、丸くして葉少とがりあり、桑柘共に蠶に食しむる也、

〔延喜式工事解二〕按ズルニ、說文ニ云、柘ハ桑ノ屬、古今注ニ云、桑實ヲ甚ト曰ヒ、柘實ヲ佳ト曰フ、考工記ニ云、弓人幹ヲ取ルノ道、柘ヲ上トス、檿桑コレニ次グ、爾雅ニ檿桑ハ山桑ナリト云リ、又云フ、桑辦ニ甚アルハ梔ナリ、注ニ辦ハ半ナリ、蠶書ニ云、柘葉、蠶ニ飼テ絲トス、琴瑟ノ絃ニ中ル、月令ニ云、季夏ノ月、桑柘ヲ伐コト毋レ、周禮司爟ノ注ニ云、夏桑柘ノ火ヲ取ル、此等ニ依レバ、桑柘梔歷大ニ同フシテ、小シク異ナリ、白石子、大安寺、法隆寺ニ藏ル所ノ古弓ト、爾雅ニ載ル所ノ梔トヲ以テ說ヲナス、甚據アリトスベシ、然レバ梔、柘、共ニ波自ト訓ズベキカ、古ニ聞ヘシ弓材、阿豆佐、豆喜、波自、麻由美ニシテ此ニ、○延喜兵庫寮式梓、槻、柘、檀ノ四木ヲ擧グ、彼此相當ト謂フベシ、倭名鈔ニ柘ヲ豆美ト訓ジテ、波自ノ訓ナキコト、梔ニ波自ノ訓ヲ載ザルガ如クナルベシ、梔ハ元ヨリ久知奈之ニ非ズ、神農本草經ニ云、巵子、一名ハ木丹、本草綱目ニ、巵ハ酒器ナリ、巵子コレニ象ル、俗ニ梔ニ作ルト云リ、史記貨殖傳ニ、千畝ノ巵茜ト云フモ、赤木ニ从ガハズ、タヾ韻書ニ、梔ノ字ヲ出シテ桑ノ屬トシ、或ハ巵子トスル者ハ、俗義ヲ幷セ備ルナリ、故ニ倭名鈔モ、唐韻ノ梔ノ字ヲ引クト雖モ、下ニ注シテ、今按ズルニ、醫家ノ書等、支子ノ二字ヲ用ユト見エタリ、日本紀、舊事記ノ梔弓、借用ノ字トナスコト勿レ、古事記ニ、波士弓ニ作リ、萬葉集ニ、波自弓ニ作ルハ假字ナリ、又式中黃櫨ヲ用テ弓材ト爲スコトヲ見ズ、弓人陽典云ク、曾テ黃櫨ヲ以テ弓ヲ造リ試ルニ、甚ダ用ニ中ラズ、近世竹箴ヲ攙ルノ製、黃櫨ヲ以テ弓傍ト爲ス、故ニ人以爲ラク弓材ニ足

レリト、非ナリ、其用竹ニ在テ黄櫨ニ在ラズ、又按ズルニ、本草綱目ニ云、柘木、黄赤色ヲ染ム、コレヲ柘黄ト謂フ、天子服スル所ト、是黄櫨染ト同ジ、若シ古ヨリ此ノ如クナラバ、此モ亦混惑ヲ致ノ一端ナランモ知ベカラズ、

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　肥美御弓一張長五尺九寸 弓把上纏レ葛 赤漆鮎皮斑 葛纏袋緑絹裏

〔倭名類聚抄 木 二十〕椐　玉篇云、椐音居、一音倨、漢語抄云、閉美、木腫節中爲レ杖也、

〔源順集〕冬

へみゆみの春にもあらでちる花は雪かと山にいる人にとへ

〔東大寺獻物帳〕別色御弓參張　蘇芳御弓一張長七尺二寸五分 紫皮纏二弓把一 錦袋 腹小白 緋纏裏

○按ズルニ、倭名抄木類ニ蘇枋アリ、木名ヲ以テ稱スルナルベシ、

〔義經記 六〕忠信さいごの事

義經がすみなれし所に、天魔のすみかとならん事うかるべし、主のために、をもき甲冑を置つれば、守となりて、あくまをよせぬ事のあるなるぞとて、小ざくらおどしのよろひ、四方じろの甲、山鳥の羽の矢十六さして、まる木の弓一張そへてをかれたりしぞかし、

〔四季草 射藝 一〕丸木弓の事　一丸木弓と云は、木にて丸く削りたる弓也、丸木弓の本名は、たゞ弓とばかりいふ也、上古弓といひしは、丸木弓の事也、後に木と竹を合せたる弓を、弓とばかり呼ぶ故、まぎれぬ爲に、丸木弓とよびならはしたる也、梓弓、檀弓、槻弓、柘弓、櫨弓などゝいふは、皆丸木弓なり、其弓に削りたる木の名を以て何弓とよぶ也、今も新木、白木などゝ云は、もと丸木弓より出し詞なり、

〔道ゆきぶり〕さても備後は、鏡にすべき文もすくなく、たまたましみのすみかより尋いでたる國文も、それをしるべとするほどのことわりをさへ、しらぬ人のみ侍れば、をろかなるこゝろにも

あざむかれ侍るかな、かべの中、石の函の中にをさめける世も、かばかりやは侍るべき、かろぐしくおぼえ侍るまゝに、うかび侍る歌、

生まかる眞木のまろ木の弓とりはすぐなるよりも力こそあれ

〔大的體拜記〕一射手方文字　白木(シラキ)

〔易林本節用集〕器財 白木(シラキ)弓

〔射御拾遺抄〕一白木、そば白木、むらこき、是らは的弓に用べし、

〔丸物草鹿記〕弓は白木本式なり、赤うるしに、矢すりかぶら藤をつかひたりとも、白づるをかけぬれば、丸物、草鹿、はさみ物、射手にくるしからず、但略儀也、

〔佐竹宗三聞書〕白木の弓は、さめにてそとみがきておくべし、とくさにてみがけば、弓しとりて惡、此儀秘說にする事なり、

〔小笠原入道宗賢記〕白木の弓にても、揃たる弓なり共、射ならしたる弓なりとも、人に出候時は、必つるをしかけたるまゝにて出べし、白木、そばしら木、むらこきには、しらづるをかけべし、

〔曾我物語〕一おほみやはたがいとうをねらひし事

こゝにすけつねが二人のらうどう、おほみ、やはたは、これをきゝ、〇中略しらきのゆみのいよげなるをうちかたげ、せこにかきまぎれねらう、

〔平義器談〕義經記一白木の弓の事　漆ぬらず、藤をも卷ざるをいふ、

〔梅松論〕下曾我上野介師資、〇中略白木の弓の大きなるに、拾矢二三十取さしたる負て、〇下略

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五年丙午歲十二月十九日壬寅日、於坂本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣後被號義輝御元服之次第、　二日目廿日也、　一御弓一張、白木也、不張シテ、捲ノ上ヲ引合紙二重ニ取リ、竪紙ニシテ包ミ、水引ニテ結ビ弦、

〔陰德太平記十一〕琢阿彌討死事

井上〇與三左衞門經通ハ、弓ヲ強ク引ン爲ニヤ、小具足計サシ堅メ、冑ヲバ不著、白木ノ弓ニ、銀ノ筈打セ、尖リ矢一筋取副出ケルガ、〇下略

〔七十一番歌合上〕十六番　左　弓つくり

引はへて長き夜ながらながめばや影も白木の弓はりの月

〔大的體拜記〕一射手方文字　側白木

〔易林本節用集器財〕側素材

〔增補下學集下二器財〕傍白木弓

〔弓馬故實武家名目抄弓箭一下所引〕そば白木と云事、竹を赤くも、又黑くもぬりて木を白して置を云也、是は的弓なり、うつぼ付、供などの時は、ゆめ〳〵持ぬ弓なり、

〔弓村倒秘傳書武家名目抄弓箭一下所引〕側白木の弓、仕立樣、弓の竹の節をおろさず、とくさみがきにして、其上をむくの葉にてみがき、赤漆にてぬりて、側を白木にこそげるなり、是又的圓物草鹿挾物以下可用之、騎射に不用之也、

〔佐竹宗三聞書〕黑漆にぬりたる、そば白木の弓にては、的を射也、赤漆のそば白木の弓にて射事、斟酌有べし、其子細は、村倒の弓にまぎる、謂成、村倒は、道の人ゆるされ候はではいぬ弓成、此儀によつて斟酌可然と云、

〔運歩色葉集阿〕荒木弓

〔書言字考節用集七器財〕質木又作新木、白木弓也、

〔萬葉集十一古今相聞往來〕寄物陳思

葛木之、其津彥眞弓、荒木爾毛、憑也君之、吾之名告兼、

〔源平盛衰記二十二〕衣笠合戰事

大介〈○三浦義明〉小太郎ヲ招テ、アノ家忠〈○金子十郎〉射留ヨト云、仰承リヌトテ立ニケリ、三人張ニ十三束二伏ヲゾ射ケル、荒木ノ弓ノイマダ削治ザルヲ押張テスピキシタリケレバ、〈○下略〉

〔武器考證五〕新木(アラキ)ハ丸木弓ナルベシ

〔吾妻鏡二十〕建暦二年正月十一日庚申、御弓始也、〈○中略〉先召小國源兵衛三郎頼繼、是無雙精兵也、而不帶弓由申之間、被下鎮西以下諸國進納之荒木弓等、

〔新撰六帖五〕ゆみ　入道三位知家

つるなれぬあらきの弓のそりたかみさて徒にひく人ぞなき

〔七十一番歌合上〕十六番　左　弓つくり

玉づさもはねのけらるゝあら弓のをしかへしても人ぞ戀しき

〔義經記五〕忠信よし野山の合戰の事

忠信は〈○中略〉ふし木の弓の弰みじかく、いよげなるを持、〈○下略〉

〔武器考證三〕ふしきの弓は、ふしまきの落字なるべき歟、

〔尺素往來〕豐前弓者、屋形住人之所作、自鎮西到來候了、梓弓、檀弓、槻弓以下、四方竹之大弓、三人張之勁弓、皆悉荒木候之間、刪研調之、

〔射學大成一〕四方竹ノ弓之事　一條禪閤ノ尺素往來ニ見ヘタル外、古傳書ニ見及バズ、筑紫ニテ造リタル物ト見ヘテ、豐前ヨリ到來トアリ、古法其製ヲシラズ、先年海野公師試ニ是ヲ造ラシム、木竹合セタルト違ヒ、其性甚剛シ、コレハ側ノ竹、横目ヲ引故歟、又ハ造リ方、別ニ傳アル歟、的弓ナドニ用ヒガタシ、塗候ハ軍場ヘハ如何アルベキ、ソレモ性剛クシテ、物ヲ貫クニハ便リ惡カルベシ、

〔頼政集〕戀心より外に、中絶たる女のもとへつかはしける、

おもはずや手ならす弓にふす竹の一よも君にはなるべしとは

〔夫木和歌抄〕弓三十二 同帖○六 題あひおもふ　信實朝臣

あづさ弓するまでとをすふせ竹のはなれがたくもちぎる中かな

〔安齋隨筆〕前編五 伏竹ノ弓　貞丈云、梓弓は、梓にて削りたる丸木弓なり、フセ竹といふは、竹をふせて付けたる弓にて、是マヽ木弓也、此歌、竹のフセたるマヽキ弓の事をよめる歌に、初の五文字にアヅサ弓と云たるは誤りなり、マヽキ弓、スエマデトホスフセ竹のとこそいふべけれ、信實の頃は、もはやマヽ木弓、詳に知れざるやうに成りしと見へたり、信實は後堀川院の御代の人也、一ゝ木弓を知らぬゆへに、みだりにアヅサ弓とよめるなり、アヅサ弓に竹をフスル事はなき事なり、それに心つかざりしなり、

〔内裏式〕中 十二月大儺式　闈司二人、各持桃弓葦矢、木工寮作備之 昇自南階、授内侍、即班給女官、○中略 中務省、率侍従内舍人大舍人等、各持桃弓葦矢、

〔儀式〕十 十二月大儺儀　小儺、令良著紺布衣、緋末額、持桃弓葦矢、桃杖、碎瓦、

〔延喜式〕十六陰陽 凡追儺料、桃弓、杖、葦矢、令守辰丁造備、其矢料蒲葦各二荷、攝津國毎年十二月上旬採送、

〔鹽尻〕三十五 一或問、桃弓葦の矢、其あしの矢は、難波の葦を用ゆ、是秘傳と云々、按するに、延喜式某曰、凡追儺料桃弓葦矢云々、其矢料蒲葦各二荷、攝津國毎年十二月上旬採送云々、是古へよりの例と見へたり、

〔採梔集覽〕一 第十五　桃弓之事　一問、尾州中島、國玉ノ儺ヤラヒニ、桃ノ弓、棘ノ矢ニテ、人ヲ追ト云事、林氏ノ書ノ中ニ出タリ、我邦天香山ノ梔ヲ社用ト有、此國於テ桃ヲ弓作用コトハ、疑ラクハ中華ノ遺風ナルベシ、願ハ其說ヲイヘ、　答、本朝神代於テ、桃ヲ弓トスル據、未考、然ドモ桃實ヲ投

テ鬼ヲ防ト云トキハ、災蘖ヲ除ニハ、我國尙桃ヲ用カ、加之延喜式ノ中、十二月儺祭ニハ、桃弓葦矢ヲ用テ勵氣ヲ䕶ト云コトアリ、然バ中華ノ遺風ト云ガタキニヤ、棘ヲ矢トスルコトハ、葦ノ矢ヲ誤タルカ、棘ヲ用ルコトハ、中華習流也、左傳昭公四年ニモ、桃弧棘矢、以除其凶災トモイヘリ、

〔成氏年中行事〕一若君姫御料樣御誕生之時、御坐所之次第之事、○中略次典藥頭胞ヲ申出シ、從政所參推桶ニ入テ、若君御誕生之時ハ、桑弓蓬矢ヲ一手副申、

〔禮記註疏二十八内則〕國君世子生、○中略射人以桑弧蓬矢六射天地四方、註、桑弧蓬矢、本大古也、天地四方、男子所有事也、

〔應仁記一〕若君誕生之事

御臺所、御懷姙アリト、世ノ人トキメキ合ヘリシガ、程ナク誕生有リテ、若公○足利義尙ニテマシマシケレバ、桑ノ弓蓬ノ矢ノ慶賀、天下ノ聞エ、京中ノ道俗、アワレ大果報ノ若子ヤト、イワヌ物コソナカリケレ、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕角弓　爾雅注云、弭、亡爾反、和名都能由美、今之角弓也、

〔和漢三才圖會二十一兵器〕弭音米、和名都能由美、今云李萬弓、　爾雅、弓有緣者謂之弓、無緣者謂之弭、孫炎註曰、緣者謂繳束而漆之、李巡曰、骨飾兩頭曰弓、不以骨飾曰弭、今之角弓也、　按弭小弓、今多以鯨鰭作之、唯安于枕頭禦不意寇耳、近頃朝鮮有李萬古者、善射而作之、故名李萬弓、

〔段注說文解字十二下弓〕弲角弲也、角弓謂弓之傳角者也、詩曰、騂騂角弓、相角居角之法、詳於弓人、按今詩騂騂角弓、釋文曰、騂、說文作弲、音火全反、此陸氏之偶誤、蓋角部稱騂騂角弓、陸當云說文作觲、而誤云作弲也、弲自謂角弓、不謂弓調利、維陽名弩曰弲、此弲之別一義从弓肙聲、烏元切、按陸云說文火全反、十四部、

〔東大寺獻物帳〕別色御弓參張○中略　水牛純角御弓一張長三尺九寸无弓把

〔日本書紀九神功〕四十六年三月乙亥朔、遣斯摩宿禰于卓淳國、○中略爰斯摩宿禰卽以傔人爾波移與卓淳人過古二人、遣于百濟國、慰勞其王、時百濟肖古王、深之歡喜而厚遇焉、仍以五色綵絹各一疋、及角

以製作爲名

弓箭、幷鐵鋋四十枚、幣、爾波移、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年正月壬子、御豐樂院、觀射、蕃客賜角弓射焉、

〔出雲風土記 島根郡〕加賀郷、郡家北西二十四里一百六十歩、佐太大神所坐也、御祖神魂命御子、支佐加比比賣命、闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加加明也、故云加加、〇中略

加賀神埼、即有窟、(中略)所謂佐太大神之所産生處也、所産生臨時、弓箭亡坐、爾時御祖神魂命之御子、枳佐加比比賣命、願吾御子麻須羅神御子坐者、所亡弓箭出來願坐、爾時角弓箭、隨水流出、爾時所生御子詔、此者非弓箭詔而擲廢給、又金弓箭流出來、即待取之坐而、闇鬱窟哉詔而射通坐、

〔延喜式 二十八 兵部〕凡武官人等、皆用漆弓、其正月十七日大射節、文官人亦同、

〔鹽尻 七〕白木弓、塗弓、雉羽矢ノ事、　或問、的弓は白木を用ゆ、塗弓をも用ひし例あるか、答、凡武官人は皆用漆弓、大射の節は、文官といへども塗弓を執よし、式文明らかなり、兵部式

〔弓馬故實 武家名目抄 弓箭一下所引〕塗弓に藤つかふ事、先は三所藤をつかふが本也、その外は何方に成とも、心次第につかふべし、定法有べからず、總別藤をつかひても、其上をうるしにてぬる事有まじき事也、藤は白して置が本也、くちうるしをする物なり、

〔今川大雙紙〕一ぬり弓に、白絃をかけべからず、ことに馬上にて不可持、いはれ有事也、

〔甲陽軍鑑 七品第十六〕弓箭之巻　一ぬり弓に、自然白弦をかくる事有べし、其時は、はつきぬを墨にて染べし、白木の時、染づるならば、えらかみにてすべし、

〔播州佐用軍記 下〕十二月十五日上月城攻之事

寄手ノ中ヨリ大ノ男、〇中略 塗木ノ弓ノ握リ太ナルニ、山鳥ノ尾ニテ矧タル矢ヲ森ノ如ク負ナシ、〇下略

〔江次第抄 三 賭射〕重服射手奉仕例　西宮裏勸物云、此日所隨身弓矢裝束黑漆弓、但以砥礪如蒔繪地、

〔家中竹馬記〕一馬上にて可持弓は、黑ぬりに、矢すりかぶらどう、白くつがひたる本式也、其外は所

好に隨こと也、

〔古事談四勇士〕白川院御寢之後、物ニオソハレ御坐ケル比、可然武具ヲ御枕上ニ可置ト有御沙汰テ、義家朝臣ニ被召ケレバ、マユミノ黑塗ナルヲ、一張進タリケルヲ、○下略

〔吉部秘訓抄一〕一內裏燒亡時廷尉佐裝束事　仁安二九廿七、同記○經房云、欲就寢之間、南方有火之由聞之、○中略廿八日先參殿下、卷纓、具狩胡籙、黑漆弓、有壯卷腰充等、

〔明月記〕建久三年三月十四日丙戌、謁宰相中將云、諒闇○此月十三日後白河崩物具等少々尋申、隨身、壺丸緒、鈍色狩袴同之、太刀以下裝束、無文藍革身物具同之、壺、黑漆、可有首口、但只用隨身壺無鍵歟、弓黑漆卷無如例

〔弓法私書武家名目抄弓術一下所引〕弓の竹を白く殘して、節をも落さずして、わきを黑くぬりて藤をつかひ、馬上にて持事、好ざるこしらへ也、晴の時には持べからず、

〔淸獬眼抄〕宗金記云、寬德三年十二月廿三日、午時許口口大殿御厩燒亡、○中略火長、隨身白羽胡籙并赤弓引率大夫尉以下、府生以上官人等、從馬場向北、

〔寬正記武家名目抄弓術一下所引〕赤うるしの弓、四月より後の的弓也、竹の節をいけて、幾入ものごふ也、節陰よりはうすくぬる也、赤うるしの弓、馬上に持べからず、是は白木に准ずる也、

〔家中竹馬記〕節卷、或は黑漆赤漆の段々、或はそば黑、竹をばぬらで皮を置なり、又は竹を黑く、木を赤漆、又は捲より上と下とをかへても誘也、又こき赤漆に、木をうす赤漆にゑたるをば、ふたへ赤漆と云也、

〔貞丈雜記十弓矢〕一二重赤漆の弓と云は、同書竹馬記○家中に云、又こき赤うるしに、木を薄赤うるしにゑたるをば、ふたへ赤うるしと云也云々、竹をこき赤うるしにぬり、木をうすき赤うるしにてぬりて、矢すりかぶら藤、三所に、白藤をつかふ也、赤うるしとは、漆に何もまぜずぬるを云也、

〔弓法私書武家名目抄弓術一下所引〕弓ヲ黑クヌリ、栗色ナドノ事ハ、本ヨリノ事、ウス赤漆ニヌリタル弓成トモ、矢スリカツラ藤ダニモツ・カヒタラバ、馬上ニテ持ベシ、イカニ黑クヌリ、栗色ナリトモ、藤ヲツ

カハヌハ、馬上ニテ持ベカラズ、コシラヘタル弓ニ、白弦カケベカラズ、ヌルベシ、

〔桃華蘂葉〕一衞府具足事　弓　蒔繪、若年の時、以紅梅檀紙卷之、宿德人用白紙、後鳥羽院仰云、隨年卷紅梅非正義、只何も可用白加波、其色薄紅梅也云々、

〔故實拾要〕十四弓（蒔繪ハ態ニ可隨、或螺鈿ヲ描也、筈ハ銀ノ彫物、或塗物也、其文隨蒔繪ニ取、握上下ヲ卷組ハ赤シ、或紫紺絲等也、）

〔物具裝束抄〕一平胡籙事　蒔繪弓

〔次將裝束抄〕行幸　卷纓（綏）闕腋袍、巡方帶、螺鈿野劒、（五位尻鞘）入蒔繪弓平胡籙、

〔古事談〕二臣節大治五年十月五日、參議四人、師賴、長實、（中將）宗輔、（中將）師時等、任中納言、（中略）○註于時伊通參議右兵衞督、中宮權大夫四人皆上臈也、然而不堪愁緖、翌日辭所帶等、（中略）○年來所被借置蒔繪弓返遣中院右府、（雅定）○源

〔明月記〕建曆三年十二月廿九日、曉少將退出、借給蒔繪弓平胡籙、（入塗籠）每物美麗、弓（竹桐、組、唐棣、珠玉云々、自院所被進、）

〔さかゆく花〕上ゐいとくぐわん年三月十一日、ぎやうかう（○後圓融）あり、（中略）○同十二日、けふはまひ御らんなり、（中略）○右大將直衣けんゐい、おいかけつぼをおひ、まきゑの弓をもたる、

〔雲州消息〕下今日月卿雲客、可參長秋宮云々、大略小弓之事歟、山梁雌雉或者送之、其羽成文、可爲奇珍、仍一雙之矢、忽可調侍、所在之彫弓、頗以古體也、新欲令造之處、難過敏心斷自々者、一日蒔繪御弓、令付廻李耳、雖非百中之能、爲交一日之遊也、謹言、

〔尙書註疏〕二十文侯之命王曰、父義和其歸視爾師、寧爾邦、用賚爾秬鬯一卣、彤弓一、彤矢百、盧弓一、盧矢百、（傳、彤赤、盧黑也、諸侯有大功、賜弓矢、然後專征伐、彤弓以講德習射、藏示子孫、）馬四匹、

〔毛詩註疏〕十小雅彤弓弨兮、受言藏之、（傳、彤弓、朱弓也、以講德習射、弨弛貌、言我也、箋云、言者、謂王策命也、王賜朱弓、必策其功以命之、受出藏之、乃反入也、）

〔毛詩註疏〕十七大雅敦弓既堅、四鍭既鈞、舍矢既均、（傳、敦弓、畫弓也、天子敦弓、鍭矢參亭、已均中蓺、箋云、舍

之言歸也、蘇賓也、周之先王將養老、先與羣臣行射禮、以擇其可與者以爲賓、(數音彫、注及下同、)

〔荀子大略十九〕天子彫弓、諸侯彤弓、大夫黑弓、禮也、(彫謂畫爲文飾、彤弓朱弓、此明貴賤服御之禮也、)

〔吾妻鏡二十三〕建保六年六月廿日庚申、內藏頭忠綱朝臣、爲勅使下向、(中略)御車二兩已下、御拜賀料調度(皆蘊之籠)等、令舁之疋夫數十人、歩列、　廿一日辛酉、午剋、忠綱朝臣、令運件調度等於御所、御車二兩、檳榔九錫彫弓御裝束、御隨身裝束、移鞍等也、是皆自仙洞被調下云々、爲仲章朝臣奉行請取之、(中略)

〔春秋公羊註疏莊公六〕元年、王使榮叔來錫桓公命、傳、錫者何賜也、(疏略)(註略)命者何、加我服也、(註、增加某衣服、令有異於諸侯、禮有九錫、(中略)七曰弓矢、○下略)

〔文選三十五冊〕魏公九錫文　今又加君九錫、其敬聽後命、(中略)是用錫君彤弓一、彤矢百、玈弓十、玈矢千、

〔尺素往來〕豐前弓者、屋形住人之所作、自鎭西到來候了、(中略)白木、村搭、(ヌキ)塗籠藤、(下略)

〔佐竹宗三聞書〕赤漆のそば白木の弓にて射事、斟酌有べし、其子細は、村削の弓にまぎるゝ、謂成、村削は、道の人、ゆるされ候はでは、いぬ弓成、此儀によつて斟酌可然と云、

〔高忠聞書〕一弓をむらこきにする事、弓のうらの方をうらにぎりより上二尺五寸、にぎり下、もとのかた一尺二寸こくべし、弓のとのはう、うらはずより下へ二尺五寸こくべし、にぎりの下、もと、はずより一尺二寸こくべし、

〔弓村削秘傳書(武家名目抄弓術一下所引)〕村こき弓の事、小笠原信濃守貞宗、弓太郎にて、建武年中御的の有し時、古弓の、きはめていろづきたる弓の、すこしはりぐせ有しを所々こさげて、あらためて用ひ被射しなり、それより面白とて、わざと弓を赤うるしにてうすくぬりて、小刀數をさだめて、所々こきおらげて、我家の秘事にして被用也、其例をおたひて、御的弓太郎は、いつも村こきの弓を被用也、故に自餘の射手は、憚りて用之事なし、鹿苑院殿樣、(足利義滿)御治世に、此弓を不淺御てうあい有

之て、御自身御的被遊時は、いつも此弓を御用ひ被成也、〇下略

〔下學集 下器財〕重藤(シゲトウ) 重或作滋

〔貞丈雜記 十弓矢〕一弓に卷く藤は、正字は籐の字也、竹冠に書也、草冠にして藤と書くはふぢと云字也、ふぢは弓に卷く物にあらず、籐(竹カムリ也)と云物は、萪籐とも云也、東西洋考と云書に云、萪籐蔓抽被地無枝葉、有皮裹其外、如竹皮剝之則落、長數丈、不値剪伐、可繞數圍、齊民要術と云書に云、萪籐圍數寸重於竹、可以代笩、以縛船及以爲席、勝竹、字彙云、籐蔓生似竹、右の文の意は、萪籐と云物は、蔓出て地の上に生ひかぶさり枝葉もなし、皮をかぶりて竹の如し、其皮を剝げばよくはがれる也、長さ壹丈ばかりもあり、剪らずしておけば何ほども長くなりて、數ケ國を繞るほどにもはひわたる也、莖のふとさ壹寸、まはりの內外ほどあり、竹よりも重賓也、竹の輪の代りにもなる、又船をつなぐ繩にもなり、又細くさきて席に織るにもよしと也、弓に卷くは右の萪籐の皮をはぎ、細くさきて卷也、

〔大的體拜記〕一射手方文字　繁藤(シゲトウ)　重藤同　滋藤同

〔四季草 一射藝〕重藤の弓の事　上古は、軍陣には丸木弓を用ひ、的にはまゝき弓を用ひしなるべし、東鑑などには、重藤の名見えず、賴朝の頃までは、軍陣にまゝき弓は用ざりしか、源平盛衰記などには、重藤の名見たれども、是は後に書たる物語なれば、其頃見るにまかせて書たるも知られず、今川了俊の歌に、丸木の弓をよみたれば、其頃までも猶丸木弓すたれずして、軍陣に、丸木弓とまゝき弓と兩品を交へ用ひしにや、後には丸木弓すたれて用ず、軍陣にも專まゝき弓を用る事になりしより、雨露にあひて、にべのはなれぬために、重藤にこしらゆる事は始りしなるべし、握より上を三十六所藤を卷て、地の三十六禽にかたどり、握より下を二十八所藤を卷て、天の二十八宿にかたどるといふ、重藤も重藤の中の一ッ也、重藤といふは、是にのみ限る

べからず、藤をしげく卷たるは皆重藤なり、されども藤數いくつと定めずして、みだりに卷たるよりは、物の數をかたどりて卷事、あしき事にもあらず、重く藤を卷事は、唯弓のかざりにはあらず、濕にあひて、にべのはなれぬ爲也、○中略重藤の藤はぬらず、白藤也、弓をば黑くぬるなり、古傳書にいふ所皆同じ、

〔大將裝束抄〕山大衆參陣時　裝束　直衣、若衣冠帶野劒、弓、狩胡籙、冠、柏夾或雖直衣負野矢、無滋藤弓、無其儀、

〔布衣記〕一弓矢事、弓は重藤、矢數廿五、上指四、かぶら、しこにさす、限齋藤家如此、是利仁、天下御敵退治時より云々、倘以其故在之云々、

〔今川大雙紙〕一ずいひやう軍陣の弓をば、下地を黑ぬりにして、千だん卷をして、其上にしげ藤をつかふべし、一藤の寸法は二寸間にて五分、矢摺は五寸、末筈は長く、本筈はみじかく、何れも赤かるべし、

〔大坪道禪鞍鐙事記〕弓に藤の遣所の事、節毎に遣ひて、上下の藤を合て十五なり、是は天神七代、地神五代、三光の德なり、是重藤と名付なり、又裏弭より七五三とも卷べし、昔より是等をも重留と云也、然共今の重藤と云は、又各別なり、今の重藤は本藤の外に、うら弭の方に三十六所、本弭の方に廿八所、是は本藤間々に、如斯遣たるを眞の重藤と云也、知る人稀成るべし、藤をしげく遣たるは、しげたるくて惡敷なり、此重藤は、天子將軍の外は斟酌たるべし、

〔保元物語〕二白河殿義朝夜討被寄事

判官○源爲義ガ手ニハ、四郎左衞門賴賢、○中略二十四差タル大中黑ノ矢、頭高ニ負ナシ、重藤ノ弓、眞中取テ、月毛ナル馬ニ、鏡鞍置テゾ乘タリケル、

〔平治物語〕一源氏勢汰事

惡源太義平は生年十九歲、○中略石打ノ矢負、重藤ノ弓持テ、○中略父○義朝ノ馬ト同頭ニ引立タリ、○中

略右兵衛佐頼朝ハ十三、○中略十二差タル染羽ノ矢負、重藤ノ弓持テ、○中略是モ一所ニ引立タリ、

〔長門本平家物語〕二みなもとの兵ごのかみよりまさは、○中略きりふのそやに、しげどうの弓のまん中とり、○中略かげなる馬に白ぶくりんのくらおきて乗たりけり、

〔源平盛衰記〕三十五高綱渡宇治川事

景季ガ装束ニハ、○中略滋藤ノ弓ノ中ヲ取、廿四差タル小中黒ノ矢負、○下略

〔梅松論〕下将軍○足利尊氏其日○建武三年三月二日は筑後入道妙恵が、頼尚を以進上申たりし、赤地の錦の御直垂に、唐綾威の御鎧に、御劔二あり、一は御重代の骨食也、重藤の御弓に、上矢をさゝる、

〔将軍徳川家禮典附録〕四寛政流鏑馬事記　寛政四年壬子の冬、武州豊島郡牛込郷高田郁八幡宮において、神事流鏑馬興行あるべき旨、○中略終を乗者は白重藤の弓を持、これ免許の弓とかや、矢は目なし鏑矢六本筈高に負、

〔岡本記〕弓をいろこがたにしこめ候事、これは心あり、しこめたる弓は、しやをかたどるゆへなり、まことにおもしろき事と云々、

〔水野勝成記〕總別是は射手にて御座候、しこめの重藤の弓にて御座候を、鐵炮にてうちおられ捨申時、我共可申候は、かくまで御覧のごとく、如斯働候へども、はや弓を打おられ候間、不及是非よし申候、

〔貞丈雑記〕弓矢十一村重藤の事、弓禮秘傳書武田傳来ノ書、小笠原浄元記、云、村重藤と云は、藤をむら〳〵とちらしてつがひたるを云也、是は重藤の根本とする所、廿八卅六合て八々六十四のつもりに巻により、其餘のこしらへ弓は、すべてむら重藤と云也、しかれども中比より村重藤のもやうを定ても巻たる也、口傳可有之云々、

〔随兵次第〕一弓は本重藤うら二所どうをつかふべし、何も白藤なるべし、是は當家の弓の拵やう

計なり、

〔貞丈雜記 弓矢十〕一本重藤と云も、大將のもつ弓也、弓馬故實に云、にぎり上を二所藤にする弓の事、本しげ藤と云也、是は人に寄て斟酌する弓也、たゞ人は持ぬ也、秘事の弓也、的出張記に、しげ藤は、公方樣御持候、唯人は斟酌あるべし、本しげ藤は、ゆるしなくては不持候也、ぬりごめ藤においては、唯人も持也云々、本しげ藤も、大將の持弓なる故、御免なくては唯人は持事ならぬ也、にぎり上を二所藤にするとは、うらはずのかぶら藤と、矢すり藤をば黑くぬらず、白くして置かぶら藤と矢すり藤の間は五分程おいて卷なりを云、其二所藤の間は、藤をすき間もなく卷て、藤の上を黑くぬる也、にぎり下は、もとはずのかぶら藤も白くして置、其外九所卷て、藤をばぬらざる也、九所は九曜星にかたどる也、是口傳なり、弦はせきづるをかける也、

〔太平記 六〕關東大勢上洛事

長崎惡四郎左衛門尉ハ、○中略三十六差タル白磨ノ銀笴ノ大中黑ノ矢ニ、本滋藤ノ弓ノ眞中握テ、小路ヲ挾シト歩マセタリ、

〔平義器談 義經記〕一をゐ重藤の弓の事

詳ならず、小笠原武田等の九張弓の傳に、追重藤有、又負重藤とも書なり、其製、上の藤十八、太く細くつかふなり、下の藤五つ、廣くつかふ、黑塗にして、藤は赤くぬる也とありて、繪圖に藤の寸法有、これを略す、古代のおひ重藤といひし弓、かくの如くなる物なりしや、さだかならず、

〔曾我物語 八〕すけつねをいんとせし事

かのすけつねこそ、おつすがひておとしけれ、その日のしやうぞく花やかなり、○中略きりうの矢おひ、ふきよせどうのゆみのまん中取、○下略

〔貞丈雜記 弓矢十〕一ふきよせ藤の弓の事、○中略しげ藤は、藤をしげく卷故の名也、ふきよせ藤は、藤

を二所づゝ押寄せ卷たる也、

〔本間流聞書 武家名目抄弓箭二下所引〕芝やくどう作の弓といふは、一尺一尺に藤をつかふを云、然ば尺藤づくりといふ也、かぶらのぞきて、間を一尺づゝ置て卷べき也、矢ずりは常のごとく成べし、

〔矢島草子 武家名目抄弓箭二下所引〕大將とおぼしき人のはだには、何をかめされけん、大ぐちのそばたかだかとおつ取て、〇中略ひやうどうづくりの五人ばりのまん中にぎり、手矢ばかりおつ取て云々、

〔源平盛衰記 三十五〕高綱渡宇治川事

高綱ハ、〇中略笛藤弓ノ眞中取、廿四差タル石打ノ征矢頭高ニ負、〇下略

〔源平盛衰記 四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

下野國住人、那須太郎助宗ガ子ニ十郎〇中略褐直垂ニ、洗革ノ鎧ニ片白ノ甲、二十四指タル白羽ノ矢ニ、笛藤ノ弓ノ塗籠タル眞中取テ、甲ヲ下ニ、サシクツロゲテゾ參タル、

〔易林本節用集 器財〕塗籠藤(ヌリゴメドウ)

〔尺素往來〕豐前弓者、屋形住人之所作、自鎭西到來候了、〇中略塗籠(ヌリコメ)藤、十所藤、〇下略

〔的出張記 武家名目抄弓箭二上所引〕塗ごめどうの弓にをいては、唯人も持なり、

〔貞丈雜記 十弓矢〕一ぬりごめ藤と云は、藤を(上下のかぶら藤と矢ずり藤の間五分程置て卷也)上より下迄、すき間なく卷つめて、藤の上をうるしにてぬりこめたる也、是も上下のかぶら藤と、矢ずり(ぬりごめ藤はせんだん卷にせずかぶら藤なたゞ卷也)藤をばぬらず、白くしておく也、三所藤也、せき弦を用、

〔保元物語 一〕官軍方々手分事

大將ト思敷者、〇中略黑羽矢負、塗籠藤ノ弓ヲ持、〇中略宇野七郎源親治トテ、〇下略

〔平治物語 二〕六波羅合戰事

清盛〇中略黑保呂ノ矢負、塗籠藤ノ弓持テ、黑馬ニ黑鞍置セテ乘給ヘリ、

〔長門本平家物語十一〕さなだの文三家安、歩み出て申けるは、〇中略矢一筋奉らんとて、鎗のもと白の中ざしをぬき出して、ぬりごめの弓に、十三束をよひきて射たりければ、甲の手先をゐつらぬく、〇下略

〔源平盛衰記二十九〕新八幡願書事

覺明、其日ノ裝束ニハ、〇中略黒ツ羽ノ征矢負テ、〇中略塗籠藤ノ弓脇ニ挾テ、左ノ手ニ願書ヲサヽゲ、右ノ手ニ筆ヲ持テゾ居タリケル、

〔播州佐用軍記下〕城中寄手陣へ夜討出之事

樗丸ハ、〇中略塗籠藤ノ弓銀ノ弰打タル、五人張十五束ノ征矢、森ノ如ニ負ナシタリ、

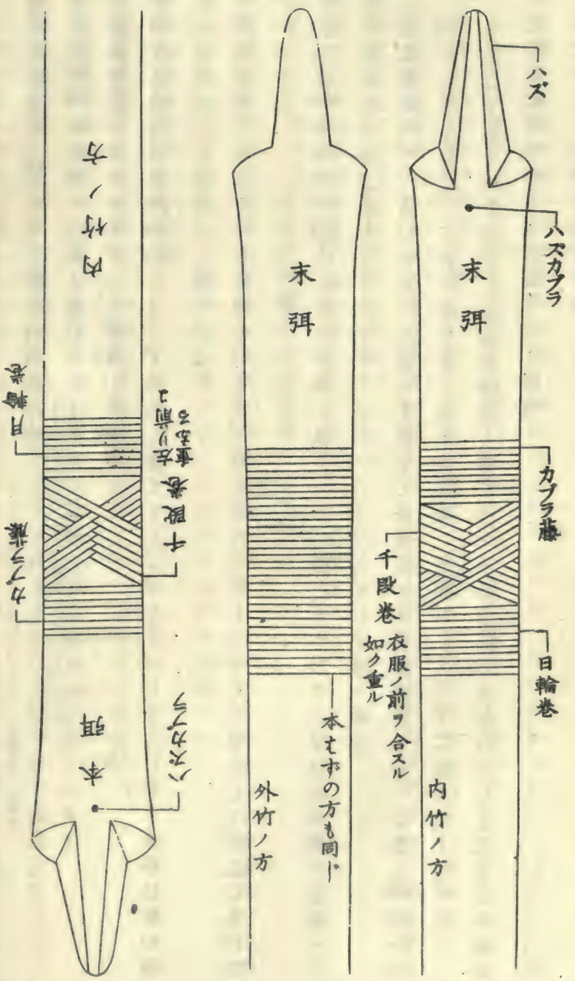
〔大的體拜記〕一射手方文字　千檀卷(センダンマキ)　千朶卷

〔射御拾遺抄〕隨兵軍陣などの弓は、下地黒く塗て、せんだ卷をすべし、せんだ卷と云事は、蛇の體を表する也、其上にまげどうをつかふ、

〔今川大雙紙〕一ずいひやう軍陣の弓をば、下地を黒ぬりにして千だん卷をして、其上にまげ藤をつかふべし、

〔弓法私書武家名目抄弓箭二上所引〕弓ノセンダ卷ノ事、コシラヘ樣ハ、下ヲシゲク、卷目五歩間ヲ五歩バカリ、オキテ、糸ニテ卷テ、其上ヲウルシニテヌリコメタルヲ、センダ卷ト申也、

〔貞丈雜記十弓矢〕一弓のせんだん卷は、千段卷と書也、是本字也、栴檀卷と書くは惡し、栴檀ハ木の名也、香ふ木也、せんだん卷は、十文字に藤をまく也、千の數は、十を重ね〳〵て、千に成る也、十文字をいく段も重ねてまく故、千段卷と云也、栴檀卷と書て、色々の說あれども、むつかしき說也、古代物に名を付るに、むつかしき義理はなき事也、



〔曾我物語〕一かはづのうたれし事

このつぎに、いとうがちやくし、かはづの三郎ぞきたりける、○中略つるのもとじろにてはぎたる、しらごしらへのし、や、はづだかにおひなし、せんだんどうのゆみのまん中とり、○下略

〔源平盛衰記〕四十二屋島合戦附玉蟲立扇與一射扇事

判官、○源義經畠山ヲ召、重忠ハ木蘭地ノ直垂ニ、櫨縄目ノ鎧著テ、大中黒ノ矢負、所藤弓ノ眞中取、○下略

〔保元物語 一〕官軍方々手分事

基盛、宇治路へ向フニ、〇中略切符ノ矢ニ、二。所。藤ノ弓持、黒馬ニ黒鞍置テゾ乗タリケル、

〔平義器談 義経記〕一二所藤の弓之事　武田小笠原等の傳に、藤を二所づゝ寄て卷を二所藤といふ、古代の二所藤も斯の如くなりしや覺束なし、

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

中宮大夫進朝長ハ、〇中略白篦ニ白鳥ノ羽ニテ作タル矢負、二所藤弓持テ、〇下略

〔長門本平家物語 十六〕熊谷次郎直實は、〇中略大中黒の矢、廿四さしたるかしらだかにおひて、二所藤の弓の、きはめてふとくつよげなるをぞもちたりける、

〔曾我物語 八〕すけつねをいんとせし事

五郎がその日の装束やうぞくには、〇中略つるのもと玄ろのそや、はずだかにおひなし、二所どうのゆみのまん中取、かげなる馬にまきゑのくらをきてのつたり、

〔太平記 二十三〕大森彦七事

盛長〇大森今夜何樣、件ノ化物來リヌト覺ユ、遮テ待バヤト思ブ也トテ、中門ニ席皮敷テ、冑一縮シ、二。所。藤。ノ大弓ニ、中指數拔散シ、鼻油引テ、化物遲トゾ待懸タル、

〔奥羽永慶軍記 三十三〕柳田落城事

圓通寺矢倉ニ上リテ、〇中略弓ハ過ツル高麗御陣ノ比、京ノ弓屋ニ、五人張ニ望ミテ作ラセケル二所藤大弓、箭ノ根ハ山北鍛冶ニ打セテ、サナガラ鑓ノ如クナルニ、大名竹ヲ十四束ヅヽニ打切、手ヅカラ作リケルヲ、矢倉ノ上ニ押佩シ、先陣ノ大將ヲ射テ落サント見ル處ニ、〇下略

〔岡本記〕御參宮の御ともなどには、〇中略弓はくろくぬりて、三。所。どうたるべし、

〔參考保元物語 二〕義朝白河殿夜討事

半井本云、當年十七、〇伊藤六死生不レ知ノ兵也、〇中略染羽ノ矢負、三所藤ノ弓持、〇下略

〔大内義隆記〕判官、〇冷泉隆豐座敷ヲツント立、〇中略七所藤ノ弓ニ、鳥毛箙ヲ取テ付、〇下略

〔尺素往來〕豐前弓者、屋形住人之所レ作、自二鎮西一到來候了、〇中略十所藤、幷側白木等作二懸于坂弦關弦一、

〔易林本節用集〕伊器財絲橐(イトヅミ)

〔貞丈雜記〕十弓矢一糸裹の弓と云は、是も軍弓也、弓の竹の上皮をこそげて、ふとき針ほどのふとさの麻のより糸にて、うらはずより本はず迄、すきまなく卷つめる也、糸の下には麥漆を付てまく也、麥漆はせしめうるしにこむぎの粉を能おし交る也、惣體を右の如く卷て、糸の上をせしめうるしにてさつとぬり、能からして、かれたる時、麻のきれなどにてぬぐひて、つやをぬきて、其上をよしのうるしにて黑くぬり、能からして後、藤を卷く也、藤は末弭本弭に、せんだん卷、かぶら藤、日輪卷、月輪卷あるべし、〇中略やずりの藤、引目たゝきの藤をも卷也、〇中略此外のけ志やう藤は、幾所も心まかせ成べし、五所も七所も卷べし、〇中略何れも藤の下には、麥うるしを付て可レ卷、藤は白し、〇又見二四季草一

〔義經記〕五忠信よし野山の合戰の事

そのたけ六尺ばかりなる法師のきはめて、色くろかりけるが、〇中略さかづらゑびら、矢くばり尋常なるに、塗のにぐろ羽をもつてはぎたる矢の、ふときは笛竹などのやうなるが、のまきよりかみ十四そくに、たぶ〳〵ときりたるを、つかみざしにさして、かしらだかにおひなし、い。と。づ。ゝ。み。の弓の九尺ばかり有ける四人ばりをつえにつき、〇下略

〔飾抄〕一弓箭　弓　蒔繪可レ隨レ寵歟、〇中略或用二眞樺一、建暦御禊、中將資平朝臣用レ之、其色紅樺色也、件度少將爲家用二青薄樣一、後日及二沙汰一無二所レ據之由、上皇被二語仰一也、中院大理問答抄、眞樺白樺共有二加點一

〔四季草〕一射藝弓鞭などに樺を卷くと云事　一弓ぶち其外の物にも、樺を卷くと云事、古書にあり、又眞樺を卷くといふ事もあり、此樺といふ名につきて、かば櫻の皮を卷く事と思ひて、樺櫻

の皮を、膠にて長く縒て、細く裁て、それにて卷くといふ說あり誤也、すべて外の木の皮をはぐに、皆堅にはがる、物也、皮のきめ堅にあるが故也、かば櫻の皮をはげば橫にはがる、物也、皮のきめ橫にあるが故也、されば糸にても、藤にても、紙にても、物を橫に卷くは、かば櫻の皮の身木を卷たるが如くなる故、樺を卷くと云也、物によりて藤をまくもあり、紙を卷くもあり、糸を卷もあり、皆これを樺をまくと云也、公家の隨身の持つ弓などは、藤を卷たる如く紙を卷く事あり、裝束抄どもに見えたり、紙は眞の樺にあらず、それに對して、藤を卷く事を眞樺と云なり、矢に樺はぎと云も、かば櫻の皮にて卷にあらず、まゆみのあま皮にて卷く也、宇治拾遺に、皮卷たる弓所々に見えたり、皮は樺也、假字にてかばとありしを、傳寫の時に、誤て皮と書しなり、

〔今昔物語二十五〕平維茂罸藤原諸任語第五

餘吾(〇維茂)出立テ、(〇中略)征箭三十許上指腹保ニ並指タル胡籙ヲ負テ、手太キ弓ノ革所々卷タルヲ持テ、(〇下略)

〔武器考證二〕革所々ニ卷トハ、革ニハアラズ樺卷タルナリ、樺卷クトハ、糸ニテモ藤ニテモ卷クコトナリ、假字ニテ有シヲ、革ノ字ニ誤タルナリ、

〔宇治拾遺物語六〕今はむかし、信濃國に、つくまの湯といふところに、(〇中略)觀音湯あみ給ふべしといふ、いかやうにてかおはしまさんするととふに、いらふるやう、年卅ばかりのおとこのひげくろきが、あやい笠きて、ふしぐろなるやなぐひ、皮まきたるゆみもちて、こんのあをきたるが、夏毛のむかばきはきて、あしげの馬にのりてなんくべき、

〔御禊行幸服飾部類〕寛治大府記云、(〇中略)舍人十人、(左右各五人、已上裝束、(中略)樺卷弓、左右紺組、)寛治時範記云、(〇中略)近衞八人、(已上十二人(中略)樺卷弓、左右紺組、)

〔御禊行幸服飾部類〕仁治三年十月廿一日庚午、公光卿記云、予(〇中略)隨身六人(衞府爲長官者必召加二人、〇中略)平胡

籙(鵜懐羽、藍革装束、三井差ㇾ之、依ニ略儀ー也、青綟丸緒、)弓(巻ニ白樺ー)(樺紙巻)
文保二年十月、按察入道記、御前長官　随身六人(略)○(中)黒漆平胡籙、(近衛白物也、)鷲羽箭指ㇾ之、(已上作法、依ㇾ左也、)紙○巻ㇾ弓○、(同左右)紘巻ㇾ絲、

〔大的體拜記〕一射手方文字　節巻(フシマキ)

〔四季草一 射藝〕節巻の弓の事　一弓は節の所厚きゆへ多くは節の所うき上りて、にべはなる、物なり、その用心の爲に、節の上を藤にて巻たるをふし巻の弓といふなり、岡本記に見たり、

〔岡本記〕ふし巻の弓は、まへぶし、とぶし、ともにまくべし、前ぶし計、人のまく事はわろし、

〔家中竹馬記〕節巻を巻てぬれば、おもきとて、漆計にて段々にぬりたるも、節巻といふべし、藤は矢摺かぶら藤をば、必つかふべし、其外はつかひたき處につかふ也、

〔弓法私書(武家名目抄弓術二下所引)〕弓ヲ節巻、又ハ段々ニ赤漆ト、黒ナドヌルモアリ、何モ其人ノ好ミニ依テコシラヘ、藤ヲタニ矢ズリカブラ藤ニツカヒタラバ、大笠懸ヲモ射、常ニハ馬上ニテモ持也、藤ヲヌル事略儀也、神事笠懸ナド射べキ弓ハ、必白藤ヲツカフベシ、

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事
半井本云、爲朝ハ、(略)○(中)山鳥ノ尾ノ藤ノ皮ニテハギタル矢、二十四指タル、前ニ一ツハ射タリ、節巻ノ弓、握リブトニテ八尺五寸ヲ持云々、

〔平治物語一〕源氏勢汰事
武士ノ大將左馬頭義朝ハ、(略)○(中)黒羽ノ矢負ヒ、節巻ノ弓持テ、黒鴾毛ナル馬ニ黒鞍置セテ日花門ニゾ引立タル、

〔富樫記〕武者一騎出來、青黄縅ノ腹巻、同毛ノ甲ノ緒ヲシメ、三尺八寸アル鬼物作ノ太刀、熊皮尻鞘引篭、足緒長結テサゲ、大中黒ノ征矢、頭高ニ負成、節巻ノ弓ヲ持、(略)○(下)

以地名爲名

〔圖的聞書武家名目抄弓箭二下所引〕的には、物草鹿丸物などは、白木、そば白木、むらこきなどにて射べし、自然白木の弓のなき時は、ぬり弓にて射べき心得あり、先ぬりごめ、まげどう、ふし藤などにては、事かくるとも射まじき也、

〔萬葉集相聞二〕久米禪師娉石川郎女時歌

水篶苅、信濃乃眞弓、吾引者、宇眞人佐備而、不言常將言可聞、　禪師

三篶苅、信濃乃眞弓、不引爲而、強作留行事乎、知跡言莫君二、　郎女

〔夫木和歌抄弓三十二〕久安百首　後九條内大臣

こひをのみしなのゝま弓ひきかねてつよきなげきはよるぞくるしき

〔萬葉集譬喩七寄弓〕

陸奥之、吾田多良眞弓、著絃而引者香人之、吾乎事將成、

〔萬葉集略解七上〕巻十四陸奥歌、安太多良のねに、ふすしゝの、同巻みちのくの安太多良ま弓はじきおきてせらしめきなばつらはがめかもともよめり、○中略あたたらは地名か、

〔萬葉集十四東歌譬喩歌〕

美知乃久能、安太多良末由美、波自伎於伎氐、西良思馬伎那婆、都良波可馬可毛、

右一首陸奥國歌

〔神樂歌採物弓〕

陸奥の、あだちのまゆみ、わがひかば、やうやうよりこ、しのびしのびに、しのびしのびに

〔夫木和歌抄弓三十二〕文治六年五社百首　皇太后宮大夫俊成

うらやましあだちのみねのそりま弓そりはてましをひきかへすらん

〔新撰六帖五〕ゆみ　前左京大夫家行○

いたづらにまたでもふれぬそりま弓人はをしたるはりごとなせそ

〔運歩色葉集久〕久賀（弓名、周防之郡名、）

〔倭名類聚抄五國郡〕周防國　玖珂（珂音如鵞）

〔親俊日記〕天文七年八月三日甲辰、高屋右馬允、當年禮上十疋、久賀弓遣之、　八年八月九日甲戌、久賀弓一張拜領之、

〔毛吹草四〕從諸國出古今名物聞觸見及類載之

紀伊　神川弓

〔尺素往來〕豐前弓者、屋形住人之所作、自鎭西到來候了、

〔吾妻鏡二十六〕元仁元年二月廿九日、去年冬比、高麗人乘船、流寄于越後國寺泊浦、仍今日、式部大夫、朝時執進其弓箭以下具足於若宮御方、則覽之、奧州以下群參、弓二張、（假令如常、但頗短、似夷弓、以皮爲弦、）

〔貞丈雜記十弓矢〕一ゑびす弓と云弓あり、○中略按ずるに、總て日本の外の國々を夷といふ也、唐の弓を夷弓と云なるべし、古日本へも唐の弓渡り來しを、ゑびす弓と云ならはしたる成べし、唐の弓は短き物なれば、東鑑にも頗似夷弓と書し成べし、

〔本朝軍器考四弓矢〕今蝦夷弓矢ノ制ヲ見ルニ、是又半弓ト云物也、弓長サ三尺七寸餘、其地ニ產スル、ヲツコト云フ木ヲ削成シテ作リ、樺皮ヲ纒ヒテ、弦ニハ草皮三條ヲ組タルヲ用ユ、矢ノ長サ一尺二寸許、松枝ヲ削成、鵰鷹等ノ羽、四ツダテニシテ、鏃ニハ鹿ノ足骨ヲ用ユ、（チツコ、此方ノ俗ニ、伽羅木ト云フ歟、）

〔蝦夷行記〕一男の道具は、半弓毒箭なり、弓の長さ五尺許、ヲンコ又はヲヒヤウの木の幹を丸删りにして、弦は藤蔓の翼を以てより合せて、是を用ゆ、至極强弓にて、日本人肩をいるゝ事ならず、

以人名爲名

〔萬葉集十一古今相聞往來〕寄物陳思

葛木之其津彥眞弓、荒木爾毛憑也君之、吾之名告兼、

雜弓

〔萬葉集略解十一下〕仁德紀を考るに、葛城襲津彥は、建內宿禰の子にて、勝れたるたけ男なれば、弓力も勝れけん、其事、紀にはみえねど、此人の後なる盾人宿禰の鐵の的を射通せしも、其系有弓力なるべし、されば弓の名に負せしなりけり、

〔倭名類聚抄四術藝〕細射。。　唐韻箒令云、細射弓箭、(今按此間云、和名萬々岐由美、)

〔類聚名義抄七寸〕細射マヽユミ

〔伊呂波字類抄麻人事〕細弓マヽキユミ　マ遠射　細射マユミ

〔愚得隨筆五弓矢〕細射(マヽキユミ)　愚按、順和名抄云、細射弓箭註ニ、今案此間ニ云和名萬々岐由美云々、小的射ル事歟、其弓矢ヲマヽキ弓マヽキ矢ト云、近世的弓的矢ト云ニ同ジキ也、上古ハアヅチ持ヌ者ハ、ツグラヲ此彼ニモモタセテ、小的ヲカケ、布カワヲ張リ射タリシナリ、ツクラト云モノハ、今ノチコガキノゴトク作、グル〳〵卷タルモノナレバ、マヽキトイフナルベシ、門部府生マヽキヲ好テ、蔀板ヲ燒キ、夜ルモ射シトアレバ、〇(事見古今著聞集)ツクラヲ射シコトナルベシ、

〔倭訓栞前編二十九〕まゝき　延喜式に見ゆ、箭の名なり、眞纏の義なるべし、和名抄に細射をまきゆみと訓せり、眞卷弓を眞樺ともいふなり、平家物語に、重藤弓の鳥打の本を、紙を廣さ一寸計にきつて、左まきに卷たる、是は今日の大將軍のしるしとは見えしと書せり、是眞樺の事にて、白がはを用るよし桃花蘂葉に見えたり、又白檀紙、或は紅梅紙、薄様等を用うといへり、

〔古今要覽稿器財〕まゝき　マヽキ、いにしへは鏃の名なり、後には弓の名となれり、抑弓にマヽキといふ名目、古書(延喜式、和名類聚鈔、)には所見なし、和名鈔にマヽキユミといへるは、射藝の名目にて、弓の名にはあらず、延喜式にマヽキとみえたるは鏃の名にて、そのマヽキをすげたる箭は、やがてマヽキ箭といへるにや、俊賴朝臣の集に、マヽキノヤダケといふ名目みえたり、則マヽキは的矢の名なれば、的を射ることをマヽキユミともいへるなるべし、後に眞卷弓と(江家次第、次將裝束、)

抄、圓太暦、畜たるは、すなはち弓の製をいへるなり、〇中略按に細射は細良射の義なるべし、下の弓箭は細射弓、細射箭の義なるべし、唐六典太子左右内率府に、凡皇太子若射二于射宮一、則率二領其屬一、以從二位定一、千牛備身奉二細弓及矢一とある細弓は、卽鹵簿令に、細射弓箭とある細弓のことなるべし、然も是射宮にしての事なれば、的を射ること亦明らかなり、故に皇朝の的を射る事をマヽキユミと云に引あてヽ、細射をしか注せしなれ共、弓の名にあらずして、弓射ることとなるを以て、射藝の類に載しなるべし、

〔唐書儀衞志二十三上〕元日、冬至、大朝會宴見蕃國王、〇中略三衞三百人執レ之、陳二于兩廂一、黃麾仗左右廂各十二部十二行、〇中略第六行、細射弓箭、赤地四色、雲花襖冒、〇下略

〔夫木和歌抄弓三十二〕天仁元年顯季卿家歌合　琳賢法師

いかにせんまヽきのゆみのともすればひきはなちつヽあはぬ心を

〔貞丈雜記弓矢十〕貞丈按ずるに、此歌、上にまヽきの弓といひ、下にひきはなちつヽあはぬ心と云へるに、心を付て考るに、木と竹と合せたる弓をまヽきといふなるべし、〇中略延喜式に麻々岐箭を伊多都伎の一類にのせ、又門部の府生がまヽきを好て能射る故、賭射の射手にめされしといふ、〇事見二下文一を以て考るに、まヽき弓、まヽき矢は、專ら的など射るに用る弓矢なるべし、〇下略

〔古今要覽稿器財〕弘賢〇屋代按に、マヽキ弓は、的を射べき弓也といへるは誤なり、マヽキユミとは、唐の細射とおなじく、的を射ることなり、されば順朝臣も弓矢の部に收めずして、射藝の部に出されたり、然して琳賢法師の歌は、マヽキノユミとあれば、倭名類聚鈔の、細射をマヽキユミといひしとは、自ら別にして、江次第、次將裝束鈔にいへる眞𣜿弓のことなるべし、又マヽキは、延喜式等にもみえたれば、木竹合せたる弓も、上古よりありしなりといふはいかゞ、〇下略

〔次將裝束抄〕射禮賭射弓場始　例東帶縫腋、蒔繪細劒、丸鞆、不レ持レ笏、相二具弓矢一、〇眞〇弓〇矢〇也、件弓付二鞆一弓懸、臨二刻限一插レ矢右腰取

弓、

〔古事談二臣節〕中院入道〇源雅定有六ヶ能云々、第一松容、第二雙六、第三末々木、〇末々木、一作二雙木一、第四舞曲、第五笙、第六職者也ト被二自稱一云々、

〔武器考證九〕末々木は、ま、き弓なり、

〔宇治拾遺物語十五〕これも今は昔、かどべの府生といふ舍人ありけり、若く身は貧しくてぞありけるに、ま、きをこのみて射けり、

〔園太暦〕文和五年〇延文元年三月二十七日　眞卷弓事

通方卿裝束抄　一弓箭　弓、蒔繪、可レ隨レ簾歟、各別又不レ可レ有レ難、或摺貝云々、　蒲銀掘物、或塗物、其元随二蒔繪一、取柄、錦或御綾、有二伏組一、取柄上下卷組、紫赤或　樺、宿老之人、用二白檀紙并色紙一、壯年之人、用二紅梅檀紙若薄様一、隨二年老少一、有二色淺深一、或用二眞樺一、建暦御記中將資平朝臣用レ之、其色紅梅色也、件度少將爲家用二青薄様一、後日及二沙汰一、無二所據一之由、上皇(後鳥羽)被レ語、仰也、中院大理問答抄、眞藤抄〇藤、蒔作レ樺、白樺共有二加點一、附上下藤加點、鹿角同加點、弓上下蒲銀掘物、中院大理物具問答、鐵散物有二加點一、卷組紺糸云々、

賭弓記　康和三年正月十八日、頭辨重資朝臣、持二弓箭一不レ著レ沓出二射庭一、尤可レ然云、　江云、藏人頭、不レ執レ弓插レ矢、頭中將、非二此限一、左近次將、縫腋丸鞆帶、蒔繪螺鈿劒相二具弓矢一、不レ持爲、依レ可レ執レ弓也、　眞卷弓矢也、但弓付二鞆弓懸一、　首書、此弓不レ限二次將一歟、可レ尋、

先日自二或人許一尋云、眞卷弓ト號ハ、何樣物候哉、或說小弓歟、或大弓、才學區也、愚存如何云々、予所存、眞弓ニ卷二籐及樺一、號二之眞卷一歟、近代以レ紙替二籐樺等一歟、且勘二於所見一、頗附二人々日來所案一歟、

〔木工權頭爲忠朝臣家百首〕弦月　勘解由次官親隆

まゝきいるおほみや人のともすればかざしてたてるゆみはりの月

射場始　加賀守顯廣

まゝきいるおほ宮人はけふやさは冬のゆみ場に立はじむらん

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　阿惠御弓一張長七尺五分、洗皮纒弓把、鹿毛漆黏皮斑、萬繡袋綠絹裏、

〔增補下學集 下二 器財〕手束弓

〔袖中抄 五〕顯昭云、たつかゆみとは、考紀伊國風土記云、弓のとつかを、おほきにするなり、それは紀伊國の雄山のせきもりが、もつ弓なりとぞいへる、さればとつか弓といふを、たとゝ、同五音なれば、たつかゆみと云なるべし、たとへば、とつかおほきなるゆみといふ心歟、ゆみのとつかといふも其義歟、萬葉には手束弓とかけり、

〔武器考證 十八〕貞丈云、たつか弓といふ物別て有にあらず、何弓にてもたつか弓なり、たとは手也、つかは束也、つかぬる也、手に握ることなり、俗に握る事を、つかまへると云も、束の字也、常に手ににぎる弓といふ事を、たつか弓と云なり、手に取る弓といふ事を、みとらしの弓と云に同じ意也、御執と書て、みとらしとよむ也、とらしの轉語たらし也、

〔萬葉集 十九〕十月○天平五年廿二日於左大辨紀飯麻呂朝臣家宴歌

手束弓、手爾取持而、朝獵爾、君者立去奴、多奈久良能野爾、

右一首治部卿船王、傳誦之久邇京都時歌、未詳作主也、

〔萬葉集略解 十九〕たつか弓は、手に握る故にいふ、御とらしの梓の弓ともいへり、巻十五、手束杖腰にたがねて、とよめるも、手に握てつくを以いへり、

〔永久四年百首 春〕賭弓　俊頼

引ならすたつかの弓の矢をはやみともねに的のなりかはすかな

〔書言字考節用集 七 器財〕一張弓今云曼荼羅弓、今云蛇頭弓也、

〔本朝軍器考 四 弓矢〕近世ニ傳フル所、一張弓八張弓ナドイヘルモノアリ、太平、蛇形、羅形、相位、四足、陰陽、福藏、世平等名アリ、古ニ聞傳シ所ニアラズ、オモフニ神代ノ四弓ナドイフ事ニヨリテ、後代ノ人、意見ヲモテツクリ出

セル所ナルベシ、其中ニ怪物射ルベキ弓也、又常ニ枕ノ上ニタツベキ弓也ナドイヘル二張アリ、蛇形弓、龍形弓ナドイフナリ、

〔四季草一射藝〕一張弓の事　一近世一張弓といふ事をいひ出して、是天照大神の弓弭を振起給ひし時の弓也とて繪圖あり、その圖をみるに、外竹を朱漆にぬり、前竹を黑漆にぬり、握より上に三十六所藤を卷て、地の三十六禽にかたどり、又大日經の三十六童子にかたどる、又握より下に廿八所藤を卷て、天の二十八宿にかたどり、又法華經の廿八品にかたどる、弭の形をば魚の尾の形の如く作る、又一說の一張弓は、上下の弭の形を龍の頭にして、舌を出して弭とす、是を蛇頭弓と云、是は神功皇后の御弓の製なりとも云、又神代の弓也とも云、又右兩品ともに曼茶羅弓とも名づく、是皆僞作物也、用る事なかれ、廿八宿三十六禽など丶云事、神代卷などには見えず、應神天皇の御代、始て文字渡りて、それより以後、天文陰陽の書ども丶渡りし也、六日經法花經なども神代にはなし、欽明天皇の御代佛法始て渡りてより以後、さまざまの佛經渡りしなり、是にて其僞を考べし、又龍の頭を作りて、蛇頭弓と名付しは、龍も蛇も同じ物と思ふにや、尤愚なる事なり笑ふべし、

〔運歩色葉集志〕七張弓〇〇〇一番、ヤウ石、白木射的也、二番チヤチヤウ弓、白木ニ藤ノ使也、射二化生ノ石一也、三番サンサイ弓、藤ヲ七五三使也、射二笠掛丸物一也、四番、シツク弓、握ノ下廿八、握ノ上三十藤ヲ使也、重藤弓也、籠征矢也、五番、陰陽弓、娵入聟取ニ用レ之也、六番、膕藏弓、拯打メル弓也、七番、清平弓、袋ニ入也、

〔甲陽軍鑑七品第十六〕弓箭之卷　一七丁の弓と申は、まんだらの弓、楊弓、ゑやたい弓、御たらし弓、ほうゑ弓、中弓、内弓、此内弓と申は、當世用て持弓の名也、其外は弓のなりたちと心得有べし、是は恙と云蛇のかたち也、

〔貞丈雜記十弓矢〕一八張弓と云事は、神代の四弓と云事を學びて、定たる事なるべし、神代の四弓と云は、大日靈尊の持給ひし弓を坐陣弓と云、皇產靈尊の天稚彥に給りし弓を發向弓と云、瓊々

杵尊の天降り給ふ時、供奉の諸神の持給ひし弓を護持弓と云、彥火々出見尊の持給ひし弓を治世弓と云よし、神道家の說也、されども日本紀、舊事記、古事記など云上古の神書に、座陣弓、發陣弓、護持弓、治世弓などゝ云名は見えず、後に名付たる名也、此神代の四弓の名を學びて、八張弓の名を作りたるなるべし、三儀一統の首實撿の作法を記したる箇條に、弓は太平弓にこしらへべしとあり、是を以て考れば、足利殿の御代には、もはや八張弓の名ありし也、されども世にあまねく用ざりしにや、三儀一統の外は、其時代の書に、八張弓の名は見えず、まげ藤、本まげ藤、ぬり弓、白木、そば白木、村ごき、二所藤、つく弓などゝ云名は見えたれども、太平弓、蛇形弓、羅形弓、相位弓、四足弓、陰陽弓、福藏弓、世平弓等の、八張の名は見ざる也、又流儀によりて、八張弓の名も違たり、本は小笠原家にて定めし事にて、それよりして外の家々にても、少づゝ藤の數等をも名をも替へて、某の流は如此と流儀を立たる物なるべし、小笠原家は、足利殿の御代にも、弓馬の御當流といひたる事なれば、小笠原の說を本とすべし、

〔四季草一射藝〕九張弓の事　一九張弓とて、重藤の弓を九品あつめたる物なり、是は八張弓出來たる後に、又此名を定めしなるべし、

十張弓の事　一八張弓九張弓の名あるによりて、又十張弓といふ事を妄作したる物なり、用べからず、

〔三議一統大雙紙〕一實撿の時出立は、○中略弓は太平弓、矢は鷹の羽なるべし、

〔有德院殿御實紀附錄七〕酒井雅樂頭忠相は、仰によりて、太平弓、征矢、鯨の尻籠に、替弓そへて奉る、

〔江都三十三間堂矢數〕深川堂雜之部

寬政六寅年二月十五日　酒井雅樂頭內
一射初白羽一手　鶴田彌吉兵衛
弓蛇行弓　長澤小大夫門人

文化三寅年二月廿九日　田安民部卿內中澤舍人組
一太平弓、白羽箭一手　竹中龜三郎
射初

〔八張弓記 武家名目抄弓箭一下所引〕羅。形。弓。白木の弓に藤をつかひたる弓なり、化生の物を可レ射弓なり、○圖略

〔八張弓卷 武家名目抄弓箭二上所引〕稱。藏。弓。つくを打、軍陣に用る弓なり、七所藤これなり、○圖略

〔運歩色葉集 勢〕濟。平。弓。發人之祝言神事、敵陣ノ時用也、

〔書言字考節用集 七器財〕世平弓(セイヘイキウ)

〔有徳院殿御實紀 四十五〕元文二年四月廿五日、西御所の御産屋の事により、小笠原右近將監忠基より、世平弓ならびに蟇目矢、干鯛をさゝげ奉り、宿老重藤の弓、蟇目の矢、白木の弓立、左右のゆがけ、守袋、末廣の扇、疊紙をさゝげ奉る、年表

〔伊勢貞助雜記 一〕藤。ば。な。し。の。弓。十張、或廿張、田舍より進上之時、披露之事、藤ばなしの弓も、はり弓のごとくに懸御目候、數は何張も同前、結やうとてはあるまじく候、大内家より八朔之進上如此也、

〔弓張記 武家名目抄弓箭三上所引〕藤ばなしの弓二張三張も人につかはすべし、其こしらへやうとて別儀なし、繩にて二處も三處も、弓のはたらかぬやうにゆひて出すなり、繩のゆひめ、いづかたにありてもくるしからず、定る法なし、能やうにすべし、

〔貞丈雜記 十弓矢〕一ふぢばなしの弓と云は、弓師弓を打て、いまだけづりたてずして、弭も切らず、四角にしておくを、ふぢばなしの弓と云也、ふぢばなしの弓も進物にする物也、

〔射學大成 一〕藤放シト云事　フヂ放シノ弓トハ、打立タルマヽニテ、上下ノセキ板モ四角ナルマヽ、側モ削ラズ、木竹合セタル時、卷タルフヂ繩ヲ解キテハナシタルヲ、藤放シト云也、

〔武田射禮日記 一〕出仕之次第、弓十張左右ニ五張宛番ヒテ持スベシ、弓ハ左、射弓ノ張。替。ハ右、何モハリテ持スベシ、大刀シキ皮ハ左、矢筒沓ハ右ナルベシ、

〔隨兵次第 一〕張替の弓は、弓袋に入て持するも有、當家には張て中間に持するなり、

半弓

〔吾妻鏡十〕建久元年十一月七日丁巳、二品〈○源頼朝〉御入洛、〈○中略〉申刻先陣入洛、〈○中略〉先陣隨兵、三騎列之、〈○一騎別、張替持一騎、胄腹卷行騰、又小舍人童、上髮負征箭、著行騰、各在前、其外不具郞從、〉

〔太平記十七〕山門攻附日吉神託事

張カヘノ弓ノ寸引シテ、相模國ノ住人本間孫四郞資氏、下總國ノ住人相馬四郞左衞門尉忠重二人、此陣ヲ堅テ候ゾ、矢少々ウケテ、物具ノ眞ノ程御覽候ヘト、高ラカニ名乘ケレバ、〈○下略〉

〔齋藤親基日記〕文正元年三月十七日、御參宮、　一御小者六人〈左三人、此內一人持御張替弓、右三人、此內千若帶御弓ウツボ、〉

〔運步色葉集波〕張弓（ハリユミ）

〔書言字考節用集七器財〕弰（ハリユミ）〈張弓也、弴同、〉

〔伊勢貞順記〈武家名目抄弓箭三上所引〉〕はり弓の事、にぎりよりかみを持て、弦を上へなる樣にひつさげて持候て、又つるをさきへなして立ても持候て、但りうによりて、樣體可相變候間、一篇に難申候也、

〔世俗淺深秘抄上〕一近衞次將及大將、總衞府輩、除下臈之衞府外、必弓可持右、馬上時爲上其弦、步行之時爲下也、大將、若高年衞府督等不張弓持之、常事也、雖次將年老タルハ、或不張之、間々有先規、雖公卿年若輩猶張之也、

〔易林本節用集波器財〕半弓（ハンキウ）

〔書言字考節用集七器財〕半弓（ハンキウ）〈本名弰〉

〔本朝軍器考四弓矢〕世ニ半弓トイフ物ハ、異國ノ制ニテアル也、サレドカノ國々ノ弓モ、古ヨリ今ニ至テ、其制コトニ多カリ、本朝ノ制ニ準レバ、タヾ其長ノ短ケレバ、我國ノ弓ノ半也トイヘル、義ニゾアルベキ、今ハ世ニ彼制ニ倣造レルモアレド、彼國々ヨリ來レルニハ及ガタシ、

〔安齋隨筆後編十四〕半弓の握皮　この木は、にはとこのかは也、

〔土氣城雙廢記〕永祿八年之事成ニ、房州勢六七百騎ニテ、井戶草苅村之方ヨリ馳來ル、〈○中略〉敵モ間

近ク寄、馬上ニテ討モ有、カチ立ニテ竹内大夫左衞門ト云者、半弓之上手ニテ片原ニ隱居テ、寄立之侍、馬上之侍、拾四五人射殺シ、無比類手柄仕、

〔續武將感狀記〕宇喜田中納言秀家ノ家臣安東平右衞門ハ、〇中略鎭守ノ城陷トキ、逃敵ヲ追詰ルニ、敵一人立留リ、半弓ヲ滿引シテ向處ヲ、直ニ進テ擒レ之、半弓ハ放タレドモ不レ中、

〔東武實錄〕寛永三年五月三日、鍋島信濃守勝茂、半弓二張、懸硯二、京都二條ノ御城御庭ニ植ラルベキ蘇鐵一本ヲ獻ズルニ依テ、奉書ヲ賜ル、

〔長澤聞書〕一天下、吉利支丹御法度被レ遊候事は、板倉伊賀殿〇重勝京都諸司代被レ成候時、五條松原通りを稻荷の神輿渡申候折節、柳の馬場の辻にて、みこしに半弓を射つけ申により、神輿渡不レ申候、依レ之伊賀殿へ相屆候ところ、早速家來中數多被レ遣、御吟味被レ成候得ば、切支丹宗旨の者に候、それより御法度に被レ成、

〔有德院殿御實紀附錄十三〕廣尾の邊に放鷹し玉ひし御かへさに、新渠のほとり、京極佐渡守高矩が邸内の杉の梢に、鳥のとまりしを見玉ひ、御馬の上より、半弓をもてはるかに射玉ひしに、あやまたずあたりければ、鳥は矢とともに庭に落たり、

古事類苑

兵事部三十七

弓矢四

兵事部三十七

弓矢四

矢種類
征箭

〔倭名類聚抄 十三 征箭具〕征箭 唐式、諸府衞士、人別弓一張、征箭三十隻、(征箭、和名曾夜、)

〔箋注倭名類聚抄 五 征箭具〕按唐書兵志云、人具弓一矢三十、卽此事、本朝軍防令云、每人弓一張、征箭五十隻、其制與唐式少異、

〔伊呂波字類抄 所 雜物〕征箭 ソヤ 利矢 鋋箭 同

〔愚得隨筆 五 弓矢〕曾夜 愚按、征箭ヲ曾夜ト訓ズ、吾國ノ曾夜ト同ジキ故ニ、征箭ヲ附會シテ曾夜ト讀セリ、万葉集ニ、於比曾箭ト讀タレバ古言也、曾夜トハ、スヤト云事也、サシスセソ同韻ニテ、曾ハ須也、鴈股、蕪矢ニ對シ、直ナル根ナレバ、スヤト云コト也、蕪ヲ射テ、ヤガテ鴈股ヲ射ルヲバ、スガリマタヲ射テトハ云ナリ、

〔貞丈雜記 十 弓矢〕一征矢は軍陣の矢也、敵を征罰する矢なる故、征矢と書く也、是は誰も知りたる事也、征矢と書て、そやといふわけは知る人なし、貞丈按するに、そやと云名は、そびら矢と云を略して、そやと云なるべし、そびらは、脊の事也、征矢をば箙にさして、脊に負ふ物なれば也、(中略)脊矢と書て、そびら矢とよむ也、そびらやを略して、そやといふなるべし、又脊矢と書て、せやとよむ、せとそ五音通するゆへ、そやといふ、是も前と同意なり、頭書 或說ニ云ク、ソヤハ、スヤ也、ソトス五音通ズ、スヤト云ハ、スグヤノ略語也、(中略)貞丈云、此說甚ヨシ、ソビラ矢ノ說ヨリマサレリ、

光大○圓田曰、征罰ノ矢ナル故、征矢ト書ト云フ説モヨロシケレドモ、又一説アリ、鷹ノ羽ニテ、ハギタル矢ヲ征矢ト云也、其故ハ、鷹ノ事ヲ征鳥ト云ヘバ也、征矢ト書テ、ソヤトヨム事ハ、前ノ説ノ如シ、

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　征。箭。一千四百八十隻長各二尺三寸、鏃長二寸五分、以烏羽作之、鏃塗金漆、箬塗朱沙、

〔禁秘御抄下〕内裏燒亡　寄御輿程、帶弓箭、或隨身弓箭、或只征。矢。ソヤ、又野矢、以征矢爲吉、

〔高忠聞書〕一征矢のこしらへ樣の事、箆には、ふしかげをぬるべし、はずは、よはず、ふしは、おつとりのふしを本とすべし、いくふしのとは不定、但おつとりのふし、すけふし、箆中のふし、以上三ふしの可然、おつとりのふしの在所は、もとはぎの下の卷どめより、一そくばかりあはひを置て、おつとりのふしを置べし、但もかと、いかほどゝは不定なり、一そく計可然、少のあがりさがりは、くるしからず、はぎめは、ず卷黑うるしたるべし、くつ卷同前、ねたまきは、ゑりいとにて卷べし、赤うるしなるべし、くつ卷二ぶせ、ねた卷一ぶせたるべし、　一羽は、眞羽本なり、切符、中黑、其外何をも眞鳥の羽を付べし、但きりふの羽を付る事、ことなるくはしよくの儀也、○圖略　これは、そひそや、またうつぼにさすそやの事なり、むかしは、なに矢も、はず卷は三分、うらはぎ六分なり、もとはぎ一寸二分、次第々々に一はいづゝにはぐなり、はずをば、はづ卷一はいけらくびは、はず卷ほどにはぐ也、これは本也、但もとはぎなど、あまりながくて、見にくきとて、みはからひてこしらゆるなり、一白箆の物、又のごひ箆に、目をほる事なき事也、　一根は丸根なり、ねのさき、あまりにまろければ、ゑびらにさゝれぬなり、ねの大小、弓により、又人のこのみによるべし、○中略　一征矢には、かりまたをばさゝぬ事也、　一征矢をば、をふと云、うつぼをば、付ると云なり、

〔隨兵次第〕一當家の征矢は、鏑かりまた抔、さす事はもらず、とがり矢は剌也、廿五の内、二十矢も十六矢も隨意たるべし、是も軍陣の時の征矢に替るべからず、とがり矢、ことに秘說也、四たて鷹の

羽山鳥の尾たるべし、山鳥の尾は、中の小羽にはぐ也、　一征矢の羽の事、切符たるべし、是も同じく大將の負征矢也、はむしやは不可叶儀也、　一大將の負征矢、根のさしぎはより上へ一尺二寸をきて、黑革にて、矢くばりの上をゆふなり、同ゆいめを表へ成べし、革の廣さ五分、長さは定るべからず、

〔高忠軍陣聞書〕一小具足出立の時より征矢おふべきなり、昔はうつぼなかりし間、今人の常にうつぼつくるごとく、矢をおひたる也、但今はすあふ小ばかまの時は、おふまじきなり、　一矢をおふ事は、太刀をはきて後におふなり、○中略　一おひ征矢の事、十六矢、廿五矢、是を用る也、但むかしは六々卅六も、えびらにさしたる也、征矢の指樣、上帶の引やうの事、家々によりて替なり、　一高忠家に、代々相傳の上帶の引樣、別たる秘說なり、不及注置、矢は十六矢にても、廿五矢にても、其身の儘たるべし、其外えびらのおもてに、ぬためのかぶらや一手さす也、人の物きたるごとく、かりまたをうちちがひてさすべし、かぶらの指樣、別紙に注し置也、自小笠原殿口傳申、かぶら、同からのこしらへ樣、おなじ事也、　一十六矢は、九曜の星と七星をかたどる也、以上十六なり、

〔萬葉集二十〕爲防人情陳思作歌

大王乃、美己等可之古美、○中略春霞、之麻米爾多知氐、多頭我禰乃、悲鳴婆、波呂婆呂爾、伊弊乎於毛比遲、於比曾箭乃、曾與等奈流麻遲、奈氣吉都流香母、

右十九日、○天平勝寶七年二月兵部少輔大伴宿禰家持作之、

〔續日本紀四十桓武〕延曆十年十月壬子、仰東海東山二道諸國、令作征箭三万四千五百餘具、

〔今昔物語二十八〕東人通花山院御門語第卅七

院○花山ハ、寢殿ノ南面ノ御簾ノ內ニテ御覽ジケルニ、年卅餘許ノ男ノ、○中略打出ノ大刀ヲ帶テ、節黑ノ胡簶ノ鷹胯ニ、並征箭四十許差タルヲ負タリ、藺笠ハ塗藺笠ナルベシ、

野矢

〔十訓抄十〕高倉院御時、御殿の上に鵼の鳴けるを、あしき事なりとて、いかゞすべきといふ事にて有けるを、或人頼政にいさせらるべき由申ければ、さりなんとて召れて參りにけり、〇中略頼政、蟇目の外に征矢をとり具して持たりけるを、後に人の問ければ、もし不覺かきたらば、申行ひたりし人をぞ、いんがためなりとぞこたへける、

〔長門本平家物語二〕となふは、〇中略くろほのそやの、つのはずいれたる廿四さして、かしらだかにおゐなして、〇下略

〔源平盛衰記三十〕眞盛被討附朱買臣錦袴幷新豐縣翁事

平家ノ侍、武藏國住人長井齋藤別當眞盛ハ、〇中略十八差タル石打ノ征矢負テ、只一人進出テ、死生不知ニゾ戰ケル、

〔吾妻鏡三十五〕寬元二年四月廿一日辛卯、今日將軍家若君、六歲、御名字賴嗣、御母中納言親能卿娘、大宮局、御元服也、〇中略次進物　御弓征箭、羽切生　遠江守朝直、白襖、狩衣、薄色指貫、　左手持矢、右取弓、侍立御座傍柱、

〔武器考證十二〕室町殿ノ代ノ風俗、元服ノ引出物ニ、切生ノ矢ヲ忌タリ、カマクラノ代ニハ忌ム事ナシ、右弓矢ノ持樣、置ヤウヲ見ルベシ、室町殿ノ代、亦如此、

〔太平記十二〕公家一統政道事

宮〇護良ハ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ、〇中略白篦ニ節陰計少塗テ、鴇ノ羽ヲ以テ矧タル征矢ノ三十六指タルヲ、筈高ニ負成、〇下略

〔普廣院殿御元服記〕正長二年三月九日乙卯、御元服、〇中略　次被進上御太刀白、役左馬助、此外御鎧、御馬、征矢、鞍馬等被進上之、

〔新撰六帖五〕や　爲家

おひぬればのやにさすてふつのかぶらさうぐしくぞはや成にける

〔岡本記〕のやといふは、玄らの、そやの事也、

〔貞丈雜記 十弓矢〕一野矢と云は、征矢の事にてはなし、征矢は軍陣に射る矢也、根は劔尻柳葉烏舌などを用也、野矢は鹿狩に射る矢也、是も征矢のごとくなれども、矯相にこしらへ、羽なども、何羽にてもあるにまかせてはぎ、野山にて狩の時射る矢なる故、野矢と云、野矢は、鹿箙(一名狩箙)にさす矢也、○中略征矢は、逆頬箙、黒塗箙に盛り、野矢は狩箙(一名鹿箙ト云)に盛りて負しなるべし、箙も野矢と征矢と差別ある事也、　一野矢の羽のはぎやうの事、小笠原兵庫助長秀記に云、御狩場の御供之騎馬六騎成べし、出立は、水干行縢にて沓をはき、玄ゝやなぐゐの尻籠を負て、上矢には四目をさすべし、羽は、こりはぎ也、弓は、おもひ〱に持つ也云々、羽はこりはぎ也とは、野矢のはぎやうを云也、こりはぎとは、羽の端を苅らずして、生れのまゝにて置く事也、征矢の羽は羽の端を苅る也、又征矢は、眞羽を本とす、野矢は何羽にても用之、征矢は、こしらへ様、法式あり(高忠聞書等に有之)野矢は、法式無之、是野矢と征矢の差別也、(四目のこしらへやうも、高忠聞書にあり、四目の羽は、端を苅る也、こりはぎにあらず、)野矢の事を鹿矢とも云也、狩に用る故也、(曾我物語に、しし矢見たり、)日本紀敏達天皇紀に、獵箭しゝやとよむ、獵に射る矢也、野矢の事なり、

〔倭訓栞 前編二十三乃〕のや　東鑑に野矢と見えたり、征箭也といへるは誤れり、野箭は獵箭也、或は野箭、或は征箭負しなど、東鑑にも見えたり、

〔禁秘御抄 下〕内裏燒亡　寄御輿程、帶弓箭、或隨身弓箭、或只征矢、又野矢以征矢爲吉、

〔世俗淺深秘抄 上〕一近衛次將、及大將、總衛府輩、除下臈之衛府外、必弓可持、右、○中略内裏燒亡、及陣中火事之時、多持弓於左、又其時行幸(ニハ)必用野矢也、

〔台記〕保延二年十一月五日己巳、今日參大原野吉田社、○中略隨身番長布衣(烏帽、野箭、毛沓、)如恒、(以武道爲假番長、)

〔參考保元物語 二〕新院左府御沒落事

半井本云、爲朝、此軍ニ矢三腰ヲゾ射タリケル、二十四指タル矢一腰、十六指タル矢一腰、九ツ指タル野矢一腰、〇下略

〔曾我物語〕一かはづのうたれし事
いとうのちやくし、かはづの三郎ぞきたりける、〇中略つるのもとじろにてはぎたる、ゑらごしらへのゑいや、はづだかにおひなし、〇下略

〔源平盛衰記〕三十六鷲尾一谷案内者事
子息ノ小冠者〇鷲尾經春ハ、〇中略柿ノ衣物ニ、同色ノ袴、節卷ノ弓ニ、猿皮靫、鹿矢(シヤ)アマタ指テ、半物草ヲゾハキタリケル、

〔五武器談〕源平盛衰記鹿矢は、野矢也、鹿狩に用る矢也、〇中略何羽をも用て麁相に作りたるなり、羽をからずしてはぐ也、

〔古今著聞集〕十二博奕後鳥羽院御時、伊與國おふでらの嶋といふ所に、天竺の冠者といふもの有けり、〇中略ゑげどうの弓に、のやおひて、竹笠をきたりけり、

〔吾妻鏡〕四十一建長二年八月十八日辛亥、將軍家爲逍遙令出由比浦給、前後供奉人、皆著直垂帶弓箭、而歳四十以後人々負征矢、四十未滿之輩帶野箭云云、

〔愚得隨筆〕五弓矢野箭　愚按、獵ナドノ時モ、四十以後ノ老者ハ、守護ノタメ、征箭ヲ負テ御前ニ伺候シ、若キ達者成人々ハ、野矢ヲ負テ猪鹿ヲ射サシメン料トゾ見ヘタル、

〔日本書紀〕二十敏達十四年八月己亥、天皇病彌留、崩于大殿、是時起殯宮於廣瀨、馬子宿禰大臣佩刀而誄、物部弓削守屋大連听然而咲曰、如中獵箭(シヤ)之雀鳥焉、

〔釋日本紀〕十八秘訓獵箭(シヤ)

〔萬葉集〕一雜歌舍人娘從駕作歌

以用爲名

大夫之、得物矢手插、立向、射流圓方波、見爾清潔之、

〔萬葉集略解一〕得物矢は、神代紀、彥火々出見尊は、山の幸おはして、弓矢もて鳥獸を得給へば、さち弓さち矢といふ、其意を得て、かく書たり、さちやを、さつやともいへり、

〔萬葉集六雜歌〕神龜二年乙丑夏五月、幸于吉野離宮時、山部宿禰赤人作歌、

足引之、山毛野毛、御獦人、得物矢手挾、散動而有所見、

〔易林本節用集末器財〕的矢

〔本朝軍器考四弓矢〕的矢トイフ名、久シク聞エ侍リ、古ハイカニヤイヒケム、近代ニハ伊太都伎トテ、薄鐵ヲモテ箆ノ先ヲツヽム、古ニ聞エシ伊太都伎ノ制ニハ、カヽル物ハ見エズ、

〔布衣記〕的矢は、のごひうるしたるべし、羽はたうの羽にてもはぐなり、但上ざしと的矢との羽は、鷹の羽たるべし、

〔高忠聞書〕一的矢のこしらへ樣之事、さはし箆たるべし、すけぶしをきやうすべし、ふしはすけぶし、箆中のふし、羽中のふし、三ふしの本なり、はずはふしはずたるべし、ふしをばけづるべし、羽は眞鳥羽、本なり、殊きり符可用、すけぶしほどらひ三ぶせ可然、くつ巻をばくろくぬるべし、

〔射禮私記〕一矢の事、五手用意すべし、箆はふしかげをぬるべし、同羽は切符中黑以下を用べし、殊に中黑は、むかしより執しきたるもの也、總て的矢はふしかげ本也、

〔大的體拜記〕一圖的次第、○中略大略眞羽、きじの打羽、山鳥の引尾などにてはぎたる神頭也、箆は白箆、或はのごひ箆也、矢頭も、或は一所二所三所卷、

〔岡本記〕一まと矢據じてませはぎにする事なし、小笠原はりま殿長○元などもひとゝせ阿波へ御下向ありて、みなくませはぎのまとや、くせ事と被仰候事也、第一の口傳也、

〔四季草一弓矢〕的矢紙はぎの事　一的矢は、紙はぎ本式也と云說あり、用る事なかれ、弓法私書に、

的矢かははぎたるべしと見たりかははぎと云は、まゆみの木のあまかはにてはぐ事也、矢本秘傳に、かはは、まゆみのかは也、白かはと是を云、又藤のかはをも用也、何も、かはは、六月土用のうちにはぎて置也、土用にあらざれば、木のかはへげざる也とみえたり、的矢にはかははぎ本式なれども、まゆみのかはなき時は、その代りに紙はぎにする也、まゆみの皮白き物なるゆへまぎらかして、紙を用る也、本式にはあらず、

〔平家物語四〕きをほが事

爰に三位入道頼政〇源の年比の侍に、渡邊の源三きをほの瀧口と云者あり、〇中略廿四さいたる大中ぐろの矢をひ、瀧口のこつほうわすれじとや、たかの羽ではいだりける、まと矢一手ぞさしそへたる、

〔布衣記〕一弓衣この事、〇中略矢の數十六筋さす、其外上ざし二筋さす、的矢也、齋藤家には、上ざし四筋たりといへども、瀧口の時は、的矢一手さしそへたるによりて、上指其まで四筋に用也、瀧口をさなきによりて、禁中にても君の御ゆるされ有て、的をも仕なり、依之的矢をさすなり、是瀧口のめいばうなり、

〔五武器談平家物語〕瀧口のおさなき者は、御免を蒙り、禁庭にて的を射させて御覽ある事あり、されば瀧口は、箙に征矢をさして、外に的矢一手さす事、瀧口の面目なり、此事布衣記に見えたり、其事を瀧口の骨法といひたるなり、

〔平義器談平家物語〕一鷹羽のまと矢の事　矢の羽に鷹といふは、くまたかの羽なり、鷹の羽にてはぎたる的矢をいふなり、

〔續日本紀十二聖武〕天平七年四月辛亥、入唐留學生從八位下上道朝臣眞備、獻〇中略射甲箭二十隻、平射箭十隻、

以鏃爲名

〔新撰字鏡　金〕鏑〇（丁狄反、左支、又奈利加夫良）

〔類聚名義抄　入金〕鏑（カブラ、カブラヤ）　鏑鏑（俗）　八目鏑（ヤツメカブラ）　鳴鏑（同）

〔伊呂波字類抄　加雜物〕鏑（カブラ）　箭（カブラヤ）

〔運歩色葉集　賀〕鏑矢（カブラヤ）　鳴箭（カブラヤ）

〔易林本節用集　加器財〕流鏑（カブラ）

〔書言字考節用集　七器財〕鳴鏑（カブラ　前漢匈奴傳、冒頓作二鳴鏑一、）　響箭（カブラヤ　万葉、作二響矢一、）

〔貞丈雜記　十弓矢〕一かぶらは、鹿角にても、又あらめの根かぶにても作る也、猪の目を三分にきざむ也、流鏑馬など射るには、かりまたをすげざる也、かぶら計にて射る也、（朴の木のかぶらは、やぶさめに射る也、）

〔五武器談　保元物語〕かぶらは、ひいらぎにても、角にても作る、角にて作るを、ぬための鏑と云、かぶらに穴あくる、穴を目と云、此目に風入て鳴る音あり、かぶらの先には鴈俣をすげる也、

〔本朝軍器考　四弓矢〕鳴鏑トイフ物ハ、天孫此國ニ降リマセシ時、諸部ノ神、天梔弓、天羽々矢ヲトリ、八目鳴鏑ヲ副持ランシトイフ事、此物ノ見エシ始ナルヨシ申セド、此國ニシテ大己貴神、須世理媛ヲヨバヒ給ヒシ時、大野ノ中ニ射入レシ鳴鏑ヲ取得給ヒシトイフ事、舊事記ニ見エタルハ、天孫ノイマダ降ラセ給ハヌサキノ事ニゾ有ケル、後成恩寺殿（〇一條兼良）御說ニ、八目トハ、鏑ニ八竅アリ、漢書ニイハユル、冒頓ガ作レル鳴鏑是也トシルサレタリ、（纂疏）是ハモロコシニテ漢ノ比、北ノ狄冒頓單于トイヒシガ、父コロサムトテ、タクミ出セシヨリ始レリトイフ說ヲ引レシカド、莊子ノ中ニ、嚆矢トイフ物見エシ、其注ニ矢ノ鳴ルモノ、俗ニ響箭トイフヨシ見エタリ、サラバ彼國ニテモ、此物既ニ周ノ代ニ見エタリ、我國ニテコレヲ加布良トナヅケシ事ハ、イカナルイハレニヤ、イマダ所見アラズ、（〇中略）古ノ鳴鏑ノ、今モ世ニ遺レル物ドモ見ルニ及ビシ所ハ、天王寺寶藏ニアル所ノ上宮太子ノ鳴鏑矢一筋、法隆寺寶藏ニアル所ノ上宮太子ノ鳴鏑矢一

筋、東大寺正倉院ニアル所ノ聖武天皇ノ御鳴鏑矢二筋アリ、其形オノ〳〵近世ノ制ニハ同シカラズ、上宮太子ノ矢ニハ、目六ツト七ツトサヽレタリ、聖武天皇ノ御矢ニハ、其目八ツト六ツトサヽレタルナリ、大安寺ノ神寶、神功皇后ノ御矢ト云物ニ、其形ハ鳴鏑ノ如クニシテ、目サヽヌヲ角ニテ作ラレシ一筋アリキ、是等ノ制、別ニ圖シヌ、世ニ相傳フル所、此物ノ制、羽ハグニモ、箆コシラヘムニモ、各故實アリト云フナリ、

〔物具裝束抄〕一平胡籙事　尻鏑二或七、號皆鏑、

〔高忠聞書〕一かぶら矢のこしらへ樣の事、はぎやうは四たてにてあるべし、走羽は鷹の羽たるべし、小羽は山鳥の引尾なり、小羽をもおなじく鷹の羽のごとく、するまでとをすべし、小羽を、とをさで羽中にてとむること、當流にてはなきことなり、かぶら一の時は、內むき外むき、いづれもさだまらず、何もくるしからず、但外むきを可用なり、外むきは陽なり、一手の時は、一は內むき、一は外むきたるべし、○中略　一鏑の長さ三ぶせなり、目は二なり、鹿の角にてつくりて、三方にぬたを殘すべし、是は當流のかぶらの本也、根本は八目、其後は五目、四目、三目にもくりたる也、今は二目を本とする也、ほうの木にてくる事あり、これは流鏑馬神事の時用也、

〔岡本記〕一かぶらとゞめといふ事は、かぶらのきはに、かぶらのかたをたかく、はずのかたをひきくまくいとのことなり、

〔古事記上神代〕鳴鏑射入大野之中、令採其矢、故入其野時、卽以火廻燒其野、於是不知所出之間、鼠來云、內者富良富良、此四字以音、外者須夫須夫、此四字以音、如此言故、蹈其處者、落隱入之間、火者燒廻、爾其鼠咋持其鳴鏑出來而奉也、

〔古事記傳十〕鳴鏑、書紀などの訓に、那流訶夫良とあれども、字鏡に、鏑奈利加夫良とあるに依て訓べし、名義は、鳴神夫理矢なり、神の微を略き、理夜は良と切、天智紀に、有細響如鳴鏑とある如く、射れば空を

鳴行が、雷に似たればなり、〔蔓菁根の形に似たる故の名と云は、ひがごとなり、そは返て此鏑に似たるから、彼根をも加夫羅とはいふなり、〇下略〕

〔古事記中神武〕故爾於宇陀、有兄宇迦斯、〔自宇以下三字以音、下效此也、〕弟宇迦斯二人、故先遣八咫烏、問二人曰、今天神御子幸行、汝等仕奉乎、於是兄宇迦斯、以鳴鏑待射返其使、故其鳴鏑所落之地、謂訶夫羅前也、

〔奥州後三年記上〕將軍〔〇源義家〕の郎等どもの中に、名を得たる兵どもの中に、今度殊に臆病なりときこゆるものすべて五人ありけり、これを略頭につくりけり、鏑の音きかじと耳をふさぐ剛のもの、紀七、高七、宮藤、王腰、瀧口末四郎といふは、末割四郎惟弘が事なり、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

御曹司〔〇源爲朝〕件ノ大鏑ヲ以テ、兵ト射給フ、〇中略平野平太ガ左ノ臑當ヲ被射切テ、馬ノ太腹アナタヘ、ツト被射通レバ、眞倒ニ倒レタリ、

〔五武器談保元物語〕大かぶらとは、かぶら矢の大なるを云、かぶらはひいらぎにても角にても作る、角にて作るをぬための鏑といふ、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

十六指タル大中黒ノ矢ノ表ニ、水破兵破ト云鏑矢二ツ差、雷上動ト云弓ヲ持セタリ、

〔四季草射藝一〕水破兵破の矢の事　一頼政の鏑矢に、水破兵破と云あり、此矢家に相傳の矢なる故、貴び重んじて、如此名を付られしならん、源平盛衰記に、水破と云は、黒鷲の羽を以てはぎ、兵破と云矢をば、山鳥の羽にてはぎたりと見えたり、水破兵破といふ名は、羽を以て名付し歟、根のかりまたの名作なるを以て名付し歟、其心詳ならず、もし羽を以て名付しならば、黒羽は水の色なれば、水羽の心歟、兵破は山鳥尾、斑なれば、豹の斑毛にたとへて、豹羽といふ歟、詳ならず、かやうの事、強て説を作るべからず、疑しきをば闕べし、猥に云べからず、

〔長門本平家物語十六〕神主〔〇貴船社〕いかゞ思ひけん、白羽のかぶら矢一つとり出して、いさゝか夢想

のつげ候とて奉りければ、御曹司〇義經かしこまて、給て出られけり、

〔百練抄十後鳥羽〕文治元年二月十九日癸酉、住吉社司言上云、去十六日子刻、自第三神殿流鏑指西方出了者、卽付使被献御劍已下寶物了、諸社又如此、

〔太平記十四〕節度使下向事

十一月〇建武二年〇中略八日義貞、節度ヲ給テ、二條河原へ打出テ、先尊氏卿ノ宿所、二條高倉へ、舟田入道ヲ差向テ、時ノ聲ヲ三度擧サセ、流鏑三矢射サセテ、中門ノ柱ヲ切落ス、是ハ嘉承三年、讃岐守正盛ガ、義親追罰ノ爲ニ、出雲國へ下シ時ノ例也トゾ聞ヘシ、

〔玉露叢二十二〕寛文十一年十一月十六日ニ、小笠原丹齋へ、去ル頃仰付ヲル御式正ノ御弓箭、出來ニ付テ指上ル、〇中略御鏑箭ハ愛敬ノ鏑箭也、三角目ノ鏑箭、漆羽ノ鏑箭、楊柳ノ鏑箭、荒目ノ鏑箭也、何レモ一手ヅヽ、

〔萬葉集十六有由縁幷雜歌〕乞食者詠

梓弓、八多婆佐彌、比米加夫良、八多婆佐彌、〇下略

〔萬葉集略解十六〕ひめかぶらは、ひきめ鏑の略か、和名抄、鳴箭云々、八目鏑夜女加夫良、又大神宮式に、姬鏑、蒲鏑、革鏑有て、姬鏑は小く、飾もうつくしくせるものと見ゆれば、比米かぶらも小なるをいふかと翁〇賀茂眞淵の說也、宣長〇本居云、ひめかぶらは、樋目鏑にて、かぶらに樋をゑりたる也といへり、考べし、

〔飾抄中〕箭　箟、黑漆細能見也、上差有水精鏑、中院太理物具問答抄、鏑、牛角二筋之由、有御加點、

〔新撰六帖五〕や　爲家

おひぬればのやにさすてふつのかぶらさうぐしくぞはや成にける

〔運歩色葉集奴〕鏝鏑〇又見新撰類聚往來中

〔平家物語十一〕なすの與一事

與一其頭は、いまだ廿許の男なり、〇中略廿四さいたるきりふの矢負、うすきりふに、たかのはわり合てはいだりける、ぬための かぶらをぞさしそへたり、

〔五武器談平家物語〕ぬためのかぶらは、鹿の角にて作りたるかぶらなり、鹿角をぬたと云ふ、めと云ふは、角のはだの皺の如き物あるを云ふ、

〔源平盛衰記十三〕熊野新宮軍事

大江法眼押寄テ、互ニ時ヲ作ル事、三箇度也、三目カブラヤ、ナリヤム事ナク、太刀長刀ノヒラメク影、電リノ如シ、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕鳴箭　漢書音義云、鳴鏑、如今之鳴箭也、日本紀私記云、八目鏑夜豆女加布良

〔伊呂波字類抄也雜物〕鳴箭ヤツメカブラ　八目鏑同

〔日本書紀二神代〕一書曰、于時大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天槵津大來目、背負天磐靫、臂著稜威高鞆、手捉天梔弓、天羽羽矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍、而立天孫之前、遊行降來、

〔貞丈雜記十弓矢〕一八目鏑矢と云事、日本紀神代卷に見たり、此八目鏑矢は、鏑矢に目を八ツあけたる事なりと云説あり、非なるべし、神道の書には、數多き事をば皆八と云なり、八百万神、大八洲、八重垣、八雲立、八千代、八岐大蛇、八十氏人、八尋鰐などの類、皆數多き事を八と云なり、かぞへて八ツにかぎるにあらず、〇中略八目鏑も、目の數かぞへて八ツあるにあらず、鏑に目を多くあけたる事をいはんとて、八ツ目といひたる也、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

相摸國住人大庭平太景能、同三郎景親、眞前ニ進ンデ申ケルハ、〇中略鎌倉權五郎景正ガ末葉、大庭平太景義、同三郎景親トゾ名乘タル、御曹司〇源爲朝是ヲ聞給ヒ、西國ノ者共ニハ、皆手ナミノ程ヲ見

セタレ共、東國ノ兵ニハ、今日始ノ軍也、征矢ヲバ度々射タリシガ、鏑矢ニテ射バヤト思テ、目。九。ツ。指。タ。ル。鏑ノ、メハシラニハ角ヲ立、風返シ厚ククラセテ、金卷ニ朱サシタルガ、普通ノ墓目程ナルニ、手先六寸シノギヲタチヽ、前一寸ニハ、ミネニモ刃ヲゾ付タリケル、鏑ヨリ上、十五束有ケルヲ取テ番、グサト引テ放サレタレバ、御所中ニ響テ長鳴シ五六段計ニ引ヘタル、大庭平太ガ左ノ膝ヲ片手切ニフット射切、馬ノ太腹カケズ通レバ、鏑ハ碎テ散ニケリ、馬ハ屛風ヲ倒ス如、カバト倒レバ、主ハ前ヘゾアマサレケル、

〔四季草射一藝〕神。通。の。鏑の事　一神通の鏑と云物、神通卷と號して、羽のはぎ糸に紫色を用、是昔筑紫の宇佐八幡にて、天武天皇、流鏑馬を射給ひし時是を用ひらる、天子の御矢なるゆへ、紫色を用ゆ、後に其色をかたどりて、はぎ糸を赤漆にぬる、是を神通卷と云と、此說用る事なかれ、天武天皇、宇佐にて、やぶさめ射給ひし事、日本紀をはじめ、正史實錄に曾てなき事也、妄說也、又一說に、神通鏑は、朴木にて作り、目の所に角にて鳥居を作りて、ほり入ると云、此外其こしらへ樣、さま〲ありて、各秘傳口決として、諸說まち〲也、皆一家の私說新作にして用るに足らず、信ずる事なかれ、神通の鏑の名は、田村草子に出たり、古き物語なれども、かやうの事は、實事とは思はれず、神通と云は、佛家の詞也、むかしは佛法を信ずる事甚しかりし故、鏑矢を貴び稱美して、神通の鏑と書たる成べし、大悲の弓、智惠の矢などヽ云ふ類なるべし、それを實に其制作ありとして、さま〲の造り事をこしらへたる物也、射手方の故實には曾てなし、近世の新作也、

〔萬葉集九雜歌〕大寶元年辛丑冬十月、太上天皇、○持統大行天皇、○文武幸紀伊國時歌、
木國之、昔弓雄之、響矢用、鹿取靡、坂上爾曾安留、

〔萬葉集略解九〕なりやは、和名抄鳴箭、漢書音義云、鳴鏑、如今之鳴箭也、○中略と有ものなるべし、

〔夫木和歌抄三十二〕六帖題　權僧正公朝

なるやもて鹿とりなびく夏草にうらはずふせてねらふさつをか

〔倭名類聚抄 十三 征戰具〕平。題。箭。 揚雄方言云、鏃不鋭者、謂之平題、和名以太都岐 郭璞曰、題猶頭也、今之戲射箭也、

〔箋注倭名類聚抄 五 征戰具〕以太都岐、又見著聞集、今俗呼鐵頭者、蓋是、

〔伊呂波字類抄 伊 雜物〕平題箭 イタツキ 衡鏑 同

〔貞丈雜記 十 弓矢〕一いたつき二品あり、椎ノ實ト云 平題 イタツキ 延喜式に、略○註 角の大いたつき、角の細いたつき、木の大いたつきとあり、上古延喜の頃には、今のまきわら矢の如く、角又は木にて作りたる成べし、

〔倭名類聚抄 四 射藝〕戲射 郭璞方言注云、平題者、今之戲射箭也、今按戲射、世間云左以多天、是乎、平題見征戰具、

〔箋注倭名類聚抄 五 征戰具〕原書卷九、作丸者謂之平題、注、今戲射箭、頭題猶羊頭也、與此所引少不同、按說文、丸獸足、蹂地也、篆文作蹂、言矢鏠不鋭利、如獸足之蹂地形、謂之平題、題領也、平題猶言平頭也、以郭時戲射箭有平頭者、引證鏃有平頭者也、其謂鏠爲題者、有鏃名羊頭者之類也、此所引或係源君槩栝鈎腸三鏃者、謂之羊頭、又見方言

〔倭訓栞 前編 十〕さいだて 倭名鈔に、戲射をよめり、小射椳といふにや、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具 白阿蘇胡祿十四具 一具(中略)雉羽伊多都伎七隻 一具(中略)鷲羽鹿角伊多都伎五隻

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡御梓弓一張、略○註 箭四具、一具角太伊多都伎、一具角細伊多都伎、一具木太伊多都伎、○中略 鹿角本末各五十四隻、伊多都伎料、

〔次將裝束抄〕內裏燒亡 今案、無爲本自參內祗候之時、猶於禁中有如此事者、尤召寄瀧口矢可帶、瀧口尤可存故實、次將召取弓箭之時、貫首之外、イタツキヲ拔取天指腰也、爲謂貫首也、依無便也 頭中將召之者、イタツキナガラ可進、瀧口雖不存、次將必拔可返給也、

〔武器考證四〕イタツキト云ヘルハ、的矢ノ事ナリ、的矢ニハ、イタツキヲスゲル故ナリ、瀧口ハ征矢ノ外ニ、的矢一手サシ添ル故實ナリ、

〔拾遺和歌集七物名〕つぐみ　大伴黑主

さく花におもひつく身のあぢきなさ身にいたつきのいるも志らずて

〔夫木和歌抄三十二〕六帖題　俊實朝臣

けふはみなゆだちのいてのほかまでもすゞのいたつきこしなれにけり

〔貞丈雜記十弓矢〕頭書　すゞのいたつきは、錫にて作たるいたつきなるべし、鈴の字を書たるあり、誤なり、

〔貞丈雜記十弓矢〕一まゝき矢といふ矢あり、是まゝき弓に取具する矢なるべし、〇中略麻々伎箭を伊多都伎と一所に載たるを以て考れば、まゝき矢は、征矢の類にはあらずして、鐵又は銅にて矢尻を作りたる的矢なるべし、まゝき弓にて射る成べし、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　漆阿蘇胡祿一具(中略)雉羽麻麻伎二隻

〔本朝軍器考四弓矢〕麻々伎矢トイフモノ、式ニ其鏃トナスベキ鐵熟銅ノ料ヲシルサレタリ、倭名鈔ニ、細射トカキテ、唐ノ鹵簿令ノ細射弓箭トイフ事ヲ引テ、今按ズルニ、此間ニ萬々岐由美トナヅクト注シタリ、江家次第ニハ、眞卷弓矢トカキタリ、或人眞卷弓トイフハ、イカナル物ゾ、或ハ小弓トモイヒ、或ハ大弓トイヒ侍ルト、中國入道相國〇藤原公賢ニ尋進ラセシニ、予ガ所存ハ、眞弓ニ藤及樺ヲ卷ナレバ、カクイヘル也、近代ニハ紙ヲモテ藤樺ニカフルト答給ヒキ、〇園大暦ニサラバ延文文安ノ比、既ニサダカナラヌ事也シニゾ、

〔延喜式十五内藏〕諸司年料供進　梓弓一張、矢四具、(中略)一具万万伎

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、〇註略箭四具、一具角太伊多都伎、一具角細伊多都伎、一具木太伊多都伎、一具麻々伎、各五十隻爲二一具一、具別功五十人、〇中

略

鐵十二両二分、熟銅三分、已上麻々伎鏃料、用ニ寮家物ニ

〔延喜式工事解一〕麻々伎ハ、麻々伎矢ナリ、上ニ箭四具トアルヲ以テノ省文ナリ、倭名鈔ニ、唐令ノ細射、此間ニ云フ萬々伎由美ト見ヘテ、此ニ由美ト言フハ、弓ノ名ニ非ズ、騎射ナ字末由美ト言ヒ、歩射ナ加知由美ト言フガ如シ、細射ニ用ユベキ箭ノ名ニシテ、鏃ノミノ名ニ非ズ、故ニ下文ニ銅鐵等ヲ麻々伎ノ鏃ノ料ト見ヘタリ、○註略 此鏃、今ノ平題鏃製ノ如クニシテ、即チ今言フ的矢ナリ、

〔伊呂波字類抄加雜物〕鴈°胯°カリマタ　狩俣　刈鋯同已上

〔運歩色葉集賀〕狩股カリマタ　鴈股

〔貞丈雜記十弓矢〕一鴈股の事、鴈の股に似たる事なし、かりまたは、かへるまたといふ事なり、かへるを中略して、かると云、かる轉じて、かりとなりたるなり、○註略 實は蛙股と書べき事なれども、詞にはかりまたと云ゆへ、其詞に付て、鴈の字を假り用ひたる也、

〔高忠聞書〕一かりまたの寸法、いかほどゝはなきなり、○中略 一かりまたのからの事、前に志るし置鏑のからに少もかはる事なき也、白箆本なり、但かりまたのからには、くつまき、ねた巻あるべき也、くつ巻二ぶせ、ねた巻一ぶせたるべし、但ねた巻は、一ぶせより長く卷たるがよきなり、なりは、へいじなり、中をたかく矢さきのかたへ五卷、くつまきのかたへ七卷たるべし、如此へいじなりに卷事、かりまたのからにかぎりたる事なり、こと矢、へいじなりに卷事あるべからず、はぎめの如く、あかうるしにぬるべし、へいじなりにまく事、かぶらをへうしたる儀なり、人の志らざること也、

〔高忠聞書〕一す°が°り°ま°た°と云事は、かぶらを射て後、やがてかりまたを射るを、すがりまたとは云なり、たゞすがりまたと云事はあるまじきなり、かぶらを射て、二の矢に、すがりまたを射てなどとは云也、されば跡部孫三郎、きつねを射たるにも、きもたましゐも尾へゆけと、かぶらにて、みゝ

二のあひをばひかせて、二の矢に、すがりまたを射て、狐の生尾を射切たるなど、物語にもかたる也、

〔岡本記〕一すがりまたといふ事は、常のかりまたの事也、又かぶらのつぎにいたるかりまたをいふ、なを條々口傳あり、

〔岡本記〕一かりまたを、常に人の一まい二まいなど丶申候事わろし、一ッ二ッたるべし、

〔四季草一射藝〕すがりまたの事　一かぶらにすげたる、かりまたをば、かりまたとはいはずして、かぶら矢と云、かぶらにすげず、直に箆にすげたるを、かりまたと云也、これをすがりまたと云は、わろき詞也、唯かりまたと計いふべし、すがりまたと云は、子細ある事也、○中略すがりまたと、すの字をいふ事は、かぶらとならべていふ時の詞也、物語の時の射手詞なり、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡籙十四具（中略）二具各納二鵰尾羽、筑紫加理麻多箭十隻、牛角哮白括、（中略）二具各納二鵰羽、筑紫加理麻多箭十隻、鹿角哮括白、一具納二鵰尾羽、筑紫加理麻多箭十隻、鹿角哮、（中略）一具納二染鵰尾羽、筑紫加理麻多箭八隻、鹿角撥鏃哮鏃鑑之、　漆阿蘇胡籙一具納二玉虫飾鵰尾羽、筑紫加理麻多箭十隻、鹿角括牛角哮、鹿角眼、

○按ズルニ、本文、牛角哮、鹿角哮アリ、哮ハ蓋シ嗃ノ譌字ナラン、嗃ハ字書ニ、與嚆同、大呼也トアリ、嚆ハ卽チ嚆矢ノ嚆ト同字ナルベシ、嚆矢ハ、莊子在宥篇ノ註ニ、矢之鳴者トアリ、

〔今昔物語二十五〕源宛平良文合戰語第三
宛、楯ヲ離レテ、只一騎出來テ、鴈胯ヲ番テ立テリ、良文モ、○中略只一騎歩カシ出ヌ、然テ鴈胯ヲ番テ走ラセ出ヌ、

〔古今著聞集九武勇〕義家朝臣、宗任○安部一人具して物へ行けり、○中略ひろき野を過るに、狐一匹走りけり、義家うつぼよりかりまたをぬきて、きつねをおひかけ丶り、

〔參考保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本、並云、爲朝、○中略上矢ノ鏑ハ、ナマ朴(ホウノキ)、ヒイラギナドヲ以テ、目ノ上八角ニ押削リ、目九ツサシタルニ、刃一寸、手六寸、亘六寸ノ大鴈股ヲネヂスゲタリ、三峯ニスリタテ、三峯鎌倉本作二四峯鎌倉本峯ニモ刃ヲツケタレバ、三峯云々、至此杉原本不載小長刀ヲ二ツ打違ヘテ、瓶子ニ立タルニ異ナラズ、

〔長門本平家物語十五〕狩うつぼに、さび矢四五さいて、かきをひ、ゑびらにさかかりまた五六さいて、かきつけたる者、あなたこなたより、二三百人集にけり、

〔武器考證十五〕さかかりまたは、さびかゝまたの誤なるべし、上にもさび矢と有に同じ、

〔吾妻鏡十一〕建久元年九月十八日己巳、佐々木三郎盛綱、保野箭一腰進上、御上洛料也、

〔貞丈雜記十弓矢〕一保野矢と云名、東鑑に見えたり、鴈俣の矢の事也、

〔太平記十二〕廣有射怪鳥事

廣有已ニ立向テ、欲引弓ケルガ、聊思案スル樣有ゲニテ、流鏑ニスゲタル狩俣ヲ拔テ打捨、二人張ニ十二束二伏、キリキリト引シボリテ、無左右不放之、待嘯聲タリケル、

〔七十一番歌合下〕四十七番　左　弓取

鴈股の二道かゝるものねたみ矢先はむねをとほすかひなし

〔伊呂波字類抄止雜物〕利鴈矢(トカリヤ)

〔運歩色葉集登〕鋒矢(トカリヤ)

〔岡本記〕一とがり矢と申は、わたくりににたるねの事也、なをもつて口傳これあり、

〔高忠聞書〕一とがり矢の事、ふしかげをぬるべし、はずは、よはず、ふしは、おつとりを本とすべし、いくふし篦とは不定、但おつとり、すけぶし、篦中のふし、三ふし篦可然、黒うるしたるべし、ねた卷は、よりいとにて卷て、あかうるしにぬるべし、これまでは何もそやにかはる事有まじきなり、○下略

〔貞丈雜記十弓矢〕一十六矢に、とがり矢をばさゝぬ也、廿五矢の時はさす也、廿五の內を二ツ取の

けて、とがり矢をさし添て廿五たるべしと、書札雜々聞書に有、是はゑびらにさす矢の事也、とがり矢、一名わたくりと云、

〔雅亮裝束抄 二〕むくらん地は、けびいしのべたうのきるものなり、それもきるをりあり、だいりせうまう、かぶりにかしはばさみして、しらはのやに、とがりやふたつさしておふなり、

首書とがりやさす事は、花山の家にするとこそき丶しやうにおぼゆれ、こと人はいとせぬにや、

〔古今著聞集 九武勇〕賴光馬をひかへて、野のけしき興あり、牛その數有、をの〳〵牛追物あらばやといはれければ、○中略其中に綱、○渡邊いかゞ思ひけん、とがり箭をぬきて、死したる牛にむかつて弓を引けり、

〔義經記 五〕忠信よし野山の合戰の事

たゞのぶ一人になりて、○中略ゑびらをさぐり見ければ、とがり矢一つ、かりまた一つぞいのこして有ける、

〔荒山合戰記〕能登國石動山衆徒蜂起附同所荒山合戰之事

天正十年六月、○中略其頃般若院ガ弟子ニ、荒中將トテ、師匠ニ劣ラヌ惡僧ノ有ケルガ、勘介ガ般若院ガ首、提タルヲ見テ、日ノ敵、師匠讎、遁スマジト云儘ニ、大ノ鋒矢打加セ、能引テ放矢ニ、勘介ガ胸板ヨリ總角付ノ板マデ、筈ノ隱ル程、グサト射込タレバ、阿ト云聲トトモニ倒タリ、

〔伊呂波字類抄 比雜物〕蟇目○ヒキメ

〔下學集 下器財〕蟇目 ヒキメノ蟇或作引

〔四季草 一射藝〕蟇目の事　一蟇目の音は、蟇の鳴聲に似たれば蟇目と云說あり、用る事なかれ、蟇の鳴音に似たる事なし、若似たるならば、蟇音蟇聲とこそいふべけれ、何とて目の字を付て、蟇目とはいふや、又一說に、昔妖鬼出て、人を取り食ふ事有りしに、山中より大なる蟇出て、かのば

け物を食ひ殺しけり、依之かの蟇の目の形をうつして、蟇目を作り、妖怪を退る矢とするといふ説もあり、用る事なかれ、昔といへるは、何の時代をさして云や、年號も時代も知れざる物語は、取るにたらず、蟇の妖鬼を食し事、妄説也、蟇目は、妖怪を退る爲に作り始しにあらず、物に疵を付ず、射たふすべきが爲の設也、大なる物なる故、重くては飛ばぬ故、中を空にゑりぬきて輕くする也、中を空にしても猶重き故、穴をあけて風に乘じて飛ぶ樣にたくみたる物也、鳴らすべき爲に穴をあけたるにはあらず、穴ある物ゆへ、風吹入て自然に鳴る也、鳴音ある故、鳥獸是におどろき恐るゝ也、ばけ物のみ怖るゝにはあらず、又或説に、蟇目の音は、十二調子にはづれたる調子なるゆへ、妖鬼の類、是を恐るゝといふ説あり、是又用る事なかれ、およそ天地の間に音ある物、さま〴〵の音ありといへども、十二品より外にはなきゆへ、十二調子と定たる物也、然るに蟇目の音のみ、十二調子にはづるゝ事有べからず、その上十二調子にはづれたる音ゆへ、おそろしきといふ事を、ばけ物のいひたるを誰が聞たるや、笑べき事也、東鑑には、引目の二字を用たり、其外古き書に、挽目、曳目などゝ書たるもあり、蟇目と書に限りたる事なし、日夏繁高が武林原始に、引目は響目の訓なるべしと云へるは、發明の説也、ひゞきめを中略してひきめと云也、其詞に付て、さま〴〵の字をあて字に書たる也、目と云は、穴の事也、西土にて、穴の事を眼と云に同じ意也、天工開物佳兵篇弧矢章曰、響箭、則以寸木空中、錐眼爲竅、矢過招風飛鳴、卽莊子所謂嚆矢也、この眼は穴の事也、

〔貞丈雜記弓矢十〕貞衡云、ひきめとは、ひゞき目と云事也、目に風入てひゞく故也、ひゞきめと云事を略して、ひきめと云也云々、

〔高忠聞書〕一引目の事、目は九目也、目の上一所、目の下一所、篦口一所、以上三所、ゑづめてまきて、峇目の見えぬやうに、布をきせて地をして、くろうるしにてぬりて、らういろをとるべし、引目の寸

は四寸也、かねの定、但昔より四寸とは定をかれたれ共、大小の事は、弓の力によりてもすべし、少のよりのき、くるしからず、又目を七目にもするなり、但略儀なり、　一引目の本説の事、前紙に注置なり、笠懸は、頼朝の御代より射はじめらるゝなり、犬追物は、先代(北條)○鎌倉の時より射はじめられたり、其後あまりに引目もこぼれ、箆もおるゝ間、大儀たるよし皆々申合、箆も、玄らのになり、引目も黒くさうになされたり、引目、赤うるし本なり、笠懸引目にて射はじめられたるにより、赤うるし本也、○下略

〔騎射秘抄〕一引目大小の事、是又昔今、殊に懸隔也、彼是愚意においては、いづれも不可然、其故は昔様とて、四五寸の引目、餘に見所なく覺ゆ、又當世様とて、よは弓に、さのみの大引目も見にくゝ、おぼゆ、犬にあたりて矢落もよからず、ちと違まはりたる時は、力なき風情もあり、されば昔射手の中に、今少引目おほきならば、見所ありなんと覺ゆるもあり、今時の射手の中に、今少引目ちいさくば、猶よからんと覺るも有、餘の大小共に不可然、但人により弓によるべし、無相違ば、一尺二尺にもすべし、弓に餘て引目のかちたるを所制也、

〔四季草(射藝)一〕蟇目寸尺の事　伊勢宗五入道(下総守平貞頼)犬追物方聞書に云、曳目の寸は不定、○中略引目大小の事、人の弓勢によるべし、いかさま分に過れば、扱にくき物なり、可心得、弓法私書に云、引目の大小は、弓に依るべし、○中略右の古書の趣を以て、引目に定る寸法なき事を知べし、今世引目の寸法、定りある様に思ふ人あり、故實を知らず、かたくな成事なり、

〔貞丈雜記(弓矢)十〕一蟇目の木は、朴の木本也、桐の木は略也、輕き故に用也、

〔岡本記〕一ひきめ一そくとは、廿の事也、　一ひきめ一こしとは、四ッの事也、　一ひきめがらすがり候はずば、たゞ一そくの分と申也、　一同から廿ありとも、これも一そくの分たるべし、たゞ一そくと申は、ひきめがら、すがりての事也、第一の口傳也、　一同一こしも、からすがり候はでは、申

がたく候、

〔貞丈雜記弓矢十〕一蟇目一腰といふは、四ツの事也、是は犬追物の時の事也、古は四ツ腰にさして出たる故也、後には三ツ腰にさし、一ツは手に持て出る也、然るに蟇目一ツの事を、一腰といふ人あり、あやまり也、一ツ二ツと云べし、一束と云は二十の事也、廿一廿二巳上は、廿一廿二などゝ云也、

〔今昔物語二十五〕春宮大進源賴光朝臣射狐語第六

今昔三條院ノ天皇ノ春宮ニテ御座ケル時、東三條ニ御座ケルニ、寢殿ノ南面ニ春宮行カセ給ヒケルニ、西ノ透渡殿ニ殿上人二三人計候ヒケリ、而ル間、辰巳ノ方ナル御堂ノ西ノ檐ニ狐ノ出來テ、臥シ丸ビテ臥セリケルニ、源賴光朝臣ノ春宮大進ニ候ケルニ、○中略春宮御弓トヒキメトヲ給ヒテ、彼ノ辰巳ノ檐ニ有ル狐ヲ射ヨト仰セ給ヒケレバ、○中略紐差乍ラ、表衣ノ袖ヲマタリ、弓頭ヲ少シ臥セテ、弓ヲ箭ヅカノ有ル限リ引キ給テ、箭ヲ放タレバ、箭ノ行モ暗クテ不レ見エヌ程ニ、即チ狐ノ胸ニ射宛ツ、狐頭ヲ立テ轉テ逆樣ニ池ニ落入ヌ、力弱キ御弓ニ重キヒキメヲ以テ射レバ、極ク弓勢射ル者也トモ、不レ射付シテ箭ハ道ニ可レ落キ也、其レニ此狐ヲ射落タルハ希有ノ事也ト、宮ヨリ始メ奉リテ、候フ殿上人共モ皆思ケルニ、狐ハ水ニ落入テ死ニケレバ、卽チ人ヲ以テ取テ令弃ツ、

〔古今著聞集九武勇〕義家朝臣、○中略宗任計を具して、女の本へ行たりけり、○中略中門の下より、犬一匹はしり出てほえけるを、宗任、ちいさきひきめをもて射たりけるに、犬いられて、けい〳〵となきて走るを、○下略

〔參考保元物語二〕白河殿攻落事

半井本云、爲朝、家季ヲ招、坂東ノ者ニ、手ナミ見スル事ハ是ガ始ゾ、征矢トガリ矢ノ物ヲ徹スハ常ノ事也、キヤツ原ヲ蟇目ニテ射バヤト思フハ如何、左候ナント申、

〔吾妻鏡　四〕元暦二年〇文治元年五月十七日己亥、昨日左典厩〇能保侍、後藤新兵衛尉基清僕從、與廷尉〇源義經侍伊勢三郎能盛下部鬪亂、〇中略能盛聞此事馳出、竹根引目射所殘之疋夫、

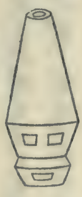
〔貞丈雜記　十弓矢〕一竹の根墓目は、ふとき竹の根の、さきの丸く、いもがしらの如くなる所を取て作る也、根二ッにて、墓目一ッ作る也、

〔吾妻鏡　二十一〕建暦三年〇建保元年九月廿六日癸亥、宗政〇長沼怒眼、盟仲兼朝臣云、〇中略凡右大將家〇源賴朝御時、可厚恩賞之趣、頻以雖有嚴命、宗政不諾申、只望給御引目、於海道十五箇國中、可糺行民間無禮之由令啓之間、被重武備之故、忝給一御引目、于今爲蓬屋重寶、〇下略

〔吾妻鏡　三十四〕仁治二年九月廿二日丁未、左親衞、〇北條經時自藍澤被歸、數日踏山野、熊猪鹿多獲之、其中熊一者、親衞以引目射取之、爲先代未聞珍事之由、諸人一同感申、

〔四季草　一射藝〕大具足の引目の事　一近世大具足の引目と名付て、長サ一尺二寸の引目を作りて持つ人あり、大具足と云を引目の一種の名と覺たるは、おかしき事也、犬追物の古傳書どもに、大具足とあるは、大道具と云事にて、弓も強きを引き、矢束も長く、引目も大なるを射るゆへ、さやうの射手を大具足の射手と云、是古代の射手詞也、弓も強きは大具足也、引目の大なるのみを大具足とは云べからず、大具足の射手にもあらずして、大引目を拵へ置く事、何の用に立る事ぞや、心得がたき事也、

まんだら引目の事　一近世まんだら引目といふ物あり、其形常の引目の如くにして、引目頭の方に、又小き引目を作り付たる物也、其形



如此なる物也、是何の用に立つ物ぞや、此物室町殿時代に記したる古傳の書には、曾てなき物也、按するに前に記るせし所のまんだら弓といふ弓あるによりて、まんだらといふ矢をも新作之たる成べし、此まんだら引目、射手方の故實には、曾てなき物也、用る事なかれ、

〔七十一番歌合下〕五十五番　左　蟇目くり

くりかんなかたいりしたるやぶれめの其まゝにすむひきめやの月

我戀はかさがけひきめ塗こめていとめもみえずなく涙かな

一尺にあまる御ひきめは、くりにくゝて、道がゆかぬ、

〔運歩色葉集屋〕矢根之事　四目シメ

〔本朝軍器考四弓矢〕四目、○中略竹根ニテモ、木ニテモ作ル、大小マタ定マラズ、赤モ黒モ漆ニテ塗ル、草鹿圓物ナド射ンズルモノ也、オモフニ是ハ、モロコシニイハユル鮑箭ノ類ナル也、今モ彼國ニテ教閲ニ施ス木㯾頭箭トイフハ、鮑箭ノ遺制ニテ、我國ノ四目ノゴトクナル物ニテアル也、其圖武備志等ニ見エタリ

〔四季草一射藝〕一手四目の事　一しめは、目を四ッさす故、四目と云、一手四目と云ふも形かはりなし、一手とは、的矢の如く、羽を内向外向を用て、二すじを一對に作るゆへ、一手しめとは云なり、しかるに近世四目の様なる物を二ッ作りて、一ッに二づゝ目をさして、二ッの根を合て目數四ッあるを、一手しめと云、如此作る事、古傳書には、會てなき事也、古制は羽の内向外向にて、一手と云、根ハ一ッに目四ッづゝ、二の根にて目數八ッある也、

〔高忠聞書〕一一手四目のから、前にしるす一手しんどうに、少もかはるまじき也、ふしかげをとりてぬるべし、これもさうにこしらゆる時は、のごひ箆にもするなり、但しんどうのからよりは、羽たけ少みじかくて、少羽をひろく出すべし、これならでは、かはることなし、　一四目の寸、三ぶせなり、目は四あるべきこと本也、四ッあるによりて、しめと云也、但目を三にもする也、くるしからず、是は略儀なり、四目には、ひいら木よきなり、目のうへかしらのくち三所、しりいとにて卷て、まきめの見えぬ様に地をして、らう色を取て黒くぬる也、またさうにこしらゆる時は、あかうるし

にぬりて、巻目ばかりを黒くぬるなり、是は略儀なり、〇中略　一一手しめの事、しめは、うしの角なるべし、からは白篦、ふしをこがす、はは、まとり羽、いろいとはぎ、　一うづら小鳥をば、ちいさきしめにていとるなり、とがり矢も四たて成べし、鷹の羽にてはぐ也、まとりの羽にてもはぐ、やり羽の事、

〔岡本記〕一ひとてしめにている物の事、まるもの、ぶり〳〵などなり、口傳あり、

〔下學集〕〇下器財矢頭

〔大的體拜記〕一射手方文字　神頭　矢頭

〔四季草〕一射藝神頭の事　按ずるに、しんどうは實頭なり、かぶら引目、四目などの類は、皆中をゑりぬきて、空虛にしたる物也、しんどうは、中をゑりぬかず、空虛にせず、中を實にしたるものなれば、實頭とは名付しなるべし、實頭とは、いひにくき故、しんどうとも、しどうとも云、其詞に合せて、後に神頭、滋頭、磁頭、鐵頭、矢頭など、云文字を、充字に書たるものなるべし、

〔岡本記〕しんどうのこんげんの事、大りの大ゆかに犬あがり候、まことのけうじ也、しかればけいくわと申ものをめして、御いさせ候事なり、そうじてししん天などには、ちをこぼし候はず候、七しやくほりて、のくる事なれば、血をこぼさぬやうにとありし時、くらに付たるしほでをぬきて、そやのさきにすげて、射たる事也、もとよりけしやうの物なれば、すなはちうせにけり、それよりもしんどうは、はじまると也、一段ひじ也、但猶條々口傳在之、

〔高忠聞書〕一一手しんどうのこしらへ様の事、篦はさはしのたるべし、ふしかげをとりてぬるべし、はずはふしはずなり、腰巻にうるしをためべし、羽は眞鳥羽たるべく候、はぎめは、くろくぬるべし、但こき栗色なり、〇下略

〔岡本記〕一ひとてしんどうにている物の事、まづははさみもの、くさじ、いげなり、又ことのかけ候へば、まるもの、ぶり〳〵などをもいべし、口傳あり、

〔今川大雙紙〕一雜談に神動をいる、角木を射るなど、讀るは恥成べし、何もをも、中物を射ると讀るべし、四半共、九半共、立物共、可讀也、　一神動など人の所望あらば、斟酌すべし、そつじに出すまじき也、堅々所望あらば、さん〴〵に候へどもと、言葉をつかひ候て可出、何の矢を出すとも如斯、

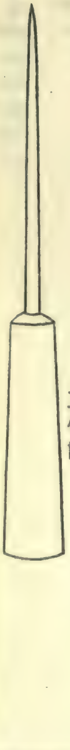
〔十訓抄七〕七條の南室町の東一町は、祭主三位輔親が家なり、〇中略春の始、軒近き梅がえに、鶯の定りて巳の時計に來て鳴けるを、〇中略伊勢武者の宿直して有けるに、〇中略今朝はいまだこざりつるかと問給へば、鶯のやつが、さき〴〵よりもとく參りて侍つるを、歸りげに候つる間、召とゞめて候と云、めしとゞむとは、いかんととへば、〇中略昨日の仰に、鶯やるなと候しかば、いふがひなくにがし候はゞ、弓箭取身に心うくて、じんどうをはげて、いおとして侍ると申ければ、〇下略

〔古今著聞集十二偸盜〕正上座〇行快といふ弓の上手、わかゝりける時、三河の國より熊野へわたりけるに、伊勢國いらこのわたりにて、海賊にあひにけり、〇中略上座その時腹卷きて、ひきめ一、じんどう一をとりぐして、〇中略上座まづひきめもて海賊を射たるに、海賊くゞまりて箭を上へとをしけり、ひきめ耳をひゞかして通ぬれば、則立あがる所を、いつのまにか矢つぎしつらん、じんどうをもてたちあがる目のあひを射て、うつぶしにいふせてけり、

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

足助〇重範、中略胡籙ヨリ金磁頭ヲ一ツ拔出シ、鼻油引テ、サラバ一矢仕候ハン、受テ御覽候ヘト云儘ニ、〇下略

〔安齋隨筆後編十四〕敎經の金磁頭　土佐國五臺寶物に、能登守敎經の金磁頭あり圖、錦芥抄に見る、



三伏計

〔伊呂波字類抄 久雜物〕䲔。クルリ、俗人乘舟射水鳥之矢也、亦作䲔、

〔易林本節用集 久器財〕䲔クルリ矢根

〔夫木和歌抄 三十二箭〕正治二年百首　源仲正

わが戀はくるりいながすかはのせにたちゐるとりのあとはかもなし

〔和漢三才圖會 二十三漁獵具〕䲔くるり音舟　鯥同　和名久流利　䲔、唐韻云、射鳥矢名也、按、鯥以可射水禽、其矢根作木團、大如鹿梨、而有小鐵鏃、蓋股也、覘鳥前脚横射之、則矢走於水上而中、如無木團者、不能走水、

〔四季草 一射藝〕くるり矢の事　一くるりは、水鳥を射る矢也、檜の木、桐の木の類の、輕くして水に浮ぐ樣なる木にて、かぶらの如くなる形にこしらへ、さきにはちひさきかりまたをすげる也、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡祿十四具（中略）一具（中略）鵄尾羽、鹿角久琉理一隻、

〔古今著聞集 二十魚虫禽獸〕みちのくに田村の郷の住人、馬允なにがしとかや云おのこ、（中略）あかゐまといふ所に、をし鳥一つがひゐたりけるを、くるりをもちていたりければ、あやまたずして、おとりにあたりてけり、

〔玉露叢 三十九〕延寶三年分ノ參勤御暇ノ扣上　一同日〇閏四月五日ニ、二條在番歸ノ御禮、御太刀馬代根矢百筋、板倉伊與守、　御太刀馬代兩鞍覆五掛、戸田相摸守、　右ノ通リ捧上

〔安齋隨筆 前編十四〕一根矢　今世の武士、根矢と云を何物ぞと思へば、征矢、鏑矢、鴈股などの類を云也、又征矢と並て云人もあり、是は征矢の外、鏑矢鴈股などを根矢と云歟、然れども根矢と云名目、古より曾てなき唱也、武士たる者武器の名をも辨へ知らず、根矢など〻云は淺ましき事也、常の心がけも思やられて傷しき也、

〔貞丈雜記 十弓矢〕一差矢と云は、箆を矣箆にして、羽は鴫の第二の羽にてはぐ、根は木にて作る、まきわら矢の如し、此矢は、三十三間堂の通し矢などに用る也、近代の物也、古書に此沙汰なし近代は

やり出、諸流の弓の師匠の好にて、差矢の拵樣も少ツヾ違あるべし、○繰矢は、遠矢に用る矢也、拵樣、差矢同前、鴫の第一の羽を以てはぐと云、根も木也、是又近代の物也、古は陣中にて遠矢を射たる人も有し事、古書にあれども、かねて差矢繰矢など〻云物を拵置て用たるにあらず、かぶら矢、鴈またなどを取て射し也、繰矢、古書に沙汰なし、

以地名爲名

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡祿四具（中略）各納二上野箭五十隻一　白播磨胡祿四具（中略）各納二上野箭五十隻一　漆播磨胡祿九具（中略）一具、納二上野箭五十隻一　白阿蘇胡祿十四具（中略）二具、各納二鴨尾羽、筑紫加理麻多箭十隻一、　白阿蘇胡祿廿六具（中略）各納二上野乎比多羅箭廿隻一、　白阿蘇胡祿四具（中略）各納二上野腋深箭廿隻一

〔令義解三賦役〕凡諸國貢獻物者、〈○註略〉皆盡二當土所出一、〈○中略〉香藥彩色、服食器用、〈謂（中略）器用者、如二下野甂、陸奧甓、胡形箭之類是也、〉及諸珍異之類、〈○註略〉皆准レ布爲レ價、以二官物一市充、不レ得レ過二五十端一、

○按ズルニ、胸形ハ宗像ニテ、筑前國ノ郡名ナリ、

以人名爲名

〔古事記下九卷〕是以百官及天下人等、背二輕太子一而、歸二穴穗御子一、爾輕太子、畏而逃二入大前小前宿禰大臣之家一、而備二作兵器一、〈爾時所レ作矢者、銅二其箭之内一、故號二其矢一、謂二輕箭一也、〉穴穗王子亦作二兵器一、〈此王子所レ作之矢者、卽今時之矢者也、是謂二穴穗箭一也、〉

〔古事記傳三十九〕輕箭、鏃を銅にせるは、此時輕太子の新製らしめ給へることなる故に、如此名を負たるなり、〈○註略〉今時之矢者也とは、〈○註略〉尋常の鐵鏃なるを云なり、〈○註略〉穴穗箭、こは尋常の矢ならば、分て如此名くることはあるまじきに似たれども、此時彼輕箭の製あるに因て、其に對へてかくは云るなり、〈○註略〉書紀云、爰太子、欲レ襲二穴穗皇子一、而密設レ兵、穴穗皇子、復興レ兵將レ戰、故穴穗括箭、輕括箭、始起二于此時一也、〈これに括箭とあるは心得ず、其故は括は筈なり、筈の製は、さばかり異なることとあるべからず、たとひ異なる製なりとも、筈を以て名に負することあるべくもあらず、されば此は鏃と筈と紛ひたる誤なるべし、括字にかゝはらず、此記に從ひてアナホヤ、カルヤと訓べし、さて又輕矢こそあれ、穴穗矢は、もとよりある製なれば、始起とは、たゞ穴穗矢輕矢と云名のことなるべし、〉

上指矢

〔運歩色葉集字〕表指（ウハサシ）矢　上指〈同、征矢、鏑矢、鋒矢等指副、謂之也、〉

〔書言字考節用集器財七〕表矢(ウハヤ)　表刺(ウハザシ)

〔四季草射藝一〕上ざし中ざしの事　一上ざし中ざしと云は、箙に二十五矢さす時の事也、廿矢以下に上ざし中ざしはなし、上ざしは、かぶら矢をさす也、中ざしは、とがり矢也、上ざしに對して中ざしと云也、上ざしも中ざしも、わろくさせば、征矢をぬく妨になる也、さし所あり、其さし様、多賀高忠が狩詞記に圖あり、征矢も内むき外向のさしやう同書にあり、猥にさすべからず、

〔飾抄中〕弓箭　箆　黒漆細能見也、上差有水精鏑、

〔義貞記〕一兵具事　上矢ノ鏑、竹ノ根ヲ式トス、又一説ニハ、柊トモ云、羽ハ中白、一説ニハ、鵃ノ羽、一ヲバ鴇ノ羽トモ云ヘリ、大將軍ハ四五、侍ハ二指也、〇中略以上三ヶ條ハ、八幡殿〇源義家奥州合戰ノ時被定之、

〔今川大雙紙〕一上指をさす次第之事、神動を三ッさすが本也、さて二ッ指は過之よし也、又一ッ指事はなきこと成に依、鞭を上指に指そゆる時は鞭をば奥にさし、矢をばくちに指也、二宮流にて、矢を奥に、鞭を口に指也、何もなんずべからず、矢數てうにさゝば、鞭を一筋指そゆる也、若又矢數、半ならば、べちに指べき也、うは指三ッ指には、早矢乙矢甲と指すなり、又二ッならば、早矢乙矢と可指也、自然雨など不慮にふり出ば、箙の内へ矢の筈をかまとの方へして入也、上指神動なくば、當世は角木成とも指也、騎馬の時は弓うつぼ也、さてうつぼの實は七九十一也、然るに指様の口傳は、初春より七月の中旬迄は、鴈俣一ッもあれ二ッもあれ、上にさすべき也、それより十二月迄は、けんさきとがり矢丸根などを上に可指也、又此外には遠矢二ッ、神動一ッ入ル也、又用心之時は、きぼうをも可指、總じては身に付方あがり也

〔參考保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

京師本、杉原本、鎌倉本、半井本、並云、彼爲朝、〇中略上矢ノ鏑ハ、ナマホウノキヒイラギナドヲ以テ、目

ノ上八角ニ押削リ、目九ツサシタルニ、羽一寸、手六寸、巨六寸ノ大鷹股ヲネヂスゲタリ、

〔源平盛衰記三十六〕清章射鹿幷義經赴鵯越事、

伊豫國住人高市武者所清章ハ、〇中略箙ノ上ザシ拔出シテ、雄鹿二ハ同草ニ射留ツ、

〔義經記四〕すみよし大物二ヶ所かつせんの事

たゞのぶ〇佐藤にさきがけを給て、〇中略たかうすびやうの矢廿四さしたるを、かしらだかにおひなして、上矢に大のかぶら二つさしたりける、

中指矢

〔梅松論下〕將軍、〇足利尊氏其日〇建武三年三月二日は、〇中略重藤の御弓に、上矢をさゝる、

〔倭訓栞前編十九〕なかざし　矢にいふ、中指の義、うはざしに對していへり、

〔貞丈雜記弓矢十〕一中ざしと云は、とがり矢を、かりまたの次にさす也、上矢のかぶらの次にさす故、中ざし、とはいふ也、

〔湯土問答二〕中刺ト云事　箙ニ矢ヲ刺コト、昔征戰シバ〳〵ナリシ故ニ、ヨキ矢、ヨキ鏃ハ秘藏ヲナシ、並々ノ矢ヲマジヘ指シテ一樣ナラズ、惡シキ矢ニ至リテハ、スヤキガラ、又ツノキ割ナドモ用候、夫ユエ中刺ニテモ、中刺ノ一、中刺ノ二、又端ニ指シ候ニハ、刺一刺二ナド、皆名ヲナシテ其ノ主心覺ヲシテ、防ギ矢ナドノ射捨ニハ、並々ノ矢ヲ用ヒ、又當ノ敵ニハ中刺ヲ以テ射ル、夫ユエ古キモノニ、中刺取テ打ツガヒナド中、又能敵ヲスヤキニテ射テ、不禮ナリトテトガメシコトナドモ、北條五代記ニ相見エ、其頃マデハ箇樣ノ禮モ殘リシト見エタリ、〇下略

〔參考保元物語二〕白河殿攻落事

京師本、杉原本、並云、爲朝、〇中略ハゲタル矢ヲ差ハヅシ、又上矢ノ鏑ヲハゲ替テ、須藤九郎ニ、是ヲ見ヨ、中差ニテ下野殿〇義朝ヲ射落シ奉ラント思ヘドモ、旁存ズル旨アレバ差置ナリ、

〔源平盛衰記二十八〕牧夜討事

火矢

爰ニ武者一人進出テ名乘ケルハ、河内國住人石川郡ノ關屋八郎トハ我事也、櫓ノ上ニテ、射殘セル中差一筋コソ、ニアリ、今夜夜討ノ大將軍ハ北條佐々木歟、土肥土屋歟、加藤ガ黨カ、名乘テ我矢請取テ、名聞ニセヨト呼テ内ヘ入ヌ、○中略伊勢國住人ニ加藤判官ノ次男景廉是ニ在、關屋八郎ト聞ツルハ、云ツル言ニハ似ズ落ヌルカト云テ、楯ヲ前ニサシカザシテ居タリケリ、關屋然ルベキト悅テ、三人張ニ大ノ中差取テ番ヒ、十五束ヨク引堅テ放タレバ、楯ヲ通シ、冑ノ胸板、後ノアゲ卷ヘ射出タリ、

〔承久記〕下宇都宮四郎、○頼成例ノ中差取テツガヒ、支ヘテ射ケレバ、頸ノ骨ヲ被射、立モタマラズマロビケリ、

〔太平記〕一頼員回忠事

小笠原孫六、傾城ニ驚サレテ、太刀計ヲ取テ、○中略二十四差タル胡籙ト繁藤ノ弓トヲ提テ、門上ナル櫓ヘ走上、中差取テ打番ヒ、○中略箭一請テ御覽候ヘト云儘ニ、十二束三伏忘ル丶計引シボリテ切テ放ツ、

〔和爾雅〕五兵家具火矢（ヒヤ）結二火於矢一、以燒二敵陣營一也、古書亦有二此制一歟、周禮云、枉矢、絜矢、利二火射一、注、二者皆可レ結レ火、

〔和漢三才圖會〕二十一兵器火箭（ひや）○棒火矢（ボウヒヤ）○　或有下用二木板羽一者上、口傳、



徑小木二箇入二筒中一、名レ之曰レ送、

羽以下鐵箕、塗レ藥數次、日乾、肥二大於棒一、上粘レ紙、

抜、火箭有數品、相傳云、寛永年中、防州赤石内藏助、始作棒火箭、而後（播州三木茂大夫、紀州寺島甚助、氏田紋兵衛、吉川源五兵衛、和州大野佐五右衛門、其外諸家得名者多有、）以工夫改作、故有異同、以爲家傳、凡可容百目玉、大銃嵌火箭打出、則可致廿三四町、所中無不燒不能消、攻城重器也、但玉代入送木込藥打如常、

〔武用辨略（六備器）〕火矢　凡火術ハ、和漢其品多、弓ヲ以射發アリ藥ヲ用テ飛スアリ、然ドモ皆一類也、共ニ鐵砲ニ屬スベシ、今石火矢アリ、大國火矢アリ、或砲擲火矢等ノ物アリテ、又其間ニ異形別名、樣々ニ成侍リヌ、〇中略右ノ外色々アリ、畢竟矢ノ拵樣、藥等ノ仕懸樣ニテ、流々ノ勝劣アリ、羽ハ皆鐵也、矢ハ樫ノ木ニテ是ニ燒藥ヲ付也、

〔細川幽齋覺書〕一火矢を射させ候時は、矢つぼ迄引つめさせ候て火を付候也、下にて火を付け射させ候得ば、中途にて燒、先へ參候ても役に立ず候、引つめさせ火を付候時は、莚の兩脇に竹をゆひ付指上、其陰にて火を付射させる物にて候、左樣に無之候て、敵より火を見られ候得ば、鐵砲にて討れ候、左候得ば二の矢を射られず候間、其心得有べき事、

〔弓術要覽（一）〕火箭は猶更大事なり、射家者流に、四十以後のものにあらざれば傳へざれとの制戒あり、むべなるかな、金火箭あり、竹火箭あり、筒火箭あり、くゝり火箭あり、雨火箭あり、藥法しかけ、太甚多端、容易の事にあらずして、しかも容易の事なれば、授與を大事になすもことはり哉、欽明天皇十五年十二月、筑紫物部莫奇委沙奇、火箭を射初たり、木曾が軍に今井兼平、鏑の中へ火をいれて射たるといへるも、彼習熟を以てなり、西土に所謂枉矢絜矢是なり、

〔日本書紀（十九欽明）〕十五年十二月、百濟遣下部杆率汶斯干奴、上表曰、〇中略以十二月九日、遣攻斯羅、臣先遣東方領物部莫哥武連、領其方軍士、攻函山城、有至臣所將來民、筑紫物部莫奇委沙奇、能射火箭、蒙天皇威靈、以月九日酉時、焚城拔之、故遣單使馳船奏聞、

〔平家物語（八）〕ほうぢうじ合戰の事

今井の四郎兼平、かぶらの中に火を入て、法住寺殿の御所のむねにゐ立たりければ、折ふし風ははげしく、みやう火は天にもへ上て、ほのほはこくうにみちみてり、

〔太平記六〕赤坂合戰事附人見本間拔懸事

此城三方ハ谷深シテ、地ニ不續、一方ハ平地ニテ、而モ山遠ク隔レリ、サレバ何クニ水可有トモ見ヘヌニ、火矢ヲ射レバ、水彈ニテ打消候、近來ハ雨ノ降ル事モ候ハヌニ、〇中略寄手是ニ利ヲ得、隙ナク火矢ヲ射ケル間、大手ノ櫓二ツヲバ燒落シヌ、

〔應仁記二〕所々合戰之事

舟橋口ハ、〇中略去正月、軍勢皆國ヘ下リ、小勢ニテ終ニ打負引退ケレバ、寄手ヨリ火箭ヲ射テ、構ヲ燒拂フ間、不叶而芝ノ藥師ヘ引退ケレバ、〇下略

〔大友記〕石松源五郎立花ノ城ニ參ラルヽ事附戸次道雪御老中ヘ申遣ル口上書之事

一鎭連〇蒲池ヘノ申分、先年長尾ニヲイテ、愚老砕手候砌、後付候テ、遠手火矢ニ廻テ被乘候、

〔總見記十二〕信長公御父子江北御働虎御前山城構對陣事

江北ノ敵地悉ク燒拂ヒ、竹生島ヘ船ヲ寄セ、火矢大筒鐵砲ヲ以テ攻ラレケル、

〔太閤記二〕因幡國鳥取落城之事

廿八日〇天正九年六月の朝より、ひた〳〵と取寄る、〇中略夜に入ば、弓鐵砲火矢等、隙もなく、鯨波山海を動かし、矢さけびの聲、天地をひゞかす計におびたゞしければ、女童は絶入にけり、

〔奥羽永慶軍記六〕土崎湊合戰ノ事

岩倉右近ガ郎等ニ、兒玉勘解由左衞門護虎、勝レタル强弓ナリシガ、要害ノ間、二町ヲ隔テ火箭ヲ射掛シニ、折節天晴風有日ナレバ、何カハタマルベキ、軒ヲ並ベシ役所々々ニ火掛リテ、黑煙天ヲカスム、

毒箭

〔續武將感狀記〕秀詮ノ先鋒松野主馬、平岡石見、祿各一萬石、大津ノ城攻ニ、主馬ガ仕寄ノ竹把ヲ、城中ヨリ火箭ヲ以燒メリ、

○按ズルニ、大友記以下ニ見ユル火矢ハ、上古ノ火箭ニアラズシテ、武技部大砲術篇ニ引ケル石火矢、棒火矢ノ類ナルベシ、サレド名稱ノ同ジキニヨリテ、暫ク此ニ掲グ、宜シク同篇大砲名稱ノ條下ヲ參看スベシ、

〔袖中抄二十〕とくきのや ちしまのえぞ

あさましやちしまのえぞのつくるなるとくきのやこそひまはもるなれ

顯昭云、とくきのやとは、おくのえびすは、鳥の羽のくきに、附子と云毒をぬりて、よろひのあきまをはかりているといへり、附子矢といふはこれ也、

〔蝦夷行記〕一男の道具は、半弓毒箭なり、〇中略矢は三尺許の矢竹に、眞羽を二羽つけたり、鏃は木をけづりて毒をぬり付る、禽獸をいるにためねろふ事なく、中だめにして則はなつ、皆てはづるゝ事なく、當り細かなり、大かたはうしろ向になり、ふり反りて放なり、鏃に刃鐵を以て作りしも、たしなみに秘藏せり、此方よりわたしたるにはあらず、出刃を荒砥にておろし、鏃に作りたるもの也、

〔三國通覽圖說蝦夷〕矢 長サ一尺二三寸、太サ一寸廻リ、皆四ツ羽也、根ノ長サ二寸餘、羽二寸八九分、〇圖略

〔安齋隨筆後編十五〕一蝦夷人ノ矢ノ根に、毒をヌリて射る、其毒は蕃椒、蜘蛛、附子此三品也、此毒にあたりたる時は、大蒜をすり、鉛をまぜて付る、毒解する事妙也、毒の所は、肉をエグリとりて藥を付る、

〔八幡愚童訓上〕十一月廿日、〇文永十一年蒙古自船下、乘馬擧旗責カヽル、〇中略蒙古矢、短云ドモ、矢根ニ

雜箭

毒ヲ塗タレバ、チトモ當所毒氣ニマク、

〔日本書紀神功攝政元年九〕三月〇中略庚子、命武內宿禰、和珥臣祖武振熊、率數萬衆、令擊忍熊王、〇中略時有熊之凝者、爲忍熊王之先鋒、〇註略則欲勸己衆、因以高唱之歌曰、烏智箇多能、阿邏々麽菟麽邏、麻菟麽邏珥、和多利喩祇氏、菟區喩彌珥、末利椰塢多具陪、〇下略

〔釋日本紀和歌二十四〕末利椰塢(私記曰、師説曾矢也、稱末利矢者、甲冑之間爾伊禮加久須也、今世古津万伽伎歟、)

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　烏漆靫一具(中略納鵰羽麻利箭五十隻)　赤漆桐木靫一具(中略納鷹羽麻利箭五十隻)　白阿蘇胡祿六具(中略一具納雉羽麻利箭五十隻)

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具、漆阿蘇胡祿三具(中略一具納鵰尾羽斧箭十隻)

〔延喜式伊勢大神宮四〕神寶廿一種　箭七百六十八隻(中略鏃鋒箭)

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　漆阿蘇胡祿三具(中略一具納鵰尾羽保居箭九隻、一具納鵰尾羽保居箭十隻、)

〔新撰六帖五〕や　　知家

人心たのまれがたきつねやはたゞそのまゝにまた音ぞせぬ

〔源平盛衰記四十二〕屋嶋合戰附玉蟲立扇與一射扇事

平家侍ニ、伊賀平內左衞門尉ガ弟ニ十郎兵衞尉家員ト云者アリ、餘リノ面白サニヤ不感堪シテ、黑糸威ノ鎧ニ甲ヲバ著ズ、引立烏帽子ニ長刀ヲ以、扇ノ散タル所ニテ水車ヲ廻シ、一時舞テゾ立タリケル、源氏是ヲ見テ、種々ノ評定アリ、〇中略扇ヲバ射タレ共、武者ヲバエイズ、サレバ狐夫ニコソアレトイハンモ本意ナケレバ、只射ヨト云者モ多シ、

〔萬葉集十九〕慕振勇士之名歌

梓弓、須惠布理於許之、投矢毛知、千尋射和多之、〇下略

〔太平記十五〕正月〇建武二年二十七日合戰事

妙觀院ノ因幡竪者全村トテ、三塔名譽ノ惡僧アリ、〈中略〉三十六差タルヲ森ノ如ニ負成シ、態ト弓ヲバ不持、是ハ手衝ニセンガ爲ナリケリ、〈下略〉

〔武器考證十〕手突矢とは、手に持て投げ突にする也、今の手離劒のごとし、わざと弓をば持ずとは、此故なり、

〔七十一番歌合下〕五十四番　左　矢細工

のごゝろも更にかはらで一手矢のおなじふしにはいつかなれまし

〔岡本記〕一ひとてといふ矢の事、ひとてしんどう、ひとてしめ、おひ矢のうはや、まとや也、

一同はりま殿〈小笠原〉は、かりまたをも、ひとてといふ矢のうちへいれて被仰事也、一段のひじと也、たゞし口傳あり、

〔永久四年百首春〕賭弓　仲實

春さればかた矢たばさみともねうち我かち弓の數ぞかさなる

〔平家物語九〕はまいくさの事

あはのみんぶしげよし、御馬、かたきの物になり候なんず、いころし候はんとて、かた矢はげて出ければ、新中なごん〈平知盛〉たとひなんの物にもならばなれ、只今我命たすけたらんずる物を、有べうもなしとのたまへば、力およばでいざりけり、

〔武器考證三〕かたて矢は、只片矢の事なり、一手矢に對して云、

〔古今著聞集九弓箭〕此むつる〈渡邊〉の兵衛尉、懸矢をはがすとて、とうの羽を求めける、

〔武器考證一〕かけ矢は、征矢を紙捻にて編て、壁などに懸るを云、今云數矢なり、

〔愚得隨筆五弓矢〕懸矢　愚按、近世云フ射捨ノ數矢也、羽ノ損ゼンコトヲイトヒテ、數矢ヲバ十筋十五筋程ヅヽ、編テカケ置ケバ、カケ矢ト云歟、延喜式、兵庫寮梓弓ノ條下ニ、木綿七兩、編箭料ト

アレバ、上古モ矢ヲ福置シ歟、公方ノ御弓ヲタイシ御矢ヲ負役人ヲ調度ヲ掛ルト云、將軍家佛詣、社參、上洛ノ時、此儀式有之、御征矢ヲバ懸矢トモ云ナリ、〈要錄正直書〉

〔太平記十七〕山門攻附日吉神託事

本間〈○資氏〉ト相馬〈○忠重〉ト二人、〈○中略〉白鳥ノ羽ニテハギタル矢ノ十五束三臥有ケルヲ、百矢ノ中ヨリ只二筋拔テ弓ニ取副、詠歌ウタフテ、閑々ト向ノ尾ヘ渡レバ、〈○下略〉

〔貞丈雜記十弓矢〕一百矢と云事、古き書にあり、是は色々の矢を百筋、大なる箙にさして、供の者に負たるを云成べし、

古事類苑

兵事部三十八

弓矢五 弩 彈弓 石弓 併入

小銃

大砲

古事類苑

兵事部三十八

弓矢五

弩 石弓 弾弓 [併入]

弓矢具 韝

〔倭名類聚抄 四 射藝〕韝 [ユガケ] 蔣魴切韻云、韝[音溝、和名止毛、楊氏漢語抄、日本紀等、用鞆字、俗亦用之、本文未詳、]在臂避弦具也、毛詩注云、拾[今案即韝拾之拾也、見玉篇、]遂也、禮弓矢圖云、遂[音遂]臂韝、以朱韋爲之、

〔箋注倭名類聚抄 二 射藝〕韝字、亦古所無、經典或用捍字、禮記内則、右佩玦捍、注捍、謂拾也、言可以捍弦也、然捍亦古無是字、說文韝止也、則知從手從皮皆韝之俗字耳、按儀禮大射儀注、遂射韝也、以朱韋爲之、著左臂、所以遂弦也、然則詩之拾、大射之遂、內則之捍、皆射韝也、源君以射韝爲多末岐小手爲丸、此以韝拾遂爲止毛者、非是、

〔類聚名義抄 九 革〕鞆 [トモ、未詳、]

〔四季草 二 射藝〕鞆の事 一鞆は形丸くして、中は空虚也、鞆の如く革にて縫括りたる物也、○中略 古代弓射る人は、左の腕に鞆を結付て射し也、是弦にて腕をはじくを防がん爲の設也、鞆に弦あたれば、鳴音あるゆへ、萬葉集の歌に、ますらをの鞆の音すなり物のふのおほまうちぎみ楯たつらしもとよめり、貞治五年、二條攝政良基公の御所の年中行事歌合の事書に、○中略 ゆがけさし、鞆などつけて、弓射るやう此頃知れる人すくなきにやと見えたり、貞治の頃、既に鞆つけて、弓射るやう知る人少なき樣になりたり、今の世に知る人なきはことはり也、○中略 鞆の字は、唐土にはなき字也、日本にて作りたる字也、

○按ズルニ、東大寺ニ現存スル所ノ古代ノ鞆ハ、其中ヲ實スルニ稻藁ヲ以ストテ云ヘリ、伊勢貞丈ノ說ニ、中ハ空虛ナリト云ルハ、恐クハ誤ナラン、

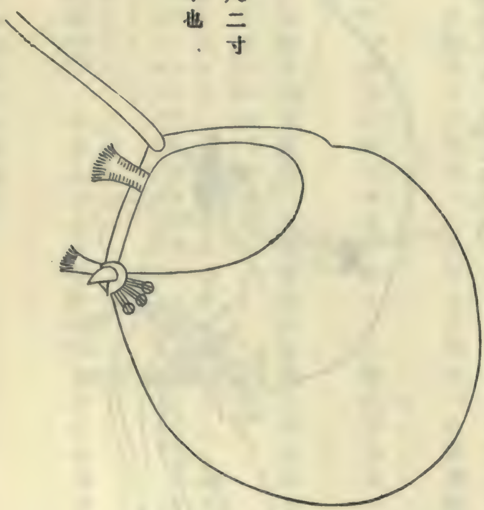
〔倭訓栞前編十八〕とも 鞆は、手面の義、てお反と也、一說に、大伴氏の祖の造る所なるをもて、ともといふともいへり、左手にかけて弦をさくる物にて、鞆音などいひて、鳴ものと見えたり、壒嚢抄にも、今世にも、まゝきといふには是を用うといへり、續紀に、鞆張とみゆ、日本紀に、此字を用ゐたまへるは據あるべし、字彙補に出せれど、義を缺り、倭名鈔には皺をよめり、切韻に在臂避弦具也とみゆ、神代紀に、高鞆あり、八雲御抄に、たかともとよめり、今たかゞらと訓せるは、柄と謬れるにや、いぶかし、武用には熊皮、神寶には鹿皮のよし、延喜式に見えたり、されば征器と神器と異ありと見えて、兵庫寮式にみえたる寸法をもて、吉部秘訓の圖のごとく制る時は、征器と見えたり、伊勢神寶の鞆は、其形、窪杯のごとくにて、巴を畫きしもの也、攝津住吉の神寶もまた同じといへり、後世鞆を用ゐず、よて鐵蓋といふ物を造り、左の手面にあつ、後又木にて造り、木魚の如しといへり、備後國の地名に鞆ありて、鞆明神まします、神功皇后の鞆をもて、神體とすといへり、その寫し、吉部秘訓に出せると全く同じ、○中略 鞆音の事、古書に見ゆ、內に竹玉を入て、皮にて包む時は、能なるといへり、

〔春湊浪話中〕鞆、 鞆といふものは、上にいふ、手の飾にせし手纒を覆ふ料にせしものなり、手纒あるまゝ、射ぬれば、弓の絃、此手纒にふれて射られざれば、其上にこの鞆をかけて射るなり、故に鞆の制、其中を虛にして、高く覆るなり、よりて神代卷には是をたかゞらと訓じたり、昔より其中の虛なるものを、からといふ、莢をまめがらといひ、蠣房をかきがらといふ、皆相同じ、其後手足の飾廢れて、男の手纒も女の手玉も、かくる事なき世となりて、覆ふべき其ものなければ、鞆も無用のものとなりしより、是も又すたれ行て、世々をふれば、鞆を何物とも、何の用ありとも云る人なくて、一條禪閤の博學强記の名を世

に得給ふだにも、鞆を臂韝と注し給ふ、其外忌部正通、卜部兼倶、清原宣賢等の日本紀の注釋にみな、弓小手とのみ記されし事になりしを、荒井君美の軍器考に、弓小手といふ説、いかゞ有べしと疑れしばかりにて、手纒を覆ふ料なるものと注せざりし、多くの先賢、いかでか此事に心づかざりし、いといぶかし、猶委しくは、さきにまゐらせし軍器考補正に見えたり、

〔延喜式工事解 一〕鞆ハモト國制ノ物ニシテ、其字モ異邦ニハ有ラズ、倭名鈔、皷ノ字ヲ出シテ鞆ニ充ツ、唯其用相似タル故ノミ、

〔吉部秘訓抄 五〕鞆弓懸本様



右以₂左大臣本₁所₂寫也

〔年中行事畫卷〕靫圖



〔皇大神宮儀式帳〕寶殿物十九種　靫二十四枚

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　靫廿四枚〈以₂鹿皮₁縫之、胡粉塗、以₂墨₁畫之、納₂持麻笥₁二合、徑一尺六寸五分、深一尺四寸五分、〉著₂緒一處₁、用₂紫革₁、〈長各一尺七寸、廣二分、〉

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、〈○中略〉靫一枚、〈功一人〉其料、〈○中略〉熊革一條、〈靫料、長九寸、廣五寸、〉牛革一條、〈靫手料、長二寸、廣二寸、〉〈○中略〉靫袋料、紫表緋裏帛各一條、〈各長二尺三寸、廣一尺一寸、〉〈○中略〉靫緒料、紫組一條、〈長二尺五寸〉

〔北山抄三拾遺雜抄〕射禮儀　射手親王以下五位以上、〈張₂弓、入₂弓懸₁、懷₂靫、但帶劍人、懸₂靫首₁〉〈○中略〉射手一々進₂廬幕上₁、貫₂靫裝₁畢而起、

〔古事記上神代〕爾天照大御神、〈○中略〉曾毘良邇者負₂千入之靫₁、〈○註略〉附₂五百入之靫₁、亦所₂取佩₁伊都〈此二字以音〉

之竹鞆而、○下略

〔古事記傳 七〕竹鞆、○中略 此は何の料に著る物ぞと云に、古歌などにも、鞆にはみな音を云るを思へば、此物に弓弦の觸て鳴る音を高からしめむためなり、音を以て威すことゝ、かの鳴鏑なども同じ、

〔日本書紀 一神代〕天照大神、○中略 臂著稜威之高鞆、

〔出雲風土記 秋鹿郡〕惠曇郷、郡家東北九里卅步、須佐能乎命御子、磐坂日子命、國巡行坐時、至坐此處而詔、此處者、國稚美好、有國形如畫鞆哉、吾之宮者、是處造事者詔、故云惠伴、神龜三年、改字惠曇、

〔皇大神宮儀式帳〕纒向珠城宮御宇活目天皇○垂仁 御世、倭姫内親王爲御杖代齋奉支、○中略 朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國止、弓矢鞆音不聞國止、大御意鎭坐國止悅給氏、大宮定奉支、

〔古事記 中仲哀〕大鞆和氣命、○應神 亦名品陀和氣命、二柱 此太子之御名、所以負大鞆和氣命者、初所生時、如鞆宍生御腕、故著其御名、

〔日本書紀 十應神〕初天皇在孕、而天神地祇、授三韓、既産之宍生腕上、其形如鞆、是肖皇太后爲雄裝之負鞆、○註略 故稱其名謂譽田天皇、上古時、俗號鞆謂褒武多焉、

〔古事記傳 三十〕此は謂大鞆別尊と云べきを、亦御名と紛らかして、謂譽田天皇と誤りたる傳なり、又右の文の次に、細書に、上古時俗號鞆謂褒武多焉とあるは、かの譽田天皇は、傳へのまぎれにて、大鞆別なることを辨へずして、推當に注せられたるひがごとなり、いと上代より、鞆は登母とのみこそ云れ、さらに褒武多と云しことは無きをや、

〔肥前風土記 松浦郡〕登望驛、在郡西 昔者氣長足姫尊、○神功皇后 到於此處、留爲雄裝、御臂之鞆、落於此村、因號鞆驛、

〔萬葉集 一雜歌〕和銅元年戊申天皇○元明 御製歌

丈夫之、鞆乃音爲奈利、物部乃、大臣、楯立良思母、

〔萬葉集 七雜歌〕羈旅作歌

好去而、亦還見六、丈夫乃、手二卷持在、鞆之浦回乎、

〔續々修東大寺正倉院文書 四十四帙四〕越前國江沼郡山背鄕計帳

江沼臣族人麻呂、年參拾漆、　正丁、兵士、左手鞆佩疵三、

〔神樂歌 採物〕篠

此さゝは、いづこのさゝぞ、とねりらが、こしにさがれる、ともをかのさゝ、ともをかのさゝ、

〔神樂入綾 上〕考曰、略○中 鞆は弓いる時、左手に付る物なれば、常に腰に付てをるなるべし、よりて腰にさがれるといひ下したり、略○中 ともをかのさゝ上よりの續きは、腰に下れる鞆とうけて、そを篠の名所の鞆岡に云よせたるなり、略○中 祝詞考云、鞆は上代には、射るとき左臂につけ、弓弦を觸ゑめて、音高く鳴す物なれば、稜威高鞆の名あり、其名義も音物を省きて云る也といへり、此說の如くなるべし、然るに中古の比は、射るとき左手のひらに纒物となりて、其形いとちひさくなりぬ、其狀賀茂繪卷物の圖などに出て、それをも寫してもたりいつばかりより然か變じけん、貞觀儀式に、天皇御射料を記せるには、熊革一條鞆料、長九寸廣五寸 牛革一條鞆手料、長五寸廣二寸 とある、此後西宮記に出たるは、今少し小く、長七寸廣四寸とあり、今此歌に腰に下れると謳へるなども、後ざまにて、小くなれるを云なるべし、

〔吉續記〕文永八年正月十七日辛巳、入夜參射禮、先參內之間、遲參上卿已下車、在於待賢門下車、相具弓箭 鞆弓懸不具之、依不尋出歟、件弓箭、借請藏人右衛門權佐隆身弓矢、

〔勘仲記〕永仁二年正月十七日戊辰、射禮所參行也、先於大庭樹下撤笏取弓矢 鞆弓懸等略之

〔永久四年百首 春〕賭弓

弽

春さればかた矢たばさみともねうち我かち弓の數ぞかさなる　仲實

引はなつたつかの弓の矢をはやみともねにまとの鳴かはすかな　俊頼

〔六百番歌合〕賭弓　正三位季經

もゝしきに引つらなりて弓のたちはるもともねのめづらしきかな

〔年中行事歌合〕二十九番　左勝　射場始十月五日　二位中將

名のみ開けふのまとゐの射席も今はむかしとしき忍ぶ哉〇中略

左射場始は、すべらぎの弓場殿に出させ給て、弓を御覽ずる也、〇中略弓懸さし、鞆などつけて弓射樣、此頃は、玄れる人もすくなきにや、

〔新撰字鏡章〕韘之甲反、决也、由加介、〔同方〕𢮃口侯反、指沓、弓加介、𢮃之甲反、抶也、弓加介、〔同連字〕射韝弓射之具也、弓加介、

〔倭名類聚抄四射藝〕弽ユミカケ　毛詩注云、弽戸渉反、訓由美加介、抶也、能射馭則佩之、周禮注、抶音决抶、矢時所以持弦之飾也、

〔箋注倭名類聚抄二射藝〕按由美、本訓弓、轉謂射術、爲由美、馬射、訓宇末由美、歩射、訓加知由美、是也、今人亦謂學射、爲學由美、弽者、當射之時、以之覆手、故謂之由美加介也、

〔類聚名義抄三手〕决拾ユガケトモ　〔同九弓〕弽ユミガケ　彄ユカケ　〔同九革〕韘ユキユカケ、ツホヤナクヒ、　〔同九韋〕韘ユガケ射具或弽韝　韝ユカケ

〔伊呂波字類抄由雜物〕弽ユミガケ　彇

〔下學集下器財〕指懸ユガケ　決拾ユガケ異本詳見　韘三字義同

〔運歩色葉集遊〕指懸ユガケ、十同結　夬拾論語毛詩　靶同、韐　韘毛詩尚書　弽同　韝同　韝同白革富士野紫三星、鞢月チ綾トハ不云、歩射

ノチ右トハ云也、指時ハ右ヨリ指、取時ハ左ヨリ取ナリ、小見取中也、

〔易林本節用集由食服〕決拾ユガケ毛詩井論語疏、詳見也、　韘同　弓懸同　指懸同

〔江家次第三正月〕賭射裝束　頭書　決拾、音決、鈎弦也、包右搦指、以鈎弦者、拾音十、射韝也、韝左臂防絆弦者、蟬冕抄云、御弓四張、矢四手、鞆二、弓懸二、文選云、決拾既次、

〔採棭集覽一〕指懸之事　凡此器ハ、其始ヲ不知トイヘドモ、射ヲ業トスルモノ、其指ノ楚痛ヲ苦ンデ、皮帛ヲ以テ纒タルヨリ起タルト見エタリ、故ニ古書ノ中、多指掛ノ字ヲ用タルニテ可知、

〔武用辨略四射率〕韘　韘ハ今ノ指懸也、一具韘、雙韘ナド云テ、左右ノ手ニ指也、本式ノ韘トス、中指ト無名指トヲ、色革紋革ニテ綴也、騎馬韘ナド云テ、弓馬ニ用ル也、或書ニ大指ト中指ヲ綴說アリ、又曰、式韘ニハ、手ノ甲ニ家紋ヲ設アリト云々、又的韘ハ、右ノ手計ニ懸侍事也、今三指ニ差ハ近代ノ略用ナレバ、式法ノ韘ニハ非、又矢數韘アリ、差矢韘ト云モ同、是ハ左右ニサシ侍共、本式ノ韘ニハ非、詩經芄蘭ノ篇ニ、童子韘ヲ佩リトアリ、註ニ韘ハ決也、象骨ヲ以之ヲ爲、右手ノ大指ニ著テ、弦ヲ鈎、體ヲ闓所以也、鄭氏ガ曰、沓也、卽大射ニ所謂、朱極三ト云是也、朱韋ヲ以之ヲ爲、用テ以、右手ノ食指、將指、無名指ヲ彄沓也、朱極三トハ、儀禮ノ大射ノ註ニ、極ハ猶放ノ如、指ヲ韜デ弦ヲ放ニ利アル所以也、朱韋ヲ以之ヲ爲、三トハ食指、將指、無名指也、衍義ニ云、朱極三トハ、赤色ノ皮ヲ以之ヲ爲、故ニ朱極三ト言ト云々、韘ヲバ一具、又ハ一指ナドヽ云、一手ナドヽハ云ヌ事トゾ、

〔倭訓栞前編三十五由〕ゆがけ　韘をよめり〇中略　弓懸の義也、步射には右弓懸ばかりをさし、騎射には一具弓懸をさすといへり、決拾も同じ、紫色は勅免ならざれば用ゐず、免許を受たる後裔も、はゞかりて小紋を染て用う、是を御免革といふとぞ、

〔西宮記臨時四〕十七日射禮　天皇御服、王卿如例、但執弓矢、張懷決。拾。扈從、射手供奉不引列時、帶劒者、決拾懸劒柄、

〔北山抄三拾遺雜抄〕射禮儀　時刻御腰輿、幸建禮門、不候太刀契鈴等、王卿取弓矢供奉、張弓懷決。拾。、兵衛府人著飾劒、不帶弓箭、

〔大將裝束抄〕射禮、賭射、弓場始、　相二具弓矢一、（頂卷弓矢也、件弓、付二柄弓○懸一、）臨二刻限一插レ矢、（右腰）取レ弓、（件付二柄弓懸一持レ之）

〔高忠聞書〕一ゆがけのゆびをつぐ事、賴朝大將の御時、富士のまきがりの時、久しくかりをせらるるによりて、大ゆびとくすしゆびのかはに、つるつよくあたる間やぶれたり、其時大指とくすし指ばかりを、ことがはにてつぎはじめられたり、それよりおもしろきとて、其後よりくすしゆびと、たけたかゆびを二つぎて、今にいたりてつぎ來るなり、はじめは大指と、くすしゆびとをつぎたり、根本はことかはにて指をつがぬなり、さるによりて、とも革にて指をつぎたるが本也、一ゆがけにぬふまじき革の事、にしき革、又何にてもあれ、無紋の革にてぬふまじきなり、たとひこと革にて、ゆびをつぐとも、それは略儀也、にしき革とは、おもてがはのことなり、　一ゆがけのゆび革、當世こと革にてつぐこと略儀也、ゆびをもおなじ革にてつぐべきが本也、その革には紫革を付べし、紫革本にはあらず、當世用付たる也、ゆがけ革、何革とはさだまらぬなり、ゆがけの革にて緒をもつくる也、但見にくきあひだ、紫革をもちゆる也、ゆがけの革と、ゆび革と、その革と、三色べち〳〵の皮にてはせぬことなり、ゆびの革にても、弓懸の皮にてもあれ、同じ緒を付べし、○下略

〔射禮私記〕一ゆがけ持べき數の事、同五用意すべし、革の色、定れる法あるべからず、雖然無紋の紫革、錦革などは斟酌有べし、指をつぐ事は略儀也、つぎたるもあながちくるしからず、或はかいぞいに持せ、或は矢づゝに付てもたすべし、　一ゆがけのさしやうの事、先一まき左へまはして、さて手の内にて、上より下へ引通し、扨手のうちより大指へかけて、又引とをして右へまはして、三まきにまきとめて、緒の先を引合て、ひねりて下より上へをしいるゝ也、

〔流鏑馬次第〕一ゆがけの緒をば、例式の樣にまはして、手のこうのかたに三所むすびてとむる也、同作物とも取とめなどの時も如斯、ゆがけを手袋といふは、流鏑馬の時の事也、

〔今川大雙紙〕一ゆがけさしながら禮する事有べからず、ゆがけを執て禮をすべし、もし取べき隙

なくば、手覆を返して、禮をすべき也、

〔隨兵日記〕一ゆがけは、まきふすべ革のゆがけをさすべし、但緒のとめやう、一段口傳あり、

〔道照愚草〕諸道具數書事　ゆがけ　一具（一具ゆがけとは不中）

〔權記〕長保六年（○寬弘元年）三月二日丙戌、參東宮、（○三條）供奉御射、一兩度、給弓懸手覆革三筋、賭物也、

〔本朝世紀〕久安三年十月廿九日己未、今日有射場始事、（○中略）御座南北、立置物御机各一脚、南机南立御弓箭臺、（弓臺置御弓、矢臺立御矢、有御柄弓懸、）

〔明德記中〕土屋黨五十三人、皆一樣ニ、左弓懸ヲ指シテ、弓手ノ長高指ヲ紅ノ糸ニテゾ結タリケル、是ヲ見聞ク人每ニ、弓矢ノ儀ヲバ、誰モカウコソ存知シタレトテ、ホメヌ人コソ無リケレ、

〔總見記二十一〕大臣家御馬揃事

御肩衣、紅ノ純子ニ桐唐草ナリ、（○中略）御弓懸、白皮ニ桐ノ御紋、御沓ハ猩々皮立アゲナリ、

〔常山紀談三〕三方原合戰の時、數正（○石川）は信長の加勢として遠州に向ひけるが、武田おしよすると聞とつて返す、美濃の守護土岐家に有といふ淺岡の某、弓箭をとりてさるふる兵と聞えしかば、彼が許に行、此度本國に歸りなば、必うち死仕るべし、數正弓箭をとり、打物とりて、かたの如く軍にあふ事度々なり、然ども軍に臨むの日、韘の緒むすばん樣、故實ある事と承りて、いまだ學候はず、されば死後に、韘の緒とむる骨法ならざりしと、かたきに笑れ候なん事、骸の上の恥辱にて候へば、敎を奉り度こそとて習ひ傳へ、夜を日につぎて馳下り、味方原の軍にも、殊にすぐれて武勇をふるひたりけり、

〔有德院殿御實紀附錄七〕太田備中守資晴は、弓馬の道に堪能なりしが、（○中略）備中守、武藝に心を用ゆる事、盛意にかなひ、大坂の城代たりし時、御みづから鳥を射給ひし御韘を、うち〳〵賜はりし事もありき、

射韝

〔新撰字鏡 皮〕韝胡岸反、射ㇾ弓時韝度也、古氏、

〔倭名類聚抄 四射藝〕射韝　説文云、韝古候反、和名多末岐、一云、小手也、又見ニ鷹犬具一、射臂沓也、

〔運歩色葉集 遊〕弓韝　弓小手　弓籠手

〔春湊浪話 中〕陣羽織押羽織　武士の陣羽織、押羽織といふもの有、是も羽織といふ名は同じけれども、道服打かけといふものとは、其起る所又異なるがごとし、此羽織の制さまゞ有ども、多くは袖なしなり、是古の鎧直垂の遺制なるべし、たとへば鎧直垂を甲冑の下に著る事、昔のならはしなれども、是を著ることのわづらはしきに、左右の袖をとりて別に作り、束折したる様に作りて、是を弓小手と名付、右の手計にさし、左は手蓋をさしたり、かくて其上に、甲冑を著ぬれば、直垂はみへもせず、其用もなければ、おのづから直垂の身はすたれて、右の弓小手ばかりになりし成べし、されども甲冑を著せず、小具足出立の時に直垂を著ざれば、其様體の見ぐるしく賤しければ、其時は直垂の身をも著せしなるべし、されば鎌倉年中行事に、公方御發向の時、小具足出立に直垂といはず、錦の御肩衣と記せしなるべし、夫より前の太平記異本に、初て弓小手といふもの見えたれば、はや此書を記せし比より、ひたゝれを肩衣と弓小手と作り分しことと起りしにや、

弓小手二品　弓小手といふもの二つ有り、甲冑の下なるは右にさすなり、射禮の時のは、左にさす、甲冑の下なるは、太平記に初て見えたり、其事上に注す、今一つは神代より聞えしものにて、舊事記に、手貫と見えたり、和名抄には、射韝一には小手と注せり、西宮記には手纒とみへ、江次第には拾と書て、同抄に拾は弓小手と一條禪閤の注し給ふ、是其唱も文字もさまゞなれども、皆是は一物なり、朝庭の射義には、歩射にも騎射にも必是を用らる、武家には笠懸犬追物等の騎射には用て、歩射にさす事は近き世には聞えず、

靫

〔參考太平記六〕關東大勢上洛附發向吉野赤坂金剛山事
長崎惡四郎左衞門尉ハ、○中略片小手ニ腹當シテ、片小手、西源院本作弓小手諸具足シタル中間五百餘人、○註略二行ニ列ヲ引、馬ノ前後ニ從テ、閑ニ路次ヲゾ步ミケル、

〔吉部秘訓抄一〕一高野御幸供奉人行粧事
仁安四三十三同記○藤原經房云、太上皇令參詣高野聖廟給、○中略左衞門權佐兼皇后宮大進藤原經房藏人院判官代、○中略狩胡籙、大理調進、加弓表帶弦卷小手等如例、

〔鴉鷺合戰物語〕兩方軍手分九月六日合戰鵄追善雀懸梓事
野伏の大將をば、雀の藤太承て、こきふすべ皮の腹卷に、帽子甲に柿色の弓小手さして、赤染の弓に、秋二毛のうつぼすがるやかに負なして、○下略

〔將軍德川家禮典附錄四〕元文三午年二月九日　高田馬場において御近習の面々に被仰付、流鏑馬興行あり、○中略巳半刻に至て、射手の面々、八幡の內より馬場へのり出る、裝束は、○中略箙を負ひ、襟弓小手をかけ、尤小手は金地織物等なり、

〔新撰字鏡革〕靫楚佳反、兵戈之具也、□豆與支、又也奈久比、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕靫　釋名云、步人所帶曰靫、初牙反、和名由岐、以箭叉其中也、

〔箋注倭名類聚抄五征戰具〕推古紀云、靫此云由岐、按由岐、蓋由美宜之省、由美、與襟訓由美加介之由美同、謂射術也、宜、筒也、謂容射術所用之具之筒、射術所用之具、卽言箭也、

〔類聚名義抄九革〕靫音叉矢步靫ユキ、ツホヤナクヒ、

〔日本書紀二十二推古〕十一年十一月、是月皇太子、○聖德請于天皇以作大楯及靫、靫此云由岐、

〔日本書紀通證四神代〕重遠曰、靫矢筒也、

〔倭訓栞前編三十五由〕ゆぎ　靫をよめり、弓筒也、射具といふが如し、今いふうつぼなるいべし、

と書は誤れり、

步靫　〔古事記上神代〕爾天照大御神、(中略)曾毘良邇者、負千入之靫、(訓入云能理、下效此、自曾至邇以音、)附五百入之靫、(下略)

〔古事記傳十七〕千入、書紀には千箭と書て此云知能梨とあり、和名抄に、箟箭竹名也、和名乃とあり、(中略)かゝれば千箟入の意なり、五百入も准へて知べし、(伊は例の略く常多し)千と云ひ、五百と云は、其量なり、されど必千と五百と入べきに非ず、唯多く入由なり、

〔古事記上神代〕故爾天津日子番能邇々藝命、(中略)天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣、(自久以下六字以音)故爾天忍日命、天津久米命二人、取負天之石靫、(中略)立御前而仕奉、

〔日本書紀三神武〕戊午年十有二月丙申、皇師遂擊長髓彥、(中略)長髓彥、卽取饒速日命之天羽羽矢一隻及步靫、以奉示天皇、天皇覽之曰、事不虛也、還以所御天羽羽矢一隻及步靫、賜示於長髓彥、

〔日本書紀通證八神武〕釋名曰、步人所帶曰靫、風俗通曰、箭箙謂之步、丁實曰、今謂之步叉、

金靫　〔日本書紀二十五孝德〕天豐財重日足姬天皇、(中略)授璽綬禪位、(中略)由是輕皇子不得固辭、升壇卽祚、于時大伴長德(字馬飼)連帶金靫、立於壇右、犬上健部君、帶金靫、立於壇左、

姬靫　〔皇大神宮儀式帳〕新宮遷奉御裝束用物事　寶殿物十九種　比女靫二十四枚

〔大神宮儀式解十〕比女靫は、飛米由岐(ヒメユギ)とよむべし、比女の義は、樋目(ヒメ)なるべし、萬葉十六歌、比米加布良(ヒメカブラ)とあり、是は矢の鏑、中空(ナカウツロ)にて、其鏑に穴を樋の形に竪に細く彫たるさまをいふ、軍器考源義仲法性寺殿を攻まいらせし時、今井四郎兼平、鳴鏑の中に火を入て射たりしに、其矢御所の棟にたち、折ふし風烈しく火もえあがりとある考べし、比女靫も、これに准じて思へば、古代此靫、樋の形したる穴を彫しならむ、仍樋目靫なるを、假字もて、比女とも姬ともかきし歟、(比女は姬にて、此靫、錦を張り、そのさま美(ウツクシ)ければ、姬靫といふよしはよからず、)此靫、錦にて張れば錦靫ともいふ、

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　姬靫廿四枚、(長各二尺四寸、上廣六寸、下廣四寸五分、矢刺口方二寸九分、以檜作之、以錦貼表、以緋帛著裏、)著緖

四處、並用紫革、（長各二尺、廣一寸三分、）

錦靫

〔內宮長曆送官符〕神財貳拾壹種　錦靫貳拾肆枚　長各二尺四寸、上廣六寸、下廣四寸五分、矢刺口方二寸九分、以檜作之、以錦黏表、以緋綾著裏、著緒肆處、並用紫革、長各二尺、廣一寸三分、刺箭、肆佰捌拾隻、枚別廿隻、以烏羽作之、

蒲靫

〔皇大神宮儀式帳〕新宮遷奉御裝束用物事　寶殿十九種　蒲靫二十枚

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　蒲靫廿枚（長各二尺、上廣四寸五分、下廣四寸、以檜作之、編蒲著表、以鹿皮著項、以丹畫表、著緒四處、）

〔內宮長曆送官符〕神財貳拾壹種　蒲靫貳拾枚　長各二尺、上廣四寸五分、下廣四寸、以竹爲弦、以糸□□刺箭、壹仟隻、枚別五十隻、以烏羽作之、

革靫

〔皇大神宮儀式帳〕新宮遷奉御裝束用物事　寶殿物十九種　革靫二十四枚

〔延喜式四伊勢大神宮〕神寶廿一種　革靫廿四枚（長各一尺八寸、上廣四寸五分、下廣三寸八分、以調布黏之、塗黑漆、著緒四處、）

白葛靫

〔內宮長曆送官符〕神財貳拾壹種　荒祭宮料　靫三具　革一具（長一尺九寸、下壺長五寸七分、廻長一尺四寸、上管長四寸五分、）白葛貳具（長各一尺八寸、下壺長四寸五分、廻一尺三寸、上廣六寸五分、）刺矢各卅隻（尺六寸八分、）

塗靫

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　烏漆靫一具（頭口並著鯨鬚、背著金銅作環兩具、洗皮帶執緒綬帶、○中略）赤漆桐木靫一具（頭口並著鯨鬚、背著金銅作環兩具、紫皮帶執緒綬帶、○下略）

靫雜載

〔新撰姓氏錄河內國神別〕襷多治比宿禰　火明命十一世孫、殿諸足尼命之後也、男兄男庶其心如女、故賜襷爲御膳部、次弟男庶、其心勇健、其力足制四十千軍衆、故賜靫、號四十千健彥、因負姓靫負、

〔本朝世紀〕仁平元年八月廿六日癸巳、今日大納言伊通卿並參議教長卿宅、檢非違使行向、懸靫木於門上、責申陵辱齋宮參院召使之濫行下手人云々、

○按ズルニ、勅勘ノ者ノ門ニ靫ヲ懸クル事ハ、尙ホ法律部責罪過篇勅勘條ニ在リ、

〔萬葉集三挽歌〕十六年（○天平）甲申春二月、安積皇子薨之時、內舍人大伴宿禰家持作歌

大伴之名負靫帶而、萬代爾憑之心、何所可將寄、

〔萬葉集二十〕追痛防人悲別之心作歌一首并短歌

麻須良男能、由伎等里於比氏、伊田氏伊氣婆、和可禮乎乎志美奈氣伎家牟都麻、〇中略

右二月八日〇天平勝寶七年兵部少輔大伴宿禰家持、

〔新撰字鏡革〕韇文六反、入盛矢器也、奈久比、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕箙 周禮注、箙、音服、和名夜奈久比、盛矢器也、唐令用胡籙二字、唐韻云、籙、胡籙、箭室也、

〔箋注和名類聚抄五征戰具〕新撰字鏡、靫韇同訓、夜奈久比、又見空物語俊景卷國讓卷、都保夜奈久比、見後撰集源善歌小序、按新唐書兵志云、人具弓一、矢三十、胡籙、横刀、礪石、大觿、氈帽、氈裝、行縢、皆一、此所引唐令蓋其事、本朝軍防令云、凡兵士毎人弓一張、弓弦袋一口、副弦一條、征箭五十隻、胡籙一具、大刀一口、刀子一口、礪石一枚云々、皆令自備、是因循唐制者、則知此所引唐令亦軍防令文、昌平本下總本、籙作錄、按籙與軍防令類聚三代格合、錄與類聚名義抄合、廣本作簶、與唐書合、日本後紀亦用簶字、按史記信陵君列傳作胡鹿、酉陽雜俎作胡盝、玉篇作胡籙、廣韻作胡簏、又作弧籙、韻會作胡簶、軍防令主税式同、集韻云簶韇並同、籙皆是假借、或後世諧聲、則此作籙作錄作簶皆通、

〔類聚名義抄八竹〕箶簏ヤナクヒ 箶簶同 箙簸或正、盛矢ヤナクヒ 箙ヤナクヒ 〔同八金〕胡錄ヤナクヒ

〔伊呂波字類抄也雜物〕箙ヤナクヒ、盛矢器也、音 弧籙 箶簏 韊 棚 胡籙已上同俗用

〔下學集下器財〕箙

〔運歩色葉集衛〕箙 〔同屋〕箶籙

〔易林本節用集也器財〕胡籙 〔同江器財〕胡籙 箙同

〔尺素往來〕伊與薩摩名誉之鏃、挾於箙房幷靫等、都合百腰、〇下略

〔愚得隨筆六弓矢〕逆面箙 矢立硯 愚按、箙ノ字、古ハ夜奈久比トヨム、中古ヨリ衣比良トハヨミ

シ也、其比ヨリ胡籙、箙ト二ツノ物ニナレリ、硯ヲ入シヲ箙トイヒ、硯ノナキヲバ胡籙ト云ナリ、

〔武器考證 一〕エビラト云モノハ、カヒコヲ養フテ、マユヲ作ラシムル器ナリ、〇中略狩箙ノ形、カノカヒコヲ養フ器ノ形ニ似タレバ、エビラヤナグヒト云シヲ、略シテエビラト云ヒ、又外ノ箙ヲモ、エビラト云ヒナラハセシナルベシ、詞ノ段々ニウツリ來レルナリ、

〔貞丈雜記 十一武具〕一箙の字をいにしへはやなぐゐとよみたり、源順が和名抄に見たり、ゑびらとよむは、後の世の事也、やなぐゐとゑびら形は違ひたる樣なれども、大體似たる物也、但つぼやなぐゐは別也、平やなぐゐはゑびらに似たり、

〔南留別志 三〕一やなぐひは、矢の笈なるべし、上總の國に、あらぐひといふ所あり、新笈とかくなり、

〔倭訓栞 前編五衣〕えびら　箙室に、えびらといふものも、簿に象りたるなり、左傳に房と見えたり、太平記に、平胡籙の箙とも見えたり、

〔段注說文解字 五上竹〕箙弩矢箙也、司弓矢曰、中秋獻ニ矢箙一、注曰、箙盛レ矢器也、以ニ獸皮一爲レ之、按本以ニ竹木一爲レ之、故字从レ竹、國語、檿弧箕服、韋昭曰、箕木名、服房也、小雅象弭魚服、皆假服爲レ箙、从レ竹服聲、房六切、古音在ニ一部一、周禮、中秋獻ニ矢箙一、經文仲作レ中、

〔段注說文解字 三下革〕鞬所ニ曰戢ニ弓矢一、左傳、左執ニ鞭弭一、右屬ニ櫜鞬一、杜曰、櫜以受レ箭、鞬以受レ弓、方言、弓謂ニ之鞬一、釋名、受レ矢之器、馬上曰レ鞬、鞬建也、言弓矢並建ニ立其中一也、廣韻曰、馬上藏ニ弓矢ニ器、从レ革建聲、居言切、十四部、韇弓矢韇也、方言、弓謂ニ之鞬一、或謂ニ之韇丸一、左傳服注云、冰櫝丸蓋也、後書南匈奴傳引ニ方言一、藏レ弓爲レ鞬、藏レ箭爲ニ韇丸一、廣雅韇弓藏也、韣矢藏也、皆與ニ今方言一異、按宋呼之曰ニ韇丸一、單呼之曰レ韇、士冠禮、筮人執レ筴抽ニ上韇一、注韇藏レ筴之器、今時藏ニ弓矢一者、謂ニ之韇丸一也、亦疑說文本有レ丸、淺人刪レ之、从レ革賣聲、徒谷切、三部、

〔延喜式 二十六主稅〕造ニ胡籙一口一料黑葛一斤、漆三勺、絲一分、緒料鹿革一條、長四尺廣五寸

〔武器考證 十一〕此ヤナグヒハ、ツヾラヲ以テ組タルモノト見タリ、ヤナギエビラノタグヒナルベシ、

〔飾抄 中〕一箭　箙　打任天所レ用、公卿蒔繪、或螺鈿非參議次將木地螺鈿、而近代多用ニ木地蒔繪、無ニ伏輪一、

大將用レ之、宿老之儀也、中院大理問答抄云、沃懸地、蒔繪、兩樣注レ之、但沃懸地ニ有二加點一、表帶　公卿蘇芳綾、次將蘇芳青相交綾、春紅梅地、青文夏青地、紫文秋黃地、青文好事之人如レ此用、但常ハ蘇芳青相交綾也、有二水精露一、或瑠璃有レ之、宿老之人無レ露云々、中院問答抄、蘇芳綾無レ露有二加點一、引二表帶一事　諸人所レ知、遠所等類也日吉春日行幸引レ之、而仁平二正三、或秘記曰、朝覲小六條院、隆長依レ爲二五位一結二表帶一云々、通方案、壯年五位次將、引二表帶一張レ弓歟、引二表帶一之時、或結レ箭、或結二箙上一、師鈎片鈎有二兩說一云々、隙寒薄樣　薄樣隨二老少一可レ有二用意一、打任テハ紅、神妙物也、大理白色紙、若檀紙云々、後緒　藍革紫皮共用レ之、打任テハ紫革用レ之、押二蝶小鳥貝一、吹反錦皮、用二櫨綾平緒一之時、劒裝束櫨皮者、箭後緒同櫨皮云々、頗不レ知二其故一、右府說也、

〔西三條裝束抄〕衞府具足　箙　公卿蒔繪、或螺鈿、非參議ノ次將、木地螺鈿、或ハ木地蒔繪ヲ用ユト見エタリ、裝束藍革錦革、多ハ紫革ナリ、平胡籙、木地螺鈿ハ、行幸ノ日每ニ用レ之、蒔繪ハ例幣行幸ニ用レ之、螺鈿ノ劒ヲ帶スル時モ妨不レ可レ有也、蒔繪螺鈿ハ、兩方ヘ通用ノ物也、壺胡籙、讓位節會等ノ警固ノ時、衞府ノ公卿以下帶レ之、但大將ハ壺ヲ負ザル由見エタリ、久安五年十月朔日、日吉ノ行幸ニ、三位中將兼良、平胡籙ヲ帶ス、紫檀地ノ螺鈿ノ箙也、○下略

〔世俗淺深秘抄下〕一雖二下臈一、衞府若輩、卷二白樺色色紙於胡籙一如二次將一、

〔令義解五軍防〕凡兵士、○中略每レ人弓一張、○中略胡籙一具、○中略皆令二自備一、

〔日本後紀十二桓武〕延曆廿三年十二月壬戌、勅牛之爲レ用、在レ國切要、負レ重致レ遠、其功實多、如レ聞無賴之輩、爭事驕侈、尤剝二斑犢一、競用二鞍韉一、爲レ弊良深、事須二禁絕一、自レ今已後、殺剝及用二鞍幷胡籙等之具一、一切禁斷、若有二違犯一、科二違勅罪一、主司阿容、亦與同罪、○又見二類聚三代格、政事要略一、

〔雅亮裝束抄二〕いくはんなをしにきぬをいだす事　大將のずいゐんなどの御ひんなどにめさるゝには、中もんにさぶらふが、のぼる所あり、やなぐゐをときて、たつるところあり、中門のうち

いらんをのぼる、つぼにても、やなぐゐにてもあるをば、中もんのらうのなかのおほきなるはしらによせかくるなり、これも太りたらんあしからず、

中少將のよろひきるやう　やなぐゐをおふ、うはおびはひくべし、ひかぬはつねのことなり、たゞのをりはうしろをば、うはてのかみよりこしてゆふなり、これはおびをさゝねば、たゞひらをのなかにあてゝゆふべし、

〔武器考證二十〕つぼにてもと云は、つぼやなぐひなり、やなぐひにてもと云は平やなぐひなり、

〔安齋隨筆後編十四〕胡籙負やう　一胡籙肩樣、山科家は羽の方を右にす、是矢は羽の方もて拔べければ也、高倉家は根の方を右にして前へ出す、是根をとりてぬくべければなりと云々、然れども堂上衆の胡籙矢がらみは堅くしてぬく事は、何れも成難し、其中にも山科の流は猶可とす、

〔道照愚草〕諸道具數書事　箙　一腰　尻籠　一腰

〔日本書紀十四雄略〕二十三年八月丙子、征新羅將軍吉備臣尾代、行至吉備國過家、後所率五百蝦夷等、聞天皇崩、〇中略乃相聚結、侵寇傍郡、於是尾代〇中略射死踊伏者二隊、二䕺之箭旣盡、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡祿四具著洗皮帶〇中略　白播磨胡祿四具並著洗皮帶〇中略　漆播磨胡祿九具並著紫皮帶〇中略　漆阿蘇胡祿三具並著洗皮帶〇中略　錦胡祿一具著紫皮帶〇中略　籐阿蘇胡祿一具著洗皮帶〇中略　樺阿蘇胡祿一具著紫皮帶〇中略

〔今昔物語二十六〕利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

利仁、實ニハ敦賀ヘ將奉ル也ト云ハ、五位〇中略然ル遠道ヲバ何カデ行ント爲ゾ、怖シ氣ニト云ヘバ、〇中略利仁、其ニテゾ胡籙取テ負ケル、

〔源氏物語二十九行幸〕右大將のさばかりをもりかによしめくも、けふのよそひ、いとなまめきて、やな

ぐゐなどおひて、つかうまつりたまへり、

〔湖月抄行幸二十九〕大納言の大將は、行幸の日は、弓箭を帶する也、大臣の大將は、行幸の日もやなぐゐは負ずして、隨身にもたしむる也、

〔狹衣一下〕門ひきいる、よりやなぐひなどおひたるもの、見もしらぬすがたどもしたるもの、かずしらずおほく、〇下略

〔康平記〕天喜六年〇康平元年十月十九日、殿〇藤原賴通御物忌也、帥中納言〇藤原經輔爲罷申被參、〇中略宮內卿、傳御消息、給馬三疋、裝束一襲、〇直衣劒一腰、〇納袋隨身胡籙六腰、裝束劒、〇左右馬頭兩人取之御馬、〇御隨身引之胡籙、〇諸大夫取之

〔宇治拾遺物語六〕今はむかし、信濃國に、つくまの湯といふところに、〇中略とし卅ばかりのおとこの、ひげくろきが、あやい笠きて、ふしぐろなるやなぐひ、皮まきたるゆみもちて、〇中略あしげの馬にのりてなんくべき、

〔續世繼六たびれのとこ〕白河院の殿上人にむさのさうぞくせさせて御覽じけるに、しげめ結の水干きて、やなぐひおひ給へりけるこそ、すぐれておはしけるにや、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〇康治二年八月、新院青海波を御覽じけり、恒代の不足に、武者所をめしたてられけるに、胡籙をおはざりけるをみて、舞人光時申けるは、白河院御時、此儀有しかば、武者所みな胡籙を負て侍き、今其儀なし、世の陵遲、ことにおきてかくのごとし、其後又此舞を御覽じける時には、武者所に仰て胡籙をおふたりけるは、光時が一言、上聞に及けるにや、光時に御馬をぞ給はせける、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

爰ニ義仲、赤地錦鎧直垂ニ、紅ノ衣ヲ重テ、石打ノ胡籙ニ紫威ノ鎧ヲ著テ、〇下略

〔源平盛衰記三十七〕景高景時入城幷景時秀句事

平胡籙

梶原、景時ハ心ノ剛モ人ニ勝、數寄タル道モ優也ケリ、咲亂タル梅ガ枝ヲ、箙ニ副テゾ指タリケル、蒐レバ花ハ散ケレドモ、匂ハ袖ニゾ殘リケル、

吹風ヲ何イトヒケン梅花散クル時ゾ香ハマサリケル、ト云古キ言マデモ思出ケレバ、平家ノ公達ハ花箙トテ、優也ヤサシ、ヽト、口々ニゾ感ジ給ケル、

〔太平記二十九〕小清水合戰事附瑞夢事

梶原孫六、同彈正忠、二人ハ、追手ノ勢ノ中ニ有テ、心ナラズ御方ニ被引立、六七町落タリケルガ、中略彈正忠ハ、偏ニ敵ニ紛レモセズ、懸入テハ戰ヒ〳〵、七八度マデ馬煙ヲ立テ戰ケルガ、藤田小次郎ト猪俣彈正左衞門ト二騎ニ被取籠討レニケリ、後ニアハレ剛者ヤ、誰ト云者ヤラン、名字ヲ知バヤトテ是ヲ見ルニ、梅花ノ一枝折テ、箙ノ上ニ著タリ、サテハ元暦ノ古、一谷ノ合戰ニ、二度ノ懸シテ名ヲ揚シ、梶原平三景時ガ其末ニテゾ有ラント、名ノラデ名ヲゾ被知ケル、

〔太平記二十六〕楠正行最期事

九國ノ住人須須木四郎トテ、強弓ノ矢ツギ早、三人張ニ十三束二伏、百歩ニ柳ノ葉ヲ立テ、百矢ヲハヅサヌ程ノ射手ノ有ケルガ、人ノ解捨タル箙竹尻籠箞ヲ掻抱ク計取集テ、雨ノ降ガ如ク、矢坪ヲ指テゾ射タリケル、

〔有德院殿御實紀附錄七〕小笠原備前、また舊家なれば、彼に命じて、箙をつくりて奉らしむべしと仰下され、これをも獻じければ、御旨にかなへりとて、引出物たまふ、

〔七十一番歌合下〕五十四番　右　箙細工

人心うけをかけをもきれはて、こしはなれたるふる箙かな

〔運歩色葉集比〕平箚籙

〔愚得隨筆六弓矢〕平胡籙　愚按、裝束ノ具也、平胡籙ハ別テ故實アリ、是又征戰ノ具ニアラズ、

〔五武器談平家物語〕平胡籙は、形箙に似たり、壺胡籙は筒の如し、

〔物具裝束抄〕一平胡籙事　羽　箟箭十六也、武者同落箭、　水精括筈、又波須トモ、　尻鏑二或七、號二持鏑一、　箙木地螺鈿、大臣大將用レ之、蒔繪螺鈿、但則旦、花族公卿將用レ之、　丸緒・蒔繪弓

一劒幷平胡籙裝束事有二說一、　常說、左近、紫革、右近、藍革、

〔後照念院殿裝束抄〕平胡六羽事　カブラヲ面ニ差、然而裏面ニ子ヲ成間、カブラニハ裏羽ヲハグ也、又弓矢不レ卷二紅梅檀紙一、只白檀紙也、但實ニハ、色紙ヲ卷之由、有二普賢寺殿仰一、　衣笠命云、平胡六羽近來大略不レ切シテ、ハグ、廣著故歟、

〔桃華蘂葉〕一衛府具足事　一平胡籙　木地螺鈿胡籙、紫革裝束、行幸日用レ之、蒔繪螺鈿胡籙は、蒔繪螺鈿と兩方通用、又行幸時帶之、蒔繪平胡籙、例幣行幸用レ之、帶二螺鈿太刀一時も、不レ可レ有レ妨云々、

〔安齋隨筆後編十二〕平胡籙ニ、鳥のカナ物付申候は、別のからみ方可レ有レ之と思召候段、實に不測に御座候、右之緒は一本からみと稱して、兵仗に用之時の搦方御座候よし、高倉家にも申傳へのみにて、からみ方は傳來無二御座一候由なり、故に常には右ノ鳥のカナ物付候緒は撤し置候か、或は根配りの板の中へおし入置候事に御座候、夫を近頃はこよりの搦をして、其上へ緒締にかけて結置して、事濟し置候、不審申候人、其傳を學候ものも、曾て心付無レ之也、不測に候、不審を蒙り恐入候、

〔年中行事秘抄正月〕諸節會之事　口傳略○中　中儀ト云ハ、卷纓平胡籙、小儀ト云ハ、卷纓壺胡籙、

〔江家次第九月九〕十一日小安殿行幸次第　出二御南殿一、略○中　左右大將立二南階左右一、平胡籙、淺履、公卿列二立櫻樹南廷一、西面北上、別當平胡籙、○中略　大將大臣、平胡籙、不レ著レ靴、白餘壺、　廷尉、平○或著二尻鞘一、

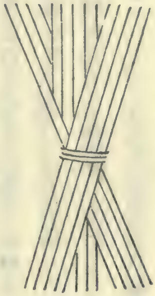
〔武器考證十六〕平ト云ハ、平ヤナグヒナリ、壺ト云ハ、壺ヤナグヒナリ、

〔吉部秘訓抄一〕一內裏燒亡時廷尉佐裝束事

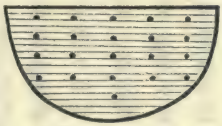
抑非常警固、可レ帶二狩胡籙一之由、見二裝束抄一、加之代々皆帶レ之、但兼二職事一出陣之時、帶二平胡籙一之由見二彼抄一、

雖須遂被例何年依何事警固之時被帯之由、詳無所見、又如二條佐抄者、衣冠之時可用之、束帯之時、可帯平胡籙云々、就之案之、大府卿爲職事、依著束帯被帯平胡籙歟、又平右金吾、行親長暦三年内裏燒亡之時、後日帯壺云々、延尉帯職事者、用壺有何難哉之由、見二條抄、但非常警固者、殊可専警衛、廷尉武備異佗也、不可依装束差別之由、廻愚案之上、狩胡籙可宜之由、左司郎、殊吐諷諫之詞也、臨時非常警固、可用狩胡籙之由、被載装束抄、全非其難、但訾訪先達、又可引勘也、天永三年五月十三日、高陽院燒亡之時、後日帯狩胡籙之由、見二條金吾記、曾祖父大府卿御抄也

〔安齋隨筆後編十五〕一平胡籙矢がらみの事



手前ノかた



クシカタを一トシキリ〳〵に入る也、如此まづ矢をさして、次に矢がらみの末を、左を右へ、右を左へ組通して、矢の筈のかた、兩方へひらくやうにして、

右のごとくならべて、次に又矢がらみの末を、矢のうしろの方にて、左を右へ、右を左へ引ちがひて、かすがひの外の方よりわなにして入て、鳥の金物に（コハゼにふとんばりなどのかじや、する心也かくりなまむろ事のごとし）次に蝶の金物つきし方の緒（矢がらみの末なり）を、矢の上へ引廻して（矢のうしろへ廻りたる緒へ引かけて、前へ矢がらみの末也、）うしろの穴を通し、次に蝶のなき方の緒を、四筋の糸に二筋ツヽ引わけて、中の所にて蝶をさしはさみ、その末を又うしろの穴を通す、次にうしろの穴より外へ引出したる、左右の緒を前に引出して、上差を（四スジノ中也）さして、上差の上をとけぬやうに、正面まん中にて結ぶ也、　紫革は、本法裹をうつ心にて縫くヽむる也、是は肩にかけべき料也、　丸緒は、前の穴の中の二ッの環を引通して、腰を

壺胡簶

めぐらしてまむる料也、

〔古事談 五 神社佛寺〕放生會、被ㇾ准ニ行幸之儀式ㇾ事者、延久二年始也、上卿大納言隆國云々、初年許ハ、壺胡簶、淺沓也、自ニ第二年ㇾ被ㇾ改ニ平胡簶靴沓ㇾ云々、

〔玉海〕治承四年五月三日甲寅、今日行騰鞍平胡簶等、大略調進之、 四日乙卯、此日右近府荒手結也、○中略 騎射物具○中略 平胡簶廿腰、黑漆、前後緒青革、胡簶黑漆、有ニ伏龍ㇾ金物、錦織立、矢賦等皆矢數、尻敷物、鏑矢六、尻螺鏑 各鷲羽、加乃シド リ小羽、 丸緒六尺、

〔吾妻鏡 九〕文治五年正月十九日庚戌、若君御方○賴家 結構風流ㇾ模ニ大臣饗儀ㇾ藤判官邦通、爲ニ有職ㇾ營ニ此事ㇾ而近衛司相交、平胡簶差樣、丸緒付樣、不ㇾ分明ㇾ之處、三浦介、預囚人武藤小次郎資賴、平氏家人、監物太郎賴方弟、彼箭事、得ニ故實ㇾ之由發言、

〔太平記 十三〕藤房卿遁世事

三月十一日ハ、八幡行幸ニテ、諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシ給ケリ、藤房モ時ノ大理ニテ坐スル上、今ハ是ヲ限ノ供奉ト被ㇾ思ケレバ、○中略 蒔繪ノ平鞘太刀ヲ佩、アマノ面ノ羽付タル平胡簶ノ簶ヲ負、○下略

〔易林本節用集 器財 津〕靫ツボヤナグイ

〔後撰和歌集 十八 雜四〕中將にて內にさぶらひける時に、あひしりける女、くら人のさうしに、つぼやなぐゐをひかけをやどしおきて侍けるを、にはかにことありて、遠き所にまかりけり、○下略

〔枕草子 三〕にげなきもの さうぞくし、つぼやなぐひおひたるずゐじんの出いる、いとつき〳〵し、

〔愚得隨筆 六 弓矢〕壺胡簶 愚按、裝束具也、俗ニ隨身簶ト近世云、衞府具足ニシテ、征戰ノ具ニアラズ、

狩胡籙

〔江家次第九月九〕十一日小安殿行幸次第　大將大臣(平胡籙不著靴、自餘壺)廷尉(平、或著尻鞘、)檢非違使別當ハ、不負壺云々、(治承五正三、右大將頁通、)

〔桃華蘂葉〕一衞府具足事　壺胡籙　讓位節會等警固時、衞府公卿帶之、但大將、檢非違使別當ハ、不

〔達幸故實抄三〕一行幸間事　永萬元七五日、御卽位擬侍從也、仍參著陣、(依爲警固、負壺取弓著座、)

〔助無智秘抄〕賀茂祭　六位　還日　垣下藏人行事ナラビニ二臈等ナリ、裝束位袍、黑半臂、蘇芳下重、浮文ノハカマ、衞府勤仕ノトキハ、タチヲハク、ケビキシハ平劒、(革緒)裾長ハ細劒、(丸緒)壺胡籙、弓、於胡籙者、廷尉裾長、タヾオナジコトナリ、

〔水左記〕治曆四年五月十日、晚頭參關白(○藤原教通)御許申云、近來警固、而非違別當可著平胡籙歟、又可著壺胡籙歟如何、答云、中院幷八省行幸時、著平胡籙、只警固之時者、可著壺胡籙者、下官依關白命、著壺胡籙參內、同十三日於宇治殿(○藤原賴通)所右府(○藤原師通)語云、一日申殿下給、胡籙如何、殿下被仰云、檢非違使別當、不著壺胡籙、相尋可被著者、下官申云、令申後遲承御返事、仍隨關白命、所著壺胡籙也、自是後然者可著平胡籙也、

〔山槐記〕治承三年十月廿五日己酉、今日中納言中將(師家)拜賀云々、(○中略)隨身四人、兼清男、敦景男、貞弘男、敦景嫡男(件男殿下御隨身也、今一人同被召加之、)褐衣、白狩袴、負壺(○褐衣、冠緌、杏用私物、)

〔新儀式四臨時上〕行幸神泉苑覽競馬事　左右近衞陣列(中少將、著缺掖袍弓箭等、五位著後鞘、六位已下著褐衣狩胡籙壓巾等也、)

〔次將裝束抄〕行幸　隨身　狩胡籙、葈壓巾、

〔江家次第二十〕賀茂詣(○關白)　其行列次第、先御隨身十四人、(中略)褐衣、狩胡籙、

〔左經記〕寬仁三年九月廿七日庚辰、入道殿御受戒、令下向南京、御供人々、(○中略)左大將、中宮權大夫、乘馬被候、(大將幷次將等隨身、著狩胡籙、)

〔吉部秘訓抄一〕一內裏燒亡時廷尉佐裝束事　仁安二九廿七、同記(○藤原經房)云、欲就寢之間、南方有火、

竹箙

柳箙

之由聞之、〇中略 廿八日、先參二殿下一、卷纓、具二狩胡簶一、黑漆弓、有二弦卷一、腰宛等一、

〔山槐記〕治承四年三月四日丙辰、今夜新院、〇高倉 遜位之後、始有二御幸土御門亭一、〇中略 行列〇中略 次御隨身褐衣、具二狩胡簶一、藁脛巾〇中略 次下﨟御隨身狩胡簶脛巾〇中略萬 次檢非違使源光長六位冠狩簶白褶

〔長門本平家物語十五〕妹尾太郎申けるは、〇中略 御方に心ざし思まいらせんものどもは、兼康に付て、木曾を一矢いよやと、山びこ木玉のごとくに留て通ければ、〇中略 狩。う。つ。ぼ。に、さび矢四五さいてかきをひ、ゑびらにかりまた五六さいて、かきつけたる物、あなたこなたより、二三百人ばかりあつまりにけり、

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建久元年 十二月一日辛巳、右大將家〇源頼朝 御拜賀也、〇中略 路次行列〇中略 次番長秦兼平左府生也、依二清撰一被レ下レ之、白狩袴、壺脛巾、負二狩胡簶一、

〔曾我物語一〕おほみやはたがいとうをねらひし事

すけつね〇工藤 が二人のらうどう、おほみやはた、〇中略 をの〳〵かきのひた、れに、おゝやさしたる、た。け。ゑ。びらとりてつけ、〇下略

〔愚得隨筆六弓矢〕竹箙　狩箙　愚按、竹箙狩箙一物也、古キ竹箙見タリキ、全體竹ニテ作ル、古代ノモノナレド略制ナリ、

〔平家物語八〕せのおさいごの事

びせん備中備後三がこくの兵共、〇中略 せのおにもよほされて、〇中略 山うつぼ高。ゑ。び。ら。に、矢共少少さし、かきおひ〳〵つがふ、其勢二千餘人、せのおがたちへはせあつまる、

〔五武器談平家物語〕高箙は、高の字假字也、竹ゑびらなるべし、是も箙相成事をいふゆへ、竹の筒を、つぼやなぐひのやうにこしらへたるを云なるべし、

〔七十一番歌合下〕五十四番　右　箙細工〇中略 さかづらかなくて、柳。ゑ。び。ら。にする

〔武器考證十一〕此詞の意は、さかづらにすべき皮がなきによりて、柳箙を作るといふ事なり、柳とは蒲柳なり、柳行李にする柳なり、

〔愚得隨筆弓矢六〕蒲柳箙　愚按、葛ニテ作ル也、是ヲ蒲柳箙ト云、蒲柳ナギト訓ズ、コリニスル、フジナリ、上古ハ葛ニテツクリシト見ヘタリ、和州大安寺藏ニ、神功后皇ノ物ナリトテ蒲柳箙アリ、今ノ制トハ少異ナリ、

漆箙

〔節抄中〕一箙　諒闇箙　保元元、或秘記曰、黑漆箙、無文青革裝束、箭多波細、以鈍色絹押之、普通押錦之所也

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事
寺法師ハ、筒井ノ淨妙明春ト云者アリ、〇中略黑塗ノ箙ニ、塗箆ニ黑ツ羽ヲ以テハギタル矢ヲ、廿四差タルヲ頭ダカニ負ナシ、〇下略

〔貞丈雜記十一武具〕一下總國鹿島郡香取明神の寶藏に、上古の箙あり、黑ぬり箙也、矢たばねの革もなく、かうしもなく、矢くばりの簀もなし、是は組緒にて矢をあみ卷て矢をもり、同組緒にも矢たばねをする也、太平記に、矢たばねといて、おしくつろげとあるも此事なり、此箙に矢がらみ矢たばねしたる體、古代の繪師のかきたる武者の負たる箙の繪と一同なる形也、箙のつるに矢たばねの革をまつけ、かうしを付て、矢くばりの簀などを作るは、矢がらみむつかしき故、其代りに中古以來作爲したる物也、高忠の狩詞記の征矢のさし樣の圖を以て考れば、京都將軍の比は、はや矢くばりの簀出來し也、

逆頰箙

〔運步色葉集佐〕逆頰

〔易林本節用集左器財〕逆頰箙

〔七十一番歌合下〕五十四番　右　箙細工
ねやのうちに枕かたぶけながむればさかづらにこそ月もみえけれ

〔貞丈雜記十一武具〕一さかづら箙の事、さかづらとは逆頰と書く也、古は大將は重籐の箙を持、逆頰の箙を負也、さかづらの箙、一名式正の箙とも云、本式の箙と云事也、さかづらは古代の箙にて、今は世に絕て知る人少し、さかづらは色々の箙の元祖也、古熊の逆頰、猪の逆頰とて二品あり、熊の毛皮にて包たると、野猪の毛皮にて包たるを云、此二ッの獸の皮を用る事、二つともにいきおひはげしくつよき獸なるゆへ、軍陣にははげしくつよきを好む事なれば用之也、○中略さて此箙をさかづらと名付る事、逆とは毛のさかさまなるを云、毛の頭さかさまに立つ故也、毛は下へはえさがるを順とす、毛の上へ向ふは逆也、頰とは箙の頰也、頰とは兩の旁を云也、人の顏にても正面は顏也、兩の旁をば頰と云、頰はほうの事也、俗の詞にも、ほうは、つらといひ習したる也、此箙正面の皮の毛、左右にわかれて、すぢかひに左右の旁に向ひ、左右の旁の皮の毛は直に上にむかひ、正面左右ともに毛さか立故、さかづらと云也、

〔後照念院殿裝束抄〕小隨身胡六事　仰云、如小隨身用逆顏(サカヅラ)僻事歟、可用葛歟云々、仍弘安十年朝覲行幸之時、三位中將タヽノ隨身ニ用葛、隨身等云、餘家者用葛、執柄家自小隨身時用逆顏之由、信範卿注之、猶可爲逆顏也、後日見信範卿記、六條殿普賢寺殿々上人ノ間ハ葛、公卿以後逆顏也、但少將拜賀被用逆顏、是殿御隨身箙被借渡由也、敎經卿云、粟田口大納言入道記ニ普賢寺殿仰トテ、殿上人程用葛、公卿已後逆顏云々、

〔隨兵日記〕一大將、先よろひひたゝれに、我家の紋をぬひものに織付著すべし、○中略次に中門に打て出て太刀をはき、次に廿五矢に、切符又大中黑の羽の付たる矢をおふべし、但ゑびらはさかづらゑびらたるべし、一おひ征矢は、廿五矢本たるべし、又は廿矢も、十六矢も有べし、ゑびらの事は、ゐのしゝのさかづらゑびら本たるべし、但廿矢十六矢の時は、つねしきの箙たるべし、

〔隨兵次第〕一箙の事さかづら箙白藤をつかふ、隨兵の時、此箙ならでは不用事也、

〔成氏年中行事〕一公方樣御發向事、○中略御弓滋籐、御征矢切符、或中黑、御○箙○逆○頰○、御上帶赤シ、

〔貞丈雜記十一武具〕一逆頰箙の負樣、箙を背の右の脇におしあて、ゝかけ緒を左の肩の上より前へ取り、それを右の脇の下へとりて、うけ緒に通して、右の脇に結ぶ也、(かけ緒の端二筋あり、一筋をかけ緒にかけて結ぶなり、)如此負ふ時は、つる卷は左の肩の所より後へ下る也、扨白布を十德の帶のごとくたゝみて、箙の手の下の方にかけて、腰にゆひ付る也、(鎌倉年中行事に、御箙逆頰御上帶赤と有、上帶赤なとも用べし、但是は組緒なるべし、)

〔義經記五〕忠信よし野山の合戰の事

たけ六尺ばかりなる法師の、きはめて色くろかりけるが、○中略さ○か○づ○ら○ゑ○び○ら○、矢くばり尋常なるに、○下略

〔有德院殿御實紀附錄五〕右衞門督宗武卿、○中略同じ年○享保十七年八月三日には、古制をもてつくられし逆頰箙を賜はる、

差箙

〔貞丈雜記十弓矢〕一差箙、弓法私書に云、箙にさかづら箙、さし箙、かり箙と云あり、さかづら箙本なりと見えたり、さしえびらと云は、板にて筥の如くさし、ざつとうるしにてぬぐひ、すみ〳〵は黑くきちやうめんをとりたる也、

革箙

〔貞丈雜記十弓矢〕一革箙、射御拾遺抄に云、えこ革ゑびらなどは略儀也とあり、公方樣御成次第に云、箙皮ゑびら略儀なり、さかづらゑびら本也、かわ箙と云はなめしにてつゝみたる迄也、さかづら箙と云はゐの皮をかくる也と見えたり、革箙といふは、箙の方立をなめし皮にてつゝみたる也、

胡籙箭數

〔桃華蘂葉〕一衞府具足事　箭　水精筈、鷲羽をはぐ、以紅梅紙若白紙卷之、箭數、○中略壺胡籙には七筋云々、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡祿十四具(中略)二具、各納鵰尾羽筑紫加理麻多箭十○隻、牛角哢白括(中略)一具納鵰尾羽筑紫加理麻多箭十○隻、鹿角哢、一具納染鵰尾羽筑紫加理麻多箭八○隻、鹿角撥鏃哢鐵鏃之、鵰尾羽鹿角久琥理一隻、

〔平治物語一〕源氏勢汰事

右兵衞佐賴朝、○中略十二差タル染羽ノ矢負、重藤ノ弓持テ、○下略

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具

白阿蘇胡簶十四具(中略)一具納二鵰羽箕紫加理麻多箭十隻、鹿角哮、鷹羽鹿角伊多都伎五隻、一具納二鵰尾羽箕紫加理麻多箭十隻、鵰羽木哮一隻、白羽木哮一隻、雉羽鹿角哮一隻、○中略

漆阿蘇胡簶一具(中略)納二玉虫飾雕尾羽箕紫加理麻多箭十隻、(中略)鵰尾羽久流理二隻(中略)鷹羽紅鶴羽交鹿角伊多都伎二隻、(中略)雉羽麻々伎二隻、

〔物具裝束抄〕一平胡簶事

箟此箭十六也、內落箭、

〔參考保元物語二〕新院左府御沒落事

京師本、杉原本、半井本、並云、抑爲朝、此軍ニ廿四差タル矢二腰、十八差タル矢三腰、十六差タル矢三腰ヲ負ケルガ、十六以下至此、京師本不出而云、九ツ指タル矢一腰射タリケルガ云々、半井本云、爲朝、此軍ニ矢三腰テゾ射タリケル、二十四指タル矢一腰、十六指タル矢一腰、九ツ指タル野矢一腰、其內義朝云々、義朝ノ兜ノ星ヲ射削リタルト、大場ガ膝節射切タルト、二筋ノ矢ナラデハアダ矢ハナカリケリ、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

唱渡邊氏ハ、○中略十六指タル、大中黑ノ矢ノ表ニ、水破兵破ト云鏑矢、二ツ差、○下略

〔保元物語二〕白河殿義朝夜討被寄事

山田三郎伊行ト云ハ、○中略十八差タル染羽ノ矢負、塗籠藤ノ弓持、○下略

〔內宮長曆送官符〕神財貳拾壹種

錦靫貳拾肆枚○中略

刺箭肆百捌拾隻枚別廿隻

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具

白阿蘇胡簶十四具(中略)一具納二染鵰尾羽箕紫加理麻多箭十隻、(中略)鵰尾羽小腹深箭十隻、

〔桃華蘂葉〕一衞府具足事

一箭　水精等、鷲羽をはぐ、以二紅梅紙若白紙一卷之箭數、平胡簶には、おとし矢迄廿一筋、○下略

〔平治物語二〕義朝敗北事

井澤四郎宣景ハ、廿四差タル矢ヲ以テ、今朝ノ戰ニ、敵十八騎射テ落シ、今ノ合戰ニ、能敵四騎射殺シタレバ、箙ニ二ツゾ殘リタル、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　白阿蘇胡祿十四具（中略）一具納鷹羽箕、紫加理麻多箭十隻、（中略）鷲羽箕、紫加理麻多箭十隻、（中略）雉羽伊多都伎七隻、

〔內宮長曆送官符〕荒祭宮料　靫三具　刺矢各三十隻

〔今昔物語二十五〕平維茂罸藤原諸任語第五

餘吾（○維茂）出立トテ、（○中略）征箭三十許上指雁胯二並指タル胡籙ヲ負テ、手太キ弓ノ、革所々ニ卷タルヲ持テ、（○下略）

〔保元物語一〕新院御所各門々固事附軍評定事

爲朝ハ、（○中略）三十六差タル黑羽ノ矢負、甲ヲバ郎等ニ持セテ步ミ出タル體、（○下略）

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　烏漆靫一具（中略）納白黑交羽骨鏃箭四十隻、

〔今昔物語二十八〕東人通花山院御門語第三十七

年卅餘許ノ男ノ、（○中略）節黑ノ胡籙ノ鴈胯ニ、並征箭四十許著タルヲ負タリ、

〔令義解五軍防〕凡兵士、（○中略）每人弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、征箭五十隻、胡籙一具、（○中略）皆令自備、

〔東大寺獻物帳〕御箭壹佰具　烏漆靫一具（中略）納鷹羽麻利箭五十隻、（○中略）白阿蘇胡祿四具（中略）各納上野箭五十隻、

〔三代實錄二十六清和〕貞觀十六年九月十四日己亥、檢非違使起請五條、（○中略）其四、應減定諸衞府舍人胡籙之箭數事、案右所行、准於令條、兵士之箭數、以五十隻令盛於一箙、而今人力微弱、難帶五十隻、勘責不肯准行、或乃二十隻已下十隻已上帶之、非常之備、豈容如斯、誠是科責無所重、人心不甘服之所致也、望請尋常平懷之時、以三十隻爲定、令便於帶著、但節會行幸、及臨時警固之日、依法滿於五十、不令武備欠乏、（○中略）有勅依之、頒下所司、

〔玉石雜志後編三〕五十隻は、一胡籙の定數たる事、大寶の初より貞觀の末に逮て百七十餘年、更

に變革なしと知らる、但東大寺現存、天平舊物の鏃、重さ十四錢五分より六七錢に及び、幹の重さ五錢四五分に至る、以て五十箭を校るに七百錢に及び、胡籙の重さを加へて、既に一千錢に近し、帶難きと云も理なきにあらず、

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、○註略箭四具、一具角太伊多都伎、一具角細伊多都伎、一具木太伊多都伎、一具麻々伎、各五十隻、爲一具、

〔內宮長曆送官符〕月夜見宮　神財拾陸種　靫六具刺矢各六十隻

〔奧州後三年記下〕ことつはものいできて、えびらより金ばしをとり出し、舌をはさまんとするに、千任歯をくひあはせてあかす、

〔倭名類聚抄十五鍛冶具〕鐵鉗カナハシ　漢語抄云、鐵鉗、加奈波之

〔長門本平家物語八〕三位入道、○源頼政今はかうござんなれとおもひて、らうどうどもに、ふせぎ矢ゐさせて、自害せんとしけるが、ゑびらの中より小硯取出して、つりどのゝはしらに、かくぞかきつけられける、

むもれ木の花さくこともなかりしにみのなる果ぞあわれ也ける

〔源平盛衰記二十九〕新八幡願書事

覺明、馬ヨリ下リ、木曾仲○義ガ前ニ跪テ、箙ノ中ヨリ矢立取出シ、墨和、筆染、疊紙ヲ押開テ、古物ヲ寫ガ如ク、案ニモ及バズ書之、

〔長門本平家物語十四〕薩摩守忠度は、當世隨分の好士なり、其比皇太后宮大夫俊成卿、勅を承て、千載集をえらばれけり、忠度乘かへ四五騎が程あひぐして、四づかの邊より歸て、彼俊成卿の五條京極の宿所の前にひかへて門をたゝかせ、○中略えびらの中より百首のまき物をとり出して、門より內へなげ入て、忠度、今は西海の浪にしづむとも、此世におもひをく事候はず、さらば入せ給へとて、涙をおさへて歸にけり

胡籙名所

〔八水隨筆〕忠度のゑびら、加州侯にあり、先年その圖を後藤閑乘、見せられしが、よのつねのとはこと替りて見ゆ、

〔源平盛衰記三十五〕範頼義經京入事
御曹司、○源義經、中略、矢立ノ硯ヲ取寄テ、宇治川先陣ト剛者トヲ、次第明々ニ註シテ、鎌倉殿ヘ見參ニ入ベシト被仰ケレバ、軍兵各勇ヲ成テ抽忠トゾ色メキケル、

〔長門本平家物語十六〕忠澄、○岡部首を太刀のさきにつらぬきて、此首を名のれといひつれども名のらず、たれ人やらんと思けるに、ゑびらに卷物一卷さゝれたり、これを取出し見けるに、旅宿の花と云題に、
行くれて木下かげをやどゝせば花やこよひのあるじならまし、とかきて、おくに薩摩守とかかれたりける程にこそ、忠度とはしりたりけれ、

〔太平記二十六〕四條繩手合戰事附上山討死事
和田楠ガ勢、百餘騎討レテ、馬ニ矢ノ三筋四筋射立ラレヌハ無リケレバ、馬ヲ蹈放テ、徒立ニ成テ、トアル田ノ畔ニ後ヲ差宛テ、胡籙ニ差タル竹葉取出シテ、心閑ニ兵粮仕ヒ、機ヲ助テゾ並居タル、

〔平家物語七〕木曾のぐはん書
覺明、○中略ゑびらのほうだてより、小すゞりたゝうがみ取出し、木そ殿の御前にかしこまつて、願書をかく、

〔平義器談平家物語〕一ゑびらのほうだての事　ほうだてといふは、箙の下の箱の所の事也、方立とも鋒立とも書なり、平家物語に、ゑびらのほうだて打たゝき、ときをどつとぞつくりけるといふも、箱の所を打たゝきて音を發するなり、又同物語に、箙のほうだてより、小硯たとう紙とり出しとあるも、箙の箱の所、矢のうしろに押はさみ置たる小硯疊紙を取出したるなり、近世

製作の箙に、引出しの箱を仕込て硯を入るもあり、又梅干を入て、箙の梅とは此事なりなどいふ妄說あり、古製の箙に引出しの箱を仕こむことなし、武田信豐が箙の梅に、引出しの箱あり、古製とは異也、

〔貞丈雜記 武具十一〕一箙にほうだてと云所あり、鋒立と書也、鋒はきつさきといふ字也、是は矢の根をさす所の箱のやうなる所を云、

〔平家物語 七〕くりからおとしの事

からめての勢一萬よき、〇中略ゑびらのほうだて打たゝき、ときをどつとぞ作りける、

〔雅亮裝束抄 二〕うはおびをひくこと

いたつき〇平題箭にからみて、ゑものむすびたるをときて、いたつきにはからみながら、ながきかたをうしろに、ひらをのうへにひきまはして、まへにひらをのうへにかたかぎにゆふなり、うはおびのすそにつゆつけたるを、ひらをのすそにひとしくせよ、みじかくばちからなし、又うしろよりひきまはして、もとのいたつきのもとにむすぶ事もあれども、それはわろし、

〔後照念院殿裝束抄〕胡籙丸緒事　冬忠公云、板突冑一ッ纏テ、宛二平緒一半引廻、結二前方一不レ垂レ末、插レ帶宛二平緒、半引タレバサガリテ見、同卿自二半上一引二廻之一、〇中略　仰、平胡六羽、是等ニハ切テ用レ之、仍テ細キ也、餘人ハ不二切用一之云々、仍廣キ也、行纏云、此邊ニハ切テ用レ之、仍鼻ツキニハク也、弓ニ卷二紫組一事、端ハ繁ク、中程ハマバラニ卷也、イカニモ解也、衣笠內府ハ、解ザル樣有也、ソクヒナド付ハ無下事也云々、

〔西三條裝束抄〕衞府具足　表帶丸緒トモ云　公卿蘇芳絲、次將蘇芳青ヲ相交也、春ハ紅梅地、青文夏ハ青地、紫文秋ハ黃地、青文好事人如レ此用之、但常ハ蘇芳青相交絲也、水精或ハ瑠璃ノ露アリ、宿老ノ人ハ露ナシト見エタリ、遠所行幸ノ時、上達部次將、野劍ヲ帶スル時、表帶ヲ引、五位次將ハ、必是ヲ結、舊記ニ、表帶ヲ結トモ引トモアリ、同事ト見エタリ、　右劍平緒玉帶弓箭沓以下著用、先例品々

是アリ、事繁ニヨリテ、略シテ記侍ラザル也、

〔世俗淺深秘抄上〕一行幸日、次將曳表帶事、不論公卿四位五位、如春日日吉行幸時曳之、大將帶野劒時曳之、五位必曳表帶云々、然而必不然、

〔次將裝束抄〕行幸　遠所行幸、平胡籙曳表帶丸緒也、但八幡行幸、猶不曳之、南京之時曳之、

〔桃華蘂葉〕一衛府具足事　丸緒　蘇芳緂上達部次將、遠所行幸、帶野劒の時、引丸緒云々、舊記結表帶ともあり、同事なり、五位次將必結之云々、

〔隨兵日記〕矢に付る上帶の事、紅たるべし、長さ八尺計にすべし、たばね樣、矢の付樣、口傳あり、

〔隨兵次第〕一征矢を負、其後征矢のうはおびをひくといふ、然といへども、當家にはうはおびをもたゞ箙に付ておくべし、ことなるくわゑよくの儀也、武田も同前、

〔貞丈雜記十一武具〕一箙の上帶の事、三儀一統、布衣記、武田信豐箙の圖などにも見えたり、箙に矢をもりて負ふ時は、上かぶきになりて、えびら打かへりかたぶく物也、依之上帶をすれば、箙打かへる事なし、上帶は長サ壹丈の組緒を二ツに折て、箙のうしろよりあてゝ、わなの方を五寸程出して、箙のつるのつけぎわに單にむすびつけて、今一方のつるにも其餘りを單に結び付て、其緒をうしろ腰に廻して、弓手より前へ廻して、五寸計のわなをば、右の腰脇へとりて、弓手より廻したる緒を一すじわなへ入て、右脇にてかたわなに結て、結あまりを、いくつもわなへくゞらせて、三ツ打にしておく也、初上帶を二ツに折時、緒の端を片方は一尺計短くして箙に結付る也、公家の隨身は、白布を細く疊みて上帶にする事もあり、布衣記に見えたり、上帶は、ゑびらの緒の事にはあらず、ゑびらの緒ばかりにては、箙かたぶく故、上帶を用る也、

〔今昔物語二十五〕源宛平良文合戰語第三

宛、亦取テ返シテ、良文ガ最中ニ押宛テ射ルニ、良文箭ニ違テ身ヲ口ル時ニ、腰宛ニ射立テツ、

〔武器考證 二〕腰當トハ、箙ノ腰當ナリ、布ヲタヽミテ箙ニカケテ腰ニ結ブナリ、卽箙ノ上帶ナリ、

〔吉部秘訓抄 一〕一內裏燒亡時廷尉佐裝束事

仁安二九廿七同記〈藤原經房〉云、〈中略〉廿八日先參殿下、〈卷纓、具狩胡籙黑漆弓、有弦卷腰當等、〉

〔吾妻鏡 十〕文治六年〈○建久元年〉九月十八日己巳、佐々木三郞盛綱、俣野簡一腰進上、御上洛料也、〈○中略〉又飯富源太宗季、〈改宗長〉作獻箙、〈○〉同歷御覽之處、重端革逆也、令問其由緖給、宗季答申云、是故實也、以赤革令重于表者、頗相似平家赤旗赤標也、重于下之條可然歟云々、又居蛇結文於腰充、〈○〉其風情殊珍重也、旁御感之餘、向後重端可爲此儀、次蛇結丸、可爲宗季手文之由被仰含云々、

〔武器考證 十二〕按東鑑ノ印板ノ本ニ、簇ノ字ヲ用タリ、或書、此文ヲ引タルニ、箙ノ字ヲ用ヒタリ、簇ハ寫誤ナルベシ、下文ニ腰充ノ事見タリ、是箙ノ腰充ヲ云也、然レバ箙ノ字ヲ正トスベシ、端革トハ、逆頰ノ箙ニ猪皮ヲ張リ付テ、其皮ノ端ニ、赤革ニテ緣ヲ取ル也、常ニハ赤革ヲ細ク裁テ、方立ノ〈箙ノ所ヲ云〉角々ニ表ヨリキセテ、ニテ打付テ、猪皮ノ端々ヲ押ヘタルベシ、宗季ハ猪皮ノ下ヘ赤革ヲ入テ、赤革ヲ少シ猪皮ノ端ヘハミ出サセテ、猪皮ヲ上ニシテ鋲ニテ打付タルベシ、腰充ハ、箙ノ腰充也、箙ノ上帶トモ云、箙ニ矢ヲ盛リテ、ウケ緖カケ緖バカリニテ負ヘバ、箙上カヅキニナリテ倒ルヽ也、依之上帶ヲ方立ニ掛テ、腰ニテ結ブ也、其腰當ハ、白布ヲ四ツニタヽミテ用ル也、夫レニ蛇結ノ丸ノ紋ヲ書タル也、蛇結ノ丸トハ、今ノ世ニ渦卷ト云紋ナルベシ、蛇ノムスボヽレタル形ニ似タリ、〈腰充ニ組緖ヲ用ルコトモアリ〉又腰充ト云ニ品々アリ、引敷ノ事ヲ云、腰當ト云腰ニ付ル物ナレバ也、又近世甲冑著テ大小刀ヲサスニ、革ヲ飯櫃形ニ切テ、ワナヲ付テ、其ワナヘ大小刀ヲサシコミテ、緖ヲ付テ腰ニテ結ブ、是ヲモ腰當ト云也、是長キ刀ヲ拔ニハ、拔カネテ惡キ物ナリ、腰當ト云物ヲ一ツ物ト思フベカラズ、〈刀ノ腰當ハ、古ハナキモノナリ、〉

〔湯土問答 二〕腰當　上帶　ひた事　西宮記ニ觿腰ト言テ、コシアテト讀候モノハ、雲客鷄餇ノ裝

東ニテ、イカナルモノニヤ、强テ不ㇾ考、今昔ニ渡邊綱ガ父宛ガ腰當ト云モノ、東鑑ニ飫富ガ奉リシ箙ニ腰充ヲ添ヘシ事、庭訓往來ニ箙胡籙各腰當ヲ相具ト云者、皆箙ヲ附ル帶ナリ、此コシアテノ名、元弘頃ヨリ廢テ、是ヲ上帶ト唱フ、元弘ヨリ前永仁ニ齋藤助成ガ記ニ、箙上帶ノ製、金ノ平皮ヲ附、調度掛ノ上帶ハ、白布ヲ十德ノ帶ノ如ク平グケニスルト書タレバ、其時已ニ上帶ト唱タリ、其後京都將軍ニ及テハ、三義一統ニモ上帶ト注シ、尤延德隨兵記ニモ、征矢ヲ負フ上帶ヲヒタトモ云、當家ニハ上帶ヲタヾ箙ニ附置ベシトモ見エタリ、小笠原隆元入道ノ傳ニ、上帶ノ方料タカバカリ八尺、太サ大指ノ程タルベシ云々、又曰、此上帶ヲ箙ノ大緒ニ通シテ、箙ヲ可ㇾ附トモ見エタリ、

〔續古事談五諸道〕白河院位の御時、三井寺の大衆おこりたりける頃、八幡行幸ありけるに、宣旨にて下野前司義家つかうまつりけるに、本官なきものにて、殿の前駈をぞしたりける、還御の時、束帶をぬぎて、衣冠にて胡籙おひて、御輿ちかくさぶらひけるに、やなぐひのうしろをゝば、こしのうへよりひきまはしたりけるをなん、みる人いみじとほめける、

〔武器考證八〕按ずるに、箙の後緒を肩に掛て負へば、箙の尻は腰ぼねの通りに當るなり、是は行列などの時、如ㇾ此なるべし、只今弓射んとするには、肩に掛たる後緒をはづして、腰の上に引まはし結べし、如ㇾ此すれば箙下りて、矢をぬき出すにぬきよきなり、右にいへる所、山と三井寺の大衆のおこりたる時なれば、はやく矢をぬき出さん爲に、箙をこしのもとにさげて負て供奉したる也、其用心をほめて、見る人いみじといひたるなり、

〔運步色葉集滿〕間塞。

〔西三條裝束抄〕衞府具足　間塞薄樣　尋常妻紅ヲ用、大理ハ白色ノ紙、若ハ檀紙ヲ用ユト見エタリ、

〔桃華蘂葉〕一衞府具足事　間塞　薄樣也、妻紅、

〔武器考證四〕間塞ハ、平胡籙ニスルナリ、壺ニハセズ、

〔下學集器財下〕空穗

〔運步色葉集字〕ウツボノ事 箙 篭 靫（山谷詩、倒收靫運的、聚分韻云、靫矢室也、） 窜 箕 筵 竿 箙 空蒲 空穗 右壺 雨壺 右局 宇津保（假名可然之） 間云、塞種、矢賦、楊枝形、請緒、懸緒、待緒、蜻蜓落（此穴十二在之、蒲戸、） 昔八幡太郞義家、對治貞任宗任時、筆家藏矢、爲令敵不見矢種盡也、此軍十二年而終、表之十二穴在之、昔靫無之、靫一ツ二ツト云也、此時始造也、一種二種ト不云也、

〔大的體拜記〕一射手方文字 靫 空穗 鞴

〔增補下學集器財下二〕虛蒲 空蒲（同上） 矢室（同上） 篗（同上） 箜靫（同上） 羽壺（同上）

〔尺素往來〕伊與薩摩名譽之鏃、挾於箙房幷靫等、都合百腰、（○下略）

〔武器考證目錄上靫部〕靫ハユギトヨム、俗ニウツボノ字トスルハ非ナリ、

〔塵添壒囊抄三〕靭事 ウツボト云字ハ何ゾ、此字已來ノ沙汰也、尻籠鏃常ニ用フ、同體ノ物ナレ共、日本ニテ構出ス物ニヤ文字不慥、爰ニ楠多聞兵衞正成、アマタノ字ヲ作ル、一ニハウ冠ノ下ニ川ノ字ヲ書テ、下ニ平木ヲナスト云、寀、是只片假名ノウツボ也、一ニハ竹冠ニ賦ト云字ヲ書ト云、箙、是竹ニテクム故、矢賦ト云物竹ナルガ故ト云也、慥ナル字モ無ガ故ニ、太平記ニモ、色々ニ書用ユ、或ハ鞬、或ハ箇又ハ箳ト書テ、共ニウツボトヨメリ、箳ハヤガラ也、其便ニ依テヨムカ、

〔倭訓栞前編字四〕うつぼ 童蒙頌韻に靫をよむ、矢筒をいふ、鞴をよめり、廣韻に鞴靫は盛箭室と見えたり、平家物語に、山うつぼといふものも見えたり、盛衰記に、猿の皮のうつぼといふ類にや、空穗の義にや、東鑒には羽壺と書り、壺箙の類なり、西土にも箭壺盧の名あり、源義家朝臣、筆の筥を見て制り出されしよし、卜部兼俱の說也、鐡字、楠正成造るといふ、矢賦より出たりとぞ、埃囊抄に寀をよめるはウツホ三字の合字也、太平記に簑をよめるは、簡の誤にや、日本紀にい

ふ、步射の遺制成べし、

〔雍州府志七土産〕空穗　盛矢器也、凡造長竹籠、其内盛矢、其籠之尾端、貼獸毛、以紐括其中央、横繋武人之腰間、或稱毛空穗、其內空虛而其尾末毛頭似麥穗、故稱空穗云、又其大者似米囊、故謂土俵空穗、凡米囊編藁筎而造之、盛諸穀、倭俗是謂俵、其穀用盡後、充土置河邊、防水之氾濫、是謂土俵、空穗之大者形似是、故稱之、凡空穗一條北小川每家造之、又所盛矢之鏃有數品、壺鏃平鏃等、各有造之家、

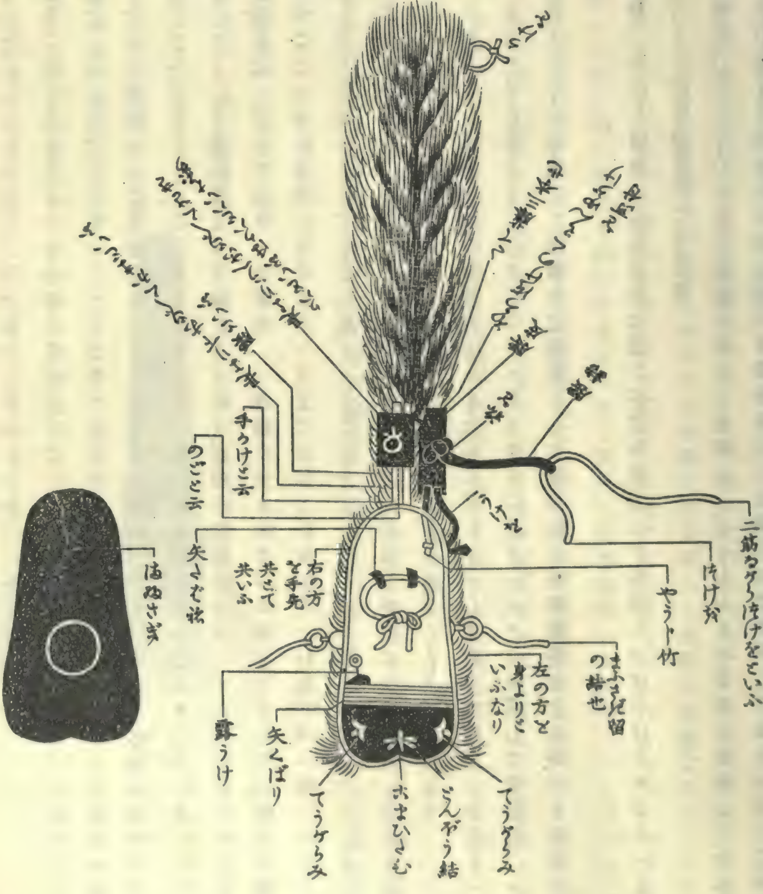
〔貞丈雜記十一武具〕一細うつぼと云は、騎馬うつぼの事也、騎馬うつぼとは、毛皮うけたるうつぼの事也、一たゞうつぼと申は、騎馬うつぼの事也、つねのうつぼをば、やまとうつぼと可申由申傳へし也と、請取渡之記にあり、つねのうつぼとは、ぬりたるうつぼの事也、騎馬うつぼと云は、毛皮かけたる也、

〔兼葭雜談〕武具にうつぼといふ事なし、うつぼといふは、昔笙の笛の名物也、うつぼ、達智門とて、二の名物ありし也、扨今うつぼといふは、その笙入し器也、其をば八幡殿安倍貞任たいらげ給し時、矢を入そめ給ひしよりかくいへり、

〔高忠聞書〕一うつぼのこんぽんは、かまど計をうつぼとて付たる也、それより前はなかりし也、ただ箙しこなどをひたるがごとし、さるによりて、矢種盡たるをやがて人みる間、なに矢をさしたるをも、人にしらせず、矢をつくしたるをもしらせじがために、昔の人の故實にて、當代のうつぼのごとく作なして、色々の革をかけ來るなり、それよりうつぼには、何革をかくべきともさだまらざるなり、〇下略

〔四季草二射藝〕うつぼの事　一昔はうつと云物ありて、矢をさして腰につけたりしが、後に穗を作りそへたりとて、そのうつと云物の繪圖を武用辨略に載たり、用る事なかれ、うつと云物、古

〔空穂之次第〕


はけお
やうド竹
左の方と身よりといふなり
右の方を手先共さて共いふ
矢さす孔
手うけと云
のごと云
露うけ
矢くばり
てうケらみ
おまひさむ
てうケらみ

書に曾て其名見えざる物也、その繪圖も出所をいはず、妄作なり、高忠聞書に、うつぼの根本は、かまどばかりをうつぼとて付たるなり、それより前はなかりし也、○下略

〔空穗次第〕一靱に矢をさすべき次第の事、征矢をばいち下にさすなり、二とをりにも三とをりにも、矢數によりて重てさす也、いくつとはさだまらず、但十計十二十三もの事なり、矢のかず定らぬなり、其上に雁股をさす也、雁股は二も三も、身よりのかたをあけてさす也、鏑をさすには、雁またの上に、正中にさすべきなり、又征矢七九など半にさす時は、うつぼの外の方に重てさすべし、さしかへすといふ事此儀なり、又鏑をさす時は、雁股の間を少あけてさして、正中にかぶら矢をさす也、鏑矢は一ならではさゝぬ事也、一空穗に矢を六さゝぬ事なり、うつぼに限らず、神頭、きぼう、何矢にてもあれ、小者にも、六はさゝすまじきなり、む矢とていむ也、○中略一靱にさしたる矢を、ぬくとは不可云、かりだすと可云也、一うつぼをば、一ほどは不可云、一腰などゝいふべき也、又一ッ二ッと云べし、一うつぼのつけやうのこと、矢のぬきやうにつけて、みよきやうに、かつこうよくつけべきなり、かつこうよきをもつて根本とする也、よく〳〵可心得なり、

〔供立之日記〕一うつぼの付樣の事、老者はゑりたれに付らるべし、又若人は尻高に付らるべし、うつぼのかまど、馬に乘ざまに、ひざにつかへざるやうに、ひざをかどへ押廻して可付也、一雨ふりの時は、うつぼを荒繩にて結事有之、但笠をさす程の時は結間敷事、笠をも持ざらぬ程の時は可結也、

〔御供故實〕一ゑぼし素襖の時、長具足は、指て不被持候、共にて候弓うつぼつけさせらるべし、御供の時も、弓うつぼは被付候て可然候、

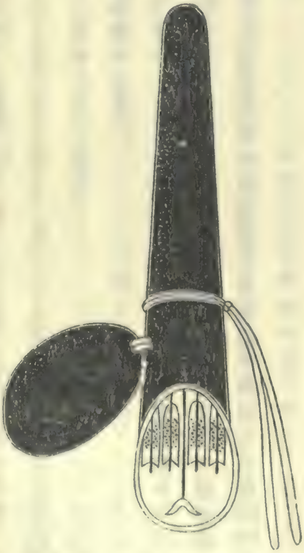
〔宗五大草紙下〕一弓うつぼ付て御供の時、日も暮候はゞ、ひもをおさめ、自然の事候はゞ、をしはだぬぎて、うつぼより矢をかり出し、射べき覺悟有べしと故人は被申候し、乍去近きほどは、さやう

の事見及不申候、

〔岡本記〕一こしうつぼなど、申候事なし　一うつぼに、どひやうなど、申候もなし、一かどうつぼなど、なをし申候ては、くるしかるまじき事にても候ばん哉、猶口傳在之、○中略　一うつぼつけて弓をば人にもたせ候事わろし、うつぼつくるほどならば、弓もわれともつべき事也、一うつぼのふたに、別に名あるかの事、まふさぎと申べし、別而口傳あり、○中略　一うつぼは、はれの時は、小者中間につけさすべし、ぢん又鷹野などの時は、わかとうにもつけさすべし、條々口傳あり、一うつぼにかけぬかはの事、にくゝまうし、ねこのかは、からかはには、ひつじ、これらはかけぬなり、又狸のかはなどを、人のかくる事、これ又さら〳〵ほんぎにあらず、一うつぼより、矢をぬきいだすともいふ、又かりだすともいふ、くはしく口傳にあり、

〔成氏年中行事正月〕一同廿九日、雪下今宮へ御參詣アリテ、直ニ瀬戸ノ三島大明神へ御社參、○中略御劍並御沓役如常、彼兩人ハ鞢サヽズ、鞬不被付、弓ト蟇目二、力者ニモタセ、又一人之力者、長刀ヲカツグ、

〔貞丈雜記十一武具〕一うつぼの形も、今の世にある物と、後三年に見えたる物とは、其形かはりたり、後三年の繪の圖、左の如し、法然上人行狀の繪土佐之古畫にも如此さかさまにさしたる體見へたり、



矢のさし樣常のうつぼに、常のごとくさしたる圖多し、其中に一つ如此矢をさかさまにさして、其下にかりまたをば、常の如くさしたり、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕義光〇新羅三郎 時秋〇豐原氏が思ふ所を悟りて、のどかに打寄て馬よりおりぬ、人を遠くのけて、柴を切はらひて、楯二枚を敷て、一枚には我身座し、一枚には時秋をすへけり、うつぼより一紙の文書を取出て、時秋に見せけり、

〔源平盛衰記 三十六〕鷲尾一谷案內者事

子息ノ小冠者〇鷲尾經春ハ、〇中略節卷ノ弓ニ猿皮靭、鹿矢アマタ指テ、半物草ヲゾハキタリケル、

〔吾妻鏡 二十六〕貞應三年〇元仁元年二月廿九日、去年多比高麗人乘船、流寄于越後國寺泊浦、仍今日式部大夫朝時執進其弓箭以下具足於若君御方、則覽之、與州以下群參、弓二張、假令如常、但頗短、似夷弓、以皮爲弦、羽壺一、

〔太平記 二十八〕三角入道謀叛事

我先ニ射テ取ラント、弓押張、簶(ウツボ)揺著揺著、三百餘騎ノ兵共、落行熊ノ跡ヲ追テ、遙ナル麓ヘ下ケレバ、城ニ殘ル兵、纔ニ五十餘人ニ成ニケリ、

〔太平記 三十四〕紀州龍門山軍事

輕々トシタル一枚楯ニ、簶(ウツボ)引付タル野伏共千餘人、東西ノ尾崎ヘ立渡リ、如雨降散々ニ射ル、

〔平家物語 八〕せのおさいごの事

老者共、せのおにもよほされて、〇中略山うつぼ、高ゑびらに、矢ども少々さし、〇下略

〇按ズルニ、五武器談ニ、山うつぼ詳ならず、只麁相なるを云なりトアレド、長門本平家物語ニハ、之ヲ狩うつぼニ作レリ、其義狩ニ用キル所ノ矢ヲ野矢ト云フト同ジカルベシ、

〔伊勢守貞親以來傳書〕一永正十三年八月十四日、就宮參、大內左京大夫殿御尋候間、貞陸〇伊勢へ申、弘中中務丞與衆へしるし遣之、〇中略一大和うつぼ、同鑓之事、以前御尋候つる遠路之儀候間、爲御用心也、走衆之供衆等可被持候事は、くるしからず候也、

山空穗

大和空穗

〔供立之日記〕一やまとうつぼの事、遠路へは用心のためにて候間、走衆のまた小者に持せらるべし、

〔貞丈雜記（十一武具）〕一やまとうつぼと云は、竹にて組たるも有、木にて拵て黑くぬりたるも有、毛皮かけたるをば、大和うつぼとはいはず、騎馬うつぼと云也、やまとは、日本國の總名也、毛皮かけたるは、唐めきたる故、毛皮かけぬをば、大和うつぼと云也、されぱとて、毛皮かけたるを、からうつぼとはいはぬ也、

弩俵

〔書言字考節用集（七器財）〕弩俵(ドヘウ)（本朝盛矢之器）

〔貞丈雜記（十一武具）〕一どひやうと云うつぼあり、大なる物也、穗の所は竹にて組、又はつゞら籐にて組たるも有、大サ一かゝえ程有、腰につくる物にあらず、人に持する物也、穗の形、土俵に似たる故の名なるべし、又弩瓢とも書也、古なき物也、近代の物也、

矢籠

〔下學集（下器財）〕尻籠(シコ)

〔易林本節用集（之器財）〕尻籠(シコ)（尻又作竹）

〔愚得隨筆（六弓矢）〕矢籠　古へニハ聞ヘズ、庭訓往來、下學集、壒嚢抄等ニハ見ヘタリ、尾花矢籠、一名ハ子矢籠トモ、皆近代ノ制也、愚按、三儀一統ニ、狩場ノ供ノ出立、水干行縢ニテ沓ヲハキ、シヽヤナグヒノ尻籠ヲ負、上矢ニ四目ヲサスベシ、羽ハコッハギナリトアレバ、根袋ヲ尻籠ト云シシ今云尻籠出來テ、胡籙ト尻籠ト二ツノモノニナリシカ、矢籠ト云モノ、古ヘニハ見所ナシ、

〔貞丈雜記（十一武具）〕一尻籠(シコ)、又矢籠とも書也、いにしへ尻籠といひしは、すべて矢を入る物の總名にて有し也、三儀一統に、志ゝやなぐゐの尻籠を負ふとあり、又神代抄に、千箭(チノリ)五百箭(イホノリ)の靫(ユギ)は矢籠(シコ)なり、今の平胡籙(ヒラヤナグイ)也とあり、又花鳥餘情に、靫は矢を入る矢籠也とあり、又義詮公御參內儀式に、隨身の行粧を記して、滋籐の弓に、尻籠を負ふといへり、隨身は胡籙を負ふ物也、是又胡籙をさ

して、尻籠といえるなるべし、彼是を合せて考るに、いにしへは尻籠といふ名をもつて、すべて〔靫もやなぐひの類也〕胡籙の類、すべて矢を入る物の總名を矢籠ともいひし也、ゑかれども、別に矢籠と云物あり、○下略

〔布衣記〕一弓ゑこの事、主のたいすべき也、弓は重籐、矢はゑこの矢也、是常式の如し、矢の數十六筋さす、其外上ざし二筋さす、的矢也、齋藤の家には、上ざし四筋たりといへども、瀧口の時は、的矢一手さしそへたるによりて、上指其まで四筋に用也、○下略

〔高忠聞書〕一當流には、ゑこに鏑をさす事なしと仰候、

〔簾中舊記〕御產所の事　わか君さまにて御入候へば、時のくわんれいより、御ぐそく、御弓ゑ。こ。進上候、

〔古今著聞集十二偸盜〕大殿小殿とて、きこへある强盜の棟梁ありけり、○中略小殿たか。ゑ。こ。かきおひて、眞弓打かたげて、ひらあしだはきて行けり、

〔貞丈雜記十一武具〕一たかしこ○略註といふは、竹尻籠也、即竹箙也、〔太き竹にて、箙やなぐひの如くに作るなるべし、〕又一説に鷹尻籠也、鷹の羽の矢をさしたる尻籠を云也、　頭書　光大曰、曾我物語卷之一に云、柿の直垂に、しゝ矢さしたる竹ゑびら取てつけ云々、この竹ゑびらも、平家物語に云、たかしこも同じ物なるべし、

〔義經記五〕義經よし野山を落給ふ事

わが大衆のかねぐろなるが、腹卷に袖付て、甲のをゝしめ、ゑこの矢はずさがりにおひなして、弓づえにつき、長刀手にでにひつさげて、宿老よりさきにたち、百人ばかり山口にこそ望けれ、

〔貞丈雜記十一武具〕頭書　義經記に、ゑこの矢はずさがりにおひなしてトアリ、是ヲ以テ按ルニ、古ノゑこモ、今ノゑこ負タルニ似タルカ、箙ハ矢高ダカニヲヒナシト古記ニアリ、今ノ世ノゑこ

モ、負ヘバ矢筈下リニナル也、然レドモ今ノえこノ事ニハアラザルベシ　追考、尻籠ハ、今世のえことは別なり、矢壺ト書て、壺胡籙のコト也、

〔長門本平家物語十〕或とき折烏帽子にかうの小袖一きて、しろき小ばかまにあしだはきて、黒漆の太刀わきにはさみて杖突たる男一人來て、湯屋の東西をみまはる、文覺は目ももてあげず、かまの火打たきて、又たかえこつけたるおとこの、こくしつの弓持たる一人來る、先に來つる人の下人とおぼしくて、ともにあり、小わらはべ共か、兵衛佐殿○源頼朝こそおはしたれと云てさゝやきけり、

〔書言字考節用集七器財〕張弩掛(チヤウドガケ)士禮家口決　調度懸同、事見二下學集一

〔愚得隨筆六弓矢〕調度懸　凡稱二四武器一者、調度懸、節、鉞、小調度懸也、出陣入御之時、將帥備レ之、弓六張箭六手、但滋頭若尾用二山烏一長乃中柱、八尺柱鼻畫二彫金銀之日月一表日金、裏月銀、弓賦由李配利久横四尺五寸、長一尺、中柱二本、貫二本、跂柱三本、長者中柱也、左右之柱者、各左右斜置レ之、七尺五寸、自二弓賦之下一出レ之、　小調度懸、古議度加計中柱一本、左右無レ之、長八尺、弓一張征箭一手、右弘安禮節ニ出タレドモ制未詳、愚按、今世ノ調度懸ト云物ハ、京都將軍ノ時ヨリ出來テ、寸法弓矢ノ制故實アリ、上古ノ調度懸ノ役ト云ハ、將軍家遠所他行ノ時ハ、馬上ニテ御弓矢ヲ帶ル役ナリ、今世ノ調度懸ノゴトク成モノニテ、馬上ニテ持ベキモノニアラズ、調度ト云ハ道具ト云事也、管絃ノ御調度ナド云ヒ、又順和名抄調度部ニハ器物ノ名ヲシルセリ、武士ヲ弓取トイヘバ、最上ノ道具ナル故ニ、弓矢ヲ調度トス、公家ニテハ冠ノ臺ヲ調度懸ト云トナン、近世鎗出來テヨリ、今ハ是ヲ道具ト云ガゴトシ、上古ハ馬ニ乘程ニテハユガケサヽヌハ、オカシキ事ニセリ、今ノ鎗モタスル如ク、弓ヲ持セタレバ也、

調度懸ノ役ハ、公家ノ隨身ニ同ジ、上古ハ上シサマノ御弓ヲバ、タラシト云ヒ、矢ヲバテウヅトイヒシ也、サレバ弓矢ハ將軍家ノ第一ノ御道具ナレバ、ソノ矢ヲ盛ル器ヲ調度懸トイヒ、ソノ

調度懸役

役ニ候スル者ヲ調度懸ノ役トハ云ヒシナリ、

〔布衣記〕主人矢をおひ、弓持事なし、調度懸持之、随而調度懸の裝束、衞府時與押折時可替也、衞府時は、立烏帽子走水干也、色は萌木上下同色、押折時は、折烏帽子、赤皮の烏帽子懸、紙縒の小結、裝束はかちむのよろい直垂なり、

一調度懸の事、立烏帽子に萌黄色の走水干、上下同色、くゝりを上、刀をさす、えこをおひ、弓を持、えこは、かけをにて左の肩へ懸、右の脇の下へひきまはし、つるまきをかたにもたせ、次白布を十總のおびのごとく平ぐけにして、其帶をもつてゑびらを腰に付、弓をば、つるを上になし、にぎりの程を右のかたにかけ、本はずを一尺ばかりをきて、右の手にてかたぐる也、刀をさすなり、

〔宇治拾遺物語〕一今はむかし、利仁の將軍のわかかりけるとき、〇中略利仁がともには、調度がけとねりざうしきひとりぞありける、

〔長秋記〕永久元年正月三日、四條坊門大宮邊、有鬪亂僧、相遞持劔切合、而右衞門尉家季左府前駈也、調度懸男射之、仍東西逃去云々、

〔時信記〕天承元年十一月廿八日辛酉、賀茂臨時祭也、〇中略調度懸府隨身等狩胡籙、小手幷裝束等用青革、下﨟判官同之、

〔山槐記〕治承四年四月十五日丁酉、今日賀茂祭也、〇中略行列散々、任渡次第記之、〇中略左志淸原季光〇中略調度懸仁賀衣黃單衣

〔吾妻鏡〕二養和二年〇壽永元年正月三日甲戌、武衞〇源賴朝御行始、渡御于藤九郎盛長甘繩之家、佐々木四郎高綱、懸御調度在御劔之傍、十月十七日甲寅、御臺所幷若公、自御產所入御營中、〇中略小山五郎宗政懸御調度、

〔明月記〕建曆三年七月廿五日、公卿勅使發遣日也、〇中略前駈十八人〇中略源忠繁左兵衞尉〇下略地當色、調度

弓袋

懸(折烏帽子)紫革烏帽子懸、眞紐青丹卷染水干小袴、藍摺帷、鞭摺紺匝巾、懸矢弓等如常、(○中略)雜色四人、(同調度懸、○中略)舍人(同調度懸)

〔新撰字鏡弓〕韔(長音、弓衣、弓不久呂、)

〔倭名類聚抄十三弓劍具〕弓袋(ユーフクロ) 說文云、韔(音暢、和名由美布久呂、)弓衣也、唐式云、弓袋、

〔伊呂波字類抄由雜物〕弓袋(ユミブクロ) 櫜(無底囊也) 弢(弓衣也) 韣 靬 韔(弓衣、已上同、)

〔運步色葉集遊〕櫜(ユーブクロ 一ツ二ツト云) 韔(同、韔弓、毛詩、) 弢(同)

〔古今要覽稿器財〕ゆみ袋 ゆみ袋のはじめいまだ詳ならず、源順朝臣は說文唐式を引て、韔の字をあてたり、たゞし西土にて韔といふは、皇朝にていはゆる弓袋と製作おなじからざれば、彼國の物によりてうつし作られけるにはあらざるなるべし、延暦の時に記されし伊勢大神宮の儀式帳に、正殿に納らるゝ御寶物の中に、弓二十四枝あり、寬正の官符に、朱漆の辛櫃七合に納むといひて、袋にいるゝよしはしるされず、凡伊勢大神宮の儀式は、上延暦の時より下當代にいたるまで、よくその故實をつたへたるよしいへば、延暦の比にはいまだ弓に袋といふものなかりしことしるし、延喜の比ははや作りいだされつることたしかに兵庫式にみえたり、その長さ後世武家に用ゆるものよりは、いさゝか長く帛にてつくられけるは、至尊の御物なればなるべし、

〔延喜式四十九左右兵庫〕凡御梓弓一張、(○中略)弓袋料、紫表緋裏帛各一條、(各長一丈一尺三寸、廣八寸、)

〔高忠聞書〕一弓袋の色の事、青黃赤白黑にする也、陣にても弓袋には白布をする也、けしやうがわ、長さ一尺二寸、ひろさ一寸二分、革はごめん黑皮なるべし、けしやうがわ付る布の長さも一尺二寸なるべし、菊とぢは、弓袋を三にをりて、かど二に付べし、きくとぢの長さ三寸許にして、糸にてぬひめに付る也、弓袋をば九尺にてしあはするなり、

〔土岐家聞書〕一弓袋の色は、尋常は淺黃に染たるが誰も難なく可ㇾ然也、靑黃赤白黑は、いづれも用事勿論也、但白は軍陣ならでは持べからず、黑は軍陣にても専ら持べし、白は本式、さては黑を用る也、其外の色は平生可ㇾ用也、

〔隨兵次第〕一弓袋の事は、余の家には持せらるゝもあるべし、當家にも軍陣の時は持たする也、白き布たるべし、けしやう革の付やう、とぢ革など、あい革黑皮替るべからず、同とぢ所も替らず、本筈のゆひ所むすびはせで、くろ皮にて本筈のきは弓袋の上にてゆふ也、

〔今川大雙紙〕一弓袋の菊とぢ、二つ可ㇾ付也、三つ折にをりて一へ付、又中に一つ付る事も有、

一袋に入たる弓を所望して見候はゞ、又袋に入てかへすべし、

〔三中口傳五〕管絃事　和琴袋　一方ヲ折反テ付紐定事也　惣不ㇾ限二和琴一、如二弓袋一以ㇾ組結ㇾ之、不ㇾ打任様也、

〔供立之日記〕一馬のさきへ弓袋持事、惣じて張弓をも弦をさきへなして持候、如ㇾ其に袋に入たるをも外竹を我方へなし弦をさきへなし、にぎり七八寸下を可ㇾ持也、

〔岡本記〕一かりのときは、弓ぶくろをばゆめ〳〵もたすまじき事也、此儀支る人なし、

〔賤のをだ卷〕思ひ出るに任せて記す、弓袋など、翁〇漆ーか稽古する比は、紺の木綿を二筋に裂て袋にして、はづし弓にして、口より入て結び置ことなりしが、帶佩する人の淺黃木綿の卷袋を用ひ始て、夫より一統淺黃の卷袋になりけり、今は又一變して、菖蒲革染の萌黃の大袋を用る様子なり、

〔東大寺獻物帳〕御弓壹佰張　梓御弓八十四張　一張長六尺九寸〇以下十九張略　右〇中略十五張、紫〇〇袋、緋綾裏、五張、紫〇〇袋緑絹裏、〇中略　一張(中略)錦〇〇袋、緋綾裏、　一張(中略)紫紬〇〇袋、纈纈綾裏、〇以下四十二張略　右四十二張、並緋〇〇纈〇袋、緑絹裏、　槻御弓六張　一張(中略)黃紬〇〇袋、緋綾裏、〇中略　別色御弓參張　蘇芳御弓一張(中略)錦〇〇袋、緋絹裏、

弓袋持

〔古今著聞集一神祇〕隆覺法印、保延五年に、興福寺別當になりたりけるを、衆徒用ひざりければ、隆覺怒をなして、數百騎の軍兵を發して、十一月九日、三方より興福寺をうちかこみてけり、〇中略神主時盛が夢には、弓袋さしたる兵數萬騎ありけり、時盛あやしみて問ければ、春日大明神の御合戰御訪に、藤入道殿の參らせたまふ兵なりとぞ答へける、

〔源平盛衰記四〕鹿谷酒宴靜憲止御幸事

多田藏人行家〇源ガ前ニ杯ノ有ケルニ、新大納言〇藤原成親青侍ヲ招テ私語給ヘリ、青侍マカリ立テ、程ナク長櫃一合、緣ノ上ニ舁居タリ、尋常ナル白布五十端取出シテ、藏人ガ前ニ積置セテ、大納言曰ケルハ、日比談議申侍ツル事、大將軍ニハ一向ニ奉憑、其弓袋ノ料ニ進ズル也、今一度候バヤトゾ強タリケル、

〔源平盛衰記二十三〕畠山推參附大場降人事

畠山莊司次郎重忠〇中略ハ、五百餘騎ヲ相具シテ、白旗白弓袋ヲ指上テ參タリ、

〔光源院殿御元服記〕十二月〇天文十五年十八日辛丑、公方家〇足利義輝幷若君、從東山慈照寺到坂本御成、〇中略

一御供衆三騎次第、大館左衞門佐晴光御劒役、但被納御輿中云々、著足半而御供也、朽木民部少輔稙綱弓持韜負、沓而供奉、伊勢守貞孝同之、三騎共張替被爲持之、貞孝弓袋赤色云々〇中略

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦元年八月八日甲子、參河守範頼爲平家追討使赴西海、午剋進發、旗差旗卷之一人、弓袋一人、相並前行、

〔將軍德川家禮典附錄四〕寬政流鏑馬事記

寬政四年壬子の冬、〇中略從士二人に素袍著せ、色は好に隨ひ、紋は主の定紋を付、折烏帽子を冠り、一人は代弓を袋に入、弓袋白布さしかざして從ひ歩、

弓筒

〔成氏年中行事〕一公方様御發向事、○中略御沓役力者二人、其跡ニ弓筒シツヽ負タル中間、十人モ廿人モ、又ハ六人モ八人モ、依二分限一可レ召具一、

〔平治物語〕一従二六波羅一紀州被レ立二早馬一事

筑後守家貞長櫃ヲ五十合、ヲモゲニ舁セタリシヲ取寄テ、五十領ノ鎧五十腰ノ矢、其外物具共ヲ取出シテ奉ル、弓ハ何ニト宣ヘバ竹切ノ中ニ、筋ヲツイテ入タリケレバ、即五十張ノ弓ヲ取出セリ、

矢筒

〔運歩色葉集〕屋矢筒　又筒

〔甲陽軍鑑〕七品第十六弓箭之巻　一矢筒の長さ三尺六寸、ふとさ八寸九寸の竹可レ然、如何程も不レ苦、其故は黒くぬる故也、ふたのこしらへやうは、ずんぎりの蓋の如くに拵也、くれなゐの緒をつけ、其上にゆがけを一つに付る者也、

〔武用辨略〕四射事矢筒　詩ノ大叔于田ノ篇ノ註ニ、矢箙ト云々、事物紀原ニ、箭筒ハ、有虞氏ヨリ始也、周禮ニ矢箙アリト云々、俎談ニ曰、大方三尺二寸計、然共定タル法ナシ、諸家ニ多アル物ナレバ、圖ヲ以テ之ヲ記ハンベラズ、

〔高忠聞書〕ひとり弓のたいはいの事　一矢筒に的矢三手、其外にうるしはぎの的矢一手入べし、是は自然雨雪の時の用心なり、又一手玄んどう一手入べし、

闘的の時弓矢づゝもち出る事　一矢筒敷皮をば右の手にもつべし、

〔成氏年中行事〕正月一同十七日、御的アリ、○中略射手ハ、七間之御厩へ参テ、時分ヲ伺申也、御左右アル時可レ射弓、同張替之弓、箭筒モタセテ、射手ハ敷皮ヲ持テ、面ノ御庭弓場ヘマカリ出、

〔承久軍物語〕一明年○建保七年正月廿七日には、つるがをかの八まんぐうにて、はいがおこなはるべきよしさだまりければ、都よりくぎやう殿上人、あまた下らせ給ひけり、○中略そのぎやうれつの

矢保呂

ぎしき、○中略次御てうどかけ[に矢を筒に入、弓そへてもつ、]さゝきの五郎よしきよ[かおりに、赤せうぞく、]

〔三國通覽圖說[蝦夷]〕矢筒[ヤイカフイ]長サ一尺七八寸、徑二寸四五分、革ニテ丸ク作ル、金具ハ白メ流シ也、或ハ平タ作ルモアリ、○圖略

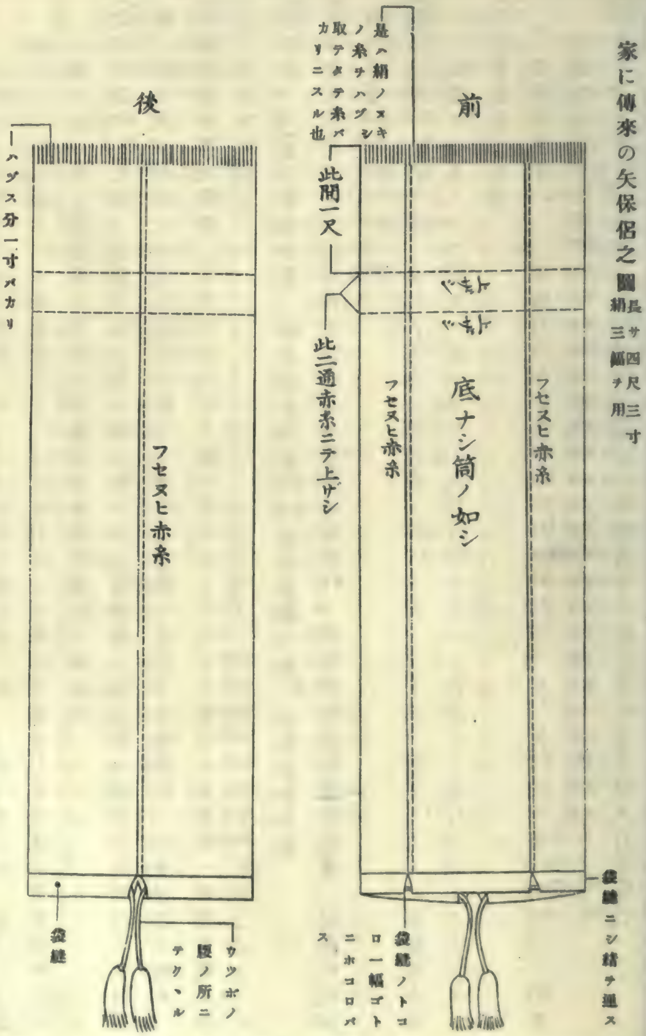
〔射御拾遺抄〕一矢ぼろの事、衣、あるひはゑやなどもくるしからず候、是も色不定、はずのかた一尺二寸ほころばかす、其きはをあかき糸にても、又はあかきかわに、くろき革をかさねてもゆふ也、ゑびらにかくる時は、ふくろのごとくくゝりいとにてあるべし、もんなどは其身の好に隨べき也、

〔武用辨略[四射事]〕矢母羅[ヤボロ]ト云物アリ、紗ヲ以之ヲ作、矢ノ多少ヲ敵ニ見セジトノ爲也トゾ、或書ニ、此ニ據テ虛蒲[ウツボ]ヲ製スト云々、

〔貞丈雜記[十一武具]〕一矢保呂の事、古き軍物語などに見えず、土佐光信が畫きし一ノ谷の合戰の繪に見たるは、うつぼにかけたる體に見へたり、箙にかけたるは無之、箙は矢ぼろかけざるを繪がきたり、右の繪の中、たしかにうつぼ〱とみゆるを左にうつす、○圖三、今採二其一一


是ハウツボノ
カマトナリ

家に傳來の矢保侶之圖 長サ四尺三寸 絹三幅ヲ用



此保侶ヲウツボニカケテ、上ノ方ヲ緒ニテクヽレバ、右ノ繪ノ如クナルナリ、

右の圖に據りて按ずるに、高忠聞書に云、うつぼの根本は、かまどばかりをうつぼとて付たる也、それより前はなかりし也、箙ゑこなどおひたるが如し、さるによりて、矢だね盡たるを、やがて人見る間、なに矢をさしたるをも人に知らせず、矢を射つくしたるをも知らせじがために、

昔の人の故實にて、當代のうつぼのごとく作りなして、色々の革をかけ來る也、それよりうつぼには、何革をかくべきともさだまらざる也云々、此說の如くならば、うつぼは、古代かまど計なりしを、矢の有無をかくさんが爲に、矢ぼろをかけしが、雨雪などにぬれて宜からぬゆへに、矢ぼろの代りに皮をかけ始めしなるべし、矢ぼろの作樣色々あれども、右の繪の如くにはあらず、何れも妄作なるべし、我家に傳へたるは、右の圖に能く合たり、絹を筒の如く縫て、口を袋縫にして緖を通したる物也、是をうつぼにかけ、のどの所にて緖をしめて、上の方を括れば、右の圖の如くなる也、家傳の作法は、古傳なる事右の繪にて知たり、

矢箱

〔武用辨略 四射事〕矢箱　或書ニ、箱ハ當ニ箙ニ作ベシト、韓延壽ガ傳ノ註ニ、師古ガ曰、弩矢ヲ盛者、木桶ノ如ト云々、今用ル所、竪矢箱、横矢函アリ、其尺寸形品ニ定法ナシ、其圖、記ニ不レ及、日用ノ物也、

矢簞笥

〔有德院殿御實紀附錄 五〕田安の邸は、近き衞りなればとて、弓三十、靭三十、矢簞笥一、鐵砲百挺、長柄五十を下されけり、

弓矢臺

〔西宮記 十月〕五日射場初事　御座南立二同机一、置物机　其南立二御弓臺一、張　其東立二御矢臺一、

〔本朝世紀〕久安三年十月廿九日己未、今日有二射場始事一、○中略　御座南北、立二置物御机各一脚一、南机南、立二御弓箭臺一、弓臺置二御弓一、矢臺立二御矢一、有二御柄一懸、

〔愚得隨筆 六弓矢〕百矢臺　愚按、百矢臺ハ、調度懸ノ類ニテ、矢バカリ立ル器ナリ、人々ノ物數寄次第ナリ、故實ナキモノニテ、數矢ノ臺ト云コト也、又弓矢ヲ立ルモ近世アル也、弓矢臺トモ云ナリ、

弓矢櫃

〔運歩色葉集 屋〕矢櫃

〔段注說文解字 十二下〕医、臧二弓弩矢一器也、臧各本作レ盛、今依二廣韻一、此器可レ臧二兵器一也、从二匚、矢一、會意　矢亦聲、小徐有二此三字一、於計切、十五部　春秋國語曰、兵不レ解レ医、齊語文、今國語作レ翳、假借字、韋曰、翳所二以蔽一レ兵也、按古翳隱、翳薈字、皆當二於医一、義引申、不レ當二借華蓋字一也、翳行而医廢矣、

〔內裏式 上〕七日會式　正月○錄部○兵　已上、及造兵司等、安二弓矢櫃於高机上一、共舉入レ自二逢春門一、

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡御梓弓一張、○中略塗金漆樞二合、納弓箭料、

〔左經記〕寛仁元年十月二日丁卯、神寶支配事、伊勢○中略赤漆弓一張、箭四筋、(中略)納赤漆箱櫃、

羽櫃

〔義經記 四〕すみよし大物二か所かつせんの事

片岡、○中略白木の弓、わきに挾み、矢びつ一がう、せがいの上にがらとおきて、○下略

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡御梓弓一張、○中略漆塗案二脚、安弓箭櫃料、

〔陰德太平記 八〕藝州横川合戰事

カクテ城中ニハ、僅十六人ノ勢也ケレバ、今ハ力盡、喉渇キ、太刀ヲ打、鑓ヲ可突ヤウモ無リシ所ニ、松風ト云半者(ハシタモノ)、弓ノ張替、矢櫃ナド昇出シ、又粥ヲ煮テ、冷ス間ノ戻カシケレバ、水タブ〳〵ト汲納冷セケル間、皆是ニ力ヲ得テ、今一防ゾ防ケル、

〔吾妻鏡 三十五〕寛元二年四月廿一日辛卯、今日將軍家若君、六歳、御名字賴嗣、御母中納言親能御娘大宮局、御元服也、○中略次進物、○中略羽納箱、前若狹守泰村

〔吾妻鏡 三十九〕寶治二年後十二月十日癸丑、今日令造畢大菩薩御影像、奉入于宮寺別當坊持佛堂云々、其役人御劒長幅輪宮内少輔泰氏 羽櫃蒔鵠上野前司泰國、

檠

〔倭名類聚抄 十三 弓劍具〕檠(ユミタメ)附揉字 野王按、檠音敬、又音鯨、和名由美太米、所以正弓弩也、四聲字苑云、㨨、人久反、以火屈申木也、字亦作煣、訓太無、

〔易林本節用集 由 財器〕檠(ユダメ)

〔倭訓栞 前編 由 三十五〕ゆだめ　弓檠の義、檠を倭名抄にゆみだめとよみ、詩秦風に閉をよめり、

〔周禮註疏 四十二 冬官考工記〕凡爲弓、○中略寒奠體、註、奠讀爲定、至冬膠堅、内之檠中、定往來體、檠音景、

簻撓

〔易林本節用集 乃 財器〕簻撓(ノダメ)　隱木(同)

〔增補下學集 下二 器財〕簻撓(ノダメ)矢揉、同上

獻弓矢

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

相馬○忠重銀ノツク打タル弓ノ、普通ノ弓、四五人張幷タル程ナルヲ、左ノ肩ニ打カタゲテ、金磁頭二ツ、箆撓ニ取添テ、道々撓直シ爪ヨリテ、一村茂ル松陰ニ、人交モナク、只二人○本間相馬弓杖突テゾ立タリケル、

〔平家物語九〕宇治川の事

かち原○景季がのつたりけるするすみ○名馬は、川中よりのだめがたにをしながされ、はるかの下より打上たり、

〔七十一番歌合下〕五十四番　左　矢細工

ながむとて我さへ目をばひねりぬるのだめがたなる有明の月

〔武器考證十一〕のだめは、矢の曲りをため直す物也、すぢかひにきざみめを付て、其所に箆を入てためるなり、さればすぢかひなるをのだめがたと云、

〔吾妻鏡四〕元暦二年○文治元年八月廿四日甲戌、下河邊庄司行平、自鎭西去夜參著、○中略行平稱九國第一、進弓一張之處、仰曰、無左右巨領納之、遣鎭西之東士、悉無根而弃大將軍、多以歸參畢、汝○中略於彼國不取人之賄者、爭有如此之貯乎、奇恠也者、行平陳申云、○中略今依召欲參之處、無進物、事遂所存、此弓於九國名譽之由、兼以風聞、其主不慮之外沽却之、行平喜之、折節着小袖二領、仍一領脫之替之、于時參州祗候人等、爲餞別來會、見此事頗感之、可被召尋歟、○中略二品○源頼朝具令聞之給、浮感涙喜其志給、仰曰、行平、日本無雙弓取也、見知宜弓之條、不可過汝之眼、然者可爲重寶者、則召廣澤三郎令張之、自引試給、殊相叶御意之由被仰、直賜御盃於行平、

〔吾妻鏡十〕文治六年○建久元年九月十八日己巳、佐々木三郎盛綱、俣野箭一腰進上、御上洛料也、即覽之、無文染羽、以鵄目樺挾之、藤口卷也、以靑鷺羽鵰表箭、是義祖將軍、天治年中、令征伐奥州梟賊之後、歸

路之日、用此式矣云云、

〔了俊大草紙〕御弓征矢を進には、御弓を張て、弦を前に成て、弓の鞆革より上矢摺藤の所を、左手に取て、左の肩さきに御弓を打懸て持て、右手に御征矢の矢結の所を取て、篦の蜻蛉形の所を前にて、右の肩先に打懸て持參して、御前の御左方に弓を立、御右に御征矢をば置也、當時は左に弓も矢も副て立歟、式には左右に置也、

〔長祿二年以來申次記〕一細川淡路守、正月朔日御笠懸引目、幷御弓進上之事、其樣體は、御供衆にて候間、淡州、御盃頂戴にあたり候時、自身御前へ持參、右之手に御弓と蟇目とを取添て、にぎりより三寸計上を引さげて持て參て、左の手をば疊に付て、右にては弓のもとはずを疊につきて、何とも不申入して、そと掛御目て、則御對面所之內、御前之左の方の向ひのすみに立申て、其後御盃頂戴なり、申次、公家と申入て、三職進上候、御太刀を立申も、此御弓を立申と同所也、

〔有德院殿御實紀四十五〕元文二年四月廿五日、西御所の御產屋の事により、小笠原右近將監忠基より、世平弓、ならびに蟇目矢、千鯛をさゝげ奉り、宿老、重藤の弓、蟇目の矢、白木の弓立、左右のゆがけ守袋、末廣の扇、疊紙をさゝげ奉る、

〔豐津小笠原家譜〕忠總　寶曆十二年、家基卿、〇德川家治長子依誕生、九月十五日、呈家法弓蟇目矢、

〔玉露叢二十二〕寬文十一年十一月十六日ニ、小笠原丹齋へ、去ル頃仰付ラル、御式正ノ御弓箙出來ニ付テ指上ル、御弓二十張ノ內、青漆ノ弓、黃漆ノ弓、赤漆ノ弓、白漆ノ弓、黑漆ノ弓、三所藤ノ弓、村重藤ノ弓、又禽ノ弓、卦束ノ弓、紫漆ノ弓、右何レモ二張ヅヽナリ

〔談海二十六〕一同〇寬文十一年十一月、小笠原丹齋江兼而式正之御弓箙、品々被仰付、依出來今日差上之、御座之間ニ而備上覽之、

御弓二十張　一青漆御弓　二張對　一黃漆御弓　同斷　一赤漆御弓　同斷　一白漆御弓

賜弓矢

同斷　一黑漆御弓　同斷　一三所藤御弓　同斷　一村重藤御弓　同斷　一赤貪御弓　同斷　一卦朱(○朱、玉露叢作東、)御弓　同斷　一紫漆御弓　同斷　以上(右何モ袋入也)　御鏑矢十二筋　一愛敬之御鏑矢一手　一三角之御鏑矢同斷　一染羽之御鏑矢同斷　一楊柳之御鏑矢同斷　一荒目之御鏑矢二手　以上

貞丈曰、右ノ御弓ノ中、三所藤、村重藤、黑漆ハ、古書ニモ其名見タリ、靑漆以下、黃赤白紫赤貪卦朱等ノ弓ハ、古書ニ曾テ見エズ、又品々ノ鏑矢モ、古書ニ曾テ見エズ、小笠原家ノ古傳書共ニ、其名見エザレバ、其製作ノ式ハ猶無之、是皆丹齋ガ妄作也、荒目ニテ神頭作ル事ハ、高忠聞書ニ見エタリ、アラメニテ鏑矢作ル事、古傳書ニハ見エズ、又弓ヲ一對ト云テ、二張ヅヽ同樣ニソロヘテ作ル事、古代ニハ曾テ無之、進物ニモ二張ハ贈ラヌコト也、二張ノ弓ヲ引トテ忌ム事也、(二張ノ弓ヲ引トハ、軍ニ出テ、初ハ敵ニ向テ弓ヲ引キ、後ニハ心ガハリシテ、身方ニ向テ弓ヲ引コトヲ云也、是二心アル武士ニテ、不忠ナル故、忌ミキラウナリ、)若シ人ニ二張贈ルコトアレバ、一張ヲバ張替ト名付ルナリ、小笠原丹齋源直經ハ、先祖赤澤山城守清經ヨリ出テ、小笠原ノ一族也シ由、武藝小傳ニ見タリ、丹齋、初ハ浪人ニテ在シヲ、大猷院殿(○德川家光)ノ御代、召出サレテ御旗本ノ士ト成タリ、延寶六年戊午十二月廿日卒、

〔日本書紀 二神代〕高皇産靈尊、更會諸神、問當遣者、僉曰、天國玉之子天稚彥是壯士也、宜試之、於是高皇産靈尊、賜天稚彥天鹿兒弓、及天羽々矢、以遣之、

〔日本書紀 六垂仁〕三十年正月甲子、天皇詔五十瓊敷命、大足彥尊(○景行)曰、汝等各言情願之物也、兄王諮、欲得弓矢、弟王諮、欲得皇位、於是天皇詔之曰、各宜隨情、則弓矢賜五十瓊敷命、仍詔大足彥尊曰、汝必繼朕位、

〔有德院殿御實紀附錄 十二〕十七年(○享保)十一月廿九日、葛西の御狩に、酒依播磨守義武、白鳫二を一矢にて射貫しかば、ことに御褒詞あり、鳫金打の御弓を賜はる、

弓矢工

〔日本書紀天武二十九〕十四年十一月甲辰、筑紫太宰、請儲用物、〇中略箭竹二千連、送下於筑紫、

〔續日本紀文武二〕大寶二年二月己未、歌斐國、獻梓弓五百張、以充太宰府、　三月甲午、信濃國獻梓弓一千廿張、以充太宰府、

〔續日本紀文武三〕慶雲元年四月庚午、以信濃國獻弓一千四百張、充太宰府、

〔續日本紀元正七〕靈龜二年五月癸卯、弓五千三百七十四張、充太宰府、

〔日本書紀綏靖四〕大歲己卯〇即位前年十一月、乃使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞麛鏃、矢部作箭、

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年六月五日丙辰、囚人前廷尉季貞子息、有源太宗季者、後日爲逸見冠者光長猶子、改宗長、爲見季貞存亡、密々下向、是弓馬傳藝、剩作矢達者也、受矢野橘內所々口傳云云、上總國飯富莊者、爲外戚傳領之間、有其便、當國住人、中禪寺奧次郎弘長爲知音也、宗季作矢之由申之、二品〇源賴朝被仰可覽其堪否之由、仍今日宗季、作獻野箭一腰、相叶御意之間、可列御家人之由被仰出云云、

〔十河物語〕十河事ハ、三好三郎政泰ト申候、三好實休末子ニテ、讚州之十河養子ニ成、十河ト云所之城主タルユヘ、皆人十河殿ト申候ヘドモ、本之名字假名ハ、後ニ三好隼人佐政泰ト申候、弓ノ射手箭細工ニスカレ、節陰ヲ取事名人ニテ、十河ノフシカゲト今ニ申候、

〔玉露叢十八〕同年〇寬文七年之春、長吏彈左衞門と座頭の出入に付て、賴朝公御時代、於鎌倉、御定法ノ御朱印を頂戴仕處の一卷ヲ指出ス、　覺　髮結〇中略　弓弦師〇中略　以上廿八品　右之外道の者に數多雖有之、是等皆長吏の者の下たるべし、〇中略　年號月日　鎌倉住人　藤原朝臣　彈左衞門尉賴兼

〔雍州府志七土產〕弓矢　在京極五條北、凡造弓者、謂弓打、造矢者、謂矢師、凡造弓者、多又作矢、是稱矢矯、〇中略始戚神院犬神人、專製弓矢幷弓弦、故或謂弦指、此徒居清水坂西、隸戚神院、〇中略其爲體、半蓬髮、不僧不俗、橫大刀、常出入武門賣弓矢、



〔七十一番歌合上〕

弓矢雜載

〔寶永武鑑〕御弓師ゆしま 近藤久兵衛 御弦さし下や 筑後 御鞢師京ばし一丁目 丸田喜左衛門

下谷池ノはた 吉元金兵衛

〔江戶鹿子六諸職名匠諸商人〕弓師幷矢 下谷廣小路 栗林藤四郎 弓町 近藤久兵衛○中略 粉屋 京橋內町 小川喜左衛門○中略 鞢師 京橋南一丁目 丸田喜左衛門○中略 弦指 下谷筑後

〔藝備國郡志上安藝土產〕弓 今治府、良弓子越前某作、作大弓半弓短矢長箭、凡造弓之法、以苦竹之大者直破之、其內取兩片之直者、存其皮削其裏、以牛膠挾波世樹於兩片之間、以爲心、揉之以作弓、○中略蓋苦竹性軟柔、波世剛直、其剛柔相須、以爲一張一弛之用、而得飛箭之便、今越前某、得巧手之名、箭亦然也、故近境武人、來索之、 矢 今治府次左衛門某作、矢得其名、 弦 在今府治、阿波某製弓弦、京師坂者也、

〔延喜式四十二東西市〕弓廛 箭廛 右五十一廛東市

〔江戶鹿子五諸職諸商人有所〕弓屋幷鞢屋 京橋弓町

〔日本書紀七景行〕四十年七月戊戌、天皇持斧鉞、以授日本武尊曰、○中略 東夷之中、蝦夷是尤强、○中略 承恩則忘、見怨必報、是以箭藏頭髻、刀佩衣中、

〔唐書二百二十東夷列傳〕日本古倭奴也、○中略 天智立、明年使者、與蝦蛦人偕朝、蝦蛦亦居海島中、其使者鬚長四尺許、珥箭於首、令人戴瓠立數十步、射無不中、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事

關白殿基實○藤原ノ仰ニ、賴光ガ末葉賴政、器量ノ仁ニ當レリトテ、源兵庫頭ヲ召レケリ、○中略 深夜ニ臨テ媚物(アヤシキモノ)アリ、玉體ヲ奉侵、及其期明見仕レト仰ケレバ、賴政畏承候ヌトテ、御前ヲ罷立テ近衛川原ノ宿所ニ歸ル、○中略 郎等ニ丁七唱、遠江國住人早太ト云者、二人ヲ相具シタリ、唱ハ小櫻ヲ黃ニ

カヘシタル腹卷ヲ著セ、十六指タル大中黑ノ矢ノ表ニ、水破兵破ト云鏑矢二ツ差、雷上動ト云弓〇平家物語作ニ滋藤弓ヲ持セタリ、

〔貞丈雜記弓矢十〕一源三位賴政が、ぬえと云妖物を射られし弓をば、雷上動と名づけ、二ツのかぶら矢をば、水破兵破と名づけたり、〇中略雷上動の弓は、いか樣の躰ともみえず、知れがたし、此弓矢の名、いかなる故とも知がたし、賴政に逢ふて直談するにあらざれば、正說は知れぬ事也、推量を以ていはゞ、荻生總右衛門物部茂卿といふ儒者の考に、雷上動は、賴政藤成べしといへり、げにも賴政の好みを以て藤を卷たる弓ならば、賴政藤とも名付べき歟、されども賴政藤とすれば、賴政の家にあるほどの藤卷たる弓は、殘らず賴政藤といふべき歟、此說も用るにたらず、しれぬ事は、しれぬにして置べし、

〔有德院殿御實紀附錄十二〕享保十七年三月廿四日、吹上の御園にて百手的の式御覽有しとき、能勢河內守賴忠、九十九本射あてゝ、其日の隨一たりしかば、御悅び淺からず、河內もよほど上手になりしとの仰ありて、賴忠がもちし弓に、九十九髮といへる名を賜ふ、これも時にとりてのめいぼく、かぎりなき事なりしとぞ

〔吉部秘訓抄〕一於馬上持弓樣事

仁安三十廿一同記〇經房記云、大嘗會御禊行幸也、予供奉、於馬上持弓之躰、弭ヲ左ニシテ右手持之雖常事、隨思得記之、御棧敷雖在南、猶如此、而人々說々不審也、

〔三議一統大雙紙〕一、弓を座席にて、主人貴人總別上たる方へ進る事、持參して出す時、塞を越る迄は、輕き樣に鴫居に不當程に持て出、坐に入候はゞ、其儘上坐に向ひ、右にて弭の下を取、殊外人遠くば五寸、近くは三寸取下て持て、渡す時取直し、左にて弭の下を取、本弭を右にてとり、請取人の右へ末弭をなして渡也、是上の一方也、中の方へは直に向て、外人遠くば三寸、近くば二寸、弭の下

を取候て、弓の末弭を我左へなして、本弭をそばより取かへして渡也、是中の一方也、下輩へは上座より立廻り、下座になして、弭の下一寸取下げ、前の如く渡すべし、是下の一方也、何も左の膝を突き、拇右をつき渡す也、　一同弓請取事、上中下有之、貴人上座より被下には、我左右の手を下手になして受取也、等輩の受取様は、左を下手になし受取べし、下輩の請取様、左を上手に取、右をば少色代すべし、上手も不苦也、

〔弓馬問答〕問云、弓を人に出し候はん時は、拘革をとき候て可出由申候、如此可仕候哉、答云、當座にて人の方へ弓を出し候はんに、可取様なくて、弓可出事兼而知候はゞ、にぎり皮をときて、ひとへに新革を結て可出也、

〔道照愚草〕一常の引出物に弓計も可出也、こしらへたる弓ならば、弦をもぬるべし、にぎり七八寸上をかみよりにて、弓と弦との間をちがへて、弓の前竹の方にて、ひぼ結のごとくに結なり、にぎりをばまくまじきなり、たとへまきたりともほどくべし、但當座にて所望あらば、ばりても可出也、にぎりをも可置、白木そばゑら木むらこきなどを出ば、弦は白弦たるべし、　一弓懸に弓をかくるに、はずの方北へかけぬ事なり、又かゝりそめにも北へ向間敷也、　一下人にうつぼをつけさせて、弓を可持様の事、弓をたて、ゝ弦を前へ成、にぎりの下邊を右の手に可持之、肩にかづきても可持之、馬の前に右の方にあるべし、又馬の後にも可持之、　一弓袋に入たる弓を、下人に持せ候事も、はり弓のごとし、又外竹をさきへ成て、かたにかづきて持事も在之、略儀なり、

〔古實條々〕一弓ヲ進候時ハ、ムラヲ仕タル弓ニハ、必弦有ベシ、ハヅシ弓ト云フ、弦ナキニアラズ、ハヅシ弓ハ、ツルヲ必カミエリニテニギリノ上ヲ結ベシ、結様別紙ニ詳也、ハリ弓ヲ結事アリ、其ハクルヒニ弓ナドヲユフベシ、人ニ進候弓ナドノ事ニアラズ、

〔異本法量物〕〔武家名目抄弓箭三上所引〕うつぼにそへ、馬上などにて、こしらへざる弓を持べからず、同弦も、ぬ

らざる弦を不㆑可㆑懸也

〔佐竹宗三聞書〕一かへり弓も、張弓のごとく、弓杖をもつき、はだを入て、張弓のごとく持て歸りて、畏てはりがへを取るべし、

〔佐竹宗三聞書〕一折弓のたいはいの事、うらはずよりをれて、弦かゝりてあらば、弓だふしを、そとして、弓を右へとりて、はだを入、左へ弓をとりて、つるをはづして、地におとしおきて、弓をもちて歸りて畏時、搔副、張替を以て來、射手の後と口合やうに、左の方へ寄て畏、右の膝を地に付て、弓をふせて、折弓の上よりわたして、折弓にとりかへて、右の手にて張弓のごとく持て、地にある弦をとり、弓にとりそへて歸るべし、乙矢の時、折たるも、張替を以て行、前のごとくわたして歸るべし、つるもきれ、弓もをれたるをもちてかへる、見にくき聞かくのごとし、

〔菅家文草五〕弓　烏號得㆓舊弓㆒、業在㆓弛張名㆒、細月空黛質、淸風自發聲、步中楊葉遠、雲外白問輕、文武隨時用、韜將表㆓太平㆒、

弩

〇

〔倭名類聚抄十三征戰具〕弩　兼名苑注云、弩〈音怒、和名於保由美、〉黃帝造也、

〔令抄軍防〕弩　蹴張曰㆑弩

〔和漢三才圖會二十一兵器〕弩〈音奴、和名於保由美、〉　釓〈音救〉　鈄　釚〈二字同音求、弩牙也、〉

〔類聚名義抄一〕銅弩牙〈オホユミノハズ〉

〔本草和名五玉石下〕銅弩牙、〈此今人所㆑用射者耳、〉和名於保由美乃也波須、

〔本草和名十一草下〕弓弩弦、　和名於保由美乃都留

〔延喜式工事解三〕倭名鈔ニ、弩ハ和名於保由美ト云リ、〇中略是本朝一種ノ奇器ニシテ、其來コト亦尚シ、然レドモ其製古今異同アルベシ、〈日本紀ニ載ル所、高麗國貢獻スル者ハ隋ノ物ニシテ、大友皇子、弩ヲ列テ亂發シ、矢下ルコト雨ノ如シト云テ、〉

者ハ國制ナルベシ、令ニ弩ヲ發ト云ヒ、律ニ弩ヲ盜ト云フ、當時多ク用ル所ヲ知ル、續日本後紀ニ、承和二年、島木史眞、新弩ヲ製ス、四面射ルベク、モ回轉シテ發シ易シト云者ハ、近製ニ非ズ、三代實錄ニ、弩二十九具ト見エシハ、式ノ製ナルベシ、又盛衰記ニ、弩ヲ張ルコトヲ載ス、後世ノ製、恐クハ異ナルベシ、

〔唐六典十六武庫〕弩之制有七、一曰擘張弩、二曰角弓弩、三曰木單弩、四曰大木單弩、五曰竹竿弩、六曰大竹竿弩、七曰伏遠弩、　釋名曰、弩怒也、有怒勢也、其柄曰臂、似人臂也、鉤弦者曰牙、似牙齒也、牙外曰郭、爲牙之規郭也、合名之曰機、言如機之巧也、亦言如門戸樞機開闔有節也、蔡邕曰、冀州強弩、幽州突騎、天下之精也、漢書有遠望連弩射法十五篇、華嶠後漢書云、陳敬王寵善弩射、其秘法、以天覆地載參連爲奇、又有三微三小、三微爲經、三小爲緯、萬勝之方、然要在機牙、其射至十發十中皆同孔、魏氏春秋曰、諸葛亮損益連弩、謂之元戎、以鐵爲矢、矢長八寸、一弩十矢倶發、周禮司弓、掌六弓四弩、今擘張弩小弩、步兵所用、角弓弩、騎兵所用、木單竹竿伏遠等弩、其力皆大、所及漸遠、

〔日本書紀二十九天武〕十四年十一月丙午、詔四方國曰、〇中略 弩拋之類、不應存私家、咸收于郡家、

〔令義解五軍防〕凡衞士者中分、一日上、一日下、謂無事故日者、每下日、卽令於當府、教習弓馬、〇中略 及發弩拋石、

〔延喜式四十九左右兵庫〕造弩一具、單功六百卅三人、爲丁十二人五十分丁之卅三

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二箇條

一請停以贖勞人補任諸國擬非違使及弩師事〇中略

臣伏見本朝戎器強弩爲神、其爲用也、短於逐擊、長於守禦、古語相傳云、此器神功皇后奇巧妙思、別所製作也、故大唐雖有弩名、曾不如此器之勁利也、

善相公清行

〔日本書紀二十八天武〕元年七月辛亥、大友皇子、〇弘文 及群臣等、共營於橋〇瀨田 西、而大成陣、不見其後、旗幟蔽野、埃塵連天、鉦鼓之聲、聞數十里、列弩亂發、矢下如雨、

〔續日本紀十三聖武〕天平十二年十月壬戌、大將軍東人〇大野 言、逆賊藤原廣嗣、率衆一万許騎、到板櫃河、〇中

〇略 于時佐伯宿禰常人、安倍朝臣虫麻呂、發弩射之、廣嗣衆、却到河西、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年九月乙卯、外從五位下嶋木史眞、機巧之思、頗超群匠、欲備邊近兵、自製新弩、縱令四面可射、廻轉易發、是日大臣以下執政、於朱雀門、召集諸衞府、以新弩試射之、向南而發、唯聞機發之聲、不視矢去之影迹、其矢所止不得的知、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年五月丁卯、美濃國言、古樣弓弩不可中用、徒加修理、何用之有、今須弃古樣廿脚、更造新樣四脚、許之、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年五月十九日庚午、勅出雲國、廢史生一員、置弩師一員、永以爲例、即以權史生從八位下鴈高宿禰松雄、爲弩師、以善作弩也、

〔唐六典二十二軍器監〕弩坊署令一人正八品下　周禮司弓矢、掌四弩、凡弩狹庾利攻守、唐大利車戰野戰、〇中略 隋有弓弩署、皇朝改焉、

〔扶桑略記二十二宇多〕寛平六年九月五日、對馬島司言、新羅賊徒船四十五艘到著之由、太宰府、同九日、進上飛驛使、同十七日記曰、〇中略 豐圓春竹、率弱軍四十人、度賊前、凶賊見之、各鋭兵而來向守、〇對善友〇文室前、善友立楯令調、弩亦令亂聲、

〔扶桑略記二十五裡書〕承平四年六月廿九日、於神泉馬出殿、試右衞門志貞直、內藏史生宗良、左近衞常陸等之弩、爲遣海賊所也、

〔陸奧話記〕圍廚川嫗戶二柵、〇中略 件柵、西北大澤、二面阻河、河岸三丈有餘、壁立無途、其內築柵自固、柵上構樓櫓、鋭卒居之、河與柵間亦掘隍、隍底倒立刃、地上蒔鐵、亦遠者發弩射之、近者投石打之、

手弩

〔三代實錄三十九陽成〕元慶五年四月廿五日壬寅、出羽國、元慶二年、夷虜所燒盜、〇中略 弩二十九具、手弩一百具、〇中略 是日有勅免除、以省交替之煩、

石弓

〔倭名類聚抄十三征戰具〕旝　四聲字苑云、旝、音繪、和名以之波之岐、建大木置石其上、發機以投敵也、

〔類聚名義抄九力〕礮 イシハジキ

〔伊呂波字類抄伊人事〕砲イシハジキ　石拋　石彈同已上

〔運歩色葉集伊〕石弩イシユミ

〔書言字考節用集七器財〕弩イシユミ 史記註、蚩尤爲弩、又其制見武備志、

〔日本書紀推古二十二〕二十六年八月癸酉朔、高麗遣使、○中略貢獻○中略鼓吹弩拋石之類十物、

〔令義解五軍防〕凡衞士者、○中略毎下日、卽令於當府教習弓馬、○中略及發弩拋石、謂拋者擲也、作機擲石、擊敵者也、

〔奥州後三年記上〕遠きものをば矢を以てこれを射、近きものをば石弓をはつして是をうつ、死するもの數をしらず、

〔源平盛衰記九〕堂衆軍事

十月四日、學匠官軍ト相共ニ、早尾坂ノ城ヘヨス、此山ハ後ハ峯高クシテ下リガタク、前ハ谷嶮シテ上リ難キ上ニ、逆ニハ大木ヲ切テ逆木ニ引、岡ニハ大石ヲ並テ石弓ヲハル、面ヲ向ベキ處ニ非ズ、○中略適進戰輩、皆射伏ラレ切伏ラレケル中ニモ、多クハ石弓ニ打レテゾ亡ケル、

〔長門本平家物語十五〕兼康、○中略佐々が迫にかゝりにけり、小竹が迫は、西のかたは高山なりければ、上に石弓をはりて、木曾○義仲を待懸たり、○又見源平盛衰記三十三

〔源平盛衰記三十六〕熊谷向大手事

サテモ城○一谷ノ構ゾ夥シキ、○中略大形高所ニハ弩○弩一作石弓木ヲ張、柵ヲ搔、○中略鬼神ト云共、輙難落ゴソ見エタリケレ、

〔吾妻鏡九〕文治五年八月八日乙未、泰衡郞從信夫佐藤庄司、又號湯庄司、是繼信忠信等父也、相具叔父河邊太郞高經、伊賀良目七郞高重等、陣于石那坂之上、掘湟懸入逢隈河水於其中、引柵張石弓、相待討手、

〔承久軍物語三〕市降玄やうど、いふ所に、京がたよりさかも木を引て、みやざきさゑもん、一千よ

彈弓

きにてかためたり、うへの山には、いしゆみはりたて、かたきよせば、はづしかけんとよういしたり、人々いかにとあんじける所に、しきぶのせうのはかりごとに、いくらもありける牛をとらへて、角にたい松をゆいつけ、をひはなしたりければ、うし、たい松におそれて、はしりとをる所を、上の山より、すはやかたきのよせくるはとて、いくばくのいしゆみを、一度にはつとはなしかけたりければ、おほくのうしどもころされけり、此はかりごとによて、兵どもいしゆみのなんをばのがれたり、

〔增鏡十五村時雨〕すでにあづまぶしども、雲霞のいきほひをたなびき、のぼるよしきこゆれば、かさぎにもいみじうおぼしさわぐ、もとよりいとけはしき山の、ふかきつゞらをりを、えもいはず木戸逆木石弓などいふことゞもしたゝめらる、

〔相州兵亂記一〕箱根早河尻合戰事

同〇永享十年九月十日、〇中略大森ガ兵、箱根ノ衆徒、石弓ヲカケ、一度ニハツトハナス、數万ノ軍勢、是ニマクリ落サレ、遙ノ深キ谷底ヘ、雪頽ヲツカセテ落重ナレバ、敵ニ討レ死スル者ハ少シトイヘドモ、己ガ太刀長刀ニ貫レテ死スル兵、數ヲシラズ、

〔蓑輪軍記下〕蓑輪城安中松井田落城之事

甲軍無二無三に責かゝる、城中より矢を射る事雨のごとく也、鐵砲弩、透間もなし、

〔渡邊幸庵對話〕島原の一揆起り、兩國の大名寄り申旨承り、久しく陣事を見ざる故に、慰に行申候、〇中略但正月二日歟、總責の時、城より石弓を放し、是にて各敗軍いたし候、其内板倉内膳正殿〇重昌自徐無構城へ附被申候處、大なる石三つころび參り、これに內膳正殿行懸り被申、何の造作もなしゆくしをつぶすやうにたふれ被申候、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕彈弓　唐韻云、彈徒丹反、去聲、俗音彈弓宮、放丸弓也、文字集略云、竹弦弓也、

〔倭言字考節用集 器財七〕彈弓(ハジキユミ)

〔本朝軍器考 弓四 矢〕南都東大寺正倉院ニアル聖武天皇ノ御弓ノ圖ヲ見ルニ、其制スナハチ彈弓ニシテ、我國ノ物トモ見エズ、

〔令集解 職員六〕兵司　尙兵一人、掌供奉兵器之事、朱云、供奉兵器、謂臨時隨召供耳、未知何司有兵器何、先云、戴兵器、彈弓之類者、未知何、

〔法曹至要抄 上〕一射放彈投瓦石等事

衞禁律云、向宮殿内射、謂箭力所及、者、宮垣徒一年、殿垣加一等、箭入者各加一等、卽箭入閤内者、徒三年、入御在所者絞、放彈及投瓦石者、各減二等、亦謂人力所及者、殺傷人者、以故殺論、卽箭至隊仗若闘仗内者絞、雜律云、向官私宅若道徑射者、笞五十、放彈及投瓦石者、笞三十、因而殺傷人、各減闘傷一等、若故令入宅中殺傷人者、各以闘殺傷論、至死者加役流、

按之、向宮殿内并官私宅、射放彈投瓦石之者、可被處此科者也、

小銃

小銃ノ事ハ、武技部小銃術篇ニ在リ、

大砲 砲臺併入

大砲ノ事ハ、武技部大砲術篇ニ在リ、

古事類苑

兵事部三十九

甲冑一

古事類苑

兵事部三十九

甲冑一

甲ハヨロヒト訓ズ、又鎧鍇等ノ字ヲ用キル、後世冑ノ字ヲ用キルハ誤ナリ、之ヲ身ニ著ケテ、刺撃ヲ禦グ具ニシテ、中世以來又著長、物具、具足ト云フ、甲ノ史ニ見エタルハ、常陸風土記ニ、經津主神ノ事ヲ載セタルヲ以テ始ト爲ス、其製作ニ綿甲、革甲、鐵甲ノ三種アリ、後ニハ專ラ鐵ヲ用キル、其具ハ胴、袖、草摺ヨリ成リ、威毛ヲ以テ札ヲ綴レルナリ、袖ハ胴ノ左右ニ在リテ肩ヲ掩ヒ、草摺ハ胴ノ下ニ在リテ前後ヲ掩フモノナリ、札ハ甲葉ナリ、又板ト云フ、胸板、弦走板、栴檀板等ノ別アリ、威毛ハ絲革等ノ類ヲ用キルモノニテ、亦緋威、紫威、黄威等ノ別アリ、甲ニハ又挂甲アリ、ウチカケヨロヒ又カケヨロヒト云フ、其著用ノ法ヨリ名ヅタ、胴丸ハドウマルト云フ、普通ノ鎧ハ右腋ヲ缺キタルヲ、此甲ハ然ラザルガ故ニ名ヅク、

腹卷ハハラマキト云フ、鎧又ハ直垂等ノ裏ニ著スルモノニシテ、即チ腹ヲ纏クモノナリ、別ニ背後ノ間隙ヲ掩フ者ヲ用キ、是ヲ背板ト云フ、腹卷ニハ、原來袖又ハ小手等ハ具セザリシガ、後世ハ之ヲ加ヘ、或ハ直ニ鎧ニ代フルニ至ル、此外ニ又腹當アリ、專ラ腹ヲノミ掩フモノニシテ、輕裝ノ具ナリ、

鎧ニ屬スルモノニ、籠手アリテ兩手指ヲ掩ヒ、臑當アリテ脛脚ヲ掩ヘリ、上帶ハ鎧ノ表ニ帶ビ、鎧直垂ハ鎧ノ裏ニ著スルナリ、襯衣モ亦鎧ノ裏ニ著ス、又陣羽織アリ、陣中著用スル者ニ

シテ輕裝ノ具ナリ、

冑ハカブトト訓ズ、又兜鍪等ノ字ヲ用キ、後世誤リテ甲ノ字ヲ用キル、卽チ首鎧ニシテ、首ニ戴クモノナリ、其史ニ見エタルハ、播磨風土記ニ、大汝命ノ冑ノ事ヲ載セタルヲ以テ始トス、冑ニ綿冑、鐵冑、銀冑ノ別アリ、冑ノ名所ニ鉢アリ、錣アリ、鉢ニ屬スルモノニ星アリ、筋アリ、立物アリ、眞庇アリ、天邊アリ、而シテ頭像冑、總尾冑、帽子冑等ハ、鉢ノ全體ニ就キテ名ヅケタルモノナリ、三枚冑、五枚冑ハ、錣ノ板數ヨリ名ヅケタリ、甲冑ノ製作古今大差アリ、本篇甲冑製作ノ條ニ於テ詳ニセリ、

面具ハ半首、頰當、喉輪、涎懸ノ類アリ、面部ヲ掩フ具ナリ、鉢卷ハ古時衞府ノ冠帽ニ、末額アルガ如ク、髮ノ亂ルヽヲ防グ具ナリ、頰貫ハ卽チ軍用ノ沓ナリ、母衣ハホロト云フ、縨又ハ幌等ノ字ヲ用キル、古來諸說紛々トシテ詳ナラズ、

甲名稱

〔日本靈異記下〕鉀ヨロヒ

〔康熙字典戌集金部上〕鉀廣韻、集韻、韻會、並古狎切、與甲同、鎧也、

〔新撰字鏡日〕冑池右反、去、後也、緒也、胤也、達也、續也、與呂比、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕甲　唐韻云、鎧丘蓋反、和名與路比、甲也、釋名云、甲者似物之有鱗甲也、

〔類聚名義抄二〕甲古狎反、ヨロヒ、ツメ、和カフ、〔同三手〕擐音慣ヨロヒ、〔同八金〕鎧音慨、ヨロヒ、又古改反、カブト、鎧、冑、鍜、又古改反、鎉ヨロヒ

〔段注說文解字十四上金部〕鎧甲也、甲者木十千之首、从木戴孚甲之象、因引申爲甲冑字、古曰甲、漢人曰鎧、故漢人以鎧釋甲、从金豈聲、苦亥切、古音在十五部、

〔下學集下器財〕鎧ヨロイ甲ヨロイ二字義同、然日本俗呼甲爲冑、讀大誤歟、

〔字鏡集十六金〕鉀カブトカフヨロヒ

〔和漢三才圖會二十兵器〕甲よろひ音夾　鎧音開　介音戒　函音含　䤳音含　鉀音甲　和名與呂比、裝揃之義乎、ヨソホヒソロウノ

〔貞丈雜記十一武具〕一甲の字よろひとよむなり、冑の字かぶと、よむなり、然るに源平盛衰記など

には、甲の字かぶと、冑の字よろひに用たり、今世俗皆右の如し、字の用ひ違ひなり、東鑑には甲の字をよろひ、冑の字はかぶとに用たり、是本訓なり、東鑑の用方よきなり、武士として武具の文字を知らずして、取違ふるは口をしき事也、

〔日本書紀 五崇神〕十年九月壬子、遣大彦與和珥臣遠祖彦國葺、向山背撃埴安彦、〇中略 其卒怖走、屎漏于褌、乃脫甲之、知不得免、叩頭曰我君、故時人號其脫甲處曰伽和羅、

〔本朝軍器考 九甲冑〕其代〇崇神ニハ、甲ヲバ伽和羅トコソイヒケレ、〇中略 韻書ニモ甲ハ物ノ鱗甲アリテ、自禦グニ似タリ、甲、介、函、鎧、皆堅重ノ名也ト注セリ、今モ俗ニ龜甲ヲ加米乃伽字羅ナドイフハ、伽和羅トイフ詞ニ相通ヘリ、屋フク瓦ヲ伽和羅トイフモ、鱗ニ似タレバカクハイヒケメ、

〔古事記 中應神〕爾大雀命〇仁德 聞其兄〇大山守命 備兵、即遣使者、令告宇遲能和紀郎子、故聞驚、以兵伏河邊、〇中略 於是伏隱河邊之兵、彼廂此廂一時共興、矢刺而流、故到訶和羅之前而沈入、訶和羅三字以音 故以鉤探其沈處者、繫其衣中甲而、訶和羅鳴、故號其地謂訶和羅前也、

〔古事記傳 三十三〕訶和羅鳴は、訶和羅とは、甲に鉤の觸て鳴たる音を云なり、新井氏、訶和羅は、甲の古名なりと云て、(中略)今按に、式なる筑後國三井郡、高良玉垂命神社は、建内宿禰を祠りて、高良は、かわらと唱ふ、是若は韓國御發向の時に、彼大臣の服たまひし甲にやあらん、伊勢國度會郡、丹波國氷上郡などにも、加和良神社ありて、式に出で、出雲風土記にも、意宇郡に、式外に、加和羅社あり、これらも甲に依れる名にぞあらん、(中略)まことに鎧甲と同く、訶和羅と云べきに、物のさまなり、されば若此說に依る時は、此の地名をかわらと鳴べし、故に負へりと云は、別に一つの傳へにて、實は鉤を甲に繫て出したるを以て、負せつるなるべし、書紀に、甲をぬぎし故に名くとあるも、古名としてよく叶へり、彼は、或說に、甲をぬぎてかわらかになれる由なり、源氏物語に、かはらかなりと云語あくるに同じと云る說は、いかゞ、又思ふに、甲をかわらと云しも、其本の起りは、此の故事にてかわらと鳴しを以ての名かとも云べけれど、なほ然にはあらじ、

〔參考保元物語 二〕白河殿攻落事

京師本、杉原本、半井本並云、〇中略 金子〇家忠 拔テ持タル刀ナレバ、下ナル四郎〇高間 ガトヾメヲサシ、反ス刀ニテ三郎〇四郎弟 ガ具足ノ草摺ノハヅレヨリ、上ザマニ三刀刺テ、エイヤットツキノケタリ、

〔本朝軍器考九甲冑〕應仁ノ後、ウチ續タル世ノ亂ニ、古ノ鎧、腹卷、腹當、筒丸ナドイフ物ハ皆廢レテ、筒丸ノ制ニヨリテ、アラタメ作レル具足トイフ物ノミゾ、世ニ聞エヌル、ムカシヨリ鎧ニツキシ物ドモヲ、小具足ナドイフコトハアリシ、今ハ昔ノ制ヲ鎧トイヒ、今ノ制ヲバ具足トイフ俗ニナリタルニヤ、凡具足トイフコトバ、何ニテモアレ、其具ノコトゴトク備レルヲイフコトバ也、衞府具足、射手具足、弓具足、鞍具足ナドイヒシ是也、タトヘ其制ハカハリヌトモ、今ノ制ヲモ鎧トコソイフベケレ、又古ニ鎧ヲ著背(キセナガ)トモイヒシ事ハ、腹卷、腹當ナドイフ物ハ、皆其背ノ合ハザルニ、鎧ハソレラニ異ナレバ、カクハ名付イヒタルナリ、又著背長(キセナガ)ナドモシルスニヤ、ソレモソノタケノ腹卷、腹當ナドイフ物ヨリ長クシテ、ソノ背合ヒヌルガ故ナルベシ、又物ノ具トイヒシ事ハ、戎具(ツハモノノグ)トイヘル義ナルベシ、

〔鎧具足辨〕太古ニハ甲(ヨロヒ)ノ事ヲ訶和羅ト云シ也、○中略後ノ代ニ至テハ、具足トモ、物ノ具トモ、著背長トモ稱スル事ニ成レリ、具足ト云ハ、今世ノ詞ニ道具ト云ニ同ジ、兵器多キ中ニモ甲冑ハ緊要ノ者ナル故、具足ト稱スル也、是軍ノ具足ト云事ニテ、今世ノ詞ニ云ハヾ、軍ノ道具ト云フ事也、具足トハ鎧ニ限ラズ、スベテ道具ヲ云フ、義經記卷七直江ノ宿ニテ笈サガサレシ條ニ、兒ヲグシタル旅ナレバ、ケハヒノ具足ヲ持マジキイハレガアラバコソトアリ、是花粧ノ道具ヲ云、源平盛衰記、卷十七女院吉田入御條先帝朝夕御手ナレサセ給タリケル、御遊ビノ具足ドモ有リトモアリ、是幼帝ノ御モテアソビノ道具ヲ云、○中略此外古書ニ道具ノ事ヲ具足ト記タル事多シ、枚擧ニ遑アラズ、サレバ鎧ヲ具足ト云ハ、軍ノ道具ト云事ナリ、

〔高忠軍陣聞書〕一御きせなが〇〇〇〇と申事、御所樣の御具足ならでは申まじき也、公方樣の御小袖これ御きせながの本也、

〔鎧具足辨〕俗說ニ、大將ノ鎧ヲバ著背長ト云、侍ノ鎧ヲ著背長ト云事ヲ得ズト云モ、私ニ立タル法度也、後三年合戰物語卷上ニ、キセナガトリテキテ、郎等ドモ皆物ノ具セサセテ、出羽國ヘニ

甲始見

ゲテイニケリ、同書卷下泣々文ドモ書テ、我レラハ一定雪ニ溺レテ死ナントス、是ヲ賣リテ粮料トシテ、イカニモシテ京へ歸リ上ルベシト云テ、我キタルキセナガヲヌギ、ノリ馬ドモヲ國府へヤルト見エタリ、是大將侍ノ差別ナクキセナガト云べキノ證也、

〔古事談四勇士〕伊與入道賴義於革堂修逆修之間、○中略入道喚郎等一人云、左衞門尉○家、有怒氣歸畢、何事ノアルゾ、見テ可歸來云々、使歸來云、只今御キセナガヲ被取出テ、ツラヌキ本リ、御馬ニ被置鞍之間也云々、

〔貞丈雜記十一武具〕一鎧を著長と云は、鎧は腹卷、腹當、胴丸などよりも草摺長き故なり、

〔平家物語五〕藤川の事

重代のきせながから皮といふ鎧をば、からどに入てかゝせらる、

〔奧州後三年記上〕出羽國の住人吉彥秀武といふ者あり、○中略きせなが取て著て、郎等共に皆物の具せさせて、出羽國へにげていにけり、

〔鎧具足辨〕平治物語、義朝敗北ノ條ニ具足ヲ召レン爲ナラバ、物具ヲバマキラセ候ハントアリ、是鎧ノ事ヲ具足ト云ヒ、又物具ト云タル也、鎧ヲ物具ト云事モ、諸書ニ見エタリ、擧ゲ盡サレズ、物具ト云ニハ、非、公家ニハ冠服類ヲ物具ト云、物具抄ト號シテ、裝束ノ事ヲ記タル書アリ、古具足ト稱シタルハ、後世ノ鎧ノイマダ出來ザル時、古製ノ鎧ヲ云ヒタル詞ナリ、

〔參考保元物語一〕主上三條殿行幸附官軍勢汰事

京師本、杉原本、鎌倉本並云、○中略義朝本陣ニ歸リ物具ス、其日ハ家ニ傳ル八龍○鎧名ヲ著タリ、

〔常陸風土記信太郡〕古老曰、天地權輿、草木言語之時、自天降來神名稱普都大神、巡行葦原之中津國、和平山河荒梗之類、大神化道已畢、心存歸天、卽時隨身器仗、○俗曰伊川乃、○乃下恐脫川邊二字甲戈楯劍、及所執玉珪、悉皆脫屣、留置玆地、卽乘白雲、還昇蒼天、

甲名所

〔異制庭訓往來〕鎧百領并甲、略○中推付、胸板、腋立、草摺、栴檀、紩走、略○中一向遂古體宗當世様、

〔本朝軍器考九甲冑〕昔ノ鎧ハ脇楯アレバ、馬手ノ脇ハ合ズ、乳ノ下ヨリ下ノ札四段ナレバ、古物ニモ四枚胴ナドイヒケリ、此四枚ハ前ヨリ射向後マデツラナル、略○中鎧ノ前ノ第一ノ板ヲ一ノ板トモ、源平盛衰記ニ胸板トモイフ、略○中胸板ノ次ヲバ、弦走ノ板トイフ、源平盛衰記ニ世ニハ假粧板ナドイフ也、コレヨリ下ノ板ドモ、皆弦走ヲモテ覆フベシ、弦走ノ三ノ板トイヒシハ、承久記第三ノ板ヲイヘルナリ、此板弦走ノ下ニアリテ、上ヨリハ第三ニアタルガユヘナルベシ、高紐トイフハ、略○中今イフ綿嚙ノ相引ノ緒、スナハチ高紐トイフモノ也、高紐ニ弦セカレジトモ、又弓ツヨク引ントテ、甲ヌギ高紐ハヅセシナド、フルキ物共ニ見エシハ、保元物語ノ異本、太平記等ニ見ユ、此物ノ事ヲイヒシ也、今ハ馬手ノ引合ニアル緒ヲ、高紐トイフ事ニヤ誤レルナルベシ、栴檀板トイフモノハ、此高紐ノ上ニ覆ヘル也、古ハヲシツケノ板トイヒ、今ハ綿嚙ノ横板ナドイフ物、略○中此板ヨリ左右ニワカレテ、兩肩ヲオホヒテ、前ノ方ニ至テ、高紐ヲ縣ベキ板ハ、略○中今ハ綿嚙トイフモノ也、此板ノ上ニ障子ノ板トイフ物アリ、コレモ古ヨリ聞エシ物ナリ、略○中綿嚙ノ横板ノ下ニアタレル板ハ、逆板也、此逆板ニ總角ヲ付ヌレバ、フルキ物ニハ總角付板トシルシタリ、太平記ニ略○中凡草摺ハ前ト後ト射向トニ合セテ、三枚アルベシ、前ヲバ前板トイヒ、後ヲバ引敷ノ板トイフ、射向ノ方ヲバ、フルキ物ニハ、弓手ノ草摺トゾシルセル、源平盛衰記ニ此板ニ太刀懸トイフ物アリ、脇楯ニツキタルヲバ、壺板ト名付タリ、太平記ニ見ユ、今ハユルギノ絲トイフモノ、昔ハ草摺ノ横縫ノ絲トイフ、太平記ニ太刀懸草摺ノ横縫ト見エシハ是也、前モ後モ射向モ、其終ノ板ヲ菱縫ノ絲トイフハ、此板ニ菱縫ノ絲アレバ也、袖ト冑ノシコロトノ終リヲモ、菱縫ノ板トイフ事、又コレニ同ジ、異本保元物語ニ、八郎爲朝鎧ノ名所ヲカゾヘラレシコトバニ、クツケイ、弦走、障子板、脇立ノ上ト云フコトアリ、其クツケイト云ハ、イヅクナルニヤ、未レ詳、左ノ袖ヲバ古ヨリ射向ノ袖トイヒシカド、右ノ袖ノ名ハ聞エズ、袖ノ上ノ板ヲ冠ノ板トイフ事モ、古ヨリ聞エシ、其板ノ前ノカタヲ、世ニハ櫛形トイフ、其次ヨリ一ノ板二ノ板ナドカゾフ

ル也、オヨソ袖ニ緒付ル事四所也、綿嚙ニ結ブベキヲ、ジ。ツ。カ。ノ緒。トイヒ、袖ツケノ管ニ懸ベキヲ、後ヲバ懸。緒。トイヒ、前ヲバウ。ケ。緒。トイヒ、合セテコレヲ四ツ緒トモイフ、總角ニ懸クベキヲバ、水。呑。ノ。緒。トイフニヤ、此等ノ名ハフルキ物ニハ見エズ、タヾ世ニイヒナラハセル所也、（中略）

昔ノ制ノ今ニカハレルハ、障子板、栴檀板、弦走、逆板、太刀懸ナドアルト、特ニハ脇楯ノアルコソ、大ニ異ナル物ナレ、障。子。板。トイフハ、薄鐵ノ形ハ弓張月ノゴトクニ半圓ナルヲ染皮ニテツヽミテ、左右ノ綿嚙ノ上ノ前ニヨリテ、ソノ圓ナルカタヲ上ニナシテ側立ツ、又同形ニテ、ソノ中ヲ虚クセルモアル也、コレハ頸骨射ラレザラムタメノフセギ也、タトヘバ屋ノ内外ヲ、障子モテ隔テタランヤウナレバ、カクハ名付タリケリ、又栴。檀。ノ。板。トイフハ、胸板ノ左右ニアリ、又小。手。輪。ナドモイフニヤ、（此名ハフルキ物ニハ見エズ）又右ヲ栴。檀。左ヲ鳩。尾。（ハトヲ）トイフヨシイヒ傳へ侍リ、イハユル栴檀板ハ、其形左右ノ袖ノゴトクニテ、特ニ少シク、板ノ數モ、三枚ニテ、タケモ纔ニ七寸五分許アルベシ、鳩尾トイフ板ハ、薄鐵ノ上濶ク下狹キガ、タケ七寸許ナルヲ、染皮ニテツヽメルニ、金ノ覆輪アル物也、此二ツノ板ヲ左右ノ綿嚙ノ相引ノ緒ノ上ニ掩フヤウニカケテ、又二ツノ板ノ中ニアル紐ヲ前ニ結デ、ヒラケザラムヤウニシタル也、コレ相引ノ緒キラレザランタメノ料ナルベシ、昔ハ二ツナガラ合セテ、栴檀ノ板トヤイヒヌラム、栴檀ノ板トイフ名ハ、フルキ物共ニ見エシコト多ケレド、鳩尾ナドイフ名ハ見エズ、（コレヲ栴檀ノ板トイフ事、オモフニモトハ杏葉ノ形ヲ用ヒタリケム、春日社ニアル栴檀正成ノ筒丸ナリトイフモノニハ、杏葉ノ形ヲ用ヒラレタリ、杏葉トイフ物ハ、特ニフルキ物ニテアル也、イニシヘノ馬ノ飾ニモ此物用ヒシ事アリ、栴檀ハ二葉ヨリカウバシキナドイフ諺モアレバ、此物、葉ノ形二ツヲ用フルガ故ニ、カクハナヅケタルナルベシ、ソノノチニ其制アラタマリヌレド、其名ハモトノマヽニヨビシニヤ、此板ニハカナラズ匂ノ緒トイフモノヲツカヘバ、カクナヅケシナドイフ説アレド、匂ノ緒トイフモノハ、袖ニモ草摺ニモツカフベシ、此物ニノミカギリテ、其義ヲ取ルベシトモオモハレズ、又鳩トイフ鳥ハ、八幡ノ御使ナリナドイフ事アリテ、シカモ此板ノ形モ、イハヾ鳥ノ尾ニ似タルモノナレバ、鳩尾トハ名付タリケン、但シ此板ノ形、我見シ所モ少シキ異ナル物ドモアリキ、）弦。走。トイフ物ハ、染皮ノ形凹ノ字ノゴトクナルヲ、上ハ假粧ノ板ノ下ヨリ、下ハユルギノ絲ノ下ニ至リ、射向ノ半馬手ノハヅレ迄ニカヽルヤウニシテ、鎧

ノ前ヲ掩ヒタル也、其染皮ノ上ト左右トノメグリヲバ、或ハ錦皮、或ハ織物ノ類ヲモテ縁トナシ皮ト縁トノ縫メギハニハ、組ヲモテフセヌヒニシタルヲ、上ノ方ヲバ小櫻トイフ釘ニテウチ、下ハ其皮ヲ穿チテユルギノ絲ヲ引出シケル也、藤森祉ニアル崇道天皇ノ御鎧ト云フ物、弦走ノ破レテ、上ノ方バカリ殘リタルガ、獅子頭ヲ染シ皮也、ツク〴〵トコレヲ見ルニ、其皮ノ上ニ小シキナル紋アル赤地ノ織物ヲ覆ヒシガ、所々ニ破レ殘リシアリ、縁トナセシ物トモ見エズ、メヅラシキ物ニ覺エ侍リ、（假○粧○ノ○板○トイフ物ハ、胸板ノ下ニモ、ヲシ付ノ板ノ下ニモ、又ハ袖ノ冠ノ板ノ下ニモアルベシ、廣サ五六分ノ板ヲ横タヘテ、紋アル皮ニテツヽミテ、間○ノ○金○物○トイフ物ヲ打、其板ノドニ白キ赤キ二色ノ綫ヲモテ、水○引○トイフ物ヲツクル、此水引ヲマタ、ウ○モ○ン○ト○モ○イフニヤ、）逆○板○トハヲシツケノ板ノ下ニアル板ヲイフ、凡鎧ノ札ヲバ下ノカタノ上ニカサナレルヤウニスルニ、此板バカリ上ト下トノ上ニナルヤウニシタル物ナレバ、サテコソ逆板トハ名付タレ、其制上ハ○札○頭（サネカシラ）トイフ物シテ、下ハ一文字ニシタルヲ、上ノカタニハ啄木ノ組ヲモテ、ウナメトイフ物ニシテ、ヲシツケノ板ニ綴リ、下ノカタニハ、菱縫二通リシテ、其下ノ板ニ綴ル、此板ノ眞中ニ總角付ノ金物アリテ、總角ヲ付レバ、總○角○付○ノ○板○トモイフ、又總角トイフ物、鎧ノ後ニツクル事ハ、昔素戔烏尊ノ天ニ昇リ給ヒシ時、日神ミグシフアゲテ髻トナシ給ヘルヨリ事起リ、略○中鎧ノ總角ハ神代ヲマナビ、總角ヲ表スル也ト見エケリ、（按ズルニ、冠トイフ物、伊弉諾尊ノ御時ヨリ始レルニヤ、其事舊事記ニ見エタリ、又大己貴命ノ冠ノ事、出雲風土記ノ中ニモ見エタリ、三十四代ノミカドノ代ニ始レルトイフ事ハ、イカヾアルベキ、）コレラノ説ニヨリテ、總角トイフ物ハ、冑ニツケタルヲイフ、鎧ニツクル事ハ後代ノ事也ナドイフ人モアレド、昔ヨリ鎧ノ總角トコソハイヒタレ、（冑ニアルヲバ、世ニハ母衣付ノ緒ナドイフ也、）太○刀○懸○トイフモノハ、射向ノ方ノ草摺ヲ綴レル物ニテアルナリ、前○板○引○敷○ノ○板○ヲバ、ユ○ル○ギ○ノ○絲○ニテ綴レド、弓手ノ草摺ハシカハアラズ、其タケハユルギノ絲ノナガサノゴトク、ソノハヾハ草摺ノ板ノ廣サノゴトクナル染皮ノ左右ニ、異皮ヲ縁トナシテ、縁ト皮トノ縫メギハニ、組ノフセヌヒシテ、織物ノ裏打タルヲ用フル也、草○摺○ノ○一○ノ○板○ニ金物ヲ打コト三所、コレハ彼皮ヲトヅベキ料也、此板

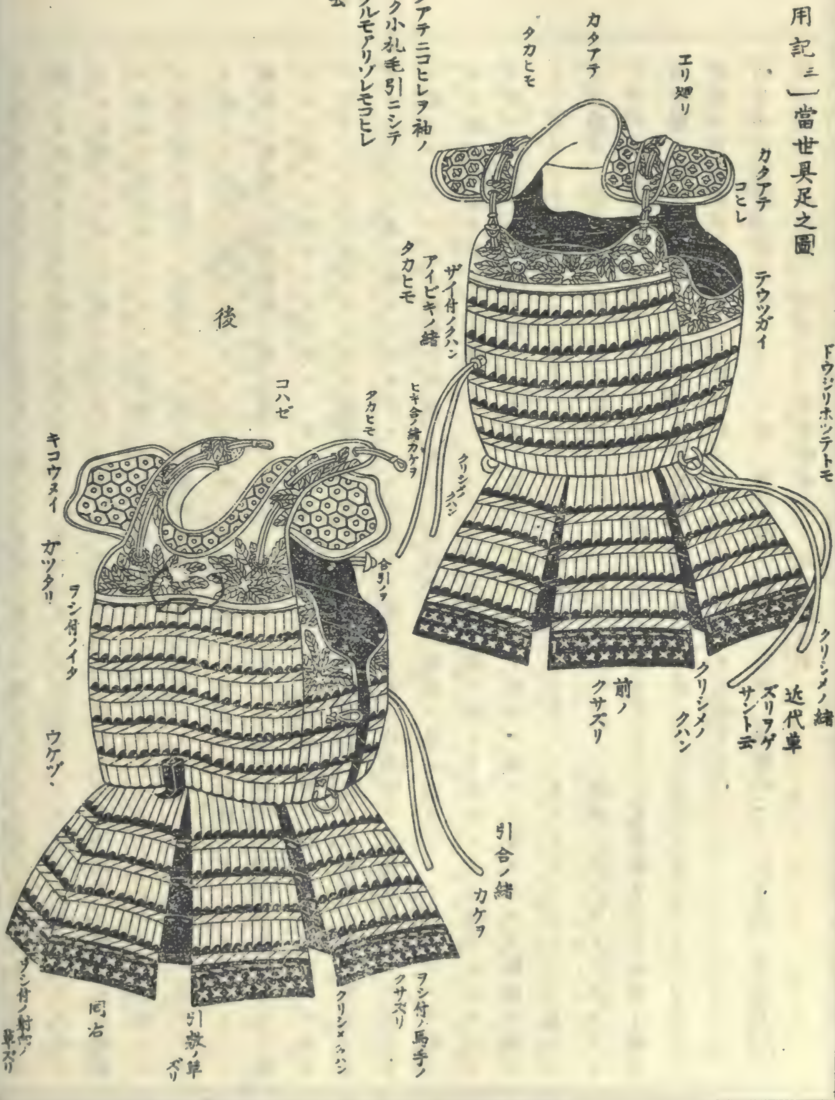
胴

ニ絲ヲ用ヒザル事ハ、太刀ノ鉸具ニ觸レテ、其絲ノ絶ナン事ヲオモフガ故ナルベシ、サレバ太刀。懸。トモ名付タリケム、草。摺。ノ制モ今樣ニハ異ナル多シ、其形牝瓦ヲフセタルヲ見ンヤウニ、中タカク左右ハクダレリ、俗ニカスガイダメナドモイフ事ニヤ、前板モ引敷モ、弓手。ノ草。摺。モ、又脇。楯。ノ。壺。板。モ、皆五枚ヅヽニシテ、菱。縫。ノ。板。ヲバ、中ヨリワリテ二ツニナルヤウニシタル也、脇。楯。トイフ物ハ、神功皇后ノ新羅ウタセ給フ時、應神天皇イマダ胎中ニマシマセシカバ、御腹ノ大キクナリ給ヒテ、御鎧ノ脇アハザリケルニ、武内ノ大臣御鎧ノ草摺切リテ、御脇ニアテマイラセシ、コレ此物ノ始也トモ、又此物ヲ作リ出シテ進ラセラレシトモイヒ傳ヘヌ、太平記神祇靈驗記等ニ、此事フルキ物ドモニ見エシ所ナレド、正史ニハ見エズ、日本書紀ニハ、皇后新羅ヲウチ給ハントテ、スデニ吉日ヲウラヘテ、タチ給フベキ時ニ、適開胎ニ當リ給ヒシカバ、自ラ石ヲ取リテ御腰ニ插テ事竟リテ還ラン日、茲ニ產レ給ヘト祈ヒ給ヒシニ、新羅ヨリ還ラセ玉フ時、胎中ノ天皇筑紫ニシテ、生レサセ給ヒタリケリ、ソノ產處ヲ宇瀰ト名ヅク、其石今モ伊都縣ノ道ノ邊ニアリトハ見エタリ、○中略モシ此石ノ事ヲアヤマリ傳ヘタリケンモシラズ、又此石ニ象リテ脇楯トイフ物作レルナドイフ事ニヤ、但シ古ノ鎧ノ制ヲ、ヨク〳〵見ルニ、ハジメヨリ馬手ノ脇ヲバ合セズシテ、脇楯ヲ用ヒテフサガンヤウニ造レル物ナリ、カクツクレル事、便リアル事ドモ、多カリヌベシトコソ見エタレ、其制ハ一枚ノ板ノ長ハ、鎧ノ射向ノ方ニヒトシキガ、上ノカタハ脇板ノ形ノゴトクナルヲ、コトゴトク染皮ニテツヽミ、織物ノ類ニテ裏打タルニ、壺板ヲツケタル也、壺板ヲツクル革ノ制、又太刀懸ニ同ジ、脇楯板ノ中ニアタリテ、啄木ノ組ノ緒引キ出スベキ穴、一ツモ二ツモ三ツモアリ、前後ノ下ノカタノハヅレニ、今ノ世ニクリジメトイフナル物アリ、

〔武具訓蒙圖彙四〕胴之事　上ハリ胴　背割胴　胴丸　角胴　佛胴色々有　仁王胴　南蠻胴色々有之
餓鬼腹胴　麥粒胴　鳩胸胴　四所蝶番胴　龜甲綴疊胴

〔軍用記三〕當世具足之圖

カタアテニコヒレヲ袖ノゴトク小札毛引ニシテ付タルモアリソレモコヒレト云



〔武具短歌〕胴は桶がは、ほとけ胴、縫のべ、小ざね、もがみがた、たてなしがたに、かわぐゞく、なんばん胴に、むなめとぢ、菱とぢ、鋲とぢ、〇下略

〔單騎要略一著用〕身甲(どう)は胴丸、桶側(おけがは)、當世胴、佛胴、疊胴等の別あり、其ほか堅剣、革包胴、腹卷、柄無形の作夥し、桶層胴、佛胴、革裏胴、鋲綴菱威、白掛、寄掛等は平士に益あり、

〔單騎要略三具傳〕匿債(れんじやく)胴は身甲の内に、匿債(ながれ)(紐を施こして重きを負ふ所謂の緒なり)を設け、是を左右の肩に掛て著すなり、大體は笈をおふがごとし、其餘の作法は尋常の甲冑をもてなすらへ知るべし、

〔軍用記二〕鎧の胴の板は七枚なり、下四枚を衡(かぶき)胴と云、かぶき胴より上三枚をば、たてあげといふ、かぶき胴は弓手よりおし付の方迄連なる也、札は毛引を本式とするなり、胴の前むな板は、色色の紋ある染革にて包むなり、〇中略　胴のうしろも前と同じく、おし付の板ともに、板數七枚なり、〇中略　弓手の方に前もうしろも、たてあげの分はぬいつゞけず、かぶき胴の分は縫つゞくるなり、たてあげの上かど、兩方共に組緒二すじづゝ通してつなぐなり、たて上の緒と云、前もうしろも馬手の方の胴の下に、二尺計の組緒を付る、是を引合せの緒といふ、脇楯をあて、其上をゆふなり、革緒にてひらくくけるなり、前の緒は長し、うしろより前へ廻して、右の脇にてむすぶなり、後の緒は二尺ばかりなり、

〔貞丈雜記十一武具〕一鎧の胴(どう)に草摺(くさずり)を付たる所の糸を、ゆるぎの糸と云也、此ゆるぎの糸の所を糸を不用して、一枚革にて草摺を胴へ取付たるを、蝙蝠付(かうもりづけ)といふ也、蝙蝠の翅に羽毛なくて皮ばかりなる故、糸の毛引なくて革にてつがひをしたるを、かうもりづけと云也、

一金胴(かなどう)、又鐵胴とも書、包胴(つゝみどう)、又裹胴とも書の事、金胴と云物は鎧にも非ず、腹卷にも非ず、又胴丸にも非ず、鐵にて胴ばかり札を横に打のべて拵たるを云、(すがけにとぢてあがきあり)草ずりもなく袖もなし、是をかなどうと云なり、漆にてぬるなり、又は金胴を段子、綸子などにて包たるを包胴と云なり、金胴包胴は、勇士

強勢の士、鎧の下に著るものなり、又金胴は草ずりも、袖もなく胴ばかりなるゆへ、から胴とも云なり、太平記に、畑六郎左衛門、金胴の上に、火威鎧の敷目にこしらへたるを、草摺長に著下して云云、又同書に、和田新發意金胴の上に大鎧きて云々、又明德軍記に、一色左京大夫は赤地の純子にて包たる金胴に、白糸の鎧つまどりたるを二領重ねて著給ふ、(金胴ハ二領の外なり)又太平記に、矢開將監がから胴をくさめ通しに射ぬかれて云々、物知らぬ人は皆金胴は、鎧の胴を鐵の打のべにして、袖も草ずりもある物と思ふは非なり、又包胴と云も、鎧の胴を包たる事なりとおもふは非なり、式正の鎧は前のかたを染革にて包む、後は包まず、前の方を染革にて包むを、弦走りと云なり、是は包胴とは別の事なり、弦走あるをみて、包胴と思ふは甚あやまりなり、

一近世の具足の胴に最上胴(モガミドウ)と云物あり、鐵にて四枚胴にして、鋲にてとぢたる物なり、古はなきものなり、

〔中古甲冑製作辨下〕身甲之事

胴丸は小札三ッ目札にて、射向に蝶番なく、一ヶ輪切に裏を打たるを糸にて威し、胴をくるりと廻して、馬手のかたにて引合する樣に造たる物なり、中古の鎧は、胴丸のかたにて次第に變じたるものなり、中古は輪毎に、止革にて張、切桶のかはの樣にたち、胴になして帶の上に持せ著る樣になりたる故、蝶番なければ著用ならぬ故、射むけに蝶番を仕出し、裏も一面に皮にて張て、一輪切に打事やみたり、發手も其頃迄は、古代の鎧のとほりに、一文字にてありしが、此頃より脇をかきたるなり、天正之頃、大に變じたり、一體小札三ッ目札にして、一ヶ輪切に裏を打て、古代は鎧を造、屈伸自在に、蝶番もなく製したる物也、夫を中古天文、永祿の頃より、身甲を止革にて結留、たち胴に造、帶の上へ持せ、腰にてしめ著する方、戰爭の便利宜に極ると工夫して、鐵胴にかはりたるかはり際故、高きより飛時喉を突べきなど、云意にて、止革を上下一段宛はせずに、屈伸のあが

きを付しもあり、是は全鎧胴丸の製より移り際故、いまだ立胴の德を、納得せざるよりの事なり、未戦法開ぬ故なり、勝負の時踏違て戦には、腮を穿事あるべからず、肩すぼみ裾廣く、縫延に造たる物多し、是を麥粒なりと云、鐵か革を板物にして、板の頭を、廣島頭、矢筈頭等に割て造たる物あり、射向を巻蝶つがひにしたる也、又兩高紐とて、射向勝手ともに、合せ紐にてむすぶあり、大小の胴に合の德あり、鈫物などには、兩高紐に造事宜しかるべし、四處蝶番にしたる物宜し、内蝶番と云は、蝶番のかねを別に造て、裏のかたより打造るなり、外蝶番と云は、表のかたより鐵物を打付るなり、内てふつがひは放れ易し、外蝶番宜し、是を縫延胴と云、最上胴とても同じ事にて、小札物より板物にかはりたる際故に、兎角以前の製之氣放れぬ故なり、天正の頃の製とは格別なり、

最上胴は、大永の頃の物ならん、信家作にもある物なり、一ヶ輪切に裏をうちて、胴丸に同じ鐵の板物捻り返しありて、つる綿喰にして、毛引に威もあり、又素掛に威もあり、屈伸自在也、大將分の領には然るべきか、然れども肩ひける故、働まへには惡からん、尤四ヶ輪物にて、立擧二枚なり、稀に五ヶ輪もあり、鐵綿かみもあり、小鰭なし、高紐手先どめ也、又懸通もあり、一つ結事古法なり、然るを綿喰へ穴を明けて、突貫てうへにて結たるも有、尤鐵具廻へ、山椒鋲など打しもあり、外蝶番なり、辯臺ともになし、鐵綿かみの時汁裏を革にてつゝむ、鐵にては肩へあたる故なり、近代の物には、ゑり臺立ゑりを付るも有、又滿知羅を用るもあり、中古の物にはなし、草摺は、八九間十間もあり、毛引も、素掛にても腰付は毛引也、又草摺に二通り、蝶番したるもあり、釆拜付、手拭付の鐶なし、一ヶ輪毎に、捻り返しあるを上品とす、胸板は捻返し各あり、かたちは裾せまく肩廣し、奈良物は麥粒形と云て、裾廣く肩せまし、中古の物は肩廣く裾せまし、發手の所一文字に切る、左右にかぎなし、腰付も毛立の寸と同じ、古代の鎧の製より移り際故に、古代の風遺るなり、天正の頃に至りて、格別に改りたり、

桶ヶ輪胴は、天文、永祿の頃、尾州にて造初めしと見ゆ、其頃秀吉公、初藤吉

郎とて、松下嘉兵衛の奴僕たりし時、嘉兵衛藤吉郎に命じて、金六兩をあたへて尾州にて、桶ヶ輪胴と云鎧を仕出せし由、一領求來るべしとて、遣したると云事、雑史に見ゆ、然れば此頃より、仕出せし物ならん、竪はぎ又横はぎもあり、四所せんざしなり、前を三枚にはぎたるあり、二枚にはぎたるもあり、是は宜しからず、射向をはぎしもあり、四所せんざしと云が能き案じなり、尤内繰(うちからくり)は不宜、外繰よし、胴たけの短きもあり、胸のあがくもあがゝぬもあり、發手一文字なり、前後射向の鐵具、前より後のかた少し長し、外へそつた物なり、杏葉なし、綿かみ手先どめ也、又掛通しもあり、小鰭なし、捻返しなし、射向の前は蝶番、後は小はせ掛にしたるもあり、覆輪のあるもあり、一輪毎に、鐵の板物を繰りしめにして、一段〱と軒を立て塗なり、軒を不立、輪の合せ目を漆に埋て塗たるを、佛胴と云、信家作に此形の物あり、小札物より、板物になりたる初めなり、肩せまく裾廣く、小ぶくらにて、麥粒形なり、段毎の軒を立ずに、一面に滑らかに塗たるを、佛胴と云小札毛引を、縫のべに仕たるにても、雨露に染時は、漸々重く覺て、破くるしむ故に工夫して、糸をはぶき鐵胴に仕たるなり、最上胴なども、鐵の板物なれども移際故に、古の風を離ぬ故、鐵板を素懸又は毛引に仕たるあり、穴多く穿の損、いか計かはかりがたし、天正の頃漸々其所を發明して、糸を不用工夫出來しなり、

雪下胴と云は、相州雪下にて、久家政家が製したるなり、久家（國久が子相州雪下作、天正慶長の頃號ニ德七郎、）政家（久家が子相州雪下作、慶長の頃號ニ左太郎、）此父子の作、絶品なり、買人の言葉に奥州胴と云、又仙臺胴と云、仙臺政宗、此形の胴を專ら用ひて、家中の士悉く此胴を用ひたり、久家、政家を、仙臺へ呼下して多く造しむ、其門弟加賀大椽宗定と云者、仙臺の抱となりて、祿五百石を給ひ、住所の地面も廣く給り門人數人ありて、雪下の形の胴を、夥敷造せらる、宗定の作は、久家政家に劣らぬ物あり、其門人に至りては、形いやしく鐵厚にて、重くして下品なり、宗定跡は斷絕して、今はなしと云、今も奥州より來る荷物に、雪下の風の胴來るは、其謂也、偶には久家政家作も來る也、夫故に買人は、奥州胴、仙臺

胴と唱るなり、此時代戰法古と違、鐵炮等の戰具のふせきの得失を考、胴のかたち鍛等を悉く詮議しつめたる物なれば、此かたちの胴絶品なり、○中略打出し胴は、宗介より廿一代目、長門邦道最初なり、信家作にも、小手袖の類には、打出摸樣もあり、胴にははなし、邦道が子大隅宗介、其弟子式部宗察等、胴、小手、袖、脛當等に、打出し摸樣を造りたり、○下略

〔長門本平家物語十八〕能登守殿○敎經黑かはおどしのよろひを、袖も、草ずりもちぎり捨て、胴ばかりみにまきて、丸鞘の太刀さや計りに、腰にのこりたるかぶともき給はず、

〔高館草子武家名目抄甲冑四下所引〕辨慶是を見て、もつてひらいておがみうちにてうとうつ、○中略四まいかなどう、ひつしきくさずり二つにさつときりわつて、ゆんでめてへさばけたり、

〔本朝軍器考頭書九下〕四枚カナ胴ト云ハ、胴ヲ四段ニシテ縫連タルナリ、

〔太平記三十一〕八幡合戰事附官軍夜討事
和田ガ中間是ヲ見テ、小松ノ陰ヨリ走出テ、近々ト攻寄テ、十二束三伏暫堅メテ放ツ矢、關將監ガカラ胴ヲクサメドホシニ射拔レテ、小膝ヲツイテゾ臥タリケル、

〔大友記〕多々良濱合戰之事
爰ニ二三百騎ムラガツタル陣ノ中ヨリ、桶胴ノ鎧キタル早雄ノ若武者、スキマモナクキツテカカル、

〔本朝軍器考頭書九下〕桶皮胴ハ打ノベニシタルカナ胴ナリ、今世ニ桶皮胴ト云鎧ハ、古ノ桶皮胴ト云フカナ胴ニ、草ズリヲ付タル也、織田殿ノ時、松下加平次ガ藤吉ニ命ジテ、尾張ノ國ヘ桶皮胴ノ具足買ニ遣シタルコトアリ、其比ヨリ桶皮胴ニ草ズリ付タル物出來シナリ、元ハ胴バカリナリ、

〔下學集器財下〕筒丸ドウマル日本俗所言也、但筒或作胴、大誤也、是以人身喩竹筒也、同字無體、今用之事何哉云々、

〔庭訓往來〕大荒目筒丸(なはあらめのどうまる)

〔運歩色葉集〕大荒目筒丸(オヽアラメノドウマル) 札白也

〔武器考證〔目録下 筒丸部〕〕筒ハ胴ナルベシ、丸ハ一圓ノ義ナルベシ、鎧ハ右ノ脇開タリ、筒丸ハ右ノ脇ニシテ、一圓ニ圍ム故ノ名ナルベシ、

〔本朝軍器考〔九 甲冑〕〕筒丸トイフ物、又胴丸トモカク、胴ヲカコミシ形ノマロク、竹ノ筒ニ似タレバカクイフヨシ、下學集ニハ注セリ、春日社本談議屋ニアル、楠正成ノ鎧ト云フ物ヲ見シニ、即チ胴丸ノ制也、黒革威ナルガ縫ノベナド云フ物ノ如クニシテ、馬手ノ方ニテアヒヌレバ、脇立ヲ用ユルニ及バズ、草摺ハ八枚ナリ、障子板、弦走ノ革ナドモナク、栴檀板ヲバ杏葉ヲ以テ代ヘタリ、袖ハ今イフ大袖ノ制也、同ジ毛ノ三枚冑ニ鍬形ヲ打、(正成ノ物也ト云フ、正シキ證モアラズ、冑ノ吹返ウチシ金物ニ、菊ノ立枝アリ、コレニヨリテカク云ヒシトキコユレド、楠和田等ノ家ノ紋ハ、世ニ菊水ト云傳ヘテ、古キ紋盡ト云フ物ニアルヲ見ルニ、彼金物トハ大ニ異也、)金胴トイフハ、今ノ桶皮ナドイフモノヽ類ナルニヤ、其製イマダ詳ナラズ、

〔軍用記〔三〕〕胴の事、胴丸は札の一段一段をあがきにする也、鎧のごとくかたくはなし、

〔源平盛衰記〔二十二〕〕衣笠合戰事

大介(○三浦義明)ハ、(中略)下知シケルコトハ、(中略)弓能ク射ル者共ハ冑ヲ著ザレ、腹卷腹當筒丸ナドヲ著テ矢倉ニ上テ、敵ノ鎧ノ胸板ヲ差詰テ射ヨ、

〔曾我物語〔八〕〕ふじのゝかりばへの事

その中にことにすぐれて見えたりしは、五郎まるなり、もえぎおどしのどうまるに、一しやく八すんの大がたなさし、(下略)

〔太平記〔二十二〕〕師賢登山事附唐崎濱合戰事

見物衆ノ中ヨリ年十五六許ナル小兒ノ、髮唐輪ニ上タルガ、麴塵ノ筒丸ニ大口ノソバ高ク取リ、

○下略

〔參考太平記二十六〕師直師泰奢侈附管三位在登被害事

天正本云、○中略大納言殿○藤原冬信ハ、花族幽玄ノ事ナガラ、聊健ナル人ニテオハセシカバ、此事キツト膽ニヤ當リケン、水干ノ下ニ萌黃ノ胴丸ヲ著シ、○下略

〔明德記上〕大內權大夫○義弘ガ兵ハ、神祇官ノ森ヲ背ニ當テ、射手ノ兵共皆同丸ノ腹當、帽子甲ニテ、楯ヨリ左右ヘ流テ、雨ノ降如クニゾ討タリケル、

〔鐙色談〕萌黃威胴丸の事　明德記に、○中略同丸の腹當帽子かぶとにて、○中略と見えたり、右の同丸と腹當との間、の字衍文なるべし、同丸と腹當別々也、筒丸の下に腹當したる事を、同丸腹當と書たる也、

〔萬松院殿穴太記〕卯月廿七日には、有春卿に仰て喜見城泰山府君の星を祭らせけり、土御門の祭壇に棚を構へ、幣帛をたてゝ、祭文をよみ上たり、寶物には、紫にほひの胴丸の花やかに威したるに、○下略

〔太閤記一〕秀吉公素生

二十歲のころ、遠江國の住人松下加兵衞尉と云し人に事へしが他に異て用所を叶へ侍るに、或時尾州信長公御家中には、いかやうなる具足甲やはやるぞと、松下尋しに、秀吉うけたまはり、尾張國には桶皮筒には事變り、胴丸とて右の脇にて合せ、伸縮自由なるを以て、をしなべて是を用侍る由被申ければ、さらば其具足冑買て參れよとて、黃金五六兩渡しつかはしけり、○下略

〔奥羽永慶軍記三〕九戶九郎實親被討事

二番ハ長內雅樂允黑皮ノ胴丸著テ、○下略

〔東遷基業十五〕瑞立山塞陷極原兄弟戰死附岐阜城陷事

羽柴正則の軍士梶田新助、子持筋の付たる胴丸に、大身の槍を持て七曲口の坂下にて、敵五人と突合しが、敵一人突伏て首をとる、

〔甲陽軍鑑二十品第五十四〕豊後守〇小略具足の胸板に矢疵三ッ、草摺に二ッあたり候へども、佛胴のためし具足なる故疵になる程うらへぬけず候、

〔本朝軍器考頭書九下〕近世桶皮胴ノ具足ニ、胸腹ノ骨肉ノ形ヲ打出シ作リテ佛胴ト號ス、其體佛像ノ如クナレバナリ、

〔常山紀談拾遺二〕藤堂高虎の家中は、足輕中間まで胄を著〇中略胴は古は金の鋲、近年替り胴中を三分一金する、

〔本朝軍器考頭書九下〕再拜付ノ鐶ハ、胴ノ前右ノ乳ノ邊ニアリ、又手拭付ノ環トテ、左ノ方ニモ打タルモアリ、手拭ヲ水ニヌラシテ環ニカケ置テ、時々口中ヲ潤スナド、云説アリ、左右ノ鐶トモニ古代ノ鎧ニハ無之、

〔和漢三才圖會二十兵器〕肩甲（そで）　肩罩 音嘲　披膊 俗云曾天　裝肩之鎧、似袖無裏絹、

〔武具訓蒙圖彙二〕置袖之事　一袖ニ大中小有リ、縫様胴ニ同ジ、中袖ニ瓦袖有リ、中ニテ二所のてうつがひ入たるも有、菱板の上の板に鐶を用、左を迎軍と云、右を据慈（こし）之鐶と云、亦は左の鐶之緒は、摩利支天の緒と云、右之緒は崇神と云、常の中袖にも用て宜し、好みに有故に分て書付るなり、

〔單騎要略一著用〕肩罩（そで）は大肩罩、中袖、小袖等の名あり、俱に大小によりての稱なり、或は又鎖（くさり）袖、瓦袖、壺袖、南蠻袖など少しく製を異にして、別名を呼ぶ物多けれども、更に利害の關る事にはあらず、其つけやう小肩罩をしていふ具足の綿嚙の端裏の方に設けたる袖付の靲（こはぜ）へ、袖付のこはぜ左右各ふたつづゝありまづ左の袖を掛け、次に右の袖を掛るなり、尤兩袖ともに、後のこはぜを先に掛けて、前の靲をのちに繋べし、玄からざれば自身にこはせ懸にくきものなり、すべて袖は著具以前身甲につけて置くべし、こゝにはしばらく著具の次序にしたが

ひてしるす、

〔軍用記〕二〕袖の事、大袖あり、小袖あり、大袖を本式とするなり、かむりの板前の方は、後の方よりも少廣くするなり、かむりの板も染革にて包む事、むな板に同じ、其下にけさやうの板あり、袖の板數は七枚なり、ひしぬひの板、金物等草摺に同じ、かむりの板の兩方のうらに、環を打て緒を付る、是袖付のくだに結付る緒なり、又其眞中にも一つくわんを打て緒を付る、是はさんどうの札に結付る緒なり、是をさづかの緒と云、第三の板の表後の端に座金物を打て、其環に緒一すぢ付る、是を水のみの緒といふ、これは總角の横手のわなに付る緒なり、是は袖の前へ出ざる樣にとめ置ためなり、あげまきのわなに二重かけ、かもくゝしに結て、緒の先を打かけはさみをくなり、

〔中古甲冑製作辨〕下〕袖之部　古代の鎧はこと〴〵く袖付たり、中古鎧製かわり、戰法古代よりするどくなりたる時よりは、袖は決て不用なり、稀に袖を最上胴の鎧等に付しも、古代の袖より小くして、綿噛の茱萸へ小はぜにて掛し也、小鰭の下に籠手を付、小鰭の上に袖付しもあり、小鰭下の籠手付の締へ袖も一所に付しもあり、是は烈き働の時、袖を缺に不便利なり、小ぶりなる袖出來しより、古の袖を大袖と唱呼しなるべく、古代は袖とばかり云て、大袖とは云べからず、〇下略

〔甲冑名處圖〕大袖ハ長一尺五六寸許、横一尺一寸五分許、是式正ノ鎧ノ袖也、肩上ニ結ビ付ル、小袖ハ大袖ヨリモ小キヲ云、近代小手ニ小キ袖ヲ綴付タルヲ、小袖ト云ハ非ナルベシ、小手ニトヂ付タルハ、付袖ト云フベキ也、　置袖ト云ハ、小袖ヲ小手ニトヂ付ズシテ、小手ノ上ニコハゼニテ掛ケ置クヲ云ナリ、　近代ノ具足ハ大方皆置袖ナリ、又付袖モアリ、　古キ物語ナドニ、チガヘ袖ト云事見タリ、是ハ胴ノ威毛ト違ヒタル袖ヲ付タルナリ、　袖モ古代ノ物ハアガキアリテ、伸ビ縮ミアル樣ニ縫タリ、アガキナク縫カタメタルハ、兵具ヲ持テ働クニ宜シカラズ、

〔武家名目抄〕甲冑七〕秦衡征伐物語云、義盛追かけて返しあはせよと、ことばをかけたりければ、國

衡と名のりて馬の鼻をかへし、十四東の箭をつかみて弓手に進所を、よしもり引まうけたる十三東の箭を持て、射向の袖の中板をゑた、かに射て、ひらきのけて、○下略

〔平治物語〕一源氏勢汰事

産衣鎧切ハ源氏重代ノ武具ノ中ニ、殊ニ秘藏ノ重寶也、八幡殿○義家ノ幼名ヲ源太トゾ申ケル、二歳ノ時、院ヨリ進ラセヨ、御覽ゼント仰ヲ蒙給テ、ワザト鎧ヲ威シ、袖ニ居テゾ見參ニ被入ケル、○中略左右ノ袖ニハ藤ノ花ノ咲カヽリタル樣ヲ威セルナリ、

〔參考保元物語〕一官軍方々手分事

東師本、杉原本、鎌倉本並云、○中略親治○宇野七郎如何思ヒケン、矢並頬ニ搔繕ヒ、兜ノ緒ヲシメ、射向ノ袖ヲユリ合セ、鎧ヲ傾テ、暫ク物ヲゾ案ジケル、

〔保元物語〕二義朝白河殿夜討事

爲朝○中略眞先ニ進タル伊藤六ガ胸板カケズ射徹シ、餘ル矢ガ伊藤五ガ射向ノ袖ニ、裏返シテゾ立タリケル、

〔吾妻鏡〕九文治五年八月十一日戊戌、今日二品○源頼朝逗留船迫宿給、於此所重忠○畠山獻國衡頸、太蒙御感仰之處、義盛○和田參進御前申云、國衡中義盛箭亡命之間、非重忠之功云云、○中略其故者於大高宮前田中義盛與國衡互相逢于弓手、義盛之所射箭中于國衡訖、其箭孔者甲射向之袖二三枚之程定在之歟、甲毛者紅也、馬黑毛也云云、

〔太平記〕十六多多良濱合戰事附高駿河守引例事

直義已ニ旌ノ手ヲ下シ、社壇ノ前ヲ打過給ヒケル時、鳥一番杉ノ葉ヲ一枝嘴ヘテ、甲ノ上ヘゾ落シケル、左馬頭○足利直義馬ヨリ下テ、是ハ香椎ノ宮ノ擁護シ給フ瑞相ナリト敬禮シテ、射向ノ袖ニ差レケル、

〔高館草子 武家名目抄甲冑七所引〕たかの、四郎がこまひつそばめてひかへたる、よろひのそでの三のいた、めてのはいたて、をくりのいた、きものたばねを、ずるりとおとし、あひびきかけてうらをかき云云、

〔太平記 二〕師賢登山事附唐崎濱合戰事

海東是ヲ弓手ニウケ、冑ノ鉢ヲ眞二ニ打破ント、雙手打ニ打ケルガ、打外シテ袖ノ冠板ヨリ菱縫ノ板マデ、片筋カイニ懸ズ切テ落ス、

〔貞丈雜記 十二武具〕一鎧の後にあげまきをむすび付て、袖の水呑の緒を、あげ卷にゆひ付るは、袖の前へかたむき出て、障にならぬ爲にとめおく也、あげ卷の一名をとんばう結と云也、とんぼうと云虫は、あとへさゞらぬ虫也、武士のあとへさゞるまじきいましめの爲に用る也、旗竿にもとんぼう結あり、腋にもとんぼうをつく、何れも同意也、袖の緒を水のみの緒といふ事は、アゲマキノ事也とんぼう結にゆひ付る緒なる故也、とんぼうは水の上に遊びて、尾にて水をのむ物なる故也、よだれかけにあげ卷付る事は、古は無之、明珍が家の新作也、不用也、

〔東大寺獻物帳〕御甲壹佰領　短甲十具 具別(中略)覆臂一具　一具 冑緋綵、甲價緋綵、行縢、覆臂緋綵、標地蒙形錦領、衣襟錦、

〔下學集 器財 下〕草摺クサズリ

〔軍用記 二〕草摺の事、中高く左右はひらく、少そらするなり、板の數はひし縫の前後ともに五枚なり、菱縫の前後のひしぬひの板也、左右なれば二つにわらず、板をば中よりわりて、二つにわくる也、草ずりの數は四さがりなり、鎧は馬手の方合ずしてある故、脇楯を以て馬手の方をふさぐ也、依之胴に付たる草ずりは、前後左右合せて三さがり也、脇楯に付たる草ずりを合せて四さがりなり、ずその板をばひしぬひの板といふ、下に菱縫二とふりあり、ひしぬひの上の方には、啄木の糸にてうなめ縫をして、第五の板にとぢ付るなり、菱縫の板に三所金物を打、ずそ金物と云なり、　射向の草ずりは、ゆるぎの糸の所に糸を用ひずして、染革一枚を付る、兩方の端に織物又は別の革にてへりを付るなり、此

染革の所を太刀かけといふなり、糸にては太刀の金具にからみて障る事ある故ゆるぎの糸のかわりに染革を用るなり、脇楯にもこの革あり、草ずりの一の板に金物を打て、太刀かけの革をとり付る也、

〔中古甲冑製作辨下〕草摺之部　古代より草摺と云、近代は下散と云者多し、恐らくは非ならん、又下の一枚を下散と云人あれども、各信じがたし、古書に所見なし、中古も下散と云たる事を不聞、或人云、草摺搖糸の下へ鐵を當る、是を下散と云說あり、鐶などにて打廻しに仕たる物なり、中古の物に不見、餘程古きもある物なり、古代の草摺は、前後左右と四間五下りなる物なり、貳にきりて胴丸には、八間五下りに次たるなり、〇下略

〔奥州後三年記上〕相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり、〇中略命を捨て戰ふ間に、征矢にて右の目を射させつ、〇中略景正手負たりとてのけざまに伏ぬ、同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり、これも聞え高き者なり、つらぬきをはきながら、景正が顏をふまへて矢をぬかんとす、景正伏しながら刀をぬきて、爲次がくさずりをとらへて、あげさまにつかんとす、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

秩父行成馳合テ、能引テハナツ矢ニ、與次〇手取ガ妻手ノ草摺ノハヅレヲ射サセテ引退ケバ、景重〇片桐勝ニ乘テゾカケ入ケル、〇中略爲朝兄〇義朝ニテ渡ラセ給フ上、存ズル旨有テカクハ仕リ候ヘ共、誠ニ御免シヲ蒙ラバ、二ノ矢ヲ仕ラン、〇中略草摺ナラバ一ノ板共二ノ板共、矢坪ヲ慥ニ承テ仕ラントテ、既ニ矢取ラツガヒケル、

〔源平盛衰記二十三〕畠山推參附大場降人事

景親〇大庭心弱ク成テ、鎧ノ一ノ草摺切落テ、二所權現ニ奉リ、〇下略

〔長門本平家物語一〕淸水寺法師に、觀音房、勢至房、金剛房、力士房とて四人あり、小具足ひし〳〵と

つけて、○中略或は大あらめの鎧、草摺長なるを一色にさゞめかせて、

〔義經記 八〕兼房が最期の事

長崎太郎がめての鎧の草ずり半枚かけて、ひざの口、鎧のみづをがね、馬のおりばね五枚かけてきりつけたり、

〔曾我物語 六〕あさいなと五郎ちからくらべの事

あさいな○中略義秀、こなたへいらせ給へとて、くさずり二三げんむずととり、ひきけれ共すこしもはたらかず、ばんじやく成共、よしひでが手をかけなば、うごかぬ事やあるべきと思ひ、ちからにまかせ、ゑいや／＼とひきけれども、五郎○曾我時致はもの共思はねば、ひく共なく、ひかるゝ共なくあざわらひてぞたつたりける、大ぢからにひかれて、よこぬひくさずりこらへずして、二どにきれてあさいなは、うしろへどうとたふれけり、

〔太平記 十五〕建武二年正月十六日合戰事

將軍今ハ迯ル、所ナシト思食ケルニヤ、梅津桂河邊ニテハ、鎧ノ草摺疊ミ揚テ、腰ノ刀ヲ拔ントシ給フ事、三箇度ニ及ケリ、

〔源平盛衰記 四十二〕義經解纜四國渡附資盛淸經頸可ㇾ上京都由事

敵寄ルト見ルナラバ、平家ハ汀ニ下立テ、水ヨリ上ジト射ンズラン、波ノ上ニテ相引シテ、脇壺内甲射サスナ、射向ノ袖ヲ末額ニアテ、急汀ヘ馳寄ヨ、

〔關八州古戰錄 七〕北條氏政上總國池ノ和田合戰附三士高名論ノ事

南方ノ山中左衛門尉、伊達與兵衛、何レモ弓ニ矢ヲツガヒ、多賀ガ左右ヘ驅寄セ、矢比コソ克カリケン、同時ニカツシト放シケル箭、一筋ハ射損ジヌ、一筋ハ右兵衛尉ガ右ノ脇壺ニ中テ、裏カク計射込タレバ、○下略

〔下學集 下器財〕札(サネ)鐵(也)鐵

〔運歩色葉集 佐〕札(サネ 具足)

〔類聚名物考 武藝五〕札　さね　實(借字)　案るに鎧の札にもまた名有、小札、革札、鐵札の類ひ也、札をさねと訓る意は、かさねの上略にして、重ねて威せばさいへるにや、また菓蓏の核をも實といふ故に、借て實とも書るなるべし、但し西土の書には札字を用ゐたり、是をよしとすべし、

〔貞丈雜記 十一武具〕古代は鎧も、腹卷も、胴丸も皆札は黑ぬりにて割小札也、金札、朱札などは甚まれ也、古き繪にゑがきたるも、皆黑ざねに書きたり、おどし毛の名は、皆札をとぢたる糸か革か綾か、ねりぬきかの色を以て名付たるなり、近世は札の形色々に拵へ、色もさま〴〵にぬりて、札の形と、札のぬり色とゝぢ糸と三品を合せて、おどしげの名を立る說あり、古代には無之事也、〇中略一鎧の札は割小札本也、割小札はいため革にて、札を一ツヽ作りて編み連ぬる也、或は薄きたひがねを札に作りて、革の札と一枚まぜにする、是を子鐵と云、古書にこがねまぜたる鎧といひ、又一札まぜの鎧と云は此事也、古代の鎧皆割小札也、

〔延喜式 四十九左右兵庫〕挂甲一領 札八百枚

〔參考保元物語 二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本並云、〇中略八幡太郎義家、貞任追罰ノ時、將軍三郎武則ガ勸ニ依テ、カナマゼノ鎧三領ヲ、木ノ枝ニカケテ射徹シタリシゾカシ、

〔武器考證 九〕カナマゼトハ革ノ札ニ、鐵ノ札ヲ交テ編タルナリ、

〔太平記 三十三〕菊池合戰事

菊池ガ著タル鎧ハ、此合戰ノ爲ニ三人張ノ精兵ニ、草摺ヲ一枚充射サセテ、洞ラス札ヲ一枚マゼニ拵テ威シタレバ、如何ナル强弓ガ射ケレドモ、裏カク矢一モ無リケリ、

〔難波戰記 四〕若江合戰長門守討死之事

木村其日ノ裝束ニハ、金銀一枚雜ノ小實ノ鎧、星冑ニ鍬形打タルヲ猪首ニ著ナシ、〇下略

〔高館草子 武家名目抄甲冑十四所引〕ゑげいへはめんぼくに、きみのきせなが給はりぬ、此度のつかれに二所かさねむ事かたし、御へんに是をとらするとて、からにしきおどしこがねざねのはらまきをぬいで、龜井にとらせけり、

〔應仁記 三〕義視西陣へ御出之事附五壇法之事

同〇應仁三年三月十六日、夜勝元ヨリ芝藥師ヘ切テ燒立ケリ、既ニ山名殿厩ノ前マデ切入ケルヲ、金吾ハ赤糸ノ朱實ノ具足ニテ、〇下略

〔奥羽永慶軍記 三十三〕柳田落城事

圓通寺モ、鐵炮ノ玉二ツ迄胸板ニ中リシガ、內ニハ入ラズ、其故ハ鎖帷子上ニ、板一枚ヅヽ鐵炮ニテタメ拵タル實ナレバ、不通ノ力ニテ著ル事ナルベカラザル具足ヲ輕々ト引立著シ、輕業力業恰モ素肌ニ同ジケレバ、少々ノ矢玉ニテ通ルベキヤウモナシ、

〔庭訓往來〕武具事雖レ見苦敷候、紫糸、萌黃糸、綴、卯花威、黑糸鎧、赤革、黃絲腹卷、唐綾、小櫻、黑革威、〇中略 裙縄目、紺糸綴、〇下略

〔異制庭訓往來〕鎧百領幷甲、所威毛者、卯花威、洗革、小櫻威、纈色、紺糸威、黑絲、黑革、紫革、萌木糸、附子縄目、紫下濃面高糸威等也、

〔太平記 十七〕山門攻事附日吉神託事

渇河庄司殊更進出デ申ケルハ、〇中略 威毛コソ能モ候ハネ共、我等ガ手ヅカラ擣拵テ候物具ヲバ、〇下略

〔軍用記 三〕鎧威毛の大意 威毛といふ事、おどしは敵の目をおどすを云なり、毛といふは札を綴

たる糸のならびつらなりたるが、毛をふせたるごとくなれば毛といふ也、毛引といふも同じ心也、革おどし、綾威のゐるも同例なり、鎧のおどし毛の色目は、一條院御代の書に見へたり、保元平治の物語より以來、代々の軍物語に色々の威毛の名見へたり、〇下略

〔碩鼠漫筆十〕おどすの假字　鎧をおどすと云、おどすの假字は古代よりの詞ともなければ、徴もなくて決めがたかるべし、或人は緒通しの義かと云へれど、こは信がたし、さるを我所藏せる節用集天文頃の鈔本なりの遠部なる言語篇に、威鎧民不威、又孟子云、威天下と見えたり、此威鎧の訓は何より引けむ所出いまだ考へず、威天下は孟子卷二公孫丑章句下に見えたるが如し、威字の訓はオドスなる事、いふまでもなければ、姑く是によりて於の假字と決めてあるべし、但節用集は遠部に收めたれど、こは於遠のけぢめなき後世の書なれば、さらにともかうも云べきに非ず、

〔肥前風土記基肆郡〕長岡神社在郡東　同天皇〇景行自高羅行宮還幸、而在酒殿泉之邊、於此薦膳之時、御具甲鎧光明異常、仍令占問、卜部殖坂奏云、此地有神、甚願御鎧、天皇宣、實有然者、奉納神社、可爲永世之財、因號永世社、後人改曰長岡社、其鎧貫緒悉爛絕、但冑幷甲板今猶在也、

〔延喜式二十六主稅〕造革短甲冑一具料、〇中略　懸緒料鹿革五張、

〔延喜式四十九左右兵庫〕挂甲一領、札八百枚長功百九十二日、〇中略　擘拘幷裁革四日、脩縫有手力下同

〔甲組類鑑〕組紃總名　懸緒　カケヲ　威毛　ヲドシゲ　凡ソ甲ノ札ヲ綴ルベキ料ナルモノヲ、古ハ懸緒トコソ謂キ、延喜主稅寮式ニ、革短甲冑一具ヲ造ルニ、懸緒ノ料鹿革五張ト見エシモノナリ、又兵庫寮式ニハ、懸緒トハアラネド、挂甲一領ヲ脩理スルニ、洗革四張半トモ、擘拘并ニ革ヲ裁ツコト四日トモ見エシハ、懸緒ノ料ノ革ト、コレヲ裁ツベキ日數トヲ錄サレシナリ、星移リテハ物ノ名モ變レル世ノ習ニテ、博士保胤ノ匡衡ノ文ヲ評セシ言ニ、綷威ト云ルコトノ聞エシハ、今鏡ニ見エニキ、其頃ハヤ甲ノ札ヲ綴リ屬クルコトヲオドスト云ルニヤ、ヲドス

トハ緒通スト言ルヲ略シナリ、威ノ字假リ用ヒシコトハ、東鑑ニ見エシコソ著キ、○註略其綴ルベキ料ナルモノヲ威毛ト言傳フ、コレモ東鑑文治五年八月ノ下ニ、甲ノ毛ハ紅ナリト見エ、○中略曾我物語ニハ絲毛ノ腹卷トモ見エキ、又其等ノ書共ニ同ジ毛ノ冑ト記セシハ多カリケリ、此緒ニ爲スベキモノハ、洗革ヲモ、色韋ヲモ、組絲ヲモ、錦綾緞緯ヲモ用ヒテ、ソレガ各々ノ色シテ様々ニ緒穿ナスヨリ、其品々ハ出來ニケリ、○中略

打交組　ウチマゼグミ　啄木組　タクブクグミ　諸ノ裝束鈔共ニ打交ト見エシハ、鎧綴ルベキ料ニハアラネド、色々ノ絲ヲ交ヘ組ルコトハ、同キ物ニテアルナリ、延喜縫殿寮式ニ紋組トアルナ、マゼグミト訓ジタリ、○中略下學集ニ啄木ハ物ノ緒ナリ、絲ヲ以テコレヲ組ム、其色斑々トシテ鳥ノ木ヲ啄ミタル痕ノ如シト云リ、壒嚢抄文同ジノ職人盡歌合ノ組師ノ語ニハ、タクブクハ此頃召ス人モ無キト註セリ、都テ鎧ノ耳絲、啄目縫ニハ十二八ツ九ツハコレヲ用ユ、今ノ鎧作ハ、凡テタクボタト云ヘリ、古ノ鎧ノ耳絲ニハ、龜背ノ文ノ如キ組タルヲ用ユ、コレハ刀ノ下ゲ緒ニモ爲シヌルナリ、○中略今ハ鎧ノ製モ變リテ、多クハ絲ヲモ工ヲモ省キヌレバ、兩タ面トモニ斑文ニ組ミ成スナリ、若州小濱ノ神宮寺ニ在リシ古キ鎧ノ敝レ殘レル耳絲ハ、家ノ識トナシヌル桐ノ文ノ如ク組ミケリ、カヽルモノハ世ニ多カルマジクゾ覺ユ、啄目縫ニハ昔モ今モ色絲ヲ錯ヘテ、細キ點ノ斑成タルナリ、何時ノ頃ヨリカ名ヅケヽン、今コレヲコメ〳〵ゲミト云ヘルハ、鎧ノ縅タルニ似タレバ、カク言ヒケルニヤ、穀テコメト言ヘルコトハ、今ノ稱ニアラザレバ、稱タ言ヒ傳ヘシモノニヤアルラン、威毛ノ如キモノヲ總テ平組ト云フ、○中略又威毛ハ薄平組ニテ、耳絲引合ノ緒ナドハ、厚平組ナリ、

〔令義解六營繕〕凡貯庫器仗、有生澁綻斷、謂柔鐵生衣、是爲生澁、卽刀劍生衣、出內難造之類也、衣服縫解爲綻、假令鎧甲斷貫之類是也、者、三年一度修理、

〔長門本平家物語十〕俣野○景久が云けるは、ふかくの者かな、鎧の毛をもさぐれかしと云ければ、

〔本朝軍器考九甲冑〕オヨソ鎧ヲ造ル事ヲ、我國ニシテ威ストイフ事ハ、日神丈夫ノ武キ備ヲナシ給フ時、稜威ノ高鞆ヲ負ヒ給フトイフ事ヨリ始レリ、稜威トハヨ所ニ畏ルベキ故也トゾ、ト部家ノ説ニハ見エケル、鎧ノ威毛ナドイフ事、イヅレノ比ヨリヤ、其色目ハ聞エタリケン、白絲、黑絲、黃絲、紺絲、紫絲、淺黃絲、萌黃絲、赤威、火威、(マタ緋威トモ)絲火威、紫威、紅末濃、紫末濃、(又ハ下濃トモ、源平盛衰記ニハ裾濃(スソコ)ト見ユ、)小櫻、(東鑑ニハ、小櫻革威ニ作レリ、)卯ノ花、澤瀉、サカオモダカ、萌黃ニ澤瀉威シタル、黃返シ、藍白地ヲ黃ニ返シタル、小櫻ヲ黃ニ返シタル櫨ノ匂、萌黃匂、白絲ノ妻ドリタル、赤威ノ肩白、白キ唐綾、黑キ唐綾、朽葉色ノ唐綾、萌黃ノ唐綾ノ坐紅、赤革、黑革、紫革、品革、洗革、薰革、赤革、黃絲、節縄目、(フシナワメ)(又指縄目、伏縄目トモ、)大荒目、敷目ノ鎧ナドイヒシ物、フルキ物語共ニ見エタレド、(近代ノモノニ、多門ノ鎧トイフモノ見エタレド、其制モサダカナラズ、マタフルキ物ニ、カヽルモノハ見エズ、)今ハ詳ナラヌ多カリ、古ノ今アルモ、多クハ威毛ノ色カハリヌレバ、サダカニハ見エワカヌモアリ、世ニイヒ傳フル所、詳ナルニ似タル説モアレド、衣ノ色目ナドモ、古ノ物今ハサダカナラヌモアルニヤ、且ツ古ノ鎧ハ今ノヤウニ、絲威ノミニモアラズ、或ハ綾ヲ疊ミ、或ハ革ヲ染テ威セシアリ、スベテ古ノ物イマダ其物ヲ見ズシテ、思ヒハカリシ事ハ、其物ヲ見ルニ及テハ、カネテノアラマシニ、タガフ事ヨノツネ也、正シキ徴ナキ事ハ信ジガタシ、疑ハシカラム事ヲバ、タヾ其疑ヒノマヽニ傳ヘムニハ、シクベカラズ、タトヘバ紅末濃、紫末濃ナドイフ物ハ、鎧ノ前後ヲバ、紅ニモ紫ニモ威シタルガ、草摺ヲ紺絲ニテ威セシ也ナドイフ説アレド、腹卷、筒丸ナドハ、サモアル事モアリナマシ、古ノ鎧ハ前ハ弦走ノ革ニテ掩ヒタレバ、其毛色ハ見エズ、後ニハ總角アリ、或ハ箙ヲモ負ヒ、母衣ヲモカク、イカデ毛色ハ見エワカツベキ、タヾ打見ルヨリイチジルキ所ハ、左右ノ袖、草摺ノミゾアル、サレバ古ノ威毛ハ、此二所ニテコソワカリタルナレ、古キ鎧ドモ、又ハ古ノ畫師ノ繪ガキシ草紙ノ繪ナドヲ記セシ所ニ、併セ見テ年比ノ疑解ヌル事モアリキ、ソレモ繪ガキタルモノハ、鎧ノ威毛ノ色ナドハワカレヌレド、或ハ絲、或ハ綾、或ハ革ナドイフ事サダカナルベキニ

モアラズ、白絲、黑絲、黃絲、紺絲、紫絲、淺黃絲、萌黃絲威ナドイフ物ハ、疑フ所ナシ、(コレラ皆絲威ナリ)火威トイフハ、アケノ革ニテ威セル也、今鏡ニ見エシ、大內記保胤、江ノ匡衡ノ文、評シタリケル詞ニ、其由ハ見エタリ、(又保元物語ノ一本ニ、義朝幼少ノ弟ドモノコロサレシ時、兵ドモ皆袖ヲヌラス、中ニモ波多野二郎ガ緋威鎧ノ袖、洗革ニナリヌナド見エタリ、此物革威ナル事サシルベシ、)絲火威トイフハ、革威ニハアラデ、アケノ絲ニテ威ス、赤革威ト云ヘルハ、火威ニハ異ニシテ、赤威ト云ヒシハ、又絲火威ニハ異也、(赤革ト云ハ赤滑(アカナメシ)ノ事也、南部本談議屋ノ黑皮威ノ筒丸ノ菱縫、其革ナリキ、赤絲威ト云シハ、其絲ヲ茜ニテ染シナリ、南部ニアル義經ノ鎧ノ毛シカソアリケル、)赤威肩白トイフハ、左右ノ袖ノ一二ノ板、白絲ニテ威セシ也、(古畫ニ見エシ所也)紅末濃、紫末濃ナドイフ物ハ、古キ畫ニ左右ノ袖草摺ノ、或ハ薄紅、或ハ薄紫ナルガ、ソノスソヲバ濃キ紅、濃キ紫ナドヲモテ彩リ成セル物ソレナルベシ、(アル說ニスソゴトハ、裾紺トカクベシ、鎧ノ前後紅ナランニモ、紫ナランニモ、草摺ヲ紺絲ニテ威シタル也トイヘド、フルキ物ドモニ、裾紺ナドシルシタルモノモ見エズ、又末濃村濃ナドイフ物ハ、古ノ物ニ猶アリ、紫末濃ノ鞦、紫村濃ノ鞦、檀末濃ノ鞦、檀村濃ノ鞦、又蘇芳末濃、青末濃ナドノ下腹トイヒシ類コレナリ、)小櫻威トイフ物ヲ、東鑑ニハ小櫻革威トシルシタリ、藍革ニ小キナル櫻花ノ形ヲ染シヲ以テ威セシ也、又小櫻ヲ黃ニ返シタルト云ハ、彼小櫻ノ革ヲ黃ニ返シヌレバ、藍ノ色ハ萌黃ノゴトクニナリ、花ノ形ハ黃色ニナレルヲ以テ威セシ也、是等ノ鎧ハ飛驒守惟久ガ後三年ノ戰ノ繪ニモ、コヽカシコ見エタリ、卯ノ花威ト云ハ、上ハ白絲ナル、下ハ次第ニ薄藍、萌黃、濃藍等ノ絲ニテ威セル也、タトヘバ衣ノ色ノ卯ノ花ハ表白ク、裏青キヲイフガゴトシ、(又古キ繪ニ、袖草摺ノ中ハ白ク、中ハ萌黃ナルモ見エキ、)澤瀉威サダカナラズ、古キ畫ノ袖草摺ニ色々ノ絲ヲモテ、鷹ノ羽ノオモダカ切生(羽形ノ圖ニ見ユ)ナドイフ形ノゴトクニ、毛引シヤウニ繪ガキシハ、其物ナルニヤ、サカオモダカトイヒシハ、其形ヲ逆ニ威セルニテ、萌黃ニテ其形ヲ威セシヲバ、澤瀉ヲ萌黃ニテ威セシナドモイヒシニヤ、黃返シノ鎧トイフハ、藍白地ヲ黃ニ返シタルトイフ物モアレバ、綾ヲモ革ヲモ返セシナルベシ、凡黃ニ返セシトイフ事、或ハ革、或ハ綾ヲノミイフニモアラジ、紫末濃ノ菊ノ丸ヲ、黃ニ返シタル裾金物打タル鎧ハ、平家物語ノ異本ニ見エタレバ、鍍金ナドイフ物ヲモ黃返シトイヒシ也、(凡黃覆輪ナドイフモ鍍

金ナルベシ、金覆輪トイフハ眞ノ黄金ニゾアルベキ、櫨匂、萌黄匂ナドイフ類ハ、今モツカフ匂ノ絲ナドイフモノ也ト云フ人アレド心得ラレズ、白絲ノ妻ドリタルト云ハ、鞍馬法師ノ預レル物ソレナルベシ、妻ドレル鎧ハ、古キ畫ニ多見エタリ、匂ノ絲ヲバ又耳絲ナドモイフナリ、又唐綾威トイフ物ハ、唐綾ヲ疊テ威セル也、保元物語ニ見エシ鎌田八郎ノ鎧ハ、唐綾ヲフトク疊テ威シ、源平盛衰記ニ見エシ義經ノ鎧ハ、萌黄ノ唐綾ヲ疊テ、スソタレナイ蟲紅ニ威セシナドコレ也、革威ノ類マタ疑ベクモアラズ、ソノ中ニ品革威トイフハ、藍皮ニ紋ヲシタル也トイフ事、源平盛衰記ニ見エタリ、節繩目ノ鎧ト云フハ、繩目ノ色革ヲ以テ威シタル也、此物マタ後三年ノ繪ニ、コヽカシコニ見エタリ、繩目ノ色革ハ、昔シ坂東ヨリ出シニヤ、其事源平盛衰記ニ見エタリ、タトヘバ幕ノ手繩ト云物ヲ、白キ青キ黒キ布ヲ繩合セシガ如クニ、白キト薄藍ト紺トノ筋アル染革ナリ、赤革黄絲ト云フハ、革ト絲トヲ以テ威セル也、大荒目ノ鎧ト云フハ、タトヘバ今ノスガケナド云フ物ノ如クニ威セル也、保元物語ニ黒キ唐綾ヲフトク疊テ威シタル、大荒目ノ鎧ト云フ、卽チ此ナリ、三枚皮ノ大荒目ノ鎧ト云フハ、保元ノ異本ニ、カナマゼノ鎧ナド見エシ類ニヤ、黒革威ノ大荒目ノコガネマゼタル鎧、又火威ノ鎧ノ敷目ニコシラヘシナド云フ物、イマダ詳ナラズ、オヨソ鎧ヲ威スニ、今モ昧木ノ祖ニテ耳絲ヲトル事ハ、イニシヘノ人ハ父祖ノ鎧ヲウケ傳ヘテ、永ク子孫ノ寶トセシ、其鎧ノ毛ヲモテ、五行ノ色ニ配スルニ、人々ノ性ニヨリテ、鎧ノ毛アルヒハ又相剋ノ禁忌アリ、サレバ離レル色ノ組ヲ用ヒテ、其正色ヲ亂リテ、ソノ主ヲ嫌フマジキタメノ用意也トモイヒ、又タトヘバ、二色ノ毛ニテ威タラムニハ、二毛ナドイヒテ、モノヽフノ嫌フ詞也、サレバカナラズ、此組ヲ用ヒテ、ソノ嫌ヲサクルトモイフナリ、

〔高忠軍陣聞書〕一具足の毛の色の事、白糸本也、其謂は白糸根本の色也、こと色は色々に白いとをそめたる色なり、しらいとは人のいろはぬ根本の色成によりて、白糸を本とする也、又白色は陽なり、

一黒糸黒革おどし賞翫の色也、是もかちんといふ色なるによりて、別て是を用なり、

〔鎧色談〕匂の事　鎧の威毛に匂といふは、たとへば沉香薫物などの匂の意也、初の程は香氣たしかにかほりて、末に至る程ほの〳〵と香うすくなりて、香氣きえ失る也、又刀の焼刃にも匂といふ事あり、焼刃の處に虹のごとく見えて、ほの〳〵と色うすくなりたる所を匂といふ、又婦人の眉を黛にて作るに、上の方形丸く色濃く、下の方は薄く散らして、墨繪の遠山の如く作

る、その絲のうすく散たる所を匂と云也、威毛の匂も右の意なり、何色にても袖草ずりの上の方は色こく、其次の段は中色にして、又其次の色はうす色にして、又其次の段をば白くおどす也、中程より次第〳〵に色うすくなりて、はては白くするを何匂と云也、何色にも匂はあるべき事なれども、萌黄匂、櫨匂の二色の外は、古書に其名見あたらず、但万松院穴太記に紫匂の胴丸あり、萌黄匂、櫨匂は、多く諸書に見えたり、○但以下據一本補

匂の糸の事　匂の糸は鎧の耳糸の事也、是は威毛の何匂といふとは別の事也、まぎれやすく心得違へて、威毛の匂の事といふとて、匂の糸の事を取合たる説もあるゆへ、其分別を志るす也、何威の鎧にも必耳糸は啄木の糸を用るなり、此啄木を用たるを匂の糸といふ事は、物いまひする人は、鎧の威毛の色も、相生相剋を論じて、性に合ふあはぬに拘りて忌みきらひあり、重代の鎧も性に合ざれば、其子孫著する事を忌むゆへ、匂ひの糸を耳に引て、其忌む色を消す心也、啄木の糸は色々の糸を組交たる色也、されば此色々組交たる糸を耳にひくときは、その忌む色も啄木の糸の色々交たるにて、其全きいろを亂す道理也、是も啄木の糸の色々にて、忌む色のうすくなる意にて、耳糸の啄木を匂ひの糸と名付たる也、かへす〳〵、もえぎ匂、はじ匂などの匂を、右の匂の糸の事と、一ッに心得まじき事也、都て威毛に耳糸を取合せて、名を立る事はなき事也、何威にても耳糸は啄木を用る事定式なり、又袖と草摺の菱縫の上のうなめ縫も、必啄木なり、

〔續世繼九から歌〕村上の中務宮、○具平親王、中略、大内記保胤とて、なかにすぐれたるはかせ御師にて、文はならはせ給ひける、そのやすたねは、これらがふみつくりえたるところ、えぬ所のありさまとはせ給ひければ、○中略、匡衡、○大江、がやうは、ものゝふのあけのかはして、ひおどしのかゞやきたるきて、えならぬこまのあしときにのりて、あふさかのせきをこゆるけしきなりとぞ申ける、

〔貞丈雜記十一武具〕保胤は一條院の御代の人なり、是を以て考るに、一條院の御代既に緋威など、云名ありし、然れば威毛の名どもは、猶夫よりも先の御代より有し事にこそ有べけれども、其始は詳ならず、〈又右ノ文ニテ、緋威ハ革威ナルコトヲモ知ルベシ、〉

○按ズルニ、慶滋保胤ハ、續本朝往生傳ニ據ルニ、寬和二年ニ出家セシ人ナレバ、此事ハ其前ニ在リシナラン、然レドモ此評ハ亦古今著聞集ニ載セテ、親王命云、匡衡如何、答曰、似敢死之士數百騎、被介冑策驊騮過淡津之濱、其鋒森然少敢當者トアリテ、絕エテ緋威ノ事見エズ、因テ意フニ、續世繼ハ編者ガ此漢文ニ據リテ、其編者ノ時ノ狀ニ從ヒテ、文ヲ成シヽモノニテ、寬和ノ比ノ證トハ爲シ難キカ、〈著聞集ハ、後出ノ書ナレド、〉此漢文ハ據ル所アリテ、原書ニ從ヒテ寫シ出シヽ如ク、思ハルレバナリ、

〔平義器談義經記〕ひおどしの鎧の事　緋威火威とも書なり、日威と書たる例なし、又緋の糸にて威たるをば、糸の字をそへて、糸緋威といふなり、糸の字そへて云は、革のひおどしにまぎれぬ爲なり、又ひおどしと、赤威との差別は、緋は紅花にて染る、赤は茜根にて染る、緋ははなやかにて、火のもえ出る如くなる故、火威とも書なり、赤は少黑みある樣にて、もえ出るごとくなる光彩なし、くらべて見て知るべし、近世何ひおどしと云品おほし、皆札の色を樣々にして、名を付たる物なり、皆古代無之新作也、取るにたらず、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事

平家方ヨリ伊勢國住人古市ノ白兒黨トテ、〈○中略〉先陣ニ進戰ケル內ニ、三人共ニ赤威ノ鎧ニ赤注付タリケル武者、馬ヲ射サセテ川中ヘハネ入ラレテ、浮ヌ沈ヌ流テ宇治ノ網代ニヨル、〈○中略〉網代ニ懸テ弓筈ヲ、岩ノハザマニユリ立テ、希有ニシテコソアガリケレ、源氏コレヲ見テ、白兒黨〈○平家物語作二伊勢武者一〉皆火威ノ鎧キテ、宇治ノ網代ニ懸リケルカナ

〔武器考證 五〕按ズルニ、前ニハ赤威ト云テ、歌ニハ火威トヨミタリ、然レドモ赤威ト火威ハ一ツ物ニ非ズ、赤威ハ茜ニテ染ル、緋ハ紅花ニテ染ル、火ノ色ノ如シ、白兒黨ガ著タルハ、赤威ナレドモ、處ハ宇治川ナルユヘ、氷魚ニヨソヘテ、赤威ヲワザト火威ト歌ニハヨミタル也、赤威ノ一名ヲ火威ト云フニハアラズ、

〔吾妻鏡 二〕治承五年〇養和元年閏二月廿三日己巳、朝政〇小山著火威甲、駕鹿毛馬、時年廿五、

〔古事談 四 勇士〕七、木曾冠者義仲、推參法住寺殿之時、〇中略赤ヲドシノ鎧キテ、乘葦毛馬之者只一騎、〇中略馳向敵方畢云々、

〔太平記 二十二〕畑六郎左衛門事

畑六郎左衛門〇能時 敵外ニ引ヘタル程ハ、態アリ共被知ザリケルガ、敵已ニ一二町ニ責寄セタリケル時、金筒ノ上ニ火威ノ冑ノ、敷目ニ拵ヘタルヲ、草摺長ニ著下テ、〇下略

〔鎧色談〕一緋威の鎧の敷目に拵たるといふ事 敷目にこしらへたるといふは、敷目は假の字なり、支きりめといふ事也、たとへば總地を緋威にして、袖草ずりも緋威なる中に、しきりめを立て、外の色にかへておどす也、是を緋威の敷めにこしらへたる鎧などゝ云也、

〔源平盛衰記 三十三〕源平水島軍事

能登守教經ハ、緋ニ白キ絲ニテ群千鳥ヲ縫タル直垂ニ、紅威ノ鎧ニ、長覆輪ノ太刀ヲハケリ

〔長門本平家物語 十六〕梶原源太景季、てう目結の直垂に、薄紅縅の鎧きて、妻白の征矢負たり、

〔平家物語 四〕宮の御最後の事

足利〇忠綱が其日のしやうぞくには、くちばのあやのひたゝれに、あかがはおどしの鎧きて高の打たる甲のを〻しめ、〇下略

〔平義器談 平家物語 四〕赤皮おどしの事

赤皮は赤韋也、皮、革、韋、俗に通用、赤皮威は、茜草にて染たる革にて威たる鎧也、

〔會津四家合考 七〕九月十五日三成敗北之事

斯ル處ニ井伊兵部少輔ハ、手ノ者一樣ニ赤鎧著セ、赤母衣懸タル武者共、其樣キラ〳〵シク出立、

〔關八州古戰錄 七〕輝虎總州臼井城攻附松田鬼孫太郎事

松田孫太郎康鄉〇中略坂東ニ隱レナキ剛ノ者、常ニ朱具足ヲ好テ、金ノ鹿ノ角打タル兜鍪ヲ著シ、數度ノ粉骨自他ノ眼ヲ驚カシ、北條家ノ赤鬼ト異名ヲ呼ル、程ノ者ナリ、

〔源平盛衰記 二十一〕石橋合戰事

與一〇眞田其日ノ裝束ニハ、靑地錦直垂ニ、赤威肩白ノ鎧ノ裾金物打タルヲ著テ、〇下略

〔軍用記 三〕肩白と云は何色の威毛にてもあれ、袖の上二段を白くするを云なり、たとへば赤威肩白と云は、赤威は總體を茜染の色にて威し、袖も赤威にして、袖の上二段ばかりを、白糸にてをどすなり、

〔太平記 十一〕三浦大多和合戰意見事

長崎二郎高重〇中略疵ノ口ヨリ流ル、血ニ、白絲ノ鎧忽ニ火威ニ染成シテ、〇下略

〔參考太平記 十三〕尊氏下二向關東一附時行滅亡事

金勝院本云、〇中略爰ニ鎌倉方ヨリ卯花威ノ鎧ノツマ取タルニ、鴾毛ナル馬ニ乘タル武者眞先ニ進出テ、〇下略

〔鎧色談〕白糸の鎧妻取たる事　總體を白糸にて威して、袖草摺の兩耳を別の色の糸にて、つまどりたるを云也、妻は端の事也、衣のつま、軒のつまなど、云も端の事也、つまはつまりなり、つまりは止り也、物の止りは端なり、とりとはいろどりを云、端をいろどる故、つまどりと云也、端の方を一寸計も、外の色の糸を以て、色をかへたるを云也、異說につまどりを、耳糸の色をかふ

る事とするは非なり、

〔相國寺供養記〕明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、〇中略路次行列、〇中略佐々木四郞左衛門尉高數〇白糸妻取、佐々木山內源三左衛門尉源義綱〇白糸妻取、中略赤松參河守源時則〇紫糸妻取、下略

〔參考保元物語〕三義朝幼少弟悉被誅事

京師本、杉原本、半井本並云、三人ノ君達各西ニ向テ手ヲ合、禮拜シケルゾ哀ナル、是ヲ見テ五十餘人ノ兵モ皆袖ヲゾ濡シケル、其中ニ波多野〇次郞ガ、赤革威京師本作緋威ノ鎧ノ袖ハ洗革ニヤ成ヌラン、

〔平義器談〕平家物語あらひ革の鎧の事　うす紅に染たる革にておどしたる鎧也、うす紅の革を洗革と云事は、緋の革を洗ひはがしたる心也、〇中略近世の說に、洗革と云は、革のこわらぬ藥を水に入て洗ひたる革也と云妄說あり、

〔平治物語〕一從六波羅紀州被立早馬事

家貞ハ、滋目結ノ直垂ニ、洗革ノ鎧著テ、太刀脇挾ミ、〇下略

〔太平記〕三十二山名右衛門佐爲敵事附武藏將監自害事

洗ヒ革ノ鎧ノ妻取タルニ、〇中略關ニ落行ク武者アリ、

〔源平盛衰記〕十五宇治合戰附頼政最後事

源三位入道〇頼政ハ、薄墨染ノ長絹ノ直垂ニ、品〇平家物語作科革威ノ鎧ヲ著、〇下略

〔平義器談〕平家物語品川おどしの鎧の事　品川とも書、品革、四名革、此奈革など、も書く、是皆假り字也、本字は歯朶シダ革なり、藍革に歯朶といふ草の葉を二つ、兩方よりたはめて形を丸くしたる紋を、白く染め出したる革の名也、かの紋をいくらも並べて染る也、されば、しだがはなれども、しだがはとはいひにくきゆへ、しながはといひ習はせり、たとな五音相通也、此しな革を

細く裁ておどすを品革威と云也、〇中略齒朶(シダ)といふ革、一名うらじろとも云、正月の祝に用る物なり、品革威の繪は、白石の古鎧の圖にも見えたり、又四名革、支那革、品川の字に就て妄說多し、取るに足らず、

〔源平盛衰記 四十〕唐皮小烏拔丸事

一領ノ鎧アリ、櫨ノ匂ニ白ク黃ナル両蝶ヲスソ金物ニ打テ、糸威ニハアラズシテ、皮威也、裏ヲ返テ見ルニ實ノアヒ〳〵ニ虎ノ毛アリ、圖リ知ヌ、虎ノ皮ニテ威タリト、故ニ其名ヲバ唐皮トゾ申ケル、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年〇元暦元年正月十七日丁未、藤判官代邦通、一品房、並神主兼重等、相具廣常之甲、自上總國一宮歸參鎌倉、卽召御前覽彼甲、〇小櫻皮威

〔奥羽永慶軍記 十五〕會津摺上坂合戰同落城事

盛重ノ裝束ハ、小櫻威ノ鎧ニ、鍬形打タル五枚甲、紅ノ母衣カケテ、〇下略

〔吾妻鏡 五〕文治元年十一月三日壬午、前備前守行家、〇櫻威甲 伊豫守義經、赤地錦直垂、黃威甲、等赴西海、

〔平家物語 一〕御こしふりの事

となふ其日のしやうぞくには、きちんのひたゝれに、小櫻を黃にかへしたる鎧きて、しやくどう作の太刀をはき、〇下略

〔平義器談 平家物語〕小櫻を黃にかへしたる鎧之事　小ざくらといふは染革の名也、藍にて染て小き櫻の花形を、いくらも並べて、白く染出したる革なり、此革を細く裁て威したるを、小櫻革威といふ也、東鑑にも小櫻革威と有、小櫻革威と云ては長きゆへ、革の字を略して、小櫻威とも云也、盛衰記抔にも、小櫻おどしといへり、糸威に小櫻おどしといふ名はなき事なり、近世の說に糸威とするは妄說なり、小櫻おどしのさま、飛驒守惟久が畫し、奥州後三年合戰の繪卷物に見えたり、又白

石先生の京都にて見し、古鎧の威毛を寫せし繪圖にも見えたり、扨小櫻を黄に返したる鎧といふは、右の小櫻革を黄に染返したる革にて威したる鎧をいふ也、小櫻革を黄に染かへせば、藍の所は萌黄になり、白き櫻の形は黄色になる也、小櫻を黄に返したる鎧のさまも、後三年合戰の繪、白石の威毛の繪圖にも見えたり、是又糸威にはなき事也、近世威毛の説に、革威、綾威、錬貫威の差別をも知らずして、彼も是も糸おどしの事にいふ妄説あり、證據もなき事なり、およそ古代の鎧の威毛の名は、糸威ならば、たゞ糸の色ばかり、革威ならば、只革の色ばかりを以て、何威と名を付たる物なり、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

高綱〔〇佐々木〕ハ褐ンノ直垂ニ、小櫻ヲ黄ニ返タル鎧ニ、鍬形打タル甲ニ、笛藤ノ弓ノ眞中取、〔〇下略〕

〔關八州古戰錄二〕上州笛吹峠合戰之事

武州ノ深谷内匠助、小櫻ヲ黄ニ返シタル鎧ヲ著テ、唯一人坂中ニ留リ、〔〇下略〕

〔保元物語二〕白河殿攻落事

金子十郎ハ、滋目結直垂ニ、伏縄目ノ鎧著テ、〔〇下略〕

〔平義器談義經記〕ふしなわめの鎧の事　ふしの字文字を濁りていふは非なり、すみていふべし、ふし縄目とは、染革の名なり、その革紺、うす青、白の三いろを三重にならべて、九折の形を一面に染たる物なり、右三色を幕の手縄の色に比して、縄をふせたるごとくなるゆへ、伏縄目といふ、又縄目の色革ともいふ、往古坂東より出たると見えたり、〔〇中略〕近世糸威の事にいふ妄説あり、

〔梅松論下〕頭の殿〔〇足利直義〕は、同じく妙惠が進らせたりける、赤地の錦の御直垂に、紫皮威の御鎧、御劔は篠作、弓箭をも帶せらる、〔〇中略〕關東より供奉の輩歩行なりしかども、我をとらじと進ける、中

にも、〇中略御旗の下には仁木右馬介義長、黃威の鎧をぞ著たりける、是は宗像の大宮司が、下御所に進たるを給りける、時に取て面目とぞ覺えし、

〔義經記四〕住吉大物二箇所合戰の事

片岡、〇八郎白き直垂に、きまら地の鎧きて、わざとかぶとはきざりけり、

〔平義器談義經記〕きまら地の鎧の事　白革に文を黃に〇白以下七字、一本作染革に白く紋を十字ニ黃なる、恐非、染出したる革をもつて威たる鎧を云也、きまら地は、染革の名也、藍白色と云に准じ知べし、

〔長門本平家物語十六〕九郎義經は、赤地の錦の直垂に、黃返の鎧きて、〇下略

〔義經記五〕忠信よし野山の合戰の事

其たけ六尺計なる法師のきはめて色くろかりけるが、〇中略くろがはを二寸に切て、一寸はたゝみてをどしたる鎧に、五枚甲のためしたるをゐくびにきなして、〇下略

〔平義器談義經記〕黑皮を二寸に切て一寸はたゝみておどしたる鎧の事　是大あらめの鎧の事を云へる也、黑革を廣さ二寸に裁て、兩方五分ヅヽ裏へ折返せば、廣さ一寸になる也、此革にて大あらめの札をとづる也、とぢ樣今世のすがけの如し、

〔相國寺供養記〕明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、〇中略路次行列、〇中略　尾張守滿家〇擣紫鎧中略　酒匂次郎國親紅絲威

〔保元物語二〕義朝白河殿夜討事

四郎左衞門〇賴賢、中略紺村濃ノ直垂ニ、月數ト云鎧ノ、朽葉色ノ唐綾ニテ威シタルヲ著、〇下略

〔鎧色談〕朽葉の唐綾威鎧の事　朽葉色の唐綾を疊て威したる也、朽葉色は黃色にて少赤黑みある色、今世きがら茶と云色の如し、胡曹抄に、靑朽葉、赤朽葉、黃朽葉等見えたり、靑みあるも赤みあるも、黃色のかちたるもある也、

〔參考保元物語 二〕義朝白河殿夜討事

半井本云、○中略爲朝ハ白地ノ錦ノ直垂ニ、唐綾威ノ鎧、龍頭ノ兜、長覆輪ノ太刀ハキ、○下略

〔平義器談 平家物語評〕からあやおどしの事　綾に唐の綾あり、倭の綾あり、唐の綾にて威したる也、盛衰記に萌黄の唐綾を疊て、坐紅におどしたる鎧とあり、綾はうすき物なる故、革ほどの厚さにたゝみておどすなり、近世の說にからあや威を、糸威の事に云妄說あり、

〔源平盛衰記 三十五〕義經院參事

赤地ノ錦ノ直垂ニ、萌黄ノ唐綾ヲ疊テ、坐紅ニ威タル鎧キテ、鍬形ノ甲、下人ニ持セテ後ニアリ、金作ノ太刀帶タルハ、鎌倉兵衛佐賴朝舍弟九郎義經生年二十五歲、

〔相國寺供養記〕明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、○中略路次行列、○中略　譽田孫次郎練貫威

〔鎧色談〕練貫威の事　練貫を裁て細く疊て威したる也、からあやおどしの製と同類なる物也、練貫と云は今世まゝらのしめと云物也、まゝらのしめと云は無體なる名也、まゝらのれりぬき、のしめのれりぬき二しなあり、一ッ物にあらず、經は生糸にて緯は練糸にて織る故、練緯と云なり、まゝらのねりぬきのまゝらを、熨斗たるをのしめと云、練緯とばかりいふは、まゝらあるを云也、室町殿の代には、まゝらは男女ともに著し、のしめは兒若衆、童女などの外は著せざりしなり、是は威毛に拘らぬ事なれども序に記す、

〔源平盛衰記 二十八〕源氏落燧城事

今城寺太郎光平ト云者アリ、○中略紫糸威ノ鎧ニ、大中黑ノ矢頭高ニ負、重籐ノ弓眞中取リ、○下略

〔長門本平家物語 十六〕畠山莊司次郎重忠、○中略紫威の鎧に、大中黑の征矢の、箆には燒繪をしたるを負たりけり、

〔保元物語 二〕義朝白河殿夜討事

伊勢國ノ住人、山田ノ小三郎惟行ト云ハ、〇中略黒革威ノ鎧ニ、同毛ノ五枚冑ヲ猪首ニ著、〇下略

〔愚管抄五〕大將軍清盛は、〇中略黒革をどしの鎧に塗の、矢おひて、〇下略

〔保元物語二〕白河殿攻落事

大將〇義朝ハ、赤地ノ錦ノ直垂ニ、黒糸威ノ鎧ニ、鍬形打タル冑ヲ著、〇下略

〔太平記三十三〕京軍事

紺糸ノ鎧ニ、紫ノ母衣懸テ、黒瓦毛ナル馬ニ厚總懸テ乘タル武者、〇下略

〔平家物語一〕額打論の事

勢至坊は萠黄威の鎧著、黒漆の太刀持て、二人つと走出、〇下略

〔吾妻鏡五〕文治元年十一月三日壬午、伊豫守義經、赤地錦直垂、萠黄威甲、等赴西海、

〔保元物語一〕官軍方方手分事

基盛宇治路ヘ向フニ、白青ノ狩衣ニ、淺黄糸ノ鎧ニ、上折シタル烏帽子ノ上ニ、白星ノ冑ヲ著、〇下略

〔淺井三代記九〕齋藤山城守江北發向附小關合戰の事

赤尾美作守黄糸おどしのよろひ、いまだ巳の時ばかりにかゞやくを著、〇下略

〔保元物語二〕白河殿攻落事

信濃國住人根井大彌太、藍摺ノ直垂ニ、卯花威ノ鎧ニ、星白ノ冑ヲ著、〇下略

〔平義器談義經記〕卯の花おどしの鎧の事　是は糸威なり、卯の花はうつ木の花也、花白く葉萌黄なるにかたどりておどす也、一段は白く、一だんはもえぎに、段々色をかへても威し、又上半分は白く、下半分はもえぎにておどす也、

〔增鏡十五村時雨〕その日は大納言も、大たうの前座主の宮も、うるはしきもの、ふすがたに出たゝせ給ふ、卯の花おどしのよろひに、くはがたのかぶと奉りて、大矢をいてぞおはする、

〔太平記三十一〕武藏野合戰事

三陣ニハ、花一揆命鶴丸ヲ大將トシテ六千餘騎、萌黃火威、紫絲卯ノ花ノ妻取タル鎧ニ、薄紅ノ笠符ヲツケ、○下略

〔平治物語一〕源氏勢汰事

右兵衛佐頼朝ハ十三歲、紺ノ直垂ニ、源太ガ產衣ト云鎧ヲ著、○中略左右ノ袖ニハ、藤ノ花ノ咲懸リタル樣ヲ威セル也、

〔吾妻鏡二十四〕建保七年○承久元年正月廿七日戊子、今日將軍家○源實朝右大臣爲拜賀御參鶴岳八幡宮、御社參酉剋御出行列、○中略大須賀太郎道信○甲藤威○中略萩野次郎景員甲藤威

〔鎧色談〕藤威の事

うす紫の糸にて威たる也、藤色糸威といひては、むつかしきゆへ、略して藤威といひたる也、

〔平治物語一〕源氏勢汰事

中宮大夫進朝長ハ十六歲、朽葉ノ直垂ニ、澤瀉トテ澤瀉威ニシタル重代ノ鎧ニ、白星ノ冑ヲ著、○下略

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本並云、○中略其出立ハ、○平重盛赤地ノ錦ノ直垂ニ、サカヲモダカノ鎧ノ、蝶ノ丸ノ裾金物繁ク打タルガ、白覆輪カケタルニ、白星ノ兜、紅ノ梶マツフクラカニカケテ、○下略

〔平義器談義經記〕さかおもだかのはらまきの事　さかおもだかは、威毛の名也、おもだか威は澤瀉といふ水草の葉の形のごとく、上細く下廣く股を開きたる形を、糸の色をかへて綴る也、此おもだかの形を、逆さまにしたるを、さかおもだかとはいふ也、おもだかの色も地の色も不定、何色の糸にてもする也、二色三色交てもおもだかをおどす也、

〔太平記十九〕新田義貞落越前府城事
船田長門守ガ若黨葛新左衛門ト云者、○中略白蘆毛ナル馬ニ、カシ鳥威ノ鎧著テ、○下略

〔精進魚類物語〕鮭大介鰭長が其日の裝束には、こかまのかちんの直垂に、刺鳥おどしの鎧著、同毛の五枚甲に鍬角うつてぞ著たりける、

〔長門本平家物語十五〕舟軍はやうある物なれとて、○教經唐卷染の小袖に、精好の大口に、黑糸おどしの鎧のすそ紅にはたにほひしたるをきて、○下略

〔長門本平家物語十六〕熊谷次郎直實は、褐衣の鎧直垂に、紺むら濃の鎧に、紅の母衣かけて、○下略

〔平治物語一〕源氏勢汰事
惡右衛門督信頼ハ、赤地ノ錦ノ直垂ニ、紫下濃ノ鎧ニ、菊ノ裾金物打タルニ金作ノ太刀ヲ帶、○下略

〔平義器談義經記〕紫すそごの鎧の事　紫の色をすその方ほどこくする故の名也、袖草ずりを四ッに分て、上をば白く、二段めは至極うすき紫にして、次をば中のうす紫にして、下をば常の本紫におどす也、糸威也、古畫にも多く見えたり、或說に上を中の薄紫、次を常の本紫、下をば紺色におどす、紫裾紺といふと云へり、用るにたらず妄說也、

〔吾妻鏡四〕元曆二年文治元年○二月十九日癸酉、廷尉○義經昨日終夜、越阿波國與讃岐之境中山、今日辰剋到于屋島內裏之向浦、○中略廷尉著赤地錦直垂、紅下濃鎧、駕黑馬、

〔源平盛衰記三十三〕源平水島軍事
越中次郎兵衛盛嗣ハ、滋目結ノ直垂ニ、耳坐滋ノ甲ヲ著タリ、

〔鎧色談〕耳末濃(ハタスソゴ)鎧の事　耳字みゝとはよまず、はたとよむなり、大衿耳袖と書ておほくびはたそでとよむと同例なり、耳とは袖草摺の耳なり、袖草摺の眞中を竪に薄色にして、其左右を中色にして、又其左右の端を濃色にするなり、色は何色にても同じ、此威毛後三年合戰繪にも見

えたり、すそを濃くするには非ざれども、もとすそごより出て變じたる物なるゆへ、すそごの名を存するなり、

○按ズルニ、耳坐滋ハ或ハ紺坐滋ノ誤ニテモアルベシ、

〔平治物語〕二待賢門軍附信賴落事

左衛門佐重盛ハ、赤地ノ錦ノ直垂ニ、黃櫨匂ノ鎧ニ、蝶ノ下金物打タルニ、龍頭ノ兜ノ緒ヲシメテ、〇下略

〔鎧色談〕櫨匂鎧の事　櫨色は黃色に赤みある色を云、今世べにかばと云色也、後成恩寺殿の女官裝束抄に、はじもみぢのきぬ、おもてすはう裏黃とあり、是表裏の色、赤と黃を合せてはじもみぢと名付たる也、櫨ははじと云木也、田舍にてはぜの木ト云〇下略

〔參考保元物語〕二義朝白河殿夜討事

半井本云、當年十七、死生不知ノ兵也、〇伊藤六萌黃匂ノ鎧ニ、三枚兜ニ染羽ノ矢負、三所藤ノ弓ヲ持、〇下略

〔參考太平記〕十二公家一統政道附大塔宮補征夷將軍御入洛幷流人歸京事

天正本云、色々ノ絲毛ノ鎧、銀ノ太刀佩タル兵、〇下略

〔高館草子〕武家名目抄甲冑八所引わしのおかたおかぐまゐ太郎、源八兵衛、ひろつなびせんの平四郞、けいのよろひかぶとのおゝどめ、〇下略

〔隨兵日記〕一かつ色おどしの鎧、卯花威の鎧口傳に有、

〔太閤記〕十八竹中半兵衛尉

戰場之出立は、〇中略具足は馬皮のうらを表に用ゐ、つぶ漆にてあら／＼とぬりたるを、あさ黃の木綿糸にておどし立、〇下略

脇楯

〔下學集 器財下〕脇楯ワイダテ

〔和漢三才圖會 兵器二十〕脇盾 按脇盾著｡兩脇｡以塞｡鉀隙｡者也、或云、左一方用亦可也、鎗戰時宜｡防｡左隙｡、

〔本朝軍器考 頭書九上〕脇楯ニ付タルヲ壺板ト名付タリ云々、此文〇軍器考ニテハ脇ニ付タル草摺ノ名ヲ壺板ト云ト聞ユ、是誤也、草摺ヲ馬手草ズリト云ベシ、壺板ト云ハ卽脇楯ノコト也、脇ニ當ル板ニ緒ヲ貫キ通スベキ爲ニ、穴三ツアリ、或ハ二ツアルモアリ、此穴ヲ壺ト云ナリ、壺アル板ナル故壺板ト云ナリ、草摺ヲ壺板ト云ハアヤマリ也、壺ト云ハ穴ノコト也、高館草子ニ馬手ノワイダテ、ヲクリノ板トアリ、ヲクリノ板ト云ハ壺板ノコト也、壺ヘ緒ヲ通シテ繰リコシテ、體ヘ結ビ付ルナリ、サレバ緒繰ノ板ト云ナリ、

〔軍用記 二〕脇楯あてやう、つぼの緒の兩端を上と、まへのつぼの外よりうちへ通して、扨其緒の兩端を一つにそろへて、うしろのつぼへ內より外へ通し置て、さて脇楯をとりて脇にをしあて、ゝうしろのつぼより出たる二筋を、一つに取てうしろを廻し、左の肩の上より前へとりて、前のつぼの緒のわなへ緒ひと筋通して、今一筋の緒と取合せて、かたわなにゆひて、三つ折のごとく組て留べし、扨こしの緒をば、前後を引廻して、左の脇にてかたわなに結て、三つ打のごとく組て留べし、

脇楯にこしの緒なきもあり、下の方は鎧の上帶にて、おのづからゑまるゆへ、腰の緒を略するもあり、緒の結樣等何れも前に同じ、

〔太平記 三十九〕神功皇后攻｡新羅｡給事

神功皇后一卷ノ秘書ヲ智謀トシ、兩顆ノ明珠ヲ武備トシテ、新羅へ向ハントシ給フニ、胎內ニ宿リ給フ八幡大菩薩、已ニ五月ニ成セ給ヒシカバ、母后ノ御腹大ニ成テ、御鎧ヲ召ルヽニ御脇アキタリ、此爲ニ高良明神ノ計トシテ、鎧ノ脇立ヲバシ出シケル也、

脇曳

〔武家名目抄甲冑一上〕鎧 按○中略脇楯は神功皇后新羅を伐せ給ひし時、應神天皇孕まれましまして、御鎧の右あはざりしより始りしなどいふ說あれど、神祇靈應記、太平記、承難し、おもふに戰場に臨み敵陣に對せんに、事は前に在てうしろになく、弓手を先にして馬手をしりへにす、されば鎧の右に不足するも、腹卷の背に隙あるも、其事ある處に備へて、其用なき所を闕たるにぞあるべき、凡事異率にして文たらざるは上古の常也、其制し始し時より然ありけんを、よろひたるさまのかたわなれば、脇楯を造り添て威儀を全うしけるにぞあるらん、

〔享祿本類聚三代格十八〕太政官符

應㆑造二年料甲一事

右被二右大臣宣一偁、奉㆑勅、頃年諸國所㆑造進、年料甲冑、徒有二作勞之費一、无㆑有二當用之便一、宜二脇楯小手脚纏一從二停止一、自㆑今已後、立爲二永例一、

弘仁六年二月十六日

〔保元物語一〕主上三條殿行幸附官軍勢汰事

義朝ヲ御前ニ召、赤地ノ錦ノ直垂ニ、折烏帽子引立テ、脇楯バカリニ太刀帶タリ、

〔太平記三十一〕八幡合戰事附官軍夜討事

和田ガ中間二ノ矢ヲ番フテ、惡五郎ガ脇立ノツボノ板、クツ卷セメテゾ射コウダル、

〔武器皕圖〕脇曳ワキビキ

〔弓張記〕具足を人の見んとあらば持て出る事、○中略こて、はいたて、ほうあて、わき引、かやうの類をも、からひつのふたに皆すへて持て出すべし、是は當世の具足のこと也、

〔武具訓蒙圖彙三〕脇引之事　一脇引之品々、釣脇引、廻シ脇引、四ツ脇引あり、○下略

〔單騎要略書用一〕脇曳は左右脇下の隙を塞ぐ所以の具なり、鐶脇引、板脇引、威脇曳、連脇引、丸脇引の

品あり、脇盾はまた別品たり、或は裡掛、或は韈掛、或は紐付、或は連綿、其製品夥し、身甲の内に嚩るを脇盾と稱し、身甲の外に繫ぐを脇立、腋曳と號すと異說あり、然るや否や未考、連脇引は左右後連帶し、兩脇彎月のごとく缺き、中は彌上鐵、骨牌鐵などを入て、表は天鵝絨羅紗の類をもてつゝみ、龜甲縫あり、また兩肩に掛くる絎紐有るべし、掛やうは、連脇引ともいふ先脇引の緖を左右ともに肩に掛、能ほどに紐を繰りこし、胸にて結び留るなり、

胸板

〔下學集〕器財下胸板

〔保元物語〕二義朝白河殿夜討事

爲朝、〇中略伊藤六ガ胸板カケズ射徹シ、餘ル矢ガ伊藤五ガ射向ノ袖ニ裏返シテゾ立タリケル、

〔長門本平家物語〕九和田の次郎義茂と、相撲の國の住人連の太郎と組で落ぬ、〇中略和田は少しせいちいさけれども、聞ゆる小相撲にて、〇中略のけさまになげよせて、胸板の上をふまへて、刀を拔て首をかく、

〔源平盛衰記〕二十二衣笠合戰事

和田小太郎義盛、十三束三伏暫シ堅メテ落シ矢ニヒヤウト放ツ、金子〇家忠ガ、〇中略鎧ノ胸板ノハタ覆輪ニゾ射ツケタル、

〔見聞雜錄〕武家名目抄甲冑六上所引信玄の御裝束は、しやの頭巾を召、昇龍を胸板へ金にて打たる鎧を召、僧正衣之緋之素絹ヲ御羽織、〇下略

〔武家閑談〕五淸正〇加藤能々見廻し〇中略一番鎗は日下部與助、坂川忠兵衞二人の內ならん、其子細はあの與助、忠兵衞を見よ、具足の胸板甲のしころに矢二筋三筋折懸たり、

〔細川家記〕忠興六慶長五年九月十五日、〇中略諸氏と云者、黑革の鎧胸板に南無妙法蓮華經と箔にて書、鹿角打たる兜を著、〇下略

障子板

〔肥前風土記基肄郡〕長岡神社在郡東同天皇行幸自高羅行宮、還幸而在酒殿泉之邊、於此薦膳之時、御具甲鎧、光明異常、○中略其鎧貫緒悉爛絶、但冑丼甲板今猶在也、

〔軍用記二〕障子の板は、くびの骨を射られまじき爲のふせぎなり、形は半月の如し、是も色々の紋ある染革にて包事、むな板などに同じ、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

義朝手綱カイグリ打向ヒ、汝ハ聞及ブニモ似ズ、無下ニ手コソアラケレト宣ヘバ、爲朝○中略誠ニ御免ヲ蒙ラバ二ノ矢ヲ仕ラン、眞向内兜ハ恐レモ候、障子ノ板カ栴檀弦走カ、胸板ノ眞中カ、草摺ナラバ一板トモ二板トモ、矢坪ヲ慥ニ承テ仕ラントテ、既ニ矢取テツガハレケル所ニ、○下略

弦走

〔太平記二十二〕畑六郎左衞門事

畑モ脇當ノ外小手ノ餘リ切レヌ所ゾ無リケル、少々ノ小疵ヲバ物ノ數トモ不思ケルニ、障子ノ板ノ外ヨリ肩崎ヘ、射籠ラレタリケル白羽ノ矢一筋、何ト脱キケレ共、纖サラニ不脱ケルガ、○下略

〔本朝軍器考頭書九上〕弦走ハ鎧ノ札ニ、弓弦ノ障ランコトヲ恐レテ、革ヲ以テ札ヲ覆ヒテ、弦ヲ走ラシムル意ナリ、

〔軍用記二〕けんやうの板の事、むな板の下、おし付の板の下、袖のかむりの板の下に打なり、けんやうの板と云は、廣さ五六分の板を紋ある染革にて包み、間の金物と云物を打、其板の下のきわに白き赤き二色の綾をほそく、玉縁の樣に二筋ならべて付る、是を水引といふ、又りうもんともいふなり、けんやうの板は横たへて一文字に打なり、

〔太平記三十〕笠置軍事附陶山小見山夜討事

舍弟ノ彌五郎是ヲ敵ニ見セジト、矢面ニ立隱シテ、楯ノハヅレヨリ進出テ云ケルハ、足助殿ノ御弓勢日來承候シ程ハ無リケリ、此ヲ遊バシ候ヘ、御矢一筋受テ、物ノ具ノ實ノ程試候ハント欺テ、

弦走ヲ敵チゾ立タリケル、

栴檀板
鳩尾板

〔軍用記二〕鳩尾の板の事、又小手輪ともいふ、薄鐵にて作る、上廣く下は狹く、長さ七寸計、染革にて包み、金覆輪をかくる、裏に緒を付る、射向の高緒の上をおほふてむすび付るなり、高紐を切られまじき爲の用心なり、せんだんの板も同じ心なり、　栴檀の板の事、袖の形のごとくにして、小板かず三枚なり、長さ七寸計なり、うらに緒あり、是は馬手の高紐の上をおほふて結付る也、

〔栴檀鳩尾問答〕一或問云、鎧の相引を覆ふもの、左は鳩尾板を用ひ、右は栴檀を用ひ、兩方おなじからざることは如何、　答〇伊勢貞丈云、此こと古書にその故を注したるものなければ、何ともいふべき舊說なし、今按に、凡敵と戰ふには、かならず片身になりて、左の方を敵にむけて兵刃を執て、右の手を左の方に指出して働くものなり、されば右に鳩の尾の板を付れば、鳩尾板は强直にて屈伸なきものなるゆへ、其下の端に直垂の袖小手の袋など引かゝりて、さまたげとなるゆへ、右には鳩尾板を用ゐずして、柔軟にて屈伸自由なるせんだんの板を用るなり、　一又問云、右のごとくせんだんの板屈伸自由にて利用ある物ならば、左にもせんだんの板を用べき事なるに、左には鳩尾板を用るは如何、　答云、右の相引の邊は右の手の本にして、右の臂の上り下り働く所なるゆへ、屈伸自由なるせんだんの板を用ひては、柔軟にしてひらめき動く、太刀打にも、鎗とりにも弓射るにもかへつて妨となるゆへ、左には强直なる鳩尾板を用るに利あり、

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事
其矢遙ナル谷ヲ阻テ、二町餘ガ外ニ扣ヘタル、荒尾九郎ガ鎧ノ千檀ノ板ヲ、右ノ脇マデ篦深ニグザト射込ム、

押付板

〔軍用記二〕おし付の板は、むな板の如く、染革にて包む、おしつけの板に、金物三所みより、押付の板の下にけ去やうの板を打、むな板の下同前なり、

〔平治物語 二〕待賢門軍附信頼落事

鎌田兵衛(家○政)延サジト、十三束取テツガヒ能引テヒヤウト射ル、重盛ノ射向ノ袖ニハタト中リテ飛返ル、ヤガテ二ノ矢ヲ射タリケレバ、押付ニ丁ト中リテ、篦カヅキ碎ケテ跳返レリ、

〔長門本平家物語 十四〕實盛さ知つたりとて、さしおよびて手塚(盛○光)が郎等のおしつけの板をつかまへて、左の手にてはたづなをかいぐりて、弓手めての鐙つよくふみてむづと引たりければ、手塚が郎等引落されぬ、實盛おしつけの板をしたゝかにつかまへて、馬の腹に引つけてさげてまはる、

〔新撰類聚往來 中〕屈系(クツケイ)

クツケイ

〔安齋隨筆 前編十四〕今按(貞○丈伊勢)に古制の鎧は、左脇に蝶ツガヒなし、前より左脇背の方まで連り繼ぎたり、左脇は脇盾の形に隨て札屈りて、前後へ連り繼たれば、左脇を屈繼と云なるべし、右脇には脇盾を當る也、

〔參考保元物語 二〕白河殿攻落事

京都本、杉原本並云、(中略)爲朝サン候、一ノ矢ニ於テハ、旁存ズル仔細ニテワザト仕候ハデ、式代申ニテ候、(中略)眞向御頸ノ骨ハ恐モ候、クツケイ、弦ハシリ、障子ノ板、脇立ノ上、愛ヲ射ヨト承テ一矢仕候ハン、(中略)桑原安藤次カケ出タリ、惡七別當ニクツケイ射サセテ落ニケリ、

綿嚙

〔本朝軍器考頭書 九上〕ワタガミト云字、綿嚙ト書ハ非也、肩上ト書ベシ、肩ノ字ワタトヨム也、肩白ト書テワタシロトヨム同訓ナリ、

〔軍用記 二〕胴の後つきかつぎの板は下をなめし皮にて作り、上を色々の紋付たる染革、又おり物を以て包みぬひくゝむ也、此つきかつぎの板に、障子の板を付、高ひもを付、袖付のしだを付るなり、つきかつぎ一名わたがみと云、肩上とかくなり、

總角

〔太平記三十三〕京軍事
互ニアハレ敵ヤ、天下ノ勝負只我ト彼ト〇桃井直常細川清氏ガ死生ニ可ㇾ有、馬ヲ懸合セ組デ勝負ヲセント、鎧ノ總角ヲ摑ンデ引著タルニ、〇下略

〔文正記〕冑甲妻總領千菊丸、其齡十有二、〇中略家傳幼童時、代々初著㆓普代卯花絨鎧、總上抓拋㆒掛㆑肩、〇下略

〔家忠日記増補二〕永祿三年九月廿二日、大神君軍ヲ發シテ三州山中醫王山ノ砦ヲ攻玉フ、久松佐渡守俊勝先登シテ城壁ノ上ヨリ鎗ヲ以、俊勝ガ鎧ノ總角ヲ突ヲ、俊勝其柄ヲ切折リ、〇下略

〔常山紀談拾遺三〕右近郎等、岸又左衛門盛物が鎧の總角とりて、引かへし候へば、右近上になり候、

〔單騎要略著用二〕總角は鎧の麗飾にして、戰陣要用の具にはあらず、或は十字を表すといひ、或は木綿手襷を象るといふ、附會の說信ずべからず、或人の云、上卷は左右の袖の緒を、背にとりて結び置しより由來すと云、やうやく是に似たりといへども、猶未㆑考、但其人ならずば不㆑用具と知べし、其製糸は紅の唐打をもちゆ、紫は古より主位の粧とせり、結やう人形入形の別ありて、陰陽を表すと云、長は大座の環に結付て、發手の上に垂るゝを節とす、つけやうは總角の頭を、大座の環の上の方より引通、其緒へ上卷の總體をくゞらせ、其儘に垂て置なり、また兩の袖の志加の緒を、東方結の左右の緒へ通し、結び留る法もあり、好みによるべし、

〔太平記八〕四月三日合戰事附妻鹿孫三郎勇力事
其中ニ年ノ程二十計ナル若武者、只一騎馳寄セテ引テ歸リケル、妻鹿孫三郎ニ組ント近付テ、鎧ノ袖ニ取著ケル處ヲ、孫三郎是ヲ物トモセズ、長肘ヲ指延テ、鎧角總ヲ摑テ中ニ提ゲ、馬ノ上三町許ゾ行タリケル、

〔官地論〕政親宜、今日之合戰可㆑爲㆓國之分㆒、羞不㆑可㆑懸、〇中略一人敵看㆓總角㆒程、八幡有㆓照覽㆒、政親懸㆓手可㆒討

藥、

〔岡本記〕一具足にほめぬ所あるといふは、あげまきの事なり、あげまきをほむれば、はや具足おつけを見せたるといふ心をきらひて、さてあげ卷をばほめず、おなじいとにて候へば、ひしぬひそでのをほめて、尤可然事也としつのやうにて候へども、かくのごとくかくごかんよう也、ひせつなり、

逆板

〔軍用記二〕さか板の事、二の板の下に付る、三の板の上に、おゝひかゝるなり、すべて鎧の札は下の方は、上に重る物なるに、此板計上も下も上に重なるやうに付たる故、逆板といふ也、此板上は札頭にして、下は一文字なり、上の方には啄木の組にて、うなめぬひをして、をし付の板にとぢ付る、下の方は菱ぬひ二通りする也、

〔貞丈雜記十一武具〕鎧の逆板の事、古ノ本式ノ鎧ニハ逆板アリ、今ノ具足ニハ逆板無之、

〔本朝軍器考頭書九上〕逆板ニ總角ヲ付ル環アリ、高勝ノ環ト云習セリ、コレ近世鎧工ノ名付ルナルベシ、是名古書ニ見エズ、

引敷板

〔太平記十五〕正月二十七日合戰事

妙觀院高因幡全村、○中略上差一筋抽出テ、櫓ノ小間ヲ手突ニゾ突タリケル、此矢不誤矢間ノ陰ニ立タリケル鎧武者ノセンダンノ板ヨリ、後ノ總角著ノ金物迄、裏表二重ヲ徹テ、○下略

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

本間小松ノ陰ヨリ立顯レ、件ノ弓ニ十五束三臥、忘ルゝ計引シボリ、ヒヤウト射渡ス、志ス處ノ矢所ヲ少モ不違、鎧ノ弦走ヨリ總角付ノ板マデ、裏面五重ヲ懸ズ射徹シテ、矢サキ三寸計、チシホニ染テ出タリケレバ、○下略

〔太平記二十九〕越後守自石見引返事

高紐

陶山下ナル土屋ヲバ左ノ手ニテ押ヘ、上ナル道口ヲカイ摑テ、ネヂ頸ニセント振返テ見ケル處ヲ、道口ガ郎等落重テ、陶山ガヒツシキノ板ヲ疊上、アゲザマニ三刀指タリケレバ、〇下略、

〔藤葉榮衰記下〕須賀川落城之事

竹貫粂水野勘ケ由ヲ初トシテ、強弓ノ矢繼早ニテ、鎧ノ草摺ヨリ引敷ノ板裏ヲカケズ射徹シ、射ル程ノ矢一人モ射殺サヾルモ無リケル、

〔軍用記二〕高紐はおし付の板より付出して、障子の板の外を引わたして、前のかたへ出す、紐の先わなにしてこはせを付る、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

美濃國住人平野平太、同國住人吉野太郎ト名乘テ懸入ケル所ヲ、御曹司〇爲朝件ノ大鏑ヲ以テヒヤウト射給フガ、高紐ニ弦ヤセカレケン、思フ矢坪ニ下リツヽ、平野平太ガ左ノ臑當ヲ射切テレテ、馬ノ太腹アナタヘツト射通サルレバ、〇下略

〔平家物語一〕御輿振の事

唱〇渡邊其日の裝束には、きちんの直垂に、小櫻を黄にかへしたる鎧きて、〇中略兜をぬいで高ひもにかけ、〇下略

〔同本記〕一かぶとをたかひもにかくるといふ事は、かぶとをぬぎてうしろへなし、之のびのををたかひもにむすびつけべし、たゞし條々口傳有、

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦元年正月十七日丁未、藤判官代邦通、一品房、並神主兼重等、相具廣常之甲、自上總國一宮歸參鎌倉、即召御前覽彼甲、小櫻威結付一封狀於高紐、

〔長門本平家物語十六〕汀におり立て〇平重衡刀をぬき、鎧の引合おし切、高紐はづして、〇中略自害せんとや海へ入らんとや、思ひ煩ひ給ひたる體にて立れたり、

〔參考保元物語二〕白河殿攻落事

京師本、杉原本並云、〇中略根津神平カケ出タリ、紀平次大夫組ント相近ヅク所ヲ、神平能引テ射ル、鎧ノ引合ヲ箟深ニ射ラレテ落、

〔平家物語十一〕忠度都落の事

日頃よみおかれたる歌どもの中に、秀歌とおぼしきを百餘首かき集められたりける卷物を、今はとて打立れける時、是を取てもたれたりけるを、鎧の引あはせより取出て、俊成卿に奉らる、

〔太平記九〕高氏被篭願書於篠村八幡宮事

足利殿〇中略一紙ノ願書ヲ獻バヤト宣ヒケレバ、疋檀妙玄鎧ノ引合ヨリ、矢立ノ硯ヲ取出シテ、〇下略

〔太平記十〕大佛貞直幷金澤貞將討死事

貞將ハ、〇中略其御敎書ノ裏ニ、棄我百年命、報公一日恩ト大文字ニ書テ、是ヲ鎧ノ引合ニ入テ、大勢ノ中ニ懸入、終ニ討死シ給ケレバ、〇下略

〔關八州古戰錄五〕輝虎松山城後詰事

三樂モカク有ント覺悟セシニヤ、鎧ノ引合ヨリ帖紙ヲ取出シ、〇下略

〔太平記十二〕公家一統政道事

宮〇大塔宮ハ、〇中略兵庫鎖ノ丸鞘ノ太刀ニ、虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ、太刀懸ノ半ニ結テサゲ、〇下略

〔太平記三十一〕武藏野合戰事

義治ハ太刀カケ、草摺ノ横縫皆突切レテ、威毛計續タルニ、〇下略

〔軍用記三〕雜記 冑のしころ、面頰のよだりかけ、鎧の袖、草ずり、せんだんの板などの緒の板をば、ひし縫の板といふ、菱縫ある故也、ひしぬひの板をば何れも黑く塗也、おし付のさか板も菱縫有

鎧金物

黒糸也、

〔甲組類鑑〕組紃總名

菱縫　ヒシヌヒ　古キ書ニ菱縫ノ板ト見エテ、(函櫃匡名ニ載スレバ、コヽニ詳ニセズ、)其縫シ絲韋ノコトヲ記セシコトハ見エズ、タヾ文正記ノミ、唐紅ノ菱縫トハ記セリ、世ニ存セル古キ鎧モ赤絲、緋絲、紅絲、赤滑革、緋韋ノ類ヒナリ、赤滑モテ菱縫セシヲ、世ニ猿菱ト云ルコトハ、名目抄ニ飾太刀ノ裝束ヲ赤滑ト號ス、是レサルナメシノ事ナリト見ユレバ、猿滑ノ菱縫ト言ルヲ略キシナルベキ、(今ハ甲ノ板ゴトニ一枚ニ作レルニ菱縫セシテ言フニヤ、菱縫ノナクテモ有ヌベキニ菱縫セシハ、似テソレナラヌトテ、カタハ云ケメ、是ヤ赤滑モテヒシヌヒセルコトノ絶エテノチノ勝ヘニゾアリケル、)商丸、腹纏ノ古キ物ニ紫朽葉色ナドノ絲モテ縫ヒシモ、又革ニテ縫ヒシヲ塗籠メテ、朱漆モテ縫シ上ヲ彩リシモマヽ見侍リキ、市人ノ手ニ落シモノハ、其餘ノ色々モ有ツレド、近キ世ニ緒穿更シモノゾ多カル、

〔梅松論 下〕關東より供奉の輩皆歩行なりしかども、我おとらじと進ける、中にも曾我上野介師資、綟貫の小袖の上に、赤糸鎧の菱の縫目より切捨たるに、〇下略

〔本朝軍器考 九甲冑〕鎧ノ金物、古代ノ物ヲ見ルニ、鍍金、白銀、又ハ鍮石、白鑞ヲ沃ギシナリ、胸金物、裾金物ナドイフモノ、フルキ物ニ見エタリ、菊(菊ノ丸トイフモ)蝶、鴛鴦、獅子(獅子丸トイフモ)ナドノ金物打タルト見エシハ、皆其形ヲ鏤テ鍍金ヲモテ飾レルナリ、銀ノ蝶ノ丸キビシク打シナドイフハ、白銀ヲ彫タルニテ、又白金物ナド見エシハ、白鑞ヲ沃ギシナルベシ、白ク黄ナル兩蝶ヲ裾金物ニ打タルト見エシモ、又上ニ同ジカルベキ、スベテ裾金物トイフハ、菱縫ノ板ニ打シヲイフ、八龍ヲ胸板ニ打タルナドイフハ、胸金物トイヒシ也、古ノ金物トイフモノ多クハカクゾアリケル、家ノ紋ナド打事ハ、元弘建武ノ後ニ出來タル也、凡金物打所、胸板、脇板、總角付ノ板、左右ノ袖ノ冠板、菱縫板ト、草摺ノ菱縫ノ板ゴトニウツ、草摺ニハ一板ニ二ツモ三ツモウツ、鎧ノ前後左右ノ袖ノ假粧ノ板金物ヲバ、今ハ八相ノ金物、間金物ナドイフ也、又總角付ノ鐶アリ、胸板ヲシツケノ板、脇板、脇楯等ニ覆

輪アリ、綿嚙ニ袖付ノ管アリ、文（胡グイ頭トモイフ、其形ノ似タルガ故ナリ、）高紐引合ノ緒、脇楯ノ緒ナド引出ス所々ニ、或ハ鵐目或ハ座ノ金物ト云アリ、

〔軍用記　二〕鎧ニ金物打所の事、むな板、脇板、總角付の板、をし付の板、左右の袖のかむりの板、袖も草ずりも菱縫の板、けぬやうの板に座金物打なり、白銀、黄金或は燒付、眞鍮等にて、草木の花葉、から草、鳥蝶、獅子、龍の丸等ほり物すかし、さま〴〵なり、金物は二所また三所にならべ打べし、むな板はむな金物、すそはすそ金物といふ、

〔保元物語　一〕新院御所各門々固附軍評定事

爲朝ハ、〈○中略〉褐ニ色々ノ糸ヲ以テ、獅子ノ丸縫タル直垂ニ、八龍ト云鎧ヲ似セテ、白キ唐綾ヲ以テ威タル大荒目ノ鎧、同獅子ノ金物打タルヲ著ルマヽニ、〈○下略〉

〔參考保元物語　二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本並云、〈○中略〉重盛〈○中略〉其出立ハ、赤地錦ノ直垂ニ、サカヲモダカノ鎧ノ、蝶ノ丸ノ裾金物繁ク打タルガ、白覆輪カケタルニ、〈○下略〉

〔平治物語　二〕待賢門軍附信頼落事

左衛門佐重盛ハ、〈○中略〉黄櫨匂ノ鎧ニ、蝶ノ下金物打タルニ、龍頭ノ兜ノ緒ヲシメ、〈○下略〉

〔源平盛衰記　十五〕宇治合戰附頼政最後事

足利又太郎綱〈○忠綱〉ハ、〈○中略〉耕戚ニ金物ヲ打、未ダ巳ノ時トゾ見エシ白星ノ兜居頸ニ著ナシ、〈○下略〉

〔太平記　二十六〕四條縄手合戰事附上山討死事

楠上山ヲ討テ其首ヲ見ルニ、太清ゲナル男也、鎧ヲ見ルニ輪違ヲ金物ニ掘透シタリ、

〔相州兵亂記　三〕小弓義明ト合戰ノ事

義明〈○中略〉其日ノ裝束ニハ、赤地ノ錦ノヒタヽレニ、桐ノスソカナ物ヲ打タルカラアヤオドシノ

鎧キヲ、〇下略

古事類苑

兵事部四十

甲冑二

古事類苑

兵事部四十

甲冑二

甲種類以製作爲名

〔東大寺獻物帳〕御甲壹佰領短甲十具、挂甲九十領、短甲十具具別冑一口、甲一領、行縢一具、覆臂一具、○下略

〔東大寺正倉院文書二十九〕金漆塗短甲壹拾參領○下略

〔三代實錄陽成三十九〕元慶五年四月廿五日壬寅、出羽國元慶二年、夷虜所燒盜、○中略革短甲三百三十七領、○中略是日有勅免除、以省交替之煩、

〔平治物語二〕待賢門軍附信頼落事

大ノ男○信頼ノ大鎧ハ著タリ、馬ハ大キ也、乘煩フ、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

是ヲ聞テ武藏守師直ガ内ニ、野木與一兵衛入道頼玄トテ、大力ノ早業、打物取テ世ニ名ヲ知ラレタル兵有ケルガ、同丸ノ上ニ、フシナハメノ大鎧スキ間モナク著ナシ、○下略

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本並云、○中略其出立ハ○平重盛赤地ノ錦ノ直垂ニサカヲモダカノ鎧ノ蝶丸ノスソカナ物シゲク打タルガ、白覆輪カケタルニ、○下略

〔太平記十七〕瓜生判官心替事附義鑑房藏義治事

右衛門佐殿○脇屋義助ノ飲給ヒタル盃ヲ、瓜生判官席ヲ去テ、三度傾ケル時、白幅輪ノ紺絲ノ鎧一領

引給フ、

〔相國寺供養記〕明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、○中略路次行列、○中略　小笠原兵庫助源長秀紫糸白腹鎧、○中略　武田五郎源滿信赤糸白腹鎧、○下略

〔保元物語一〕新院御所各門々固附軍評定事

爲朝ハ七尺計ナル男ノ目角二ツ切レタルガ、○中略八龍ト云鎧ヲ似セテ、白キ唐綾ヲ以テ威タル太荒目ノ鎧、同獅子ノ金物打タルヲ著ルマヽニ、三尺五寸ノ太刀ニ、熊ノ皮ノ尻鞘入、○下略

〔軍用記三〕大荒目之部　大荒目といふは、おどし毛の名にはあらず、札のとぢやうの名也、大あらめは札を小札にせず、札の頭をたゞすぐに切たるばかり也、大あら間也、まとめ五音通ずる故、大あらまな大あらめと云、札をとぢるに、大にあらく間を置てとづる也、大あらめといへばとて、小荒目といふ事なし、　三枚革の大荒目といふは、札を作るに、いため革三枚重て厚くして綴ぢたるをいふ也、大荒めは常のよろひよりはあつく重き故、古強力の勇士著せし也、　金ませの大荒めといふは、いため革二枚の間へ、鐵の板金を一枚ませて綴ぢたるをいふ也、黑革威の大あらめといふは、くろ革にておどしたるなり、かはにても糸にてもとぢべし、　一枚ませの大荒めと云も、右の金ませの大あらめの事なり、

〔源平盛衰記十四〕三井寺僉議附淨見原天皇事

圓滿院ノ大輔ハ、褐ノ直垂ニ、黑皮威ノ大荒目ノ鎧ノ、一枚マゼナル草摺長ニサヽメカシ、白星ノ甲ニ大ノ長刀杖ニツキテ申ケルハ、○下略

〔難波戰記五〕五月○元和元年七日兩御所御出陣之事

將軍家○德川秀忠ハ今朝寅ノ剋ヨリ矢尾堤へ御出陣アリ、其日ノ御裝束黑縫延ノ御鎧頭巾形ノ御冑、○下略

〔軍用記三〕雜記　縫延といふは、鎧の胴の射向のわきを、てふつがひにしたる物出來しより後、

古の鎧のごとく射向の脇てふつがひなくして、のべ付なるをぬひのべといふなり、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字六年正月丁未、造東海南海西海等道節度使料綿襖冑各二萬二百五十具於太宰府、其製一如唐國新樣、仍象五行之色、皆畫甲板之形、碧地者以朱、赤地者以黃、黃地者以朱、白地者以黑、黑地者以白、每四千五十具成一行之色、　二月乙卯、造綿甲冑一千領、以貯鎭國衞府、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年三月丁巳、仰太宰府綿甲一百領、冑一百口、袴四百腰、充遣唐船不虞之備、

〔續日本紀考證八淳仁〕按綿襖冑、綿甲冑、綿甲、蓋名異物同、寶龜六年五月紀云、以京庫綿一萬屯、甲斐相模兩國綿五千屯、造襖於陸奧國、十一年七月紀云、征東使請襖四千領、三代實錄云、元慶二年六月、送綿一千屯於出羽國、爲充造襖料、皆是也、又續後紀云、天長十年五月、天寒、衆人多著襖子、全浙兵制日本風土記云、夾襖阿外石穪々個、綿襖、穪穪個、蓋襖謂衣有絮者、可以防寒、又禦矢石、故戰士多用之、寶龜十一年七月、勅征東使云云、夏稱草茂、冬言襖乏之類亦可見、

〔續日本紀三十六光仁〕寶龜十一年八月庚戌、勅今聞諸國甲冑稍經年序、悉皆澀綻多不中用、三年一度、立例修理、隨修隨破、極費功役、今革之爲甲、牢固經久、擐躬輕便、中箭難貫、計其功程、殊亦易成、自今以後諸國所造年料甲冑、皆宜用革、卽依前例、每年進樣、但前造鐵甲不可徒爛、每經三年、依舊修之、〇孕錄本類聚三代格十八、天應元年四月十日官符、文與此同、

〔續日本紀四十桓武〕延曆九年閏三月庚午、勅爲征蝦夷、仰諸國令造革甲二千領、東海道駿河以東、東山道信濃以東國別有數、限三箇年、並令造訖、

〔三代實錄十七淸和〕貞觀十二年三月廿九日辛巳、從五位下行對馬守兼肥前權介小野朝臣春風奏言、故父從五位上小野朝臣石雄家羊革甲一領、牛革甲一領、在陸奧國、去弘仁四年、賊首吉彌侯部止彼須可牟多知等逆亂之時、石雄著彼甲、討平殘賊、厥後兄春枝進之、望請給羊革甲、以充警備、歸京之日全以進官、詔許之、其牛革甲給陸奧權守小野朝臣春枝、

以用爲名

〔延喜式主税二十七〕某國司解申收納某年正税帳事〈○中略〉

修理器仗料若干束　甲若干具料若干束　牛皮若干張〈具別若干張〉　價若干束〈張別若干束、此諸色准此、各爲一項、○中略〉

以前某年正税穀穎幷雜用等勘錄、附官位姓名申上如件、謹解、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年五月十九日壬戌、太政官處分、停伊勢、越前、加賀、越中、丹波、丹後、因幡、播磨、備中等九國年貢馬革百張、造兵司修理年料甲百領、令諸國貢馬革二百張、以宛彼料、貞觀五年減修理五十領、仍半折輸焉、

〔延喜式民部二十三〕凡諸國所進兵庫寮修理甲料馬革者、尾張六張、近江十七張、美濃廿四張、但馬十一張、播磨卅二張、阿波十張、並以驛傳牧等死馬皮熟而送之、若不足者買備滿數、其直充正税、

〔延喜式左右兵庫四十九〕凡諸國所進修理甲料、馬革者尾張六張、近江十七張、美濃廿四張、但馬十一張、播磨卅二張、阿波十張、並以驛傳牧等死馬皮熟而送之、若不足者買備滿數、

〔續日本紀四十桓武〕延曆十年六月己亥、鐵甲三千領、仰下諸國依新樣修理、國別有數、

〔續日本後紀十四仁明〕承和十一年正月己丑、山城國上鐵甲一領云、件甲裹布袋、流著葛野川、

〔延喜式民部二十三〕交易雜物〈○中略〉　太宰府〈(中略)鎧廿集〉

〔吾妻鏡二〕治承五年〈○養和元年〉十月廿日癸亥、今日武衞〈○源頼朝〉對面給、光倫申云、去月十九日、依平家申行、爲東國歸往祈請、任天慶之例、被奉金鎧於神宮、〈○下略〉

〔源平盛衰記二十七〕奉幣使定隆死去附覺算寢死事

頼朝誅罰ノ御祈ニ、鐵鎧ヲ太神宮ヘ奉ラル、彼甲冑嘉應元年十二月廿二日ニ燒タリ、

〔令義解六衣服〕武官朝服　兵衞、〈○中略〉會集等日、加挂甲、帶槍、〈○中略〉主帥、〈○中略〉會集等日、加挂甲、帶弓箭、〈○中略〉衞士、〈○中略〉會集等日、加朱末額挂甲、

〔服飾管見三〕挂甲　扨其製はいかなる物といふ事をしらず、まさすけが抄に、中少將の甲きる

腹卷

事を記せし中に、くびかみなどをさいしきて、そでもなくて、うちかけのやうなるくさずりはありとみえ、永治別記の圖にも、此さまにみゆめり、但し後の世は絹にて作りて、札とおめなどゑがきて用ゐき、

〔延喜式兵部二十八〕凡諸儀所須器仗者、衞府府別貯庫、臨時出用、其挂甲者、預申官、官下符兵庫、府別分付、事畢返納、

〔延喜式左右近衞四十五〕大儀(中略)〇府生近衞並皂緌深緑襖挂甲、白布帶、横刀、弓箭、白布脛巾、麻鞋、〇衞門府生、門部、兵衞府生、兵衞並同、唯深緑作纈爲異、

〔東大寺獻物帳〕御甲壹佰領(中略)十領〇中略　挂甲九十領(〇中略九)　二領(並鑑甲錦領縁)　一領(疑鳥錦領、紫皮縁、)　一領(町形錦領、)白皮縁、　一領(車鋼錦領縁)　一領(車鋼錦領、緋皮縁、)　一領(物口錦領縁)　一領(白地葛形錦領縁)　一領(紫地錦領、皮縁、納二紺帛袋一、又納二漆小櫃一、)　一領(縹地花形錦領縁、已上並白磨白組貫、緋絁裹、紺布袋帛裹)　右納二第三櫃一(〇下略)

〔東大寺正倉院文書十五〕營造兵器用度價稻陸佰玖拾肆束玖把、　挂甲陸領料、稻陸佰束壹領料稻壹佰束、

〔三代實錄四十五光孝〕元慶八年二月廿一日壬子、掛甲四百領、頒給左右近衞府各二百領、此甲尋常納内裹春興殿、天皇入二東宮一之後、遷二納東宮書殿一、今出而給レ之、以二兵庫甲一給二左右衞門、左右兵衞四府一、並爲二十三日卽位一、以レ此著用也、

〔見聞雜錄武家名目抄甲冑四上所引〕正月廿二日夜、薩埵峠分取之品々、一黑皮の番。具。足。六百十領、

〔下學集器財下〕腹卷(ハラマキ)

〔本朝軍器考九甲冑〕腹卷トイフ物、何レノ代ニヤ始リケン、允恭天皇ノ御時、玉田宿禰ガ甲ヲ襖ノ中ニ服タリシ事ノ見エシコソ、(日本書紀)後代ニ下腹卷ナドイフ事ノヤウニ覺ユレ、此物ハ古ノ物猶今モアル、スクナカラズ、其製大ヤウハ鎧ニカハラネド、前ヨリ左右ニ繞リテ後ニテ引合ス、又背。板。

トイフモノヲモテ、後ノ透間ヲフサグ事、タトヘバ鎧ノ脇立ノ如シ、此板ヲ又臆病ノ板トイフニヤ、サレド此板ノ事昔ノ物ニハ見エズ、吉野ノ吉水院ニ古キ腹巻アリ、義經ノ物ナルニヤ、藍革ニ紅ト白ト紫トノ絲ヲ以テ威セシナリ、背板ナド云フ物アラズ、某ガ家ニアル所モ古代ノ物也、其背板ハ腹巻ト代ヲ同ジクセシ物トハ見エズ、此制モトハ、衣ノ下ニ著ンズル物ナルヲ、上腹巻ナド云事出來タレバ、背板ナド云物モ出來シナルベシ、源平盛衰記ニハ、佐藤四郎兵衛尉忠信ガ射タル矢、菊王丸ガ腹巻ノ引合セヲツト射ヌキシト見エケリ、引合トアラムカラニ、必ズ背ノアハヌ物トモ見エズ、此物ハ弦走ノ革モナク、草摺モ今様ノ物ノゴトクニシテ、前後左右ニ七枚アリ、此物ヲ衣ノ下ニ著タルヲバ下腹巻ナドイフ、又弓ヲツヨクヒカンタメニ、上ニ著ル事モアリ、上ニ著ル時ハ袖ヲモツク、上腹巻ニ袖ツケシナドイフ事是也、サレドコレラハ異體ノ事ニヤ、マタ胴丸、腹巻、金銅鍱ナド、鎧ノ下ニカサネシ事モアリケリ、（今世ニ著籠トテ鎖ニテ作レル物ハ、古ニ鍱ナドイヒケル物ニヤ、）

〔軍用記三〕雑記　腹巻の事、是は脊にて合する也、合せめに背板をあてず、引合するやうに作りたるもあり、袖無之、近代は袖あるもあり、又障子板、鳩尾板、せんだんの板、弦ばしりなどもなし、草摺は前後左右合せて七枚あり、小札、毛引等の事はよろひの如し、古代此腹巻を直垂、狩衣などの下に著したるを、下腹巻といひし也、下はらまきといふ物、別には無之、また直垂、かり衣等の上に著するを、上はら巻と云ふ、

〔源平盛衰記二十二〕衣笠合戰事
和田小太郎義盛十三束三伏、暫シ固メテ、落シ矢ニ兵ト發ツ、金子（忠家）ガ冑ニ掛タリケル腹巻ノ一ノ板、冑ノ鉢カケテカラト射ヌキ、（下略）

〔長門本平家物語十八〕四郎兵衛忠信がはなつ矢に、菊王丸が淺黄糸威の腹巻の引合を、箆深にこそ射こみたれ、

〔源平盛衰記 六〕入道院參企事

入道淸盛○是ヲ見給ヒテ、○中略子重盛○ナガラモサスガアノ貌ニ、物具シテ相向ハンコト面ハユク思ハレケン、○中略腹卷ノ上ニ薄墨染ノ素絹ノ衣ヲ引懸テ出給ヒタリケルガ、胸板ノ金物ノハヅレテ見エケルヲカクサントヤ、頻ニ衣ノ頸ヲ引違引違シ給ヒケレバ、引ホコロバカシテイトヾキラメキテゾ見エケリ、

〔五武器談 平家物語評〕胸板の金物は、腹卷にむながな物打たるなるべし、

〔保元物語 二〕白河殿攻落事

木蘭地ノ直垂ニ紫革ノ腹卷著、栗毛ナル馬ニ乘リ、高間四郎ト名乘テ押並ベテ組デ落ツ、

〔平治物語 二〕待賢門軍附信賴落事

公卿僉議アリテ淸盛ヲ召レケリ、紺ノ直垂ニ、黑絲威ノ腹卷ニ左右ノ小手ヲサシテ、折烏帽子引立テ大床ニ候ハル、

〔五武器談 平治物語評〕左右の小手をさしてと云ひたるは、腹卷ゆへ小手をさしてといひたる也、鎧なれば小手さしてといはぬ也、其子細は鎧は元來小手も備りたる物也、腹卷は根本は鎧の下に著る爲に作りたる物なる故、腹卷の小手といふ物はなし、後に腹卷を鎧の代に上にも著る事になりたり、その時は鎧の小手をさして著る也、されば腹卷に左右の小手をさしてとことはりたる也、

〔源平盛衰記 一〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

家貞ハ布衣ノ下ニ萌黃威ノ腹卷、○中略子息平六家長ハ、○中略是モ布衣ノ下ニ、紫威ノ腹卷著テ、○下略

〔源平盛衰記 五〕成親已下被召捕事

入道ハ〈○清盛〉帽子冑ニ萌黄ノ腹巻ノ袖付タルヲ著テ、小長刀バカリニテ立給タリケルガ、〈○下略〉

〔五武器談〈平治物語〉〕腹巻は鎧の下に著る筈の物ゆへ、袖もなきもの也、鎧の代に著る時は鎧の袖を取て付る也、されば源平盛衰記抔に、はらまきに袖つけてと断りたる事、所々に見えたり、

〔源平盛衰記六〕入道院參企事

入道〈○清盛〉ハ、〈○中略〉赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ、白金物打タル黒糸威ノ腹巻ニ、打刀前垂ニ指シ、〈○下略〉

〔源平盛衰記十一〕静憲與入道問答事

金剛左衛門俊行、力士兵衛俊宗ト云侍二人、烏黒ナル馬ニ白覆輪ノ鞍置テ、魚綾ノ直垂ノ下ニ火威ノ腹巻日ノ光ニ耀テ、合浦ノ玉ヲ瑩ケルガ如ナリ、市夜叉瀧夜叉トテ、大ノ童ノミメヨキヲ二人、滋目結ノ直垂ニ菊綴シテ、下腹巻ニ矢負タリ、

〔平家物語四〕大衆ぞろへの事

乗圓坊の阿闍梨慶秀は、衣の下に萌黄にほひの腹巻を著、〈○下略〉

〔平家物語五〕奈良炎上の事

衆徒の中に、さかの四郎永覺と云惡僧あり、〈○中略〉萌黄威の鎧に、黒糸をどしの腹巻二両重てぞきたりける、

〔源平盛衰記二十二〕衣笠合戦事

金子之十郎、〈○中略〉ブシ縄目ノ鎧ニ三枚冑ノ緒ヲシメ、冑ノ上ニ萌黄ノ腹巻打カヅキ、楯ノモト迄責付タリ、

〔義經記二〕鬼一法眼の事

湛海、〈○中略〉かちんの直垂に、伏縄目の腹巻きて、赤銅作の太刀をはき、〈○下略〉

〔義經記三〕辨慶洛中にて人の太刀を取る事

いまだ若き人〈○義經〉の、白き直垂に、胸板を白くしたる腹卷に、〈○下略〉

〔源平盛衰記 十六〕三位入道藝等事

唱〈○渡邊〉ハ、小櫻ヲ黄ニカヘシタル腹卷ヲ著セ、〈○下略〉

〔長門本平家物語 十五〕播磨中將雅賢ハ、〈○中略〉糸威の腹卷に、重目結の直垂を著られたりけるが、〈○下略〉

〔源平盛衰記 三十五〕義經院參事

貞長〈○出羽守〉ハ、狩衣ノ下ニ紺絲威ノ腹卷ヲ著シ、立烏帽子ニ、嗔物作ノ太刀脇ニ挾テ出ケルガ、〈○下略〉

〔義經記 四〕土佐房義經の討手に上る事

喜三太〈○義經從者〉參れと召れければ、〈○中略〉大引兩の直垂に、逆澤瀉の腹卷きて、長刀ばかりをおつ取、〈○下略〉

〔增鏡 十五 村時雨〕妙法院の宮は、すゞしの御衣のしたに、もえぎの御腹卷とかやき給へり、大納言〈○藤原師賢〉はからのかうぞめのうすもの丶かり衣に、けちえんにあかきはらまきをすかして、さすがにまきゑのほそ太刀をぞはき給ひける、

〔太平記 十〕長崎次郎高重最後合戰事

長崎次郎甲ヲバ脫捨、〈○中略〉赤絲ノ腹卷著テ、小手ヲバ不差、〈○下略〉

〔梅松論 下〕かゝる所に賴尙は黄威の腹卷に、おなじけのつまとりたる袖つけてぞ著たりける、是は先祖武藤小次郎資賴、文治五年の恩賞に、賴朝より給たる當家重代の鎧と聞えけるを、〈○下略〉

〔應仁記 中〕蓮池合戰附政長武勇之事

政長其日ノ出立ハ、黑革威ノ腹卷ニヒロ袖付ケ、〈○下略〉

〔明德記 中〕御所樣〈○足利義滿〉ノ其日ノ御裝束ハ、熊ト御小袖ヲバメサレズ、フスベ革ノ御腹卷ノ中ニ

通リ、黑皮ニテ威シタルヲ召レタリケル、

〔富樫記〕六月五日申剋ノ終ニ、城中ヨリ武者一騎出來リ、黑糸ノ腹卷ニ肩白ニ威シテ、下金物重打責、胸板星白ノ甲ニ鍬形ヲ打居頸ニ著、○下略

〔愚管抄五〕家重が子の十三なるが、紫革の小腹卷のありけるをぞ宗盛には著せたりける、

〔源平盛衰記十三〕高倉宮信連合戰事

金武ト云放免アリ、究竟ノ太刀、大腹卷ニ左右ノ小手サシ、打刀ヲ拔テ向會タリ、

〔新儀式四臨時〕野行幸事　鷹飼親王公卿、著腹纒行騰同列、

〔扶桑略記二十四裏書〕延長六年十二月五日、行幸大原野、御鷹飼逍遙云々、親王公卿、及殿上侍臣六位以上著麴塵袍、諸衞官人著褐衣腹卷行騰、每事同大井河行幸、

〔平治物語一〕光頼卿參內事幷許由事附淸盛六波羅上著事

乳母子ノ桂右馬允範能ニ、膚ニ腹卷著セ、雜色ノ裝束ニ出立セ、自然ノ事モアラバ人手ニカクナ、汝ガ手ニ懸テ光頼ガ首ヲバ急ギ取レトテ、御身近ク置、○下略

〔平治物語二〕待賢門軍附信頼落事

鎌田○政家ガ下人八町次郎トテ、大力ノ剛ノ者、○中略腹卷ニ小具足サシ固メテ、眞前ニ進タリケルガ、○下略

〔源平盛衰記二十〕八牧夜討事

景廉進入處ニ、○中略見レバ兼隆紺ノ小袖ニ上腹卷著テ、太刀ヲ額ニ當テ膝付居テ、敵ツト入ラバ、ハタト切ント覺シクテ待懸タリ、○下略

〔義經記一〕舍那王○義經殿鞍馬出の事

承安二年二月二日の明ぼのに鞍馬をぞ出たまふ、○中略からをり物のひたゝれめし、しきたへと

いふ腹卷きごめにして、〇下略

〔義經記 二〕鬼一法眼の事

御曹司、〇義經、中略、御裝束は白小袖一重ね、あゐずりひきかさね、精好の大口に、からをりもの、ひたたれにきごめして、太刀わきばさみいとま申て出でたまへば、〇下略

〔武器考證 三〕きごめとは、直垂の下に腹卷を著ごめるを云なり、下腹卷の事なり、

〔吾妻鏡 二十四〕建保七年〇承久元年正月廿七日戊子、抑今日勝事〇源實朝遭難兼示、變異事非一、所謂及御出立之期、前大膳大夫入道〇大江廣元參進申云、覺阿成人之後未知涙之浮面、而今奉昵近之處落涙難禁、是非直也事、定可有子細歟、東大寺供養之日、任右大將軍〇源賴朝御出之例、御束帶之下可令著腹卷給云云、仲章朝臣申云、昇大臣大將之人未有其式云云、仍被止之、

〔明德記 中〕五人前ヨリスキ間モ無ク、ヤリ長刀ヲ支ヘ、ツヽ、太刀持背ロヘ走リ寄テ、臆病金ノハツレヲ、雨足カケテゾ切タリケル、

〔古今著聞集 十二偸盗〕どう腹卷に左右のこてさして長刀を持たりける、

〔後松日記 十三〕いにし年大鹽平八郎が大坂中を亂妨せし時、遠藤但馬の守の君、火事羽織の下にはら卷を著給へりとぞ、げにかれら百人二百人計おこり起ぬる共、君達のうるはしくよろひ給ふべきにもあらず御用意感じ奉るにあまりあり、

〔了俊大雙紙〕腹卷を進事、腹卷の桶の蓋に置て參、尊者の御前に置樣よろひ同前、桶をも進候壹人役人なり、

〔道照愚草〕一腹卷を書狀などに具足と書は惡なり

〔諸書當用抄〕一小具足出立とは、白かたびらを著、上にかたぎぬ、けしやうばかまに小手をさし、のど輪をして太刀をはき、はちまきをいたし候也、けしやうばかまは、四のばかまのこと也

〔單騎要略五被甲論〕或傳に小具足とは頭盔、身甲、小手、臑當、佩盾を著したるを云と、又云、生臂罩ばかり著したるを云と、又云、身甲ばかり著したるを云と、又云、縁塗、一傳に縁縫といふ、縁縫は直垂にあり、鉢卷、小手、身甲、臑當を著したるを云と、又云、著籠、鉢卷、鎌小手、鎌脛巾を著したるを云と、又云、腹卷被するに、腹卷は二樣三樣あり、挂にいふものは、表裏を帛にてつゝみ、中に鎖をぬひ籠、腹より背へ卷て緊なくごとく仕たるをいへる歟、の上に衣服著したるを云と、或說多けれども、畢竟著具全く備はらざるの謂と知べし、

〔參考保元物語一〕主上三條殿行幸附官軍勢汰事
京師本、杉原本、鎌倉本、並云、〇中略義朝赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ、脇楯小具足計ニテ太刀ヲ帶、烏帽子引立庭上ニ跪ク、

〔武器考證八〕小具足とは、小手、すねあての類を云なり、

〔平治物語二〕待賢門軍附信賴落事
鎌田ガ下人八町次郎トテ、大力ノ剛ノ者、早走リノ手キヽ有、馬ニテコソ具スベケレドモ、中々徒立ヨカルベシ、高名セヨト云ケレバ、一年モ腹卷ニ小具足サシ堅メテ、眞先ニ進タリケルガ、〇下略

〔吾妻鏡一〕治承四年九月十七日丙寅、常胤相二伴一弱冠一進二御前一云、以レ之可レ被レ用二今日御贈物一云云、是陸奥六郎義隆男、號二毛利冠者賴隆一者也、著二紺村濃直垂一、加二小具足一、〇下略

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元曆元年八月八日甲子、參河守範賴、爲二平家追討使一赴二西海一、〇中略參州著二紺村濃直垂一、加二小具足一、駕二栗毛馬一、

〔太平記二十〕義貞馬屬强事
脇屋右衛門佐ハ、紺地ノ錦ノ直垂ニ、小具足計ニテ、左ノ一ノ座ニ著給フ、

〔奧羽永慶軍記十三〕三春騷動事
後室〇田村淸顯妻聞給ヒテ、愚ナル御邊等ガイヒヤウカナ、武士ノ妻ト成テ敵ノ中ヲ乘物ニテ行事ヤ

甲具 腹當

韝手

有ベキ、兼テ覺悟ハセシ物ヲト、上衣脫捨給ヘバ、肌ハ小具足堅メタリ、

〔見聞雜錄 武家名目抄甲冑二十二上所引〕城方には見付ぬ内に城の木戸口迄、七百五十人過半を寄たる事なれば、一度にどろ〳〵と押入たり、是より切て入て戰ふ、長九郎左衛門すは見たる事か、言しに不違と、半具足にて拒戰ふと言共、城内の兵途に迷ひ、氣を奪れし上、打る丶者算を不知、

〔庭訓往來〕腹當

〔下學集 器財〕腹當ハラアテ

〔本朝軍器考 九甲冑〕腹當トイフ物ハ、前ニノミアタリテ、左右ノ脇ハ、ワヅカニカヽリテ、ソレヨリ綿嚙ヲ出セリ、其綿嚙ニセメヒボアリテ、後ニテカク、草摺モ前ニ一枚アレド、ユルギノ絲トイフモナクテ、一下リアル也、此物特ニ下部ノ著ベキモノ也、

〔軍用記 三〕腹當の事 腹當は鎧腹卷等を著せずして、身輕に出立つ時に用る也、頭には鐵鉢をかぶる也、又人の心によりて、よろひの下に著する事もあり、腹當は牛皮にねりものを付て、長くしてすがけにとづる也、赤くも黑くもぬる也、わたかみも細し、前より左右のわきへひき廻し、うしろにてこはせにてかけ、下の緖を結也、

〔源平盛衰記 二十二〕衣笠合戰事

大介〇三浦義明、中略、下知シケルコトハ、〇中略、弓能ク射ル者共ハ冑ヲ著ザレ、腹卷腹當、筒丸ナドヲ著テ、矢倉ニ上テ、敵ノ鎧ノ胸板ヲ差詰テ射ヨ、

〔下學集 器財〕韝手コテ

〔和漢三才圖會 二十兵器〕釬 音輪 釬同 臂鎧 俗云古天

〔段注說文解字 十四上金〕釬臂鎧也、管子戒曰、弛弓脫釬、房注、釬所以扞弦、按房非也、禮射時著左臂者、謂之遂、亦謂之拾、若戰陣所用臂鎧、謂之釬、兩臂皆著之、又非無事時所著、衣部曰、褠臂衣也、从金干聲、矢旰切、十四部

〔武具短歌〕小手はうぶ小手、じばん小手、松葉わごてに、いなりごて、筏ごて、しのごて、おだ小手や、

〔武器皕圖〕小手（こて）　筒釬（つゝごて）　產籠手（うぶこて）　小田小手（をだこて）　毘沙門釬（びしやもんごて）

〔本朝軍器考 九 甲冑〕手蓋小手（マタ籠手ニモ作ル）小手ノ袋ナドイフ物、フルキ物ドモニモ見エタリ、（小手ノ袋ト云モノ、太平記中、）判官殿ノ物也トテ、南部ニアルハ、今ノ制ニ小シク異也、腕ト臂トノアタラム所モ、タナホヒモ、黄ニ返シタル板ヲ、或ハ雲形、或ハ花形ナドホリスカシタルニ、其下ニ黒ク塗レル革ヲ黏タル也、手蓋ノ形ハ、今鯰形ナドイフゴトクニ、指ニ近キ所マドカニシテ、錦赤革ヲモテ、指カケ、手クビノ緒ナド作リタリ、肱ニアタル所モ、マドカナル金物ニ、菊花ノ形ヲキザミチリバメシヲ、黄ニ返シテ、スベテ鏁ニテツラネシ也、冠板ハ、廣サ六分長サ三寸許ニテ、中ニ當ル所ニ鵐目ウチシ穴アリ、コレヨリ組ヲ引出セルナルベシ、左右ノハヅレニ廣サ五分許ノ革緒アリ、コレヲ皆鎧ニツクベキ料ナルベシ、淺黄ノ布ノ三藤ノ紋染メタルヲ家トナシテ、裏ノ方ヲ組ニテカヽレル事、今ノ制ニ異ナラズ、筋ノ織物ニテ、小手ノ袋縫ツケタリ、コレハ鎧直垂ノ袖ヲシ入ベキ料也、今ハ篠小手、筒小手ナドイフ類、或ハ桴或ハ瓢ナドイフ物ヲ、鏁ニテツヾレルナド、其制猶多シ、又小シキナル袖ツケシナドモアルニヤ、（コレテ、毘沙門小手トイフ歟、）

〔單騎要略 一 被甲用〕臂罩（とて）は生籠手（うぶ）、筒小手（つゝ）、篠臂罩（しの）、毘沙門臂鎧（とて）、小田籠手、繼小手、合臂罩（あはせ）、半小手（はん）等なり、其ほかいさゝか形を殊にして、名を設けたる物數多し、また弓釬（ゆごて）の別製あり、生小手は最上の具たり、其餘は篠鉀、小田釬、輪鉀、稻荷釬、合鉀等平士の用に益あり、異作は好むべからず、德すくなし、貫やう（合小手をもつて云）まづ釬の肩（かたさき）を提て、左の腕をさし入、右の鉀をば後より右の肩と腦とに載せて、體をすこし右へ立懸りながら、右の手を屈めて釬にさし入、扨左右ほどよくゆづり合せ、胸にて紐を結び置くなり、但手先緒（手首を緊る結め緒なり）指貫緒（ゆびぬき）（手甲の裏に指をいるゝ緒紐なり）等は、著具終りて緊べし、（手先の緒、指貫の緒等始より縮れば、指先自由ならず、故に著用終て結む、）

〔軍用記二〕小手の事、手甲はなまづ形を本とす、鐵なり、手くびの所、表にはくゝり緒を付る、手先の裏にはゆびかけを付る、一の板二の板の座盤は、鐵にて花鳥唐草などをゑりすかして、裏には革をあつる、一二の板の間は、くさりにてつなぐ、手くびの所もくさりなり、冠の板の眞中にゑとゞめを入て、緒を引通し付る、是はゑりのうしろにて、左右を取合せてむすぶ也、又前とうしろにも緒を付る、是は脇下にて前後をとり合せて結ぶ也、小手の家は、そめ革又は織物なり、小手の袋は、常の小袖のたもとのごとし、家に縫付るなり、へりも小手うらより革にて、へりをさしつゞくるなり、此小手袋の內に衣服の袖を納る也、

〔隨兵次第〕次に籠手をさすなり、籠手はてつがいとて弓手計にさす、

〔平治物語二〕義朝靑墓落著事

佐殿〇源賴朝、中略、續テ出ケル男シレ者哉トテ、馬ノ口ニ取附處ヲ同樣ニ斬給ヘバ、籠手ノ覆ヨリ打テ被打落テノキニケリ、

〔高館草子武家名目抄甲冑二十一所引〕龜井の六郎重清、〇中略やうはいたうりのさうの小手びやくだんみがきのすねあてに、熊のかはのもみたび、ゑろかねにてへりがねわたし、あぐら高にふんごうたり、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

黑糸ノ鎧甲ニ、指ノサキマデ鏁リタル籠手、髓當、〇下略

〔難太平記〕あいそ甲のはちをわられて、馬のひらくびにひらみて、太刀にて拂けるに、左の御籠手の二の板を切て、前なる敵の中に分入けり、

〔細川家記忠興六〕一關原合戰御武具之覺

一御小手　ゑのくさり、靑漆、家地布、表かちん、裏水巻、　御右の方家地の內梯布にて縫有之、是は御陣中にて御手づから被遊候由、糸はまがひ也、鏈疵と申傳候由なり、

手蓋

脛楯

〔庭訓往來〕手蓋(てがい)

〔義貞記〕鎧可著次第事○中略　十二番脇立　十三番手蓋○中略　是ハ八幡太郎義家ノ被著ケル次第也云々

〔長門本平家物語十六〕忠度六彌太におしとらへて組て、馬二疋があひに落てけり、忠度落さまに三刀敵をさす、一刀には手蓋をつき、二の刀には口をつき、三の刀には内冑を突たれば、ほうをつきつらぬきたり、

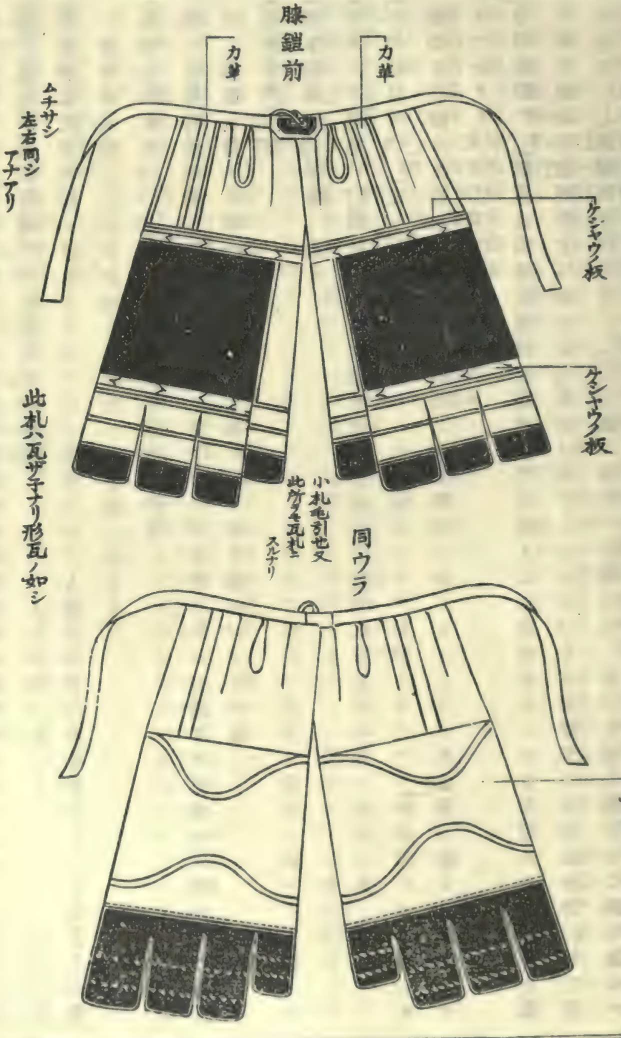
〔和漢三才圖會二十一兵器〕脛盾佩楯、波以太天、　脛楯所著膝脛者、有板脛楯、踏込脛楯、伊豫脛楯、越中脛楯等、大抵鎧之華粧、而騎士著之最佳、如步卒不用、脛楯呼一箇曰一掛、

〔武具訓蒙圖彙三〕佩楯之事　一伊豫佩楯、革にて三方丸篠或は角篠、段々革菱むなめとぢ、塗籠手同前、家裏も小手に同じ、但物數寄によるべし、　一板佩楯、實に大中小有り、或は一枚板にして一段一段革にてとぢたるも有、家々の紋蒔繪、亦は金銀の彫物打たるも有、家裏小手同前之事、　一踏込佩楯とも云、地鍍にして色々紋畫、或は花紋ふくべ間々に入たる物なり、家裏籠手同前たるべし、　一威佩楯と云有、何も四下りか五下りにして、小實か一文字頭かにして總毛曳なり、塗家裏は小手に同じ、但眞頭は物數寄次第、但すがけに仕たるもあり、　一越中踏込、總地鍍或は小篠、ふくべ、花紋入たるも有、間鍍はかうしに仕たる物なり、塗家裏、紐塗等小手同前なり、又袴のごとく仕たるも有、好次第是を當世踏込といふ　一龜甲踏込、總地龜甲にして、間鍍常より龜甲大形に、間々鍍ふとく塗り、家裏、紐小手同前なり、

〔軍用記二〕膝鎧の事、脛楯とも、はきだてなどは云　いだてと　或は細き板金、或はいため革にねり物を付、或は小札毛引にもするなり、瓦札も用ゆ、

〔高館草子武家名目抄甲冑二十一所引〕龜井の六郎しげきよは、ひときはすぐれて出立たり、○中略　えいにぼたん

〔軍用記二〕


膝鎧前
力革
力革
ムチサシ左右同シアナアリ
ケジヤウノ板
ケシヤウノ板
此札ハ瓦ザネナリ形瓦ノ如シ
小札毛引也又此所モ瓦札ニスルナリ
同ウラ
當コミ

臑當

のはいだてし、からにしきおどしこがねさねのはらまきさつくとゆりかけ云々、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

野木與一兵衛入道頼玄、〇中略大タテ揚ノ臑當脛楯ノ下へ引コウテ、〇下略

〔應仁亂消息〕若武者達、〇中略重籐弓、寶同脛楯、

〔中島攝津守宗次記〕一ほうとうはいだて御目にかくる事、左の手に前後をひとつに取、貴人の前に置申時は、前こしの方を貴人のかたへなる様に置なり、

〔奥羽永慶軍記二十二〕九戸左近將監政實起二一揆一事

城ノ大將秀愛、鐵炮ニテ腰ノ上ヲ討レタリ、サレドモ事トモセズ、諸卒ヲ下知シテ切テ廻ル、佩立。ヨリ臑當へ傳ヘテ流ル丶、血ハ千入ニ染ル紅ノ糸ヲ亂スガゴトク也、

〔庭訓往來〕臑宛(すねあて)

〔運歩色葉集須〕臑當　臑充

〔和漢三才圖會二十兵器〕髄楯　臑當須禰阿天　髄楯其用如字、又有二數品一、呼二其一箇一曰二一足一、

〔本朝軍器考九甲冑〕古ニ大立擧ノ臑當トイヒシ物、今モナヲ其制ノコリタリ、銀磨付ナドイヒシモ、此物ヲ白銀ニテ飾レルナルベシ、騎馬ノ時此制殊ニ勝レシモノニヤ、今此制ニ倣ヒテ、其形小シキナルアリ、毘沙門臑當トイフ、其立擧ノ所ヲ十王頭ナドイフ、

〔單騎要略一著用〕脚當は筒臑當、篠脚當、越中、多門、大盾上、其外品類計ふべからず、何れも一得あり、就中越中筒、馬刀殻(まてがら)等、平士に益おほし、其餘は強てこのむべからず、其穿やうは左足を先にして右足を次にし、承鐙肉(あぶみがね)を內の方にして、下襲に合すべき事いふに及ばず、但上襲の帛に紐の通るべきほど穴を開て、下襲の紐を此所より引通し緊たるが佳、然ればゆるむ事なくして、且しめ心大に宜しと云、結目は上下ともに紐の端を、左右へ分て插み置たるがよし、尤空解せぬやうにすべ

し、

〔保元物語 二〕白河殿攻落事

美濃國住人平野平太、同國住人吉野太郎ト名乘テ懸入ケル所ヲ、御曹司〇爲朝件ノ大鏑ヲ以テヒヤウト射給フガ、高紐ニ弦ヤセカレケン、思フ矢坪ニ下リツヽ、平野平太ガ左ノ脇當ヲ射キラレテ、馬ノ太腹アナタヘツト射通サルレバ、眞逆ニ倒レタリ、

〔太平記 六〕關東大勢上洛事

長崎悪四郎左衞門尉ハ、〇中略銀ノ磨著ノ脇當ニ、〇下略

〔太平記 二十二〕畑六郎左衞門事

畑六郎左衞門、〇中略大立揚ノ脇當ヲ、脇楯ノ下マデ引龍テ、〇下略

〔明德記 上〕大內介元來剛ノ者ナレバ、長刀ヲ取直シテ內甲ヘカラリト込ケレバ、小林ガ內甲ニツキ留タリ、小林長刀ヲ切放サント少振アヲノキケル處ヲ、長刀ヲ取直テ脇當ノ端レヲ、横樣ニナイタリケレバ、因幡脛楯ノサチトモニ、カタ股ヲカケズ切テゾ落シケル、

〔嘉吉物語〕赤松の一門、都合其勢三百八十九騎にて、馬をはやめてうち給ふ、〇中略五番には安積靑黃糸の腹まきに同じ毛の五枚甲の緖をしめ、びやくだんみがきのすねあてに、くり毛なる馬にのり、〇下略

鎧櫃

〔武器譜圖〕鎧唐櫃 具足櫃

〔單騎要略 五 總論〕甲冑櫃の製重きはわろし、隨分輕くすべし、木は桐か檜がよし、又紙にて張拔に製たるは最上なり、何れにも一荷にして、又かさぬる時は、笈にも成ごとくしたるがよし、總じて陣中の器物は、製作大に得失あり、豈是のみならんや、よく吟味して製すべし、

〔貞丈雜記 十一 武具〕一古は具足櫃といふ物無之、甲冑をば唐櫃に納めし也、〇中略具足櫃といふ物は、近

代作り出したる物也、

〔懸得隨筆 甲冑 四〕前字　鎧櫃ニ前ノ字書ハ字畫九ツアルユヘニ、九字文ヲ表シテ書ト云々、或人云、中庸二十章ニ言前定則不跲、事前定則不困、行前定則不疚、道前定則不窮、ト云前字也ト云、後世附會ノ說ナルベシ、懸〇日下衡按、急ニ臨テ櫃ヨリ取出スニ前後取チガヘマジキタメニテ、何ノ心モナキ事也、ソノ上兵ノ押付ヲ見セヌヲ本意トス、禮家ニテ人ノ鎧ヲ見ルニ前ヲトクト見、後ロヲ見ル時ハ、ソノ挨拶ヲシテ見ルヲ故實ト云コト也、字畫ノ不切續クヤウニ闕ヲ習トス、八幡山實藏ニ源義家朝臣ノ鎧櫃一合アリ、此前字ハ眞鍮ノ金具也、

〔東大寺獻物帳〕短甲十具〇中略　已上並白磨白線組貫、盛ニ緋布袋、帛裹、　挂甲九十領〇中略　一領紫地錦領、紫皮緣、納ニ帛袋、又納漆小櫃、

〔吾妻鏡 一〕治承四年十一月廿六日甲戌、武衛〇源頼朝、中略、可進所預置鎧之由被仰實平、實平持參之、開櫃蓋取出之、置于山內尼前、

〔源平盛衰記 二十三〕新院自嚴嶋還御附新院恐御起請附落書事

源氏推寄タレ共敵モナシ、富士川ノハタヲ見レバ物具多捨タル中ニ、忠淸ト銘書タル鎧唐櫃一合アリ、

〔平家物語 五〕藤川の事

少將惟もりは、〇中略　重代のきせながから皮といふ鎧をば、からどに入てかゝせらる、

〔太平記 十一〕越前牛原地頭自害事

五ト六トニ成ケル少キ人ヲ、鎧唐櫃ニ入テ、乳母二人ニ前後ヲ舁セ、鎌倉河ノ淵ニ沈メヨトテ、遙ニ見送テ立タレバ、〇下略

〔三好亭御成記〕一翌日朝、御進物以目錄御供の萬阿ニ渡之、〇中略　御腹卷ハ御具足櫃に入、黑漆にて金物金御紋在之、前字も同前、油單アサギ布御紋四方ニ一ヅヽ、上に一皮緒むらさきかはなり、

〔常山紀談拾遺二〕備前少將光政の士上泉治部左衞門義鄉は、上泉主水が甥にて、大坂兩度の役にも武功あり、老年の頃、池田信濃守政言〔光政の二子也〕上泉に、具足箱に利方よき制法有や、聞置て家中の士にも言聞せんと尋られければ、上泉答て、笈にも仕、擔にも仕候が有來るよろひ櫃を用んに、いか樣にても害なく候、關が原大坂兩度の役、天下諸軍馳集り候に、種々の品有て、是ぞ利有と申ことは承はらず候、重き害有て輕きに利有候へども、これともに軍行は定法有て、左のみ遠路を押ことなければ、必要とするに不足、笈は山林繁茂の地に利ありと申候へども、具足箱さへ持行に不自由なる地へ、大人數を押入て、何の益有べきや、只有にまかせて用よと被命、然べく覺へ候となり、

〔鎧色談〕鎧櫃の中に、春畫の卷物を納め置て、出陣の時此畫を見て、笑を含て出れば、其日の軍必勝利ありと云傳たり、秘事故實ある事なりといふ人あり、按ずるに是妄說なり、

闕立

〔伊勢備後守貞明覺悟事記〔武家名目抄甲冑二十三所引〕〕具足、人に參するは兩人してかく也、右の方をかく人は少さきへなるやうに可有之、〔中略〕ぐそくはからひつのふたにすへ、どうだてを立ても、甲をわたがみにからみ付ても、ふたをかきて出るなり、のどわはそはでもくるしからず、

〔萬躾方の次第〕そでをじきに付てどうだてにそでをかけ、かぶとをのせて、又のびのをにてどうだての兩方へ出候、木に、二まきうしろより前へまきて、しのびのをのわなへかけて、うしろへまはして、とりちがへ前へとりまはし、ふたむすびにひつときにむすび候てをく也、

〔三好亭御成記〕一御腹卷は左は細中書、右は松少弼持參、御腹卷甲がけにかけて、甲をもわたがみにからむ、是は當流には不存事也、

名鎧

〔異制庭訓往來〕凡源氏相傳鎧、七龍、八龍、月數、日數、源太產衣、膝丸、薄金、小袖等、平家重代唐皮、薄雲、比々之更無勝劣、

〔平治物語　二〕待賢門軍附信頼落事

鎌田兵衞延サジト、十三束取テ番ヒ、能引テ兵ト射ル、重盛ノ射向ノ袖ニハタト中ツテ飛返ル、ヤガテ二ノ矢ヲ射タリケレバ、押付ニ丁ト中ツテ、筈カヅキ碎ケテ跳返レリ、悪源太〇義平是ハ聞ユル唐皮ト云鎧ゴザンナレ、馬ヲ射テ落ン所ヲウテト下知セラレケレバ、〇下略

〔源平盛衰記　一〕義家季仲基高家継忠雅等拍子附忠盛卒事

忠盛朝臣、〇中略近衞院御宇仁平三年癸酉正月十五日、行年五十八ニテ卒シタリ、〇中略清盛嫡男ナレバ其跡ヲ継グ、諸國庄園ヲ讓ルノミニ非ズ、家中ノ重寶同ク相傳シテ他家ニ移ス事ナシ、中ニモ唐皮ト云鎧、小烏ト云太刀、清盛ニ被授、

〔源平盛衰記　四十一〕唐皮小烏拔丸事

彼唐皮ト云ハ、非凡夫之製、佛ノ作リ給ヘル鎧也、桓武天皇ノ御伯父ニ、慶圓トテ眞言ノ奥義ヲ極メ給ヘル貴キ上人オハシキ、綸言ヲ給テ、紫宸殿ノ御前ニ壇ヲ搆ヘ、胎藏界ノ不動ノ前ニ智印ヲ結ビ、意ヲ安平ニ准ヘテ彼法ヲ加持セラル、七日ト云未剋ニ、紫雲起リテウズマキ下リ、其中ヨリアラヽカニ壇上ニ落ル物アリ、雲消壇晴テ是ヲ見レバ、一兩ノ鎧アリ、樅ノ匂ニ白ク黄ナル兩蝶ヲスソ金物ニ打テ、糸威ニハ非ズシテ皮威ナリ、裏ヲ返テ見ルニ、實ノアヒ〳〵ニ虎毛アリ、闘リ知ヌ、虎ノ皮ニテ威タリト、故ニ其名ヲバ唐皮トゾ申ケル、

〔秀郷草子　武家名目抄甲冑五所引〕秀郷人間をこひ、かへらん事を願ふ、〇中略龍女ちから及ばずして、種々の引出物をしてぞ歸しける、其中に〇中略弓矢鎧はありきひでさとの鎧に室丸、平石とて、其品々傳へ持て侍るなるは彼の鎧にや、

〔保元物語　一〕新院召爲義附鵜丸事

故長卿六條堀河ノ家ニ行向テ、院宣ノ趣ヲ宣ケレバ、忽ニ變改シテ申ケルハ、〇中略過ル夜ノ夢ニ、

重代相傳仕テ候、月數、日數、源太ガ產衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸ト申テ、八領ノ鎧候ガ、辻風ニ吹レテ、四方ヘ散ルト見テ侍ル間、旁憚存候、枉テ今度ノ大將ヲバ、餘人ニ被仰付候ヘトゾ被申ケル、

〔保元物語二〕義朝白河殿夜討事
四郎左衞門(賴賢)○略 是ヲ聞モトガメズ、則西ノ河原ヘ出向フ、紺村濃ノ直垂ニ、月數ト云鎧ノ、朽葉色ノ唐綾ニテ威タルヲ著、○下略

〔運歩色葉集賀〕丸太產衣(カンダガウブギヌ)(源氏重代也、號御小袖也、)

〔平治物語一〕源氏勢汰事
右兵衞佐賴朝ハ十三、紺ノ直垂ニ、源太ガ產衣ト云鎧ヲ著、○中略 是モ一所ニ引立タリ、此產衣、髭切ハ源氏重代ノ武具ノ中ニ、殊ニ秘藏ノ重寶也、八幡殿(義家)○ノ幼名ヲ源太トゾ申ケル、二歲ノ時、院ヨリ進ラセヨ、御覽ゼント仰ヲ蒙リ給テ、態ト鎧ヲ威シ袖ニ居テゾ見參ニ被入ケル、サテコソ源太ガ產衣トハ被付ケレ、胸板ニ天照大神、正八幡大菩薩トイッケ進ラセ、左右ノ袖ニハ藤ノ花ノ咲カヽリタル樣ヲ威セルナリ、

〔源平盛衰記十六〕三位入道藝等事
關白殿ノ仰ニ、賴光ガ末葉、賴政器量ノ仁ニ當レリトテ、源兵庫頭ヲ召レケリ、○中略 深夜ニ臨デ蝙蝠アリ、玉體ヲ奉侵、及其期明見仕ト仰ケレバ、賴政畏承候ヌトテ御前ヲ罷立、○中略 產衣ト云鎧ヲ著テ、男山三度奉伏拜、○下略

〔參考保元物語一〕主上三條殿行幸事
京師本、杉原本、鎌倉本並云、○中略 義朝本陣ニ歸物具ス、其日ハ家ニ傳ル八龍ヲ著タリ、八龍トハ龍ヲ八ツヽ打テ、一ノ板ニ附ル故也、(京師杉原本並云、八龍トハ、祖父義家後三年ノ戰ノ時、八幡大菩薩ノ使者ノ神、八神守護ノ爲、八大龍王ノ形チ、金チ以テ内兜ノ眞向、鎧ノ胸板押付、所々ニ附ケル間、八龍トゾ名附タル、八領ノ鎧ノ中ニ殊ニ秘藏ノ重寶也、然ル間嫡々タルニ依テ是チ相傳ス、)

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

中宮大夫進朝長ハ十六歳、朽葉ノ直垂ニ、澤瀉トテ、澤瀉威ニシタル重代ノ鎧ニ白星ノ兜ヲ著、○中略兄○義平ノ馬ニ引添テコソ立タリケレ、

〔奥州後三年記 上〕伴次郎傔仗助兼と云者あり、きはなきつはものなり、常に軍の先にたつ、將軍○義家是を感じて、薄金といふ鎧をなんきせたりける、

〔保元物語 二〕白河殿攻落事

六條判官爲義、長絹ノ直垂ニ、薄金ト云緋威ノ鎧ニ、鍬形打タル冑ヲ著、○下略

〔梅松論 下〕去程に同日○建武三年正月二十八日の申の時計に、又山の勢神樂岡を下るあいだ、御方の軍兵馳向て責戰し程に、越前國住人白河小次郎、義貞と號して、討て頸を取、赤威の鎧をはぎ取て持來る間、諸人大慶の思ひをなす所に、是は義貞にてはあらず、葛西の江判官三郎左衛門が頸なり、存日に義貞に顏色こつがら少も替らず、赤威の鎧を著たりけるを、聞ゆる義貞重代の鎧薄金と同毛なる間、一旦大將討取たりとて、御方のよろこびけるもことわり也、

〔太平記 十六〕新田殿湊河合戰事

義貞ハ薄金ト云甲ニ、○下略

〔參考平治物語 一〕源氏勢汰事

京師杉原半井本並云、義朝○中略楯無トテ黒糸威ノ鎧ニ、獅子ノ丸ノ裾金物ヲゾ打ケル、

〔保元物語 一〕新院召爲義附鵜丸事

爲義今度ハ最後ノ合戰ト思ケレバ、重代ノ鎧ヲ一領ヅヽ、五人ノ子共ニ著セ、我身ハ薄金ヲゾ著タリケル、源太ガ產衣ト膝丸トハ嫡々ニ傳フル事ナレバ、雜色花澤シテ、下野守○義朝ノ許ヘゾ遣シケル、爲朝冠者ハ器量人ニ勝レテ、常ノ鎧ハ身ニアハザリケレバ、不著ケリ、此膝丸ト申ハ、牛千

頭ガ膝ノ皮ヲ取リ威タリケレバ、牛ノセイヤ入ケン、常ニ現ジテ主ヲキラヒケル也、サレバ塵ナドヲ拂ハントテモ、精進潔齋シテ取出シケルト也、カヽル希代ノ重寶ヲ、敵トナル子ノ許ヘ遣シケル、親ノ心ゾ哀ナル、

〔見聞雜錄武家名目抄甲冑五所引〕城の大將仁科殿、是は敵も敵にこそよれ、信長の嫡子なれば、晴清が相手に取て不足なし、是は晴清防戰すべしと有て、仁科重代之桐の葉と云金實の鎧に、龍頭之冑の緒をしめ、〇下略

甲形

〔延喜式四十五左右近衛〕凡騎射人於本府馬場教習、〇中略官人二人、著皂緌緋布衫、金畫絹甲形、金畫布冑形、白布帶、横刀、弓箭、行縢、麻鞋、近衛卌人、皂緌緋大纈布衫前後各一人紫大纈細布甲形、銀畫布冑形、白布帶、横刀、弓箭、行縢、麻鞋、

凡五月六日騎射官人、近衛總十人、六人五寸的四人六寸的並著深緑布衫、錦甲形、白布帶、横刀、弓箭、行縢、麻鞋、

〔江家次第十四踐祚〕即位間事　衛府將佐　卷纓著闕腋、不著半臂下重參入、至行幸期著禮服、近衛次將著甲、多以絹裁甲形、以墨畫之塗膠漆、於風流甲、或以金銀珠玉作甲、左大臣御息少將如此、

甲雜載

〔延喜式四十彈正〕凡五月五日供節、諸衛府官人以下、除甲冑飾之外、不聽用金銀、

〔古事記中應神〕爾大雀命、聞其兄〇大山守命備兵、即遣使者、令告宇遲能和紀郎子、故聞驚、以兵伏河邊、〇中略於是其兄王、隱伏兵士、衣中服鎧、到於河邊、

〔日本書紀十三允恭〕五年七月己丑、地震、先是命葛城襲津彥之孫玉田宿禰、主瑞齒別天皇〇反正之殯、則當地震夕、遣尾張連吾襲、察殯宮之消息、時諸人悉聚無闕、唯玉田宿禰無之也、〇中略天皇聞之喚玉田宿禰、宿禰疑之、甲服襖中而參赴、甲端自衣中出之、天皇分明欲知其狀、乃令小墾田采女賜酒于玉田宿禰、爰采女分明瞻衣中有鎧、而具奏于天皇、

〔新撰姓氏錄左京神別〕中臣志斐連　天兒屋命十一世孫、雷大臣命男、弟子之後、六世孫意富乃古連、

雄略御世、東夷有不臣之民、每人強力押防朝軍、於是意富乃古連、甲冑五重跨進敵庭、無勞官軍、一朝夷滅、天皇悅其功績、更加名字、號暴代連、

〔日本書紀二十八天武〕元年七月辛亥、大友皇子〇弘文及群臣等共營於橋西、而大成陣、〇中略其將智尊率精兵、以先鋒距之、仍切斷橋中、須容三丈、置一長板、設有蹋板度者、乃引板將墮、是以不得進襲、於是有勇敢士、曰大分君稚臣、則棄長矛、以重擐甲、拔刀急蹈板度之、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年五月乙亥、仰相摸、武藏、下總、下野、越後國、送甲二百領于出羽國鎭戍、

〔義經記四〕土佐房よしつねの討手に上る事
むさしばう〇中略草ずりのゑどろなる、ひやうし鎧のさねよきに、太刀はき、〇下略

〔平義器談義經記〕ひやうし鎧の事　詳ならず、義經記に草ずりのゑどろなるひやうし鎧のさねよきにとあり、是はほめたる詞にて、威毛などの事にはあらず、是は辨慶が馬に乘て、土佐房をめしに行く時のありさまをいへる也、草ずりのゑどろなるといふによりてみれば、馬の歩むにつれて、ひやうしよく草摺の鳴り音あるをいへるにや、古の鎧は草摺の裏より、革をも布をもあてねば、馬の步につれて、草ずりおどりて音あるべし、

〔道照愚草〕諸道具數書事
具足　腹卷　鎧　何も一領

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦元年正月八日戊戌、上總國一宮神主等申云、故介廣常存生之時、有宿願、奉納甲一領於當宮寶殿云云、

〔松隣夜話上〕謙信其日ハ態ト大躍ノ鎧ニ、靑キ段子ノ胴肩衣ヲ著シ、三尺九寸ト聞シ、國吉ノ打刀ヲ拔持、〇下略

〔太平記七〕先帝船上臨幸事
長重〇名和ハ、〇中略鎧一縮シテ走リ出ケレバ、〇下略

〔類聚名物考武器九〕鎧一縮　よろひいつすく　一支具一讃　一縮はちゞむる意にて、ちりぢりの具足を一身にとりつけて、散たる物を一所によせちゞむる故に云かいふ、

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易地事

五番ノ頭人ハ、只今爲立タル鎧一縮ニ、鮫懸タル白太刀、柄鞘皆金ニテ打タヽミタル刀ニ、虎ノ皮ノ火打袋ヲサゲ、一様ニ是ヲ引ク、

〔內安錄〕菊千代殿、虎千代殿、紀州へ御引移の時、爲御持御具足は德廟〇德川吉宗御召の形にて、御製作を岩井與左衞門へ御誂、並の當世具足、家地八反掛八丈也、此頃大小名共八反掛八丈は不用、わるくとも純子金入等になれり、これを考れば我々の具足家地は、紬木綿にても可然ものにや、御代替の度々尙朶御飾具足新調に相成、家地は黑口純子葵御紋唐草也、此方共金入抔を用るは僣上なり、

〔岡本記〕一具足のつじといふ事は、ひしをわろくぬひたるもつじ也、又こざくらなどにてし、のめをうちつぶしたるもつじ也、しる人すくなし、

〔軍用記三〕雜記　鎧のうらを包む織物をば、おとしぎぬとも、うけ裏ともいふ也、革にて包むをもおとしぎぬといふ也、うけうら當世具足にあり、正式古制のよろひにはうけうらなし、　離物といふ事、胴の威毛と、袖のおどし毛の色ちがひたるを云也、

〔弓箭錄武家名目抄甲冑八所引〕鎧權毛相尅相生アリ、背之不可自由、重代者核事也、但至毛可正相尅相生者也、若向戰場鎧毛尅可爲横死何、答曰、主人姓與鎧毛相生也、相尅者爲主人木姓者鎧毛欂櫨匂白皮威不可用之、欂櫨匂黃色也、黃色者土也、白色者金也、木尅土、金尅木故不用之、主人爲火姓者黑絲、黑革威、白絲、白革威不可用之、水尅火、火尅金故也、主人爲土姓者、威絲、黑革、靑葉威不可用之、主人爲金姓者、緋威、赤革威、靑葉威不可用之、主人爲水姓者、緋威、赤革威、欂櫨匂不可用之、土與水相尅、主人姓與

鎧相尅、曾不可全、故忌之、相生者主人姓爲木姓者、黑絲、黑革可用之、水生木故也、又緋威赤革可用之、木生火故也、主人姓爲火姓者、樺椛匂、靑葉威可用之、火生土木生火故也、主人姓爲土姓者、緋威、赤革威、白絲威用之、土生金、火生土故也、主人姓爲金姓者、黃革威又黑絲威、黑革威可用之、金生水、土生金故也、主人姓爲水姓者、靑葉色、白革威可用之、水生木、金生水故也、只用相生、不可用相尅者也、

〔軍用記〕三　相生相剋の鎧　相生は我爲に吉也、相剋は我爲に凶なり、人の五性によりて吉凶あり、○中略　吉凶右のごとく申ならはしたれども、ふかく吉凶になづまざるをよしとするなり、相生の鎧を著したりとも、忠義を忘れ武勇をはげまずば、必わざわひをのがるべからず、

〔高忠聞書〕一具足をからびつより取出す時は、先かぶとをとり出し、其後具足の袖を持上て、袖の下よりわたがみをとりていだすなり、人に見する時は、からびつのふたながら、具足を置て、その上にかぶとを置て、二人してかきて出て、たゝみのうへに置て、前をみせて、さて左をみせて、さて右をみするなり、うしろをと所望あらばみすべし、其儀なくば三方を見する也、自然ひつたて、ゝ見するも同事なり、からびつのふたながら、たゝみの上にてをしなをし〳〵見すべし、よろひをとりいだす時は、先かぶとを取出て、わいだてを取出て、さてどうを取出也、二人具足をかくときは、跡を賞翫の人かくなり、　一かぶとを主人にみする時は、左の手を甲の內へ入て、結をとりそへて、手のうらにすゆる樣に持て、右の手をゑころにそへて、面をみせて、さて左の方をみせて、これもうしろを見せよと所望あらばみすべし、貴人などにみせ申時も、如此みせ申べく候、

〔今川大雙紙〕陳具に付て式法之事　一鎧腹卷などを貴人に進する事、先からふとのふた明て、ふたの上にどう甲を置べし、持て出るには、さきはさがり後はあがるなり、兄弟して役せば、弟は先兄は跡なるべし、○下略

〔奉公覺悟記〕一具足進上之事、からひつのふたにすへ、甲をばわたがみにからみ付て、兩人してか

く也、左いむけの方はちと下てにすぢかへてかく也、然者右のかたさきをかく心なり、兄弟してかくべくは、さきの方弟かくべし、少さがりたり、あとの方兄たるべし、さきの方をかく人は、やがてたちのき、左の方かきたる人ゐのこりて、からひつのふたをしなをし、いむけの方を御めにかくべし、但是も少すぢかへて、いむけのかむりのいたのへんを、御前へなしてをくべき也、又ゑん上の仁體御禮申上候、御太刀持參有べし、其後もとのごとく兩人してかきて入べし、口傳在之也、

〔單騎要略五總論〕黴雨の後甲冑を日に晒す事、烈き日を撰び、衣幞(ふろしき)のごとき單の帛をおほひて晒せば、物の性を不損と云、また屋の中に日を累てさらしたるもよし、陰雨の日はかならず櫃に藏めて、濕氣にふれしむべからず、

〔單騎要略五總論〕吾國の風俗として、歲初には士農工商俱に己が貴重する器物に、饌を供じてまつる、就中甲冑を祭る事是が最たり、按るに諸の器物を祭る事、其所以なきに似たり、尤俗に隨て害なきものは、國俗に任るを佳とすといへども、同じくは是をもて武神を祀たらんは、大に道に合べし、按するに、武門の重器を祭るといはゞ、豈甲冑のみに限らんや、退ひておもふに、俗間新たに甲冑を製すれば、巫僧等を招じて是に神佛を勸請せり、故に其源は鎧を神佛に供するこゝろにて、祭り始めたるなるべし、今俗拙にだも心を不用して、みだりに工商とひとしく、器物を祭るとこゝろえたる事、尤口惜からずや、心あらんものは、改るに憚る事なかれ、

〔備前老人物語〕一かせ士は甲の立物見事なりとて、色々ぬきさしむつかしくとりをきにすそはあしく、たゞ手がろきがよし、古人は語りし、但し武具は物により念をいれ、物ずきありて、見どころあり、よしとなり、その後は月はなをみても心を慰めぬ、ましてや兵具などは、つれ〴〵なるをりをり、取出しみたき物也、○中略　一甲冑を帶しては、大かたかしこまらぬもの也、具足背きては、いよ〳〵身おもくなりて、ゑびるゝもの也、もし急なる事もあらんとの心もち也、

〔備前老人物語〕一伯耆の守護南條中務殿は、代々武邊の家といひつたへたり、彼家の例にて毎年

正月廿日には、具足の餅の祝ありけり、侍共不残城にあつまる、南條甲冑を帶して出られ、床机に腰をかけ大土器にて酒宴有りけり、〇下略

古事類苑

兵事部四十一

甲冑三

古事類苑

兵事部四十一

甲冑三

冑名稱

〔新撰字鏡〕金 鉀古盍反、小矢中有二穴、鎧也、鐙也、加夫止、 錏加夫止 鍂加夫止 鋧加夫止

〔本朝軍器考〕頭書九上 カブトハ、カシラフタノ略語ニテ又轉語也、タヲ轉ジテト、ト云也、頭ノ蓋トフコトナリ、フタハ本フタグ也、物ヲ蓋ヒ塞グ也、

〔倭訓栞〕前編六 かぶと 兜鍪をいふ、盔も同じ、首鎧也、頭にかぶるものなれば名とす、世に甲を訓ずるは誤也、冑也、伷も冑に同じ、新撰字鏡には鐘も鉀もよめり、

〔倭名類聚抄〕十三征戰具 冑 說文云、冑音宙、和名加布度、首鎧也、

〔段注說文解字〕七上 冑兜鍪也、兜部曰、兜鍪首鎧也、按古謂之冑、漢謂之兜鍪、今謂之盔、

〔類聚名義抄〕二日 冑除救反 カブト 和チウ 〔同〕二肉 冑音宙 カフト 和チウ 〔同〕八金 首鎧カフト 鉀音閘 同甲 カフト 和カフ 鍪音牟 カノト 兜鍪カフト

〔和漢三才圖會〕二十兵器 冑同伷 兜鍪トウボウ 首鎧 鏂䥈アカ 鍉鍛 鞮鍪和名加布登 八編類纂云、冑首鎧也、經典皆言甲冑、秦世已來始有鎧兜鍪之文、古之作甲用皮、秦漢已來用鐵、蓋甲冑肇於黃帝時、 按今俗甲冑二字和訓相誤、如伷訓鎧相誤之類、

冑始見

〔播磨風土記〕飾磨郡 伊和里略○中 昔大汝命略○中 冑落處者、卽號冑丘、

冑名所

〔異制庭訓往來〕甲頰六、正面吹反、鐵形、劍首、竹角等、一向達古體宗當世樣、


ヒシヌイノ板
三ノ板
二ノ板
ハチヅケノ板
スジドマリ
ハチヅケノヨコヌイ
シテンノザ
カサジルシノクハン後ニ有リ
ホシ
カンヤドリ
此アタリヲスヘテ
今八幡座ト云
テヘント云
スジドマリ
ツトモト
ハライダテ
シテンノ座
シノタル
スジ
タイザ
キクカサ子ザ
スソ金物花菱鳥蝶唐草獅子ノルイホソモノ
ヒシヌイ
ウナメヌイ
マビサシ
サンタイノ座
カブトノ正面ヲマツコウト云
マビサシモ、フキカヘシノ如ク涂革ニテ包ム、

〔軍用記 二〕

〔本朝軍器考 九 甲冑〕冑ノ制ハ、大ヤウ昔モ今モカハラズ、鉢トイフ事、古ヨリイヒ傳ヘタルコトバ也、近比異朝ヨリキタレル書ニ、盔ハ盂ノ屬、スナハチ鉢也、今首鎧ヲイヒテ、盔トイフ也ト見エタリ、（字品彙）彼國ニモ、今ハ鉢トイフ字ヲ、加布登ノ事ニ用ヒケリ、自ラ其コトバノアヒヌルコソメヅラシケレ、禮節ニ神。宿。トカキテ、加牟也登利トイフ、頭上ヲイフヲ也ト注シタルハ、今世ニ八。幡。座。ナドイフ所也、（猶詳ナリ下ニ）古ニハ此ホトリヲ、皆手。反。（テヘン）トイヒケリ、宇治ノ軍ニ、足利又太郎忠綱ガアマリアフノキテ、内甲射サスナ、アマリニウツムキテ、テヘン射サスナトイヒ、義經モマタアヒ引シテ、シコロ射ラルナ、イタクウツブキテ、手反射ラルナドノタマヒシハ、皆今イフ息。出。（イキダシ）シ。ノ。穴。ナドイフ所ヲサシタルニヤ、又手反ノ直中トモシルセシアリ、（太平記ニ）前ノ方ヲバ昔眞。向。（マツカウ）トイヒシ、禮節ニ筋。（スジ）宿。（トマリ）トハ、雙顔ノ盡ル所也ト注セシモ、眞向ノ左右ヲ云フナルベシ、目。庇。（マヒサシ）ノ。板。トイフ物、フルキ物ニハ、其名聞エズ、義貞朝臣ノ最後ニ、流矢來テ、眞。向。ノ。ハ。ヅ。レ。、眉間ノ眞中ニタチシヨシ、太平記ニ見エタレバ、其比ハタヾ眞向ノハヅレナドイヒケルニヤ、此板ヲバ、カナラズ丸キ頭ノ釘ヲ以テ冑ノ鉢ニ、三所ニテウツナレバ、ヲノヅカラ三ツノ星ノヤウニゾ見ユル、禮節ニ三。台。ノ。座。ト注セシ所、コノ所ニヤトオモヘド、其注ニ左右ノ耳邊ナリト見エタレバ、イカヾアルベキ、吹。返。シ。、又フルキ名ナリ、禮節ニ左。右。ノ。雙。座。也ト注シタリ、異朝ノ制ニ鳳翅（ホウレイ）盔（ハイ）トイフモノアリ、今モ我國ニテ、秦王奏スル舞人ノカウブル冑形ソレ也、其鳳翅ニ倣ヒテ、吹返シヲバ作レル物トコソ見エタレ、後ニハ笠。檝。ノ。鐶。トイフアリ、此名モフルキ物ニハ見エネド、笠檝ハ冑ノ後ニ付ル物也トイヘバ、此物ヲバ、昔ヨリカクコソ、名付イヒタルラメ、鉢。付。ノ。板。、ムカシヨリ聞エシ名也、此板ヨリシコロヲ綴ル絲、古ハ鉢。付。ノ。横。縫。トイヒケリ、

〔軍用記 二〕鉢は黒くも赤くも漆にてぬる、またぬらず鐵地をも用ゆべし、

〔明珍家系圖〕一小。田。原。鉢。ト云ハ、明珍信家相州小田原ニテ作ル冑ヲ云也、　一早。乙。女。鉢。（作常州眞壁郡）

響孔

新殿庄　家忠　家親　家春　家則　家俊　家光、家吉　家通　家光後ニ家久ト改ム、家忠ハ五六代ツヾク、　蓬萊出所加賀國也　國近、平藏、國久、蓬萊太郎永近、永祿比、　蓬萊民部藤原永近國近蓬萊三郎雜賀鉢紀州國也　一名大黑鉢ト云、銘ノナキヲ大黑鉢ト云、雜賀鉢ニハ銘有、　春田庄兵衞、同喜右衞門、同淸藏、紀州雜賀ニ來リ甲冑ヲ作ル、紀州宇治住雜賀吉秀、或吉長ト銘アルハ、春田ガ作ナランカ、　一矢作鉢ト云ハ、三河ノ國ニテ作ナリ、作人多ト云ドモ、道具ノ手際ニヨク目利致スコト、其內信家義通極上々ノ作人也、其故道具數多ク出來有之由也、第一裏方能々改見事ナリ、二ツニハ鋲頭ニ丸ミアルヲ言ト、

〔保元物語〕二白河殿攻落事

惡七別當太刀ヲ拔テ、齋藤實盛ガ兜ノ鉢ヲ丁ト打ツ、

〔源平盛衰記〕二十二衣笠合戰事

和田小太郎義盛、十三束三伏暫シ堅メテオトシ矢ニ兵トハナツ、金子家忠ガ冑ニ掛タリケル腹卷ノ一ノ板、冑ノ鉢カケテカラト射ヌキ、下略

〔常山紀談〕十二飯沼が冑は、小田原鉢中略なり、

〔本朝軍器考頭書〕九上冑ニ響ノ穴トテ、左ニ二ツ右ニ二ツ小キ穴アリ、是ハ冑ヲ擊レタル時、冑ノ內ノ響ヲ漏サンガタメ也ト云、此穴ノ內ヨリ外ヘ組緖、或ハ革緖ノワナヲ出スモアリ、此穴モワナモ今ハ甚小シ、古キハ少シ大ニアリ、

〔類聚名物考〕武備一響孔　ひゞきのあな　兜の鉢へあくる穴なり、この孔をあけ置ば、箭彈丸のあたり、或は鎗太刀にて打つかれても、頭へ響かず、その氣をもらさんが料なり、四天の星の下の處に有る小穴なり、その數定らず、六所あるは四所二所有るもあり、古作には多くは鉢の裾へさがりて有るなり、鵐目の金物を入て引廻しを付る爲に、威の糸を引出して置たるしの爲なり、古

綴付

るし付ずば、糸を出すに不レ及なり、

〔軍用記二〕鉢の下の廻りしころ付の座あり、はち付の鋲あり、四所又は五所に打、金銀めつき也、

〔類聚名物考武備一〕綴付板　しころつけのいた　兜の腰の處を平き板金にて桶の輪の如く、後より前まで引廻して付るなり、この板の小串をば兜へ打付、その餘の大半をば下へ持出し、外へそらせて付るなり、この外へそらせしは、しころの鉢付の板をとり付ん料に、まうけし物なり、

〔和漢三才圖會二十兵器〕䥨和名之古呂　或作レ錣、作二錏項一、字彙　凡覆二頭項一者名レ鉢、鉢以下裝以蔽二頸領一者名レ䥨、其緘系繁多而如レ毛故呼レ絲曰レ毛、用二甲冑同一色線一者稱二同毛冑一是也、鉢付板以下或五枚、三枚、謂二何枚冑一者其板數也、

綴

〔倭訓栞前編十一〕しころ　兜鍪をいへり、錏をよめり、日本紀に頸鎧と見えたるも、釋にしよだりかけ也といへど、說文によればしころなるべし、正字通に、說文、錏鍜頸鎧也、或曰盔之後垂者、以二首鎧之次一故从レ亞と見えたり、錣また錙をよむは、字書の本義にあらず、或は䥨䥨などの字もまた考得ず、

〔軍用記二〕しころは三枚、又は五枚なり、三枚冑、五枚冑と云なり、しころの形はまんぢう形を本式とす、

〔本朝軍器考頭書九上〕後代ニ日根野シコロト云アリ、形小クシテ鉢ツケヨリ菱ヌヒ板ニ至ルノ間、丸キフクラミナク平ニ直ナルヲ云、是日根野織部正ガ制シタル形也ト云、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

相模國住人鎌田次郎正淸ト名乘ケレバ、〇中略能引テ發ツ矢ガ、御曹司朝〇爲ノ牢頰ニカラリト中リテ、兜ノシコロニ射ツケタリ、

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立レ扇與一射レ扇事

立物

越中次郎兵衛盛嗣、〇中略宗行〇小林神五ガ冑ノ吹返ニ熊手ヲカラト打懸テ、エイ聲ヲ出シテ引、〇中略兩方強ク引程ニ、鉢付ノ板フット引切、鉢ハ殘テ頭ニアリ、錣ハ熊手ニ留リヌ、

〔平家物語十一〕弓ながしの事

みをのやの十郎が冑のしころをつかまうとす、〇清景、つかまれじとにぐる、三度つかみはづいて、四度のたびにむづとつかむ、しばしぞたまつてみえし、はち付の板よりふつと引切てぞにげたりける、

〔和漢三才圖會二十兵器〕立物天毛乃太立物　冑額所ニ立装ヲ名ニ立物、鍬形、半月、天衝等、自古用來矣、而鍬形設ニ龍頭一者以爲ニ大將之冑、其他有ニ日月利劒獸角等數品一不ニ悉記一、

〔本朝軍器考一旗幟〕冑ノ立物トイフモノモ、笠符ヨリ事起リヌトゾ見エタル、鍬形臆角ウチシナドイフコトハ、古代ヨリモ聞エキ、此等ノ外ニハ、法住寺殿ノ戰ニ、官兵ノ笠符ニ、青松葉冑ニサシタルナド見エシハ、此物ノ濫觴トヤイハマシ、元弘建武ノ後ニハ、ヤウヤク見ル所多シ、〇下略

〔老談一言記〕冑の前立物にシカミと申物をするは、何にと尋ね問奉りしに、其は醜女也と存ずる人を食する神なる故に、武人の頭に戴くかと仰あり、證見ニ神代紀一、

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事

半井本云、〇中略爲朝ハ白地ノ錦ノ直垂ニ、唐綾威ノ鎧、龍頭ノ兜、長覆輪ノ太刀ハキ、〇下略

〔本朝軍器考九甲冑〕龍頭ノ冑ト云物、後三年ノ戰ノ日、八幡殿〇義家ノ作ラレシ八龍ノ冑ニヤ始リヌラン、〇註略昔齊ノ蘭陵王ト申セシガ、鐵ノ面具ヲカウフリテ、金墉城下ニ敵ヲ打破リ給ヒシ事、甲冑ニ鐵面具ヲ用フル始也キ、時人此王ノ敵破リ給ヒシアリサマヲ樂ニ作リテ舞フ、本朝ニモ其樂ハ傳ハレリケリ、今モ奏スル陵王ノ樂是也、其面ノ額上ニ、金龍ヲ作ラレタリ、我朝ノ昔、是ラノ物ニ倣ヒテ、此冑作リ出シタランモ又知ルベカラズ、鞍馬ニアル所ノ龍ノ金物ノ中、

陵王ノ面ノ物ニ似タルアリキ、

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

越後中將成親ハ、〇中略長覆輪ノ太刀ヲハキ、龍頭ノ冑ヲゾ著ケル、

〔太平記 六〕關東大勢上洛事

長崎惡四郎左衞門尉ハ、〇中略白星ノ五枚甲ニ、八龍ヲ金ニテ打テ著タルヲ、猪頸ニ著成シ、〇下略

〔保元物語 二〕白河殿攻落事

大將〇義朝ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ、黑糸威ノ鎧ニ、鍬形打タル冑ヲ著、〇下略

〔本朝軍器考 九甲冑〕鍬形トイフ物ハ、澤瀉ノ葉ノイマダヒラカヌ形ヲ、カタドレル也、オモダカトイフ物ハ、勝軍草トモイフナレバ、鎧ニモ澤瀉威ナドイフアリトイヘル說アリ、マコトニ其形ハヨク似タリケレド、カヽル名モアリケリトイフ事、イマダ見ル所ナケレバイブカシ、コレヲノ外、カレコレトイフ說アレド、皆信ガタシ、蝦夷人ノ寶トスル鍬サキト云フアリ、國人病スル時、其枕上ニ立、災ヲ攘フ物也ト云フ、其形我國ノ鍬形ノ制ナル物也、サラバ我國ノ昔ヨリ此物ヲ冑ノ前ニ立シ事モ、必ズ其故アルベケレド、今ハ其義ヲ失ヒシニコソ、

〔後松日記 一〕鍬形は後三年合戰の畫には、新羅殿ばかりうち給へる樣にかけり兵具雜記に、後三年の時ふるしのかれといへるとみへにき、げに君達の御料には必うつべきを、物語にはさらぬ兵も打し事多くみえたり、又結城合戰の畫には、なべて大鍬形を打し樣に畫けり、唯時世の風のうつろひにて、令式にも、戎服に制をたて給はねば、おのが心のまに〳〵せしとみへたり、慶元の間、うるはしき鎧などきる事はなくて、細川澄元朝臣の冑は、筋甲に鍬形をうちたり、胴丸を著、太刀をはけり、さすがに貴族の古の風を傳へ給へるなるべし、甲も鍬形うつべき星甲、筋甲などは著給はず、掛まくもかしこき東照宮の齒朶の御具足も、御かぶとは御ゆめにみさせ給ひし御冑の形とてこと樣なるものなり、それに金にて大なる齒朶を立させ給

へるなり、其頃君も臣もかゝる異樣なる冑をのみ著たれば、多くは鍬形も打ざりけん、されば公にも鍬形の御制はなしとうけ給はりぬ、諸侯家もさなん有べし、

〔愚管抄五〕大將軍淸盛は、ひた黑にさうぞきて、褐の直垂に、黑革威の鎧に、略○中大鍬形の兜取て著て緒をしめ、略○下

〔太平記三十二〕神南合戰事

山名ガ郎等因幡國ノ住人ニ、福間三郎トテ、世ニ名ヲ知レタル、大力ノ有ケルガ、略○中伏繩目ノ鎧ニ、三鍬形打タル甲ヲ猪頸ニ著ナシ、略○下

〔參考太平記三十二〕山名父子背尊氏附武藏將監自害事

北條家南都本云、長山洗革ノ鎧ノ、マダ巳刻ナルヲ著テ、徑リ三尺許ナル大日ノ丸打タル鍬形ノ兜ノ緒ヲシメ、略○下

〔船田後記〕廿六日、賊軍遂於山之半腹四面圍柵、略○中午后、越前刺史朝倉氏貞景、遣其族孫五郎與九郞來救、略○中兜上鍬形皆倍于常、短者二三尺、長者至七尺、蓋隨戰動之崇卑也、

〔武家閑談二〕上方ニテ大合戰ト云ハ、舍利寺合戰ナリ、略○中牛之介木○三ハカクレナキ大剛ノ者ナリ、五尺バカリノ劒鍬形ヲ立物ニシテ、劒形ニハ一句ヲ書付ル、運在天見敵無退ト書付、鍬形ニハ一首ノ歌アリ、略○下

〔保元物語二〕白河殿攻落事

黑革威ノ鎧、高角打タル兜ヲ著、糟毛ナル馬ニ乘リ、惡七別當ト名乘駈出タリ、

〔本朝軍器考九甲冑〕鷹角ト云冑ハ、角鷹ノ頭毛ノ、角ノ如クナルニヤ、カタドリヌラン、

〔本朝軍器考頭書九上〕鷹角ノ鷹ノ字ハ例ノ假リ字ニテ、唯高ク角ヲ立タルユヘ高角ナルベシ、

〔明良洪範十八〕其頃ニヤ福島左衛門大夫正則、讃岐守忠勝○酒井ガ器量ヲ感ジ、今將軍家ノ旗本一人

ノ英雄ハ、貴殿トコソ存ズル也、依テ慮外ナガラ、我等ガ鹿ノ角ノ甲ヲ參ラスルトテ、星甲ニ鹿ノ角打タルヲ、忠勝ニ讓リ申サレケル、

〔松平記〕元龜元年十月中旬、信玄遠州へ發向し、○中略家康衆三千にて出合、一言坂にて合戰す、○中略本多鹿角の立物に、からのかしらかけかる甲にて、敵味方の間へ乘込て、○下略

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事
野木與一兵衞入道頼玄、○中略獅子頭ノ胄ニ、○下略

〔貞丈雜記十一武具〕一獅子頭の胄といふは、胄のまびさしを、獅子の面にこしらへたるを云也、獅子の面を横平く、まびさし一面に作りたる也、義家朝臣の像、大塔宮の像の古畫に見たり、

〔參考太平記三十一〕八幡合戰附官軍夜討事
北條家南都本云、ワタリ三尺許ニ、金ニテ桔梗ヲ打テ附タル兜ノ緒ヲシメ、

〔大内義隆記〕判官座敷ヲツット立、黑革威ノ腹卷ニ、ツボ袖ヲユヒツケ、黑頭ニ御幣タテタル甲ヲ著、○下略

〔信長記十一〕輝元取圍播州上月城事
元就、○中略黑絲綴ノ鎧上帶丁トシメ、半月ノ立物打タル五枚甲ヲ猪頸ニキナシ、○下略

〔平塞錄六〕忠右衞門谷○熊ハ金ノ筋角ノ二尺計ナル大立物故、夕日ニカヾヤキテ城ヨリモヨキ目當故、鐵炮ヲ打掛、鎗長刀ニテ切付ル事隙ナシ、

〔房總治亂記〕淺生主水ハ金ノ一文字ノ立物ニシテ、敵ノ後ヲ遮ル、○下略

〔武將感狀記二〕秀吉兵五萬ヲ分テ、マヅ山中ノ城ヲ攻サシム、○中略少將秀勝ノ家士三宅平大夫、黑糸ノ鎧ヲ著、小田原臚ノ星胄ニ、風車ノ立物ニテ、鎗ヲ抽テワタリ合、○下略

〔常山紀談十九〕細川忠興に胄の物ずきを、いかにせばかといふ方の有しに、詳に書しるして使に

あたへられけり、使立物の下地桐の木とかき給へるは、折やすきものにていかゞ候らんといへば、忠興色を變じ、汝は弓箭取の使とも覺えぬなり、軍に臨む者誰か生て歸らんと思ふべき、二ツなき命だにしかり、何條立物の折るを厭ふべき、かろきこそよけれ、立物の折るばかりに働きたらば、何の見ぐるしき事あらん、ひと面目にてこそあれといはれけり、

〔武家閑談一〕天正十五年ニ、秀吉公聚樂御普請出來、ソノ多御移徙アリ、天下ノ諸大名町人迄、御祝儀ヲ差上ル、其內日根野織部ハ御冑ヲ上ル、千利休ハ石燈籠ヲ上ル、日根野被差上タル御冑ノ立物、銀ノ八日ノ月ナリ、利休上候石燈籠火袋ノ窓八日ノ月ナリ、一人ハ武道ノ物數寄、一人ハ茶道ノ物數寄ナルニ、兩人ノ心一同ニシテ奇妙ナル事ナリト、天下ニテ取沙汰仕候ナリ、八日ノ月ノ御冑ハ、大坂落城ノ時燒亡セシナリ、生駒宮內少輔物語ニハ、八日月ノ立物ハ、御冑ノ後ニ立、月三分一程ハカクレ、三分二上ハ、御冑ノ上ニ出ルナリ、中々見事ナル御立物ト申サレシ、

〔常山紀談拾遺二〕金の制札の頭上立物の兜著て、横山監物と名のりかゝり候、略○中治部少輔が兵水野庄次郎、鬮の皮の羽織、銀の大釘の立物の兜にてのり來り、略○下

〔奧羽永慶軍記三十二〕上ノ山合戰會津勢敗軍事

金原七歲今日初陣ナリシガ、略○中銀ノ蝶ヲ甲ノ立物ニシテ、誠ニ物具迄花ヤカニ、略○下

〔本朝軍器考頭書九上〕秀吉朝鮮ヲ攻シ時、吾國ノ兵シカミノ冑ヲ被リシ者アリト見エテ、異國ノ書ニ其事見タリ、諸葛元聲ガ著ス所ノ兩朝平壤錄ニ曰、七月十五至平壤、安定館營未定、是夜賊至我兵遂亂、倭衆多戴鬼頭獅面、官馬見之驚退陷淖中不得起、士皆御甲下馬墜崖落穽入爛田中、倭劒逼及之、

右七月十五ハ、大明萬曆二十年、日本ノ文祿元年也、

〔細川家記忠興六〕一關原合戰御武具之覺　一御冑　頭形黑塗、毛引糸かちん、黑熊の引廻し付、

歲

一御立物　山鳥の尾つかみ立。

〔武德安民記十八〕佐竹義宣遣二軍士于江府一事附越後之一揆亡滅之事

柿崎三河守ハ洗革ノ鎧ニ、三本柳ノ葉ノ冑ヲ著シ、〇下略

〔會津陣物語二〕越後一揆蜂起幷堀丹後守直寄手柄事

小倉主膳ハ、朱具足ニ、燕尾ノ甲ヲ著、〇下略

〔會津陣物語三〕直江山城守幷上杉諸軍勢引拂長谷堂事附淵川合戰之事

直江山城守兼續ハ、唐革包ノ鎧ニ、馬藺ノ甲ヲ著シ、〇下略

〔會津陣物語四〕本庄出羽守與政宗宮代合戰事

大將本庄出羽守馬ヨリ飛下、手鎚提テ士卒ニ十間バカリ先達テ懸リケル、銀ノ大天衝ノ立物ヲ見テ、政宗方ニハ本庄重長成ゾ、備ヲ厚シテ破ルヽナト、ヒシメキケル處ニ、〇下略

〔鳩巢小說下〕權現樣御時、矢田作十郎ト申ス武勇ノ士有、阿部四郎五郎、作十郎ニ云ケルハ、其方鯉ノ立モノヽ冑ハ、サリトテハ見ゴト也、我ニ借セヨ、其冑ヲ著テ働カントト云、作十郎云ケルハ、腰拔ノ云分也、左樣成腰ヌケニハ、此冑著スルコト不レ叶ト云、四郎五郎氣色損ジテ、腰ヌケノ子細キカントテ、既ニ事出來ントス、其時作十郎云ケルハ、我冑與ヨトイハヾ取ラスベシ、借セト云バ返サントト云コトナリ、然ラバ其方ハ戰場ニ出ル時、生テ歸ル心得ニテアラン、此作十郎ハ此冑ヲ著テ終ニ二度生テ歸ル心得ニテ、戰場ニ出ルコトナシ、此冑其方ガヤウナルコシヌケノ覺悟ノモノハ、不相應ナリト云、其時阿部モ流石ノモノナレバ、殊ノ外誤リタリトテ謝シケル、

〔軍用記二〕冑の威毛は鎧と同じ色也、是を同じ毛の冑と云、小札毛引鎧のごとし、しころのすその板は鎧の草ずりのごとく、うなめぬひ、菱とぢ(又ひしぬひとも云)有べし、菱とぢ二とほり也、

〔保元物語二〕義朝白河殿夜討事

緒

爰ニ安藝守○平清盛郎等ニ、伊勢國住人山田小三郎伊行ト云ハ、○中略黒革威ノ鎧ニ、同毛ノ五枚兜ヲ猪頸ニ著、○下略

〔參考太平記三十一〕笛吹峠軍附義宗退越後ニ義興義治篭ニ河村城ニ事

北條家南都本云、長尾ハ黒絲威ノ大アラメナル鎧ニ、同毛ノ鍬形ノ兜ノ緒ヲシメ、○下略

〔源平盛衰記三十五〕東使戰ニ木曾ニ事

同○勅使河原四郎有則ハ、ヒラタヽリノ直垂ニ、赤威ノ鎧、同色ノ冑ニ、○下略

〔竹崎五郎繪詞〕たかふさふかくつかまつりて候、野中どのばかりは、のせたてまつるべく候つる物をと申て、みぢかくありしわかたうのきたりし、こざくらをきにかへしたるかぶとをぬがせて候へとて、○下略

〔太平記二十四〕天龍寺供養事附大佛供養事

其次ニ隨兵ノ先陣ニテ、武田伊豆前司信氏、○中略以上十二人、色々ノ絲毛ノ冑ニ、鳥帽子懸シテ、太ク逞キ馬ニ厚總懸テ番タリ、

〔奥羽永慶軍記二十二〕鳥屋ゲ崎落城事

廣忠、○中略我モ最期ノ軍セントイフマヽニ、萌黄糸ノ鎧ニ、同ジ毛ノ冑ノ鍬形打タルヲ、猪首ニ著ナシ、○下略

〔單騎要略四異傳〕忍の緒の寸尺、近來雜兵家の族故實と稱し、秘傳と號して定尺をいふ、皆隨べからず、人に大小肥痩あり、結に精粗長短有、有餘も益なく、不足も害あり、何の定法と云事かあらん、唯其要は緊る事心に任せて、兩の端各五寸ばかり餘るを其要製とすべし、盔帶はさらし布か、綿紗か、又練絲糸、皴の調等を用ゆ、絛糸はよからず、或傳にくけ緒は瑕しといへども、予(村井昌弘)いまだ其害ある事を悟らず、大體長七尺より九尺まで、其人に應じて製すべし、但三乳は七尺、四乳は八尺、五乳は九尺ばかりよろし、桁緒は布ならば、幅を三分に

裂て、二分（或は二分に裁て、其一分もよろし、）を巻縫に仕たるがよし、染色は淺葱か、縹色か、もしは紅色も好によるべし、其餘の色は無用たるべし、

〔軍用記 三〕かぶとの緒は、やわらかなる組緒を心に入、和かなる革にて包みぬひくゝむべし、くけめにふせぐみあるべし、長さ三尺五寸なり、少し短きやうなれども、高紐にかくるに能なり、三尺五寸はたかばかりの定なり、　冑高紐に掛る時、かぶとをぬぎてうしろへなし、冑の緒を高紐にむすび付べし、

かぶとの緒は、鉢の内に四所、又は五所乳を付、又は環を打て引通すなり、乳と乳との間へ渡たる緒へかけて、引下して結留るなり、○中略　冑の緒とめやう兩方下へ引さげ、面頬の緒たよりのかきにかけて、上へ引あげ、冑の内の前の乳と乳との間の緒へかけて、又下へ引おろして、おとがへの下にてむすぶなり、

〔不傳妙集 二〕陣道具仕立様之事

一甲しのびの緒ノ長サ一丈一尺あまり、ふとさ八分ばかりたるべし、糸の色はのぞみしだい四ツ打也、

〔長門本平家物語 十三〕富部は赤革威の鎧に鍬形打たる冑の緒をしめて、母衣をばかけざりけり、

〔甲陽軍鑑 品第五十八 二十〕信長の旗本衆も城介殿へより、父子の旗本侍、合甲の忍のびの緒をしめたる衆、八百人あまり、雑兵一萬有といへども、一戰かなはず二條殿へたてこもらるゝを、き、○下略

〔末森記〕川尻ヨリ一里計此方高松ト云所ニテ、利家甲ノ忍ノ緒ヲ強クシメ、其アマリヲ切テ捨ラレケレバ、何モ殿ハ今日ヲ限リト思召ト見エタリトテ、中々生テ歸ラント思者ハナカリケリ、

〔難波戰記 四〕河野權右衛門御勘氣赦免并木村ガ首實撿之事

平岡ニテ近臣評シケルハ、長門守ガ討死ハ兼テ思ヒ定メタルニハアラジ、其故ハ月額ヲ剃ザル

神宿

トロ々ニ申サレケルニ、此事家康公聞召、月額ノ長短ニハ依ルベカラズ、冑ヲ取寄テ忍ノ緒ヲ見ベシト仰有ケレバ、則冑ヲ見ケルニ緒ヲ結テ端ヲ切タリ、是二度著間敷ト思ヒケル故ナレバ、果ガ討死ハ思ヒ儲ケタルト仰ラレシカバ、〇下略

〔武家閑談〕一老人ノ物語ニ、台德院様〇秀忠御所望ニテ、細川忠興ヨリ御召ノ御冑一領被差上、則角頭巾ノ角ヲ屹ト立タル形ナリ、其御冑ヲ土井大炊頭利勝披露ス、台德院様御意ニ入御感不斜、則越中守ヲ御前ヘ召、種々御褒美ナリ、于時御冑ニチリクリノ打紐ヲ忍ノ緒ニ付タリ、忍ノ緒ニハ麻布ノクケ紐ガ能キト聞召及レタリ、此打紐ハ能カト御不審ナリ、其時越中守懐中ヨリ桐ノ箱ヲ取出シ、其内ニ麻布ノ忍ノ緒ヲ入差上ル、土井大炊頭ニ向テ、打緒ヲ付置候ハ御祝儀ノ印ニテ御座候、是ハ御肌ニ付候物ユヘ、別ニ仕置、只今御前ニテ付直シ申候ト申上ル、台德院様彌御機嫌ナリ、

〔軍用記〕二神宿(かんやどり)今八幡座と云の心は篩の如し、ふくらみ今はあげだまと名づけてふくらみあり、なし、玉ぶち也、座は菊座、三重又は五重、菊の花びらすかしたるを透ざるとをまじへ、一重毎に金銀赤銅色をかゆる、皆花びら上へ向ふべし、臺座は花形花をうつぶせにするなり、いまかへり花など云也、葵牡丹などの形なり、大にして花びら下へ可向、四天の座は玉ぶちとゞめを打、組緒の輪を少し出すなり、

〔類聚名物考〕武備一神宿　かんやどり〇禮節　八幡座〇　天空　息拂穴　いきはらひ　息出孔

兜を著こむれば氣の逆上りてあしき故に、上に穴を明てその氣をもらすなり、この孔古作の物をみれば大きなる有り、徑六七分よりして、大なるは一寸五六分なるも有り、さればこそ物に見えしは、大將の兵士のかけ引を下知する詞に、敵へ向ふ時はゑころをかたむけよ、餘りに傾けててへん射さすなどみゆるは、この孔の大きなりし故に、餘りにうつぶしては、箭のおそれ有ればなり、〇下略

〔本朝軍器考頭書九上〕冑ノ頂上ノ穴ヲ頭邊(テヘン)ノ穴ト云フ、荻生茂卿ガ說ニ、此穴ハ盔旗ヲサス穴也ト云非也、漢土ニハ盔旗アレド、本朝ニハ盔旗ハナシ、冑ノテヘン古代ノ冑ハ穴廣シ、近世ノモノハ穴狹シ、平家物語長門本卷十四云、長綱ガ冑ノテヘンニユビヲサシ入レテ、モトヾリヲツカミテ、〇中略其穴ノ廣キヲ考ベシ、古キ冑ノ今ニ傳リタルヲ見ルニ穴廣シ、徑一寸五分計モアリ、座金物一重ニテ、玉ブチヲ上ニヲクコトハ、近代ノ制ナリ、古式ニハナシ、

〔類聚名物考武備一〕天邊 てへん 手反假字軍器考 古へは兜の頂上をいひしなり、神宿俗に八幡座などいへるわたりをすべていへる名所なり、〇中略今いふ息出の穴の事をいへるなり、太平記に天邊の直中とも志るしたり、軍器考に手反と書れしは、音訓相交りて正字にあらず、

〔岡本記〕一かぶとの手へんへは、總じてゆびどもいるゝ事あるべからず、その子細はぐんじんぐんてんを、くわんじやうするゆゑ也、〇下略

〔平治物語二〕待賢門軍附信賴落事

鎌田〇政家ガ下人、八町次郎トテ大力ノ剛ノ者、〇中略此者三河守ノ聞ユル早馳ノ名馬ニ、兩鐙ヲ合テ懸ラレケルニ少モ劣ラズ、追著テ兜ノテヘンニ、熊手ヲ打カケン打カケント續テ走ケレバ、〇下略

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事

足利又太郎眞先係テ下知シケリ、此川〇宇治ハ流荒シテ底深シ、大事ノ川ゾ過スナ、〇中略餘リニ仰ノキ內冑射サスナ、餘リニウツブキテ、テヘン射サスナ、〇下略

〔長門本平家物語十四〕入善は〇小太郎爲直引組でどうと落る、〇中略長綱〇高橋がかぶとのてへんに、ゆびを入て、もとゞりをつかみてひきあげてくびをかく、水もたまらず切れにけり、

〔太平記八〕三月十二日合戰事

眞向

木寺相撲ハ、逆卷水ニ馬ヲ被放テ、胄ノ手反許僅ニ浮テ見ヘケルカ、〇下略

〔參考保元物語一〕主上三條殿行幸附官軍勢汰事

京師本、杉原本並云、八龍トハ、〇中略八大龍王ノ形ヲ、金ヲ以內兜ノ眞向、鎧ノ胸板、ヲシツケ、所々ニ附ケル間、八龍トゾ名附タル、

〔長門本平家物語八〕忠綱〇足利が申けるは、〇中略胄のまころを傾けよ、かたむけ過しててへん射さすな、射向の袖を眞向にあてよ、

〔太平記十四〕箱根竹下合戰事

中ニモ道場坊助注記祐覺ハ、兒十人同宿三十餘人、紅下濃ノ鎧ヲ一樣ニ著テ、兒ハ紅梅ノ作リ花ヲ一枝ヅヽ甲ノ眞額ニ插タリケルガ、〇下略

〔相州兵亂記四〕加島合戰之事

原美濃守ト云モノ、紺糸ノ鎧ニ、半月ノ二間計兩方へ出タルサシモノニテ、甲ノマツカウニ、原美濃守平虎胤ト書テ、猪クビニキフチノ馬ニ乘、太刀ヲ拔テ切テ入、

星

〔類聚名物考武備六〕一星兜　星胄、筋胄はその制やゝ似たり、まづ星胄は地板と地板とを重ねて、鋲にてとめたる、その釘の頭を外へ出したるをいふ也、筋胄はその地板とひとしく、釘頭を摺切たるを筋胄といふ也、たゞ上の星なき故に、筋といふにはあらず、星に大中小有、又異樣成も有、

大星　明星　高さ三分餘、大さも又同じ、少し高さより徑の少きも有、上の方天空に近き方は星少く、漸に下に至るほど大きくて、一板にその數七八九も有、星の大なるは箭鐵炮太刀のよけにもよければ、大星をよしとす、腰卷の下にも星打しも有也、　一中星　高さ二分計大さも同じ、一枚の板に十二三、あるは十五六有もあり、大星につゞきてよし、　一小星　集宿一名聚宿一本一枚の板に廿四五より、或は三十に至るも有、よりて是を集宿ともいへば、俗には糠星とも

いへり、小星は大星の如く益すくなしといへども、見所有て飾によき故に、好む人有といへども、好むまじきもの也、奈良の作に集宿多し、しまりよろしからず、一韮山星　一名座星　又星に一種座をして居たるも有、俗に座星といひ、又は韮山星といふ、成重の作にも有、奈良加賀の作に有、しまりよろしからず、（今按に、北條早雲伊豆の韮山城に住れし故、その頃作り出せしものなるべし、）一角星　かくぼし　方星　星の形丸からず四角に立て、その先も尖りていらぼしのごとし、一妙見星　めうけんぼし　星を摺切て釘の頭を地板の外へ少しく見ゆる也、鐙匠は是を外がらくりと云、妙見は北斗星の精靈也と佛家にていへば、北斗星にかたどりて名付し也、鐙工家にてはたへにみゆるの意也といふ、是は筋に似たれどもさにあらず、製作のしかた殊なり、釘目裏へみゆるは筋にても星とする也、一四天星　凡ては筋兜の如くにして、向前に一つ、押付に一つ、左右の中に一ッ宛星有を、四天王星といふ、後世の作に有、一晝辰　ちうしん　妙見星のごとくなれども、釘目地板の内にかすかにみゆるなり、鐙工家は是をば内がらくりと云、是も上の妙見星と同じく、筋に似たれども星の部に入也、白日星を見るにたとふ、まさしく有といへども、あらはにみえざる也、一亂山星　らんざんせい　是を亂山甲と俗に云、思ふに、亂散星なるべし、十代目の宗安は、その工の妙を得し故に、星を亂して打し也、一稜威星　いらぼし　いがぼし一名　是は星の光の尖りて、角の如きをいふ、すべて尖りたる物をいらといふは古語也、念珠にも角あるをいら高といふが如し、是も奈良の作に有、一名伊賀星といふは、栗の外皮の形に似たればなり、一霰星　あられぼし　是は亂山星に同じ、霰の如く散亂れて有ば也、一白星　しらほし　星白　ほししろ　これは異物にあらず、文のかきざまによりて互にいふ也、みな星を白くしたる也、白塗も有べし、又は銀にても銀蠟にてもすべし、いづれにも白きによりていふ也、鐙工の家にてはこの物異なりといふは穿てり、軍器考にもその別は見えず、

筋

〔保元物語〕一官軍方々手分事
基盛宇治路ヘ向フニ、○中略上折シタル烏帽子ノ上ニ、白星ノ兜ヲ著、○下略

〔參考保元物語〕二白河殿攻落事
半井本云、○中略八郎○爲朝ハ、○中略矢ノ根能キ征矢打クワセテ、人ノ上越ニ能引テヒヤウト射タリ、龍頭ニ鍬形打タル兜ノ星七八カラリト射散シテ、後ナル御室ノ門ノホウタテノ板ニ、箆中過テゾ射徹シタル、

〔平家物語〕四きをふが事
重代のきせなが、緋をどしの鎧きて、星白の冑の緒をしめ、○下略

〔甲陽軍鑑〕十五品第四十三四郎左衛門○鳥井大剛の兵成しるしに、右衛門丞が甲を、きりわる、然れども明珍の星甲なる故、甲は損じて身にあたらず、○下略

〔軍用記〕二冑の筋の數は廿八筋なり、廿八宿をかたどるなり、星の數は五つ或は七つ或は九つゝならぶ也、大星あり、小星あり、金也、星白といふは銀なり、

〔類聚名物考〕武備一筋冑　筋冑にも樣々有り、八間より上を筋といふ、その下五間六間は筋にはあらず、まづは十六間、十八間、廿間、廿二間、廿四間、廿八間、卅間、卅二間、三十四間、卅八間、四十二間、四十八間、五十二間これ等の數、古へより用ゐ來れり、半數を用ゐず、みな重數を用る事、鎧作の傳とす、しかれども近代は飾を事とする故に、六十二間、七十二間、或は百廿間に至るも有り、古作には見及ばず、製作のしかたは地板を重ねて、鋲五六本にてしむるものなり、下をしむるを腰卷と云ふ、

〔中古甲冑製作辨〕中六十二間筋兜之事　上代の兜の星を止て星になりたる鐵を厚さのかたへ廻し、鐵厚にして目方の增さぬ工夫して、筋鉢と云物になりしなり、間を細にして二枚重になる

様したるなり、鐵炮盛んに成し故利用多し、六十二間には星は希なり、若あれば成重か信家作にあり、然れども小星也、三十二間には星は決てなし、〇下略

〔甲陽軍鑑 十四品第十四〕小幡上總守申さるゝ、〇中略かうよりをなげしにつばきをもつて、づけてさがりたるを、前原しなひにていくつにも切おとし候、殊更六十二間のかぶとを、同しなひにて打くだきなど仕る程の上手にて、〇下略

志奈太禮

〔軍用記 二〕しのだれは前に三つ有、又四方に一づゝも、又四方に二づゝもたるゝ、しのだれは劒の形なり、劒にしのぎある故しのだれといふ、

〔類聚名物考 武備 一〕志奈太禮　科垂　篠垂　級垂　しなだれはしだれといふに同じ、垂桃垂柳をしだれも、しだれやなぎといふに同じく、しは助語にて、なだれの意なり、高き處より物のすべり落るをなだれといふに同じ兜の神宿よりして腰巻の上中程まで、銀或は白鑞にて沃たる板の梓劒の形したるを兜の地板に付てさぐるなり、これによりて四方白三方白などいふ名も出來るなり、まづ大概四方白にていはゞ、前の方三筋、左右方も二筋宛、後は三筋有るべけれども、鑞にさはる故に二筋なるべし、されども時により事にふれて、その數定めがたし、一筋づゝも有るべきなり、

立物臺

〔類聚名物考 武備 一〕立物臺　軸本　一名御幣指　俗言おはらひさし　冑の眞向に、眞庇の上まで小く細長き受筒の管を付るを、俗には御祓差といふ、是前立物をさすべき料なり、中頃此管に伊勢の御幣をたて、或は入置たる事のあるよりかくもいふなり、旗に三社の託宣を書き、或は佛語を書たる類ひにて、御幣をも用ひたる事まゝ見えたり、この管の左右に穴一ッ宛あるも有、せんをさしてかたむる料也、又は笛の歌口の如く、管の口をあけて、立物の末の莖を金物の羽のひらきを付、鎹のさまにして刺入れば、その羽兩方へはねひらきて、ぬけざるしかけなるも有り、鍬形を立

れば、この宮の處に鍬形臺を作り置也、是を軸本とも云ふ、この立物臺をとり付るに、菊頭の鋲にて打とむる也、是を三公の鋲と云ふ、此宮に壹本、左右は眞庇を腰巻へとり付る鋲にて、都合三本なり、これを三公といふは、紫微宮の天の三公の星に象るといへども、鎧匠の家にて後世云出せし事にて、古へさらにこの事をきかず、

〔類聚名物考武備一〕目庇　まびさし　一名片庇　付目庇　目を覆はんとて、屋の庇有るが如く、鉢より半月の板をさしおろせば、やがて目庇とはいふ也、この物古へにはその名聞えず、今の胴は月形の板金を、鉢のとまりより左右へ引廻して、吹返しの所まで付る也、表の上を雨走といひ、裏の下を見揚といふ、表は正平皮、或は御召皮〇御召皮一本作御免皮、の類にても包み、縁をとり、ふせ組をし、縁には覆輪もする事あり、はなれぬ爲に、小き鋲にて三所を鋲三本宛にてしめ、すべて九本有り、頭を櫻の花の形にして、伏たる形にしたるゆゑ、小櫻鋲といふ也、雨方の端をば常の鋲にてとづるを、目庇の留りの鋲とも云也、今は射るに便あしとて、小くするは甚しき僻事也、大なれば落馬のたすけにもなり、鎗劍のふせぎにもなるものなり、　雨走　あまばしり　目庇の板の上の方、屋の廂の如く、片なだれにて、四阿に似たれば雨走といふ、四阿の雨そゝぎ有るが如きにたとふる也、菖蒲皮、又は正平皮などにて包み、伏組覆輪有り、その上を包む皮を、表皮といふなり、　見上　みあげ　目庇の板の裏の方をいふ、此は朱漆か、又は猩々緋などにても張なり、赤ければはえ有りてよし、　見上皺　同眉　目庇に見上のしは付たるも有り、或は眉を付たるも有り、

〔會津陣物語四〕松川合戰政宗攻二福島城一事幷須田大炊介切二取政宗一事

左内キツト驚フリ返リ、錣元マデ血ニ成タル二尺七寸ノ貞宗ノ刀ニテ、片手打ニ丁ト切、政宗ノ冑ノ眉日サシヨリ、膝ガシラ鞍ノ前輪カケ、切先ハヅレニ切付、

〔軍用記二〕吹返しは、板ごとに吹かへすべし、菱とぢの板は、吹かへさぬ也、裏の方外へ向たる所は、

色々の花葉鳥獸の紋染出したる染革にてつゝむなり、革のへりは織物、又は別の革にて、へりをば縫めぎわには組をふせて、へりの上に小櫻の鋲を打也、

〔本朝軍器考頭書九上〕吹返ハシコロノ左右ノ端ノ上ノ方ヘ、ヒチリカヘスヲ云フ、ソノ形風ニテ吹ヒルガヘシタルガ如シ、後代近制ノ冑ハ、鉢付ノ板唯一枚ヲ捻リ返シテ、ソノ大サ甚ダ短クシテ耳ノゴトシ、故ニ俗ニ耳ト云、古制ノ吹返トハ大ニ異ナリ、

〔類聚名物考武備一〕吹返　ふきかへし　吹靡　古への吹返しは大きく長し、至りて長きは二三尺に至るも有りき、その上志古呂の端をも三枚にても、五枚にても、同じ樣にこれも吹返したるも多かりき、〇下略

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事
小林神五宗行ト云者アリ、越中次郎兵衞盛嗣ガ熊手ヲ以、判官〇源義經ヲ取ントシケルヲ、大將軍ヲ懸サセジ迚、續テ游セタリケル程ニ、事由ナク上リ給タリケレバ、盛嗣判官ヲ懸外シテ、安カラズ思ヒ、游艇ニ乘移、指寄テ宗行ガ兜ノ吹返ニ、熊手ヲカラト打懸テ、曳音ヲ出シテ引、〇下略

〔太平記九〕山崎攻事附久我畷合戰事
尾張守〇名越高家ハ、〇中略白星ノ五枚甲ノ吹返ニ、日光月光ノ二天子ヲ金ト銀トニテ、堀透シテ打タルヲ猪頸ニ著成シ、〇下略

〔嘉吉物語〕左馬助殿み給ひて、三人ばかりに十三束三伏とつて、うちつがひ、よつひきしぼりはなたれければ、近宗がおめ〱とひかへたるむないたを、つといとをし、同じき郎等源兵衞がきたる甲の吹返しをいとをして、〇下略

〔佐竹宗三聞書〕一甲冑を祿に御給の時、〇中略冑の緒をとりくわへて、左右の手の大指にてふきかへしを押て持、〇下略

内冑

〔類聚名物考武備一〕内兜　うちかぶと　これは額の所を云ふ、兜をきては額より上は覆ひて、箭彈丸のおそれもなし、下は又頬當にて包めども、わづかに目の上額の程は、物につゝまれずして有れば、あやまちては矢彈丸の當りし事まゝ見えたり、故に是をおそれて、半首(ハツフリ)とて額の上迄かかる頬當有り、假面(メン)の如く眼にも孔をあけたるものなり、これはその用意にはよしといへども、甚不便利にして働なりがたし、故に古へ多く見えず、

〔保元物語二〕白河殿攻落事
惡七別當太刀ヲ拔テ、齋藤ガ兜ノ鉢ヲ丁ト打、ウタレナガラ實盛内兜ヘ、キッサキ上リニ打込ケレバ、誤タズ惡七別當ガ首ハ、前ニゾ落タリケル、

〔太平記二十六〕四條繩手合戰事附上山討死事
和田新發意長刀ノ柄ヲ取延テ、松田ガ甲ノ鉢ヲハタト打、ウタレテ錣ヲ傾ル處ニ、内甲ヲ突レテ、馬ヨリ倒ニ落テ討レニケリ、

腰卷

〔類聚名物考武備一〕腰卷　堅はぎの板　錏付(シコロツケ)俗名　冑の下に鉢のしまりをせんとて、桶の箍(タガ)のごとく平き金にて廻して、帶をするを腰卷と云ふ、又はたてはぎの板ともいふ也、鋲二三本にてしむる、上は筋の方を外へ折返し、下は過半折返すなり、是は饅頭しころを付ん料なり、この腰卷の下にも上の如くに、星を打たるも有り、この腰卷を、或は錏付ともいふ也、

手先

〔參考保元物語二〕白河殿攻落事
半井本云、正清(鎌田)ハ、〇中略相傳ノ主(爲朝)ニ、郎等ノ矢、立ヤ立ヌヤ試給ヘトテ、〇中略一ノ矢ヲ發チケレバ、左ノ頬サキ半頭ノ間ヲ射削リ、兜ノ手サキニ射ツケタリ、

〔長門本平家物語十〕さなだの文三家安歩み出て申けるは、〇中略矢一筋奉らんとて、〇中略よひきいたりければ兜の手さきをいつらぬく、

〔平家物語九〕宇治川の事
むかひのきしより山田の次郎がはなつやに、畠山馬のひたいをのぶかにいさせはぬれば、ゆんづえをついており立たり、岩なみかぶとの手先へさつとをしかけけれども、畠山是を事ともせず、水のそこをくゞつて、むかひのきしにぞつきにける、

鉢付板

〔類聚名物考武備六〕鉢付板　はちつけのいた　しころの最上に有る故にて、この板より兜の志古呂付の板へ、取付くるゆゑしかいふ也、一谷の戰に、景清と三保谷と引合て、鉢付の板より引切しといへる、卽この事也、

〔奥州後三年記上〕相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり、〇中略征矢にて右の目を射させつ、首を射つらぬきて、かぶとの鉢付の板に射付られぬ、

〔承久記下〕宇都宮四郎ガ臥タリケル、甲ノ鉢ヲ射ケヅテ、縫様ニ鉢付ノ板ニ、シタヽカニ射立タリ、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事
相馬四郎左衞門、〇中略弦音高ク切テ放ツ手答ト、スガイ拍子ニ聞ヘテ、甲ノ眞向ヨリ眉間ノ脳ヲ砕テ、鉢著ノ板ノ横縫キレテ、矢ジリノ見ル計ニ射籠タリケレバ、〇下略

押付板

〔類聚名物考武備六〕押付　おしつけ　兜の後の板を、押付の板といひて、高勝の鐶を打つ也、すべて敵に後をみするを、武夫の恥とする故、敵に押付を見すなゝど云詞も有りき、

菱縫板

〔類聚名物考武備一〕肩摺板　かたずりの板　一名菱縫の板　一名菱板　志古呂三枚にても五枚にても、最すゑの板をいふ、是はさがりて肩にあたればなり、繁糸の威毛にても、この板一枚は動く様にしおくなり、一名菱縫の板といへるは、この板は威のとまり故に、裾通りに菱縫とて、平糸をうち違へてとづればかくいふなり、二通りひし縫をして、上毛を一通り引事なり、今世は菱縫を略て、鋲を並べて打しも有るなり、

高勝鐶

〔類聚名物考武備一〕高勝鐶　かうせうのくわん　或云高上緒　或云總角付鐶　母衣付緒　母衣付　笠印付　兜の頂上より腰巻まで三分に割て、その上の、一分の處に、押付の板に、小き鐶を打をいふ、その名詳ならず、是は笠印を付る爲なり、或は今は小總角をも付る故に、總角付の鐶ともいへり、兵家にて、神武天皇に初り、神功皇后の總角に替給ひしなども云ふは、據もなき事なれば信じがたし、今は高勝の鐶とも、高上の緒ともいへり、

浮張

〔倭訓栞前編加六〕かぶと　冑のうけばりは、もと引立烏帽子は陣中の冑にて、冑を脱て大將の前に出るには、折たゝみたる烏帽子を引立たる、其遺制なるべし、

〔軍用記二〕鉢の内うけばりは、洗革又は布を糸にてさして付るなり、

〔貞丈雜記十一武具〕一古はかぶとにうけばり有るもあり、なきもありしなり、うけ張なきは圖のごとく、かぶとのはちを布にて十文字に結びてかぶるなり、圖のごとく十文字結てかぶりたる體、飛彈守惟久がゑがきし、後三年の繪卷物にいくらも見えたり、



見上

〔新撰類聚往來中〕看上板(ミアゲノイタ)

〔甲陽軍鑑十六品第四十五〕具足舁出附甲見する事

鋲

さきに昇出る人歸て、甲を持出て御目にかくる也、持やうは左の手にて忍の緒をかいたぐりて、右の手にてみあげの右脇、しころの右のさきに、そと手を付そへつくばいて、御目にかくる也、

〔武者物語下〕古き侍の物語に云、向井能登守といふ侍のかたられけるは、てきをさきへて頭をとる事、てきをのりふせて、右のあしにて敵のきゝうでをふまへて、ゝころをたゝみあげ、まづのどぶえをさしきりて、次にわきざしをさかてに持て、見あげの板を取、首をかき切もの也といへり、

〔類聚名物考武備一〕小。櫻。鋲。　目庇留りの鋲　三台座　目庇のはなれぬ爲に、腰卷へ打付る鋲を、小櫻鋲といふなり、一所に三本づゝ、三所へ九本打、櫻花の伏たる形を釘の頭にゝたる鋲なり、眞庇の兩方は常の鋲にて打付る、是をば眞庇のとまりの鋲といふなり、軍器考にこれを三臺座なるべしといふ考有り、參へて考ふべし、その異同の如きは定めがたし、　四。天。鋲。　四天の鋲といふは、冑の中比に前後左右に一つ宛、すべて四所打なり、佛家の四天王にかたどると云ふ、引まはしのはづれぬ爲ともいへり、または聖德太子の故事ともいへり、是らは何の益もなく、その本據も見えず、まことに鎧工兵家にて、眞言秘密などのまなびするとて、ゝ出せし物なれば用ゆべからず、ことに古作舊物には見えぬものなり、　三。公。鋲。　三台座禮節　三光星　この三公鋲は前立物臺に一處、目庇の左右に一本づゝ、腰卷へとり付るがために打、菊頭にして打なり、これは天の北極紫微宮の三台有るにかたどれり、禮節に三台座とすでにゝるせり、軍器考にも出して、その在所さだかならぬよしいへり、目庇の上の小櫻鋲と、この鋲との異同の說あり、小櫻鋲の處に出す、參へ考ふべし、いづれの是非は定め難し、

〔中古甲冑製作辨中〕鉢附鋲之事　鉢附鋲は、飾鋲を二本宛よせて四所へ打て、梅をとめて、鋲の根は割根にして、折返して革を張る事、中古の法也、古代は八雙金具の上へ、飾鋲にて打たり、日根野流にて、は、革か組緒を以、忍根緒をかねて留る也、尤壺留にして三所付にする也、北條流にては、鎬

冑種類以形爲名

物を專ら用る故に、鐶を取置にするなり、表を木瓜結びになして、裏にて留る也、常は解て置なり、又忍根緒の鈕を表へ通し、巴鈕を入れて留る事もあり、近世は鐵鋲を以て一本宛打て留るなり、本意にあらず、鉢附鋲は弱きに利あり、物にかゝりたる時、鋲拔ざれば、身を損ずるなり、夫故飾鋲にて可打なり、古代源平の頃も、三尾谷が兜鉢付鋲延拔て鉢付の板より引ちぎりたるとあるにて、古も飾鋲なる事を知るべし、今時の畫家にて畫くに、鉢付板の毛立を引切りたる體を畫くは、大なる誤りなり、

〔武具訓蒙圖彙 一〕○作像(サクナリ)○圖略　作像大平筋之甲、四天王星有、押付ニ印付ノ鐶アリ、目庇ニ三光鐶有、總廻リ四歩一、覆輪有、上玉八幡座色繪有、立物センハ御祓筒有、塗ハ品々好ミ可有也、

○椎像(シヒナリ)○圖略　椎像ノ甲筋ニ星有、眉庇ニ繩目之覆輪有、但シ鞆ノハズレニ菱縫アリ、總地ハサビ色、筋ハ金、星銀ナリ、或ハ總地黑塗筋星塗込アリ、可依好也、　○冠草(カムリクヅシ)○圖略　冠クズシ兩立物戻地衣包ニシテ上ハ塗、廻リ緣トリ黑塗ノ事付ヲロシ、目庇向ニ小谷筋有、　○握出(ニギリイダシ)○圖略　握出シ如繪圖兩脇ニモ筋ニテマワシメヲ付テ、總サビ色カ黑塗カ、　○作像(サクナリ)○圖略　作像十二間、平テヘン間ハメツキシナダレ、筋腰卷ハ何モ　形如繪圖、總地黑塗シナダレ計、金ニシタル有、眉庇可有好也、　○椎像(シヒナリ)○圖略　椎像四間ノ筋黑ク少フトク、間シナダレスヂ四ツ付テ、其間ハ荒ク座星打テ、腰卷ニワラビテ如繪圖平テヘン也、總ハサビ色四方トモ、○中略　○榮螺(サヾイ)○圖略　サヾイノ角銀之星、目庇ナシ、付ヲロシ塗總地サビ色、角靑漆角ノ先銀粉星金、但シ鐶立物可依好、○中略　○トツハイ○圖略　突貝二品アリ、後ヘナビキ上ヘ高キ則ハツリ合惡シ、故ニ口傳アリ、又如圖烏帽子像前ニ、神樂鈴立物アリ心得アリ、○中略　○桃像(モヽナリ)○圖略　桃像ノ筋甲、尤吹返シ花形ナリ、赤銅覆輪鞆ノハズレニ鐶一通リ可打、總地黑塗、筋ツケテ或ハ高ク塗籠アリ、○中略　○富士山(フジサン)○圖略　富士山ノ甲、付ヲロシ眉庇也、總地黑塗甲平メ付ヲロシ、○中略　○鯱魚(シヤチホコ)○圖略　シヤチホコノ甲、頭ハ眉庇ノ上ニシテ何モ如繪圖、兩

ヒレヲ立物成程ソラセテ、魚鱗ヒレ髭付テ總サビ色、鯰尾〈○圖略〉鯰尾ノ甲、兩ヒレ立物總地黑塗、眉庇付眉庇、〈○中略〉角頭巾〈○圖略〉角頭巾總サビ色カ、又黑塗カ、但シ綱ノハズレ總吹返シ付テ、古代ニハ綱ノハズレ總吹返シ付タルモ有ト云、可考也、〈○中略〉唐冠〈○圖略〉唐冠黑塗カ、則後ニ立物、總地黑塗眉庇付ヲロシ、作像〈○圖略〉黑塗甲如圖、向ニ小谷ヲ付テ、眉庇吹返シ色カヘテ、綱心得アリ、〈○中略〉唐人笠〈○圖略〉唐人笠筋アリ、總エンマワリニ鋲ヲ付、内目庇如檜、カグナ三手、〈○中略〉一谷〈○圖略〉一谷ノ甲谷深ク前ニ見セテ、眉庇付ヲロシ、〈○中略〉鯖尾〈○圖略〉鯖ノ尾ノ甲如圖、塗ハ好次第、總地黑塗尾サキ檜ヤウ有ベシ、甲長ハツリ合惡シ、心得ベシ、〈○中略〉投頭巾〈○圖略〉投頭巾向ニ兩龍高蒔繪有リ、頭巾ノ端ハ後ヘナゲサセテ、總地黑塗付眉庇前ニ筋付テ、

〔武德編年集成十二〕元龜二年十月三日、〈○中略〉本多忠勝〈○唐ノ頭掛シ冑チ被レリ〉敵味方ノ間ニ馳入テ、縱橫ニ乘割、味方一騎モ討セズ、

〔大友興廢記十七〕長尾口合戰の事幷千部峰軍の事

秋月勢は川の邊にひかへ、鐵炮を揃へ打程に、財津が烏兜〈○烏兜一本作ニとつはい〉の甲に、六つ七つ迄あたる、されども其身には一つもかゝらず、

〔奧羽永慶軍記三十五〕和賀主馬介敗軍事

爰ニ北潟口主膳ハ、緋威ノ鎧ニ、菱形ノ甲ノ緒ヲシメ、〈○下略〉

〔家忠日記追加十五〕慶長五年八月一日、伏見ノ城兵、長原ノ族敵ニ内應シテ、城ニ火ヲ放テ寄手之多勢ヲ城中ニヒキ入ル、〈○中略〉時ニ松平主殿助家忠、黑糸ノ鎧ニ桃ノ冑ヲ著シ、累代傳ル所ノ名劒利刀ヲ帶シテ、士卒ヲ指揮シテ奮戰フ、

〔常山紀談拾遺二〕藤堂高虎の家中は、足輕中間まで冑を著、金の桃形の冑に、一板鍛に鳥毛の引廻しを付け、〈○下略〉

〔會津陣物語四〕松川合戰政宗攻福島城事并須田大炊介切取政宗幕事

岡野左内ハ黒具足ニ、〇中略角栄螺ノ南蠻甲ヲ猪頭ニナシ、黒ノ馬ニ乘タリシガ、〇下略

〔武德安民記十六〕東國勢陣于赤坂表事附墨股要害明退事

高虎モ此事ヲ聞テ、高治ガ所爲ヲ稱美シ、年來秘藏シケル唐冠ノ冑ヲ高治ニ與ヘケリ、

〔大坂軍記中〕五月五日、巳の剋京都御進發、〇中略將軍は伏見より御立、山鳥の尾の御羽織、羅紗の唐人笠の御甲、櫻野と云十寸三分栗毛糟毛の御馬に、孔雀尾の馬鎧をかけて被召たり、

〔蒲生氏鄕記〕氏鄕、鯰尾ノ甲ニ鐵炮三アタル、鎧ニモ疵數ケ所雖有之、身ニハ薄手モ負給ズ、

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

入道〇淸盛ハ帽子冑ニ、萌黄ノ腹卷ノ袖付タルヲ著テ、小長刀計ニテ立給タリケルガ、〇下略

〔本朝軍器考九甲冑〕帽子冑ト云モノハ、古キ繪ニ飾モナキ冑ノ鉢ニ鎌ノシコロナル物、多クハ下部ノ著タル見エタリ、此等ヤ其物ナルラン、畑六郎左衞門尉時能ガ帽子冑ニ鎌著テ、足輕ニ出立シナド云事太平記ニハ見エタリ、

〔酒呑童子物語〕賴光は日おどしの腹卷に、件の翁より給りたりし帽子甲を著、〇下略

〔太平記二十二〕畑六郎左衞門事

此三人ノ者共、闇ニダニナレバ、或帽子甲ニ鎌ヲ著テ、足輕ニ出立時モアリ、

〔見聞雜錄武家名目抄甲冑十八所引〕元來淺利は武田の客臣にて、他の家老とは違たる家筋と云、又申所無餘儀最也、其方事不可混他の士大將、信玄鎧を著したりとて何ら遠慮有ぞ、殊更其方は病身なれば、此法し甲も山中之除濕神妙也と宜ひて、唐綾威鎧に、土佐頭巾に似たる法し甲を添て被下、

〔淸正記三〕淸正手勢廿そう計にて、妙法の旗をおし立て、例の銀の長帽子の甲を著し、長刀を脇にはさみ、〇下略

以買爲名

〔續日本紀 二十四 淳仁〕天平寶字六年正月丁未、造東海南海西海等道節度使料綿襖冑各二萬二百五十具於太宰府、

〔類聚三代格 十二〕太政官符

應陸奧按察使禁斷王臣百姓與夷俘交關事

右被右大臣宣偁、〇中略加以無知百姓不畏憲章、賣此國家之貨、買彼夷俘之物、綿既著賊襖冑、鐵亦造敵農器、於理商量爲害極深、自今以後宜嚴禁斷、〇中略

延暦六年正月廿一日

〔續日本紀 四十 桓武〕延暦九年四月辛丑、仰大宰府、令造鐵冑二千九百餘枚、

以製作爲名

〔應仁記 下〕大内介上洛之事

基綱〇武田是ヲ屹ト見テ惡キャツガ振舞哉、捨テ太刀一ツ受テ見ヨト云儘ニ、振アゲテ丁ト打、三枚重ノ鐵甲盤石ヲ打ガ如ク手對シテ、〇下略

〔陸奧話記〕頼時〇安倍賀、散位藤原朝臣經清、平永衡等、皆叛舅、〇中略永衡被銀冑、

〔源平盛衰記 四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

サラバ十郎〇那須トテ召レタル、褐ノ直垂ニ洗革ノ鎧ニ、片白ノ甲、二十四指タル白羽ノ矢ニ、〇下略

〔本朝軍器考 九 甲冑〕四方白八方白ナド云ハ、チリバメタル銀、又ハ白鑞ヲ沃ギシ板ヲ前後左右ニ四所ニウテバ、四方白ト云ヒ、八所ニウテバ、八方白ト云ヒ、一方ニウツヲ片白ト云フ、

〔義經記 六〕忠信さいごの事

ひたち房を召て、義經が住たる六條堀川には、いか成者のすまんずらんと仰ければ、〇中略天まのすみかとこそ成候はんと申ければ、〇中略小櫻おどしの鎧、四方白の甲、山鳥の羽の矢十六さして、丸木の弓一張そへて、おかれたりしぞかし、

〔文正記〕聿甲斐揔領千菊丸、其齢十有二、○中略家傳幼童時代々初著普代卯花絨錦上抓抛掛肩、○中略同色四方白五枚兜打三箇月小鍬形、郎從被振、其星粲而耀廣與和輪、

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事

半井本云、○中略萌黃匂ノ鎧ニ、三枚兜ニ、染羽ノ矢負、○伊藤六、下略

〔五武器談平家物語〕三枚かぶとは、しころ三枚なるをいふ、

〔朝倉始末記三〕朝倉太郎左衞門入道宗滴進發加州事

福岡五郎右衞門ガ其日ノ出立、殊ニ勝テハナヤカナリ、白星ノ三枚冑ニ、金龍ノ鍬形打タルヲ、猪頸ニ著ナシ、○下略

〔保元物語二〕義朝白河殿夜討事

伊勢國住人山田小三郎伊行、○中略黑革威ノ鎧ニ、同毛ノ五枚冑ヲ猪頸ニ著、○下略

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

爰ニ數萬人ノ中ヨリ只一人、備後國住人江田源八泰氏ト名乘テ、洗革ノ大鎧ニ、五枚甲ノ緒ヲ縮、

〔淺井三代記九〕齋藤山城守江北發向附小關合戰の事

亮政○淺井其日の裝束は、○中略金の五枚甲に鍬形打、日輪のすへ紋に朱をさゝせ、○下略

〔相州兵亂記三〕小弓義明ト合戰ノ事

小田原勢ノ中ニ安藤ト云者、荒皮ノ黑キ鎧ニ、クサリシコロノ甲ニ鍬形ウツテキタリケルガ、○下略

〔武家閑談四〕同覺書に、○廣島藩人所持覺書、中略、龜田大隅高綱、大梨打ノ冑鷲ノ蓑毛ノ羽織ニテ、人數ヲ下知シ後殿スル、○下略

〔清正記二〕清正○加藤は、火威の具足に、銀のなしうちの甲を著し、とへうつぼを腰に付、○下略

胄具 鐵鉢 革鉢 木鉢

〔三代實錄 二十九 陽成〕元慶五年四月廿五日壬寅、出羽國元慶二年爲夷虜所燒盜、○中略冑五百三十二枚、鐵鉢一百五十七枚、革鉢五十枚、木鉢三百二十六枚、○中略是日有勅、免除以省交替之煩、

〔貞丈雜記 十一 武具〕一鐵鉢の事を半首(ハツブリ)といふはとなへ違也、鐵鉢は冑の下にかぶる鉢也、又身輕に出立時冑を不用して、鐵鉢ばかりも用也、半首は頭の半分ひたゐをおほふ道具也、目の下の頬當をして、半首をかぶれば、面頬同前になる也、

胄立

〔和漢三才圖會 二十 兵器〕冑立 長六尺或六尺五寸、柄似鎗而有鐓(イシツキ)、黑漆有短枕、以冑紐結于此、有家傳法式云々、

面具

〔庭訓往來〕半首(はつぶり)、涎懸(よだれかけ)、○中略逆頬(さかつら)

〔運歩色葉集 葉〕半首(ハツブリ) 〔同 乃〕喉輪(ノドワ) 涎懸之事

〔和漢三才圖會 二十 兵器〕頬當(ほうあて) 有鼻名面頬、無鼻名猿頬(保々阿天) 緒便金(ヲダヨリノカネ)(一名留釘) 汗流穴(アセナガシノアナ)(一名露落)

〔武器節圖〕半首(はつぶり) 頬當(ほうあて) 半頬(はんぼう) 鐵面(てつめん) 喉輪(のどわ) 旋輪(くるわ)

〔道照愚草〕諸道具數書事 喉輪 一懸

〔本朝軍器考 九 甲冑〕鐵面具トイフ物、異朝ニテハ齊ノ蘭陵王ニ始レリケリ、詳前ニ也我國ニテ始レル事、イヅレノ比ニカアリケン、保元ノ異本ニ、義朝ノ半頬(ハンボウ)カケ、爲朝半頭(ハツブリ)キラレシナドイフ事見エタリ、ソレヨリ後半首(ハツブリ)頬當(ホウアテ)、目下ノ頬當、半頬(ハンボウ)ナドイフ物、フルキ物ドモニ見エシ所スクナカラズ、コレラノ物、近代ニ及デ古ノ物見エズナリ、又古ニアラズシテ出來シモアリ、古ノ物ナレド其名カハレルモアリケリ、マヅ今イフ半首トイフ物ハ、異朝ニテイヒシ鐵面具、我國ノムカシ頬當トイヒシ物ニテアリ、今頬當トイフ物ハ、古ノ目ノ下ノ頬當ニテ、古ノ半頬ヲバ今ハ猿頬(サルボウ)ナドイフ事ニヤ、熊野頬當トイヒシモノ太平記ニハ見エシカド、其制ハサダカナラズ、古ノ半首トイフモノハ、見エズナリシヨリ、古ニ頬當トイヒシ物ヲ、今ハ半首ト名付ラ、古ニ聞エヌ喉輪(ノドワ)ナドイフモノハ、

出來テケリ、古キ畫ニ、冑ノ下ニ半首著タリシ兵ドモ繪ガキシヲ見シニ、(賀茂祭ノ圖、後三年繪、保元平治ノ圖、平治物語ノ圖ナドニ、)其制モ各同ジカラズト見エシ、大ヤウハ冑ノ鉢ノ如クナルヲ、頭ノ半ニテ合造リタリケレバ、半首トハイヒケル也、多クハ黑ク色ドレリ、黑ク塗リシ形ヲ、ウクセシニヤ、又白ク色ドリテ、緣ニ赤キ縫メアルアリ、又染革ニテ包シニ、コレモ緣ニ赤キ縫メアルアリ、サラバ黑塗ノミニモアラズ、白革染革ナドヲモテ包シモアリシナリ、或ハ眉ノ上ヨリ、左右ノマナジリニ至レルアリ、(此制ハ目ノ下頰當キム料ナルベシ)或ハ眉ノ上ヨリ左右ノ眼ノ下ニ至レルアリ、(此制ハ半頰カケム料ナルベシ)コレラ內冑射ラレザラムタメニシテ、又半頰目ノ下ノ頰當ナド著タラムニハ、其面ヲ全ク掩フベキ料トコソ見エタレ、保元ノ戰ニ、鎌田兵衛尉正淸ガ射タル矢、八郎爲朝ノ左ノ頰サキ、半頭(ハツブリ)ノ間ヲ射削テ、冑ノ手サキニ射ツケシト見エタルモノ(保元物語異本ニ)今ノ物ノゴトクナランニハ、何レノ所ノ隙ヨリカ其間ヲ射削リテ、面ニハ傷クベキ、又今川五郎範國ガ八々王(ハツハワウ)トイフ太刀ハ、敵ノ著タル冑ノ鉢ト、半首トヲ打破リテ、鉢卷キレテ其頭ニ創オハセタリケレバ、カク名付タリ、八ヲ二ツ重タル故也ト、難太平記ニシルセルモ、今ノ物ノゴトクニ面バカリヲ掩ハムニハ、冑ト共ニ鉢二ツ打ワリシトハイフベカラズ、サラバ古ニ鐵鉢、革鉢ナド聞エシ、此物トコソ見エタレ、(三代實錄ニ、元慶ノ初、出羽國ニテ蝦夷ノ爲ニ奪レシ戎具ノ事シルサレシニ、甲冑ノ外、マタ鐵鉢、革鉢、木鉢ナド云物見エタリ、ソレガ中木鉢ハ、今モ蝦夷ニハ其遺制アル也、)又涎懸(ヨダレカケ)トイフ物、今ハ頰當ニ綴レル物ナレド、古ノ物ハ其制異ナリシニヤ、

〔愚得隨筆 三〕愚〇日下景衡 按、半首ハ鉢鐵也、梨子打烏帽子ノ下ニ著シ、冑ノ下ニモ重ネ著セシ也、明珍ガ家ニテ鐵面ヲ半首ト云ハ誤レル也、前ハ半首ヨダレガネト稱ニマヘバ、鐵面ト取チガヘシ也、鐵面ハ戰具ニハ不自由ニテ難用モノ也、是ハ敵國ノ使者ヘ對面等ノ時用ユル具ナリ、是卽面頰也、當世面頰ト云ハ、目ノ下ノ頰當也、鼻ナキヲ半頰ト云、猿頰、越中頰ナド今云類ハ、アダボウト云モノニテ、緒ダヨリノタメニ、ヲトガヒニバカリ當ルモノ也、



半首(ハツブリ)

下ニハ半頰ニテモ
猿頰ニテモアツル
是モ鐵ニテ作ル



面頰ニアゲマキヲ付ルハ
非ナリアゲ〳〵ヲ付タル
ハ鎧師ノ新作ナリ
ヨダリカケヲ面頰ニ付ズ
シテ別ニコシラヘタルモ有



半頰

目下頰當ト云



是ヲ猿頰ト云

此頰當ヲシテ上ニ半首ヲカブレバ其顏ノ躰
サルノ面ニ似ナリ

〔軍用記二〕面頰の事　めんぼうは額よりおとがひ迄かくるなり、これ本式なり、頰當は目の下よりかくる也、これは略儀なり、面頰にすぐによだれかけを付るなり、よだれかけを付るには、染革一枚をへりをとりて、鎧の射向の草ずりの太刀かけのごとくするなり、

〔貞丈雜記十一武具〕一猿頰(サルボウ)をかけたる武者一人、後三年の繪に見えたり、猿頰を古しへは半頰とも云、面頰の如くにて鼻もなく、はなのあたりのあきたるもの也、額の所へはかゝらず、頰と腮とばかりおほふもの也、半頰をハツ゜フリとよむは非也、ハツ゜フリは半頭とも半首とも書也、頭にかぶる物也、半頰をかくるれば、猿の面の如く頰の形あらはるゝ故猿頰とも云也、

〔武具訓蒙圖彙三〕頰當之事　一面頰、但シ植髭、白髭、黒髭、赤髭、書髭好みによるべし、金銀象眼髭入あり、　一猿頰、但翁頰、皺頰、南蠻頰、狐頰、へしみ頰、高麗頰、但シチトガヒ短、丸ミアリ、鬼面、般若形、天狗頰、燔摩頰、近代は樣々像おほし、好みに依るべし、揃やう其具足甲相應たるべし、其外唐革包、ゑぼ革包、栗色、青漆、黒塗、金銀のすりはがしか、頰は鐵さびにして、金銀之象眼色々入たるも有、但頰の內、朱かうるみ朱か、金銀白檀か、或は黒塗もあり、望次第いづれも汗落の穴、忍の緒かけのせん有べきなり、○中略

喉輪之事　一喉輪、唐菱縫、菱むなめとぢ、縫樣は樣々有、喉輪黒ぬり、下り、三下り糸、實頭具足同前、一ぐる輪と云有、黒塗、下り總鎖(クサリ)か、家裏具足相應、但脇か後にて掛はづし、　一まんぢうと云有、鎰甲か總鎖か、但胸の方迄懸る樣にして、家は緞子か、天鵞絨にて包廻し、內に少綿入か、首の廻り鎰甲有、間鎖總廻りの下りは、總鎖か見合望あるべし、

〔中古甲冑製作辨下〕面具頰當之事　上代は目の上の頰當、目の下の頰當と貳を用ひしと見ゆるなり、目の上へ被るを半首と云古畫平治物語戰圖に其體多く見ゆ、○中略寬保、延享の頃の明珍式部宗察、一枚半首と云物を造出し、又其頃了榮と云甲人も、一枚に打出したる半首あり、何の役に

も立ぬものなり、懸外しに造てこそ宜きと知るべし、〇下略

〔不傳妙集二〕陣道具仕立樣之事

一ほうあてはさるぼうよし、鼻頰にては水ものまれず、いきの出入わろき物也、

〔參考保元物語二〕義朝白河殿夜討事

半井本云、近久馳歸、兵共馬ニ乘、義朝只今半頰カケ、黑馬ニ黑鞍置、手打カケテ向候、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

爰ニ是ゾ聞エタル、八庄司ガ内ノ大力ヨト覺エテ、長八尺計ナル男ノ〇中略半頰ノ面ニ朱ヲサシテ、〇下略

〔關八州古戰錄四〕景虎關東在陣附龍澤采女正景次忠節之事

景虎鐵ノ半首ヲ被リ、連錢葦毛ノ馬ニ乘テ、〇下略

〔參考保元物語二〕白河殿攻落事

半井本云、正清〇鎌田ハ、〇中略一ノ矢ヲ發チケレバ、左ノ頰サキ半頭ノ間ヲ射削リ、兜ノ手サキニ射ツケタリ、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

野木與一兵衛入道頼玄、〇中略目ノ下ノ頰當シテ、〇下略

〔太平記二十二〕畑六郎左衛門事

畑六郎左衛門〇中略熊野打ノ頰當ニ、〇下略

〔常山紀談拾遺二〕同〇藤堂家士梅原庄右衛門は伊賀の武羅組なり、〇中略此士元來池田伊豫守秀雄の家士なり、又此士頰當の露おとしの穴を廣くする、此意は頰當を著し、飯を食するとき、頰當の透よりをとがひに落つまりたるを、指を入て掃之に宜しとなり、又氣も散じかた〳〵宜しとな

名冑

り、

〔高館草子 武家名目抄甲冑二十所引〕辨慶是をみて、もつてひらひておがみうちにてうとうつ、〇中略まへはは。つ。ぶ。り。よ。だ。れ。が。ね。四枚かなどう、ひつしきくさずり、二つにさつときりわつて、ゆんでめてへさばけたり、

〔參考太平記 二十六〕正行討死事

天正本云、正行モ眉間ノ直中、涎懸ノハヅレニ矢射ラレテ、其矢ヲ抽クベキ力モナシ、

〔雲州軍話 首〕尼子勢郡山城圍事

誰トハ知ズ大將ト覺キ士、〇中略春久ガ二階菱ノ大四半ヲ目ニ懸テ、獨身ノ勝負ヲ決セント、無透間鑓ヲ合、互ニ暫シ戰タリ、春久手コソ利タルラン、喉輪ヲ敦ト突貫キ、押ヘテ首ヲカキ落シ、〇下略

〔見聞雜錄 武家名目抄甲冑二十所引〕松下加兵衞、掛川之足輕を鎗にて扣き立るを見て、敵に取て不足なしと打て掛る、菅澤も太刀振上、松下が咽を突しが、松下加兵衞は咽輪を掛し故不突通、菅澤は咽輪を不掛し故、擡上る太刀に、首半分切上られて倒るゝ處を押て、首を取りたりけり、

〔奧羽永慶軍記 二十九〕大森合戰事

福正院〇中略逆頰ノ赤キニ、一尺計ノ白毿ヲウヱテ、〇下略

〔奧州後三年記 上〕伴次郎傔仗助兼と云者あり、〇中略かぶとばかりをうちおとされにけり、甲おちける時、本烏きれにけり、かぶとはやがてうせにけり、薄金の甲は此時うせたり、

〔源平盛衰記 四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

判官〇義經宗行〇小林神五ヲ召テ、只今ノ振舞凡夫トハ見エズ、鬼神ノワザト覺エタリトテ、銀ニテ鍬形打タル龍頭ノ冑ヲ賜ハル、此冑ト云ハ、源氏重代ノ重寶也、銀ニテ龍ヲ前ニ三ツ、後ニ三ツ、左右ニ一ツ宛打タレバ、八。龍ト名付タリ、保元軍ニ、鎭西八郎爲朝ノ著タリケル、重代ノ寶ナレ共、命ニ

替ントノ志ヲ感ジ、強力ノ擧動神妙也トテ是ヲ給フ、宗行家門ノ面目ト思ヒテ、畏テゾ立ニケル、

〔源家八領鎧考〕貞丈云、八龍の鎧は金の龍を付けたる由、保元物語の異本どもに見えたり、この宗行が給りし冑は、銀の龍とあり、まことの八龍のかぶとならば、義經へは傳はるまじ、爲朝は器量人に勝れて、常の鎧は身に合ざりければ、重代の鎧をば著ざりしよし、されば八龍をも似せて造り著せし由保元物語に見えたり、然れば此銀の龍を付たる冑は、爲朝の新調の物なるべし、左かるを義經は賞祿に給はる物なれば、その冑を貴くいはんとて、重代の重寶といひまぎらかして、給りたるにや、

〔甲陽軍鑑品第六二〕信玄公御時代諸大將之事

二天文十五年丙午歳、武田勝頼公誕生、○中略但片時も屋形の御名代なればとて、諏訪ほつしやうの御甲ばかり、ゆるしまいらせらるゝ也、

〔明良洪範十一〕家康公三社ノ御甲ト申ハ、下妻ノ初代早乙女也、打出シノ星甲向三社ヲ切付タル御甲也、神君ヘ信玄青山虎之助ヲ御使ニ遣ハサレタル時、三社ノ甲ヲ著シタリ、

〔武家閑談一〕細川三齋ニ奉公セシ老人浪人シテ京ニ有シガ、ソノ物語ニ攝州一ノ谷、二ノ谷ト云山並デ峠ニテ、一ノ谷峠ヲ鐵蓋ガ嶺ト云、美濃國菩提城主竹中半兵衛重治ガ甲ハ、一ノ谷ノ兜ト云、明智左馬介光俊ガ盔ハ、二ノ谷ト云、但一ノ谷ノ冑ニ並タル名物ナリト云コトニヨリ、二ノ谷ト云、柴田伊賀守勝豐ガ冑ハ、鐵蓋ガ嶺ト云、是ハ一ノ谷ヨリ手上ナリト云事ナリ、總ジテ名物ノ冑ハ、浦野若狹守ガ小水牛、黒田長政ガ大水牛、日根野織部ガ唐冠、原隱岐守ガ、十王頭、福島正則ノ四股鹿ノ角、本多中務○忠勝ノ忠信ノ兜、並鹿ノ角、唐ノ頭ノ冑、蒲生氏鄉ノ鯰尾、並南蠻鉢、伏木久內ガ割蛤、細川三齋ノ山鳥、竹中半兵衛ガ一ノ谷、明智左馬介ガ二ノ谷、柴田伊賀守ガ鐵蓋ガ嶺、矢田作十郎ガ鯉ノ兜、武田信玄ノ諏訪法姓上下大明神、秀吉公ノ八日ノ月、台德院様○德川秀忠の御召角

冑形

頭巾ノ御冑、是等ハ無隱名物ナリ、加藤清正ノ長烏帽子、藤堂新七ガ帽子ナドモ、世ニ名高キカブトナリ、

〔羅山文集十八記〕忠信冑記 豐臣相國秀吉公賜忠信冑於本多中務少輔忠勝曰、此兜鍪闔國除卿無可被之者、吾亦不能也、此誠勇士之美譚也、令孚美濃太守忠政、其弟出雲太守忠朝皆慕父風、忠勝家素有一冑號曰鹿角、傳之於忠政、授忠信冑於忠朝、忠朝歿後甲斐太守政朝嗣、是以傳爲家寶、其爲制也、鍊鋼鎚鎚、其大如常、堅而輕、古而剛、前檐及額、後檐連二札而及項、副以鐵面覆輔車及衛而包頤、雙眼有孔、口鼻有竅、眉毛隱起、手思金色著之、則闕其中、密其外、矢不能貫、銃不能破、戈不能捧、劒不能刺、可謂武器之貴者也、此兜鍪蓋嘗出自紀州熊野神宮、或人獻之于秀吉公、其所据可知矣、○中略 寛永三年冬十月日

〔延喜式四十五左右近衛〕凡騎射人於本府馬場教習、○中略 官人二人、著皂緌緋布衫、金畫絹甲形、金畫布冑形、白布帶、横刀、弓箭、行騰、麻鞋、近衛卅人、皂緌緋大纈布衫前後各一人紫大纈 細布甲形、銀畫布冑形、白布帶、横刀、弓箭、行騰、麻鞋、

〔播磨風土記神前郡〕蔭山里蔭岡冑岡○中略 云冑岡者、伊與都比古神與宇知賀久牟豐富命相闘之時、冑墮此岡、故曰冑岡、

冑雜載

〔平治物語二〕義朝六波羅被寄事幷頼政心替事附漢楚戰事
去程ニ六波羅ニハ五條ノ橋ヲ毀寄、搔楯ニ搔テ待所ニ、源氏卽押寄テ鬨ヲ咄ト作ケレバ、清盛鯨波ニ驚テ物具セラレケルガ、兜ヲ取テ逆ニ著玉ヘバ、侍ドモ御兜サカサマニ候ト申セバ、臆シテヤ見ユラント思ハレケレバ、主上渡ラセ玉ヘバ、敵ノ方ヘ向ハヾ、君ヲ後ニナシ進ラセンガ恐レナル間、逆ニハ著ルゾカシト宣ヘバ、重盛何ト宣ヘドモ臆シテ見ヘラレタルナ、打立者ドモトテ、五百餘騎ニテカケ向ハル、

〔七十一番歌合上〕二十番　左　よろひざいく

此ごろのならひ成けり町かぶと星みえぬまですめる月影

〔貞丈雜記武具十一〕一町かぶと、町鎧と云は、出來合のかぶと、鎧を云なり、町の字を用るは非なり、待の字を用べし、鎧師の方にて鎧かぶとを造り置て、買ふ人を待つ故、出來合たるを待胄、待鎧と云なり、鎧かぶとのみにも限らず、まち直垂、町さやまきなど、いふ事、職人盡歌合に見えたり、皆待の字にて出來合を云なり、

〔奧羽永慶軍記三十二〕上ノ山合戰會津勢敗軍事

金原○中略何ノ會釋モナク敵陣ニ攻入リシガ、時モ移サズ、ヲキ付ノ首一ツ取テ歸ケリ、民部少輔是ヲ見ルニ甲ノ內ニ、上泉主水正重任ト金ノ象眼ニテ記セリ、

〔岡本記〕一かぶとにしやぐまつくる子細の事は、ごくねつなどの時、かぶとのはちなまらざせじがためなり、又は城などをせむる時、いし弓とう木などのあたりて、みだれ候はんさゝめのやうしやうにとも申也、口傳あり、

〔本朝軍器考頭書九下〕近世胄ノ腰蓑ト云モノアリ、毛ヲ編ミ連ネテ蓑ノ如ク作テ、胄ノ腰ニ引綁ヒ、赤熊付ノ緒ニ付ル、コレ雨フル日胄ノシコロヲ雨ニヌラスマジキ爲ノ設ナリ、此モノモ古代、無之新物ナリ、

〔老談一言記一〕一家康公過たるものが二ツあるからのかしらに本多平八

此謠は權現樣に廿五人、胄の引廻しに白熊付し人有、此二十五人の衆向で破らざる事なし、是によりてからの頭に本多平八とは、其時いふとなり、

〔藩翰譜四上本多〕からのかしらとは、氂縷の事をいひしなり、

〔常山紀談拾遺二〕加藤の家にては足輕具足は不着、胄ばかりかぶり、胄の脇立に長二尺に白き練

一幅の小しなへを、兩に二本立る、清正の物語に、他家には具足を著せ冑は不ㇾ著、或は張拔の笠をかぶると見へたり、身に皮具足を著ても、頭に冑をかぶらざるときは、こたへがたきものなり、冑を著れば、具足は不ㇾ著しても、こたへよき物なりと被ㇾ申となり、〇下略

〔道照愚草〕諸道具數書事　甲　一例（はれと云字はきると云間忌也）

〔太閤記　十〕大隅日向知行割之事

關戶に到て御渡海有し所へ、御迎船多く浮出たり、船玄るしを問せ給へば、大和中納言殿大友宗麟父子、毛利輝元、吉川、小早川等也、御甲の內、物ずきなるを一例、輝元へ恩賜有、

〔武雜記　中〕一甲ばかり懸ㇾ御目事、しのびの緒をよくとりて、下へさがらざるやうにして、左の手にする可ㇾ懸ㇾ御目ㇾ候、流によりて相替る事も候歟、當流には此分に候、別に替儀無ㇾ之候、

〔延喜式　二十六主稅〕造ㇾ革短甲冑一具料、〇中略縫ㇾ頸牒料、絲一分、苧二兩、

〔延喜式　四十九左右兵庫〕挂甲一領、札八百枚長功百九十二日、〇中略縫ㇾ頸牒幷繼著二日、

古事類苑

兵事部四十二

甲冑四

兵事部四十二

甲冑四

甲冑製作

〔延喜式主税二十六〕造革短甲冑一具料、鐵大二斤、牛革三張、(並中、若大二張)馬革鹿革各一張、(並大)頸牒料、帛一條、(長一尺五寸、廣一尺三寸)調布一條、(長三尺二寸、廣一尺五寸)綿一斤、縫頸牒料、絲一分、苧二兩、懸緒料、鹿革五張、漆四升、絞綿二兩、商布一尺、

〔延喜式左右兵庫四十九〕挂甲一領、(札八百枚)長功百九十二日、中功二百卅日、短功二百六十五日、打札廿日、麁磨卅日、穿孔廿日、錯穴并裁札卅五日、錯稜十三日、砥磨青砥磨并瑩卅日、横縫并連七日、縫頸牒并繊著二日、著緣一日、擘拘并裁韋四日、(擘縫有二手力一、下同)中功日打札廿三日、麁磨卅六日、穿孔廿三日、錯穴裁札五十二日、錯稜十五日、砥磨青砥磨并瑩卅六日、横縫并連八日、縫頸牒并繊著二日、著緣一日、擘拘并裁韋四日、短功日打札廿七日、麁磨五十六日、穿孔廿八日、錯穴裁札六十三日、錯稜十八日、砥磨青砥磨并瑩五十六日、横縫并連九日、縫頸牒并繊著二日、著緣一日、擘拘并裁韋五日、

修理挂甲一領料、漆四合、金漆七勺六撮、緋絁二尺五寸、緋絲三銖、絲五銖、調綿一屯六兩、商布一丈三尺、洗革四張半、掃墨一合、馬革一張半、絲一兩三銖、單功卅一人、

〔武具要說〕鎧之事并具足下荎手膕宛之事　一山本勘介申分、昔より人々の望次第色々と成候へ共、善惡の差別爰と無御座候、甲も鎧も糸すくなに手がるく成たるが能御座候、頭のかこひに成候事は、桃形などの類の鉢細くかるき甲が然るべく候、鎧は桶皮、佛胴などの類の胴内に、糸のな

きやうに威たるに太くは御座有間敷候、具足下に夏冬共に綿入たるか能御座候、蓋手、脇宛は、善惡のおぼえ御座なく候、〇下略

〔明良洪範十五〕神君仰セニ、甲冑ハ丈夫ヲヨシトハスレド、餘リ重キ宜シカラズ、井伊直政ハ大力ニテ、重キ甲冑ヲ著テ重シトセザレド、戰場ニテ度々疵ヲ受タリ、本多忠勝ハ直政ホド力モナク、甲冑モ輕キヲ用ヒタレド、戰場ニテ疵ヲ受ケシ事一度モナシ、サレバ甲冑ハ著ル者ノ働キ安カランコソヨケレ、

〔窻の須佐美追加上〕ある國君和泉守高虎朝臣の許へ、具足を威し申に、その形いかゞ仕たるが善く候半やと尋られしに、具足はさま〴〵の物數寄有之候へども、畢竟は手がろく胴短くして、あきま多きやうにしる事、第一の義に候、胴の長きは馬に乗られず、高にのぼられざる者にと答られけり、

〔明良洪範續篇一〕日根野織部正吉明曰、甲冑ノ製作古今大同小異アレド、其中ニ鎧キセ長ハ建武暦應ノ頃、楠正成父子南朝ニテ製シタル形、今ノ具足ノ類ト見ヘタリ、又鎧キセ長ハ昔ヨリ傳ハリシ錦織氏ノ傳ハ、中世ヨリ廢レテ知ル人稀也ト云リ、近年日根野流ト云ハ、此吉明ノ製シタル形ヲ云也、其後好事ノ人々種々工夫セシヲモ、大方ハ日根野流ヲ少シ宛直シタル物ナリ、〇下略

〔本朝軍器考九甲冑〕今ノ鎧ハ、古ノ胴丸、金胴ナドイフ物ノ制ニヨリテ作レルナルベシ、今ノ制出來シ始、イマダ詳ナラズ、織田殿ノ比ニ、尾張國ニハ、桶皮トイフ制ヲ用ヒシヨシシルセル物アリ、サラバ此制其比ニ出來シニヤ、サレド高館ノ草紙トイフモノニ桶皮胴トイフ物ヲ、鎧ノ下ニ著タリシナドイフ事アリ、此草紙イヅレノ比ニ出來シトイフ事ヲバシラネド、此制織田殿ノ比ニ始マレルニモアラジ、今ノ具足トイフ物出來ショリ、古ノ制ハ既ニ廢レテ其制ノ同ジカラヌニ、世ノ人今ノ物具ニ、古ノ鎧ノ名所ヲ附會セテ、名付イフ程ニ、オノヅカラ誤レル事モ多ク、又近代ノ俗ニ出テ、古ノ物共ニ見エヌ名モアリ、タトヘバ胸金物トイフ物ヲ、今ハ矢ドマリノ金物トイヒ、胸板ノハタ覆輪トイヒシヲ、今ハ矢ドマリノヒネリカヘシト

イフ、一ノ板ヲ弦走トイヒ、二ノ板ヲ栴檀ノ板トイヒ、高紐ヲ相引ノ緒トイヒテ引合ノ緒ヲ高紐ナドイフ類ハ、アヤマレル事ニゾアルベキ、又ヲシツケノ板トハ、スベテウシロヲモイフ、又ハ綿噛ノ横板ノツギノ板ヲモイフナリナドイフ人アリ、篠原戦ニ齋藤別當實盛ガ、手塚ガ郎等ノ鎧ノヲシツケノ板ヲツカマヘ、左ノ手ニテ手綱カイグリ、左右ノ鐙ヲツヨクフンデ引キオトシ、馬ノ腹ニ引ツケテ、ヒッサゲモテユク、足ハ地ヨリ一尺許揚リタリト見エシモ、マタ水島ノ合戦ニ、越中ノ次郎兵衛盛継ガ、矢田判官代義清ニ冑ノ鉢ヲツヨクウタレテ、冑ヲ打オトサレ、目クレテ太刀ノ打所ハ覺ザリケレド、打チガヘタリケルニ、義清ガ右ノ顔ヲ筋カヘニ、ヲシツケノ板ニキリツケシナド見エシモ、共ニ源平盛衰記ニ皆綿噛ノ横板ナドイフ物ノ事ニテアル也、其下ノ板ナラムニハ、イカニツカマフル事モ、又顔ヲスヂカヘニハキリツクル事モアルベシヤ、又其次ノ板ヲ逆板トイフモ誤レリ、逆板トイフ物ハ、其制ノヨノツネノ板ニカハレバコソ、カクハ名付タルナレ、今ノ制ノゴトクナラムニハ、イカニカクハ名付ベキ、胴ノ総ノ板ヲバ、古ニハイカニヤイヒケム、イマダ見ル所アラズ、臆病金ナドイヒシハ、ウシロノ総リトゾ聞ユル、今ハ前ノカタヲ保天左幾(ホテサキ)トイヒ、ウシロノカタヲ胴尻(ドウジリ)トイフニヤ、草摺モ古ノ制ニカハリテ、腹巻ナドノヤウニ其数ヲ多クナシテ、計左牟(ケサム)ナド名付イフ也、此名近代ニ出タレバ、シカルベキ文字モ見エズ、其前板ヲ幾牟加(キンカ)久之(クシ)ナドイフコソ、ムゲニアサマシキ事ナレ、今ヤウハ左右ノ袖ツケタルハ希也、タトヒ袖ツケタルモ、中袖ナドイヒテ、其形小キナレバ、昔様ヲバ大袖ナドイフ也、應仁ノ記ニヒロ袖トイフ事見エタレバ、昔ヨリ袖狭キモアリケルトゾ、足利殿ノ重代ノ御著背ヲ、小袖ト名付ラレシカバ、其比ヨリ袖ノ少シキナルモアリケリ、但シ今イフ小袖ハ籠手ニツクリツケタルヲイヒテ、ソレヲ又ヨノツネノ袖ツクルヤウニシタルヲバ、置袖ドモイフ也、凡ソ鎧ノ札ニ今ハ異様ノ物ドモ多ク、又威毛ノシゲキトアラキトノ異ナルモアレバ、其名ヲノ〳〵カハレリト見ユレド、古ノ物ニ

聞エシ所ニモアラズ、又世ニタメシ札トイフ物アリ、菊池肥後守武光ガ延文ノ比、軍起サムトセシ初、ヲノガ著背ノ料ニ三人張ノ精兵ニ、草摺ヲ一枚ヅヽ射サセテ、透ラヌ札ヲ一枚マゼニコシラヘテ威セシ事見エタレバ、太平記ニ其比ヨリ此事アリケリ、○中略又今ノ制ニ、後領ノ上ヨリ、左右ノ肩ノ上ニ至ルマデ、織物ノ類ヲ用ヒテ、襟廻、肩當、小鰭ナドイフ物ヲ作リ、前ノカタニ再拜付ノ鐶トイフアリテ、腰ザシ、サシ物ナドサヽム料ニ、後ノカタニガッタリ、ウケヅヽナドイフ物アル事、コレラ古ニハアラヌ物ナリ、

〔本朝軍器考甲冑九〕古ノ甲冑ハ染皮ヲモテ飾ル、弦走ノ外ニ、胸板、障子板ヲシツケノ板、脇板、脇楯、冑ノ吹返、マビサシノ板ナドヲバ、小紋ノ染皮ヲモテツヽメリ、又或ハ異皮或ハ織物ヲモテ、其染皮ノ緣トナシ、緣ト皮トノ縫メギハニ組ヲフセテ、緣ノ上ヲ小櫻トイフ、スコシキナル花形ノ頭アル釘ニテウツ、胸板、吹返ナドノ金物ヲバ、此染皮ニテツヽメル上ニ打事也、古代ノ物ドモヲ見ルニ、今世ニ染出スベキ物トハ見エズ、凡飾レル所ニヨリテ、其革ノ文モ同ジカラズ、マヅ弦走ノ革ハ我見タリシ所モ、其紋ノ大キナル、小シキナルハ同ジカラネド、多クハ世ニ格子ナド云フ物ノ如クナルヲ、筋違ニ染成シテ、其中ニ獅子形、鬼形、鷲形ナド、古ニ聞エシ物ドモヲ、樣々ニ彩成セシ也、又此制ニハアラデ、大キラカナル獅子ヲ、一ツ二ツ染出シテ、其地ヲバ花ト葉トヲ以テ、彩成セシモアリ、其餘冑ノ吹返、鎧ノ胸板脇楯ナド包メル革ハ、多クハ小シキ獅子ニ、花ト葉トヲ彩成シ物ナリ、昔ハ各其名コソ有ツラメド聞モ傳エズ、正平革トイフ物モ、其紋ハ似タル所アレド、其樣ハカハレリ、此革ハ異朝ヨリ來レル物也トモ、又南朝ノ朝廷ニテ染サセラレシヲ、嘉慶ノ比鹿苑院公方ヘ、紀伊國矢田庄ヨリ其數アマタ進ラセシトモイフ、今其革ヲ見ルニ、正平六年六月一日トイフ字ヲ、縦サマ横サマコヽカシコニ染入タリ、○中略紀伊國ハモトヨリ南朝ノ領シサセ給ヒシ所ナレバ、後ニ此物彼國ヨリ出シナドイフ事サモアリナマシ、シカルニ世ノ人八幡殿ノ鎧、判

官殿ノ著背ナドイフ物ニモ、其紋ノ似タル物ヲ見テ、正平革ナドサシイフハ、僻事ニゾアルベキ、此物正平ノ比ニ出來タル物ナレバ、ソレヨリサキノ代ノ物、カヽル名ハアルベカラズ、菖蒲革トイフ物、フルキ物ニ其名ハ見エネド、或ハ小紋ノ藍皮、或ハ藍皮ニ紋ヲシタルナドイヒシハ、コレラノ類ナルベシ、或ハ假粧ノ板ヲツヽミ、或ハ染皮ノ緣トセシ革、多クハ此物也、古ノ物ハ今ノ世染出スガゴトクニハ、アラデ、藍皮ニ菖蒲ノ花ト葉ノ形ヲナラベテ染タルナリ、杉立トイフ革モ、菖蒲革ノヤウニ、杉ノ村立シ形ヲナラベテ染ム、今ハ鱗形ナドイフ物ノゴトクナル文アル藍革ヲ、菖蒲革トイヘルハ、最略ナル物ニテアル也、古錦ノ赤皮ナドイヒシモノ今ハ御免革ナドモイフ也、古ハ此革ヲモテ、弦走、脇楯ナドノ緣ヲモ飾リ、又高紐ナドヲモ、此革ヲマロクヌヒテ、其ノ縫メギハニ組ヲフセヌヒテ用ヒシナリ、

〔軍用記二〕革にて包む所の事、甲のふき返し、まびさし、鎧のつるばしり、むな板、障子の板、押付の板、脇楯、けしやうの板は、皆色々に紋出したる染革にて包み、あるひはおり物、又は別の革にて、其染かわの外廻りにへりを付、縫めぎはに組をふせ、緣の上に小櫻のびやう打なり、かざりの座金物は染革の上に打なり、又太刀かけ、矢ずりの皮も、へりを付る所ふせ組なり、びやうは打ず、ぶんどうの札もそめ革にて包む、へりは付ず、障子の板も染革にて包む、是は上の方にへりを付る、

〔後松日記十三〕甲冑の製作も合戰の手振のかはれるまに〳〵、また三變なりとしるべし、ふるきよはしらず、類よし、義家朝臣よりこなた鎌倉のよにいたるまで、將士皆鎧を著す、馬の口取の類のみぞ胴丸なきたるなり、元弘、建武の頃、或は鎧を著、又は胴丸を著たるべし、尊氏將軍の像鎧を著給へり、太平記にもなべて鎧と見えたれど、宗像明神の社藏に尊氏將軍の胴丸あり、又正成朝臣の胴丸も所々にのこれり、足利の世にはなべて胴丸なり、結城合戰の畫、又細川澄元朝臣の像等を見てしるべし、されどやんごとなき人は、鎧を著給ひしなるべし、元龜天正にいたりては、常の衣服もまことにあらぬさまになり果ぬれば、直垂にゑぼしきる人などはなくて、亂髮に鉢卷し、多くは鐵胴をきたるべし、

〔軍用記 二〕冑は頭少しうしろ高しなりにても、さくなり丸しにても、椎形少しすぼし上にても、筋かぶと、星冑を本式とす、四方白、八方白あり、四方白は前後左右筋の間に銀をはる、八方白は四方の白の間々を、又銀をはるなり、片白といふは、前か後か鉢半分銀をはるなり、

〔類聚名物考 武備 一〕兜樣式七條　冑の形さま〴〵有りといへども、皆多くは後世に出たり、鎧匠の元祖出雲守紀宗介が作りしは、多くは皆頭形にして、是をその家にて大圓山といへり、それより後、大圓山の形にて少づゝの異形出來しが、さまで名目もわかれざりしに、明珍が十世の兵衛佐宗安が頃より百一代後小松院御宇嘉慶の頃の人なり、義滿將軍の時、その大圓山をもとゝして、七種の形出來たり、第一大圓山、形丸くして大なり、前後の面なし、　第二平頂山、形丸くして低く頂上平に似たり、　第三天谷山、形丸けれども天空くぼみて見ゆ、嶺上に谷かげあるにたとふ、　第四嶺盛山、形嶺の張出て高きが如く、少しく肩のいかりたるさまあり、　第五高盛山、形つぼみてするどき石山の形ちあり、高くもりあげたるが如し、　第六前勝山、形少しく前後へ平みありて、前の方高く後の方ひくし、　第七後勝山、形前勝山をうち反したるものにて、前の方ひくゝ、後の方たかし、　是を明珍の家の七形と定めて、これを本として次第に異樣なるも出來しなり、されども元祖宗介より十代の宗安に至るまでは、さのみ異樣なるはなく、十一代の巳後はさま〴〵の形有りて、さてこのうち又二樣を打兼たる有り、たとへば大圓山を本として、少し上の平みたる作をば、大圓の平頂山とも云ひ、或はまだ少前の高きをば、大圓の前勝山といふが如き、その外みなかくの如くに、相兼たるも有る事なり、之かれども是は明珍が家にていふ名目にして、古へ無名の作には殊の外に異樣なるも有り、後世猶以て同じからず、訓蒙圖彙に出せしも、百品におよべり、その名悉く之るすにいとまあらず、

〔類聚名物考 武備 一〕兜斤量　古作の冑は三百目より以上、或は五百目、五百五十目、之ひて六百目

許も有り、たまには一貫目に餘れるも有り、今の鎧工又は兵家のいへるは、冑は厚く重きをよしとして、輕く薄きをきらへども、古へはさもなかりしにや、東鑑に輕薄をよしとするよし見えたり、人の云ひ傳ふるには、輕き冑は戰に臨みて頭輕くて心落つかず、冑を著ざる樣に覺えて臆するものなりといへども、それは一時の事なるべし、長途連日にいたらば、いかで輕きをあし、とせんや、疊の上の推量なるべし、

〔類聚名物考武備一〕冑形製　兜は頭形にあはせて、大小はつくるべけれども、都ては小く淺きをよしとす、竪七寸三四分許、横六寸三五分許り、高さ三寸二三分より四寸許までなるべし、されどもその人によりて定め云ひがたし、されども古作を見るに皆小くあさし、金厚に大なるをば憎むべきものなり、

〔武法老談〕武具之事　甲ハ大形ナルガ吉、小形ナルハ氣ツマリテ惡シ、見上ノ板ノ內朱ニテヌリタル善也、色ヨク見ユルト也、○中略　鮎ノ尾ナドノ異形ノ甲ハ損アッテ德少シ、星筋何ニ不限、頭ナリヲ用ベシ、毛甲ハ惡シ、禿タバネ髮等好テ不可著、甲ハイボ鉢、又ハ筋、又ハナシ打、或ハ頭巾瓜ナリ、クルミナリ、其外色々アリ、吟味シテ損益ヲ可察、

〔續日本紀七元正〕靈龜二年九月癸巳、正七位上山背甲作客小友等二十一人、訴免雜戶、除山背甲作四字、改賜客姓、

〔續日本紀考證三元正〕按和名抄、山城國綴喜郡有甲作鄕、蓋甲作所居之故地也

〔續日本紀九元正〕養老六年三月辛亥、○中略紀伊國韓鍛冶杭田、鎧作名床等、合七十一戶、雖姓涉雜工、而尋要本源、元來不預雜戶之色、因除其號並從公戶、

〔異制庭訓往來〕鎧百領幷甲○中略　一向進古體宗當世樣、召寄紀伊國湯淺乃至洛陽邊聞候物具細工、共、自核調至爲立、隨分認手碎心所結搆也、於御意者如何、

〔具足注文〕甲冑下地吟味之次第　一具足師之家と稱し候者、明珍、岩井、市口と三家有之何れに申付候ても、下地幷に仕立共に致し候得共、併明珍は下地の家にて、是を作と稱し、岩井は仕立威の家、市口は輿の家に相分れ有之候、　一甲冑幷小道具に至迄、作と申は明珍家にて作候を申候、右作等品々有之、極の折紙を出し候、其他諸家有之候得共、明珍家にて極め不申候故、折紙も付不申候、折紙を付候は、明珍家の作に限り申候、　一諸國に甲冑師數多有之候、皆明珍家之弟子筋餘類にて候、大概世上に知候分は、加賀、越前、下總、相摸、京師にも居住致候、右諸家之內作人により、明珍家にて極め之折紙に出し候も有之候、○下略

〔應仁記　下〕蓮池合戰附政長武勇之事
政長其日ノ出立ハ、黑革威ノ腹卷ニヒロ袖付ケ、小泉甲ノ緒ヲシメ、馬ヨリ下立、長刀ヲツエニツキ南ヲ見レバ、○下略

〔類聚名物考　武備　一〕小泉冑　こいづみ　和泉は古への鎧作の名也、その先祖をば古和泉といへり、今の古法眼などいふがごとし、訓蒙圖彙にも見えたり、古和泉と書べきを誤りて、小泉とのみ書きしなり、

〔應仁亂消息〕若武者達○中略小泉甲緒ト○下略

〔明珍家系圖〕宗介出雲、康治正治比、始住二雲州一、後京九條、後又移二相州鎌倉一、
宗清刑部、建久元久比、住二相州鎌倉一
宗行兵部、元久寬喜比、住二京一條堀川一
宗登兵衛、承久天福比、住二紀州一、
宗兼右平太
宗隅左平太
宗直大角
宗良左中
吉清平內
吉次平太郎
宗秀左內
宗泰賴母
宗重左京、寬治文永比、住二相州小田原一、
宗忠新太郎、弘安比、住二濃州一、
宗縄右近、德治比、住二京九條一、

鉢卷

重家 求馬

吉重 加太郎

宗義 對馬

宗光 兵部、元享建武比、住京九條、

宗政 左近、建武比、住京一條堀川、

宗安 兵衛、嘉慶比、住京一條堀川、將軍義滿公賜攝州河邊郡服部郷采地七十貫文并胄鋼十万匹、

宗時 民部

宗則 多宮

義弘 左京、明德比、住京一條堀川、

義紀 左兵衛、應永比、住京一條堀川、

義則 五郎大夫、正長比、住京一條堀川、

義長 六郎大夫、寶德比、住京一條堀川、

高義 民部

義有 新次郎 文明比、住相州鎌倉、

義保 三郎大夫、延德比、住常州府中、後移相州小田原、

義通 左近、大永享祿比、住京一條堀川、後常州府中、又移上州、

勝義 新大夫、大永享祿比、住常州府中、

義久 久八

成國 千次郎

信家 左近將監、後改大隅、薙髮號覺意、或安家、永正、享祿、弘治、大永、天文比、住甲州府中、後住相州小田原、武田晴信賜采地并諱字、諏訪法性胄作者也、

信房 新五郎、天文比、住甲州府中、

勝家 孫四郎、十大夫、天文比、住上州小幡、勝義弟子、

信康

貞家 又八郎、平六、天文弘治比、住相州小田原、又移伊賀、

宗家 久大夫、天正元和比、住江州安土、

宗信 大隅、元和寛永比、住攝州大坂、後移江戸、

宗利 大和、長門、改邦道、寶永比、住武州江戸神田、

宗清 増右衛門

春信 杢之助

宗長 但馬

宗秀

〔下學集 下器財〕鉢卷（ハチマキ）



七十一番歌合上

〔高忠軍陣聞書〕一鉢卷の事、布たるべし、色は白を本とする也、廣さ長さ不定、但赤も黒もする也、

〔諸書當用抄〕一軍陣はち卷の事、赤色は大將ならでは仕まじき事也、乍去播州ゆるし被申候ては仕也、黒色も同前、はち卷はぬひ目下になる、後にてまむすびにむすぶなり、總て大將と半人とは出立ちがふ也、

〔單騎要略著用二〕抹額は頭上を纒て冑を快く請る要とせり、彼白綾纒(たゝん)で鉢卷にし抔、いにしへの書に記すものと、其用同じからず、或は採烏帽子或は麻頭巾等をもつて、是に代るも好みに依べし、其制地帛はさらし布よし、長五尺ばかり、淺黄か、柿色に染たるを用べし、最中程に糸か革をもて、眞中と知らすべきためにゑるしをぬひつけたるがよし、其被やうはまづ髮を解して後頂より頭上へ梳上、亂髮ならざるが如くにし、〇註略 偖鬢の眞中印の付たる所を後頭にをし當、左右を同じやうに前へまはし、額上にて引違、又後頭へ引廻して插み置なり、〇下略

〔軍用記一〕鉢卷の事　鉢卷に二品あり、ひとへ鉢卷、半鉢卷是也、

〔延喜式四十五左右近衛〕大儀〇中略 將監將曹〇中略 白布脛巾、麻鞋、〇近衛加二朱末額一

〔義經記三〕しよしやざんゑんしやうの事

辨慶〇中略 九十日そらぬかしらに、もみゑぼしにはちまきし、〇下略

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

與一〇那須 誠ニト思ヒ、冑ヲバ脱、童ニ持セ、採烏帽子引立テ、薄紅梅ノ鉢卷シテ、手綱カイグリ、扇ノ方ヘゾ打向ケル、

〔五武器談源平盛衰記〕薄紅梅はうすくれなゐにはあらず、紅梅と云色は赤黒き色なり、其うすきをうす紅梅と云、鉢卷は白をも紅をも薄紅梅をも用、定りたる色なし、

〔豐薩軍記八〕鶴崎城合戰之事

上帶

妙麟其日の裝束ニハ、鎖鉢卷ヲ無手トシテ、著込ノ上へ羽織ヲ著、○下略

〔明良洪範二十一〕其後信長星崎ノ城ヲ攻給フト聞テ、藤右衞門○中略古具足ヲ求メシカドモ、甲ヲ求ムベキ力ナク、茜染ノ布ヲ鉢卷トシテ、星崎ノ城攻ノ人數ニ加ハリケル、

〔常山紀談六〕長久手の軍に、水野忠重の嫡子勝成は、目を病て冑を著ず、鉢卷したりけるを、○下略

〔下學集器財下〕上帶(ウハオビ)

〔運歩色葉集宇〕上帶(ウハオビ)八尺五寸也

〔出陣日記〕一出陣の時何事にても、物の氣にかゝりたる時は、上帶をときてむすびなをし、馬をばそばの道へのりて可行也、　一上おび寸尺の事、長さ八尺、たゝみ樣は、長サ五寸、口傳也、　一上おび拵樣の事、九尺五寸なり、人により一丈にもするなり、布は十九布也、七ツにたゝみて、くけて先を革にてまむすびにして留る也、布の折樣口傳あるなり、○下略

〔不傳妙集二〕陣道具仕立樣之事　一上帶はさらし布をひつこきにして、左よりをかけ、色は白布也、

〔貞丈雜記武具十一〕一かぶとの緒の事をしのびの緒といひ、鎧の上帶をかざしの緒などゝいふ事、古き書に曾てみえず、近代いひ習はしたる事也、古き書には、皆かぶとの緒、鎧の上帶とあり、

〔平治物語二〕六波羅合戰事
足立ガ郎等、○中略既ニ腹ヲ切ントテ上帶ヲ押切ケレバ、○下略

〔太平記一〕賴員回忠事
多治見ハ、○中略時ノ聲ニ驚テ、是ハ何事ゾト周章騷グ、傍ニ臥タル遊君物馴タル女也ケレバ、枕ナル鎧取テ打著セ、上帶強ク縮サセテ、猶寢入タル者ドモヲゾ起シケル、

襯衣

〔武器節圖〕鎧襯(よろひしたぎ)　聯索肌著(れんさくはだぎ)

〔本朝軍器考九甲冑〕日神丈夫ノ武備ヲ設ケ給ヒシ時、ミクシヲアゲテミヅラトナシ、御裳ヲ引マツヒテ袴トナシ、八坂瓊ノ五百箇ノ御統ヲ、其御髻鬘ト、腕ニマツヒ給ヒシ、彼ノ御袴トイフ物ハ、今甲冑ノ下ニ、四幅袴著ル事ノイハレ歟トイフ事、清三位ノ說ニ見エタリ、崇神天皇ノ御時、武埴安彥ガ軍ノヒトヾモ、甲ノ下ニ褌著タリシ事見エタレド、日本書紀コレハ四幅袴ナドイフモノニアラズ、ハダバカマノ事也、世ハルカニヘダヽリテ、武藏守義宗、左兵衞佐義興等ノ人々、足利殿ト武藏野ニ戰ハレシ時、將軍ノ先陣平一揆小手袋、四幅袴、笠符マデ、一色ニ皆赤カリシナドイフ事、見エシカバ、太平記其比ハ甲ノ下ニ四幅袴トイフ物著ケル也、サレバ日神御裳引マツヒ袴トナサレシトイフ事ヲ、宣賢ノ卿今見ル所ニヨリテ、カクハ釋レシモノナルベシ、シカハアレド、凡本朝ノ俗ハ、異朝ノ制ニ同ジカラズ、表ノ袴ヲモテ裳ニカフル事ナレバ、日神ノ御裳引マツヒ給ヒシコトハ、オヨソ袴ノ始ニテ、甲冑ヲ帶スル時ニ用ユル物ニカギルベカラズ、但シ丈夫ノ武備マウケ給ヒシ時ノ御裝ナレバ、八坂瓊ノ五百箇ノ御統ヲ腕ニマツヒ、御裳ヲ引マツヒ給ヒシナドハ、後代ニ鎧、鎧直垂ナドヨソホフ事ノ始也トヤイハマシ、鎧。直。垂。トイフ物、古代ニハ聞エズ、永曆[illegible]、堯言朝臣、又定基朝ニ問ヒシニ、各知リ給ハヌ由答フル、人車記ニ保元ノ時ノ事ヲ記サレシニ、高松殿ニ武士ヲ召集ラル、平清盛朝臣、紺ノ水干小袴紫革威ノ鎧、賴盛、敎盛、重盛同ジク武裝ヲ備ヘテ相從フ、源義朝赤地ノ錦ノ水干小袴、賴政以下各々思々、多クハ紺ノ水干小袴或ハ生絹、皆鎧ニ折烏帽子、髓充、革ノ貫ヲ著ク、僮僕胡籙ヲ負ヒテ、冑ヲ持ツト見エタリ、保元物語ニハ清盛賴政等ノ事ハ見エネド、義朝此時ニ、赤地ノ錦ノ直垂ニ、折烏帽子引キ立テ、脇立バカリニ、大刀ヲ佩クトシルシ、異本ニモマタ赤地ノ錦ノ鎧直垂ノ由見エタリ、サラバ其比ハ水干小袴ヲ、物具ノ下ニ著タルヲバ、鎧直垂ナドモ云シニヤ、又其代ニ鎧直垂ト云ヒシ物ハ、水干ノ制ノ如クナリシカバ、人車記ニカクハシルサレシニヤ、後三年ノ繪ニ見エシ所ハ、皆々水干ノ制ニ異ナラズ、凡鎧ノ下ニ著ンズル物、狩衣水干等ハヨノツネ

ノ直垂ヨリハ、其便リ宜シカルベキ物也、鎧著ル時ニ、左ノ小ダモトヨリ手ヲ出シテ、袖ヲバ射向ノ小手ニオシ入ル、小手ノ袋ノアルハ此料也、義家朝臣ノ像、井ニ後三年ノ繪ニ、小具足バカリシタル體ヲ繪ガキシ所皆々此樣ナリ、又水干ト云フ物、紗、平絹、生絹ノミニモ限ルベカラズ、白キ唐綾ニ龍ヲ繡シタル水干ハ、玉葉ニモ見エ侍リシカ、サレバ錦ヲモ用ヒタリシナルベシ、鎧直垂ト云フ物モ、當時著用ノ直垂ニ異ナラズ、タヾ錦金襴ヲモテ作レルヲ、袖ト袴ノスソトヲ結ビ、其上ニ鎧ヲキル也トイフ說アリ、〇束帶色目下略

〔岡本記〕一具足かたびらといふ事なし、こかたびらとこれをいふ、然は此かたびらをきて、その上によろひひたゝれをきて、さて具足をもきる物也、いづれもこかたびらのこしらへやうは、はん袖たるべし、すそのながさはひざにくらぶべし、いづれもわがもんをつけべし、らんもんにも又はぬひめつけなりとも、その主のこのみ次第也、

〔備前老人物語〕一武功ありし人のいひしは、具足の上をびは綿くりをよしとす、また具足帷子は、革摺よりすこし長きをよしとす、

〔不傳妙集二〕陣道具仕立樣之事　一具足下のはだおびは、さらしぬのたるべし、わりはだおびにすべし、前のさがりの兩のはしくけ緒にても、打緒にてもわなにして、一尺二三寸計にして、はだおびむすぶべきまへに、其緒を我くびにかけ、其後横帶をむすぶべし、具足の下にてははだおびあげさげならざる故、くびにかけたる緒を以、むねにて引ゆるめをする物也、　一具足下、夏は帷子、おなじくはすはだよし、冬はあはせたるべし、寒き時は具足の上に羽織を長くして著べし、わた入はあつくして眼不見物也、

〔單騎要略五被甲論〕鏁小袖、鏁衫、著籠の製いさゝか違あれども、畢竟一物別名と知るべし、各表裏ともにさらし木綿か、さらし布か、又は絲紬縐紗等をもてするも、其人によるべし、或は鏁、或は札、或は鮫、或は革、其製擧て算べからず、鏁衫一般の製にいはく、身の長は三尺餘、足の三里に屆くを際と

すべし、袖は筒袖よし、長さ手の三里に至るを限とす、襟は紙羽(かっぱ)づけにして裡あるべし、裙は幅毎に七八寸ばかり縫殘したるがよし、鎖小手、鎖脚絆、鎖衣帯、常に准じてゑるべし、鎖頭巾は鎖火頭(ひけし)巾のごとくし、後に髻を出す穴あるべし、すべて表裏帛は西洋布(かねきん)か、木綿がよろし、色は淺葱か、縹色、其餘も好みに任べし、中はいづれも彌上鍍(やへとさり)を可とす、　肩著は鎧下の肩上をおほふ具なり、其形は優頭輪に類す、其製は大概鎖衫に同じ、身尺一尺ばかり、其人の鳩尾のかくるゝを定式とす、其襟は立領なり、胸に紐か裡を設けて緊るが吉、又一傳に、肩著の袖に裡をまうけ、左右の釦を掛縱ごとく仕たるあり、著用大に快と云、　鎧腐付は襯衣の表身甲の裏に著して、矢石刀鎗裏をかゝせまじき備とす、薄鐵または鎖をもて製す、前の尺は臍のかくるゝを限とし、後の尺は腰(こしぼね)にとゞくを限とす、此具品類少からず、一偏に覺てあやまるべからず、

〔貞丈雜記 十一 武具〕一鎧下の裝束は、先大口をはきて、其上に鎧直垂の下を(袴の事なり)はきて足を入れ、捨置て、扨鎧直垂を著て、扨袴の腰を取上て腰を結ぶ也、古は常の直垂も袴の下に大口をはきたり、又上は鎧直垂にて、下は袴はかず、大口ばかりはく事もありし也、○中略
一冑の下にえぼしをかぶらず、鎧の下に直垂を著せずして、下にふんごみを著て、鎧を著する事に成たるは、信長秀吉の頃よりの風俗なるべし、古は軍中にも禮儀を亂さず、禮服を用ひて、ゑぼし直垂を著しける也、信長、秀吉の頃よりして、只物事簡易にして、專ら利用を宗とするゆゑ、ゑぼし直垂などは、無用の物として、捨て用ざりし成べし、

〔太平記 八〕四月三日合戰事附妻鹿孫三郎勇力事
近付ニ隨テ是ヲ見レバ、長七尺計ナル男ノ、髭両方ヘ生ヒ分テ、眥逆ニ裂タルガ、鎖ノ上ニ鎧ヲ重ニ著、○下略

〔奥羽永慶軍記 二十四〕矢島落城ノ事

鎧直垂

滿安ハ、肌ニ鎖帷子上ニ鎧一縮シテ、〇下略

〔太平記 三十一〕武藏野合戰事

先陣ハ平一揆三萬餘騎小手ノ袋、四幅袴、笠符ニ至マデ、一色ニ皆赤カリケレバ、殊更耀テゾ見エタリケル、

〔大坂軍記 下〕秀頼公淀殿の御裝束、御供に籠たる男女御尋被出付、御裝束には、赤地の錦の御鎧直垂、同假粧袴、梨地緋威の御具足、〇中略是は太閤様筑紫御征伐の御裝束とかや、

〔梅松論 下〕關東より供奉の輩皆歩行なりしかども、我おとらじと進ける、中にも曾我上野介師資練貫の小袖の上に、赤糸鎧の菱の縫目より切捨たるに、〇下略

〔奧羽永慶軍記 二十〕箭田野義正降政宗事

藤三郎ハソコヲカケヌケ政宗ニ近付、長刀ノ柄ヲ取ノベ、具足ノ透ヲ突ケルガ、肌帷ヲ著シ給フ故ニ、クサリニ當テ内ニハ入ラズ、

〔見聞雜錄 武家名目抄衣服八下所引〕秀吉之家中にては、上下共に身持之儀嚴敷改す、博奕依之はやり、常に裸に成者多しと云共、陣之節は胴地伴と云物を拵へ置借す、今頃之半切と云なり、尤袖をば半袖宛つけたる物也、依之いか程放埒之身持にても、胴地伴と長卷渡る故、出陣の時一人にても欠る事なし、是秀吉之工夫也、

〔板坂卜齋記 下〕時に三右衞門〇藤進語被申候樣は、合戰に負、伊吹山に小木六七本藤葛のまつはりたる陘家の樣成所あり、此所へ中納言殿〇浮田秀家を隱し置、供の者七人合て八人、具足は脫捨、刀も捨、肌帷子一ツにて、九月中旬山中寒候に屈み居候に、〇下略

〔建武年間記〕大番條々 建武二三 〇中略　一鎧直垂已下武具事　各存儉約可止過差之儀、所詮於直垂者蜀錦、呉綾、金紗、金襴、紅紫之類不可著用、可爲布、〇下略

〔建武年間記〕武者所輩可レ存知條々 ○中略 一鎧直衣、蜀錦、呉綾、金紗、金襴、紅紫之類、細々警固之時不レ可二著用一 ○中略 建武元年五月七日

〔隨兵日記〕一大將先よろひひたゝれに、我家の紋をぬひものに織付著すべし、但四のくゝりを入べし、○中略 一鎧直垂の色五色に有べし、たち樣、ぬひやう、四のくゝりの入やう、一段口傳あり、

〔諸書當用抄〕一よろひひたゝれの色はかちん也、四のくゝりの入樣、くゝりをしめて、鷹などつなぎ候樣にしめ申候ひて、立樣ははだに白かたびら、其上に家の紋を付てかたぎぬ、けしやうばかまを著し、其上によろいひたゝれを著し、四のくゝりをしめ、其上によろひを著し、○下略

〔本朝軍器考〕九甲冑 南朝正平七年二月、穴太ノ宸居ヨリ住吉ニ遷幸アリシ、供奉ノ人々戎衣也、色々ノ織物ノ鎧直垂タリト、中園入道相國ノ御說ニ見エシカバ、錦金襴ニカギレルニモアラズ、マタ色々ノ織物ヲ用ヒシ也、又アル說ニ、鎧直垂トイフモ、ヨノツネノ物ニカハラズ、タヾ左右ノ襟ノ上ニ、九ツト八ツトノ菊トヂアルベシ、コレ九萬八千ノ軍神ヲ勸請スルノ義也トゾ、光源院公方ノ御物也シトイフ物ノ製ヲ見シニ、マコトニヨノツネノゴトクナルガ、錦ニ裏ヲ打タル也、袖ニモ袴ノスソニモ、括アリ、其外ニ錦ニテ作レル脛巾アリ、露アラム所々ニハ、紫ト白キトノ菊トヂ二ツヅヽアリテ、左ノ襟ニ紫ノ菊トヂ八ツ、右ノ襟ニ、紫ノ菊トヂ二ツト、白キ一ツトアリ、左右ノ襟ノ菊トヂヨノツネノ物ニ異ナレド、アル人ノ說ノゴトク、九ツ八ツアルニモアラズ、○下略

〔軍用記〕一將軍家のひたゝれは、赤地の錦なり、古代は將軍家に限らず、赤地のにしきのひたゝれな用ゆ、參考保元物語、義經白川殿夜討の事といふ條に、嫡子中務少輔重盛生年十九才、赤地の錦の直垂に澤瀉おどしのよろひに、白星の兜な著云云、この外梅松論、平家物語、義經記、増鏡、平治物語、保元物語、承久記等に見へたる文、みな將軍家に限らず、赤地のにしきを用ひたり、然し大將分は十に八九は、赤地の錦の直垂を著たるやうに思はる、平家物語待賢門の軍の條に、左衛門佐重盛生年廿三才、今日の軍の大將なれば、赤地の錦の直垂とあり、又實盛が老後のおもひでとて、宗盛へのそみし時、赤地の錦のひたゝれな給ひしなれ、赤地な著する事なれがひしなるべし、大將赤地と限りたる事はなけれども、外の色は稀なる事なり、御紋をうけてぬふべし、また織付るもあり、裏絹染べし、大將の直垂は、相生の色に染るなり、

略〇下

〔槐林記〕承安元年四月二日、武官陣衣之事、直垂以蜀江爲勅免、餘在於闕外之權、

〔武器考證十四〕貞丈按、此時鎧直垂ノ制度ヲ始テ立ラレシト見ユ、蜀江ノ錦ノ直垂ハ、勅免ニアラズシテハ著スル事ヲ得ザルナリ、餘在於闕外之權トハ、闕外トハ京都ノ外軍中ヲ指シテ云ナリ、餘ト云ハ蜀江ノ錦ニアラザル、東京倭錦ノ類ヲ云、蜀江ニアラザル錦ノ直垂ハ勅免ニ及バズ、軍中ニテ大將軍ノ心ニ任セテ、諸侍ニ聽ス事ヲ云ナリ、

〔五武器談源平盛衰記〕蜀江の錦の鎧直垂は、唐土蜀の國の巴江に、糸をさらして織たる錦なり、蜀江の錦には金絲を交る事なし、

〔源平盛衰記二十八〕源氏追討使事

六人ノ大將軍、〇平氏各一色ニ裝束シテ打出給ヘリ、蜀江ノ錦ノ鎧直垂ニ、金銀ノ金物色々ニ打クヽミタル鎧著テ、對面ノ爲ナレバ冑ヲバ著給ハズ

〔參考保元物語一〕主上三條殿行幸附官軍勢汰事

京師本、杉原本、鎌倉本並云、〇中略信西宣旨ヲ奉リテ義朝ヲ召、義朝赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ、脇楯小具足計ニテ、太刀ヲ帶、烏帽子引立庭上ニ跪ク、

〔源平盛衰記三十〕眞盛被討附朱買臣錦袴幷新豐縣翁事

平家ノ侍、武藏國住人長井齋藤別當眞盛ハ、〇中略赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ、黑糸威ノ鎧ヲ著、〇中略手塚〇光盛敵ノ首〇眞盛ヲ郎等ニ持セテ、木曾〇義仲ノ前ニ持テ行申ケルハ、〇中略侍カト見レバ錦ノ直垂ヲ服タリ、大將軍カト思ヘバ續ク者ナシ、〇中略木曾打案ジテ、アハレ武藏ノ齋藤別當ニヤ有ラン、〇中略樋口〇兼光ハ古同僚、見知タルラントテ召レタリ、髻ヲ取引仰ケテ一目打見テ、ハラ〳〵ト泣ク、アナ無慙ヤ眞盛ニテ候ケリト申、〇中略抑眞盛石打ノ征矢ヲオヒ、錦ノ鎧直垂ヲ著ル事ハ、今度

北國ヘ下ケル時、内大臣〇宗盛ニ申ケルハ、〇中略故鄕ヘハ錦ノ袴ヲ著テ歸ルト云事ニ侍レバ、今度生國ノ下向ニ、錦ノ直垂ニ、石打征矢御免ヲ蒙リ候ハン、且ハ最後ノ御恩也ト所望申ケレバ、初ハ免シ給ハザリケルガ、既ニ打立處ニ、眞盛思切タル顏ノ氣色、且ハアハレニ思ヒ、且ハ軍ヲ勸ンガ爲ニ、内大臣ノ戎料トテ被秘藏タリケルヲ取出テ下シ給ヘリ、眞盛畏リ給テ、千秋萬歲ノ心地シテゾ著タリケル、

〔增鏡十七月草の花〕大たうの法親王みやこに入給ふ、〇中略からのあかぢのにしきの御よろひひたゝれといふもの奉りて、御馬にてわたり給へば、〇下略

〔平家物語七〕經まさの都おちの事

つねまさ其日は、むらさき地のにしきのひたゝれに、もえぎにほひのよろひきて、〇下略

〔保元物語二〕義朝白河殿夜討事

四郎左衛門〇源賴賢、中略紺村濃ノ直垂ニ、月數ト云鎧ノ、朽葉色ノ唐綾ニテ威タルヲ著、〇下略

〔長門本平家物語十六〕近江國住人佐々木四郎高綱、萌黃のすゞしの鎧ひたゝれに、ホ中黑の征矢をぞおひたりける、

〔奧羽永慶軍記二十三〕鮎内坂合戰事

政實ガ裝束ハ、萌黃ノ直垂ニ、緋威ノ鎧、龍頭ノ兜ノ緒ヲシメ、〇下略

〔保元物語二〕白河殿攻落事

金子十郎ハ滋目結ノ直垂ニ、褐綿目ノ鎧著テ、〇下略

〔平治物語三〕賴朝擧義兵幷平家退治事

九郎御曹司〇源義經、中略打立給フニ、秀衡紺地錦ノ直垂ニ、紅下濃ノ鎧、金作ノ太刀ヲ添テ奉ル、

〔平家物語九〕宇治川の事

こゝに魚綾の直垂に、緋威の鎧著て、〇下略

〔武家名目抄衣服八上〕魚綾直垂　按魚綾の綾、あるひは龍とも書り、胡曹抄に魚陵山鳩色、西」三條裝束抄にも魚綾山鳩色と云と注せられたり、おもふに是は魚綾を御綾のかり字として、桐唐草に鳳凰の麹塵の御袍の綾に、おもひよせられたる説にやあるらん、されどこゝに引たる練色のぎよれうのひたゝれ、〔平治物語〕ぎよれうしまずりの直垂、〔高館草紙〕次に引たる薄裏生衣、魚陵の直垂、〔源平盛衰記〕増鏡〔文永四年〕からあやぎよれうなどにて二階つくられて云々、又〔同五年〕魚綾の山吹のかりぎぬ、あをき魚綾のはかまなど、いへるによれば、魚綾は色にはあらで、綾羅の名なること明らけし、只その物はいかにありけん未詳、

〔長門本平家物語十四〕武藏三郎左衞門有國は、ねりいろのぎよりやうの直垂に、〇下略

〔高館草子〔武家名目抄衣服八上所引〕〕すゞきの三郎ゑげいへも、ぎよれうじまずりのひたゝれ、君よりくだし給たる小ざくらおどしのよろひを著、〇下略

〔長門本平家物語二〕渡邊の丁七唱を召て、大衆の中へ使者をたつ、〇中略褐の鎧直垂に、黑皮威の大荒目の裾金物打たるに、豹の皮の尻鞘の太刀はきて、〇下略

〔平義器談〔平家物語〕〕かちのひたゝれの事　かちとはかぢ色なり、かちん立ともいふ、藍を濃く染て黑く成たる色をいふなり、〇中略又かち色を勝の義にとりなして、軍中に用ひて祝とする事あり、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附頼政最後事
明春今日ハ事ヲ好テゾ裝束シタル、飾磨ノ褐ノ鎧直垂ニ、紺ノ頭巾ニ、〇下略

〔長門本平家物語十九〕昌明押寄てかの家を見るに、褐に菊とぢしたる鎧ひたゝれ著たる男の、から瓶子にくちつゝみて取出したり、

〔源平盛衰記 三十六〕熊谷向大手事

熊谷〇直實ハ、褐ノ鎧直垂ニ、家ノ紋ナレバ、鳩ニ寫生ヲゾ縫タリケル、

〔平家物語 九〕しげひらいけどりの事

本三位中將しげひらの卿は、〇中略その日のしやうぞくには、かちに白うきなるいとをもつて、岩に村千鳥ぬふたるひたゝれに、むらさきすそごの鎧きて、〇下略

〔平家物語 四〕宮の御さいごの事

あしかゞが其日のしやうぞくには、くちばのあやのひたゝれに、あかゞはおどしのよろひきて、〇下略

〔保元物語 一〕新院御所各門々固附軍評定事

爲朝ハ七尺許ナル男ノ、目角二ツキレタルガ、紺地ニ色々ノ絲ヲ以テ獅子丸ヲ縫タル直垂ニ、八龍ト云鎧ヲ似セテ、〇下略

〔源平盛衰記 三十一〕經正參仁和寺宮事

經正ハ練貫ニ鶴ヲ縫タル鎧直垂ニ、萌黄糸威ノ鎧ヲゾ著タリケル、

〔五武器談 平家物語〕練貫、今世しゞらのしめといふ物也、

〔源平盛衰記 三十二〕法皇自天台山還御事

行家〇源ハ縫物ノ紺ノ直垂ニ、同毛鎧引立烏帽子ヲ著テ、郎等三人ヲ相具セリ、

〔源平盛衰記 三十五〕巴關東下向事

巴ハ都ヲ出ケル時ハ、紺村紅ニ千鳥ノ鎧直垂ヲ著タリケルガ、〇下略

〔相國寺供養記〕明德三年歲次壬申八月廿八日丁丑、今日萬年山相國承天禪寺供養也、〇中略路次行列、〇中略先侍所畠山右衞門佐源基國黑糸鎧、蒔香直垂、文鶴菱、〇中略尾張守滿家蒔紫鎧、地紅直垂、縫ノ萩、〇中略武田伊豆守源

陣羽織

信在（黒糸鎧、地紅直垂、文縫ニ遠菱、〇中略）佐々木三郎左衛門尉高光（萌黄糸肩白、地紅直垂、生織物、文四目結、〇下略）

〔保元物語〕二白河殿攻落事

信濃國住人根井大彌太、藍摺直垂ニ卯花威鎧ニ、〇下略

〔平家物語〕九一二のかけの事

子息の小次郎直家は、おもだかを一しほ摺たる直垂に、裾縄目の鎧著て、西樓と云白月毛なる馬にぞ乘たりける、

〔太平記〕六關東大勢上洛事

我身（〇長崎悪四郎左衛門尉）ハ、其次ニ纐纈ノ鎧直垂ニ、精好ノ大口ヲ張セ、〇下略

〔參考太平記〕八山徒攻京事

金勝院本云、〇中略結城九郎左衛門尉親光ハ、細筋ノ直垂ニ、色々威ノ鎧著テ、以上百五十騎ニテ續タリ、

〔梅松論〕下敵の上野入道も御方の小山結城も共に一族なりし程に、互に名乘合て戰し間、討死所方百餘人、敵も御方も同家の紋なれば、小筋の直垂を著たりしが、後々の合戰には、さだめて御方打あるべしとて、小山結城の勢は、右の袖を割て冑にぞ付たりける、

〔關原軍記大成〕三十三筑前中納言反忠附奥平貞治戰死

吉隆（〇大谷）は、其日肌には練衣の二ツ小袖、上には白布に、村蝶を墨にて書たる鎧直垂を著て、〇下略

〔武器𠂊圖〕陣羽織（ぢんばおり）

〔武具短歌〕陣ばをり、具足羽織に、〇下略

〔單騎要略〕二著用陣羽織は其由て起る所以をしらず、雜說多けれども、畢竟血戰の用に備る物にはあらず、（按するに、軍常ともに、羽織を用ゆる事、往昔いまだきかず、尤近世の作用たるべし、常服の羽織は、素袍より出、軍容の羽織は半臂を略せるならし、但に禮服の略用たらば、かならず

弃べき事にはあらず、但軍中の禮服と知べし、又兵裝の威儀をたすくる得あり、或は出陣、歸陣の賀席、實撿、凱歌の列座など、總じて君主の前に出る事あれば必著す、又は番頭組頭の出會、他陣、他所の往來にも著すべし、其外使節を勤るやから、重職を司るものは、軍中不斷に用ゆるも害なし、只家法に隨ひ時宜に應ずべし、

〔後松日記 一〕鎧直垂は必きるべきもの也哉と、人のとふに、〇中略小具足の時は、其上に陣羽織を著べし、人めにもたゝで、いま樣には殊にさかるべきなり、

〔貞丈雜記 十一武具〕一陣羽織(ヂンバオリ)と云物は、天文などの頃始りし物歟、東山殿の時代の書などには見えず、室町殿日記に云、此室町日記は假名の日記也、眞字の室町日記とは別なり、中の日記也、天文永祿年得能便差下申候、其許無爲に御座候哉いかゞ心もとなく候、仍先日御誂之馬具大網幟、象眼の鐙三掛、并具足羽織十調下申候、何れも念を入させ申候、御請取可有之候、猶期重便之時候、恐惶謹言、　六月十三日　檜林市右衞門長高　右は三好修理大夫義長へあつらへ物を調べ送りたる狀也、具足羽織は陣羽織の事也、義長は天文、永祿の比の人也、此頃陣羽織は世に用ひし事と見えたり、

〔末森記〕村井具足羽織ニ矢鏈ニテ多ツキツラヌキタルヲ御覽ジテ、利長卿御具足羽織下サレ、御陣ワキザシモ下サレケル所ニ、〇下略

〔關八州古戰錄 十九〕松田尾張守逆心露顯事

松田サラヌ體ニテ、袖ナシノ陣羽織ヲ著シ、何等ノ事ニヤトテ出座シケルニ、〇下略

〔豐薩軍記 七〕竪田合戰之事

矢野美作守、〇中略高屋ガ瀨ノ渡ニテ大ノ男ノ羽織ノ紋ニ、金泥ニテ大文字ニ、一足不去ト書タル者ヲ目ニカケ、鎗ヒッサゲテ走リカヽリ、シバシ戰タリケルガ、〇下略

〔奧羽永慶軍記 三十二〕上ノ山合戰會津勢敗軍事

母衣

金原七歳今日初陣成リシガ、〇中略紅糸ニテ威シタル小具足ニ、金襴ノ羽織著テ、〇下略

〔常山紀談五〕秀俊は白練に雲龍を狩野永徳にかゝせたる羽織を著、二の谷といふ冑を著、大鹿毛と名づけたる馬に乘、〇下略

〔明良洪範續篇二〕播州ニ松山新助ト云勇將有リシ、其家士ニ中村新兵衞ト云大剛ノ者有リ、此者戰場ヘ出ル時ハ、毎モシヨ〳〵緋ノ陣羽織ニ、唐冠リノ甲ヲ著タリ、敵是ヲ見レバ其猛勇ニ恐レ、鬼中村ガ出タリトテ、向フ所敵皆逃散リケル、然ルニ其陣羽織、甲ヲ餘義ナク所望サレテ人ニユヅリシガ、其後戰場ヘ出テモ、武勇ハ同ジケレド、姿變シ故、誰モ鬼中村ト知ラザレバ、敵兵姿ヲ見テ恐ルヽ者一人モ無シ、中村羽織甲ヲ人ニユヅリシ事ヲ後悔シ、ツヒニ討死シテ果ケル、

〔下學集下器財〕䋥作母衣、

〔武具短歌〕白ほろ、きほろ、のませほろ、あかね紫くろ母衣や、ほろかご、ほろ串、ほろ袋、〇下略

〔武器節圖〕母衣　當世籠䋥　保侶臺　母衣袋

〔塵添壒嚢抄十〕母衣事　䋥ヲ母衣ト書ハ、母ノ小袖ナンドヲ䋥ニ懸ケル古事ノアル歟、未其由ヲ不知事モ侍ニヤ、常ノ義ハ、孩兒ノ在母胎内時、戴胞衣以防諸毒也、亦武士ノ臨戰場時、被䋥以防敵矢、蓋是胞衣消毒喩也、以此義母衣トモ書トコソ申侍ル也、胎内ト戰場トハ生死ノ二時也、〇又見下學集

〔本朝軍器考九甲冑〕保呂トイフ物、其因來ル事サダカナラズ、又サダマレル文字モアラズ、古ニハ保侶、三代實錄保呂、扶桑略記母廬、東鑑ナドカキシヲ、其後ハ䋥、又ハ母衣ナドシルセリ、下學集ニハ、䋥ヲ母衣トカク事、モトコレ胎衣ニ象レルヨシヲノセ、壒嚢抄ニハ、母ノ小袖ナド䋥ニ懸シ事ノアルヲ、イマダ其因ノシレザル事モアルニヤトシルシヌ、䋥ノ字ハ、韻書等ニモ見エズ、幌ノ字ハアリ、コレハ帳幔也ト注ス、其餘世ニイヒナラハセル文字モ多ケレド、皆信ガタシ、武羅、神衣、綿衣等是ナリ、神功皇后新羅ウタセ給ヒシ時、住吉ノ神ノ作出シテ進ラセシトイフ説アレド、正シキ史ニハ見エズ、〇中略我師ニテアリシ人、母

衣ト云文字ハ羽衣トイフ字ヲアヤマリウツシタル也、コレ毦トイフ物也トゾイヒケル、〇中略我國ノ軍裝ニ保侶掛ケ總角付ルハ、神代ヨリノ事ト見ユ、六月晦大祓祝詞ニ、比禮挂伴男、手繦挂伴男ト云、卽此也、古時比禮ト云シヲ、後保侶ト云、其語轉ゼシ也、春風ガ奏セシ所ニ據ルニ、其代ニハ此物介冑ヲ助テ、身ヲ保ツベキ物ト見ユ、軍裝トノミモ云ベカラズ、只其制ノ如キ、今ハタ知ラルベキニモ非ズ、古キ繪共ニ保呂掛シ物ヲ畫キシヲ見ルニ、近世ノ制ト大ニ異也、古ハ是ヲ著タベキ樣モ、兵ノ家傳ル所ノ故實アル事ナリキ、建仁三年十月、鎌倉殿御元服ノ後、始テ甲冑ヲ著給フ日、小山、足立等ガ、甲冑、母廬ヲ著スル次第ノ故實ヲサヅケ奉ルナド見エシコレナリ、近代迄モ世ニムカシ保呂ナドイフ物ノ名ハ聞エキ、過ニシ比在洛ノ日、大塔宮ノ御保侶絹ノ樣也ト云物ヲ求得タリキ、正シキ證ハナケレド、古代ノ物トハ見エタリ、今樣ハ帛ノタケモ長ク、其幅ノ數モ多クナリシホドニ、保呂籠トイフ物ニ引オホヒテ、前ニハダシトイフ物立テ、串ヲモテ鎧ノ後ニサス事ニナリケリ、カヽル制、元弘建武ノ比ヨリヤ始リヌラン、長尾彈正ガ金紗ノホロ、長山遠江守ガ薄紅ノホロ、イヅレモ十幅一丈アリシヨシ、異本太平記ニハ見エタリ、幅多クタケ長カランニハ、古ノ制ニハ異ナルモノナルベシ、近キ比マデ東國ノ方ニテハ、多クハ古ノ制ヲ用ヒテ、今樣ノ物ヲバ、挑燈保侶ナドイヒシヨシ、フルキ人ハカタリキ、昔ヨリキヌハ素ヲモ色アルヲモ用ヒ、或ハヲノガ名ヲモカク、或ハ家ノ紋ヲモツタ、又神佛ノ名、經陁羅尼ナドカキシモ、又袈裟カケテ保呂トセシ事モアル也、古ノ兵ハ最後ト思フ軍ニハ、必ズ母衣ヲモカケ、又母衣カケシ人ノ首ヲバ、其保呂ギヌ添テ、大將軍ヘ進ラスル事ニゾアリケル、サレバ名字ヲシルスベキ事、定マレル式ニヤ、今モ保呂ギヌニ名字カヽム事、其人ノ高キ卑ガ品ニヨリテ心得アル事也トモ云也、

〔保侶衣推考〕保侶制式　保侶ノ制式古今同ジカラズ、古ノ制モ少シヅヽ違フ所アリシ、次ニ近代ノ制尤樣々アリ、近代ノ制數品、並ニ保侶籠、保侶骨等ノ制ハ、村井昌弘ガ單騎要略ノ被甲辨ニ載

テ、既ニ刊行シタレバ、今是ヲ記スニ及バズ、近代ノ制ハ所々ニ緒ヲ多ク付テ、其緒ニ日ノ緒、月ノ緒、勝敵ノ緒、然威ノ緒、四天ノ緒、中緘ノ緒、波不立ノ緒ナド、云ムツカシキ名アリ、如此緒ヲ多ク付ル事ハ、保侶籠、保侶骨ヲ圓ク包ムベキ爲ノ料ニ設ケタル者也、古ノ保侶ハ籠ヲモ何ヲモ包ムコトナキ故、緒ヲ多ク付ルコトナシ、唯上下紐緒ヲ付タル也、

〔單騎要略異傳四〕當今䋐を掛る法、骨は鯨の須(くじらのひげ)をもて作る、數十五六本、扇のほねのごとくして、䋐串の上に半月の如き板を施して、彼板に骨の數ほどの穴を穿て、骨をさし入、緊して要の所を下へ撓め、組にて䋐串へ結び付置なり、䋐は五巾五尺、掛緒上中下左右六所に付たるをもていふ、まづ䋐串を請筒に差入、䋐の領を取て、串の上端にをし當、左右上の緒を串頭にて引違、又左右へ引出し、鎧の兩脇に設たる環(さし物の環とも、䋐付の環ともいふ、)に結び、又中の緒は彎月の板の下にて結び留る、下の緒は左右より、䋐の裾を能程に緊て、其餘を直に請筒の頭、串の肱金の所にて確と結び、また其餘を中へとり、骨を引撓たる二條の紐へ引掛、總角結にむすびて下垂べしと云、又いはく、骨は海鰌(くじら)の鬐(ひれ)をもて、提挑灯の骨のごとくし、竪骨三本、横骨長短十本ばかりにす、此製の品類尤多し、皆巧機をもて組立るごとくにす、䋐は五巾六尺、緒は隻に四所、左右合せて八所に付たるをもつて云、先串を請筒にさし入、母衣の領をもて串の頭にをし當、扨一の緒を左右の肩の上より前へ引とり、又二の緒の緒をも、兩脇の下より前へとり、左右ともに一の緒を彼緒に引通し緊付て、其儘胸板の上にて結び、三の緒は䋐串の下にて結び留、裳の緒は請筒際へ引上て、花束に結び留むると云、俗傳に日の緒を緊る事は、深きならひありと云、○下略

〔備前老人物語〕一ある人母衣串をこしらへ、こゝかしこに金具をつかひ、色々に念を入れしを見て、古老のいひしは、たゞ大形の恰好をよくば、さのみ念を入べきにあらず、かゝるものは、いそぎしときに、損じたるも見ぐるしからぬもの也、凡武具は念を入ると入れざると、その道具々々所所によるべき事也、

〔三代實錄十七清和〕貞觀十二年三月十六日戊辰、從五位下行對馬島守小野朝臣春風進起請二事、其一曰、軍旅之儲資在介冑、介冑雖薄、助以保侶、望請以調布縫造保侶衣千領、以備不虞、○中略詔從之、以太

宰府庫布造充之、

〔本朝世紀〕久安三年七月廿一日癸未、今日法皇御覽武士、○中略重成郎從、甲冑之上纏數幅之布、世俗號之保侶、爲禦流矢云々、永久之頃、南都衆徒合戰之日、叔父重時朝臣郎從著此布云々、一族之風云々、見者足驚眼也、

〔參考保元物語 二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本並云、○中略重盛○中略紅ノ裾マツフクラニカケテ、鴾毛ナル馬ニ、鋳懸地ノ黄覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル、

〔源平盛衰記 四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

判官經○義ハ、紺地ノ錦ノ直垂ニ、紫裾濃鎧ニ、鍬形打タル白星冑ニ、濃紅ノ裾懸テ、○下略

〔太平記 三十四〕紀州龍門山軍事

黄瓦毛ナル馬ノ太ク逞キニ、紺絲ノ鎧ノマダ巳ノ剋ナルヲ著タル武者、濃紅ノ母衣懸テ、○下略

〔明德記 上〕義弘○大内ガ其日ノ裝束ニハ、○中略赤○赤一本作青地ノ錦ノ母衣ヲカケ、○下略

〔古今著聞集 九武勇〕貞綱は○中略和田左衞門尉義盛が合戰の時、晝は紅のほろをかけて、黒き馬に乘り、夜は白きほろをかけて、葦毛の馬に乘て、軍のさきをかけゝる、

〔承久軍物語 三〕ちくごの六郎左衞門は、くろかはおどしのよろひに、むらさきのほろかけて、○下略

〔太平記 九〕六波羅攻事

爰ニ官軍ノ中ヨリ、櫨匂ノ鎧ニ、薄紫ノ母衣懸タル武者只一騎、敵ノ前ニ馬ヲ懸居テ、高聲ニ名乘ケルハ、○下略

〔甲陽軍鑑 品第二十九〕四郎勝頼公、典厩、穴山殿三人の大將にして、ふたまたを攻給ふ、中にも勝頼公は紺地金泥の法花經の母衣をなされ、差物にして御精を入らるゝ、

〔東遷基業 四〕長篠合戰の事

武田左馬助信豐も、只一騎にて戰しが、勝頼は土屋總藏、初鹿傳右衞門二人をつれて落ゆく、信玄の遺言にて信豐に與られし、紺地に金泥にて經文書たる保呂を、この時信豐の掛られざりしを見て、彼保呂の絹のうら書に四郎勝頼と書付有たれば、若これを敵にとられては、是に過たる恥あらじとて、初鹿を遣し信豐に此保呂を尋られける、信豐答て母衣串を捨て、絹計は良從の青木尾張に持せたりとて、卽青木を招て絹を初鹿に渡されしかば、初鹿請取て勝頼へ差出す、

〔信長記 二〕母衣之衆事

去永祿十年ニ、黑赤ノ母衣ノ者二十人制シ立ラルベキトテ、衆ニ撰デ校量シテ觀給ヘ共、全備ニ及ブ輩二十人アラザレバ可被止カト被仰シヲ、博學ノ老人萬事全備スル事ハ稀ナル事ニ候、長ズル所一二侍ル人々ヲ、先エラミ出サレ可然候ハンヤト申シカバ、佐々内藏助、毛利新左衞門尉、河尻肥前守、生駒勝介、水野帶刀左衞門尉、津田左馬允、蜂屋兵庫頭、中河八郎左衞門尉、中島主水正、松岡九郎次郎、此十人ハ黑母衣ニ定給フ、織田越前守、前田又左衞門尉、飯尾隱岐守、福富平左衞門尉、原田備中守、黑田次右衞門尉、毛利河內守、野々村三十郎、猪子內匠助、此九人ハ赤母衣ニ被仰付ケリ、

〔續武家閑談 二〕一上杉一の先隊藤田、大馬印金釣鳥井、小馬印紺地白鳥居、是は指物にも用ゆべきため也、總備黑母衣、自身は白母衣、二の味安田自身赤母衣、總備も出し計逵、三直江は自身黃母衣、總備出し計逵、泉澤自身は黑赤段々の母衣と云々、

〔會津陣物語 四〕松川合戰政宗攻福島城事幷須田大炊介切取政宗幕事

青木新兵衞ハ、七幅七尺ノ大幌、大鳥毛ノ幖ナリケレバ、〇下略

〔參考太平記 三十一〕笛吹峠軍附義宗退越後義興義治籠河村城事

北條家南部本云、長尾ハ〇中略十幅一丈ノ金紗ノ幌、山風ニ颯ト吹ナビカセタリ、

〔鴉鷺合戰物語〕第八母衣次第　爰に山城守が云、我當年四十三歲なり、少年よりはちとそゞろびたるも面白しとて、群にまがわぬ振舞を見せんとや思ひけん、けしからぬ軍はさらにて、ねりぬきの大母衣をかけて云、それ母衣といふは本式紅なり、又白色もあり、是は陰陽の二色なり、白は老武者かくる也、これ治世の幌なり、五の五尺是は五大五佛を表す、或は八の八尺、あるは十の一丈なり、腰に五の異名あり、ぬふ糸に口傳あり、裁刀十二なり、刀に尤も秘事あり、陣に依てかくる母衣、合戰の體に依てかくる母衣、勝師にかくる母衣、歩立の母衣、討死の母衣あり、ほろ袋は赤地の錦にて、獅子の口をまねびたり、母衣を懸るに口傳あり、ほろをたゝむ詞、袋に入る詞、母衣を裁時の詞、何も口傳あり、ひだとるに習ひあり、十二にとり十六にとる、熊谷、平山にかはれり、或は藥師の十二大願を表し、或は摩利支天の誓の數を表せり、母衣裁樣返々秘事也、我は名詮自性にてねりぬきのほろを懸る也、かやうの事知までこそなくとも、せめて問人だにもなき事よとぞ述懷しける、

〔武家閑談　一〕古人の曰、隼人〇佐々木四郎高綱が後胤なり、隼人大兵大力に而十幅一丈の四目結の白母衣、一間半宛いたしたる銀の如意半月を出しにいたしたるとぞ、大坂御陣の砌家康公、此隼人を士の中の人參と御譽被成候、

〔關八州古戰戰　十六〕秀吉公沼津驛著陣附小早川隆景家人事

隆景〇中略沼津へ到著セシガ、十八端ノ大母衣ヲ懸シ武者ト、九本立ノ芭連ノ中心ハ、三間許モ有ヌベキ大捺物ヲ捺タル武者二人雙ンデ宿入シケルヲ、〇中略尋ケレバ、兩人色代シテ、小早川隆景ガ家人、檜崎十兵衛、河田八助トゾ名謁タリ、母衣ハ檜崎、捺物ハ河田ナリ、

〔長門本平家物語　十六〕梶原源太、かゝる時は旗をさゝげ、母衣をかけ、ひく時は旗をまき、ほろをぬ

摂甲次第

ぎて、度々入かへ〳〵戰ける、

〔常山紀談十二〕岐阜の城攻に、池田家の士南部越後門際に押詰たるに、門のくゞり狹くかけたるほろに支へて入得ず、かたへより母衣串をぬいて入べしといへども、いや〳〵たとへ入得ずとも、此ほろはぬくまじと呼はる、其中に門ひらきて馳入たり、

〔本朝軍器考九甲冑〕母衣袋トイフ物ハ、昔ヨリアリテ、ヨノツネニハ、キヌヲ此物ニ納テケリ、此物昔ハ錦繡ヲモテ作レツトイフ、中略今ノ制ハ文アル織物ヲモテ作リテ裏ヲウツ、長サ廣サ家々ニ傳フル所ノ故實アルメリ、サレド今ノ保呂、古ノ物ニクラブレバ、ソノ制以ノホカニ大キクナリヌレバ、ソノ袋モマタシカゾアルベキ、

〔太平記三十三〕京軍事

那須ハ此合戰ニ打出ケル始、古郷ノ老母ノ許へ人ヲ下シテ、○中略是ハ元曆ノ古へ、義祖那須與一資高ハ、八島ノ合戰ノ時、扇ヲ射テ名ヲ揚タリシ時ノ母衣也トテ、薄紅ノ母衣ヲ、錦ノ袋ニ入テゾ送リタリケル、

〔山鹿流母衣之傳〕縨を臺にあぐる事

母衣を臺にあぐる事、是は其日討死にきはめたるときの作法也かぶとのてへんに穴あり、此穴を母衣つけとも、ほし白共云ふ、天上の緒のあげまきのさきに、別に糸をむすびつけ、母衣付の穴へ引通し、かぶとのうけ張をきりあげ、手を以てあげまきの先の糸をかぶとの内へ引こみ、内にてとめ、譽世の緒と領地の緒をとき、鐙の猿尾に有る母衣付の穴へむすび付る也、

〔雅亮裝束抄二〕中少將のよろひきるやう　かぶりつねのごとし、くゑんえいをして、おひかけをす、おほぐちにあせとりをきる、うへのはかまをきて、かりぎぬのおびのやうに、ついたてなるわきあけをきる、ゑたがさねきず、はんびなし、わきあけのうへに、かりぎぬのおびす、おびさゝず、よ

ろひをきる、くびかみなどをさいしきて、そでもなくて、うちかけのやうなる、くさずりはあり、そのうへにたちをはく、ひらをまへにゆふことつねのごとし、たゞしゆひてのち、むすびめをらいふくのすのやうにかくして、一枚をかへして、ふたつがなかにわなをかくしてとづべし、さがりのながさ常のごとし、

〔義貞記〕鎧可著次第事　一番浴衣　二番小袖(生絹練貫)　三番大口(精好)　四番髪亂(綾緞)　五番鉢巻(白布八尺)　六番弓懸　七番鎧直垂　八番脛巾　九番結　十番脇當　十一番頬貫　十二番脇立　十三番手蓋　十四番鎧　十五番刀　十六番太刀　十七番征矢　十八番弓　是ハ八幡太郎義家ノ被著ケル次第也云々

〔三河之物語〕一具足早く著る様、小手をば著候様に、筒のこはせにかけ候て、其まゝ具足著て小手さして片手にてさし、かた〳〵の小手頭の上へあげて、手をさし入候也、上帶して刀さし、其後小手はめたるもよき也、

〔單騎要略(四)具傳〕陣中にて甲冑著用すべきは、偏に速ならん事肝要たり、○中略總じて速被せんと欲する時は、先づ著用以前小手、袖、請筒、差物の類を、身甲に著おき、立物、笠印の類を、頭盔(かぶと)に付をき、其外の具にても袴裡などにて緊るものは、皆仕かけをきたるがよし、然してのち著せざれば、早著の詮少し、能心を用べし、　早著の時は臑當、小袴、膝甲、脥膺、腰當等の具、其外専要ならざる品は用ゆべからず、たゞ兵裝の健ならん事を第一に了簡すべし、すべて血戰を心懸るものは、彼是の器械身にまたがへ、馬に駄などすべからず、　速被の一法にいはく、陣營旅亭にかぎらず、己が坐所の上に、苧繩かまたは鐵鉤にて具足の綿嚙を釣をき(高さは立あがりて身甲を著すれば、おのづから鐵鉤はづる程を、其節とすべし、)偖著すべき作法は、先居たる所を立ちあがりざまに、背を局めて頭より胴をさし入、直に左の小手を指(小手は左右ともに、はじめより身甲につけをくなり、)次に右の臂罩をさし、次に表帶を緊る、(表帶は緘〳〵の根緒に付をきて、緘〳〵の緒を緊る、)次

に盔をいたゞき、次に短刀を插み、次に佩刀をからみ指にす、〇中略これ早著の大法なり、其くはじきに至ては、此書の全編を窺ひて識べし、〇下略

鎧著初

〔後松日記 一〕當世具足著次第　先下著木綿さらし布、冬は絹わた入、　次亂髮　鉢卷　次足袋木綿かたくさして用ゆ　次脛巾　次小袴どん子の類　次胴著　次佩楯かたく作りたるは小袴の上につく　次臑當　次䩞　次脇引　次胴補手をつけ置小著すべし　次表帶　次短刀當の脇著を用る時は、馬手指をさすべし、　次陣刀腰當を用ゆ、又は太刀足を用ゆ、　次指物人にさゝさせし　次面頬下りあるへし、又はくるわなる用ゆべし　次甲　次草鞋　次鎗之類　甲は戰の期にのぞみてきる事なれども、こゝにかく次第定たるは、太平のみよに鎧著の料、又弓矢刀槍馬上のこゝろみなどせん時の料に、かく書付たる也、

〔吾妻鏡 五〕文治元年十月廿四日癸酉、今日南御堂號勝長壽院被遂供養、〇中略巳剋二品御出、御束帶御歩儀、行列　先隨兵十四人〇中略　小山五郎宗政持御劍　佐々木四郎左衞門尉高綱著御鎧　愛甲三郎季隆懸御調度〇中略高綱著御甲候前庭、觀者難之、以脇立著甲上爲失云云、爰高綱小舍人童聞此事、告高綱、高綱聞曰、著主君御鎧之日、若有事之時、先取脇立進之者也、加巨難之者、未辨勇士之故實云云、

〔鎧著初式法傳〕一鎧を初て著は大かた十一歳なるべし、又夫より早くば七歳よりもする也、十一歳にて著初するを法とする、初陣に出る事は十六歳を法とする、されども十四五歳にて初陣に出ることあり、其身の虚實による也、早ければ十四、遲ければ十八歳也、古法は十六歳初陣の定めなり、

〔伊勢家禮式雜書 六〕鎧著初之事

一男子初て鎧著には、吉日をゑらび祝儀有べし、武功名高き人を頼て鎧親として、其人鎧を著せしむる也、其人の武功にあやかるべき爲也、一鎧著初には、先八幡宮、摩利支天、氏神を祭る次第

洗米、香爐花、時の花酒可備之、方角は其人の生に依テ神前を飾るべし、生に依トハ子の年ならば、子の方、丑の年は丑の方也、一鎧は唐櫃の上に胴立を置、鎧甲常の如く置べし、南向又は東向に飾べし、其方障あらば間神の方其日ノヱトヨリ三ツメノ方玉女の方其日ノヒトヨリ九ツメノ方などに向べし、一梨子打ゑぼしへりぬりにても、折ゑぼしにても、鎧直垂、母衣、指物其外色々廣蓋に載て、鎧の左の方に置べき也、

廣ぶたにゑばし其外のせたる圖或はからびつのふたに置べし

廣蓋或扁或圖扁	指物	母羅衣	鎧直垂	梨子打ゑぼし

前

一甲冑の前には正月の飾の如く餅をかざり置、其前の左右に瓶子一具口を蝶形に包み置べし、臺にすゆべし、供饗に盃を載同前に置べし、盃は三かはらけなり、左右ニ銚子、ひさげ、蝶形に包置べし、一著座の次第、鎧著る人は東に向、鎧著せしむる時は南に向べし、又氏神の方又玉女の方、又間神の方にも向べし、一鎧著する時、後見の人二人有べし、鎧親の手つたひするなり、床敷へ入ゝこかへ譯在時はかしこまる事なし、前にても兩足なくみろくに座するなり、甲冑の時主人の前にても如此する也、一御鎧召次第の事、一番に梨子打烏帽子、二に御鎧ひたゝれ、三に御はゝき、次に御腹當、五に御すねあて、六に御小手、七に御脇楯、八に御鎧、九に御つらぬき、十に御刀、十一に御劍、十二に御帶、此次第に御著に付而進上仕候時も、此次第に取上申候へば、御召被遊趣也、御甲をば人に持せらるゝ也、但頼當七人ニ持セラルヽ也、一當世具足ならば一に化粧袴、すそ細の事也、二に著籠、下腹當下共云、鎧三に臑當、四に脛楯、五に鎧、六に上帶、七に籠手幷袖、八に太

刀、九に頰當、十に甲、十一に母衣幷指物、右の次第の如ク著すべし、鎧著の人にす丶ませて可爲著也、一鎧著せたらば、床机にても唐櫃にても敷皮をしき、腰を懸させ南に向べし、張弓を弓杖につき、征矢を爲持、左の足にて拍子三ッふませて、扨腰をかけさする也、或は征矢を持せず、團扇、麾扇を持するもよし、扨出陣の肴組を高き物にすへてすゆる、三獻の祝有べし、(床机ニ腰カクルユヘヒクキモノニスエテハ、ウツムキテ肴ヲ取ユヘ、ヲロキ也、高キ物トハ折敷ヲ机カ、又ハ何ゾノ箱カ、又ハ新ニ下臺チ作テ、其上ニ折敷ヲスエル也、軍陣ノ床机ハ常ヨリモ高シ、ソレニコシカケテ肴ヲトルニ、ウツムカヌホドノ高サニスル也、)此祝には相伴なし、出陣の時にも相伴なき故也、三ッめの盃を鎧親へさし、鎧親吞て納る也、酌の仕様、出陣の時の如し、酌陪膳の人鎧を著して勤べし、(○中略)

鎧着初今時略式　役人之事

一鎧親　一搔添二人　一冑持役　一弓持役　外ニ　一案持役

一陪膳役二人(一人ハ主人一人ハ鎧親)　一銚子役　一提役　一廣蓋役　一刀持役(常ニアリ)　一脇指持役　一

奏者役

〔吾妻鏡　八〕文治四年七月十日甲辰、若公(萬壽公、源賴家)七歲始令著御甲之給、於南面有其儀、時刻二品(○源賴朝)出御、江間殿(○北條義時)參進上御簾給、次若公出御、武藏守義信(乳母夫)比企四郞能員(乳母兄)奉扶持之、小時小山兵衞尉朝政持參御甲直垂(靑地錦)改以前御裝束、朝政奉結御腰、次千葉介常胤持參御甲納櫃、子息胤正、師常舁之前行、胤賴扶持、又從後、常胤御甲向南令立給、此間梶原源太左衞門尉景季進御劒、三浦十郞義連進御劒、下河邊庄司行平持參御弓、佐々木三郞盛綱獻御征矢、八田右衞門尉知家獻御馬(黑鞍置)子息朝重引之、三浦介義澄、畠山次郞重忠、和田太郞義盛等奉扶乘、小山七郞朝光、葛西三郞淸重付轡、小笠原彌太郞、千葉五郞、比企彌四郞等候御馬左右、三度打廻南庭下御、今度足立右馬允遠元奉抱之、甲已下解脫、親家御物具、御馬入御厩納殿等、其後武州(○北條時房)獻御馬於二品、里見冠者義成引之、次於西侍有盃酌、二品出御于釣殿西面、(上御簾)母屋武州所經營也、初獻御酌朝光、二獻義村、三獻淸重也、入御之後武州奉酒肴幷生衣一領、同小袖五領於御臺所、(○平政子、賴朝妻、賴家母)賀申若公御吉事之

之故也、

〔吾妻鏡 十八〕建仁三年十月九日甲辰、今日將軍家〇源實朝、年十二、政所始也、〇中略其後始著二甲冑一、又乘レ馬給、遠州〇北條時政被レ奉レ扶二持之一、小山左衛門尉朝政、足立左衛門尉遠元等、著二甲冑母衣等一次第故實、執權悉奉レ授レ之云云、

〔吾妻鏡 三十七〕寛元四年正月十日庚午、今日將軍家〇藤原頼嗣始令レ著二御甲冑一給、於二寢殿西廂中一、密々有二此儀一、波多野出雲前司義重、同彌藤次左衛門尉盛高兩人祗候之、武州〇北條經時之外無參候人、

〔松隣夜話 中〕同年〇永祿十年六月、太田三樂子息ヲ召連テ越府ヘ參ラレ、謙信公召下シノ御鎧ヲ給テ、初著ヲセサセントノ望ニ依テ、卽チ應諾座マシ、御召ノ料ニヲドシ置レシ紫糸ノ御鎧ニ、星甲ヲソヘテ之ヲ給フ、

〔駿臺雜話 三〕阿閉掃部　前に申つる杉田壹岐が事につけて思ひ出し候、是も越前の士にて候、さて忠義に係る事にては侍らねども、其ころの士風を語り申べし、秀康卿越前に封せられ給ひし後、阿閉掃部とて武功の譽ありし者を、厚祿にて召抱られけり、又狛伊勢とて、是も國にて世祿の歴々なりしが、嫡子に鎧の著初させけるに、かの掃部を招待しつゝ、子に鎧きする事をたのみけり、さて饗膳すみいはひの盃に及びし時、伊勢、今日は愚息が鎧の著初にて候まゝ、御身の御武功の事御物語候て、彼に御きかせ候へといひしに、掃部いや某が身の上に、御はなし申べき程の武功は覺へ申さず候、されど御望も默しがたく候まゝ、某一生の内に武者振の見事なる士を一人見申て候、その事をはなし申べし、〇中略翁〇室鳩巢加賀に有し時、ある人此事を語るをきゝしが、青木が武者ぶりの見事なるはさる事にて、阿閉が彼が事をいひ出て、名のり合てよろこびし、又伊勢が子の鎧の著初に掃部を招て、子のためにとて、武功の物がたりを望し、いづれもさしたる事にてはなけれども、其ころの士風武をたしなみし事しられ侍る、たゞ今人家に子をそだて候に、食

の喰ぞめ、袴の著初などといはひ候へども、鎧の著初と申事は、大祿の家は存せず、我等ごとき
のいやしき武士の家にては承らず候、

古事類苑

兵事部四十三

鞍馬具上

御幸鞍　八八五

作鞍　同

古事類苑

兵事部四十三

鞍馬具上

馬具ノ中、其用ノ最モ大ナルモノヲ鞍ト爲ス、鞍ハ木ヲ以テ造リ、之ヲ馬背ニ置ク、鞍ノ前ニ在リテ立テルヲ前輪ト云ヒ、鞍ノ後ニ在リテ立テルヲ後輪ト云ヒ、其中間ニ在ルヲ居木ト云ヒ、前輪、後輪、居木ヲ總稱シテ鞍橋ト云フ、鞍ノ底ニ韉アリ、シタグラト云フ、韉ノ表ニ鞍褥アリ、クラシキト云ヒ、又ウハシキトモ云フ、又鐙アリ、アブミト云フ、鞍ノ左右ニ在リテ、脚ヲ承クルモノナリ、鐙ヲ貫キテ鞍ニ連ヌルヲ力革ト云ヒ、馬ノ左右ニ垂レテ、鐙ノ内ニ在ルヲ障泥ト云フ、

轡ハ鐵ヲ以テ之ヲ造ル、クツワト云フ、馬ノ口ニ銜マシメテ、之ヲ抑勒スルモノナリ、麻布ヲ以テ造リ、轡ニ連ネテ馬ヲ控引スルヲ、クツワヅラト云フ、後世ニ云フ所ノ手綱是ナリ、而シテ馬ノ體ヲ箠チテ、之ヲ驅ルモノヲ鞭トス、

乘馬ニハ三掛ヲ用ヰル、鞦ハ馬背ノ末ニ在リ、當胸ハ馬胸ニ在リ、當面ハ馬首ニ在リ、皆馬ヲ絆フモノナリ、又腹帶アリ、馬腹ヲ緊縮シ、及ビ鞍ヲ馬背ニ縛スルモノナリ、又差縄アリ、馬ヲ牽クニ供ス、

飾馬ノ具ハ、大ニ尋常ノ具ニ異ナルモノアリ、鞍ハ唐鞍ヲ用ヰ、銀面アリ、杏葉アリ、雲珠アリ、銀面ハ銀ニテ造リ、之ヲ馬ノ額ニ施ス、杏葉ハ三掛ニ垂ルヽモノニテ、各〻數枚アリ、雲珠ハ鞦

鞍

ノ左右ノ交結スル處ニ著ク、皆美ヲ以テ主トスルモノナリ、而シテ軍馬ハ特ニ馬甲ヲ被ラシムルコトアリ、

〔新撰字鏡　革〕鞍　於關反、鞁也、馬乃久耳、　〔同　木〕桄　乘久耳

〔段注説文解字　三下革〕鞌　馬鞁具也、此爲跨馬設也、左傳趙旃以其良馬二濟其兄與叔父、左師展將以公乘馬而歸、三代時非無跨馬者矣、春秋經有鞌字、

〔倭名類聚抄　十五鞍馬具〕鞍　鞁附　鞍　説文云、鞍(中略)和名久良、俗有唐鞍、移鞍、結鞍等名、馬鞍也、

〔類聚名義抄　九革〕鞍　鞌　俗、正、音安、クラ、クラホネ、ムマノクラ、シタクラ、

〔運歩色葉集　久馬〕鞍　一口ト云　〔同　比〕一口鞍

〔尺素往來〕於吉田馬場笠懸可有候、堪能器量之仁被精選之候、馬具足定被致其用意歟、

〔本朝軍器考　十二鞍鐙〕神代ニ、〇中略日子遲神出雲國ヨリノボリ、倭國ニマサントテ、ヨソヒタテル時、片御手ハ御馬ノ鞍ニカケ、片御足ハ其ノ御鐙ニフミイレテ、歌作ラレシ事、古事記ニ見エタレバ、地神ノ時、鞍鐙ナドイフ物ハ既ニアリケリ、〇中略倭名抄ニハ、鞍ノ下ニ俗ニ唐鞍、移鞍、結鞍等ノ名アリト見ユ、飾抄ニハ結鞍トイフ物ハ見エズ、倭鞍、水干鞍ナドイフ物見エタリ、倭鞍ニモ水精地、銀地、鏡地、黄地、龜甲地、蒔繪鉢鞍等ノモノ聞エタリ、スベテコレラノ物、今ハコト〳〵ク詳ナラヌ事ニヤ、其中唐鞍ノ具ハ、飾抄ニ圖セラレシ所モ、畫クニ備ハレリトモ見エズ、年中行事ノ繪ニ、飾馬ヲ繪ガキシヲ見テ、ヤヽ其物ヲ想見ツベケレド、猶サダカナラヌ事ドモアリ、後ニ春日社ニ詣デシニ、神殿ノ繪馬ニ繪ガキシ所ヲ見テ、年比ノ疑ヒトケヌル事共アリ、今モ山科ノ神寶ノ中ニ、其物アリナド云人アリシカド、正シキ物ヲ見ルニ及バズ、南都正倉院ニアル物也トテ、其圖ヲバ見タリキ、龜山院御繪合ノ時ノ賀茂祭ノ繪ニ、唐尾ニ結ビシ馬ニ、楚鞦(スワエシリガイ)ニ杏葉付タルアリ、是ハ和鞍ニ唐鞍鞦ヲ用ヒシナド云フ物ニヤ、又飾抄ノ唐鞍ノ下ニ昔德大寺ノ唐鞍ヲコフテコレヲウツストイフ事アレバ、移鞍トイフモノハ唐鞍ヲ摸シ作レルヲイヒシニヤ、唐鞍ハ其ノ橋ハ黑地

螺鈿玉ヲ入ルナド見エテ、平文ノ移ニ或ハ貝ヲ摺リ玉ヲ入レ、或ハ銀ヲ入、或ハ薄文ヲ押ナド云事ハ見エタリ、又古ノ時武士ノ用ヒシ物ニモ鏡鞍、黒鞍ナドイフ物ノ見エタルハ、鏡地黒地ナドイヒシ倭鞍ニヤアリケン、其ノ外黄伏輪、白伏輪、沃懸地、梨子地、貝鞍、白橋、張鞍、又金具鞍ナド云モ、フルキ物ドモニシルセル多シ、

〔令義解 一職員〕内藏寮 典履二人、掌縫作靴履鞍具、〇謂、此爲供御也、〇中略

〔令義解 八廐牧〕凡諸道須置驛者、毎三十里置一驛、〇中略 其乘具及蓑笠等、各准所置馬數備之、謂、下條云、驛長替代之日、馬及鞍具欠闕、並徵前人、即知乘具是官備、蓑笠者驛子私備、〇下略

〔古事記 上神代〕嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、故其日子遲神〇大己貴神和備弖、三字以音自出雲將上坐倭國而、束裝立時、片御手者、繫御馬之鞍、片御足、蹈入其御鐙而、歌曰、〇歌略

〔日本書紀 十四雄略〕九年七月壬辰朔、河內國言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫、〇中略 月夜還於蓬蔂丘譽田陵下、逢騎赤駿者、〇註略〇中略 伯孫就視而心欲之、乃鞭所乘驄馬、齊頭並轡、〇中略 其乘駿者、知伯孫所欲、仍停換馬、相辭取別、伯孫得駿甚歡、驟而入廐、解鞍秣馬眠之、其明旦、赤駿變爲土馬、 十三年九月、木工猪名部眞根、〇中略 付物部使刑於野、爰有同伴巧者、歎惜眞根而作歌、〇中略 天皇聞是歌、反生悔惜、喟然頽歎曰、幾失人哉、乃以赦使乘於甲斐黒駒、馳詣刑所、止而赦之、用解徽纆、復作歌曰、農播拕磨能、柯彼能矩廬古磨、矩羅枳制播、伊能致志儺磨志、柯彼能倶廬古磨、

〔日本書紀 十九欽明〕元年九月己卯、大伴金村居住吉宅、稱疾不朝、天皇遣青海夫人勾子、慰問慇懃、大連怖謝曰、臣所疾者非餘事也、〇中略 乃以鞍馬贈使、厚相資敬、

〔日本書紀 二十二推古〕十六年八月癸卯、唐客入京、是日遣餝騎七十五匹、而迎唐客於海石榴市術、

〔餝馬考 上〕皇朝に馬を餝事は、何の頃より有初けむ、日本書紀推古天皇紀に、〇中略 など記されたる、是は朝廷に餝馬を取扱はしめ給へる事の、物に見えたる始也、如是て其餝りは如何なる製

の物ぞといふに、上代の鞍具は、詳に記せる物を見ざれば、右の推古の大御世などに用ひられしも、いかなる狀の物なりけむ、さらに考る便なしといへども、試に云ば、なほ今の唐鞍の如き物にこそ有め、如是思故は、和名抄鞍馬具部に、辨色立成、楊氏漢語抄など云、甚古世の書等を引て、載られたる鞍具の中に、今も此鞍の飾に用ふる杏葉、雲珠など云名も見えたれば也、

〔日本書紀二十二推古〕十八年十月丙申、新羅任那使人臻於京、是日命額田部連比羅夫、爲迎新羅客莊馬。之長、以膳臣大伴、爲迎任那客莊馬之長、

〔日本書紀二十九天武〕十年十月、是月天皇將蒐於廣瀨野、而行宮搆訖、裝束既備、然車駕遂不幸矣、唯親王以下、及群卿皆居于輕市、而撿按裝束鞍馬、小錦以上大夫、皆列座於樹下、大山位以下者親乘之、共隨大路、自南行北、

〔續日本紀十聖武〕神龜四年五月丙子、天皇御南野榭、觀餝騎騎射、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年五月丁巳、天皇御重閣門、觀射騎、召渤海使史都蒙等、亦會射場、令五位已上進裝馬及走馬、

〔續日本後紀十一仁明〕承和九年五月乙未、勅五月五日供節、○中略五位已上、走馬之鞍幷馬飾、不論新舊、聽用金銀、但薄泥不在聽限、

〔餝抄下〕銀面、長元九、御禊公卿及節下〇敎通少納言餝馬、銀面、尾袋、頸總、雲珠、杏葉皆具、　治曆元、御禊諸卿已上、皆乘餝馬、菖蒲形銀面、唐鞍、杏葉、雲珠、頸總如常、〇中略　永治元、御禊宇治丞相〇藤原賴長節下、彼日記曰、鹿毛馬自入道殿〇忠實下給、先日雖尋求敢無被餝馬、只有葦毛被餝、俗人說、不餝葦毛馬、依似淨飯王也、仍餝葦毛馬否、欲申入道殿之間、昨日下給此馬、柔輭無驍氣、向車差笠、更以不驚、今朝置唐鞍、予先乘試、唐鞍、八子、雲珠、鈴頸總也、自入道殿修理、下給攝政、〇藤原忠通　本自騎馬支度時、令用此唐鞍給云々、

〔延喜式五齋宮〕造備雜物　御鞍二具、命婦鞍一具、已上毛韉女孺鞍四具、蔽文韉

〔言成卿記〕文久三年正月二日、一中山大納言(議奏第一)招少將被示云、今度龜井隱岐守馬具獻上、倭鞍　梨地蒔繪十　黑漆蒔繪十　鏡鞍四　緣螺鈿三　沃懸地三　移鞍十　水干鞍十(○中略)　二月八日、一龜井隱岐守馬具獻上、五十脊之處、三十鞍被減廿具獻上仕樣、坊城(江)相談、寄事伺にも可相成哉、右馬允雜掌山科長門守(江)申入、主人在宅、猶自跡可有返答云々、　注進寫(雖記別記、略二書)　倭鞍　鞍　梨地蒔繪、紋唐花唐鳥(東大寺八幡宮寶藏馬具文)　鐙　舌長　紋同上　鞦　紅連著　手綱(纐纈、蘇芳纐二、)　鞍覆織物(面青頭紋紗、紋松喰鶴、裏青打絹、)　●差繩引差繩(各白布)　鞭(蒔繪同鞍文、白樺卷二、紅梅樺卷三、)　自餘普通見計

水干鞍　七具　鞍　黑漆無紋、但內朱漆四方手(如移鞍)但鉢淺候哉事、　鐙　舌長　內白、寄布衣記　紺淡手綱(綾三布二)　平絹二　泥障　黑漆緣䌷染　切付(號下鞍水豹二)　豹三　虎二　鞍覆　虎皮　裏藍摺(絹五布二)　差繩(白)二筋　差差繩　紺白打交二筋　鞭　黑漆無文　腹帶　かちん染　自餘見計　水干鞍說々區疑惑多、寄布衣記可宜歟、　各延喜式　諸鞍日記　布衣記　倣抄　家不離抄　物具裝束抄　古畫等見合勘考候事

移鞍　八具　總而文化御再興之通

十八日、今朝龜井隱岐守家來大谷庄三郞來、今度馬具獻上ニ付、仕法日六一紙、予坊城家(江)差出置、其一紙自彼家直ニ龜井家(江)被渡、　倭鞍　輿(鏡二ツ)　十(文字形三)　加筆　自餘從前書取之通、ニテ、御治定云々、(○下略)

〔明良洪範〕(八)蜂須賀阿波守至鎭、古戰ノ事跡ヲ尋ネ、古物ノ名有ルヲ求ラレシニ、八島ノ軍ニ義經ノ身代リニ立シ、佐藤次信ガ葬式ノ時、秘藏セラレシ大夫黑ト云馬ヲ引レシ、其鞍志渡ノ寺ニ在リ、カノ寺大破ニ成シヲ修補シテ其鞍ヲ乞求メラル、後年ニ至リ、其クラヲ知ル者無レバ、他ノ鞍ト一所ニ雜ヘ仕舞置ケル、然ルニ無類ノ惡馬有テ、誰モ乘ル者ナキニ、上田半平ト云者馬術ノ達人ナリシガ、此人云ケルハ、カヤウノ馬ニハ、古作ノ能キ鞍ヲ置テ乘ラバ、ヨカリナントテ云ケルニ

ゾ鞍餘多出シ見スルニ、其中ニ極古キ鞍有リ、上田能ク見テ、是コソトテ、カノ惡馬ニ置キケル、此時上田ヲ猜ム者有テ云ケルハ、馬ノ善惡ハ何ゾ鞍ニ寄ルベキヤト云、三浦次郎右衛門ト云鐵砲頭ノ老人モ、見物シテ居タリシガ、彼ノ鞍ヲ見テ、判官殿ノ鞍ヲ久々ニテ見タリト云、人々其故ヲ問テ一同驚キケル、カノ惡馬モ、カノ鞍ニテ快ク乘得シカバ、上田ガ馬術彌名高ク成シト也、

〔奉公覺悟記〕一鞍しん上の事、くらぼねは兩のゐきを兩にてもち、前輪の方を貴人の御前へなし、御前にをきて、さて右にてしつわのおりめの方へ手をかけ、左はゐきをか丶へて、をしなをし、のり方の手がたのかたを、御前へ御目にかくる也、とりて立申候時は、もとのごとく、をしなをして兩のゐ木をもちて罷立也、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事　一鞍鐙を御目にかけべき次第、前輪を貴人の方へむけて、左のうでに掛、御目に可掛し、鐙をば右にて水金の本を、一度に執て、鞍と鐙と一度に持て、御目に可掛、鐙をば鳩胸を主人の方へすべし、　一貴人にしら骨の鞍を、御目に懸る事、左のかいなにかけ、前輪を我前方へなして、主人の左の脇にめすごとく置也、又ぬり鞍をば、兩方の時に、前輪を左の手に持て、後輪を右に持て出て、是もめし候如置也、　一貴人に鞍見せ申樣、左の手にて後より手を入て持て參り、御前へ前輪をむけてみせ申也、其後左右を見せ申、さて後をみせ申也、　一鞍を進上樣、前輪より手を入て持て參り、貴人の左の方に置なり、

〔伊勢貞助雜記〕一鞍の紋に、桐の御紋を付候はん事は、いかゞあるべき哉、御紋の御乘さへ打任て被付候事は、不可然由、先々も其御沙汰候、況御紋御さたなき御乘は不及申儀候、拜領の鞍に御紋於有之者、乘用不苦候、

〔毛吹草三〕近江　日野鞍　播磨　東條鞍

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞍○中略　蔣魴切韻云、鞁音被、楊氏漢語抄云、鞁鞍久良於玖、以鞍駕馬也、卸司夜反、楊氏漢語抄云、卸鞍久良於呂須、除

製作

鞍也

〔類聚名義抄九革〕御鞍クラオロクス　鞁車馬駕具クラオク　鞁鞍タラオク

〔奉公覺悟記〕一くらを置と云べし、おくとは云まじき也、

〔平家物語十二〕とさぼうきられの事

判官さればこそとて、大刀取て出給へば、おづかきせながとつてなげかけ奉る、たかひもばかりして出給へば、馬にくらをひて、中もんの口に引たてたり、

〔延喜式十五內藏〕造威儀御鞍二具料、錦六尺、紫帛二丈、細布二丈、綿五兩、獨彩毯方三尺五寸、

〔延喜式四十八左右馬寮〕造御鞍一具料　鞍橋一架奏請打立、内匠寮遣送　韉皮、奏請障泥皮、隨大小歟　紫革四條、各長二尺已上、廣一尺寸、結鞍橋料、並請内藏寮、緋革十條、鞍褥貫鞘緒、著韉障泥結料、牛革四條、各長四尺以下、二尺四寸以上、廣三寸已下、一寸已上、鐙韃並力革料、並請大藏省、錦三尺二寸、二尺二寸鞍褥表、一尺脊屜端料、紫絲大一斤六兩一分四銖、一兩二銖鞍褥料、一斤五兩一分二銖鞦料、綠絲大二兩二分四銖、一兩橋料、一兩二分四銖脊屜料、並請内藏、緋帛二尺二寸、鞍褥裏料、練絁二丈三尺四寸、四尺四寸鞍褥料、七尺脊屜料、一丈二尺韉鞍料、細布二丈八尺四寸、四尺四寸鞍褥料、七尺脊屜料、五尺小腹帶料、一丈二尺韉鞍料、信濃調布一丈六尺五寸、一丈三尺障泥裏料、三尺五寸脊屜料、商布一丈七尺九寸、四尺四寸鞍褥料、六尺五寸韉料、七尺脊屜料、生絲大二兩、一兩橋料、一兩脊屜料、苧大二兩二分、一兩四銖鞍褥料、一兩一分二銖脊屜料、鐵三延半、一延鐙料、二延半鐙料、和炭十石、三石鑣料、七石鐙料、漆一升三合五勺、一升二合障泥料、一合鐙料、五勺鑣料、並請大藏省、棚九把、四把橋料、五把脊屜料、請大膳職、東席二枚、一枚鞍橋料、一枚脊屜料、請掃部、作縫工單六十六人、鞍褥三人、橋四人、脊屜五人、貫鞦廿二人、鑣十人、鐙七人、障泥二人、韁一人、絡鞦料絲女十二人、食米工別日一升六合、女一升二合、鹽二合、魚二合、海藻二分四銖、醬滓二合、酒六合、

造走馬鞍一具料　脊屜料緋革、以一張充二具、有革大小准量充之、洗革一張、結鞍著橋接鞦貫鞘韁等料、韉料牛革、以一張充三具、鞍橋一具、大壺鐙一具、鑣一具、已上三種請大藏省、絁三寸、綿二兩、並絞漆料、調布二丈三尺、七尺脊屜料、五尺小腹帶料、七尺表腹帶料、四尺韁鞚料、信濃調布三尺五寸、脊屜料、商布一丈三尺、六尺橋料、七尺脊屜料、生絲一兩二銖、一兩橋脊屜料、二銖接鞦料、練絲大一斤六兩一分二銖、一兩脊屜料、一斤五兩一分二銖鞦料、苧二兩一分二銖、一兩橋料、一兩一分二銖脊屜料、鐙鑣料鐵一延、和炭二石、作鐙鑣料、韉裏馬革

准表、漆五合五勺（一合鞍料、二勺鑣料、五勺鐙料、三勺轡料、五勺貫緡料、）三束席一枚半、槲九把、擣墨五勺（請圖書寮、）椒油一升（塗馬皮料、請主殿寮、）茜三斤（染鞦料、請大藏省、）縫備功單四十二人（其功食准上條、）

〔延喜式内藏十五〕縫作伊勢太神宮祭鞍二具料、馬皮二張（別長五尺五寸、廣四尺三寸、）作皮料、雜物直料錢一百卅三文、油二升二合、革四張（別長二尺五寸、廣二尺、）調布二端一丈四尺、絲一兩一分、木綿三斤八兩、麻八兩、席一枚小半、葉薦一枚小半、（已上官物）

右神鞍料物、毎年二月申省請受、即令典履縫作、訖送神祇官、

〔延喜式木工三十四〕鞍二具料、鑣二具、鞅著八隻、鐙著四具、鉸四具、腹帶著四隻、和此良金二百隻（各長一寸）同金著釘二百隻　右伊勢太神宮料、九月十日以前造備、充神祇官、

〔延喜式左右兵庫四十九〕凡伊勢太神宮祭所須女鞍二具、毎年造備、九月五日送神祇官、其料牛革一條（長五尺、廣二尺、）申官請受、（但打立受木工寮、自餘料物見内藏寮式、）造功十五人（採材五人、作十人、）但廣瀨龍田祭鞍隨損作送、

〔延喜式左右馬寮四十八〕造女鞍一具料、紫革四條（各長二尺、廣一寸、）纈皮（臨時定色、）障泥熊皮一張（長六尺已上、並請内藏寮、）牛皮一條（長三尺、廣三寸、鐙靻料、）牛皮一條（長三尺、廣一寸五分、力革料、）洗革（數隨大小、並請大藏省、）錦三尺二寸（二尺二寸鞍褥表料、一尺脊𩋖端料、）紫絲大一兩、緑絲大三分二銖、銀小五兩二分、蔄四銖、鞍橋木鐙（已上二稱請直、）熟銅大三兩三分二銖、滅金大一銖七分銖之五、金漆二勺八撮、緋帛二尺（鞍褥裏料、）東絁七尺五寸（四尺鞍褥料、三尺五寸脊𩋖料、）細布一丈一尺（三尺五寸脊𩋖料、七尺五寸韉靫料、）調布二丈九尺（一丈三尺障泥裏料、五尺小腹帶料、四尺鞍褥料、七尺脊𩋖料、）商布一丈七尺五寸（四尺鞍褥料、六尺五寸韉料、七尺脊𩋖料、）生絲二兩二銖（二銖鞍褥料、一兩轡料、三分二銖脊𩋖料、四銖靻料、）練絲一斤六兩四銖（一斤五兩一分二銖總鞦料、三分二銖脊𩋖料、）苧二兩二分（四銖鞍褥料、一兩轡料、一兩一分二銖脊𩋖料、）漆四合五勺（四合鞍橋木鐙料、五勺鑣料、）絁三尺、綿一兩（並漆絞料、）鐵一廷二兩二分（一廷鑣料、二兩二分鉸料、）和炭三石一斗（三石鑣料、一斗鉸料、並請大藏省、）槲九把（四把鞍褥料、五把脊𩋖料、）東席二枚（一枚鞍褥并韉料、一枚脊𩋖料、）韉裏馬革（準表皮、用在寮者、）熟馬皮料油（枚別一合三勺、請主殿寮、）作工單七十一人（鞍褥三人、轡四人、脊𩋖五人、鞍十四人、鑣十人、靻一人、韉裏革一人小半、鉸大半人、角代六人、障泥二十人、貫鞦十四人、絡鞦絲女十人、）餘鞍准此、但韉用皺文革、鞦料練絲大一斤三兩二分四銖、

名所

〔愚得隨筆鞍八馬〕鞍木（愚〇日下部景衡）按、前輪後輪ヲバ樫木ノ自然曲ニテ作リ、居木ハ合歡木、水木、萍栗等ノ木ヲ用ユ、木生火ニテ、諸木火ノチキ木ハナシ、此三木ハ、火ノ出ザル木ユヘ居木ニ作ル、外木ハ火生ジ、シバリ繩切ル丶也、

〔鞍鐙規矩一〕鞍材に七種あり、かしの木、ひゝらぎ、つげ、かへで、ぐは、ゆの木、くすの木これなり、これ道禪入道の用ひし木どもなりとかや、むかしは桑棗橘の木を用ひたるを、延暦の頃禁せられしは、桑はかひこを養ふもの、棗橘は果の美なるものなるが故なるべし、沼田光兼は、白かし、赤がし、眞がし、三種の內、眞がしといふは、葉ひろく丸く、木の理うすくろ色なるかた木、此木と赤がしを最上とす、柊は次なりといへり、今按に、（〇栗原信充）白かし赤がしの外に、葉びろがし、葉ぼそがしなど數種ある內、手斧の柄に用ゆるかし、卽光兼がいふところの眞がしにてあるべきなり、抑上古に梘と稱せしは、此眞がしなりとかや、相摸國筑井などに多くある木なり、伊豆國よりも出る、たゞし多く作らんには、自然曲は得がたからん、

〔安齋隨筆後編十五〕作鞍矩（カネ）　乘間一尺一寸一分、前後爪間四寸六分、フス程九分、前馬ハサミ一尺七八分、後馬ハサミ一尺二寸四五分、前爪六寸八分、後爪八寸三四分、後山形二寸三分程、是より短きは惡し、

〔鞍鐙工記〕鞍寸法事　一前輪ノ爪長六寸五分、或八寸、鰐口內ノ角ヨリ爪ノ內ノ角ニ至ル也、　一馬夾一尺五分、或七分、八分、　一前後ノ爪間四寸四分、爪ノ內角也、　一手形ノ中ノ高ノ通ヨリ、横樣ノ透一分半、　一伏程九分　一爪ノ外角ヨリ、横金ノ透程一分、　一後輪爪ノ長、鰐口ノ內角ヨリ、爪ノ內角ニ至テ八寸五分、　一馬夾一尺二寸二分、或四分、五分、　一乘間一尺一寸一分、或二分、爪ノ上角ヨリ、横金ノ透、二分、　貞丈曰、右大坪鞍ノ定規ニシテ、此流ノ大法也、

〔風呂記〕鞍の名所、前後の山形、左右の手形、前後のすあま形、後のきしもゝ、四の爪さき、居木前後の

鞍橋

海居木崎、七也、

〔古今要覽稿器財〕鞍名目　鞍橋に山、海、洲濱、切組、馬挾などの名目を定めしは、いづれの時に起るといふことを志らず、延喜天暦のころは、いまだ細かに名付しことはなかりしにや、鞍橋とのみいひて、その餘の名目は詳かならず、左馬寮式、倭名鈔等にも見えず、伊勢家馬具の記、吉良家弓法秘實等に、はじめてさま〴〵の名目出來たれば、室町將軍家の比にいたりて、さだめられしものなるべし、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞍橋　楊氏漢語抄云、鞍橋、久良保禰一云、鞍瓦、

〔箋注倭名類聚抄五鞍馬具〕鞍橋見北魏書傅永傳及花蘂宮詞、又見日本後紀弘仁元年紀、彈正臺、馬寮式、新井氏曰、鞍橋今俗所謂前後輪、鞍瓦今俗所謂居木、按雄略記鞍瓦後橋訓久良保禰乃之豆久良保禰、則知鞍瓦即鞍橋分鞍橋、鞍瓦、爲二、其說非、是前後輪居木、皆鞍橋中之名耳、

〔類聚名義抄三木〕鞍橋クラボネ　〔同九革〕鞍瓦クラボネ

〔飾馬考上〕鞍橋黑鞍鏡鞍　延喜式に鞍橋一架と見え、和名抄に楊氏漢語抄云、鞍橋久良保禰一云鞍瓦と見えたり、按に鞍瓦は日本書紀雄略紀に、鞍瓦後橋と書て、久良保禰乃之都久良保禰と訓、また類聚名義抄にも、鞍橋、クラボネ瓦同訓と註したれば、鞍瓦も久良保禰と云べきを、久良加波良と註せる物あるは、古言を辨ぬ人の、字の儘に訓を付たるなるべし、名義は鞍骨の義なり、

〔飾抄下〕一鞍　唐鞍橋黑地螺鈿入玉

〔日本書紀十四雄略〕九年三月、大磐宿禰飮馬於河、是時韓子宿禰從後而射大磐宿禰鞍瓦後橋、大磐宿禰愕然反視、射墮韓子宿禰於中流而死、

〔日本書紀十九欽明〕十五年十二月、餘昌○百濟王子謀伐新羅、耆老諫曰、天未與、懼禍及、○中略餘昌遂見圍繞、欲出不得、士卒遑駭、不知所圖、有能射人筑紫國造、進而彎弓占擬、射落新羅騎卒最勇壯者、發箭之利、通所乘鞍前後橋及其被甲領會也、復續發箭如雨、彌厲不懈、射却圍軍、由是餘昌及諸將等、得從間道逃

歸、除昌讃國造射二却圍軍一、尊而名曰二鞍橋君一、鞍橋、此云二矩羅膩一、

〔延喜式 齋宮五〕造備雜物　褁鞍橋二具

〔延喜式 彈正四十一〕凡禁斷刈二大小麥青苗一爲二馬草一、賣二買幷桑褁木鞍橋一、

〔日本紀略 桓武〕延暦十一年七月戊午、禁二桑褁鞍橋一、但舊者申二所司一燒印用レ之、

〔延喜式 民部二十三〕交易雜物　常陸國鞍橋十具

〔延喜式 左右馬寮四十八〕凡雜鞍者、十年一度作替五十具、其十具用二舊橋一、

〔延喜式 東市四十二〕鞍橋廛〇中略　右五十一東市

〔諸大名出仕記〕一鞍に付て、い木ゆ木と申事有レ之、いづれもくるしからず、居木柚木此二の字是也、

〔安齋隨筆 後編一〕鞍ボチノ居木又由岐とも云也、何レに云たるもよし、キトユ音相通也、和名抄に、壹岐の島に、由岐ノ訓を付たり、イキをユキとも云也、或説に、鞍のユキハ柚の木をもつて作る故、柚木と云と、是妄説也、鞍のユキは柚ノ木に限る事なし、水木をもつて尤良とす、水木一名水草ノ木とも云、枝を折れば枝より水したゝる木也、強く乘れば、鞍は切組キシリ合て火出る事あり、故に水木を用ゆ、キシリても火出る事なしと云、

〔古今著聞集 武勇九〕頼光朝臣〇中略　少もさはがず、太刀をぬきて鬼同丸が頭を打おとしてけり、やがてもたふれず、打刀をぬきて鞍のまへつはをつきたり、さて頭はむながひにくひつきけるとなん、

〔保元物語 二〕白河殿義朝夜討被レ寄事

爲朝能引テ兵ト射ル、山田小三郎ガ鞍ノ前輪ヨリ、鎧ノ草摺ヲ尻輪懸テ、矢先三寸餘リゾ射通タル、

〔別所長治記〕大村合戰

スヤリヲ持タル敵一人、大膝ニ突カヽル、以長刀鐺ヲタヽキ落シ、逃所ヲ追掛カラ竹ワリニワリ付ル、鞍ノ跡輪ニ長刀強ク打付、鐔本ヨリ打折、刀ヲ抜、散々ニ攻戰、

鞍爪

〔平家物語七〕くりからおとしの事

こゝにひみの湊をわたらんとし給ひけるが、折ふししほみちてふかさをしらざりければ、木曾殿〇仲義まづはかり事に、くらをき馬十疋計、おひ入られければ、くらつめひたる程にて、さうゐなく向ひのきしにぞつきにける、

〔源平盛衰記三十六〕清章射鹿幷義經赴鵯越事

義經ガ乘タル大鹿毛ハ、陸奥國ニテ名ヲ得タル氣高キ逸物也、〇中略鎌倉殿ノタビタル薄墨ニモ、底ハマサリテコソ在ラメ、去バ宇治川ヲ渡シ時モ、此二疋ノ馬共ハ、鞍取ヨリ上ヲ不濡逸物也、

鞍壺

〔保元物語二〕白河殿攻落事

主モナキ放馬、源氏ノ陣ヘ懸入タリ、鎌田次郎是ヲ取セテ見ルニ、鞍壺ニ血タマリ、前輪ハ破テ、尻輪ニノミノ如ナル矢尻留レリ、

〔太平記十一〕金剛山寄手等被誅事附佐介貞俊事

阿曾彈正少弼時治、大佛右馬助貞直、江馬遠江守、佐介安藝守ヲ始トシテ、〇中略降人ニ成テゾ出タリケル、定平朝臣是ヲ請取テ、高手小手ニ誡メ、傳馬ノ鞍坪ニ縛屈メテ、數萬ノ官軍ノ前々ヲ追立サセ、白晝ニ京ヘゾ被歸ケル、

手形

〔本朝軍器考十一鞍轡〕鞍ニ手形トイフ物ツクル事ハ、平治ノ戰ニ、鎌田兵衛政淸、與三左衛門尉景安トクムデ首ヲトル、比ハ十二月廿七日巳ノ時バカリ、一村雨フリテ風ハゲシク吹タレバ、鎌田ガ鞍ノ前ツ輪ニツラヽキテ、乘ワヅラヒシヲ、惡源太義平見給ヒテ、手形ヲツケテノレヤトノ給ヒシカバ、打物ヌイテ、ツブ〳〵ト手形切テ乘リタリシヨリ始レルヨシ、平治物語ニ見エタリ、今モ世

山形　鞍口　種類 唐鞍

ニ鎌田クリナドモイフメリ、

〔平治物語二〕待賢門軍附信頼落事

十二月〔〇平治元年〕二十七日ノ巳剋計ノ事ナルニ、一村雨サットシテ、風ハ烈ク吹タリケリ、鎌田〔〇政家〕ガ鞍ノ前輪ニモツラ丶イタレバ乗兼ケリ、惡源太〔〇義平〕是ヲ見給ヒテ手形ヲ附テ乗レヤト宣ケレバ、打物拔テツブ〱ト手形ヲ切テゾ乗タリケル、鞍ニ手ガタヲ附ル事、此時ヨリゾ始レル、

〔家中竹馬記〕一馬に乗時は、先手綱を鞍つぼに打懸さげて、弓を持ぬ時は、右の手に手綱を取て、其手を鞍の左の手形に懸て、左の手にて尻つ輪を押へて乗也、

〔七十一番歌合中〕四十五番　右　鞍細工

夕まぐれ山かた近き三日月のまがりながらに入ぬべきかな

〔武器考證十一〕鞍の山がたと云は、前後の輪なり、まがりながらとよめるは、鞍の山がたには、おのづからにまがりたる所をゑらび取て作るをよしとすればなり、

〔曾我物語一〕かはづのうたれし事

大のとがりやさしつがひ、よつひきゑばしかためて、ひやうとはなつ、おもひもよらでとをりけるかはづのりたるくらの、うしろの山がたをいけづり、〔〇下略〕

〔請取渡其外記〕一鞍請取候はゞ、左へ引廻と候は、　請取人左ノ手ニテ後輪わに口へ手を懸テ、前輪ノわに口へは左ノ手を懸、扠請取人の左へ引廻候へば、渡人の方へ前輪をなし申候事、

〔岡本記〕一くらにさかわに口いる丶事、くるしからず、是けつこうなるゆへなり、いぬ、かさがけ、ぐんちん等には尤可然事なり、たゞし御はれの時は口傳あり、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞍、説文云、鞍〔〇中略〕俗有唐鞍、移鞍、結鞍等名、

〔類聚名義抄九革〕唐鞍カラクラ

〔諸鞍日記〕唐鞍ノ事　形ハ移ニ同ジ、但黑鞍ナリ、切付ハ大ニシテ、面ニ銅ヲ付テ、覆輪モカチニテ掛テ、面ニ樣々ノ物ノ紋ヲ打テ付タリ、此鞍ノ具足ニハ、馬ノ額ニ銀面ヲ當ルナリ、面ニハ是モ樣樣ノ紋ヲ打付タリ、又角袋トテ錦ニテ包テ、本ニハカチニテ少シ先細ナルヲ付ルナリ、頭ノ上ニ付ル也、又頸總トテ、ヲトガヒノ下ニ付ル物有、色々ノ玉ヲ貫キテ下ゲタリ、長サ二尺餘リナリ、又雲珠トテ鞦ノツヂノ上ニ付ナリ、如意寶珠ノ樣ナル物ニ坐ヲ敷、鞦ニ結付タリ、又尾囊ト云ハ、尾ヲ唐尾ニ取テ、尾筒ヲ入テ付ルナリ、此尾袋ノ左右ニ、蝶ノ樣ナル物ヲ打テ付タルナリ、此鞍ハ御禊ノ行幸ノ時、節下ノ左大臣ノ一ノカミノ乘ル鞍ナリ、又ハ加茂ノ祭ノ使モ乘ナリ、鐙ハ輪鐙ナリ、鞦ハ牛ノ皮ニテシテ、上ヲ赤ナメシニテ包テ、杏葉ヲカチニテ打テ、アハヒ四五寸許ニ付タリ、又手綱ハ淡ナリ、

〔諸鞍日記考註〕一唐鞍ノ事　唐鞍ト云ハ、馬ヲ唐風ニ飾ルヲ云也、鞍橋ノ名ニハ非ズ、和名抄ニ、蔡邕獨斷云、金鍐、祖叢反、字亦作鏓、今案、俗云銀面之昌蒲形是、馬冠也、高廣各五寸、上如三華形一者也ト見タリ、金鍐ヲ唐鞍ノ具ニ用ルヲ以テ見レバ、其餘ノ具モ皆唐風ヲ移シタル者ナルベシ、○中略南都春日ノ神殿唐戸ニ、唐鞍ノ繪二樣アリ、是ハ後三條院ノ御宇ニ、始テ畫シテ、其後修造ノ度每ニ、舊樣ヲ摸シ傳フルト云、此繪ヲ見ザレバ、唐鞍ノ事ハ會得シ難シ、飾抄ニモ圖見タレドモ精シカラズ、

〔飾馬考上〕唐鞍鈴鞍唐　延喜左馬寮式に○中略あり、唐鞍と云名の物に見えたるは、是始なるべし、かくて名義を按るに、是は其皆具を唐風に爲る故也と云說あれど、然らば異邦の鞍馬の飾も、大抵は此唐鞍に等かるべきを、諸の漢籍どもに見る處、たゞ蔡邕獨斷、金鍐馬冠也、高廣各五寸、上如三華形一也と云るが、銀面の菖蒲形に似たると、考聲切韻に、紛所‐以韜二馬尾一也と有物、此飾に用ふる尾袋の類にやと、覺ゆるのみにて、其餘は是に等しき物を見ず、又按に、凡西土の馬の飾には、障泥を用ふる事の、西京雜記、唐韻などにも見えたり、然れば此鞍實に唐風を摸寫せる物ならむには、必

此具をこそは用ひぬべきを、其事なきは如何ぞや、なほ云ば、是が鞍橋を見るに、自來皇朝の制なる事云もさら也、然れば此一によりても、皆具を唐風に爲るとの說は信難かるべし、○中略然らば唐鞍とはいかなる義ぞと云に、己○的美が按處は、既に註せる左馬寮式に、蕃客乘騎唐鞍と見えたれば、是は古へ唐客に乘しめられし鞍なる故に、然は名付たる物ならむか、小泉保敬は、昔時何にても、世に一際淸く勝れたる物を稱て、唐何と云し事あり、其は唐珠、唐衣、唐匣の類也、さて其唐は借字にて、明(アカラ)の意なるべく、明は穢きの反對にて、是卽淸く勝れたる物をいふ、然れば此馬の飾も、他に勝りて美麗しく、見處ある物なれば、唐鞍とは云なるべしと云り、式に唐櫃を明櫃と書れたるに據る時は、此說よろしきにや、考ふべし、

〔飾抄下〕一鞍　唐鞍橋、(黑地螺鈿入玉)表敷、(錦)大滑、(有金銅物鈴等)金借請德大寺唐鞍寫之、大滑、三重有伏輪、二重付透金物、端三十二、次端ニ二十六、鞍敷下紺地錦伏輪、上有菱針等、多見之、必不一樣、或付藤丸金物、或付花橘、有鈴等、而此鞍大滑无鈴、

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事　橋(付四緒手)　表敷　表腹帶　鐙　力革　轡　銀面　角袋　尾袋　雲珠
頸總　大滑　革䩞　杏葉(ムナガヒ七、シリガヒ十一、チモガヒ十)　攝蝶(ムナガヒ十三、シリガヒ十八、チモガヒ十)　飼付十　手綱　差々繩　引差繩
鞭　靫負攝　鞍覆

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡蕃客乘騎唐鞍、寮家掌收、若有壞損、隨卽修理、○中略凡雜鞍者十年一度作替五十具、其十具用舊橋、但唐鞍隨損臨時申官修理、

〔西宮記臨時八〕鞍　大嘗會御禊、公卿乘唐鞍、

〔小右記〕天元五年四月十六日丁丑、去夜有牛斃穢、早朝參殿、先日申此由、奉假文、從大將殿借給唐鞍一具、

〔春記〕永承七年四月廿二日丁酉、今日賀茂祭也、○中略未剋許雜事皆具了、餝馬了、唐鞍者用東宮大夫

〔年中行事繪巻〕朝覲行幸圖




移鞍

鞍、但多改加風流、下鞍用鏡、頸總者新作珠玉連聯、種々倣太美也、雲珠又玉雲珠也、多加風流倣之、笠用縫笠也、馬副六人、手振人雜色十六人、（色々村濃）有依有宜旨也、

〔中右記〕元永二年十二月五日、右中辨雅兼來云、〇中略同社〇鴨社唐鞍燒亡已了、可被調獻哉否、者可被進者誰人可奉調哉、件鞍事社司申云、故高實朝臣依夢想、以私鞍所令進納也、但高實進納以往、以如形唐鞍令供奉神事、今度共燒亡了、明年四月已前可有沙汰也者、雅兼云、此仰可量申由被仰也、

〔今昔物語二十八〕歌讀元輔賀茂祭渡一條大路語第六

今昔、清原ノ元輔ト云フ歌讀有ケリ、其レガ内藏ノ助ニ成テ賀茂ノ祭ノ使シケルニ、〇中略元輔ガ乘タル庄馬大躓シテ、元輔頭ヲ逆樣ニシテ落ヌ、〇中略元輔君達ノ車ノ許ニ歩ビ寄テ云ク、〇中略石ニ躓テ倒レム馬ヲバ何カハ可爲キ、唐鞍ハ糸盤也、物可拘クモ非ズ、其レニ馬ハ痛ク躓ケバ落ス、其レ亦不弊ズ、

〔御禊行幸服飾部類〕仁安元〇中略兼光記云、攝政殿御騎馬、令用鈴唐鞍給、

〔兵範記〕仁安元年十月廿七日丁酉、大嘗會御禊也、〇中略院御馬被渡御堂唐鞍、八子、雲珠、鈴、頸總也、被借中北政所歟、

〔永和大嘗會記〕永和元年十月廿八日、天皇〇後圓融鴨河に幸して、大嘗會の神齋のため禊したまふ、是を御禊の行幸といふ、〇中略凡此行幸は、大儀をこなつて、千官をしたがふ唐例なるによりて、群臣唐鞍をもちふ、

〔光源院殿御元服記〕御元服次第　同〇天文十五年十二月十九日　一定頼進上折紙目錄也、〇中略御馬一疋、鴾毛置唐鞍元造朝臣披露之、

移鞍

〔倭名類聚抄十五〕鞍馬具　鞍　説文云、鞍、(中略)俗有唐鞍、移鞍、結鞍等名、

〔類聚名義抄九〕移鞍ウツシ

〔諸鞍日記〕一移シノ鞍ノ事　移ト云ハ、覆輪打付タル鉢鞍也、二ツ由木ヲ掛タリ、内ハ朱ヲサシテ、外ハ黒塗ナリ、下鞍ハ裾廣ニ切テ、上ニエウヲ入タリ、地ハ黒ク、緣ハ大滑ヲ廣クサシタリ、緣外レニ白布ヲ三ツ緣ニシテ、綾杉ニシテ、小緣ノ外レニサシ廻シタリ、表敷ハナキナリ、腹帶ヨハイハデ、由木掛ト云テ、由木ニ結付テシメタルナリ、鐙ハ壺ナリ、鞦ハ平鞦ニ總ヲ付タリ、力革ハ赤革ニテ包タリ、泥障ハサヽヌナリ、行幸ノ時ハ、公卿殿上人モ、此鞍ニ乘ルナリ、隨身ハ此鞍ニ乘ル、手綱ハ蘇芳ノ手綱トテ、絹ヲ染タリ、

〔本朝軍器考〕十二鞍轡　飾抄ノ唐鞍ノ下ニ、昔德大寺ノ唐鞍ヲコフテ、コレヲウツストイフ事アレバ、移鞍トイフモノハ、唐鞍ヲ摸作レルヲイヒシニヤ、唐鞍ハ其橋ハ黒地、螺鈿玉ヲ入ルナド見エテ、平文移ニ、或ハ貝ヲ摺リ、玉ヲ入レ或ハ銀ヲ入、或ハ薄文ヲ押ナド云事ハ見エタリ、

〔愚得隨筆〕八鞍馬　平文移鞍　未詳、愚〇日下部景衡按或人云、平文ノ狩衣トイフハ、色ドリ染シ狩衣也、平文ノ箱トイフモ、繪ガキシ箱ナリトイフ、シカラバ平文移鞍モ、或ハ貝摺玉ヲ入、薄文ヲ押トアレバ、色々摸樣ノアル鞍歟、

〔古今要覽稿〕器財　移鞍　平文移鞍　移鞍といふは、近衛次將の大嘗會御禊行幸の時に、乘用ゆる鞍なり、西宮記それをば寮の移くらといふなり、移鞍に乘用ふる鞍なるが故に、しかいふなり、西宮記大嘗會御禊の條に、近衛次將乘移鞍とありて、行幸の條に、近衛次將移馬とあり、移馬と云は、延喜式に牧の放飼馬者、寮移於當國國印令牧子牽送と見え、又其注に、但攝津國鳥養牧、豐島牧、不移當國、寮直放繫とみえたるを、合考ふれば、左右馬寮より移文を作りて、某の國に放飼、劣處の馬をめす故に、この馬をうつしの馬といふなり、〇下略

〔飾抄〕下移　近衛次將乘用平文移、或摺貝入玉、或入銀、或押薄文、有錦心、上敷大滑、緣用錦、付金文堅食、大滑畫雲龍等、鐙或入銀、或押薄文、轡或平文、或金銅、手綱、蘇芳平緒、有伏組、鞦平文、付堅食、金物鍮金銅、差繩、或蒸津緒、或蘇、或棟淡、或打交、舊例　左右次將各一人用寮移、近代面々

新調用之、宿老次將或乘和鞍、次將等夜行幸用無文鞍云々、甚不可然事歟、

〔物具裝束抄〕一移具事黑移、平文移、　橋　左筆　大滑　鐙　轡　手綱　鞦𩋡　鈴平文之時用之

〔西宮記臨時五〕東宮行啓　公卿出帶刀料移。馬。〇新立、帶刀未補之間、行啓、近衞將已下供奉、

〔江家次第十九〕臨時競馬事　左右乘尻各十人、騎馬相向、其裝束、〇中略平文移鞍、

〔世俗淺深秘抄下〕一給上皇馬、次將置移騎之事、雖無其謂、先例多以如此、非難、

〔大鏡八〕頭中將まさたゞがさねのまりはさみて、うつしをきたる馬にのりておはするに、院のおはしますなりけると見て、車ども、かち人もてまどひし、たちさはぎていともの さはがし、

〔續世繼四すべらぎ〕みまやの御馬に、うつしおきて、いだしたて、つかはしければ〇下略

〔宇治拾遺物語五〕伏見修理大夫俊綱〇藤原のもとへ、殿上人廿人計をしよせたりけるに、〇中略厩にくろ馬の額少しろきを廿匹たてたりけり、移のくら廿具鞍かけにかけたりけり、殿上人醉みだれて、をの〱この馬にうつしのくらをきて、のせて返しにけり、

〔古今著聞集十馬藝〕寛治五年五月廿七日、二條大路にて、はなちがひしける馬をとりて、移を置て、競馬六番ありけり、

〔兵範記〕仁平二年八月廿九日辛卯、巳刻公卿以下參會、今日無饗女院女房打出如昨日〇鳥羽五十賀、中略、次有御贈物事、〇中略　次龍蹄五疋各置平文移鞍、　橋押白鑞文、蛇尾幷鞦緣付、付金物赤地錦渡、同手綱或纈綱渡、蘇芳打手綱用之、在鞅、以其差綱轡ヲ搦于左右張之、

〔吾妻鏡十五〕建久六年三月十三日戊戌、將軍家〇源賴朝御參大佛殿、爰陳和卿爲宋朝來客、應和州巧匠、〇中略將軍抑感涙、奧州征伐之時、以所著給之甲冑、幷鞍馬三疋金銀等、被贈和卿、賜甲冑爲造營釘料、施入于伽藍、留鞍一口、爲手掻會十トラ列ツラ之移鞍寄進之、

〔御禊行幸服飾部類〕永仁六年十月廿五日仲定記云、殿內舍人隨身乘用平文移鞍、任望御厩別當調

進色目〻、　橋（緣螺鈿文堅食）　下鞍（彩色豹皮色、〻押細金略之、金銅伏輪、緣赤地錦、用二經〻綱一、）　轡（散物、文同、）　鐙（散物、文堅食、カコ白塗之、）　力革（赤地錦）　手綱（蘇芳）　差縄（白）　腹帶（同）　色目自レ殿被レ下レ之、骨鐙不レ借二他所一、古物也、

〔思のまゝの日記〕六月（○貞治六年）廿日ころ、いとあつき比なれば、いづみもてあそび給ふとて、二條の家に行幸有、（○中略）夜に入て上のゑむでんよりかへらせ給ふ、御馬十疋うつしをきたてまつる、

〔後深心院關白記〕應安五年四月廿日丁酉、賀茂祭如レ例、近衛使伯卿沙汰立之、唐鞍移鞍等依二申請一遣之、

〔飾馬考上〕倭鞍　諸抄、及大嘗會の記錄どもに見えたり、名義は、俗に唐鞍を異邦の制ぞと思ひなしたるより、彼に對してさは號けしなるべし、然れども此倭鞍といふ名、いと古き物には見えざるにや、類聚名義抄に、唐鞍、移鞍、結鞍と次第て載たれど、和鞍の名をいはず、又和名抄にも、俗有二唐鞍、移鞍、結鞍等名一と註して、倭鞍の事なし、

〔古今要覽稿器財〕和鞍　和鞍といふは、皇朝の鞍なり、大嘗會御禊行幸の時、供奉の公卿は、唐禮なるによつて、唐鞍をゝふれども、四位五位の人に至りては唐鞍もたざるも多きが上に、新調の用途もまたたやすからず、常用になきものを作るも、わづらはしければ、旨にまかせて、己が國の鞍に、唐鞍鞦をかけ、杏葉をつけて乘用るなり、（西宮記北山抄）その時に、唐鞍和鞍まじりたるを分たん爲に、皇朝の鞍を和鞍と注せしが、後世にいたりて、別に和鞍といふもの有ことに注せしものあり、さてこの鞍の莊嚴に、有筋螺鈿公卿、無筋四位五位、端螺鈿沃懸地諸官五位、端螺鈿黑漆六位（西宮記後勘）など見えたるもの、大嘗會御禊の日にあらざれば、たゞ有筋螺鈿無筋など出し、御禊の日なれば、和鞍と注せしなり、されば飾抄に和鞍に題して、緣螺鈿を用ふべしと注したり、ゑかるにその頃、緣螺鈿用ふるものすくなく、鏡鞍、或は蒔繪の鞍を用ひたり、されば桃花蘂葉に、倭鞍具とて水精地、銀地、鏡地、梨地、黃地、龜甲地、蒔繪地、鉢鞍を出されたり、けだし是等の鞍みな唐鞍と對して用ゆべ

きものなれば、かく誌るされしなるべし、さてこれらの鞍に具したるは、赤地錦の表敷、水豹竹豹小豹の下鞍、大滑、あるひは泥障、連著鞦に總、辻總、紫末濃、小畝、連著、壺鐙、舌長、舌短にても、力革、貫緒、轡はかたみ、紫淡、蘇芳、楾緂手綱、白差綱、白腹帶、打物、薄物鞍覆、蒔繪轡なり、桃花蘂葉たゞし下鞍は行縢形を用ゆべし、その後終に水精地、龜甲地等を用ひずして、鏡地をのみ用ゆるより、また鏡地の鞍をさして、御幸鞍といふことになれり、諸鞍日記大嘗會御禊の時は、楚鞦を用ひて、杏葉をつくるなり、西宮記五月六日の出馬に菖蒲形、雲珠、尾袋を用ふ、同上寛治御禊の時、少納言公衡の和鞍に、銀面、杏葉、尾袋、取物四尺を具したるに、康治元年に、少納言師敎の裝束、尋常にして、杏葉をつけ、銀面尾袋を用ひられざりしは、家貧なるが故なりとぞ、御禊行幸服飾部類また節下少納言先例和鞍にのるといへども、銀面尾袋ありといふ宇槐記を考ふれば、銀面尾袋は、和鞍に用ゆべきものにはあらざるなり、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍倭　水精地天永三、春日詣、中納言中將　銀地同時引馬　鏡地赤銅　黑地壽永二、朝覲、中將頁經、

黃地治承三、朝覲、三位中將、　龜甲地大治五、朝覲、少將賴長、　蒔繪　鉢鞍野宮用之

〔物具裝束抄〕一和鞍具事　橋四緒手　表敷　表腹帶　切手四位豹、五位虎、　大滑同前　鐙大滑之時壺鐙、切付之時舌長

鐙、　轡　手綱公卿蘇芳緂、殿上人楾緂、　尺泥障切付之時用之、大滑之時不用之、

〔飾抄下〕和鞍　行幸可用之、緣螺鈿云々、雖然近代或鏡鞍、或蒔繪、彼是所用也、切付四位已上豹皮、五位已下虎皮、手綱公卿蘇芳緂四位已下楾緂、差縄公卿師差縄、四位已下片差縄、行幸舌短鐙、御幸舌長、泥障、

〔助無智秘抄〕大嘗會御禊日○中略　五位闕腋袍シリミウカ　アヤノ表袴、黑半臂、巡方帶、魚袋ナツクベシ　大和鞍、杏葉ツクヲタチハクベキ人ハ、螺鈿ヲハクベシ、

〔西宮記五月〕六日幸武德殿、諸家出馬裝束　倭鞍　菖蒲形　杏葉　雲珠　尾袋

〔西宮記臨時五〕齋宮三度禊　四月禊日入紫野院、任院司事　中納言二人、參議二人、唐鞍式、倭著杏葉也、四位四人、左右

水干鞍

少將、左右衞門佐各一人、已上倭鞍唐尾、馬寮助允、所衆六人如例、院司供奉、

〔北山抄五〕大嘗會御禊事　參議以上騎餝馬、〇中略五位以上倭鞍、用杏葉鞦結唐尾、

〔小右記〕長和二年九月廿七日丙辰、今日伊勢齋内親王今上女一行禊也、〇中略行列〇中略帶螺鈿劒著靴、倭鞍付杏葉結唐尾、

〔勘仲記〕建治二年十二月廿二日壬午、今日若宮御降誕以後御行始也、〇中略午一點著楚々束帶相具馬參近衞殿、〇中略大和鞍有鞦平緘毎事雖爲異謂事、於楚忽所奔營供奉也

〔康富記〕寶德二年七月五日丁未、是日室町殿著直衣御參内也、〇中略地下前驅〇中略之、連名已上十人倭鞍總鞦、

〔實久卿記〕天保九年二月六日戊申、午剋許、著衣冠内々參御社、〇中略春日、申剋沐浴著束帶、〇中略予乘馬、大和鞍、總鞦如常、

〔諸鞍日記〕一水干鞍ノ事　常ザマノ鞍ナリ、コレハ褻ノ御幸ノ時モ、淨衣ノ御幸ニモ、公卿殿上人ノ乘ル鞍ナリ、

〔諸鞍日記考注〕水干鞍ト云モ、鞍橋ノ名ニハアラズ、餝ヤウノ名也、水干ト云名、衣服ノ名ニモアリ、又此鞍ノ名アリ、何ノ故ヲ以テ、水干ト名付ル事未詳、

〔古今要覽稿器財〕水干鞍　水干鞍は戎衣ならざる時に用ゆる鞍なり、そのはじめ詳かならず、けだし今世に常用とするもの卽是なり、その故は山形あつく、乘間弘きは、草摺のたゝまりをかけまくは腹をふせがんためにして、卽戎衣の時の鞍なり、此水干鞍といふは、山形うすく、乘間せまきが故に、鞍少さく角たゝず、今にても正しく試むるにまかり、北條氏執權の頃より出來しものならんと、諸鞍日記といふも信じがたし、水干鞍抄といふはいかゞあらん、鞍橋の名にはあらず、餝樣の名なり

〔禁秘御抄下〕一内裏燒亡　近邊有火之時、陣中將佐、柏夾帶野劒如法、〇中略馬雖無定樣、有隨身人、隨

鏡鞍

身移馬、或前驅馬無定樣、如近衞將用水干鞍、用移幷和鞍不可然、

〔勘仲記〕弘安六年二月十日乙未、寅剋著衣冠、馳參殿下、〈○藤原兼平〉春日祭十列御奉幣御禊陪膳勤仕之料、再三被責伏、仍所早參也、〈○中略〉卽相具馬、〈水干鞍、猷大總鞦、舍人水干褐、〉

〔八幡社參記〕康正二年三月廿七日丙申、今日參詣〈○足利義政〉石淸水八幡宮、〈○中略〉路頭行列　先馬〈置水干鞍、同鞍覆也、虎皮切付、豹皮泥障、舍人三人著直垂引之、〉

〔實麗卿記〕文政十三年後三月四日壬戌、當月中旬御幸于修學院、被仰下奉行爲知朝臣被告、文體續左、〈○中略〉衣體可爲狩衣奴袴事〈別紙四折〉〈○中略〉可爲水干鞍事

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍〈倭〉鏡地〈赤銅〉

〔貞丈雜記〈十三馬具〉〕鏡鞍とは、鞍の總體を銀又眞鍮などの、うすがねにて包みたるを云、總廻りは覆輪をとる也、〈○中略〉鏡鞍と云は、前後輪の表を、一面に銀、又は銅眞鍮などにて張り包み、山形の上よりつまさき迄、同かねにて、ふくりんを懸、小き鋲を打て留る、居木先もかねにて包み、鋲にて留る、前後輪の裏の方居木はかねにて包まず、うるしぬり也、鏡鞍異說多し、用べからず、皆知らぬ人の妄說也、諸鞍日記を考べし、

〔飾抄下〕諒闇鞍事　嘉保二四十七、江記曰、美作守自此宅出立、鞍右大將〈○雅實〉被借、橋幷鐙並鏡也、小文韉豹、其轡又鏡也、只水付散物也、手綱、〈蘇芳緂、私餝之、泥障新裁之、〉

〔台記〕久安二年九月廿七日、此日詣石山寺、〈○中略〉寅剋出京、於粟田口騎馬、〈鏡鞍〉

〔台記別記〕久安五年十月十一日己未、日吉行幸也、〈○中略〉三位中將殿令供奉給、〈○中略〉院御馬〈伊與一黑栗毛、〉鏡鞍、小豹下鞍、藍革大韉、蘇芳緂手綱、同村濃張差縄、鞦、萌黃纈物文、

〔保元物語二〕白河殿義朝被寄夜討事

四郎左衞門〈○源賴賢、中略、〉月毛成馬ニ、鏡鞍置テゾ乘タリケル、

金覆輪鞍

〔兵範記〕保元三年正月十日辛未、天皇〇後白河爲朝覲行幸美福門院御在所白川押小路殿、殿下唐御車前駈廿人、〇中略註右大臣殿御裝束如常、(中略)鏡鞍御竹豹下鞍、蘇芳綾手綱、他事如常、

〔平治物語一〕源氏勢汰事

惡源太義平ハ、〇中略鹿毛ナル馬ノ早リ切タルニ、鏡鞍オカセテ、父〇義朝ノ馬ト同頭ニ引立タリ、

〔玉海〕承安四年三月廿一日戊申、經家朝臣來、先日爲騎用申請鏡鞍、今日相具所來也、

〔飾抄下〕祭使引馬鞍　治承三四廿一、近衞使右少將顯家、引馬鏡鞍、秘樾末濃、畝同村濃、不染交青色、泥障懸、金銅伏輪、打交差繩、有蘂總、居飼、懸青紗鞍覆、有縫物、

〔平家物語七〕くりからおとしの事

奧のひでひらがもとより、木曾殿〇義仲へれうていニ疋奉る、〇中略やがて此馬にかゞみくらおいて、白山のやしろへ神馬に立らる、

〔視聽草三集六〕鏡鞍

寬政四年壬子七月十三日、若君樣御誕生ニ付、七月廿三日從小笠原右近將監獻上鏡鞍目錄寫、

覺

一御鏡鞍　御紋付梨子地辻山城政廣作　一脊　一御鐙　梨子地同人作　一掛　一御轡市口兵庫吉次作　一御手綱縮緬白紺段々筋染分　一立　開白糸　一切付白精好　一力革　白革　一押掛　白羅紗　一障泥白革　一腹帶　晒布　以上　小笠原右近將監

〔下學集器財下〕鞍　金伏輪伏或作覆

〔古今要覽稿器財〕金覆輪鞍黄覆輪鞍　金覆輪鞍は、前後輪の山形、爪先、鰐へ金の覆輪したる鞍なり、何の頃よりしか作はじめたるにや、さだかならずといへども、保元平治の合戰の時、此鞍にのれる人保元物語平治物語おほく見ゆれば、武用の爲に制せしものにや、京都將軍家のころ、若き大名抔の外、た

やすく用ゆるものなし(土岐家聞書)といへり、げにも明德三年相國寺供養供奉隨兵の中にも武田、小笠原、今川三家の外、(相國寺供養記)乘用ゆる人なきにて去られたり、然して金と云とも、實に金を用ひしにはあらず、滅金を用ひしなり、(鞍作書)あるひは黃覆輪といへり、(源平盛衰記)なを銀覆輪を白覆輪といふがごとし、(○中略)

蒔繪金覆輪鞍　蒔繪金覆輪鞍は、蒔繪鞍に金の覆輪かけたるをいふ、(○中略)

金覆輪白鞍　金覆輪白鞍は、木地鞍に金の覆輪かけたるを云、

〔土岐家聞書〕一金覆輪の鞍、京都にては上下ともに稀也、但若大名其外にも、若衆は自然かながいに金覆輪などにもして、野ぐつしほ手も燒付にも、又金に打くゝみてもせらる也、凡諸家の内者などは然べからず、鞍は紋ばかりかねにてよし、

〔家中竹馬記〕一鞍は(○中略)金ふくりんは、若き人などは着て不苦、但夫も事に寄て無益也、

〔參考保元物語〕二義朝白河殿夜討事

白葦毛ナル馬ニ、(○註略)金覆輪ノ鞍置テ乘タリケルガ、(○下略)

〔源平盛衰記〕二十一小坪合戰事

畠山ハ(○中略)泥葦毛ノ馬ニ、中ハ金覆輪、耳ハ白覆輪ノ鞍ヲ置、(○下略)

〔源平盛衰記〕三十五高綱渡宇治河事

高綱(○佐々木)ハ、(○中略)鎌倉殿(○賴朝)ヨリ給タル生唼ニ、黃覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル、

〔源平盛衰記〕三十七義經落鵯越并畠山荷馬附馬因緣事

軍將(○源義經)宣ケルハ、一ハ馬ノ落樣ヲモ見、一ハ源平ノ占形ナルベシトテ、葦毛馬ニ白覆輪、白ケレバ白旗ニ准ヘテ源氏トシ、鹿毛馬ニ黃覆輪、赤ケレバ赤旗ニナゾラヘテ、平氏トテ追下ス、

〔相國寺供養記〕武田伊豆守源信在(中略)馬(鴾毛、蒔繪鞍金覆輪金具、)

〔明德記〕中御所(○義滿)其日ノ御裝束ニハ、(○中略)御秘藏ノ大河原毛五尺ノ馬ト聞エシニ、金覆輪ノ御

鞍置テ、〇下略

〔豐國大明神祭禮記〕十三日、〇慶長九年八月貳百疋之御馬、建仁寺ヨリ大佛迄立揃ラレ、見物群集、生便敷粧也、一三十疋　羽柴肥前守　金覆輪之鞍に、猩々皮之泥障、紅ノ緒房、押懸、鞦、三尺縄、沓等に至迄同前也、

銀覆輪鞍

〔古今要覧稿器財〕銀覆輪鞍　白覆輪鞍　銀覆輪鞍、また白覆輪ともいふ、白焼付鎌倉年中行事とあれば、銀白をやきつけにせしなるべし、いつ頃よりかくする事にや、いまだ詳ならずといへども、保元の合戰の時は、はろふくりんの鞍置て乘たる人見えたれば、それよりはやくせしものなるべし、蒔繪白覆輪鞍　蒔繪白覆輪鞍は、蒔繪の鞍に銀の覆輪かけたるなり、〇中略　梨地白覆輪鞍　梨地白覆輪は、梨地鞍に銀の覆輪かけたる也、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

六條判官爲義、〇中略連錢葦毛ナル馬ニ、白覆輪ノ鞍置テゾ被乘タル、

〔源平盛衰記十一〕靜憲與入道問答事

金剛左衞門俊行、力士兵衞俊宗ト云侍二人、烏黑ナル馬ニ白覆輪ノ鞍置テ、〇下略

〔明德記中〕一色左京大夫裝束ニハ、〇中略栗毛ナル馬ノ八寸ニハヅミタルニ、白覆輪ノ鞍置テ、〇下略

〔相國寺供養記〕武田五郎源滿信(中略)馬鴾毛、蒔繪鞍白覆輪、〇中略　栗飯原九郎左衞門殿平將胤(中略)馬鹿毛、鞍梨地白覆輪、文様缺丸、〇中略　左兵衞佐源俊氏(中略)馬黑鹿毛、黑塗鞍白覆輪、

角覆輪鞍

〔貞丈雜記十三馬具〕一つのふくりんの鞍と云は、金ふくりんなどの如く、前後の輪の山がたよりつまさき迄、角にて伏輪したる也、

〔義經記一〕しやなわう殿くらま出の事

吉次いまだ夜ふかに京を出て、栗田口に出來る、〇中略黑くりげ成馬に、つのふくりんの鞍をきて

ぞ乘たりける、

沃懸地鞍

〔參考保元物語　二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本幷云、重盛ニ於テハ、〇中略鵇毛ナル馬ニ鑄懸地ノ黃覆輪ノ鞍置テゾ乘タリケル、

〔源平盛衰記　二十三〕忠文祝神附追討使門出事

維盛〇中略連錢葦毛ノ馬ノ太逞キニ、鑄懸地ノ黃覆輪ノ鞍置タリ、

〔葉黃記〕寶治二年正月六日乙卯、今日御幸始也、〇中略午剋參院、(中略)馬沃懸地鞍、同鐙、緂手綱、泥障等如常、

金鞍

〔成氏年中行事　正月〕一同五日ノ夜、御行始、管領ヘ御出恒例也、〇中略金〇鞍〇銀鐙雖非御法、公方樣依被召之、斟酌アル也、

〔武器考證　三〕金鞍ハ、金ノ鏡鞍也、

〔明月記〕承元二年六月二日、有御馬御覽、重輔來仰可引之由、卽令引入栗毛二疋、一疋置鞍、金〇銀〇鞍也、御覽了引出、

〔雲州消息　上〕請嚴命事

明朝於右大將軍幕下、可企往遊之由源少納言所被示也、〇中略懸物銀鞍云云、

銀鞍

〔古今要覽稿　器財〕銀鞍白鞍、白覆輪、　銀鞍といふは、銀の鏡鞍なり、また白鞍ともいふ、白覆輪をかけて、その内を白燒付にすといへり、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍　從天永三、春日詣、中納言中將、　水精地〇同時銀〇地引馬

〔吾妻鏡　十五〕建久六年五月廿日甲辰、卯剋參天王寺給、〇中略將軍〇源賴朝又歸旅店給、其後、〇中略被引進御馬一疋、糟毛置銀鞍、懸上總鞦、於法親王、

〔承元御鞠記〕十五日甲寅、〇承元二年四月今朝上中のともがらをめし出して、又蹴鞠の興あり、この間相國くりげの馬に、純銀の鞍をきて進らす、

蒔繪鞍

〔明德記中〕御馬廻ノ人々モ、思々ノ馬物具、鞍具足ニ至ル事、金銀ヲ色ヘテ出立チ、肉ニ飽ケル大馬共ヲ、内野ヲセバシト、〇下略

〔花營三代記〕應永卅二年二月廿九日庚午、於等持寺戊剋御ダミアリ、〇中略畠山信濃守持清入道、下條兵庫助信秀入道、此兩人廿九日自大御所樣出家暇ヲ給也、御馬鹿毛笠懸被遊御馬也、官領進上也、御鞍内銀總ウチニ付、此御鞍皆具者、去年相國寺御幸供奉之時御鞍也、御手綱腹帶白布貞慶白キタ綱ニテ引之貞安、後綱〇下略

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍倭　蒔繪

〔西宮記臨時五〕太上皇御行　延喜五年二月十四日、吏部記云、此日六條院行幸云々、余故兵部卿親王服也、故依左大臣所被示、服用平塵鞍、蓋鹿下鞍、赤紫鞦、唯他素服王公等、服用平常鞍、

〔兵範記〕仁平四年四月廿七日己酉、今日賀茂祭也、〇中略次引馬同用自馬鹿毛、申具御厩舍人等、銀地蒔繪鞍、繡表敷、小豹下鞍、連著鞦、蘇芳総手綱、白差縄、鞦縄二筋、在白絲、忠部白鑞糸組等、泥障、蒔繪鞭、付菌糸組、他事如常、

〔曾我物語八〕すけつねをいんとせし事
五郎のその日のしやうぞくには、〇中略かげなる馬にまきゑのくらをきてのりたり、

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年後十二月十日癸丑、今日令造畢大菩薩御影像奉入于宮寺別當坊持佛堂云云、〇中略　一御馬黒、蒔畫鞍、緋鞦、足利三郎　同次郎

〔相國寺供養記〕東下總守平師氏(中略)馬黒鴾毛蒔繪鞍白覆輪

〔光源院殿御元服記〕二日目、廿日〇天文十五年十二月也、　一御手綱、腹帶、御鞭、鞍、皆具梨地御沓、御指掛、子細アリ、伊勢守貞孝調進之、

〔相州兵亂記三〕小弓義明ト合戰ノ事
義明〇中略鬼月毛ト云名馬ニ、御紋ノ梨地ノ鞍置テ、紅ノ大フサカケ、白アハカマセ、唯一シユンニ

進ンデ、カケ給ヘバ、〇下略

〔有德院殿御實紀附錄二十〕澀谷隱岐守良信に螺鈿の鞍、土岐大學頭朝澄に泥金の鞍たまひし時、すべて世に名高き器、または恩賜の品などは誰も秘藏して用ゆる事なし、されば無用の器物なり、器は用をなすためなれば、今與ふる鞍秘藏すべからず、常々用ゆべきなりと仰ありければ、兩人とも番にいづる時も、常にこの鞍をかけしとなり、朝鮮來聘のとき進らせし紅栗毛の馬を、中島內匠頭常房に賜り翌日よりこれに騎べしと仰下されしも同じ盛慮なるべし、

龜甲地鞍

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍儀　龜甲地大將、朝觀、少將鞍具、

〔武器考證十七〕貞丈按、壒囊抄ニ武士ノ旗ノ紋ノ文字ヲ書タル條ニ、キカフニ玳瑁ノ二字ヲ用タリ、古ハ玳瑁ノ事ヲ、龜甲トモ云シト見タリ、今世ノ俗ニハ、鼈甲ト云、然レバ龜甲地ノ鞍ト云ハ、玳瑁ヲ伏セ包タルクラボネナルベシ、

水晶地鞍

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍儀　水精地天永三、春日詣、中納言中將、

〔貞丈雜記十三馬具〕一水晶鞍と云は、鞍の紋に水晶を入たる也、酒井雅樂頭忠恭の許にて、寬治年中の水晶鞍のうつし物伊勢因幡カツス を見せられし、其鞍の形、山形の體將棊のこまの如く、上の方三角にて、手形もなし、つまさきの端少そりたり、其體梨子地にて、紋所々にちらして、紋の所は水晶を少し高く入たり、水晶の下に、朱綠青などをさしたる故、上にすき通りて、七寶の如し、紋の形本は鍐より少ちいさき、圓形をちらしたるを、忠恭の好みにて、牡丹の花形に改られし由也、又其鞍の鹽手は、鏡鹽手付たり、鞦も鏡鞦添ひたり、〇圖略

〔古今要覽稿器財〕水精地鞍　水精地鞍は、前後輪の木地をよくみがきて、水精をひたとほり入たるなり、伊勢國因幡家作注文　春日祭の使用ゆる所なり、玉海とい へり、尋常の事に用ひず、〇下略

〔殿暦〕天永三年二月六日癸巳、未剋許自院中納言參春日、直衣裝束二具、神馬移十具、隨身裝束四具、

(中略)水精地、余(藤原忠實)鞍、而兼日召之物具ヲ調ラル、同馬舍人居飼裝束各一具、是物等下給、永久四年七月十一日壬寅、今日姫君內府に各奉倉納、各調度一具、鞍一具、(中略)鞍一具(水精作)鞍家相傳寶物也

〔古今要覽稿 器財〕有筋螺鈿鞍 有筋螺鈿鞍は、公卿の乘用る鞍なり、或は端螺鈿ともかけり、(西宮記 後鑑)また緣螺鈿ともいふ、(飾抄)緣も端もともにへりとよめり、へりといふは、山形に伏輪かけたるごとく、海をきりたるをいへば、かのへりを、あるひは筋ともよべるならん、東大寺八幡宮所藏の唐鞍は、制作はかはれども、莊嚴はすなはち有筋螺鈿なるべし、公卿の常用のものも、此鞍のごとくにて和鞍なるべし、(中略)木地螺鈿鞍 木地螺鈿鞍といふは、白骨の鞍に、螺鈿を志たるなり、猶鞘を紫檀にても、沈にてもあれ、木地にして金鞍などにて餝りたるを、木地螺鈿太刀といひて、餝太刀の代に用ゆるものとおなじく、(裝束要領抄)木地といへば、漆を用ひざるなり、螺鈿は蚌をほりいれたるをいふ、(下略)

〔助無智秘抄〕大嘗會御禊日(中略)六位 卷纓(老懸サツク)(中略)緣螺鈿鞍、革鹿切付、楚秡、

〔飾抄 下〕大嘗會御禊女御代前駈鞍事 永治元十、御禊、前駈廿人、五位十六人、蒔繪螺鈿鞍、虎皮切付、泥障、小總秡、櫨毯手繩、六位四人、緣螺鈿鞍、革鹿切付、泥障、楚秡、楝緂手綱、

初齋宮入諸司鞍 保安五九廿一、初齋宮御禊、前駈中將宗能朝臣、馬(鹿毛)黑地螺鈿鞍、大滑下鞍豹切付、連著秡、(付杏葉)(下略)

〔今昔物語 十六〕從鎭西上人依觀音助遁賊難持命語第廿

北ノ山ノ方ヨリ馬ニ乘タル法師出來リ、近ク寄來テ、馬ヨリ下ルヽヲ見レバ、(中略)蒔沓履テ、塗タル鞭ヲ持テ、早ル馬ニヲテンノ鞍置テ乘タリ、

〔玉海〕治承五年六月十日乙卯、此日自閑院亭行幸賴盛卿八條亭、(中略)今日大將供奉事(中略)鞍

金貝鞍　貝鞍

綠螺鈿、〇中略或用蒔繪(梨地無文蒔繪)鞍、而忽不能新調、又無相持之人、仍付常說所用綠螺鈿也、猶可用蒔繪事也、

〔延慶二年大嘗會御禊記〕延慶二年十月廿一日庚午、今日爲大嘗會御禊行幸頓宮、〇中略未明整裝束、闕腋袍如恒、〇註略相具馬、(鬣毛、結唐尾、和鞍蒔繪螺鈿、不可然、木地螺鈿爲本儀、)

〔古今要覽稿器財〕金貝磨鞍　金貝磨鞍といふは、金と貝とを以て餝りたる鞍なり、野々宮家藏に、金と螺とを以て、鸚鵡の丸を、紫檀の鞘にかざりたるあり、(集古十種)卽是餝太刀代を、金貝にて餝れり、裝束要領抄といふものあれば、名越尾張守高家の三本唐笠を、金貝にて磨たるといへるも、また此太刀とおなじく、金と貝にて付たるなるべし、

〔御供古實〕一青貝の鞍の事、若き人々はめし候まじく候、年寄はくるしからず候、重物にて候間、若衆は如何にて候、

〔家中竹馬記〕一鞍は〇中略かながひなどは、若大名は似合べし、か樣の物の出入は、其人に似合て、尤かも執したる物がよきなり、又老若によるべし、

〔馬具寸法記〕就御參內松永彈正少弼久秀より伊勢守貞孝へ被尋申條々事、〇中略
一かながいの入たる鞍無用歟事

〔岡本記〕一ひたと總にかいすりたるくらも、たれものるべし、たいがいむかしくらくげののらるるにおほし、

〔保元物語一〕官軍方々手分事
大將ト思敷者、〇中略黃河原毛ナル馬ニ、貝鞍置テ乘タリケルガ、〇下略

〔平治物語一〕源氏勢汰事
右兵衛佐賴朝ハ、〇中略栗毛ナル馬ニ柏ミ、ツク摺タル鞍置テ、是モ一所ニ引立タリ、

〔源平盛衰記四十二〕屋島合戰附玉蟲立扇與一射扇事

黒地鞍
黒漆鞍

輿一（○中略）宿赭（サビカゲ）白馬ノ太逞ニ、洲崎ニ千鳥ノ飛散タル貝鞍ヲ置テ乗タリケルガ、（○下略）

〔曾我物語 八〕すけつねをいんとせし事

十郎のその日の𦨞やうぞくには、（○中略）あしげなる馬に、かいくらをきてぞのつたりける、

〔吾妻鏡 十六〕建久十年（○正治元年）十一月十九日丁未、早旦於能員宅有御鞠、（○中略）午剋還御、能員故獻御引出物、御劒一腰、北條五郎時連持参之、御馬一疋（鴾毛蒔丸貝鞍）比企三郎同四郎引之、

〔太平記 六〕關東大勢上洛事

長崎悪四郎左衛門尉ハ、（○中略）一部黒トテ、五尺三寸有ケル、坂東一ノ名馬ニ、塩干潟ノ捨小舟ヲ、金貝ニテ磨タル鞍ヲ置テ、欵冬色ノ厚總懸テ、（○下略）

〔常徳院殿御乗馬始記〕文明五卯月十日午剋花の御所にて召初らる、記　松の庭にてめすなり、（○足利義煕、中略、）御馬は管領より進上のかはらげ、但辻あるによつて、そうめい殿進上の黒にめすなり、御鞍は、かながい、御鐙共に伊勢左京亮（○貞誠）作也、

〔奥羽永慶軍記 四〕鮭登落城ノ事

與膳ハ今宵ヲ限トイフマヽニ、先祖高綱ヨリ傳リシ、四ツ目結ノ金貝摺タル鞍鐙、鹿毛ナル馬ニ置テ打乗リ、（○下略）

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事

鞍（儀）　黒地（寛永二、朝覲、中將頁經、）

〔古今要覧稿 器財〕黒漆鞍（黒鞍）　黒漆鞍は、太宰府交易に奉れるものなり、（延喜式）これを作るもの、太宰府に在しなるべし、後世木あつく山形高きものをさして、筑紫鞍といへる、（伊勢貞丈最口傳）けだし黒漆鞍を製したる者の子孫の作れるをいふにや、さて此鞍に鐵鐙を具したるを以て考ふれば、軍用の鞍なるべし、（随兵日記に、出陣の時は、かな鐙を用べしとあればなり、○下略）

〔拾芥抄 中末 儀式〕乗馬鞍（行幸）　公卿以下、五位以上、黒地鞍、（螺鈿蒔繪一無二）

赤漆鞍

〔二中歷十三名物〕鞍　樺九　黑地

〔延喜式二十三民部〕交易雜物　太宰府(中略)黑漆鞍十具

〔北山抄九羽林要抄裏書〕天暦六年十月十一日、御心喪之間、依大后御惱、行幸於主殿寮之日、無警蹕鈴奏等、○中略扈從人皆鈍色裝束、五位已上、或緑螺鈿、或黑鞍、胡籙用黑箙、六位或移鞍幷黑鞍等、尻鞘皆如常、

〔保元物語一〕官軍方々手分事

基盛○平氏宇治ヘ向フニ、○中略黑馬ニ、黑鞍置テゾ乘タリケル、

〔吉部秘訓抄一〕一廷尉佐行幸供奉行粧間事

嘉應元八廿九、經房卿記云、今日賀茂社行幸也、○中略永保賀茂行幸、太府卿令用黑地鞍、淺手綱給、依有先聞用之由、見御記、

〔源平盛衰記三十四〕東國兵馬汰幷佐々木賜生唼象王太子事

景季ハ生唼ヲコソ給ラヂ共、磨墨誠逸物也ケレバ、咲ヲ含ミ畏テ罷出、黑漆ノ鞍ヲ置、舍人餘多付テ、氣色シテコソ引セタレ、

〔康富記〕寶德二年七月五日丁未、是日室町殿著直衣御參內也、○中略衛府長下毛野武春狩襖、黑鞍、厚總、可爲移歟、可爲水干鞍歟之由、雖有沙汰、殿下御衛府長非定乘馬之身、臨期借馬被乘之、仍鞍不定云々、

〔御供古實〕一赤うるしの鞍に紋を付候て、御供御はれの時乘事は、ゆめ〱有まじき事に候、自然くらぼねなど餘り〱可然候間、ちと責候て、猶かため候てなど見候はんずると存、くらぼねなどを、赤漆にして內々庭乘などの時可用候が、はれの時はゆめ〱不可有之、

〔武雜記〕一赤うるしの鞍に紋を入たるを用る事、晴の時はゆめ〱あるまじき事なり、內々の儀はくるしからず、

黃地鞍
白鞍

〔伊勢貞順記〕赤うるしの鞍の事、内々にては不苦候、御供又は犬追物などに用候事不可有、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍〈倭〉　黃地〈治承三、朝覲、三位中將、〉

〔古今要覽稿〈器財〉〕白鞍　白鞍は白橋の鞍なり、〈愚得隨筆〉白橋といふは、木地のまゝにして漆をぬらざるなり、〈○中略〉これは木材の精良なるをあらはして賞翫する心なるべし、また銀鞍を白鞍といふこともあり、混ずべからず、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事
一乘鞍白木なるをば、白木とはいはず、白骨と云也、

〔七十一番歌合〈中〉〕四十五番　右　鞍細工
いかにしてまつ人くちに乘ぬらん白ぼね鞍のぬるよなき身に

〔平治物語〈一〉〕從六波羅紀州被立早馬事
和泉國大島ノ宮ニ著給フ、重盛秘藏セラレケル飛鹿毛ト云馬ニ、白鞍置テ神馬ニ引給ヘバ、〈○下略〉

〔吾妻鏡〈九〉〕文治五年六月六日甲午、早旦公朝申云、爲御堵供養、自院〈○後白河〉被進御馬以下之間、相具參云云、被仰可給置之由、公朝〈白平禮、帶劔、〉參御所、御馬〈蘆毛、白鞍付金獅子丸打物、泥障白伏輪也、〉御厩舍人武廉〈着赤色上下、〉引立南門、駿河守廣綱請取之、

〔太平記〈六〉〕正成天王寺未來記披見事
元弘二年八月三日、楠兵衛正成住吉ニ參詣シ、神馬三疋獻之、翌日天王寺ニ詣テ、白鞍置タル馬、白幅輪ノ太刀、鎧一兩副テ引進ス、是ハ大般若經轉讀ノ御布施ナリ、

〔成氏年中行事〈正月〉〕一同五日ノ夜、御行始、〈○中略〉馬ハ髮ヲ解テ可透立、鞍ハ白鞍同覆輪、内ハ白燒付青貝黑鞍何モ不苦、

〔岡本記〕一鞍のきらほねもそうじて乘まじき事也、すべてあかうるしさへも、略儀にてわろし、た

だくろくぬるべし、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事

一貴人にしら骨の鞍を、御目に懸る事、左のかいなにかけ、前輪を我前方へなして、主人の左の脇にめすごとく置也、

張革鞍 張鞍

〔愚得隨筆鞍馬八〕張鞍　愚〇日下部景衡按、革ニテ包縫シ鞍也、今モナメシ革ニテ包塗ナリ、

〔貞丈雜記馬具十三〕一張鞍とは、なめし革をはりて包たる鞍也、鎌倉年中行事に、張鞍に鞍覆かけて引事なしとあり、革をはりたる鞍なる故、日にあひてもひわれ損ずる事なし、依之くらおほひかくるに及ざる也、〇中略一張革鞍張鞍の事、二物共に鞍の總體を皮にて包めるを云也、されど少し其差別あり、張革鞍とは、滑革にて張り付包みて造れるを云ひ、又張鞍とは、毛皮にて縫くゝみ包み造れるを云也、張鞍には、毛皮を用ゆる故、別に鞍覆を懸ざる物也、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等、欲歸洛之間、自政所賜餞物、〇中略　公文所送文云、好方給馬五疋內、〇中略一疋かげ、黒ぬりのはりかは鞍、〇下略

〔成氏年中行事〕一公方様御張鞍、虎豹皮、葛切付、小泥障ハナシ播磨皮之白キ、力革金カナグ、クロ皮ニテクケル紫ノ鞦、小泥障ヲ召サレズ、

煉鞍

〔愚得隨筆鞍馬八〕煉鞍　愚〇日下部景衡按、馬膺ヲモ不殘布キセ、ヌリシ鞍ナリ、

〔貞丈雜記馬具十三〕煉鞍と云は、下地を革にて包み、其上にねり物を付て、地をしてぬりたる也、煉鍔と同じこしらへ也、

頭書光大、古キ煉鞍ヲ見タリ、山形爪先ナドノ損ジタル所ヨリ見ルニ、中ニ厚サ五分程ノ木ヲ入テ、ソノ裏表ヨリ牛ノ生皮四枚ヅヽ、八枚重テ、漆ニテ堅メタリ、爪先ノ方ハ、六枚ニ見エタリ、皮ヲ削リテ形チヲ成シタル物ナルベシ、扨其上ニチリ物ニテ地ヲシタル體也、革ニテ包タル體ニハ見エ

雜鞍

草鞍

ザリキ、

〔古今要覽稿器財〕雜鞍結鞍荷鞍　賤の鞍　雜鞍左馬寮式といふは、雜車とおなじ義にて、荷を付るための鞍なり、源平盛衰記に、草鞍とあるは、雜鞍の假借なるべし、今昔物語に、草かり馬に、賤の鞍置てと云こともあれば、草苅鞍といはむも難なかるべきか、さてその製作は、今の荷鞍におなじ、乘鞍は一木を削りて輪を造るを、荷鞍は二本を削りて、山形にて合せて、合めに細きぬきを通して、結合せたれば、結鞍和名抄ともいふなり、今世に傳はるものは、大高兵粮入の小荷駄鞍紀伊殿馬醫稻垣主馬藏これは鐵のぬきを入て、鋲にてしめたるものなり、○下略

〔古今要覽稿器財〕草鞍源平盛衰記　雜鞍の音通なるべし、

〔源平盛衰記十九〕佐々木取馬下向事

草鞍置タル馬追テ男一人見ヘ來ル、高綱、和殿ハイヅクノ人ゾ何ヘ渡ルゾト問ヘバ、是ハ栗太ノ者ニテ候ガ、蒲生郡小脇ノ八日市ヘ行ク者也ト答、

〔甲亂記上〕一勝頼新府中落事

勝頼○武田、中略、明レバ三月三日○天正十年、既ニ新府ヲ立出給フ、兼テハ夫馬三百疋、人夫五百人可出ト、國中ヘ被觸ケレ共、早一國中騷立テ、地下人悉山野ニ迯迷間、馬一疋モ夫一人モ不來、コハソモ如何スベキト、周章騷事限ナシ、北方モ兼テハ御輿ニテトアリケレドモ、輿舁一人モ不參、サテアルベキニアラザレバ、アヤシゲ成夫馬一疋尋出シ、草鞍ヲシキ是ニ打乘奉ル、

〔野鞍考〕代さくらくさ〴〵名ある考　代鞍は田植に用る鞍也、竹のさとにては草鞍とも、代鞍ともかよはしいへるなり、那珂湊にては、ひとみさくらといひ、筑波根小田にては、代さくらといひ、片野にては、しろみさくらといひ、美濃國岐阜にては、小鞍といひ、加州より渡れるものは、チャ鞍といひ、或里にて豐年鞍といふといへり、其鞍の作りざまは所により、少しことなれども、あなが

ちがふこともなし、其地の眞土、野深の地、水久保なる地により、用様ことなる事もあるべし、又代かき鞍といへる里もあり、○中略茨城にて、代鞍又の名草鞍といへるは、稻の草もて作れる故ならんか、民草のにぎはふ事をことぶきてさはいふなるべきか、○中略岩間領にてしとみさくらといへるは、土くれをすき返し、みしろ田になせれば、馬も鞍もしとむ故にさは云るなるべきか、代鞍といへるは、まぐはもて、代かく料に用ゆる鞍なればさは云なるべし、○中略上總いしみ郡いなんの山田邊にては、代鞍とも代さくらともいはず、田鞍と云といへり、かの里の人の物語になむ、野州木連川邊にては、しときさくらといへり、○中略水府百郡にては、しとゝ云るよしに侍るしとみざくらを省る語なるべし、○下略

賤鞍

〔古今要覽稿〔器財〕〕賤の鞍〔今昔物語〕卑賤のもの丶用ゆるもの故に、しか云しなるべし、定まれる名ともきこえず、

〔今昔物語〔二十五〕〕藤原親孝爲盜人被捕質依賴信言免語第十一

今昔河內守源賴信朝臣上野守ニテ、其國ニ有ケル時、○中略厩ニ有ル草苅馬ノ中ニ、強カラム馬ニ、賤ノ鞍置テ、將來ト云テ取リニ遣ツ、

荷鞍　野鞍

〔古今要覽稿〔器財〕〕荷鞍、〔源平盛衰記、太秦牛祭遺卷、〕荷を付るくら故にいへるなり、

〔御當家令條〔三十二〕〕覺○中略一荷鞍に毛氈をかけ乘申間敷事○中略　寬永十九年午五月廿四日

〔野鞍考〕野。鞍。小。荷。駄。鞍。說　農事に用ゆる鞍を野鞍といへるは、山林田畑のことに廣くものし用ゆる故ならむか、○中略野山林田畑などに、すべて用ゆる鞍なれば、野鞍といへるならむか、荷鞍といへるあり、小荷駄荷なへる鞍なり、されど荷鞍の古びたるを野鞍に用るもあるべけれど略なり、荷鞍と野鞍は別種也、鞍のけぢめ別ある事は、野鞍は農事に用ゆる鞍なり、荷鞍は小荷駄になへる鞍なり、小荷駄鞍は鞍の小口へ小口皮といへる皮を張付、鞍骨にかざりの金具あり、あぶと

結鞍

海有鞍 海無鞍

り、吹流之圖する如く、ゑんちう或は赤銅にて作りたる鈴を、鞍の後の兩脇に付るなり、こは馬に勇を付る具なるべし、○下略

〔毛吹草〕三 從諸國出古今名物聞觸見及類載之、但庭訓用分除之、

周防 小荷馱荷鞍〈諸大名乘替ノ爲ニ求之〉

〔倭名類聚抄〕十五 鞍馬具 鞍 說文云、鞍〈○中略〉俗有唐鞍、移鞍、結鞍等名、

〔箋注倭名類聚抄〕五 鞍馬具 結鞍、今俗荷鞍也、凡馱物於馬、以繩結束、故名結鞍也、

〔類聚名義抄〕九 草 結鞍〈ニヒクラ〉

〔古今要覽稿〕器財 結鞍、〈倭名抄、宇津保物語、今昔物語、〉木を二つ結合せて作る故に名付しなり、栗原信充曰、荷を結ひ付る鞍なれば、むすび鞍ともいへるなるべし、

〔空穗物語〕吹上下 おくり物にひと所に、ゑろがねのはたごひとかけ、山の心はへくみすべて、それにからあやうす物などいれて、ゑろがねのむまに、ぢむのゆひくらをきて、ゑろがねのおのごにひかせたり、

〔今昔物語〕二十八 右近馬場殿上人種合語第卅五

今昔、後一條ノ院ノ天皇ノ御代ニ、殿上人藏人有ル限員ヲ盡シテ、方ヲ分テ、種合セ爲ル事有ケリ、○中略 右ノ方屋ヨリ打出タル者有リ、見レバ老法師ノ極テ穢氣ナルニ、○中略 女牛ニ結鞍ト云物ヲ置テ、其レニ乘セテ出シタリ、

〔長門本平家物語〕二 廿一日、ゑらかはのぼうを出給ひて、○明雲 いづのくにの配所へおもむき給ふ、○中略 あやしげなるてんまに、ゆひぐらと云ものをきてのせ奉る、

〔鞍鐙工記〕鞍鐙相應之事 一海有り 兩ゑみ 一淺海 三ッ峯 一海なし 片ゑみ 一總海ゑみなし、總うみはいそなき也、 右伊勢因州江相尋記畢

〔安齋隨筆前編十四〕一總海鞍　古作にも總海ハ少キ故、人多クハ見知らず、總海といふは、無海と表裏也、前後輪共に、山形の上より、鰐口の際まで、淺く窪く彫也、磯なし、雉股より爪先に至ては、上ノ方より少し深く彫也、輪の内の方は常の如く平也、總海は輪少し薄くなる故、木目の宜きを撰て作る也と、淨齋が說りき、

〔宗五大草紙下〕色々の事

一よめ入の供に、猿毛の馬に乘べからず、猿皮うつぼ付させず、うみなしの鞍にのらず、故實也、

〔岡本記〕一入部のくらの事、うみのあるくらをのるべし、これさだまる方にはなけれども、人の知行には、海山かけてといふ心、ことにくらもうみのあるが本、うみなしは略儀也、

〔三好亭御成記〕一御鞍ウミアリ貞信作、御紋ツブ桐、

鉢鞍

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍倭　鉢鞍野望用之

〔愚得隨筆八鞍馬〕鉢鞍　愚○日下部景衡今俗ニ布袋鞍ト云ハ鉢鞍歟、古ニ布袋鞍ト云フ名目所見ナシ、近世布袋鞍ト云ハ、前後輪海ナシ、ムツクリト中高キヲ云フ、塔ノ伏鉢ニ似テ、鉢ヲ伏シタルニ似タルトノ事歟、

布袋鞍

〔愚得隨筆八鞍馬〕布袋鞍　愚○日下部景衡按、近代ノ制歟、前後ノ輪ノ海ナクシテ、ムクリト高キヲ云ナリ、

〔古今要覽稿器財〕布袋鞍　布袋鞍兵法記といふは、前後輪の海と磯との容、ふくらかにして、袷にかきたる布袋和尚の腹に似たるによりていへるなり、然るに海なしの表、ふくらみたるをいふとある雫抄は、いかゞあるべき、海のきりやう口傳ありといへば、伊勢貞景口傳書海なしの鞍にはおらざること明らかなり、

伴野鞍

〔異制庭訓往來〕馬百疋進候、○中略伴野鞍懸之、○中略手縄、腹帶、籠頭同進候、○下略

〔尺素往來〕於六條河原可有御手組之犬追物候、○中略伴野鞍○中略所持分無不足候、

〔貞丈雜記馬具十三〕一伴野鞍といふ鞍、一條禪閤兼良公の尺素往來に見へたり、樱雲記に甲州伴野村といふ事見えたり、伴野鞍は甲州伴野村にて作り出せし鞍をいふなるべし、一說信濃國伴野鄕といふあり、此所の名物なりともいえり、

御幸鞍

〔諸鞍日記〕一御幸鞍ノ事　移ノ形ニテ、赤銅ヲ外ニ打テ掛テ、覆輪ヲ掛タリ、此カチニ各ガ紋ヲ打テ付タリ、切付ハ虎ノ皮、形ハ行騰切付ナリ、表敷ハ錦ニテ包テ廣表敷ナリ、腹帶ハ下ニ結テ、表敷ノ上ニハ上腹帶トテ、革ヲ一寸許ニ切テ、錦ニテ包テ、先ニ鐙ノ絞具ノ樣ニシテ打テ付ルナリ、シホデハ銅ノ小シホデ、赤革ニテクケタリ、力革ハ包タリ、鐙ハ銅ノ壺鐙ナリ、鏡鞍共云、此鞍ハ御幸ノ時、公卿殿上人ノ乘鞍ナリ、泥障ハシヤクノ泥障トテ、馬ノ皮ヲ黑ク塗タリ、根本ハ琵琶ノ撥盤塗樣ニシテ、櫨ノ木ノ汁ニテ染タルナリ、

〔飾馬考上〕御幸鞍　按に先此御幸鞍といふ名は、此書の外に見えざるにや、是以て思ふに此日記〇諸鞍日記は、元武藏國金澤の稱名寺に秘持有し物にて、所謂金澤文庫の本の遺り傳はれるならむといふ說あり、然らば是は鎌倉殿の頃書る物にて、御幸鞍は、其頃武家方にて、和鞍をさは云るにこそと思はる、其故は〇中略鐙障泥の制も、皆和鞍の飾に合るが上、此諸鞍日記の中に、和鞍といふ名の見えざるは、是此御幸鞍卽和鞍なるが故ならずや、よく思ふべし、〇中略但銜秘手綱の事などは、此記に洩たればなほよく考べし、

作鞍

〔本朝軍器考十二鞍轡〕世ニ作ノ鞍ナドイフ物出來シ事ハ、足利殿ノ代ノ始、大坪入道道禪トイフ者アリ、雙ナキ馬ノ上手ニテ、鞍鐙作ル事モ巧ナリケリ、伊勢伊勢守平貞繼馬ニ乘ル事モ、鞍鐙作ル事モ、彼入道ニ受傳ヘタリ、此貞繼トイフハ、尊氏將軍ノ親父讃岐守殿ノ烏帽子子也シカバ、將軍ニシタシウ思ハレテ、ソレガ子孫、代々足利殿ノ政所ニゾサフラヒケル、貞繼ガ子孫、其工ヲ傳ヘテ作レル所ヲ、カクハ名ヅケシ由、世ニハイヒ傳ヘタリ、伊勢ノ系圖ニハ、貞繼ガ孫、伊勢守貞行ガ二

男因幡守貞長鞍作ル工ヲ、祖父伊勢守貞信ニウケ傳ヘシヨリ、貞長ガ家、鞍作ル工ノ正流也トibタリ、又世ニ作ノ家ト稱スル所、三十一代ノ譜ヲ見タリシニ、大坪入道ヨリ、畠山中書ニツタヘ、畠山又伊勢加賀守ニツタヘテ、因幡入道ニ至リシ由シルセリ、伊勢家ノ系圖ニモ、伊勢守貞繼鞍作ル工ヲ傳ヘシトイフ事ハ見エタレドモ、貞繼加賀守タリシ事ハ見エズ、オモフニ加賀守トイフハ、スナハチ貞繼ガ子ニテ、貞長ガ祖父ナル貞信ガ事ニヤ、新編系圖ニハ、貞信ハ貞長ガ父ナル由見エタリ、父ノ貞繼世ニ在シホドハ、加賀守タリケンモシラズ、彼ノ系圖ニヨリテ見ル時ハ、伊勢ノ家ニテ、鞍作レル事、伊勢守貞繼ニ始リ、其子伊勢守貞信是ヲ傳エテ、因幡守貞長ニ至リ、貞長ガ子孫代々ニコレヲ傳ヘシ也、其後貞信五代ノ嫡流、伊勢守貞宗ガ時、貞宗ハ、スナハチ金仙寺トイフ人ナリ、又其ノ工ヲウケ傳ヘテ、其ノ子貞陸ガ子貞忠等、代々ニ其事ヲ傳ヘシ也、此等ノ人作レル鞍、專ラ世ニ行ハレシヨリ、古ノ制ハコトゴトクニ廢レテ、今ハ又異形ノ物ドモ出來ヌレド、ウミナシ、布袋、鞋粗、高麗ナドイフ類也、古ノゴトク、高キ卑キガ品ニヨリテ、用フベク、用ヒマジキ定マリシ制アリトハ見エズ、

〔安齋隨筆前編十三〕作之鞍鐙　作と云は、伊勢因幡が家にて、其正統の者打たるを作と云、因幡が弟子の打たるをば、家の弟子打と云、作とは云はず、辻、井關などが打たるは、作とは云はず、○下略

〔大友記〕豊州勢高城ヲ責事附耳川合戰之事

鎮實○蒲池ハ家頼ノ郎等ヲメシアツメ、○中略今夜ハ例ヨリコトサラ寒ク候、酒ヲ出シ候ヘト申サレケレバ、冷酒ゾ出シケル、鎮實コレヲ見テ、○中略爰ニクツキヤウノ鞍アリ、アレナルクラヲウチワリ、アタヽメヨト申サルヽ、アレハサクノ御鞍ニテ候ト申、鎮實重テ、何條サクノ鞍ト申カ、命アラン時ニコソ、サクノ鞍モイルベケレ、明日ハ討死シテ、尸ヲ路徑ニサラサン身ノ、サクノクラナレバトテ、惜ムベキニ非ズ、早々タキ木ニナシ候ヘト申サレケルヲ、○下略

古事類苑

兵事部四十四

鞍馬具中

古事類苑

兵事部四十四

鞍馬具中

〔新撰字鏡 革〕韉(於闌子千二反、鞍也、鞍也、之太久良、)〔同 木〕韉(志太久良)

〔倭名類聚抄 十五 鞍馬具〕韉(韉附) 唐韻云、韉(則前反、和名之太久良、)鞍韉也、韉(仕隔反、今按俗云駒韉歟、)韉之短也、

〔箋注倭名類聚抄 五 鞍馬具〕按說文無韉字、新附字載之、云馬鞍具也、古蓋用薦字、薦即薦席之字、然則玉篇唐韻所謂鞍韉、卽楊氏所謂鞍褥也、

〔類聚名義抄 九 革〕韉(藏二正、シタクラ) 韉(シタクラ) 皺文韉(ヒキハダノシタクラ)

〔本朝軍器考 十二 鞍轡〕韉、倭名抄ニ之太久良、又韉ハ韉ノ短キ也、俗ニイフ駒韉歟ト注セリ、今イフ切付トイフ物是也、駒韉トイフハ、韉ノ小シキナルガ故ニ、駒ニ裝スベキ料也トイフ義ニヤ、又高麗國ノ制ナルニヤ、未ダ詳ナラズ、或ハ韉ハ上切付(ウハキツケ)トイフ物ニテ、韉脊ハ下切付トイフ物也、併テコレヲ韉トイフ也ナドイフ人アリ、古ニハ此物ニ定マレル制アリシ、四位以上豹、五位已下虎皮トモ、飾抄三位以上竹豹ノ切付、四位豹、五位虎、六位葦鹿トモ見エタリ、拾芥抄又三峯切付ト云ハ、例ノ大滑無子細歟之旨、中國相國ノ御消息ニ見ユ、大滑ノ圖、飾抄ニモ見エテ、金銅ノ金物鈴等アリ、鞍敷ノ下紅地錦トモ、又平文移鞍ノ下ニ、大滑畫雲龍ナド見エタリ、是唐鞍移鞍等ノ時用ユルモノニヤ、行幸ノ時コレヲ用ソルヨシ、後成恩寺殿ノ御說ニハ見エタリ、武家ノ代トナリテ、虎豹ノ皮ノ切付ヲ用フル時ハ、小泥障ハサヽズトイフ事モ見エタリ、鎌倉年中行事又鹿子切付ト云フ物モアリ、ヨノ

ツネハ葛切付ヲ用ヒシナド毛見エタリ、今ハ皆ヌリタル皮ヲ用、屟脊ハ和名抄ニ奈女トヨミテ、蘇紡ガ切韻ニ鞍下屟脊也トイヒシ說ヲ引キタリ、今ノ屟付トイフ物也、

〔古今要覽稿器財〕韉切付下鞍　韉延喜左馬寮式之太久良倭名類聚抄とよめり、下鞍西宮記とかけるもあり、切付といふもおなじことなり、桃華蘂葉　上古は何の皮を用ゐしや、延曆の比、驕侈のともがら、斑犢の皮をもてつくりしを、とゞめられし官符あり、政事要略　延喜の比は、參議以上、三位以上は豹皮、五位以上は虎皮を用ゐべきよしさだめられたり、彈正式　六位は葦鹿なり、西宮記　また上臈の上達部は竹豹、その次は小豹、公卿及び四位用之、虎は五位、葦鹿水豹は六位ともいへり、物具裝束抄　これはなほ毛皮を用ゐるしなをいへるなり、その製作を考ふるに、御鞍の韉商布六尺五寸、東席一枚、左馬寮式を用ゆとみえたれば、表は豹虎の類を用ゐ、中に東席を入て、裏に商布を著るなり、その作工は四人といへり、女鞍の韉皮は、臨時に色をさだめ、纈文革とあり、これは毛革にあらずといへども、製作は御鞍の韉とかはること有まじきなり、その證は商布六尺五寸、東席一枚、作工四人としるせり、その形はいかなりしにや、いまだ考へず、東大寺寶物聖武天皇の御鞍圖の韉、伊勢大神宮寶物飾馬の韉、春日神殿唐戸に繪がきし飾馬の韉をみるに、大かた似よりたるものなれば、延喜式に見えし御鞍、女鞍の韉も、また此形のものなるべきか、行縢形といふは、すそを行縢形に切たるなり、それも中倍は席をいるゝに、今の世に用ゆるものは、毛氈をきりてそれをかさね、凡あつさ七八分に仕立、その上に革をかけて縫付るなり、

〔物具裝束抄〕一移具事　左筆。。

〔車服問答〕一左筆　切付ニ候、左筆ト候ハ豹虎皮候、何故ニハ虎豹皮ヲ左筆ト申候事、無覺悟候へドモ、舊記此名目所見候、洞院家色葉字類抄竹皮サヒット訓ヲ付候、竹皮トハ虎豹ノ皮ト存候ハ、豹ニ竹豹候、凡虎豹者不棲林木森々地、畏鼯鼠事、百川學海談藪候、圖畫之類モ、虎豹ハ必畫竹林候、

仍竹皮之名有之歟ト存候、定家卿裝束抄ニモ、春日祭近衞使隨身如左筆尻鞘由所見候、此尻鞘者、左豹文歟、右虎文尻鞘ニ候、且貞應元年十月二十一日或記曰、餝尻鞘劒鍔文、地ハ虎文色取之、其上鍔文也、右ハサヒツ、是ハ虎文許也、是ヲ稱左筆ト候、永仁六年十月二十六日仲定記云、殿内舍人隨乘用平文移馬、略候鞍採色豹皮文ト候、勘合彼此候者、左筆者豹虎巳下鞍分明ニ候歟、

〔飾馬考下〕下鞍　物具裝束抄、及其餘の物にも、移鞍の具を注せる中に、左筆と云稱の見えたるは、虎文を畫がける下鞍にて、是即黑移の用具也、○中略かくて左筆と云名義は說々あり、先車服制度手記に、左筆は虎豹の皮なる如く註されしは、色葉字類抄に、竹皮を佐比都と訓るに據れたる也、然れども諸書に見る處、眞の皮を云るには、直に虎或は豹と有て、左筆と書るは見えず、○中略又或說に、左筆は、昔時、書を右筆と云、其に對て繪の事を、左筆とは呼たるならむ、然るを此名後に至りては、尻鞘、韉の上にのみ殘りて、總ての繪を云事なくなれるが故に、左筆とだに云ば、虎文を畫ける物に限れる如く思へど、然にあらぬ證は、雲龍を畫ける下鞍をも、左筆と記せる物あり、○中略と云るは强言なるべし、○中略又或人は管見記貞應元年十月廿一日條の或說に、繪尻鞘劒、鍔文、地は虎文色取之、其上鍔文也、右サヒツ是は虎文許也、是ヲ左筆ト稱スとあるを以て考るに、豹皮の鐶文なるは左筆と云ず、只虎皮の蘆葉文なるをのみ云なれば、○中略左筆は原左ノ(ヘツ)を音便に、左比都と唱へて、借字に左筆と書るならん、虎皮の文形を畫けば、ノの字體をなす、字書にノ普折切左戾也と見えたれば、左筆は左戾のノなるべしと云り、此說も又一度は、さる事なるべく思はるれど、再考れば、なほ如何ぞや覺ゆる由あり、故に今更に是を按に、左筆は固正字にて、此稱は書にまれ、繪にあれ、總て其形の正からぬを云と覺しき也、如是思故は字書に、手足便右、以左爲僻、故凡幽猥皆曰僻左、又云左官猶言左道、僻左不正也と見え、北夢瑣言、梁開平中、庶穰鄉人因伐樹倒分兩片、內有文字、皆如左書と云事有て、又野客叢書に、以敬字之左文、爲苟且之苟字など見えたる、是等を參考れば、左は

僻左不正の義にて、左書左文も共に、其字の正しからぬを云ひ、又或物に渇筆(カスリ)を沙筆と書るも、沙は左の借字にて是も書體の正からねば唱るならん、然れば尻鞘下鞍の左筆も、虎文の貌斜にして正からぬが故の稱なるべし、○中略なほ考ふべし、

〔諸鞍日記〕一唐鞍ノ事　切付ハ大ニシテ、面ニ銅ヲ付テ、覆輪モカネニテ掛テ、面ニ樣々ノ物ノ紋ヲ打テ付タリ、

〔延喜式五齋宮〕造備雜物　御藏二具、命婦鞍一具、已上毛韉　女孺鞍四具、皺文韉

〔延喜式四十八左右馬寮〕造女鞍一具料　韉用皺文革

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁斷犢皮韉事

右被右大臣宣偁、奉勅牛之爲用、在國切要、負重致遠、其功實多、今聞、無頼之流、爭事驕侈、殺剝斑犢、競用鞍韉及胡籙等之具、爲弊尤甚、事須禁絶、若有違犯、科違勅罪、主司阿容亦與同罪、

延暦廿三年十二月廿一日

〔釋日本紀五述義〕公望案、筑後國風土記云、筑後國者、本與筑前國合爲一國、昔此兩國之間、山有峻狹坂、往來之人所駕鞍韉被摩盡、土人曰鞍韉盡之坂、

〔日本書紀十九欽明〕二十三年六月、或有譖馬飼首歌依曰、歌依之妻逢臣讚岐、鞍韉有異、既而熟視皇后御鞍也、即收廷尉、

〔明良洪範續篇三〕本多美濃守忠政領地巡見ノ節、上田ト見ヘル田地ニ、蒲菰ヲ多ク作リ茂リテ有ケルヲ見テ、代官ヲ呼ビ、此田地ハ上田ト見ユルニ、イカナレバ稻ヲ作ラデ、カクマコモヲ作ラセケルヤト尋ケレバ、代官答テ、此マコモハ馬具ニ用ヒ候ヘバ、至テ宜敷、其價ヒモ稻ニ增リ候、大坂表ヘ廻シ、切付肌付ニ製シ候ニ、當地ノ蒲コモヲ第一ノ蒲コモト致候、是故ニ年々多ク作ラセ申

也ト云、利勸第一ノ忠政モ尤ノ事也迚、其儘過ギラレケル、

〔延喜式 四十二 東市〕鞦屋　右東市

〔元祿五年板 萬買物調方記〕京ニテ切付屋　五條松原下ル町森口屋　丸田町東洞院ゟ西

江戸ニテ切付屋　室町三丁目　玉や次郎兵衛　同所　萬屋作兵衛〇中略

大坂ニテ切付屋　馬道具　上谷町　一町目すじから物町

〔明和改增 京羽二重 三〕障泥幷切付所　竹屋町通東洞院ゟ新町迄數多有之、

〔萬葉集 五雜歌〕山上臣憶良哀世間難住歌

世間能(ヨノナカノ)、周弊奈伎物波(スベナキモノハ)、〇中略 阿迦胡麻爾(アカゴマニ)、志都久良宇知意伎(シツクラウチオキ)、〇下略

〔拾遺和歌集 六別〕實方朝臣、みちのくにへくだり侍けるに、ふたぐらつかはすとて、　右衛門督公任

あづまぢの木のしたくらくなりゆかば都の月をこひざらめやは

行縢切付

〔古今要覽稿 器財〕行縢切付　行縢切付は和鞍に用ゐるものなり、諸鞍日記また移鞍の時も用ゐる、東大寺若宮八幡馬具 水干鞍の時も用ゐる、明月記 行縢形に彫といふによれば、同上 東大寺若宮八幡宮寶物に現存するもの即是なり、伊勢因幡が家に、行縢形の雛形とて傳はれるは、聊かはる所もみゆれど、その大抵は同じものなり、

皮切付

〔諸鞍日記〕一御幸鞍ノ事　切付ハ虎ノ皮、形ハ行縢切付ナリ、

〔西宮記 臨時四〕大嘗會御禊、公卿乘唐鞍、四位五位乘倭鞍、著杏葉、尋常行幸、五位已上乘倭鞍、結唐尾、近衛次將乘移鞍、結唐尾、不續記、　下鞍豹 公卿神事、五位已上通用、 虎 四位五位 葦鹿 六位

〔餝抄 下〕和鞍〇中略 切付、四位已上豹皮、五位已下虎皮、

〔物具裝束抄〕一切付事　小豹 公卿、及四位用之、 竹豹 小豹ヨリモ勝物也、上臈上達部用之、 虎 五位用之 葦鹿 外記史內記等用之 水

つゞら切付

豹六位用レ之

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　下鞍水豹竹豹小豹切付同事也

〔拾芥抄中末儀式〕乘馬鞍行幸　三位以上、竹豹切付、四位豹、五位虎、六位韋鹿、

〔百錬抄十後鳥羽〕建久五年四月十八日、賀茂祭也、　中宮使藏人頭右大弁兼亮宗朝朝臣〇中略　馬八匹置二黑鞍一、水豹切付、

〔鹿苑院殿御元服記〕禁裏進物事〇中略　鞍馬一疋鹿毛、切付唐皮、當日御祝ニ同管領進二上之一、

〔飾馬考下〕切付〇中略　文政七年の秋、太上天皇修學院へ御幸の時、或卿乘騎の水干鞍に用ひられしは、葛切付と稱る物にて、其は地に銀の薄をおき、金薄もて、虎文のごとき物を畫けり、名義は葛を織て制が故に云、

〔御供古實〕一つゞら切付の事、何にても候へ、紋を書て可レ被レ用事候、つゞら切付は、必々大かたびらの時は、用候はで叶候まじき事也、然者おり尻がひにて有べし、又遠江尻がい御用候方は略儀候、

〔武雜記〕一つゞら切付の事、晴の時可レ被レ用之、繪をかき候はぬを用事は不レ及レ見候、家々の紋を黑くかきて可レ被レ用、大かたびらの時は必々可レ被レ用候、

〔武雜記補註上〕つゞら切付とは、白きつゞら藤皮チムキ白クスルにて組たるきつ付なり、〇下略

〔馬具寸法記〕一つゞら切付の事、何にても紋をかきて可レ被レ用候、つゞら切付はかならず大かたびらの時は用候はで不レ叶候事也、然ばおりしりがいにてあるべし、又遠江しりがい略義也、一つゞら切付の時は、しほでをもくけ候はん、皮は引目皮たるべし、とつゝけのをは、たくぼく可然候、くけ目にふせぐみなどをも仕候也、

〔三好亭御成記〕一御鞍〇中略　ツヾラ切付、御紋三ツヽ、黑漆、幸阿彌繪レ之、

〔高忠聞書〕一常に犬笠懸いる時のくらは、引はだの切付不レ苦、御手組又ははれの犬笠懸の時は、つ

唐莚切付

屧脊

づら切付なるべし、總而つゞら切付本なり、

〔武雜記〕一唐莚の切付、並に沓の事、さして賞翫にあらず候、然ども少は賞翫の事なり、沓はき候が本儀也、

〔武雜記補註上〕唐莚とは、もうせんの事也、今世のらゑや也、別の書にもうせんのくらおほひなど、あるも、らしやの事なり、唐莚の切付とは、羅紗にて包みたる切付なり、○下略

〔酌并記四〕一つゞら切付、たうむしろの事、いづれも不苦、殊にひたゝれの時は、必つゞら切付たるべし、つゞら切付の時も、たうむしろの時も、力革は白かるべし、乍去さらに白きはわろし、くちなしをうすく出して引たるが能なり、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕屧脊 蔣魴切韻云、屧恩協反、屧脊、和名奈女、鞍下屧脊也、

〔箋注倭名類聚抄五鞍馬具〕脊屧見馬寮式、此恐倒、按今俗呼䩞付者是、○中略按說文、屧、履中薦也、馬之有屧脊、猶履之有屧也、故云屧脊、

〔飾馬考上〕大屧脊オホナメ 和名抄に、蔣魴切韻云、屧和名奈女鞍下屧脊也とあり、是は所謂䩞付の事也、名義は此具、飾馬に用ふるには、勝れて大きく制る故に大屧脊と云歟、奈女とは馬の脊に觸て、なめらかにあたる義なるべし、故に常には大滑とも書るにや有む、

〔車服問答〕一大滑 オホナメト訓候、ハダツケノ事ニ候、飾抄ノ圖ハ三枚ハダ付トミエ候、二重切付モ候歟、壽永ノ攝政所騎信範記二重トミエ申候、二重ト申時、一ツハハダツケ、一ツハ切付ニ候、飾抄ノ三重モ一重ハ切付ニ候、

〔飾抄下〕大滑有金銅金物、鈴等、

借請德大寺唐鞍寫之、大滑三重有伏輪、二重付透金物、端三十二、次端ニ二十六、鞍敷下紺地錦伏輪、上有菱針等多見之、必不一樣、或付藤丸金物、或付花橘、有鈴等、而此鞍大滑无鈴、○圖略

忍肌付

鞍褥

一和鞍具事　切付(四位豹、五位虎)

一移鞍事　大滑○中略

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事　大滑○中略

大滑同前

〔明月記〕嘉禎元年十月廿日己酉、日出之程行冷泉、見鞍、(大滑偏用金銅、鐙○靜○舌尤至要事歟、)馬副用侍之所從等、各一人

〔御禊行幸服飾部類〕正應元年十月廿一日御記云、午一點著裝束、○中略參內、相具飾馬、(中略)(大滑、有伏輪、)

〔飾馬考下〕忍肌付　或人の持有移鞍の圖に見えたり、○中略此物は革もて作れるにや、形は圖に見る所、常の肌付の如き物也、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞍褥　楊氏漢語抄云、鞍褥、(久良之岐、俗云、宇波之岐、)

〔類聚名義抄九革〕鞍褥(俗云、クラシキ、ウハシキ、)褥(ウワシキ)

〔異制庭訓往來〕馬百疋進候、○中略豹皮上敷置之、

〔伊勢常貞記〕鞍の事　一くらの上にしく皮をば、うはしきと云也、鞍しきと云はわろし、

〔本朝軍器考十二鞍轡〕鞍褥、倭名抄ニ久良之岐、俗ニ宇波之岐トイフヨシ注シタリ、○中略今ノ馬氈トイフモノコレ也トイフ人アレド、馬氈ナドイフ物ハ、遠カラヌ物ニヤ、世ニ高麗馬氈ナドイフ物ハ、彼ノ國ノ鞍褥タルモ知ルベカラズ、又麢羊ヲ爾久トイフ事ハ、其皮ヲ鞍褥ノ料トスル故也、爾久トハ褥トカクベシトイフ人アリ、モシ此說マコトナランニハ、古ノ俗ニ彼皮ヲ用テ、鞍褥トヤセル、未ダ正シキ證ヲバ見ズ、但シ鹿ヲ俗ニ志々トイフ事ハ、宍トイフ義ナレバ、麢羊ヲ爾久トイフモ、亦宍ノ義ナリケンモシラズ、

〔延喜式四十一彈正〕凡以獨窠錦、爲鞍褥者、禁之、

凡六位以下、○中略紫鞍褥、紫鞦頭鞍杷、緋鞦等皆禁斷之、

〔新式目〕御新制儉約事三ヶ條(弘安七十廿二政所植丈)

物具事　鞍具止重文、可爲逗文、色革表處、水豹皮切付、組緒取付可止之、○下略

〔寸法雜々〕馬具足寸法の事　一うはしきのながさ　壹尺三寸、横三寸八分、前かどより二寸八分おきて腹帶あなをあくるなり、

〔飾抄下〕一鞍　唐鞍橋〇註略　表敷錦〇中略　移　近衞次將乘用平文移、〇中略　有錦心上敷、

〔桃華蘂葉〕鞍具足事　表敷赤地錦

〔布衣記〕馬のこしらへ樣之事、髮まかす沓かけず、鞍は水干鞍、切付はあざらしの皮、上敷同皮、或師子面皮、力皮師子丸にて上をつゝむ、ふせぐみあるべし、

〔諸鞍日記〕一御幸鞍ノ事　表敷ハ錦ニテ包テ廣表敷ナリ、

〔御禊行幸服飾部類〕壽永元信範記云、攝政殿基通藤原令參內給、〇中略　飾馬毛院廐　唐鞍、黑地橋、縫物表敷、付二瓔珞八筋一、

渡皮

〔延喜式四十二東西市〕鞍褥廛〇中略　右五十一廛東市

〔飾馬考下〕渡皮　壽永信範記、內舍人移鞍の具に、赤地錦渡皮、また仁平二年の同記にも、平文移鞍云々、赤地錦渡皮とあり、是は俗に板馬氈など稱する物にて、其を赤地錦に包める也、名義は居木二ツの間に敷渡す物にて、普く用ふる處は、革なる故に、渡皮とは名付るなるべし、

鞍帊

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞍帊　楊氏漢語抄云、鞍帊、久良於比

〔運歩色葉集久〕鞍覆クラヲホイ

〔節用集久財〕鞍蓋クラオホヒ

〔飾馬考上〕鞍帊　和名抄に、楊氏漢語抄云鞍帊久良於比とあり、是は鞍橋を覆ふ物故に、常には鞍覆とかけり、〇中略　是を鞍橋に掛たる狀は、土佐光長が畫ける年中行事、唐鞍の繪に見えたり、

〔貞丈雜記十三馬具〕一古代公家に用られし鞍覆は、今武家に用る物とは異也、如圖、〇圖略　綾こめおりの類也、幅三尺計、長サは鞍に打かけ鐙のかこくびに至る程也、打鞍覆と云は、綾を張て打たる也、透

鞍覆とはこめおりの類のうす物にて、織目のすき通る物にてしたる也、綾に裏を付ても作る也、打たるにて作るば打くら覆也、

〔寸法雜々〕馬具寸法の事　一鞍おほひの寸法　くらかさにくらべて、五寸のべて切べし、小縫にして、三所革にてとづるべし、布はみの成べし、鞍の鹽手につなぐべし、鞍おほひの表は紺、うらは水色也、

〔宗五大草紙下〕騎馬の事　一引馬の事〇中略鞍おほひかくるやう、鞍おほひの內に付たる緒を、力革に結付て、うへをばむながいにて引まはすべし、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事　鞍置馬引立たる時、玄ぐれ村雨などふる時は、鞍覆などなければ、大ひつしきを鞍覆にする也、緒の付たる方を左へなしてかけべき也、

〔義經記一〕しやなわう殿くらま出の事
兒〇義經をのせ奉らんとて、つきげなる馬に、いかけぢの鞍おきて、大まだらのむかばき、鞍おほひにしてぞ出きたる、

〔延喜式四十一彈正〕凡大臣以上覆鞍者用淺紫、參議已上深紫、諸王五位以上緑色、諸臣黃色、六位巳下不得用、

〔延喜式四十一彈正〕凡六位以下〇中略紫鞍褥、紫籠頭鞍帊、緋鞦等、皆禁斷之、

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡行幸御馬鞍帊、深紫綾一條、二幅長八尺〇下略

〔世俗淺深秘抄下〕一騎用移日、如次將給舍人居飼召具、鞍覆不可懸由有執人、然而先例皆以懸之也、

〔さかゆく花〕右大將〇足利義滿五玄やくにあまりたるひばりげの馬にのらる、〇中略ゐかひ御むまやのとねり、一人はぶちをくびにさす、一人はくらおほひをかく、

〔大內義隆記〕杉內藤ノ恨ニハ、數々ノ其中ニ、將軍ヨリノ笠袋、鞍覆ヲユルサレシヲ、武任ガ異見ニ

テサヽヘヲカルヽ事ナレバ、無念ニゾ思ハレケル、

〔白河樂翁公傳〕將軍家にも、公の事は格別に思召、御恩眷の厚き事比少なき事なりとぞ、御恩賜等も多き中に、御鞍鐙天鵞絨に御紋付の御鞍覆拜領し給ふ、此御鞍覆は御三家にも御用ひなき重き品なるを、常用に成し給へと命せられて賜はりたり、併ながら賜を敬し給ひ、御役中はわざと御用ひ無之よし、

打鞍覆

〔古今要覽稿器財〕打鞍覆　打鞍覆といふは、表裏ともに打たる織物絹にて作れるなり、

〔車服問答〕一鞍覆　打鞍覆　織物鞍覆　透鞍覆　虎皮鞍覆　鹿皮鞍覆
只今武家方被用候、鞍覆サノミ違マジク存候、打鞍覆トハ、表ヲフシガチ染ノ板引、裏ハ蘇芳ノ板引ニ候、織物鞍覆青顯文紗、裏青打絹由、已上見物具候、

〔飾抄下〕移　近衞次將乘用平文移、○中略　首書平文移鞍覆无所見、但打覆無難歟、

〔物具裝束抄〕一鞍覆事　打鞍覆面濃打、裏蘇芳打、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍覆　打鞍覆

〔吾妻鏡十一〕文治六年○建久元年十二月一日辛巳、右大將家○源賴朝御拜賀也、○中略次前驅笠持、打鞍覆、兩三相交、

織物鞍覆　透鞍覆

〔古今要覽稿器財〕織物鞍覆。織物鞍覆は、面顯文紗、裏青うち絹を用ゐるといへり、物具裝束抄華族の人々、年わかき本と用ゐ給ふよしなり、有職抄その制作の大概は、伊勢皇太神宮寶物の御鞍覆、および東大寺八幡宮緣起の繪とを、合せ考へて志られたり、　透鞍覆。透鞍覆は、薄物にて作る單也物具裝束抄といへり、薄物といふは、紗穀羅の類なれば、すき通りてみゆるが故に、かく名付しものなりと、伊勢貞丈いへり、また世に透鞍覆の圖とて傳ふるは、貞丈の取出しものなりといへども、その出所傳はらざるにや、

〔物具裝束抄〕一鞍覆事　織物鞍覆面青顯文紗、裏青打絹、　透鞍覆地薄物青、文三倍多須攬一倍也、號ヲ捻、以色々糸唐鳥唐花縫之、

段子鞍覆
金襴鞍覆

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞍覆　薄物（有ㇾ繡、天永三、春日詣、中納言中將、繭木浮線綾鞍覆、）

〔飾抄下〕祭使引馬鞍　治承三四廿一、近衛使右少將顯家、引馬鏡鞍、（中略）懸ニ青砂鞍覆一、有ニ縫物一

〔古今要覽稿器財〕段子鞍覆　金襴鞍覆　段子金襴鞍覆は、鎌倉公方の御物のよしいへり、（成氏年中行事）鎌倉公方といふは、はじめ關東管領とて、左馬頭基氏朝臣の下らせ給ひしが、その子左馬頭氏滿朝臣より、公方の稱を用ゐらるれども、京都將軍家と、おなじくせさせ給ふことかなはざればかかるものを用ゐ給ふと見えたり、

〔成氏年中行事〕公方樣御鞍覆ハ段子金襴也、

皮鞍覆

〔物具裝束抄〕一鞍覆事　虎皮鞍覆（花族輩、水干鞍之時用ㇾ之、）　鹿皮鞍覆（水干鞍之時常用ㇾ之、殿上人絹裏、地下前駈以下布裏也、）

〔高忠軍陣聞書〕一軍陣へたつときは、乘替の馬に鞍をいてひかするには、鞍おほひをすべきなり、鞍おほひは鹿の皮敷皮をする事、軍陣にかぎらず本儀なり、鞍覆は鹿皮本也、女鹿の皮は略儀なり、鞍おほひするには、白毛さきへなるなり、鞍の前わのかたへ白毛なすべし、出陣のとき如ㇾ此あるべき也、又歸陣の時は、如ㇾ例式白毛さきへなすべし、手縄にて鞍おほひをからむべし、（下略）

〔今川大雙紙〕馬に付て式法の事　一馬の鞍覆する樣、革は夏毛、秋毛、春毛、又は豹虎の革にてもあるべし、熊の革は位ある人ならではすまじき也、くらいなくしてはゑんしやくあるべし、かくるやうは何れも白毛を見する也、力革にゆひつけて、むながひを引まわしてすべき事なり、

〔風呂記〕一鞍覆をする事、夏とても秋も冬も、或は豹虎の皮にて有べし、熊の皮霜臺の官の人ならではすべからず、春ならば何も白毛をみする也、逆革に結付て、むながいを引廻べし、

〔成氏年中行事〕一奉公之人々ニハ播磨皮（下略）

〔普廣院殿御元服記〕同（正長二年八月）二十七日八幡社參始（中略）御馬被ㇾ牽ㇾ鴇毛、御鞍覆虎皮、

〔武家擘要〕諸家格供立之事　虎皮鞍覆　御三家　越前　薩州　仙臺　肥後　筑前　藝州　佐

賀　長州　備前　因州　阿州　土州　久保田　久留米　米澤　會津　雲州　津山　對州
盛岡　柳川　喜連川　高松　西條　川越　宇和島　明石　津　弘前　忍　松平中務　松平
大學　松平播磨　富山　鍋島擧四郎

〔青標紙　三編〕陪臣ニ而虎皮鞍覆爲ㇾ持候家々　仙臺片倉小十郎　同石川大和　同茂庭周防　同伊達安藝
同伊達將監　備前池田出雲　因州荒尾内匠介　阿州稻田九郎兵衛

〔甲子夜話　四十一〕都下諸大名ノ往還スルニ、ソノ行裝尋常ト殊ナルアリ、眼ニ留マル所ヲコヽニ擧グ、虎皮ノ鞍　ハ御家門並ニ國持大名用ユル例ナリ、コノ中尾張殿ノ支流高須侯ノ世子掃部頭ハ、虎皮ノ中ニ其家ノ紋ヲ著テ用ラル、尤珍ラシ、肥前佐嘉侯ノ末家鹿島侯ハ二萬石ナレドモ虎皮ヲ用ユ、何ノ故アルニヤ、〇中略　仙臺侯ノ家老片倉小十郎ハ、〇中略　又乘輿ニシテ牽馬ノ鞍覆虎皮ナリ、陪臣ニハ類ナシ、

塗鞍覆

〔宗五大草紙　下〕騎馬の事　一引馬の事、〇中略　常の人の鞍おほひには、なめしを赤うるしにぬりたるを用たるが能候、

毛氈鞍覆

〔成氏年中行事〕一管領之鞍覆ハ兎羅綿、同毛氈、

〔家中竹馬記〕一鞍覆は赤き毛氈幷兜羅綿などは、大名などの用らるゝに依て、諸家の内者は赤毛氈などをばせぬ也、毛氈なれども、黑き淺黄などの毛氈は不ㇾ苦、白も同前、但赤きを貴人と同樣に見ゆるとてせぬ儀なり、尋常はひきはだの鞍覆難なき也、鞍覆の裏に、緒を付て力革に結付る也、外へ見えぬ樣にすべし、〇又見ニ伊勢貞常記一

〔御供古實〕一くわせんの鞍覆の事、人により候て被ㇾ用候歟、別紙に有ㇾ之

〔武雜記〕一同時分赤きくら覆をかけ候人も、淺黄のもうせんたるべし、赤くら覆無用の方は不ㇾ及ㇾ申、ぬりたるくら覆ふすべ皮などを可ㇾ被ㇾ用候、

〔武雜記補註上〕同時分とは入道の時の事を云、赤きくら覆とは、赤きもうせんのくら覆也、今の赤き羅紗を、古はもうせんと云、赤もうせんのくら覆は、いにしへは將軍家より御免なくては用ざりし也、俗體の時赤もうせんのくら覆御免にて用たる人も、入道になりたらば、淺黃の毛せんのくら覆を用べしとなり、○中略ぬりたるくら覆とは、なめし皮をうるしにてぬりたるくら覆なり、

〔武雜記〕一白き笠袋、赤きもうせんの鞍覆の事、依御免各被用之事勿論に候、又くわせんの鞍覆の事、尋候へば、只あかきもうせんの事にて候、雲形の候は、殊更賞翫の事に候、

〔宗五大草紙下〕騎馬の事　一引馬の事、三職、御相伴衆、吉良殿、石橋殿、土岐殿、六角殿、何もこしの先へ被引候、其外の衆はこしの跡にひかれ候、又あかきもうせんの鞍おほひは、公方樣御物の外は、大名隨分の衆計いにしへはかけられ候つる、色のかはりたるをも、たれもひげ候し、當時御免とて、いか成人もぶげんだに候へばかけられ候、無覺悟よし、金仙寺物語候し、

〔貞丈雜記十三馬具〕一赤き毛氈の鞍覆の事、又火氈の鞍覆とも云、京都將軍の御物なる故、其時代禁制也、赤からず外の色をも猥に不用也、此毛氈と云は、今世のもうせんにあらず、今世羅紗と云物也、異國より渡る物ゆへ、平人は用る事をゆるされず、御免あれば用之と也、

〔蜷川親元記〕文明十三年六月二日乙巳、陶尾張守方より貴殿へ御禮申使安村因幡守文藏主同道太刀清則金覆輪鞍覆赤毛氈云々、

〔大館常興日記〕天文八年九月廿五日、一朽民より書狀あり、霜臺被申候、上洛之時、引馬にくろきもうせん、くろきふさ鞦かけさせ候べき歟、次あぶみもえたさきくろきたるべき歟、被相尋之由、霜臺被申之旨、則返札に彈正少弼御當官には、いかにも其分たるべき事なり、次くらおほひの事は、赤もうせんも不苦候、乍去くろきも可然候よし返答申之也、　十年二月廿四日、もうせん鞍おほ

馬氈

ひ井白笠袋、三宅出羽守御免に候、京より晴光へ御使飯兵在之、仍致披露之如此云々、

〔親俊日記〕天文十一年六月十三日壬辰、芥川孫十郎毛氈鞍覆、白笠袋御免之、

〔光源院殿御元服記〕一同日十二月十八日〇天文十五年若君義輝〇足利御先江御成也、〇中略一御供衆三騎次第、大館左衛門佐晴光、御劒役、〇中略朽木民部少輔稙綱弓持衩負沓而供奉、伊勢守貞孝同之、三騎共張替被爲持之、貞孝弓袋赤色云云皆々赤毛氈鞍覆、白傘袋、

〔大友記〕豐州勢高城ヲ責事附耳川合戰之事

鎮實〇齋藤ハ家頼ノ郎等ヲメシアツメ、鑑直〇吉弘某兩人ヲ左右ノ先手ト仰出サレ候ヘバ、諸軍ニヲクレ、シカルベカラズ、大川ヲ渡スニハ心得アル事ナリ、〇中略總テ泥障ヲトキテ、鎧ヲバヨリ縄ニテ、力皮ニ結付タルガヨキゾ、鞭ヲ馬センノ上ニ引出シ、前輪ニヒキアゲ、シカトシメ、左ノ手ニテトリ、右ノ手ニテハ、鑓ニテモ長刀ニテモ、我ガ持道具ヲ手綱ニトリソヘテ持ベシ、手綱ヲシムレバ、馬アヲノケニカヘシテ、身迦ヲスルモノゾ、馬ハ足ノトヾカザル處ニテハ、竿立ニタツテ、アトバカリニテ渡ル、アト足モトヾカザレバ、ツル〱ト沈ミ、扠ウヲアガリニツラバカリヲイダシヲヨグナリ、乗モノ心ナケレバ、馬頭ヲアグル時、ツラヲウツモノナリ、ワタ馬センハ、水ニヲボレテアシヽ、イタ馬センガヨキゾ、サムキ時分綿馬センニ水シメバ、乗人コヾユルナリ、既太刀ウチニヲヨビシカバ、各手水モムヤク、首トルベカラズ、イカニモシテキリ通リ、義久ヲ目ガケヨトイヒ含メ、〇下略

太覆

〔本朝軍器考〕十二鞍轡太覆、ヤセガクシナドイフ物ノ、馬後鞦ノ上ニ覆フ物アリ、是モ古ニハ聞エズ、又文字モサダカナラズ、昔ノ物ニ太於保比トイフ物共ハアリケリ、指懸ニイフ所ハ、手覆トイフ義也、鞍覆ノ左右ノ端ノ垂タル所ヲイフハ、垂覆ノ義ナルベシ、サラバ此物ヲモ、垂覆ノ義ヲ取ルベシヤ、

鐙

〔貞丈雜記 十三 馬具〕一だおひ（一名やせかくし）と云物今世用之、馬の尻に懸る物なり、あみにしてふさ付たるもあり、羅紗又は革にて玄たるもあり、是はふさなし、何も古代なき物也、近世用之也、故實なし、

〔新撰字鏡 金〕鉀（其今亭、阿夫彌、）鐴（阿夫彌）

〔倭名類聚抄 十五 鞍馬具〕鐙 蔣魴切韻云、鐙（都鄧反、和名阿布美、）鞍兩邊承脚具也、

〔箋注倭名類聚抄 五 鞍馬具〕按阿布美、足踏之義、○中略 按鐙所以登馬之具、古蓋謂之登、後從金、會意、與

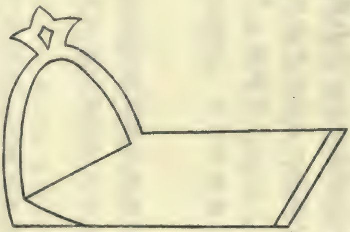
鐙錠字自別、

〔類聚名義抄 八 金〕錠（無足曰鐙、有足曰錠、アブミ、）　鐙（アブミ、タツキ、）

〔本朝軍器考 十二 鞍轡〕鐙、古事記ヲ見ルニ、鞍鐙トイフ物ハ、大國主神ノ代ヨリ見エシ也、倭名抄ニ、蔣魴ガ切韻ノ鐙ハ、鞍ノ兩邊脚ヲ承ル具也トイフ說ヲ引キテ、阿布美トヨミタリ、古ノ鐙ニ、壺鐙、舌長、半舌ナドイフアリ、飾抄ニハ、舌長ノ圖ヲ繪ガキテ、古ノ唐鞍等多クハ舌ナクシテ、大輪バカリ也、シカルニ近代踏ヨキガタメ作ル所歟トシルサレタリ、法隆寺ニ上宮太子ノ鐙アリ、鐵ニテ作レルニ、金銅ノ鮫具アリ、年中行事ノ繪ニ、此物見エタリキ、是壺鐙ナド云ツベキ物ナリ、（其形タトヘバ、沓ノ半ヨリサキバカリナルナ、上ノ方ニ鮫具ヲ懸ケシ物ナリ、）古ノ唐鞍ノ鐙ニ、舌ナクシテ、大輪バカリアリシハ、是モマタ唐鐙ニコソ有ベケレ、今モ高麗鐙ナド云ヒテ、世ニアル物スナハチ此制也、正倉院ニアル唐鞍ト云フ物ノ鐙ハ、法隆寺ノ物ノ如クニシテ、舌アルコト、半舌ナド云フ物ノ如シ、今世ニ用ル所ノ物ハ、壺鐙ニモアラズ、又舌長半舌ノ制ニモアラズ、古ニハイカニ云ヒシニヤ、フルキ繪共ヲ見ルニ、飾馬ノ外ハ皆々此ノ制ヲ用ヒザルハナシ、武藏鐙ト云シ物ハ、木鐙ニテ、今ノ世ニ五六ナド云フ物、其ノ遺制也トハ云ナリ、佐々木三郎盛綱ガ、藤戸渡セシ時ノ物也トイフ物、其ノカタ〳〵今モ世ニアリ、ソレモ今ノ世ニ用フル所ノ如クナル木鐙ノ黑塗タル也、西南諸蕃ノ鐙ハ、木ヲ刻メル狀、小瓶ノゴトクニテ、足指ヲ其中ニカクス、榛棘ニ入テモ、足ヲ傷ラザランタメ也トイフ事、異朝ノ書ニモ

見エタリ、范成大桂海虞衡志ニ足利殿ノ比ニ、伊勢ノ家ニテ、鞍ト同ジク作レル木鐙、世ニ猶多シ、世ニコレラノ制ヲ五六ナドイフハ、五寸六寸ニ作ルベキ、定マレル法量アレバナルベシ、又倭名抄ニ楊氏漢語抄ノ鉸具ハ、腰帶及ビ鞍具鐲ヲ以テ、革ニ屬スル也トイフ説ヲ引テ、此間賀古トイフヨシ注セリ、コレ今ノ鉸具頭、又ハ鮹頭ナドイヘル物也、

〔飾抄下〕鐙金銅 古唐鐙等多者無舌、只輪許也、而近代爲踏能所爲歟、可然也、



〔寸法雜々〕馬具足寸法の事 一鐙の舌さきと鳩むね● 長壹尺二寸貳分、くつこみとふかさ八寸八分、くつこみのよこ四寸八分、あそひかたとゑたさきの間五寸五分、あらひがたの輪の横一寸八分二寸也、ゑたさきの廣さくつこみに壹寸おとしなるべしよせゑんのふかさ三分、

〔安齋隨筆前編十三〕鐙木 伊勢淨齋云、木鐙を作るに、ケヤキノ木を用ゆ、ケヤキは鐵に合て、鐵サビ出ざるものなり、鐙の鐵骨にケヤキを合するは、合せめにサビ出る事なし、

〔布衣記〕馬のこしらへ樣之事、〇中略あぶみは白鐙舌長むねよりかたまで白、次内々之時、常しきの

鐙不苦、

〔伊勢常眞記〕あぶみの事　一入道も昔はうちあかの鐙を用る也、近代はくろぬりなり、うちあかも略儀なれ共くるしからず、

〔古事記上神代〕嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、故其日子遲神(○八千矛神)和備弖、自出雲將上坐倭國而、束裝立時、片御手者繫御馬之鞍、片御足蹈入其御鐙而、歌曰、(○歌略)

〔吾妻鏡六〕文治二年二月廿五日癸酉、北條殿自去年在京、執行武家事之間、於事質直、貴賤之所美談也、而或不善之者、稱北條殿下知、欲押取七條細工鐙、就訴申職事、被尋下之、仍北條殿殊驚騷、今日則陳謝之云云、

被仰下候、入道鍛冶訴申鐙事、全以不下知仕候、若下人中、自申懸事候者、可相尋子細於時政候之處、以是程少事經訴訟、最不當覺候之條、極恐思候、以此旨可令申上給候、誠恐謹言、

二月廿五日　平時政請文

〔蜷川親元記〕文明十三年七月四日丁丑、浦上一昨日之御禮に參、(○中略)御對面御酒給之、太刀(家助)進之、久所持之由申候、又御太刀(月山)御鐙(大つぼ直體)被遣候、

〔岡本記〕一總別あぶみは、右よりかけて左からはづし候事なり、

一總じてあぶみをはづせと申候子細は、かくると申候ゆへにはづすと也、

〔武雜記〕一鐙をかゝへ申とある本も有之、押ると有之もあり、かゝへ申とある義は故實と云々、一段賞翫の詞也、他人不知之、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事　一鐙をおさへ申次第、主人ならば、鐙の水金のもとを右の手に而取、左の手に而鐙の沓こみを、内の方より執て、腰をすへてつよくおさへべし、傍輩其外の人をば、右にて力革を取、左にてむながひを執ておさへべし、

名所

〔延喜式 四十二 東西市〕鐙廛〈○中略〉　右五十一廛東市

〔毛吹草 三〕山城　象眼鐙〈洛中多之〉　伊勢　松坂鐙　加賀　鐙

〔元祿五年板 萬買物調方記〕江戸ニテ鐙幷象眼　おが町横丁　作左衛門〈○下略〉

〔明和改增 京羽二重 三〕鐙師幷象眼　三條通柳馬場西へ入町　友眞〈○下略〉

〔萬葉集 十七〕至新河郡渡延槻河時作歌一首〈○中略〉

多知夜麻乃、由吉之久良之母、波比都奇能、可波能和多理瀨、安夫美都加須毛、〈○中略〉

右件歌詞者、依春出擧巡行諸郡、當時所屬目作之、大伴宿禰家持、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事　一鐙の名所の事、水尾金の下をばかくといふなり、沓こみのまはりをばやないば、むかふをば鳩胸ト云也、

〔運歩色葉集 佐〕猿尾〈鐙〉

〔安齋隨筆 前編十三〕鐙名所　鐙の頭の輪を、タカ頭とも、タコ頭とも云は、皆誤なり、カコガシラと云事本なり、鉸具頭と書なり、カコクピの頭と云事なり、鉸具はサスガとも、ミヅヲガネとも云、鉸具の在る所の頭を、カコクピと云、又ミヅヲガネと云を、ピジヨガネ、ピトウガネと云誤るなり、ミヅヲガネと云は、ミヅヲ革へさすカネなり、ミヅヲ革とは、チカラ革の穴あきたるを云、ミツとは、穴の事なり、針の穴をミヅと云に同じ、ミヅヲのヲは緒なり、又サスガと云は、サスガネと云事なり、ネを略するなり、又鐙の端廻りを、ヤナイバと云は、柳端なり、端の左右へ折れ曲りたる形が、シダレ柳の枝のタハミタルに似たればなり、又鐙をふみナガラ、馬の腹に鐙をアツルを、カクを入るとかくは、脚の字なり、

〔貞丈雜記 十三 馬具〕鐙にかくと云所あり、鐙の頭に細きかね有て、力革へさし通、その細きかねをさすがとも、うつおがねとも云、又ひぢがねとも力がねとも云、又かくと云也、〈○中略〉

一鐙のゐみと云は、はとむねのくぼき所を云也、咲の字を書なり、人のゐくぼの心にて名付たる也、

鐵鐙

〔延喜式 民部二十三〕交易雜物　太宰府 鐵鐙廿雙

〔隨兵次第〕鐙は鳩むねにゐたるかな鐙 又白くらあるべし 内朱たるべし、

〔伊勢常眞記〕あぶみの事

あぶみをば一かけ二かけといふ也、ぢあぶみとは、鐵にてそうをしたるをいふ也、

木鐙

〔古今要覽稿 器財〕木鐙　木鐙は自然まがりの木を用ゐて作れり、肩よき上に鉤(クサリ)を付て、その上に逆靼(チカラカハ)を通し鉸具(カコ)にてとむるなり、東大寺八幡宮寶藏、及び集古十種にのする所のものをみるに、何の時のものといふことは、さだかならざれども、そのかたち東大寺勸進所の、半舌鐙に似たるものにして、尤壺あぶみの舌長より、轉せしものなるべく見ゆるなれば、平城宮御宇のころに出しものなるべきか、

〔延喜式 四十八 左右馬寮〕造女鞍一具料　木鐙(中略)直

塗鐙

〔岡本記〕一うちのくろきあぶみをば、くろぬりのあぶみとて、出家よりほかはのらざる事也、

〔萬松院殿穴太記〕御葬禮方の奉行は、松田九郎左衛門尉賴隆催したり、門役は松田對馬守盛秀也、先御先へゐろ鴾毛の太く逞きに黒鞍置て、鈍色の鞦かけ、鐙のうちに至る迄黒塗なり、

〔難波戰記 四〕兩御所京都伏見御進發之事

御膳番ノ御小姓衆ハ、白ト紫トノ裍掛、銀ノ切裂ノ出シ半月前立物、思々ノ鐙ニ、梨子地金紋付タル鞍鐙、厚總ノ鞦掛、太刀刀ニ至ル迄、皆輝耀ケレバ、〇中略 由々シキ見物ニナゾ有ケル、

揭鐙

〔比古婆衣 六〕むさしあぶみ　石山緣起、當麻曼陀羅緣起の古畫卷に、田舍人のものへ行さまにて、馬に乘たるところをかきたるに、尋常の鞍置て、繩をわなに垂て足踏とし、差繩を手綱にとりた

る狀を書きたり、こは今も田舍にて、荷鞍置たるにも、又肌脊にても、縄鐙といひて、さる趣にものすなり、

壺鐙

〔古今要覽稿器財〕大壺鐙　大壺鐙といふものは、延喜式にはじめて見えたり、左馬寮式たゞしそれよりも猶ふるくは、聖武天皇の御物とて東大寺に傳はれり、東大寺寶物圖又同じき寺若宮八幡宮寶物にもあり、熊野神寶のうちにもあり、彼是并せ考ふるに、平城宮御宇の頃のものかくのごとし、それより前もかくありしなるべきなり、古事記に、片御足踏入其御鐙といへるも、今の鐙又は唐鐙のごときものならば、かくるとこそいふべけれ、いる、とはいふまじきなり、

〔塵泥六〕壺鐙　惠忠〇本多憲云、朝倉景衡說ニ、足ノ先ノ入ホドニ壺ヲ付シ鐙也ト云々、按ルニ、甲州八代郡窪口村農民榮助藏スルトコロノ壺鐙、今ハ片山某江戸淺草住ト云商舍ニテ藏セリ、予先年其家ニ詣テ、其鐙ヲ親タリシニ、マサシク其形沓ノゴトク、壺鐙ト云フモノ也、

〔延喜式四十八左右馬寮〕造走馬鞍一具料　大壺鐙一具(中略)大藏續ニ

〔飾抄下〕諒闇鞍事　藻壁門院諒闇中、日中法勝寺御八講御幸、面々人々、所爲不同、或借用大夫尉騎馬鞍、赤手綱、壺鐙云々、

〔物具裝束抄〕一和鞍具事　鐙大滑之時壺鐙

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鐙　壺

〔後光嚴院御幸始記〕應安四年閏三月廿一日甲戌、新院御幸北山第、〇中略馬引車後、鞍具足如常、鐙壺舌長、舌短毛無二子細一之由、三條前內府實繼被命、指泥障也、

舌長鐙　半舌鐙

〔古今要覽稿器財〕舌長鐙　舌長鐙といふは、唐鐙の舌長きものなりといへり、〇中略半舌鐙　半舌鐙といふは、壺鐙の一轉せしものにて、舌短きものなり、東大寺勸進所に現存するもの、及び年中行事の繪にみえたるものなど、合せ考て志られたり、

〔飾抄下〕和鞍　行幸可ㇾ用ニ緣螺鈿一云々、○中略行幸舌短鐙、御幸舌長、○中略雲見御幸上皇御騎馬御鞍、保安五二十、御馬栗毛、○中略舌長鐙、近代物也

〔物具裝束抄〕一和鞍具事　鐙舌長鐙、切付之時、

〔桃華蘂葉〕鞍具足事　鐙　舌長　半舌

〔葉黃記〕寶治二年正月六日乙卯、今日御幸始也、○中略午刻參院、(中略)相ニ具馬一、沃懸地鞍、同鐙、鞦、手綱、泥障等如ㇾ常、鐙雖ㇾ可ㇾ爲ニ舌長一、任ニ所ㇾ在一用ニ舌短一、是又本儀也、

〔康富記〕文安五年正月廿七日甲寅、是日姉小路判官坂上明世、大判事堀川志大石惟弘、六位以上兩人請ニ取賊首一者也、○中略兩廷尉各著ニ白張一、立烏帽子風折也乘馬龍向之、水干鞍、舌長鐙、○下略

〔江家次第十九〕臨時競馬　左右乘尻各十人、騎馬相向、其裝束、○中略鐙、長目常

〔武器考證十六〕長目常トハ、舌長ニハアラデ常ノアブミノ少舌長メナルヲ云ナルベシ、

輪鐙

〔塵泥六〕輪鐙一名舌無鐙、或唐鐙、　飾抄云、鐙古唐鞍等、多者無舌只輪計也、　无名裝束抄云、唐鞍ハ舌ナシ、只輪バカリト見タリ、近代踏ヨキタメニ舌アルヨシ、

〔諸鞍日記〕一唐鞍ノ事　鐙ハ輪鐙ナリ

〔御禊行幸服飾部類〕正應元年十月廿一日御記云、午一點著ニ裝束一、○中略參內、相ニ具飾馬一(中略)輪鐙、蒔

鏡鐙

〔飾抄下〕諒闇鞍事　嘉保二四十七、江記曰、美作守自ニ此宅一出立、鞍右大將被ㇾ借ニ橋幷鐙幷鏡一也、

〔貞丈雜記十三馬具〕一鏡鐙と云は、鐙のはとむねの所を、銀のうすがねにてつゝみたるを云也、酒井雅樂頭忠恭の許にて、寬治年中の鐙のうつし物を見せられしに、其物鏡鐙なりき、其鐙は半舌の鐙とて、舌先常の鐙の半分程也、かこ鉸具頭かしらをもとをりにして、かこも上より下へたれ下る也、

唐鐙

〔古今要覽稿器財〕唐鐙　唐鐙といふは、唐鞍にかくるものにして、卽西土の鐙なり、そのかたちは、輪ばかりにして、上に鉸具を付たり、飾抄、長門一宮藏、そののち踏よき爲に、舌を付たるもあり、飾抄、東大寺勸進所

磯、同八幡宮藏、また弘賢家藏に、鐵にて作りたる上に、銀をながし、その上を皮にてつゝみ、栗色漆にてぬりたりしとみゆる唐鞍あり、それは舌を平にして、古繪本にみえたる唐鞍とおなじさまのものにて、鉸具を作り付にしたるは、長門國一宮所藏の唐鞍とおなじきものなり、

かご鐙

〔岡本記〕川をわたすあぶみの事は、かごあぶみとて、かねにてかうしのごとく、志たるあぶみの事也、

五六掛鐙

〔貞丈雜記十三武具〕五六掛鐙考○中略貞丈、先年元文ノ比、伊勢因幡平貞域(大坪直弟鞍鐙作之正統)ニ、五六掛ノ名義ヲ問シニ、貞域答云、鐙ニ五六ノ矩ト云コトアリ、サレバ五六掛ト云由傳ヘ聞ケリト、其時委クモ尋問ザリキ、近頃貞域ガ弟子伊勢淨齋(名日全用)ニ、五六ノ矩ノ事ヲ問シニ、淨齋答云、鐙ノ高頭(或蚫頭トモ云)ノ付ギハヨリ、舌先ノ外稜マデノ間五寸六分也、鐙ヲ作ルニ此五寸六分ヲ以テ定法トス、是ヲ五六ノ矩ト云、此五六ノ矩ハ、木ヲ入タル鐙ノミニ限ラズ、鐵鐙モ亦五六ノ矩也、古キ鐙ニハ、五六ノ矩ヨリモ少延タルモ、稀ニハ有リト、貞丈右ノ說ニ付テ、木ヲ入タル鐙ト、鐵鐙ト兩品共ニ高頭ノ付ギハヨリ、舌先ノ外稜マデノ間ニ、曲尺ヲ當テ試ルニ、五六ノ矩ニ合ヘリ、或ハ鐙ニ依テ一分、又ハ五厘許ノ伸縮アルモ、稀ニハアレドモ、五六ノ矩ヲ定法トシタル上ノ過不及ノ誤ナルベシ、鐵鐙ハ鑢ノ磨過シ、又塗鐙ハ漆地ノ厚薄ノ誤ナドモ有ベシ、又ハ鐙主ノ好ニ依テ、定法ニ少違フコトモ有ベシ、是等ハ通例ニ非ズ、五六ノ矩ハ定法ニテ變動スルコトナシ、○中略木ヲ入タル鐙モ、鐵鐙モ共ニ五六ノ矩ヲ用ル也、サレバ五六掛ト云ハ、木ヲ入タルモ鐵鐙モ、如此ナル形ノ鐙ノ總名也、然レドモ木ヲ入タル鐙ト、鐵鐙トノ差別ヲ云分ケンガ爲ニ、鐵ニテ作タルヲバ、鐵鐙ト稱ヒ習ハセシニ依テ、五六掛ト云名ハ、唯木ヲ入タル鐙、一品ノ名ノ如ク片付キタル也、○中略

安永十年辛丑三月望　伊勢平藏貞丈書

佐々木掛鐙

〔貞丈雜記十三馬具〕一佐々木掛といふ鐙の事、或說に佐々木四郎高綱が、宇治川の先陣の時、力革に鐙

を懸るに、常の如くにかけず、左鐙を右へかけ、右鐙を左へかけたる故、右の如くするを、佐々木掛といふ云々、是外カケト云カケヤウ也、鐙ノカコガシヲ外ヘ出ル也、是ヲ紀州ガケトモ云也、右の説非也、平家物語、盛衰記、東鑑等にも見えず、妄說也、佐々木がけと云は、力革にかける事にはあらず、五六掛、加賀掛など云如く、掛とは鐙を作る事を云也、近江國日野と云所にて作りたる鐙を、日。野。掛。と云、日野がけの鐙を、佐々木掛ともいふ也、近江國は古佐々木氏の領分にてありし故、佐々木家にて日野掛を用ひしに依て、日野掛の事を佐々木掛ともいひし也、日野掛の鐙は、常の鐙よりは小形に見えて、總體所々に肉を付ず、丸みなくして直なり、はとむねも中高ならず、ゑみも甚淺し、沓ごみの折目急也、舌先の外表の方も直に平也、かこくびの上の方を、細長くすかして、其すかしの内に、みずおがねちからがおれの事也おさまりて、あちらへもこちらへも、みずおかね出入する也、

知多掛鐙

〔塵泥六〕知多懸鐙　忠憲云、伊勢貞丈說ニ、知多掛ハ鐵地象眼鐙也、尾張國知多ト云トコロニテ作ル鐙也云々、按ルニ知多掛鐙ハ尾張國知多郡大野村ニテ作レル鐙ヲ知多掛ト云、今モ其子孫鐙鍛冶喜左衞門、其子要助ト云モノアリトゾ、亦予家藏ニ知多掛鐙アリ、○中略沓下舌先ノ方ヘヨリテ、尾州知多住重久ト銘アリ、

那波鐙

〔異制庭訓往來〕馬百疋進候、○中略那波鐙懸之、○中略手縄、腹帶、籠頭同進候、○下略

〔尺素往來〕於六條河原可有御手組之犬追物候、○中略那波鐙、○中略所持分無不足候、

武藏鐙

〔新猿樂記〕四郎君受領郎等、刺史執鞭之圖也、○中略常搆集諸國土產、貯甚豐也、所謂武藏鐙、

〔安齋隨筆前編十三〕武藏鐙　武藏鐙伊勢物語、夫木抄、庭訓往來、源平盛衰記、新猿樂記等に見へたり、天明元年辛丑十二月四日、予古鐵鐙を求得たり、甚古くして地肌荒たり、鐵色紫にて鍛甚堅し、全體は作の木鐙に依て小形なり、カコクビアヲノカズ、大にそらず、鳩胸の中少し高し、大に突出ず、肩より柳葉の通り、外の端にキテウメンあり、サスガは佐々木掛の如く、無左右なり、サスガの

出入の穴は、ヘウタン形にすかしたり、カコ頭の下より舌先の外稜まで、五六の矩に合たり、總體無文の鐵地にて、內は朱にぬりたり、カコクビの正面に、金澤住と銘あり、今片方の鐙も銘同じく、金澤住とあり、金澤は武藏國の地名なり、是古所謂武藏鐙なり、別に加州金澤掛の鐙にて、カコクビの正面に、加州金澤住とありて、象眼を入たり、總體さま〴〵の文を象眼にしたり、全體大形にして、カコクビあをのき返りて、鳩胸の中大に突出て見惡し、サスガ無左右にあらず、武藏の金澤とは大に違へり、

〔古今要覽稿器財〕武藏鐙　木五六　武藏鐙といふは、木鐙の一轉せしものにて、木。五。六。ともいふ、五六とはその規矩の名なり、上古の木鐙は、鉸具を逆粗のはしにつけたれば、鐙にはさすがといふものもなく、たゞ鉾のみあり、しかるを此木五六には、鉸具を鐙に作り付にしたり、武藏國にて作り出したれば、武藏鐙といへるなり、さすがと鐙と、ひとつに作り付にしたれば、むさしあぶみ、さすがにかけて共よめるなり、○下略

〔比古婆衣六〕むさしあぶみ　文政五年の八月、下野の那須へゆあみむとて、出立ける道のほどの事なりけり、すでにその國にいたりて、大田原のすくより、北ざまにわかれ、小道に入りて、毛野のはたちど云ふわたりを過て、高林といふ里にて、馬をやとひて、から𛀁りと云にのる、そは荷鞍おきたる上に、あらごも敷きたるなり、もとより鐙なければ、足をば脊みねの左右へさげてぞある、ぬかり道ところ〴〵ありて、あがきあふなすに、下げたる足いとたゆくて、苦しかりければ、口とれる翁のなゝそぢばかりにみゆるに、かくといへば、さあんべい、むさしあぶみかけて參らせむといふを、いかにするにかと思ふに、ありあふ藁繩を二あひによりあはせて、前の鞍ぼねの下ざまにつきたる、竪木の右のつめにゆひつけて、少し間をおきてむすびとめて、さて當胸(ムナガイ)の上ざまの、胸さきをさし廻して、また同じおもむきに、わなをむすびて、左のくらぼねの竪木のつめにゆ

會津掛鐙

ひかためて、いざたまへ、此あぶみに足を入れて、ふみひらきてよとおしふ、あぶみとは、彼のむすびたるわなをいふなりけり、すなはち玄かするにいとよし、さてかくするを、なぞむさしあぶみとはいふとあなぐりとへば、うたてむかしからいへばこそさはいへ、おれらがなちふ事か志るべいとこときりて、たゞそを〳〵と、馬のみ追ひて、ふたゝびものをだにもいはざりき、そも〳〵むさし鐙は、伊勢物語に始て見へて、誰も耳なれてはあれど、いかなる鐙ぞといふ事は、諸説さまざま聞へて、さだかならぬを、此翁がせし事に心とまりて、つら〳〵考ふるに、いにしへむさしあぶみといへるは、旅路などに、行々馬をやとひて、荷鞍に乗るとき、かの翁がせし如く、馬の胸さきをさし廻して、ものする足踏なるべし、○中略名義むさしとは、胸さしの約まれる言なるべし、國造本紀に、國名の武藏を胸刺と書るも、おのづから似かよひてきこゆ、さしはさすの用言にて、縄もて馬を御むる上に云ふ言なり、○下略

〔伊勢物語〕むかしむさしなる男、京なる女のもとに、聞ゆればはづかし、聞えねばくるしとかきて、うはがきにむさしあぶみとかきてをこせてのち、おともせずなりにければ、京より女、むさしあぶみさすがにかけて頼むにはとはぬもつらしとふもうるさし、とあるを見てなん、たへがたき心ちしてける、

　とへばいふとはねばうらむむさしあぶみかゝるをりにや人はしぬらん

〔源平盛衰記二十一〕小坪合戰事

重忠○畠山クマントテ打出ケリ、○中略泥葦毛ノ馬ニ、中ハ金覆輪耳ハ白覆輪ノ鞍ヲ置、燃立ツバカリノ厚總ノ鞦カケ、武藏鐙ニ、重藤ノ眞中取テ歩セ出ツ、

〔塵泥六〕會津懸鐙　忠憲云、朝倉景衡説ニ、奥州會津ヌキスダレヨリ出ルヲ會津懸ト云云々、按ルニ會津掛ノ鐙ノ事ヲ其里人ニ問タリシニ、今ハ田澤掛、或ハ十左衛門懸ト云フトゾ語リキ何レニモ

逆靼

後世ノモノニテ說々モアルベカラズ、

〔倭名類聚抄 十五 鞍馬具〕逆靼 楊氏漢語抄云、逆靼、知賀良加波 一云逆靳、

〔箋注倭名類聚抄 五 鞍馬具〕按古有鐙頭無舌、別有鉸具施舌、以革接續鐙頭、以穿鐙靼孔懸之者、所謂力革或是、今俗謂鐙靼為力革者、似誤、

〔類聚名義抄 九 革〕逆靼 チカラカハ 韃靼 或正、柔革、カハ ミヅチ チカラカハ

〔車服問答〕一力革 和名抄逆靼、知賀良加波ト訓ジ候、名目ハ今ノ鞍ニ候ト、同事ニ候ヘドモ、鐙ノツリヤウ可違存候、武藏鐙ヲ引掛候樣ニ、鐙ノ輪ニカチヲコシラヘヲキ候、唐鞍ノ鐙無此金候故、直ニ鐙ノ輪ニ結付候テ、橋ニ掛候バ、常ノ力革可為同事候、

〔愚得隨筆 八 鞍馬〕逆靼 愚○日下部景衡 按上古ノ力革ハ、今ノ力革トハ異也、南都正倉院三藏ニアリ、其體石帶ノゴトク、中程ニカナ物入テ、屈伸ヲセリ、攝州天王寺ニ聖德太子ノ壺鐙アリ、力革ハ虫ノタメニ失テ鉸具今ニアリ、鐙ニハ力金ナクテ、鉸具ニ力金ヲ入レシ、今ノ仕懸トハ各別ノ事也、足利殿ノ比ニモ、力革式アリシ、今ハ何ノ沙汰ニモ不及事也、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事 力皮 赤

〔諸鞍日記〕移シノ鞍ノ事 力革ハ赤革ニテ包タリ、泥障ハサヽヌナリ、

〔諸鞍日記考註〕赤革ハ赤ク染タル滑革ナルベシ、古ノ力革ハ今世ノ力革トハ異也、巾著皮ト云物ナシ、力革ノ端ニ鉸具ヲ付ル也、力革ト云ハ總名ニテ、其中ニミヅヲト云フ名アリ、和名抄ニ逆靼知賀良加波鐙靼美豆乎トアリ、チカラカハト云名ハ、鐙ヲ蹈ム人ノ足ノ力ヲ受ル意也、逆靼ノ逆ノ字ハ唐ノ鐙ノ頭ニハ、鉸具ナクテ、輪バカリアリ、其輪ニ力革ヲ入テ、其力革ヲ逆ニ上ヘ折返シテ、力革ノ端ニ作リ付タル鉸具ヲ、今一方ノ力革ノ穴ヘ、サスガヲ刺シ貫テ留ル也、吾國ノ鐙モ、古代ノ物ハ鐙ノ頭ニ鉸具ナクテ、輪バカリナルモアリシ也、ミヅヲトハ穴緒也、穴ノ

事ヲミヅト云也、針ノ穴ヲミヅト云モ同ジ、力革ニサスガ(サスガハ刺ス金ノ略語也)ヲ刺シ貫クベキ穴ヲアケ置クユヘミヅヲト云也、

〔布衣記〕馬のこしらへ様之事、〇中略力皮師子丸にて上をつゝむ、ふせぐみあるべし、

〔同本記〕一ちからがはのいろいとぬいの事は、からむしろのきつゝけ、又つゝらきつゝけのにかけべし、口傳これあり、

〔武雜記〕同〇つゝら切付カ用キル時ちから革はゑろなめしたるべし、ゑほでの皮は引目革たるべし、くけめにふせぐみをも仕候、とつつけの緒むらさきは斟酌あるべし、其外五分まだら、又は何色も不苦候、長サ一尺二寸、

〔寸法雜々〕馬具足寸法の事　一ちから革　長三尺壹寸、廣壹寸四分、人によりて三尺三寸にもする、

〔貞丈雜記十三馬具〕一力革の端の、きんちやく革といふ物、古は無之、後三年合戰の繪に見えたる力革、何れもきんちやく革無之、又酒井雅樂頭忠恭のうつされし、寛治二年の鞍具の力革にも、本はきんちやく革なかりしを、忠恭好みにてきんちやく革を付られし由、忠恭物語せられし也、

〔參考保元物語二〕白河殿攻落事

半井本云、爲朝〇中略腰ノ骨射切ト、ヒヤウト放タリケレバ、長鳴シテ御所中ヲ響ク、五六段計ニ控ヘタル、景義〇大庭ガ膝節ヲ片手切ニ射切、鐙ノ力革、ミヅヲ皮、馬ノ折骨二ツヲ射切、馬ノアナタヘ徹リテ、門柱ニゾ立ニケル、

〔源平盛衰記二十九〕平家落上所々軍事

木曾〇義仲ハ、加賀國住人林六郎ヲ召テ、汝ハ當國住人也、河ノ案内知タルラン、瀬踏仕レト仰ケル、光明仰承テ、能馬十匹汰ヘ、手綱結懸テ追入タリ、鞍爪、力革ヲバ過ザリケリ、

貫鞘

〔難太平記〕刑部少輔殿範滿は、武藏國小手さし原にてうたれ給ひき、重病なりしを馬にかきのせられて力革に結付させられけるとかや、

〔古今要覽稿（器財）〕貫鞘　貫鞘（延喜式）は逆靼を用ゐる時に是を具す、けだし鞍具を覆ひて、足にあたることなからしめん爲に、色革（明月記）あるひは虎豹皮（桃花蘂葉、年中行事、春日驗記、六波羅行幸、石山緣起、）を用ゐて作るものなり、大小定りあるにもあらざるべけれども、大かた長一尺三寸一分、幅二寸ほどに作れり、（馬具作方書）緒は御鞍に韝革、走馬鞍に洗革（左馬寮式）と見えたれども、後世はさもあらざるにや、臣下の具足に緋綜を用ゐしもあり、然るを貫鞘は八子なるべし、（諸鞍日記考註）といひ、あるひは鞍覆の類にやあらんと云、（擧要抄）ともにあやまりなり、

〔飾馬考上〕逆靼　貫鞘　桃花蘂葉に、力革貫鞘（豹）とあり、此力革も牛の皮もて制れるなるべし、さて此豹の貫鞘は、四位已上の乘具にして、五位は虎なるべし、名義は力革を貫入る物なればいふ、是を八子と同物ならむといふ説は、其品を見ざるが故也、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　貫鞘（豹皮）

鐙靼

〔倭名類聚抄（十五鞍馬具）〕鐙靼　楊氏漢語抄云、鐙靼、（美豆乎、下音粗）一云、鐙斬、（音斤去聲）

〔箋注倭名類聚抄（十五鞍馬具）〕按、廣韻、靼、靼勒名、楊氏以爲鐙靼、未知何據、疑當作粗、說文、粗柔革也、廣韻、旨熱切、又當割切、漢語抄誤作靼、遂音粗也、新井氏曰、俗呼孔竅爲米度、轉爲美豆、謂針孔爲美豆、是也、鐙粗端有孔以受鐙首鞍具舌、故云美豆乎、乎謂粗也、今俗呼爲力革、○中略　按說文、斬當膺也、楊氏以鐙斬爲鐙粗一名、未詳、

〔類聚名義抄（九革）〕鐙粗（ミツチ、一云鐙斬）　鐙斬（ミツチ）

〔和漢三才圖會（三十三車駕）〕逆靼　按逆靼所以維鐙者、其端環名鞍具（カコ）、其内有鐙粗可以掛鐙、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事　一鐙の力革かくる所をばみとふがねと云也、是はわろし、さす、

がと云はよし、又馬頭をかくと云也、

〔貞丈雜記十三馬具〕一鐙のちからがねを、びゐよがねとも、びどうがねとも云はあやまり也、本名はみづをがねと云也、みづをがねを、びゐやうがねといひ違へ、それよりいろ〳〵に、又いひ違たる也、

〔古今要覽稿器財〕鐙靼　力革　鐙靼は長三尺廣三寸の牛皮條にて作るといへり、延喜左馬寮式東大寺若宮八幡宮に現存するものを見るに、幅一寸六分、長一尺三寸七分の赤皮二枚を合せて、是を綴連ねて用ゐたり、是によつて考れば、三尺を四つに裁て用るなるべし、此鐙靼の兩端に孔あり、故にみづを倭名類聚抄といへるなるべし、

〔飾馬考上〕逆鐙鐙靼中略○　逆靼チカラガハと美豆緒を、ひとつに見る事も、今の逆靼の上には違はねども、古は一物にあらず、○中略大和國東大寺若宮八幡社藏の、古き移鞍に屬たる力革の圖を見るに、赤き革緒の下に、同じ革の少し幅廣なるを合せて鉸具に附たり、是いはゆる鐙靼と逆靼の二なるべし、然らば力革と云名は、鐙靼の力とする意なるべし、さるは鐙靼の穴ある物は、弱からむ事を思ひて、是が助に如是合用ふるならむと思へばなり、

〔義經記八〕かねふさが最後の事

長崎太郎がめてのよろひの草ずり、半枚かけて、ひざの口、鐙のみづをがね、馬のおりぼね五枚かけて切つけたり、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事　鐙をおさへ申次第、主人ならば鐙の水金のもとを右の手にて取、左の手にて鐙の沓こみを内の方より執て腰をすへてつよくおさへべし、

〔新撰字鏡〕銜戸監反、平、與含字同、含也、久豆和、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鑣　說文云、鑣音儦、訓久都波美、俗云、久々美、馬銜也、兼名苑云、鑣一名勒、野王案勒盧則反馬口中銜也、

〔箋注倭名類聚抄 五 鞍馬具〕按久都波美、久々美口食口含之義、○中略爾雅、鑣、郭注、馬勒旁鐵、釋名、鑣苞也、在旁苞斂其口也、文選舞賦注、鑣、馬勒旁鐵也、毛詩碩人釋文、鑣、馬銜外鐵也、鑣馬銜、橫貫口中、其兩端外出者、今俗所謂久都和乃加々美是也、其在口中謂之銜、說文、銜、馬勒口中也、从金从行、銜行馬者也、則久都波美、久々美可以訓銜字、不可訓鑣字也、說文以馬銜釋鑣者、泛言之耳、○中略按說文、勒、馬頭落銜也、釋名、勒、絡也、絡其頭而引之、段玉裁曰、落謂絡其頭、銜謂關其口、統謂之勒也、其在口中者謂之銜、落以絡爲之、絡、生革也、銜以鐵爲之、故其字从金、依是說、勒併久豆和於毛加伊之名、然玄應音義引字書云、勒、馬鑣銜也、蓋統言者、故彙名苑以勒爲鑣一名、

〔類聚名義抄 一〕銜(クツハミ、クツハ) 〔同 二〕轡(クツハミ、クツハ、クツワ、クツ) 〔同 八 金〕鑣 鑣(俗正、クツハミ、俗云、クゲミタツワ、)

〔下學集 下 器財〕轡(クツハ)

〔本朝軍器考 十二 鞍轡〕說文ニ鑣ハ馬銜也、久都波美トヨム、俗ニ久々美トイフ、マタ彙名苑ニ、鑣一名ハ勒、野王按ズルニ、勒ハ馬ノ口中ノ鐵也ト、倭名抄ニハ見エタリ、顧野王ノイヘル所ハ、說文ニ銜アルヲ勒トイフ說アルニヨレルナルベシ、サレド馬ノ口中ノ鐵ヲ勒トイフニハアラズ、銜アリテ馬頭ニマトフ物ヲ、勒トハイフ也、又釋名ニヨル時ハ、說文ノ說モタヾ其ノ大體ヲイヘルモノニテ、詳ナルニハアラズ、釋名ニ、鑣ハ包也、旁ニアリテ、其口ヲ包ミ斂ム、爾雅ニコレヲ钀トイフ、一ニ扇汗トナヅケ、一ニ排沫トナヅクト見エケリ、サラバ鑣トイフハ、久都和乃加々美、銜トイフハ、久都和乃波美ニテ、スベテコレヲ勒トハイフ也、又倭名抄ニ見エシ、蒺藜(シツリ)銜(カン)字波良久都和トイフモノハ、餝抄ニ見エシ物ニテ、袍ノ紋ノ轡唐草ナドイフ物ハ、其ノ形ニテアル也、又倭名抄ニ辨色立成ヲ引キテ、承鞚ハ美豆岐、俗ニ三都々伎トイヒ、一ツニ七寸トイフト注セリ、コレハ今世ニ引手(ヒツテ)蛇口(ヘビクチ)ナドイフ所ナリ、古事談ニ源義家朝臣ソノ親父ノタメニ、門ノ鑰ヲ取リ收メラレテ轡ノミツツキニテ、ジヤウアケサセラレシト云フ、卽チ此也、世ニ手綱ノ兩末ヲ、三都々伎ト云フハ、イカ

ガアルベキ、或人ノ說ニ、承鞚トハ、今ノ世ニ手助。又ハ立聞。ナド云フ物也、其ノ組ノ長サ七寸許アレバ又七寸トモ云ヒシ也ト云フ、サレド古キ繪ニ繪ガキシ物ドモヲ見ルニ、皆々オモヅラヲ、世ニ面懸付ト云フ輪ニ絡ヒテ、其ノ末ヲ垂レタルナリ、手助立聞ナド用ヒシ事ハ見エズ、又世ニ面懸付トモ云ヒ、又ハ總ノ輪、立聞ノ輪ナド云フ所ヲ見ルニ、三都々伎ノ蛇口ナド云フ所ヨリハ、甚ダ大キナル也、昔ハオモヅラヲ引絡ヒシ事疑フベカラズ、足利殿ノ比、鞍轡ノ具ノ名ドモシルセシ物ニモ、手助立聞ナド云フ物ハ見エズ、(三議一統、下學集、節用集等ニモ見エズ、)此ノ物イヅレノ比ヨリ出デ來シト云フ事詳ナラズ、

〔延喜式左右馬寮四十八〕凡正月七日青馬籠頭鑣、(一疋前頭、及最後馬、別替ニ金銀、一白鑞鳥鑣、)

〔古今著聞集馬藝十〕正曆二年五月廿八日、攝政殿右近の馬場にて、競馬十番を御覽じけり、○中略一番左將曹尾張兼時、○中略轡たび〳〵ぬけけれども、おつる事はなかりけり、

〔關八州古戰錄十五〕長南勢上總萬喜城責ノ事
多賀兄弟敵城エ押詰メ、夜懸ニスベシト下知シ、其手配ヲ定メテ、四月廿二日ノ夜ニ入、馬ノ轡ヲ布ニテ卷キ、舌根ヲ結テ嘶ハザル樣ニ用意シ、○下略

〔慶長見聞錄武家名目抄馬十二所引輿〕內藏助○木曾天下一ノ轡ヲ持、名ヲバ鈴蟲ト云、諸人是ヲ聞及ビ見物ス、誠ニ名譽ノ轡ナリ、實ハ信長公ノ秘藏ノ轡ナリシガ、義昌馬乘ノ名人ナルニ依テ、是ヲ拜領シケル、

〔常山紀談九〕氏鄉の許に佐々木が鐙といへる名高き器あり、細川忠興いと懇に我に賜はれと乞れしかば、亘理某是は世久しく傳はる物にて候、似たる鐙を贈り給へといひければ、氏鄉、なき名ぞと人にはいひてやみなまし心のとはゞいかゞ答へん、といふ歌の耻しきよとて、かの鐙を贈られけり、

名所

〔伊勢守貞宗記〕轡披露拜領事　一轡臺杯にすわり候て進上候、拜領の樣別事有間敷候、只くつわ計持候時は、はみを持たるがよく候也、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事　一轡を人に見參に入樣、左右の引手をひつさげ、はみを人にむけて見せ申也、

〔延喜式二十三民部〕交易雜物　上總國轡廿具

〔和漢三才圖會三十三車駕〕銜　按河州譽田鍛工、市口明珍二氏、善作銜鐵、（ヽ簡明ニ一掛、或一口、）

〔毛吹草三〕山城　明珍轡　河內　譽田轡　越前　中曾根轡

〔元祿五年板萬買物調方記〕京ニテ轡所　大佛五丁目　明珍出雲○中略

江戶ニテ轡所　芝露月町　一口河內○下略

〔寬延武鑑〕御轡師　三川丁一丁目　明珍吉左衞門　市口伊豫　市口但馬　市谷五右衞門

〔慶應元年武鑑〕御轡師　御細工所頭支配　かんだ紺屋丁二丁メ　直光正三郎

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事

一轡の名所の事、はみ、ほうみ、立聞、鏡、引手、又水付とも云、わちがひ、つぼつき、おもがいは御はれ、又は軍陣などにて乘まじき也、

〔甲陽軍鑑十六品第四十四〕轡の事、左の方を水つきと云、右の方をひつてと云也、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕承鞚　辨色立成云、承鞚、（美豆岐、俗云、三都々岐、）一云、七寸、

〔類聚名義抄九〕承鞚ミヅヽキ

〔貞丈雜記十三馬具〕一舊記に馬の事記したる所に、七寸とあるは、みづゝきとよむ也、くつわのみづゝき也、みづゝきは、ひつ手の事、手綱を付るかね也、いかなる故に七寸と書事は詳ならず、一說に、ひつ手は片方長サ三寸五分ヅヽ、兩方にて七寸也、依て七寸と書て、みづゝきといふ也、又（三寸と書て、みづゝき）

とよむ、一方の長さ三寸五分なれども、五分を捨て大方をあげて、三寸と書くとも云、此説むつかし、三の字三つとよむ、すの字きとよむ故、みづゝき也、つの字は助語也、みづゝきと云は、くつわの名所也、小笠原備前守持清入道浄元の書置れし、くつわの圖におもがいを通すかねの所を、みづゝきと書れたり、又弓馬故實の圖には、ひつてをみづゝきとも云とあり、是は今の世に云習すと同事也、浄元入道くつわの圖には、寶德元年十二月十八日とあり、弓馬故實を書れし伊勢六郎左衛門尉貞順は、天文永祿年中の人也、寶德元年より永祿元年迄は、百十年程の間也、古はおもがひ通す所を、みづゝきといひしが、後にとなへ違へて、ひつ手の事を、みづゝきといひならはしたるもの歟不審、貞丈云、みづゝきは三ッ繼也、ひつ手とひつ手のくわんとはみと三ッ繼ぎたる也、みつつぎと云詞に合て、水付の二字をあて字に用ひたる也、

〔飾抄下〕諒闇鞍事　嘉保二四十七、江記曰、美作守自此宅出立、鞍右大將被借橋幷鐙幷鏡也、○中略其轡又鏡也、只水付散物也、

〔古事談四勇士〕伊與入道賴義、於革堂修逆修之間義家聽聞之、中間郎等一人出來、義家ガ耳ニサヽヤイ事ス、○中略以使者云、何事ナリトモ此修善殘今一兩日也、結願之後イカナル事モセラルベシトテ、門ニ鎖ヲ指廻テ、築垣ヲ越テ可歸來之由示遣ケリ、使如云指廻テ、鎰ヲ取テ歸了、義家聞此由テ、云、○中略轡ノミヅヽキニテアケヨト云テ、郎アケサセテ打出畢、

〔平治物語二〕六波羅合戰事

源氏終ニ打負テ門ヨリ外ヘ引退キ、聽テ河ヲ馳渡シ河原ヲ西ヘゾ引タリケル、義朝是ヲ見給テ○中略討死セントテ被懸ケレバ、鎌田○政家馬ヨリ飛テ下、七寸（ミヅツキ）ニ立テ申ケルハ、○下略

〔源平盛衰記二十一〕石橋合戰事

與一○佐奈田ガ乘タル馬ハ、○中略岡部彌次郎ガ頸切ケル時、鐙武者ノ身ノ落ルニ驚テ、ツト出テ走行、猿者ゾト心得テ、引留ン引留ントシケレドモ、此馬ノ癖トシテ、口ヲバ主ニ打クレテ、胸ニテ走馬

也ケリ、猶留ント引程ニ、手綱三ニ切ケレバ、左右ノ水付トラヘタリ、左右ノ水付引モギテ心ノ儘ニ引テ行、

〔明德記 中〕山名播磨守滿幸ハ足ヲモタメズ、丹波路ヲサシテ落給ケル所ニ、大江山麓ニテ、末弘入道馬ノミヅヽキニスガツテ申ケルハ、〇下略

〔安齋隨筆 後編十四〕一くつわの立聞の輪わりてあるは、立聞なしにおもづらに仕かける時、おもづらをかのわれめより入べき爲也、

唐鞍轡

〔古今要覽稿 器財〕唐鞍銜　唐鞍銜飾抄は、唐鞍に具したるものなり、西土の銜をみるに、多く圓き輪を用ひたり李安忠畫胡人鐵騎圖、清朝鞍馬圖、琉球國所用物、しかるに大和國東大寺、八幡宮寶藏、及び尾張國熱田社寶藏、唐鞍に用ひし銜、みな飾抄の圖のごときものなり、これによりておもふに、李安忠畫、その外清朝琉球國等にて用ゆるものは、かへりて後の世のものにして、皇朝にてうつし傳しもの、隋唐より以前の物なるもしるべからず、　唐鞍銜異形　寛政の初、甲斐國にて地をほりて得たりといふ銜は、くゝみ引手等はよのつねのものと、さのみかはれる所有ともみえず、たゞし普通には、組違のはしに橋金とてあり、そのたちはれ金を中にして、かゞみあり、かゞみの別に引手を仕付るに、このくつわのかゞみは、引手中にありて、外にかがみあり、鏕は銜の外鐵といひ、また外を包すといふにもよしあれば、これ唐ぐつわの異體なるものなるべし、

蒺藜轡

〔倭名類聚抄 十五鞍馬具〕蒺藜銜　辨色立成云、蒺藜銜宇波良具都和

〔箋注倭名類聚抄 五鞍馬具〕按宇波良具都和、茨勒之義、謂其有稜角、統言則鑣亦謂之銜、然其實稜角如蒺莉者、在鑣不在銜也、

〔古今要覽稿 器財〕蒺藜銜　うばらぐつわ　蒺藜銜、和名抄といふは、そのかたち蒺藜の實に似たるによりて、名付しものなり、蒺藜ははまびし、新撰字鏡、倭名抄、とて、濱邊の沙中に生ずるものなり、しかる

に銜をば、はまびしぐつわといはずして、うばらぐつわといへり、けだし蒺藜の正名は、うばらなるべし、その實菱に似て、濱邊に生ずるより、はまびしとはよべるにて、まことの名にはあらざるべし、

含轡

〔曾我物語〕一かはづの三郎うたれし事

かはづの三郎、〇祐泰 そぎたりける、〇中略 さいつきげの馬の五きあまり大きなるが、おかみあくまでちゝみたるに、〇中略 ふくみぐつわ、こんのたづなをいれてぞのりたりける、

鏡轡

〔古今要覽稿器財〕鏡銜　鏡銜飾抄 といふは、鐵にすかしのなきものをいふ、猶平なる鋼を、鞍輪に打付たるを、鏡鞍といふがごとし、むかしは蒺藜銜の別は、すべてみな鏡銜なりけんに、明珍といふ鍛冶出來りて、はじめて十文字銜といふものを作りたるより、自然と古代のものはうせて、今樣のものをむねと、賞翫することになりたれども、猶その名はもとの如くありて、今も十文字の所をかゞみとよべるなり、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　轡鏡

〔飾抄下〕諒闇鞍事　嘉保二四十七、江記曰、美作守自此宅出立、鞍右大將被借橋幷鐙幷鏡也、〇中略 其轡又鏡也、

〔布衣記〕馬のこしらへ樣之事、〇中略 轡は鏡ぐつは也、

平文轡
金銅轡

〔飾抄下〕移　近衛次將乘用平文移、〇中略 轡或平文、或金銅、

塗轡

〔岡本記〕一くつわぬる事、はれのいぬかさがけの時の事也、其外にはぬるまじき事也、

〔小笠原入道宗賢記〕一くつわは白みがき本なり、宗信は、犬追物の時は、ぬりたる轡を被用候由候、又さやうもあるべき儀共、被書載たる物もなし、然共其外候也、ぬり候事は赤うるしなり、はさみのうちをばぬらぬ物なり、

白轡

〔犬追物明鏡之記〕一轡は白みがき本なり、黒ぬり、又とかげ色などにぬりたるは、見たる所もうつくしく、又おとも能とて、人毎に好事なれども略義也、晴の時は斟酌たるべし、

〔貞丈雜記馬具十三〕一とかげ色の轡と云は、白くみがきたる轡の上を、うるしにてうすく塗たる也、漆の色とすきとをりて、とかげといふ虫の色のごとくに見ゆる也、ぬり轡は略儀なり、

〔平家物語九〕宇治川の事

こゝにいけずきと思しき馬こそ一き出きたれ、○中略白ぐつははげ、白あはかませて、とねりあまた付たりけれども、○下略

〔文正記〕聿甲斐總領千菊丸其齡十有二、○中略馬白駱太逞、厥長六寸餘、○中略徒跣郎從弱冠者廿、撰五百餘人、前後走散、白磨勒鞚玉沫、隨貴殿仰騎入御門、

洗轡

〔大内問答〕一客人よりも返禮として太刀以下可被進様儀の事　返禮の事必々在之義定法に而候、○中略めされたる馬可然候はゞ、其理を被仰、鞍をばおろし、乘轡にても、又あらひ轡にても引て可被渡候、

〔岡本記〕一あらいぐつはにて、馬のる事あるべし、此時は兩方のたづなのはしを、たづなほどにむすびあはせてのるべし、これあらいぐつわにて、馬ののりやうなり、一段の口傳有、

〔家中竹馬記〕一はたせ馬をも乘轡にて引也、洗轡は内々の物也、

しんせい轡

〔竹崎五郎繪詞〕くろくりげなるむまに、ことものくらおきて、れんじやくのしりがいに、しんせいぐつはをはげて、むまやのべつたうさえた五郎をもてこれを給はる、

忍轡

〔見聞雜録武家名目抄馬具十二所引〕信長の盃を酒井左衛門尉に被下、○中略御秘藏之忍轡を御手自被下て、夜中其方先驅して、武田之後へ廻り、鳶巣へ押寄、敵之取出へ火を放て、燒立々々切崩し候へ云々、

ひきりやう轡

〔御隨身三上記〕昨日者乍御報、委細示預候、祝着候、○中略旁期面上之時候、　二月十八日○永正九

十文字轡　松皮轡　信濃轡

年書狀也、此轡進上可ㇾ申由、申上候へ共、先被ㇾ二御出一候ほどに、無ㇾ二其儀一候、式部少輔殿をもつて伺申候、ひきりやうの轡のぎなり、

〔貞丈雜記馬具十三〕一十文字轡古代より有し物なり、永正日々記云、十文字轡、小十文字轡の名みえたり、寶德年中、小笠原淨元弓矢名所記にも十文字轡の圖有り、

〔御隨身三上記〕一二月〇永正九年廿一日に、十文字の御轡、はみをなをさせ進上可ㇾ申由、直に被ㇾ二仰付一候、一御轡、二月廿三日、はみを明珍なをさせて、直に進上申候、次條々御尋候儀在ㇾ之、時に某小十文字、出雲轡、可ㇾ懸ㇾ二御目一由申上候、〇中略　一同廿八日、當番に祗候仕候、式部少輔殿をもつて、松かはの御轡、拜見いたさせられ候、信濃上候、よき御轡のよし申上候、〇中略　一十一日〇四月、中略、鹿苑院殿樣御時、奥より御馬三匹進上申、〇中略　無ㇾ二相違一きどくの爲ㇾ二上意一由を被ㇾ二仰聞一也、又出雲、信濃轡、某所持分、可ㇾ被ㇾ二御覽一之由、被ㇾ二仰出一也、

出雲轡

〔源平盛衰記二十〕石橋合戰事
與一〇佐奈田ガ乘タル馬ハ、〇中略　元來ツヨキ馬也ケレドモ、己ガ力ヲ憑ツヽ、出雲轡ノ大ナルニ、手綱二筋ヨリ合テゾ乘タリケル、

〔愚得隨筆九鞍馬〕出雲銜　愚〇日下部最衡按、明珍ガ云、先祖出雲守宗介ガ作リシ銜ヲ叡覽アリテ、玉ノゴトク明ラカニ珍物也ト勅アリシヨリ、明珍ト名乘トイフ、今世ノ銜、出雲銜ナリ、宗介ガ作リシ形ナルガユヘニ、出雲銜ト云ナルベシ

〔岡本記〕いづもぐつわといふ事は、かぢ上手にてならさずもする也、これ夜うちにもちいるくつわ也、

玉井轡

〔異制庭訓往來〕馬百疋進候、〇中略　玉井轡食ㇾ之、手縄、腹帶、籠頭同進候、

〔尺素往來〕於ㇾ二六條河原一、可ㇾ有ㇾ二御手組之犬追物一候、〇中略　玉井轡等所持分無ㇾ二不足一候、

鞗

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞗　唐韻云、鞗、音迢、和名久佐利、今按俗用ㇾ二鏈字一、未ㇾ詳、鏈鉛朴也、音連、革轡也、毛詩注云、鞗以ㇾ金爲ㇾ二小鐶一、往往

勒

韁控者也、

〔箋注倭名類聚抄 五鞍馬具〕按馬寮式所載鏁即此、又六書故云、今人以銀鐺之類相連屬者爲鏈、類聚名義抄、亦鏈訓久佐利、此云俗用鏈字者卽是、蓋從金從連屬之連、後俗會意字、雖與鏈錫之鏈字體偶同、然作字之原自異、不可混爲一字也、然銀鐺之類爲鏈、見六書故、則非國俗所爲也、又按說文、鏈、銅屬、然漢書食貨志、鑄作錢布、皆用銅、殽以連錫、注、李琦曰、鉛錫璞名曰連、故以鏈爲鉛樸也、朴、樸之假借字、〇中略按革轡蓋以革爲轡者、非久佐利、鄭詩箋所云亦鞗以革造、其間有金鋄耳、說文作鋚、云轡首銅也、段玉裁曰、以銅飾轡首也、周頌載見箋云、鶬謂金飾者卽是、小雅鞗革沖々、鞗革卽鋚勒、謂以銅飾轡之近馬頭處垂之沖々然也、然則唐韵訓革轡非是、

〔新撰字鏡 革〕勒（六音、轡也、引也、久豆和、又久豆和豆耳、）靶（扶柯反、轡也、久豆和豆耳、）

〔倭名類聚抄 十五鞍馬具〕轡　兼名苑云、轡（音秘、訓久豆和都良、俗云、久都和、）一名鑣（爭列反、）楊氏漢語抄云、韁鞚（羅貢二音、和名同上、）一云、馬鞚、

〔箋注倭名類聚抄 五鞍馬具〕按豆良與蔓綱同語、久豆和都良、卽今俗所謂手綱也、訓轡爲久豆和都良爲允、其久都和可訓勒上條蒺蔾銜訓宇波良具都和可證、今俗所呼亦同、廣韻引鄴中記云、石虎諱勒、呼馬勒爲轡、依之勒亦可謂轡、是轡亦或可訓久豆和、但源君以久都和爲久豆和豆良之俗名恐誤、〇中略說文、轡馬轡也、从絲从𦄽、與連同意、詩曰、六轡如絲、釋名、轡拂也、牽引拂戾以制馬也、太平御覽引劉芳詩說云、轡是御者所執者也、玄應音義引字書云、轡馬縻也、所以制牧車馬也、禮記曲禮正義云、轡御馬索也、源君訓久豆和豆良、是也、

〔類聚名義抄 一人〕絛（クツワ）　〔同 二口〕轡（クツハ ツラ）　〔同 八金〕鑣（クツワヅラ 俗云、クツワ、）　〔同 九革〕勒（クツワ クツワツラ）

〔本朝軍器考 十二鞍轡〕轡ハ倭名抄ニ兼名苑ヲ引キテ、轡一名ハ鑣、久豆和都良トヨム、俗ニハ久都和トイフ也、又楊氏漢語抄ニハ、韁鞚ナリ、一ツニ馬鞚トイフ也ト注セリ、楊氏ガ韁トイヒシハアシカ

手綱

ラズ、其餘ノ説ハ悉ク誤レル也、鑣ハ久都和乃加々美ニテ、粋ハ於毛都良ニテコソアレ、轡ハ增韻ニハ馬韁ナリトイヒ、禮記注疏ニハ、馬ヲ御スル索也ト見エタリ、毛詩ニハ六轡在レ手トイフ事アリ、ソレハ古制ニ、車ニハ四ツノ馬ヲ駕ス、車ノ轅ヲサシハサム、二ツノ馬ヲバ、兩服トイヒ、服馬ノ左右ノ外ニアル二ツヲバ驂馬トイフ、凡一ツノ馬ニ、左右ノ轡二條ヅヽ、アレバ、四馬ニハ八ツノ轡アリ、其ノ左右ノ驂馬ノ内ノカタノ轡ヲバ、車ノ軾ニツナグガ故ニ、ノコル所ハ六轡ナリ、ソレヲ執リテ、四馬ヲ御スルナレバ、カクイヒシ也、或ハ鑣、或ハ粋ナランニハ、イカデ手ニハ在ルベキ、又絲ヲ以テスルヲ轡トイヒ、革ヲ以テスルヲ鞗トイフトモ見エタリ、サラバ轡トイフ物ハ、我朝ノ手綱トイフ物ニゾアル、韁ハ轡ノ別名也トモ注シタレバ、(正字通)揚氏ガ韁トイヒシハ、アシカラズ、又按ズルニ、倭名抄ニ手綱トイフ物見エズシテ、鑣ノ字ノ外ニ、此ノ轡ノ字ヲ分チ出ダシタルハ、想フニ順ノ比ニ、久都和都良トイヒシハ、今イフ手綱ナルベシ、又順ノ比モ、俗ニハ轡トイフ字ヲ、鑣ノ事ニモ用フレバ、俗ニハ久都和トイフヨシヲバ注シタルナリ、彼是通ジ考フルニ、倭名抄ノ説、悉ク誤レルニモアラズ、タヾ引キ用フル書ニ見エシ、一名ハ鑣、一ツハ馬粋也、ナドイフ事ヲケヅリステヌガ誤レル也、

〔延喜式 十五 内藏〕賀茂祭　使等裝束料○中略　御馬十二匹、(二疋松尾社料)結レ額料緋絲二絇、轡並腹帶料、曝布三端一丈四尺四寸、(並官物)

〔下學集 下 器財〕手綱(タヅナ)

〔運步色葉集 多〕手綱(タヅナ)(七尺五寸也、但依レ馬一具ト云、又一筋ト云、)

〔同 與〕紕入(ヒイレ)(手綱)

〔古今要覽稿 器財〕武家所用手綱　武家所用手綱は、すべて麻布一幅、長はたかばかりにて七尺五寸を常用とす、(弓馬故實、大館尙氏記、)たかばかりといふは、人々の手にてさだむるものなれば、曲尺にては計りがたし、○中略　紫筋勾手綱　紫筋勾手綱は、將軍の用ひさせ給ふものなれば、只人は用ひず

といへり、（今川大草紙）今川貞世入道は、等持院左大臣、（尊氏公）寶篋院大納言、（義詮公）鹿苑院大相國、（義滿公）三代を經し人なれども、この三代の間、新にさだめられし掟にはあらで、鎌倉の故實にならはれしなるべし、これを染るやう、兩はしを壹尺三寸筋をにははせてそむるといへり、文明五年、常德院内大臣（義尚公）御馬召初の時、伊勢左京亮調進せし手綱あり、長七尺二寸、幅は壹尺なり、引手際壹尺壹寸餘を紫匂にしたり、さて總躰は紫なり、よく大雙紙に云處とあへり、これけだしうくる處あるべし、松岡辰方説に、引手際を白くして、五所紫匂ひに染たるを、筋匂ひなりといへるにはいかゞあるべき、（中略）○赤根染手綱。　赤根染手綱は、將軍家の御物の外、これを用ひず（今川大雙紙）といへり、けだし鎌倉將軍家の制めさせ給ひし掟にしたがへるならん、勝定院左大臣家（義持公）へ、伊勢加賀守貞直の染て、たてまつりし注文を考ふるに、長八尺、幅一尺一寸、引手際を一尺二寸餘あまして、それより引兩筋とあり、また染むる赤根の斤兩、及び灰薪の事みな習ひあり、（中略）○紫染引手際。紫手綱。　紫染、引手際紫手綱は、將軍家の外、これを用ひ給はずといへり、（今川大草紙）染やうは、手綱を全く紫にそめてまた引手際を紫にて、二反そむるなり、（中略）○梅しぼり手綱。　梅しぼり手綱は、將軍家の用ひさせ給ふものなれども、たゞ人もまたこれを用ゆ、（今川大雙紙）加賀國より制していだすもあり、（大館尚氏記）いまはさることもなきにや、（中略）○柹染手綱。　柹染手綱は、將軍家もめすなり、また只の人も用ゆといへり、（今川大雙紙）しかれども京都將軍家の末にいたりては、式正の時用ゆべからざるよし云説もあり、（大館尚氏記○中略）○引兩手綱。　引兩手綱、むかしは只人も用ひしを、（源平盛衰記）京都將軍家の世には、御所の御物の外、用ゆまじきよしいへり、（大館尚氏記）足利家の紋なればなるべし、（中略）○褐色手綱。　褐色手綱は、水干鞍に用ゆるものなり、（布衣記）これを勝色の手綱ともいへり、（大諸禮○中略）○褐布一寸斑手綱。　○細筋褐布手綱。　褐布一寸斑手綱は、供奉の時に用ふ、（上賢抄）染やうは引手際を殘して、中を一寸づゝ、かちんと白と二色にそむるなり、また是を細筋カチンとも（庭訓往來）い

へり、(中略)　豹文手綱　引手際豹文手綱　豹文手綱は、大名の常に用ゆるものなり、(今川大雙紙)豹文といふは、紺赤白の三色にて、段染にせしをいへり、(松岡辰方記)また柿梅などにそむる時は、引手際ばかりをば、必豹文にすべしとなり、(中略)　とり染手綱　とり染手綱は、軍陣または笠掛の時、用ゆるなり、(弓馬聞書、細川家笠掛日記、〇中略)　浅黄手綱　浅黄手綱は、平常に用ゆるものなり、(伊勢四郎傳書)また水干鞍の時も用ふ、(布衣記)鎌倉公方家にては、浅黄の外、用ひられざりしよしいへり、(鎌倉年中行事)

〔寸法雜々〕馬具足寸法の事　一馬の手綱　犬(〇犬追物)の時は七尺五寸、其外は八尺五寸白布なり、

〔飾抄下〕手綱(蘇芳紽、如常、四位已下青紽也、〇中略)　和鞍　行幸可用線螺鈿云々、(〇中略)手綱(蘇芳平緒、有伏組、)紽、(〇中略)移　近衛次將乘用平文移、(〇中略)

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　手綱　蘇芳紽　紫紽　棟紽

〔物具裝束抄〕一和鞍具事　手綱(公卿蘇芳紽、殿上人棟紽、)　一手綱事　蘇芳紽(公卿用之)　棟紽(殿上以下、四位五位用之、)　紺紽(六位用之)

〔吉部秘訓抄一〕廷尉佐行幸供奉行粧間事　永保賀茂行幸、太府卿令用黑地鞍、紽手綱給、依有先聞用之由、見御記、

〔飾抄下〕諒闇鞍事　保元々十二十七、御方違行幸、或秘記曰、鞍線螺鈿、(〇中略)浅黄手綱、　蘒壁門院諒闇中、日中法勝寺御八講御幸、面々人々、所爲不同、或借用大夫尉騎馬鞍、赤手綱、壺鐙云云、

〔山槐記〕治承三年三月廿四日壬午、今日石清水臨時祭也、(〇中略)使右少將隆房朝臣、(〇中略)馬(鴾毛、小紋紽、蘇芳手綱、)

〔文正記〕撰於射手固方々橹、其下寔宜修羅下地、三寸四寸牆馬或馬面、或鞍鞢(タクナタキリ)入、若黨郎從引立騎干、(ヒカヘタリ)

障泥

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕障泥　唐韻云、韂(音章)障泥、(和名阿不利)鞍飾也、西京雜記云、玫瑰鞍、以綠地錦爲蔽泥、(今按、即障泥也)後稍以熊羆皮爲之、

〔箋注倭名類聚抄〔五鞍馬具〕〕按阿布利、蓋以用爲名、與扇訓阿布岐同意、謂振扇爲阿布久、謂戸扇自開闔爲阿布流、本同語之活用轉者、

〔類聚名義抄〔六阜〕〕障泥(アフリ)　〔同〔九革〕〕鞟(アフリ)

〔下學集〔下器財〕〕泥障(アフリ)

〔和漢三才圖會〔三十車駕〕〕障泥　按障泥虎熊等皮爲良、今用氂毛織成者、稱織熊而賤、

〔源氏物語〔五十浮舟〕〕わがくつをはかせてみづからは、ともなる人の、あやしき物をはきたり、まいりてかくなんときこゆれば、かたらひ給べきやうだになければ、やまがつのかきねの、をどろむぐらのかげに、あふりといふ物をしきておろしたてまつる、

〔貞丈雜記〔十三馬具〕〕一泥障と云は、毛皮にて作りたるを云、なめし革にて作りたるは鐙すりと云也、此事實弓兵鑑に見へたり、(又長秀記にも見たり)泥障はもとは、雨天に衣服にはねつく泥を障る爲のもの也、後には晴天にもこれをさして飾とする也、武用にはいらぬ物故、軍陣騎射などに用る事はなし、

〔甲子夜話〔十六〕〕今ノ障泥ノ形ハ昔ト異ナリ、織田右府(信長)〇ノ前ニ、千利休候セシ時、ソコノ物好ニ障泥ノ形切テ見セヨトアリケルヲ、立入ラヌ道イカヾト辭シナガラ、卽座ニ紙形ヲ切テ呈ス、右府、コレハ出來タリトテホメタリシ、其後詐テ、カノ紙形ヲ失ヒタレバ、又々切レトアルニ、又呈シケルニ、形前ト少シモ違ヒナカリシカバ、殊ノ外賞歎セラレテ、遂ニ其形ニ極リシトゾ、今ハ世コゾリテ用ユル常式トナリテ、誰ノ製トイフコト知ルモノモ稀ナルベシ、マイテ昔ノ形知ルモノハナヲ多カルベカラズ、

〔令集解〔四職員〕〕漆部司　漆部廿人(古記及釋云、別記云、漆部廿人之中、(中略)泥障二戸、)

〔延喜式〔四十一彈正〕〕凡羆皮障泥、聽五位以上著之、

〔明良洪範續編〔九〕〕泥障ノヒモハ、一幅ノ木綿ヲ用タルガ由、長クシテ結下シガ好、其故ハ首ヲ取タ

ル時其ニテ包ミ、或ハ手拭ノ替リニモナル、何事ニ依ラズ用ニ立物也、

〔拾芥抄中末〕乘馬鞍儀式行幸　公卿以下五位已上、黑地鞍、螺鈿蒔繪、無連著鞍不差泥障、

〔江家次第六四月〕御禊日賀茂祭禁中儀也　頭仰云、取御馬參來、前駈等還自瀧口、取御馬參入、故隆方朝臣云、往年先令賚御馬可差泥障由、近代不然、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　泥障伏輪、花族人懸之、或以黄絲組押之、　御幸及春日詣等之時用之、行幸日、地下前駈、不指泥障、攝政乘用馬、同不指泥障之由、見玉葉、

〔飾抄下〕泥障伏輪事　保元元四十一、御禊前駈、右衛門佐光宗、泥障有伏輪、手綱、小鞦切付、泥障伏輪用黄組、

〔山槐記〕治承三年三月廿四日壬午、今日石清水臨時祭也、〇中略使右少將隆房朝臣、〇中略馬鴾毛、小鞦、蘇芳絞、

〔吾妻鏡九〕文治五年六月六日甲午、早旦公朝申云、爲御塔供養、自院被進御馬以下之間、相具參云云、被仰可給置之由、公朝白平禮襪帶劔、參御所、御馬葦毛、白鞍、付金師子丸打物、泥障白伏輪也、

〔百錬抄十後鳥羽〕建久五年四月十八日、賀茂祭也、〇中略馬八匹、置黑鞍、水豹切付、泥障縫物、

〔今昔物語二十七〕近衛舍人於常陸國山中詠歌死語第四十五

今昔口ノ比口ト云フ近衛舍人有ケリ、〇中略陸奥國ヨリ常陸ノ國ヘ超ル山ヲバ焼山ノ關トテ、極シク深キ山ヲ通ル也、其ノ山ヲ彼ノ口通ケルニ、〇中略心細クテ、泥障ヲ拍子ニ打テ、常陸歌ト云フ歌ヲ詠テ、二三返計押返シテ詠ケル、

〔大和物語下〕やまとの國なりける人のむすめ、いときよらにて有けるを、京よりきたりける男のかひまみて見けるに、いとおかしげなりければ、ぬすみてかきいだきて、馬にうちのせて、にげていにけり、いとあさましうおそろしう思けり、日くれて立田山にやどりぬ、草の中にあふりをときしきてふせり、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕宇治左府御記云、昔時光 〇豐原 習平調入調於時信、〇中略 仍必給祿、時光清貧無財、以古泥障二枚奉時信云云、

〔中右記〕保延三年八月廿二日壬子、辰一點院御幸日吉社、上達部泥障無馬副、

〔山槐記〕治承四年三月四日丙辰、今夜新院 〇高倉 遜位之後、始有御幸土御門亭、〇中略 于時雨下、〇中略 行列 公卿以下皆束帶、用泥障、

〔源平盛衰記 四十二〕勝浦合戰附勝磨幷親家屋嶋尋承事

判官 〇義經 中略、サラバ敵ノ聞ヌ先ニ、打ヤ〳〵トテ、鞭障泥ヲ合テ打處ニ、〇下略

〔家中竹馬記〕一旅馬にあをり指事、遠旅などには不苦、但それも洛中などより、頓而あをりさして可乘は不可然、又切付に小あをりをするも、略儀のもの也、

〔岡本記〕一あをりの見せやうとて、定れる法とてはあるべからず、左手すけ右にてふたつをひつそろへて、すそへなるかたを、人のかたへなしていだす也、

尺障泥

〔延喜式 四十二東市〕障泥廛 〇中略 右五十一廛東市

〔物具裝束抄〕一和鞍具事　尺泥障 切付之時用之、大滑之時不用之、

〔諸鞍日記〕一御幸鞍ノ事　泥障ハシヤクノ泥障トナ、馬ノ皮ヲ黑ク塗タリ、根本ハ琵琶ノ撥盤塗樣ニシテ、櫨ノ木ノ汁ニテ染タルナリ、

〔葉黃記〕寬元四年五月廿日、上皇 〇後嵯峨 自今日七ケ日可有御參籠八幡也、〇中略 公卿花山院三位中將師繼 〇藤原定嗣子、浮衣如常、人人括多爲四緂、〇中略 黑鞍 有赤綱伏輪、又有蒔文、尺泥障 有存旨不用之、不差差縄、人々或差之

〔正安三年大嘗會記〕十一月廿日乙卯、今日爲標山御見物御幸、法皇上皇同車、〇中略 副舍人 赤色狩衣上下 馬 持衛朝臣鹿毛借用之 大和鞍、尺泥障如常、

小障泥

〔成氏年中行事〕一公方樣方張鞍、〇中略 紫ノ緂、小泥障ヲ召サレズ、

〔明月記〕建暦三年七月廿五日、公卿勅使發遣日也、〇中略 忠廣〇中略 水干鞍、〇中略 彫鞦、塗泥障、文散金鐙、

塗障泥

〔庭訓往來〕水豹熊皮泥障、鞭、差繩等、爲御馭奉進之、

皮障泥

〔異制庭訓往來〕馬百疋進候、〇中略 熊皮障泥指之、

〔布衣記〕一馬のこしらへ樣之事、〇中略 次あをりの事、くまの皮、

〔源平盛衰記十五〕宇治合戰附賴政最後事

明春〇僧名今日ハ事ヲ好テゾ裝束シタル、〇中略 烏黑ノ馬ノ七寸ニハヅミタル、黑鞍置テ、熊皮泥障指テゾ乘タリケル、

〔吾妻鏡十一〕文治六年〇建久元年十一月七日丁巳、二品御入洛、〇中略 次二位家折烏帽子、絹紺青丹打水干袴、紅衣、夏毛行騰、染羽野箭、黑馬楚鞦、水豹毛泥障、

〔明月記〕建暦三年七月廿五日、公卿勅使發遣日也、〇中略 御馬二疋 一疋鹿毛置鞍、〇中略 阿驄毛障泥、差端、

〔新撰字鏡革〕韉 徒旱、徒段二反、波呂比、

腹帶

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕腹帶 唐韻云、纕 息良反、和名波良於比、 馬腹帶也、 鞶 周禮注云、鞶 音盤、和名字波々良於比、 馬大帶也、

〔箋注倭名類聚抄五鞍馬具〕周禮宗伯之屬巾車職、玉路錫樊纓、鄭玄注云、樊讀如鞶帶之鞶、謂今馬大帶也、此所引卽是、然鄭意巾車之樊謂馬大帶、其音如易或賜之鞶帶之鞶、非改巾車之樊爲鞶、鄭注云、讀如某者、皆此例也、源君引鞶爲馬大帶誤、按說文、鞶、大帶也、易曰或錫之鞶帶、男子帶鞶、女子帶絲、則知爲馬大帶者轉注、非本訓也、

〔類聚名義抄六糸〕纕 馬帶 ハラオヒ 佩帶 〔同九革〕鞶 ウハオヒ ハラオビ ハラオヒ

〔伊呂波字類抄 波雑物〕韉ハラオビ 鞍馬具也 腹帶 同俗用之

〔運歩色葉集 葉〕韀ハルビ 小笠原家說

〔和漢三才圖會 三十三 車駕〕韉はるび 音湘、俗云波留比、和名波良於比、 䩞唐韻云、馬腹帶也、韀馬大帶也、按韉長四尺許、苧組縄也、韉長一丈二尺、柿漆染布也、軍陣用之、尋常不用、

〔古今要覽稿 器財〕はらおび 倭名類聚鈔 腹帶、同上唐韻 韉、同上 按に字典廣韻に韉、馬腹帶とあれども、離騷に既替余以蕙纕と云注に、佩帶也といひ、玉篇も帶也と注し、また収衣袖紫などみえて、腹帶の正名とも聞えず、類篇に緗、纕淺黃也とあるを以て考ふるに、淺黃馬腹帶といふ義にやあるべき、小腹帶、左馬寮式 はるび、平家物語、用害記、和漢三才圖會、 はろひ、新撰字鏡、纏徒畢徒段二反、波呂比とあり、

〔本朝軍器考 十二 鞍轡〕腹帶、倭名抄ニ唐韻ノ韉ハ馬ノ腹帶也トイフヲ引テ波良於比トヨメリ、其後ノ俗ニ、波流比トハイフ、又由木搦ナドモ云ニヤ、古キ繪ニ見ユシ所、古ノ腹帶ノ制ニハ少シク異也、

〔飾馬考 上〕腹帶 表腹帶 和名抄に、唐韻云、韉、和名波良於比 馬腹帶也と見え、延喜式には小腹帶とあり、其は表腹帶を、大帶といふに對へていふ歟、又物具裝束抄に靫搦ユキカラミ、又信範記に白布靫搦と見えたる、此靫搦も腹帶の事にて、しか號る義は、鞍橋の由木に結付るが故に、由木搦の意にて、靫の字を書るは借字也、さて由木は居木の轉語にて、居木とは人の乘居る處の木なればいふ、〇中略 表腹帶は、和名抄に、周禮注云、韅、和名宇波波良於比 馬大帶也とあり、名義は腹帶の上に用ふる物なる故に云、〇下略

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事 表腹帶 靫搦ユキカラミ 一和鞍具事 表腹帶

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事 腹帶 白 由木搦ユキカラミ

〔諸鞍日記〕一御幸鞍ノ事 一腹帶ハ下ニ結テ、表敷ノ上ニハ上腹帶トテ、革ヲ一寸許ニ切テ、錦ニテ包テ、先ニ鐙ノ鮫具ノ樣ニシテ、打テ付ルナリ、

〔犬追物明鏡之記 一〕一鞍に二重腹帶を懸る事、軍陣の樣にはせず、腹帶を二ッして、小腹帶をかけ

てしむる也、是も射手により、馬にもよるべし、上手の好ぬ事なり、

〔延喜式四十八左右馬寮〕造₂走馬鞍一具₁料　調布二丈三尺七尺胷脈料、五尺小腹帶料、七尺表腹帶料、

〔延喜式四十八左右馬寮〕造₂御鞍一具₁料　細布二丈八尺四寸四尺四寸鞍褥料、七尺胷脈料、五尺小腹帶料、一丈二尺韆鞜料、

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡賀茂二社祭走馬十二疋松尾二疋在₂此内₁也馬別韆鞜料調布四尺二寸表腹帶七尺、

五月五日節式　表腹帶料七尺○調布也

〔伊勢貞助雜記〕一手綱腹帶染やうの事、人々色々以₂今案₁不審被₂申間₁、注₂物撰候處₁、別に相違事は無₂之₁、但長短の事は人々の可₂任₁₂所₁好、雖₂然大法は、手綱は七尺五寸、御服之尺を定腹帶は八尺五寸或九尺にも仕₂之₁、手綱も七尺五寸は通法なり、此外は八尺にも、又は八尺餘にも可₂任₁₂所₁好之由在₂之₁、染やうの事、はしをば何色にてもあれ、一尺二寸ほどそめて、其餘をばだん〳〵にも、又かうゑり筋などにも、このみ〳〵にそめられ候、

〔家中竹馬記〕一腹帶の長さ不₂定₁、留てよき程にすべし、されば馬によるべし、

〔寸法雜々〕馬具足寸法の事　一腹帶　九尺五寸、ふたへはるび壹丈四尺五寸、

〔道照愚草〕一二重腹帶の事、常のはるびの長さ一倍にはかるなり、一重にとりて、輪の方眞中を鞍の上敷の上にあてゝ、腹帶とをしへ、兩の腹帶さきを入て、馬の下腹にて取ちがへて、腹帶さきを又はるびとをしへとをして、能々しめて、上敷の上にて、如₂常₁一ゆひしめて、ねぢて兩の前輪の手形にかけて、前輪の前にてむながいにかけて、如₂常₁とむべし、當流にはさして不₂用₁之、然共爲₂心得₁注置也、

〔伊勢常貞記〕鞍の事　一はるびのとめやうは、くらの右の手形に結びて、ちいさくとゞむべし、犬○犬道物かさがけの時は、少前へまはして、表の方にてちいさくとゞめたるよき也、わきへ出ればしせん手綱にかゝる事ある間、如₂此₁也、

〔平家物語九〕宇治川の事

さゝ木いかにかぢ原殿、此川は西國一の大河ぞや、はるびののびてみえさうぞ、しめ給へといひければ、かぢ原さも有らんとや思ひけん、たづなを馬のゆがみにすて、左右の鐙をふみすかし、はるびをといてぞしめたりける、

〔太平記八〕三月十二日合戰事

律師則祐〇中略脱置タル鎧ヲ肩ニカケ、冑ノ緒ヲ縮、馬ノ腹帶ヲ堅メテ、只一騎岸ヨリ下ニ打下シ、手綱カイグリ渡サントス

古事類苑

兵事部四十五

鞍馬具下

古事類苑

兵事部四十五

鞍馬具下

〔新撰字鏡革〕鞦取修反、粹也、尻加支、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞦 唐式云、諸蕃入朝調度帳幕、鞍韉、鞦轡、量事供給、鞦音秋、和名之利加岐、

〔箋注倭名類聚抄五鞍馬具〕按鞦本作緧、説文、緧馬紂也、紂馬緧也、互相訓、釋名、緧遒也、在後遒迫使不得却縮也、考工記、輈必鰌其牛後、鄭注云、鰌讀爲緧、關東謂紂爲緧、按鰌假借字、故鄭氏改爲緧、鄭注云、讀爲某者、皆此例也、方言、車紂自關而東、周洛韓潁而東謂之䋺、依鄭注知䋺即緧字、俗又从革作鞦也、新撰字鏡同訓、後轉呼之利賀伊、

〔類聚名義抄九革〕鞦シリカキ 粹

〔貞丈雜記十三馬具〕一三がいと云ふ詞古はなし、古書には鞦と云て、三がいの總名さしたるもあり、又面掛、胸掛、尻掛と云、節用抄ニアリ又掛の字かけとも、かきとも唱るなり、キケ音相通なる故、おもがい、むながい、しりがいとも云故、後代三がいと云習したるなり、佐野三がい、しほたれ三がいとも云、今世用之、下野國佐野の庄より作り出す、又佐野の西の方游垂しほたれとよむなり此所より出るを、しほたれ三がいといふなり、

〔古今要覽稿器財〕鞦 鞦は面掛、胸掛、尻掛の三を合せたる名なり、延喜式に御鞍、女鞍、走馬鞍の具をあげたるが、鞦ばかりを出して、他のふたつに及ばず、左馬寮式今はさんがいといへり、軍器考革にて

作りて總なきを楚鞦〈飾抄〉といひ、絲にて絡て總付たるを總鞦〈延喜式〉と云、總の連きたるを連著鞦〈同上〉といひ、組めにばかり總の連きたるを衢總といひ、〈同上〉織たるを織鞦〈宗五大草紙〉といひ、畝あるを畝鞦〈布衣記〉といひ、織鞦に總付たるを小畝連著といひ、〈桃花蘂葉〉荷鞍に用ふるを海老鞦〈隨意得筆〉といふ、その染色に緋を用ふるは、參議以上、檢非違使別當以下府生以上の外ゆるされざりし事、仁壽四年の宣旨あり、〈政事要略〉今はそのさだめもなきにや、

〔飾抄下〕鞦〈赤滑或朱漆付杏葉〉　鞦廣一寸四分、兩方長方四尺三寸、杏葉一方五、兩方十、　有金物一方九、凡兩方十八、

〔寸法雜々〕馬具足寸法の事　一つきおもがい　長三寸貳分、又は三寸八分四寸なり、　一鞦の寸法　おもがいは長さ三尺三寸、又は貳尺、かうねの間ちがひめ九寸也、むながいは五尺貳寸也、しりがいは長さ尾ばさみと、さんづのちがひめのあいだ壹尺三寸八分、おばさみよりふさの付もとまで、長さ三尺八寸也、大ひろかたはおもて壹寸八分なり、中は壹寸貳分也、其外不定、

〔諸鞍日記〕一毛シノ鞍ノ事　鞦ハ平鞦ニ總ヲ付タリ　一唐鞍ノ事　鞦ハ牛ノ皮ニテシテ、上ヲ赤ナメシニテ包テ、杏葉ヲカチニテ打テ、アハヒ四五寸許ニ付タリ、

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事　革鞦〈○中略〉　一鞦事　連著　畝鞦　楚鞦　小總　連子總

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞦　連著〈高倉承安五朔覲、三位中將、〉　小總　辻總　紫末濃〈仁平四春日、上﨟乘替、〉　小畝連著〈天永二春日詣、中納言中將、〉

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年十月壬戌〈○二十五日〉勅、親王、內親王、女御、及三位已上嫡妻子、並聽著蘇芳色象牙刀子、但緋色鞦勒、一切禁斷、

〔延喜式四十一彈正〕凡六位以下、鞍鞦總不得連著、但聽著鞦衢及後末、紫鞍褥、紫籠頭鞍帊、緋鞦等、皆禁斷之、纁鞦者、不在制限、

凡參議已上、檢非違使別當已下、府生已上、聽著緋鞦、

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡非色之人所著用緋鞦者、勘收以充寮用、

〔西宮記臨時一〕諸宣旨 下檢非違使宣旨、禁色雜袍帶劒、上卿宣旨 下ニ著摺衣緋鞦事、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治川事

畠山流レヌト見ケルニ、只一度弓杖衝、浮上テ息ヲチト繼、猶水ノ底ヲクヾリテ、向ノ岸ヘ渡ケルニ、○中略 赤威ノ鎧著テ黑馬ト劣ラジ負ジト流行者アリ、穴無慙、何者ゾ是ニ取附トテ、弓ノ筈ヲ指出シタリ、鹽谷小三郎維廣ト名乘テ、弓ニ取附、弓ヲ引寄、其馬ノ鞦シヲデノ間ニ取附ト敎ケレバ、維廣シリガイニ取附ツヽ、淺キ所ニ上ニケリ、

〔承久軍物語二〕さゝ木の四郎は、むかひの中嶋にうち上りたれば、しそくさゑもん太郎生年十五になりけるが、しろきかたびらをきて、たちをくびにかけ、父がうまのしりがいにとり付てありければ、○下略

〔延喜式二十三民部〕交易雜物 相摸國鞦(鞦一本作韃)十具

〔延喜式四十二東西市〕鞦廛、○中略 右五十一廛東市

〔伊勢守貞宗記〕鞦披露揃様之事 一引合包水引にてゆひ、臺にすへ候て進上申候、五具十具も音信などにもつかい候、拜領別事有間敷候也、

〔毛吹草三〕近江 守山鞦 紀伊 粉川鞦小荷駄馬ニ用之

〔下學集下財器〕總鞦フサシリガイ

〔建武年間記〕武者所輩可存知條々○中略 一總鞦常不可用、細々警固之時、正員一人之外停止之、

〔成氏年中行事〕公方様御發向事、○中略 合戰前に馬ヨロイヲカクル事、前々無之、殊更供奉ノ時不可掛之、總鞦ヲ可懸、

連著鞦
小總鞦
大總鞦
厚總鞦

〔小右記〕天元五年四月十七日戊寅、從レ殿○藤原頼忠借二賜總鞦一、

〔吾妻鏡 四十一〕建長三年正月五日丙辰、二位殿並二棟御方等、御行始、○中略供奉人、布衣下括、騎馬總鞦、

〔勘仲記〕弘安六年十月廿三日癸卯、今日上皇御二幸萬里一小路殿一、公卿殿上人可二著記一、內々御幸、但人々用二總鞦一云々、

〔太平記 九〕六波羅攻事

六波羅ノ勢ノ中ヨリ、年ノ程五十計ナル老武者ノ黑糸ノ鎧ニ、五枚甲ノ緒ヲ縮テ、白栗毛ノ馬ニ、靑總懸テ乘タルガ、馬ヲシヅ〳〵ト歩マセテ、○下略

〔源平盛衰記 三十五〕高綱渡二宇治川一事

重忠ハ○畠山○中略鬼栗毛ト云馬ニ、巴摺タル貝鞍置、糸總鞦懸テ乘タリケルガ、○下略

〔羽倉考 二〕連著鞦製作之事　延喜彈正式ニ六位以下鞍ノ鞦ノ總不レ得二連著一、但聽下著二鞦衢及後末一トアリ、然レバ總ヲ數多連子著タルヲ連著ノ鞦ト云ヒ、衢バカリニ著タルヲ、辻總ノ鞦ト云ベシ、衢トハ鞦ノ竪ト横ト打合フ所ヲ云ナルベシ、又唐鞍ノ古圖ニ鞦ノ緣ニ杏葉バカリヲ連著テ總ノナキアリ、是モ連著ト云ベシ、桃花蘂葉ニモ、鞦連著有レ總、或無レ之ト見エタリ、

〔貞丈雜記 十三馬具〕一れんぢやく鞦と云は、大ぶさ、小ぶさの總名也、延喜式彈正式曰、凡六位以下鞍鞦總不レ得二連著一、但聽下著二鞦衢及後末一云々、此心は延喜年中の法に、六位以下は、鞦の總を並べつらねて付たるをば用る事をゆるされず、但鞦の辻の所と鞦の端とに總を付る事をば、御免被レ成と也、鞦の辻とは、くみちがへの所を云也、連著の二字をれんじやくとよみて、總をいくつもならべつらねて著る也、此連著に大ぶさ小ぶさの兩品あり、大ぶさを厚ぶさとも云也、飾抄曰、古鞦チイサク總短、近代鞦甚ダ大ク總長し云々、然らば上古は小總にて、其後大總は出來たる物也、又鞦の辻にはかりふさ一ツ付たるをば辻總といふ也、桃華蘂葉に連著、小總、辻總と見えたり、延喜式に著二鞦衢一

とあるは此事也、

〔古今要覽稿器財〕厚總鞦、厚總鞦、東鑑はいつの世にはじまることをしらず、けだし總鞦の糸重大一斤五兩壹分貳朱を用ふるが式のさだめなり、大一斤五兩一分二朱は、今の二百十四匁二分五厘なり、されば それより重きが厚總なるべし、合戰の場に用ひしもの多ければ、軍裝の物なるべきにや、

〔拾芥抄中末儀式〕乘馬鞍行幸　公卿以下五位已上、黑地鞍、螺鈿蒔繪、無連著鞦、不差泥障、

〔延喜式四十一彈正〕凡六位以下、鞍鞦總不得連著、但聽著鞦衢及後末、

〔江家次第十九〕臨時競馬　左右乘尻各十人騎馬相向、其裝束、〇中略連著鞦、

〔俤抄下〕初齋宮入諸司鞍　大治三四十四、初齋院御禊、別當有賢、用蘇芳緂手綱並連著鞦例敷可尋、

〔二中歷十三名物〕鞦　佐忠小總、

〔俤抄下〕大嘗會御禊女御代前駈鞍事　永治元十、御禊前駈廿人、五位十六人、〇中略小總鞦、

〔平家物語九〕宇治川の事

こゝにいけずきとおぼしき馬こそ、一き出きたれ、きんふくりんのくらおかせ、小ぶさのしりがいかけ、〇中略猶引もためず、おどらせてこそ出きたれ、

〔源平盛衰記二十一〕小坪合戰事

重忠〇畠山クマントテ打出ケリ、〇中略泥葦毛ノ馬ニ、〇中略燃立バカリノ厚總ノ鞦カケ、〇下略

〔吾妻鏡四十八〕正嘉二年六月四日壬午、今日勝長壽院供養也、〇中略御經供養之後、被引御布施、導師被物卅一重、錦一重、色々十重、綿廿重、裹物一、以織物裹之、紺村濃十五、納砂金百兩、御馬十疋、皆置銀鞍、懸厚總鞦、

〔大友記〕由須原八幡御祭之事

イクシノ濱ノ御警固ニハ、田北紹鐵、山下和泉守、色々ノ糸毛ノ鎧キ、太ク逞キ馬ニ、アップサカケ

辻總鞦

テ乘タリケリ、

〔古今要覽稿(器財)〕衞總鞦　衞總鞦は、六位以下の常に用ふるものなり、(彈正式)されども時としては、公卿も乘用ひられしことあり、(小右記)檢非違使にかぎりて用ふる(世俗淺深秘抄)ものといへる說もあれど、强にさもあらざるにや、衞といふは、鞦を組合せて十字の如くせしをいふなれば、その十字の一方〳〵にのみ總を付たるを、辻總といへるなるべし、

〔拾芥抄(中末儀式)〕乘馬鞍(行幸)　三位以上、竹豹切付、四位豹、五位虎、辻總鞦、

〔世俗淺深秘抄下〕一衞府所謂下﨟輩、檢非違使外、不用辻總鞦也、

〔大江俊矩記〕文化七年八月廿四日丙午、廣橋前亞相(伊光)○於宮中招予被示曰、馬具之事、段々吟味有之處、辻總鞦色目纁(闕ニツヒ、鞦色云々)六位相當之趣見延喜式、然處今度東大寺什物、以苧造タル辻總之鞦被調置者、甚容易可出來、以糸造之則甚大造、容易難調、尤糸苧兩說故無子細、此後ハ追々此類可出來、未何方ニモ無之內、其許中可有再興バ珍重也、今度入寺前駈用紺緂手綱、此鞦之製有再興バ、隨分可致世話、併可為迷惑亦難計、仍內意所申述也、一列各相談之上、彌可被申立、猶所存者世話可致、何卒於陽明御再興有之、被拜借樣相成者、重疊之儀ト被申居也、遷幸之時、息卿(胤定)○廷尉ニテ被用辻總鞦、尤是者以糸造之、色目朱緂之由、是ハ彼家所持之由物語也、辻總之躰、甚古雅成物也、圖等色々有之、猶可被為見旨也、乃予申入曰、御用多中御深切之御諷諫千萬之處旨謝申、尙各申聞、其上可相願バ猶又宜希入旨申置退來、二﨟以下各同席、右之儀申談、　九月一日癸丑、同姓新藏人、面會之序被示曰、今日東宮當日御禮參內之處、於宮中廣橋前亞相面會被示曰、辻總之事、大方可被用樣雖相成、今少未定、尙治定之儀、今一應可申入、乍去粗用意可然、彼方所持之辻總、雖色目違可有借用、以是可勘辨、此總者鴨脚出雲世話ニ而出來之由、少相違之處雖有之、遷幸以前事急成時故、其儘ニ差置由、陽明へも雖被申上、當時彼是御差支之儀

共有レ之難二相調一由、仍先此度者不二相願一、重テ之時、此方モ共ニ御助成相願可レ遣旨也、且又下鞍可レ被レ用故、他借之心掛可レ有レ之、彼家ニハ無レ之故、何方成共聞繕可レ有二借用一旨、被レ示由也、

右之通被二聞取一由、併彼卿所持之朱畝辻總鞦雖二色目違一、可レ有二許借一間、先今度者可レ有レ用レと被レ申タル事哉、又者摸二其形一以レ苧可二申付一ト被レ申タル事哉、其程難二聞分一有レ之由、何分肝要之處不二相分一殘念也、

右之趣故、両人同道向二藤島家一二腐面會及二示談一處、二腐向二廣橋家一、雜掌面談可レ被二聞繕一旨也、

畝鞦

〔異制庭訓往來〕馬百疋進候、〇中略 畝太廣形、上總鞦懸レ之、〇中略 籠頭同進候、

〔布衣記〕馬のこしらへ樣之事、〇中略 しりがいの事、糸ぐみのうね押折の時は、うね許、衛府の時はふさを付なり、

〔山槐記〕治承三年三月廿四日、今日石清水臨時祭也、〇中略 使右少將隆房朝臣、〇中略 馬〇鴾毛、小〇畝〇鞦、

〔百錬抄〕十後鳥羽 建久五年四月十八日、賀茂祭也、中宮使藏人頭右大辨兼亮宗朝朝臣〇中略 馬八匹〇中略 置二黑鞍一、〇中略 赤畝鞦、

連子總鞦

〔物具裝束抄〕一鞦事　連子總

革鞦

〔中右記〕寛治三年九月十五日、有二齋宮〇白河皇女善子内親王群行一、〇中略 公卿有文帶、螺鈿劒、革鞦杏葉、

楚鞦

〔貞丈雜記〕十三馬具 一楚鞦といふ物は詳ならず、飾抄に楚鞦の名見えて、赤汁或は朱漆、廣サ一寸四分両方長サ四尺二寸など、みへたれば、革にて縫ひ作たる鞦かとおもはる、也、木のすはへには枝なし、楚鞦革にて作りて總なき故、木のずはへの枝なきにたとへたる物歟、

〔古今要覽稿器財〕楚鞦スハエ 楚鞦中右記 は、公卿の革鞦を用ゆる時、四位の杏葉を付て用ゆるものなり、褻御幸もしくは宿老の人、及び廷尉は常に用ゆるなり、淺深秘抄、布衣記、糸ぐみの畝ばかりのものなれば、畝鞦明月記 あるひは畝太圖太暦 などもよべり、

〔御禊行幸服色部類〕寛治時範記云、〇中略 外記二人、三善雅仲、惟宗仲信、倭鞍、楚鞦、結唐尾、各著二深緑袍一、俗稱二柚葉色一、

〔餝抄 下〕大嘗會御禊女御代前驅鞍事　永治元十、御禊前驅廿人、〇中略六位四人〇中略楚鞦、

〔世俗淺深秘抄 上〕一馬鞦、連雀公卿、小總殿上人、辻總檢非違使也、然而間々殿上人モ用連雀、行幸及一員御幸之時ハ不然、楚鞦ハ或官用之、故唐鞍置用之、又宿老人內々用之、京極關白參長谷寺時用之、大嘗會御禊日、非參議モ猶付楚鞦於杏葉、而自中古、有總鞦置付杏葉也、然而存古儀輩、間々用楚鞦、有所見、

一楚鞦ハ、尋常ニハ依官々用之、然而又主人用之、上皇之高野詣之時、有騎馬置用之、又有總、常代々關白之獻馬、車後置被引ハ有總鞦ヲ用也、然而於路頭、間々楚鞦被用之、關白長谷寺詣ナド又用之也、

〔助無智秘抄〕行幸　フチラデンノ鞍、ソシリガヒ、葦鹿キツケ也、

〔爲房卿記〕承曆二年九月八日癸酉、今日伊勢齋宮、今上(白河)第一皇女諱媞子〇中略亥剋遷御野宮、〇中略侍從五位四人、〇中略四位四人、〇中略件侍從等爲先下﨟供奉、皆倭鞍楚鞦杏葉、巡方、著靴、

〔中右記〕寛治三年九月十五日、有齋宮〇白河皇女媞子內親王群行、〇中略四位巡方帶、螺鈿劒、楚鞦杏葉、

〔吾妻鏡 十〕文治六年〇建久元年十一月七日丁巳、二品〇源賴朝御入洛、〇中略申剋先陣入洛、三條末西行、河原南行、令到六波羅給、　其行列〇中略　次二位家(中略)黑馬、楚鞦、水豹毛泥障、

〔延慶二年大嘗會御禊記〕延慶二年十月廿一日庚午、今日爲大嘗會御禊行幸頓宮、藏人治部大輔隆奉行也、〇中略未明整裝束、闕腋袍如恒、〇註略相具馬(中略)兩度(正安、延慶)用總鞦付楚鞦之時、有下數依人用之、

〔園太曆〕貞和六年〇觀應元年十月　御前邊何條御事候哉、御禊〇大嘗會行幸經方申沙汰未練、有若亡、一向相代奉行仕候間、窮屈倍增無術々々、指得候者、每事可參申入候、抑鞦事、御禊楚鞦連著不同候、廷尉大略用楚鞦候、尋常號楚鞦者畝太御構、連著之者平畝、若普通畝太之外號楚鞦初候哉、若御所見候者可被示下候、楚鞦者褻御幸細々所用物可付杏葉候歟、不審存候、每事期參入申候、經顯誠恐謹言、

十月十日、經顯上　洞院殿

織鞦

〔古今要覽稿器財〕織鞦　織鞦は、糸くみにせず織たるものなれば、しかいへるなり、袋おりなるを以て、袋しりがひともいふ、室町殿記坂東尻掛ともいへり、宗五大草紙上總鞦ならんともいへり、愚得隨筆されども上總鞦といふは、染鞦のことゝいへば、東鑑いさゝかおなじからざるにや、

〔貞丈雜記馬具十三〕一おりしりがいとは、ばんどうしりがいの事也と、御供故實記に見えたり、坂東鞦は、上總しりがいの事なるべし、糸にて織たる故、おりしりがいと云也、

糸鞦

〔吾妻鏡二十四〕承久二年十二月一日丁巳、午剋若君著袴也、○中略馬三疋、一糸鞦家長引之、

もんめん鞦

〔貞丈雜記馬具十三〕一もんめんしりがいと云は、木綿緒をとぢて、鞦にしたるを云也、○中略もんめんしりがいは、織らぬ物と見えたり、今もふとき糸を並べて、横にとぢ付たる鞦あり、此類也、

〔馬具寸法記〕就御參內、松永彈正少弼久秀より、伊勢守貞孝へ被尋申條々事、

一もんめんしりがい、いかゞの事、おり鞦、本儀にて候、もんめん不苦候、

緒鞦

〔石清水行幸記〕弘安十一年正月廿六日壬子、今日太上天皇有臨幸石清水宮、○中略殿上人以上前行騎馬各緒鞦

〔園太曆〕觀應二年正月十四日、參內、依世上擾亂、今夜俄可有行幸、○崇光仙洞持明院殿之由被仰下之間、御輿長綱輿丁等相催之所、少々參集、○中略供奉公卿新大納言垂纓、直衣、水干鞍、平緒鞦也、○下略

細鞦

〔御禊行幸服色部類〕同年文永十一年十月廿二日山御記云、午剋許著裝束、有文帶、劍、魚袋、笏、故參官司、毛車□□□□具、雜色長侍、上括、著下袴、諸大夫各兩三人、著布衣、用細鞦、

長井鞦

〔尺素往來〕於六條河原、可有御手組之犬追物候、○中略長井鞦○中略所持分無不足候、

遠江鞦

〔貞丈雜記馬具十三〕一遠江しりがいと云は、遠江より出る茜染のしりがいなるべし、遠江あかねと云事も、舊記にあり、遠江はあかねぞめの名物也、

上總鞦

〔異制庭訓往來〕馬百疋進候、〇中略、太廣形、上總鞦懸之、〇中略、手縄、腹帶、籠頭同進候、

〔新猿樂記〕四郎君、〇中略、宅常擔集諸國土產、〇中略、所謂〇中略、上總鞦、〇下略、

〔貞丈雜記十三馬具〕一かづさしりがいは、上總國より出る名物也、庭訓往來に上總鞦とあり、其外舊記に此名あり、

染鞦

〔古今要覽稿器財〕染鞦　上總鞦　染鞦はいろ糸を以てくみて作らず、しろき糸にて作れるを、何いろにても染る故にしか名付たり、建長の比、內記兵庫允といふもの、代々上總國にすみて、此事を奉行せし(東鑑)といへり、延喜の時、走馬の鞦を茜三斤にて染しこと(左馬寮式)あれば、それらの故實を傳へたるなるべし、上總國にて染たるがうつくしければ、終に染鞦を上總鞦といへるならんか、

〔源平盛衰記二十三〕新院自嚴嶋還御附新院恐御起請附落書事

源氏推寄タレ共敵モナシ、富士川ノハタヲ見レバ、物具捨タル中ニ、忠淸ト銘書タル鎧櫃一合アリ、武者ノ具ヲバ既ニ捨ヌ、今ハ遁世シテ墨染ノ衣ヲキヨトモ書タリ、〇中略、又上總介トイヘバ、其國ノ器ニヨソヘテモ讀タリ、

忠淸ハニゲノ馬ニヤ乘ツラン懸ヌニ落ルカヅサシリガヒ

〔吾妻鏡十五〕建久六年五月廿日甲辰、卯剋參天王寺給、〇中略、被奉御劒(銀作)相作、於太子聖靈、被引進馬一匹、(楷毛、置銀鞍、懸上總鞦、)

〔成氏年中行事〕一奉公之人々ニハ、播磨皮(〇鞍覆)紺之鞦ハ、法體之人懸也、

〔伊勢貞助雜記〕一紫の手綱、腹帶、手縄の事は、公家様より外は、御用あるまじく候、〇中略、延德四年二月八日に、大津の御陣之時、三井寺光淨院にて、聖護院御門跡道興御參賀候時、紫の御しりがいを被參候、御門跡仰には、總別釋家に乘馬はあるまじき非分の事候まゝ、しりがい以下はいかやうのを御用候ても不苦候、其故は借馬たる間、色には不被立入候、又門家中の人々御供などの時、あ

朝鮮鞦

かきしりがいかけ候事は、努々あるまじく候由被仰聞時、各承尤之由申上たる由、慥注置候共、外不及見申之由申之也、○中略一右京大夫高國朝臣へは、大永二年三月五日に、公方様よりかうの御ひたゝれと、むらさきのそめわけの御しりがいを拜領候也、則其日犬追物外檢見ありし事、希代の面目之由、尤有其沙汰事なり、

〔武雜記〕一茶染の鞦の事、入道仕候へば、かならず〳〵可用之大法也、犬追物以下にも用之、淺黃同前、然れば手綱も同前たるべし、鐙も内の黑きを用之、

〔武雜記補註上〕此段しりがいとありて、むながい、おもがいの事なし、しりがいをいへば、むながい、おもがいはいふに及ざる故也、入道はむながい、おもがいも茶色淺黃などを用る也、俗人はむながい、おもがい、しりがい赤色を用る事本式也、あぶみの内も、赤ぬりを用る事本式也、○下略

〔西宮記臨時五〕太上皇御行　延喜五年二月十四日、吏部記云、此日六條院行幸云々、余故兵部卿親王服也、故依左大臣所被示、服用平塵鞍、革鹿下鞍、赤紫鞦、唯他素服王公等服用平常鞍、

〔飾抄下〕祭使引馬鞍　治承三四廿一、近衞使右少將顯家引馬、鏡鞍、鞦櫨末濃、献同村濃、不染交青色

〔吾妻鏡四十四〕建長六年十二月十七日乙酉、今日内記兵庫允注進染鞦之故實、依別仰也、彼家代々於上總國、令奉行此事云云、

〔五代帝王物語〕正嘉元年三月廿日、高野へ御幸あり、後鳥羽院の御代ありける後、久しくなりつれば、人々の出立、心も詞も及ばず、○中略五色のしりがい、紫すそごの鞦などもかけたり、

〔萬松院殿穴太記〕御葬禮方の奉行は、松田九郎左衞門尉賴隆催したり、門役は松田對馬守盛秀也、先御先へしろ鴾毛の太く逞きに黑鞍置て、鈍色の鞦かけ、鐙のうちに至る迄黑塗なり、

〔會津陣物語三〕直江山城守兼續攻入最上事并攻取幡屋城事

前田慶次郎利太ハ、○中略兎毛ノ馬ノ七寸許ナルヲ、野髮ニシテ、銀ノ頭巾ヲカブラセ、朝鮮鞦カケ

テゾ乘タリケル、

海鞦

〔愚得隨筆 九鞍馬〕楚鞦　未詳　愚〇日下部景衡按〇中略　近世荷鞍ノ體、楚鞦ニ似タルベキ歟、荷鞍ノ鞦ナ、當世ハ海老鞦トイフナリ、

當面

〔岡本記〕一おもがけと申はわるし、おもがいと申べし、

〔飾抄 下〕面懸　立二尺、廣一寸、横加紐、定三尺九寸方金物六、

〔古今著聞集 十六興言利口〕少將入道善忍と云人の許に、男の下人有けり、彼の入道旅せんとて、人に鞍をかりて、其下人してとりにやりたりけり、しばし有て持きたり、鞍の具足なに〳〵有ととひければ、鞍あふりなど一々に具足いひて、猶物をいひはてぬけしきなりければ、さて〳〵又何か有と、たび〳〵いはれて、はゞかりたる氣色にて御をもづらも候といひたりける、おかしき事か、

當胸

〔新撰字鏡 革〕䩞 余忍反、去、繫ニ於馬胷一者也、牟奈加支、

〔倭名類聚抄 十五鞍馬具〕當胷　後漢書云、拔佩刀截馬當胸、楊氏漢語抄云、䩞 無奈加岐、

〔類聚名義抄 九革〕䩞 ムナカキ　鞅 ムナカキ 顯短

〔飾抄 下〕一鞍　唐鞍橋 〇中略　胸懸七尺一寸、

〔伊勢常眞記〕鞍の事　一くらにむながひ𛂞かくるやう右の𛂞ほでにむすびつけて、授引とをしてつくる也、左の方はたゞ引とをして𛂞かくる也、おもがひを二重まく事くるしからず、一重にしてかわにてゆふべし、いづれものびさせじといふ故實也、

〔古今著聞集 九武勇〕賴光は、少もさはがず、太刀をぬきて、鬼同丸が頭を打おとしてけり、やがてもたふれず、打刀をぬきて鞍のまへつわをつきたり、さて頭はむながいにくいつきたり

〔參考保元物語 二〕義朝白河殿夜討事

京師本、杉原本並云、中務少輔重盛、生年十九歲、軍ハ是ガ始ナリ、聞ユル鎭西八郎殿ニ見參申サン

ト高ラカニ名乗クルヲ、安藝守〇平清盛大ニ騒ギテ、〇中略各馬ノ前ニ馳塞テアヤマチサスルナ、アレヨアレヨト宣ケレバ、郎等ドモ馳寄々々、左右ノミヅヽキ鞆ニ取附テ、眞中ニ取籠ケレバ、心バカリ早レドモ、愛ヲバオシテ引退、

〔源平盛衰記二十一〕小坪合戦事

和田ハ度々ノ軍ニ身ヲタメシタル武者ニテ、畠山矢ゴロニナヌバ、唯一矢ニト志、中差取テ番ヒ相待、ホド近クナリケレバ能引テ放ツ、畠山ガ乗タル馬ノ、當胸盡シヨリ鞦ノ組違ヘ、矢サキ白ク射出ス、

〔平家物語八〕せのおさいごの事

せのをの太郎は、〇中略二十四さいたる矢を、さしつめ引つめさんざんにゐる、〇中略藤澤など云、一人當千の兵共、〇中略馬の草わきむながひつくし、大腹に立所をも事ともせず、〇下略

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞖 考聲切韻云、鞖和名之保天穿鞍橋皮也、

〔箋注倭名類聚抄五鞍馬具〕說文、玉篇、廣韻不載鞖字、集韻云、韉餘回切、鞌邊帶、或作鞖、說文、韉綏也、則知鞖俗綏韉字、按韉唐韻謂之鞍鞘、清俗所謂梢繩即是、其制以革索縛鞍橋於馬者、前橋左右、後橋左右、各有之、其狀似之保天、而其用則不同、清俗所謂後鞦根、與後橋之保天全同、而前橋無有、要之西土馬鞍、不與皇國同也、

〔類聚名義抄九革〕韉シホテ 鞖シホテ

〔和漢三才圖會三十三車駕〕鞖 鞖切韻云、穿鞍橋皮也、 韉唐韻云、鞍鞘也、 按、鞖韉同字、而字彙云、鞍邊帶也、然倭名抄載切韻唐韻二書、和名亦異、未知其是非也、蓋鞍前輪後輪之左右各四處有二穴、而養四鞖、以結障泥、或著提燈者也、

〔本朝軍器考十二鞍轡〕四方出トイフモノ、倭名抄ニ鞖トイフ字ヲ之保天トヨミテ、考聲切韻ノ鞖ハ、鞍

橋ヲ穿ツ皮也トイフ注ヲ引タリ、鞖ノ穿ツ所ナランニハ、鞍橋トイフハ、前輪後輪トイフ物ニテ、鞍橋一ツニ鞍瓦トイフ說ハ、アヤマレル事疑フベカラズ、又同抄ニ韉ノ字ヲ出ダシテ唐韻ニイハク韉ハ鞍韉也、楊氏漢語抄ニ、賀禮比都氣トイフ由ヲ注ス、此ノ說ニヨランニハ、鞖ト韉トハ別ナル物ニテアル也、此ノ說モ又誤レルニヤ、鞖トイフ字ハ韉ノ字ノ俗書ニテ、韉ハ鞍邊ノ帶也ト韻書ニハ見エタリ、サレバ鞖韉モト同字ニテ、タヾ正俗二ツアルノミナリ、加禮比都氣トイフ事ハ今モ四方出ノ後ノカタノ左ヲ捕付(トツツケ)トイヒ、右ヲ物付(モツツケ)ナドイフ名アル、其事ニテアルナリ、之保天トイフ事ハ、鞍ノ海トイフ所ノホトリヨリ出ヅレバ、カク名ヅケシナド、世ニイフナルモ、又アヤマレルヤ、三議一統ニタヾ鞍橋ノ四方ニ出デシ帶ナレバカクイヒシ也、フルキ物ニハ、四方出トコソシルシタレ、源平盛衰記等但シ昔ノ四方出ノ形ハ、今ノ如クニハアラズ、譬ヘバ圓カニ少シキナル、鏡ノ如クナル金物ヲ、黃ニモ白クモ裝リテ、其裏ノ方ノ鼻ヨリ革ヲ貫キテ、鞖ヲモ穿チ、其革ノ餘リ二條ヲ垂ル、古キ繪ニ見エシ物ドモ、盡ク皆此ノ制也、

〔古今要覽稿 器財〕玄ほで　玄ほでは、鞍橋と由木とを穿ちて、前後左右に引出したる皮緒の名なり、前は胸懸をつけ、後は尻懸をつくる爲のものなり、鞦をかくるに、わなの開きて、便利ならんために、銅の管を通したり、その管むかしは長一寸五分ばかりにて、毛彫なゝこもせざりしが、京都將軍家の時、御馬召初の具を、こと〳〵く伊勢因幡守より作り奉る事となりし時、此をも長二寸九分半許に作り、毛彫なゝこなどして奉りしかば、おのづから世にひろまりしなるべし、〇中略鏡しほで　鏡玄ほで布衣記は、鏡鞍に用ひ、鏡裝束之書また水干鞍の時も是を用ふ、

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事　橋付四緒手　一和鞍具事　橋四緒手

〔布衣記〕一馬のこしらへ樣之事、〇中略しをでのくつ

〔餝馬考 下〕切付〇中略　鞖ノクツ、此鞖は尋常の物なる故に、別て其制をいはざるなるべし、ノク

鍮付 物付 取付

ッは切付の緣に横ざまに打たる細き金具の事にて、是は鞍具の數に舉云べくもなき物なれど、ことの次序に記せるにや、

〔諸鞍日記〕一御幸鞍ノ事 シホデハ銅ノ小シホデ、赤革ニテクケタリ、

〔御供古實〕一つゞら切付の時は、志ほでをくけ候はん皮は、引目皮たるべし、とつつけのをは、たくぼく可然候、くけ目にふせぐみなどをも仕候なり、

〔請取渡其外記〕一鞍覆ノ事、○中略 逆革とは鹽手ノ事ヲ云、鞍覆付候緒ヲむながいの方をまはし、兩方の鹽手にむすび付候事也、

〔軍用記六〕鹽手は引目革にてつゝむを本とす、くけめにふせぐみ有べし、とつゝけの緒は、たくぼく也、とつゝけの緒は、鹽手にむすび下げて置く緒なり、敵の首取りたる時、首を緒に付くる也、

〔明良洪範續篇十〕總別陣ニ乘物ノ鞍ニ臨シ鹽手トテ皮ニテ拵ヘ、是ハ本鹽手切候時ノ用心ニテ仕様是レアルベキ事、

〔會津陣物語三〕上泉主水討死之事

上杉方石坂、前田、宇佐美父子、股江、赤輪等、鎧甲ニ立處ノ矢、七ッ八ッ宛折掛ケタリ、持鑓太刀ノ刃ハ鮠ノ如ク、乘タル馬モ皆朱ニナリ、各首ヲ鹽手ニ付テ本陣サシテ引入ケルガ、○下略

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞴 唐韻云、鞴音吹鞍鞘也、楊氏漢語抄云、賀禮比都氣

〔箋注倭名類聚抄五鞍馬具〕按廣韻、鞴、山垂切、說文、徐音同、山屬審母、吹屬穿母、其音不同、此以吹音鞴者誤、○中略 按加禮比謂干飯之保天之在後橋者、可著干飯以騎、故云干飯附也、按鞴正字、鞍載在上文、此分條別載、非是、

〔和漢三才圖會三十三車駕〕取付 按取付有四、而著四鞍而獲首時用之、縛首於鞍者也、以黑白之絲四打之斑繩也、其長一尺二寸、如大將首左附之、士卒首右附之、猶有口傳、

〔古今要覽稿 器財〕鞦(かれひつけ)物付 八子 取付　鞦はかれひつけ(倭名類聚抄)とて、鞍の後の由木先左右に付る(長秋記)ものなり、旅行に餉を餌袋にいれて、こゝに結付るより、かく名付たり、時としては、所用の物、何にても取付るより、取付とも、または物付ともいへり、(源平盛衰記、飾抄、)しかるを物付取付は、しほでの事なりと(軍器考)いへる説もあれど、物具裝束抄に、四緒手、餉付とならべ擧たれば、鞦とはおなじからざるなり、合戰の時、敵の首とりてもまたこゝに付るなり、(源平盛衰記)飾馬に用ひしは、赤革にて作り、はしに鈴を付たり、もと莊嚴をむねとなせしより、その用を失へるなるべし、されども餉付の名は失はず、(物具裝束抄)また八子といへり、(御禊行幸服飾部類)古き鞍の物付の孔あるもの、たまさかに殘るもあり、かならず後の由木、先のみにあらざるにや、堀田左京亮正衡所藏黑鞍には、前の由木先にあり、然るに鎌倉將軍家の末にいたり、鞍の制作一變せしより、此物付の孔を穿ることなく、たゞ鞍の根に結付る事となりたり、(飾抄)それよりして、遂に取付に取付るといはで、鞍に付るといふ言葉も出來したり、

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事　餉付十

〔寸法雜々〕馬具足寸法の事　一鞍のとつ付　長壹尺貳寸、橫八分くみが本也、

〔今川大雙紙〕陣具に付て式法之事　一頸を捕ては、からげて左のもつ付に付べし、總じて物付と云也、

〔今昔物語 二十五〕平維茂罰藤原諸任語第五
今昔、(中略)大君(沢胯)(諸任)云ク、(中略)餘吾(維茂)ガ首ハ慥ニ取テ、鞍ノ鳥付ニ結ビ付給ヘリヤ、

〔高忠軍陣聞書〕一頭を鞍のとつ付に付る事、大將の頭をば左に付る也、はむしやの頭をば、右に付る也、たぶさをちがへて、其たぶさにとつ付の緒をとをして可付、法師の頭をば、口のうちよりとつ付の緒を、あぎとへとをして可付、頭は四より多くは付られぬ也、とつ付の緒の長一尺

二寸本也、

〔源平盛衰記二十一〕小坪合戰事
義茂ハ〈○中略〉小次郎ガ甲ノ鉢ヲ丁ト打、一打ウタヤテ、ツト立アガリ、取テ引寄懷キフセ、テヘンニ手ヲ入レテ頸ヲ切ル、三ノ首ヲ二ヲバ取付ニツケ、一ヲバ太刀ノサキニ貫テ馬ニ乘、〈○下略〉

〔太平記二十九〕師直以下被誅事附仁義血氣勇者事
越後入道ハ、半町計隔タリテ打ケルガ、是ヲ見テ馬ヲ懸ノケントシケルヲ、跡ニ打ケル吉江小四郎鑓ヲ以テ、胛當ヨリ左ノ乳ノ下ヘ突徹ス、突レテ鑓ニ取付、懷ニ指タル打刀ヲ拔ントシケル處ニ、吉江ガ中間走寄、鐙ノ鼻ヲ返シテ引落ス、落レバ首ヲ搔切テ、アギトヲ喉ヘ貫トツ付ニ著馳テ行、

〔新撰字鏡革〕鞭〈補綿反、平、夫知、〉

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕鞭　野王案、鞭〈音篇、和名無知、俗云無遲、〉馬筴也、筴〈音與策同、字亦作𥳑、〉馬檛也、檛〈音花〉所以箠馬驅遲也、

〔箋注倭名類聚抄五鞍馬具〕按玉篇、鞭、卑綿切、屬幫母、篇匹連切、屬滂母、清濁音敷母、其音不同、此以篇音鞭恐非、昌平本下總本有和名二字、无知見後撰集、按打也、謂檛遲使疾也、字无通、與梅馬郁子格訓字ム又訓无ム同、按此和名俗名並載、其名不異、可疑、據新撰字鏡、鞭秘並訓夫知、拾遺集歌小序、撰集抄源賴政歌、爲忠百首競馬爲經歌、亦謂鞭爲布知、則此似當作俗云夫遲、〈○中略〉今本玉篇革部同、說文、鞭、驅也、段玉裁曰、當作所以毆也、作驅淺人改也、鞭所以毆人之物、以之毆之亦曰鞭、經典之鞭皆施於人、不施於馬、蓋馬箠曰策、所以擊馬曰箠、以箠擊馬曰勅、本皆有正名、不曰鞭也、擊馬之箠用竹、毆人之鞭用革、故其字從竹從革不同、以鞭爲馬者、轉用也、〈○中略〉今本玉篇竹部作馬箠、按說文、策、馬箠也、顧氏依之、又按杜注左傳云、策、馬檛也、古本玉篇或引之、〈○中略〉按玉篇、檛、竹華切、屬舌知母、花、呼瓜切、屬喉曉母、其音不同、廣韻並與玉篇同、此以花音檛恐非、農耕具連枷條云、檛、陟瓜反、可從、

○中略今本玉篇木部云、櫏、策也、魏志、櫏折其脚、與箯同、竹部云、箯、箠也、亦作櫏築、與此所引其義同、而文不同、按説文、作築、云箠也、顧氏依之、後諧聲作箯、或變作楇也、

〔類聚名義抄八竹〕箠ブチ　〔同九革〕鞦鞘俗、正、ムチノチ　鞭硬ウツフチ　鞭フチウツムチウツ　鞭撻ウチウツ

〔下學集下器財〕鞭ムチヘン　策ムチサク　箠ムチスイ二字義同

〔運歩色葉集無〕鞭竹根鞭大追用之、常塗鞭也、

〔三議一統大雙紙〕一鞭の長は三尺七寸、又三尺三寸也、取柄の事、長さ六寸二分、短には五寸八分也、

〔今川大雙紙〕馬に付て式法之事　一鞭の寸之事、二尺五寸、二尺六寸、二尺七寸、二尺八寸五分、二尺七寸五分、ふとさは木なり、取束は六寸なり、執束のなりは口傳、下地をしてその上を革にてくけべし、緒のとめ事は、執つかのくけとめへとゞくほどにむすぶべし、むすびやうあり、口傳有、是はせめ鞭也、　一藤の鞭は二尺七寸五分、執束は六七に藤をつかふべし、緒のとめやう有口傳、是は上の鞭也、中のふちは二尺七寸、藤をつかふなり、口傳、執束同前なり、　一鞭の事、三尺三寸、三尺五寸、三尺六寸、三尺七寸、三尺八寸、とつ束うでぬきは、何も同前なり、六尺五寸にする事も有、竹の鞭は節をかずへて寸にする事有、

〔日本書紀九神功〕九年○仲哀春二月、足仲彥天皇○仲哀崩於筑紫橿日宮、時皇后傷天皇不從神教而早崩、以爲知所祟之神、欲求財寶國、○中略十月、從和珥津發之、○中略新羅王○中略因以叩頭之曰、從今以後、長與乾坤、伏爲飼部、其不乾船柁而春秋獻馬梳及馬鞭、復不煩海遠、以毎年貢男女之調、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年二月戊辰、太政官仰太宰府云、新羅人張寶高、去年十二月進馬鞭等、寶高是爲他臣、敢輙致貢、稽之舊章、不合物宜、以禮防閑、早從返却、

〔拾遺和歌集二十哀傷〕聖德太子、高岡山邊道人の家におはしけるに、餓たる人みちのほとりにふせり、太子ののりたまへる馬とゞまりてゆかず、太子ふちをあげてうちたまへど、しりへしりぞきて

とゞまる、○下略

〔飾抄下〕鞭　打任テハ鞭令レ指二舍人腰一、而平禮出衣舍人、令レ指二狩衣頸紙一、高官高位之人、強依レ不レ持鞭如レ此歟、淺位之人、尤自可レ持、仍无二此儀一歟、可レ尋、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　鞭　蒔繪　舍人指二懷中一、スサカヘニテ指レ之　狩衣の右腋より取所を出也、或右手に持レ之、或指二頸紙一、實房說　主人束帶時、自持レ鞭事は稀事也云々、

〔平治物語二〕義朝敗北事

三條河原ニテ鎌田兵衞申ケルハ、頭殿○義朝ハ思召旨有テ落サセ給フゾ、能々防矢仕レト云ケレバ、平賀四郎義宣引返シ、散々ニ戰ハレケレバ、義朝返リ見給テ、哀レ源氏ハ鞭サシ迄モ愚成者ハナキ物哉、

〔毛吹草三〕近江　草津鞭

〔東海道名所圖會二〕草津(中略)矢倉草津、馬上の鞭を名物とす、

蒔繪鞭

〔古今要覽稿器財〕蒔繪鞭　蒔繪鞭は和鞍にのる時用ゆ、平文移にのる時、これを用ゆるも難なしといへり、飾抄　寸法何ばかりのものにや詳ならず、

〔飾抄下〕鞭　乘二和鞍一之時、用二蒔繪鞭一、用二平文鞍一之時、猶用二蒔繪鞭一無レ難歟

〔御禊行幸服飾部類〕貞應元年十月廿三日、禪大御記云、○中略　予帶二弓箭一、著レ靴、騎レ馬蒔繪鞭、卷二檀紙一、蒔繪、

塗鞭

〔軍用記六〕竹の根鞭は略儀なり、依レ之軍陣には不レ用なり、木の塗鞭本儀なり、

〔江家次第十九〕臨時競馬　左右乘尻各十人、騎馬相向、其裝束、○中略　塗鞭以二紙捻一代二藤卷一

藤鞭

〔古今要覽稿器財〕藤卷鞭　藤卷鞭は、舞人の用ゆるものなり、飾抄　舞人は大かた左右近衞府の將監、將曹、府生なれは、臨時競馬をつとむるなり、そのむち塗鞭なれども、紙捻あるひは藤卷を用ゆる江次第とあれば、藤澤緣起の繪に見えたるごとく、むちつかの外までも、藤にてまきたるものならん、

樺巻鞭

竹鞭

けだし公卿殿上人は蒔絵の鞭をとり、衛府の官人は蒔絵の代りに、後世いはゆるけ丶やう藤の鞭をとるなるべし、(中略)藤鞭。藤鞭は、藤を以て作れるものなり、(今川大草紙)古くは鞭のとつかはなきものなり、さればとつかなきもあるべしと、小笠原播磨守元長いはれしよし、犬追物方聞書に見えたり、さればこの藤鞭と云も、取柄のなきものにも有べきか、今賀茂の競馬に用ゆるは、みな藤鞭にて、丶かもとつかを錦にてつ丶み、とうにて巻たり、頼政卿の歌に、ひだり巻の藤鞭といへるは、藤の左にまとへる物にてつくりたれば、丶かなづけしなり、

〔軍用記六〕軍陣の鞭も、常の鞭にかはる事なく、只けしやう藤をつかふばかりの違ひなり、藤の巻どころ數定法なし、(定法ありといふ説もあり、然れども古傳の書にも如此、)主の好にまかすべし、三所又五所又七所又九所巻くべし、黒塗鞭にて藤は白し、

〔飾抄下〕鞭　舞人用藤巻鞭、競馬故歟、

〔江家次第十九〕御覽陸奥交易御馬事　右御馬乗十五人、渡階下向日華門、(冠緌、褐衣、布帶、白脛巾、藁履、持藤鞭、左亦准之、)

〔源平盛衰記十六〕三位入道歌等附昇殿事

鳥羽院ノ御時ニ、宇治川、藤鞭、桐火桶、頼政ト、四ノ題ヲ下サセ給、一首ニ隱シテ進ヨト勅定アリケルニ、

宇治川ノセヾノ淵々落タギリヒヲケサイカニ寄マサルラン、

〔玉海〕治承二年十月晦日己未、此日右中將良通、爲春日祭使發向、(中略)御隨身(中略)裝束(中略)樺巻鞭、

〔古今要覽稿器財〕紫竹鞭。紫竹鞭は、將軍家のもたせ給ふほか、たゞ人にては、吉良家のみこれをもつといへり、(岡本記、弓馬故實、上覽抄、)長さは人々にてたがふといへども、そのがたかばかりにて、二尺七寸五分を本とす、節數を半にきり、長にはせぬものなれば、二分三分の延ちゞみはあるべしと、多賀豐後守高忠いへり、

木鞭

〔出陣日記〕一陣にて竹の根のむち、なし地の鞍、青毛の馬、此三色を於御當家きらふなり、子細有、八幡太郎義家の御時、阿部の貞任御退治の御時、此三色を御持ありしに、馬にひかれてかたきの陣へひきこまれて、すでに御難儀にてありしによりて、御きらひありしなり、

〔三議一統大雙紙〕一鞭は竹の根、熊柳四季によりかはり有といへども、熊柳、竹の根の鞭、常住と心得べし、長短はこれ同じ、去ながら長鞭は春の物なりと申也、又別にもあり、口傳、

〔伊勢守貞孝朝臣相傳條々〕一竹の根の鞭をば、ふしを半にすべし、重にはせぬ也、さきをばふしを二のあひよりきるべし、さやうにあれば寸法にあはぬ事あり、五分三分の事は、達候てもくるしからず候、態少はちがへ候てするなり、 一紫竹の鞭の事 公方様に御用あり、只の人もかりそめにも持間敷也、

〔續應仁後記〕四新將軍御元服記 一同日天文十五年十二月二十日若君○足利義晴子義輝御馬乘始有之、○中略 一御弓一張白木也、○中略御鞍鞭二筋、熊柳ヌリタルト紫竹ト也、何モ朽木民部少輔植綱調進之、

〔古今要覽稿器財〕熊柳鞭 熊柳鞭は、軍陣に用ゐるものなりといへり、軍陣聞書されども水干鞍の時もこれをもち、布衣記犬追物の射手、及び撿見も小笠原家よりゆるしをうけて、これをもつといへり、大追物方聞書けだし京都將軍家の時、弓馬の故實は、小笠原家にて指南したるによりて、その家にて軍陣に竹根の鞭をもたざるより、遂に熊柳を軍陣のものといへるならん、軍陣聞書云、征矢負ては鞭をさしそふべし、鞭のこしらへやうの事、二尺八寸なり、くま柳を用ゆべし、くま柳をば勝弦といふなり云々、○中略ぐみの木鞭。 梅の木鞭。 ぐみの木鞭は、熊柳のなき時に用ゐるなり、弓馬故實されども略儀なるよしなり、また梅の木鞭といふもあり、軍器考補正

〔布衣記〕一馬のこしらへ樣之事、○中略ぶちは、くま柳のとうまきのぶち也、

〔請取渡其外記〕一鞭の木は熊柳をする也、外の物は略たるべし、竹の根は略儀也、其内にも紫竹の

鞭筥

鞭袋

銀面

鞭。鞭は公方様被爲持故、常の万には斟酌たるべし、無用也、常の竹の根の鞭は略儀也、

〔貞丈雜記 十三 馬具〕一鞭に作る木熊柳也、一名礒柳とも云、紀伊國又土佐國などにあり、まさきのかづらの如く、長く外の木にからみつく物也、まなひて折るゝ事なき故、むちにする也、土佐にては、一名くまふぢとも云也、又かつづるとも云、勝葛とかく、當用抄に見たり、かつづるの名、小笠原の書に、勝つるといふ故、むちに用ると云り、非也、鞭に用る木なるゆへ、私にかつづるといふなるべし、

〔常德院殿御乘馬始記〕文明五卯月十日午刻、○中略 松の庭にてめすなり、○足利義煕、中略、 御庭にて御鞭を小笠原民部少輔持て參、御左のかたより御脛にさし申也、御鞭はくま柳の御鞭なり、とつか有、

〔江家次第 六 四月〕加茂祭使　手振十二人(下薦四人持物、鞭筥、笥筥、胡床、豹皮韉代、)

〔御禊行幸服飾部類〕保安四忠教卿記云、節下右大臣、○中略 取物四人(笥筥、鞭筥、豹韉、是依先例也、)

〔延喜式 四十八 左右馬寮〕凡行幸御馬鞍杷、深紫綾一條、(二幅長八尺、)御笠帒、胡床帒、鞭帒、筥帒、各一口、(並各加油絹帊)

〔倭名類聚抄 十五 鞍馬具〕金鑁　蔡邕獨斷云、金鑁(祖叢反、字亦作騣、今案俗云、銀面之萬蕃形是、)馬冠也、高廣各五寸、上如三華形者也、

〔箋注倭名類聚抄 五 鞍馬具〕按鑁騣旁從犮爲正、玉篇廣韻並云、鍐馬首飾也、亡范切、說文無鍐字、只有匧字、云、㠑蓋也、徐音亡范切、轉爲馬冠、後漢書馬融廣成頌云、揚金犮而拕玉瓖、馬冠用金造、故俗從金作鍐、又以蒙馬首、或從馬作騣也、廣韻犮俗作㚇、集韻俗作㚇、今本後漢書從俗作㚇、其字與說文鍐訓鳥斂足音子紅反之㚇無異、故注混犮㚇二字云、㚇音無犯反、一音子紅反、韻會鑁祖叢切、亦以鍐俗作鑁、誤爲從鳥斂足之㚇、遂音祖叢也、龍龕手鑑、鑁亡敢反、雖旁從俗、其音不誤、玉篇騣子公反、金鑁馬冠也、馬鬣也、又混騣騣爲一字、其實騣當訓馬冠音亡犯、騣當訓馬鬣音子公、皆因犮鍐騣俗作㚇鑁騣、其字與子紅反之㚇騣字無別、遂以混淆也、那波氏不知金鑁正字從犮、據韻會誤改亡范作祖叢誤、

杏葉

〔車服問答〕一銀面　馬面ニ候、銀ニテ造リ候、仍稱銀面候歟、馬面ハ元爲軍用ニ設タルニテモ可有候ヘドモ、風流ノタメ掛之候、或不掛馬シテ手振ニ令持候事モ候、　一菖蒲形　和名抄曰、蘇岜獨斷云、金鍐(鍐音(麁)叢反、字亦作(レ)鏓、今按俗云、銀面之菖蒲形是、)馬冠也、高廣各五寸、如云華形者也、　能分明ニ候歟、馬面ノトヲリニ、三山形ノヤウナル物ヲ加タルニ候、

〔諸鞍日記〕一唐鞍ノ事　此鞍ノ具足ニハ、馬ノ額ニ銀面ヲ當ルナリ、面ニハ是モ様々ノ紋ヲ打付タリ、

〔代始和抄〕御禊行幸事　供奉の行粧は唐鞍といふ鞍を置たる馬にのる、銀面尾袋等あり、

〔延喜式(四十八左右馬寮)〕凡正月七日、青馬籠頭鑣一匹(前頭及最後馬、別著二金装一、自餘烏装、)尾袋當額花形、(已上二種、各著レ鈴、)

〔西宮記(四月)〕駒牽　御馬度(寮飼十匹、九已下史生等、毎二御馬一匹一、爲二御前力一、度之前後御馬各一匹、以二銀面尾袋等一飾之、)

〔貞信公記〕延長二年四月十四日、齋院御禊、御前口公卿大夫、用杏葉鞦、但長官、加用菖蒲形尾袋、

〔爲房卿記〕承曆二年九月八日癸酉、今日伊勢齋宮(今上(白河)第一皇女淳子、)〇中略亥剋遷御野宮、〇中略前次第使長官(式部少輔菅原在兼、東帶如例巡方、)著靴、唐鞍、銀面、尾袋、杏葉如例、

〔飾抄(下)〕天仁(〇鳥羽)或記曰、殿下(〇忠實)騎馬給間、御顏突當菖蒲形給、人々稱危、自今以後、可用意事也、

〔御禊行幸服飾部類〕建曆元年十月廿日、長兼記云、左府(〇藤原良輔、)中略、又被仰云、手振令持銀面者、第三者可持之歟、雲珠頸總第一二持之故也、予申云、〇中略銀面必可被飾歟、但馬沛艾之時、又令取之、先例歟、第一者可取銀面歟、是皆以今案令計候、〇中略建曆二年十月廿八日、顯俊卿記云、爲還御御輿已寄云々、仍騎馬、先行於二條高倉邊、乘馬頗有厭銀面之氣、仍撤之、令持雜色、

〔倭名類聚抄(十五鞍馬具)〕杏葉　辨色立成云、杏葉、(伊俾(良)、俗云行衣布、)

〔箋注倭名類聚抄(五鞍馬具)〕廣本俾上有伊字、葢廣本或誤作伊良、校者傍記俾字、未及删伊字、兩存之、

也、類聚名義抄亦無伊字、可證廣本伊倖良之衍也、倖良與枚平同訓、謂其形薄而翻然也、

〔軍服問答〕一杏葉　只今大總ナドヲ用候ヤウニ、胸掛鞦ニ付候、革ニテ作候、其圖具餝抄ニミエ候樣同所見候、

〔古今要覽稿器財〕杏葉　杏葉倭名類聚抄、西宮記、は、隋にて拂といひ、唐書禮儀志唐宋にて杏葉といひ、王勃春思賦、三才圖會、淸にて腮胸貼胸淸朝馬圖鞍といふものなり、大嘗會御禊行幸のごとき、唐禮を用ひ賜ふとき、公卿は唐鞍を用ゆれば、革鞦につけ、四位五位は有に隨て私鞍をも用ゆれども、かならず楚鞦を用ひて、杏葉をつくるなり、然るに文治四年齋院野宮御禊の時、四位五位連著鞦に付たりしを、描きよしいはれたるを長秋記以て考ふるに、總鞦は和鞍の具にして、杏葉は唐鞍の具なるを、物具裝束抄混雜せしを併事なりといへるなり、

〔餝馬考上〕杏葉　和名抄に辨色立成云、杏葉和名伊倂良俗云行衣布、とあり、是による時は、伊倂良といふが正語なれど、古より專字音に呼馴たるにや、伊倂良と云名は、此書の外に見えざる也、かくて名義を按に、伊は發語の言にて、比良は葉を云歟、○下略

〔餝抄下〕杏葉　胷懸七尺一寸、杏葉五、廣如尻懸、方金物九、

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事　杏葉ムナガヒ七シリガヒ十

〔西宮記臨時四〕御禊　天皇位服、餝下大臣前後次第使者餝馬、○註略王卿唐鞍、魚袋五位以上唐倭隨有、皆著杏葉、

〔代始和抄〕御禊行幸事　をよそ此行幸に供奉の百官裝束馬鞍已下、よのつねの行幸にかはれり、鞍にも杏葉といふ物を付るなり、

〔江家次第五二月〕春日祭使途中次第　酉日朝、官人等儲設餝馬、馱爲馬、以蓬爲雲珠、以土器爲杏葉、○戴無粜望下部一人嘲誹之、

〔貞信公記〕延長二年四月十四日、齋院御禊、御前口公卿大夫、用杏葉鞦、但長官加用菖蒲形尾袋、

〔爲房卿記〕承曆二年九月八日癸酉、今日伊勢齋宮今上(白河)第一皇女、諱媞子、中刻自大膳職祓東河、酉刻亥刻還御野宮、○中略中納言左大將同師道經、讀杏葉、馬副六人、○下略

〔御禊行幸服飾部類〕仁治三年十月廿一日庚午、公光卿記云、予爲御陵次第司長官、仍未明勤行粧、裝束、○中略馬、黑鹿毛、唐鞍、借用前内大臣、○中略杏葉、鞦左右各五枚、胸五枚、面懸左右各五枚、各廿五枚、○下略

〔延慶二年大嘗會御禊記〕延慶二年十月廿一日庚午、今日爲大嘗會御禊行幸頓宮、藏人治部大輔長隆奉行也、○中略未明整裝束、闕腋袍如恒、○中略相具馬、(中略)杏葉數幷付樣有說、正安幷今度十四付之、

〔御禊行幸服飾部類〕正慶元年十月廿八日、御記云、節下左大臣、鞦在水引、赤地錦長。。。杏葉、下無曳、非如總鞦、

藥袋

〔伊呂波字類抄雜物也〕藥袋ヤクタイ唐鞍具也

〔倭訓栞前編加六〕かざりうま　藥袋といへるも、馬藥なるべし、

〔飾馬考上〕藥袋　康治元年十月廿六日台記に、藥袋在唐鞍具と見え、色葉字類抄にも唐鞍具也と見えたり、此物は馬の藥を入る具なるにや、其制は信範記に、藥袋黑漆螺鈿、有丸緖、幷蘇芳末濃緖、とある、是は革袋を黑漆に塗て、螺鈿を加へたるにやあらむ、さて其形は物にも見えず、刑部大輔光長が畫ける、年中行事唐鞍の畫に、馬部が袋の如き物を、木の末に結付て持たるあり、是若は藥袋ならむ歟、

樓䪼

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕樓䪼　辨色立成云、樓䪼、招貫、招貫既

〔箋注倭名類聚抄五鞍馬具〕樓䪼無所見、按毛詩韓奕篇、鉤膺鏤鍚、傳云、鏤鍚有金鏤其鍚也、箋云、眉上曰鍚、刻金飾之、今當盧也、正義、揚者人面眉上之名、故云眉上曰鍚、鏤鍚施鏤於揚之上矣、當盧者當馬之頟盧、在眉眼之上、樓䪼疑鏤揚也、但皇國之制用鐵、不用金也、又周禮巾車、金路鉤樊纓九就、注、鉤婁頟之鉤也、毛詩小戎篇云、虎韔鏤膺、傳、膺馬帶也、正義云、若今之婁胸也、依之樓䪼之樓與婁頟

鏤膺褁胷之褁、同、又按頷訓沼賀、〇中略賀既與无奈賀岐之利賀岐之賀岐同、則知是物在馬頷上、蓋今俗於毛賀伊中呼向縣者當是、新井氏以爲銀面非是、

頸總

〔類聚名義抄三〕樓額ヌカツキ鞍馬具

〔愚得隨筆八鞍馬〕頸總　愚〇日下部景衡按、馬ノ下アゴニ付ル總也、其制不詳、近世荷鞍飾ニ頸ニ鈴板トイフモノヲ付、ソレニ鈴ヲ付ル、頸總ノ殘レル制歟、俗ニハ、或山中或ハ狹道ニテ、鈴ノ音ヲ聞テ馬ヲ待合スル故實ト云フ、

〔飾馬考上〕頸總　諸書唐鞍の具に見えたり、名義は頸に纒て下る故に云、其制は飾抄に透物中有大鈴下瓔珞とある、是は總の鉢を金銅などにて作りて、唐草の類を彫透したるなるべし、東大寺八幡なるも、さる製の物也、下瓔珞とは、總の廻りに種々の玉を緒に貫て下るなるべし、

〔飾抄下〕頸總　鉢透物中ニ有大鈴、下瓔珞、

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事　頸總

〔諸鞍日記〕一唐鞍ノ事　此鞍ノ具足ニハ、〇中略又頸總トテ、ヲトガヒノ下ニ付ル物有、色々ノ玉ヲ貫キテ下ゲタリ、長サ二尺餘リナリ、

八子

〔愚得隨筆八鞍馬〕八子　四方手ニ付ルモノ也、其制不詳、愚〇日下部景衡按今世荷鞍ニ八ツ總ト云フテ四方手ノ本ニ八筋付ル、是八子ノ殘レル制歟、

〔飾馬考上〕八子ハネ　諸書唐鞍の具に見えたり、名義は未よく按得ずといへども、試に云ば、此具は馬の左右に出て、其狀鳥の兩翼に似たればいふ歟、波禰は和名抄に、爾雅集註曰、翮和名八禰一云羽根也と有り、〇下略

〔飾抄下〕八子兩方六筋已上十二〇中略　嘉禎二年四月廿三日、祭通成朝臣使節、借請入道大相國〇公經唐鞍、八子無鈴、

攝蝶

〔兵範記〕仁安元年十月廿七日丁酉、大嘗會御禊也、〇（中略）院御馬、被レ置二御壹唐鞍、八子、雲珠、鈴、頸總一也、被レ備二申北政所一歟、

〔飾馬考上〕攝蝶　物具裝束抄唐鞍の具に、攝蝶（胸掛十、鞦十八、面掛十、）と見え、長秋記には蝶形鞦左右各五、胸當七、面當十也とある、此蝶形も一物にて、是は杏葉を結付る處の金物を、蝶形にせるを云なるべし、平胡籙また其餘の器にも、蝶の形に作れる金具ある物おほし、さて是を攝蝶と名付る義を按るに、攝は字書に引持也、また曲折也など有に據る時は、杏葉と此金物と、相互に引持故の名にもあらむ歟、又蝶の羽と羽を相持して、或は曲折する形によりたる名なるにや、また攝猶結とも見え、又揔也安也などいふ註も見えたれば、是は杏葉を揔くゝりて、安する意歟とも思へりしが、また按ば、此蝶といふ名も、やがて彼の羽と羽と攝するよりの義にて、然は名付たる物なるべければ、攝蝶は蛺蝶胡蝶などいふとおなじく、只蝶の事と見てあるべきにや、蛺蝶は和名抄に蝶を註て、蛺蝶一名野蛾と見え、胡蝶は搜神記に麥之爲二胡蝶一也と云り、

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事　攝蝶（ムナガヒ十三　シリガヒ十八　オモガヒ十）

鈴

〔飾馬考上〕鈴　腹鈴　和名抄に、陸詞切韻云、鈴似レ鐘小、楊氏漢語抄云、鈴子（須須）とあり、是は其音の涼しければ云ならむと契冲云り、いかにも神名秘書に鈴音字也と見えたり、此具は鞦、八子、尾袋などに著る物にて、其制は金銅、或は眞鍮もて作りて、形は尋常にことならず、また腹鈴と唱ふる物あり、其は保安の朝記に見え、信範記には腹下の大鈴ともあり、此物は伊勢氏が説に、春日神殿の繪の胸掛の前に長く垂たる鈴を畫がけり、是いはゆる腹鈴にて、其は前に付たれど、垂て腹下に至れば、腹鈴とは名付るにやといはれき、さる事ならむか、なほ考ふべし、長秋記には无二腹鈴一（近來不用）と見えたり、

〔物具裝束抄〕一移具事（黒鞦、平文移、）　鈴（平文之時用之）

雲珠

〔御禊行幸服飾部類〕保安四朝記云、○中略 飾馬新院御馬黑栗毛 唐鞍○中略 鈴○中略 腹鈴、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕雲珠 辨色立成云、雲珠宇須、今按雲母之一名也、爲馬飾未詳、

〔諸鞍日記〕一唐鞍ノ事 此鞍ノ具足ニハ、○中略 又雲珠トテ、鞦ノツヂノ上ニ付ナリ、如意寶珠ノ樣ナル物ニ坐ヲ敷、鞦ニ結付タリ、

〔飾馬考上〕雲珠 此物は伊勢御神寶白馬形に左右鞦上、交結する處に居置也と云ひ、諸鞍日記にも、雲珠とは鞦の上に付る也○中略と註す、諸社の神寶及古き繪どもに見えたるも、大概はさる物にて、只飾抄に見る處、他に異なるが如くなれど、此抄の圖どもは、凡て畫樣の危きにより、定には辨へがたかる也、かくて名義を考るに、先此雲珠と稱る物は、和名抄に註せられたる如く、雲母の一名にて、本草にも雲母色靑白、多赤物名雲珠と見えたれば、是をもて馬の飾と爲るは、いかにも詳ならぬ事也、是以て按に、雲珠は只其字を借たる物なるべし、如此て宇須と云語は、宇豆ウツと同言にて、何にまれ一際高き事を云とおぼしき也、

〔飾抄下〕雲珠 有伏輪、上透唐草、下餞、

〔江家次第五二月〕春日祭使途中次第 酉日朝、官人等儲設飾馬、馱爲馬、以蓬爲雲珠、以土器爲杏葉、戴無乘望下部一人、嘲哢之、

〔諸鞍日記〕一唐鞍ノ事 此鞍ノ具足ニハ、○中略 又角袋トテ、錦ニテ包テ、本ニハカチニチ、少シ先細ナルヲ付ルナリ、頭ノ上ニ付ル也、

髮袋

〔飾馬考上〕角袋 髮袋 名義は車服制度手記に、此名目難心得候、馬に角あるべくも候はずと見えたれど、是は其狀の角に似たる故にて、角を納る義にはあらじ、然らば何の料ぞと云に、是は其髮を納る物にて、所謂髮袋の一名なるべし、

〔物具裝束抄〕一唐鞍具事 角袋

尾鞱

〔御禊行幸服飾部類〕貞應元年十月廿三日禪大御記云、〇中略　飾馬、唐鞍、銀面、髮袋、尾袋、杏葉〇註略如常、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕尾鞱　考聲切韻云、紛音分、俗云尾袋、所以韜馬尾也、

〔車服問答〕一尾袋　其形餝抄ニミエ候、乘唐鞍時、馬ノ尾ニ此袋ヲ入候歟、不用此袋時ハ、結唐尾トテ、馬尾ヲアゲマキニムスビ候、

〔飾馬考上〕尾鞱　尾袋に鈴を著る事は、信範記にも尾袋付鈴云云と有て、餝抄にも鈴の付たる尾袋の圖見えたり、名義は尾を韜故の稱なる事云もさらなり、

〔餝抄下〕尾囊長一尺二寸

〔諸鞍日記〕一唐鞍ノ事　此鞍ノ具足ニハ、〇中略　又尾囊ト云ハ、尾ヲ唐尾ニ取テ、尾筒ヲ入テ付ルナリ、此尾袋ノ左右ニ、蝶ノ樣ナル物ヲ打テ付タルナリ、

〔寸法雜々〕一馬の尾袋之寸法　布ふたのぬい合て尾さきをまるむるやうにぬふべし、おの下は長サ壹尺八寸にして、く丶りをいる丶やうにぬふて、表のの丶はしに二方ともにひもとおし、ふたの緒を引とほして、尾づつの上に結ぶべし、上になるのは、長サ四尺五寸にして、尻がいのちがいめの通りより、たてにわりて、はしをぬいまわして兩方の口に緒を付て、左右の鹽手に付べし、緒は三ッ共に革にて付べし、丸は藤の丸鶴の丸ぎよゆうの丸、其外何れにても候へかし、丸の紋はくるしからず、

〔延喜式左右馬寮四十八〕凡正月七日、青馬籠頭鏁、〇註略　尾袋、當額花形、已上二種各著鈴、

〔西宮記四月〕駒牽　左御馬度寮飼十匹、允已下史生等、毎御馬一匹、爲御前、各一匹、以銀面尾袋等餝之、度之、前後御馬

〔貞信公記〕延長二年四月十四日、齋院御禊御前口公卿大夫用杏葉、但長官加用蒿蒲形尾袋、自餘如尋常祭儀、

䩭頭

〔新撰字鏡革〕䩭几奇反、䩭勒羈、於毛豆良、又阿夫美、

〔倭名類聚抄十五鞍馬具〕䩭頭　唐韻云、䩭音羈、漢語抄云、於毛都良、䩭頭也、䩭音基、馬絡頭也、今案、絡頭即䩭頭也、

〔類聚名義抄三〕籠頭オモヅラ　羈オモガキ　鞁オモガイ　䩭頭オモヅラ　〔同九冈〕䩭オモガキ　䩭オモヅラ　羈オモガイ　〔同九馬〕羈オモヅラ　〔同九革〕䩭䩭俗正又䩭オモヅラ　勒

〔運歩色葉集遊〕絡頭オモヅラ馬

〔古今要覧稿器財〕籠頭鼻革　籠頭、延喜式　また䩭頭、倭名類聚抄　また䩭上同ともかけり、櫪飼の馬の籠頭鑣破損することあらば、貢馬の籠頭を用ひよといひ、左馬寮式或はおもづらはげて、野はなちにせんとも古今著聞集いへれば、櫪飼の馬具、馬野飼みなおもづらを用ひしこと疑ふべからず、又寮の馬牛斃れなば、其皮を以て、鞍の調度、幷に籠頭の料にあてよとも左馬寮式いへれば、牛馬の皮にて作ることもしるべし、豊島鳥養等の牧には、寮直にははなちつなぐといへり、同上そのつなぐ料にも、おもづらを用ひしなり、

〔延喜式四十八左右馬〕凡寮馬牛斃者、以其皮充鞍調度幷籠頭等料、

〔武器考證十一〕籠頭ハ皮ヲ以テ作ルコト、此文ヲ以テ知ルベシ、今ノ鼻皮ノ類ナルベシ、

〔古今著聞集十六興言利口〕治部卿兼定滋野井の泉にて、納涼せられけるに、増圓法眼其座に列なりけり、盃酌のあひだ、治部卿のさふらひ、むまの允なにがしとかやいひける老たる者、香のひたゝれのほれたるをきて、尫弱の體にて物くひて居たりけるが、衰老のものにて、歯もなくてくひわづらひたるを見て、増圓連歌をしける、

老むまは草くふべくもなかりけり、治部卿いげ、興ある句なりとて、どよみのゝしるを、馬のかみ聞て、

おもづらはげて、野はなちにせんと付たりけるに、満座にがりけり、かやうの荒言はよく〳〵

ひかふべき事なり、

〔飾馬考下〕鏁羈　飾羈　此鞍具（○中略）の中に、飾羈と稱する物あり、是は右の鏁羈とをなじく、牽具に設けし物なれば、圖（太曆）にも細馬一疋（黑鹿毛用飾羈）と有て、是は移鞍の餘にも用ふる也、なほ其徵をいはゞ、延喜式に凡正月七日靑馬籠頭云々と見え、又春日神殿飾馬の繪、年中行事唐鞍の圖にも、此羈を畫がき、又誓願寺緣起の繪にも、黑き馬に飾羈かけて、馬寮の官人の牽たる狀を畫がけり、但其制作は是らの繪に見る所、今の移鞍に用ふる物とは、少しく異なる處あるに似たり、かくて此具を飾羈と名付る由は、只牽用にするのみならず、飾裝を加て一の鞍具に備ふる故に、然は唱ふるなるべし、彈正式には紫䩭頭といふ名も見えたり、

飾羈

〔延喜式四十一彈正〕凡六位以下鞍、（○中略）紫鞍褥、紫籠頭、鞍把、緋鞦等、皆禁斷之、

〔武器考證十一〕紫ト云ハ、籠頭ニ付ル、綱ノ色ヲ云ヘルナルベシ、

鏁羈

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡正月七日靑馬籠頭、鏁、（一匹前頭、及最後馬、別著金裝、自餘烏裝、）

〔車服問答〕一鏁羈　鏁クサリニ候、羈正字通馬絡頭ト候、餝抄ニ平文生合金物ヲ付由ミエ申候、推量候、今三尺縄ト申候類カト存候、又荷付馬ニ鈴板ト申テ、頭ヲ結テ鈴ヲ付申候、此鈴板ニ鏁ヲカクルカト存候、何トヤラン鞍之餝ハ荷付馬ニチカキヤ存候、鼻皮モ壽永記所見候、壽永記ニハ、鏁䩭頭ト候、其注ニ鼻革付金銅堅合文由所見候、

〔飾馬考下〕鏁羈　飾羈　物具裝束抄移鞍の具に、鏁羈（○中略）又飾抄にも羈（平文付堅金、鎖金銅）と見えたる、此飾抄の平文も鼻皮に附るを云なるべし、此物東大寺若宮八幡の移鞍に見る處は、今の䩭頭に用ふが如き金輪に、鏁四筋を附、其端ごとに譬ば小き鐶木の如き金具の附たるに、長き柑子革の幅一寸許なるを摑みて、是を左右に分、又其革の二の端に、同じ金具を執付て、淺黃色したる木綿の、長一尺四五寸なるを、圓く縫て、其兩端を此金具に纒へり、（○下略）

〔飾抄下〕移　近衞次將乘用平文移、○中略　鞦平文付二堅食一、金物鍍金銅、

〔物具裝束抄〕一移具事○中略　鏁鞦

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡擬飼馬籠頭鏁若有二破損一者、取二諸國貢馬籠頭鏁一充用、

〔山槐記〕治承三年六月十四日辛丑、祇園御靈會也、左少將兼宗令レ騎二馬長一、无二風流一　童○中略　觀音丸　馬黒糟毛、予馬也、移餝鞦如二公卿一也、以二緒差縄一張レ口、

麻籠頭

〔古今要覽稿器財〕麻籠頭　麻籠頭延喜式は、諸國の貢馬に用ゆるものなり、麻にて作りて、皮を用ゆる所なければ、しか名付しなり、伊勢因幡貞丈が家に傳はれる麻籠頭といふものは、麻糸一條を用て、二つに折て、かたかぎにむすびて、圖の如くゆふなり、牧にて馬をとりて、とみにおもづらかけんには、鼻革まはりとぢがねなどの用意、數多くかねて設けんも、わづらはしかるべければ、何さまかゝるものをや用ひけん、

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡諸國貢繫飼馬、各隨二馬數一備二刷梳、剉麻、籠頭一共進、

鼻皮

〔古今要覽稿器財〕籠頭鼻皮○中略　鼻革を美麗にせしをば、鼻革とのみいひ、拍子のごときものをそへたるをば、拍子ともいひしなるべし、伊勢因幡貞丈が作れるものを見しに、鼻革の表は朱漆にてぬり、雲形を打出し、中を金箔にてだみたり、裏は紫革を用ひ、中には綿を入たり、すきなは、白革をなひて用ひ、わたりつり、根つりは、苧索を蘇芳にそめてかけたり、首掛は朱漆の皮なり、今の鼻革といふものに比すれば、大同小異のものなり

〔馬具寸法記〕はなかはの寸長さ一尺二寸也、廣さ二寸五分也

〔寸法雜々〕馬具足寸法の事　一はなかは　長一尺八寸づゝ、長二寸五分づゝ、あなはつゝの中より三寸おきて、おなじこうね一尺二寸、

〔宗五大草紙〕奏者の事　もの披露の事、○中略　極月晦日、畠山殿より御進上の馬のはな皮十間懸二御

目候、それは彼御名字衆、御目に御かけ候、御同苗の人御入候はねば、申次御めにかけ候、

〔古今要覽稿器財〕拍子　拍子といふは、鼻皮とすき縄との間に、拍子に似たる木を付たれば、はじめは拍子籠頭といひしを、のちには、たゞ拍子とのみいへるなるべし、

〔兎園小說二〕ひやうし考　著作堂手稿　定家卿鷹三百首、武藏野の駒に付けつゝ引く縄の打ちならひたる小鷹犬かな、といふ歌の注に、關東は馬上にてつかふに、くつわの音高ければ、鳥よせぬゆゑ、ひやうしといふ木をあてゝ乘つるとなり、○中略此ひやうしといふものを、こゝろ得がたく思ひしに、奥の松前にては、馬に轡をもちひず、ひやうしといふものをかけて乘るとありと、傳へ聞きしかば、このごろ與繼をもて、松前老君に問ひまつりしに、老君すなはち家臣船尾吉藏といふものに、ひやうし一具をつくらせて、手簡一通をそへて、たまはせし、その書に云く、○中略ひやうしは、イタヤといふ木にて造る、縄はシナをよりて用ふ、イタヤもシナもこゝ許に無之故、麻にてよらせ候、　ひやうしの事、これによりてはじめて、つばらかなる說を得たり、

〔下學集器財下〕差縄サシナハ

〔本朝軍器考十二鞍轡〕差縄トイフ物、靮ノ字ヲヤ用フベキ、禮記ニ見エシ、鄭注ニハ、靮ハ以テ馬ヲ絡フ、靮ハ以テ馬ヲ援クト見エタリ、種々緂、村濃、或打交アリ、譴緂、蘇芳緂、紫村濃、藤青打交、菊打交、萌木匂打交ナドイフアリ、白差縄ハ、御禊ノ時用ヒラル、事ニヤ、又公卿ハ差縄、四位已下片縄トイフ事アリ、飾抄イカナルヲヤ、片縄トハイヒケン、武士ノ引馬ヒクニ、引手ハ上﨟、追綱ハ下﨟トイフ事ハ、ソノ引ヤウニ、追綱トイフ事アル也、シカルニ今ハヨノツ子ニ、馬ヒク綱ヲ追縄トイヒ、其外ニ小口縄トイフモノヲ又差縄トイフハ、近キ比ヨリノ名ナルベシ、小口縄ヲ小中間手縄ナドモイフナリ

〔車服問答〕一差縄　菊打交　萌木白打交　山吹紫村濃　綾ニテモ布ニテモ、縄ナフタルニ候、菊ノ打交ハ、蘇芳ト白ノウチマゼタルニ候、萌木匂ハ萌木ノコキウスキ打交ニ候、山吹ハ黄ト紅ト

ノ打交紫村濃ハ紫緂ニ候、引差縄ト申候ハ、今ノ追縄ニ候、

〔諸鞍日記考註〕差々縄　春日ノ唐鞍ノ絵ニハ見エズ、飾抄唐鞍ノ具ニ、差縄祭使種々緂、村濃、或打交也、藤青打交、端蘇芳緂、檀御禊白差縄也ト見タリ、是差縄トバカリアルハ差々縄ト、引差縄両品ヲ兼テ云ヘル歟、物具抄ニ、白布差縄、唐鞍、大和鞍、黒移等用之ト見タリ、是又差々縄、引差縄ヲ兼テ云ルナルベシ、○中略　引差縄　春日ノ唐鞍ノ絵、白キ引差縄ヲ書キタリ、物具抄唐鞍具ニ、差々縄、引差縄両品共ニ見タリ、

〔飾馬考上〕差縄　引差縄○中略　飾抄に公卿師差縄、四位已下片差縄と見えたる、是は差々縄に引差縄を、左右に二筋宛さすを師差縄といひ、左に差々縄をさし、右に引差縄を用ふるを片差縄といふ、春日神殿の絵なるも則片差縄也、

〔延喜式十五内藏〕春日祭　使等装束、○中略　御馬別結頽料、浅緋絲二両、韁鞚、腹帶各一條韁鞚長四尺二寸、腹帶長七尺、料、縣布三端一丈四尺四寸、已上官物

〔延喜式四十八左右馬寮〕凡賀茂二社祭、走馬十二疋、松尾二疋在此内也、馬別韁鞚料、調布四尺二寸、○中略
五月五日節式　韁鞚料調布四尺二寸、○中略
凡正月七日青馬、○中略　韁鞚紺細布、以一端充二疋、○中略
造御鞍一具料　細布二丈八尺四寸（中略）一丈二尺韁鞚料

〔飾抄下〕差綱祭使種々、緂村濃、或打交、打交青蘇芳緂、御禊白差縄也、○中略　和鞍○中略　差縄、公卿師差縄、四位已下片差縄、

〔物具装束抄〕一唐鞍具事　差々縄　引差縄　一差縄事　綾打交差縄賀茂祭使ナド風流之時用之　布打交差縄水干鞍之時、常用之、　白布差縄唐鞍、大和鞍、黒移鞍等、常用之、

〔桃華蘂葉〕一鞍具足事　差縄　白二筋　菊打交大治五朝覲、少將頼長、　萌木匂打交在経、治承元十二、行幸、　山吹元永三、春日詣、中納言中將、

紫村濃仁平四、春日祭上卿、中納言隆長、

〔武雜記〕一手繩の事、昔は白青黑三色を打ませ候間、近代は赤を用候、

〔今昔物語二十五〕平維茂罸藤原諸任語第五

今昔、○中略馬ノ芻秣大豆ナム多ク遣タレバ、鞍モ下シ轡モ放チタレバ、指繩計ヲ付テ飼フ、

〔山槐記〕治承三年六月十四日辛丑、祇園御靈會也、○中略今日馬長各別事等、○中略鞍、○註略差繩、或以師差繩各二筋、如公卿給之、此儀尤有其理、右少將顯家朝臣、昨日相尋、答此旨、今日見之用此儀、或上差繩、如例移鞍繩付口也、以引差繩張口、此事雖異樣、先々多用儀也、或不差差繩、只以引差繩許張口、

〔吾妻鏡九〕文治五年六月卅日戊午、大庭平太景能者、爲武家古老、兵法存故實之間、故以被召出之、被仰合奥州征伐事、○中略申狀頗御感、剩賜御厩御馬、置鞍小山七郎朝光、引立庭上、景能在緣、朝光取差繩端、投景能前、景能乍居請取之、令取郎從、二品○源頼朝入御之後、景能招朝光、賀云、吾老耄之上、保元合戰之時、被疵之後、不行歩進退、今雖拜領御馬、難下庭上之處、被投繩、思其芳志、直千金云云、二品又感朝光所爲給云云、

〔古今著聞集十馬藝〕武藏國住人つゞきの平太經家は、高名の馬乘馬飼なりけり、平家の郎等なりければ、鎌倉右大將○源頼朝召取て、景時○梶原に預られにけり、○中略幕下○頼朝かゝる惡馬あり、仕りてんやとの給はせければ、經家かしこまりて、馬はかならず人にのらるべき器にて候へば、いかにたけきも、人にしたがはぬ事や候べきと申ければ、幕下入興せられけり、○中略かねて存知たりけるにや、轡をぞもたせたりける、其轡をはげてさし繩とらせたりけるを、少も事ともせず、はねはしりけるを、さし繩にすがりてたぐりよりて乘てけり、

〔本朝軍器考十二鞍轡〕今ノ三尺繩トイフ物、古ノ物ニ見エズ、䩞ハ絡頭繩也ト注セルハ、此物也トイフ人アレド、信トモ思ハレズ、

馬甲

〔本朝軍器考 十二 甲冑類〕令ニ、私家ニハ具裝アルコトヲ得ザレトイフ事ノアルヲ、義解ニハ、具裝ハ馬甲也ト注シヌ、サレバ此物ムカシヨリ有ケレド、兵士ノ私ニ蓄フル事ハカナハザリケリ、源平盛衰記ニ、生田森ノ戰ノ時、源氏ノ方ニ馬冑著セタリシ事見エタリ、其後ノ物ニ、鎌ノ馬鎧、太平記ニ 金鎌ノ馬鎧、明德記ニ ナドイフ物見エケリ、古ノ制モカクヤアリケム、鎌倉年中行事ニモ、タヾ馬鎧トノミアリテ、其制サダカナラズ、今ノ制、大ヤウハ革ヲモテ作ル、又馬面トテ馬ノ頭ヲ蔽フベキ物アリ、此ノ物モ古ヨリアリシニヤ其名ハ聞エズ、

〔令義解 五 軍防〕凡私家不得有鼓鉦、弩、牟、矟、具裝、〈中略〉謂具裝者、馬甲也、

〔軍防令講義 七〕六典右尚書令註に、掌造甲冑具裝と云、唐儀衞志に、左右金吾衞大將軍云云、佽飛二十四人帶弓箭横刀甲騎具裝と云ば、此もの唐制を摸されしにや、六角札あり、四角札あり、

〔源平盛衰記 三十七〕景高景時入城幷景時秀句事

大將軍〇範賴宜ヒケルハ、是ハ大事ノ城戶ノ口、上ニハ高櫓ニ四國九國ノ精兵共ヲ集置タルナルゾ、誤スナ、楯ヲ重、馬ニ冑ヲ可著、無勢ニシテハ惡カリナン、

〔太平記 二十二〕畑六郞左衞門事

畑六郞左衞門〇中略 鹽津黑トテ、五尺三寸有ケル馬ニ鎌ノ冑懸サセテ、〇下略

〔明德記 中〕一色左京大夫ノ裝束ニハ、赤地ノ段子ニテツヽンダル金同ニ、白糸ノ鎧ノ妻取タルヲ、二兩重テ著給テ、同毛ノ五枚甲ニ、五尺二寸ノ銀ノ鍬形打テ居頸ニ著テ、〇中略 栗毛ナル馬ノ八寸ニハヅミタルニ、白覆輪ノ鞍置テ、金グサリノ馬鎧カケテゾ乘タリケル、

〔深谷記〕矢野左馬尉うち申候覺、〇中略 岡部の大林に草をふせ被申處に、本道を通り不申、脇道を雜兵四十人餘りにて通り候處を、中村拾右衞門言葉をあはせ、馬より突落候を、家來市左衞門則押首をとり申候、具足甲斐金之馬鎧大小取申候、上杉様に差上申候、

鞍韉工

〔黒田家譜四〕又上方武者の乘れる馬には、馬面を掛たるを田舍にて知らず、上方武士の乘れる物は馬にあらず、おそろ敷龍蛇の類成べしとぞ言あへりける、

〔續武家閑談五〕一秋月居城姑所山を生駒雅樂介に預らる、生駒が者ども、さしも嶮しき姑所山に乘上ければ、西國武士共驚て、馬に鳥毛生て、白銀の轡をはめ、鳥もかけらぬ所を乘廻る事、奇代の事かなと申合り、是は亂世なるゆへ、鳥毛の馬鎧、白かねの轡などありと云ふことを、諸國の通路塞がりし故、九州の者どもは曾て知らざるゆへなり、

〔奥羽永慶軍記二十五〕太閤洛陽出陣名護屋御動座事
伊達正宗ハ勝レテ見ヘニケル人數千人ノ軍役ナレドモ、遙々ト高麗マデノ渡海ナレバ、小勢ニテ叶ハジト、千五百人催シケリ、○中略馬ハ三寸ヨリ七寸迄、皆紅ノ厚房ノ三隴、馬ヨロイハ虎豹ノ皮、或ハ孔雀ノ尾、熊ノ皮好ミ〳〵ノ出達也、

〔雍州府志七土産〕鞍鐙○中略倭俗造二韉席馬鞍假面一總曰レ打、故造レ之人稱二鞍打一、言打成之義乎、又以レ鐵製レ鐙、以二金銀一細鏤二花鳥一、是謂二藏含一、中華所レ謂鉗也、京師友眞友重等造レ之、又自二加賀國一來、是謂二加賀掛一、凡倭俗所レ粧二馬之物一、全備謂二皆具一、

〔古今要覽稿器財〕鞍三近世鞍制作 大坪流 伊勢氏 宮氏 沼田氏 千秋氏 辻氏　今世に用ゆる鞍は、大坪斎三郎吉利入道道禪或は大坪左京亮入道直弟、或は岡崎孫三郎直道、後に大坪左京亮直秀、又大坪式部大輔と改といひ、或は大坪式部大輔慶秀入道道禪とも、廣秀入道ともいふ、悉は正誤に辨ず、が鹿島神社に參籠し、神授の製造とも、清水寺觀音の示現によりて、造はじめしことゝいへり鞍作秘書、沼田光兼作鞍傳書、よりて、道禪が作る處の鞍を神作といひ、また略しては作鞍ともいへり、鞍作秘抄道禪が藝を、伊勢伊勢守貞經入道照禪相傳し、足利將軍家の御鞍をも作らしめしかば、遂に將軍家の法

となりたり、道禪が孫左京亮淸次、伊勢守貞信に仕たり、貞信鞍を作ることを相傳し、〈伊勢家系圖、諸阿彌覺書、〉御馬召初そのほかにても、御鞍鐙の類をば、この家にて作りて奉ること、なりしなり、〈伊勢家所傳御馬召初記〉貞信の子、貞行貞長二人、みな鞍を作れり、然れども貞長をもて、鞍作の家とは定められたり、〈伊勢系圖〉けだし嫡家は代々政所の職に居て、公事繁多なるをもて、その家の業をわかちしならん、貞行の後は貞國、貞親、貞宗、貞忠、貞孝、貞良、貞元まで相傳し、貞元の弟子朝倉右京進政元、その弟子辻左近太郎政貞といふ、是今の辻山城が祖也、〈辻家傳記〉貞長ののちは貞直、貞仲、貞誠、貞泰、貞信に至迄六代、室町將軍家に仕奉り、御供衆の列なり、貞信の子貞常はじめは靈陽院義昭公に仕奉　、後織田殿に仕へ、織田殿事ありてのち、遂に浪人となりたり、慶長十一年、伏見御城へめされ、鞍鐙細工の事を仰付られてよりこのかた、因幡貞城まで、世にその業を傳へたりしが、貞城の子貞方に至りて、遂に斷たり〈伊勢因幡由緒書〉その門人またすくなからず、然れども道禪よりこのかた、駿河守貞雅、宮備中守千秋高季、沼田上野介光延、同勘解由左衞門尉等、おの〳〵その途ひめありて、をなじからず、また當時猶別に關東鞍、上總尾張打、近江うち、越前うち、播磨打、筑紫鞍などあれば、道禪が流ならぬくらの作者、猶諸國にありしことを見るべし、〈○下略〉

〔鞍鐙工記〕伊勢仙齋貞俊上書　覺〈○中略〉　一作之鞍鐙細工幷大坪流乘方之儀者、尊氏公御三代目義滿公御代應永之頃、常陸國之城主大坪左京亮直弟と申者相初り候處、左京亮嫡子無㆓御座㆒候ニ付、私先祖伊勢因幡守貞長、鞍鐙細工幷乘方共相傳可㆑仕旨、義滿公被㆓仰付㆒傳受仕候、夫より私家に傳り嫡子壹人ヲ以、正作之御定被㆑成、於㆑今其通りに御座候、當伊勢兵庫先祖を初、同名之者共細工仕候者、數多御座候得共、正作ニ者不㆓相成㆒、弟子並ニ御座候、私先祖之弟子中も、義輝公御代迄、御奉公被㆓相勤㆒候衆中御座候、右之細工者先祖代々御奉公召仕相勤申候、台德院樣御代、御納戶〈江〉被㆑召出、御納戶之御鞍鐙度々拜見被㆓仰付㆒候、以上、　享保年中　伊勢因幡氏道仙齋　右之趣、岩本內膳

正方へ書出候寫、

〔鞍鐙目利之譯〕鞍鐙作目利之儀　抑往古ヨリ馬具第一ノ品ニテ、馬肝要之具ニ御座候儀ハ申ニ不レ及、往昔ヨリ於二國々一作リ立候ハ、法式モ無レ之處、足利三代將軍義滿公、從一位太政大臣准三后、號二鹿苑院殿一、此術ニ御委敷、既ニ鞍鐙御手自作ラセラレ、尤小笠原信濃守政貞ヲ以、御師南トナサレ、其頃大坪式部大輔直秀入道道禪、伊勢伊勢守貞繼、同備中守貞信等ニ仰付ラレ、作傳ノ法式撰定ラレ候、從レ是伊勢氏代々致二相傳一候事ニ御座候、中略後世次第ニ馬術下手ニ相成、風儀モ惡敷成下リ、遂ニハ町人ノ職ト落下リ、辻山城家業ト成果申候ハ、實ニ苦々敷事ニ候、辻モ最初左近政貞ハ越前ノ武士ニテ、乘方ヨリ出候打手ニ御座候得共、其子山城政也ハ、最初町人ト相成下リ、馬ニ乘事ハ無レ之故、調和打込當而不二心得一、是ヨリ町人業ト相成、作之意味夢々不レ存、

〔鞍鐙工記〕鞍作者判鑑中略　先師直弟　無判 大坪右京亮、童名孫三郎、薙髮して道禪入道ト號ス、康應、明德、應永年中、　第一代貞長　無判 伊勢七郎左衞門尉、因幡守、法名照心、伊勢伊勢守平貞信之二男也、貞長ハ義滿將軍ノ御供衆也、貞信迄代々御供衆也、應永、正長、永享年中、　第二代貞直 以下有二華押一今略七郎左衞門尉、加賀守、永享、文安年中、　第三代貞仲 七郎、因幡守、初ハ貞勝、文安、寶德、享德、康正、長祿、寬正、文正、應仁、文明年中、　第四代貞職 左衞門尉、備中守、因幡守、應仁、文明、延德年中、　第五代貞泰 因幡守、左京亮、初ハ貞榮、延德、明應、文龜、永正年中、　第六代貞信 因幡守、永正、大永、享祿、天文、弘治、永祿年中、　第七代貞常 傳五與十郎、左京亮、因幡守、元龜、天正、文祿、慶長、元和、寬永年中、　第八代貞重 傳左衞門尉、因幡守、或法名仙齋、元和、寬永、正保年中、　第九代貞景 因幡守、仙齋、寬永、正保、慶安、承應、明曆、萬治年中、　第十代貞房 傳左衞門、因幡守、隼人、因齋、明曆、萬治、寬文、延寶、天和、貞享、寶永、正德年中、　第十一代□□ 庄左衞門、因幡、仙齋、元祿、寶永、正德、享保年中、　第十二代貞城 因幡、享保、元文、寬保、延享、寶曆年中、

〔元治改正京羽津根三〕武具馬具所　竹屋東洞院東　二文字屋利兵衞

〔慶應元年武鑑〕御鞍塗師御細工所頭支配　矢のくら　關大隅　御鞍打御細工所頭支配　竹川丁　辻山城　御馬具師御細工所頭支配　五十俵二人フチ　下谷金杉二丁目　槇田勘七郎下略

〔今昔物語二十七〕從二東國一上人値二鬼語第十四

今昔東ノ方ヨリ上ケル人、勢田ノ橋ヲ渡テ來ケル程ニ、日暮ニケレバ人ノ家ヲ借テ、〇中略只獨リ臥タリケルニ、〇中略夜打深更ル程ニ、火ヲ掘ニ燈シタリケルニ、見レバ本ヨリ傍ニ大キナル鞍櫃。。ノ樣ナル物ノ有ケルガ、人モ不寄ヌニコロコロト鳴テ、蓋ノ開ケレバ怪ト思テ、〇下略

〔大館常興日記〕天文九年十月廿二日、御鞍只今拜見させられ候は、御。。。くら箱に被入也、

鞍掛

〔馬具寸法記〕一くらかけの高さ三尺八分也、長さは同ごとく也、

〔宇治拾遺物語〕五伏見修理大夫のもとへ、殿上人廿人計をしよせたりけるに、俄にさはぎけり、〇中略厩にくろ馬の額少しろきを廿疋たてたりけり、移のくら廿具鞍かけにかけたりけり、

〔三好亭御成記〕御めしの御鞍のくらかけ失念候間、御厩孫左衛門と令談合、殿中のを申出俄に難成間如此也、

あかとり

〔古今要覽稿〕器財赤鳥難太平記按に、女房の馬にのるには、下袴をき、打かけをし、手覆足袋、小田かさに水引を付るなど、みなその用ゆる處あり、されはあかとりも、その用ゆる料なくて、たゞ形容にのみせしには、あるべからず、よりてその用ゆる所を考ふるに、打かけをきるは、小袖の縫、あるはすりはくなどの、山野にてそこなはるまじきためなるべし、下袴は馬にのる時、前のあかぬためなるべし、さらば鞍に上敷をしきて、下袴のすれざる樣にし、馬の脊にあかとりを付て、打かけのすその、馬の汗にけがるまじきために、設けたることなるべし、さらばあかとりとは、垢よけの義にても有べきか、伊勢貞丈赤ききぬをたれしかば、赤垂といふ義ならんといへるはいかゞ、赤き絹のみにも限らざるにや、道成寺緣記には、白くいろどり、江島緣起には靑く彩色したり、　あかとり嫁入記、すり法雜々、　垢取今川家圖、南海治亂記、續武家閑談、　あぶとり加賀方言

〔難太平記〕一建武四年やらん、康永元年やらんに、奧勢とて北畠源大納言入道の子息顯家卿三十萬騎にて押て上洛せしに、桃井駿河守に今播磨守宇都宮勢三浦介以下爲味方自跡おそひ上りしに、

故入道殿〇今川範國は、〇中略明日の合戰一大事とて、〇中略笠じるしを思案し給ひけるに、あか鳥を馬に付ばやとて、其夜俄に付られき、〇中略一駿河國幷數十ヶ所の所領は、此後詰の時の恩賞也、國國人部し給ひし時、我等〇今川了俊少年の初にて供して、富士淺間宮に神拜時、神女託して云、遠江國ちかくして、吾氏子にほしかりしかば、赤坂の軍の時、我告し事はしけりや〳〵と云り、入道殿座を退て、何事にか候けむ、不覺悟と申給しかば、笠じるしの事を案し時、我赤鳥をたびし故に、勝事をも得、此國を給ひきと託宣せしかば、故殿其時思合て、女の具は軍にはいまふ事ぞかしいかで思ひよりけむ、誠に神の御謀と信を取給しより以來、我等も子孫も、かならず此赤鳥を可用と被仰き、さるは鎭西にても大事の陣にては、毎度女騎あまた我等が夢にも見、人の夢にもみへし也、必如此の勝利有し也、そははや我家の武具の隨一になりき、

〔安齋隨筆前編十二〕アカトリ　赤鳥とも垢取とも古書に見へたり、〇中略續武家閑談云、毛利元就十餘州を併呑し、永祿三年正月、正親町帝御卽位に付上京、從四位下右馬頭に任じ、菊桐の御紋勅免あり、此節內室も京都一見のため上京し、卽ち御卽位の儀式拜見、路次の行粧先拂じ騎馬二十騎、其次揚輿、其後に乃美の大方と云駕輿十八人、其次女中騎馬十二人、其作法あり、一には先垢とり、是は貞丈いふ、是はノ二字アカトリをさしていふ、鞍の上に油單貞丈云、油を引かすとりすべて布帛にて、物を掩ふを油單と云、をしき鞍を包む、〇中略是女中騎馬の作法とす、有職故實を知る人の法とする所爲なり、〇中略予〇伊勢貞丈家に傳來の舊紀婚入之記云、女儀のアカトリの長さ八尺二寸、スソ二つは七尺二寸たるべし、貞丈按、右に引く所の書どもに見たる趣、アカトリは女のみなる事は明なり、武家閑談の趣、女の乘馬の鞍の上に打掛るものにて、鞍覆のスソを長くして、垂れ下たる如くなる物と見へたり、武家閑談に鞍を包むとあれば、廣さ二幅を縫合せたるなるべし、予が家記に八尺二寸と云は、總長さを云、スソ二つ七尺二寸と云は、鞍の上を掩ふ分に、並尺除て、鞍の左右へ垂れ下る分に、片方三尺六寸、兩方合せ

て七尺二寸なり、鞍の上に掩ひ掛て、前後輪に掛くる所の端に、小紐を付て置て、鐙手などに結ひ付る歟、續武家閑談に、鞍を包といふは、如斯する事ならん歟、鞍の左右の少下の方に當る邊に、チカラ革を表へ出す穴あらん歟、如斯すれば、鞍も切付もアカトリの內にありて、チカラ革と鐙とは、アカトリの外へ出るなり、又云、アカトリは布か絹か織物歟、紋有るか、なき歟、單歟、袷歟、色は名に據れば赤なるべし、是等の細かなる事は詳ならず、追て所見あらば記さんと欲す、アカトリと云名は、アカタリなるべし、赤垂と書べし、タとトとタチツテトの音相通なるゆへ、アカタリをアカトリと云なるべしアカトリは色赤き物を、鞍のうへに覆て、其餘りを長く左右へ垂れ下し置ゆへ、赤垂と名付しなるべし、詞にはアカトリと云習はしたるゆへ、其詞に付て、赤鳥とも垢取とも書ども、實は赤垂なるべし、又云、アカトリの事、長さ一尺許にて、婦人の著する如くなる地黑の小袖に、紅裏を付たる物なり、又引綱とて紅の組緒アカトリに添てあり、今川何某とやらんの家にあるを見たる由、記せる物あり、其アカトリ信じ難し、又一說に今川義元の馬驗の小旗に、馬櫛を畫けり、赤鳥と云ふは是なりと、馬櫛を赤鳥と云事、信じ難し、既に難太平記に、赤鳥は女の具とあり、馬櫛は女の具には非ず、又一說にアカトリは、公家の童女の著る、汗衫と云ふ服の事なりと、是又證なし、信ずべからず、

〔古今要覽稿器財〕あかとり　あかとりは、青野原合戰の時、今川範國の物ずきにて、馬につけたりけるが、その日の軍にかちしかば、吉例なりとて、その子孫の笠印にせし由いひ、また富士淺間神女託宣難太平記によれば、あかとりは女の具としらる、されども伊勢備中守貞陸のしるせし嫁入記に、女義のあかとりとあり、此ものもし女房にかぎりて用ゆるものならんには、女義のあかとりといふべからず、女義と斷たるは、男子の用ゆる赤鳥に、わかたんためなるべし、また伊勢因幡入道如芸の記せし、寸法雜々によりて考ふれば、二尺一寸のもの二幅、五尺二寸のもの二幅、合せて

雜載

四幅にて作り、緒を四つ付たるものとしらる、たゞし二尺一寸のもの二幅は、鞍にかゝる處なるべし、延喜式に、御鞍の鞍褥といふもの、長二尺二寸にして、廣一尺九寸あれば、大かたこのあかとりの鞍にかゝる處ほどのものなり、その鞍褥の外に、長き布を縫つけて、馬の脊にかけ、衣のすそを馬脊の汗にけがすまじきために作りしならん、けだし鞍褥といふは、御鞍あるひは女鞍にのみありて、尋常に用ゆるものにあらず、殊に六位已下、これを禁斷と、彈正式にあれば、鞍褥をあかとりと名づけて用ひしにや、たゞし女房は鞍褥を用ゆること、制の限にあらざれば、自然に鞍褥は、女房の具といふことにもなりしならん、上總國にて、農家の女子嫁入する時、馬にのり行、その體まづ馬に荷鞍を置、それに明荷をつけ、その上に薄團をしき、その上に毛氈、あるひは紅染の絹などを、油單のごとくかくると也、これをあかとりといふといへり、また加賀國、あるひは越中國などにては、農家の馬の鞦の上より、左右へ木綿のきれを、二幅さげて、あぶとり、またはあかとりといふといへり、然る時は、道成寺緣起に、女ののりし馬の鞍鞦の下に、布をさげしもの有ると、江島緣起に載たる、馬の鞦の下にさげし布、何れも二幅を用ひしごとく見えたれば、これ卽赤鳥のすそなるべくしらる、次に伊勢因幡貞域が作り置し、馬具ひながたの中に、七尺二寸の布二幅、貳尺二寸の布二幅、合せて四幅にて、せまきかたのはしに、ぬひくゝみの紐通しあるもの有、鞍にかくるよししるしてあれば、鞍上に用ゆる物なることは論なけれども、その名を何とも記さゞれば、詳なることをしらざれども、寸法雜々、嫁入記及び道成寺緣起に合せ考ふれば、大かたその制作、いはゆる赤鳥なるべし、

〔武備志〕一皆具ノ制、古實理用ヲ失ヒ、當世者埒もなき事に成候、就中鞍鐙は馬具第一之具ニ而、作無作之差別、古形理用摸様様々有之、切付、肌付、力革、馬氈、障泥等之制作は、馬具屋任せにて、摸様物好等、理用曾而不存、是全ク武術衰微せしより、武具馬具の制、職人任せに成果申候、右馬具屋勝手

之拵方軍用害多シ、馬ノ爲ニ成ラザル事、應ナルギハ夢にも不知、實に苦々敷ことと不少候、〇中略拵又皆具ノ中ニモ、近代之制、駄覆抔云フモノ、近代之品に而、一統に相用ひ、諸侯方牽馬モ厚綿ナルヲ御用ヒ、甚敷キハ蒲團ヲ打懸被引候、是昔曾而無之事ニ而候、尾モ大切に袋ニ納メ置ハ、尾遣ヒ不自由ニシテ、御用不達、都而畜類ノ尾アルモノハ、其體用ナサンガ爲ナル事ヲ不辨、袋ヲ用ル人ハ心得違に而候、諸侯方牽馬ニ袋用ラレ、昇平ニシテ武モ用ラレザルヨリ、カヽル事にも成行申候、紫色ハ凡人禁色ニ而、可用捨事成ヲ、皆紫色ノ押掛手綱用モノ不少、緋ノ鞦モ五位以上ナラデハ、不用物成ルニ、今ハ猥々緋抔、緋色ヲ凡人用之、熊ノ毛障泥モ五位以上ナルヲ皆人用之、此外亂脉セシコト難勝計、

〔内宮長暦送官符〕荒祭宮料〇中略　神財漆鞆〇中略　青毛彫馬一匹　鞍作著髮白糸、以銀薄餝而、尾袋雲聚皆具、以緋革著鞦等、鈴以木作、但頸總以眞鈴著高一尺三寸、手綱以五色組著、長三尺、

〔大館常興日記〕天文九年十月廿二日、一爲御使播州來臨、從右京兆若公様御馬御すき候由承候間、ちいさき御馬青毛並御鞍をかせられて、内々以播州進上之、〇中略　一御鞍只今拜見させられ候は、御くら箱に被入也、御くつわ御あぶみ皆具御しりがひは赤根也、しろき手繩被相副之也、

〔奉公覺悟記〕一ゆがけ一具、むち一筋、手綱腹帶一具、鞦一掛、〇中略　鐙一懸、鞍一口、〇中略　一切付も一口と云べき也、　一鞍覆は一と言べき也、あふりは一懸と云也、

〔馬具寸法記〕むち一筋　手綱腹帶一具　鞦一掛　鐙一　鞍一口　切付一口　鞍覆一　あをりは一懸　手繩二筋

古事類苑

兵事部四十六

楯 竹束附

附 竹束

幕

古事類苑

兵事部四十六

楯 竹束附

楯ハタテト云フ、弓箭ヲ防ギ以テ攻守ニ供スル具ナリ、其質ハ鐵ヲ以テスルアリ、木ヲ以テスルアリ、其形ニハ大小アリ、一枚ナルアリ、四枚ナルアリ、而シテ之ヲ用キルニハ地ニ樹ツルヲ常ト爲シ、更ニ並列シテ陣ヲ張ル、是レ對陣ニ用キルモノニテ、古ニ之ヲ楯列ト云フ、後ニ云フ所ノ搔楯是ナリ、又手楯ト稱スルハ、手ニ執ルノ謂ニシテ、之ヲ進擊ニ用キル、楯ハ軍陣必須ノ具ニシテ、古ハ每隊定數アリテ、以テ隊伍ヲ整ヘタリ、而シテ每ニ矛戟ト並稱セシハ、蓋シ當時ハ楯ヲ以テ矛戟ヲ防ギシ故ナルベシ、

名稱

〔倭名類聚抄 十三 征戰具〕楯 衆名苑云、楯(倉尹反、上聲之重也、和名太天、)一名櫓(音魯)

〔箋注倭名類聚抄 五 征戰具〕楯(中略)按太天、楯也、謂植之以防箭也、

〔倭訓栞 前編 十四〕たて 盾を訓するは、隔の義也、

〔類聚名義抄 三 木〕楯タテ 步楯テダテ 楯タテ 〔同 七 ノ〕盾タテ

〔伊呂波字類抄 太〕楯タテ 楯 楯 干(已上同、古寒也、)

製作

〔儀式 二〕踐祚大嘗祭儀上(中略)左右衞門府申官、令兵庫寮作大嘗宮南北門神楯一枚、(各長一丈二尺、上廣三尺九寸、中廣四尺七寸、下廣四尺四寸五分、厚二寸、丹波國楯縫氏作之、)

〔延喜式 四十九 左右兵庫〕凡踐祚大嘗會新造神楯四枚、(各長一丈二尺四寸、本濶四尺四寸五分、中濶四尺七寸、末濶三尺九寸、厚二寸、丹波國楯縫氏造、)戟八

種類以質爲名

竿、(各長一丈八尺、伊國忌部氏造、紀)其料、黑牛皮八張、(各長八尺、廣六尺、)揩墨一斗三升六合、(楯別二升八合、靫別三合、)膠一斤十二兩、(以二兩和二揩墨一升、)酒六升八合、(以一升和二揩墨二升、)商布四段四尺、(裏料、楯別二丈六尺、)糯米六升二合、(齊裏料、)漆二合、(燒塗料、)面金四枚、(各長四尺、廣五寸、厚一分、)料鐵三十九斤十二兩、和炭十二石、工十二人、手力十二人、六寸平釘六十四隻、(楯別十六隻、)料鐵十六斤、和炭五石、工五人、手力五人、二寸平釘七百八十隻、(楯別百九十五隻、)料鐵廿四斤六兩、和炭十一石五斗、工十五人、手力十五人、

〔寬正三年內宮神寶送官符〕楯二十四枚、(長各四尺五寸三分、上弘一尺四寸八分、下弘一尺五寸一分、厚一寸、黑漆、後付二取手桐一長七寸五分、)

〔源平盛衰記四十三〕湛增同意源氏附平家志度道場詣幷成直降人事

熊野別當湛增法眼ハ、(中略)旗ノ紋楯ノ面ニハ、金剛童子ヲ書ニ顯ス、

〔太平記三十〕吉野殿與二相公羽林一御和睦事附住吉松折事

楠ガ兵兼テノ巧有テ、一枚楯ノ裏ノ算ヲ繁ク打テ、如二階梯一ヘタリケレバ、(下略)

〔太平記三十四〕平石城軍事附和田夜討事

切岸高ケレバ、先ナル人ノ楯ノ算ヲ踏ヘ、甲ノ鉢ヲ足ダマリニシテ、(下略)

〔富樫記〕城中楯ノ鼻ヲ敲キ、調二聲合一時、宛モ如レ擊二鼓於雷門一、

〔日本書紀二神代〕一書曰、(中略)高皇產靈尊乃還二遣二神、(武甕槌神、經津主神、)勅二大己貴神一曰、(中略)汝應レ住二天日隅宮一者、(中略)又供二造百八十縫之白楯一、

〔出雲風土記意宇郡〕楯縫鄕、郡家東南三十二里一百八十步、布都怒志命之天石楯縫直給之、故云二楯縫一、

〔日本書紀五崇神〕九年三月戊寅、天皇夢有二神人一誨之曰、以二赤盾八枚、赤矛八竿一祠二墨坂神一、亦以二黑盾八枚黑矛八竿一祠二大坂神一、

〔日本書紀十一仁德〕十二年七月癸酉、高麗國貢二鐵盾鐵的一、


一谷合戰繪
後三年合戰繪卷
竹崎五郎繪詞

以形爲名

〔紀州御發向記〕揃鐵炮數、敵近々引付、敵積放打所、或衝鐵楯、或傾鍪鍪鐙袖、取死人爲小楯、無明闇攻上、

〔北條五代記十〕秀吉公關東發向附豆州山中落城の事

小田原の城、三四ヶ月に至りせめたゝかふ、鐵の楯をついて取より、堀をうめ、土穴へほり入て、矢倉をうち返し、〇下略

〔當代記九〕慶長十九年十二月八日、鐵ノ楯共、自先月於京都拵ツル、

〔大坂陣聞書〕松平右衞門督の仕寄に、鐵の楯四五枚突寄せ、楯の上迄推寄たり、〇下略

〔異本大坂記〕慶長十九年十二月二日、大御所諸手の仕寄御巡見有之べきとて、〇中略藤堂佐渡守〇和泉守誤陣へ入せ給ふ、〇中略城中より鐵砲を連へ、嚴しく打出すに依て、鐵の楯を築て是を防ぐ、

〔日本書紀二十一用明〕二年四月丙午、大連〇物部守屋從阿都家、使物部八坂大市造、小坂漆部造兄、謂馬子大臣曰、吾聞群臣謀我、我故退焉、馬子大臣乃使土師八島連於大伴毗羅夫連所、具述大連之語、由是毗羅夫連、手執弓箭皮楯、就槻曲家、不離晝夜、守護大臣、

〔便蒙抄武具馬具卷〕楯　一銅たて之事　一藤楯之事

〔陸奥話記〕貞任〇安倍拔劒斬官軍、官軍以鋒刺之、戴於大楯、六人舁之置將軍〇義家之前、

〔結城戰場物語〕抑かの結城が城と申は、西は大河を搆へ、四方の總堀廣く深ければ、大船も泛ぶ如く也、水の上の岸は廿四丈聳えたるに、亂杭打て逆茂木引、小盾をあまた突建ければ、〇下略

〔義經記五〕忠信吉野山の合戰の事

まつさきに見えたる法師は、四十ばかりに見えけるが、〇中略椎の木の四枚楯つかせ、やごろにぞよせたりける、

〔太平記八〕禁裏仙洞御修法事附山崎合戰事

善峰岩癜ノ上ヨリ、足輕ノ射手一枚楯手々ニ提テ、麓ニオリ下テ散々ニ射ル、

〔相州兵亂記 一〕持氏鎌倉へ歸玉フ事附鎌倉合戰事

同〇永享十年十一月一日、三浦介時高大將トシテ、二階堂人々、持朝杉〇上ノ被官、一味同心シテ、大癜ノ御所へ押寄ケル、〇中略三浦介ヲ始メ、一枚楯引側メ、門ノ内へ込入ケレバ、〇下略

〔舟岡山軍記〕細川晴元與三好不和事附宗三討死事

十河民部大夫一存、〇中略六月廿四日、朝霧ノタヘマヨリ、三百餘騎大旗小旗サシツレ、一枚楯ヲツキシトフテ、三宅ノ城ニ推シ寄セ、〇下略

〔播州佐用軍記 上〕秀吉卿ト與ニ宇喜多合戰之事

秀吉ハ谷大膳ヲ眞先トシテ、足輕五十八人一枚楯ノ侍添ニ行ニ押出タリ、

〔八島草子武家名目抄雜四ノ一所引〕源氏二百餘騎、おもてのひろきぢやうだて一めんにつかせ、やぶすまつくつて、さし攻引つめ、さん〴〵に射たりけり、

〔太平記 十四〕矢矧鷺坂手越河原鬪事

義貞ハ〇中略栗生、篠塚、名張八郎トテ、天下ニ名ヲ得タル大力ヲ眞先ニ進マセ、八尺餘ノ金棒ニ、疊楯ノ廣厚キヲ突雙ベ、〇下略

〔富樫記〕將ニ搦手合戰ノ次第ハ、寄手軍兵數萬人、銘々ニ戴帖楯、入替々々責上ル、

〔異本太平記 二十八〕左兵衛督欲誅師直師泰事

其日石川々原ノ陣ヲ打立ケル、甲冑ヲ甲フ兵三千餘騎、重梶一枚楯人夫七千餘人ニ持セテ、ヒタスラ合戰ノ體ニ出立テ、態ト白晝ニ京へ入ケレバ、目ヲ驚ス有樣也、

〔太平記 十七〕隆資卿自八幡被寄事

高武癜守師直ガ五百餘騎被射立テ引退ク、敵彌勝ニ乘テ、持楯ヒシギ楯ヲ突寄々々、カヅキ入テ

以用爲名

攻ケル程ニ、坤ノ角ナル、出屏ノ上ノ高櫓一ツ、念ナク被ニ攻破ニテ燒ケリ、

〔さゝごおちのさうし〕ともものぶは御らんじて、つ。の。だ。て。は。こ。だ。て。ゑ。な。い。だ。て。もつたて、かいだてを、とりのはがひにつきゑぼり、たんだせめよとげぢし給ふ、

〔武家事記五十二武器〕楯　大楯櫓曰ハ持盾、車楯ト云、ツルヲ釣盾ト云、曰皮笆屏風笆、

〔藤堂高虎傳記拔書〕高虎公十一月四日より仕寄被成候、○中略次第々々、堀ぎは迄竹把を付寄申候、竹把の通ひ道、城中より見へ不申候樣に、大楯を引返々々立申候、むくの木の厚板に、鐵の板を打、車を仕掛け、如此大楯は公儀より渡る、

〔倭名類聚抄十三調度〕歩楯　釋名云、狹而長曰歩楯、和名天太天、歩兵所持也、

〔扶桑略記二十五朱雀〕天慶三年二月十四日、將門○平氏忘風飛之歩、失梨老之術、即中貞盛○平氏之矢落馬、○中略擒得雜物、手楯○手楯原作平楯、今據一本改、三百枚、

〔源平盛衰記三十七〕景高景時入城幷景時秀句事
梶原○中略足輕四五十人ニ腹卷著セ、手楯ツカセテ、エイ聲出シテ、逆茂木ヲ引ノク、

〔謠曲源太夫〕禮盤を手楯に取つて、二尺五寸の小犬刀を拔いて、

〔平家物語四〕きをほが事
爰に三位入道○源賴政のとし比のさぶらひに、わたなべの源三競のたき口といふものあり、○中略とねりをとこに持だ。て。わきばさませ、○下略

〔太平記三〕笠置軍事附陶山小見山夜討事
晩景ニ成ケレバ、寄手彌重テ、持楯ヲツキヨセツキヨセ、木戸口ノ邊マデ攻タリケル、

〔鎌倉大草紙〕應永二十三年十月十日、國清寺に押寄ける、○中略敵は持楯をつき寄、武士と大衆と入代入代、火を懸て責しかば、○下略

〔備前文明亂記〕城〇福岡城中ノ陣屋燒出タリ、〇中略上下四五萬人モアルラント思フ軍勢、堀ヲ埋寄、持楯階楯カツギツレ、ヲメキ叫ンデ身命ヲ捨テ責ケレバ、〇下略

〔大友記〕豐州勢高城ヲ責事附耳川合戰之事

カクテ評定コト破レシカバ諸勢同時ニ押ヨセ、持楯カイダテツキヨセツキヨセ、貝ガ子ヲナラシ、數日ヒマナクゾセメニケル、

〔房總治亂記〕城〇萬喜城兵夢ニモ是ヲ知ラズ、夜既ニ明方ニ成テ、敵寄來ルトテ騷動ス、土岐賴春矢倉ニ騰テコレヲ見レバ、細川一ツ隔テ持楯搔楯ヲツキナラベ、矢炮ヲ飛シテ、一旦ニ攻破ラントス、

〔朝鮮征伐記〕三攻落晉州城事

諸大將達われも〳〵と竹束、升陛、熊手、持楯を用意し、〇下略

〔平治物語〕二義朝寄六波羅事

去程ニ六波羅ニハ五條ノ橋ヲ毀寄、搔楯ニ搔テ待、

〔長門本平家物語〕九三浦人々小坪合戰事

サル程ニアブズリニ引上テ、カイダテカイテ待ツル三浦別當ヨシズミ、スヾニ合戰ハジマルト見テ、小坪坂ヲオタレバセニオシヨス、

〔源平盛衰記〕二額打論附山僧燒清水寺幷會稽山事

興福寺末寺ナレバ、清水寺ヲ燒拂ハントテ下ルト云ケレバ、清水法師老少ヲイハズ騷アヘリ、俄事ニテハアリ、物具ノ有モ無モイハズ、二手ニ分テ相待ケリ、〇中略一手ハ山井ノ谷ノ懸橋引落シテ、西ノ大門ニ垣楯カキ、食堂、廻廊、木戸口マデ、一千餘騎ニハ過ザリケリ、

〔承久軍物語〕四四ばんに、廿人連たる兵はしげたをわたりて、搔楯のきはまでせめよせたり、かたきさしつめ引つめいけれども、物ともせず、その中に熊谷平内左衛門、久目のさこん、岩瀨のさこ

ん、同五郎兵衞、肥塚平太郎、よしみの十郎、しそくの小次郎、廣田小次郎たちをぬいて、三のかいだてを切やぶつて、しころをかたぶけ、責寄するを見て、山法し一たゝかひもせず、さつと引てのきにける、

〔太平記十四〕將軍御進發大渡山崎等合戰事

又此軍散ジテ後、橋ノ上ナル櫓ヨリ、武者一人矢間ノ板ヲ推開テ、○中略況ヤ此橋ハ、カイ楯ノ料ニ所々板ヲ弛テ候ヘ共、人ノ渡リ得ヌ程ノ事ハアルマジキニテ候、

〔長祿記〕若江城ニモ義就籠リ給テ、天下ニ聞ユル將者相具シ、四方ハ深田也、口二ツニ拵ヘテ、處々ヲ堀切リ、掻楯、箭藏、木戸、逆茂木思ノ儘ニ拵ヘテ、今一日モ疾々寄セヨカシト待給、

〔富樫記〕凡高尾ノ城ノ有樣、○中略迫々矢倉ヲ颺、所々ニ垣楯ヲ掻ゲ、○下略

〔播州征伐記〕築地高一丈餘、上二重塀入、石、摸雁、昇楯高結、重々築柵、川面伏蛇籠、打築杭、掻揵、

〔總見院殿追善記〕時日を移さず、河屋が城をとり卷、彼城主敵軍の威をみて、毛利家の援兵を待ず、掻楯をおろし、甲を脱て降參を致の條、命を扶て追北す、

〔梅松論上〕京方宇治の討手の大將義貞、橋の中二間引て、櫓掻楯を上て相支けり、

〔應永記〕城○堺城中ニモ五千餘騎大皷ヲ擊テ、矢藏掻楯ヲ扣テ鬨ヲゾ合セケル、

〔八島雙紙武家名目抄雜四ノ一所引〕こまを引よせ引よせ、ひた〱とうち乘て、一まいはぎのわたりだてを馬のかしらにつきかざし、七百餘騎がむれたか松へ一度にさつとかけあげたり、

〔なかをおちのさうし〕たいしやうよしたか、○中略そうぢんをかけまはし、げぢし給ふやうは、一まいはぎのわたしだてをまつかうにつきかざし、おもてもふらでせめのぼれ、壁ぎはにもなるならば、楯をばすてゝしこるべし、

〔應仁私記〕於武具甲冑、手楯、鑓楯、疊楯、馬楯、○中略懸調、夫丸無退堀程、隨器量見斗配分可被荷持者也、

用法　以楯爲攻守用

〔松隣夜話 下〕斯テ謙信公諸手ニ仰セ、雜人ヲ出シ、近郷ノ在家ヲコボチ寄、縲楯ヲ作リ、弓鐵炮ヲ防ギ、縲寄ニシテ兩日ニ責落去ル、

〔古事記 中神武〕擊兄師木弟師木之時、御軍暫疲、爾歌曰、多々那米弖伊那佐能夜麻能、〇下略

〔古事記傳 十九〕多々那米弖は、楯並而なり、成務天皇の御陵、多他那美を書紀に盾列と書て、此を云多多那美とあり、是此と同意の地名なり、但那米は、人のこれを並ぶるを云言、那美は其並びたるを云言なり、又楯を多々と云は、楯を伊那、酒なび佐加、船を布那と云など同格なり、

〔萬葉集 十七〕讃三香原新都歌一首并短謌〇中略
楯並而、伊豆美乃河波乃、水緒多要受、都可倍麻都良牟、大宮所、

〔日本書紀 三神武〕戊午年二月丁未、皇師遂東、〇中略四月甲辰、却至草香津、植楯而爲雄誥、〇註略因改號其津曰盾津、

〔日本書紀 二十八天武〕元年七月壬辰、將軍吹負、屯于乃樂山上、時荒田尾直赤麻呂啓將軍曰、古京是本營處也、宜固守、將軍從之、則遣赤麻呂忌部首子人、令戍古京、於是赤麻呂等詣古京、而解取道路橋板作楯、堅於京邊衢以守之、

〔扶桑略記 二十二字多〕寛平六年九月五日、對馬島司言、新羅賊徒船四十五艘到著之由、太宰府同九日進上飛驛使、同十七日記曰、〇中略豐國春竹率弱軍四十人、度賊前、凶賊見之、各鋭兵而來、向守善友前、善友立楯令調弩、

〔今昔物語 二十五〕源宛平良文合戰語第三
各五六百人許ノ軍有リ、皆身ヲ弃、命ヲ不顧シテ心ヲ勵マス、間一町許ヲ隔テ、楯ヲ突キ渡シタリ、〇中略然テ其後ニ、各楯ヲ寄セテ、今ハ射組ナムト爲ル程ニ、〇下略

〔平家物語 十一〕弓ながしの事

あく七兵ゑうたすなものども、かげきようたすなつゝけやとて、二百餘人なぎさにあがり、たてをめんどりばにつきならべ、源氏こゝをよせよやとぞまねきける、

〔太平記十五〕正月二十七日合戰事
楠木ハ元來勇氣無雙ノ上、智謀第一也ケレバ、一枚楯ノ輕々トシタルヲ、五六百帖ハガセテ、板ノ端ニ懸金ト壺トヲ打テ、敵ノ驅ントスル時ハ、此楯ノ懸金ヲ懸、城ノ掻楯ノ如ク、一二町ガ程ニツキ幷ベテ、透間ヨリ散々ニ射サセ、○下略

〔明德記上〕三百餘騎ノ兵共、一度ニハラリト下立テ、楯ヲ一面ニツキ並、射手ノ兵三百餘人、兩ノ手崎ニ進セテ、○中略ヒタ甲三百騎計リ下立テ、南面ニ楯ヲ間バラニツキナシテ、其アヒ〳〵ニ切前ヲ並テ、シヅマリ返ツテ磬ヘタリ、

〔松隣夜話下〕其頃信長工夫ヲ以テ、加賀松任ノ城主長○筑前ト云、剛强ノ武士ニ種々追從ヲシ、味方ニ付テ、此者ガ肝イリヲ以テ、越中ノ神保治部ヲヌサ婿ニ取、兩人ニツクロヲ飼ヒ、謙信ニ楯ヲツカセ、越後ノ手當ニ仕置、

〔太平記十一〕筑紫合戰事
長岡○六郎無力少貳入道○貞經ガ子息筑後新少貳○頼尚ガ許ニ行向云入テ、サリゲナキ樣ニテ、彼方此方ヲ見ルニ、只今打立ンズル形勢ニテ、楯ヲ矯セ、鏃ヲ礪最中也、

〔太平記三十二〕神南合戰事
山名右衞門佐師氏○中略日來ノ議ヲ翻シテ、八幡ニ扣ヘタル南方ノ勢ト一ニ成テ、先神南ノ宿ニ打寄リ、楯ノ板ヲシメシ、馬ノ腹帶ヲ堅メテ、二ノ尾ヨリアゲタリ、

〔太平記三十四〕龍泉寺城軍事
陣々ニ聚リ居タル大勢共、スハヤ桔梗一揆ガ龍泉ヘ寄テ責ケルハ、但シ輙タハヨモ責落サジ、楯

ノ板シメセ、射手ヲ先立ヨト、最懸ガズ打立テ、〇下略

〔太平記三〕赤坂城軍事

今度ハ質ヲ替テ可責トテ、面々ニ持楯ヲハガセ、其面ニイタメ皮ヲ當テ、輒ク被討ヌ樣ニ拵テ、

〔太平記二十二〕畑六郎左衛門事

上木〇家光口惜事ニ思テ、二月二十七日ノ早旦ニ、己ガ一族二百餘人、俄ニ物具ヒシ〳〵ト堅メ、大竹ヲヒシイテ一〇ヒシイテ本作二割テ楯ノ面ニ當、カヅキ連テゾ責タリケル、

〔太平記七〕船上合戰事

名和又太郎長年、舍弟太郎左衛門尉長重、小次郎長生ガ射手ヲ左右ニ進メテ、散々ニ射サセ、敵ノ楯ノ端ノユルグ所ヲ、得タリヤ賢シト、ヌキツレテ打テカヽル、

〔應永記〕十一月廿九日卯ノ時ヨリ押寄セ、御方三萬餘騎、楯ノ板簸ヲ控テ、一度ニ鬨ヲ作ケレバ、

〔日本書紀十四雄略〕十八年八月戊申、遣物部菟代宿禰、物部目連、以伐伊勢朝日郎、〇中略於是物部目連自執大刀、使筑紫聞物部大斧手執楯、叱於軍中倶進、朝日郎乃遙見、而射穿大斧手楯二重甲、幷入身肉一寸、大斧手以楯翳物部目連、目連卽獲朝日郎斬之、

〔結城戰場物語〕奥州勢秋田、古堀、伊達、玄のぶ、あい河、黑川〓がまたうをさきとして、〇中略たてをかざしてかぶと、し、四方八方一面に、天地をうごかしせめければ、〇下略

〔應仁記二〕蓮池合戰事

諸軍尤ト同ジテ、楯ヲ眞向ニ指弃、敵ノ虎口ヘ突カケテ、一二百帖ノ楯ヲ捨テ、鑓ヲ入ケレバ、〇下略

〔古今著聞集九武勇〕伊豫守源賴義朝臣貞任宗任をせむる間、陸奥に十二年の春秋を送けり、〇中略衣河の館、岸高く川有ければ、楯をいたゞきて甲にかさね、筏をくみて責戰に、〇下略

〔源平盛衰記三十七〕景高景時入城幷景時秀句事

大將軍〇範頼ノタマヒケルハ、是ハ大事ノ城戸ノ口、上ニハ高櫓ニ、四國九國ノ精兵ドモヲ集メオキタルナルゾ、過スナ、楯ヲ重テ、馬ニ鎧ヲ著スベシ、

〔富樫記〕爰ニ石黒孫左衛門尉申、日比荒言、此本ニ去來面々欲決勝負、各楯ヲ投懸ケ投懸ケ切懸ル、

〔梅松論下〕廿四日の夜、東寺において合戦の評定まち／＼なり、或議云、皆歩行立に成て、楯をかづき、堀鹿垣を引破て、責落すべしと申ける處に、〇下略

〔將門記〕敵見之、如垣築楯、如切攻向矣、將門未到、先寄歩兵、略令合戦、且射取人馬八十餘人也、彼介大驚怖、皆挽楯逃還、

〔扶桑略記三十白河〕永保元年四月廿八日辰剋、叡山大衆引率數千軍兵、來向於三井寺、爰三井寺大衆且率數千隨兵、各張其陣、防征欲戦、漸及晩景、山上大衆引楯逃去、

〔相州兵亂記一〕持氏鎌倉へ歸玉フ事

芳傳〇長尾馬ヨリ下リ、イヤ／＼是迄參ル事別ノ義ニアラズ、讒臣憲直、直兼ガ申處ヲ御承引候テ、故ナク憲實ヲ亡サントノ御企、已ニアラハレサセ玉ヘバ、身ノ不誤處ヲ申開、讒者ノ張本ヲ給テ、後人ノ惡習ヲ懲サンガ爲ニテ候トテ、楯ヲフセテ畏ル、

以楯代坐具

〔古今著聞集六管絃歌舞〕義光〇源新羅三郎時秋〇豐原が思ふ所をさとりて、のどかにうちよりて、馬よりおりぬ、人を遠くのけて、柴をきり拂ひて、楯二枚を敷て、一枚には我身座し、一枚には時秋をすゑけり、

以楯載屍

〔應仁記一〕御靈合戦事

中ニモ哀覺エシハ、十三四計ノ小兒ノ、ウスゲセウニ、カヲ黒ナルガ、花ヤカナル具足ニ、袴ノソバ高クアゲ、金作ノ小太刀抜テ、軍兵共ノ先ニ進ミ、政長ノ御方ニ志アラン人出合玉ヘ、打物シテミセ申サント、名乘カケ出ル所ヲ、藪ノ中ヨリ射ル矢ニ胸板ヲ射通サレ伏タリケレバ、郎等ト覺シ

キモノ、空キ死骸ヲ楯ニノセテ歸ケル、

以物代楯

〔太平記十五〕建武二年正月十六日合戰事
脇屋右衛門佐、○義助 堀口美濃守、○貞滿 大舘左馬助、○氏明 結城上野入道○宗廣 以下三千餘騎ニテ向タリケルガ、其中ヨリ逸物ノ射手六百餘人ヲ勝テ、馬ヨリ下シ、小松ノ陰ヲ木楯ニ取テ、指攻引攻散散ニゾ射サセタリケル、

〔御撰大坂記十〕何とて御責なき先に左樣成不行義仕候哉、總人數をば皆引入、幸天滿に材木澤山に有之由、それを鐵炮だてに仕、鐵炮の者斗を立置候へと、何れも大名共へ日向守○水野勝成 懸に可申渡旨被仰出、

以楯整隊伍

〔令義解五軍防〕凡行軍謂行軍之所、錄事以上也、敍勳定簿、每隊以先鋒者爲第一、謂文云、每隊、即知有百隊者、亦有百先鋒、鋒者兵端也、其次爲第二、謂假令陣列之法、一隊十楯、五楯列前、五楯列後、隊別兵五人、即以前列二十五人、爲先鋒、後列廿五人爲次鋒之類、凡未戰之前、預定先次鋒、故申簿之日、亦據之爲次也、

以楯備儀仗

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、○中略 妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、○中略 饒速日命帥內物部造備矛盾、○中略 然後物部乃立矛盾、大伴來目、建仗開門、令朝四方之國、以觀天位之貴、

〔日本書紀二十二推古〕十一年十一月、是月皇太子請于天皇、以作大楯及靫、

〔日本書紀通證二十七推古〕蓋是儀衞之器也

〔日本書紀三十持統〕四年正月戊寅朔、物部麻呂朝臣、樹大盾、○中略 皇后卽天皇位、

〔續日本紀一文武〕二年十一月己卯、大嘗、直廣肆榎井朝臣倭麻呂、竪大楯、直廣肆大伴宿禰手拍竪楯桙、

〔令義解五宮衞〕凡鹵簿內、不得横入、謂鹵簿者、鹵、楯也、簿、文簿也、言簿列楯以爲部隊也、横入者、謂障以横入也、其監仗官、謂本衞之監仗者也、撿校者、得去來、

〔令義解九喪葬〕凡親王一品、方相轜車謂方相者、蒙熊皮、黄金四目、玄衣、朱裳、執戈、揚楯、所以導轜車者也、轜車葬車也、各一具、○中略 楯謂所以自扞禦者也七枚、○中略 二品、○中略 三品、四品、○中略 楯鉦、及發喪日、並准一品、諸臣一位、及左右大臣、皆准二品、二位及

大納言、准三品、唯除楯車、○中略太政大臣、○中略楯九枚、

〔續日本紀十五聖武〕天平十六年二月甲寅、運恭仁宮高御座并大楯於難波宮、　三月甲戌、石上榎井二氏樹大楯、槍於難波宮中外門、

〔續日本紀考證六聖武〕二月、運恭仁宮高御座并大楯於難波宮、至是樹大楯槍焉、蓋擬遷都也、

〔續日本紀十六聖武〕天平十七年正月己未朔、廢朝、乍遷新京、伐山開地、以造宮室、垣墻未成、繞以帷帳、令兵部卿從四位上大伴宿禰牛養、衞門督從四位下佐伯宿禰常人樹大楯槍、石上榎井二氏、倉卒不及追集、故令二人爲之、　五月戊辰、是日、行幸平城、　六月庚子、是日、樹宮門之大楯、

〔續日本紀考證六聖武〕中島氏曰、樹宮門大楯者、是乃以平城定爲皇都也、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆三年十一月戊申、天皇移幸長岡宮、　四年正月丁酉朔、天皇御大極殿受朝、其儀如常、石上榎井二氏、各竪桙楯焉、

〔延喜式二十八隼人〕凡元日卽位、及蕃客入朝等儀、○中略大衣二人、番上隼人廿人、今來隼人廿人、白丁隼人一百三十二人、○中略執楯槍、並坐胡床、

凡威儀所須、○中略楯一百八十枚、枚別長五尺、廣一尺八寸、厚一寸、頭編著馬髪、以赤白土墨畫鉤形、

〔延喜式四十五左右近衞〕凡威儀及行幸所須器仗者、收於府庫、臨時出用、但甲楯不在此限、餘府准此、

凡車駕巡行應須甲楯者、預前申奏、請受兵庫、其數臨時聽勅、餘府准此、

〔延喜式四十九左右兵庫〕建大門楯六枚、戟十二竿、若有破損者、待衞門府移、寮卽修理、其料物隨損多少請受、

以楯爲舞具

〔令集解四職員〕治部省　雅樂寮(中略)大屬尾張淨足説、今有寮儛曲等如左、(中略)楯臥舞十人、五人土師宿禰等、五人文忌寸等、右著甲并持刀楯、(中略)蘇理舞六人、二人持刀楯、儛四人持桙、

〔仁智要錄六平調〕倍臚　今世先横笛吹林邑亂聲之間、左右舞人各八人、走出於桙前相向合楯了、昇舞臺、更還降於初所、又合楯、還走昇了、列立之後吹止、

以楯爲記識

〔日本書紀 七成務〕五年九月、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛、以爲表、

〔日本書紀 二十七天智〕三年二月丁亥、天皇命大皇弟、宣增換冠位階名、及氏上、民部、家部等事、〇中略其伴造等之氏上、賜干楯弓矢、

以楯爲神幣

〔古語拾遺〕天照大神赫怒、入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、〇中略令手置帆負、彥狹知二神、〇中略而造瑞殿、〇中略註象作御笠及矛盾、

〔日本書紀 二神代〕一書曰、〇中略高皇產靈尊乃還遣二神、〇武甕槌神、經津主神、勅大己貴神曰、〇中略汝應住天日隅宮者、〇中略又供造百八十縫之白楯、〇天神所賜大己貴神也、

〔出雲風土記 楯縫郡〕所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量、〇恐百千之誤千尋栲繩持而、百結々、八十結々下而、此天御量持而、所造天下大神〇大國主神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而、天降下給之、爾時退下來坐而、大神宮御裝束楯造始給所是也、仍至今楯桙造而、奉於皇神等、故云楯縫、

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、〇中略妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、〇中略令天富命、率齋部諸氏、作種々神寶鏡玉矛盾木綿麻等、

雜載

〔儀式 九〕三月一日於皷吹司試生等儀〇中略塞陣東極町、大路南北、相夾各立楯一面、〇楯預一人、〇中略退西一許丈立楯領標、〇用角師一人、將軍亦同

〔源平盛衰記 二十〕八牧夜討事

加藤次申ケルハ、殿原ハ宵ヨリ軍ニ勞レタルラン、休給ヘ、景廉アラ手也、一アテアテヽ見ベシ、スタヤカナラン楯ツキヲ一人タビ候ヘ、其外楯二三枚楯ニ渡サントテ、取集メテ、〇中略北條ガ雜色ニ源藤次ト云男ニ楯ヲツカセテ歩立ニナリ、〇中略櫓ノ下ニタヽズミタリ、

〔內外兩宮兵亂記〕宇治方ニモ法師武者宗本、並ニ野臥一人、楯突一人討ル、

附　竹束

名稱

竹束ハタケタバト云フ、或ハ竹把ニ作ル、銃砲ヲ防グノ具ニシテ、竹幹ヲ束ネテ之ヲ作ル、舊説ニ、武田信玄ノ家臣米倉丹後ノ創造スル所ニシテ、天文二十一年ニ起ルト爲セドモ、三河物語ニ、天文十九年案祥ノ戰ニ之ヲ使用セシ事ヲ載セタレバ、此ヨリ前ニ起リシナルベシ、

起原

〔書言字考節用集器財七〕竹把タケタバ攻城具、事見甲陽軍鑑天文廿一年譜、同竹束

〔倭訓栞中編十三多〕たけたば　竹束と書り、鐵炮を防ぐ器也、武田家より起るともいへり、圖書に竹牌と見えたり、　五代史死節傳に、周世宗東巨竹數十萬竿、上施版屋、號爲竹龍、載甲士以攻之、

〔三河物語二〕小豆坂之合戰之明の年〇天文十九年、中略、案祥之城に者、小田之三郎五郎殿ウツラセ給ヒ而御處に、四方寄責而、鐘太鼓ヲ鳴、四方寄矢鐵炮ヲハナシ、天地ヲ響鯨聲ヲ上、モッタテ、カキ立、セキロヲアゲ、矢藏ヲ上、竹タバヲ付而、晝夜時之間モユダン無、荒手ヲ入歸々々、責入者、〇下略

〔甲陽軍鑑品三十二十下〕天文廿一年壬子に、信州かりやはらの城を信玄公せめ取給ふ時、甘利左衛門尉、より口にて竹をたばね持てたて置、城ぎはへより、跡をくづしては、くりよりに仕り、甘利家中よきはたらき諸手にすぐれ候て、此城をせめおとす事、悉皆米倉丹後武略の故如此、今度松山におひても、米倉丹後を武田の諸人まね、竹計にもかぎらず、杭柱までからげあつめ、武田の諸勢是を竹たばと名付て、〇下略

〔相州兵亂記四〕松山合戰之事

サラバ手ダテヲ改テ責ベシト、金鑿ヲ集メ、城中ヘホリ入ル程、城ノ兵共鐵炮ヲソロヘテ、カネホリドモヲ打殺ス、上ヨリミオロシ打ケルホド、金ホリ多死ニケレバ、ヨセテ工夫ヲ廻ラシ、竹ヲ結集メ、ソレヲタテニシテ、タケタバト名ヅケ、堀ケル程ドニ、ヤグラ二ツ堀クヅス、

種類

〔和漢三才圖會二十兵器〕按竹立牌、〇中略高七尺、横一丈許、而穿小孔、令炮弓巧手在其陰、進退任意、今謂牛竹束是也、〇中略有車竹束、如車楯、有植竹束、立柱嵌杭編竹、以避矢石、然不便于進退、

用法

〔見聞雜錄（武家名目抄雜五所引）〕米倉丹後守先年（天文十一年）ニ信州刈屋原之城責落したるは、莚俵竹をあつめ、楯にいたし、責落して後、甲州にて竹束と名付、何城責にも殊の外仕寄付よし、此度松山の城にても、甲州之責口竹束を澤山拵へ、仕寄を付る故、城内之弓鐵炮皆空矢空玉に成て、敵筆不痛云々、殊更米倉丹後守が仕出したる竹束は、眞に竹を入て藁ごもにて束ねたる物也しが、中卷伊勢馬場に談じて、莚壹枚の跡先へ竹を卷て、くる〳〵とたゝみ、敵陣矢比へ成と、是を矢表へ引張近寄しかば、馬場が備に計、鐵炮の玉を受たる物少し、

〔三河物語（三）〕信玄はきゝ及たる野田は是にて有か、其儀ならば、とふりがけにふみちらせと仰あつて、押寄給へば、打立て、あたりへもよせ不付、さらばとて、竹たばを付、もつたて、かめのかうにて、信中夜ゆだんなく、かねたいこを打て、夜もすがらせめけれ共、（○下略）

〔當代記〕天正二年五月朔日、武田四郎（○勝賴）長篠を取詰、竹束ヲ以仕寄、所々ヨリ金鑿ヲ入、不分晝夜責之、

〔播州征伐記〕然間秀吉集國之士卒、寄來三木城際、放火隣里、自其爲押寄野口長井四郎左衞門搆城、待儲自櫓上塀挾間射出鏃鐵炮、如雨如雹、雖然少不引退、或石俵、或竹手把等築土堤、上井樓、

〔別所長治記〕神吉ノ城攻

東國勢討シラマサレ、少シ堀際ヲ押クツログル處ニ、寄手諸大將ノ下知トシテ、足輕ドモヲ方々ヘ遣ハシ、竹木ヲ切寄セ、能ホドニタバネ、各押立々々、大手ノ城戸口マデ責寄ル、其比マデ中國ニ竹把ト云事ナカリシカバ、不思議ノ手ダテカナト、案ニ相違シテ、城中色メキ立シカバ、（○下略）

〔柴田退治記〕秀吉自身寄馬、見敵之働、以短兵引拂亂杭逆茂木、打破山下、卽其地結返柵、重竹手把、以材木樊之、止敵之通路、

〔豐鑑（二袖露）〕それよりみねの城を責給ふ、此處は城の構よく、兵も多かりければ、安くは落さるまじ

きと計て、竹たばなど云たてを拵、城に近づきけり、

〔蒲生氏鄕記〕氏鄕ハ其日竹タバヲ用意シ、夜中ニ仕寄、竹タバヲ被付、故ニ手負一人モ無之、雨人衆〇堀尾吉晴、井伊直政、又寄ラルニ、竹タバナケレバ、手負數多有之、

〔懲毖錄三〕州城本四面據㡽、壬辰移東面、下就平地、至是賊立飛樓八座、俯瞰城中、刈城外竹林、作大束、環列自蔽、以防矢石、從其內發鳥銃如雨、

〔續武將感狀記〕秀詮〇小早川ノ先鋒、松野主馬、平岡石見、祿各一萬石、大津〇伏見ノ誤ノ城攻ニ、主馬ガ仕寄ノ竹把ヲ城中ヨリ火箭ヲ以燒タリ、其場所ヲ退テ竹把ヲ付ナバ宜カラント、坂崎出雲申候ヲ、村上三右衞門燒跡ヲ、竹把ヲ不付シテ退ト云コト不可有トテ、主馬ト相談シ、竹把ノ上ニ壁下地ヲ結ヒ、外ヘ出ルコト斟酌ナル者ハ、內ニテ土ヲ揑ラレヨ、外ヘ可出者ハ、壁下地ヲ結ヘト下知シケルニ、主馬組ヨリハ人出テ壁下地ヲ結フ、此外歷々ノ士皆土ヲ揑タリ、主馬士ヲ塗タラン者ハ、中間凡下タリトモ侍ニ爲サント下知シケレバ、中間足輕八九人出テ壁ヲ塗ル、依之其後竹把モ不燒、

〔松原自休手錄上〕古田兵部〇重勝モ從東國歸テ入松坂ノ城、雖然敵未寄來、依之制微勢、侍十餘輩交輕卒、津城南ノ口ヲ持ツ、〇中略廿五日ヨリ以竹束攻寄、

〔會津陣物語二〕一揆勢圍越後國三條城事附溝口宣勝村上義明後卷之事

三條城ヲ七重八重ニ取卷テ、竹束ヲ付、セイロウヲ上ゲ、大筒ニテ取寄セ、〇下略

〔懷中記〕寬永十四丁丑年十一月廿九日、一揆黨一萬二千、持楯竹手把、攻富岡城、二丸迄攻込、城兵捨身命、以火矢鐵炮禦防、

〔黑田續家譜二〕島原陣

一忠之〇黑田の人數城下に著て、竹を多く切、竹束をこしらい、仕寄を付、木戸口を四ヶ所に開て、後

には漸々に城に近付ける、

名稱

幕

幕ハマクト云フ、布又ハ絹ヲ用キ、乳ヲ作リ綱ヲ貫キ串ヲ立テ、以テ張ルナリ、其幕ニハ多ク紋ヲ畫キテ標幟トス、幕ハ其用廣シ、今軍陣ニ於テ用キル者ノミヲ載ス、

〔倭名類聚抄十四屏障具〕幕 唐式云、衞尉等、六幅幕、八幅幕、音莫、和名萬玖、

〔段注説文解字七下巾〕幕帷在上曰幕、周禮注曰、在上曰幕、幕或在地、展陳於上、疏云、聘禮布幕官陳幣、史展幣、皆於幕下、又賓入境、至館、皆展幕上、是幕在地展陳於上也、按大徐本此下有覆食案亦曰幕六字、蓋淺人所增、从巾莫聲、幕各切五部、按周禮有幄帟字、鄭云、四合象宮室曰幄、王所居之帳也、帟王在幕若幄中坐上承塵、皆以繒爲之、許無幄字者、木部有握、本巾車帟則蓋段亦爲之、亦之言覆也、其皆周禮故書與、

〔日本書紀十七繼體〕九年四月、物部連於帶沙江停住六日、伴跛興師往伐、逼脱衣裳、劫掠所齎、盡燒帷幕、物部連等怖畏逃遁、僅存身命、泊汶慕羅、

〔本朝軍器考十一帷幕〕倭名抄ニ、屏障具ノ下、帷ハ加太比良、幕ハ萬玖、帟ハ比良波利、幄ハ阿計波利、幔ハ本朝式ノ斑幔ヲ引テ萬多良萬久、幌ハ止波利、帳ハ此間音長ト注シタリ、此等ノモノ多ケレドモ、陣營ニ用フル所ハ帷幕ノ二ツニ過ズ、

〔羅山文集六十二雜著〕旌旗附幕中略 ○ 夫幕者何也、黄帝習用干戈、誅蚩尤於涿鹿、遂邑其阿、然遷徙無常處、以卒兵爲營衞、後世代之以帷幕、兵法曰、軍幕未辯、將不言倦、故稱大將所在爲幕府者、雖有莫大之説、而實取諸軍幕之義也、高祖曰、運籌帷幄之中、決勝千里之外、吾不如子房也、先是楚子有中權之法、則計策者坐在軍中央、亦可見矣、或曰、本朝幕之製度表二十八宿如何、曰、吾雖未詳其眞僞、然陣法既以星配之、漢二十八將以應二十八宿、則軍幕亦宜然、夫幕張于軍旅、衞于將帥、雖取法於星

製作

位、又何妨哉、古人制一器造一物、必有所法、豈啻幕而已哉、本朝中古之禮式器械、大抵習漢唐之儀、而其間少用國様、蓋隨時隨俗所沿革、亦可知也、

〔兵具雜記〕一幕之長サ三丈六尺、(三十六キンヲ表ス)二丈八尺、(廿八宿ヲ表ス)三丈一尺、(三十日ヲ表ス)何も金の物さしなり、

〔甲陽軍鑑〕(十六 品第四十四)此幕仕立べきと思はゞ、吉日良辰を撰べし、金剛奎日壬癸日を用よ、又可忌日は甲乙庚辛日、辰午申酉戌日を除くべし、又我衰日六害の日を用ことなかれ、六害の日は(正ハ巳、二ハ辰、三ハ卯、四ハ寅、五ハ丑、六ハ子、七ハ戌、八ハ亥、九ハ酉、十ハ申、十一ハ未、十二ハ午、) 幕乳中へ入事 臨兵鬪者皆陣烈在前、怨敵消滅惡魔降伏怨敵消滅、天地和合皆令滿足、過去現在未來、以此名字假名實名判迄入る也、まづ十文字よりぬいはじむる也、(○中略)・幕仕立時、糸太糸、(六十筋) 例式之糸(六筋に合たる可為太也、長さ例式のごとくなり、○中略)軍陣の時は芝打と云、常のは芝摺といふなり、 みの、上へ紋を出す事は有之、くつといひて下へは不出、但他流には下へ懸もあるよし候也、 横は布はゞ次第、長さは五間間中ある布を尋、目のあき所は不定、もんのあひ〱にあくる、 目いづれも廣さかねの五寸にあくる、(○中略) 幕仕立る時足踏、春は桃の木一尺二寸にきり、うらの方を左へして置こゆるなり、夏は香爐の火を越、秋は金を越、包丁を置、はの方を向へして置也、冬は水、(○中略) 幕仕立る時祝事、靴形の餅を十二きれを一所に置、是を諸神諸菩薩に供ずる也、此分也、又一疊に五きれづゝ、阿彌陀、釋迦、大日、阿閦、藥師とて五きれづゝ、五所に置候へば、廿五きれなり、左様候へば、諸神の餅と三十七きれなり、幕二疊には諸神の餅二十二、幕の餅五十きれ、合七十二きれなり、餅は白餅赤餅取合て供ずるなり、 幕の餅は靴形、正月羹の餅は四方切目也、又饌の上に置は、ひしにきるなり、 幕二疊ながら一疊に打候て、餅を饌又膳同三ッ盃をも五所に饌る也、盃は公饗、不然は足付か、鉋懸か、依時に何成共、幕祝時は飯はなし、餅ばかり也、幕祝の餅同具足餅などは手にてひつきりて不食、其まゝ可食、歯の跡のなきやうに一文字にすきと食なり、

〔兵具雜記〕幔幕仕立事　一此横町〇〇を入るにより幕と云、立斗にては幕とは不レ可レ云、なふれんと云べし、一幔幕ののはゞ何程とは不定、其釣之はゞ十二雙たる物なり、段子其外何にても其人々の位程に用る、一横町より下へ五尺にする、馬のり登尺計あくる也、物見と云事はなし、總てふせぬいたるべし、一乳の數は十二なり、立はゞ長不定、付て能程に可レ調、ともの地を同物にてするなり、一紋付候事、上之横町に家々紋五ッ出すなり、下の野にはかけまじきなり、

〔今川大雙紙〕幕の名所〇〇〇、幕はこわふと云物いき出て幕と成る也、然る間のを五色にする也、

〔伊勢備後守貞明覺悟事記〈武家名目抄旗幟五下所引〉〕上の野をばかふりのといふ、又甲のとも云、又其次をば勝のとも云、其次は中野とも云、其次はもん野共云、すそをば沓の、又はまばうちとも云なり、中三のを中といふてもくるしからず、上下をば上をかふりの、下をまばうちといふべきなり、流々在レ之事候間、方向に難レ ずべき事如何、すそをば地に五寸ばかりたまる程に打よく候、幕は四竪五横を表するなり、たそのいとにて男衆一日日中にこしらゆる物なり、口傳有レ之、一幕之野は五ッ、上の野は冠の野と云、天の野共云、中之野は物見ののとも云、紋の野とも云、下の野は踏の野と云、〈芝打とも云、地付野共云、〉布はゞ一尺二寸、十二ヶ月を表す、五野は地水火風空の五體也、

〔塵添壒囊抄〈三〉〕武士ノ幕ノ文ノ中ニ、文字〇〇難レ知多シ、定テ字可レ有歟、〈〇中略〉抑幕〇〇ノ紋ノ事、不レ可レ有二際限一歟、頗ル荒凉ノ至リナレドモ、隨レ見及注レ之、但シ桐、塔等ノ易レ知字ヲバ不レ及レ申ニ、木瓜、輪違、瓜紋、三鱗形、〈文色、子方、〉四目結、鐶〈斷同〉巴、角巴、杏葉、桑穀、〈或楮葉、〉樓欄丸、〈又欄、〉〈併〉中黑、裙紺引兩、筋、菱、澤瀉、松皮菱、輪子、〈又輪違、〉鮫具、〈又鮫具、〉蝶圓、含〈又虛〉直違、傍折敷、團扇、〈又扇數、〉打　唐傘、〈又唐笠、〉帆懸船、茂、〈又瓜、〉酢漿、玳瑁、〈又龜甲、〉

〔本朝軍器考〈十一幕〉〕凡幕ニ紋ツクル事、其始イマダ詳ナラズ、古ノ制ニハ紺布ヲ用フト見エタレバ紋ハアラズ、壒囊抄ヲ見ルニ、武士幕紋ノ字トイフ事アリ、其比マデハ、カヽル同マデモ、猶古ノスガタノコリタリケリ、後代ニ至テコソ、旗ノ紋ナド云フ事ハアレ、昔ハ兵士私ノ旗幟アル事ヲ得

ズ、皆其大將軍ノ用フル所ニシタガフ、(平治物語ニ、平家ハ赤旗赤幟、源氏ハ、大旗、腰小旗、皆オシナベテ白カリケリナド見エシコレナリ、)タヾ其陣ヲワカタンガタメニ、帷幕ニハ各ソノ紋ヲツタ、武士ノ家紋トイフモノ、此事ヨリ始リシカバ、彼抄ニモ武士幕紋トハイヒケリ、紋ツケシヤウモ、今ノ樣ニハアラズ、鎌倉殿ノ幕ハ、泥白ノヨシ見エタレバ、紋ヲバ繪ガヽレズ、足利殿ノ二引輛トイフハ三幅白ノ事也トシルセル物アリ、五幅ノ幕、上中下ノ幅白カランニハ、ノコル所オノヅカラ二引輛ニテアル也、三引輛、又中黑、裾紺ナドイフモ、皆此例ニゾアルベキ、

〔貞丈雜記 武具十一〕後三年の繪に見たる幕四幅也、五幅の幕一ツ見えたり、何れも上の幅二幅は黑く、下の方は白、又は上二幅白、下二幅黑もあり、紋はかりがねを書たるもあり、鳩を向ひ合て書たるもあり、紋の付所は何れも上一幅に紋を書たり、義家の陣御坐所には赤き幔幕也、青白などにてもつかうの地紋あり、(たてもつかう也、染物か織物かなる故、其わかちはなし、)又無紋青白幅交もあり、

〔鎌倉大草紙〕大内殿は憲實の養子になり、上杉山内の系圖を繼ぎ、篠の丸にまひ雀の幕の紋を請て、憲實を御父とて崇敬限りなし、

〔松原自休手錄 下〕最前正宗出勢ノ時、自跡引ニ來夫馬以下、景勝ガ郎從須田大炊追ニ落之、此時正宗ノ竹ノ丸ノ幕ヲ奪ニ取景勝ノ手、

〔會津陣物語 四〕松川合戰政宗攻ニ福島城事幷須田大炊介切ニ取政宗幕事

剩伊達ノ家ノ陣幕九ツ星ノ紋ノ幕、幷家ノ什物紺ノ絹ニ黃ナル糸ニテ法華經廿八品ヲ縫付タル看經幕ヲバ、大炊ガ組、曾田宇平次、中村仙右衞門奪取、

〔兵具雜記〕一物見之數片に九ツ。上に二ツ明るは日月、中三ツ、下四ツ、合七星也、以上九曜星也、

〔伊勢備後守貞明覺悟事記 武家名目抄旗幟五下所引〕物見は上の野二ツ、是は大將の物見なり、中三ツハ臣家の物見なり、下四の物見は、諸軍勢の物見なり、

〔甲陽軍鑑品第四十四〕物見數九ツ、上二ヲ月日ノ物見ト云、廣サ一二寸、中三、下四、巳上七曜ニ表ス、物見ノ廣サ八寸二也、

〔小笠原入道宗賢記〕一まく出入せざる處、月日の物見よりいるに心へあり、又幕の紋の下を出入有べからず、さりながらさやうの用捨あらざる所にては、紋の下なりとも出入有べきなり、

〔蜷川記〕月日の物見夜晝に心得有事、　一心得は幕の紋の下を出入不可有、乍去左樣の用捨不成所にては、紋の下成共出入可有也、

〔弓張記武家名目抄旗幟五下所引〕幕の出入の事、いち上のは物見二ッ有、是を日月の物見といふなり、此ものみのとをりの下より出入すべからず、その二ッの物見のとをりをよけて、眞中のとをり出入すへし、

〔甲陽軍鑑品第四十四〕幕の出入之事　そとへむきやうにあくる也、入時も其ごとく也、本式はひるは日の物見より出て、月の物見より入なり、又夜は月の物見より出て、日の物見より入べきなり、物見よりそとをみるには、月日の物見よりは大將見る間、たゞ人は見まじき也、よの物見より可見、晝は日の物見より見、夜は月の物見よりみるなり、

〔甲陽軍鑑品第四十四〕味方の幕をば打といふなり、中略　目のあき所は不定、もんのあひ〳〵にあくる、目いづれも廣さかねの五寸にあくる、

〔兵具雜記〕一乳之數廿八者廿八宿也、乳長サ一尺二寸、十二時を云、はゞ一寸二分、幕に縫付分一寸宛兩方へ二ッ折ての事なり、餘り五寸或は一寸二分も懸て縫付るなり、中略圖　乳の付る針目なり、下地を能縫付て、上に加樣に針目をみせとぢる也、角四角に糸をとぢ付渡す、

〔岡本記〕總別マクノ手トチトノアヒヨリ、物ヲ見ル事アルベカラズ、

〔甲陽軍鑑品第四十四〕幕ノ手ノ事、例式ハ打交タルベシ、白紺紺也、但地白ノ幕ハ、手イヅレモ白布

種類以形爲名

ヲウツベシ、〇中略

幕ノ手ヲ三色ニスルコトハ、天地人ノ三才也、白ハ天、黒ハ地、青ハ人也、

〔甲陽軍鑑品第四十四十六〕幕ノつな、兩のはしをかねの四分に留、同七分前を白にてと青とにてわなにする也、口傳也、結をゑふし二ツ也、〇中略つなの幕の外出事は、一方へ壹間間中づゝ、兩方へ三間ト可ㇾ覺、

〔應仁私記武家名目抄旗幟五下所引〕於ㇾ武具甲冑幕串、

〔弓張記武家名目抄旗幟五下所引〕幕の打様の事、かた〳〵にくし四あるべし、先左の方よりくしをたて初て、幕を可ㇾ打、上はどれも折くぎにかけべし、

〔幕打様記武家名目抄旗幟五下所引〕幕串の事、大將のは十本也、是は八方天地を表する義也、但長さ八尺、八角にも六角にもするなり、石付をばるなり、かしらより四寸置て折釘を打なり、または十字をも表するなり、

〔軍用記六〕まく串の事　木は勝軍木、又は檜の木也、幕の廣さにくらべて二尺餘ほどにすべし、かぎより上四寸二分、八角にも、丸くも、又四角にもすべし、上はきりこなり、大さ五寸廻りにすべし、土へ入分、先をとがらするなり、くしの内一も二も土へ入分に、鐵をかけてまなばしのごとくする、是にて土にあなをつく爲也、串は黒くぬる也、

〔今川大雙紙〕陣具に付て式法之事　大幕といふは、乳のかず八十一つく也、

〔今昔物語二十五〕平維茂郎等被ㇾ殺語第四

枕上ニ打出ノ太刀置タリ、傍ニ弓胡籙鎧甲ネリ、庭ニ郎等共調度ヲ負テ、所々ニ立廻ツヽ、主ヲ守ル、介ガ臥タル所ニハ、布大幕ヲ二重計引キ廻シタレバ、箭ナド可ㇾ通クモ无シ、

〔義經記四〕賴朝義經に對面の事

以製作爲名

佐殿(〔〕頼朝)御陣と申は、大幕百八十町ひきたりければ、其内は八箇國の大名小名なみゐたり、

〔今川大雙紙〕小幕。。とは内幕也

〔倭名類聚抄十四屏障具〕幔 唐韻云、幔(莫半反)帷幔也、(俗名如字)但本朝式斑幔。。(讀二萬多良萬久)

〔長門本平家物語十一〕使は雜色の新先生といふものなり、口きせたるもの八人ぐしてむかひて、平家の人々のちんを次第にふれまはりけるに、人々のまん。。のまく。。うちあげていられたりけれ共、返事いふ人もなし、

〔倭名類聚抄十四屏障具〕帟 周禮注云、平。張。曰帟、(羊益反、和名比良波利、)

〔長門本平家物語十一〕平家のせいは富士のふもとにひきあがて、ひらばりうちてやすみける、

〔倭名類聚抄十四屏障具〕幌。 唐韻云、幌(胡廣反、上聲之重、和名止波利、)帷幔也、

〔勝圖記武家名目抄旗幟五下所引〕幇。連。トハ佛神ノ御前ニテハ戸帳也、門前ニカクル時ハ幇連也、上ニ横幇ヲ一通ニスベシ、

以用爲名

〔本朝軍器考十一旗幕〕内。幕。トイフ物ハ、十三幅ノ布ヲ用フ、乳付ノ幅ハ横也、竪ニ十二幅ヲツク、竪ノ幅ノ長サ五尺餘リニモ、又横幅ヲ合テ、五尺ニモ、六尺ニモスルトイフ、乳ノ數ハ、十六、十八、廿五、又ハ十七、十五、十二ナド一定ノ説ナシ、紋ヲツクル事、横幅ニ五ツナドイフ也、今ハ糸段ヲモ用フ、又乳付ノ横幅ナキヲバ暖簾ナドイフ也、此等ノ外、舟ニハシラカス幕アリ、

〔新田由良家傳記武家名目抄旗幟五下所引〕御幕三幇、白、内幕は地萌黃、上の横幇に桐、菊、丸の内三葉葵、是は御先祖義貞卿より御代々被成候よしに候、

〔勝圖記武家名目抄旗幟五下所引〕内幕内ノ幇竪ッ長サ五尺也、上横ニ幇ヲ一通スベシ、地ハ十二也、

〔小笠原入道宗賢記〕一條まくの時は、男。。まくの方出入事可然候、是は男幕の方出入ならざる時は、女。。まくの方なりとも出入有べく候、先は男幕の方出入と可心得也、

用法

〔三内口訣〕總別幕ニ四ノ名候哉、平生尋常ノ幕、又軍陣ノ幕、家居之幕、本式ノ幕等候歟、尋常ニ用候幕ハ、家紋等公家武家之差別無ㇾ之候、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年〇建保元年五月四日甲辰、辰剋、將軍家自ニ法華堂ㇾ入ニ御于東御所ㇾ〔尼御臺所御第〕其後於ニ西御門ㇾ〇曳ㇾ幕〇兩日合戰之間、被ㇾ疵軍士等被ㇾ召ニ聚之ㇾ被ㇾ加ニ實撿ㇾ

〔奉公覺悟記〕幕之事　常ははると云べし、敵を見かけてはうつと云べし、船中にてははしらかすと云べし、

〔弓張記〕〔武家名目抄旗幟五下所引〕幕をばうつとも、はしらかすともいふ也、常にはとるとも、又あぐるともいふ、軍陣にかぎりて、とるをば、をさむると云也、

〔蜷川記〕幕の言葉之事　一出陣の時分はると云、責寄候時はうつと云、歸陣の時分引くと云、又舟中にてははしらかす、くわんちやうのだうぢやうなどに而は引きかこむなど、申候、

〔甲陽軍鑑十六品第四十四〕敵の幕をばひきまはひて見えたると申也、味方の幕をば打といふなり、

〔軍用記六〕幕の事　まくの打やうかた〳〵に串四ッ有るべし、先左の方より串を立て初て打べし、うへはいづれもをり釘にかくべし、兩のはしを折釘の上にてゑるし付にむすびて、其餘を下へさげてまとひて留べきとおもふ時は、手繩をくしにわなにしてゑめて、そのわなの所を手繩のはしにて、物をひつときにむすびて置く也、一帖打時も同じ、あぐる時は右の方よりあぐべし、まくを打に右の方の端をば、必外の方へすぢ違に折りまげて打出す也、直に打事は忌む也、何帖つゞけて打つとも、右の端の幕をば打出すべし、まくぐしは内に立つる也、主君御通の道すぢ辻固めする時は、幕串を外に立て、端を内の方へ打入申也、是御通の方を幕の内にする心也、又すぢてまくのすそは、少地にたまるほどに打つべきなり、　幕何帖も打ちつゞくる事、二ッの幕いつぎめを常に著物著る樣に、打ちがへめは半間ほど重べし、

雜載

〔建武年間記〕陣中法條々、陣中幕事、卷上之、不可垂下、

〔武雜記〕一軍道具はあらはぬ事也、殊に幕をば不可洗、新しけれども、大將打死などをすればあらふなり、然る間堅く洗事をいむなり、

〔軍用記六〕幕の事○中略 幕一帖といふは二はりの事也、根本一帖といふは六丈四尺なり、○中略幕を疊む事、常のまくは本末を内ざまへ折入折入疊むべし、出陣の時は、外へ折出し折出したゝむべし、歸陣の時は常のごとし、 まくも唐櫃に入るべし、唐櫃の大さ幕一帖入るほどにつくるべし、まくの大小にしたがふべし、すべてケ様の物は皆唐櫃に入る物也、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事
屏ノ上ヨリ見越セバ、是コソ大將ノ陣ト覺エテ、中黑ノ旗三十餘流山下風ニ吹レテ龍蛇ノ如クニ翻リタル其下ニ、陣屋ヲ雙テ油幕ヲ引、爽ニ粧タル兵二三萬騎、馬ヲ後ニ引立サセテ、一勢々々並居タリ、

〔明德記中〕奧州今ハカウト思ハレケレバ、此ハ通レヌ所也、心靜ニ腹切ベシトテ、油幕ヲゾ引タリケル、

〔續撰淸正記六〕淸正鎧の事
幕は白き布にて、黑き輪の内に桔梗、又は輪の内に墨のすりさしも有、船幕も同前也、

〔小畠景憲家譜武家名目抄旗幟五下所引〕昌盛孫、十郞、又兵衞、豐後守、生國甲州、名字小幡に成申候事、信玄の仰にて上野の小幡上總守に家の幕名字讓り候へとの儀にて、小畠を改、小幡と稱す、

古事類苑

兵事部四十七

旗

指物　馬印　袖印　笠印［幷入］

古事類苑

兵事部四十七

旗

旗ハハタトイフ、用キテ軍陣ノ記標ト爲ス、概ネ布又ハ絹ヲ以テ之ヲ作ル、古ハ手長ノ旗ヲ用キシガ、後ニ乳付ノ旗、縫合ノ旗行ハレ、吹貫、吹流ノ如キ異製ノモノモ出デ來リ、又旗ノ色及ビ紋章等ヲ以テ氏族ヲ別ツノ風起レリ、而シテ出兵ヲ旗ヲ出スト云ヒ、旗ヲ揚グト云フガ如キ亦旗ヲ以テ軍陣ノ標記トスルガ故ナリ、

〔新撰字鏡　方〕旟（以與反、平、旐也、旌也、旗之屬也、勇也、揚也、波太、）　旄（亡高反、平、軍陣之旄、波太、）

〔倭名類聚抄　十三征戰具〕幡　考工記云、幡（音翻、和名波太、）旌旗（二音、精期）之總名也、

〔類聚名義抄　六巾〕幟（昌志反、ハタ、又志二音）　幟（正、標幟、吴音、標目、）　帺（或）　幡（孚寳反、ハタ、タカヒ、幡上幟幡正歟、和ハン、）　幡（正）〔同　九队〕旗（音新、旌也、ハタ、）　旗（俗）　旌旗（或正音精、アラハス、ハタ、）　旆（ハタ）　旄旄（俗正音毛、牛尾俗牛尾、ハタ）　旛（音番、旗旆也、旌旗之總名、ハタ、）

旐旐（正、今音兆旐、ハタ）　旟（音余、ハタ）

〔伊呂波字類抄　波雜物〕旗（ハタ、征戰具也）　旌（亦作旍）　旆　旛（佛具也）　幡　旂（ハタ、音祈、有鈴、諸侯所建也、）　旃（又作旜）

旄（音毛）　旟（音余）　旐　旄（已上同）

〔増補下學集　下二器財〕幢幡（ハタ、二字義同、法場用之、戰場用旌旗也、幢與幡同字也、幢與旛同、）　旌旗（ハタ、二字義同）

〔倭訓栞　前編二十四波〕はた　旗は羽埀の義なるべし

〔本朝軍器考　一旗幟〕凡本朝ノ俗旌旗讀テ波太ト云フコト、波トハ長キ義ナリ、太トハ手也、手ノ長

名所

クカヽリタレバ波太ト云ヘリト、萬葉集註ニハ見エタリ、

〔倭名類聚抄十三征戰具〕幡旗附　唐韻云、旒、音流、和名波太、旌旗之末垂者也、

〔類聚名義抄九〕旗幟二正、音留、ハタ、ハタアシ、

〔源平盛衰記三十五〕粟津合戰事

兼平コヽニテ敵ヲ相防ベシト云テ、旗ヲアゲテ見セケレバ、義仲ガ隨兵共、多ハ北國ノ輩ナレバ、北ヲ指テ落ケルガ、旗ノ足ヲ見テ、五十騎三十騎、コヽカシコヨリ馳集ル、

〔高忠軍陣聞書〕一はたのこしらへ樣の事、〇中略幡三分一すそをばぬうまじきなり、是を幡の足といふなり、

〔武將記武家名目抄旗幟一上所引〕旗ノ脚ヲ手ト云事、大ナル僻ガ事也、

〔承久記上〕一町共旗ノ手ノ靡ヌ所ハ不候、ヒシト續キテ候ガ、〇下略

〔太平記二十九〕小清水合戰事附瑞夢事

藥師寺次郎左衞門公義ハ、〇中略自餘ノ勢ニ紛レジト、絹三幅ヲ長サ五尺ニ縫合セテ、兩方ニ赤キ手ヲ著タル旗ヲゾ差タリケル、

〔明德記上〕諸軍勢ハ打立テ、馬ノ腹帶ヲ堅メ、甲ノ緒ヲシメ、旗ノ手ヲ放シテ、明行天ヲ待タリケル、

〔信長公記六〕其後眞木島へ心懸、南向に旗首を揃、眞木島より出る足輕を追立、〇下略

〔三河物語二〕イヤ〳〵敵者陣は不持御旗先ヲ見而、山成敵方ガ下得ヲロサバ、〇下略

〔吾妻鏡一〕治承四年八月廿三日癸卯、今日寅剋、武衞相率北條殿父子、盛長、茂光、實平以下三百騎、陣于相模國石橋山給、此間以件令旨被付御旗横上、中四郎惟重持之、

〔梅松論下〕少貳賴尙は旗の横紙にあやゐがさを付たり、是は御眷屬御靈影向有て、蟬口に御座ゆへに、昔より當家の庭訓なり、

旗具

〔本朝軍器考 一旗幟〕或ハ二幅或ハ三幅ノ帛ヲ用ヒテ作ル、〇中略 註横上トテ横ニ紙ヲセルトモ其幅ヲ張ルベキ板横タヘテ、下ノ方ヲバ其幅ヲ縫合セズ燕尾トナシ、横上ノ所ヲ竿ノ蟬口ニ結ツケテ、蟬本トモ下シ垂タル也、

〔太平記 三十三〕菊池合戰事

菊池能ト小貳ヲ爲レ令レ恥、金銀ニテ月日ヲ打テ著タル旗。ノ。蟬。本。ニ、一紙ノ起請文ヲゾ押タリケル、

〔明德記 上〕中門ノ車寄ノ邊ヨリ靈鳥一雙出テ、御旗ノ蟬元ニ暫ク翩翻シテ、〇下略

〔八幡愚童訓 上〕其時景資〇小貳 ガ旗。ノ。蟬。口。ニ鳩カケリ舞シカバ、〇下略

〔武將記 武家名目抄旗幟一下所引〕又蟬口ヲバイクラモ強ク卷キ、漆ヲ以可レ塗也、又蟬口ニ革ヲマルニクケテ、蜻蛉ノ形ヲ結テ付ヨ、

〔弓箭記錄 武家名目抄旗幟一下所引〕旗幷旗竿事、〇中略 鳩。居。三寸五分也、

〔類聚名義抄 木三〕橦 音同、徒江反、或爲レ幢、ハタホコ 樋 俗 〔同 心六〕憧 昌容反 ハタホコ 〔同 巾六〕幢 直江反 音同 ハタホコ

〔萬葉集 十六〕高宮王詠數種物歌二首〇中略

婆羅門乃(バラモンノ)、作有(ツクレル)流小田乎(ヲダヲ)、喫烏(ハムカラス)、瞼腫而(マナブタハレテ)、幡幢(ハタホコ)爾居(ニヲリ)、

〔文安御卽位調度圖〕玄武旗 高三丈、蛇纏龜之形、以黑畫之、鉾〇鉾 身長三尺八寸、〇圖略

〔平家物語 二〕敎訓の事

〇上略 諸國の受領、衞府、諸司などは、縁に居こぼれ、庭にもひしとなみ居たり、旗。竿。どもひきそばめ〳〵、

〇下略

〔明德記 中〕上總介〇赤松 義則ノ旗差モ、大勢ノ中ニ懸入テ、旗ヲバ竿ニ卷添テ、散々ニ切テ廻リケルガ、

〇下略

〔鴉鷺合戰物語〕正素師行 著甲冑次第 八陣事 旗。竿。の。長。さ、或は二尋、又二尋片脇なりとて、旗

棹には只洲の竹をきりて、旗を立つ、

〔義貞記〕一兵具事〇中略　旗竿ハ長一丈二尺、或ハ二尋片脇トモ云リ、

〔今川大雙紙〕一旗竿の節をかぞふる事、甲より始て、甲乙とかずへて、かうのふしにてつくすべし、

小旗棹も同前、

〔出陣日記〕一侍大將はたさほ長さ一丈二尺

〔高忠軍陣聞書〕一幡竿の事、根ほり竹を可用、總のながさ一丈六尺なり、根ほりの名をばのぞく、節はてう也、切勝々々とかぞふる也、

〔軍用記六〕旗の事〇中略　乳付はたの竿は前に立るしたる竿の寸尺にては短し、旗一たけ半計にすべし、如此にあらざれば竿みじかきなり、

〔高忠軍陣聞書〕手付ざをは勝軍木をけづりて、黒革にてぬひくゝみて、手をつくる也、但勝軍木ばかりはよはき間、いかにも立やうのよき竹をけづりそへて、黒革にぬひくゝむべし、又くろがねをうすく打もそゆる也、おらさじがためなり、手とは幡の上に付る緒をいふなり、手をも黒革を左繩になへて付る也、手のながさいか程とは不定也、さをに付てよきほどにすべし、手付ざをとは、幡の上に横さまに革にてぬひくゝむを、手付ざをといふなり、

〔出陣日記〕一旗の事、てつけざほには必勝軍木を不用、木ばかりは弱し、竹をうす〱とけづりてそへべし、

〔軍用記五〕軍陣に勝軍木を用る事、日本紀、元亨釋書等に見えたり、昔聖德太子守屋の大連と戰ひ給ひし時、ぬるでの木を削りて、四天王の像をきざみて頂の上において戰ひ給ひければ、太子軍に勝たまひしによりて、攝州四天王寺を建立し給ひし也、其吉例を以て、ぬるでの木を勝軍木とも勝木とも名付て、是を軍陣のとき用る也、勝軍木本名白膠木と云、ぬるでともぬりでともいふ木也、

〔平家物語十一〕遠矢の事
主もなき白旗一流舞ひさがりて、源氏の舟のへにさをづけのをのさはる程にぞ見えたりける、

〔高忠軍陣聞書〕一幡簳の事(中略)簳の一二のよを一とをして、上より手一束は置て穴を明て、其穴へ黒革をくけて、二に取て、つぼの方三ふせを計、穴へ可出、そのつぼをば花ぐりと云也、はなぐりに幡をつくるなり、幡付の緒ともいふなり、

〔勝闘記(武家名目抄旗幟一下所引)〕旗付緒ハ一尺八寸八分也、菊トヂ二寸也、黒皮ニテ結可縫付也、風體ノ長サ一尺八寸也、縫ハヅシ一寸八分也、

〔武邊雜談〕御他界後、秀忠公白旗御讓被成、まねき計に御紋付、御旗は紫口の乳なり、

〔武家事記(武執五十二)〕旌旗　乳付ノ旗ニハ横手、折金アリ、

〔軍用記六〕旗の事(中略)上の乳を通す折かけは、鐵を丸く大ゆびほどの太さにして、まがりがねの形の如く折て、下に穴をあけて緒を通す也、竿には右のかねの通りてめぐるほどの大さなるつぼがねを打て、夫に打かけのかねをさし、下の緒をさし、下の緒を少ゆるめて竿にまとひてとめをくなり、又竹にてもする也、

〔黒田家譜(附錄)〕黒田家旗幟　旗竿の頭にまねきを付たり、まねきは一幅にして長三尺計也、

〔武家事記(武執五十二)〕旌旗　竿頭ニ絹一幅半幅ヲ付テ、或ハ長大或ハ短小ニイタス、短小ナルヲ俗ニマチキト云、長大ナルヲ吹流ト云、又ハ一幅ノ小竹(シナイ)如ト云ヘリ、マチキト云ハ、女巧ノ織機具ニ機躡ト云モノアリ、コレヲマチキト云、(物ヲマチクガゴトシ、旗ニ付テノマチキユヘニ、其名ヲマチキト付ル也、)又指麾スルゴトキユヘ也、古ハ是ヲ手ト云ヘリ、吹流ヲモ手ト云也、乃光耀流星ノ類也、吹流ハ風ノ吹流也、篠奴ハ小竹ノ風ニ吹カルヽ形也、コノ言葉ニヨッテ如此イヘル也、

〔井諫記〕一自分之大旗者、絹貳幅、長壹丈、地赤く無紋、ひら〳〵七尺、地赤く、八幡大菩薩の字を白く、

竿黑ぬり之事、

〔高忠軍陣聞書〕一幡袋の事錦たるべし、きぬにても布にても浦をうつべし、色は何色もくるしからず、幡のゆる〳〵と入やうに拵べし、もとするもなく縫て兩のはしをくみにてゆひ、脇にかけさすべし、又陣屋にては敵ぢんに向てかけて可置也、

〔太平記九〕足利殿御上洛事

此旗ヲサヽセテ、凶徒ヲ急ギ御退治候ヘトテ、錦ノ袋ニ入ナガラ、自是ヲマイラセラル、

〔奥羽永慶軍記十七〕須賀川落城事

矢部ガ小旗ヲ取テ我旗筒ニ指〇下略

〔雜兵物語上〕旗指馬驗持　孫藏　押前はまづかだに、請筒につゝはめべい、〇下略

〔會津陣物語三〕直江山城守兼續攻二入最上事并取二幡屋城一事

上杉ノ家輝虎以來ノ軍法ニテ旗ハナシ、皆一組一備ノ幟二本三本ヅヽ、思ヒ思ニ指セケリ、イヅレモ腰革ニテ前ザシナリ、

〔雜兵物語上〕旗指馬驗持　孫藏　はしるべいとをもふ時は、柄立革へつゝはめて持べい、〇下略

〔武家事記五十二武裝〕旌旗　後世乳付ノ旗甚高大ニシテ、手ニ持ガタキユヘニ、背板土龍ニテ背ニコレヲサシ、〇下略

〔黑田家譜附錄〕黑田家旗幟　此吹貫をさす時は、腰に永樂錢五貫を付てさしけれ共、風吹には猶足元うき立故に、手繩を二筋つけて、風上よりひかへたり、

〔武家事記五十二武裝〕旌旗　凡旗ニ用ノ器、請筒アリ、手繩アリ、息杖アリ、

〔武邊咄聞書二〕橡ぎわにて民部小性兩人よりて、淸正指給ふ馬印馬簡を取て旗離に立る、

〔弓箭記錄〕一旗臺、本式ハ八角ナルベシ、高サ三尺五寸、下ニ板ヲ敷ク、板敷ノ下五寸、足ノ分也、上ニ

製作

十文字ニ二トヲリ作木ヲ打テ、四筋クミチガエタル中ヲ、竿ヲ立ル穴ニ用ル也、厳手ノ上五寸ナルベシ、八角ノ一面ニハ一尺五分下ノ板敷ニ、中ニ穴ヲクリアケテ、竿ノ竺本ヲ其板敷ニ立トムル也、在二口傳一、

〔武家事記五十二武裝〕旌旗　旗ヲ地ニ建テ不レ動ゴトク、器ヲシテ立ヲクヲ旗屋トモ、旗臺トモ云ヘリ、

〔高忠軍陣聞書〕一幡の縫やうの事、初きたるやうに、左をまへへ打ちがへて、はたの上より下へ縫也、先一とをりさきへぬうべし、針をかへして跡へ縫ぬ事なり、さきへ縫てよくとめて置べし、又以前のごとく、上より下へ又一とをり二とをりならべてぬう也、

〔武將記〕旗ヲ裁事　委皆以テ母衣ヲ裁ニ同也、但一說ニハ東ノ方ニ向若ハ王相○王相一本作二九合一玉女ノ方ニ向ベシ、指獵、斗加神、天一神、塞方等ヲ堅ク忌ムベキナリ、吉日、子寅辰日、吉時、立命ノ時也、裁時ハカキ板ニアラズ、中ニ持テ人ニヒカエサセテ、刀ノ刃ヲ外方ヘゾ裁也、刀ノ刃チ上ヘセズ外ヘムクル也、心得ベシ、始終口傳ヲ極ベシ、

〔高忠軍陣聞書〕一はたのこしらへ樣の事、長さ一丈二尺本也、たかばかりの定、白き布二のを縫あはせてすべき也、布のはたばり一尺二寸本也、

〔武將記武家名目抄旗幟一上所引〕旗秘口傳○中略　地ハ布、絹、綾、練貫、此心ニ任ス、

〔隨兵次第〕一旗は布本也、又あや可レ成と云々、あふぎたけ十一、又ハ一丈三尺二寸歟、

〔松原自休手錄上〕天正十三年八月爲二眞田退治一被レ發レ勢、○中略　兼テ手立ニ、鄕人ニ紙旗ヲサヽセ、鐵炮少々加テ、四方ノ谷々ニ伏置、

〔家忠日記追加二十三〕慶長十九年十一月廿一日、大神君の命を奉て大坂の城を攻るといへども、○中略　是皆諸將を疑はしめん謀なるに依て、鐵を燒て間者の額に印し、手足の指を斬て、紙旗をさヽせて、戸板にのせて城邊に棄る、彼間者大野主馬介が從兵なるの由顯るゝに依て、紙旗に主馬

が紋をかゝしむ、

〔鴉鷺台戰物語〕正薬師行　著甲冑次第　八陣事　旗の長さ、或は八尺、或は一丈、絹と布とは好による、

〔義貞記〕一兵具事　旗ハ絹布人々ノ好、家ノ先規ニ依ベキ歟、長ハ八尺、或一丈、又ハ一丈餘、

〔武將記〕（武家名目抄旗幟一上所引）旗秘口傳　長一丈八尺、廣二尺八寸、天帝釋ノ旗ノ方量是也、今ノ城心ハ、旗ノ長一丈二尺、若ハ八尺、若ハ一丈餘、廣不レ定也、

〔弓箭秘錄〕（武家名目抄旗幟一下所引）旗幷旗竿事　旗ノ廣三尺三寸、長一丈カ、

〔軍用記〕六旗の事〇中略　旗の寸法は定法よりも少し短くせばきはくるしからず、一分にても定より長くひろくはせぬ事也、（はたはたさしの役人馬上にて持ゆえ、あまりに大なるは持にくきゆえなり、）

〔平治物語〕二待賢門軍附信賴落事

源氏ハ大旗、腰小旗皆押並デ白カリケルガ、〇下略

〔明德記〕上内野ノ方ヲ見渡セバ、陣々ノ勢打立テ、大旗、小旗ユラメイテ、二三萬騎モ有ラント、雲霞ノ如ク扣ヘタリ、〇下略

〔福富覺書〕掃部頭殿〇中略　大旗ハ十三本、地ハキヌにて、赤旗、〇下略

〔太平記〕二十九小清水合戰事附瑞夢事

原三郎左衞門義實、只一騎馳向テ、是ヲ見ニ、三幅ノ小旗ニ赤キ手ヲ兩方ニ著タリ、

〔蘆名家記〕三摺上一戰

西陽田ノ澤ニテ、治部少輔〇原田川家來伊南源助ト云モノ、猪ノ小旗ヲ指、組討ヲゾシタリケル、

〔南龍公言行錄〕上其時、我持弓筒六組之白えなひに、朱黑の餅の紋の小旗も長七尺也、

〔武者物語〕下武者の六具といふ事、〇中略　第四小旗、是は家の紋をかくべきためなり、名のらね共其

名字をあらすべきため也、

〔柴田退治記〕遠路懸走間、長旗、差物、馬面馬鎧、悉引拂、非常除情之條、〈○下略〉

〔平家錄〕原口傳右衛門ニ、乳付ノ長旗一本ヲサヽセ、〈○下略〉

〔黑田家譜〈附錄〉〕黑田家旗幟　一最初に播州にて制せられし旗は、折懸旗也、是は絹三幅にして、絹の長二間有、是則先祖佐々木家の旗の法式に準せらる、豐前拜領の後、旗數を增して、十二流とし給ひし時、孝高、長政相談し玉ひ、折懸は絹三幅にて、大力者にあらざれば立がたしとて、絹一幅にて長旗を制せらる、絹の長三間、竿の長四間有、上に八尺の旗あり、

〔板坂卜齋記〈中〉〕旗黑地おりかけに、上に白きふんどうあり、

〔高忠軍陣聞書〕一侍大將などさす幡、半幡ともいふなり、〈○中略〉布二の也、ながさは六尺なり、是も三に折て上一の内に折目のきはへさげて紋をかくべし、是も紋の上に佛神をくわんじやう申也、

〔日本書紀〈景行七〉〕十二年九月戊辰、到周芳娑麼、〈○中略〉爰有女人、曰神夏磯媛、其徒衆甚多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劒、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向而啓之曰、願無下兵、我之屬類必不有違者、今將歸德矣、

○按ズルニ、白旗ヲ樹テヽ降ルコトハ降服篇ニ在リ、

〔保元物語〈三〉〕新院遷幸讃岐幷重仁親王御事

新院〈○崇德〉仁和寺ヲ出サセ給フ御迹ニ、不思儀ノ事アリケリ、淸盛、義朝洛中ニテ可合戰トテ、源平兩家ノ郎等、白旗赤旗ヲサシテ東西南北ヘ馳違フ、

〔平家物語〈八〉〕山門御幸の事

同じき廿八日〈○壽永二年七月〉法皇〈○後白河〉都へ還御成る、木曾五萬餘騎で守護し奉る、近江源氏山本冠者義高白旗さいて、先陣に供奉す、此廿餘年みえざりつる白旗の今日始て都へいる、珍らしかりし

見物なり、

〔承久軍物語 二〕もし源平の中にあらそひ出來ば、幾度もゑらはたのかた人せんこそ本意なれども、〇下略

〔太平記 九〕足利殿御上洛事

相模入道〇北條高時是ニ不審ヲ散ジテ、喜悅ノ思ヲ成シ、高氏ヲ招請有テ、樣々賞翫共有シニ、御先祖累代ノ白旗アリ、是ハ八幡殿ヨリ代々ノ家督ニ傳テ、被執重寶ニテ候ケルヲ、故賴朝卿ノ後室二位ノ禪尼相傳シテ、當家ニ今マデ所持也、希代ノ重寶ト申ナガラ、於他家ニ無其詮候歟、是ヲ今度ノ餞送ニ進ジ候也、此旗ヲサヽセテ凶徒ヲ急ギ御退治候ヘトテ、錦ノ袋ニ入ナガラ、自是ヲマイラセラル、

〔黑田家譜 附錄〕黑田家旗幟　無紋の白旗は、將軍家ならでは用ひ候はず、

〔御年譜 二十一〕慶長十九年十月三日、賜引兩之幕及白旗於宰相義利曰、明日之尾州而發兵、

〔平治物語 二〕待賢門軍附信賴落事

大宮面ニハ平家ノ赤旗三十餘流差揚テ、勇ミ進メル三千餘騎、一度ニ鬨ヲ咄ト作リケレバ、〇下略

〔平家物語 七〕つねまさのみやこおちの事

まいてもたせられたりけるあかはたさつとさしあげたれば、あそこゝにひかへて待奉るさふらいども、あはやとてはせあつまり、〇下略

〔太平記 五〕大塔宮熊野落事

北ノ峯ヨリ赤旗三流松ノ嵐ニ飜シテ、其勢六七百騎ガ程懸出タリ、

〔日本書紀 十九欽明〕二十三年八月、狹手彥〇大伴連遂乘勝以入宮、盡得珍寶賄賂七織帳鐵屋還來、〇註略以七織帳奉獻於天皇、以甲二領、金飾刀二口、銅鏤鍾三口、五色幡二竿、美女媛也媛名幷其從女吾田子、送於

蘇我稻目宿禰大臣、

〔南朝平攘錄〕十五日萬曆二十五年正月行長等兵船、自釜山外洋、進入豆毛等浦、不絕、于岸上樹四色旗、

〔太平記三十五〕南方蜂起事附畠山關東下向事

根來ノ衆ハ加様ニ御方ノ落行ヲモ不知、與力同心ノ兵集テ三百餘人、紀伊國春日山ノ城ニ楯籠リ、二引兩ノ旗ヲ一流打立テ居タリケルヲ、〇下略

〔明德記中〕山名中務大輔、五百餘騎、早々猪熊ヲ上ニ押寄テ、赤松勢ノ眞中ヘエイ聲ヲ揚テ切テ入テ、三引兩ノ大旗、松文字書タル赤松旗ト合ツ別ツ廻リ逢ヒ、〇下略

〔梅松論下〕粟田口の十禪師の前より、錦の御旗に中黑の旗さし添て、義貞大將として、三條河原の東の岸に、西に向ひてひかへたり、

〔太平記三十一〕武藏野合戰事

一方ノ大將ニハ、新田武藏守義宗五萬餘騎、白旗、中黑、頭黑、打輪ノ旗ハ兒玉黨、坂東八平氏、赤印一揆ヲ五手ニ引分テ、五所ニ陣ヲゾ取タリケル、

〔新田由良家傳記武家名目抄旗幟二下所引〕御旗、大中黑、地白、〇圖略右御旗ハ、御嫡子計是を被成候、御次男よりは御旗頭黑、又は黑だん／＼と申て、中を三所黑く被遊候、

〔板坂卜齋記中〕コウツコマノに陣をとる侍も、十五日に敗軍の由、赤旗白地に黑だん／＼、

〔太平記二十五〕住吉合戰事

坂東、坂西、藤、橘、伴ノ者共、五百騎ヅヽ、一揆ヲ結ンデ、大旗、小旗、下濃ノ旗三流立テ三手ニ分ケ、一足モ不引、可討死ト、神水ヲ飮テゾ打立ケル、

〔黑田家譜附錄〕黑田家旗幟　一旗の上下の黑み、初はわづか一尺四五寸計あり、其後天正十四年、孝高筑紫陣に下り給ひし時、ふるき旗を改て、新敷制せられしが、此時黑み長くなりし也、此頃ゟ

中白の旗と稱す、

〔日本書紀 推古 二十二〕十一年十一月、是月皇太子請二于天皇一以作二大楯及靫一、靫此云二由岐一、又繪二于旗幟一、

〔源平盛衰記 四十三〕湛増同意源氏附平家志度道場詣幷成直降人事

熊野別當湛増法眼ハ、〇中略旗ノ紋、楯ノ面ニハ、金剛童子ヲ畫ニ顯ス、

〔承久軍物語 四〕向ふの岸には、かいの宰相中將くまの法し、なら法しをあひともなひ、こんがら、せいたかを笠じるしに附たるはたざもをうちたて、風にひるがへる所へ、〇下略

〔武器考證 九〕是ニ笠符ト云ハ旗ノシルシニ書事ヲ云也、此條ノ笠符ハタヾシルシト云コト也、

〔梅松論 下〕せめ口に捨置旗百餘流持參す、一々御披見有しかば、家々の紋紛れず、

〇按ズルニ、旗ニ家紋ヲ畫クコトハ、姓名部家紋篇ニ在リ、

〔高忠軍陣聞書〕一幡に紋を書には、三ツにおりて上の一の内に、折めのきはへさげて、すみにて書て、そのうへにうるしをうすくひくなり、其上に八幡大菩薩、氏神その外こんかうの佛神をくわん玄やう申也、

〔南龍公言行錄 上〕賴宣君御物語に、權現樣御意には、四半の物折掛に紋付るは、上の横手の方ェ紋の上りたるが恰好よしと被二仰候一、我が白丸の朱の四半も、白丸殊の外上ェ上て、紋を可レ書旨、權現樣御指圖より出來候て、淺間の社にて四半を張せて見たるに、白丸上ェあがりたるにて、殊の外見事也、權現樣には、數々の旗印を御覽被レ成、恰好を御鍛練なり、家中の紺地四半金の丸も、上ェ上て附べしと御意なり、

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年六月六日己未、〇中略鏡右衛門尉久綱留二畢此所一、註二姓名於旗面一、立二置高岸一、與二少輔判官代一合戰、〇中略遂自殺、見二旗銘一、拭二悲淚一云云、

〔神皇正統記 後醍醐〕おなじき年〇元弘三年の冬十月に、先あづまの奥をしづめらるべしとて、參議右

近衞中將源顯家卿を陸奥の守になしてつかはさる、○中略御みづから旗の銘をかゝしめたまひ、さま〳〵の兵器をさへ下したまはる、

〔太平記九〕足利殿著御篠村則國人馳參事

去程ニ、足利殿篠村ニ陣ヲ取テ、近國ノ勢ヲ被催ケルニ、當國ノ住人ニ久下彌三郎時重ト云者、二百五十騎ニテ最前ニ馳參ル、其旗ノ文、笠符ニ、皆一番ト云文字ヲ書タリケル、

〔賴印大僧正行狀繪詞〕同〇康曆二年十月十八日、因幡刑部少輔ヲモテ氏滿仰ラレ云、先ノ笠驗幷小旗ノ神號等ハ、慶忠僧正調進ナリ、彼ヲ改メテ認メ、進給ベキヨシ仰ラルヽ、間、貴命ニ應ジテ、神號ヲ書、加持ヲイタシテゾ進ゼラレケル、

〔明德記中〕赤松上總介義則、一千三百餘騎、二條猪熊、松文字書タル大旗ヲ眞前ニ進テ申ケルハ、

〔會津陣物語四〕杉原彥左衞門物語覺書條々

一上杉家ニテ八尺ノ旗、對ノ役旗ナシ、輝虎旗本印ハ、五幅懸ノ紺地ノ四半物ニ、朱ニテ日ノ丸書候一本ト、白地ニ黑ク毗ノ一字書候四半ト、只二本ナリ、天文ノ末、弘治ノ比、四半ニ黑ク無ノ字ヲ書テ持セ、謙信自慢セラレタルヲ、城意菴謙信氣ニ違、甲州ヘ走リテ無ノ字ノ四半ヲ指物ニスル故、輝虎不興シテ、無ノ字ノ四半ヲ宇佐美駿河守定行ニクレ被申候由、○下略

〔甲陽軍鑑十五品第四十二〕信玄公御旗

一赤地に八幡大菩薩の籏二本　一赤地に將軍地藏大菩薩の籏二本　一武田二十七代迄之御籏一本　一其疾如風　一其靜如林　侵掠如火　不動如山　是は黑地に金を以而、此四ツの語を書給ふ、籏は四方也、此籏共に以上六本なり、川中島合戰から此籏をなさるゝ、又味方が原にて、家康信長に勝て、殊に信長と手ぎれありて、東美濃發向の時、此語を右の籏にいれ給ふ、

一天上天下　唯我獨尊　右之古事を入て、籏の仕樣は、　一其疾如風　一其靜如林　一侵掠

如火　一不動如山　一天上天下　一唯我獨尊、如此御旗は、天正元年酉の三月もたせ初られ、同四月十二日御他界なり、

〔相州兵亂記　一〕箱根早河尻合戰事

又御幡ニハ、忝モ帝御詠歌ヲ被遊下云々、　秤振海中雲之幡之手仁東塵拂秋風

〔北條五代記　一〕小田原北條家旗馬じるしの事

氏政は白地に鑊湯無冷所と五文字をかけり、氏直は金地に無の一字を書れたり、

〔武者物語　上〕德川家康公御わかき時より、御吉例の御小旗あり、白布に墨にて經文を書たる小旗なり、其文に曰、厭離穢土、欣求淨土、右の筆者は淨土宗なり、參河國大樹寺の和尙登譽上人といへり、

〔松原自休手錄　上〕暫シテ勝賴ノ大文字ノ旗見引退

〔淸正記　二〕加藤には高麗國にての制札、並に軍書一卷に、南無妙法蓮華經の御旗を下し給ふ、此御はたは、秀吉公の播磨國拜領の時、信長公よりゆるし給ふ吉例にまかせて、くだし給るなり、

〔和輸集要　武家名目抄旗幟二上所引〕旗に名書樣事〇圖略　旗ニ名字官書之、逃字追字ト云事、秘事ナリ、又云、逃字ト云事、此旗敵ノ讀樣ニ立ル、追字ノ方射向ノ方ニ成ル、サレバ右ノ名字官ヲ書也、軍陣ニテハ敵ニ右ヲ見スルヲ嫌フニヨリ、此樣ニ字ノ乳ノ方ヘ向樣ニ書事ナリ、裏ハ字ノ趾ヲトメ申ニ付テ左字也、但文字ノキレザルヤウ可書之也、

〔源平盛衰記　二十三〕畠山推參附大場降人事

兵衞佐殿ハ所陳申被聞召ヌ、賴朝日本國ヲ鎭ムホドハ、汝先陣ヲ勤ベシ、但汝ガ旗ノ餘ニトリカヘモナク似タルニ、是ヲ押トテ、藍皮一文ヲ賜下シ給ヘリ、其レヨリ畠山ガ旗ノ注ニハ小紋ノ藍皮ヲ押ケル也、

種類　錦旗

〔吾妻鏡　九〕文治五年七月廿六日甲申、令立宇都宮給之處、〇中略佐竹所令持之旗、無文白旗也、二品源頼朝咎之給、與御旗不可等之故也、仍賜御扇出月於佐竹、可付旗上之由被仰、佐竹隨御旨付之云云、

〔盧名家記　三〕摺上一戰

正宗モ物ノ具ヲ召替、旗印ヲ引替テ、自餘ノ敵ト交ッテ、攻擊ノ下知ヲゾ成シ玉フ、

〔太平記　五〕大塔宮熊野落事

宮ゲニモト思召テ、日月ヲ金銀ニテ打テ著タル錦ノ御旗ヲ、芋瀨ノ庄司ニゾ被下ケル、

〔梅松論　下〕凡合戰には旗を以て本とす、官軍は錦の御旗を先だつ、御方は是に對向の旗なきゆへに、朝敵に相似たり、所詮持明院殿は天子の正統にて御座あれば、先代滅亡以後、定而叡慮心よくもあるべからず、急に院宣を申くだされて、錦の御旗を先立らるべき也、〇中略洛中へは、先丹波より、仁木兵部大輔賴章、今川駿河守賴貞、丹後、但馬兩國の軍勢を相隨て、各錦の御旗を先立て、數千騎洛中へ打入、

〔祇園執行日記〕貞和六年〇觀應元年六月廿一日、高越後守師泰爲討伐、兵衛佐直冬今日丑剋、先發向中國、可經淀邊、〇中略申給院宣之上、錦幡用意云々、

〔賴印大僧正行狀繪詞　七〕同廿日、〇永德二年正月武衛御陣ノ西ニ、野田入道等忠陣中小屋ヨリ俄ニ火出來シテ、猛風黑焰ヲ延テ、既御厩ニ及ブ、陣中ノ騷動此事也、爰小田伊賀守氏家ヲモテ、錦ノ御幡ヲ院主ノ壇所へ送ラル、

〔明德記　上〕去レバ先年南朝ヨリ、事ノ次有シ時、錦ノ御旗ヲ申給テ、今ニ是ヲ頂戴ス、今度此御旗ヲ差テ、合戰ヲ致スベシ、若軍利有バ、爭フベキ人アルベカラズ、

〔後法興院記〕延德三年八月二十七日、武家出陣事並主上御見物事是日武家出陣、〇中略密々見物、大概記之、〇中略次御旗入袋懸郎等頸、但私旗鈇、可尊之、杉幟一合昇之、注進チハル、是御旗鈇、錦御旗事佐々木大膳大夫高賴、被准朝敵、錦御旗同被申治罰云々、仍今度新調云々、

武家旗同新調也、聖門被申御旗加持、　〈被寫錦御旗御寸法等事〉二十九日、錦御旗、幷武家旗、中書本召寄之、寫留文字程、同旗之寸法等也、清水谷前亞相書之、令借用彼卿、

日章旗

〔新撰長祿寬正記〕抑此右衞門佐殿〇義就ハ上意ヲソムキ給、天下ニ責ラレ、已ニ討手トシテ、日ノ御旗ヲ向ラル、上ハ、朝敵タル事ウタガイナシ、

〔應仁記〕一御靈合戰之事

朝倉孝景日ノ旗ヲサシ、荒手ニ成リテ入替ル、

〔見聞雜錄〕〈武家名目抄旗幟二上所引〉程なく府中六所の森に立たる、輝虎の紺地に日の丸の旗を見て、すは輝虎の本陣ぞと、二手三手に打て掛る、

以製作爲名

〔武家事記〕〈五十二武裝〉旌旗　旗ノ品、手長ノ旗、乳付ノ旗、縫含ノ旗、〇中略等其品多シ、手長ノ旗ハ山林ニ入テ竹木ニカヽリマツハルユヘニ、乳付ノ旗ヲ用ユ、乳付ハ竿竹ヲサシコムニ手間ヲトルユヘニ縫含ヲ用ユ、

以用法爲名

〔高忠軍陣聞書〕一侍大將などさす幡、半幡ともいふなり、又射手はたともいふ也、布二の也、ながさは六尺なり、是も三に折て、上一の內に、折目のきはへさげて、紋をかくべし、是も紋の上に、佛神をくわん玄やう申也、

〔弓箭記錄〕射手旗一丈一幅、其外ハ本旗ノ如ク有ベシ、銘家文同前、

〔幷諫記〕大旗、小旗、足輕旗、〇中略赤く可仕之旨申付候間、此色後まで不可有相違候、

〔松原自休手錄〕下然處ニ脇坂中務、小川土佐、朽木河內守、有反忠約、依之藤堂佐渡守向脇坂ガ備揮相圖ノ旗、三將亂軍切入大谷〇吉隆ガ陣、

〔由良家傳記〕深谷衆十七八騎、鎗も不持、持小旗ばかりにて、少芝原のくぼに水有之處に、馬を休居申候、

〔關八州古戰錄十一〕武田勝頼乘捕上州善城事

其翌日、善ノ城ノ模樣ヲ伺フベシトテ、〇中略持小旗許ヲ持セ、總勢素肌ニテ出馬ナリ、

〔平治物語二〕待賢門軍附信頼落事

源氏ハ大旗、腰小旗皆押並テ白カリケルガ、〇下略

〔親俊日記〕天文八年七月十一日丙午、貴殿腰小幡卅揃之、

〔本朝軍器考一旗幟〕腰小旗トイヒシ物、近代ノ腰差、差物ナドイフ物ノ類ニヤ、

〔貞丈雜記十一武具〕一腰小旗の事〇中略　此腰小旗といふは、後世にさし物にする背旗の事にあらず、是は袖じるしなどの如くに



如此こしらへて腰に付るを云なるべし、是は身方の相じるし也、袖には袖じるし、腰には腰小旗を付て、何方よりみても敵にまぎれぬ爲のじるしなるべし、

〇按ズルニ、腰小旗ハ即チ腰差ナラン、指物篇腰指條引ク奥羽永慶軍記ヲ參考スベシ、

〔關原御合戰秘訣〕是ヨリ一町計ヲ隔テ公之御馬廻備也、〇中略騎馬ノ勇士ハ馬小旗ヲ中間ニ持ス、是モ地白ニシテ紋ヲ黑クストイフ、

〔應仁記二〕蓮池合戰附政長武勇之事

佛殿ノ北ニ打出タル敵ノ中ニ、蟬小旗指ツレタル勢、一二千見ユルハ、正ク尾張守〇畠山政長ガ手ト見ユル、

〔出陣日記〕一尊氏公の御馬まはりは三千人ありしなり、かぶとの小旗を切て、をくれて有し時、うしろのかぶとのくはんに御付有し也、然ば今の時も苦しからず、吉禮の儀なり、

〔隨兵次第〕一かぶとの大笠印、我家の紋をもし、又神々をも書じるし申、同まつかうのこばた同前、いづれも有謂事也、

以形狀爲名

〔武功雜記 上〕一ハタノボリニ成候事、信長ノ時、總金ノノボリ九本出來ス、

〔伊達成實記 下〕政宗家中出立ハ、ノボリ三十本、紺地ニ金ノ丸、

〔武功雜記 下〕其ノ備ノ内ニ、三ツ團子ノ昇リ二本立テアリタルハ、日根野織部也、

〔水野勝成記〕その時、のぼり壹二本御入可ㇾ被ㇾ下候、自然あい印無ㇾ之候へば、身方うちにあひ可ㇾ申ど存、迷惑と申、約束仕城へ返事いたし候、

〔武功雜記 上〕一關ケ原陣迄ハノボリ數多、大坂陣ヨリ少クナル也、

〔細川幽齋自記〕戰場にて昇ほど大事なるものはなく候、昇さへ不ㇾ崩候得ば、敵方より仕懸候事無ㇾ之候、人數は能く立候ても、昇りたふれ候へば、敗軍と敵見候て、合戰を仕かける物にて候、

〔黑田家譜 附錄〕黑田家旗幟　朝鮮にも長のぼりを持せらる、慶長五年、長政關ケ原陣には、長のぼりを被ㇾ用、

〔軍用記 六〕旗の事○中略　乳付はたの事のぼりとも云、是は東山殿御代康正二年畠山左衛門督政長はじめて旗に乳を付候けるより起る也、旗の長さは前のごとし、乳數は上の横五ツ五行にかたどる、竪は、十二なり、十二月又十二支をかたどる也、乳の長さ六寸、横三寸二ツに折くけて付る也、但長さ六寸といふは、二つに折たる時六寸なり、のばしては一尺二寸也、旗へ一寸五分かゝる也、乳の針めは⊠如ㇾ此にぬふなり、乳を付るには下のちより段々順に付てのぼるべし、又乳をば旗と同じ絹又は布又ふすべ革、黑がはなどの類にてもする也、縫め⊠如ㇾ此するは、まんじ卍此心なり、

〔板坂卜齋記 下〕家康公被ㇾ仰候は、間近く金森法印ふきぬきをたてそなへ候、敵と心得て馬をよせず、○下略

〔愚得隨筆 七旌旗〕吹貫　丸キ輪ニ絹ヲ張シナリ

〔氏鄕記 中〕筑紫軍事幷給名字事

坂源次郎ハ先陣ヲ承テ、勇ニ勇ンデ攻戰ヒケリ、白。キ。吹。貫。ヲ持セテ、寄ケルヲ見レバ、假名ニテコハント、墨グロニ書付タリ、

〔福富覺書〕掃部頭殿、○中略吹。流。も赤き絹、八幡大菩薩と書、但書付は白く御座候、

〔愚得隨筆 七旗〕吹流シ　或嚮行、或ハ野衾(ノフスマ)トイフ、半月ノゴトク竹ヲタメテ、ソレニ絹ヲ張ルナリ、

〔增補筒井家記〕飯田出羽守賴直、和州添上郡奈良北小路城主、知行七千石、○中略旗ハ四。半。ニ⊕ノ古文字ト左三ツ巴也、

〔愚得隨筆 七旗〕四半　タトヘバ横幅二尺アレバ竪三尺ノカネツモリ也、是ヲ四半ト云、何尺ニテモ此ツモリニテ、大サ人ノ好ニヨルベシ、

〔會津陣物語 三〕伊達政宗福島城出張事

又物見來リ、景勝直ノ出馬ニテ候、紺地ニ日ノ丸ノ大。四。半。、一里計ニミヘ候ト云ヤヒトシク、○下略

〔甲陽軍鑑 品第十七 八〕武田法性院信玄公御代總人數之事

御譜代家老衆○中略　一高坂彈正　旗くちばの四。方。　四百五十騎○中略　信州先方衆　一眞田源太左衞門　旗色黑四方　二百騎

〔北條五代記 五〕清水太郎左衞門大力の事

一年佐竹義重と北條氏政、常陸の國において合戰の砌、太郎左衞門○淸水岩手鴾毛の駒に鞍し、黑糸おどしのよろひ著、八の四方の旗をさし、○下略

〔北條五代記 一〕小田原北條家旗馬じるしの事

然に氏康は赤旗十ながれ、いろこがたの大四方一本あり、

用法　戰陣用旗

〔武家事記 五十二 武裝〕旌旗　戰國ノ旗ハ、皆長短絹二幅ナリ、三幅ヲコストキハ、四方、四半ノゴトク彌下ヲチヾムルモノ也、

〔日本書紀 九 神功〕九年〈○仲哀〉九月、交卜吉日、而臨發有日、時皇后、親執斧鉞、令三軍曰、金鼓無節、旌旗錯亂、則士卒不整、　十月辛丑、從和珥津發之、〈○征新羅、中略、〉船師滿海、旌旗耀日、

〔日本書紀 十七 繼體〕二十二年十一月甲子、大將軍物部大連麁鹿火、親與賊帥磐井、交戰於筑紫御井郡、旗鼓相望、埃塵相接、

〔日本書紀 二十八 天武〕元年七月辛亥、男依〈○村國連〉等到瀨田、時大友皇子及群臣等、共營於橋西、而大成陣、不見其後、旗幟蔽野、埃塵連天、

〔高忠軍陣聞書〕一出陣の時、幡を出す。時は、えゆでんの九間にて、大將幡指に渡すなり、幡さし受取て、中門の妻戸と、えゆでんとの間のつまどを通りて、中門の妻どをとをり、庭へ出べし、同幡ざを中門の妻戸より、さきを物にあてぬやうに持て、先幡ざをのさきの方より可出なり、うけとりて中間に可渡、やがて合戰もありつべくは、吉方へ向て幡を袋よりとり出、さをに可付、つくる時印眞言あるべし、

〔大友記〕大友九州之探題職給ル事

サモアラバ菊池某死シタリト悅、此表ヘ旗ヲ出サンコト疑ヒナシ、

○按ズルニ、此ニ云フ所ノ旗ヲ出ストハ兵ヲ出スヲ云フ、

〔吾妻鏡 三十七〕寬元四年五月廿四日辛巳、鎌倉中民不靜、〈○中略〉此間頗有喧嘩、彌物忩、夜半皆著甲冑、揚旗、面々任雅意、或馳參幕府、或群集左親衛邊云云、

〔梅松論 上〕當國の船上山といふ所へ、御馬にて成奉る、〈○中略〉其夜も明しかば、錦の御旗を上たりければ、〈○下略〉

〔平家物語七〕木曾山もんてう狀

義仲去年の秋、しゆくゐをたつせんと、爲にはたをあげ、けんをとつて、略○下

○按ズルニ、旗ヲ揭グトハ、卽チ兵ヲ擧グルナリ、

〔三代實錄三十四陽成〕元慶二年十月十二日甲戌、是日陸奧權介從五位下坂上大宿禰好蔭、率兵二千人、自流霞道、至秋田營、賊乞降之日、好蔭皷躁而來、盛建旗幟、示威賊虜、

〔梅松論上〕當所篠村の八幡宮の御寶前にをいて、既に御旗を上らる、柳の大木の梢に、御旗を立られたりき、

○按ズルニ、旗ヲ立ツトハ、兵ヲ出スナリ、

〔渡邊幸菴對話〕一旗の立樣、鱗形に立るがよし、數多く見ゆる也、雁行に立るは、數多くても人數がさに見へざるなり、

〔前橋舊藏聞書〕此時黑田が旗は、行列の時のごとく、おかく立そなへたり、是行ながら敵にあへるに、立直す間のなかりし也、先より旗を立直せと下知ありけれども、旗奉行更にきゝ入れず、其ままありしと也、若立直さんとせば、彌早くくづるべかりしといへり、

〔軍用記六〕旗の事略○中身方のはたをば立る、横たふと云、敵のはたをば引立る、たふるゝといふ、

〔梅松論下〕敵ふるびたる錦の旗をさして、三百騎ばかりにて、しづ〳〵と松原の北のはづれを打出て、小川をわたさんとしける處に、略○下

〔道照愚草〕一軍陣にて旗をさきへやるをば、進すると云、後へ歸るをば、鵲すると云なり、則鵲退の心なり、

〔三河物語三〕然る處に相國の御馬しるしの天王寺の方に御座候と見て、其方へ御旗を押けるに、頓而押付るに、略○下

賞賜用旗

〔上杉輝虎注進狀〕二之手ニ輝虎押續、旗ヲウツ伏、〇下略

〔日本書紀〕二十八天武元年七月甲午、近江別將田邊小隅、越鹿深山、而卷幟拖鼓、詣于倉歷、

〔平家物語〕九木曾の最後の事

今井の四郎兼平も、八百餘騎にて、勢田を堅めたりけるが、五十騎計にうちなされ、旗をば卷せて持せつゝ、〇下略

〔海松論〕下雖然御方敗北の間、いつしか旗を卷、冑をぬぎ、笠印を改ける心中こそ哀なれ、

〔前橋舊藏聞書〕石原〇主膳あざ笑て、〇中略今は旗をおろし、城をわたしまいらすべしとて、旗をまいて、おりたりとぞ、

〔太平夜談〕秋田實季の家來何がしといへるものは、〇中略大坂陣の砌旗さしにて、旗を負ひ陣中に居侍しに、〇下略

〔兼貞齋筆記〕昔ヨリ旗ヲ背中ニ負候ヘドモ、近クハ味方ヶ原合戰ニ負ヒ候テ、一向ヤクニ立不申候由、承リ申候、勿論前方ヨリ合戰モ余程ハゲシク相成候故ノ義ト被存候、其後大方持候處、旗扱モ自由ニ相成申候、

〔雜兵物語〕上馬印持旗差　彥藏　はやくなつたらば、旗をひんまいてひつかつぐべい、

〔長門本平家物語〕十六梶原源太かくる時ははたをさゝげ、ほろをかけ、ひく時は、はたをまき、ほろをぬぎて、〇下略

〔山本日記〕時に佐竹家は久家にて、古風の例有、大將討死を極る時旗をひらく、地紺に金の八幡の有家の旗有、其旗をひらかせらるゝにより、大將討死極らるゝと云て、譜代の家中蹈止、いどみ戰ひ、ひたくと討死す、

〔吾妻鏡〕九文治五年九月廿日丁丑、奥州、羽州等、吉書始之後、糺勇士等勳功、各被行賞訖、〇中略次紀權

守、波賀次郎大夫等勳功事、殊蒙御感之仰、但不及賜所領、被下旗二流、被仰可備子孫眉目之由云云、

〔船田後記〕六月（明應五年）〇一日、朝倉孫五郎新建赤幟、旌其有功于戰也、蓋越國有戰功者、太守施赤旗賞之、

〔武林雜話〕四第一は、大友累代の紋旗竿を爲褒美可被下候、道雪ための吉日を撰び、此使に可申越、重て船にて可送被下との義也、道雪悅び申事無限、扨又御旗竿の儀、家の面目、一代の名譽、老後の本望、何事か如之哉、

威儀用旗

〔續日本紀〕二文武〕大寶元年正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝、其儀於正門樹烏形幢、左日像、靑龍、朱雀幡、右月像、玄武、白虎幡、

〔儀式〕八相撲節儀〇中略亂聲三成、訖始參進、其行列也、〇中略中幡各一旒、左右相分、（與兵衞尉志相當）次隊幡一旒在其中、（與中幡平頭）

〔延喜式〕四十九左右兵庫〕凡元日及卽位、構建寶幢等者、〇中略從殿中階南去十五丈四尺、建烏像幢、左日像幢、次朱雀旗、次靑龍旗、（此旗當殿東頭楹、玄武旗當西頭楹、）右月像幢、次白虎旗、次玄武旗、（相去各二丈許、與蒼龍白虎兩樓南端楹平頭、）

〔延喜式〕四十六左右衞門〕凡供奉行幸、〇中略踐祚大嘗會祓禊用鷲像纛幡二旒、（其執纛一人、著末額、緋纈袍、帛博帶、騎馬、執纛綱二人、黃布衫、布帶、步行、並用兵庫寮夫、他皆准此、）鷹像幡四旒、小幡卌旒、（少減於威儀幡、他亦准之、）

〔延喜式〕四十七左右兵衞〕凡供奉行幸、〇中略踐祚大嘗會祓禊、用虎像纛幡一旒、鷹像隊幡四旒、小幡廿旒、

標幟用旗

〔北山抄〕五大嘗會御禊事〇中略諸衞有幡旗節旗等、（近衞陣无之、）

〔續日本紀〕十四聖武〕天平十三年十一月庚午、始以赤幡班給大藏、內藏、大膳、大炊、造酒、主醬等司、供御物前建以爲標、

〔續日本紀〕三十一光仁〕寶龜二年二月戊申、車駕取龍田道、還到竹原井行宮、節幡之竿無故自折、時人皆謂執政亡沒之徵也、

祈禱用旗

〔續日本後紀 二十〕嘉祥三年二月甲寅、御病殊劇、〇中略 請僧綱十禪師及有驗者、於御簾外、令奉加持、以絹十二疋、爲續命幡、懸十二大寺刹、

祭祀用旗

〔日本書紀 一神代〕一書曰、伊弉冉尊生火神時、被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗、歌舞而祭矣、

葬禮用旗

〔令義解 九喪葬〕凡親王一品、〇中略 幡四百竿、〇中略 二品、〇中略 幡三百五十竿、三品四品、〇中略 幡三百竿、〇中略 諸臣一位及左右大臣皆准二品、二位及大納言准三品、〇中略 三位、〇中略 幡二百竿、〇中略 太政大臣、〇中略 幡五百竿、

〔萬葉集 二挽歌〕一書曰、近江天皇聖體不豫御病急時、大后奉獻御歌一首
青旗乃、木旗能上乎、賀欲布跡羽、目爾者雖視、直爾不相香裳、

〔萬葉集抄 二〕常陸風土記に、〇中略 黑坂命之輸轜車、發黑前之山、到日高見之國、葬具儀赤旗青幡、交雜飄颺、雲飛虹張、瑩野耀路、時人謂之幡垂國、

雜載

〔日本書紀 二十六齊明〕四年七月甲申、蝦夷二百餘、詣闕朝獻、饗賜贍給、有加於常、〇中略 別賜沙尼具那等鮹旗二十頭、〇中略 別賜馬武等鮹旗二十頭、〇下略

〔釋日本紀 十四述義〕鮹旗　私記曰、師說未詳其體、師後說云、今現在此旗之頭如鮹、故名、

〔日本書紀 二十九天武〕十年十月乙酉、新羅遣沙喙一吉飡金忠平、大奈末金壹世貢調、〇中略 別獻天皇、皇后、太子、金銀、錦霞幡、〇錦霞幡、書紀集解據朱鳥元年四月紀作霞錦幡、皮之類、各有數、

〔釋日本紀 十五述義〕霞幡　私記曰、師說此幡之製似朝霞之色、故名、

〔古事記 下清寧〕次弟將儛時、爲詠曰、物部之、我夫子之、取佩、於大刀之手上、丹畫著、其緒者、載赤幡、立赤幡、見者五十隱、山三尾之竹矣、〇下略

〔萬葉集 二挽歌〕高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首〇中略

鳥之鳴、吾妻乃國之、御軍士乎、喚賜而、千磐破、人乎和爲跡、不奉仕、國乎治跡、一云掃皇子隨、任賜者、〇中略諸人之協流麻低爾、一云聞惑麻低指擧有、幡之靡者、冬木成、春去來者、野每著而有火之、風之共、靡如久、〇下略

指物

馬印　袖印 併入　笠印

名稱

指物ハ又差物、捺物等ノ字ヲ用キ、サシモノト云フ、戰場ノ摽幟ニシテ、大永ノ頃ヨリ起ル、指物ニハ旗及ビ雜形ヲ用キルモノニテ、其旗ニハ無地ヲ以テスルアリ、書畫ヲ以テスルアリ、形狀ヲ四半等ニスルアリ、又團扇ヲ以テスルアリ、馬藺ヲ以テスルアリ、半月ヲ以テスルアリ、其他種類極メテ多シ、而シテ元龜ノ頃迄ハ總テ短小ナリシガ、漸次長大ニ變ジ、後ニハ別ニ人ヲシテ指物ヲ執ラシムルニ至リ、是ヲ指物持ト云フ、又番指物アリ、腰指アリ、腰指ハ腰小旗トモ云ヘリ、

馬印ハウマジルシト云ヒ、又マトキトモ稱ス、ウマジルシトハ、大將ノ馬前又ハ馬側ニ立テ以テ標トスルヨリ云ヒ、マトキトハ、軍衆ヲ統率スルガ爲ニ之ガ標的ト爲スニ由リ名クト云フ、馬印ハ天文ノ頃ヨリ用起リシモノニテ、其形象ハ金扇、三蓋笠、朱傘、金瓢、吹流等ノ數種アリテ一ナラズ、馬印ハ原來自カラ持スルコトナク、必ズ人ヲシテ持セシムルモノニテ、之ヲ執ル人ヲ稱シテ馬印持ト云フ、笠印ハ又笠注ノ字ヲ用キ、カサジルシト云フ、將卒ノ甲冑ニツケテ以テ摽幟ト爲スナリ、笠印ニハ小旗ヲ用キ、文字又ハ家紋等ヲ記セリ、袖印ハソデジルシト云フ、鎧ノ袖ニ附著シ摽幟ト爲スモノナリ、布片ヲ以テシ、又木枝等ヲ用キタリ、

〔書言字考節用集七器財〕捺物兵器、今按、元龜天正以來盛所ㇾ用、

製作

〔和漢三才圖會 二十 兵器〕插物 左之毛乃　插物　其制不一、有大小長短異同、如卒士則多小旗也、其一隊一備皆同色一樣、而插於甲後之請筒、所以分隊伍也、如其隊長卒長者、各用別物、異於其製、所以分人品也、共明勇怯、勵軍功也、

〔倭訓栞 中編 九〕さしもの　鎧の指物は天正以前は見えず、もと馬印によれり、馬しるしは永祿元龜の比より始るといへり、背旗也とぞ、

〔武具短歌〕扨さしものはいろ〳〵や、輪貫ばれんにてんつきや、四方しはんに吹ながし、〇下略

〔本朝軍器考 一 旗幟〕平治ノ戰ニ源氏ノ大旗腰小旗、皆ヲシナベテ白カリシ由見エタリ、其腰小旗トイヒシ物、近代ノ腰差、差物ナドイフ物ノ類ニヤ、ソレヨリ後ノ事シルセル物ニ、此物ノ名ハ見エザル歟、元龜ノ比ホヒ迄ハ旗モ多カラズ、小指物モ極テ小シキ也シガ、次第ニ大キクナリタル由、信長記ニシルシタレバ、此物近代ニ又出來テ、今ハ異樣ノ物ドモ多クナリシ也、按ズルニ、信長記ニ見エシ小指物トイフモノ、其比ニハ、戰ノ急ナルニ臨テハ、ミヅカラ鎧ノ後ニサス、戰終リヌレバ、從者ニモモタセシ、其後其制次第ニ大キクナリテ、隊長ヨリ下ツカタハ、馬ニソヘテ建シヨリ、馬幟ト指物トノ制、大小異ナル物ニハナリタルナリ、

〔井諫記〕一足輕、腰指物、三本しなひ、絹壹幅、長五尺、

〔信長記 十五〕馬驗之事

永祿ノ比マデハ、馬驗ト云事ナカリキ、元龜ノ比ヨリ初リ、次第ニ長ジテ、今ハシルシノ要トス、信長公ノ旗ハ、一幅ノ黄絹ニ永樂ノ錢ヲ付、招ニハ南無妙法蓮華經ノハ字題目ヲ書付タル九本也、武田入道信玄ノ旗ハ、白絹五幅ノ折掛ニ黑キ割菱付タル五本ナリ、此比マデハ旗モ多カラズ、小指物モ極小ニ、甲ノ立物ハ水牛ノ角、或ハ唐カフリ也、大立物ト云シモ、鋤形半月二尺ニ足不足ニテ有キ、小ナルハ働ヤスキ有利、旗數多ク、サシ物立物ナドノ大ニ成シモ、世ノ實情ウスク成來タルニ應ジテ、斯成行トゾ見エシ也、

〔關八州古戰錄〕一上杉憲政武州川越城責之事
綱成〈島○福〉生得武道ニ志シ厚ク、毎月十五日宿ヨリ潔齋シテ、八幡大菩薩ノ社ヘ詣デ、冥感ヲ祈ル事年ヲ追テ怠慢ナシ、摠スル處ノ差物、朽葉色ニ染タル四半ノ練絹ニ、眞字ニ八幡ト墨ニテ書、戰場ニ臨ム時ハ是ヲ刺テ白旗ヲ握リ、諸卒ノ眞先ニ進ンデ、勝タゾト聲ヲ懸ケ、軍勢ノ勇ヲ勵マシテ、前後左右ヲ乘リ廻ハス、其勢ヒ殆ド神妙ナル故、世ノ人是ヲ地黄八幡ト呼慣ハス、

〔北條五代記〕一小田原北條家旗馬しるしの事
扨又北條左衞門大夫家中に、相州甘繩の住人、三好孫太郎といふ勇士あり、さし物に挑燈を七ツ付たり、孫太郎が七ツ挑燈といひてかくれなし、然る所に、松田肥後守よりきに、山下民部左衞門尉がさし物は六ちやうちんなり、〈○下略〉

〔甲陽軍鑑〕〈十品第二十九〉晴信公軍中にて、御使の衆十二人はむかでの指物しない也、白地には墨にてかく、黒地には朱にて書、黒地に金にても、靑地に金にても、面々覺悟次第、此十二人はいくさの時の御使衆也、

〔總見記〕十一淺井朝倉等坂本出張軍事附信治可成討死事
坂本ニテ討死ノ内ニモ、道家兄弟ハ一入名譽ノ剛ノ者ナリ、生國ハ尾張國春日井郡守山ノ住人、ナルガ、度々ノ軍功場數有テ、信長公ヨリ感狀ヲ賜ルノミニアラズ、道家ガ指物ニハ、忝モ信長公御自筆ヲ被染、無雙道家ト書キ下サレケル、

〔武邊咄聞書〕三渡邊金太夫ハ、朱の逆傘に金の短尺十八枚付たる指物にて堤の上を行、晴なる鑓を合する故、川向より信長公御遠見被成御感也、但判奈左近右衞門も堤の上にて鑓を合すれ共、猿皮の投頭巾にて、指物なき故に、しかと信長公御目に不入、

〔安西軍策〕五中國勢圍上月城事附秀吉後詰事

元春朝臣二宮佐渡守ニ仰テ、凱歌頭ヲ上ヨト有ケレバ、則佐渡守差物ノ金ノ團扇ヲ拔持テ、城ヲ三度麾、鯨波ヲ上ル、三度目ニ總軍同聲ヲ作、

〔松平記六〕其より鵜殿はゝづきの指物致、追立られしとて、濱松にてにげはゝづきと申候、

〔荒山合戰記〕能登國石動山衆徒蜂起附同所荒山合戰之事

爰ニ般若院ハ大剛ノ惡僧ニテ、〇中略其頃ノ俗、異名ヲ付テ今辨慶トゾ申ケル、〇中略指物ニハ鍬、鎌、熊手、鋸、槌、鉈、薦髯等ノ七ツ物取付、

〔關八州古戰錄十六〕秀吉公沼津ノ驛著陣附小早川隆景家人事

隆景則執ル物モ取敢ズ、清洲城ヲ出テ、夜ヲ日ニ繼デ下リケル程ニ、此日〇天正十八年三月二十七日沼津ヘ到著セシガ、十八端ノ大母衣ヲ懸シ武者ト、九本立ノ芭連ノ中心ハ三間許モ有ヌベキ大捺物ヲ捺タル武者、二人雙ンデ宿入シケルヲ、諸人目ヲ驚カシ、殿下〇豐臣秀吉ノ耳ニ達シケレバ、秀吉公モ垣間見給ヒ、良ニ異ナル强力ノ精兵ドモカナ、名氏ヲ聞テ參ルベシトテ、近習ノ小臣ヲ出サレタリ、〇中略馳行テ下馬シ尋ネケレバ、兩人色代シテ小早川隆景ガ家人檜崎十兵衞、河田八助トゾ名謁リタル、母衣ハ檜崎、捺物ハ河田ナリ、

〔萬世家譜五下〕辻彌兵衞　金之制札之指物、信玄より彌兵衞に賜、神君被遊上覽、直に相用、芦田御陣相勤申候、

〔鳩巣小說上〕一三州吉田ニテ信玄ト取合ノ時、甲州方廣瀨鄉右衞門總門ヲ燒ントテ押込、追リ合有之時ニ、石川日向守金ノ繩簾ノ差モノヲ、鄉右衞門手ヲ掛テ半分引チギリ、日向守退行ヲ鄉右衞門言葉ヲ掛候テ、差物ヲ引切ナガラ退キ玉フハ、御比興ニテハ無之カト申候ヘバ、日向守振向テ、ヤイタワケ者、戰場ノ習ヒ知ヌカ、斯スル物トテ取カヘサズ逃ケルト也、

〔常山紀談十一〕可兒才藏吉長は尾州可兒山の人にて、大剛の者なり、篠を指物にす、首を取て篠の

棄を口中に押込投棄て、後の證と去ける故、〇下略

〔續撰淸正記一〕木村又藏が事

木村又藏は元歩行の者にて有けるに、〇中略 其後高麗へ出陣のとき、生。條。をさし物にいたし度よしを望ければ、番頭聞て、其は過し比、蟹の才藏といふ者生笹をさして、笹野才藏とよばれ、世にかくれなきさし物なれば、いかゞあるべきかといひければ、〇下略

〔續武將感狀記〕秦桐若ハ黑田孝高ニ事テ、度々ノ勇名首三十一取タリ、播州近國ノ者、其指。物。唐。團。扇。長一間半アリケルヲ見知テ敢近ヅカズ、敵ニ向ニ指物ヲ隱シ、近テ俄ニ出セバ、見ル者卽敗走ス、

〔鳥居家中興譜三〕宇治ノ茶師上林竹菴、此騷動已前、伏見城ニ來リ、少時逗留スル所ニ、俄ニ大坂勢責寄ル聞ヘアリ、〇中略 竹。菴。茶。袋。ヲ集メテ指。物。トシ、〇下略

〔見聞集〕大和守大坂御陣へ馳來、ある所に軍中に才。槌。の。指。物。あり、諸人是を見て、扨も珍しき物哉、是れたゞ物にあるべからず、天下に其名を賣る大工大和守と知られたり、彼が槌に當る所、井樓矢倉は云ふに及ばず、岩垣鐵門も微塵に摧くべしとて、諸侍褒美し、前代未聞の名工なり、

〔明良洪範七〕大坂陣ノ時、紀伊賴宣卿ノ家士矢部虎之助ト云者、大力ニテ長サ二。間。ノ。指。物。三尺餘ノ大刀、立物ハ大位牌ニ一首ノ歌有リ、咲ク頃ハ花ノ數ニモ足ラザレド散ルニハモレヌ矢部虎之助ト記シタリ、右ノ出立ニ諸人目ヲ驚シケレドモ、餘リ重過テ馬進マザリシカバ、兎角人ヨリ後レテ終ニ功モ無リシカバ、殘念ガリシニ、猶家中ニテ武道不案內者トノ評判ニ合ヒ、心中ニ恥憤リ食ヲ斷チ、廿日計ノ內ニ自滅セリ、誠ニ惜キ士也、凡甲冑指物等ニ心得有ベキ事也、目ニ立ハ大小ニ寄ズ、小印ノ大印ト云事有テ、小印ニテモ大イニ目立指物有リトゾ、

〔德川禁令考四武家〕同〇行軍雜令〇中略

御供三番頭　諸物頭江　毛利大膳父子始爲御征伐御進發之

節、組々綟幷指物之儀者、此度限リ不ㇾ相用、在來之伊達羽織と同色之陣羽織著用可ㇾ致事、〇中略右之通可ㇾ被ㇾ心得ㇾ候　八月〇慶應元年廿七日

腰指

〔陰德太平記 五〕武田光和合戰之事
內藤彌四郎日輪ノ卓物ニ、御幣ノ腰刺シテ、唯一人踏留テ戰フヲ見テ、〇下略

〔藤葉榮衰記 中〕盛隆公高倉城攻落給事
角テ盛隆公〇岩瀬安積高倉へ被ㇾ向、〇中略御馬廻御步行ノ衆、火威ノ步具足ニ袖ナシノ紅ノ羽織ニ、大ナル金ノ丸ヲ後ニ付テ、腰指ニハ金ノ團扇ヲシテ、二三百人前後左右ニ付隨ヒ、屋形ヲ守護シ奉ル、

〔奧羽永慶軍記 九〕安積合戰事
政宗聞キ給ヒテ、綱元ヲ召サレ、先ニ父入道ガ忠死ノ事ヲ弔ラヒ、扨モ汝ガ母ノ衣ヲ得テ腰差ニセシ志ノ程、今日ノ鑓ノイタシ樣神妙也ト、感狀ヲ賜リテ、其腰差ヲ汝ガ家ノ吉事トシテ、子孫ニ讓リ傳ヘヨト宣ヘバ、綱元畏リ候ト申ケルガ、其後ヨリ彼ノ絹ヲ腰小旗トシテ、茂庭ガ家ノ匂ヒ色ニ橫筋トイヒ傳ヘタリ、

〇按ズルニ、腰小旗ノ事ハ旗幟種類條ニ在リ、參看スベシ、

〔大友興廢記 十六〕高森伊豫守志賀道擇に加勢所望事
夜をこめての軍なれば、豐後勢はもがり竹にすみ取紙を付て、あひ印の腰指なり、

番指物

〔續撰淸正記 六〕常に定をかる、軍法の事
大小の小性組馬廻組、總の番指物は、右のごとくなる切割去なひを白練にて仕り候也、

〔藤堂高虎年譜略〕六月〇慶長五年十六日、神君〇德川家康東征先驅ノ命ヲ受テ、公大坂ヲ發駕シ玉フ、〇中略番指物ハ白地四半ニ朱ノ餅、二尺四方程、

指物持

雜紋

〔御撰大坂記 十六上〕天和松平陸奥守書上　先祖松平陸奥守政宗事跡
鐵炮三百挺、鑓貳百本、弓百張、紺地に白九曜之羽織を著、黒ゑないの腰指をさし、〇下略

〔武功雜記 上〕森美作守殿ツヤラノゴトク皮袋ヲ致シ、其内ニ旗絹ト番指物ヲ入、江戸上下ニツヽラ馬ニ付アリカレ候、

〔殿居嚢 後編〕五奉行御番方指物略圖　大目付　御作事奉行　御普請奉行　御目付　御使番
赤槻白地四半　兩様之内任意用之　白地四半五文字 下有二面々印
御小性組　切裂撓面々出　一番、赤、下同〇圖略　二番 上淺黄、下赤、　三番、赤白段々、　四番 上下黒、中白、　五番、黒白段々、　六番、白、

〔明智光秀軍役證文 武家名目抄職名二十四上所引〕軍役之條々〇中略　一指物持一人、

〔細川幽齋覺書〕一人の目に立指物をさし、自然跡に用など有とて、其指物をさしながら跡へかへり候へば、脇より殊の外見苦敷物にて候間、慥成ものに指物をもたせ置、其身は歸り用を調可申事、

〔武家名目抄 職名二十四上〕指物持　按、指物持は、馬印持とおなじ程の所役なれば、これも小者の役とみゆ、なべて指物は應永より後にいできしものと思はるれば、いにしへ此役なかりしは勿論なり、大凡永正大永の頃より、誰も〳〵指物さすことゝなりしからに、おのづからこの所役もいできしなるべし、但指物は一身の標にて、接戰の時は必插む物なれば從者にもたするは、行軍或は退口など時宜によりて、便利ならんためなり、

〔北條五代記 一〕小田原北條家旗馬志るしの事
見しは昔、北條氏直公時代、關八州の武士の旗、家々に傳ふる紋をあらはし、さし物は其身一代にかはると見えたり、おもひ〳〵のさし物、品様々の紋あり、其程に我指物に似たる紋あれば、他の家中たりといふ共、由來を尋ねとがむる、其上はまれなくして異様をこのみ、分際に過たる紋の

馬印

さし物をば見る人あざける故、身に應じたるをさしたり、

〔蒲生氏郷記〕蒲生源左衞門、寺村半左衞門モ分捕高名仕ル、彼等ガ指物忝モ御手ニ取セラレ、此指物眞先ニ進デ見得タリ、手柄ナリト御諚ニテ、御羽織ヲ頂戴ス、

〔川角太閤記三〕御馬を早められ候へば、かんしやくの城下丸山と申小山江御馬を被上候、御ふくべを被立候、扨御旗本衆打續御馬印を見掛、海道は一面に御人數なり、彼山より御人數續き申體見下候に、金銀のさし物金の御のぼり見渡候、日の頃は朝一丈計も上り候時分なり、椎樫の木の葉に露たまり候に、朝日の光金銀のさし物色にうつろひ、木の間より雲すきに見下し候へば、色色の花など散ごとくにして、ケ樣成面白見物、上古も今日も難きはと、人々の氣いさみ渡り、城攻を一目、御人數の有樣を一目、雨を無障見物に、後々御供衆雜談にて承り候事、

〔續武家閑談三〕秀吉は秋月の長、荒平といふ處に陣をしめ、雨日逗留ありて仕置を申付、肥後へ押給ふに、鍋島加賀守を始、皆先手を勤けるが、西國衆の出立甚だ見ぐるしく、中にも差物を受筒にさすと云事をしらず、繩に結付て脊にさし、肩にかたぐるも多し、上方勢手を打て笑ければ、加賀守秀吉へ此由を申ければ、上方の者共國々のならひを知ずして笑ふぞ不覺也、左候はゞ罪に行ふべしと戒めたまふゆゑ、巳後笑ふものなかりし、

〔武功雜記上〕一足輕ハ藪林ノ内モクヾリ行モノナレバ、指物ヲサヽセ候事ハ惡敷也ト、細川三齋、堀丹州ナド被申候事、

○

〔書言字考節用集七器財〕干施（ムマジルシ）軍器　同馬印　今按本朝所用永祿元龜以來之制也

〔倭訓栞中編三字〕うまじるし　馬印と書り、的率と一物也といへり、大將の旗本には大馬印といひ、士大將以下は小馬印といへり、信長の比より出來れりとぞ、

〔和漢三才圖會兵器二十〕𩍃幟　俗云末止井、幟圖居、〈正字通〉與的同字、

〔侫訓栞前編二十九〕まとゐ　軍陣のまとゐも的率の義なるべし、士卒を率ゐる目あてとする意なれば、纏と書はいかゞ侍らん、馬印と一物なりといへり、

〔本朝軍器考一旗幟〕馬ジルシトイフ物ハ、永祿ノ比ホヒ迄ハナカリシニ、元龜ノ比ホヒヨリ始レリトモ、信長記又ハ天文ノ比ホヒ、スデニ始レリトモイフ、相模ノ北條ノ家人、大道寺ト云フモノ、河越ノ夜軍ニ、本間トイフモノヲウチテ、ソレガ差物ヲ取テ、オノガシルシトス、是ヨリ小マトキトイフ物ハ始レリト、甲陽軍鑑ニハ見エタリ、今ノ兵家ノ説ニ、大馬ジルシ、小馬ジルシ、又大マトキ、小マトキナドイフ物アル歟、馬ジルシトイヒ、マトキトイフ、是一物ニシテ、名ヲ異ニス、或人ノイヒシハ、マトキトイフコトハ、甲斐ノ武田ノ家ノコトバナリトゾ、何レノ比ナランニモ、近キ世ニ出來シ物ナリ、サレド古ノ時、將軍ノ纛幡、隊長ノ隊幡ナドイヒシ類ニテ、異朝ニシテハ、中軍ノ座纛又ハ主將及ビ各營大將等ノ認旗ナドイフ物ノ類也、是モ始ハ其制旌旗ニ同ジカリシニ、日々ニ新ナル制出來テ、今ハ異樣ノ物多クナリタリ、甲陽軍鑑、信長記、北條五代記等ヲ併セ見ルベシ、

〔信長記十五〕馬驗之事

永祿ノ比マデハ、馬驗ト云事ナカリキ、元龜ノ比ヨリ、初リ、次第ニ長ジテ、今ハシルシノ要トス、〇中略

一升形ニ金ノキリサキ　信忠卿〇織田　一金ノカラカサ　信雄卿〇織田　一金ノ杵　三七殿〇織田

一狐簞ニ金ノキリサキ　秀吉卿〇豐臣　一白キ吹ヌキ　佐久間右衛門尉信盛　一エツル竹ニ金ノ短册　丹羽五郎左衛門尉秀長　一金ノ五幣　柴田修理亮勝家　一金ノ三ツダンゴ　瀧川左近將監一益　一金ノフンドウ　大和大守筒井順慶　一菅笠三蓋　佐々内藏助　一金ノツリ笠　河尻肥前守　一白紙ノシデシナヒ　明智日向守　此外數多有ツレドモ、同篇ナルハ闕之、信盛ノ吹ヌキサヘニ愛ニ及ブ事、イカヾナレドモ、大臣ナレバ記之、

〔武功雜記上〕馬印是亦信長ノ時出來ス、〇中略朱ノカラ笠、信長馬印マスノカク城之助殿へ被遣候、

〔出陣日記〕一大永二年、朝倉入道の時、白井勝胤馬印に打輪を指候、如何之由得御意候時、此儀子細

有之間、せう〳〵にはある間敷事之由被仰候なり、

〔北條五代記一〕小田原北條家旗馬じるし事

氏康は〇中略馬じるしは五色に段々の大のぼりなり、

〔常山紀談十八〕東照宮金の七本骨の扇に日丸付たる馬印は、三河の設樂郡牛窪の牧野半右衛門がしるしなりしを、永祿六年に乞得させられて、馬驗となし給ふ、夫より前の御しるしは、厭離穢土欣求淨土の八字を書たるにて、大樹寺の登譽が筆なり、そのしるし明暦丁酉の火災にかゝれりと云り、

〔武功雜記上〕信長公中國御攻候時、太閤を大將に被遣、其時是は中國にて被指候へとて、朱傘の御馬印を太閤に被下候、太閤は其以前より御ゆるし無之候とも、朱傘御指候へ共、信長公御立腹も不被成候事、

〔信長公記十五〕六月〇天正十年朔日、小澤六郎三郎烏帽子屋之町に寄宿在之、信長公御生害之由承、此上者三位中將信忠卿御座所へ參り、御相伴可仕之由被申候、亭主を初隣家之者共走寄、二條之御搆も早取卷候間、御一手不可成候、所詮隱置扶可申候間、被罷退候へと、色々異見候へども、無同心身方之體にもてなし、纏を打かつぎ町通二條へあがられ候、

〔太閤記六〕丹羽五郎左衛門尉長秀志津ケ嶽之城へ籠入事

丹羽五郎左衛門尉長秀、すは〳〵時は今なり、總がゝりにかゝれや者共と、金の馬じるしをふらせ、噇とかゝりしにこそ、玄番允佐久間久右衛門が勢、總敗軍には成にけれ、

〔太閤記九〕池田勝入父子討死之事

金の扇の馬驗、嶺わきより朝日の出るが如くおし上たり、扨は德川殿これにましまし〳〵けるよと、諸人見おどろき、うしろ足をふみ初しが、〇下略

〔奥羽永慶軍記八〕檜原大鹽合戰ノ事

伊達ノ先勢相近付、関ヲ作テ鐵砲ヲ討合ス、纒ヲ先ニ押立、色ヨキ武ノ具鎧フタル若武者、匝フリアゲ下知スル所ヲ、穴澤急度見テ、是ゾ然ルベキ大將ト思ヒ、鐵砲ヲ以テドウト打、〇下略

〔陰德太平記七十三〕龍造寺政家降參事

黑田孝高ヨリ、當時京都ヨリ東ニハ馬幟刺物昇アリ、中國ニモ京勢ト一同ニシ給テ宜候ベシ、來春ハ殿下御下向可有ナレバ、其中如何樣ニモ被定候ハンヤト被申ケル程ニ、尤可宜トテ輝元ノ馬幟ハ、一段ノ鳥毛上ニ白キ棗駝ヲ付ラル、元長ハ徑リ三尺ノ竹ノ輪ニ四隅取紙ヲ付、上ヲ折掛ニシテ四半ノ絹ニ吉文字二ツ書レタリ、隆景ハ二段ノ鳥毛ニ、上ニ黑キ棗駝ヲ付ラル、黑川孝高ハ從來輪拔ニ角取紙ヲ付ラル、何モ昇ハ家々ノ紋也、差物ハ諸士思々ニ拵ケリ、

〔蒲生氏鄕記〕關白樣〇秀吉數萬騎被召連、板原ト云野山得御動座有テ、金ノフクベノ御馬印ヲ打フラセラレ、関ノ聲作カケ〱給、

〇按ズルニ、秀吉ガ其馬印ノフクベヲ漸次ニ增加シタルコト、眞書太閤記等ノ如キ俗書ノ外所見ナシ、

〔豐後陣聞書〕石垣原合戰次第井上九郎左衛門尉如水公江言上之事

如水公白キ四半ノ小馬印ヲ御持被成、實相寺山へ御著陣、

〔藤堂高虎傳記拔書〕高虎公內々御陣用意等仰付られ、〇中略大馬印赤大吹貫にて、〇下略

〔混雜錄〕慶長十九甲寅年冬十月、大坂表御出陣ノ御催ノ節、日々兩上公〇德川家康、秀忠、高虎公ニ御內談トカヤ、其巳前ヨリ、武州二ノ丸御普請、高虎公御一人御造營之處ニ、被相止、即日急速トシテ、龍口公館ヨリ御馬印〇近來マトキト稱ス進發、有合ノ諸士數騎被召具、御進發ナリト云々、

〔南龍公言行錄上〕御陣觸有て、尾張樣江者黑地に白き葵の丸付たる御旗五本、御幟は白き御紋付

馬印持

たる朱の大四半也、○中略　大坂御陣前に、頼宣君大纒は朱の六幅掛の四半に白き丸也、

〔福富覺書〕播部頭殿○井伊直孝御旗は、赤地に井桁の紋を付、御馬印赤きちりめんのはいとりなりに致、長一間三尺計に相見申候、大旗は十三本、地はキヌにて赤旗、吹流も赤き絹、八幡大菩薩と書、但書付は白く御座候、

〔平塞錄五〕右衞門佐殿○黑田長政モ、○中略輪抜ケ白絹切カケニ赤熊ヲ出セシ圓居ヲ眞先ニ押立、

〔黑田家譜附錄〕黑田家旗幟　一大馬幟吹貫は、輪の渡り五尺餘、白絹長さ二間也、其內本壹間は縫合、末壹間は九幅各わかる、初は十二幅なりしゆへ、張立てば殊外大也、尋常の力者にては立がたし、○中略此大馬印餘り大にて、進退不自由成ゆへ、長政朝鮮より中比歸朝の時、如水へ相談して、三幅除きて九幅とす、後の朝鮮陣には、九幅の吹貫をもたせらる、九幅に成りても吹貫の輪の大サは拾二幅の時に替らず、

〔黑田家譜附錄〕黑田家旗幟　又此外に小馬印あり、奉書の切さき紙を用ゆ、又絹にて側したるも有之、

〔甲陽軍鑑品第四十三十五〕信玄公軍法之御挨拶人

一武者奉行、旗奉行、一切自身のはたらき大き成けがなり、付タリ總旗、馬じるしと分て兩奉行なり、

〔武家名目抄職名二十四上〕按、馬印持は旗奉行の被管にして、小者の職掌なり、抑馬印は文祿永正の頃に、始て大名諸家にてつくりいだしたるものなれば、其所役も亦室町家にはあらざりしを、織田豐臣の兩家武家の上將となりて、馬印を持せしより、將軍家にも此職を設けらるゝならひとなれり、其人の品は中間よりもくだれる所役ながら、主將の傍をはなれざるを專務とすれば、身もすこやかに、心もかしこきものをえらばれしなるべし、

笠印

〔板坂卜齋記 中〕四日(慶長四年九月) 三嶋廣間へ渡御候て、馬ゑるしは熱田へ持て行待候へと上意、御馬ゑるしに奉行もなし、御馬印持候御小人もちて、熱田へ行、

〔淸正記 一〕亂たる敗軍の勢なれば、耳にも不入散す、淸正傍にある者は、庄林隼人、森本義大夫、栢原藤五郞、池田甚太郞、和田竹丸、弓持の水谷安之丞、馬印持の善吉、草履取の乙若、大吉、ひけ大工甚七なり、

〔和漢三才圖會 二十兵器〕幖(かさじるし)(音標俗云、笠幟、幟音熾) 廣韻云、幖、頭上幟也、立木繫帛於上、 按幖和訓非笠幖、凡插頭訓加左須、是乃插頭標之略乎、今制以帛如短册樣、繫於胄天邊(胄巓有標者鏁著于此)

〔倭訓栞 前編六加〕かさじるし 古へ笠縫などきこえし、雨を禦ぐのみならず、武備とも見えたれば、漢に氈笠などいふ物の如く、鐵胄の制その始め笠に事起りしよりの名にやといへり、(○中略)一說に笠幟の義にあらず、插頭標の略也、今帛を胄巓にかく、其形短尺の如し、西土にいへる絳旗なるべしともいへり、

〔本朝軍器考 一旗幟〕笠標トイフ物ハ、大將軍ヨリ下兵士ニ至ル迄、各甲胄ニツク、異朝ノ昔シニハ徽幟トイヒ、近世ニハ盔旗ナドイヒシ物ノ類ナルベシ、我國ニテハ、淨見原天皇(○天武)不破宮ニマシマシテ、紀臣阿閉麻呂、村國連男依等ヲ大將トシ、兵ヲ分チテ、近江ノ朝廷ニムケラレシ時、男依連ガ軍ハ、不破ヨリ出テ、直チニ近江ニムカフ、其衆近江ノ師トワカチ難カランヿヲ恐レテ、赤色ヲ以テ衣ノ上ニ著ケシトアルハ、(日本紀)此物ノヨリテ起レル所ニゾアルベキ、源平盛衰記ニ衞府ノ弦袋ヲモ、笠注トイヒ、今川ガ難太平記ニハ、馬ニ著シ幟ヲモ、笠驗トイヒシカバ、甲胄ニツクル物ノミ、カクイフニモアラズ、サレバ胄ニアルヲ笠標トイヒ、袖ニアルヲ袖標トイフナドイヒ傳フル事ハ、殊ニ近世ノ俗ナルベシ、但シ此物名ヅケテ笠標トイフ事、イカナルイハレアリトイフ事ハ、イマダ所見アラズ、(○下略)

〔出陣日記〕一ほろ笠じるしは赤が本也、本説赤ばかまといふ也、

〔高忠軍陣聞書〕具足のかさじるしをば、具足きてはやがてとく也、

〔兵具雜記〕笠驗之事〇圖略　一笠驗は絹一はゞをひらぐけにて、すそぬいを表へ成すべし、手はくみにても、又ごめん皮をほそ〲拵てむすぶべし、手の間三寸八分、さほ竹にても、又は針がねにてもするなり、　一中笠驗の事　絹二はゞをはたぬいに縫べし、上下にくゝり有、上にはほそく竹を入る、下のくゝりにはほそきくみを入て、風に前へ吹まわされぬやうに、くみのばしを甲のふき返しの内へつる緒有、其に付るなり、笠じるしは家の紋有べし、　一小笠驗之事　はたばり九寸、ぬるでの木をほそくけづりて入て、錦にてつゝみて、あゐがはにてくけとゞむべし、手もあゐがはなり、〇圖略　長一尺三寸、はたばり九寸、錦の時は銘文金銀、せいがうの時は黑字を用なり、勘請の下、家の紋有べし、小笠驗是也、

〔武將記〕武家名目抄旗幟三上所引　笠驗、地ハ旗ニ同キ也、主ノ意ハ家ノ先規ヲ可守、雖然此道ノ深キ心ヲ習可用也、色ハ主ノ心ニ任ス、長二尺八寸、又一尺八寸、又ハ一尺二寸、廣一尺八寸、又ハ一尺二寸、又ハ九寸、至テセバクハ二寸八分也、此中ヲ能々敎合スベシ、

〔平治物語〕二信賴降參幷誅戮事

法師一人笠驗ヲ見ントヤ思ヒケン、實シカラズ野伏モナクテトテ、松明振擧ゲテ近付ケバ、〇下略

〔平家物語〕八法住寺合戰事

御方ノ笠ジルシニハ、松ノ葉ヲゾ付タリケル、

〔源平盛衰記〕三十二法皇自天台山還御事

義仲ハ〇中略折烏帽子ニ黑革威ノ鎧ヲ著シ、笠符ヲ左右ノ袖ニゾ付タリケル、

〔五武器談〕源平盛衰記笠印を左右の袖に付と云は、袖じるしなり、袖じるしをも笠じるしとい

ふ事也、

〔源平盛衰記三十五〕義經院參事
鎌倉兵衛佐頼朝舍弟九郎義經、生年二十五歳、今度ノ大將軍ト名乘ニ合テ、鎧ノ袖ニ南無宗廟八幡大菩薩ト書付ケリ、是ニ軍將ノ笠璽ト見エタリ、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月八日丙寅、下河邊庄司行平依仰調獻御甲、今日持參之、開櫃蓋置御前、相副紺地錦御甲直垂、上下御覽之處、冑後付笠標、仰曰、此簡付袖、爲尋常儀歟如何者、行平申云、是曩祖秀郷朝臣佳例也、其上兵本意者先登也、進先登之時、敵者以名謁知其仁、吾家自後見此簡可必知其先登之由者也、但可令付袖給否、可在御意、調進如此物之時、用家樣者、故實也云云、于時蒙御感、

〔太平記十五〕主上自山門還幸事
其時ノ降人一萬餘騎、皆元ノ笠符ノ文ヲ書直シテ著タリケルガ、墨ノ濃キ薄キ程見エテアラハニシルカリケルニヤ、其次ノ日、五條ノ辻ニ高札ヲ立テ、一首ノ歌ヲゾ書タリケル、
　二筋ノ中ノ白ミヲ塗隱シ新田々々シゲナ笠符哉

〔太平記十七〕義貞軍事附長年討死事
主上ノ恩賜ノ御衣ヲ切テ笠符ニ付タル兵共、所々ヨリ馳集、

〔梅松論下〕未の剋〇建武三年三月二日計に、香椎宮の御寶前を過させ給ふ所に、神人等杉の枝を折持て、申けるは、敵は皆笹の葉を笠印に付て候、是は御方の御笠印なるべしとて、兩大將より始奉て、軍勢の笠印にぞ付させける、

〔難太平記〕故殿笠じるしを思案し給ひけるに、あか鳥を馬に付ばやとて、其夜俄に付られき、

〔豫章記〕大高〇重成通遠〇河野ノ鎧ノ草摺無手ト摑ンデ、中ニ提テ申ケル樣ハ、是程ノ小者ト組デ、勝負ヲスマジキトテ、指除テ鎧ノ笠璽ヲ見レバ、折敷ニ三文字也、

〔相州兵亂記〕三權現山合戰之事

神奈川ノ住人間宮ノ某ト名乘テ、黑鎧ニ四ツ目結ノ笠印濱風ニ吹カザシ、〇下略

〔清正記〕三清正手を打、日本人の弓矢の風をおらんかい人にみせん、〇中略さらばほいれくの者案內者を可仕、かの所へ押寄べし、味方打なきしるしには、ほいれく人五百に、何も南無妙法蓮華經の文字を書、笠に付させ、先へ押立、おらんかいの內ゑんたんと云城へ押寄、

〔校合雜記〕二石田三成が家人、松井又右衞門山中〇內市を突伏て其首を取けるに、笠章を見るに文字あり、是を取添て、主人の實驗に備ふ、其言葉に曰、

今日之鬪に可極高名、若不然者討死而可守義者也、

月日　黑田如水內　山中市內

討るゝも討も由ある武士の道より外に行く方ぞなき

〔源平盛衰記〕十三高倉宮信連戰事

衞府ノ官ハ淺位ナレバ、地下ニシテ致奉公、直人ニ紛ルベキニ依テ、內侍所ノ御貌ヲ學テ、紘袋ヲ賜テ、左右ノ兵衞尉赤皮、左右ノ衞門尉藍皮、是ヲ以テ侍ノ品ヲ知、國王ノ御寶ナレバ、可遁非分難笠注ナリ、

〔貞丈雜記〕十一武具一笠しるしと云は、元來胄に付る驗なる故、笠しるしといひたる也、後には笠驗と云は、すべて物のしるしの事にいひ習して、袖に付るをもかさしるしと云ひし也、太平記卷八、主上自ラ令修金輪法給條笠印なくては同士討も有ぬべしとて、白絹を一尺ヅヽ切て風といふ文字を書て、鎧の袖にぞ付させられけるとあり、又寐覺記に、衣裳は富貴の笠印也とあり、何れも皆ただしるしの事にいひたる也、

〔長門本平家物語〕十兵衞佐殿〇賴朝の御船にてやあるらん、又敵の舟にてや有らんとて、弓の弦し

袖印

めして用心して有けるが、船は次第に近付、これを見れば、まことに兵衛佐殿の御船なりと笠ゑるしを見付て、三浦の船よりもかさゑるしをぞさしあげたり、

〔武器考證十五〕此かさゑるしは甲冑のゑるしを云にあらず、舟ゑるしを云なり、昔の詞には何のゑるしをも笠印と云しなり、

〔長門本平家物語十八〕新中納言知盛の舟の眞先に出來ければ、なぎさより叓なる舟は誰舟ぞといふ、舟より答けるは、東國のやつばらの君の御かさ印見しりまゐらせぬ者やある、名乘れと申せば、齋院次官親能と申、

〔太平記八〕主上自令修金輪法給事附千種殿京合戰事

笠印ナクテハ同士討モ有ヌベシトテ、白絹ヲ一尺ヅヽ切テ、風トイフ文字ヲ書テ、鎧ノ袖ニゾ付サセラレケル、

〔岡本記〕そでゑるしのつけやうの事、一のいたにうらのかたにみところのををおびするごとくにむすぶ也、いづれもけをかけて、うらへ引とほす也、猶口傳あり、

〔兵具雜記〕袖驗之事略○圖　袖ゑるしは、袖の毛をかぞへて、備中よりも一ッ前へよせて付なり、袖ゑるしは射向に神明八幡大菩薩、いさゝか前へよせて書べし、一袖驗は鞘を二ッに折て、中をたち候、長さは袖二たけにすべし、何も折のすそぬいは表になすべし、ふつうには、鞘を四ッに折て、立たけは、そで一たけに、そでのさね二まいだけにするなり、

〔日本書紀二十八天武〕元年七月辛卯、天皇遣紀臣阿閉麻呂、多臣品治、三輪君子首、置始連菟、率數萬衆、自伊勢大山、越之向倭、且遣村國連男依、書首根麻呂、和珥部臣君手、膽香瓦臣安倍、率數萬衆、自不破出、直入近江、恐其衆與近江師難別、以赤色著衣上、

〔參考平治物語一〕從六波羅被立早馬於紀州事

又、〇京都本杉原本牛井本云、御熊野ニ頼ヲカクル諸人ノカザシニサセル、ナギノ葉ヲ射向ノ袖ニゾ附タリケル、

〔平治物語 一〕清盛六波羅上著事

大武清盛ハ先稲荷ノ社ニ参リ、各杉ノ枝ヲ折テ鎧ノ袖ニ差テ、六波羅ヘゾ著ニケル、

〔甲陽軍鑑 九下 品第二十八〕鐵砲は弓の衆のあひだにたち、矢五ツはなしてから、うちはじめよと、五人に一人づゝ指引の役者をつけ、其役者をもかちだゝせ、指物をも取おき、しろき練を一尺五寸づゝにきり、横に一はゞにして、黒く一の字をかき、袖しるしに付させ、〇下略

古事類苑

兵事部四十八

麾 軍扇 併入

金鼓

貝

鐘　同

采配

古事類苑

兵事部四十八

麾 軍扇併入

麾ハ主將ノ之ヲ執リテ士卒ヲ指麾スルニ用ヰルモノナリ、麾ニハ采配アリ、團扇アリ、采配ハ或ハ采ト云ヒ、或ハ直ニ麾ノ字ヲ用ヰル、其形拂子ノ如キモノニテ、細キ紙ヲ束ネ、或ハ犛牛ノ尾ヲ用ヰル、團扇ハ具ニハ軍配團扇ト云フ、形狀ニ據リテ名ヅケシモノナリ、其間此二物ヲ藉ラズシテ指麾セシモノアリ、上杉謙信ノ青竹ヲ用ヰ、德川家康ノ拳ヲ以テセシガ如キ是ナリ、

軍扇ハ軍中ニ於テ用ヰル所ノ摺扇ニテ、始メハ平日常用ノ物ヲ把リシガ、後ニハ別ニ一種ノ扇ヲ製作シテ之ヲ用ヰタリ、

〔書言字考節用集器財七〕采幣(サイハイ)采配、再拜並同、 白旄(ザイ) 麾同

〔玉篇庶部十四〕麾許爲切、指麾也、亦作𪎭、

〔廣韻支一〕麾說文曰、旌旗所三以指一レ麾也、亦作レ𪎭、許爲切、六、

〔本朝軍器考三節鉞〕近代主將ノ執テ軍ヲ指麾スル物ニ、或ハ左以、或ハ左以波以ナドイフモノ出來ヌ、隊長ナドノ類ハ、主將ヨリユルシ給ラネバ、執ル事ヲ得ベカラズ、其制紙ヲ細クタチテモ、又犛牛ノ尾ニテモ作ル、是古ノ節旄麾旄ナドイフ物ノ遺制トヤイハマシ、此物亂タル世ノ俗ニ始タレバ、シカルベキ文字モアラズ、按ズルニ、マヅ左以トイフ事ハ、山鷹トテ角鷹ナドツカフ時ニ、紙

ヲ細クタチタルヲ、竿ノ頭ニ團結テ手ニスル事アリ、鷹ノ善習得タルハ、其左以ノ指麾スルマヽニ、諸鳥ヲ下リ蹤ツ、將帥ノ軍ニ令スルコトコレニ似テ、其物ノ制モ相似タレバ、其名ヲ取テカク名ヅケシナルベシ、鷹ツカフ左以ハ麾トカク、田獵ニ建ルトイフ、周禮ニヲノヅカラ合タルニヤ、又其義ニヨリテ、此字ヲ用ヒ來レルニヤ、クハシキ事ハシラズ、俗ニハ又不計利ナドモイフ物ニヤ、サラバ左以トイハンニハ、麾ノ字ヲ用フベキ事也、

〔軍用記五〕麾の事　麾も是を以て引かけの指揮したる事、古書にはかつて見へず、是も信玄謙信の頃より用ひはじめしなるべし、近代の書に源頼義朱さいはいを新羅三郎義光に賜ひしよし、玄るしたるものもあれども、古書に是なく僞說也、とるにたらず、ざいといふ事、鷹をつかう道具にざいといふものあり、竿の先に切先紙を付たる物也、軍にもちゆるものも、鷹のさいに似たる故、ざいと名付しなるべし、又さいはいともいふ、さいはいは裁配成べし、人數を裁配する器なる故の名なるべし、采幣、采牌、再拜などゝ書は、詞に付てのあて字成べし、〇中略

頭註 合戰の場は物さはがしくて、口上にてはきこへざる故、團扇扇麾にて相圖をする也、此相圖も二三十間、一丁、二丁も遠く備へば見へがたし、依之貝太皷其外鳴物の役者は大將の近所に居て、大將の團扇、あふぎ、麾等をふりつかひやうを見て、夫に隨つて相圖の鳴物をならして、諸軍へ告知すなり、其鳴物を聞て、備々の侍大將も麾扇團扇を打ふつて、手下の指揮するなり、

〔武邊叢書五〕東照神君御麾水野氏所賜〇中略　御麾ハ拂子ノ如クシテ、其毛ノ尾ヲ丸キ筒金物ニテ取纏メ、其尾筒ニ革ノ紐ヲ通シ、柄ニ結ヒ付ルナリ、其毛ハ髦牛ノ尾也、直ニ尾筒ヨリ切テ、軸ヲ入タルヤウニ見ユル也、毛細クシテ縮ミアリ、長サ二尺七寸、毛ノ本ノ方ヲ捻リ見ルニ、尾筒ノ莖三寸許アリ、牛角ノ如ク少シ曲リアリ、髦牛ノ尾、俗ニカラノカシラト云、　緒杉立菖蒲革、紐通シノ穴鵐目アリ、銀紐結メ外ヘ見エズ、　尾筒ノ莖軸ヲ冠ラシム、軸赤銅ナヽコ、フチ金ヤキツケ、上ニ御紋

兩方ニ日月アリ、日ハ金徑五分、月ハ銀徑五分半、軸上ノ徑八分、麾ノ柄長サ二尺一寸五分、黑ヌリ、木ハ勝軍木ヨリ重シ、鯨髭亦ハグマ柳ノ類歟、上下サカワ銀カナモノ、柄下ヨリ七八寸バカリ上ヨリ少シ太クミユル、紐ブサ迄四尺一寸ヘビグチ不計、色紫フサ長三寸、

〔淺井三代記九〕朝倉勢佐和山表働の事附南北和睦事

定賴卿〇六角は朝倉よりの加勢と見て、本陣へ人數を引取備へなをして、一戰とぐべきと人數引とらんとせし處を、宗滴〇淺倉太郎左衞門入道采拜を取て馬煙を立て馳向ふ、

〔總見記二〕尾州浮野表兩度合戰事

扨モ犬山勢合戰難儀ノ由聞召サレ、信長公自身采拜ヲ振テ、取テ返サセ玉ヒケレバ、御馬廻ノ衆我モ〳〵ト返シ合セ、敵兵ヲ追立ル、

〔甲陽軍鑑十下品第三十二〕景虎、三月〇永祿三年中旬に相摸の小田原へ押込、既に蓮池まで亂入に、心もとらぬ關東侍大將衆に、少も機遣なく、甲を脫、白布の手巾をもつて、桂包と云物に頭をつゝみ、朱さいはいをとりて、諸手へ乘わり下知し、人をいきたる虫程共思はざる景虎のふりを見て、〇下略

〔大友興廢記十七〕なすみ松合戰の事

道雪は先年雷にあたつて、かたわに成し以來、戰場の働も輿ならてはかなはず、さは有といへども或時は采配をあげ、また或時は拍子木をたゝき、懸引の下知に勝利有て、名譽の大將なれば、旗本を敵のために破らるゝ事更になし、

〔筑紫軍記七〕有馬修理大夫則賴事幷龍造寺隆信討死之事

隆信〇龍造寺ニ屬從フ人々ニハ、〇中略嶋原ノ城ヲ七重八疊ニ討圍ミ、飛箭ヲ以テ塀櫓ヲ打崩シ、埋草ヲ入テ堀ヲ埋ム、〇中略荒手ヲ入替々々責口ヲ一足モ引ズ、倘眼ヲ怒カシ、金ノ采幣ヲ振上、只討死セヨトゾ下知シケル、

軍配團扇

〔清正記　一〕主計、〇加藤清正茂助〇堀尾に被申けるは、一揆の奴原弓鐵炮をこそ持たりとも、たしなみの武士がてつぼううちあはせ、鎗を入つきくづしなば、なにかはたまるべきと、主計腰にさしたるわ。ら。さ。い。は。ひ。をぬき、ふりまはし、敵合十五六間ほどの間にて、鐵炮をたがひに放合、鎗を入よと下知す、

〔武者物語　上〕古き侍の物語に曰、德川家康公の御内本多平八郎康俊は、子息たちの鑓を稽古し給ふを見給ひて、大きに腹立也、其子細は戰場にをゐて鑓をつく事は小身成武士のわざ也、大身は人數をあつかふ再拜の振樣をよく稽古すべし、某なども小身成時は、自身の鑓をとりしかども、其後屋形樣より大身になされ候へば、今ははや自身の鑓さらにいらずして、再拜を取人數をあつかふせんさく計なり、汝等も平八が跡をふまゆる覺悟をとげ、再拜を振ならひ、人數をあつかふ分別こそよからめ、小身なる武士のまなびをする事無用なりといかられけると也、

〔書言字考節用集　七器財〕軍配團扇（グンバイウチハ）

〔本朝軍器考　三節鉞〕古ハ團扇ヲ執テ、軍ニ令セシ事モアリキ、上宮太子ノ執給ヒシ物也トテ、太秦ノ廣隆寺ノ寶藏ニ、今モアルヲ見タリシニ、其形蹶ノゴトクニテ、葦ノ長サ九寸許ノ廣サ八寸許ナル二枚ヲモテ、ウラオモテトシ、鐵ノ柄ノ二尺許リナルヲ中ニシテ、葦ヲ細ク截テ、メグリヲモ柄ヲモ夾縫タルニ、一面ニハ雲日、一面ニハ輪鉾ヲ漆ニテ彩畫ケリ、矢ニ中リテ破レシトイフ痕アルガ、實ハ火ノタメニ燒レタルト見エシ、ソノ物フリタルサマ、マガフベクモアラズ、遠キ世ノ物ニテ、其制又ヨノツネニ用フベキ物トモ見エズ、征戰ノ具タル事疑ベカラズ、今モ世ニ軍配團扇トテ、戰ニ臨ミテ、時日占フベキ法ナド圖シタル物アリ、此個何レノ代ヨリヤ起リヌラン、是モ軍師ヲ除クノ外ハ、ミダリニ執ル事ヲ得ズ、主將賜リテ後ニ執ルベシ、近代マデ、何某ハイヅレノ國ニテ、團扇ユルサレシナドイヒテ、眉目アル事ニゾシタル、此外摺扇ヲ執テ、軍ニ令シタル事ナド、

フルキ世ノ事ニ見エタレド、コレヲ執ル事、將帥ノミニ限ルベカラズ、義家朝臣執ラレシ所也トテ見タリシ物ハ、表ノ方ハ、雲母地ノ薄紅ナルニ、日形ヲ金ニシ、裏ノ方ハ、白キ雲母地ニ銀ノ月形アリ、日月ノ徑各四寸、竹骨ノ長サ一尺一寸二分ナル、十二本ニ、鍮石ノ鵄目アリテ、紅ノ打緒ヲ貫キ其末ヲ組ベリ、是モ上野國新田後閑ノ家ニ相傳ヘシ所ナリキ、

〔兼貞齋筆記〕一足輕頭ノ義ハ、〇中略下卒ハ臆レ安キ者ニテ、甚下知ノナラヌコトノヨシ、〇中略去ルニヨリ其氣質ヲ能呑込ミ、組子ヲツカフト申義甚六ケ敷處ニテ、中々容易ニ物奉行者頭ナド勤ラヌ役義ニテ、去ルニヨリ本采幣ヲユルスト申事ハ餘リ無之、士大將初昔ヨリ竹ノ先キニ紙ヲ角取ニシテ、二三枚付ケ用ヒ申候、古實ヲ申候ヘバ、本采幣ヲ用ヒ候テモ不苦事ニ候ヘドモ、又軍法ニ於テハ、スベテ物奉行物頭共ニ其氣量ヲ見屆、組子ノ取扱等モ格別ニテ無之ヲバ、采幣ヲユルスト申事ハ軍法ニテノ作法ニ候、

〔貞丈雜記十一武具〕一軍配團扇を以て懸引の下知をしたる事、前九年後三年物語、保元平治物語、源平盛衰記、平家物語、太平記等の古き軍物語に曾てみえず、軍配團扇は上古なき物也、甲陽軍鑑又三議一統に見たり、山城國太秦の廣隆寺に、聖德太子の團扇なりといひ傳へて、ふるき團扇あり、然れども軍の時用ひられし物歟、又實に太子の御物歟、いひ傳へのみにてたしかなる證據もなし、團扇を用るは、謙信信玄の頃より專に成しなるべし、古は皆扇を用ひし也、それも今の世の如く軍扇と名付て、鐵の骨にして地紙に漆ぬり、油繪など書事はなし、唯の地紙竹骨の扇也、緒を付たるは取おとさぬ爲也、

〔上杉憲實記〕大將軍ニハ光朝、〇結城七郎サビ月毛ノ八寸餘ノ駒ニ、白覆輪ノ鞍オカセ、小櫻威ノ鎧著、半月ノ指物ヲサシ打乘テ、大手ノ門ヲ押披、團扇ヲ上テ衆ヲ諫、眞先掛テ切テ出ル、

〔北條五代記六〕上杉輝虎武田信玄小田原へ働事

賜麾

信玄さき手の者酒匂の宿を放火し、即刻引返す時に至て、小田原より切て出追返し、敵敗軍す、氏康〈北條〉氏政〈北條〉團扇をあげて、もらすなあますな討とれと下知し給へば、〈下略〉

州古戰錄〈六〉國府臺後度合戰附里見太田敗北事

綱成〈福島左衛門大夫〉モ地黃八幡ノ指物ヲ所々切裂レ、鎧ノ袖甲ノ吹返ニ立處ノ矢三筋折掛、既ニ危急ニ迫リシ處ニ、子息常陸介氏繁鐵ノ團扇ヲ打振頻ニ下知シテ是ヲ救ヒ、敵方爰ニテ五十餘騎討レテ引退ク、

〔甲陽軍鑑〈十下品第三十二〉〕謙信〈上杉、中略〉三尺計の刀を拔持て、信玄公牀机の上に御座候所へ、一文字に乘よせ、きつさきはづしに三刀伐奉る、信玄公たつて軍配團扇にてうけなさる、後見ればうちわに八刀瑕あり、

〔鵞峯文集〈十七記〉〕記太田道灌軍配團扇事〈代太田攝津守資次〉

頃聞常陸國府中總社明神庫內藏古團扇、傳稱我家先祖太田左衛門入道道灌軍配之團扇也、懇請借見之、則以革製之、以黑漆塗之、朱書十二支字於兩面、而其外廓及柄共用鐵、其所握以藤蔓捲之、嗚呼隔二百有年、直見先祖手自所把者、可謂大幸也、於是新製其筥、撒金以飾之、繪家紋桔梗於其間、謹藏之而返納神庫、緬懷昔起一柄之風、靡八州之草、今對此遺器、則如見其人、誰不追感乎、況於裔孫拜閱其軍中指揮之器乎、欣歎何以加焉、乃記其事於筥蓋內、以爲他後之證、〈丁未孟秋〉

〔見聞雜錄〈武家名目抄雜六ノ一所引〉〕采配之僉議、甲州にては采配事家老外ば三十以下無御免、但し言の采配は廿五已上御免も有之、甲州にて采配御免と計有ときは、言の采配にて、扇を以て下知する古例也、尤軍陣中下知之采配之代に用るは、十二本骨にて多く鐵骨也、表十二支、皆紅を用る事、摩利支天之好給所の色也、中に八天狗將軍地藏大井立所あり、常に用る扇の十二本者不用事也、太平の世は武道の味疎略に成故、大將の外に用十二本骨事無、勿體、其上不遺常の器、同前に遺ふ事忌古

實、武士四季共平生用扇事、足輕已下を仕ふ事にも入事也、又指扇所不崩禮不忘武守運の器成る也、全招風之非器、本の釆配御免と言は、常々軍門に用る處の麾也、軍配釆配之不始已前は、扇を以て下知の第一とす、

〔小島景憲家譜 六ノ一所引 武家名目抄雜〕昌盛川中嶋合戰の擧に依て、二十八歳の時、武田家本の朱釆幣を被許候、

〔關八州古戰錄 十七〕秀吉公湯本著陣事

翌二日〈天正十八年四月〉家康公、大須賀國千代丸、忠政ノ合屬久世三四郎廣宣、坂部三十郎廣勝ヲ、宮根筋ノ物見ニ遣ハサレ、然シテ鞍ヶ原ニ於テ戸田三郎右衞門忠次ニ、御手自釆幣ヲ賜リ、當日ノ後殿ノ備ヲ命ゼラレ、宮根山ヘ御陣ヲ移サル、

〔菅氏世譜〕朝鮮にていつの戰にか有けん、長政公〈黑田〉みづから持給ふ再拜を、正利〈菅〉に給はり、兵卒の差圖をなさしめらる、此時既に足輕頭なりしが、みづからも再拜御免有て、手下の諸卒を下知しける、然ども此時再拜を給はりしは何の下知をせよとにはあらず、味方の先手つかへたるにより、是をすゝめよとの御事にて、みづから持給ふ再拜をば授け給ひけるとぞ聞えし、〈此時給し再拜、今につたへて家にあり、〉

〔寛永日記〕寛永十五年戊寅正月朔日、寄手ノ軍將板倉内膳正取白施、自ラ先登シ、塀際ニ犇ト付テ、揚白施味方諸軍指麾キ、掛ヨ攻ヨト下知ス、風甚强、陣中鳴動シテ不聞、適々見施塀ニ付ントスル輩モ、鐵砲如雨、一足モ進者矢庭ニ被打倒、仍持楯ノ陰ニ隱レテ不得進、　二月廿七日、于時黑田美作ト云フ者進出、君ハ御爲大樹捨命ト被仰、擧上下誰カ可惜命、年來厚恩有明朝、智者ハ不惑、勇者ハ不恐、就中某ハ年老今逢此合戰、遂討死可謂冥加、願ハ賜施冥途黃泉可致土產、望之、忠之暫物モ不言淚ヲ流シ、汝ガ志日比ニ不違、思明日之先陣ハ美作父子ニ免之可高名、則賜白施、美作大ニ悅

以竹杖代麾

押戴キ退出ス、

〔常山紀談二〕謙信は長さのみ高からず、左の脚に氣腫有て、あゆむ時足をひく如く見えしとなり、物の具する事は尠く、黒き木綿の胴服を着、鐵にて造たる小き車笠をかぶり、麾とる事も尠く、青竹を三尺許にして、杖の如く提げもちて、士卒を下知せられけり、梁の韋叡が竹如意の遺風なりとぞ、

〔常山紀談二十〕志貴野にて、上杉景勝先陣柵をやぶり、井上五郎左衛門を始として敵百計打取、大和川まで攻入る時、〇中略丹羽長重、景勝の陣に行て見れば、景勝將机に倚て城中をはたと睨み、物具もせずして青竹を杖につき、左右に軍兵三百計鎗を横たへ跪きて、紺色に日の丸の旗、毘の文字の旗二本に、淺黄の扇の馬じるし押立、しづまりかへりて長重を見むきもせず、長重も勇將なるが、後に人に語りて景勝を譽られけり、

雜載

〔常山紀談十二〕會津征伐の御時、東照宮下野小山の途中にて、左右の近習の人々に向はせ給ひ、我麾(ザイ)を忘れたり、あれなる小竹林に串になるべき細竹を切れと仰られしかば、則切て奉るを、たゝう紙をとり出させ給ひ、鞍の前輪におしあてゝ切裂てくゝり付、二つ三つ打ふり給ひ、景勝などを打破らんには、是にて事足ぬとの給へり、實に麾をわすれ給ふにはあらず、上杉家は父より巳來武勇の家にて、景勝驍將なれば人々あやぶむこゝろある故、景勝を侮らせ給ふの機を示させ給ひしにや、然る處に西國中國一同に御敵なりといひふらし、小山より引返させ給ふ時、又彼竹林を過させ給ふに、上方を攻破るには此麾も無用の物なりとて棄給ひけり、前後に大敵あれば人々危疑ひおそるゝ故に、猶々恐るゝに足ざるの機を示し給ふなるべし、

〔常山紀談十八〕東照宮御指の中節たことなり、年老させ給ひては、屈伸しがたくおはす、是はわかき御時より、數度の戰ひに、初の程は麾にて下知せさせ給へども、事急なるに及ては、かゝれかゝ

れとて、御拳にて鞍の前輪をたゝかせ給ふに、血流れて出る、かくのごとき事、幾度ともなき故となり、

○

〔書言字考節用集器財七〕軍扇グンセン

〔高忠軍陣聞書〕一具足きて可持扇の事、面は地をくれなゐに、日を圓く地にわたる程に可出、日の大小不定きんはく也、うらは地をあをく月を圓く可出、大小不定、月は白はく也、地はそら色なり、月の方の地には、星を出べし、星の數七、又十二也、ほしは白はく也、星の大小不定、圓くちいさく、月の兩方に可出、七ッの時は扇よるつかふときさきへ三ッ、身よりに四ッ成やうに可付、又十二の時は、一方に六、一方に六以上十二なり、星の置處不定、みはからひて置べし、面はひるの容也、浦はよるの體なり、骨は黑骨也、數は十二ねこまさしぼねたるべし、別式の扇よりは、まひろかるべし、廣さ不定、かなめをばかねにても、革にてもする也、いづれにても、此二色の內を可用、但かねはよかるべし、かねにてするは、かた〳〵にかしらをしてしんをとをして、かた〳〵に座を圓くして、とをりたるしんのさきを返して、ぬけぬやうにする也、扇の長一尺二寸金の定たるべし、(下略)

〔隨兵日記〕一あふぎのほねは黑ぼねたるべし、長一尺二寸、面は地くれなゐにして、日を出すべし、同裏は空色にして、月を出すべし、星は七たるべし、但十二時をかたどり、星十二も出すべし、但可有口傳、同かなめの事、御免革黑革にてもこしらふべし、同赤銅にてもすべし、口傳有、又扇のつかひやう、條々口傳有、同扇をつかはぬ時は、具足の右の方の引あはせにさすべし、猶口傳あり、

〔後松日記一〕軍扇てふものは、古きよには別につくらず、常のあふぎを戰場にももちける也、もとよりいにしへの扇は、紙も橋もいとようつくりたれば、おさ〳〵軍扇にかはるべからず、されば通はして持けるもむべなり、足利の代よりぞ、軍扇の製はみゆ、そは橋は勝軍木を黑漆にして、ね

こまをすかし、あるは八卦をほりたるもあり、表は日を出し、裏には月星などを出す、やんごとなきは妻紅にし、又裏をば花田に染たるも有りて、枝をつけ、あるは革をとふすもあり、東照宮の大高の城に粮米を入させ給ひし時、岩井某御馬にそひて走りぬるが、いとあつうて汗の出たるを御覽せられ、御軍扇を給へるをいまに持傳へ侍りつるを、みる事を得たりき、ほねは白竹地紙も白し、朱にて日を出せり、かたつかたによせて、いとちいさく藏人元康とかゝせ給へるは、御みづから遊ばしたるべし、

〔愚管抄四〕十一日〇保元元年七月の曉、さらばとてをひちらし候へといひいだされたりけるに、下野守義朝はよろこびて、日いだしたりける紅の扇をはら〳〵とつかひて、義朝がいくさにあふこと何か度になり候ぬる、皆朝家をおそれて、いかなるとがをか蒙り候はんずらんと、胸に先答へて恐れ候ひき、今日追討の宣旨をかうむりて、只今敵にあひ候ぬる心のすゞしさこそ候はねとて、安藝守清盛とてをわかちて、三條内裏より中御門へよせ參けり、

〔參考保元物語一〕主上三條殿行幸附官軍勢汰事
京師本、杉原本、鎌倉本並云、〇中略馬ノ腹帶ヲシメ、兜ノ緒ヲシメテ、既ニ打出ケルガ、馬ヲ控ヘ〇註略紅ノ扇開キツカフテ云ケルハ、義朝武勇ノ家ニ生レテ、此事ニ逢身ノ幸也、

〔長門本平家物語八〕忠綱〇中略平等院の前にうち寄て、みなくれなゐの扇ひらきつかひて申けるは、〇下略

〔源平盛衰記三十六〕鷲尾一谷案内者事
御曹司〇義經ハ武キ事ガラモ、優ナル詞ヲモ感ジ給ヒツヽ、皆紅ニ日出シタル扇ヲ以鷲尾〇經春ニタビ、是ニテ敵ヲ招キ高名仕レ、勳功ハ乞ニヨルベシトゾ宣ヒケル、

〔吾妻鏡九〕文治五年七月廿六日甲申、令立宇都宮給之處、佐竹四郎自常陸國追參加、而佐竹所令持

之旗、無文白旗也、二品令㕝之給、與御旗不可等之故也、仍賜御扇於佐竹、可付旗上之由被仰、佐竹隨御旨付之云云、

〔太平記 九〕山崎攻事附久我畷合戰事
尾張守高家〇名越ハ三方ノ敵追マクリ、鬼丸ニ著タル血ヲ笠符ニテ推拭ヒ、扇開仕フテ思フ事モナゲニ扣ヘタル處ヲ、範家近々トネラヒ寄テ、引ツメテ丁ト射ル、

金鼓

軍陣ニ響器アリ、皆兵衆ノ進退ヲ節制シ、其氣ヲ鼓舞スル所以ナリ、大角、小角ハ之ヲ吹クモノニテ、鉦ハ之ヲ敲クモノナリ、並ニ古ニアリテ後ニナシ、鼓ハ後世マデモ之ヲ用キレドモ、多クハ太鼓ト稱セリ、但シ其制古ニ比スルニ如何ナルヲ知ラズ、貝ハ螺ヲ稱スルモノニテ、其用古ノ角ノ如シ、鐘ハ又陣鐘ト云フ、其用古ノ鉦ノ如シ、故ニ或ハ鉦ノ字ヲ用キル、今之ヲ並ベ擧ゲテ、題シテ金鼓ト云ヒ、以テ角ト貝トヲ攝ス、而シテ專ラ歌舞ノ用ト爲セル事實ハ、名同ジキモ收メズ、

〔書言字考節用集 七器財〕金鼓(キンコ)

〔孫子 軍爭中〕軍政曰、言不相聞、故爲之金鼓、視不相見、故爲之旌旗、夫金鼓旌旗者、所以一人之耳目也、人既專一、則勇者不得獨進、怯者不得獨退、此用衆之法也、故夜戰多火鼓、晝戰多旌旗、所以變人之耳目也、

〔日本書紀 九神功〕九年〇仲哀九月、爰卜吉日、而臨發有日、時皇后親執斧鉞、令三軍曰、金鼓無節、旌旗錯亂、則士卒不整、

角　鉦鼓　太鼓

〔新撰字鏡 竹〕篍 于有反、去節吹、波良不、又九太、

〔倭名類聚抄 十三征戰具〕角　兼名苑注云、角本出胡中、或云、出吳越、以象龍吟也、楊氏漢語抄云、大角波良乃布江小角久太能布江

〔類聚名義抄 三角〕大角 ハラノフエ 征戰具　小角 クタノフエ

〔日本書紀 九神功〕九年〇中略十月、新羅王於是戰戰栗栗厝身無所、則集諸人曰、〇中略是言未訖之間、船師滿海、旌旗耀日、鼓吹起聲、山川悉振、

〔本朝軍器考 二金鼓〕古ノ制大ニ戰フ時ハ、鼓ヲウチテ進ミ、金ヲウチテ退ク、司馬法ニ凡旌旗金鼓ハ、大將ノ司ル所ニシテ、其要ハ耳目ヲ一ツニスルニアリト見エタレ、我國ノムカシモ又カクゾアルベキ、神功皇后ノ新羅ヲ伐セ給シ時、金鼓節ナク旌旗錯ヒ亂レナバ、士卒整ラジト令シ給シナド、日本書紀ニハ見ケリ、軍防令ヲ見ルニ、凡軍團ニハ團トハ聚也、軍士相聚ル所ヲイフ、各鼓二面、大角二口、少角四口ヲ置キ、兵士ヲ通ジ用ヒテ、鼓ト角トヲ通ジ用ユル也、角ノ事ハ下ニ見エタリ、番ヲ分テ敎習ハシメラレキ、〇中略但シ我國ニシテ此等ノ物ヲ、戰陳ニ用ヒラレシ事ノ始ハ、イマダ見ル所アラズ、神功皇后ノ紀ニ、此物スデニ見エシカバ、其因來ル所猶ゾ久シカルべキ、

〔本朝軍器考 二金鼓〕本朝ノムカシ鼓鉦ヲ用フルノミニアラズ、大角小角トイフ吹モノヲモ用ユ、スベテ此事ヲ鼓吹司ニツカサドリ、軍團ゴトニモ兵士ヲ通ジ用ヒ、番ヲ分テ敎習ハシメラル、〇中略其制モト異朝ヨリ出タル也、彼國ニハ今モ用フル軍器ナレド、我朝ニハ寶螺ヲ用ヒ來リショリ、此物ハスタリシニヤ、其制モツタハラズ、今モ邊地ニテ竹ヲ截テ管トシ、筒貝ト名ヅケテ吹ハ、彼角ノ遺レル制ニゾアルべキ、

〔本朝軍器考 二金鼓〕令義解ニ、鉦ハ金鼓也ト見エタリ、〇中略是等金鼓トイフ物ハ、金ニテ作レル鼓也、〇中略近世ニハ此事聞エザルニヤ、治承ニ熊野ノ那智新宮ノ大衆等、源氏ニ心合テ軍起シ戰テ貝

鐘ヲ鳴シ、ヨロコビノ時ツクレリナド、盛衰記ニ見エシハ、古ニ聞シ鉦鼓ニハアラズ、タヾ寺院ニ用フル所ノ物、同記ニ見エシ三井寺ノ合戰ニ、三院ノ大衆ノ會合ストテ、鳴シケン貝鐘モ同ジ義ニゾアルベキ、近世ニ至リテハ銅鑼ヲ用ヒテ鉦鼓ニカフ、鉦鐃今ノ銅鑼也ト、異朝ノ書ニモ見エタレバ(楊升菴說)彼國ニテモ近キ比ハ、銅鑼ヲ以テ、古ノ鉦鐃ノ制ト思ヘル也、サレド本朝ノ儀仗ニ設ラレシ鉦鼓トイフ物ハ、銅鑼ノ制トハ同ジカラヌ物也、

〔貝考〕角はこと國にて、古くより軍器に用ひしものなれば、これにならひて御國の古へには用ひたるに、後世には貝を以て角にかへたるなり、又邊土遠境に筒貝、竹法螺などゝ名付て、管を製し常に人をよぶといふ、このものは角の名殘にや、又其ものを軍陣に用ひしことの有けるにや、或家に豐臣太閤朝鮮征伐之時用ひしと云傳ふる竹筒あり、このものは御國にて造りて、かの國へ持行しものなるか、又かの國のものなるにや知がたし又こと國にも角に貝をかへたることあり、

〔甲陽軍鑑(品第四十二十五)〕押太鼓の事 九字を表す、他國はいかんもあれ、信玄流は如此、一押とまるによする、又作法に二ツ、一ツに序、二ツに破、三ツに急、口傳有、是となへ失たる時の爲記、

〔兼貞齋筆記〕太鼓貝ノ數ハ、其時ニ取テ定ル事、甲州家ノ秘事也、太鼓一ツ打立、二ツ打進、三ツ打折敷、貝ハ一ツ吹掛ル、二ツ吹ヒラク、三ツ吹集ルト云樣ニ、數ニテ其時ニヨリ、將ノ一心ヨリ極ルコト也、○中略右ニ有之貝ノ事、陰聲陽聲其時ニ至リ吹分ラレヌ事ユヱ、十數ニテ相濟候、

〔令義解(五軍防)〕凡軍團各置鼓二面、大角二口、小角四口、通用兵士(謂鼓角通用也)分番教習、

〔續日本紀(八元正)〕養老五年十二月辛丑、太政官奏、授刀寮及五衛府、別設鉦鼓各一面、便作將軍之號令、以爲兵士之耳目、節進退動靜、奏可之、

〔播磨風土記揖保郡〕大田里○中略鼓山、昔額田部連伊勢、與神人腹太文相鬪之時、打鳴鼓而○此間恐有脫字之、故號曰鼓山、山谷生檀

〔萬葉集挽歌二〕高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌
大御身爾、大刀取帶之、大御手爾、弓取持之、御軍士乎、安騰毛比賜、齊流鼓之音者、雷之聲登聞麻低、吹響流、小角乃音母、一云笛之音波敵見有、虎可叫吼登、諸人之、恊流麻低爾、○下略

〔儀式九〕三月一日於鼓吹司試生等儀○中略
塞陣東極町大路南北相夾各立楯一面、備楯領一人師及擔丁同上楯後備鼓各一面、○中略第五町北置鉦一面、南鼓一面、中央與鉦鼓平頭立幡一旒、幡後立將軍隊標、第八町南置答鼓北多羅羅鼓、第十一町南北相夾置多羅羅鼓、第十四町南北置多羅羅鼓、○中略訖吹部一人進就版、謂之節申、申云、將軍之處留、常留吹鼓鉦置天、朝日中夕夜半鷄鳴之時止、鉦三段擊、大角一節吹、小角一節吹久、擊鼓初音細久中大久、擊鼓二十四手遣一節止天之二行半擊八、擊手數六十手、次留小角一節吹久、此者時止申須、○中略次申云、集留軍乎、今波陣場留、楯領平解出往介止、將軍乃右鼓平擊上留、九段乎一節止天之三節擊、同鼓乎道往鼓留、六段乎一節止天之三節擊、○中略次申云、最後楯乎見天、將軍毛陣場留往牟止小角吹、小角乃吹上留鼓輪擊知、皮擊知、諸鼓擊知、小角乃覺波留答鼓擊惠良天、將軍毛陣場留至立奴、

〔三代實錄三十九陽成〕元慶五年四月廿五日壬寅、出羽國元慶二年、夷虜所燒盜、○中略大角六枚、小角八枚、鼓六十面、○中略是日有勅免除、以省交替之煩、

〔源平盛衰記二十九〕礪並山合戰事
樋口次郎兼光ハ搦手ニ廻タリケルガ三千餘騎、其中ニ太鼓法螺貝千バカリコソ篭タリケレ、

〔源平盛衰記三十三〕源平水嶋軍事
平家ノ舟ハ舟軍自在ヲ得タリケレバ、亂入テ散々ニ切、面ヲ向ル者ハスクナシ、舟耳ニ近付者ヲ

バ取テ海ニ入、底ニアル者ヲバ冑ノ袖ヲフマヘテ頸ヲ搔、城ノ中ヨリハ勝鼓ヲ打テ鬨ヲ懸ル程ニ、○下略

〔平家物語十一〕とを矢の事

大將軍源九郎義つねは、まつ先にすゝんで戰ひけるが、たても鎧もこらへずして、さん〴〵にいしらまさる、平家みかた勝ぬとて、しきりにせめつゞみ打て、おめきさけんで責戰ふ、

〔北條五代記八〕北條家の軍に貝太鼓を用る事

聞しはむかし老士物語せられしは、北條早雲氏茂、子息氏綱二代の軍は聞及びぬ、以後三代に至て數度の合戰にわれあひたり、それ大將軍戰場に出て、或は團扇を取て士卒をいさめ、或はざいをふつて下知する事、かんか本朝古今の例たり、扨又小田原北條家の軍に、貝太鼓を專と用る事、遠近共に諸卒等心指を一同し、いさみを本意とするが故也、合戰算を亂す時節にものけ貝をふき同き太鼓の聲を聞ては、士卒等善惡を捨て退き、懸る聲を聞ては、無二にすゝむてへれば軍はすゝむ計がよきにもあらず、退くとてもあしきに非ず、かつて負る事あり、負て勝事あり、懸引兵略は大將の心にあり、陣取の事、旗本を中に、諸勢前後左右に陣す、一手を備へる大將の陣場、東西南北に兼て定をかるゝ、故尋るに隱なし、一夜の陣にも堀をほり、土手芝手をつけ、逆茂木をゆひ、夜は篝を燒、旗本の大手に矢倉をあげ、貝太鼓をつるしをき、明日打立には夜る八ッ太鼓を撞て、はた本に一番貝を吹、是を聞て總陣貝吹おきて支度す、七ッ太鼓に二番貝を吹、總陣貝吹食す、六ッ太鼓に三番貝吹、總陣貝吹打立、すべて軍中にをいて、士卒等遠近共にあまねく下知にまたがふ事、貝太鼓の聲にまくはなし、相摸大山に學善坊と名付山臥、薩摩と號す、大貝一ッ持たり、此山臥より別に吹者なし、五十町へ聞ゆる、氏直出陣には大山寺より此山臥來り、旗本に有て貝吹、今も其子孫貝よく吹といふ、然に大將たる人は團扇を肘に、かけ、貝にをゝ付、よろひの妻手の脇に

貝鐘

我と付給へり、合戰興する時に至ては、をし。太鼓をうち、貝をならし、軍兵かゝるも、とゞまるも、引も聲次第に有て軍を亂さず、敵味方對陣をはる時、先手の役として、夜明ぬればさかひめへ出向て陣す、其間へ足輕ども五人十人、たがひにはしり出、矢軍をなす、是は下知を請てするにもあらず、故に大將もなし、或は前登を心がくる者、或は若手の侍陣中を一人二人ぬきんで集て合戰す、此時も味かたの旗本の貝太鼓の聲を聞て、懸引兵略をつくすを見れば、俗にいふかゆき所へ手をあてるがごとくにて、いさぎよく目をおどろかす、〇下略

〔總見記十三〕北國勢退散刀禰坂合戰事

子ノ刻〇天正元年八月十三日バカリノ事ナルニ、陣屋々々ヲ自燒シテ、山ノ上下斯彼火ノ色カスカニ見エケレバ、信長公御覽ジテ、敵ハ今コソシリゾクナレ、時剋ヲ移サズ追カケテ、一人モ殘サズ討捕ルベシ、先ヅ螺ノ音ヲ立ヨトテ、螺ヲフカセ太鼓ヲウタセテ、自身マッ先ニカケ出サセ玉ヒケレバ、〇下略

〔國府臺戰記〕年月ノ一センハ、ケフニスギタル事アラジ、ハヤウツ立ト下知セラルヽ、軍兵ドモハ是ヲ聞、懸リダイコヲハヤメツヽ、マッドノ川ヲ越ケレバ、〇下略

〔德川禁令考四武家〕同〇行軍雜令

此度御進發ニ付、行軍貝太鼓之儀、銘々是迄之法則ニ而者、步度不揃ニ付、西洋銃隊之儀、御中軍始、徐破急共ニ五ッ拍子太鼓爲打候樣、被仰出候間、其旨相心得、諸隊共、御貝太鼓役より可被承合候、

右之通被仰出候間、三番頭始、御供之面々江可被相達候、

十月〇慶應元年十九日

〔書言字考節用集器財七〕陣螺ヂンガイ　陣鉦ヂンガネ

〔和漢三才圖會〕介貝四十七寶螺（ほらのかひ）梭尾螺 俗云保良乃加比〇中略 按寶螺狀似海蛳而大、白黃色有淺紫斑、大者一二尺、小者二三寸、五六旋盤屈、尾窄尖、其肉淡赤、味處不食、人待肉稍出、以繩急縛肉、則懸屋桅、經日螺乾死、殼自脫、取之穿尾尖作口吹之、其聲嘹喨、用最大者爲本朝軍器、吹之進先鋒之兵、修驗行者每山行吹之、爲同行之導、且防狸狼之害、

〔本朝軍器考〕二金鼓寶螺ヲ鳴ス事ハ、モト西域ノ俗ニテアル也、千手經ニ、モシ一切ノ諸天善神ヲマネキヨバンニハ、寶螺ヲ手ニスベシトハ見エタリ、又法螺トモカク、梵貝トモイフニヤ、モロコシノ書ニハ、海中ニ出ル梭尾螺トイフ物トゾ見エタル、我朝ノ近キ代ニハ、貝太鼓二ツノ物ヲ以テ、軍中ノ要器トス、軍陣ニ用ヒシ事ハ、新宮ノ大衆等ニ起リ、貝ト太鼓トナラベ用ヒシ事ハ、蠣浪山ノ合戰ヲヤ始トシナン、是ヨリサキノ事ハイマダ所見アラズ、

〔岡本記〕一かいの取わたしの事、ふくかたを人のかたへなしてわたすべし、猶口傳あり、　一かいのふきやうの事、三ッづゝ、何時も吹べし、〇中略　一あいづのかいのふきやうの事は、たゞ二ツ、も、又は一ツゝも、又はしきりにかずもなくふくとも、心まかせ、やくそく次第也、

〔貝考〕貝は、後世、太鼓、鉦とならべて、軍陣に專ら是を用ひて進、退、止などを約する器とす、そもそも貝といふは、なべての名にて、なにの貝、なにの貝とよべり、然るに貝といつは、武家に螺のことゝするは、貝てふものゝうちにて、上がかみなる品さだめにや、又武器に貝類を用ゆることは、此外にあらざれば、貝とよべば螺のことゝするにや、〇中略　此貝を軍器に用ひしことは、いづれの頃よりといふことは、たしかに志りがたけれども、大かた源平のたゝかいよりのことなるべし、〇中略　兵學者流の傳に、袖貝と號して、二三合水の入べき程の小貝を諸手に持たせ、旗本にて合圖の貝を立ると、夫を袖貝にて受、又は先手などにて、相圖に此袖貝を立れば、旗本にてこれを受る也、旗本の貝は大貝を用ひ、足輕大將など只一組の下知には、袖貝をあみに入て腰に付、又は穴を

明けて腕貫の緒を付て用ゆるに、其孔を網代の穴と名付、青海峯の上に二ッ穴を明るを傳授とするといふは、海峯といふは貝の名所也、此名は後人の付たることにて、流派に依て其名ことなり、〇中略又網に入、或は緒を通して腰に付るには、菊形と吹嵐との二所に緒あれば、是を取合せて付るといふ、貝に緒を付ることも古へよりせしことにや、異本太平記に、貝に緒を付るといふことみえたり、又關ヶ原、大坂御陣の時、用ひたりといへる貝を見しに、多くはあみに入たり、又穴を明て緒を付たるもあり、〇中略貝の尾を切て、吹て聲音を出すやうにするをば、貝を開くとも、又貝口をひらくともいふ也、其口を開くことを秘授とする方有といふ、其所致は貝によつて、尾先より隔て、やすりにてすり落し見るに、棚と名付て一段々々の段ありて、息通じがたきに、其段を破り見るに、初めて息のかよひ段あり、夫をかぎりにすり落じ見るに、眞と名付て貝の卷目あり、其眞をかゝずして、先こゝろむるに、音よければ其まゝにおき、あしければいさゝかむかふの角をかきて、又吹こゝろみ、音のよくいれば、夫より砥石やすりにて口をする也、其砥石は初めはおのくいを用ゆ、（世に多くはあら砥といふ砥石也）夫より伊豫砥にて研也、（伊豫大門より多く出るといしなり）次に口の内をやすりにてすり、いよ砥にて、）かくのごとくすり窪めて吹ときは、其貝の十分の聲音はいる也、貝の開きやうは皆このしかたなれども、貝を取て聞くにあらざれば、其實は知れがたし、〇中略貝の口金は古傳にはなきをよしとす、尤しかるべきことなるべし、又口金を作るに品々のわかち有、皆其流派によつてわかち有、

〔源平盛衰記十三〕熊野新宮軍事

那智新宮ノ大衆軍ニ勝テ、貝鐘ヲ鳴シ、平家運傾テ、源氏繁昌シ給ベキ軍始ニ、神軍シテ勝タリト、悦ノ時三度マデコソ造ケレ、

〔安西軍策一〕大内藝州銀山櫻尾團ニ兩城ニ事

熊谷香川能程ニ引受、眞逆ニ落シ懸レバ、敵不堪二三町引退、熊谷モ本ノ陣ニ引上レバ、敵又返シ上處ヲ相圖ノ貝ヲ吹バ、伏兵悉ク起テ前後ノ峯谷ヨリ討テ懸レバ、敵一度ニ崩レテ逃下ルヲ、百三十餘討取バ、殘兵共ハ跡モ不見、大内ガ陣ヘ逃入ケル、

〔總見記四〕竹中半兵衞重治智謀武勇事

城〇稲葉山ノ中ノ者ドモ、敵ハ半兵衞バカリ也トハ不思シテ、何レモアハテ騷グ處ニ、案ノゴトク竹中善左衞門、城内ノ鐘ノ丸ヘ走リ上テ、早鐘ヲ撞シカバ、兼テ相圖ト覺シクテ、半兵衞ガ手勢ドモ、幷ニ安藤伊賀守彼是二千餘人、山上ニ責上リ、〇下略

〔甲陽軍鑑十九品第五十三〕謙信早々夜中に打立、明日〇永禄十二年五月二十三日卯の剋の合戰と定らるゝ、一の鐘に諸軍こしらへ、二のかねに武具をきよ、三の鐘にうつたつべきと、謙信出らるゝもよほしを聞、信長勢悉敗軍して、跡先もなく夜にげに仕り、

〔松隣夜話下〕長筑前兄弟ヲ初トシテ、上下男女二千六百餘人撫切ニシテ後、卽チ大聖寺後詰ノ陣ヘ謙信使ヲ立、明日〇天正四年五月卯ノ剋其方ヘ謙信參リ候テ一戰ヲ遂ベキ由言越サレ、二萬ノ人數ヲ一所ニ集メ、前後左右ノ手配リヲ丈夫ニセラレ、一ノ鐘ニテ諸軍タヽメ、二ノ鐘ニテ武具ヲシ、三ノ鐘ニテ打立ツ、

〔糀井家日記二〕粟田口合戰事

秀尙公ノ本陣ヨリ擧貝ヲ立ラルレバ、伊豆守殿御本陣モ、平林殿沼田殿ヨリモ擧貝ヲ立候ヘバ、須知小野原モ吹合候ユヘ、糀井越中モ貝ヲ合セ候ユヘ、荒木江田ヲハジメ、諸陣貝ヲ合セ申候、貝ノ手合候テ、暫クヲカレ候テ、陣々トクト調候ヘバ、其場ニテ先勝將ノアゲラレ申候、

〔見聞雜錄六ノ一武家名目抄所引〕武田方も北條も入亂々々乍戰、それ曲淵を構へ々々とて戸板を引ずり押廻す、早鐘相圖の小釣鐘小屋も燒落居たりしが、其鐘の側へ曲淵を引ずり寄て詰たりしが云

云、

〔川角太閤記一〕一風呂御入〇豊臣秀吉被成候て、あがり屋に御腰を被掛、御伽に入申候小姓衆に仰出の樣子は、年より共または物頭々々江猶可申もの也、明日可打立覺悟也、てんしゆにて一番がい立と食を燒せよ、二番がいには人夫以下を可出者なり、三番がいたつならば、いなみ野におゐて人數を立させ可有御覽と計に、小姓衆うけ給、ふれ申と相聞え申候事、〇下略

〔續撰清正記一〕志津嶽合戰物語の事

清正ある時の夜話に、志津嶽にての一戰の刻、秀吉公の御傍ちかく居候ひけるが、先に合戰はじまるべきと見をよびし故、我一人拔懸して、よき敵あらば討取んと思ひ、さらぬ體にてすゝみゆかんとせし處に、秀吉公能と見つけ給ひて、虎之助螺を吹と仰られけれども、きかぬ體にもてなして、二三間程あゆみけるが、忽度思出したるは、事の急なる時分、臆病者がふく貝は、聲が出ざる物と、世以ていひならはし候事なれば、心懸してふかざるかと、秀吉公もおぼしめし、又諸人も存ずべし、然からば假令手柄をいたし、又は討死したる跡までも、弓矢の上の恥辱これにすぎじと思ひ、貝をとり、いかにも靜に吹上、法の如く吹しまひ、馬を引よせ打乘て、急て進行けるを、〇下略

〔關八州古戰錄二十〕小田原城大扱事

氏直〇北條ヨリ黑田孝高ニ禮謝トシテ、日光一文字ノ太刀、北條家ノ白貝ト名付タル陣螺、幷ニ賴朝卿以來、鎌倉將軍家治世ノ間ノ日記ヲ送ラレケリ

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

山門ニハ西坂ニ軍アラバ、本院ノ鐘ヲツキ、東坂本ニ合戰アラバ、生源寺ノ鐘ヲ鳴スベシト、方々ノ約束ヲ定タリケル、爰ニ六月〇延元元年廿日ノ早旦ニ、早尾ノ社ノ猿共數群來テ、生源寺ノ鐘ヲ東西兩塔ニ響渡ル程コソ撞タリケレバ、諸方ノ官軍九院ノ衆徒是ヲ聞テ、スハヤ相圖ノ鐘ヲ鳴ス、

サラバ攻口ヘ馳向テ防ガントテ、我劣ラジト渡リ合フ、

〔嶋巣小說中〕天草ノ事起リテ、伊豆守殿〇松平信綱ヲツカハサレ候處、程ナク治リ候テ罷歸ラレ、直ニ登城有之候節、右ノ新左衛門ヲ始、大勢御城ニテ迎ニ出候テ、無事ニ御仕廻御歸リナサレ、目出度由申候節、豆州被申候ハ、新左ニ咄申度事有リ、只今御前ヘ出候間、退出ノ時分咄申ベシ、夫マデ是ニ待申サレ候ヘトテ、御前ヘ出申サレ、ヤヽ有テ御前ヨリ出被申時、新左衛門待居申所ヘ著座イタサレ候テ、御近習ノ衆中皆々是ヘ御出候ヘトテ、大勢ノ中ニテ伊豆守殿申サレ候ハ、新左此以前楊貴妃ノ諺ヲ引、餘リ念入タルハアシキト被申事、覺ヘ申サレ候ヤト申サレ候故、イカサマ左樣ノ事有之ヤウニ覺ヘ候由申候、其時豆州申サレ候ハ、此度天草ニテ其義ヲ存出候テ、新左申サレ候事尤ト存付申事有之候、先ヅ天草ヘ相越、總軍ヘ申談候ハ、ワレ等陣所ヲ本陣ト定メ候間、人數ヲ出候カ、又ハ急成事有之時ハ、相圖ニツキ鐘ヲ我陣ニテ撞申ベク候間、總軍出ラレ申樣ニト申合セテ、大ナル鐘ヲ取ヨセ、陣所ニ釣リ置候、其後存候ハ、如何ヤウノ破家者アリテ、カネヲ撞マジキ物ニテモ是ナク、其上敵方ヨリ忍ノ者ナド入テ、ツキ可申モ計リガタク候、左候ヘバ、大ナルサワギニナルベキト存候テ、撞木ヲ我ガ枕本ヘトリヨセ置候、又存候ハ、必シモ撞木バカリニテツキ申ベキニテ無之、鐵炮ノ臺スヘナドニテツキ申義モ有之ベキカト存候テ、中々氣ヅカイニテ、暫モ氣ヤスミ不申候故、翌日申付候テ、鐘ノ上ヲコモニテ厚ク卷置申候、何事ゾト申時分ハ、コモヲ切捨申事ハ安ク、手間モ不入事ト存テ、左ヤウニ致置候ヘドモ、マタ存候ハ、コモヲ切ホドキ候テ、ツキ申者有之マジキニモアラズ、兎角鐘ヲ地ヘヲロシ候テ、釣索ヲナガクイタシオキ、急ナル時ハ卽時ニツリ上申樣ニ可仕ト存候テ、コモニテマキ申、カネヲ地ヘヲロシ置申候、其後果シテ城中ヨリ夜討ヲカケ申故、夫鐘ツキ候ヘト申時、俄ニ繩ヲ切ホドキ候ヘドモ急ニ解ケ不申、漸クトキ候テ上ヘツリ上申內ニ、敵ハ城中ヘ引申候、爰ニテ餘リ念入過候テ、害ニ成申義ヨク合

點シテ、新左衞門申サレ候ヲ幾度カ存出候ト申サレ候、其時何レモ豆州、天草ニテ自分ノ仕損ヒノ儀ヲカクサズシテ、新左衞門ガ善ヲ掩ヒ申サレザルヲ感ジ申候、

編修總裁　従二位男爵　細川潤次郎
編修長　正七位文學博士　佐藤誠實
編修副長　文學博士　松本愛重
編修　廣池千九郎
編修兼校合員　加藤才次郎
編修　山本信哉
編修　村尾節三
編修　正七位　佐伯有義
編修　三浦千畝
校合員　坂倉廣胖
校合員　馬瀨長松
校合員　坂本廣太郎
校合員　田中敏治

編修顧問　正四位文學博士　黑川眞賴

編修顧問　從四位　本居豐穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從六位文學博士　井上賴圀

明治三十九年十一月一日印刷
明治三十九年十一月五日發行

神宮司廳

昭和九年九月一日印刷
昭和九年九月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一〇五四番
　　　　　　　三二六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所　製本）